はじめに

本書は、平成25年度末時点で99を数える独立行政法人について、平成25年度中に行われた業務実績評価等の当委員会の活動及び政府の取組を整理して、一覧的に国民の皆さまにお示ししようとするものです。

独立行政法人に対しては引き続き国民の厳しい目が向けられ、当委員会としても厳格な評価の取組が求められています。平成25年度は、当委員会が平成22年５月に改訂した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び当委員会独立行政法人評価分科会が平成25年５月に策定した「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」等に基づき、各府省の評価委員会の評価結果について横断的な視点から二次評価を実施し、政府全体の評価の厳格性・信頼性を確保するとともに、評価の質の向上を期しています。

独立行政法人が行う事業及び事務は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであり、独立行政法人は業務を効果的かつ効率的に実施することが求められています。また、独立行政法人の経営の質の向上を図り、国民の信頼を得るために、業務の運営状況を国民に対し透明化するとともに、その評価に関する情報をより多くの方々に提供することは、大変有益であると考えております。

本書では、第１部で、独立行政法人制度の動向、法人数・役職員数、予算・財務の状況等をまとめ、独立行政法人制度全体を概観し、第２部で、上述の平成25年度に行われた業務実績評価の結果等について読者の見やすさに配慮しつつ整理するとともに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価に関してもその概要を取りまとめております。さらに、巻末には、独立行政法人に関する各種の基礎的な資料を掲載しております。

本書が各位のお役に立つことを期待するとともに、当委員会の活動、独立行政法人制度の的確な運用について、各位の御理解と御協力をお願いいたします。

政策評価・独立行政法人評価委員会

目　　次

第1部　独立行政法人の状況 ……1
第1節　独立行政法人の制度等 ……3
1　独立行政法人とは ……3
2　独立行政法人制度の経緯 ……4
(1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行 ……4
(2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行 ……4
(3) その他の独立行政法人 ……5
(4) 独立行政法人通則法の改正の状況 ……5
3　独立行政法人制度の特徴 ……7
(1) 業務の効率性・質の向上 ……7
(2) 法人の自律的な業務運営の確保 ……7
(3) 業務の透明性の確保 ……8
第2節　法人数の状況 ……9
1　法人数の推移 ……9
2　主務省別の法人数 ……12
第3節　役職員の状況 ……13
1　職員の状況 ……13
(1) 職員数の状況 ……13
(2) 独立行政法人の職員規模 ……13
(3) 職員の給与水準 ……14
2　役員の状況 ……16
(1) 役員数 ……16
(2) 役員の報酬の状況 ……18
(3) 役員の退職手当の状況 ……18
第4節　財務・会計の状況 ……20
1　独立行政法人の会計制度等 ……20
(1) 独立行政法人の会計処理の原則 ……20
(2) 独立行政法人の財務諸表等 ……20
(3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査 ……21
2　各種データ ……21
(1) 資本金 ……21
(2) 予算 ……22
(3) 決算 ……28
(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況 ……29
(5) セグメント情報等 ……30
(6) 財政状態及び損益 ……31

(7) 運営費交付金債務 …… 32
(8) 目的積立金 …… 33
(9) 行政サービス実施コスト …… 34

第2部 独立行政法人評価の状況 …… 37
第1節 独立行政法人評価制度等の概要 …… 39
1 独立行政法人評価制度の概要 …… 39
(1) 業務実績評価 …… 39
(2) 中期目標期間終了時の見直し等 …… 39
2 評価委員会の構成 …… 42
(1) 府省評価委員会等の構成 …… 42
(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成 …… 45
第2節 平成 25 年度における業務実績評価の状況 …… 47
1 府省評価委員会等による業務実績評価の状況 …… 47
(1) 評価活動の概要 …… 47
(2) 評価基準等 …… 47
(3) 評価結果の反映状況等 …… 56
2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況 …… 73
(1) 取組方針等 …… 73
(2) 評価活動の概要 …… 76
(3) 平成 26 度以降の当面の視点等の決定 …… 77
(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況 …… 78
3 業務実績評価結果の概要 …… 87
【本概要の見方】 …… 87
① 内閣府 …… 89
国立公文書館 …… 90
国民生活センター …… 92
北方領土問題対策協会 …… 94
② 総務省 …… 97
情報通信研究機構 …… 98
統計センター …… 100
平和祈念事業特別基金 …… 102
郵便貯金・簡易生命保険管理機構 …… 104
③ 外務省 …… 107
国際協力機構 …… 108
国際交流基金 …… 112
④ 財務省 …… 115
酒類総合研究所 …… 116

造幣局……118
国立印刷局……120
日本万国博覧会記念機構……122
農林漁業信用基金……124
奄美群島振興開発基金……126
住宅金融支援機構……128
⑤　文部科学省……131
国立特別支援教育総合研究所……132
大学入試センター……134
国立青少年教育振興機構……136
国立女性教育会館……138
国立科学博物館……140
物質・材料研究機構……142
防災科学技術研究所……144
放射線医学総合研究所……146
国立美術館……148
国立文化財機構……150
教員研修センター……152
科学技術振興機構……154
日本学術振興会……156
理化学研究所……158
宇宙航空研究開発機構……160
日本スポーツ振興センター……162
日本芸術文化振興会……164
日本学生支援機構……166
海洋研究開発機構……168
国立高等専門学校機構……170
大学評価・学位授与機構……172
国立大学財務・経営センター……174
日本原子力研究開発機構……176
日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）……180
⑥　厚生労働省……183
国立健康・栄養研究所……184
労働安全衛生総合研究所……186
勤労者退職金共済機構……188
高齢・障害・求職者雇用支援機構……190
福祉医療機構……194
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園……196

労働政策研究・研修機構 …… 198
労働者健康福祉機構 …… 200
国立病院機構 …… 204
医薬品医療機器総合機構 …… 206
医薬基盤研究所 …… 208
年金・健康保険福祉施設整理機構 …… 210
年金積立金管理運用 …… 212
国立がん研究センター …… 214
国立循環器病研究センター …… 216
国立精神・神経医療研究センター …… 218
国立国際医療研究センター …… 220
国立成育医療研究センター …… 222
国立長寿医療研究センター …… 224
⑦　農林水産省 …… 227
農林水産消費安全技術センター …… 228
種苗管理センター …… 232
家畜改良センター …… 234
水産大学校 …… 236
農業・食品産業技術総合研究機構 …… 238
農業生物資源研究所 …… 240
農業環境技術研究所 …… 242
国際農林水産業研究センター …… 244
森林総合研究所 …… 246
水産総合研究センター …… 248
農畜産業振興機構 …… 250
農業者年金基金 …… 252
農林漁業信用基金 …… 254
⑧　経済産業省 …… 257
経済産業研究所 …… 258
工業所有権情報・研修館 …… 260
日本貿易保険 …… 262
産業技術総合研究所 …… 264
製品評価技術基盤機構 …… 266
新エネルギー・産業技術総合開発機構 …… 268
日本貿易振興機構 …… 270
情報処理推進機構 …… 272
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 …… 274
中小企業基盤整備機構 …… 276

⑨　国土交通省……279
土木研究所……280
建築研究所……282
交通安全環境研究所……284
海上技術安全研究所……286
港湾空港技術研究所……288
電子航法研究所……290
航海訓練所……292
海技教育機構……294
航空大学校……296
自動車検査……298
鉄道建設・運輸施設整備支援機構……300
国際観光振興機構……302
水資源機構……304
自動車事故対策機構……306
空港周辺整備機構……308
海上災害防止センター……310
都市再生機構……312
奄美群島振興開発基金……316
日本高速道路保有・債務返済機構……318
住宅金融支援機構……320
⑩　環境省……323
国立環境研究所……324
環境再生保全機構……326
⑪　原子力規制委員会……329
原子力安全基盤機構……330
⑫　防衛省……333
駐留軍等労働者労務管理機構……334
⑬　法務省……337
日本司法支援センター……338
⑭　国立大学法人・大学共同利用機関法人……341

第3節　平成 25 年度における中期目標期間終了時の見直しの状況……345

資料編……357
資料1　独立行政法人関係法令……359
資料1-1　独立行政法人通則法　（平成 11 年法律第 103 号）……359

資料1-2　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令
（平成 12 年政令第 316 号）……372
資料2　独立行政法人一覧……376
別添　独立行政法人国立病院機構　病院一覧……377
資料3　国立大学法人等の一覧　……380
資料4　独立行政法人の常勤職員数の推移　……382
資料5　独立行政法人の役職員の給与水準（平成 25 年度）　……384
資料5-1　職員の給与水準……384
資料5-2　独立行政法人における給与水準の検討結果等……388
資料5-3　役員報酬の支給状況……412
資料5-4　役員の退職手当の支給状況……418
資料5-5　給与、報酬等支給総額……420
（参考1）最広義人件費……422
（参考2）最広義人件費の内訳……424
資料6　独立行政法人の役員の状況……426
資料7　独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況……428
資料8　今後の業績勘案率の取組……430
資料8-1　役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明……430
資料8-2　業績勘案率に係る基本的なチェックの手順……432
資料9　財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況……434
資料 10　独立行政法人の資本金……436
資料 11　独立行政法人の予算（収入）……438
資料 11－1　独立行政法人の平成 22 年度計画における予算額（収入）……438
資料 11－2　独立行政法人の平成 23 年度計画における予算額（収入）……440
資料 11－3　独立行政法人の平成 24 年度計画における予算額（収入）……442
資料 11－4　独立行政法人の平成 25 年度計画における予算額（収入）……444
資料 11－5　独立行政法人の平成 26 年度計画における予算額（収入）……446
資料 12　独立行政法人の予算（支出）　……448
資料 12－1　独立行政法人の平成 22 年度計画における予算額（支出）……448
資料 12－2　独立行政法人の平成 23 年度計画における予算額（支出）……450
資料 12－3　独立行政法人の平成 24 年度計画における予算額（支出）……452
資料 12－4　独立行政法人の平成 25 年度計画における予算額（支出）……454
資料 12－5　独立行政法人の平成 26 年度計画における予算額（支出）……456
資料 13　平成 26 年度独立行政法人に対する財政支出……458
資料 14　独立行政法人の決算（収入）……460
資料 14-1　独立行政法人の平成 20 年度決算（収入）……460
資料 14-2　独立行政法人の平成 21 年度決算（収入）……462
資料 14-3　独立行政法人の平成 22 年度決算（収入）……464

資料 14-4　独立行政法人の平成 23 年度決算（収入）……466
資料 14-5　独立行政法人の平成 24 年度決算（収入）……468
資料 15　独立行政法人の決算（支出）……470
資料 15-1　独立行政法人の平成 20 年度決算（支出）……470
資料 15-2　独立行政法人の平成 21 年度決算（支出）……472
資料 15-3　独立行政法人の平成 22 年度決算（支出）……474
資料 15-4　独立行政法人の平成 23 年度決算（支出）……476
資料 15-5　独立行政法人の平成 24 年度決算（支出）……478
資料 16　運営費交付金の収益化基準の採用状況（平成 24 年度）……480
資料 17　法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 24 年度)……482
資料 18　独立行政法人の財政状態及び損益……484
資料 18－1　純資産と主な資産・負債の状況（平成 24 年度）……484
資料 18－2　当期総利益（損失）の状況（平成 24 年度）……486
資料 19　運営費交付金債務の状況……488
資料 20　目的積立金及び利益剰余金等の状況……494
資料 20－1　目的積立金及び利益剰余金等の状況（平成 24 年度）……494
資料 20－2　国庫納付による支出の状況（平成 24 年度）……496
資料 21　行政サービス実施コストの状況(平成 24 年度)……498
資料 22　府省独立行政法人評価委員会　委員会名簿　（平成 26 年4月1日現在）……500
資料 23　中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）……514
資料 24　独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）……515
資料 25　独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針　（平成 19 年7月 11 日　政策評価・独立行政法人評価委員会）……516
資料 26　平成 19 年度業務実績評価の取組について（平成 20 年7月 14 日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）……517
資料 27　入札・契約の適正化に係る評価における関心事項（平成 20 年9月5日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会　随意契約等評価臨時検討チーム）……517
資料 28　独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成 21 年3月 30 日　政策評価・独立行政法人評価委員会）……518
資料 29　業務実績評価の具体的取組について……519
資料 29－1　平成 21年度業務実績評価の具体的取組について（平成 22 年5月 31 日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）……519
資料 29－2　平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について（平成 23 年4月 26 日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）……521

資料 29－3　平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について
（平成 24 年5月 21日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）……521
資料 29－4　平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について
（平成 25 年5月 20 日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）……522
資料 29－5　独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について
（平成 26 年5月 29 日　政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）……523
資料 30　独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月7日　閣議決定）……525
別添　各独立行政法人について講ずべき措置……528
資料 31　独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日　閣議決定）……560
資料 32　独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日　閣議決定）……576

第１部　独立行政法人の状況

第１節　独立行政法人の制度等

（独立行政法人とは）
　①公共性の高い事務・事業のうち、
　②国が直接実施する必要はないが、
　③民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの
　を実施する法人。
（特徴）
　・業務の効率性・質の向上
　・法人の自律的な業務運営の確保
　・業務の透明性の確保
（根拠法令）
　・独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（資料1−1「独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）」参照）
　・各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律　等

１　独立行政法人とは

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの等を実施する、国とは別の法人格を有する法人である。平成 13 年に導入されたこの法人制度は、具体的には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）等に定められている。

独立行政法人は、平成 13 年1月の中央省庁等改革の実施に合わせ、主として国の機関から分離されたいわゆる「先行独法」と、特殊法人等から新たに独立行政法人化されたいわゆる「移行独法」などに分類される。

なお、通則法を準用する法人等として、日本司法支援センター、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）がある。

図表１．独立行政法人とは

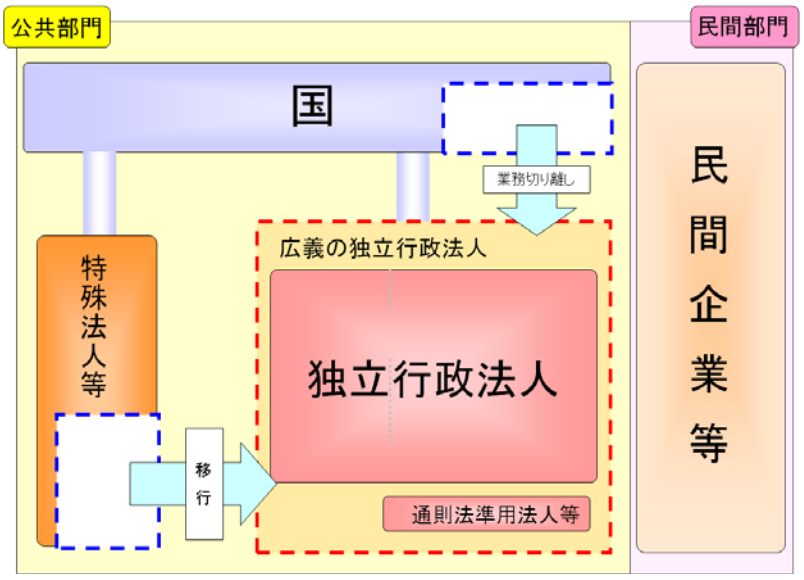

２　独立行政法人制度の経緯

（1）　中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告（平成9年 12月3日）において導入が提言された制度である。その後、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第103 号）に制度の基本的な考え方が規定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年4月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）により、89 の国の事務・事業について独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、平成 11 年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。

他方、平成 11 年 12 月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 161 号）等 59 の個別の独立行政法人の設置について定める法律（以下各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律を「個別法」という。）が制定され、続いて、12 年5月に、独立行政法人教員研修センター法が制定された。

さらに、平成 12 年 12 月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた。

このような過程を経て、まず、独立行政法人国立公文書館（以下個別の独立行政法人名については、正式名称から「独立行政法人」の文字を省略する。）等 57 の独立行政法人が、平成 13 年4月に設立された。

（2）　特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行

中央省庁等改革においては、特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行ってきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められた。まず、平成9年 12 月の行政改革会議最終報告において、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」との考え方が示された。これを受けて、12 年 12 月の「行政改革大綱」において、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する」こととし、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定され、この方針に沿って特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）が制定され、特殊法人等改革を進める機関として、内閣に特殊法人等改革推進本部が設置された。そして、各特殊法人等の個別事業についての徹底した見直し及び同見直しを踏まえた組織形態の見直しが進められ、13 年 12 月に、「特殊法人等整理合理化計画」として、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行することが閣議決定された。

特殊法人等改革推進本部は、平成 14 年 10 月に、「特殊法人等整理合理化計画」に従い設立又は統合する独立行政法人（以下「新独立行政法人」という。）の役職員は原則として非公務員とすることなどを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方

針について」を決定し、これを受け、同本部事務局は、15 年4月に、新独立行政法人に関する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」を各府省に通知した。

このような経緯を経て、「特殊法人等整理合理化計画」の対象特殊法人等のうち、平成 15 年度には 26 特殊法人及び 15 認可法人等が、16 年度には9特殊法人及び9認可法人等が独立行政法人に移行した。また、17 年度には道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに日本高速道路保有・債務返済機構が設立されたほか、2特殊法人が独立行政法人に移行した。さらに 18 年度及び 19 年度にはそれぞれ1特殊法人が独立行政法人に移行した。

(3) その他の独立行政法人

(1)及び(2)のほか、平成14年度に2法人、15年度に4法人、16年度に5法人、17年度に3法人、19 年度に1法人の独立行政法人が設立された。

また、平成 17 年 12 月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」こととされ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)において国立高度専門医療センター特別会計、国有林野事業特別会計等7つの特別会計において経理される事務・事業の全部又は一部についても、独立行政法人化等が定められた。これを受け、22 年4月に国立高度専門医療センター特別会計において経理されていた6つの組織(国立がん研究センター等)が独立行政法人に移行した。

(4) 独立行政法人通則法の改正の状況

平成 20 年4月には、各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会を廃止し、新たに総務省に独立行政法人評価委員会を設置して、独立行政法人の評価機能を一元化すること、内閣によるガバナンスを強化すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第 169 回通常国会に提出されたが、21 年7月に未審議のまま廃案となった。

また、平成 22 年5月には、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、独立行政法人の財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図ることを目的に、不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付けること、政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等の規定を整備すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 37 号)が可決・成立し、平成 22 年 11 月に施行された。

平成 22 年 12 月には、独立行政法人についての事業仕分けの結果等を踏まえ、すべての法人のすべての事務・事業の徹底的な見直しを行う、閣議決定が行われた(資料 30 独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針)。さらに、24 年 1 月には、無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させることを目指し、独立行政法人の制度及び組織を抜本的かつ一体的に見直す閣議決定が行われた(資料 31 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針)。この閣議決定に基づき、同年5月には、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分して、各法人のガバナンス体制を強化する等の新たな行政法人制度を構築すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案等が第 180 回通常国会に提出されたが、24 年 11 月にて未審議のまま廃案となった。その後、平成 25 年 12 月には独立行政法人を国の施策の実施機関として明確に位置づけ、各々の法人が担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、業務の質と効率を

向上させるため、制度・組織面で抜本的な見直しを行う閣議決定が行われた（資料 32 独立行政法人改革等に関する基本的な方針）。この閣議決定に基づき平成26年4月には、法人の事務及び事業の特性に応じて法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人の3つに分類し、各分野に即した目標管理の仕組みを導入する内容とする独立行政法人通則法の一部改正する法律案が、第 186 回通常国会に提出され平成 26 年6月に成立した。

図表2. 独立行政法人制度の経緯

平成9年	12 月	**「行政改革会議最終報告」**において独立行政法人制度の導入を提言
10 年	6月	**中央省庁等改革基本法**（平成 10 年法律第 103 号）成立。独立行政法人制度の創設を規定
11 年	4月	**「中央省庁等改革の推進に関する方針」**（平成 11 年4月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）において、独立行政法人制度の骨格及び 89 の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定
	7月	**独立行政法人通則法**（平成 11 年法律第 103 号）成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の基本となる共通の事項を規定
		独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 11 年法律第 104 号）成立。独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定
	12 月	**国立公文書館法の一部を改正する法律**（平成 11 年法律第 161 号）等 59 法人の**いわゆる個別法**成立（**「独立行政法人教員研修センター法」**（平成 12 年法律第 88 号）は平成 12 年5月成立）
		独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 220 号）成立
12 年	6月	**独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令**（平成 12 年政令第 316 号）制定
	12 月	**「行政改革大綱」**（平成 12 年 12 月1日閣議決定）において、平成 13 年4月の独立行政法人移行及び今後の独立行政法人移行の方針を明示
13 年	1月	**独立行政法人通則法**（平成 11 年法律第 103 号）施行
	4月	国立公文書館等 57 独立行政法人が発足
	12 月	**「特殊法人等整理合理化計画」**（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）により、特殊法人等の事務・事業の大部分を独立行政法人に移行することを明示
14 年	10 月	**「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」**（平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定）において、新独立行政法人の役職員は原則として非公務員とすることや、主務大臣は明確かつ具体的な中期目標を設定すること等を決定
15 年	4月	**「独立行政法人の中期目標等の策定指針」**（平成 15 年4月 18 日特殊法人等改革推進本部事務局）において、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項を提示
	10 月	特殊法人等から移行した独立行政法人の設立開始
17 年	12 月	**「行政改革の重要方針」**（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において、国の特別会計は、「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする」ことを決定
18 年	6月	**簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律**（平成 18 年法律第 47 号）成立。特別会計において経理される事務及び事業の一部について独立行政法人化すること等を規定
19 年	12 月	**「独立行政法人等整理合理化計画」**（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）により、独立行政法人の徹底的な縮減等を決定
21 年	12 月	**「独立行政法人の抜本的な見直しについて」**（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）により、すべての独立行政法人のすべての事務・事業を抜本的に見直すこと等を決定
22 年	5月	**独立行政法人通則法の一部を改正する法律**（平成 22 年法律第 37 号）成立。業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けること等を規定（11 月施行）
	12 月	**「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」**（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）により、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、見直しが必要な事項について講ずべき措置を決定
24 年	1月	**「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」**（平成24年1月20日閣議決定）により、現行制度及び全ての法人の組織のあり方を抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置を決定
	5月	**「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」**等を閣議決定
25 年	1月	**「平成 25 年度予算編成の基本方針」（平成 25 年1月 24 日閣議決定）により、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」について、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結**
	12 月	**「独立行政法人改革等に関する基本方針」（平成 25 年 12 月 16 日閣議決定）により、業務の特性に応じた法人の分類、主務大臣による効率的かつ実効性の高い目標・評価、ガバナンスの強化、予算執行の弾力化と説明責任・透明性の向上、研究開発法人についての見直し等を決定**

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

3　独立行政法人制度の特徴

（1）　業務の効率性・質の向上

ア　中期的な目標管理と第三者による事後評価、業務・組織全般の定期的見直し

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において各独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、各独立行政法人はこの中期目標に基づき中期計画及び年度計画を策定し、これらの計画に基づき、適正かつ効率的に業務を運営する。そして、毎年度及び中期目標期間の業務実績について第三者機関による評価（独立行政法人の主務省に置かれる独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）による一次評価及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価）が行われる。さらに、中期目標期間終了時には主務大臣による法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

図表3.　目標管理と第三者による事後評価及び見直し

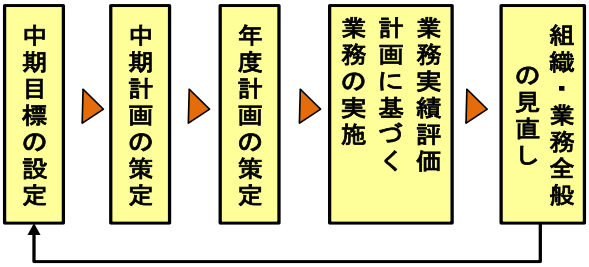

イ　企業的な経営手法による財務運営

独立行政法人は、企業会計原則を基本とした会計処理を行い、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査（一部の小規模な独立行政法人を除く。）を受けるとともに、業務の遂行状況の適確な把握及び業績の適正な評価に資するため、国民等に対し有用な財務情報を提供することとしている。

（2）　法人の自律的な業務運営の確保

独立行政法人の長は役員（理事）を任免する権限を有し、民間人登用を含めた適材適所の役員人事を行うことが可能である。

また、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められている国の行政機関とは異なり、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。なお、独立行政法人には、法人の目的や業務の性質に応じ、役職員に国家公務員の身分を与える「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人（以下「非特定独立行政法人」という。）があり、前者については、人事管理に関し、国家公務員に係る法制の適用がある。

さらに、国の一般的な予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越ができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された使途以外の使途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた使途の範囲内で取崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

（3）　業務の透明性の確保

独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性が重視されており、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等については、すべて公表が義務付けられ、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページへの掲載などの積極的な公表が求められている。

第２節 法人数の状況

１ 法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして国の組織の一部を分離することにより平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき 15 年 10 月以降、特殊法人等が独立行政法人に移行したこと等により、17 年 10 月に 113 法人を数えるまでに達したが、その後の統廃合等により、26 年4月現在、98 法人となっている（図表4及び図表5参照）。

これらのうち、役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、当初 52 法人であったが、組織・業務全般の見直しの中で非公務員化を推進した結果、平成 26 年4月現在、8法人（全体の 8.2%）となっている（資料2「独立行政法人一覧」）参照）。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づき設立されている国立大学法人が 86 法人、大学共同利用機関法人が4法人ある（平成 26 年4月現在）（資料3「国立大学法人等の一覧」参照）。

図表4．法人数の推移

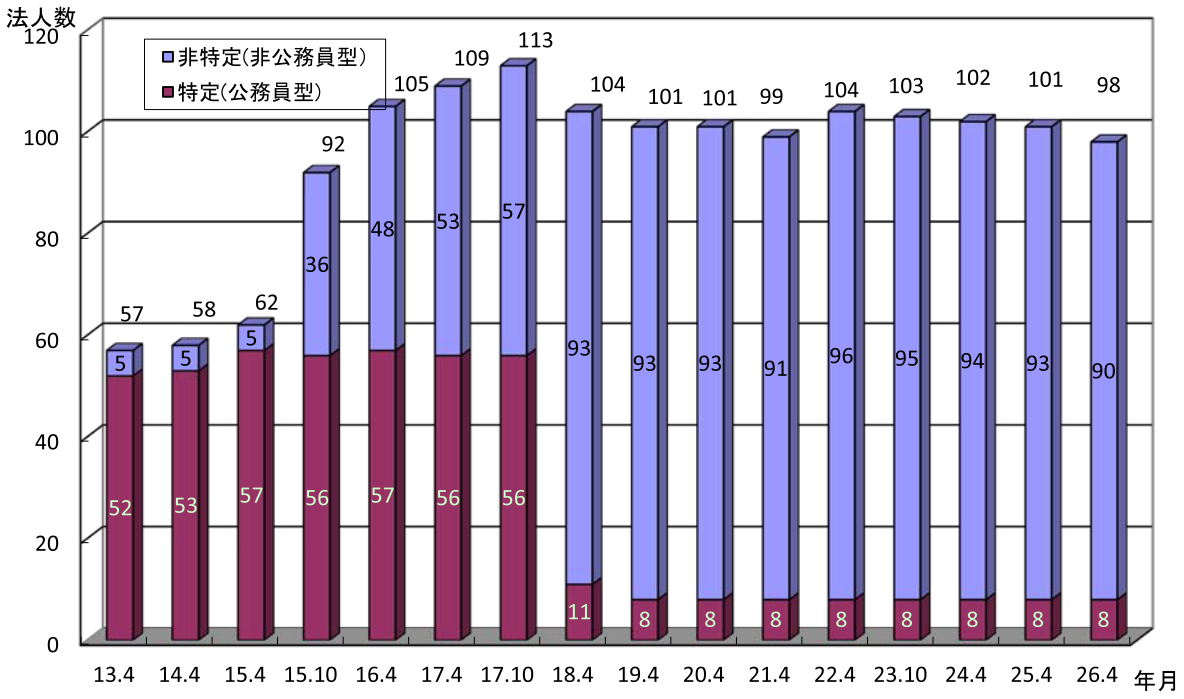

（注） 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

図表5. 法人数の推移（明細）

年　月	設　立	統合・廃止・名称変更等 （独立行政法人該当分のみ）	法人数
平成13年4月	（57法人） **【内閣府】**国立公文書館 **【総務省】**通信総合研究所、消防研究所 **【財務省】**酒類総合研究所 **【文部科学省】**国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター **【厚生労働省】**国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 **【農林水産省】**農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター **【経済産業省】**経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 **【国土交通省】**土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 **【環境省】**国立環境研究所		57
～14年4月	（1法人）**【内閣府】**駐留軍等労働者労務管理機構		58
～14年7月	（1法人）**【国土交通省】**自動車検査		
～15年4月	（3法人）**【総務省】**統計センター **【財務省】**造幣局、国立印刷局		62
～15年10月	（30法人。主に「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）に係るもの。） **【内閣府】**国民生活センター、北方領土問題対策協会 **【総務省】**平和祈念事業特別基金 **【外務省】**国際協力機構、国際交流基金 **【財務省】**通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構 **【文部科学省】**科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会 **【厚生労働省】**勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構 **【農林水産省】**農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構 **【経済産業省】**新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構 **【国土交通省】**鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター	（独立行政法人の数に増減なし） **【文部科学省】** ○航空宇宙技術研究所→宇宙航空研究開発機構 **【農林水産省】** ○農業技術研究機構→農業・生物系特定産業技術研究機構	92
～16年1月	（1法人）**【経済産業省】**情報処理推進機構		
～16年2月	（1法人）**【経済産業省】**石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
～16年3月	（1法人）**【厚生労働省】**雇用・能力開発機構		
～16年4月	（10法人）**【文部科学省】**日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター **【厚生労働省】**労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構 **【環境省】**環境再生保全機構	（独立行政法人の数に増減なし） **【総務省】** ○通信総合研究所→情報通信研究機構	105
～16年7月	（2法人）**【経済産業省】**中小企業基盤整備機構 **【国土交通省】**都市再生機構		
～16年10月	（1法人）**【国土交通省】**奄美群島振興開発基金	（独立行政法人の数に増減なし） **【経済産業省】** ○工業所有権総合情報館→工業所有権情報・研修館（名称変更）	
～17年4月	（1法人）**【厚生労働省】**医薬基盤研究所		109
～17年9月	（1法人）**【内閣府】**沖縄科学技術研究基盤整備機構		
～17年10月	（3法人） **【文部科学省】**日本原子力研究開発機構 **【厚生労働省】**年金・健康保険福祉施設整理機構 **【国土交通省】**日本高速道路保有・債務返済機構		113
～18年4月	（1法人） **【厚生労働省】**年金積立金管理運用	（10法人減） **【総務省】**○消防研究所（廃止）	

		【文部科学省】 ○国立オリンピック記念青少年センター、国立青年の家、国立少年自然の家→国立青少年教育振興機構 **【厚生労働省】** ○産業安全研究所、産業医学総合研究所→労働安全衛生総合研究所 **【農林水産省】** ○農業者大学校(廃止。なお、一部業務は農業・食品産業技術総合研究機構に移行) ○さけ・ます資源管理センター→水産総合研究センターへ統合 ○農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、農業食品研究所→農業・食品産業技術総合研究機構 **【国土交通省】** ○北海道開発土木研究所→土木研究所へ統合 ○海技大学校、海員学校→海技教育機構	104
～19 年4月	(1法人) **【国土交通省】**住宅金融支援機構	(4法人減) **【内閣府】** ○駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省に所管変更) **【文部科学省】** ○国立博物館、文化財研究所→国立文化財機構 ○国立特殊教育総合研究所→国立特別支援教育総合研究所(名称変更) **【農林水産省】** ○農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所→農林水産消費安全技術センター ○林木育種センター→森林総合研究所へ統合	101
～19 年 10 月	(1法人)**【総務省】**郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
～20 年4月		(1法人減)**【農林水産省】**○緑資源機構(廃止。なお、一部の業務は森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに承継)	101
～20 年 10 月		(1法人減)**【財務省】**○通関情報処理センター(特殊会社化)	
～21 年4月		(1法人減)**【文部科学省】**○メディア教育開発センター(廃止)	99
～21 年 10 月		(1法人減)**【文部科学省】**○国立国語研究所(廃止)	
～22 年4月	(6法人)**【厚生労働省】**国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター		104
～23 年 10 月		(1法人減)【厚生労働省】 ○雇用・能力開発機構(廃止) ○高齢・障害・求職者雇用支援機構(名称変更)	
～23 年 11 月		(1法人減)【内閣府】○沖縄科学技術研究基盤整備機構(学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の成立に伴い解散)	102
～25 年4月		(1法人減)【総務省】 ○平和祈念事業特別基金(廃止)	101
～25 年 10 月		(1法人減)【国土交通省】 ○海上災害防止センター (解散)	100
～26 年3月		(1法人減)【原子力規制委員会】 ○原子力安全基盤機構(廃止)	99
～26 年4月		(1法人減)【財務省】 ○日本万国博覧会記念機構(廃止)	98

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

２　主務省別の法人数

平成 26 年4月現在、独立行政法人は 98 法人設置されており、当該法人を所管している府省は 11 府省となっている。主務省別に独立行政法人の設置状況をみると、最も多いのは文部科学省の 23 法人であり、次が国土交通省の 19 法人となっている（図表6参照）。

図表6. 主務省別の法人数（平成 26 年4月１日現在）

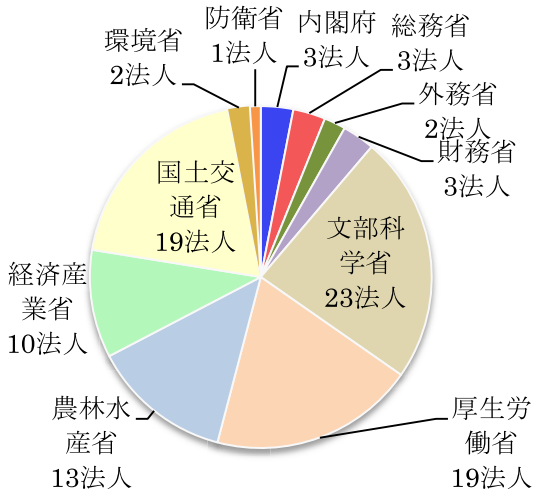

（注）1　政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省に記載している。
3　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。
4　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。

第３節 役職員の状況

１　職員の状況

（1）　職員数の状況

平成26年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数（任期付きの常勤職員数を含む。）は計143，608人となっており、25年1月1日現在の141,521人に比べ2，087人増加している（図表7参照）。その要因としては、医療の質・安全の確保の観点による医療及び看護師の増加による国立病院機構の2，075人の増加等となっている。（資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照）。

図表7．独立行政法人の常勤職員数の推移

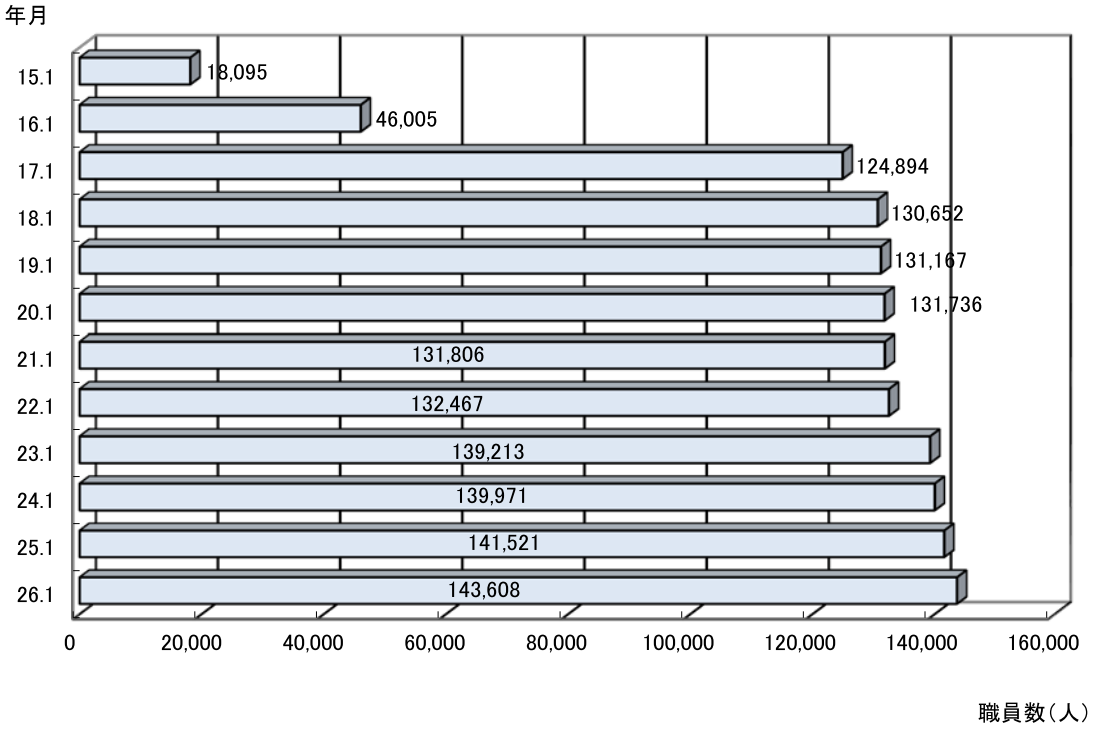

（注） 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

（2）　独立行政法人の職員規模

平成26年1月1日現在における独立行政法人100法人について、常勤職員数（任期付きの常勤職員数を含む。）の規模別にみると、職員数100人未満の法人が26法人、100人以上300人未満の法人が26法人あり、300人未満の法人は合計で52法人となり全体の52%を占めている（図表8参照）。

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数（平成 26 年1月1日現在）

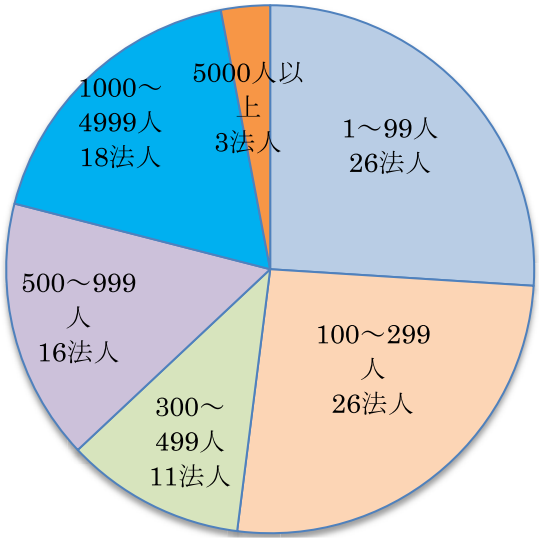

（注） 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている（図表9参照）。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

	特定独立行政法人 （通則法第 57 条第1項及び第3項）	非特定独立行政法人 （通則法第 63 条第1項及び第3項）
給与	• 職務の内容と責任 • 職員が発揮した能率	• 職員の勤務成績
給与の支給基準	• 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員の給与 • 民間企業の従業員の給与 • 当該特定独立行政法人の業務の実績 • 中期計画に係る通則法第 30 条第2項第3号の人件費の見積り • その他の事情	• 当該独立行政法人の業務の実績 • 社会一般の情勢

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成 25 年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを平成 26 年9月2日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成 25 年度の対国家公務員指数（年齢勘案）は、平均で事務・技術職員が 104.6、研究職員が 99.0、病院医師が 115.7、病院看護師が 108.2 となっている（図表 10 及び資料5－1「職員の給与水準」参照）。

図表 10.　職員の給与水準

○独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(抜粋)

事務・技術職員の対国家公務員指数は、年齢勘案で 104.6、年齢・地域・学歴勘案で 103.0 となり、ともに前年度比減少。

これは、対国家公務員指数の算出基礎となる年間給与額について、給与改定臨時特例法による給与減額支給措置が、平成 24 年度は 103 法人中 54 法人(52.4%)において労使交渉等の影響により年度途中から実施されたことに対し、平成 25 年度は全法人において年度当初から実施されたことが主な要因と考えられる。

	平均年間給与(単位:千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学齢勘案)		
	平成25年度	24年度	25年度	対前年度差	24年度	25年度	対前年度差
事務・技術職員	6,341	106.5	104.6	▲1.9	104.8	103.0	▲1.8
研究職員	8,138	100.3	99.0	▲1.3	106.5	105.2	▲1.3
病院医師	13,623	115.2	115.7	0.5	114.4	115.2	0.8
病院看護師	4,898	108.2	108.2	0	107.3	106.8	▲0.5

(注)独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(平成 26 年 9 月 2 日総務省行政管理局)による。

(参考)

「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定)(概要)

法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表する

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成 15 年9月9日策定、20 年3月 18 日最終改定)(概要)

①役員の報酬等の支給状況、
②職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、
③総人件費(給与、報酬等支給総額等)
などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月7日閣議決定)(抄)

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22 年11 月1 日閣議決定) に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成 23 年6月3日閣議決定)(抄)

○ 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第4条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)(抄)

○ 独立行政法人(総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第4条第 13 号に規定する独立行政法法人をいう。以下同じ。)の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」(平成23年6月3日閣議決定)に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

今後進める独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、独立行政法人の総人件費についても厳しく見直すこととする。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 25 年1月 24 日閣議決定）（抄）
○ 独立行政法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第4条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう厳しく見直すことを要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

2 役員の状況

(1) 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長1人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員（以下「理事等」という。）を置くことができることとされている（通則法第 18 条第1項及び第2項）。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている（通則法第 18 条第3項）。

ア 役員規模別法人数の状況

平成 26 年1月1日現在における独立行政法人 100 法人において実際に任命されている役員の数をみると、法人の長 100 人、理事等 434 人、監事 204 人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各1人の法人が 25 法人（25.0%）あり、最も多くなっている(図表 11 参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の 13 人（理事長及び副理事長各1人、理事 11 人）となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。

また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、航空大学校（理事長1人のみ）であるが、航空大学校については個別法上、別に理事1人を置くことができることとされている(資料6「独立行政法人の役員の状況」参照)。なお、監事の数は、国際協力機構、農業・食品産業技術総合研究機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、住宅金融支援機構の6法人においては3人となっている。

図表 11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況（平成 26 年1月1日現在）

法人の長及び理事等の合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
法 人 数	1	25	22	19	7	8	5	6	2	2	0	2	1	100

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

さらに、これら 100 法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の長については全員が常勤、理事等については 434 人のうち非常勤が 37 人（8.5%）、監事については 204 人のうち非常勤が 116 人（56.9%）となっている。

イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）等に基づき、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成 25 年度については、各独立行政法人等が平成 25 年 10 月1日現在の状況について公表しており、同日現在の独立行政法人（100 法人）の役員就任の形態別状況をみると、役員 637 人

（非常勤を含む。）のうち退職公務員が就任している者が 19（3.0％）人、国から出向している者が 142 人（22.3％）、独立行政法人等の退職者が就任している者が 179 人（28.1％）となっている（図表 12 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照）。

図表 12.　役員に占める退職公務員等の状況（平成 25 年 10 月1日現在）

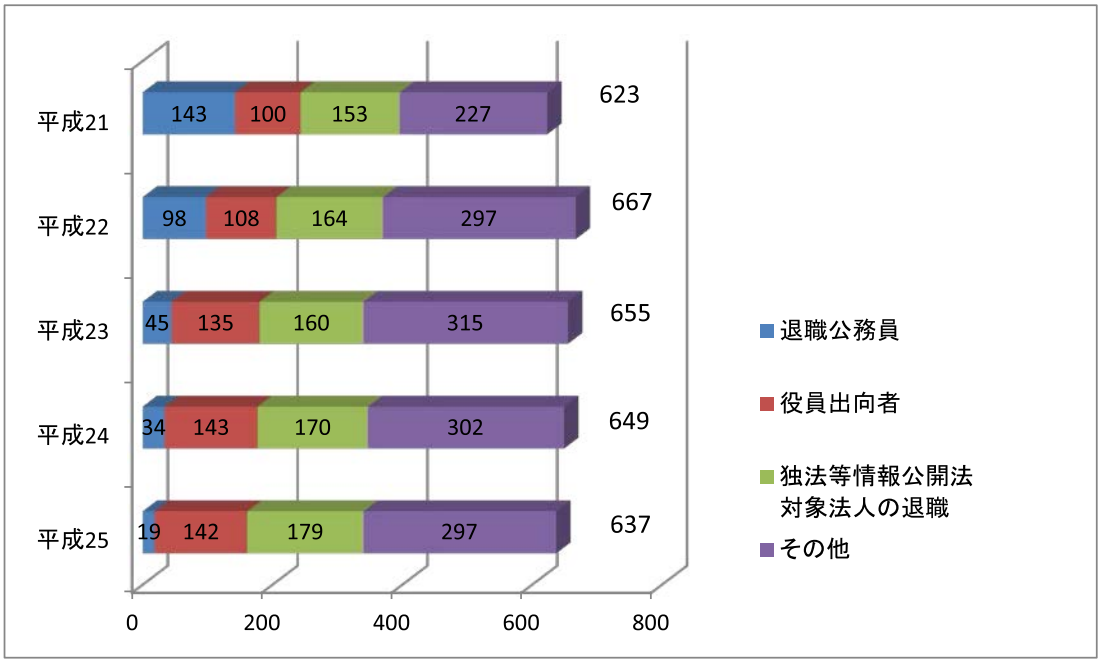

（注）1 「平成 25 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」（平成 25 年 12 月 20 日総務省及び内閣官房）等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者（①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員（ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。）又は④国からの役員出向者を除く。）をいう。
3 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。
4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の対象法人の退職者（当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者）をいい、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いた者を含む。

同様に、平成 25 年 10 月1日現在の独立行政法人 100 法人の子会社等の役員への退職公務員等の就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 58 法人、役員 677 人のうち退職公務員から就任している者が 40 人、独法等情報公開法の対象法人の役員における当該法人の退職者から就任している者が 129 人となっている。（図表 13 及び資料7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照）。

図表 13.　独立行政法人の子会社への退職公務員

（単位：法人、人）

年　度	退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	うち当該法人の退職者数
平成 21	104	1，219	144	246[44]
平成 22	92	966	103	189[19]
平成 23	80	763	68	172[15]
平成 24	65	659	54	151[10]
平成 25	58	677	40	129[8]

（注）1　「平成 25 年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」（平成 25 年 12 月 20 日総務省及び内閣官房）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2　「子会社等」とは、子会社（他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、法人の子会社とみなす。）及び一定規模以上の委託先（売上高に占める法人の発注に係る額が３分の２以上である委託先）をいう。

3　「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者（①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員（ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。）又は④国からの役員出向者を除く。）をいう。

4　退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に［　］内書きで計上している。

(2)　役員の報酬の状況

独立行政法人の役員の報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており（通則法第 52 条第2項及び第 62 条）、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ（通則法第 52 条第3項及び第 62 条）、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成 26 年9月2日に、25 年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員の報酬の合計額はそれぞれ法人の長が 16 億 2，283 万円、理事が 40 億 8，339 万円、監事が 10 億 4，832 万円となっている（資料5－3「役員報酬の支給状況」参照）。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

(3)　役員の退職手当の状況

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第 52 条及び第 62 条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、独立行政法人等の役員が高額の退職金を得ることについて批判があったことから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）において、平成 16 年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の 100 分の 12.5 を基準とし、これに府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された（図表 14 参照）。

図表 14.　独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

○「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）（抜粋）

1　独立行政法人

(1)　各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成 16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額の 12.5／100 を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。

(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。

独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 15 年9月 16 日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定)(概要)
3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

これを受けて、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っており、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についてはすべての法人において、府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

また、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べることができることとされている。

これを受けて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人評価分科会は平成 16 年7月 23 日、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする、②府省評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成 21 年3月 30 日には、それまでの 500 余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業積勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成 25 年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が 24 人、理事が 55 人、監事(常勤)が 32 人の計 111 人で、その支給総額は、法人の長が1億 8,733 万円、理事が2億 2, 680 万円、監事が 1 億 1,309 万円となっている(図表 15 及び資料5－4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表 15. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成 25 年度)

	法人の長	理　事	監　事
退職常勤役員の人数	24 人	55 人	32 人
退職手当(確定額)の支給総額	18, 733 万円	22, 680 万円	11, 309 万円

(注)1 「独立行政法人における役職員の給与水準等及び契約状況等の公表」(平成 26 年9月2日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 「理事」には副理事長等を含む。

第４節 財務・会計の状況

１　独立行政法人の会計制度等

（1）　独立行政法人の会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている（通則法第 37 条）。ここで、企業会計原則は株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し利益獲得を主たる目的としないなど営利企業とは異なる特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されないなどの事態を生じかねない。

このため、独立行政法人の会計については、企業会計原則を原則としつつ、上記の特殊性を考慮した「独立行政法人会計基準」（平成 12 年2月 16 日独立行政法人会計基準研究会決定）に基づいて処理されている。

なお、平成 22 年の通則法の改正に対応し、不要財産の国庫納付等に係る会計処理に関する改正（平成 22 年 10 月 25 日改正）がなされたほか、国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改訂の独立行政法人会計基準における適用の検討及び減損に係る会計処理による投下資本の回収計算の考え方の検討の結果を反映した改正（平成 23 年6月 28 日最終改正）がなされている。

（2）　独立行政法人の財務諸表等

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書）を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（通則法第 38 条第1項）。

また、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書並びに監事の意見（会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見）を付けなければならないこととされている（通則法第 38 条第2項）。

図表 16.　独立行政法人の財務諸表等

種　類			概　要
財務諸表	貸借対照表		独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日現在の資産、負債及び純資産の状況を示したもの。
	損益計算書		独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する収益、費用の状況を示したもの。
	利益の処分又は損失の処理に関する書類		独立行政法人の当期未処分利益の処分又は当期未処理損失の処理の内容を明らかにするもの。
	その他主務省令で定める書類	キャッシュ・フロー計算書	当該事業年度の独立行政法人のキャッシュ・フローの状況を活動区分別に示したもの。
		行政サービス施コスト計算書	納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人の業務運営に関して最終的に国民の負担に帰せられるコスト情報（行政サービス実施コスト）を一元的に集約して表示するもの。
	附属明細書		上記の書類に係る明細書
事業報告書			財務情報や定性的情報などを用いて独立行政法人の事業報告を行うもの。
決算報告書			独立行政法人の決算（予算執行の状況）を明らかにするもの。

（注）1　政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　財務諸表については「独立行政法人会計基準」において独立行政法人の財務諸表の体系と整理されているものを記載。

さらに、移行独法の中には、民間企業等に対する出資を業務とする法人もあることから、独立行政法人とその出資先を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たすため、一定の関係にある法人を有する独立行政法人は財務諸表とともに連結財務諸表を作成することとされている。

（3）　独立行政法人の財務諸表等に係る監査

個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人、100 億円以上の資本金を有する法人及び負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上に達している法人については、監事による監査のほか、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査を受けることが義務付けられている（通則法第 39 条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）第2条）。

この結果、平成 24 年度の財務諸表等については 102 法人のうち 81 法人において、通則法第 39 条の規定に基づく会計監査が実施されているほか、6法人において、法人の任意により公認会計士又は監査法人による通則法第 39 条に準じた監査が行われている(資料9「財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況」参照)。

2　各種データ

（1）　資本金

平成 24 年度末日現在における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金 1,000 億円未満の法人は 102 法人のうち 73 法人（資本金を有しない6法人を含む）となっており、資本金が 1,000 億円以上の法人（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）は 29 法人となっている（図表 17 及び資料 10「独立行政法人の資本金」参照）。

図表 17. 資本金規模別の独立行政法人数（平成 24 年度末現在）

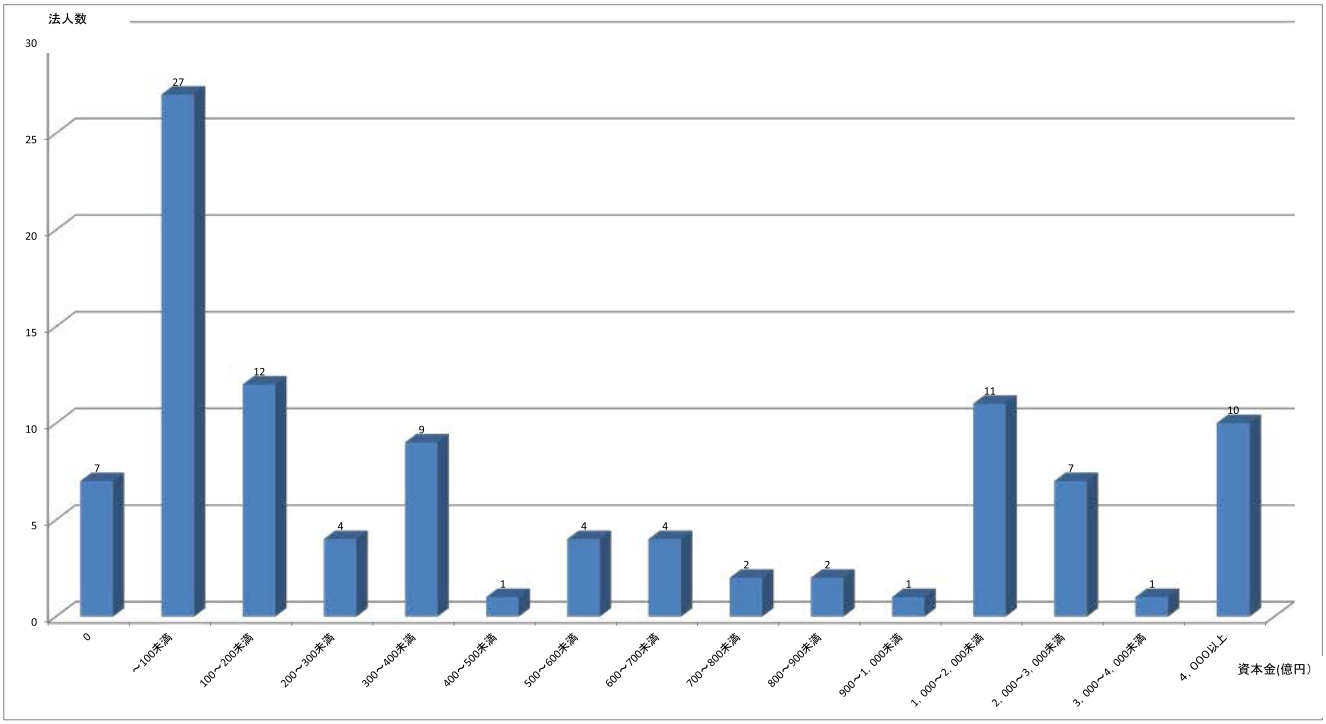

（注）1　各独立行政法人の貸借対照表（法人単位）に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　国際協力機構の有償資金協力勘定の財務等に関する数値については独立行政法人国際協力機構法第 16 条の規定により、独立行政法人評価の対象外であること等から集計に含めていない（以下同じ）。

なお、平成 24 年度末現在の資本金上位5法人は図表 18 のとおりである（資料 10「独立行政法人の資本金」参照）。

図表 18.　資本金　上位5法人（平成 24 年度末現在）

法 人 名	金　額
日本高速道路保有・債務返済機構	5兆3,763億円
福祉医療機構	1兆5,164億円
中小企業基盤整備機構	1兆1,145億円
都市再生機構	1兆0,582億円
日本原子力研究開発機構	8,930億円

（注）1　各法人の貸借対照表（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　億円未満は四捨五入。
3　国際協力機構の有償資金協力勘定に係る資本金は集計に含めていない。

（2）　予算

ア　予算総額

独立行政法人全体における当初予算（収入）（自己収入等によるもの及び過年度からの繰越分で当該年度予算に組み込まれたものを含む）の推移をみると、平成 26 年度は、98 法人で 50 兆 7,441 億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）となっている。ここで、25 年度と 26 年度を比較すると、予算額は2兆 9，004 億円減少している。主な減少理由としては、郵便貯金・簡易生命保険管理機構2兆 7，765 億円、住宅金融支援機構1兆 7 億円、日本高速道路保有・債務返済機構 2，973 億円等の減少等が挙げられる。（図表 19 及び資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

図表 19. 独立行政法人全体の当初予算（収入）の推移（総額）

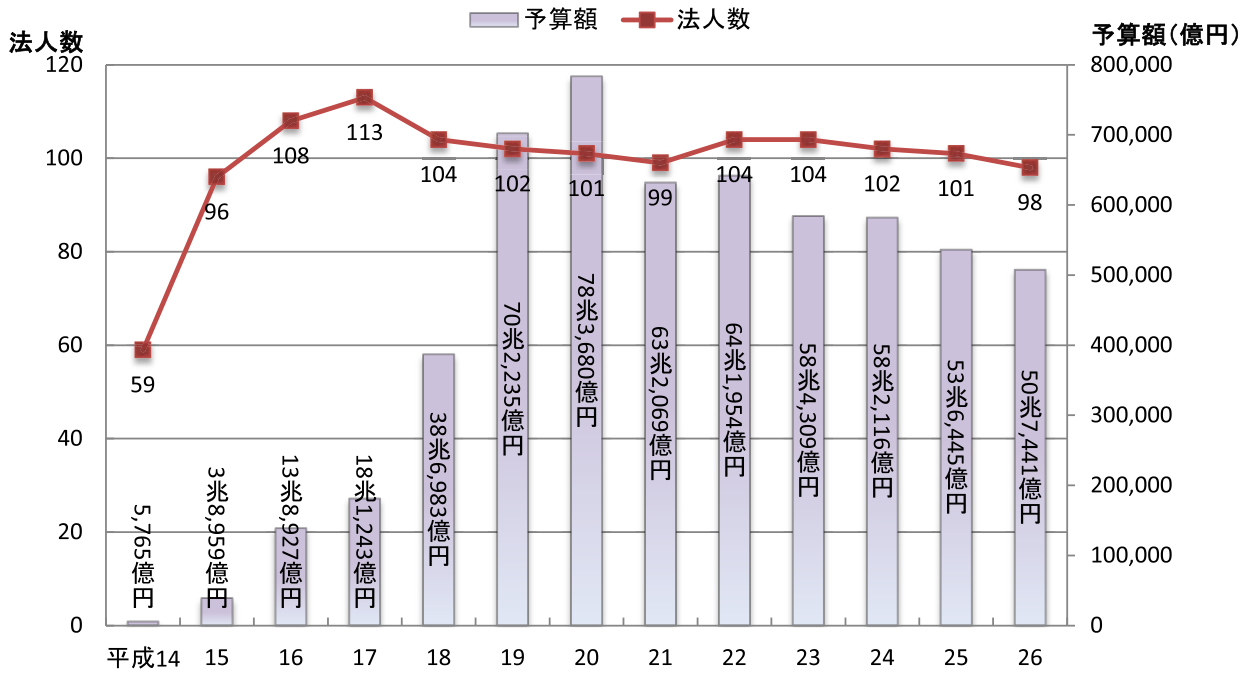

（注）1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
3 国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため除いている。

図表 20. 平成 26 年度の独立行政法人全体の当初予算（収入）の内訳（項目別）

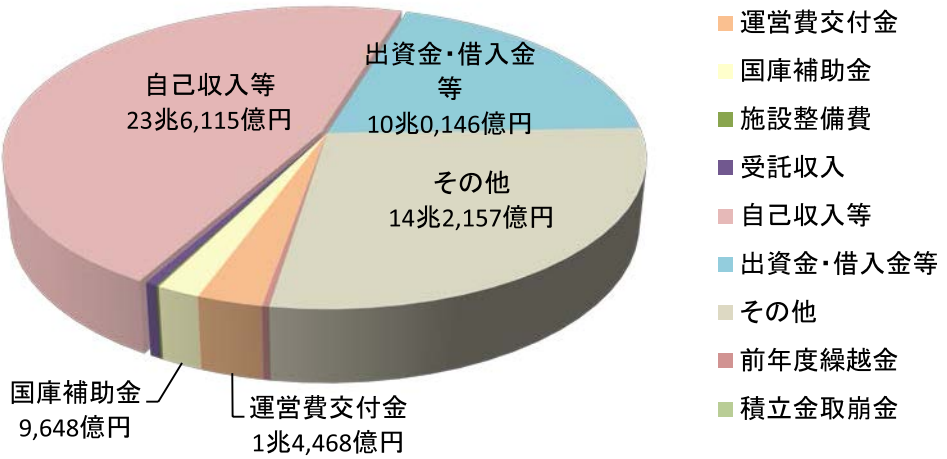

（注）1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため評価の対象外とし、集計に含めていない（以下同じ）。

平成 26 年度の当初予算（収入）の状況を規模別にみると、98 法人（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）のうち 38 法人（38.8%）については、予算規模が 100 億円未満となっている一方、予算規模が 1,000 億円以上の法人は 27 法人（27.6%）となっている。

図表 21. 予算規模別の独立行政法人の状況（平成 26 年度）

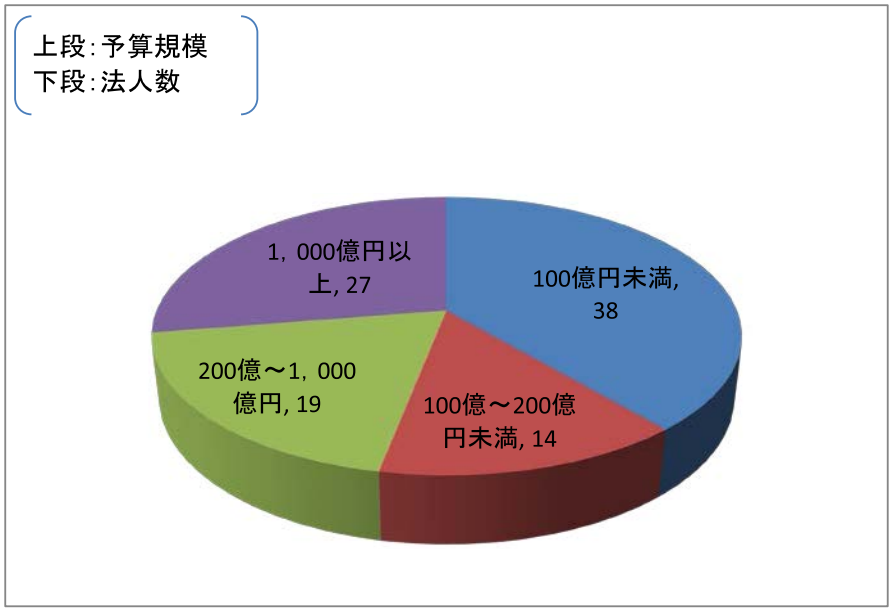

（注） 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、当初予算（収入）の上位及び下位5法人は下記のとおりとなっている（資料 11－5「独立行政法人の平成 26 年度計画における予算額（収入）」参照）。

図表 22. 予算規模上位・下位の5法人（平成 26 年度）

法 人 名	金 額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	13兆1,517億円
年金積立金管理運用	9兆7,140億円
住宅金融支援機構	7兆0,681億円
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆4,574億円
日本学生支援機構	2兆2,431億円

法 人 名	金 額
国立女性教育会館	7億円
国立健康・栄養研究所	8億円
国立特別支援教育総合研究所	10億円
酒類総合研究所	10億円
教員研修センター	14億円

（注）1 各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 億円未満は四捨五入。

イ 運営費交付金

多くの独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。当初予算（収入）における運営費交付金（過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む）の総額の推移をみると、図表 23 のとおり、平成 26 年度は合計で1兆 4,468 億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と、25 年度の1兆 4，227 億円と比較して 241 億円増加している（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照。また、独立行政法人に対する国の財政支出については、資料 13「平成 26 年度独立行政法人に対する財政支出」を参照）。

図表 23.　独立行政法人全体の運営費交付金の推移

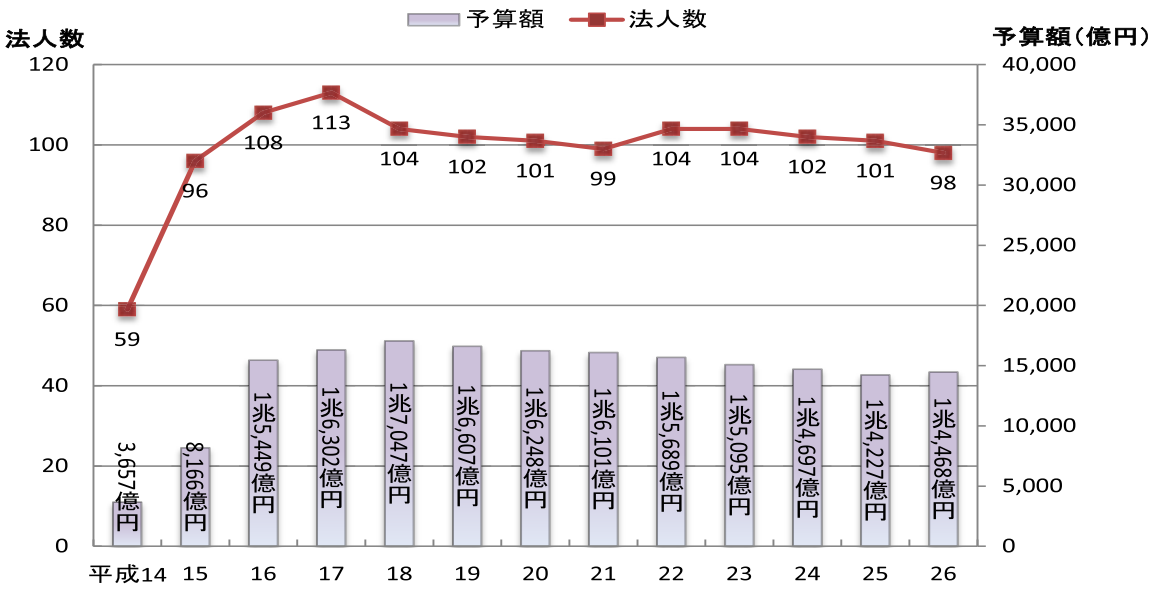

（注）1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ウ　自己収入等（受託収入含む）

i　受託収入

独立行政法人の当初予算における国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入の推移については図表 24 のとおりとなっており、平成 26 年度は合計で 2,846 億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と、25 年度の 3,222 億円と比較して 376 億円減少している（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

図表 24.　独立行政法人全体の受託収入の推移

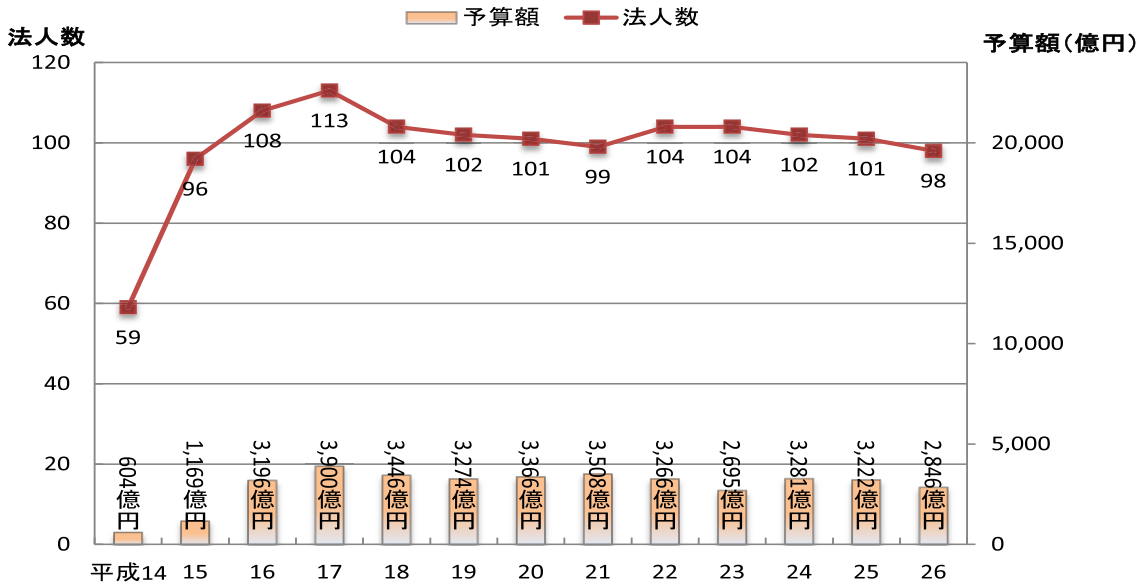

（注）1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ii　受託収入を除く自己収入等

独立行政法人の当初予算における受託収入を除く自己収入等の推移をみると図表 25 のとおりとなっており、平成 26 年度は合計で 23 兆 6,115 億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と、25 年度の 24 兆 4,568 億円と比較して 8,453 億円減少している（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

この理由は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の自己収入等に係る予算が1兆 6, 880 億円減少、住宅金融支援機構の自己収入等に係る予算が 1,249 億円減少したこと等による。

図表 25.　独立行政法人全体の自己収入等の推移

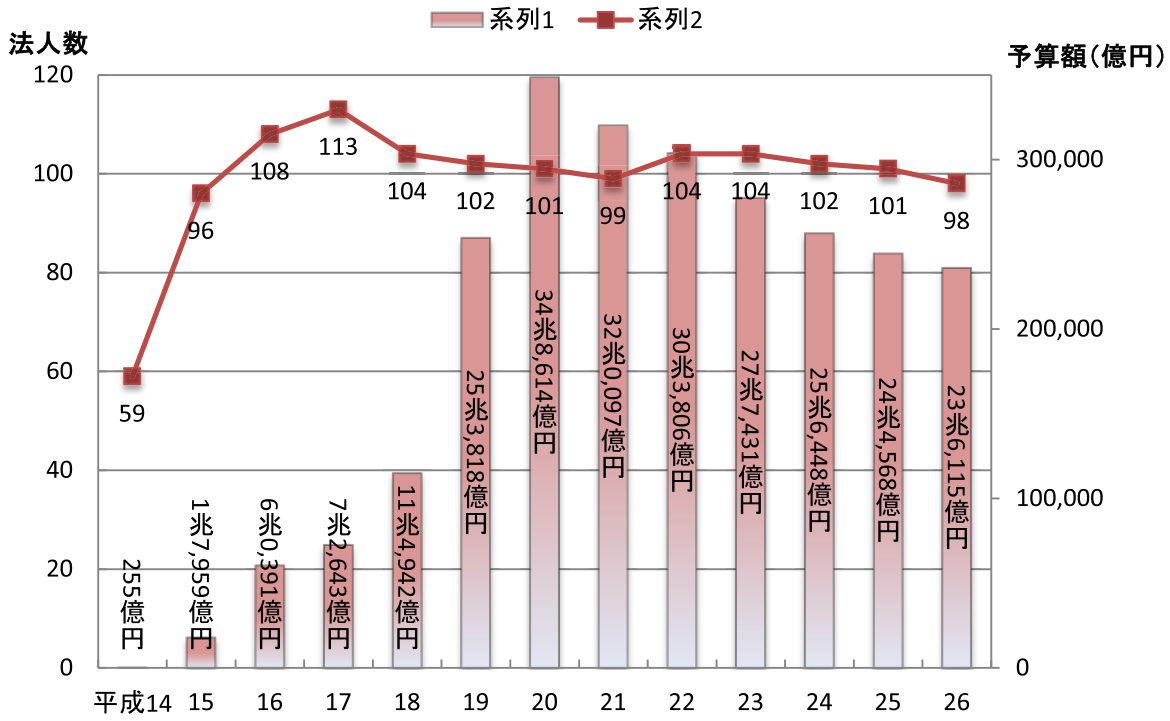

（注）1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
3　国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の平成 26 年度計画予算（当初予算）において見込んでいる自己収入等の多い上位5法人は下記のとおりである（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

図表 26.　自己収入等に係る収入予算　上位5法人（平成 26 年度収入当初予算）

法人名	金額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	10兆4,409億円
年金積立金管理運用	4兆1,926億円
日本高速道路保有・債務返済機構	1兆8,613億円
住宅金融支援機構	1兆0,168億円
都市再生機構	9,918億円

（注）1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　億円未満は四捨五入。

エ　出資金・借入金等

独立行政法人の当初予算における出資金及び借入金等の状況の推移をみると、図表 27 のとおりとなっており、平成 26 年度は合計で 10 兆 146 億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と、25 年度の 11 兆 3,067 億円と比較し 1 兆 2，921 億円減少している（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。この理由は、日本高速道路保有・債務返済機構 5，405 億円、住宅金融支援機構 5，008 億円減少したこと等による。

図表 27.　独立行政法人全体の出資金・借入金等の推移

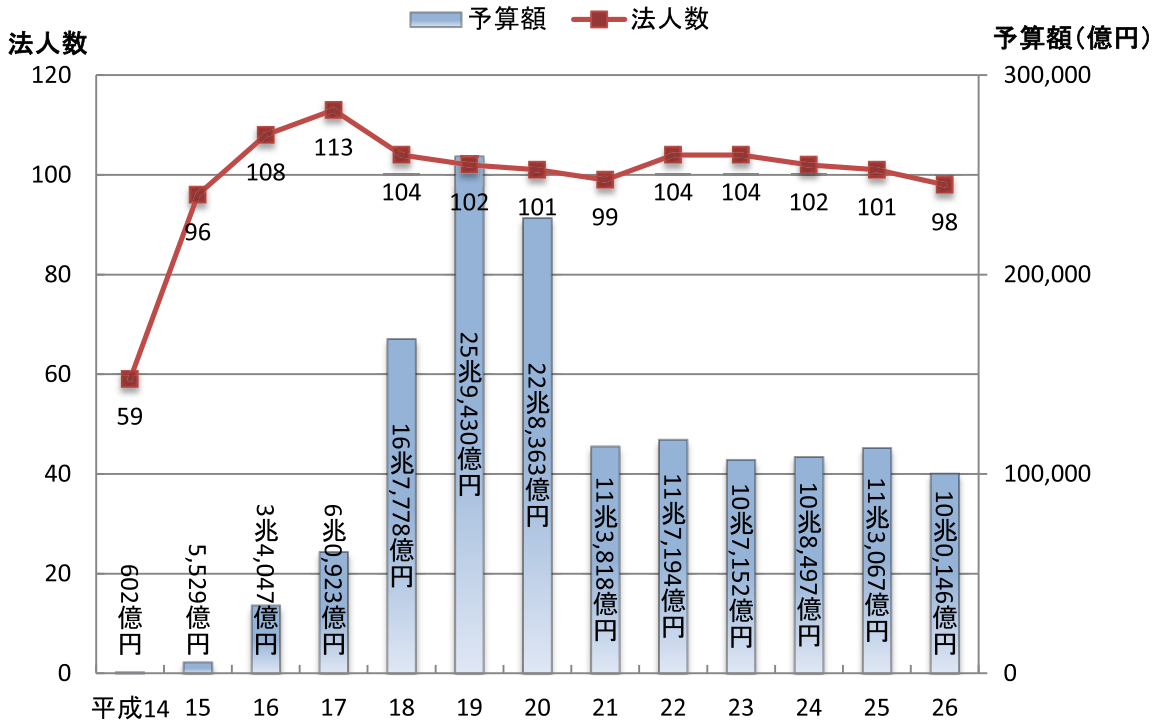

（注）１　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
２　四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
３　国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、各独立行政法人の 26 年度計画予算において見込んでいる出資金及び借入金等の多い上位5法人は下記のとおりである（資料 11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。

図表 28.　出資金・借入金等に係る収入予算　上位5法人（平成 26 年度収入当初予算）

法 人 名	金　額
住宅金融支援機構	2兆6,333億円
日本高速道路保有・債務返済機構	2兆5,960億円
日本学生支援機構	1兆5,242億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1兆2,337億円
都市再生機構	1兆0,728億円

(注)1　各独立行政法人の年度計画（当初予算）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　億円未満は四捨五入。

オ　施設整備費

独立行政法人に対して、国は、法人が施設の整備に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、図表29のとおりとなっており、平成26年度は合計で507億円（国際協力機構の有償資金協力勘定は含まず）と25年度の1，355億円と比較して848億円減少している（資料11「独立行政法人の予算（収入）」参照）。この理由は、情報通信研究機構が515億円、国立高等専門学校機構が265億円、減少したこと等による。

図表29.　独立行政法人全体の施設整備費の推移

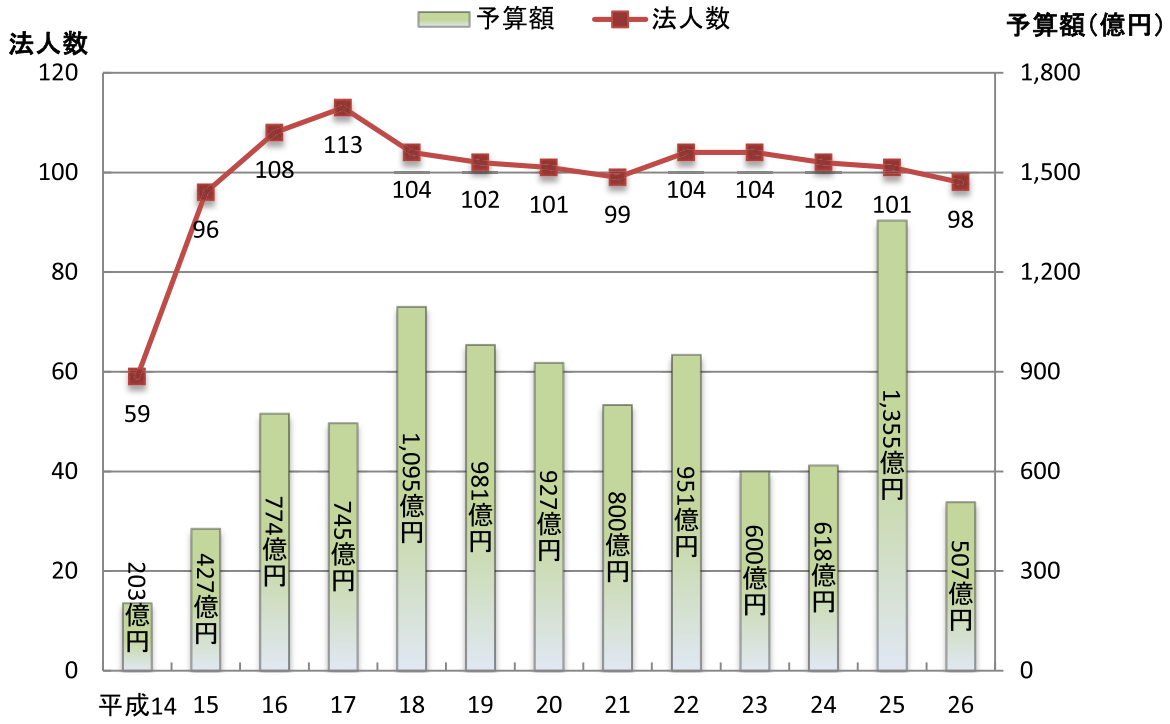

（注）1　各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。
3　国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

(3)　決算

平成24年度までに設立された102法人の24年度決算の総額は、収入で65兆4,710億円（国際協力機構の有償資金協力勘定を除く）、支出で56兆43億円となっており、収入について予算額（58兆2,116億円）と比較すると、決算額が予算額より7兆2,594億円多い（資料14－5「独立行政法人の平成24年度決算（収入）」及び資料15-5「独立行政法人の平成24年度決算（支出）」参照）。

また、収入決算額の内訳をみると、運営費交付金が1兆4,658億円、国庫補助金等が1兆2,705億円、施設整備費が1,069億円、国や特殊法人等からの受託収入が3,821億円、自己収入等が33兆4,521億円、出資金・借入金等が12兆2,715億円、その他が16兆4,302億円、前年度繰越金が847億円及び積立金取崩金が71億円となっており、平成24年度当初予算と比べ、自己収入等7兆8,072億円が増加し、出資金・借入金等が1兆4，218億円増加している。

（資料11－3「独立行政法人の平成24年度計画における予算額（収入）」及び資料14－5「独立行政法人の平成24年度決算（収入）」参照）。

図表 30. 独立行政法人の収入に係る予算及び決算額の対比（平成 24 年度）

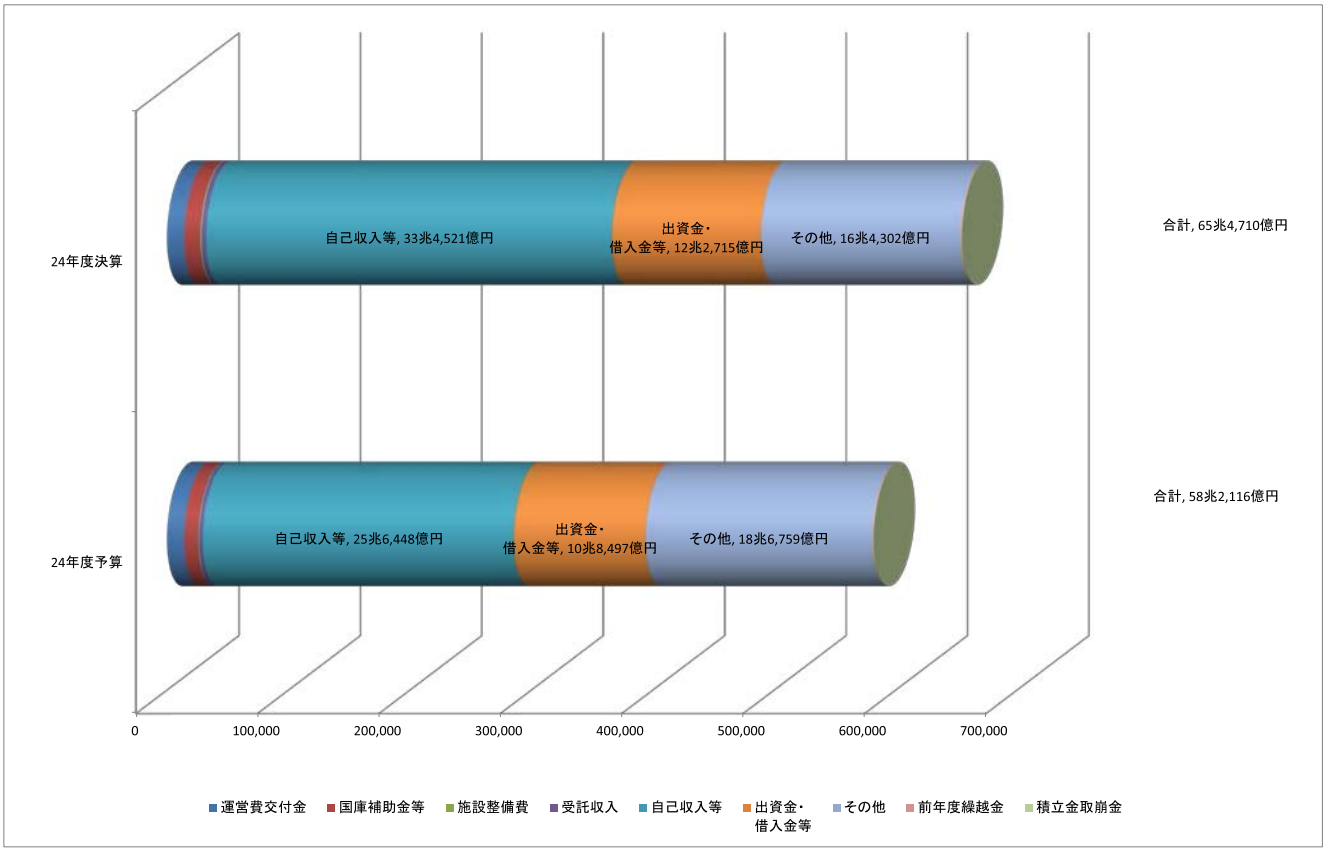

（注）１ 各法人の年度計画及び決算報告書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
２ 億円未満は四捨五入。
３ 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

（4） 運営費交付金の収益化基準の採用状況

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適当ではないことから、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、中期目標の期間中、業務の進行に応じて収益化を行うものとされている。

また、この収益化の方法については、

ⅰ）業務の達成度に応じて収益化を行う方法（業務達成型）、

ⅱ）一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法（期間進行型）、

ⅲ）業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行型）

の3つの考え方が示されている。

平成 24 年度末現在の 102 法人のうち、運営費交付金が交付されていない 16 法人を除く 86 法人について、運営費交付金の収益化の方法をみると、ⅰ）費用進行型のみを採用しているのが 60 法人、ⅱ）業務達成型のみ採用しているのが8法人、ⅲ）期間進行型の方法のみを採用しているものがゼロ法人ある。さらに、ⅳ）業務達成型と期間進行型の方法を使い分けている法人が 7 法人、ⅴ）期間進行型と費用進行型を使い分けている法人が 5 法人、ⅵ）三つの方法すべてを使い分けているものが6法人となっている（資料 16「運営費交付金の収益化基準の採用状況（平成 24 年度）」参照）。

なお、平成 19 年 11 月の「独立行政法人会計基準」の改定により、運営費交付金の収益化基準のうち成果進行型が業務達成型へと名称が改められるとともに、費用進行型を採用する場合、当該方

法を採用した理由を財務諸表において「重要な会計方針」として注記しなければならないこととされた。

(5)　セグメント情報等

ア　勘定別財務諸表

独立行政法人においては、個別法により区分して経理することが求められる場合、法人全体の財務諸表に加えて、区分した経理単位（以下「勘定」という。）ごとの財務諸表を作成することとされている。

平成 24 年度末日現在、102 法人のうち 38 法人（37.3%）において法定勘定が設けられており、勘定数が最も多い 8 法人は下記のとおりである（資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況（平成 24 年度）」参照）。

図表 31.　勘定数が最も多い 8 法人

法 人 名	勘定数
中小企業基盤整備機構	8
福祉医療機構	7
農畜産業振興機構	7
勤労者退職金共済機構	6
高齢・障害・求職者雇用支援機構	6
医薬品医療機器総合機構	6
新エネルギー・産業技術総合開発機構	6
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	6

(注)各法人の財務諸表等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

イ　セグメント情報

独立行政法人は、勘定別に財務諸表を作成するほか、附属明細書においてセグメント情報を開示することが求められている。各法人の平成 24 年度の附属明細書によれば、24 年度までに設立された 102 法人のうち、11.8%に当たる 12 法人は法定勘定区分以外のセグメントを有していない一方、法定勘定区分に加えて複数のセグメント区分を有している法人は、26 法人であり、25.5%を占める（資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況（平成 24 年度）」参照）。

図表 32.　セグメント区分の実施状況（平成 24 年度）

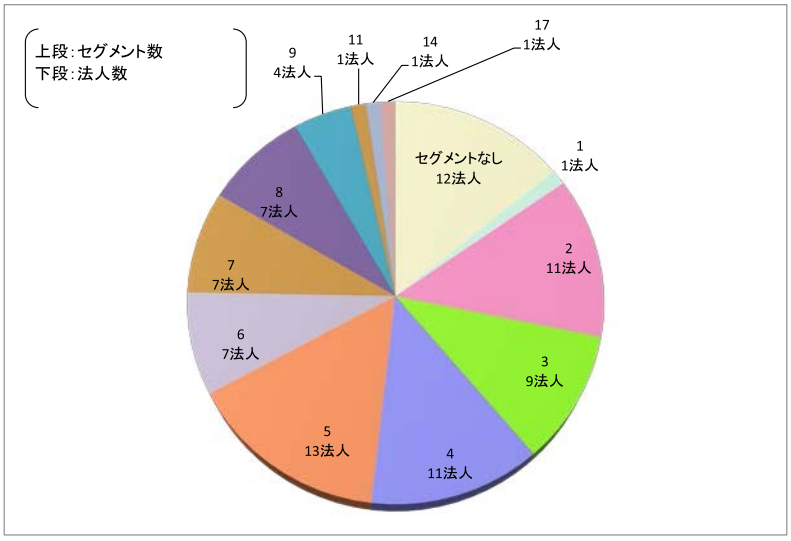

（注）各法人の附属明細書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

ここで、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

この点、セグメント情報の開示を行っている 73 法人のうち、事業の種類別にセグメントの設定を行っている法人が 69 法人、また、施設の区分別に設定を行っている法人が2法人、事業と施設の別を組み合わせて設定を行っている法人が2法人となっている（資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 24 年度)」参照）。

(6) 財政状態及び損益

平成 24 年度末現在の 102 法人について、貸借対照表に計上された財政状態の状況をみると、全体で資産が 324 兆円、負債が 279 兆円、純資産が 45 兆円（資料 18-1「純資産と主な資産・負債の状況（平成 24 年度）」参照）となっており（国際協力機構の有償資金協力勘定を除く）、23 年度の純資産約 24 兆円から、21 兆円増加している。このうち、純資産の増加の理由は、年金積立金管理運用の 10 兆 5，692 億円、国際協力機構 8 兆 7，787 億円、日本高速道路保有・債務返済機構の 4，842 億円の増加等による。

次に、平成 24 年度までに設立された 102 法人について、損益計算書上に計上された損益の状況をみると、92 法人が合計で 12 兆 8,398 億円の利益を計上し（国際協力機構の有償資金協力勘定を除く）、1法人が損益ゼロ、さらに9法人が合計で△45 億円の損失を計上している（資料 18-2「当期総利益（損失）の状況（平成 24 年度）」参照）。

また、各法人の当期損益の分布（図表 33）をみると、当期損益が△10 億円未満～10 億円未満の法人が 68 法人となっており（国際協力機構の有償資金協力勘定を除く）独立行政法人全体の 66.7％を占めている。

図表 33. 当期総利益（又は損失）の状況（平成 24 年度）

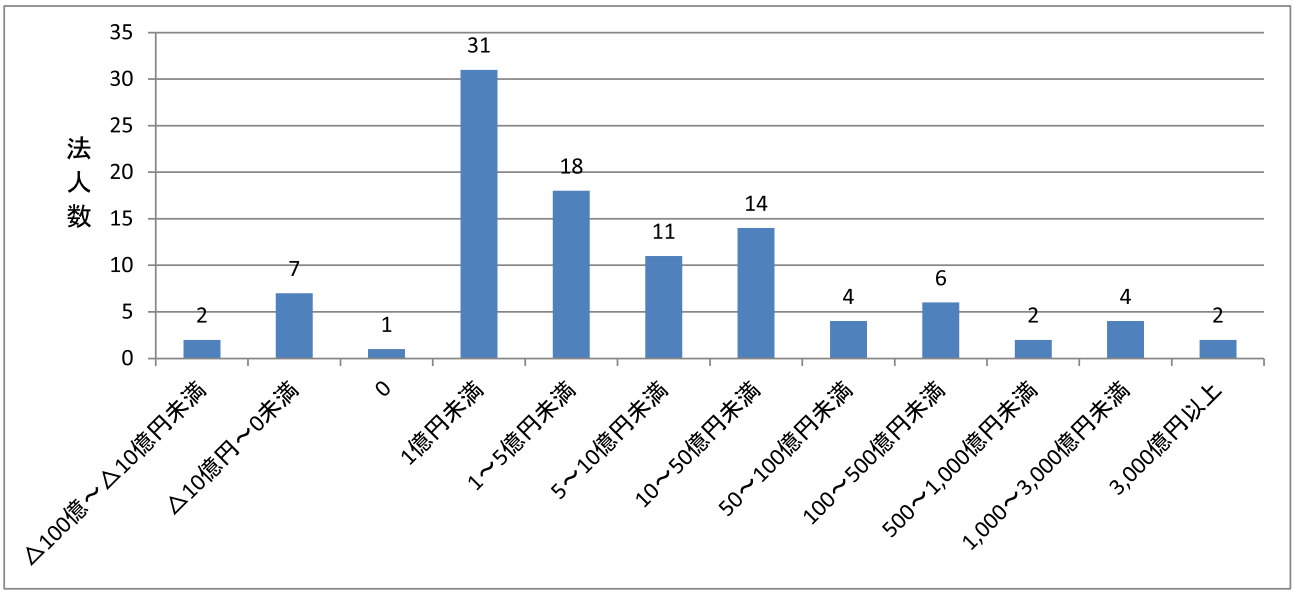

（注）1 各法人の損益計算書（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

なお、平成 24 年度における各法人の当期総利益又は損失が最も多い5法人は下記のとおりである（資料 18-2「当期総利益（損失）の状況（平成 24 年度）」参照）。

図表 34. 当期総利益又は損失が最も多い5法人（平成 24 年度）

（当期総利益最多5法人）

法人名	金額
年金積立金管理運用	11兆1,983億円
日本高速道路保有・債務返済機構	3,637億円
中小企業基盤整備機構	2,756億円
勤労者退職金共済機構	2,554億円
住宅金融支援機構	2,092億円

（当期総損失最多5法人）

法人名	金額
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	17.2億円
国立国際医療研究センター	16.7億円
国立循環器病研究センター	7億円
国立精神・神経医療研究センター	3億円
海洋研究開発機構	0. 9億円

（注）1 各法人の損益計算書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 億円未満は四捨五入。
3 国際協力機構は有償資金協力勘定を集計に含めていない。

（7） 運営費交付金債務

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所要の財源措置を行うものとされ（通則法第 46 条）、平成 24 年度においては、運営費交付金として 87 法人に対して総額1兆4，656 億円が交付されている。

また、平成 24 年度末現在、運営費交付金債務を計上している法人は 65 法人でその金額合計は 1,469 億円となっている。なお、運営費交付金債務の計上額が最も多い5法人は下記のようになっている（資料 19「運営費交付金債務の状況」参照）。

図表 35.　運営費交付金債務残高　上位5法人（平成 24 年度末現在）

法 人 名	金　額
国際協力機構	226億円
産業技術総合研究所	177億円
中小企業基盤整備機構	175億円
科学技術振興機構	155億円
日本原子力研究開発機構	145億円

（注）1　各法人の附属明細書（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　億円未満は四捨五入。

（8）　目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額（以下「目的積立金」という。）について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることができることとされており（通則法第 44 条第3項）、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

なお、平成 24 年度末現在、目的積立金を有している3法人は下記のとおりである（資料 20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照）。

図表 36. 目的積立金残高を計上している法人（平成 24 年度末現在）

法 人 名	金　額
医薬品医療機器総合機構	6.2億円
物質・材料研究機構	0.8億円
放射線医学総合研究所	0.02億円

（注）1　各法人の貸借対照表（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　百万円以下は四捨五入。

また、平成 24 年度までに設立された 102 法人の当期総利益又は損失の総額として 13 兆 8，715 億円の利益が計上されているが（国際協力機構の有償資金協力勘定を除く）、このうち利益処分により目的積立金として主務大臣の承認を受けたのは、4法人で総額 6.9 億円となっており、下記のとおりである（資料 20-1「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照）。

図表 37.　平成 24 年度利益処分における目的積立金の積立額

法 人 名	金　額
医薬品医療機器総合機構	6.17億円
物質・材料研究機構	0.48億円
科学技術振興機構	0.24億円
放射線医学総合研究所	0.04億円

（注）1　各法人の利益処分に関する書類に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　百万円未満は四捨五入。

(9)　行政サービス実施コスト

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「損益外減損損失相当額」、「損益外利息費用相当額」、「損益外除売却差額相当額」、「引当外賞与見積額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」(国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていなければ、本来国の収入となったと考えられる国民負担額)で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

まず、平成24年度までに設立された102法人について、24年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が△9兆6,622億円、損益外減価償却相当額が1,691億円、損益外減損損失相当額が166億円、損益外利息費用相当額が3億円、損益外除売却差額相当額7億円、引当外賞与見積額が△15億円、引当外退職給付増加見積額が88億円、機会費用1,776億円、法人税及び国庫納付額の控除が△533億円となっており、合計では9兆3,438億円となっている。(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成24年度)」参照)。

次に、24年度において行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、同コストが0円以上50億円未満の法人数が最も多く、36法人となっている(図表38及び資料21「行政サービス実施コストの状況(平成24年度)」参照)。

図表 38.　行政サービス実施コスト規模別の法人数　(平成 15～24 年度)

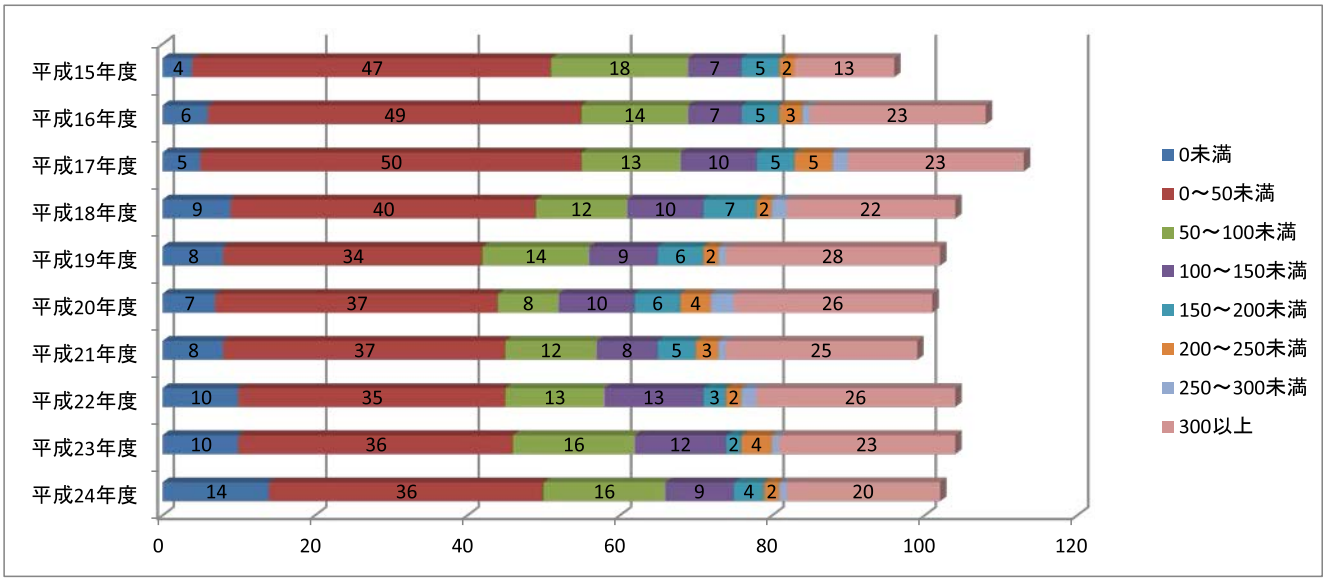

(注) 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成24年度における各法人の行政サービス実施コストについて、上位及び下位の5法人は下記のとおりである(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成24年度)」参照)。

図表 39. 行政サービス実施コストが最多・最少の5法人（平成 24 年度）

（最多5法人）

法 人 名	金　額
日本学術振興会	2,710億円
日本原子力研究開発機構	1,979億円
国際協力機構	1,926億円
宇宙航空研究開発機構	1,876億円
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,377億円

（最少5法人）

法 人 名	金　額
年金積立金管理運用	△111,983億円
勤労者退職金共済機構	△2,468億円
中小企業基盤整備機構	△2,294億円
住宅金融支援機構	△1,337億円
日本貿易保険	△198億円

(注)1　各法人の行政サービス実施コスト計算書（法人単位）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　億円未満は四捨五入。

第2部　独立行政法人評価の状況

第１節　独立行政法人評価制度等の概要

１　独立行政法人評価制度の概要

（１）業務実績評価

ア　意義

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされている。評価の結果は、法人の業務運営の改善のみならず、役職員の人事、処遇等にも反映させることとしており、これらの仕組みを通じ、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることが求められている。

このように、事後評価が独立行政法人制度の不可欠な要素となっていることから、独立行政法人の業務の実績の評価は、中立・公正な立場から客観的に実施されることが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である府省評価委員会を設置して評価を行うとともに、さらに総務省に全政府レベルの第三者評価機関である政策評価・独立行政法人評価委員会を設置し、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとされている（府省評価委員会の詳細については、資料 22「府省独立行政法人評価委員会　委員会名簿（平成 26 年4月１日現在）」を参照）。

イ　府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

独立行政法人の各事業年度における業務実績の評価に当たっては、ⅰ）府省評価委員会は、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定」（通則法第 32 条第2項）を行い、その評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともに、必要に応じ、業務運営の改善等についての勧告をすることができる（同条第3項）、ⅱ）政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会から通知された評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる」（同条第5項）こととされている（図表 40「業績評価及び見直しのスキーム」参照）。

また、独立行政法人の中期目標期間における業務実績に関する評価に当たっても、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会が各事業年度における業務実績に関する評価等と同様に評価等を行うこととされている（通則法第 34 条）。

（２）中期目標期間終了時の見直し等

ア　意義

独立行政法人については、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、主務大臣がその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

また、この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。

さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

イ　主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

通則法においては、独立行政法人の中期目標期間の終了時の見直しについて、主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会それぞれの所掌事務が、次のように定められている。

（ⅰ）主務大臣の検討

独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」（通則法第 35 条第1項）こととされている。

（ⅱ）府省評価委員会の評価

主務大臣の検討に当たり、府省評価委員会の意見を聴くことが義務付けられている（同条第2項）。

（ⅲ）政策評価・独立行政法人評価委員会の評価

政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる」（同条第3項）こととされている。

ウ　見直しの仕組み

通則法第 35 条の定める中期目標期間の終了時の見直しに当たっては、平成 15 年8月1日に閣議決定された「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、次の手順で行われることとされている（図表 40 及び資料 23「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年8月1日閣議決定）」参照）。

① 主務大臣は、基準第2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び基準第3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ法人の組織・業務全般の見直しについての当初案（以下「見直し当初案」という。）を作成し、その実現に向けて当該法人に係る国の予算要求を行う。

② 政策評価・独立行政法人評価委員会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう、早期に主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘（以下「勧告の方向性」という。）を行う。

③ 主務大臣は、予算編成過程において、政策評価・独立行政法人評価委員会による勧告の方向性等の指摘が最大限活かされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し当初案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、見直し案を決定する。

なお、当該見直し案の決定に際しては、行政改革推進本部の議を経ることとされていたが、平成 21 年 12 月 25 日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、当該議を経ることを要しないこととされている（資料 24「独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）」参照）。

図表 40. 業務実績評価及び見直しのスキーム

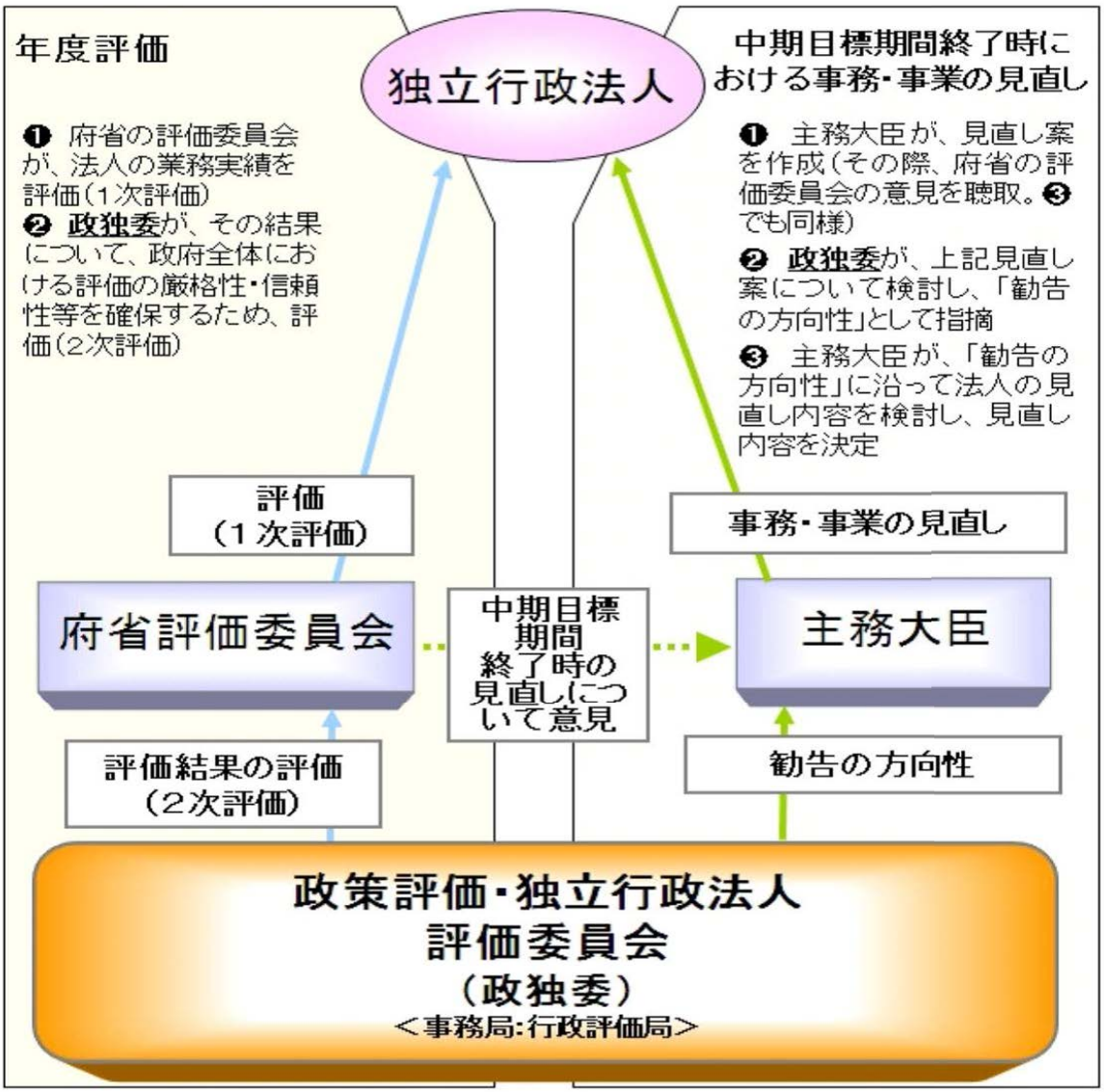

2　評価委員会の構成

（１）府省評価委員会等の構成

平成 26 年4月現在、府省評価委員会は独立行政法人を所管する 11 府省に設置されており、98の独立行政法人と通則法が準用される日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を対象として、通則法に基づく評価等の事務を行っている。府省評価委員会別の対象法人数は、最大が文部科学省で23法人、次に国土交通省が19法人（他府省と共管の法人を含む。）となっている。また、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく日本司法支援センターの評価等のため、法務省に日本司法支援センター評価委員会が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価等のため、文部科学省に国立大学法人評価委員会が設置されている。

これらの委員会の委員の構成等をみると、5人ないし29人の委員が任命されており、委員会によっては、委員に加えて臨時委員や専門委員を任命している。さらに、法務省及び防衛省を除く府省評価委員会等においては、当該委員会に、単独の法人又は業務の性格等の類似する複数の法人単位に分科会や部会を設置し、機能的な評価を行っている（図表 41及び資料 22「府省独立行政法人評価委員会　委員会名簿（平成26年4月1日現在）」参照）。

図表 41.　府省評価委員会の構成（平成 26 年4月現在）

委員会						委員会に置かれる分科会・部会						
名称	委員数				対象法人数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時委員	専門委員	計			委員	臨時委員	専門委員	計	法人数	名称
内閣府 独立行政法人 評価委員会	14	―	―	14	5	国立公文書館分科会	5	―	―	5	1	国立公文書館
						北方領土問題対策協会分科会	5	―	―	5	1	北方領土問題対策協会（農林水産省と共管）
						国民生活センター分科会	5	―	―	5	1	国民生活センター
						宇宙航空研究開発機構分科会	2	3	―	5	1	宇宙航空研究開発機構（文部科学省、総務省、経済産業省と共管）
						原子力安全基盤機構分科会	2	1	―	3	1	原子力安全基盤機構（原子力規制委員会と共管）
総務省 独立行政法人 評価委員会	12	－	29	41	4	情報通信・宇宙開発分科会	6	－	14	20	2	情報通信研究機構（財務省と共管）、宇宙航空研究開発機構（文部科学省、内閣府、経済産業省と共管）
						郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	3	－	6	9	1	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
						統計センター分科会	3	－	9	12	1	統計センター
外務省 独立行政法人 評価委員会	13	－	1	14	2	国際交流基金分科会	9	－	－	9	1	国際交流基金
						国際協力機構分科会	10	－	－	10	1	国際協力機構
						コンプライアンス部会	2	－	1	3	2	国際交流基金・国際協力機構

委員会						委員会に置かれる分科会・部会							
名称	委員数				対象法人数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等		
	委員	臨時委員	専門委員	計			委員	臨時委員	専門委員	計	法人数	名称	
財務省 独立行政法人 評価委員会	21	29	－	50	10	農林漁業信用基金分科会	2	3	－	5	1	農林漁業信用基金（主務省は農林水産省及び財務省）	
						住宅金融支援機構分科会	2	3	－	5	1	住宅金融支援機構（主務省は国土交通省及び財務省）	
						造幣局分科会	2	5	－	7	1	造幣局	
						国立印刷局分科会	2	5	－	7	1	国立印刷局	
						日本万国博覧会記念機構分科会	2	5	－	7	1	日本万国博覧会記念機構	
						酒類総合研究所分科会	2	5	－	7	1	酒類総合研究所	
						情報通信研究機構部会	2	1	－	3	1	情報通信研究機構（総務省と一部共管）	
						中小企業基盤整備機構部会	2	1	－	3	1	中小企業基盤整備機構（経済産業省と一部共管）	
						奄美群島振興開発基金部会	3	－	－	3	1	奄美群島振興開発基金（主務省は国土交通省及び財務省）	
						農業・食品産業技術総合研究機構部会	2	1	－	3	1	農業・食品産業技術総合研究機構（農林水産省と共管）	
文部科学省 独立行政法人 評価委員会	24	－	－	24	24	初等中等教育分科会	2	10	－	12	2	国立特別支援教育総合研究所、教員研修センター	
						高等教育分科会	4	23	－	27	6	大学入試センター、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）	
						社会教育分科会	2	12	－	14	2	国立女性教育会館、国立科学博物館	
						スポーツ・青少年分科会	3	9	－	12	2	国立青少年教育振興機構、日本スポーツ振興センター	
						科学技術・学術分科会	9	2	－	11	9	物質・材料研究機構、放射線医学総合研究所、理化学研究所、防災科学技術研究所、宇宙航空研究開発機構（内閣府、総務省、経済産業省と共管）、日本学術振興会、科学技術振興機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構（経済産業省、原子力規制委員会と共管））	
						文化分科会	4	12	－	16	3	国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会	
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	29	23	－	52	21	調査研究部会	5	3	－	8	3	国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、医薬基盤研究所	
						高度専門医療研究部会	5	4	－	9	6	国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター	
						国立病院部会	4	3	－	7	1	国立病院機構	
						労働部会	5	4	－	9	4	勤労者退職金共済機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構	
						医療・福祉部会	5	3	－	8	3	福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、医薬品医療機器総合機構	
						水資源部会	2	1	－	3	1	水資源機構（国土交通省、農林水産省、経済産業省と共管）	
						年金部会	3	3	－	6	3	農業者年金基金（農林水産省と共管）、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用	
						地域医療機能推進部会	3	3	－	6	1	地域医療機能推進機構	

委員会						委員会に置かれる分科会・部会						
名称	委員数				対象法人数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時委員	専門委員	計			委員	臨時委員	専門委員	計	法人数	名称
農林水産省独立行政法人評価委員会	25	－	36	61	16	農業分科会	9	－	15	24	7	農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金（厚生労働省と共管）、農林漁業信用基金（主務省は農林水産省及び財務省）、水資源機構（国土交通省、厚生労働省、経済産業省と共管）
						農業技術分科会	5	－	9	14	5	農業・食品産業技術総合研究機構（財務省と共管）、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、土木研究所（国土交通省と共管）
						林野分科会	5	－	7	12	1	森林総合研究所
						水産分科会	6	－	5	11	3	水産大学校、水産総合研究センター、北方領土問題対策協会（内閣府と共管）
経済産業省独立行政法人評価委員会	18	47	1	66	13	経済産業研究所分科会	1	2	－	3	1	経済産業研究所
						工業所有権情報・研修館分科会	1	3	－	4	1	工業所有権情報・研修館
						通商・貿易分科会	2	8	1	11	2	日本貿易保険、日本貿易振興機構
						産業技術分科会	6	15	－	21	4	産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、宇宙航空研究開発機構（文部科学省、内閣府、総務省と共管）、日本原子力研究開発機構(文部科学省、原子力規制委員会と共管）
						技術基盤分科会	1	5	－	6	1	製品評価技術基盤機構
						資源分科会	2	8	－	10	2	石油天然ガス・金属鉱物資源機構、水資源機構（国土交通省、厚生労働省、農林水産省と共管）
						情報処理推進機構分科会	1	3	－	4	1	情報処理推進機構
						中小企業基盤整備機構分科会	2	3	－	5	1	中小企業基盤整備機構（財務省と共管）
国土交通省独立行政法人評価委員会	27	54	－	81	19	土木研究所分科会	4	5	－	9	1	土木研究所（農林水産省と共管）
						建築研究所分科会	2	4	－	6	1	建築研究所
						交通関係研究所分科会	2	6	－	8	3	交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所
						港湾空港技術研究所分科会	3	3	－	6	1	港湾空港技術研究所
						教育機関分科会	2	9	－	11	3	航海訓練所、航空大学校、海技教育機構
						自動車検査分科会	3	3	－	6	1	自動車検査
						鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	4	3	－	7	1	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
						国際観光振興機構分科会	2	3	－	5	1	国際観光振興機構
						水資源機構分科会	2	3	－	5	1	水資源機構（厚生労働省、農林水産省、経済産業省と共管）
						自動車事故対策機構分科会	3	4	－	7	1	自動車事故対策機構
						空港周辺整備機構分科会	2	3	－	5	1	空港周辺整備機構
						都市再生機構分科会	3	4	－	7	1	都市再生機構
						奄美群島振興開発基金分科会	2	3	－	5	1	奄美群島振興開発基金（主務省は国土交通省及び財務省）
						日本高速道路保有・債務返済機構分科会	5	3	－	8	1	日本高速道路保有・債務返済機構
						住宅金融支援機構分科会	3	5	－	8	1	住宅金融支援機構（主務省は国土交通省及び財務省）

委員会						委員会に置かれる分科会・部会						
名称	委員数				対象法人数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時委員	専門委員	計			委員	臨時委員	専門委員	計	法人数	名称
環境省独立行政法人評価委員会	7	2	－	9	2	国立環境研究所部会	6	1	－	7	1	国立環境研究所
						環境再生保全機構部会	5	2	－	7	1	環境再生保全機構
防衛省独立行政法人評価委員会	5	－	－	5	1						1	駐留軍等労働者労務管理機構
日本司法支援センター評価委員会	10	－	－	10	1						1	日本司法支援センター
国立大学法人評価委員会	20	7	－	27	90	国立大学法人分科会	12	4	－	16	86	国立大学法人
						大学共同利用機関法人分科会	3	2	9	14	4	大学共同利用機関法人
旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会	4	1	－	5	1						1	原子力安全基盤機構

（注）1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 原子力規制委員会独立行政法人評価委員会日本原子力研究開発機構部会については、平成 25 年 5 月 28 日に設置。

（２）政策評価・独立行政法人評価委員会の構成

政策評価・独立行政法人評価委員会には、政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が置かれており、独立行政法人等（日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。）の評価に関する事項については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人評価分科会が担っている。政策評価・独立行政法人評価委員会は、委員長及び6人の委員で構成されており、独立行政法人評価分科会は、委員長、委員4人（うち分科会長1人）及び臨時委員 17 人で構成されている（平成 26 年4月 1 日現在）。

独立行政法人評価分科会では、ワーキング・グループを設けて府省評価委員会等が行った業務実績に係る評価結果の点検作業等や中期目標期間終了時の事務・事業の見直しに係る検討作業を迅速、効率的かつ効果的に行っている。ワーキング・グループには、府省別の5つのワーキング・グループ並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人について検討を行う「国立大学法人等評価ワーキング・グループ」がある。

図表 42.　政策評価・独立行政法人評価委員会名簿

〔平成 26 年4月1日時点〕

委員長	岡　素之（おか　もとゆき）	住友商事㈱相談役

【政策評価分科会】			【独立行政法人評価分科会】		
分科会長	谷藤　悦史（たにふじ　えつし）	早稲田大学政治経済学術院教授	分科会長	宮内　忍（みやうち　しのぶ）	公認会計士
委員	藤井　眞理子（ふじい　まりこ）	東京大学先端科学技術研究センター教授	委員	梅里　良正（うめさと　よしまさ）	日本大学医学部社会医学系医療管理学分野診療教授
委員	森泉　陽子（もりいずみ　ようこ）	神奈川大学経済学部教授	委員	石田　晴美（いしだ　はるみ）	文教大学情報学部准教授
			委員	森泉　陽子（もりいずみ　ようこ）	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	青山　彰久（あおやま　あきひさ）	読売新聞東京本社編集委員	臨時委員	阿部　啓子（あべ　けいこ）	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
臨時委員	牛尾　陽子（うしお　ようこ）	財団法人東北活性化研究センター アドバイザリーフェロー	臨時委員	荒張　健（あらはり　けん）	新日本有限責任監査法人シニアパートナー
臨時委員	小野　達也（おの　たつや）	鳥取大学地域学部教授	臨時委員	有信　睦弘（ありのぶ　むつひろ）	東京大学監事
臨時委員	加藤　浩徳（かとう　ひろのり）	東京大学大学院工学系研究科准教授	臨時委員	出雲　明子（いずも　あきこ）	東海大学政治経済学部准教授
臨時委員	門脇　英晴（かどわき　ひではる）	㈱日本総合研究所特別顧問	臨時委員	大西　昭郎（おおにし　あきお）	東京大学公共政策大学院特任教授
臨時委員	城所　幸弘（きどころ　ゆきひろ）	政策研究大学院大学教授	臨時委員	岡本　義朗（おかもと　よしあき）	新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター
臨時委員	小峰　隆夫（こみね　たかお）	法政大学大学院政策創造研究科教授	臨時委員	河井　聡（かわい　さとし）	弁護士
臨時委員	佐藤　主光（さとう　もとひろ）	一橋大学大学院経済学研究科教授	臨時委員	川合　眞紀（かわい　まき）	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 独立行政法人理化学研究所理事
臨時委員	清水　涼子（しみず　りょうこ）	公認会計士 関西大学大学院会計研究科教授	臨時委員	木村　琢麿（きむら　たくまろ）	千葉大学大学院専門法務研究科教授
臨時委員	白石　小百合（しらいし　さゆり）	横浜市立大学国際総合科学部教授	臨時委員	工藤　裕子（くどう　ひろこ）	中央大学法学部教授
臨時委員	高橋　伸子（たかはし　のぶこ）	生活経済ジャーナリスト	臨時委員	河野　英子（こうの　ひでこ）	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
臨時委員	田中　常雅（たなか　つねまさ）	東京商工会議所特別顧問 東京商工会議所人口政策委員会共同委員長	臨時委員	齋藤　真哉（さいとう　しんや）	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
臨時委員	田中　弥生（たなか　やよい）	独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授	臨時委員	瀬川　浩司（せがわ　ひろし）	東京大学先端科学技術研究センター教授
臨時委員	堤　盛人（つつみ　もりと）	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	臨時委員	園田　智昭（そのだ　ともあき）	慶応義塾大学商学部教授
臨時委員	中泉　拓也（なかいずみ　たくや）	関東学院大学経済学部教授	臨時委員	原田　久（はらだ　ひさし）	立教大学副総長
臨時委員	前多　康男（まえだ　やすお）	慶応義塾大学経済学部教授	臨時委員	宮本　幸始（みやもと　こうじ）	日本ユーティリティサブウェイ(株)代表取締役社長
臨時委員	森田　朗（もりた　あきら）	国立社会保障・人口問題研究所所長	臨時委員	柳澤　義一（やなぎさわ　ぎいち）	日本公認会計士協会副会長 新創監査法人統括代表社員
専門委員	大竹　文雄（おおたけ　ふみお）	大阪大学社会経済研究所教授			

第２節 平成 25 年度における業務実績評価の状況

平成 25 年度においては、国立公文書館等 101 の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後 12 回目の業務実績の評価が実施された。また、86 の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく9回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、総合法律支援法に基づく7回目の業務実績の評価が実施された。

１ 府省評価委員会等による業務実績評価の状況

（１）評価活動の概要

府省評価委員会では、平成 25 年6月末までに、102 法人から 24 年度の業務実績報告書の提出を、また、24 年度末に中期目標期間が終了した 27 法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれもほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会においては、6月末までに 24 年度の業務実績報告書の提出を受け、8月下旬に評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。国立大学法人評価委員会においても、6月末までに 24 年度の業務実績報告書の提出を受け、11 月上旬に 24 年度の業務に係る評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている（法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照）。

なお、平成 25 年度に中期目標期間が終了する 14 の独立行政法人を所管する7つの府省においては、これらの独立行政法人等の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、それぞれ、当該府省に置かれている府省評価委員会の意見を聴いている。

（２）評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年4月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価（例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価）基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進ちょく状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採るものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評定を付する評価方法を採るもの（「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採るものを含む。）と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている（図表 43

参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表 43.　各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	• 年度計画の項目等に即し4段階評価。 • 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A＋評価を行うことが可能。 ▫ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 A:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B:中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C:中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D:中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 ▫ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 A:満足のいく実施状況 B:ほぼ満足のいく実施状況 C:やや満足のいかない実施状況 D:満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。	記述式 • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
総務省独立行政法人評価委員会	• 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、 AA:中期目標を大幅に上回って達成 A　:中期目標を十分達成 B　:中期目標を概ね達成 C　:中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある D　:中期目標を下回っており大幅な改善が必要	• 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネージメント等について、それぞれの観点から評価。 • 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。
外務省独立行政法人評価委員会	• 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 イ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 ロ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 ハ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 ニ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画に対してやや順調でない。 ホ:中期計画等の実施状況が当該事業年度において順調でない。	記述式 • 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績及び改善の方向性等の指摘事項、その他の意見等を記述式により評価する。
財務省独立行政法人評価委員会	• 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 A＋:中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。 A:中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。 B:中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。 C:中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D:中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要。 • 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性	• 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。 • 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 • 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。 評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。	
文部科学省独立行政法人評価委員会	• 中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定を行う際の各段階別評定の達成度の目安については、次の考え方とする。 S：特に優れた実績を上げている。（法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。） A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100％以上） B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 70％以上 100％未満） C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が 70％未満） F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。（客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りＦの評定を付す。） • 各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。 ▫ 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 ▫ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 ▫ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置　等 • 評定に当たっては、定量的な指標を用いる等して、原則、検証可能となるよう客観的かつ具体的な評定基準を設定することを基本とする。定性的な評価基準を設定する際にも、定量的な指標を補完的に用いる等により、検証可能となるよう客観的かつ具体的な評定基準の設定に努める。 • 複数の評価項目、指標を組み合わせて評定を行うことも可能とする。 • 評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。	記述式 • 項目別評価を総括する全体評価として、 ▫ 評価結果の総括 ▫ 各事業年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策（改善のポイント）（評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載） ▫ 特記事項（総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等） について記述する。
厚生労働省独立行政法人評価委員会	• 中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。 S：中期計画を大幅に上回っている。 A：中期計画を上回っている。 B：中期計画に概ね合致している。 C：中期計画をやや下回っている。 D：中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。	記述式 • 国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価する。 ▫ 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。 ▫ 法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
農林水産省独立行政法人評価委員会	• 各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている（下記参照）。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評定を行う。	• 各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている（下記参照）。
	○農林水産消費安全技術センター ① 定量的に定められている項目の評価 中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間（5年間）で除して得られた数値（年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値）を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。 ただし、中期目標期間途中において数値の達成度合による評価が困難な場合には、中期目標期間終了前事業年度までの評価は②により行うものとし、中期目標期間終了事業年度において次の5段階で行うものとする。 ▫「～以上」等の記述となっている項目 S：目標値に対して、100％以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100％以上の達成度合 B：目標値に対して、70％以上～100％未満の達成度合 C：目標値に対して、70％未満の達成度合 D：目標値に対して、70％未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった ▫ 上記以外の項目 S：目標値に対して、100％以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90％以上の達成度合 B：目標値に対して、50％以上～90％未満の達成度合 C：目標値に対して、50％未満の達成度合 D：目標値に対して、50％未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった ② 定性的に定められている項目の評価 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった ※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。	• 総合評価は、中項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：3点、A：2点、B：1点、C：0点、D：－1点の区分により中項目の評価結果を点数化した上で、大項目については、下記によりA、B、Cの3段階評価を行うものとする。併せて、当該評価を下すに至った経緯、中期計画等に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項についても記載する。 ただし、A評価とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。 A：満点×9／10 ≦ 各中項目の合計点 B：満点×5／10点 ≦ 各中項目の合計点 ＜ 満点×9／10 C：各中項目の合計点 ＜ 満点×5／10点 ※ 「満点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該大項目に属する各中項目の点数の合計値」とする。
	○種苗管理センター • 定量的に定められている項目の評価 中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間（5年間）で除して得られた数値（年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値）を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。 ▫「～以上」等の記述となっている項目 S：目標値に対して、100％以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、100％以上の達成度合 B：目標値に対して、90％以上～100％未満の達成度合 C：目標値に対して、90％未満の達成度合 D：目標値に対して、90％未満の達成度合であ	• 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	り、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった ▫「～程度」等の記述となっている項目 S：目標値に対して、90％以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A：目標値に対して、90％以上の達成度合 B：目標値に対して、80％以上～90％未満の達成度合 C：目標値に対して、80％未満の達成度合 D：目標値に対して、80％未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった • 定性的に定められている項目の評価 S：順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A：順調に進んでいる B：概ね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり D：不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった ※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。	
	○家畜改良センター • 定量的指標の場合 ▫ 例：「○○程度」と目標が設定されている場合 S：数値の達成度が 90％以上であって、特に優れた成果が得られた A：数値の達成度が 90％以上 B：数値の達成度が 50％以上 90％未満 C：数値の達成度が 50％未満 D：数値の達成度が 50％未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった なお、達成度の範囲については、目標の設定の仕方（「○○以上」等）により異なっている。 ▫ 定性的に定められている項目の評価 S：計画を大きく上回り、優れた成果が得られた A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施されなかった D：計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった。	• 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。 A：計画どおり実施された又は計画を上回り実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった • 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
	○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター S：計画を大幅に上回る業績が挙がっている A：計画に対して業務が順調に進捗している B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている C：計画に対して業務の進捗が遅れている D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績（学術的・社会的インパクトの大きさ）等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。
	○森林総合研究所 s：中期計画を大幅に上回り業務が進捗している（達成割合が 120％以上） a：中期計画に対して業務が順調に進捗している（達成割合が 90％以上 120％未満） b：中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている（達成割合が 60％以上 90％未満） c：中期計画に対して業務の進捗が遅れている（達成割合が 30％以上 60％未満） d：中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている（達成割合が 30％未満）	• 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。 • なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	○水産大学校及び水産総合研究センター S:計画を大きく上回って業務が進捗している A:計画に対して業務が順調に進捗している B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている C:計画に対して業務の進捗が遅れている D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている ▫ 定量的評価指標が設定されている場合 S:数値の達成度合いが 120%以上 A:数値の達成度合いが 80%以上 120%未満 B:数値の達成度合いが 60%以上 80%未満 C:数値の達成度合いが 30%以上 60%未満 D:数値の達成度合いが 30%未満	• 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。 ① S評価の有無・内容 ② 財務諸表の内容 ③ 業務運営の効率化への取組状況 ④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 ⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況
	○農畜産業振興機構 • 定量的に定められている項目の評価 ▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 a:数値の達成度合が 100%以上 b:数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c:数値の達成度合が 70%未満 ▫ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった ▫ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 a:設定した指標が達成された c:設定した指標が達成されなかった ただし、a評価の小項目について、達成率等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。	• 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。
	○農業者年金基金 • 定量的に定められている項目の評価 ▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 a:数値の達成度合が 100%以上 b:数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c:数値の達成度合が 70%未満 ▫ 上記以外の場合 a:数値の達成度合が 90%以上 b:数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c:数値の達成度合が 50%未満 • 定性的に定められている項目の評価 ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 a:設定した指標が達成された b:設定した指標が概ね達成された c:設定した指標が達成されなかった ただし、a 評価の小項目について、達成状況等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。	• 大項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。
	○農林漁業信用基金 • 定量的に定められている項目の評価 ▫ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 A:数値の達成度合が 100%以上 B:数値の達成度合が 70%以上 100%未満 C:数値の達成度合が 70%未満 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 ▫ 段階的な評価を行うことが適切な場合 A:設定した指標が達成された B:設定した指標が概ね達成された	• 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して3段階評価を行う。 ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	C:設定した指標が達成されなかった ▫ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 A:設定した指標が達成された C:設定した指標が達成されなかった 必要に応じ、達成状況その他の要因を分析し、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。	
経済産業省独立行政法人評価委員会	• 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 ① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ② 業務運営の効率化に関する事項 ③ 財務内容の改善に関する事項 ④ その他業務運営に関する重要事項 • 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 ①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。 ②役職員の給与等の水準は適正か。 ③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。 ④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。 ⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。 • 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。 AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。 A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。 B:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を着実に達成。 C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。 D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。	• 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(①については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。) ① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項:60～70% ② 業務運営の効率化に関する事項:15% ③ 財務内容の改善に関する事項:15% ④ その他業務運営に関する事項:0～10% • 評点は、AA＝5、A＝4、B＝3、C＝2、D＝1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、 AA:4．5＜X≦5．0 A :3．5＜X≦4．5 B :2．5＜X≦3．5 C :1．5＜X≦2．5 D :1．0≦X≦1．5 委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。
国土交通省独立行政法人評価委員会	•年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。 SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。 S :中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 A :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 B :中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。 C :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。 •各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。	•個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体を概観するため、各評定ごとの項目数の分布状況を示すこととする。 •法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。 •なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。 • 業務運営評価により算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階(SS、S、A、B、C)により行う。

<table>
<tr><th>評価委員会名</th><th>項目別評価基準の概要</th><th>総合評価基準の概要</th></tr>
<tr><td>環境省独立行政法人評価委員会</td><td>
• 中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況を評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。
• 各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。
（注）評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。
S：中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。
A：中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。
B：中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。
C：中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。
D：中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。
• 国立環境研究所の研究業務の評価は、研究所において実施する外部専門家による研究評価結果も積極的に活用。
• 法人横断的事項として、契約、給与水準・総人件費改革、保有資産、内部統制、当期総利益（又は当期総損失）、剰余金・欠損金、関連法人（国立環境研究所）、債権管理（環境再生保全機構）について評価。
</td><td>
• 総合評価は、事項別の評価結果を、別表 1 により評点に換算し、部会において別途定める法人毎の業務実績の評価基準で定める評価比率にしたがって加重平均して平均評点を求め、その結果を別表 2 に照らし合わせて評価を行うものとする。
• 上記方法により勘案し難い特段の事由がある場合には、理由を付することにより、平均評点を加減できるものとする。
（別表1）
<table>
<tr><th>項目評価</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>S</td><td>5</td></tr>
<tr><td>A</td><td>4</td></tr>
<tr><td>B</td><td>3</td></tr>
<tr><td>C</td><td>2</td></tr>
<tr><td>D</td><td>1</td></tr>
</table>
（別表2）
<table>
<tr><th>平均評点（X）</th><th>総合評価</th></tr>
<tr><td>4．5＜ X</td><td>S</td></tr>
<tr><td>3．5＜ X ≦4．5</td><td>A</td></tr>
<tr><td>2．5＜ X ≦3．5</td><td>B</td></tr>
<tr><td>1．5＜ X ≦2．5</td><td>C</td></tr>
<tr><td>1．0≦ X ≦1．5</td><td>D</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>原子力規制委員会独立行政法人評価委員会</td><td>
• 以下の点など、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）から示された、独立行政法人に共通的な評価の視点として示された事項や過年度の事業年度評価に対する政独委の意見等を踏まえることとする。
・法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価する。
・評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向する。
・法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向する。
• 各項目の評価は、S、A，B、C、Dの５段階で行うこととし、それぞれの達成度の目安については、以下の通りとする。
S：中期計画の達成に向け、特に優れた成果をあげている。
A：中期計画の達成に向け、優れた成果をあげている・
B：中期計画の達成に向け、適切に成果をあげている。
C：中期計画の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。または、法人の業務運営に問題がある。
D：中期計画の達成に向け、業務の進捗が遅れており、大幅な改善が必要である。または、法人の業務運営に重大な問題がある。
評価に当たっては、その理由、根拠等を付すものとする。
</td><td>
• 総合評価は、事項別の評価結果を、別表 1 により評点に換算し、部会において別途定める法人毎の業務実績の評価基準で定める評価比率にしたがって加重平均して平均評点を求め、その結果を別表 2 に照らし合わせて評価を行うものとする。
• 上記方法により勘案し難い特段の事由がある場合には、理由を付することにより、平均評点を加減できるものとする。
（別表1）
<table>
<tr><th>項目評価</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>S</td><td>5</td></tr>
<tr><td>A</td><td>4</td></tr>
<tr><td>B</td><td>3</td></tr>
<tr><td>C</td><td>2</td></tr>
<tr><td>D</td><td>1</td></tr>
</table>
（別表2）
<table>
<tr><th>平均評点（X）</th><th>総合評価</th></tr>
<tr><td>4．5＜ X</td><td>S</td></tr>
<tr><td>3．5＜ X ≦4．5</td><td>A</td></tr>
<tr><td>2．5＜ X ≦3．5</td><td>B</td></tr>
<tr><td>1．5＜ X ≦2．5</td><td>C</td></tr>
<tr><td>1．0≦ X ≦1．5</td><td>D</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>防衛省独立行政法人評価委員会</td><td>
• 年度計画の項目等に即し4段階評価。
• 委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA^{+}評価を行うことが可能。
▫ 定量的な指標が設定されている場合
A：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。
</td><td>
記述式
• 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。
• 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
</td></tr>
</table>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	B：中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D：中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 ▫ 委員の協議により評価される場合 A：満足のいく実施状況 B：ほぼ満足のいく実施状況 C：やや満足のいかない実施状況 D：満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。	
日本司法支援センター評価委員会	• 中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階で評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目を評価。 A：当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調である。 B：当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らしおおむね順調である。 C：当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調でなく、業務運営の改善等が必要である。 ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB＋と評価できるものとする。 評価は、実績報告書、法人が自ら行った評価等の資料を参考に、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。	• 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。 自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。
国立大学法人評価委員会	○年度評価 •「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目については、以下の5段階により進捗状況を示すとともに、特筆すべき点や遅れている点にコメントを付す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに十分留意する必要がある。 ▫ 特筆すべき進捗状況にある ▫ 順調に進んでいる ▫ おおむね順調に進んでいる ▫ やや遅れている ▫ 重大な改善事項がある 「教育研究等の質の向上」については、全体的な状況を確認し、注目すべき点についてコメントを付す。 ○中期目標期間評価 •「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「その他の目標（「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」を除く。）の項目（※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加える。）については、以下の5段階により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。 ▫ 非常に優れている ▫ 良好である	• 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。 • なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 ▫ 戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価 ▫ 業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の進捗状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。 教育研究の状況については、その特性に配慮し、年度評価では専門的な観点からの評価は行わず、年度計画に係る事業の外形的な進捗状況を確認する。 • 中期目標期間の業務実績の全体について、各法人の自己点検・評価に基づき、記述式により評価。 • なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 ▫ 中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかとの観点から、業務の実績全体について総合的に評価。 ▫ 戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価。 ▫ 評価に当たっては、各法人の多様な役割に十分配慮し、また、教育研究の定性的側面、中長期的な視

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	▫ おおむね良好である ▫ 不十分である ▫ 重大な改善事項がある その他の目標のうち、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」については、その特性に配慮し、「業務運営・財務内容等の状況」と同様の方法により各法人が行う自己点検・評価に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う教育研究の評価結果を参考にしつつ、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証する。 ・ 「業務運営・財務内容等の状況」については、以下の4段階により各法人が自己点検・評価を行う。 ➢ 計画を上回って実施している ➢ 計画を十分に実施している ➢ 計画を十分には実施していない ➢ 計画を実施していない その結果を評価委員会が妥当性を含めて総合的に検証し、その検証を踏まえ、以下の5段階により評定する。 ➢ 非常に優れている ➢ 良好である ➢ おおむね良好である ➢ 不十分である ➢ 重大な改善事項がある 教育研究の評価については、国立大学法人等の特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。	点に留意。

（注）各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

（３） 評価結果の反映状況等

ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 23 年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表 44. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	今後とも状況の変化や新たな課題に対応して、各課室の機能分担を適切に考慮した体制整備に取組むことを望むと指摘されたことを踏まえ、利用審査部門業務の質的・量的な拡大に対応するための必要な体制整備について検討を行い、利用審査体制の充実・強化等のため、新たに公文書専門員（非常勤）4名に係る予算措置要求を行い、2名が認められた。
	国民生活センター	資格認定試験について、「資格認定試験の申込者が前年度より減少していることから、更なる関心をひきつけ、受講者の掘り起こしになる工夫を期待する」と指摘されたことを踏まえ、受験者の利便性の向上と資格制度の周知拡大のため、ホームページ上に受験申込書をダウンロードできるページを設けたほか、同ホームページ上に過去 5 年分の試験問題を掲載した。このほか、前年度に引き続きポスター等を作成したが、ポスターについては新たな受験者の掘り起こしのためより訴求性の高いものを採用した。 また、地方公共団体に働きかけ、新規の試験会場を 2 ケ所増やした。
	北方領土問題対策協会	後継船舶の有効かつ効果的・多角的な活用を含む事業全体の新たな展開を期待したいとされたことを踏まえて、予算要求において、新船「えとぴりか」を四島交流事業だけでなく、一般国民、特に青少年に対する啓発事業に利用するため、全国の港を巡回しながら次代を担う青少年等に研修を行う「えとりぴか」巡回研修事業を要求した。 融資制度の周知について、今後とも、更なる周知徹底を図ることが望まれるとされたことを踏まえて、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会で周知するほか、生前承継者になり得る可能性の高い元島民2世に対して初めてダイレクトメールを送付して周知した結果、生前承継・死後承継の数が昨年度よりも増加した。 今後、協会の活動について、広く国民に周知されるよう、一層の努力を期待したいとされたことを踏まえて、若者向けに分かりやすい、興味をひく情報の発信を行うとともに、協会の活動をより多くの若者に知ってもらうための新たな取組として SNS（Facebook・Twitter)を活用した広報の立ち上げ準備を行った。
総務省	情報通信研究機構	海外研究者の招へい事業等について、日本にとって戦略上重要なアジア太平洋諸国に対して、より積極的にこれらの地域で必要となる技術の共同研究や研究者の招へいの水準をあげるべき、と指摘されたことを踏まえ、アジア連携センターからタイ国内の研究機関へ周知を行うなど、周知活動を強化したことにより、平成 20 年度から 22 年度の 3 年間のアジア地域からの招へい者が 5 名であったが、平成 23 年から 24 年の招へい研究者が 9 名に増加した。
	統計センター	業務運営の効率化については、コスト構造分析では、要員投入量だけでなく、外部委託・ICT活用も含めたトータルのコストによる評価が行えるよう、取組を続けること、さらに、次期中期目標期間に向けて、業務の性質に応じた評価指標の導入を検討する等、より詳細な分析・評価ができるよう工夫が必要である、と指摘されたことから、統計センターの事業で生じる業務量を把握し、各業務の運営において生じた人件費・物件費を計算し、計画との比較分析を行うとともに、次期中期目標期間の評価に向けた検討を行った。 また、自責による再集計等、業務上問題が生じた場合には、迅速かつ適切な対応を図っていくことが望まれるとの指摘については、速やかに発生要因を分析し、再発防止に取り組

		んでいる。 統計データの二次利用については、積極的に周知・広報等の取組を行うことにより、統計利用に係る国民サービスの向上及び法人の自己収入増加につなげることが望まれると指摘されたことを踏まえ、学会等の大会において、広報スペースを設け、パンフレットの配布、制度・手続きの説明を行うとともに、サテライト機関と共催での研究会を開催するなど、積極的な広報を行った。 情報セキュリティ対策については、統計センターにおいてICTを利用する機会が増大しているところであり、今後も外部からの不正アクセスやサイバー攻撃に対する対策を講じるとともに、情報セキュリティ対策の徹底に引き続き取り組む必要があると指摘されたことから、引き続き、統計センターが行うべき情報セキュリティ対策基準の周知徹底を図るとともに、不正アクセス・サイバー攻撃への対策として、DoS攻撃対策、標的型攻撃メール対策等を講じている。
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	「金利水準の影響を考慮する必要があるため、権利消滅額、睡眠貯金残高の金額の増減により周知の効果を測ることは容易ではないが、依然多額の権利消滅、睡眠貯金、未請求保険金があり、更なる効果的な周知方法の検討が必要である。」との指摘を踏まえ、早期払戻・支払請求の促進を図るため、次のとおり個別案内の充実等を図った。 ① 郵便貯金・簡易生命保険管理業務共通 新聞広告及びラジオ広告の実施並びに郵便局への周知用チラシの備置を継続して行った。 それに加え、郵便局への周知用ポスターの掲出、機構ホームページの改修を行うとともに、機構バナーを作成し、総務省、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び日本郵便のホームページへ掲載した。 また、更なる効果的な周知方法を検討するため、実際に窓口において権利行使をした方に対する実態調査の実施準備を行った。 ② 郵便貯金管理業務 機構ホームページにおける情報提供等（満期を経過した郵便貯金残高、権利消滅制度に関するQ＆A、住所変更に伴う届出の勧奨等）、満期時及び満期後 10 年目のお知らせの預金者への送付等を継続して行った。 それに加え、新たに、満期後 15 年を経過した貯金預金者あてあいさつ状（早期受取りの勧奨文書）を送ることとし、平成5、6、9年度満期分の送付、「権利消滅のご案内」（催告書）及び「払い戻しをお勧めする通知」のハガキへの工夫（一般のお知らせと異なる配色・新たな文字の追加）、郵便貯金払戻証書送付時に同封するリーフレット（権利消滅及び払戻金早期受取りを案内）の調製、郵便局窓口等で配布しているお知らせへの権利消滅制度の記載追加等を行った。 ③ 簡易生命保険管理業務 機構ホームページにおける情報提供等（保険金等支払案内書及び支払通知書払渡未済通知書の発行件数、住所変更に伴う届出の勧奨等）、満期日3か月前・3か月後・1年1か月後のお知らせの保険契約者等への送付、満期保険金等の事前請求案内・長期

		未払契約に対する契約者フォローアップ活動等を継続して行った。 それに加え、新たに、事前請求の対象範囲の拡大（保険料払込中の契約も満期3か月前から保険金を請求できるよう改善）、「ご契約内容のお知らせ」が2年以上継続して不着の契約に係る満期日1年前の住所調査の実施等を行った。
外務省	国際協力機構	「評価から得られた知見・教訓を新規事業に効果的にいかすための更なる工夫を求めたい。」との意見を踏まえ、事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」の記載欄を設け、事業担当部が過去の類似案件から活用可能な教訓を記載するとともに、評価担当部が同内容を確認し必要に応じ事業担当部に過去の教訓活用を促す仕組みを導入した。また、評価から一層の知見・教訓を得るべく、技術協力及び無償資金協力の主な分野・課題ごとに標準的な指標をまとめた内部参考資料を作成し、特に技術協力については代表的教訓も含めた（25 年度末までに技術協力 6 分野、無償資金協力 11 分野に関する資料を作成済み）。
	国際交流基金	「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修事業や国際協力機構から移管される日本語研修事業の実施を含め、事業の企画・実施にあたっては、他団体との連携によって日本全体として事業が効果的・効率的に実施されるよう取組んでいくことが重要である」と指摘されたことを踏まえ、経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修事業については，外務・経産・厚労の各省、国際厚生事業団（斡旋機関）、受入病院・施設の要望などを踏まえた研修内容とし、（社）日本語教育学会の「看護と介護の日本語教育研究会」の専門家からカリキュラムへのアドバイスを受けて実施した。また、国際協力機構（JICA）から移管された日本語研修事業については、新規研修事業を開始するにあたり、JICAとの協議、JICA研修事業の視察などを重ねた上で実施した。
財務省	酒類総合研究所	内部統制の充実・強化について、「リスクマネジメントの適切な実施のための管理体制を整備しているところであるが、更なる進展を期待する」と指摘されたことを踏まえ、理事長は平成 24 年度に「リスク管理基本方針」を決定するとともに、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理活動の評価・改善等について検討・審議した。その結果報告を受け、理事長は研究費の適正使用に係る内部監査を実施したほか、全体研修会において、公文書管理、個人情報保護、コンプライアンスの推進等の周知及び注意喚起を実施した。
	造幣局	「平成 23 年度は目標管理の考え方を採り入れた新人事制度への移行 2 年目であり、移行によりどのような効果が生じたのか等の事後評価が望まれる。また、新人事制度のより効果的な運用を図るため、積極的な改善に努めるべきである。」と指摘されたことを踏まえ、全課室長から聴取した意見を基に、これまでの運用過程で問題とされている点について改めて整理を行い、業務年度と異なっていた評価期間を業務年度に合わせる、評価者の分担を見直すというきめ細かな評価が行えるようにするための改善策を実施した。移行の効果としては、今まで以上に評価者と被評価者のコミュニケーションが活発になったほか、職員の能力向上やスキルアップにつながっている。
	国立印刷局	東京病院の移譲について、「移譲の相手方の範囲を拡大し、取組みを進めたが、具体的な成果までは得られていない。」と指摘されたことを踏まえ、近隣の東京病院と同規模以上の医療機関に対して取得の意向について調査し、その結果を踏まえ公募を実施することとした。公平性・透明性を確保しつつ公募を実施した結果、移譲先に決定した「社会医療法人社団正志会」に平成 25 年 4 月 1 日に移譲を行った。

	日本万国博覧会記念機構	基金事業において、東日本大震災の影響等により、環境に関する事業への申請件数が減ってきていたのに対して、募集内容を工夫するなどの取組みが必要であるとの指摘を踏まえ、募集要項に、申請の参考となるよう前年度に採択された環境に関する事業名等を掲載したほか、検索サイトで検索に使用した用語(助成など)に反応して募集情報を表示するリスティング広告を実施するなど広報活動を強化した。
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	研修事業について、「特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、不断の見直しを進めることが必要である。」と指摘されたことを踏まえ、平成15年度から実施している特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会は、各都道府県及び指定都市において、同じ目的の研修が実施されるようになり、本研究所が先導的に実施する目的はほぼ達成されたものと判断されることから、平成24年度限りで廃止することとした。 また、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で示されたように、今後のインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、システム構築の狙いを踏まえ、障害のある子どもの就学相談・就学先決定を円滑に進めることが重要となることから、就学相談・支援担当者研究協議会を平成25年度から新たに設けることとした。
	国立美術館	多様な鑑賞機会の提供について、「展示事業については、各館それぞれが、優れた成果を上げているが、今後も活動の要である調査研究及び収集事業を継続しつつ、その成果を平常展等にさらに活かすとともに、5 館の連携による企画展示など、より一層魅力ある展示事業の実現に向けた努力が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、国立美術館5館の横断的・総合的事業プロジェクトである企画展については、平成24年度に「記憶と想起―コレクションとリコレクション(仮称)」を企画案として採択し、担当者を決定した。平成 27 年度の開催に向けて、平成25年度においても準備を進める。 平成24年度に予算措置された美術作品購入費の使途について、各館の調査研究及び収集方針を踏まえ、法人全体で協議し、海外への流出可能性など緊急度の高さ、作品の品質と希少性等の観点から検討し、通常の予算では購入困難な作品を購入した(平成 24 年度予算額 2,700 百万円)。購入作品については、所蔵作品展及び企画展で活用するとともに、地方の公私立美術館等にも巡回及び貸与する予定である。 また、平成25年度についても、法人全体で協議し、ナショナルコレクションとしてふさわしい購入作品の選定に当たる(平成25年度予算額 2,700 百万円)。
	日本学術振興会	科学研究費助成事業について、「一部の研究種目が基金化され、会計年度にとらわれない柔軟な執行が可能となり、研究費のより効果的・効率的な使用、研究活動の活性化、不正使用等の防止に寄与することが期待される。今後、更なる基金事業の対象拡大が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度予算において、新たに2つの研究種目(基盤研究(B)、若手研究(A))について、研究費総額の500万円までを基金化し、より柔軟な執行を可能とした。(平成24年度助成額2,307億円) また、平成 25 年度予算において、科学研究費補助金予算の中に「調整金」の枠を設定し、研究費の「前倒し使用」や「次年度使用」等を可能とするとともに、特別推進研究への国庫債務負担行為の導入により複数年度の契約を可能とした。(平成 25 年度助成額 2,318億円)
	国立高等専門学校機構	事業計画に関する事項について、「平成 23 年度入学志願者数が増加に転じたことは、関係諸団体との連携や様々な広報活動、入試方法の改善等、これまで入学者確保のため

		実施してきた取組の成果と考えられ、評価できる。今後も、多方面にわたる志願者増加方策を実施すると共に、志願者数だけではなく、入学者の質についても検討が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、高専機構では、質の高い入学者を確保するための取組の一環として、入学志願者数の確保に取り組んでおり、平成 24 年度は北海道地区、関東地区、近畿地区において最寄り地受験制度を導入するなど、入試方法の改善等を推進することで更なる入学志願者の確保に取り組んでいる。また、入学者の質に関する検討については、各高専において、学科等で設定している教育目標を達成するために必要な資質の検討を行っており、その検討に基づいた入試を行っている。今後、モデルコアカリキュラム(試案)の導入を推進するにあたり、入学者の質についても検討が必要となることから、各高専において適切な検討を行えるよう指導に努める。
	日本原子力研究開発機構	産学官の連携による研究開発の推進について、「産学官の連携による研究開発の推進については、特に事故対応のための研究開発に、積極的に関係者に働きかけながら、連携して取り組むことを期待したい。」と指摘されたことを踏まえ、国や福島県等の地方自治体及び関係機関と連携し、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発を実施するとともに、福島大学等の国内外の大学・研究機関との共同研究を積極的に進めている。(平成 24 年度予算額:6,349 百万円の一部、平成 25 年度予算額:10,096 百万円の一部)。 また、産業界との連携を進め、平成 24 年度は、例えば、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処においても利用可能な被ばく線量のリアルタイム警報システムの開発や放射線汚染状況の遠隔監視システムの開発を実施した。(平成24年度予算額:3,252 百万円の一部)
	日本私立学校振興・共済事業団	貸付事業について、「東日本大震災による影響によりリスク管理債権の割合が若干、増加していることから、震災関連の法人を含めて、将来、不良債権化する可能性がある法人に対して、よりいっそうの指導、措置を講じることが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災関連法人については、学生等数の増減及び建物の被災状況等を勘案し、平成24年度信用格付に反映させ、リスク管理に努めた。平成25年度についても同様の措置を行う予定である。 また、将来、震災関連法人を含め不良債権化する可能性がある法人に対しては、事業団の経営支援部署等と連携して、モニタリングを強化するとともに経営改善のための指導・助言を行うことにより、債権の保全に努める。
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	財務内容の改善に関する事項を達成するための措置のうち、外部研究資金の確保について、目標に対して十分とは言えないと指摘されたことを踏まえ、競争的研究資金に積極的に応募するほか、民間企業等との受託研究についても研究目的や発展性に照らしながら、その必要性を精査した上で適当とみなされるものについては積極的に受け入れることを行った。
	医薬基盤研究所	適切な事業運営に向けた取り組みについて、大阪本所以外の施設においても、パワーハラスメントに関する研修が実施されることを期待すると指摘されたことを踏まえ、パワーハラスメントがメンタルヘルスの原因の一つでもあることから、平成25年度においては、パワーハラスメント防止も含めたメンタルヘルス研修を全所を対象として実施した。 事務事業の見直し等について、現在は財団法人ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施している細胞分譲事業を平成25年度から当該研究所が行うこととなっており、その準

		備として平成23年度に設備整備を行っているなど着実な取組が認められるが、事業の円滑な移管が行われるための準備を引き続き推進していく必要があると指摘されたことを踏まえ、平成24年度に細胞試料の整備等を行うなど必要な準備を行い、平成25年度からは本研究所単独で細胞分譲を行っている。
	国立病院機構	「災害に備えた体制づくりや人材育成等は国立病院機構にとって極めて重要な業務のひとつであり、今後とも継続的な取組を期待する。」との指摘については、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため、国立病院機構防災業務計画を平成24年8月に改正し、災害医療の拠点となる国立病院機構災害ブロック拠点病院について従来の9病院から各ブロック2病院の12病院体制に、被災者の受入・搬出等を中心的に実施する国立病院機構災害拠点病院を新たに22病院にそれぞれ拡大した。 また、災害急性期に、情報収集をしつつ避難所等の医療救護活動を開始する「初動医療班」を創設し、46班を確保した。加えて、「初動医療班研修」の実施についても検討を行い、平成25年3月に第1回目の研修を開催した。 さらに、防災業務計画の改正を受けて、国立病院機構本部業務実施要領を改正し、平成25年2月にはその検証のため、機構本部内にて東海地震発生を想定した大規模災害訓練を実施した。
	国立循環器病研究センター	臨床を志向した研究・開発の推進について、「発表論文数が前年度に比べ 60 本減少し、引用回数も大きく減少しているため、今後の研究体制強化が望まれる」と指摘されたことを踏まえ、ペプチド研究等の推進に向けて、研究体制を強化した。 法令遵守等内部統制の適切な構築について、「医師等の医療従事者の時間外労働については、医療提供業務の特殊性に配慮しながら、引き続き適切に把握するよう努められたい」と指摘されたことを踏まえ、超過勤務時間数について執行役員会等で報告し、勤務時間の把握、適切な労務管理に努めるとともに、個人差が大きい等、特殊な状況となっている部署については個別に対応を行った。
	国立精神・神経医療研究センター	人材育成に関する事項について、「今後はリーダー育成のための大学、企業、海外、PMDAなどとの積極的な人事交流を更に伸展させるべきである」と指摘されたことを踏まえ、東京医科歯科大学等と人材育成を含めた包括連携協定を締結し、相互協力の中で人材交流及び育成支援を行い、人材の育成を目的とした2年間の研究留学のため、精神科医師1名を Johns Hopkins 大学へ派遣した。また、PMDAとの人事交流によるセンター職員1名の出向及びPMDA職員2名の受け入れを継続して行った。 財務状況について、「中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである」と指摘されたことを踏まえ、地域連携強化等による病床利用率の向上及び入院基本料の上位基準の取得等の収益向上策並びに委託契約見直しによる委託費削減等の経費削減策の取組を推進し、中期目標期間中での収支相償の経営の実現に向けた経営改善に努めた。
	国立国際医療研究センター	財務状況について、「平成 24 年度以降、あらゆる経営改善に取り組み、中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう強力に経営改善に取り組むよう努めるべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 23 年度に引き続き、収益の確保、費用の削減等による経営改善に取り組み、特にセンター病院Ⅱ期工事や国府台病院の新病棟整備を踏まえ、診療事業に係る収益構造改革の積極的な取り組みを実施し、経常収支相償の実現に取り組んだ。

		また、月次決算報告や経営分析など具体的な情報提供を通じて、経営の効率化など職員の意識向上を一層図ることとした。
	国立長寿医療研究センター	人材育成に関する事項について、「今後はリーダー育成のための大学、企業、海外、PMDA などとの積極的な人事交流を更に伸展させるべきである」と指摘されたことを踏まえ、部長、室長等を公募する際には、採用情報をセンターホームページに掲載すると共に、JSTが運営しているJREC－IN（研究者人材データベース）に登録し、より多くの研究者等に興味を持ってもらえるよう取り組んだ。 財務状況について、「中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである」と指摘されたことを踏まえ、引き続き冗費等経費の節減、業務の効率化を図ることにより経営改善に努めた。
	福祉医療機構	福祉医療貸付事業について、「福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を作成のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、適正に対応するとともに、引き続き、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復興を支援するため、既往貸付金の返済猶予や貸付条件の変更等の措置を講じるなどの支援を積極的に実施した。
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	地域移行の推進について、「施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に取り組まれた」と指摘されたことを踏まえ、地域移行の推進に向けて、まず施設利用者本人の意向を丁寧に聴取した上で、当該利用者がおかれている個々の状況について、利用者やその保護者等に対して丁寧に説明を行い、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVDを活用して同意を得るなど、具体性のある取組を行うとともに、保護者総会、保護者懇談会等を利用した保護者へのより丁寧な個別面談等を行い、理解と同意を求める取組を行った結果、平成 24 年度においては、18 人が地域移行のために退所し、保護者から新たに地域移行の同意を 25 人から得ることができた。
	労働者健康福祉機構	労災疾病等13分野医学研究・開発の取組、普及状況について、「研究成果の一部は現場で実用化されている等、全体として高く評価できる。今後は、事業主や勤労者にもわかりやすく提供するなど、研究成果の普及について更なる取組を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、「アスベスト関連疾患分野」においては、最新の症例と労災認定基準の解説を記載した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を改訂・発刊し、石綿関連疾患診断技術研修（受講者実績 718 名）でテキストとして活用されるなど、実務専門書として広く利用した。 産業保健推進センターの集約化に当たっては、「本部や近隣の産業保健推進センターによる支援等により、その研修回数、相談件数、ホームページアクセス件数について、前年度と同レベル以上のサービスの質と量を確保しており、高く評価できる。引き続き、更なるサービスの質と量の向上を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、センター廃止後の県の産業保健サービス水準を維持するために、地元産業保健関係者で構成される運営協議会を設置して緊密な連携を図り、地元労働局へのバックアップ要請、支援センターとなる推進セ

		ンターへの十分な説明、さらに本部で嘱託職員等の教育訓練をしながら産業保健サービスを提供する体制を確立し、センター廃止後の県においても前年と同程度の実績を確保した。
	勤労者退職金共済機構	「累積欠損金を計上している一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）においては、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる」とされたことを踏まえ、健全な資産運用、積極的な加入促進による収益の改善、事務の効率化等による経費削減に努めた結果、中退共事業においては平成 24 年度末で累積欠損金を解消し、利益剰余金の計上により平成 25 年度には付加退職金の支給を決定した。林退共事業においても、安全かつ効率を基本とした資産運用に努め、着実に累積欠損金の解消を行っているところである。 「中退共事業における退職金未請求、建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）における共済手帳の長期未更新及び証紙の未貼付については、更なる取組を行い、改善することが求められる」とされたことを踏まえ、中退共事業においては実施した対策の成果を検証し追加対策を行うとともに、未請求者への請求要請手続きの効率化と円滑化を一層進めるべく外部委託を行った。建退共事業においては被共済者データベースへの登録プログラムを開発し、長期未更新者の状況等を集計する統計プログラムの開発に係る準備を行った。 「財産形成促進制度については、中小企業における融資の利用促進を図るため、移管を機にさらなる取組の工夫がなされることを期待する」とされたことを踏まえ、退職金共済事業との広報業務の連携を推進するとともに、事業主団体との連携により財形制度の普及促進に取り組んだ。
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	「精神障害者、発達障害者等のより円滑な就職・職場定着に向けて、サービスの一層の質的向上について、検討する必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度は、地域障害者職業センターにおいて、障害者の身近な障害保健福祉圏域での医療・教育・福祉等の関係機関との就労支援ネットワークに係る現状分析のもと、重点的に助言・援助を実施する支援機関を選定し支援することにより、地域の就労支援ネットワークの更なる充実・強化を図った。 また、地域障害者職業センターで発達障害者に係る就労支援ネットワークの形成等を盛り込んだ「発達障害者に対する体系的支援プログラム」を全国実施するため、所要の準備を行った。
	労働政策研究・研修機構	労働行政担当職員等に対する研修について、「今後、試行結果を踏まえ、研修実施後における職場での研修効果測定のための適切な仕組みが構築されることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度から全研修コースを対象として、研修終了3～6ヵ月後に、所属長に対する事後調査を新たに本格実施し、研修の成果が職場での業務にどのように役立っているかの把握に努めた。 労働政策研究等の成果の普及について、「今後は、成果の普及等がさらに幅広い層の国民を対象に行われるよう、事業の実施方法等についてさらに工夫がなされることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、第4回の労働政策フォーラムを、東京以外の地域では初めてとなる大阪で開催し、地方でのフォーラム参加機会の拡大に努めた。
	年金積立金	年金給付のための流動性の確保について、「今後も、市場動向も踏まえつつ、必要な資

	管理運用独立行政法人	金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。」と指摘されたことを踏まえ、財投債ファンド及びキャッシュ・アウト等対応ファンドの満期償還金・利金等を有効に活用し、市場に影響を与えることなく資金を確保した。また、今後、財投債の残高が減少していく中で、引き続き安定的にキャッシュ・アウト資金を確保するため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを 10 兆円（平成 23 年度末）から 20 兆円（平成 24 年度末）に増額した。
	年金・健康保険福祉施設整理機構	「サテライトオフィスの取扱については、経費節減はもとより円滑な移行準備作業も勘案しながら、将来の本部の効率的な業務運営も見据え、現在の本部とサテライトオフィスの在り方も含め検討されることに期待したい」と指摘されたことを踏まえ、サテライトオフィスを現在JCHO本部のある東京都港区に移転した。
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	一者応札のうち、半数以上は分析機器の保守・点検であり、特殊事情は理解できるが、一者応札を縮減するための更なる取組が必要であると指摘されたことを踏まえ、一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の件数に関しては、仕様書の見直し、公告期間の延長やメールマガジンの活用に加え、取扱業者が限られる分析機器等の保守・点検の契約一括化に取り組み、平成 23 年度と比較し、競争性のある契約に占める一者応札の割合を減少させた。
	種苗管理センター	小粒種いもの生産効率を高めるために、ジベレリン処理を導入するに当たっては次世代のばれいしょへ与える影響等について十分に調査されたいと指摘されたことを踏まえ、北海道中央農場において（独）農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの指導の下、小粒塊茎生産技術の確立に向け、ジベレリン処理による品種ごとの効果や次世代への影響等の調査を行った結果、変異は見られず、本技術が浴光期間を含め慣行栽培による管理が可能であるとともに多数の品種で規格内歩留りの向上と切断作業の省力化が期待できることを確認した。
	家畜改良センター	コンプライアンスについて、今後も継続的に勉強会を開催するなど、コンプライアンスの徹底に取り組むことと指摘されたことを踏まえ、職員に対する意識調査を実施し、その結果に対する改善に取り組むとともに、勉強会を実施した。
	水産大学校	専攻科の定員充足率が、前年から比べると大きく低下し 100％を割ったが、この原因が示されていないと指摘されたことを踏まえて、23 年度途中で復学するための余席を確保する必要があったとの理由を明らかにした。なお、24 年度においては学生数が定員 50 名に対して 53 名となり、100％を超えた。
	農業・食品産業技術総合研究機構	環境対策・安全管理の推進について、「労働災害防止のための研修等を行っているが、事故は発生しており、さらなる発生防止に向けた継続的な取組が期待される。」と指摘されたことを踏まえ、業務災害の更なる抑制のため、24 年度は安全診断の徹底を図り、法令に定められた安全装置のない旧式の機械や労基署に未届けとなっている装置を調査し、法令違反事項がないか洗い出しを行い対策を講じた。また、労働安全衛生マネジメントシステムを効率的に取り組めるよう、新たに研究所審議役等を対象としたシステム監査者養成研修を実施した。
	農業生物資源研究所	研究資源の効率的利用及び充実・高度化について、「オープンラボの利用促進については、利用手順等のホームページへの掲載に引き続き取り組んでいるが、利用件数については昨年より減少している。しかし、国内特許出願などに繋がる成果も出ていることから、より一層の努力を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、オープンラボの更なるアピールの

		ため、得られた成果についても生物研ホームページ上に掲載し、利用促進に取り組んだ。
	農業環境技術研究所	法令遵守など内部統制の充実・強化について、「規制物質等の適切な管理について引き続き徹底した点検の実施が期待される。」と指摘されたことを踏まえ、高圧ガスボンベの管理状況等の巡視、薬品管理システムによる規制物質の管理を行うとともに、毎年度末には全ての毒劇物の点検を行い、その結果を化学薬品等安全管理委員会に報告するなど、引き続き徹底した点検の実施に努めている。
	国際農林水産業研究センター	自己収入の確保について、「知的財産収入が昨年に比べ減少しており、今後は効果的な研究成果の PR への取組を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、アグリビジネスフェア等多数のイベントに出展し、JIRCAS の研究成果を積極的に PR しているところであり、今後も継続していく。
	森林総合研究所	「森林総合研究所は森林・林業・木材産業分野における我が国唯一の総合的な研究機関であり、研究成果やその普及、また関係機関との連携などに対する責務は大きい。このため、今回高い評価を与えた東日本大震災対応の調査・研究のように社会のニーズを的確に捉えた取組を引き続き推進するとともに、中核的機関として一層のリーダーシップをとり、様々な大学・研究機関等とさらなる連携を深め、法人の使命を果たされることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災時に森林に放出された放射性物質の動態等の調査・研究を継続するとともに、深層崩壊等の災害対応、天然更新判定方法やシカ被害対策技術の開発など、社会的ニーズの高い調査・研究を実施した。また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）等の国際的な取組みに積極的に対応した。
	水産総合研究センター	職員の人事に関する計画について「産学官の連携や将来の水産業を取り巻く社会環境の変化に対応可能な体制づくりが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、平成 25 年 10 月に社会連携推進室を増員し、産学官連携強化のための措置を講じた。
	農畜産業振興機構	人件費について、削減に向けた更なる取組を進めることにより計画の確実な達成に努められたいとの意見を踏まえ、給与水準及び管理職手当の引き下げ、ポストオフ、管理職への昇格抑制の取組により、職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、平成 18 年度の 114.1 から 12.8 ポイント改善され 101.3 となり、平成 24 年度までに国家公務員とほぼ同程度とする計画を達成した。
	農林漁業信用基金	事業の効率化については、引き続き、事業費削減の取組に期待するとの意見を踏まえ、引受審査に係る基金協会との事前協議や部分保証の実施等の事業費削減に向けた取組を行い、平成 19 年度予算対比で 35.3％削減した。
経済産業省	経済産業研究所	政策提言・普及業務に関して、「研究成果の評価や認知は高いが、経済産業研究所の目標や存在意義についての認知がやや低い」という指摘を踏まえて、シンポジウムや BBL の活発な活動、ソーシャルメディアやマスメディアを通じた積極的な配信、国内外の研究機関との交流等による普及に努めた。また、平成24年度から新たな取り組みとして、経済シンクタンクランキング世界 No.4 である欧州 CEPR（経済政策研究センター）が運営している政策ポータルサイト VoxEU と当研究所のウェブサイトとの連携を開始するとともに、社会的に関心の高い政策課題について、研究成果のタイムリーな対外発信を目的に「ハイライトセミナー」を立ち上げた。
	工業所有権情報・研修館	プロデューサー・アドバイザー事業について、「現時点ではパイロット的な規模にとどまっており、今後の広報活動ないしは規模拡大とユーザーによる評価を課題としておきたい。」

		と指摘されたことを踏まえ、事業の趣旨目的を記載したパンフレットの配布を行うとともに支援先の箇所数を増やし規模拡大を図った。また、ユーザーに対しては支援満足度アンケートを行い、有益であったとの評価を得た。
	産業技術総合研究所	「契約に関しては、外部から専門家を採用し、契約審査に関与させる体制を構築したことは評価できるが、依然として一者応札比率が高く、一層の工夫と努力が求められる」と指摘されたことを踏まえ、平成 25 年度も継続する年度契約について、新規参入業者の掘り起こしのための入札予定案件の公式ホームページにて事前公表、メールマガジン及び RSS 方式による情報配信を行った。また、入札参加の障害となった理由をより詳細に分析するためのアンケート内容の細分化を行う等、引き続き一者応札の低減に向けた取り組みを実施。
	製品評価技術基盤機構	「近年益々重要となっている国際連携にも積極的に関与し、日本国のリーダーシップの発揮にも貢献しつつあることを評価する。特にアジアの新興国からの信頼を得てゆくことは、今後の重要なテーマである。」と指摘されたことを踏まえ、バイオテクノロジー分野について、タイ王国の研究生を受け入れた。これは、同国の人材育成プログラムに基づき、微生物管理を担う専門家(キュレーター)を育成するものである。また、化学物質管理分野について、化学物質管理制度の構築が進みつつあるアジア各国に対し、暴露評価手法や、化学物質情報データベース等に関する技術を提供した。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	職員の能力向上について、「将来、より一層 NEDO らしい産業技術を推進するにはどうしてもプロパーに博士号を持つ、できれば企業経験者が必要になる。」と指摘されたことを踏まえ、より高度なマネジメント及びより効果的なプロジェクト立案を目指すため、職員を国内外の大学院及び外部の研究開発現場へ派遣した。
	日本貿易振興機構	種々の情報管理にあたり、セキュリティ対策の更なる徹底を提案されたことを踏まえ、海外事務所との通信の仕組みを改訂することを始め、セキュリティシステムの総点検を実施し、更なるセキュリティの強化に努めた。
	情報処理推進機構	情報処理技術者試験については、「試験実施のための借上事務所の廃止の前倒しや試験の CBT 化が順調に行われた点を評価するものの、試験受験者の減少に対する改善に努めるべき。」と指摘されたことを踏まえ、IT 企業・ユーザ企業(約 90 社)及び大学の就職課を中心に学校(92 校)を訪問するなどの普及活動に加え、ウェブ広告・雑誌広告・電車内広告を行うなどにより、受験者増加に向けた取組を推進した。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	人件費等について、海外企業・民間企業とのギャップ等の面で、モチベーションの維持・向上を図ることも重要との意見を踏まえ、顕著な功績を挙げた職員に対する表彰制度の導入を検討した(平成 25 年度より導入)。また、専門性、現場経験及び語学力を柱とした専門人材育成のための研修体系の構築に着手した(平成 25 年度より運用開始)。
	中小企業基盤整備機構	第59回独立行政法人評価委員会において、「東日本大震災への迅速な対応は評価すべきだが、支援を受けた中小事業者はどのように評価したのかを調査したのか。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度に仮設施設入居事業者に対し訪問ヒアリング調査を実施し、「早期に事業再開できた」など仮設施設整備事業について高い評価を得た。
国土交通省	土木研究所	土木技術の国際貢献について、海外のみならず、国内の災害から得られた知見の普及・啓発にも努められたいと指摘されたことを踏まえ、土木研究所と民間企業が共同開発した「土研式水位観測ブイ(投下型)」について、装置の改良や現地での実証試験を実施し、インドネシアの災害現場に機材提供と技術援助を行うことにより、国際貢献のみならず、技

		術の海外展開につなげることができた。
	建築研究所	社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応について、今後急速な人口減少が進行する中で新築、中古、廃屋などのあり方、活用の提案を期待すると指摘されたことを踏まえ、個別研究開発課題「既存建築ストックの再生・活用を促進するための制度的課題の解明と技術基準に関する研究」では、既存建築ストックの再生・活用を円滑に実施するための制度的課題に関する誘導方策等の方向性を示すとともに、ストックの質を向上させるために必要な技術基準の整備に資するための研究を実施している。
	交通安全環境研究所	鉄道の国際標準化の推進について、鉄道事業の国際的産業への展開の礎となると指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度には、日本で初めての鉄道認証機関として、独立行政法人製品評価基準基盤機構より認定を取得し、さらに 2 件の認証書を発行するなど、認証機関としての業務を積極的に実施した。
	海上技術安全研究所	業務運営に関する重要事項について、「事務職・技術職のラスパイレス指数が高いため、改善が求められる。」とされた。 国家公務員に準じた給与体系としており、既に国家公務員と同等の給与水準となっている。24 年度は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに準じて、俸給及び諸手当の減額措置を実施している。今後も国家公務員の給与改定を踏まえた見直しを行う等の継続的な対応を行っていく。
	港湾空港技術研究所	災害発生時の支援について、「今後の防災対策の検討においても、技術面で港空研の果たす役割は大きく、引き続き支援の強化が必要である。また、東日本大震災発生後の迅速な現地調査能力が高く評価されているが、引き続き体制の強化を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、「ハリケーン・サンディによる米国東海岸高潮災害」等に対して、現地調査等のため研究者を派遣するとともに、東日本大震災への対応においては、「松島湾の海域環境復興を考える検討会」、「大船渡港湾口防波堤復旧に係る技術委員会」等に参画し、現地調査や技術指導を行うなど前年度に引き続き支援を行った。また、被災地支援を円滑に遂行すること等を目的として、国土交通省関東地方整備局との間で「災害時相互協力に関する協定」を締結し、研究所の被災地支援機能の強化を図った。
	電子航法研究所	東日本大震災後における岩沼分室の復旧及び実験用航空機の更新が行われていることについて、災害に伴う研究計画の見直しについても適切に対応する必要があると指摘されたことを踏まえ、研究順序の入替え、実験規模の縮小と計画の見直しを行った。
	航海訓練所	「業界の要望に応えるよう努力するとともに、基礎部分の訓練を十分に行うように要望する。」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度においては、船員教育機関、海運業界等との意見交換会等により把握した求められる船員像等のニーズを細かな指導、反復実習等により、単独航海当直や出入港時における機器操作等、実習訓練の現場に反映し、船員として必要な基礎的知識・技術を身に付けさせた。
	海技教育機構	「卒業生に対する業界の要望に応えていくよう工夫が必要である。」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度においては、業界からの荷役に係る教材の充実や、より即戦力に近い機関士養成といった要望があったことを受けて、荷役に係る教科書の記述を大幅に改訂し、航海訓練所と連携して、練習船の機関開放整備等の手順等を撮影した視聴覚教材を作成するなど教材の充実、改善を図った。
	航空大学校	「アサーションの実施方法の明確化等、事故再発防止策を講じたうえで、平成 23 年 10 月に帯広分校での訓練を再開したことは評価できるが、3年連続の航空機事故発生という

		点を重くとらえるべきである。過去の教訓が生かされているとは言い難く、徹底的な検証と対策の策定を通じた更なる改善の努力を望む。」と指摘されたことを踏まえ、事故の徹底的な検証を行い、事故再発防止策として、飛行訓練装置による緊急操作手順の確認、訓練前の訓練エリア詳細地図を用いた安全訓練高度等の確認、教官の技量の臨時検査等を実施した。今後とも安全管理体制の強化（飛行前の機体点検、健康状態の確認及び訓練把握のための体制構築）を通じ、更なる改善を図っていく。
	自動車検査	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について、「検査情報の有効活用、受検者への適正な情報提供等、高度化施設の活用について、引き続き取組み、今後の成果に期待」と指摘されたことを踏まえ、新規検査等において取得した画像と継続検査等における車両の照合を行うことにより、受検者に対して不正受検の抑制を促すとともに、継続検査における不正二次架装等の不正受検の排除に努めている。 また、高度化施設により取得した検査情報がリコールをはじめとした各種国土交通施策に有効活用されるよう、国土交通省と連携して、抽出すべき情報、その分析方法について検討し、検査情報の有効活用に向け取り組んでいる。 更に、利用者の方々に適切な点検・整備を実施していただくことを促進する観点から、検査が不合格であった車両に対し、測定値等の審査結果情報の提供を全事務所において実施している。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	「国際協力について、日本の高い技術の海外への普及及び実際の建設に結びつけるためには、今後とも重要な局面が続くため、引続き重点的に推進して欲しい。」と指摘されたことを踏まえ、国土交通省等の関係機関との連携を図りつつ、海外への専門家の派遣及び各国の研修員等の受入れ等を実施し、各国の高速鉄道計画に対する技術協力を継続的に実施した。
	国際観光振興機構	・ 緊急時の対応について、東日本大震災に関する情報の海外への発信については、原発問題の一般情報、放射線量情報等をウェブサイトに掲載するなど、継続的に正確な情報発信を行っている。さらに海外現地のメディアや旅行会社に対するメール配信等を通じて正確な情報提供を行い、訪日旅行者の不安の払しょくに努めている。 また、緊急事態発生時の業務執行体制の確保については、平成24年度に、事業継続計画（Business Continuity Plan）（本部）及び海外における緊急事態対応マニュアル（海外事務所）の整備を行った。 ・ 海外事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等について、機構の海外事務所のネットワークを活用した現地の最新の市場動向・ニーズの継続的な把握、海外現地メディアを通じた広報活動、日本向けツアーの現地旅行会社による企画・販売促進、一般消費者への観光情報発信等、海外現地のマーケティングプロモーション活動を行うとともに、これらの活動を通じて情報収集・分析した海外訪日旅行市場の最新情報を観光庁にタイムリーに提供し、「ビジット・ジャパン事業」の企画・立案業務に貢献している。また、平成24年度に新たに導入された外国人観光案内所認定制度に基づき、「JNTO認定外国人観光案内所」として342カ所（平成24年度時点）を認定するとともに、各種情報提供等を通じ、全国の案内所のサービスの質の維持・向上を図っている。 さらに、地方自治体、民間事業者等の事業パートナーに対し、「JNTO 業務報告会」、「JNTO 個別相談会」、「JNTO インバウンド旅行振興フォーラム」等を通じ、海外プロモーション事業を行う上で有益な情報提供やアドバイスを行っている。

		こうした中で、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成 25 年6月 11 日観光立国推進閣僚会議決定）では、「本年（平成 25 年）史上初めて訪日外国人旅行者数 1000 万人を達成し、さらにはその先の目標である 2000 万人の高みを目指すためには、政府一丸となって取組みを強化する必要がある」とされ、「日本再興戦略」（平成 25 年6月 14 日閣議決定）においても、「観光は、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会の実現のため、日本の強みを生かして成長が期待できる分野であるとされ、政策資源を一気通貫で集中投入すべき分野」とされている。 このため、これまで以上にオールジャパンで関係者の総力を挙げ、それぞれの能力を最大限発揮することが求められており、JNTO としても、海外事務所が有するネットワークを十分に活用し、観光庁及び関係団体と協働して、外客誘致の取組みを進めていくこととしている。
	水資源機構	武蔵水路改築工事現場で発生した2件の油流出事故は、事故後に適切な対応が取られ水道用水供給に影響は生じなかったものの、今後は安定的、良質な用水供給のため、水質事故の再発防止に努められたいと指摘されたことを踏まえ、事故を教訓として、「油を漏らさない」、「油を武蔵水路に入れない」、「油を荒川に流下させない」の3重の対策を講じることとし、各機械・設備及び場内における養生対策を徹底するとともに、武蔵水路内に油が流出した際の緊急対応について機構及び施工業者間での連絡・連携体制強化を図った。
	自動車事故対策機構	「確実な業務運営を行う上で、業務の効率化や組織運営の効率化について、引き続き検討、実施することが求められる。」と指摘されたことを踏まえ、主管支所及び支所の合理化について、平成 24 年度は組織合理化検討委員会・組織合理化プロジェクトチームを設置することにより体制を確立し、基礎調査を実施し合理化の方向性を検討した。 さらに、指導講習・適性診断に係るインターネット予約について予約受付開始を1ヶ月以上早めるなどにより、利便性の向上を図った結果、インターネット予約率は指導講習で 52.5 %（平成 23 年度 18.0 %）、適性診断で 32.1 %（同 18.4 %）となり、また、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図った結果、支所以外での一般診断受診者の割合は、47.4 %（同 42.5 %）となり、電話対応等の時間が減少するなど、受付業務等の効率化が図られた。
	空港周辺整備機構	・「本社機能の福岡への移転後においても、理事長等と監事との意見交換や役職員相互の意思疎通を適時適切かつ積極的に行うことにより、引き続き機構の役割が十分に発揮できるよう努めること。」と指摘されたことを踏まえ、原則毎月、役員（監事を含む）と管理職による会議を開催し、事業実施状況や課題等について意見交換を行い、役員から出された意見や指示を各管理職が持ち帰り課内ミーティング等で各職員へ周知するなど、役職員の意思疎通を図っている。また、業務運営の方針等、重要事項については、必要に応じ理事会を開催し、審議を行っており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。 このほか、理事長と監事の間において、随時、意見交換を行っている。 なお、監事監査（定期監査）において、内部統制の整備・運用に係る監査を実施しており、内部統制の取り組みについては適切に行っており、引き続き取り組みを継続するよう、理事長あて報告がなされている。 ・「福岡の各事業についても、更なる事業費の縮減や事務の効率化を図るとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえ

		た取り組みを実施すること。」と指摘されたことを踏まえ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は平成25年1月に凍結されたが、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」（平成25年法律第 67号）に基づき、福岡空港に係る空港運営の民間委託等が行われることとなる際に、国において福岡空港の周辺環境対策について実施主体の検討が行われる中で、機構は業務を適正かつ円滑に進めるための方策の検討を行うこととしている。 それまでの間は、これまで実施してきた事業費の縮減や事務の効率化を引き続き実施することとしている。
	海上災害防止センター	「監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員のイニシアティブの下、検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。」と指摘されたことを踏まえ、内部統制については、主として次の措置を講じた。 ・東日本大震災を踏まえた業務継続計画（BCP）の策定 ・監事監査にあわせてのリスク評価の実施 ・情報セキュリティー対策の決定 ・業務継続計画に基づく、備蓄食料や水、通信回線の確保等の対応
	都市再生機構	東日本大震災からの復興に係る取組みについて、「準備段階での取組みに時間を要することは理解できるが、復興に向けた国民全体の期待感に応え、我が国全体に活力を生み出していくためにも、機構のノウハウとマンパワーを活かした一層の復興事業の推進支援が必要」と指摘されたことを踏まえ、機構全体の厳しい人員削減の中、現地復興支援体制を平成 23 年度末の 74 名体制から平成 24 年度末には 220 名体制に強化した。 また、復興まちづくり事業等を迅速に進めるため、段階的な工事を大括りし、設計・施工・マネジメントをまとめて発注する新たな発注方式（CM 方式）を機構が国（復興庁、国交省）とも連携し先導的に導入（平成 24 年度末時点で女川町など3市町5地区で契約済）。これにより、契約手続きの簡素化・期間短縮、民間ノウハウの活用による工期の大幅な短縮が図られると共に、オープンブック方式による透明性と地元参入確保を可能とし、事業がスピードアップした。
	奄美群島振興開発基金	群島民のニーズの把握の必要性、融資先等に対する個別経営アドバイス等による債権健全化の重要性ついて指摘されたことを踏まえ、セミナーの実施、個別経営サポートの実施・強化などに取り組んだ。
	日本高速道路保有・債務返済機構	・ ホームページに関して、「どのような方がどのような情報を得るためにアクセスしているのかなどを把握、分析し、どのような情報を充実させていくべきなのかを整理した上で、さらにホームページの改善がなされることが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、ホームページについては、より使い勝手の良いものとするため、アクセスデータの収集・解析やユーザーへのアンケート調査を実施し、閲覧動向や改善要望を把握した上で、次のように情報を検索しやすくするための工夫や情報の充実を図り、全面的にリニューアルした。 ・ 決算の概要や債務返済の実績等の機構として特に積極的に発信したい情報について、それぞれ分かりやすく解説したページを新設するとともに、トップページの見やすい位置にバナーを設置。 ・掲載情報を主なカテゴリーごとに整理し、そのバナーをトップページに掲出するとともに、高速道路関連情報等の積極的に公開すべき情報をより上位の階層に掲載。 ・トップページのアクセスランキング上位ページ欄の充実。

		・トップページの各バナーにプルダウンリストを設置。 ・ホームページ内検索システムの機能の充実。 ・各ページ内に関連する情報ページへのリンクを設置。 等
	住宅金融支援機構	団体信用生命保険等業務について、「長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度となるよう、第二期中期目標期間において適切な業務運営を行う必要がある」と指摘されたことを踏まえ、金融機関及び住宅事業者に対する経営層も含めた団信加入促進の依頼や、不加入希望者へのダイレクトメールによる勧奨（約1万6千通）等を行った。その結果、フラット35の事業量が高水準で推移する中、平成 24 年度における団信業務収支は、平成 23 年度と比較して 19 億円改善した。
環境省	国立環境研究所	特に資源循環・廃棄物研究分野においては、原発事故の後での放射性物質に汚染された廃棄物、土壌の処理についての研究を新たに始め、現実の課題に対する対応を迅速に進めるなど、優れた対応を取っていることは高く評価される。震災対応に関しては、極めて多くの分野に跨る研究・調査業務があり、震災対応業務と、中期計画で定められた研究計画との調整が課題である。出来れば研究者人員を増強しまとまりのあり且つ表に見える研究組織として立ち上げることが望ましい。 上記指摘を踏まえ、平成 25 年3月に中期目標・中期計画を見直し、災害環境研究に関する研究の実施を明確に位置づけた。 また、人員面でも研究体制の強化のため、平成 25 年度予算において 25 人分の人件費増額が計上された。 さらに、災害環境研究の現地研究拠点となる福島支部の開設に向け、平成 25 年 10 月に福島支部準備室を設置し、所内連携をより一層強化し、支部設置に向けた諸準備を進めるとともに、総合的、分野横断的に研究を推進した。
	環境再生保全機構	地球環境基金業務における助成事業について、「応募件数は減少しており、今後、それらの理由を検討するなどの取組が求められる。」と指摘されたことを踏まえ、新たな取組として研修・講座と併せて助成金説明を行うとともに助成金募集案内のリーフレット作成やWEB上での広報展開、助成実績が少ない地域での助成金説明会の実施など広報強化等に努めたところ、応募件数を対前年度比 10.7％増とすることができた。
法務省	日本司法支援センター	内部統制・ガバナンスの強化等について、「いまだコンプライアンス体制の整備，強化に向けた取組の余地が認められる」と指摘されたことを踏まえ、新たに，当ガバナンス推進委員会によりコンプライアンス・マニュアルを作成し，それを職員に周知するなどの取組を行った。 組織の見直しについて、「被災者の法的サービスに対する需要の大きさに照らせば，設置すべき場所の全てに出張所を設置するという課題が残っている」と指摘されたことを踏まえ、被災地出張所を 3 か所新設し，被災地出張所の設置目標を達成した。

イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定、図表 45 参照）及び「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定、図表 45 参照）において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬（役員給与・退職金の大幅カットを含む。）や役員人事（解任を含む。）に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独

立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成26年10月までにすべての府省で、その所管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。評価結果の役員人事への反映状況については、平成26年9月末現在、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、原子力規制委員会は、その所管する法人において公表されている。

図表 45. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抜粋)
Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項
3 独立行政法人
(2) 組織及び運営の基本
ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。

○「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)(抜粋)
Ⅱ 新たな公務員制度の概要
3 適正な再就職ルールの確立
(2) 特殊法人等への再就職に係るルール
③ 独立行政法人
イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を 受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。

ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成14年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 取組方針等

ア 14年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成13年度業務実績の評価に併せて、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価

委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

イ　15 年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成 14 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（報告）（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」（平成 15 年7月 31 日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会）を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

ウ　16 年度における評価の取組

平成 15 年 10 月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されたことを踏まえ、独立行政法人評価分科会では具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16 年2月以降、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16 年6月 30 日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会を開催し、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成 15 年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」として、17 年7月 11 日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

エ　19 年度における評価の取組

平成 19 年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（以下「当面の取組方針」という。）を決定、公表した。（資料 25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（平成 19 年7月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会）参照）。

オ　20 年度における評価の取組

平成 20 年度においては、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。（資料 26「平成 19 年度業務実績評価の取組について」（平成 20 年7月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）参照）。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年8月 10 日閣議決定）において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を取りまとめた（資料 27「入札・契約の適正化に係る評価

における関心事項」（平成20年9月5日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム）参照）。

カ　21 年度における評価の取組

平成 21 年度においては、業務実績評価について、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」（以下「評価の視点」という。）を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定した（資料 28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年3月 30 日決定　平成 22 年5月 31 日最終改正政策評価・独立行政法人評価委員会）参照）。また、評価の視点に沿って、独立行政法人評価分科会で決定した「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」において特に留意するとした、契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

キ　22 年度における評価の取組

平成22年度においては、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていること及び平成22年3月に総務省の研究会で内部統制について考え方がとりまとめられたことを踏まえ、評価の視点を改正するとともに、独立行政法人評価分科会において「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」を策定した（資料29-1「平成21年度業務実績評価の具体的取組について（平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）」参照）ほか、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、評価が実施された。二次評価においては、保有資産について各府省及び各法人の協力を得て実態把握を実施し、調査結果を活用した。

ク　23 年度における評価の取組

平成23年度においては、3月に発生した東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的、効率的に行うものとし、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこと等を内容とした「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した（資料29-2「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」（平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）参照）。また、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

ケ　24年度における評価の取組

平成24年度において、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえつつ、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した（資料29-3「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）参照）、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

コ　25 年度における評価の取組

平成25年度においては、「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」（資料29-4「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」（平成25年5月20日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）参照）に沿い、法人の管理運営に関する事項（保有資産、内部統制等）について重点化を図りつつ、法人の各業務について網羅的にチェックした。

（２）評価活動の概要

平成 25 年8月下旬ないし9月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成 24 年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行った（分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表 46 及び図表 47 を参照）。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見（以下「個別意見」という。）を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見（以下「共通意見」という。）を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した（各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照）。

当該意見の検討に当たっては、法人のミッションを踏まえつつ、内部統制や保有資産を始めとする前年度の指摘事項等のフォローアップに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った（図表49参照）（平成25年12月16日通知）。

図表 46. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審　議　内　容
平成 25 年 5月 20 日	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率（案）について ・「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」の策定等について
9月3日	独立行政法人 評価分科会	・平成 25 年度の事務・事業の見直しについて ・役員の退職金に係る業績勘案率（案）について
9月 17 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング（法務省、経済産業省、環境省）
9月 26 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング（厚生労働省、国土交通省及び文部科学省）
9月 30 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング（文部科学省）
11 月1日	独立行政法人 評価分科会	・平成 25 年度末に中期目標期間が終了する見直し対象法人に係る主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の検討状況について ・平成 24 年度業務実績評価について
12 月 16 日	政策評価・独立行政法人評価委員会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）について ・平成 24 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見（案）について
	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率（案）について
平成 26 年 3月 13 日	独立行政法人 評価分科会	・平成 25 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標（案）等について ・役員の退職金に係る業績勘案率（案）について

図表 47.　平成 25 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 (( )は開催数)	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (10 回)	鈴木臨時委員◆ 阿部臨時委員 荒張臨時委員 川合臨時委員 河野臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 13 法人 文部科学省所管1法人	4 月 17 日 4 月 25 日 6 月 12 日 7 月 3 日 7 月 10 日	8 月 1 日※ 9 月 11 日 10 月 16 日 11 月 20 日 2 月 12 日
第2ワーキング・グループ (10 回)	岡本臨時委員 出雲臨時委員 齋藤臨時委員 瀬川臨時委員 山谷臨時委員◆	財務省所管7法人 経済産業省所管 10 法人 環境省所管2法人 原子力規制委員会所管1法人 法務省所管1法人	4 月 18 日 6 月 14 日 7 月 24 日 7 月 26 日 7 月 29 日※ 8 月 1 日※	10 月 11 日 10 月 21 日 11 月 29 日 2 月 14 日
第3ワーキング・グループ (15 回)	梶川臨時委員◆ 浅羽臨時委員◆ 有信臨時委員 河井臨時委員 森泉委員	文部科学省所管 23 法人	4 月 23 日 6 月 7 日 6 月 14 日 6 月 28 日 7 月 8 日 8 月 6 日 8 月 9 日 8 月 26 日	9 月 11 日※ 9 月 25 日 10 月 8 日 10 月 25 日 11 月 8 日 11 月 18 日 2 月 12 日
第4ワーキング・グループ (14 回)	縣臨時委員◆ 石田委員 木村臨時委員 工藤臨時委員 玉井臨時委員◆	国土交通省所管 20 法人	4 月 18 日 6 月 11 日 7 月 4 日 7 月 8 日 7 月 18 日※ 8 月 21 日 9 月 17 日	10 月 10 日 10 月 25 日※ 11 月 7 日 11 月 11 日 11 月 18 日 12 月 2 日 2 月 5 日
第5ワーキング・グループ (13 回)	梅里委員 大西臨時委員 河村臨時委員◆ 園田臨時委員 宮本臨時委員	内閣府所管3法人 厚生労働省所管 19 法人 防衛省所管1法人	4 月 22 日 5 月 14 日 6 月 27 日 7 月 2 日 7 月 12 日 8 月 8 日※ 9 月 10 日	9 月 13 日 10 月 17 日 10 月 23 日 11 月 15 日 11 月 20 日 2 月 10 日
国立大学法人等評価ワーキング・グループ (1回)	梶川臨時委員◆ 浅羽臨時委員◆ 有信臨時委員 河井臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学共同利用機関法人	11 月 18 日	

(注)　1　政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
　　2　開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。なお、ワーキング・グループと現地視察を同日に開催したものについては、その旨を（　）書きで記載している。
　　3　◆は政策評価・独立行政法人評価委員会の委員等の改選により、平成 26 年２月以降のワーキング・グループには参加していない委員を表す。

（３）平成 26 年度以降の当面の視点等の決定

第 186 回国会（常会）において、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が成立し、平成 27 年4月から新たな独立行政法人制度がスタートすることとなり、政策評価・独立行政法人評価委員会が廃止され、新たに独立行政法人評価制度委員会が設置されることとなる。そのため、平成 26 年度においては、新制度へ円滑に移行するための準備作業が必要となることを踏まえ、「独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について」（平成 26 年5月 29 日政策評価・独立行政法人評価委員会　独立行政法人評価分科会）を決定した。

この中で、二次評価については、過去の指摘を踏まえた取組や、電子化等による業務の効率化に

関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているが等の視点から行うこととしている。

（４）独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成 23 年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表 48.　政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	国立公文書館	今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえた目標値の妥当性についても評価を行うべきであると指摘されたことを踏まえ、平成25年度計画に以下のとおり反映させることとした。 （平成24年度数値目標との比較） ① 修復計画：重修復270冊、軽修復6，000冊、リーフキャスティング5，500丁については、実績を踏まえ現状どおりとするが、実態を把握した上で今後の修復の計画に反映 ② 要審査文書の処理目標数 1，500冊→2，100冊 ③ デジタルアーカイブ・アクセス件数 約22万件→約24万件 ④ 貸出審査に当たっての平均審査日数 15日→7日 ⑤ 研修の受講者数 350名程度→公文書管理研修について積極的に受入れを行うとともに、アーカイブズ研修は180名程度
総務省	情報通信研究機構	「今後の評価に当たっては、保有財産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、保有財産について、減損兆候調査により、業務実績、使用範囲、業務環境の変化を確認した。その結果、現状において実物資産の不十分な活用はなかった。
	統計センター	「今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。」とされていることを踏まえ、平成 24 年度の実績評価においては、中期目標及び中期計画の内容を年度計画の個々の評価指標に反映させた評価を行った。
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	「今後の評価に当たっては、最上位の評価を行うに当たっては、評価の透明性の観点から、事案の発生要因と再発防止策についての十分な分析及び業務委託者としての管理監督責任について、厳格に評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度業務実績評価においては、委託先等への管理監督及び再発防止策の実施について、より詳細に記述し、厳格に評価を行った。
外務省	国際協力機構	「内部統制の充実・強化」に関し、24 年度は理事会での内部統制審議及び部署別の年間計画を通じたリスクの評価と対応を適切に行った。また、監事監査報告における提言を受けて、海外投融資の本格再開に伴うリスク管理体制強化を行うなど各部署にて適切に対応した。さらに、監事監査報告から対応状況の報告及び外部公開までの期間を迅速化した（24 年度 6 か月、25 年度 4 ヵ月）。
	国際交流基金	個別に指摘のあった自己収入の拡大について、企業への働きかけや、基金ホームページ内にある寄附案内ページのリニューアル等の広報努力を行った結果、平成 24 年度の一般寄附金収入については、年度計画額には達しなかったものの、平成 22 年度、平成 23 年度の実績額を上回る収入を上げた。また，外務省独立行政法人評価委員会においては，法人の寄附金受入拡大の取組や受入額の推移等を確認した上で、自己収入の拡大を促す観点から評価を行った。
財務省	酒類総合研究所	「今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある」と指摘されたことを踏まえ、保有する土地、建物等の活用状況、東京事務所の在り方の検討状況について報告を受け、それらを踏まえた評価を行った。
	造幣局	「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、固定的な経費について、算定根拠となるデータ及び増減要因、削減状況について報告させ評価を行った。 「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、研究課題の設定プロセスのほか、研究開発の事前・中間・事後の段階で行われた研究評価の実施状況、評価に係る規程類の整備状況、研究テーマ別の予算の管理状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、研究開発について、研究課題の設定・評価プロセス、研究開発に係るPDCA、研究評価の状況、評価に係る規程類の整備状況について報告させ評価を行った。 「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、投資に至るまでの意思決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明らかにさせた上で、設

		備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、施設整備について、投資に至るまでの意思決定プロセス及び意思決定の状況について報告させ評価を行った。
	国立印刷局	「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、固定的な経費について、算定根拠となるデータ及び増減要因、発生要因分析について報告させ評価を行った。 「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、研究課題の設定プロセスや事前・中間・事後の段階で行われている研究評価の実施状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、研究開発について、研究課題の設定・評価プロセス、研究開発に係るPDCA、研究評価の状況について報告させ評価を行った。 「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配意しつつ、投資に至るまでの意思決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明らかにさせた上で、設備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、施設整備について、投資に至るまでの意思決定プロセス及び意思決定の状況について報告させ評価を行った。
文部科学省	国立文化財機構	講演会及びギャラリートークの参加者数について、「今後の評価にあたっては、目標値の設定根拠を明らかにし、その妥当性について言及した上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度評価書では、全ての定量評価項目について、目標値を設定した基準・根拠について、過去の目標値との比較を含め詳細に理由を記載し、その妥当性を明らかにした上で、評価を受けた。 また、目標値を設定していない項目についても、実績値を参考値として記載し、目標値を設定していない理由を記載した。
	日本芸術文化振興会	伝統芸能の伝承者の養成研修及び既成者研修の実施について、「今後の評価に当たっては、目標を達成していない項目の原因・理由を明らかにした上で、その妥当性について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、次年度業務実績評価資料においては、未達成の要因の分析及び研修内容・研修方法の見直し等について明記することとし、より適正な評価に努めた。
	宇宙航空研究開発機構	英語版サイトへのアクセス数について、「今後の評価に当たっては、目標を達成する見込みがない項目について、その原因・理由を明らかにした上で、中期計画達成に向けた取組を促す評価を行うべきである。」との指摘されたことを踏まえ、近年ウェブサイト以外に YouTube や Twitter、Facebook などの新たなメディアが登場し、これらの利用頻度が高まってきた環境の変化を踏まえた評価を実施した。 具体的には、中期計画に基づく多様な手段による広報活動として、公式サイト以外にこれらのメディアを通じた英語での情報発信を開始し、これらに対するアクセス数を加えると 19 年度実績の 2 倍を上回る約 120 万件を達成していることを考慮し、英語による情報発信の目標達成状況を評価した。
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	「今後の評価に当たっては、若手育成型の補助金等の獲得件数について、過去の実績等を踏まえ、あらかじめ具体的な数値目標を設定させた上でその達成度を明らかにし、厳格に評価すべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成25年度計画より若手育成型の科学研究費補助金及び助成事業における外部資金における件数の目標値を定め、業績評価において適切に評価することとした。 「今後の評価に当たっては、将来の研究人材の育成について、現行の中期計画及び平成 23 年度計画において、研究員を広く大学院や関係機関等に年間 100 名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元することを目標としているが、23 年度の業務実績報告書では「71 名」を派遣、「53 名」を派遣との記述のみとなっており、目標である 100 名以上の派遣が達成されているかが明らかでない上、このことについて評価結果においても言及されていないため、業務実績報告書等に数値目標に係る実績を明確かつ分かりやすく記載させた上で、その達成度についても評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度の実績評価からは研究者の相互交流や研究技術の交換のための大学及び民間企業等への派遣先での身分及び人数を明確かつ分かりやすく明記し評価を行った。
	労働安全衛生総合研究所	「今後の評価に当たっては、中期目標に沿って、学際的な研究に関する実績を明らかにさせた上で、法人統合による研究分野の融合や研究成果についての評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野の統合効果に関する視点からの評価を加えることとした。
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	「今後の評価に当たっては、常用就職率を評価の視点に加えることを検討させるとともに、定員充足率も含めた全国の各施設における業務実績を明らかにさせた上で、より的確かつ厳格に評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度の業務実績の評価に当たっては、常用就職率を評価の視点に加えるとともに、定員充足率も含めた全国の各施設における業務実績を明らかにした上で、評価を行った。
	労働者健康福祉機構	産業保健推進センターについては、「今後の評価に当たっては、中期目標期間終了時までの各年度における運営費交付金の削減額について、業務実績報告書等で進捗状況を明らかにさせた

		上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、運営費交付金の削減額について業務実績報告書において明らかにした上で、評価を行った。
	医薬品医療機器総合機構	「今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間及び行政側期間それぞれの目標達成状況を確認し、実績が計画を下回った場合には、その要因分析及び改善方策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、総審査期間だけでなく、申請者側期間及び行政側期間それぞれの目標達成状況を明らかにした。また、目標を下回ったものについては、その要因分析を十分に行うとともに、その改善方策も明らかにし、適正な評価を行った。
	医薬基盤研究所	「今後の評価に当たっては、講演会等の参加者数にも着目し、前年度実績を下回っているものや経年的に減少傾向にあるものがみられる場合は、その原因分析やその後の改善を促すような評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、原因分析やその後の改善を促すことができるよう、アンケートの回収、調査結果の分析に努めた。 「今後の評価に当たっては、あらかじめ客観的な指標（数値目標）を設定させた上で、事業の成果をより厳格に評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、新たな数値目標（新規に助成金を交付して3年を経過した時点において、承認申請に至った品目の割合が3分の1となる）を設け、助成金交付、指導・助言を行った。 「今後の評価に当たっては、業務実績報告書等において納付額や貸付金の回収等に関する経年の進捗状況を明らかにさせた上で、解消計画に係る評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成25年3月11日に開催された繰越欠損金に関する計画策定委員会において、繰越欠損金解消の目標時期とともに、繰越欠損金残高、各年度の解消額である当期総利益及び当期総利益の要因となった売上納付額等の経年の推移の状況を明らかにした上で、繰越欠損金の解消計画を評価・策定し、繰越欠損金減少に向けた継続性のある指導・助言を行った。
	年金・健康保険福祉施設整理機構	「今後の評価に当たっては、評価を行う指標や評定の根拠等を明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、譲渡実績について、単年度実績を明示することなどにより、より明確に根拠等を明らかにして評価を実施するようにした。
	年金積立金管理運用独立行政法人	調査研究について、「今後の評価に当たっては、調査研究による成果やそれが法人業務にどのように活用されたのかを分析した上で、厳格に評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度の業務実績評価シートにおいては、調査研究の成果の法人業務への具体的な活用方法について記載した。
	国立がん研究センター	「今後の評価に当たっては、基礎研究部門と臨床研究部門間での共同研究件数や臨床研究実施件数及び治験の実施件数について、数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請した。
	国立循環器病研究センター	「今後の評価に当たっては、循環器疾患の解明と医療推進に関する論文のインパクトファクター4.5以上の学術雑誌への掲載について、数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請した。
	国立国際医療研究センター	「今後の評価に当たっては、国府台地区における精神科救急病棟入院患者のうち重症身体合併症患者の受け入れについて、数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請した。
	国立長寿医療研究センター	「今後の評価に当たっては、臨床研究実施件数及び治験の実施件数について、数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請した。
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	「今後の評価に当たっては、原因究明や是正処置の内容等を明らかにさせた上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、外部機関が主催する技能試験のうち満足な結果が得られなかった試験について、事業報告書に記載された原因究明や是正処置の内容を踏まえて評価を行った。
	種苗管理センター	「今後の評価に当たっては、調査研究評価委員会の評価結果について、調査研究課題の実施への反映状況についても明らかにさせた上で、厳格な評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、調査研究実施規程を改正し、重点調査研究課題については調査研究評価委員会の評価結果の反映状況が明らかになるように翌年度の実施計画書に記述することとした。これを踏まえ、25年度の全ての重点調査研究課題の実施に調査研究評価委員会の評価結果を適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図った。
	家畜改良センター	「飼養管理、飼料生産作業の外部化について、今後の評価に当たっては、業務の外部委託の観点からも評価を行うべきある」と指摘されたことを踏まえ、外部委託の実施状況を確認した上で評

		価を行った。 「家畜の飼養管理の改善における損耗率の低減、受胎率や育成率の向上について、今後の評価に当たっては、設定した目標の具体的内容等について明らかにさせた上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、各牧場の改善目標（種畜名、目標値、実績等）を明らかにした上で評価を行った。 「今後の評価に当たっては、取り組み結果、海外技術協力に資する語学力の向上が図られたか否かについても評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、語学検定、語学研修の実施状況に加え、専門家派遣に係るガイドラインの用件を満たす人材の育成数についても評価を行った。
	水産大学校	専攻科の二級海技士免許筆記試験に係る評価について「23 年度の評価の結果とその前年度までの評価の結果は相互に矛盾するものとなっており、今後の評価に当たっては、評価の経年的な一貫性という観点に留意した評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、第3期中期目標に掲げた合格率 80％に対し、目標が達成されているかどうかを主眼とし、当年度評価はそれに基づき評価を行った。 また、「今後の評価に当たっては、三級海技士免許等の取得率の向上を促す観点から、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、取得率 100％に達しなかった原因の分析及び取得率向上に向けた今後の取り組みを考慮するよう厳格に評価を行った。
	農業生物資源研究所	放射線育種場の依頼照射について、「今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たすとの観点から、有料化等に向けた本法人の検討状況を十分にフォローアップし、その結果を評価において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、照射料金の見直し、独立行政法人および国立大学法人からの依頼（国からの依頼を除く）の有料化（平成 25 年4月より）、規程の改正を評価において明らかにした。 行政部局との連携に係る項目ついて、「今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、業務実績報告書や評価において行政部局の意見の内容とその反映状況を明らかにした。
	農業環境技術研究所	自己評価・点検の実施に係る項目について、「今後の評価に当たっては、自己評価・点検の不断の見直しの観点から、本法人における効率化に係る取組を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、業務実績報告書において、「リサーチプロジェクト（以下「RP」という。）ごとの中間点検について、開催の必要性をRPリーダーの判断に委ねることで自己評価・点検に係る RP の負担を軽減した。」ことを明らかにさせた上で評価を行った。 行政部局との連携に係る項目について、「今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせ、また、最上級の評定を付す場合には、法人の役割や中期計画等を十分勘案した上で、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、業務実績報告書において「行政部局との連絡会等で出された主な意見と反映状況」を明らかにした上で評価を行った。また、23 年度に引き続き、放射能汚染対策など、行政等の要請に応じ専門家を派遣し、技術情報の提供を行っていたが、法人の役割や中期計画等を勘案し、評定を A とした。
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	「今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で厳格な評価を行うとともに、予算管理及び業務運営の改善を促すような評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、事業進捗管理の徹底、期中における適切な予算追加投入を行う等機動性・弾力性を確保したとの改善報告を受け、中期目標期間終了時における運営費交付金債務残比率に対する評価を行った。
	情報処理推進機構	・「今後の評価にあたっては、事業計画に遅れがみられる場合には、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で評価を行うとともに、運営費交付金執行計画の厳格化と業務運営の改善を促すような評価を行うべきである。」との指摘については、平成 24 年度は平成 23 年度末の運営費交付金債務 1,796 百万円及び平成 24 年度運営費交付金 3,793 百万の合計 5,590 百万円をすべて執行している。なお、第3期については事業計画に遅れがみられる場合には、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で評価を行う予定。 ・「今後の評価に当たっては、可能な限り分かりやすい指標及び明瞭かつ客観的な目標の設定並びに事業効果の把握及び算定手法の確立を図るための取組を促すような評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、第三期中期目標（平成 25 年度～29 年度）において、重要業務実績評価指標（KPI）を設定し、当該 KPI を中期計画及び年度計画に反映している。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	「今後の評価に当たっては、法人の適正な業務運営を確保する観点から、資源国との契約違反等の我が国の国益を損なうものを除き、評価に必要なデータを提供させた上で、本法人のプロジェクト管理が適切に行われているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、経済産業省独立行政法人評価委員会第 31 回石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会を開催し（平成 25 年 5 月 24 日）、機構よりリスクマネー供給におけるプロジェクト管理状況の説明を受け、評価を実施した。

	中小企業基盤整備機構	「経営環境の変化への対応の円滑化について、貴委員会の評価結果をみると、「東日本大震災に対する支援策の充実度は高く、迅速に支援を実施していることは高く評価すべきものである。また、セーフティネットの充実と再生支援の強化について、機構の全国ネットワークを活かし、中期計画目標を大幅に上回る成果を実現したことは非常に高く評価できる」等としてAA評定（法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）としている。しかしながら、評価結果において、以下のような状況がみられた。 ①中小企業倒産防止共済事業については、目標値と実績値のかい離が大きく、かつ3年にわたり本法人による加入促進が行われているにもかかわらず、目標値を引き上げる等、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。 ②小規模企業共済事業については、平成23年度の目標値が引き上げられ、また、22年度の目標値と実績値のかい離は2倍以内ではあるものの、中小企業倒産防止共済事業同様に、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。 今後の評価に当たっては、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、両共済制度について、「これまでの加入実績と同水準の加入件数を達成したか。」と評価の視点の見直しを行った。
国土交通省	航海訓練所	「今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の具体的な理由、根拠等を明らかにして評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、今後、「S」評定を付するにあたっては、単に順調に目標を達成しているのみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容があることを明らかにして厳格に評価することとした。 「今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評価指標の記載を統一した上で、適確な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度計画の妥当性を中期計画と照らし合わせ確認し、中期計画との乖離が見受けられる箇所については、評価指標を中期計画に統一した上で評価することとした。 「今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、今後は、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、厳格に評価することとした。
	海技教育機構	「今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、指摘された「施設・設備の整備」については、今後、整備計画の変更の理由を明らかにし、それを踏まえた整備計画により効果的な業務運営が図られていることを確認した上で、中期計画の実施状況について総合的に評価することとした。 「今後の評価に当たっては、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況について、適切な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、今後は、会計検査院等において取り組むべきとされた事項についても厳格に評価することとした。 「今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、今後は、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、厳格に評価することとした。
	自動車検査	「今後の評価に当たっては、国民の理解に資する観点から、経年的な評価の状況も踏まえつつ、評価に影響を与える事象があった場合には、それを評定の理由等において言及した上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「車両の不具合情報の収集については、リコール事案の影響の大きさを理解し、日々の審査業務を行うことが必要であり、イントラネットへの掲載等を通じてその醸成に努め、その結果、不具合情報の提供件数が増加していること」を評価する等、経年的な状況を踏まえ評価を行っている。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	「今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点から、本法人における内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、内航海運活性化融資業務に係る手数料の使途について、平成24年度業務実績報告書へ明記した。
	空港周辺整備機構	「今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、今後は、国民に対して分かりやすいよう、設定の理由を年度計画の指標との比較を記載することとした。
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	「今後の評価に当たっては、原子力規制委員会による指示に基づき、シミュレーション結果についての総点検が適切に行われているか、また、根本原因を含む原因分析が適切に行われ、再発防止策の実効性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、 ①総点検の結果、原子力規制庁に提出した計算処理結果について、判明済みのもの以外に誤りがないことを確認した点、 ②関係者からのインタビューに基づき整理した事実関係から、根本原因を含む原因分析が行われた点、 ③再発防止対策として、プロジェクトマネジメントの強化、調達管理の充実及びリスクマネジメントの強化について、「外部有識者による品質管理評価委員会」でその実施状況の評価を受けた点に関する報告を受け、評価を行った。

		また、府省評価委員会の審議の場とは別に、委員が機構を訪問し、担当者からその後の説明も含めて確認した上で、評価を行った。 「今後の評価に当たっては、本法人が同指摘事項に対して講じた措置等について明らかにするとともに、当該措置等が適切に実施され、契約の妥当性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、会計検査院の指摘事項に対する機構としての留意すべき点について、全職員に指示、徹底を図るとともに幹部会などの場において、予定価格の積算の適正化について指示を徹底した旨の報告を受け、評価を行った。
法務省	日本司法支援センター	評価指標の妥当性について、「今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある」と指摘されたことを踏まえ、中期目標，中期計画の内容を的確に反映するよう評価指標の見直しを行った。

独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果（概要）

―政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」―

（平成24年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見）

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価（＝一次評価）を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（委員長：岡素之（住友商事（株）相談役）、独立行政法人評価分科会長：宮内忍（公認会計士））は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価（＝二次評価）を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒　意見の具体例は、P6～P12を参照。

1　平成24年度業務実績評価に対する意見（二次評価）について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等（※）の平成24年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

（※）　独立行政法人102法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1) 二次評価の主な視点（平成21年3月31日委員会決定、22年5月31日改正）

① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。

② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。

③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の二次評価における具体的取組

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、以下の取組に特に留意して二次評価を実施。

重点事項について、ⅰ）重点事項（人材育成業務、検査・試験・評価等業務、内部統制、保有資産、当委員会の指摘）別の観点、ⅱ）実績の把握・分析状況に係る観点、ⅲ）評価の妥当性・明確性に係る観点及びⅳ）過去の指摘等の反映状況に係る観点に留意した評価の実施状況

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する共通意見

ア 内部統制の充実･強化

① リスクの把握及び対応

- リスクの把握・対応に関する取組については、全ての府省評価委員会において評価を実施。
- 今後の評価に当たっては、法人のリスク把握の取組について評価するとともに、リスク把握の結果、優先的に対応すべきリスクやこれらのリスクへの対応状況を含めて評価を行うことが望ましい。

② 原子力施設等の安全管理

- 原子力施設等を有する法人については、原子力施設等に関するリスク評価及び保守点検等の安全管理に係る具体的な取組に関する評価を行うことが重要。
- リスクが顕在化した場合の人的及び物的な被害や国民の関心の高さを踏まえ、今後の評価においては、規制当局の評価結果、当該評価結果を踏まえた法人の取組、法人の自主的なリスクマネジメントも含めた安全管理の取組の状況、評定に至った理由を十分に明らかにすることにより一層厳格な評価を行うことが望ましい。

イ 成果･効果の明確化

- 人材育成業務の成果・効果を表す指標の設定や成果・効果を明らかにした上での評価が必ずしも十分とはなっていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、成果・効果についての客観的かつ具体的な指標を設定させ、人材育成業務の実績と当該指標に対応した成果・効果の発現状況及びそれらの関連性等を明らかにした上で、より一層厳格な評価が必要。

2

ウ 受益者負担の妥当性等

- 人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を行っている法人の受益者負担の妥当性・合理性について、受益者負担額やコストとの関連性等を明らかにしないままに評価を行っている事例あり。
- 今後の評価に当たっては、受益者負担額とコスト等について明らかにし、それらの関連性等について検証した上で、受益者負担額の妥当性等について評価を行うことが必要。

エ 施設･事務所等別の評価

- 人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を複数の施設・事務所等において行っている法人について、施設・事務所等別の実績の明確化及び評価が必ずしも十分とはなっていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、複数の施設・事務所等において当該業務が実施されているか否かを明らかにした上で、施設・事務所等ごとの実績を明らかにし、それぞれ個別に評価を行うことが必要。

オ 利便性向上に向けた取組

- 検査・試験・評価等業務を行っている法人の利用者の利便性の向上に向けた取組の成果・効果を明らかにしないままに評価が行われている事例あり。
- 今後の評価に当たっては、利便性の向上を客観的に表す指標を設定させ、利便性向上に向けた取組実績とそれにより得られた成果・効果との関連性等を明らかにした上で評価を行うことが必要。

3

カ 保有資産の見直し

- 「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「実施計画」という。）等において、宿舎の廃止等の見直しが求められているが、それらの実施状況を明らかにしないままに評価を行っている事例あり。
- 今後の評価に当たっては、見直しの実施状況を明らかにし、見直し内容の妥当性等について評価を行うことが必要。
- 実施計画において見直しが求められている宿舎以外の宿舎等についても、自主的に保有の妥当性等についての評価を行うことが望ましい。

キ 運営費交付金債務の評価

- 平成23年度以前に交付された運営費交付金について、24年度末時点における未執行額についての評価はほとんど行われていない。
- 今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高のうち、評価対象年度だけではなく、過去の年度に交付された分についても、未執行となっている理由及び資金の保有の必要性について評価を行うことが必要。

4

(2) 府省評価委員会に対する個別意見等

（合計14事項について指摘）

① 過去に指摘等を行った事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

- ✓ 国際協力機構（外務省評価委員会）
- ✓ 中小企業基盤整備機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国土交通省評価委員会） など４法人（５事項）

② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価を行うべき。

- ✓ 文部科学省所管法人共通（文部科学省評価委員会）
- ✓ 医薬基盤研究所（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 種苗管理センター（農林水産省評価委員会）
- ✓ 自動車検査（国土交通省評価委員会） など９法人等（９事項）

5

３　業務実績評価結果の概要

【本概要の見方】

本概要は、独立行政法人等に対する府省評価委員会の評価の結果と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を、平成 24 年度の業務実績に対する評価を中心に法人ごとに簡潔に整理したものである。

本概要における記載事項は、以下のとおり整理している。

なお、国立大学法人評価委員会及び日本司法支援センター評価委員会の評価結果の概要と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等についても、独立行政法人に準じ記載している。

① 「法人名」：平成 24 年度末における法人名を記載しており、法人名の右に記載している〈特定〉は同年度において特定独立行政法人であったことを、〈非特定〉は同年度において非特定独立行政法人であったことを示している。
括弧内は、24 年度末において法人の長に就いていた者の氏名を記載している。

② 「目的」及び「主要業務」：各独立行政法人等の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた個別法において規定された法人の目的及び業務のうち主要なものを記載している。

③ 「委員会名」、「分科会名」：平成 24 年度における業務の実績の評価を行った委員会及び分科会（部会）並びにその長の氏名を記載している。

④ 「ホームページ」：法人のウェブサイトのトップページ及び府省評価委員会による平成 24 年度における業務の実績の評価結果が掲示されているウェブサイトのURLをそれぞれ「法人」及び「評価結果」に記載している。

⑤ 「中期目標期間」：平成 24 年度を含む中期目標期間を記載している。

（「1．府省評価委員会による評価結果」）

⑥ 表中の斜線は、当該年度において評価項目としていないものを示している。

⑦ 表中の「－」（〈総合評価〉を除く。）は、当該年度において評価項目としているが評価対象とすべき実績がないものを示している。

⑧ 平成 24 年度を含む過去最大5事業年度の評価結果について記載している。また、当該期間において中期目標期間が終了している法人については、当該中期目標期間の業務の実績の評価についても併せて記載している。

⑨ 「評価項目」は、原則として、府省評価委員会が定める評価項目の上位2段階目までを記載しており、本表に記載している期間中において評価項目の変更がある場合には、変更前、変更後の項目をいずれも記載している。なお、項番は、府省評価委員会の定めるものとは必ずしも一致するものではない。

⑩ 表中の各欄には、府省評価委員会が定める評価方法に基づく評価結果（評定）を記載している。

⑪ 「評価項目」に記載している評価項目単位で評定が付されていない場合には、当該評価項目単位より下位の複数の評価項目の評定とそれらの数を記載している（例：a×2，b×1）。

(「2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.○.○)(主なものの要約)」)

⑫ 「(1)総合評価」は、府省評価委員会における総合評価において評定を付している法人については(総合評価に至った理由)を、評定を付していない法人については(総合評価の内容)を、府省評価委員会が平成25年度に行った24年度の法人の業務実績評価結果の総合評価結果の内容を要約し記載している。

⑬ 「(2)項目別評価」の「1との関連」は、「1. 府省評価委員会による評価結果」に付している項番に対応している。

⑭ 「(2)項目別評価」の「独立行政法人の業務実績」は、(1との関連)に記載した評価項目に係る法人の主な業務実績を要約し記載している。

⑮ 「(2)項目別評価」の「府省評価委員会による評価結果等」は、府省評価委員会が平成 25 年度に行った 24 年度の法人の業務実績評価の結果のうち、「独立行政法人の業務実績」に対応する主なものの内容を要約し記載している。

(「3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)」)

⑯ 府省評価委員会が平成 25 年度に行った 24 年度の法人の業務実績評価を受け政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめた意見のうち、当該法人に対するものを記載している。

①　内　閣　府

法 人 名	独立行政法人国立公文書館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （館長：高山 正也）
目　　的	移管を受けた歴史資料として重要な公文書等（以下「歴史公文書等」という。）を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 行政機関からの委託を受けて、行政文書の保存を行うこと。3 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。5 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。6 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。7 上記1から6までの業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会（委員長：上野 俊彦）
分科会名	国立公文書館分科会（分科会長：田辺 国昭）
ホームページ	法　　人：http://www.archives.go.jp/ 評価結果：http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	第2期 中期 目標期間	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA⁺評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化			－				
(1) 民間委託の促進							
(2) 業務執行体制の見直し	－		－				
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況			－				
(4) 業務の効率化	A⁺×1 A×1	A×3					
(5) 業務・システム最適化計画	A	A					
(6) 総人件費改革に関する措置	A						
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の効率化				A	A	A	
(2) 経費の節減				A	A	A	
(3) 人員配置の見直し				A	A		
(4) 総人件費改革に関する措置				A	A	A	
(5) 随意契約の見直し				A	A	A	
(6) 業務・システムの最適化				A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討	A			A	A	A	
(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置				A×6	A×4	A×4 B×1	
(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×55	A×15	－	A×34	A×35	A×35 B×1	
(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置				A×10	A×6	A×6	
(5) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A⁺×2 A×9	A×2	－	A×12	A×14	A×8 B×1	
3.予算、収支計画及び資金計画	A		－	A	A	A	
4.短期借入金の限度額				－	－	－	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A		－	A	－	－	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画				A	A	A	
(2) 人事に関する計画	A		－	A×2	A	A	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A			A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.20)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 公文書管理法の施行2年目を迎え、これまでの活動のノウハウを生かし、行政機関、独立行政法人等から歴史公文書等の適切な受け入れ、内閣府等関係機関への適切な助言、アジア歴史資料センターデータベースの利活用の向上など国立公文書館に求められた課題に積極的かつ適切に取り組み、大きな成果をあげている。その業務水準は世界の先進国に迫りつつあることは十分に評価できる。
  また、東日本大震災により被害を受けた地方公共団体に対する修復支援事業についても、人材育成を中心として適切に取り組んでおり評価できる。

- 内部統制については、館長はリーダーシップを発揮し優先すべき課題を決定し対応した。例えば、公文書の劣化があることを明確にし、これに対応している。これに関連して、今年度は東日本大震災により、被害を受けた地方公共団体の被災公文書等に対する修復支援事業を着実に実施した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置	2(2)	• 歴史公文書等の移管及び保存に係る中間書庫業務については、2機関(内閣官房、内閣府)から新たに787冊の委託を受け、平成24年度末の受託文書数は、合計5,201冊となった。	• 内閣府パイロット事業から引き継がれた中間書庫業務について、今後の積極的な取組を期待するとともに、対費用効果からの長期的な検討や、運用の在り方等見直しの検討を行うことが期待される。
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	2(3)	• 歴史公文書等の受入れについては、今後の内閣府と立法府の情報交換等に当たって議題となり得る事項の検討等について、内閣府に対して専門的技術的立場からの助言を行ったが、移管の定めの締結には至らなかった。 • また、平成24年度においては、民間からの寄贈又は寄託の申出及び受入れを行った歴史公文書等はなかった。なお、問い合わせに対しては、必要に応じて関係諸機関について情報提供するなど対応した。 • 歴史公文書等の利用については、利用頻度が高いと考えられる要審査文書について、速やかに利用に供することができるよう、積極的な審査を行い利用制限区分を見直した。	• 歴史公文書等の受入れについては、立法府からの歴史公文書等の受入れに向け内閣府への助言を積極的に行うなど取組を期待したい。 また、民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れについて、民間への情報提供等の周知に努めるとともに、その方法について一段の工夫が望まれる。 • 歴史公文書等の利用ついては、業務達成度の重要指標である利用者数や閲覧冊数等の増加につなげるため、要審査文書の利用制限区分の処理件数の見直しを行うことも考えられるのではないか。
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	2(5)	• アジア歴史資料センターの利活用の促進のため、ホームページのリンク網の拡充や資料の横断検索先の拡大等に向けた準備作業を行った。この結果、琉球大学付属図書館との連携による情報提供を平成25年5月に開始することになった。	• アジア歴史資料のデータベースの有用性は高く評価されてきたが、情報技術の進展にともない新たな利用サービスを向上させることが望まれる。 • 当該データベースの利用者の利便性にもつなげるよう外務省外交史料館、防衛省防衛研究所との関係を強化すべきではないか。また、データを自ら収集できないアジア歴史資料センターとしては、国の関係機関に対して資料の提供を積極的に呼び掛ける必要性があるのではないか。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人国民生活センター（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：松本 恒雄）
目　　的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 重要消費者紛争の解決を図ること。7 上記1から6の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会（委員長：上野 俊彦）
分科会名	国民生活センター分科会（分科会長：升田 純）
ホームページ	法　　人：http://www.kokusen.go.jp/ 評価結果：http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA＋評価を行うことが可能。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 4．府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	A	A	A	A×2	－	
(2) 人件費	A	A	A	A	A	－	
(3) 給与水準	A	A	A	A	A	－	
(4) 随意契約の見直し	A	A	A	A	A	－	
(5) 保有資産の有効活用	A	A×2	A×2	A	－	－	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集等	A×9	A×9 B×2	A×8 C×1	A×8	A×8	－	
(2) 国民への情報提供の強化	A×12	A×10	A×10	A×10	A×10	－	
(3) 苦情相談の充実・強化	A×5	A×5	A×5	A×5	A×5	－	
(4) 裁判外紛争解決手続の実施	A	A	A	A	A	－	
(5) 関係機関との連携	A×8	A×10	A×10	A×11	A×13	－	
(6) 研修充実	A×8	A×7	A×7	A×8	A×8	－	
(7) 商品テストの強化	A×7	A×7	A×7	A×7	A×7	－	
(8) 中核機関としての役割強化	A	A	A	－	－	－	
(9) 地方公共団体に対する支援		A	A	A	A	－	
3.予算	A	A	A	A	A	－	
4.短期借入金の限度額							
5.不要財産の処分に関する計画				A		－	
6.重要な財産の処分等に関する計画							
7.剰余金の使途							
8.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画	A					－	
(2) 人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	－	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	A	A	A	A	－	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.20)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 消費者庁の設立に伴い、センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として改めて位置付けられたところであり、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められる。平成24年度は効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。
- 業務運営の効率化については、センターの重要な役割を果たしつつ、一般管理費（人件費を除く）、業務経費、人件費の削減に努めている。なお、常勤職員による更なる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員等は真に必要な業務に限定し、最広義人件費の抑制に努めることを期待する。
- 消費生活情報の収集・分析・提供については、PIO－NETの刷新に向けて、検討会の中間報告に基づき、刷新に向けた作業の一環として、現行のPIO－NETに係る業務・システム分析業務を実施し、実施結果報告書を取りまとめ、見直し方針(案)を作成するなど、適切に刷新に関する作業を実施したと認められる。
- 国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に取り組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。
- 苦情相談の充実・強化については、職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組むとともに、消費生活センターの支援として、話し中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」や「土日祝日

相談」を適切に実施したと認められる。
- 裁判外紛争解決手続の実施については、国民生活センター法施行規則所定の目標値である4ヶ月以内において和解仲介手続を実施するなど、重要消費者紛争の適正・迅速な解決のために適切に実施したと認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
消費生活情報の収集・分析・提供	2(1)	• 消費者庁にて開催されていた「PIO－NET刷新に関する検討会」の中間報告を受け、定量的データを含めた現状の姿を可視化し、現行の相談業務及びシステムが抱えている課題点並びにその原因、解決策を明らかにするための調査分析を実施した。3月末に実施結果報告書を取りまとめ、見直し方針(案)を作成した。 など	• 「PIO－NET刷新に関する検討会」の中間報告に基づき、刷新に向けた作業の一環として、現行の相談業務及びシステムが抱えている課題点並びにその原因、解決策を明らかにするための調査分析を実施した。3月末に同分析に基づく実施結果報告書を取りまとめ、見直し方針(案)を作成した。 など
国民への情報提供の強化	2(2)	• 平成24年度においては、記者説明会を機動的に16回、ホームページまたはFAX公表を16回開催し、目標の50件を大幅に上回る78件の情報提供を行った。 • 消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な被害が生じている緊急案件については、迅速な公表に努めており、PIO－NET情報等が端緒の公表案件(商品テスト事案を除く)33件のうち、20件については、事案の選定から1ヶ月以内に公表している。 など	• 報道機関を通じた情報提供に積極的に取り組み、目標の50件を上回る実績を達成した。 • 消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な被害が生じている緊急案件については、迅速な公表に努めており、PIO－NET情報等が端緒の公表案件(商品テスト事案を除く)33件のうち、20件については、事案の選定から1ヶ月以内に公表している。 など
苦情相談の充実・強化	2(3)	• 職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設け、弁護士、医師をはじめ外部の専門家からのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談ではあっせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のため消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望(政策的意見書提出)等を行った。 など	• 職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のために消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望等を行った。 など
裁判外紛争解決手続の実施	2(4)	• 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解仲介手続を実施し、終了した事案の手続の結果概要の公表等を行った。 など	• 独立行政法人国民生活センター法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組むことができるよう、事務局として適切にサポートした。なお、申請から手続終了までの平均所要日数は102.2日であり、国民生活センター法施行規則所定の目標値である4ヶ月以内において和解仲介手続を実施した。 など
研修の充実	2(6)	• 開催した研修コース数は計82コースとなった。このうち、地方公共団体の職員および地方公共団体等の消費生活相談員を対象とした研修は75コースであり、全体の91％を占めた。 など	• 地方公共団体職員・消費生活相談員向け各種研修への重点化を図り、研修全体の91％を占めることとなった。 など
商品テストの強化	2(7)	• 263件のテストを実施し、消費者被害の未然防止・拡大防止のために34件の情報提供を行った。このうち、10件については、消費者に対して商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対して商品の必要性を消費者に広く周知・啓発することや事業者への指導を要望し、業界団体・事業者に対しては、商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。 など	• 263件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために34件の情報提供を行った。このうち、10件については、消費者に対して商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対して商品の必要性を消費者に広く周知・啓発することや事業者への指導を要望し、業界団体・事業者に対しては、商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。また、各地の消費生活センターにおける苦情相談解決のためのテストのうち、解決が図られ製品改善が行われる等の成果があった24件について情報提供を行った。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：荒川　研）
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発、北方四島交流事業及び調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第二条第四項に規定する交流等事業（同項第一号に掲げるものに限る。）を実施すること。3 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。4 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものに対し必要な援護を行うこと。5 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。6 北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務（貸付業務という。）を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会（委員長：上野　俊彦）
分科会名	北方領土問題対策協会分科会（分科会長：上野　俊彦）
ホームページ	法人：http://www.hoppou.go.jp/ 評価結果：http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html
中期目標期間	5年（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA⁺評価を行うことが可能。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価及び第2期中期目標期間には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A×7	A×6	A×6			－	
(1) 一般管理費の削減状況				A	A		
(2) 業務経費の削減状況				A	A		
(3) 能力向上の内容・方法							
(4) 役職員の給与水準見直し				A	A		
(5) 主たる事務所の移転							
(6) 随意契約の適正化				A	A		
(7) 内部統制・ガバナンスの強化				A	A		
(8) 財務内容等の一層の透明化の確保				A	A		
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上						－	
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×9	A×11	A×12	A×12	A×13		
(2) 北方四島との交流事業	A×3 B×1	A×4	A×4	A×4	A×4		
(3) 北方領土問題等に関する調査研究	A	A	A	A	A		
(4) 元島民等の援護	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3		
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	A×4	A×4	A×5	A×6	A×5		
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	－	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定							
(2) 貸付業務勘定	A	A	A	A	A	－	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	A	A	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	－	A	A	A	－	－	
(2) 人事に関する計画	A×2	A	A	A	A	－	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.20)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 全体として順調に業務が進捗していると評価できる。
- 長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあって、少ない要員ながら計画に沿った事業の推進及び事後アンケートによりその効果を把握し、翌年度事業に反映するなど総合的に適切に行われている。また、若い世代に対する効果的な啓発活動の取組として、例えば、啓発イベントにおいて北方領土問題啓発キャラクターである「エリカちゃん」の着ぐるみを登場させ、北方領土に対する若年層の関心を高めるよう工夫した。さらに、平成25年4月からのSNSの活用に向けて、北方領土問題がより身近な問題として認識されるための工夫をしたと認められる。北方領土問題について、広く国民に周知されるよう、一層の取組を期待したい。
- また、コスト削減を考慮した効率化に向けた努力も図られており、内部統制については、審査機関を設置するなどして強化に取り組んでいる。
- 融資事業についても、制度の周知、関係金融機関との連携強化、リスク管理債権の縮減等にも努めており、全体として順調に業

務が進捗していると評価できる。引き続き取組を進めていただきたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化(内部統制・ガバナンスの強化)	1(7)	• 「コンプライアンス規程」をはじめとする各種規程を整備し、その他関係法令及び内部規程と合わせて、日々の業務において法令遵守を徹底するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行った。 • 理事長は、コンプライアンス規程に基づき、内部統制の現状について、定期的に報告を受けている。また、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、協会のコンプライアンスの状況などについて意見を伺い、現状の適正把握に努めているとの評価をいただいている。 など	• 組織にとって重要な情報等の適時的確な把握及び法人のミッション等の役職員への周知徹底に関しては、適切にコミュニケーションを図り、相互にチェックする体制を設けることによって、内部統制の充実・強化に努めているほか、小規模な組織であることを活かして、全ての職員(17名)が各職員の業務内容を把握することで、ガバナンスの強化を図っていると認められる。 • 「コンプライアンス規程」を始めとする各種規程を整備し、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの推進を図るなど、内部統制・ガバナンス強化に向けた着実な努力が認められる。 など
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民世論の啓発に関する事項)	2(1)	○ 支援実績 ・県民大会 34回 21,177千円 ・研修会・講演会 21回 4,384千円 ・キャラバン・署名活動等 40回 10,598千円 ・パネル展 40回 2,754千円 ・北連協等が行う啓発事業 13回 25,368千円 合 計 148回 64,281千円 ○ わかりやすい情報の提供 • 啓発パンフレット・文具等を作成し、全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。 • 協会ホームページにおいて、実施した事業実績を新たに動画コンテンツとして分かりやすく発信したほか、協会の活動を多くの若者に知ってもらうための新しい取組としてSNS(Facebook・Twitter)を活用した広報の立ち上げ準備を行った。 など	• 北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対し、計画的かつ着実に支援事業を行っている。 • わかりやすい情報の提供については、啓発パンフレットの作成、動画コンテンツの作成など、内容の充実や既存コンテンツの迅速な更新等が図られるなど工夫と努力が認められる。その他、北方領土問題がより身近な問題として認識されるための工夫として、また、協会の活動を多くの若者に知ってもらうための新しい取組としてイメージ・キャラクター「エリカちゃん」によるSNSを活用した広報の立ち上げ準備を行うなど、インターネットを活用した積極的な情報発信のための努力が認められる。 など
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方四島との交流事業)		• [協会主催] 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 • [道推進委員会主催] 一般訪問3回、後継者2回、青少年1回の計6回の訪問を計画し、一般訪問が1回悪天候のため中止となったが、残りは全て予定通り実施した。 • 全ての訪問事業でアンケートを実施し参加者からの意見を収集しており、その結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定する際の参考としている。なお、受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケートを実施しており、ほぼすべての団員から事業に対して満足しており、今後ともビザなし交流の継続を望んでいるとの回答を得ているが、結果については、内容の分析を行い、事業の更なる充実のための参考として活用している。 など	• 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるという目的に沿って計画通り実施されており、国民世論の啓発や返還要求運動の活性化に寄与する役割も果たしていると認められる。また、ロシア人訪問団に対するアンケートの実施などによる交流事業の更なる発展への努力や、実施方法の見直しを通じて参加者から一部経費の利用負担を求める取組が図られていると認められる。 など
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方地域旧漁業権者等に対する融資事業)	2(5)	• 24年度末のリスク管理債権比率は1.93%で、計画の2.99%以下を達成した。 (リスク管理債権比率の推移) (H20) (H21) (H22) (H23) (H24) 2.65% 1.95% 2.04% 1.92% 1.93% など	• リスク管理債権の適正な管理については、リスク管理債権比率は1.93%であり、計画の2.99%以下を達成しており、適切に行われていると認められる。今後とも、リスク管理には十分な注意を払っていただきたい。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし。

② 総　　務　　省

法 人 名	独立行政法人情報通信研究機構（平成 16 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：坂内　正夫）
目　　的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び較正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会（委員長：酒井　善則）
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会（分科会長：酒井　善則）
ホームページ	法　　人：http://www.nict.go.jp/ 評価結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000031.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	＊	＊	＊	＊		＊	1．AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 ＊　H24 年度：平成 24 年度は第 3 期中期目標期間の第 2 年度に相当し、初年度に引き続き4つの重点開発領域を中心とした研究開発を推進して、全体としては 2 年度の計画を十分達成したと評価できる。 H23 年度：平成 23 年度は第 3 期中期目標期間の初年度に相当し、第 2 期での研究開発成果・目標の継続性も重んじつつ、また新たな研究開発理念に基づく研究開発計画に従って研究開発を推進し、全体的には、初年度としての計画を十分達成し得たと評価することができる。 第２期中期目標期間：NICT のミッションを踏まえ、5年間にわたる第2期中期目標期間の業務実績をみた場合、全体的にその目標を十分達成し得たと評価することができる。 H22 年度：平成 22 年度は第2期中期目標期間の最終年度（5年目）に相当し、中期計画を締め括るにふさわしい研究業務、業務運営等がなされたと評価できる。 H21 年度：総体的に見れば、当該年度における中期計画は十分達成されたと評価できる。
＜項目別評価＞							
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	A	A	A	A			
(2)研究開発計画	AA×6 A×9 B×1	AA×4 A×11 B×1	AA×3 A×13	AA×3 A×14			
(3)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	A	A	A	A			
(4)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援	A	B	A	A			
(5)その他					A	A	
(6)我が国の活力強化に貢献する研究開発の重点化					A	A	
(7)ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務の実施					A	A	
2．業務運営の効率化					B	A	
(1)組織体制の最適化	B	B	A	A			
(2)業務運営の効率化	B	A	A	A			
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4．短期借入金の限度額							
5．不要財産又は不要財産となる事が見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画（第3期中期目標期間から）							
5．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
6．剰余金の使途							
7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	

別添 研究開発課題							H20 年度:平成 20 年度における中期計画の達成度は良好であると評価できる。
1 ネットワーク基盤技術					AA×3 A×3	AA×3 A×3	
2 ユニバーサルコミュニケーション基盤技術					AA×1 A×2	AA×1 A×2	
3 未来ICT基盤技術					AA×1 A×3	AA×1 A×3	
4 電磁波センシング基盤技術					AA×1 A×2	AA×1 A×2	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 24 年度は第 3 期中期目標期間の第 2 年度に相当し、初年度に引き続き 4 つの重点開発領域を中心とした研究開発を推進して、全体としては 2 年度の計画を十分達成したと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
1 ネットワーク基盤技術 (1) 新世代ネットワーク	別添1	• 超大規模数のセンサーが発生するデータに対し、アプリケーションからアクセス可能とするためのネットワークサービス基盤技術の検討およびプラットフォーム化を進めた。また、開発したシステムをJGN-X 上のテストベッドとして公開を開始した。アプリケーションからネットワーク設定を自動化して行うためのService-Controlled Networking (SCN) ミドルウェアの試作版を開発し、部分実証システムの構築に着手した。また、フィールド実験の前倒しとしてJGN-X 上での評価実験を行った。 • 空間的な無線リソース制御方法の詳細設計を行い、物理的場所が異なる仮想基地局間でハンドオーバさせる、仮想基地局間ハンドオーバ技術を開発して、動作実証を行った。平成25 年度以降に実施する予定であった、サービス資源の移動及び有線ネットワークの仮想化と連動した無線アクセス資源の仮想化動作が可能であることを実証した。 など	• 複合サービス収容ネットワーク基盤技術の確立を目指した概念設計に基づく部分実証システム構築に着手する計画の実施に加えて、平成25年度以降に計画されているフィールド実験を前倒してJGN-X上で評価実験行い、JGN-X上でのオープンテストベッドとして公開するなど目標を大きく上回ったと評価できる。 • 無線アクセス仮想ネットワーク構築技術において空間的な、無線リソース制御方法の詳細設計を行う計画の実施に加えて、平成25年度以降に実施する予定のサービス資源の移動及び有線ネットワーク仮想化と連動した無線アクセス資源の仮想化動作の可能性を実証したことは目標を大幅に上回ったものと評価できる。 など
3 未来 ICT 基盤技術 (3) 量子 ICT	別添3	• 産学連携により、都市圏敷設光ファイバ環境に構築してあるTokyo QKD(Quantum Key Distribution) Networkを用いて、量子鍵配送のデータを蓄積して安定動作試験を進め、装置変動や気象データとの相関解析により、特性変動の主要因を解明し動作の安定度を向上させた。 など	• 都市圏敷設光ファイバ環境に構築してあるTokyo QKD Networkを用いて、安定動作試験を進め動作安定度を着実に改善した。サイドチャネル攻撃耐性を抜本的に向上させる次世代技術「量子もつれ鍵配送方式」の基本設計を行い、量子光源スペクトル純度を向上させ4光子同時計数の世界記録を達成する(4光子同時計数率を従来比30倍以上に改善)など、年度計画を大幅に上回る成果を得た。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

法 人 名	独立行政法人統計センター（平成 15 年4月1日設立）＜特定＞ （理事長： 戸谷 好秀）
目 的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会（委員長：酒井 善則）
分科会名	統計センター分科会（分科会長：廣松 毅）
ホームページ	法人：http://www.nstac.go.jp/ 評価結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000031.html
中期目標期間	5年間（平成 25 年4月1日～平成 30 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第二期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．AA、A、B、C、Dの5段階評価 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 ＊ 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1．業務運営の効率化							
(1)業務運営の高度化・効率化	AA	AA	A	AA	AA	AA	
(2)効率的な人員の活用	A	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化	AA	AA	AA	AA	A	AA	
(4)随意契約の見直し	A	A	A	A	A	A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組							
2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×3 A×7 B×3	AA×5 A×6 B×1	AA×3 A×10	AA×4 A×6 B×1	AA×3 A×8 B×1	AA×5 A×10	
(2)受託製表	AA×3 A×9 B×1	AA×1 A×9 B×1	A×10	AA×1 A×8 B×1	AA×1 A×9	A×13	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	A	AA	AA	AA	AA	AA	
(4)技術の研究	A	AA	A	AA	AA	AA	
(5)製表結果の精度確保・秘密の保護	A	A	A	A	A	A	
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4．短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5．重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	－	－	
6．剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7．その他の業務運営							
（内部統制）			A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	－	－	－	－	－	－	
(4)その他	A	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.6)（主なものの要約）

(1)総合評価

（中期計画全体の評価）

- 中期計画においては、投入量を分析し、その結果を活用して業務運営の高度化・効率化を推進することとされているところ、平成24年度においても、23年度に引き続き各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、要求された品質で期限までに結果が提供されていると認められる。また、業務経費及び一般管理費の削減については、平成24年度は19年度に対し73.5％（3.7億円の削減）と中期計画における目標数値（平成24年度までに85％以下、金額では約2.1億円以上の削減）を達成している。また、常勤役職員数についても、中期計画における目標値である「平成24年度末に前期末（平成19年度末）比94％以下」に対して、24年度は90.8％と目標を達成している。
- 役職員の給与については、対国家公務員で100.1（地域勘案88.4）、対他法人で94.0となっており、適正な水準に保たれていると認められる。
- 業務・システムの最適化計画の実施については、平成23年度までに約3.9億円の削減目標を立てているところ、最終年度の23年度は効果比較年度の18年度に比べて約6.3億円の削減と、目標を1.6倍上回って達成している。24年度はその環境を維持しつつ適切に運用管理を行っている。
- また、新統計法に基づき平成21年度から新たに開始された公的統計の二次的利用業務について、利用者のニーズ把握に取り組むなど順調に業務が実施されていると認められる。 製表業務に関する技術研究については、格付支援シ

ステム及びデータエディティングシステムに関する研究が重点的に進められており、これまで研究を進めてきた成果を実用化したことにより、要員投入量に換算して23,703人日分の削減効果（推定）をあげていることに加え、ＯＣＲ機により認識されたデータを用いて直接産業大分類に格付する技術の研究を行っており、文字入力に係る経費及び処理期間の短縮を少なくし、格付支援システムによる製表業務の更なる省力化が期待される。

- さらに、人材の確保・育成による組織の能率向上も着実に進められている。
- 以上のことから、全体としては、第２期中期目標期間（平成20～24年度）の最終年度となる24年度において、中期計画を十分達成したものと認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務・システムの最適化	1(3)	• 平成 24 年度においては、平成 20 年度から 23 年度までを計画期間とする最適化計画に基づき構築した統計センターLANシステムについて、その環境を維持しつつ運用管理を行うとともに、次期統計センターLANシステムの平成 27 年1月の構築に向けて、データセンターの効果的な活用、情報システム障害時の迅速な復旧を図るなど、事業継続性を考慮したシステムの導入について検討を行っている。 など	• 平成 24 年度においては、すでに目標を達成した平成 20 年度から 23 年度までを計画期間とする最適化計画に基づき構築した統計センターLANシステムについて、システム障害が発生しているものの、ネットワーク機器の監視方法を改善し、障害の再発防止及び復旧時間の短縮に取り組む等、その環境を維持しつつ適切な運用管理を行っていることは職員の業務効率を可能な限り維持しているものと評価できる。さらに、統計センターLANシステムについての現状把握を行い、課題を整理し、それを踏まえた上で、次期統計センターLANシステムの平成 27 年1月の構築に向けて、データセンターの効果的な活用、情報システム障害時の迅速な復旧を図るなど、事業継続性を考慮したシステムの導入について検討を行っていることは将来の業務運営の高度化・効率化につながるものとして評価できる。以上のことから、目標を充分に十分に達成していると判断した。 など
就業構造基本調査	2(3)	• 就業構造基本調査において、震災による仕事への影響を把握する結果表を早期集計するため、製表に係る要員及びスケジュールの調整、プログラムの開発等に早期着手するとともに、産業・職業分類符号格付事務では統計センター内で被災3県の格付を行い、要請どおりに対応した。 など	• 就業構造基本調査において、東日本大震災に係る対応では、震災による仕事への影響を把握する結果表を早期集計するため、製表に係る要員及びスケジュールの調整、プログラムの開発等に早期着手するとともに、産業・職業分類符号格付事務では統計センター内で被災3県の格付を行い、要請どおりに対応したことは被災地の復興等の政策に寄与することにつながることから大いに評価できる。 など
国土交通省総合政策局委託業務（内航船舶輸送統計調査、建築物滅失統計調査　等）	2(8)	• 建築物滅失統計調査において、国土交通省から、震災の影響で持込まれなかった 23 年3月分の一部調査票を含めた全ての調査票による集計（23 年3月分、22 年度計、23 年計）を行ってほしいとの依頼を受け、再集計を行い対応した。 など	• 建築物滅失統計調査において、国土交通省から、震災の影響で持込まれなかった 23 年3月分の一部調査票を含めた全ての調査票による集計（23 年3月分、22 年度計、23 年計）を行ってほしいとの依頼を受け、再集計を行いこれに対応したことは、当該統計の有用性を更に高めることに寄与しており評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

- 該当なし。

法 人 名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:福井　健一)
目　　的	今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1　関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2　関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3　関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4　戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十五号)第三条第一項の特別給付金の支給を行うこと。5 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:酒井　善則)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井　昭宏)
ホームページ	法　　人:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/t_kikin/kikin_kohyo.html (※平成 25 年4月1日に解散したため、公表情報を総務省ホームページに掲載している) 評価結果:http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000031.html
中期目標期間	平成 25 年4月1日をもって解散した。

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第二期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	＊	＊	＊	＊	＊	＊	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 ＊ 第二期中期目標期間:目標を概ね達成 H24:目標を概ね達成 H23:目標を十分達成 H22:目標を概ね達成 H21:目標を十分達成 H20:目標を概ね達成
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務経費の削減	A	A	A	A	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	－	B	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	B	B	B	
(4)随意契約の見直し	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資料の収集、保管及び展示	A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	A×2 B×2 C×1	―	―	A×2 B×2 C×1	
(2)調査研究	A×1 B×1	A×2	―	―	―	A×1 B×1	
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	AA×1 A×3	A×4	A×4	―	―	A×4	
(4)書状等の贈呈事業	A	―	―	―	―	A	
(5)特別記念事業等	A×1 B×3	A×2 B×1	A	―	―	A×2 B×1 C×1	
(6)特別給付金支給事業			A×3 B×1 C×1	AA×1 A×3	A×3 B×1	A×2 B×2 C×1	
(7)その他の重点事項	AA×1 A×4 B×2	AA×1 A×4	AA×1 A×3 C×1	A×1	A×1	AA×1 A×3 B×2 C×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－	―	―	―	―	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	－	－	―	―	―	―	
6. 剰余金の使途	－	－	―	―	―	―	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	－	－	―	―	―	―	
(2)人事に関する計画	A	A	―	A	B	B	
(3)その他業務運営に関する事項	A×4	A×3 B×1	A×4	A×2 B×1 C×1	A×2 C×2	A×3 C×2	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.6)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 平成23年度末に申請期限を迎えた平和基金の唯一の事業である特別給付金支給事業については、法案立案時推計約67,000人を上回り、受付累計件数は69,466件、認定及び支給累計件数は68,847件であった。また、申請者の負担軽減を図るために様々なサービスを行ったことのほか、標準審査期間内に審査が実施される等の実績を挙げた。平成22年度及び平成23年度に発生・判明した特別給付金の過払事案について、平成24年度も引き続き対応し、すべて回収することができた(過少払いについては23年度までに対応済み)。これらを踏まえると、平成24年度の特別給付金支給事業に関しては、全体として目標を十分達成したと評価できる。
- 一方で、特別給付金支給事業に係る過少払事案及び過払事案や、特別記念事業における旅行券等引換券の未引換問題が発覚し、その対応を実施したが、その過程で監事への報告が適宜適切に実施されていないこと等が明らかとなり、内部統制・ガバナンスが十分であったとはいえない。
- また、平成24年度末に迫った平和基金の解散に向けた取組について、「主体的に取り組むことを期待する」との23年度評価を受けた平和基金自らの主体的な取組の成果が必ずしも十分明らかでなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。
- 以上であるが、平成24年度の主要業務である特別給付金支給事業については目標を十分達成したと評価できることを踏まえつつ、各項目を総合的に勘案すると、「目標を概ね達成」と認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
特別給付金の支給	2(6)	• 平成24年度の特別給付金支給事業については、「早期支給を目指す」との理事長指示の下、限られた体制で支給処理に全力で取り組んだ結果、法案立案時推計約67,000人に対して、受付累計件数は69,466件、認定及び支給累計件数は68,847件(支給総額 約193億円)となり、推計を大きく上回り終了させた。 • また、事業開始当初から展開したきめ細かい広報活動により、前回事業で認定を受けなかった者(特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者)の認定が12,889件となった。	• 特別給付金支給事業については、法案立案時推計約67,000 人に対して、受付累計件数は69,466 件、認定及び支給累計件数は68,847 件と推計を大きく上回り終了させた。また、前回事業で認定を受けなかった者(特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者)が12,889 件となった。また、平成24 年4月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。 • 一方で、平成22 年度及び23 年度に発生した過少払事案・過払事案については、過少払事案は平成23 年度までに対応を終了し、過払事案については債務者に対して丁寧に対応した結果すべて回収できたものの、22 事業年度及び23 事業年度評価の際に分科会に報告がなかったこと等、法人として過少払い・過払いに関する問題意識が十分ではなかった面が見られるため、目標を概ね達成したと評価できる。
地方公共団体との連携	2(7)	• 特別給付金の支給事業の実施に当たっては、 強制抑留の事実の確認(軍歴等により入ソの確認)と帰還月日の確認が必要。 特に、新規の申請者の場合、軍歴等を陸軍関係の兵籍簿等の書類を保管している都道府県に照会している。 平成24年度においては、26都道府県に対して137件の調査を依頼し、全件について回答を得ることができた。 など	• 地方公共団体等との連携については、入ソ事実等の調査について26 都道府県に年間137件の照会を実施し全件について回答を得、また、地方公共団体等の広報誌等への掲載について多くの地方公共団体等から協力を得たこと等により、目標を十分達成したと評価できる。
基金の解散に向けた取組	7(3)	基金独自の取組 • 平成24年1月、基金解散の業務推進のため、移行委員会、移行委員会SMを設置したが、平成23事業年度評価(平成24年8月)を受けて、移行委員会の活動を活発化させ、各種解散準備方針を矢継ぎ早に決定した。また、移行委員会の方針・指導の下、移行委員会SMは問題の抽出や整理を行い、作業部会の実施の確認をその業務とし、平成24年7月に発足した総務省との連携会議において決定された事項の執行を行った実務者チーム会議のメンバーが中核として業務を行い、基金独自の解散業務の推進を図った。	• 23 事業年度評価を受けた改善状況、すなわち、基金自らが主体的に取り組み成果を上げたという実績が十分明確ではなく、また、基金の規程集について総務省からの提出依頼にもかかわらず最後まで提出されなかった。 • 基金は解散後の業務後継組織がないため、最終年度たる24 事業年度において残務処理をすべて終わらせることが重要な法人ミッションであったところ、上記のような状況であったことから、「中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構（平成 19 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：浦野　道郎）
目　　的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行う。 2 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。 3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会（委員長：酒井　善則）
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（分科会長：釜江　廣志）
ホームページ	法　　人：http://www.yuchokampo.go.jp/ 評価結果：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_02000031.html
中期目標期間	5年（平成24年4月1日～平成29年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第一期中 期目標期間	H24 年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—	—	—	1．AA、A、B、C、D の５段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 ※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「－」と記載している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	AA	A	A	A	A	A	
(2)業務経費の削減	B,A	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A,A	A×4	A	A	A	A	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	A×2	AA,A	AA,A	AA,A	A,C	
(3)監督方針の策定、確認等	A	－	—	—	—	—	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	B	A	A	A	A	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	B	A	A	A	A	
(6)情報の公表等	A	A	A	A	A	A	
(7)預金者等への周知	B	B	B	A	B	A	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	—	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1)施設及び整備に関する計画							
(2)適切な労働環境の確保	A,A	A	A	A	A	A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	B	B	A	A	A	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	A	A	A	A	A	
(5)内部統制の充実・強化	－	－	－	－	－	A	
(6)情報セキュリティ対策の推進	－	－	－	－		A	
(7)積立金の処分に係る金額の厳格な算出等	－	－	－	－		A	
(8)その他	A	A,A	A,A	A,A	A,A	A,A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.6)（主なものの要約）

(1)総合評価

（中期計画全体の評価）

- 組織運営の効率化については、平成 23 年度比 1%以上の業務経費等の削減を達成。
- 提供するサービスの質の確保について、郵便貯金監理業務においては、監督方針及び実地監査計画に基づき、監督方針における各重点確認項目の確認、指導、実地監査をスケジュールどおり行っている。
- 業務改善のためのイニシアティブについては、業務改善のため、利用者の意向調査により利用者のニーズを把握し、役員懇談会等を実施することなどにより、部下職員に対して必要な指示、指導等を行うなどのイニシアティブを発揮している。　　など
- 以上のことから、各種の個別評価を踏まえると、第2期中期目標期間の初年度においては、中期目標を概ね達成したものと考えられる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
提供するサービスの質の確保(簡易生命保険管理業務)	2(2)	• 保険金等支払の管理 ① 主な取組 平成 24 年度には、委託先において、入院保険金等の支払に関する請求案内漏れや支払漏れの発生が発覚し、その再発防止に向けた改善並びに保険金の支払の可能性がある過去の事案の点検及び請求案内を開始した。 ②システムリスク管理態勢に係る問題 平成 24 年度には、委託先において、プログラム誤りにより、特約配当金額(保険契約解約後の追加配当金額)の計算に誤りが発生(5,733 件)していたというシステムリスク管理態勢に関する問題が発覚し、平成 24 年5月 11 日に委託先で報道発表を行い、機構のホームページにも掲載するとともに、お客様にお詫び状を発送した上で、不足額の支払を行った。 など	• 保険金等支払管理について、監督方針の重点確認項目とし、委託先においては従前より過去の支払請求案件について、支払漏れ等の有無の点検作業が行われていたが、平成24年度には改めて大規模な請求案内漏れ、支払漏れが発覚している。この件に対し、事案点検・顧客対応の進捗状況、再発防止策の検討・実施等の報告徴求・確認、実地監査を行い、不適正事案について改善指導を行っている。 • プログラムの誤りによる特約配当金計算の誤りが判明しており、この件での顧客への対応とプログラムの品質向上に向けたシステムリスク管理態勢の報告徴求・確認を行い、実地監査においてシステムの仕様変更、潜在バグへの対応状況の確認が行われている。 • 監督、指導によりサービスの質の改善が図られ結果につながっている項目も少なくないが、保険契約の要である保険金支払の管理について一層の効果的な取組が必要である。以上より、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価した。 など
預金者等への周知	2(7)	• 預金者等への情報提供 満期を経過した郵便貯金残高を機構のホームページに毎月掲載して、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけている。 また、機構ホームページ上に、引き続き、郵便貯金の権利消滅制度等に関するQ&A、民営化前に預けていただいた定期貯金は全て満期となっていること及び毎年度の権利消滅額を掲載した。 • 平成 24 年度から、郵便貯金に係る「権利消滅のご案内」(催告書)及び郵便貯金払戻証書の「払い戻しをお勧めする通知」について、預金者に届いても読んでいただけずに放置されないよう、ハガキの表面に「重要」、「至急お読みください」の文字を記載するとともに、一般のお知らせとは違った配色のハガキを使用することとした。	• 郵便貯金管理業務では、平成 23 年度の試行結果を踏まえ、平成24年度には満期後 15 年目、18 年目、19 年目の全預金者に対して通知を行い一定の効果を得た。このほか満期を経過した郵便貯金残高を毎月把握しホームページで公表するとともに、通知書類や封筒における注意喚起の工夫、機構ホームページでの周知等が継続して行われ、効率性や有効性を考慮した事業が実施されている。 • 機構全体の経費を抑えつつ新たな周知活動が行われているが、例えば、郵便貯金における権利消滅金や睡眠貯金の残高は依然として高水準であることから、更なる効果的な周知方法の検討が求められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし。

③　外　　務　　省

法 人 名	独立行政法人国際協力機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：田中　明彦）
目　　的	開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
主要業務	1　国際約束に基づく開発途上国への技術協力（研修員受入、専門家派遣等）。 2　有償資金協力の実施（国際約束に基づく円借款、海外投融資）。 3　国際約束に基づく無償資金協力の実施。 4　開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興への協力を目的とした国民等の協力活動の推進（ボランティア、市民参加協力等）。 5　海外移住者・日系人に対する支援、指導等。 6　技術協力等のための人材の養成及び確保。 7　業務に関連する調査及び研究の実施。 8　国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会（委員長：門脇　英晴）
分科会名	国際協力機構分科会（分科会長：白石　隆）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.jica.go.jp/ 評価結果：http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page5_000265.html
中期目標期間	5年間（平成 24 年4月1日～平成 29 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第2期中期目標期間	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－		1．外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 2．また、外務省評価委員会では、平成 21 年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の機動性の向上	A	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	
(2)業務運営全体の効率化	A	ハ	ハ	ロ	ロ		
(3)適正かつ公正な組織・業務運営の実施						ハ	
1　契約の競争性・透明性の拡大						ロ	
2　ガバナンス強化と透明性向上						ハ	
3　事務の合理化・適正化						ハ	
(4)経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し						ハ	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)統合効果の発揮	A	ハ	ハ	ロ	ロ		
(2)事業に関する横断的事項	A	ハ	ロ	ロ	ロ		
(3)各事業毎の目標							
(ｲ)技術協力	A	ハ	ハ	ハ	ハ		
(ﾛ)有償資金協力	A	ハ	ハ	ロ	ハ		
(ﾊ)無償資金協力	A	ロ	ハ	ロ	ロ		
(ﾆ)国民等の協力活動	A	ロ	ロ	ロ	イ		
(ﾎ)海外移住	A	ハ	ハ	ハ	ハ		
(ﾍ)災害援助等協力	S	イ	ロ	ロ	イ		
(ﾄ)人材育成確保	A	ハ	ハ	ハ	ハ		
(ﾁ)調査及び研究	A	ハ	ハ	ロ	ロ		
(ﾘ)受託業務	A	ハ	ハ	ハ	ハ		
(4)より戦略的な事業の実施						ロ	
1　貧困削減						ロ	
2　持続的経済成長						ロ	
3　地球環境課題への対応						ハ	
4　平和の構築						イ	
(5)事業マネジメント構想力・情報発信の強化						ロ	
1　事業マネジメント構想力の強化						ロ	
2　研究						ロ	
(6)事業実施に向けた取組						ロ	
1　技術協力、有償資金協力、無償資金協力						ロ	
2　災害援助等協力						ハ	
3　海外移住						ハ	
(7)開発人材の育成（人材の養成及び確保）						ハ	
(8)国民の理解と参加の促進						ロ	
1　ボランティア						ロ	
2　市民参加居力						ハ	

3 広報						ロ
(9)多様な関係者の「結節点」としての役割の強化						イ
1 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携						ロ
2 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献						イ
(10)事業の横断的事項に関する取組						ハ
1 環境社会配慮						ハ
2 男女共同参画						ハ
3 事業評価						ハ
4 安全対策の強化						ハ
5 主務大臣の要請への対応						
3.予算、収支計画及び資金計画	A	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
4.短期借入金の限度額	A	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
5.不要財産の処分等			ハ	ハ	ハ	ハ
6.重要資産の譲渡等	B	ハ	ハ	ハ	ハ	
7.剰余金の使途	―	―	―	―	―	-
8.その他業務運営に関する事項	―	―	―	―	―	-
(1)施設・整備に関する計画	A	ハ	ハ	ハ	ハ	
(2)人事に関する計画	A	ハ	ハ	ロ	ロ	ハ
(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	A	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
(4)中期目標期間を超える債務負担			ハ	―	―	-
(5)その他必要な事項	A	ハ	ハ	ハ	ハ	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(全般的評価)

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成24年度業務実績については、田中明彦新理事長の下、政府開発援助(ODA)大綱等で政府の重点課題に掲げられている「貧困削減」、「持続的経済成長」、「地球規模課題への対応」及び「平和の構築」に対する、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を活用した包括的な支援、国内の多様な関係者との連携と国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献を通じた、多様な関係者との結節点としての役割の強化、事業の戦略性の向上に向けた取組により、戦略的かつ効果的なODAの実施をなし高い成果を上げたと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の機動性向上	1(1)	• 政府が進める ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に貢献すべく、外務省の「中小企業等海外展開支援事業」の契約関係事務支援業務を 6 月に受託したことを踏まえ、翌月には担当部署を企画部及び民間連携室に増設する等、迅速に実施体制を構築した。 • 海外拠点の配置については、開発途上地域の政治・経済・社会情勢や治安情勢等の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえた適正化を図るべく検討を進めた。具体的には、スーダンからの分離・独立により急激に拡大する復興開発を支援するため、南スーダンの拠点整備を迅速に行った。 など	• 機構の組織運営においては、事業実施上の重点課題やニーズに迅速かつ機動的に対応すべく、本部や各拠点における体制の整備や取組を進めた。 • 国内拠点については、閣議決定を踏まえた配置の見直しを適切に実施した。本部組織については、開発課題により効果的・戦略的に対応する観点から、中小企業等海外展開支援を推進するための体制構築などを迅速に行った。併せて、海外拠点の配置適正化に向けた検討も進めた。 • なお、複雑化・多様化する開発課題に対し、3つの援助手法の最適運用により、適切な対応が図られるよう、地域部、課題部、海外拠点のさらなる連携を期待する。 など
事務の合理化・適正化	1(4)	• 契約にかかる透明性向上の一環として策定したコンサルタント等契約にかかる新積算基準に基づき、コンサルタント等契約に係る見積書作成の手引きを新たに作成し、費用項目を整理・簡素化するとともに、その定義を明確化した。これにより、機構、コンサルタント双方の費用項目に関する共通理解が形成され、積算・精算事務がより円滑に実施されることが見込まれる。 • 海外拠点における機材・物品調達を適正に実施するため、「現地機材調達の手引き(少額物	• 事務の合理化・適正化については、手続きの簡素化等を通じた契約事務の迅速化、コンサルタント等契約における新積算基準の導入による費用項目の整理・簡素化、機材調達事務の直営化による効率化、マニュアル類の改訂・翻訳や短期在外調達支援要員の派遣(32 カ国)を通じた海外拠点の調達実施体制の適正化等に取り組んだ。 など

		品）」及びその英訳版を作成し、周知した。また、ローカルコンサルタントの調達を適正に実施するための「役務（ローカルコンサルタント）調達の手引き」の改訂に着手した。 など	
平和の構築	2(4) 4	• 人道支援から開発支援への途切れのない迅速な事業展開、現状に即したきめ細かな平和構築支援戦略の策定、平和構築重点対象国に対する支援（フィリピン、アフガニスタン、ミャンマー、南スーダン等）、テロ・海賊への対処能力の向上（海上・航空保安体制強化に対する支援）を行った。	• 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 • とりわけ、ミンダナオ和平プロセスにおけるJICA の取組は現地の双方の関係者から高く評価されており、特に優れた実績と言える。なお、引き続き要員の安全確保に十二分に配慮して、人間の安全保障を念頭に置いた平和構築支援を推進するよう期待する。
技術協力、有償資金協力、無償資金協力	2(6) (1)	• 平成 24 年度は、円借款の借款契約（L/A）承諾額が過去 2 番目の規模となる 12,229 億円に達したほか、無償資金協力においても、機構実施分の閣議決定額が 1,380 億円、贈与契約（G/A）締結額が 1,416 億円に達し、ともに 20 年 10 月の改正機構法の施行以降最大の規模となる中、各スキームにおいて着実に事業を実施した。また、海外投融資については、本格再開後初の融資契約を 25 年 1 月に調印した。 • 技術協力においては、補正予算「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（54 億円、中小企業支援特別枠等）に迅速に対応した。新規もしくは更新対象の課題別研修は全て協力プログラムに基づいて実施するなど、ニーズにより戦略的・効率的に実施した。 • 無償資金協力においては、行政事業レビューの指摘を受けた PDCA サイクルの改善に取り組んだ。また、予備的経費の適用やコスト縮減による、事業の効果的な実施の確保に取り組んだ。 など	• 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 • 今後も引き続き、技術協力・無償資金協力・有償資金協力の 3 つの援助手法を効果的に組み合わせた立体的なプログラム形成を期待する。併せて、民間企業との連携を促進し、民間企業の有する技術や能力も踏まえつつ、マスタープランの策定から事業運営までを視野に入れた協力の展開を期待する。 • 有償資金協力については、マクロ経済状況、持続性にも十分留意しつつ、実績の少ない地域や分野への活用の拡大を検討するよう期待する。外貨返済型円借款や災害復旧スタンド・バイ借款は被供与国にとって有益な取組と考えられることから今後の実績を注視したい。 など
国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	2(9) (2)	• 24 年度は、48 年ぶりに東京で開催された IMF・世界銀行年次総会をはじめ、アジア開発銀行（ADB）の年次総会、アジア開発フォーラム等、国際機関や各国政府の閣僚が集い、重要な開発テーマについて協議する場に積極的に参画するとともに、関連セミナーの開催や基調講演やパネリストとしての登壇を通じて、機構の取組や研究成果を通じて得られた知見や掲げる方針などを広く発信し、援助潮流形成に向けた議論に参画した。 • 機構は、互いの機関が持つ強みをいかした補完的な取組により、相互の事業の協力効果の拡大を実現することを目的として、事業を実施する現場レベルでの他の開発機関との連携にも積極的に取り組んできた。これらの連携を通じて、事業効果の波及や拡大、機構単独では支援が難しい地域や分野に対する支援の実現などの効果が表れている。 など	• 24 年度は、ミレニアム開発目標年（2015 年）を目前に控えてポスト 2015 の新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中で、機構は、日本政府が主導する援助政策、アプローチを国際社会に広めるため、事業や研究の成果を踏まえた知的発信を組織全体で推進した。その結果、人間の安全保障や防災の考え方が国連のポスト 2015 年開発目標に関するハイレベル報告書（25 年 5 月）に反映されるなど、国際社会の援助潮流形成及び日本の存在感の向上に貢献した。 • 開発援助の潮流形成に大きな影響力を持つ国際機関やキーパーソンに働きかけ、日本や機構が重視する援助理念やアプローチを主流化させる取組を強化した。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

- 在外機能の強化については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成 23 年 12 月9日付け政委第 27 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）の「第1 在外機能の強化」において、「国際協力機構の国内、在外の定員については、国内定員が在外定員を大幅に上回る状況にある。このため、次期中期目標期間においては、現地採用職員の活用や国内における在外支援機能の強化等の取組を推進するとともに、総定員や総人件費の増加を招くことなく、着実に国内定員を在外定員にシフトすることにより、在外機能を総合的に強化するものとする。」との指摘を行っている。
  しかしながら、平成 24 年度においては国内定員から在外定員へのシフトが行われていないにもかかわらず、評価結果において当該措置の実施状況、未達成の原因、理由等について言及されていない。
  今後の評価に当たっては、在外機能の強化について、国内定員から在外定員へのシフトの実施状況等に言及した上で、評価を行うべきである。
- 本部の組織体制の見直しについては、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成 23 年 12 月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）の「1 本部の組織体制の見直し」において、「31 部局所 145 課（平成 23 年4月現在）の本部組織体制について、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、その大括り

化などにより、スリム化するものとする。」との指摘を行っている。
しかしながら、平成 24 年度においては外務省からの「中小企業等海外展開支援事業」の契約関係事務支援を業務委託したことに伴い2課が増設され、24 年度末時点で 23 部5室2事務所1研究所 147 課になっているにもかかわらず、評価結果において当該措置の実施状況、原因、理由等について言及されておらず、それらを踏まえた評価が行われていない。
今後の評価に当たっては、本部の組織体制の見直しについて、スリム化の実施状況等に言及した上で、評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人国際交流基金(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:安藤　裕康)
目　　的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1～6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:井口　武雄)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建畠　哲)
ホームページ	法人:http://www.jpf.go.jp/j/ 評価結果:http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page5_000264.html
中期目標期間	5年(平成 24 年4月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第2期中期目標期間	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 2. また、外務省評価委員会では、平成 21 年度業務実績評価から評定方法を変更している。詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化に関する事項	－	－	－	－	－	－	
(1)　業務の合理化と経費節減	A	ハ	ロ	ロ	ロ		
(2)　組織運営における機動性、効率性の向上	A	ハ	ハ	ハ	ハ		
(3)　業績評価の実施	B	ハ	ハ	ハ	ハ		
(4)　経費の効率化						ハ	
(5)　給与水準の適正化等						ハ	
(6)　柔軟かつ機動的な業務運営						ハ	
(7)　契約の適正化の推進						ハ	
(8)　関係機関との連携確保等						ハ	
(9)　内部統制の充実・強化等						ハ	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	－	－	－	－	－	－	
(1)　国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	A	ハ	ハ	ロ	ハ		
(2)　地域・国別事業方針による事業の実施						ロ	
(3)　国民に対して提供するサービスの強化	A	ハ	ハ	ハ	ハ		
（項目別評定）							
(4)　文化芸術交流の促進	A	ハ	ハ	ハ	－	ロ	
(5)　海外における日本語教育、学習の支援	A	ロ	ロ	ロ	－	ロ	
(6)　海外日本研究及び知的交流の促進	A	ロ	ハ	ロ	－	ハ	
(7)　国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	A	ハ	ハ	ハ	－		
(8)　東日本大震災からの復興に資する事業の実施						ロ	
(9)　国際文化交流への理解及び参画の促進と支援						ハ	
(10)　その他	A	ハ	ハ	ロ	－	ハ	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産の処分	－	－	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	－	－	－	－	－	－	
(1)　人事管理の為の取り組み	A	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	
(2)　施設・設備の改修、運営	A	ハ	ハ	ハ	ハ	ロ	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成24年度の独立行政法人国際交流基金(以下、「基金」)の業務実績全体を総括すれば、主要な中期計画上の数値目標の達成を含む効率化と効果的な事業実施、外務省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会による平成23年度業務実績評価の指摘事項を踏まえた改善努力等、総じて順調な取組が行われたと評価できる。特に、外交政策を踏まえた地域・国別事業方針に基づく事業の実施については、優れた実績を上げたと評価することができる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 経費の効率化	1(4)	• 平成 24 年度の一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費については、本部事務所借料の見直し、区分所有宿舎処分による修繕費・管理費等の縮減、市場化テストによる附属機関の経費効率化等を行った結果、実績額において一般管理費は 23 年度比▲2.10%、業務経費は▲4.61%、合計で▲4.43%となり、対前年度比 1.35%以上の削減を実現した。 など	• 一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費は、目標の対前年度比 1.35%の削減目標を上回る 4.43%の削減を達成しており、計画通り順調であると評価する。ただし、経費削減を進める際には、本来なら拡大、強化すべき取組や事業に支障が出る事態は避けるべく、経費削減そのものが目的化することのないように十分留意することが必要である。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 地域・国別事業方針の策定と方針に基づく事業の実施	2(2)	• 外交上の必要性を踏まえ、戦略的かつ継続的に事業を実施できるようにするため、当該国・地域の事情や国際情勢に基づいた地域・国別事業方針を、外務省と協議しつつ策定した。各分野の事業計画は地域・国別事業方針を反映させて策定し、同方針に基づいた事業実施に取り組んだ。 • 重点地域である東南アジア全体の平成 24 年度事業実績額は 1,390,755 千円(全体に占める割合:11.26%)、重点国である韓国の実績額は 443,831 千円(同 3.59%、国別順位 4 位)、中国は 661,750 千円(同 5.36%、国別順位 2 位)、米国は2,627,287 千円(同21.27%、国別順位1位)と、これら重点地域・国に計 5,123,624 千円(41.47%)を振り向け、集中的に事業を実施している。 • 平成 24 年度は、2012 年夏以降、日韓間、日中間の情勢の変化が事業に影響を与え始めた事から、同年9月からは韓国・中国で実施予定・進行中の全事業を対象に、情勢の影響の有無について内部で情報を共有する体制を整えた。これにより国内の全部署、韓国と中国の事務所を対象に事業の進捗状況や現地の最新情報の集約・共有を図った結果、事業への影響の全体像が早期に把握でき、適切な対処へとつながった。 など	• 地域・国別事業方針を外務省と協議の上で作成し、それを踏まえ、当該国の国内情勢、国際情勢に対応して事業を実施している。特に重点地域・国である東南アジア地域(事業実績額 1,390,755 千円)、韓国(443,831 千円)、中国(661,750 千円)、米国(2,627,287 千円)に対しては、全事業予算のうち約4割を振り向け、集中的に事業を展開している。また、国際情勢の変化(日中、日韓関係の情勢変化やエジプトの大規模デモ発生)について、臨機応変に対応し、事業を推進した点も評価したい。 • 外交政策に基づき戦略的、かつ継続的に事業を着実に実施しており、また外交上必要性の高い事業への重点化の工夫が認められる。以上より、計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げていると評価する。 • 今後も、日中関係、日韓関係をめぐる情勢の変化や、米国社会におけるアジア系米国人の政治的影響力の拡大等、新たな変化に柔軟に対応した施策の実施が重要であり、その果たす役割がより一層期待される。 など
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	2(9)	• 学術・芸術その他の文化活動を通じて、国際相互理解の増進や国際友好親善の促進に長年にわたり特に顕著な貢献があり、引き続き活動が期待される個人または団体を顕彰している。 • 基金ウェブサイトについては、英語での情報発信の増加に努めた。アクセス件数は約 202 万 5 千件となり、中期計画の目標値である、第2期中期目標期間の平均値約 199 万件を超えた。メールマガジンには、2013 年 3 月末時点で、和・英それぞれ 10,592 件、7,758 件の登録があり、年間を通じて情報提供を行った。なお、ウェブサイトのコンテンツやインターフェースの見直しを含む、再構築の検討に着手したが、併せて JIS 規格の改正に伴う、ウェブ・アクセシビリティの確保・向上を図ることとした。 など	• 基金ホームページのアクセス数が約 202.5 万件で目標値(約 199 万件)に達したことは、過去からの努力の成果であり評価できる。メールマガジンには、2013 年 3 月末時点で、和・英それぞれ 10,592 件、7,758 件の登録がある。ウェブマガジン「をちこち Magazine」については、英語版も含め、幅広い読者層に訴求するべく努め、年間アクセス件数が約 9 万 5 千件となり、目標値 6 万 5 千件を超えた。 • 関連事業として、設立 40 周年記念事業(シンポジウム 12 件等)、設立 40 周年記念ロゴマークデザインコンテスト(総数 70 点の応募)、設立 40 周年記念懸賞論文コンテスト(応募総数 49 件)、設立 40 周年記念パンフレット(配布数約 3,100 部)等を実施し、国内認知度の向上に資した。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

〔個別意見〕

- 該当なし。

④　財　　務　　省

法 人 名	独立行政法人酒類総合研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：木崎　康造）
目　　的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1　酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行うこと。 2　酒類の品質に関する評価を行うこと。 3　酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。 4　酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 5　酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会（委員長：三島　良直）
分科会名	酒類総合研究所分科会（分科会長：阿部　啓子）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.nrib.go.jp/ 評価結果：http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－
＜項目別評価＞						
1．業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A
(1)業務運営	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2
(2)職場環境の整備、職員の資質の向上	A	A	A	A	A	A
(3)施設・機器等の効率的使用、業務・システムの最適化及び資産・運営の見直し	A	B	A	A	A	A
2．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A
(1)酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A^+
(2)酒類の品質評価	A	B	A	A	A	A
(3)酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A^+×2 A×10 B×2	A^+×1 A×9 B×1	A^+×2 A×8 B×1	A^+×3 A×10 B×1	A^+×3 A×7 B×2	A^+×1 A×8 B×3
(4)研究・調査の成果の公表及び活性化	A×3	A×3	A×3	A×3	A^+×1 A×1 B×1	A×2 B×1
(5)成果の普及	A×2	A×2	A×2	A×2	A^+×1 A×1	A×1 B×1
(6)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A
(7)酒類及び酒類業に関する講習等	A×2	A×2	A×2	A×2	A×3	A×2 B×1
(8)その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A
(9)業務内容の評価					A	A
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A
4．短期借入金	○	○	○	○	○	○
5．重要な財産の処分（譲渡等）	○	○	○	○	○	○
6．剰余金の使途	○	○	○	○	○	○
7．その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A
(2)積立金の処分に関する計画					A	A
(3) 情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A

備考

1. A^+、A、B、C、Dの5段階評価。
2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。
3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。
4. 剰余金の使途については、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。
5. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入。
6. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.11)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 平成 24 年度は、第 3 期中期計画の 2 年目にあたり、昨年度の実績や評価結果、酒類業界との適切な役割分担を踏まえ、中期目標及び中期計画に従って多様な業務を着実に実施している。中でも、本年度に特筆すべき実績として、東日本大震災関連事務である酒類等の放射能分析及び酒類製造におけるセシウムの挙動に関する研究を他の業務よりも優先的に実施し、その結果を公表したことが、EU 等における日本産酒類の輸入規制の解除に大きく貢献したことが挙げられる。これは、当研究所の実績を国内外に対して広く発信したという点で高く評価できるものである。
- 分析・鑑定業務については、昨年度に比べて極めて多数の国税庁からの依頼分析等が適切、迅速に実施されており、特に炭素安定同位体比分析による酒類原材料の判別や、放射性物質の分析による酒類等の安全性の確認などの分析においては、極めて多数の試料を処理したという実績は極めて高く評価できる。また、輸出用酒類に関する受託分析を迅速化し、処理期間を昨年よりも短い平均 10 日余りまで短縮したことは高く評価できる。

- 研究・調査業務については、重点化して実施する研究である「酒類の品目判定等」や「酒類の安全性確保」に関係した、基礎的・基盤的研究を中心として、共同研究による応用研究など多様な研究・調査活動が展開されており、職員が減少する中でも充分な研究蓄積と論文発表、特許出願等価値ある成果が公表されたことは高く評価できる。その中でも特に、酵素生産技術の開発と応用に資する研究に関して、*Cryptococcus* 由来の生分解性プラスチック分解酵素（CLE）の熱安定性の向上や、CLE 大量生産技術の開発の可能性を示唆したことは、応用的にも、学術的にも極めて価値ある成果と認められる。
- 分析・鑑定、研究・調査以外の業務については、昨年度同様、鑑評会、講演会、セミナー等の開催など、多様な業務が適切・良好に実施されており、各種刊行物の発行やホームページの充実により、消費者や酒類製造業者等へのサービス業務も良好であったと判断する。
- 予算、収支計画等については、中期計画に従って業務運営の効率化を図った結果、一般管理費及び業務経費で目標を大きく超える削減を達成することができ、監事による監査結果等も踏まえると健全な運営がなされていると判断する。

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営	1(1)	• 理事長裁量枠予算（5,359 万円） • 「独立行政法人酒類総合研究所リスク管理方針」を決定し、リスク管理委員会の分析結果に基づき、内部監査を実施 • ガンマ線核種分析装置による分析体制を維持するとともに、酒類等の安全性確保に資するための分析を実施。また、酒類製造における放射性物質の挙動に関する研究を実施することとし、業務内容等を調整	• 適切な人材・人員の配置に努めるとともに、理事長のトップマネジメントの下、酒類の放射性物質の分析や酒類製造における放射性物質の挙動の研究を優先的に実施するなど効率的・効果的な業務運営を行った。 • 内部統制に関しては、存在するリスクを把握するため研究職員全員に対してアンケート調査を実施し、その結果を基にリスク管理運営委員会で検討した優先順位に基づき、研究予算の不正使用に対する対応を第一に行ったこと、また、外部からも通報できる通報窓口を設けていることは評価できる。
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	• 国税庁からの依頼分析実績。 内容 / 点数 カルバミン酸エチル：117 点 炭素安定同位体比：1,064 点 酒類の品目判定等のための分析：28 点 酒類等に含まれる放射性物質：5,369 点 • 民間等からの受託分析：18 件 • 浮ひょうの校正：484 点　など	• 分析機器を整備し、国税庁からの依頼分析、民間からの受託分析、浮ひょうの校正等を適切、迅速に実施した。特に、炭素安定同位体比分析（1,064 点）や酒類等の放射性物質の分析（5,369 点）などの国税庁からの極めて多数の依頼分析を、適切・迅速に処理した実績は高く評価できる。また、輸出用酒類に関する受託分析を迅速化し、平均 10 日余りまで短縮した点も高く評価できる。
酒類の品質評価	2(2)	• 平成 24 年度は、全国新酒鑑評会のうち公開きき酒会は日本酒造組合中央会が費用を負担して開催し、本格焼酎鑑評会では、人材派遣関係費用及び消耗品費等の一部を日本酒造組合中央会が負担した。　など	• 全国新酒鑑評会、本格焼酎鑑評会は、業界団体との共催による収支相償の考えの下で実施され、昨年度と概ね同様の出品数があった。本年度より新たに英文賞状の授与を行うことで、海外における日本酒・酒類文化の普及に貢献しており、実施内容、実績も良好と認める。鑑評会においては、分析評価結果を出品者にフィードバックすることにより、酒類の品質や製造技術の維持向上等にも貢献がなされている。
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	• 酒類の品目判定等・酒類の安全性の確保：7課題（酒類中の有害物質の実態把握及びその低減法の開発等） • その他行政ニーズのある研究：2課題（酒類の長期品質保持に資する研究等） • 第二期から引き続き行う研究：2課題（飲酒による負の影響の軽減に資する研究等）	• 多くの分野において年度計画に沿った良好な進捗が見られる。特に、麦芽使用比率分析の精度向上を目指した酒類の品目判定に関する研究の進捗状況は良好である。また、酵素生産技術の開発と応用に資する研究に関して、*Cryptococcus* 由来の生分解性プラスチック分解酵素（CLE）の熱安定性の向上や、CLE 大量生産技術の開発の可能性を示唆したことは、応用的にも、学術的にも極めて価値ある成果であり、高く評価できる。
成果の普及	2(5)	• 清酒製造における非放射性セシウムの挙動解析結果を論文として公表 • 清酒官能評価セミナーの実施：3回 • 講演会及び講習会への講師派遣：29 件 • 遺伝子資源の提供：49 件、346 遺伝子資源 • 酒類総合研究所報告発行：700 部 • 広報誌「NRIB（エヌリブ）」発行：27,000 部　など	• 研究論文、特許、保存菌株リストは適切にデータベース化され、ホームページに公開されており、また麹菌総合ゲノムデータベースの公開及び保存遺伝子資源の提供状況等についても、その意義と価値を認める。特に、本年度は、酒類製造におけるセシウムの挙動に関する研究等の一連の成果が、EU における日本産酒類の輸入規制の全解除に大きく貢献した実績は高く評価できる。
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	• 酒類製造者を対象とした講習の実施。 ➢清酒製造技術講習：2回、32 人 ➢酒類醸造講習：2回、29 人 • 酒類流通業者を対象とした講習の実施。 ➢酒セミナー：14 回、446 人（会場費を共催相手に半額負担を依頼） など	• 清酒製造技術講習（2 回）及び酒類醸造講習（清酒上級コース、本格焼酎コース）は、日本酒造組合中央会と共催し、収支相償の理念に基づき東京事務所と広島事務所で実施した。受講者数、内容等から開催の目的と目標は達成されたと判断するとともに、受講者の満足度も高かった。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人造幣局(平成 15 年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:新原 芳明)
目 的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成 14 年法律第 42 号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島 良直)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:三島 良直)
ホームページ	法 人:http://www.mint.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「－」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(1) 事務・事業の見直し	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 組織の見直し	A	A	A	A	A	A	
(3) 保有資産の見直し	B	A	A	A	A	A	
(4) 内部管理体制の強化	B	A	A	A	A	A	
(5) その他	A	A	A	A	A	A	
(6) 組織の再編等							
(7) 業務処理・製造工程の効率化							
(8) 人材の有効な活用							
(9) 経費の削減							
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 通貨行政への参画	A	A	A	A	A	A	
(2) 貨幣の製造等	A×3	A×3	A×3	A×3	A+×1 A×2	A×3	
(3) 勲章等の製造等	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4) 貨幣の製造等							
(5) 勲章等の製造等							
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5. 重要な財産の譲渡等	－	○	○	○	○	○	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	B	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	A	A	A	A	B	A	
(4) 環境保全に関する計画	A	B	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.11)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 当年度は、経費縮減に向けた取組みをはじめとする事務及び事業の見直し、組織の見直し、保有資産の見直し等が課題とされたところであったが、これらの課題に対し取り組んだ結果、全体としては成果が出ていることから、年度計画は達成されたものと言える。
- 固定的な経費の削減については、退職不補充等による労務費の削減等により、前中期目標期間中の平均額(174.1 億円)に対して 22.8%削減(134.4 億円)と中期計画における目標である8%以上削減を上回って達成し、既に中期計画の目標を達成している総人件費・総人員数について、更なる削減を進めている。組織の見直しについては、東京支局の移転について、東池袋まちづくり協議会に引き続き参画するとともに、豊島区から「東京支局敷地の移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討」について要望があったことを踏まえ検討を進めたところ、移転候補地としてさいたま市大宮区北袋町を選定し、平成 25 年3月に売買契約を締結した。また、保有資産の見直しについては、既に廃止した職員宿舎などの処分を完了させるとともに、国庫納付に向けた調整を進めた。契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき一般競争入札等を原則とした取組みを実施し、その取組状況のフォローアップを行うとともにホームページに公表している。
- 主たる業務である貨幣及び勲章の製造においては、発注者との契約どおりに、数量面、品質面ともに確実な製造と納入が行われた。ま

た、広島支局の保全作業に従事する職員が「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を受賞したことや、さらに貨幣及び勲章等の製造に従事する職員が「なにわの名工」や「なにわの名工若葉賞」に選出されたこと等については注目される。さらに、戦後初の外国の一般流通貨幣製造の受注となったバングラデシュの2タカ貨幣製造供給については、2国間の友好促進への寄与のほか、将来の改鋳に備えた新たな素材での貨幣製造に関するフィールドテストとして有意義であった。これに加えて、貨幣セットの販売も販売数が増加しているほか、品位証明事業についても、公共的役割を果たしつつ採算面に配慮するという課題を引き続き達成することができた。今後も貴金属の品位証明に対する社会的要請について、国民各層の理解の確立・促進に向けて努力していくことが期待される。

- 偽造防止等の研究開発については、「新しい偽造防止技術の研究開発」、「新製品開発に寄与する研究開発」及び「各事業分野に共通する合理化・効率化に寄与する研究開発」の3つの方針に基づき 19 のテーマについて研究を実施した。テーマの進捗管理については、研究管理会議を開催し、事前、中間、事後の評価を行った。また、「研究開発管理規程」を整備し、予算面を含めた検証・評価を行う研究開発評価会議を加えた研究管理体制とした。
- 業務の質の向上や業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本としつつ、それぞれの案件ごとに中期計画との整合性、目的、必要性及び緊急性を精査・検証のうえ、平成 24 年度の設備投資計画を策定した。また、1件1億円以上の投資案件については、理事会において、投資の必要性及び金額等について個別に事前審議のうえ実施した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
その他の業務全般に関する見直し	1(5)	• 一般管理費及び事業費の効率的使用に取組んだ結果、平成 24 年度の本支局全体の固定的な経費は 134.4 億円で、前中期目標期間中の平均額 174.1 億円に比して 22.8%減の大幅な削減となった。	• 固定的な経費の削減については、退職不補充等による労務費の削減等により、前中期目標期間中の平均額(174.1 億円)に対して 22.8%削減(134.4 億円)と中期計画における目標である8%以上削減を上回って達成した。
通貨行政への参画	2(1)	• 19 件のテーマについて研究を実施。テーマの進捗管理については、3回の研究管理会議を開催し(6月、11 月、1月)、各部局及び外部有識者の意見等を踏まえながら、事前、中間、事後の評価を行った。 • 従来からの研究管理体制に予算面を含めた検証・評価を行う研究開発評価会議を加えた研究管理体制とすることとし、平成 25 年2月 14 日に「研究開発管理規程」を制定し、同2月 20 日に「研究開発評価会議」を行った。	• 国内外の会議、学会等での発表・参画件数については、目標である中期計画の期間中 50 件以上に対し、平成 24 年度末において 58 件となり目標を達成した。 • 平成 24 年度に実用化、製品化されたものには、電子ビームによる細密加工技術を用いた「第 67 回国際通貨基金・世界銀行グループ年次総会記念貨幣」などがある。
貨幣の製造等	2(2)	• 貨幣製造実績:9億 1,342 万6千枚 • 市中から回収された 500 円貨について、1億 7,000 万枚の選別作業を行い、再使用することが適当な貨幣 3,000 万枚を納品した。 • 外国貨幣の受注・製造への取組 ➢スリランカの記念銀貨幣の受注・製造 ➢バングラデシュの2タカ貨幣の受注 ➢バングラデシュの記念銀貨幣の受注	• 貨幣の製造量の変更にも柔軟に対応した生産管理の下で、高品質で純正画一な貨幣を、財務大臣の定める製造計画に従って、9億 1,342 万6千枚の貨幣を製造するとともに、納品貨幣の返却件数ゼロを維持し、年度計画を確実に達成した。 • 優秀な技能を認められた貨幣部門の職員3名が「なにわの名工」として表彰された。
貨幣の製造等	2(2)	• アンケート調査(顧客満足度):4.3(目標:5段階評価 4.0 以上) • 貨幣セット販売実績: 2,315,181 セット(22 年度: 1,987,654 セット) • 新製品開発に努めた結果、2件の新製品を開発した。	• 貨幣セットの購入者や造幣局主催のイベントなどへの来客者に対してアンケートによる満足度調査を実施し、5段階調査で目標の 4.0 以上を上回る 4.3 となり年度計画を達成した。 • スリランカ中央銀行との共同製品の企画・販売を行った。
勲章等の製造等	2(3)	• 勲章等製造請負契約に基づく 27,908 個を確実に製造、納品。 • 金属工芸品受注・販売実績:42,011 個	• 勲章は精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により確実に製造することとし、内閣府との間で締結した契約に基づき 27,908 個を確実に製造・納品している。
勲章等の製造等	2(3)	• 貴金属の品位証明受託実績:212,310 個 • 平成24年4月、国際規格に準拠した品位判定基準及び品位区分表示へ移行し、品位証明記号の見直しを行った。 • 新制度への移行の周知のため、イベント会場等において周知活動	• 貴金属の品位証明については、アクションプログラムに基づいて、返却期間の短縮による顧客へのサービス向上策、手数料の引上げ及び大口割引制度を引き続き実施した。また、国際規格に準拠した新制度への移行について引き続き周知活動を行った。
予算、収支計画、資金計画	3	• 当期総利益:2,065 百万円 • 経常収支比率:107.4%(目標 100%以上) • 棚卸資産回転率:3.39 回(目標:平成 19 年度実績(2.32 回)を上回る。)	• 大幅な経費削減を行った結果、経常収支比率は年度計画の目標(100%)を上回り、107.4%となった。棚卸資産回転率については、年度計画の目標値 2.32 回を上回る 3.39 回となり、年度計画を達成した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

・ 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立印刷局（平成 15 年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：－）
目　　的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1　銀行券の製造を行うこと。2　銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3　官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4　法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5　国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6　1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7　1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会（委員長：三島　良直）
分科会名	国立印刷局分科会（分科会長：田辺　国昭）
ホームページ	法　　人：http://www.npb.go.jp/ 評価結果：http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第２期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．A+、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2．業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3．実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4．府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い（記述式による評価）をしているため、「－」を記入している。 5．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1．業務運営の効率化	B	B	A	A	A	A	
(1)　事務及び事業の見直し	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×1 B×1	
(2)　組織の見直し	A	B	A	A	A	A	
(3)　保有資産の見直し	B	A	A	A	A	A	
(4)　内部管理体制の強化	A	A	A	A	A	A	
(5)　事業運営の効率化目標、その他	B	B	B	B	A	B	
(6)　効率的かつ効果的な業務運営の確立							
(7)　内部管理体制の強化							
(8)　業務運営の効率化に関する指標							
2．業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)　通貨行政への参画	A	A	A	A	A	A	
(2)　銀行券の製造等	A	A	A	B	A	A	
(3)　旅券、印紙等の製造等	A	A	A	A	A	A	
(4)　官報、法令全書等の提供等	A	A	A	A	A	A	
(5)　銀行券の製造等							
(6)　官報、法令全書等の提供							
3．予算、収支計画、資金計画	A	A	A	A	A	A	
4．短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5．重要な財産の譲渡等	－	○	○	○	○	○	
6．剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7．その他業務運営に関する事項							
(1)　人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)　施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)　職場環境の整備に関する計画	A	B	A	A	A	B	
(4)　環境保全に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(5)　印刷局病院							

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.11)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 主たる業務である銀行券の製造においては、量的にも質的にも確実な製造と納入が遂行され、業務運営の効率化も計画どおりに進められるなど、全体的に中期計画に沿って概ね順調な業務展開となっている。
- 業務運営の効率化においては、民間において対応可能と認められる製品からは撤退しており、また偽造面などの守秘性に問題を生じさせない範囲で引き続き外部への業務委託を行うなど、中期計画どおり実施した。固定的な経費の削減については、退職不補充等による労務費の削減等により、前中期目標期間中の平均額（621 億円）に対して本中期目標期間中の平均額が 12.3%削減と中期計画における目標である 8.0%削減を上回って達成し、人員削減についても総人員数は基準年度（平成 17 年度末）に対して平成 24 年度末で 16.3%の削減（目標：平成 18 年度から5年間で 10%以上削減）となっているほか、さらに間接部門の人員数においても総人員数の削減率（12.6%）を上回っており（14.5%）、中期計画の目標を達成した。
- 虎の門工場の印刷機能については、平成 26 年4月を目途に滝野川工場へ移転することとし移転受入れに係る施設の建築工事を実施するとともに、政府刊行物サービス・センターについては、25 年3月をもって全国 10 箇所全ての閉店が完了するなど、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月7日閣議決定）等を踏まえた組織・保有資産の見直しを着実に実施している。
- リスク管理、コンプライアンス推進について、これまでの個別の事務局を統合し、「リスク・コンプライアンス事務局」を4月に経営企画部に設置するとともに、「平成 24 年度リスク管理・コンプライアンス推進実施計画」を確実に実施し、コンプライアンス意識の浸透、徹底を図った。国立印刷局の使命や中期目標の達成を阻害する要因（リスク）とこれに対する措置を、理事長を中心に重要課題としてとりまとめ、設定し、これをモニタリングするとともに、改善を要する場合には各理事の意見を聴取したうえで迅速に対応していた。

- リーダーシップの軸となる理事長が不在となっていた点が懸念されたが、法の規定等に基づき理事の1名が理事長代行として業務を遂行しており、平成 24 年度においては実質的に齟齬なく運営されたと認められる。
- 業務の質の向上に関しては、偽造動向等の調査を積極的に行うとともに、偽造防止技術等に係る研究開発について、「研究開発基本方針」に基づき、研究課題等を設定の上、実施計画を策定するなど、効率的・効果的な取組みが行われていた。また、事前、中間及び事後評価により個々の研究課題の実施状況を把握し、必要に応じて計画の見直しも行われており、PDCAサイクルにより取り組むべき研究課題に的確に対応していた。旅券の製造等の業務や官報の提供についても中期計画に沿って、支障なく実施された。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事務及び事業の見直し	1(1)	• セキュリティ製品事業のうち、銀行券等以外の製品については、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化。 • 情報製品事業については、公共上の見地から必要な事業に限定。 • 政府刊行物サービス・センターについて、全国 10 箇所全ての閉店が完了した。 • 切手類製造工程の一部の工程について、新たに一般競争入札により契約を締結し外部委託を実施し、業務の効率化を図った。	• セキュリティ製品事業及び情報製品事業については、民間において対応可能と認められる製品からは撤退しており、国立印刷局の特性を生かした分野に特化している。 • 政府刊行物サービス・センターについて、全国 10 箇所全ての閉店が完了した。 • 切手類製造工程の一部の工程について、新たに一般競争入札により契約を締結し外部委託を実施し、業務の効率化を図った。
組織の見直し	1(2)	• 工場別の固定的な経費は、全ての工場で前中期目標期間中の平均額を下回った。 • 虎の門工場の印刷機能については、平成 26 年度を目途に滝野川工場(東京都北区)へ移転することとし、平成 25 年 10 月の竣工に向けて新たな施設の建築工事を実施。 • 平成 24 年度末総人員数:4,233 人(17 年度末総人員数(5,056 人)に対して 16.3%減) • 職員宿舎について、平成 24 年4月1日時点の職員宿舎設置戸数 1,494 戸から 356 戸削減し、1,138 戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を策定した。	• 工場別の固定的な経費について、7工場全てにおいて前中期目標期間中の平均額を下回っており、業務の効率化及び生産性の向上に努めている。 • 虎の門工場の印刷機能については、平成 26 年度を目途に滝野川工場へ移転することとし、平成 25 年 10 月の竣工に向け新たな施設の建築工事を実施している。 • 総人員数について、更なる削減を進めており、平成 24 年度末においては 16.3%削減となっている。 • 職員宿舎について、平成 24 年4月1日時点の 1,494 戸から 356 戸削減し、1,138 戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を策定した。
保有資産の見直し	1(3)	• 平成 22 年度末に廃止した旧出雲倉庫の土地・建物等について、24 年 12 月に現物を国庫納付。 • 保有資産の見直し等により、現物(帳簿価格 109 百万円)及び譲渡収入(6,871 百万円)を国庫納付。	• 閣議決定等において見直しを求められた資産について確実に処分を進めた。さらに、自主的な見直しも行うなど、目標を十分に達成していると考えられる。
銀行券の製造等	2(2)	• 財務大臣の定める製造計画(31.5 億枚)を確実に達成。 • 平成 16 年度から 19 年度までの実績平均を 100 とした総合損率の相対比率 製紙部門:91　印刷部門:68	• 財務大臣の定める製造計画(31.5 億枚)を確実に達成した。 • 銀行券製造の品質については、品質管理・保証体制の強化に取り組むとともに、製紙部門、印刷部門とも総合損率は平成 16 年度から 19 年度までの実績平均より下回り、中期計画で定めた目標を達成した。
旅券、印紙等の製造等	2(3)	• 旅券の製造に当たっては、二交替勤務体制を継続した。また、印紙の製造に当たっては、更新した仕上設備により、安定的かつ確実な製造を行った。 • 偽変造・改ざん防止技術を高度化した旅券の試作品を作製するとともに、製造技術の確立に向けた取組を進め、製造開始に向けて製造技術、製造工程及び品質管理・保証に関する標準類等の整備を行った。	• 秘密管理に関する規則等の遵守状況の点検や研修の実施により、偽造防止技術に関する秘密情報の管理を徹底した。 • 偽変造、改ざん防止対策が高度化され、ICチップのセキュリティも大幅に強化された次期旅券仕様の決定を受けて、次期旅券の製造を開始した。
官報、法令全書等の提供等	2(4)	• 官報製造実績: 特別号外:31 件 • 官報訂正記事箇所数:相対比率 56(前中期目標期間の実績平均値(100 ページ当たり)を 100 とした相対比率)	• 官報・法令全書・国会用印刷物等については、情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行った。 • 官報の訂正記事箇所数の削減に引き続き取り組み、目標を達成した。
予算、収支計画、資金計画	3	• 経常収支率:111%(目標 100%以上) • 営業収支率 セキュリティ製品事業:110% 情報製品事業:126% • 当期純利益:4,857 百万円	• セキュリティ製品事業及び情報製品事業とも営業収支率はいずれも 100%を 10%～26%超えて業務運営の効率化を達成できた。また、経常収支率は 111%と、引き続き中期計画の目標(100%以上)を達成した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構（平成 15 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：中井　昭夫）
目　　的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1　日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2　日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会（委員長：三島　良直）
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会（分科会長：崎田　裕子）
ホームページ	法　　人：（26 年 4 月1日解散のため、国立国会図書館のインターネット資料収集保存事業（WARP）にて保存） http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8440821/www.expo70.or.jp/ 評価結果：http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5 年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第２期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「―」を付している。 3．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1．業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理							
(2)共通事項	A×2 B×2	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	S×1 A×3	
(3)公園に関する事項	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	
(4)基金に関する事項	A	A	A	A	A	A	
2．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)利用者に対するサービスの向上							
(2)環境保全への積極的な貢献							
(3)環境保全に関する計画の策定							
(4)地域社会への積極的な貢献							
(5)効果的な助成金の交付							
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保							
(7)公園に関する事項	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×2 A×1	S×2 A×1	
(8)基金に関する事項	B×2	B×2	B×2	B×2	A×1 B×1	B×2	
(9)公園事業への繰入れの拡大	B	B	B	B	B	B	
(10)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A	A	A	A	A	A	
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	B	A	A	
(1)公園に関する事項	A	A	B	B	A	A	
(2)基金に関する事項	－	－	－	－	－	－	
4．短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5．重要な財産の譲渡・処分	－	－	－	－	－	－	
6．剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7．その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	B	A	A	
(2)公園整備等に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)公園内の安全管理	B	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.11)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- アンケート等の調査により利用者のニーズを把握し、その結果を大型イベント誘致などの各種イベントの実施に反映させるなど活発な活動を行い、利用者へのサービス向上に取り組んだことにより、入園者数、スポーツ施設利用件数がともに前年度より増加し、公園入場料収入も年度計画を上回った。また、競争的契約の徹底や NPO 法人等民間ノウハウの積極的な活用、節電計画の実行などにより、更なる経費削減を進めた結果、引き続き利益は計上され、順調な業績を挙げているものと評価できる。

（2）項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(2)	• 総人件費を除く一般管理費が 1,827 百万円	• 一般管理費について、平成 18 年度比で、前

		で年度計画に対し更なる削減となった。 • 18 年度に対する削減率は△11.9%の削減。	年度を超える 11.9%の削減を達成し、年度計画、中期目標を大幅に上回る成果があった。
給与水準の適正化等	1(2)	• 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が平成 24 年 3 月に施行されたことに鑑み、24 年 4 月から人事院勧告に準じた給与改定を行うとともに、24 年 4 月から 26 年 3 月までの 2 年間、給与の特例減額を実施することとした。 • 特例減額による給与削減額:29,994 千円 • ラスパイレス指数 対国家公務員:111.7 (23 年度 108.9) 対他法人:104.9 (23 年度 103.4)	• 24 年度の総人件費について、人事院勧告に準じた給与改定、給与の特例減額の実施などにより、17 年度と比較して 6%以上削減する目標を達成したことは評価できる。 • 一方、ラスパイレス指数は、対国家公務員で 111.7(23 年度 108.9)、対他法人で 104.9(23 年度 103.4)となり、前年度と比較して増となっている。ただし、当機構は小規模組織であり、スリム化に限界があるため管理職割合が高く、出向者の異動により対象者が毎年度入れ替わることなど、ラスパイレス指数の適正化は難しい状況にある。
公園に関する事項(利用者に対するサービスの向上)	2(1)	• 利用者の声を広く的確に把握するため各ゲートに意見箱を設置したほか、主な四季イベント開催時や春と秋の行楽シーズンに来園者調査を行った。 • 予約制の運動施設における利用件数は、施設の改修工事や東日本大震災の影響によるキャンセル件数の増などの要因が無くなったことに加え、休日の悪天候の日数が少なかったことから、平成 23 年度に比して 2,138 件の増加となった。	• 自然文化園・日本庭園の入園者数は間断なくイベントが実施されたことに加え、閑散期イベントの定着、大型イベントの誘致が奏功したこと等で、入園者数が、23 年度に比して 197,269 人の増加となっていることは評価できる。 • また、来園者アンケート調査等を行いニーズの把握に努め、要望・意見に柔軟かつ積極的に対応している。利用者に対するサービスの向上は、この種の施設ではトップ水準に達したと判断でき、この持続的な発展が期待される。
基金に関する事項(助成金の交付に係る選考手続等における客観性及び透明性の確保)	2(6)	• 申請者の利便性の向上を図るため、検索サイトにおいて、検索に使用したワード(助成など)に反応して募集情報を表示するリスティング広告を実施した結果、インプレッション(広告掲載回数)は 18,964 回、クリック数は 133 回であった。 • 「環境・公園」に関係する事業を中心に、事業形態、事業実施地域等を考慮の上、助成事業の成果等の確認や助成事業者の要望や意見を把握するため、27 件の事業について実地調査を行った。 • 当基金の意義を広く認知してもらうため、平成 25 年度募集にあたっても、従来どおり万博表示の徹底を図った。 • 海外において基金事業の周知を図るため、英語版のリーフレットを 1,000 部作成し、海外からの参加者が見込まれる国際会議の会場等での配付を依頼。	• 助成金の選考過程の客観性及び透明性を確保するため、基金事業審査会を設け、適切な手順を踏んで実施している。 • また、「環境・公園」に関係する事業を中心として、助成事業の成果等の確認や助成事業者の要望・意見を把握するため、27 事業についての実地調査は評価できる。 • なお、交付状況を公開し、関係団体への説明会も行われているが、質の高い応募のため引き続き努力が必要である。
基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保	2(10)	• 日本万国博覧会記念基金の管理及び運用を適正に行うとともに、責任体制を明確にするため、役員及び幹部職員による「債券運用会議」において、平成 24 年度における債券運用方針を決定した。 • 透明性の確保の観点から、平成 23 年度中の基金の運用状況等について、平成 24 年 8 月にホームページで公表した。	• 基金の管理運用に関しては、安全性、確実性を前提とした運用が図られるよう「債券運用会議」を定期的に開催のうえ、運用方針を決定している。 • また、運用結果や運用益の使途については、ホームページ等で公開するなど、客観性及び透明性の確保に十分配慮していると認められる。
公園内の安全管理	7(3)	• 球技場及びスポーツ広場の地下に旧海軍山田地下弾薬庫跡と思われる空洞の一部が発見されたため、球技場は全面、スポーツ広場は一部の区域を平成 25 年 2 月から立入り禁止柵を設置するとともに施設の利用を中止した。 • 公園内で実施するイベントについては、「万博記念公園安全管理対応指針」及び「イベント安全管理マニュアル」に基づき適確な安全確認を行った。	• 公園内の安全管理に対する避難訓練や、大規模イベント実施者に対する安全管理指導など、来場者の安全確保に積極的に取組むとともに、取組状況をホームページで公開している。また、消防自主訓練の実施や自衛消防組織の編成など、安全上必要な訓練を業務受託者等とともに実施した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成 15 年 10 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:堤　芳夫)
目　　的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1　農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2　林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3　漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4　農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5　漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島　良直)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:櫻井　宏二郎)
ホームページ	法　　人:http://www.affcf.com/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第２期中期 目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A⁺、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	B	B	A	A	A	A	
(1)事業の効率化	A×1 B×3 C×1	A×1 B×4	A×2 B×2 C×1	A×3 B×1 C×1	A×2 B×2 C×1	A×2 B×2 C×1	
(2)業務運営体制の効率化	A×2	B×2	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3)経費支出の抑制	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(4)内部監査の充実	B	A	A	A	A	A	
(5)内部統制機能の強化	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×1 B×2	
(6)評価・分析の実施	B	A	B	B	B	B	
(7)情報システムの整備	B	A	A	A	A	A	
(8)調達方式の適正化	A×1 B×3	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	
(2)国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	
3. 財務内容の改善	B	B	A	A	A	A	
(1)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	
(2)引受審査の厳格化等	A×1 B×4	A×4 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	
(3)モラルハザード対策	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(4)求償権の管理・回収の強化等	B	A	A	A	B	B	
(5)代位弁済率・事故率の低減	A	A	A	A	B	B	
(6)基金協会及び共済団体等に対する貸付け	B	A	A	A	A	A	
(7)資産の有効活用	B	B	B	B	B	B	
4. 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	B	
5. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	A	B	B	B	
(1)職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	
(2)積立金の処分に関する事項	○	○	○	○	○	○	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.11)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 事業費や経費の削減は、東日本大震災という特殊要因があったにもかかわらず、目標を上回る削減を達成しており、評価できる。
- 業務の質の向上については、事務処理の迅速化、基金協会等との情報の共有、ホームページ等での情報の公開など、国民や利用者に対するサービスの質の向上に向けた取組みは評価できる。
- 財務内容の改善については、部分保証導入によるモラルハザード対策、大口案件の事前協議や研修会等による引受審査の厳格化などの取組みは評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業の効率化	1(1)	• 事業費について19年度予算対比で35.3%の削減(削減目標5%) • 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務について、引受審査の厳格化、部分保証等の取組を実施。 • 「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、「農業信用保険業務あり方検討会」を2回開催。 • 「漁業信用保険業務あり方検討会」を2回開催。 など	• 東日本大震災による事業費増加の影響を加味しても、削減目標は十分に達成されている。 • 大口保険引受対象案件の事前協議等による引受審査の厳格化や部分保証によるモラルハザード対策などの様々な取組みについて、事業費が目標を十分に達成していることから、着実に実施したと十分に評価できる。 • 農林漁業金融に難しい問題があることは承知しているが、第3期中期目標においても引き続き検討を行うとしたことを踏まえ、具体的な成果に向けた検討を期待する。 など
経費支出の抑制	1(3)	• 一般管理費について 19 年度予算対比で 41.4%の削減(削減目標 16.0%)。 • 人件費について17年度決算対比で27.3%の削減(削減目標 6%)。 など	• 震災対応関連の特殊要因を含めても、一般管理費は着実に削減されており、経費節減に向けた取組は十分に評価できる。 • 様々な取組によって、人件費は着実に削減されており、十分に評価できる。 など
事務処理の迅速化	2(1)	• 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は全ての項目で目標(8割)を達成。 • 標準処理期間の検証・見直しを実施。 など	• 全ての項目で目標を達成しており、十分に評価できる。 • 第3期中期計画で見直した標準期間内に案件の 85%以上が処理されることを期待する。 など
国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映	2(2)	• ユーザビリティの観点から公表資料を PDF 形式に加え Excel 形式でも公表。 • ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を実施。 など	• ホームページ等の情報の公開や関係機関等への情報提供は充実しており、また、ユーザビリティの観点で公表形式を追加する等、取組について十分に評価できる。 など
引受審査の厳格化等	3(2)	• 農業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議対象案件(357 件)についてすべて事前協議を実施。 • 漁業信用保険業務における大口保険引受案件事前協議対象件数(58 件)についてすべて事前協議を実施。 など	• 農業信用保険業務における事前協議による審査厳格化の取組みは、十分に評価できる。 • 漁業信用保険業務における事前協議による審査厳格化の取組みは、十分に評価できる。 など
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	• 24 年度の回収実績は 3,960 百万円(目標 4,503 百万円、達成率 88.0%)。 など	• 回収金収入の目標については、全体としておおむね達成されており、また、回収実績向上に向けた取組も一定の評価ができる。今後の更なる努力を期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成 16 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:澤田　正晴)
目　　的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4　前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:三島　良直)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:根本　祐二)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.amami.go.jp/ 評価結果:http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第一期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「－」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)一般管理費の削減	A	A	A	A	A	A	
2. 業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)保証業務	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2)融資業務	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	
3. 予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	B	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	C	C	C	C	C	B	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	C	C	C	C	C	B	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	B	B	B	B	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	C	C	C	C	C	B	
4. 短期借入金の限度額	－	○	－	－	－	－	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	－	－	－	－	－	－	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7. 施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	
8. 人事に関する計画	B	B	B	B	B	A	
9. その他業務運営に関する事項	－	A					

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.11)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、業務運営の効率化や業務の質の向上、人事に関する計画については、一定の成果が認められる。また、収支面では単年度黒字の計上となり繰越欠損金も減少するに至った。引き続き業務改善を進めて、一層の財務内容の改善に取り組む必要がある。
- 業務運営の効率化については、全体として、順調に年度計画を達成しており、事業者再生支援委員会、審査委員会、業務の評価・点検チーム、コンプライアンス委員会等の活用、理事長を主体としたコンプライアンス体制の充実、業務プロセスの改善、内部統制の強化や監事による適切な監査の実施、調達方式の適正化への取り組みに加え、一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげる等、業務の合理化・効率化を積極的に実行している。
- 業務の質の向上については、標準処理期間内の事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努める他、貸付対象事業の実施状況の確認を適切に行うため、個別融資先に対する事業完了報告に係る説明資料を徴求し、実施確認等の事業完了確認事務を遺漏なく行っている。
- 財務内容について、貸付残高の減少や経済状況の低迷等の影響を受けて、リスク管理債権割合については計画未達成であり、依然として高い水準のリスク管理債権を抱えているが、保証業務における求償権回収率及び回収額は前年度と比し増加するなど債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等により融資業務ともにリスク管理債権は着実に減少している。今後は、第二期中期計画の達成に向けて、当基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえ、新規発生の抑制に向けた努力と事業再生によるリスク管理債権の圧縮や更なる回収の強化、償却処理等を講じるとともに、事業者の健全な経営の支援や育成を通じて、引き続き、財務の健全化を実現する必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率化	1(1)	• 実効ある業務実施体制の構築を図るため、「コンプライアンス委員会」での協議を実施した(開催回数 12 回)ほか、コンプライアンス関係規程及びマニュアルを改正。内部検査規程に基づき、出先事務所等に対する内部検査(平成 25 年2月)を実施。	• 事業者再生支援委員会、審査委員会、業務の評価・点検チーム、コンプライアンス委員会等の活用、業務課での期中管理の実施など効率的な運営体制が維持されている。さらに、業務プロセスの改善、理事長を主体としたコンプライアンス体制、内部統制の強化及

		• 奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、中期計画、年度計画の進捗状況等について、延べ 16 回の協議を実施。 など	び監事による適切な監査の実施、調達方式の適正化への取り組みが行われ、業務の合理化・効率化に向け、各指標とも順調に達成している。
一般管理費の削減	1(2)	• 一般管理費 △15.4%の実績(対 24 計画△3.8%) • 総人件費は対 17 年度比で△19.0%(目標 7%以上削減) • 対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術)は 96.2(23 年度 95.0%) など	• 一般管理費及び総人件費の削減については、年度計画を上回る実績をあげており、順調に達成している。なお、対国家公務員ラスパイレス指数については、24 年度は 96.2 と前年度と比して 1.2 ポイント上昇したものの、依然、低い水準にある。
保証業務	2(1)	• 標準処理期間内に処理を行った割合は 95.0%(121 件中 115 件)。 • 奄美基金主催の「保証業務関係者会議」(構成員:地元金融機関、商工会等)を 20 回開催し、基金の保証制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の保証条件、地元の保証需要について意見徴収・交換等を実施。 • セーフティーネット保証受付実績 48 件 939 百万円(23 年度 41 件 664 百万円)	• 標準処理期間内に処理を行った割合は計画を達成している。 • 保証の条件や需要に関し、「保証業務関係者会議」(構成員:地元金融機関、商工会等)を開催し、その協議を踏まえて改善に活かす等、適切な保証条件の設定に向けた調査・検討及び見直しが図られており、年度計画を順調に達成している。
融資業務	2(2)	• 標準処理期間内に処理を行った割合は、99. 2%(137 件中 136 件) • 「融資業務関係者会議」(構成員:地元市町村担当者等)を 12 回開催し、基金の融資制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の徴収・交換等を実施。	• ほぼ全ての案件を標準処理期間内に処理し、計画を達成している。 • 引き続きリスク区分に応じた段階的な金利の設定、融資の条件や需要に関し、「融資業務関係者会議」を開催する等、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討が行われており、年度計画を順調に達成している。
財務内容の改善①(保証業務)	3(1)	• リスク管理債権割合は 51.2% (計画 35.5%、23 年度実績 52.6%) • 求償権回収率は 6.0% (計画 7.6%、23 年度実績 4.3%)。 など	• 求償権回収率及び回収額は前年度と比し増加した。また、リスク管理債権割合は依然として高い水準にあるものの着実に減少している。 • 今後とも、保証債務残高等の減少や経済状況の低迷等の影響はあるものの、引き続き、事業者の健全な経営を支援することで、新規発生の抑制に向け努力を行うとともに、各種セミナーの開催を通じて事業者の経営改善の促進、事業再生によるリスク管理債権の圧縮や更なる回収の強化、償却処理への検討等が必要である。
財務内容の改善②(融資業務)	3(2)	• リスク管理債権割合は 54.0% (計画 40.0%、23 年度実績 54.9%)。 • リスク管理債権回収率は 10.9% (計画 9.3%、23 年度実績 12.7%)。 • 24 年度末における繰越欠損金は 5,737 百万円(23 年度末より 30 百万円減少)。 など	• リスク管理債権回収率は前年度を下回っているが、計画を上回る状況となっている。また、リスク管理債権割合は依然として高い水準にあるものの着実に減少している。今後とも、貸付残高の減少や経済状況の低迷等の影響はあるものの、引き続き、事業者の健全な経営を支援することで、新規発生の抑制に向け努力を行うとともに、各種セミナーの開催を通じての事業者の経営改善の促進、事業再生によるリスク管理債権の圧縮や更なる回収の強化、償却処理の検討等が必要である。
予算、収支計画及び資金計画	3(4)	• 収入総計 2,372 百万円(計画 3,029 百万円)、支出総計 1,848 百万円(計画 3,062 百万円)。 • 総利益総計 30 百万円(計画 22 百万円) など	• 予算については、収入において貸付回収金及び求償権等回収金の減少により予算額を 657 百万円下回ることとなった。今後は、事業者の健全な経営の支援や育成を通じて改善を図ることが期待される。一方、支出においては貸付金及び代位弁済の減少により予算額を 1,213 百万円下回った。また、収支では計画で純利益が 22 百万円のところ、決算は 30 百万円と計画を上回り繰越欠損金が減少する等改善が図られている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成 19 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：宍戸　信哉）
目　　的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1　住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2　1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3　住宅融資保険法による保険。4　住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5　災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6　災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7　合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8　子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9　高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10　機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11　阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十八条又は福島復興再生特別措置法第二十四条の規定による貸付け。12　勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13　中小企業退職金共済法第七十二条第二項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14　1から 13 の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会（委員長：三島　良直）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：川口　有一郎）
ホームページ	法　　人：http://www.jhf.go.jp/ 評価結果：http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/report/hyouka03.htm
中期目標期間	5年間（平成 24 年4月1日～平成 29 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第一期中期目標期間	評価項目	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－			－	＜総合評価＞	－	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「－」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1
＜項目別評価＞						＜項目別評価＞		
1. 業務運営の効率化	B	B	B	B	B	**1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	B	
(1)組織運営の効率化	B	B	B	A	B	(1)証券化支援業務等の推進	A×1 B×6	
(2)一般管理費等の低減	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	(2)住宅資金融通業務等の実施	A×1 B×1	
(3)業務・システム最適化	A	A	A	A	A	(3)東日本大震災への的確な対応	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	B	B	B	B	**2. 業務運営の効率化**	B	
(5)業務の点検	B	B	C	B	B	(1)組織運営の効率化	B	
(6)積極的な情報公開	A	A	A	A	A	(2)一般管理費等の低減 (3)業務・システム最適化	B	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	B	(4)入札及び契約の適正化	B	
(1)証券化支援業務	A×2 B×5 C×1	A×4 B×5	A×4 B×5	A×4 B×5	A×4 B×5	(5)適切な内部統制の実施 (6)積極的な情報公開	C	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	**3. 予算、収支計画及び資金計画**	A	
(3)住情報提供業務	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2		B	(1)収支改善	A	
(4)住宅資金融通業務	A×1 B×2 C×1	B×2 C×2	B×3 C×1	B×4	B×3 C×1	(2)リスク管理の徹底等	A×1 B×1	
(5)団体信用生命保険等業務	B	B	B	B	B	(3)予算、収支計画及び資金計画	－	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	**4. 短期借入金の限度額**	－	
(1)収支改善 (2)繰越損失金の低減	C	B	C	A	B	**4－2. 不要財産の処分に関する計画**	－	
(3)リスク管理の徹底	B×4 C×1	B×5	B×5	B×5	B×5	**5. 重要な財産の譲渡等の計画**	○	
(4)予算、収支計画及び資金計画	－	－	－	－	－	**6. 剰余金の使途**	－	
4. 短期借入金の限度額	○	○	○	○	○	**7. その他業務運営に関する事項**	B	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	○	○	○	○	○	(1)施設及び設備に関する計画	－	

6. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	(2)人事に関する計画	B	(2)「評価基準等」を参照。
7. その他業務運営に関する事項	B	B	B	B	B	(3)積立金の使途	－	
(1)施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	(4)宿舎に関する事項	B	
(2)人事に関する計画	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	B×2			
(3)積立金の使途	－	－			－			

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.11)(主なものの要約)

(1)総合評価

- 住宅金融支援機構は、毎年のように、商品性を改善したり、発行手数料の引き下げに努力するなど、継続的に取り組みを続けており、MBS 市場が順調に育ってきている。情報関連コストを大幅に削減するなど、効率的な業務運営に努めている。その結果、計画を相当に上回るペースで、繰越欠損金の解消が進んできている。今後、経済環境の如何によっては、返済困難者が増え、不良債権問題が深刻化する心配がある。引き続き返済困難者に対して親身な相談にのりながら、返済困難者を増やさないような取り組みが期待される。また、当該年度に行われたことではないものの、不適切な事務処理事案が発覚しており、チエック及びモニタリング体制の甘さなどが露呈していることから、内部統制の一層の強化を期待したい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費等の低減	2(2)	• 一般管理費は対平成 23 年度比で▲10.8% • システムコストの合計について、平成 23 年度より 7.2 億円(68.1 億円→60.9 億円(▲10.6%))削減。 • 平成 24 年度末の全額繰上償還請求債権残件数:21,437 件(平成 23 年度末(24,364 件)と比較して 12.0%減少) など	• 経費削減策を実施したこと等により、一般管理費は 23 年度比 10.8%の削減となっており、システム経費も 23 年度対比 10.6%の削減となるなど、数値目標を想定通り達成している。 など
証券化支援業務	1(1)	• 住宅融資保険の付保対象に取扱金融機関の提供するリフォームローンを追加し、中古住宅の購入とリフォーム工事に必要となる資金を一体の手続で借り入れできる「フラット35リフォームパック」を導入(平成 24 年7月)。 • 省エネ基準に適合する住宅の普及に大きく寄与。 ➢フラット35(新築戸建て)の申込みがあった事業者のうち、省エネ住宅(フラット35S(優良住宅取得支援制度)の省エネルギー性基準に該当する住宅)を供給した事業者のシェアが拡大(平成 22 年度:63.2%→平成 23 年度:64.5%→平成 24 年度:77.1%) など	• 住宅事業者等への周知等を充実していくことが期待される。一方、参入金融機関との協定書締結や書面調査などにより、融資審査のモニタリングが機能していると認められるほか、事前審査システム、オンライン連携の増加により、利便性が向上しており、仮承認決定までの標準処理期間内に処理した件数は数値目標を大きく超えている。 • 顧客等よりの商品性等改善要望等に基づいて、フラット 35 リフォームパックのような、政策に合致し、潜在的な利用者にとっても利便性が良い商品が導入されるなど、適切な商品の見直しが行われている。一方、商品普及のための周知方法や利用者の負担について、一定の検討が必要。 など
住宅資金融通業務	1(2)	• 賃貸住宅融資業務については、省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資業務を平成 23 年 11 月 7 日から実施しており、民間による代替状況を把握するため、民間賃貸住宅事業者へのヒアリングなどを実施。 • 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金の融資業務等については、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り実施。 など	• 賃貸住宅融資、合理的土地利用建築物の建設等及びマンション共用部分の改良に関する融資については、ヒアリング等により、民間による代替状況の把握が行われている。 • また、住宅資金融通業務については、緊急性の高い災害復興融資を除いて財政融資資金よりの借入は行われておらず、勘定内の他経理の資金活用が行われているなど、効率的な資金調達がなされている。 • 更に、融資決定まで標準処理期間内に処理した件数は、数値目標を想定通り達成している。 など
適切な内部統制の実施	2(6)	• コンプライアンス・プログラムの策定。 • コンプライアンス活動推進担当会議を4月と 10 月に開催。 • コンプライアンス・ミーティングの実施。 • 職員のコンプライアンスに関する意識調査を実施。平成 22 年度と比較して改善。 など	• 過年度に発生した不祥事に関連した再発防止策が講じられており、全体として高いレベルでの取り組みがなされている。 • 新たに不適切な事務処理事案が発生するなど、オペレーショナルリスクの管理および役職員の適切な職務遂行の態勢整備に関わる内部統制上の不備がみられており、より一層の内部統制の整備が必要。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

⑤　文　部　科　学　省

法 人 名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小田　豊)
目　　的	特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1　特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行うこと。2　特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。3　1に掲げる研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。4　特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。5　特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:岩井　雄一)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人:http://www.nise.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1．　S、A、B、C、Fの5段階評価 2．　なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．　府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
1.国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上	A	A	A	A	1.国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上	A	A	
(1)研究活動	A	A	A	A	(1)研究活動	A	A	
(2)研修事業	A	A	A	A	(2)研修事業	A	A	
(3)教育相談活動	A	A	A	A	(3)教育相談活動	A	A	
(4)情報普及活動	S	A	A	A	(4)情報普及活動	A	A	
(5)国際交流活動	A	A	A	A	2.業務運営の効率化	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A		4.短期借入金の限度額	－	－	
4.外部資金導入の推進	A	A	A	A	5.重要な財産の処分等に関する事項	A	A	
5.会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施	A	A	A		6. 外部資金導入の推進	A	A	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	7.剰余金の使途	－	－	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
- 特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究に取り組むとともに、専門性と指導力の向上のため研修事業に取り組み、インターネットを活用した情報の収集・蓄積・提供を実施しており、全体として、一定の成果を挙げている。
- 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づく取組や総人件費改革、給与水準の適正化等、政府方針に対応した取組が適切になされている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究活動	1(1)	• 第3期中期目標期間の平成24年度計画にしたがい、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施した。平成24年度に取り組んだ研究は、研究所が主体となって実施し、運営費交付金を主たる財源とする基幹研究としては、専門研究Aが5課題、専門研究Bが5課題、専門研究Dが3課題であり、共同研究は2課題であった。このうち、専門研究Aの3課題、専門研究Bの2課題を「重点推進研究」として取り組んだ。 • 「研究基本計画(平成24年2月改訂)」に基づき、研究活動を戦略的かつ組織的に行うため、各年度の研究計画を立案するとともに、研究の進行	• 運営交付金を主たる財源とする基幹研究については、予算規模が漸減する中で、ナショナルセンターとしての研究の質を担保するために、専門研究の課題の精選、重点化に努めており評価できる。 • 「研究基本計画」に基づき、研究活動を戦略的かつ組織的に行うために、研究の進行管理等を行う「研究班」を引き続き設けられており、「研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班」が整備されていると認められる。 など

		管理等を行う「研究班」を引き続き設けた。 など	
研修事業	1(2)	• 特別支援教育専門研修では、各コースのプログラム内容等に関し、研修コース、専修プログラム、カリキュラム及び想定する受講者等について、平成24年度にカリキュラム内容の整理、プログラム間のカリキュラム重複の整理等を行い、平成25年度から実施することとしている。 • 研修修了者へのフォローアップサービスの一環として、特別支援教育に関する最新の情報を提供することを目的に、掲示板形式の「研修修了者向け情報提供サイト」を平成24年3月に開設し、平成24年度に研究成果報告書や研究所セミナーの案内等及びインクルーシブ教育システム構築モデル事業等の公募情報等の特別支援教育に関する最新の情報の提供を行った。 など	• 平成24年度にカリキュラム内容の整理、プログラム間のカリキュラム重複の整理等を行うなど、逐次カリキュラム等の見直しを行うなど常に改善に取り組んでいる事と見られる。 • 「研修修了者向け情報提供サイト」を平成24年3月に開設し、研修修了者に対するフォローアップの一環として研修受講者に対して最新の情報提供を行うことは、継続的な人材育成を行う点でも、情報提供された研修受講者を通して、地域に最新の情報を発信するだけではなく、新たな人材を育成していく連鎖を生んでいく点でも有効である。 など
教育相談活動	1(3)	• 平成 24 年度は 11 機関(県立特別支援学校:3校、市区町村立学校:7校、地域療育センター等の機関:1機関)からの依頼を受けて、コンサルテーションを実施した。 • 教育相談情報提供システムについては、従来使用していたシステムから今後の情報提供対象の拡大、コンテンツの追加・更新の利便性を考慮したコンテンツマネジメントシステムへ移行し、平成24 年5月末にはすべてのコンテンツの移行を完了した。その後、全国特別支援学校長会(6月)、特別支援教育総合推進事業連絡協議会(6月)、教育委員会管理・指導事務主幹部課長会議(9月・2月)、センター協議会(11 月)において、本システムの紹介を行った。本システムへのアクセス状況は、月平均で 2,000～3,000 人程度(10 月以降、カウントが可能となった)であった。 など	• 24年度にコンサルテーションを実施した11機関中10機関から回答を得、そのすべてから「とても役に立った」という評価を得ている。 • 教育相談情報提供システムは、平成24年5月末までに新システムの移行を成功し、アクセス状況のカウントを可視化するなど整備が進んでいる。 • 利用促進のため、全国特別支援学校長会(6月)、等において本システムの紹介などを行っており、アクセス状況は、月平均で2,000～3,000 人程度となっており利用状況は高いと評価できる。 など
情報普及活動	1(4)	• 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、「日、英、米の特別支援教育として特別な指導を受けている児童生徒の割合」についての資料を提供した。また、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告(平成 24 年7月 23 日)では、当研究所が同報告の検討過程で提供した諸外国の障害のある子どもの教育に関する調査資料が参考資料となった。 など	• 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会においての資料提供や協力者会議に参画し、調査の実施等に協力したことなどから、国の行政施策の企画立案・実施に寄与する資料の提示や研究会検討会への参画(委員としての出席)を多方面で行っている。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人大学入試センター（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：吉本　高志）
目　　的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1　大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。2　大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。3　大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。4　1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	高等教育分科会（分科会長：奥野　信宏）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.dnc.ac.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1.　S、A、B、C、Fの5段階評価。 2.　なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3.　府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	**1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	B	B	
(1)組織の整備状況と業務の効率化	A	A	A	A	(1) センター試験の円滑で適切な実施状況	B	B	
(2)管理運営業務の効率化状況	A	A	B	A	(2)大学の入学者選抜の改善に関する調査研究の実施状況	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	(3)大学情報の提供等の実施状況	A	A	
(1)センター試験の円滑で適切な実施状況	A	A	A	A	(4)情報公開の実施状況	A	A	
(2)調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	A	A	A	A	**2.業務運営の効率化**	A	A	
(3)進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	A	A	A	A	(1)組織体制の見直し状況	A	A	
(4)管理・運営と事業等に関する情報の積極的な公開状況	A	A	A	A	(2)業務運営の効率化状況	A	A	
3.財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	**3.予算、収支計画及び資金計画**	A	A	
(1)施設・設備に関する計画の策定	A	A	A	A	**4.短期借入金の限度額**	A	－	
(2)人事に関する計画の策定・実施状況等	A	A	A	A	**5.重要な財産の処分等に関する計画**	－	－	
					6.剰余金の使途	A	A	
					7.その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 平成24年度センター試験において発生したトラブルを踏まえ、所要の改善を図り、平成25年度センター試験では同様のトラブル発生を防ぐことができたことは評価できるが、試験問題の持ち出し等、平成25年度センター試験において発生したトラブルを踏まえ、より一層、改善対応を行う必要がある。
- センター試験の実施に関して、良質な試験問題を作成し、東日本大震災の被災志願者への対応等、利用者の利便性向上に向けた取組を業務全体を通じて適切に行われていることは高く評価できる。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成22年12月閣議決定）等に基づき、平成23年度に引き続き、運営費交付金に頼らない業務の運営ができたことは評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
センター試験の円滑で適切な実施状況	1(1)	• 外部評価分科会，自己点検・評価分科会を置く試験問題評価委員会により，試験問題について，①出題範囲，②思考力，③出題内容，④問題構成，⑤表現・用語，⑥難易度，⑦得点のちらばりの7項目について評価され，両分科会の総合評価は97％が良質な試験問題であったとの結論を得ることができた。 • 「センター試験の円滑な実施」については，以下のとおり，おおむね中期計画に沿って順調に進んでいるが，試験問題の持ち出しや問題訂正等の板書誤りなど一部年度計画どおりできなかった。一方，平成24 年度センター試験において発生したトラブルについては，改善を図り，平成25 年度センター試験では同様のトラブル発生を防ぐことができた。 など	• センター試験実施後、試験問題に関して外部評価及び自己点検・評価を行い、総合評価は全出題科目のうち97％が良問であると評価されたことは評価できる。引き続き、良問の作成に努め、全科目において良問であるとの評価がされるよう期待する。 • センター試験の円滑な実施については、概ね中期計画に沿って順調に進んでいるが、試験問題の持ち出しや、問題訂正の板書誤り等、トラブル発生を防ぐためのマニュアルの改善及びその周知方法について更なる改善を図る必要がある。 など
大学の入学者選抜の改善に関する調査研究の実施状況	1(2)	• 調査・研究推進委員会において，中期目標・中期計画に合致するよう調査研究のテーマを精査し，センター試験に関する調査研究と大学入学者選抜の改善に関する調査研究に集中・特化した5年間の研究計画を策定するとともに，研究課題ごとに研究代表者，共同研究者を定め，研究体制を整えている。 など	• センター試験及び各大学における入学者選抜方法の改善に資するため、研究課題に対応した研究体制により、重点的な研究が実施されたことは評価できる。 • 今後も一層、入学者選抜の在り方に関する調査研究を充実するとともに、実施面の改善に資するような調査研究にも注力することが望ましい。 など
大学情報の提供等の実施状況	1(3)	• センター試験に参加する各大学の協力により，センター試験に参加する大学の学部・学科名，アドミッションポリシー，入学定員等や入学者選抜で利用するセンター試験の教科・科目，配点など，センター試験に関する情報を中心に，大学入学志望者等に対し，センター試験を受験する上で必要な情報をインターネットを利用して情報提供した。 など	• 平均すると1 ヶ月間に125,000 件もアクセスがあるセンター試験に関する情報は、大学入学志願者、参加大学等にとって重要で必要な情報であり、ITを活用し情報提供を行うとともに、大学入学志願者の利便性と大学の業務負担の軽減化を図っていることは評価できる。 など
情報公開の実施状況	1(4)	• 情報の公開については，以下のとおり中期計画に沿って積極的に公開している。 ○ 法令で定められた情報の公開 ① 年度計画、② 財務諸表等、③ 役員給与規則・役員退職手当規則、④ 職員給与規則・職員退職手当規則 ○ ホームページによる情報の公開 ① 管理・運営関係、② 事業関係 ○ 広報資料等による情報の公開 ○ 報道機関による情報の公開 など	• 法令で定められた情報について適切に公開するだけではなく、法人の業務活動の理解に資する情報についても幅広く公開していることは評価できる。 など
組織体制の見直し状況	2(1)	• 検証結果に基づく改善及び新高等学校学習指導要領への対応，並びに事業の継続性に十分留意して人員を適正配置した。 など	• 平成24年度センター試験の検証結果に基づき、課題ごとにワーキンググループを設置・検討した上で、センター試験の確実な実施に向けて適正に人員を配置していることは評価できる。 など
業務運営の効率化状況	2(2)	• 広報活動等により参加大学の拡大等を図るなど検定料等自己収入の増に努めた結果，計画に比して 155 百万円増収となり，運営費交付金に頼らない運営を行うことができた。 など	• 広報活動等を通じて参加大学数の増加による自己収入の増加、削減可能なコストを見直し、運営費交付金に頼らず、独立採算で業務を実施していることは評価できる。 など

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構（平成 18 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：田中　壮一郎）
目　　的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1　青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。）及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修（以下この項において「青少年研修」という。）のための施設を設置すること。2　1の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。3　1の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。4　青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。5　青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6　青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7　青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 イ　青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動。 ロ　子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動。 ハ　インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	スポーツ・青少年分科会（分科会長：高橋　和子）
ホームページ	法　　人：http://www.niye.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	中期目標期間	評価項目	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	**1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	A	A	
(1)青少年をめぐる諸課題への総合的・効率的な対応状況	A	A	A	A	(1)青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	S	A	
(2)企画立案機能の強化状況	A	A	A	A	(2)青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	A	A	
(3)業務の効率化状況	A	A	A	A	(3)青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A	A	
(4)施設の効率的な利用の促進状況	A	A	A	A	(4)青少年教育に関する調査及び研究	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	(5)青少年教育団体が行う活動に対する助成	A	A	
(1)企画事業の実施状況	A	A	A	A	(6)共通的事項	A	A	
(2)研修支援事業の実施状況	A	B	A	A	**2.業務運営の効率化**	A	A	
(3)連絡・協力の促進に関する取組み状況	A	A	A	A	(1)業務の効率化	A	A	
(4)調査研究事業の実施状況	A	A	A	A	(2)効果的・効率的な組織の運営	A	A	
(5)助成業務の実施状況	A	A	A	A	**3.予算、収支計画及び資金計画**	A	A	
(6)附帯業務の実施状況	A	A	A	A	**4.短期借入金の限度額**	－	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	**5.不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画**	－	A	
(1)収入の確保等の状況	A	A	A	A	**6.上記以外の重要な財産の処分等に関する計画**	－	－	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	**7.剰余金の使途**	A	A	
(1)短期借入金の借入状況	－	－	－	－	**8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項**	A	A	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	－	A	A	－	(1)施設・設備に関する事項	A	A	
(1)重要財産の処分等	－	A	A	－	(2)人事に関する計画	A	A	

の状況							
6.剰余金の使途	—	—	—	—	(3)中期目標期間を超える債務負担	A	—
(1)剰余金の使用等の状況	—	—	—	—	(4)積立金の使途	A	A
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A			
(1)施設・設備の整備状況	A	A	A	A			
(2)人事管理の状況	A	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故、並びに風評被害の影響により、利用施設の変更、利用の延期やキャンセル等が続く中、平成24年度の総利用者数は5,139,302人と、平成18年4月に青少年教育3法人が統合されて以降、最多となる利用者を確保したことは、機構本部主導の下、青少年の体験活動の重要性について周知するために、「体験の風をおこそう」運動を始め、各種取組を行ったこと、また各教育施設において地元地域等と密着した関係づくりが実を結んだものであると考えられ、評価できる。
- 「リフレッシュ・キャンプ」については、その後も継続的に行い、平成24年度からは、民間団体の協賛金も得ながら「ふみだす探検隊」等を実施し、参加した子供たちや保護者から大きな反響を得るなど、一定の成果を挙げたことは評価できる。今後も、機構が果たす役割等を踏まえ、福島の子供たちや保護者のニーズを勘案の上、より的確かつ効果的に、継続して取り組むことを期待する。
- 助成金の交付については、新たな試みとして「都道府県・政令指定都市青少年体験活動担当者会議」の開催や年2回の募集機会を拡大したことなどにより、平成24年度の応募件数が過去最高となる、4,665件となり、「子どもゆめ基金」の更なる周知と理解促進を図ったことは評価できる。また、団体の負担軽減と業務の効率化を図るため、平成25年度助成分から「内定」の手続きを廃止したこと、申請団体の利便性の向上に配慮し、業務の効率化を図るため、電子申請にも対応した「新子どもゆめ基金システム」の導入に向けて取り組んでいるなど、申請機会の拡大を図るために取り組んでいることは青少年の体験活動の場と機会の充実に大いに資するものであり評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の推進	1(1)	• 機構は、平成23 年3 月11 日に発生した東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、外遊びなど活動が制限されている岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全県の青少年を対象に、様々な体験活動の提供などの支援を行っている。 など	• 平成23 年度に実施された「リフレッシュ・キャンプ」の成果を踏まえ,継続的に取り組んでいること、青少年教育のナショナルセンターとして、国の喫緊の課題に対応した取組として評価できる。参加した多くの子供たちから「楽しく活動できた」「新しい友達ができた」などの感想が寄せられたこと、並びに保護者から子供の成長に感謝する手紙を受け取るなど子供たちの心身のリフレッシュを図る事業として一定の成果を挙げたことを評価したい。引き続き、福島の子どもたちやその保護者のニーズ等も勘案の上、より的確かつ効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。 など
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	1(2)	• 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(平成24 年3 月31 日現在)の年齢階級別人口によると、青少年(0 歳～29 歳)人口は36,197,884 人であり、中期計画に示している「青少年人口の1 割程度の研修利用者を確保する」としている目標を達成した。 など	• 東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故、並びに風評被害の影響により利用取り消しがある中、中期目標に掲げられた、「直近の青少年人口の1 割程度の研修利用者を確保」しており、評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人国立女性教育会館（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：内海　房子）
目　　的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。
主要業務	1　女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。2　1に掲げる施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。3　1に掲げる施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。4　女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5　女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。6　女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	社会教育分科会（分科会長：都河　明子）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.nwec.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	**Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき事項**	A	A	
1 基幹的指導者に対する研修の実施	A	A	A	A	1 基幹的指導者に対する研修の実施	A	A	
2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施等	A	A	A		2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム・研修資料の作成	A	A	
3 喫緊の課題に関する調査研究の実施等	A	A	A	A	3 喫緊の課題に関する先駆的調査研究の実施	A	A	
4 喫緊の課題を担当する指導者に対する研修の実施	A	A	A		4 喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的研修の実施	A	A	
5 課題解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流機会の提供	A	A	A		5 地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的な研究の成果の提供	A	A	
6 男女共同参画等に関する基礎研究の成果の提供	A	S	A	A	6 全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築、資料等の提供	A	A	
7 男女共同参画等に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、ポータルとデータベースの構築・提供	S	S	A		7 女性アーカイブ機能の充実	A	A	
8 女性アーカイブの構築	A	A	A		8 国内の関係機関・団体等との協働事業の実施	A	A	
9 利用者への学習情報提供	A	A	A	A	9 交流機会の提供による会館を中心としたネットワークの構築	A	A	
10 利用者の拡大への努力	A	A	A		10 男女共同参画及び女性教育に関する国際協力・連携に資する研修の実施	A	A	
11 女性関連施設等男女共同参画等に関する全国の関係機関等との連携協力体制の充実	A	A	S	S	11 地球規模の課題についての調査研究の実施	A	A	
12 男女共同参画等に関する国際協力・連携に資する研修の実施	A	S	A	A	12 国際的なネットワークの構築	A	A	
13 海外の研究者等との交流・女性関連施設等との連携等、相互の研究成果の交換・活用	A	A	A		13 利用者への学習支援	A	A	
14 地球規模の課題に資する調査研究の実施等	A	A	A		14 利用の拡大	B	B	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	**Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**	A	A	
1 広報の充実	A	A	A	A	1 適切な法人運営体制の充実	A	A	
2 運営及び業務の効率化	A	A	A	A	2 人件費・管理運営の適正化	A	A	
3 外部資金の導入	A	A	A		3 業務運営の改善及び効率化	A	A	
4 自己点検・評価等による業務の改善	A	A	A	A	4 業務運営の点検・評価	A	A	
Ⅲ.財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	**Ⅲ.予算・収支計画及び資金計画**	A	A	
1 予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	**Ⅳ.財務内容の改善に関する事項**	A	A	
2 施設・設備の計画的整備	A	A	A		**Ⅴ.その他主務省令で定める業務運営に関連する事項**	A	A	
3 関係機関・団体との人事交流等	A	A	A					

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 男女共同参画及び女性教育に関する基幹的な女性教育指導者等の育成、調査研究等による喫緊の課題等への対応、情報の収集・提供、業務の効率化等に着実に取り組んでおり、第三期中期目標期間の2年目として順調な進捗状況である。
- 男女共同参画センターや女性団体に加え、大学や企業を対象とした事業に取り組んだことは、国立女性教育会館の方向性として評価でき、今後も内容の充実に努めながら継続的に取り組み、多様な機関とのネットワークを構築する「ハブ機能」を発揮することを期待したい。なお、ナショナルセンターとしての位置づけを踏まえ全国的な大学関係組織や経済団体等との連携、IT を活用したプログラム提供等、全国的な事業展開を図るための方策を検討願いたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国内の関係機関・団体等との協働事業の実施	Ⅰ.8	• 行政機関(国・地方自治体等)、女性関連施設・団体、大学・学術関係団体、企業等 16 機関(累計 31 機関)と連携 • NPO法人全国女性会館協議会と連携した「女性関連施設・地方公共団体・団体リーダーのための男女共同参画推進研修」では、互いの知見やネットワークの蓄積を持ち寄り企画会議を重ねたことで、専門的かつ実践的な研修内容を企画することができた。 • 平成 21 年度から実施した国際協力機構(JICA)の受託事業「国別研修タイ」の実績により、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間、「地域別研修」を実施することとなった。 など	• 「国立女性教育会館の在り方に関する検討会」でも提言されたように女性関連施設のみならず企業・大学と連携をして事業を実施することは今後の会館の方向性として評価できる。経済団体との連携はこれまであまり行われて取り組まれていなかったので、一層の拡大を期待する。 • 連携数は順調に伸びており会館の努力を評価するが、今後は数だけではなく、連携の効果を高めることにも尽力してほしい。事業目的の達成のためにはどのような機関とどういった連携をすべきか、連携方針を明確にした上で戦略的に連携を進めていただきたい。
利用の拡大	Ⅰ.14	• 日本家屋「響書院」を活用した宿泊研修プラン等を掲載したチラシを作成し、文化関係団体、学校等へ広報を行った。また、職員全員が会館玄関において利用者へのあいさつ活動を行い、利用者からの問合せ対応をするなど、ニーズ把握を行った。 • 大学・企業の利用件数については、企業向けセミナーの実施や利用案内の積極的な配布等により、23 年度と比較して利用団体数や延べ利用者数などを改善した。 など	• 延べ利用者数の増や宿泊利用率に若干の改善が見られるが、会館の資源を広く活かす発想をもって利用の拡大のための方策を検討してほしい。 • 特に中期計画における宿泊率利用率の数値目標は55%以上とされているが、平成23年度31.8%、平成24年度33．8%と30パーセント台で横ばいの状況であり、中期目標の達成のためにはこれまで以上の工夫・努力が必要である。宿泊利用に関する詳細な分析や高い稼働率を保つ関連施設からヒアリングを行う等、宿泊率向上に向けた取組に努めてほしい。 • また、現在会館で検討しているPFIの活用方策を会館の在り方との整合性をとりつつ進めてほしい。
人件費・管理運営の適正化	Ⅱ.2	• 保有資産の見直しに関し、施設の効率的な運用を図り、職員が事業の企画・実施などの本来業務に専念できるよう施設運営のPFI化の検討を開始した。24年度はPFI化に当たっての手続きや課題を整理するため企業や専門家からヒアリングを行った。 など	• 平成24年度は専門家からのヒアリングを行いながら手続きや課題を整理するなど、施設の効率的な運用のためPFIの検討が進められており、今後着実な実施に向けた取組を期待する。 など

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人国立科学博物館（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （館長：林　良博）
目　　的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1　博物館を設置すること。2　自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。3　自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。4　1から3に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。5　1に掲げる博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	社会教育分科会（分科会長：都河　明子）
ホームページ	法人：http://www.kahaku.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第２期中期目標期間		H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1．Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｆの５段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第２節１(2)「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	**1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**	A	A	
(1)社会的有用性の高い自然史・科学技術史体系の構築	A	A	A	A	(1)地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明を通じた社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の構築	A	A	
(1-1)自然史、科学技術史研究の状況	A	A	A	A	(1-1)自然史、科学技術史研究の状況	A	S	
(1-2)研究者等の人材育成の状況	A	A	A	A	(1-2)研究者等の人材育成の状況	A	A	
(1-3)国際的な共同研究、交流の状況	A	S	A	A	(1-3)国際的な共同研究、交流の状況	A	A	
(2)ナショナルコレクションの体系的構築と継承	A	A	A	A	(2)ナショナルコレクションの体系的構築及び人類共通の財産としての将来にわたる継承	A	A	
(2-1)標本資料の収集・保管状況	S	A	A	A	(2-1)標本資料の収集・保管状況	A	A	
(2-2)標本資料情報の発信状況	A	S	S	A	(2-2)標本資料情報の発信状況	S	A	
(2-3)標本資料等に関するナショナルセンター機能の状況	A	A	A	A	(2-3)全国的な標本資料情報の収集と発信状況	A	A	
(3)人々の科学リテラシーの向上	A	A	A	A	(3)科学博物館の資源と社会の様々なセクターと協働による、人々の科学リテラシーの向上	A	A	
(3-1)展示公開及びサービスの状況	A	S	S	S	(3-1)展示公開及びサービスの状況	S	S	
(3-2)学習支援事業の実施状況	S	S	S	S	(3-2)学習支援事業の実施状況	S	S	
(3-3)日本全体を視野に入れた活動の状況	S	A	A	A	(3-3)連携事業・広報事業の実施状況	A	A	
(3-4)知の社会還元を担う人材育成の状況	A	A	A	A				
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	**2.業務運営の効率化**	A	A	
(1)業務運営・組織の状況	A	A	A	A	(1)業務運営・組織の状況	A	A	
(2)経費の削減と財源の多様化の状況	A	A	A	A	(2)経費の削減と財源の多様化の状況	A	A	
3.財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	**3.財務内容の改善に関する事項**	A	A	
(1)外部資金等の積極的導入と管理業務の効率化	A	A	A	A	(1)財務内容の改善に関する事項	A	A	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	**4.その他業務運営に関する事項**	A	A	
(1)施設・設備の状況	A	A	S	A	(1)施設・設備の状況	A	A	
(2)人事管理の状況	A	A	A	A	(2)人事管理の状況	A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 国立科学博物館は我が国の主導的な博物館として主要な3つの機能である、「調査研究」「標本資料の収集・保管」「展示・学習支援」の全てにわたり、充実した質の高い活動が数多く展開されており、国民の科学リテラシー向上に寄与している。特に、常設展、特別展の充実により入館者（園）数が初めて200万人を超え、そのうち常設展が120万人を超え着実に増加しており、目標を大きく上回ったことは高く評価できる。
- 日本及びアジアの科学系博物館の中核的な研究機関としてリードしていく役割を担っており、地球環境問題を見据えた国際会議・シンポジウムの開催及び共同研究の推進を図るなど、先進的・先導的な役割を果たしている。

- 館長のリーダーシップの下、経営委員会や外部有識者による評価、来館者満足度調査など経営改善に向けた取組が積極的に行われ、機動的で柔軟な業務運営の質的向上に努めている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
地球と生命の歴史、科学技術の歴史の解明を通じた社会的有用性の高い自然史体系・科学技術史体系の構築	1(1)	• 平成24年3月に筑波地区への研究機能集約が完了し、それに伴い、研究支援機能の充実を図るため、平成24年4月に研究推進・管理課を設置した。 • 館長裁量により研究者の能力を最大限発揮できる競争的環境を館内で整備するため、館長支援経費の配分を行い、34件の研究テーマ等について館長支援経費を重点的に配分した。 • 科学研究費補助金の新規採択率向上を図るため、平成24年度申請分から、応募に際し、研究計画調書の内容について、従来どおりの事務担当者による事前精査に加え、各研究部長がアドバイス等を行う新たな取組を実施している。その結果、新規採択は52件の申請に対し24件(46.2%)となった。 など	• 動物、植物、地学、人類、理工学全般にわたって基盤研究、総合研究が進められ、実証的な成果を挙げている。それらの成果は論文や学会での発表、博物館ならではの展示や学習支援活動による社会への還元とともに、各種の媒体で発表し、高い評価を得ている。 • 科学研究費補助金新規採択率(46.2%)は、従来どおりの事務担当者による事前精査に加え、各研究部長がアドバイス等を行う新たな取組を加えたことにより、前年度(23.9%)の2倍、全国平均(30.3%)を大きく上回り高く評価できる。 など
ナショナルコレクションの体系的構築及び人類共通の財産としての将来にわたる継承	1(2)	• 国立科学博物館を含めた全国9つの博物館が中心となって、研究者や大学・博物館等で保管困難となった標本資料を受け入れるセーフティネットを構築することを検討し、セーフティネット運営規程等について9館の委員からなるプロジェクトチームにおいて合意を得た。それに基づき、セーフティネット運営事務局が中心となって情報の共有化を図るためのホームページの構築を進めた。 • 東日本大震災で被害を受けた博物館等からの要請・要望により、当館の研究者が現地へ赴き、現地での標本修復作業の技術指導・支援等のほか、現地の状況や標本の状態等により、国立科学博物館への移送、修復、一時保管等を行った。 など	• セーフティネット運営規程等について国立科学博物館を含めた全国9館からなるプロジェクトチームにおいて合意を得て、情報の共有化を図るためのホームページ構築進んでいることは評価できる。 • また、各県・各地域間におけるレスキュー活動の調整や標本の修復・保管後の在り方について提案していくことも期待される。 など
科学博物館の資源と社会の様々なセクターと協働による、人々の科学リテラシーの向上	1(3)	• 科学系博物館における学習支援活動をより充実させるため、全国の科学系博物館で実施されている学習プログラムに関する情報をデータベース化し、インターネット経由で全国の科学系博物館が共有し、学習支援活動の改善や普及に役立てる仕組みを構築することを計画している。平成24年度は、昨年度開発したテスト版データベースの改良、データベースに登録する学習プログラムのデータ収集を行った。 など	• 全国の科学系博物館で実施されている学習プログラムの集積や、データベース化を進めていることは、今後の更なる活用も期待でき、ナショナルセンターとしての役割を十分に果たしていると認められる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人物質・材料研究機構（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：潮田 資勝）
目 的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 4 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永 宗之助）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：門永 宗之助）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.nims.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．H17 年度までは、S，A，B，Fの4段階評価。 2．H18 年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	S×1 A×7 B×1	S×3 A×6	S×3 A×6	S×3 A×4	S×2 A×3	S×2 A×3	
(2)研究成果の普及及び成果の利用	S×1 A×2	A×3	A×3	A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(3)中核的機関としての活動	S×2 A×6	S×1 A×7	S×2 A×6	S×2 A×6	S×2 A×4	S×3 A×3	
(4)その他	A	A×2	A×2	－	A	A	
2．業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)機構の体制及び運営	A×6 B×1	A×6 B×1	A×7	A×4	A×9	A×9	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	－	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.不要財産または不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、その処分に関する計画	A	A	A	A	A	A	
6.前号に規定する財産以外の重要資産を譲渡し又は担保に供しようとするときの計画				－	－	－	
7.剰余金の使途	－	A	A	－	A	A	
8.その他主務省令で定める事項							
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)国際的研究環境の整備に関する計画	S	S	S	S			
(4) 中期目標期間を超える債務負担					A	A	
(5)積立金の使途					A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 平成 24 年度も世界トップレベルの研究機関として、着実かつ効率的な運用により、顕著な研究成果を挙げていると評価できる。今後も、物質・材料科学技術分野の中核的機関として、基礎研究及び基盤的研究開発と併せて、国家戦略に基づいた課題に取組むことが求められる。
- 東日本大震災を契機に改めてその重要性が認識された国土強靭化に向け、構造材料研究のプロジェクトを新たに立ち上げるなど、機構のポテンシャルを最大限活かした社会貢献を目指し、体制を整備したことは評価できる。平成24年度補正予算を受けて、組織・人員体制を強化するとともに、オールジャパンの産学独の協働による構造材料研究拠点を構築し、次世代の構造材料の研究開発に不可欠な基礎基盤研究や人材育成を戦略的かつ強力に推進していくことが期待される。
- 物質・材料科学に係る国際的な研究拠点の構築に向け、海外大学との連携センターを立ち上げるなど、一層の国際連携を図っていることは評価できる。今後は、重点的に推進する研究テーマに係る国際動向を踏まえつつ戦略的な国際連携を推進していくことが求められる。
- 業務運営面では、リスクマネジメントについて、リスクの洗い出しを行い、理事長をトップとした主体的な経営判断に基づき、対応すべき重要リスクの最終決定を行うなど、適切な対応がなされている。
- 管理運営面では、組織・体制の見直しや業務の合理化・効率化等が着実かつ意欲的に行われている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	1(1)	• 新材料創出を可能にする粒子プロセスの開発と応用として、フラーレンナノウィスカーの超伝導転移温度を大幅に上昇することに成功した。 • フラーレンナノマテリアルを用いた有機薄膜太陽電池の作製、グラフェン・カーボンナノチューブ複合材料を用いた電極材料の高エネルギー密度化等に成功した。 など	• 新材料創出を可能にする粒子プロセスの開発と応用として、高度に形状・組成制御された微粒子の作製研究が大きく進展し、特にフラーレンウィスカー(ひげ結晶)の超伝導転移温度を大幅に上昇することに成功するなど、顕著な成果が得られたと評価できる。 など
	1(1)	• システム・ナノテクノロジーによる材料の機能創出として、固体表面でマクロな超伝導電流を初めて観測し、理論研究との協力によって、量子干渉の破れが起こらない量子計算のための新しい量子ビットの実現に道を拓いた。 など	• 量子計算のための新しい量子ドットの実現の可能性を見出し、量子計算分野に革新をもたらす顕著な成果が得られたと評価できる。 など
研究成果の普及及び成果の利用	1(2)	• 発信機能・対話機能・啓発機能に分類し、広報施策を効率的に推進した。一般向け広報活動をより充実するため、動画映像 30 作品を Youtube 動画サイトに掲載する等とともに、写真や動画を使ったビジュアル系ウェブサイト「材料のチカラ」を制作した。メールマガジンを平成 24 年度に計 20 回発行した。研究成果の発信と技術移転、産業界との連携・交流を促進するため、研究成果報告会の開催や展示会等を行った。全国の高校生を対象とした体験学習「サイエンスキャンプ」等の青少年向けイベントや、中高校生に対する実習教育、科学技術週間一般公開における近隣小学生 200 名のガイドツアー、中学校や科学館における出前授業、茨城県・つくば市教育委員会との連携事業、科学啓発イベント等での出張実験教室などを実施した。 など	• 良質の写真や動画を使い、研究者以外の一般の方にも分かりやすいウェブサイト「材料のチカラ」の制作や、「鮮やか実験映像」や「研究者インタビュー動画」などのYoutube 動画サイトへの投稿などの新たな広報活動を、効果的かつ効率的に推進し、特に優れた成果を挙げていると評価できる。また、平成23年度に係る業務の実績に関する評価に対応し、小中高の学生を対象とした取組や出前授業を行うなど、物質・材料科学技術に関する知識の普及に大きく貢献していると評価できる。 • 引き続き、外部への積極的な広報活動を通じ、更なる機構の研究成果の普及が期待される。 など
中核的機関としての活動	1(3)	• 出版計画に沿って、クリープデータシート 2 冊、疲労データシート資料集1冊、宇宙関連材料強度データシートとその破面写真集1冊の計5冊を発行し、国内約600件、海外約200件に発送した。データシートが改良 9Cr 鋼の日本機械学会発電用火力設備規格(2012版)の技術的根拠の基礎データとして使われた。NIMS 物質・材料データベース MatNavi では、2013 年 3 月末で登録者が 149 ヶ国、21,228 機関から 78,312 人となり、1年間で 2 割増え 11,848 人の新規ユーザ登録があった。アクセス数も増加し、毎月 150 万件前後となり 170 万件を越える月もあった。日中韓を中心にアジア材料データシンポジウムを開催し、欧米他からの参加者を含め、100 名以上の参加者があった。 など	• 長期的・継続的に行ってきたクリープ試験を確実に遂行し、データシート等の発行が着実に行われ、改良9Cr 鋼の日本機械学会発電用火力設備規格(2012 年版)の技術的根拠の基礎データとして使われるなど、顕著な成果をあげていると評価できる。また、MatNaviでは、平成23年度に引き続き1万人を越える新規ユーザの登録があり、アクセス数も継続的に増えていることは、極めて顕著な成果であると評価できる。 など
	1(3)	• 研究成果を実用化につなげるため、企業とのプレ共同研究活動を推進し、87 百万円(平成23年度66百万円)の収益を得た。この活動をベースに、更に本格的な資金受領型共同研究につなげ、713 百万円(平成 23 年度 548 百万円)の収益を得た。組織的大型連携に力を入れ、大型の共同研究とすることで、1 件当たりの受領資金の増加収益を拡大することが出来た。 など	• 研究成果を我が国の国際競争力強化に結びつけるため、企業との組織的、個別的連携、さらには会員制で企業が参加する「オープンイノベーションイニシアティブ(TIA ナノグリーン)」を一層強化する取組を積極的に実施したと評価できる。また、企業との共同研究を推進し、平成23年度を大幅に上回る収益を得たことは、顕著な成果であると評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人防災科学技術研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:岡田　義光)
目　　的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1　防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2　1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3　研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4　防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。5　防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。6　防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を派遣してその者が行う防災科学技術に関する研究開発に協力すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永　宗之助)
ホームページ	法人:http://www.bosai.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－		－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞						－	－	
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	**1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	A	A	
(1)防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	S×2 A×9	S×1 A×10	S×1 A×10	S×2 A×10	(1)防災に関する課題達成型研究開発の推進	S×1 A×3	S×1 A×3	
(2)災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	(2)防災に関する科学技術水準の向上とイノベーション創出に向けた基礎的研究成果の活用	A×3 B×1	S×1 A×3	
(3)中核機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力	A	A	A	A	(3)防災に関する研究開発の国際的な展開	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	(4)研究開発成果の社会への普及・広報活動の促進	A×2	A×2	
(1)組織の編成及び運営	A	A	A	A	(5)防災行政への貢献	S×1 A×1	A×2	
(2)業務の効率化	A	A	A	A	**2.業務運営の効率化**	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	(1)業務運営の効率化	A×6	A×6	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	(2)研究活動の高度化のための取組	A×2	A×2	
5.重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	A	A	－	－	(3) 国民からの信頼の確保・向上	A×2	A×2	
6.剰余金の使途	－	－	A		(4) 職員が能力を最大限発揮するための取組	A×3	A×3	
7.その他主務省令で定める事項	A	A	A	A	**3. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画**	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	**4.短期借入金の限度額**	－	－	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	**5.不要な財産または不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、その処分に関する計画**	－	－	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項	A	A	A		**6.重要な財産の処分等に関する計画**	－	－	
(4)情報公開	A	A	A		**7.剰余金の使途**	－	－	
(5)中期目標期間を超える債務負担	－	-	A		**8.その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項**	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 中期計画の2年度目にあたり、東日本大震災への対応を行いつつ、事業が着実に実施された。
- 東日本大震災を踏まえ、低頻度巨大地震を含めた地震ハザード評価手法や津波ハザード評価手法の高度化等が精力的に取り組まれていることは大いに評価できる。また、日本海溝海底地震津波観測網の整備が着実に進展しているとともに、実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)の長周期・長時間地震動を再現するための機能強化が計画通り進められたことは評価できる。

- 基盤的地震観測網等について、継続的な改善の取組や東日本大震災により被災した観測網の本格的な復旧等により、目標を大幅に上回る99％程度の稼働率を実現するなど、基盤的観測網の整備・共用が進められたことは大いに評価できる。
- 政府の地震調査委員会等へ、基盤的地震観測網の観測データに基づいた解析結果等、多数の資料提供が行われた。さらに、災害リスク情報をweb上で利活用するシステム「eコミュニティ・プラットフォーム」の活用が、被災地を始めとする全国の地方自治体において大幅に増加するなど、我が国の防災行政に多大な貢献をしていることは評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
防災に関する課題達成型研究開発の推進 (災害リスク情報に基づく社会防災システム研究)	1(1)	• 地震ハザード・リスク評価手法の高度化、地下構造等に関する情報の整備、地震ハザード評価手法の開発などを進めた。具体的には、地震ハザード・リスク評価に関する研究においては、平成23年度に引き続き、東日本大震災により新たに生じた課題解決に向けた検討を実施するとともに、当初から予定されていた研究課題についても着実に研究を進めた。さらに、東北地方太平洋沖地震を踏まえたハザード評価モデルの改良を全国を対象として行い、新たなモデルを提案した。また、南海トラフ等の地震についても、最大級の規模の地震を含めたハザード評価に取り組み、長周期地震動の評価など新たな知見を得た。それら情報を提供するためのシステムとして地震ハザードステーションJ-SHISの機能拡張も進め、着実に研究が進展した。 など	• 地震ハザード・リスク評価手法の高度化、地下構造等に関する情報の整備、地震ハザード評価手法の開発については、東日本大震災を契機として、海溝型巨大地震の評価に取り組むための地震モデルの改良が精力的に行われたことが、大いに評価される。 など
防災に関する科学技術水準の向上とイノベーション創出に向けた基礎的研究成果の活用 (基盤的観測網の整備・共用)	1(2)	• 回線障害に対する機能強化を継続的に図ることなどにより、地震観測網の稼働率は、高感度観測網(Hi-net)で98.6％、広帯域観測網(F-net)で98.7％、基盤強震観測網(KiK-net)で99.6％、及び強震観測網(K-NET)では99.6%と、中期計画上の目標値である95％以上を大きく上回る安定的な運用を実現している。また、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により被災した観測網の本格的な復旧を実施し、ほぼ震災前の機能を取り戻すに至った。さらに、平成24年度一次補正予算により、老朽化・故障している観測網(標茶南高感度地震観測施設(北海道)、新宮高感度地震観測施設(兵庫県)、須崎高感度地震観測施設(高知県)等)の更新の検討を進めている。 など	• 回線障害に対する機能強化を継続的に図ることなどにより、基盤的地震観測網等については、目標を大幅に上回る99％前後の稼働率を実現できたことは大いに評価できる。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震により被災した観測網の本格的な復旧により、ほぼ震災前の機能を取り戻す等、安定的な運用を継続している。安定的な観測網の運用のため、老朽化・故障した観測点の更新の検討が精力的に進められていることは高く評価できる。 など
防災行政への貢献 (国及び地方公共団体の活動への貢献)	1(5)	• 平成24年度計画に基づき、国や地方公共団体の防災行政機関等における調査研究成果の普及と活用の促進を図った。特に災害リスク情報について、地方公共団体に積極的に働きかけ、eコミュニティ・プラットフォームなどが利活用された。 など	• 国の地震調査委員会等への資料提供が極めて多数に上るとともに、東日本大震災を契機として地方自治体からの資料提供の要請が増加しており、大いに評価される。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人放射線医学総合研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：米倉　義晴）
目　　的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1　放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。2　1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3　研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4　放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5　放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。6　1に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。7　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：門永　宗之助）
ホームページ	法人：http://www.nirs.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	評価項目	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－		-	－	1．H17 年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2．H18 年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞								
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	S	S	**1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	S	A	
(1)放射線に関する研究開発等	S×7 A×21 B×1	S×4 A×25	S×6 A×23	S×2 A×6	(1)放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等	S×4 A×19	S×2 A×21	
(2)研究成果の普及及び成果の活用の促進	A	A	A	A	(2)研究成果の普及及び成果の活用の促進	A	A	
(3)研究活動関連サービス	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	(3)国際協力及び国内外の機関、大学等との連携	A	A	
2．業務運営の効率化	A	A	A	A	(4)国の中核研究機関としての機能	A	A	
(1)一般管理費の削減、業務の効率化	A	A	A	-	**2.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置**	A	A	
(2)人件費削減	A	A	A	-	(1)マネジメントの強化	S×1 A×1	A×2	
(3)給与構造改革	A	A	A	-	(2)自己点検と評価	A	A	
(4)研究組織の体制のあり方	A	A	A	A	(3)リスク管理	A	A	
(5)企画調整機能・資源配分機能の強化、組織運営・マネジメントの強化	A	A	A	A	(4)業務の効率化	A	A	
(6)効果的な評価の実施	A	A	A	A	(5) 重粒子医科学センター病院の活用と効率的運営	A	S	
(7)管理業務の効率化	B	A	A	A	(6)自己収入の確保	A	A	
(8)国際対応機能	A	A	A	-	(7)契約の適正化	A	A	
(9)緊急被ばく医療業務の効率化・適正化	A	A	A	-	(8)保有資産の見直し	A	A	
(10)研究病院の活用と効率的運営	A	A	A	A	(9)情報公開の促進	A	A	
(11)技術基盤の整備・発展	A	A	A	A	**3．予算、収支計画、資金計画**	A	A	
(12)人事制度	B	A	A	A	**4．短期借入金の限度額**	-	－	
(13)内部監査体制の充実強化	B	A	A	-	**5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、その処分に関する計画**	-	－	
3.財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	**6．重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとすると**	-	－	

					きは、その計画		
(1)外部研究資金の獲得	B	A	B	-	7.剰余金の使途	A	A
(2)自己収入の充実	A	A	A	A	8. その他業務運営に関する重要事項	A	A
(3)経費の効率化	A	A	A	A	9. 特記事項(東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故への対応)	S	A
(4)資産の活用状況	A	A	A	-			
4.予算、収支計画等	A	A	A	-			
(1)予算、収支計画、資金計画	A	A	A	-			
(2)短期借入金の限度額	A	—	—	—			
(3)剰余金の使途	A	A	A	-			
5.その他業務運営に関する事項	B	A	A	A			
(1)施設、設備の長期計画	B	A	A	A			
(2)人員について	A	A	A	-			
(3)人事について	B	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 放射線医学総合研究所(以下、研究所)は、放射線に関する医学利用研究や安全研究、東京電力福島第一原子力発電所事故の復興・復旧への対応など、放射線医科学の総合的な推進に取り組んでおり、第3期中期計画達成に向けて順調に進捗している。
- 重粒子線を用いたがん治療研究については、新規登録の患者数が著しく増加し、ハイブリッドスキャニング照射技術の開発等、世界最先端の技術を開発した。分子イメージング技術を用いた疾患診断研究については、分子プローブの開発等が進み、OpenPETの実用機開発研究等が着実に進められた。放射線安全研究については放射線リスクの低減化を目指した機構研究を着実に進め、緊急被ばく医療研究においては染色体異常を判定する手法の開発、医療関係者への研修、医療被ばくの実態調査等を実施。多様な放射線場に対応した検出器の開発等を行い、技術支援及び基盤整備も着実に進めた。
- 理事長のリーダーシップの下、福島県への支援、リスク管理への対応等を的確に行い、緊急被ばく医療支援チームを独立組織にするなど組織改編を行った。一般管理費の効率化も着実に行われ、研究所の業務運営は全体として適切になされている。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応は、状況の変化に応じた取組により貢献している。また、低線量被ばく影響研究や環境動態影響研究についても着実に進められている。なお、外部被ばく線量の推計値の一部に算出の誤りがあったことを真摯に受け止め、今後繰り返さないよう対応すべきである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
重粒子線を用いたがん治療研究	1(1)	• ハイブリッドスキャニング照射技術と品質保証(QA)手法を確立、臨床応用へ向けた性能検証を行い、当該技術を9月から使用している。 • 呼吸移動性臓器への3次元スキャニング照射へ向け、高速スキャニング照射を中心とする治療手順を確立し、性能検証を行い、呼吸移動性臓器へのスキャニング治療の臨床試験を準備した。 など	• 次世代重粒子線がん治療システムの開発研究において新技術の導入が順調に進み患者数の増加に貢献し、特に、ハイブリッドスキャニング照射技術を治療照射に適用することにより、患者の負担を軽減することに成功した。また、世界最先端の技術である、呼吸移動性臓器へのスキャニング治療等を開発したことも高く評価できる。この他、周辺技術の開発も含め、技術開発の成果を治療実績へと結びつける取組について、今後に大いに期待でき、高く評価できる。 など
重粒子医科学センター病院の活用と効率的運営	2(5)	• 職員の努力により新治療研究棟での治療をE室に加えF室に拡大し9月から治療を開始した。その結果、平成24年度の重粒子線治療件数は前年度より186件増、先進医療件数は187件の増となり自己収入も大幅に増加している。 など	• 重粒子医科学センター病院の活用と効率的運営として、特に重粒子線がん治療の社会的な認知も高まっていることから、先進医療件数が増加(+187件増)と治療実績は伸びており、計画は着実に実施されており、計画は達成されていると判断できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人国立美術館（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：青柳　正規）
目　　的	美術館を設置して、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1　美術館を設置すること。2　美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3　2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4　2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5　2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	文化分科会（分科会長：前田　富士男）
ホームページ	法　　人：http://www.artmuseums.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第２期中期目標期間	評価項目	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1．Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｆの５段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第２節１（２）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	**1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**	A	A	
(1)美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開	A	A	A	A	(1)美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開	A	A	
(2)ナショナルコレクションの形成・継承	A	A	A	A	(2)我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示しうるナショナルコレクションの形成・継承	A	A	
(3)ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化	A	A	A	A	(3)我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	**2.業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**	A	A	
(1)業務の効率化の状況	A	A	A	－－	(1)業務の効率化の状況	A	A	
3.財務、人事、施設整備に関する目標	A	A	A	A	(2)給与水準の適正化等	A	A	
(1)財務の状況	A	A	A	－	(3)内部統制	A	A	
(2)短期借入金の限度額	A	A	A	－	(4)情報安全	A	A	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	A	A	A	－	**3.財務、人事、施設整備に関する目標を達成するためにとるべき措置**	A	A	
(4)剰余金の使途	A	A	A	－	(1)財務の状況	A	A	
(5)人事の状況	B	A	A	－	(2)人事の状況	A	B	
(6)施設整備の状況	A	A	A	－				
(7)関連公益法人	A	A	A	－				

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- 第3期の中期計画に向けて、事務・事業運営が計画通り実施されていることは、高く評価できる。
- 美術振興のナショナルセンターとして、充実した企画展・所蔵品展を実現するとともに、多角的な美術情報の発信を実行し、一定の成果を上げている。
- 業務運営の効率化等の面でも着実な実績を上げており、来館者へのサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。しかし、我が国の文化的感性の涵養を担うべき本法人が人件費の抑制により人材育成に停滞を招いている事態は、早急な検討が必要である。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開	1(1)	• 所蔵作品展の実績 （単位：人、％） 年度 / 平成 23 / 24 目標数 / 689,000 / 697,000 入館者数 / 864,514 / 777,106 目標達成率 / 125.5 / 111.5	• 国立美術館全体として、計画どおり所蔵作品展、企画展、上映会を開催するとともに、質の高い展覧会を実施しており、ナショナルセンターの活動としては、評価できる。 • 上映会については、目標入館者数に及ばなかった。映画史的に価値が高いものの、これまで紹介されることのなかった知名度の低い作品も多く含まれていたため、集客力が必ずしも大きくなかったと考えられる。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
• 企画展の実績
【企画展】
（単位：人、％）
<table>
<tr><th>年度</th><th>平成 23</th><th>24</th></tr>
<tr><td>目標数</td><td>1,926,600</td><td>2,295,000</td></tr>
<tr><td>入館者数</td><td>2,566,205</td><td>2,559,604</td></tr>
<tr><td>目標達成率</td><td>133.2</td><td>111.5</td></tr>
</table>
【上映会】
（単位：人、％）
<table>
<tr><th>年度</th><th>平成 23</th><th>24</th></tr>
<tr><td>目標数</td><td>99,000</td><td>97,500</td></tr>
<tr><td>入館者数</td><td>105,163</td><td>89,905</td></tr>
<tr><td>目標達成率</td><td>106.2</td><td>92.2</td></tr>
</table>
【展覧会】
（単位：人、％）
<table>
<tr><th>年度</th><th>平成 23</th><th>24</th></tr>
<tr><td>目標数</td><td>13,500</td><td>11,500</td></tr>
<tr><td>入館者数</td><td>17,301</td><td>15,612</td></tr>
<tr><td>目標達成率</td><td>128.2</td><td>135.8</td></tr>
</table>
など
</td>
<td>
• 展覧会・上映会によっては、目標を達していないものがあることから、今後のマスコミとの共催展の開催方法及び広報活動について等一層の検討を求めたい。
など
</td>
</tr>
<tr>
<td>我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示しうるナショナルコレクションの形成・継承</td>
<td>1(2)</td>
<td>
• 東京国立近代美術館では、本館の2つの収蔵庫は共に収蔵率約 125％となっており所蔵作品展展示と作品貸与により作品が庫外に出ていること、3 つの外部倉庫を借りることで最低限のやりくりが成り立っているが、将来的には外部に収蔵庫を設け、民間倉庫借り上げの費用的、業務的負担を軽減することが望ましい。また、工芸館の収蔵庫4室及び一時保管庫として活用している荷解き室についても狭隘化が急激に進行している。
• 京都国立近代美術館では、収蔵庫等の狭隘状態は慢性化しているため、新たな収蔵場所の確保を検討する。
• 国立国際美術館では、既に収蔵率が実質100％以上となっており、引き続き新たな収納ケースの整備、作品梱包の工夫、汚損した額縁の破棄などにより、適切な保存環境を整備する。
など
</td>
<td>
• 収蔵品の保管・管理については、適切な温湿度管理・定期点検とともに、随時、施設の改修工事等を実施することにより、安全な保管・管理が実施されている。
• 収蔵庫等の施設は、年々増加する所蔵品を工夫しながら管理を行っているが、ナショナルセンターとしての機能を損なうことがないよう、早急に新たな保管施設の確保と収蔵品の保管環境の改善に取り組む必要がある。
など
</td>
</tr>
<tr>
<td>人事の状況</td>
<td>3(2)</td>
<td>
• 常勤職員の削減状況
（単位：人）
<table>
<tr><th>年度</th><th>平成 22</th><th>23</th><th>24</th></tr>
<tr><td>職員数</td><td>114</td><td>113</td><td>103</td></tr>
</table>
• 常勤職員、任期付職員の計画的採用状況
（単位：人）
<table>
<tr><th>年度</th><th>平成 22</th><th>23</th><th>24</th></tr>
<tr><td>常勤職員</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td></tr>
<tr><td>任期付職員</td><td>0</td><td>1</td><td>4</td></tr>
</table>
など
</td>
<td>
• 人事計画に則しているものの、文化行政の中核を担う人事計画若くは人事管理として、常勤職員の削減は、もはや限界状況に達しており、国際的水準にてらしても、およそ適切とは言いがたい。
ナショナルセンターとして、継続的に業務運営を実施していくためには、常勤職員の補充及び人材育成が必須であり、改善に努めるべきである。
など
</td>
</tr>
</table>

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。（文部科学省所管法人共通）

法 人 名	独立行政法人国立文化財機構（平成 19 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：佐々木　丞平）
目　　的	博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1　博物館を設置すること。2　有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3　前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。4　第一号の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。5　文化財に関する調査及び研究を行うこと。6　前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 7　文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。8　第二号、第三号及び前三号の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設（次号において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。9　第二号、第三号及び第五号から第七号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。10　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	文化分科会（分科会長：前田　富士男）
ホームページ	法人：http://www.nich.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第２期中期目標期間	評価項目	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第２節１（２）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4．法人は平成 19 年4月に（独）国立博物館と（独）文化財研究所との統合により発足している。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
＜項目別評価＞					＜項目別評価＞			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	**1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**	A	A	
(1)歴史・伝統文化の保存と承継の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承	A	A	A	A	(1)歴史・伝統文化の保存と承継の中核的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承	A	A	
(2)文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信	A	A	A	A	(2)文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信	A	A	
(3)我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与	A	A	A	A	(3)我が国における博物館の中核として博物館活動全体の活性化に寄与	A	A	
(4)文化財に関する調査及び研究の推進	A	A	A	A	(4)文化財に関する調査及び研究の推進	A	A	
(5)文化財の保存・修復に関する国際協力の推進	A	A	A	A	(5)文化財保護に関する国際協力の推進	A	A	
(6)情報発信機能の強化	A	A	A	A	(6)情報資料の収集・整備及び調査研究成果の発信	A	A	
(7)地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	A	A	A	A	(7)地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	**2.業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**	A	A	
3.財務・人事	A	A	A	A	**3.財務・人事**	A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- 国立文化財機構は、調査研究、保存、展示、教育、国際協力等の多角的事業を展開し、日本文化の国内外の発信に努め、国民の文化向上に資するとともに、国際親善に貢献し、国の文化財保護政策におけるナショナルセンターとしての機能を果たしていると評価できる。
- 展示・研究業務は充実し、保存修復事業と合わせて、我が国文化事業の推進役としての機能は十二分に発揮されていると認められる。
- 後継者養成事業や啓蒙的な普及・教育事業、並びに広報事業は効率的でインパクトのある活動が展開されたことは、評価できる。
- 業務運営面では、厳しい経済的条件の下で、各機関本来の機能を向上させながら、業務の効率化が図られている。

(2)項目別評価

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>(1との関連)</th><th>独立行政法人の業務実績</th><th>府省評価委員会による評価結果等</th></tr>
<tr><td>文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信</td><td>1(2)</td><td>• 平常展の来館者数
<table><tr><th></th><th>来館者数</th><th>定量的評価</th></tr><tr><td>東京国立博物館</td><td>416,430</td><td>A</td></tr><tr><td>京都国立博物館</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>奈良国立博物館</td><td>145,914</td><td>A</td></tr><tr><td>九州国立博物館</td><td>460,525</td><td>A</td></tr><tr><td>合　計</td><td>1,022,869</td><td></td></tr></table>(注)定量的評価は、年度計画(22 年度末の大震災の影響を勘案し、前中期計画期間の年度平均の確保を目指す)による。
など</td><td>• 展覧事業は計画どおり実施された。平常展の入館者数は、各館とも目標入館者数を上回った事は評価できる。平常展示の充実は、博物館として本来あるべき姿を追求するものであり、今後も創意工夫の下に一層の充実を図られたい。</td></tr>
<tr><td>我が国における博物館の中核として博物館活動全体の活性化に寄与</td><td>1(3)</td><td>• 研修プログラムに関する取組として、特定非営利活動法人文化財保存支援機構が主催する専門家セミナーに東京国立博物館が共催し、「文化財保存修復専門家養成実践セミナー・レベルⅠ」を開催した。東京国立博物館は講師・プログラムの選定、及びセミナー会場・修理施設・展示施設の提供を行った。本セミナーは、社会で活動している文化財保存修復専門家及び専門家を目指す学生を対象とし、国内外で活躍できる高度な能力を持つ専門家を育成するために、基礎能力の格段の向上を目指すものであり、参加者は 34 名であった。
など</td><td>• 保存科学・修理技術関係者を対象とした研修プログラムを実施し、文化財の保存に関わる人材育成に努め、ナショナルセンターとしての役割が十分果たされていると評価できる。ただし、本格的な後継者養成事業とするにはあまりに予算不足である。後継者養成を博物館事業の根幹に据えるかどうかは、将来戦略との関わりの中で判断されるべきであろう。
など</td></tr>
<tr><td>業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</td><td>2</td><td>• 随意契約については、各施設への分任契約担当役の設置や修理契約委員会及び契約監視委員会の適切な実施等を行った結果、平成 24 年度実績で、競争性のない随意契約の件数(代替性がない文化財購入を除く。)は 57 件、合計金額は 316,739 千円であり、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)の目標件数及び金額を達成している。
• 競争性のある契約については、平成 24 年度実績で、一者応札・応募となった契約は 74 件、合計金額は 3,115,671 千円であり、20 年度実績の 65 件、738,860 千円と比較して増加した。その原因の 1 つは、文化財修理といった、企画競争を行っても応募者が少ない案件の存在である。こうした案件は、文化財保護の観点から契約条件の見直しは難しいため、公告期間を原則20日以上とすることで、より多くの競争参加者の確保に努めている。
など</td><td>• 随意契約については、「随意契約等見直し計画」の進捗状況や具体的取組状況は適切と判断する。なお、競争性のある契約の実績金額が着実に増加していることは評価できる。しかしながら、文化財を取り扱う特殊な分野であることをかんがみると、随意契約が最良の選択となり得る場合があることにも留意すべきである。
• 競争性のある契約については、一者応札・応募の原因は把握されてはいるが、改善方策が公告期間の延長のみであるため、さらなる検討が必要である。
• 業務運営は予定どおりに効率化を進めており、評価できる。しかしながら、効率化自体が博物館事業・研究所事業の健全な運営を圧迫しつつある現状が少なからず認められるので、総予算の削減については、もはや限界に達したと考えられる。
など</td></tr>
<tr><td>財務・人事</td><td>3</td><td>• 専門スタッフについては、適材適所の配置を行っており、OJT などを通じてその専門性をさらに高めている。また、高度の専門的知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが必要と認められる業務に従事する者を確保する仕組みとして、任期付専門員制度を既に導入しているが、さらに柔軟かつ多様な人材の確保を可能とするため、任期付専門職員制度の導入について検討を行い、より計画的に専門人材の人員確保が可能となる体制を確立した。
など</td><td>• 任期付職員の採用、外部委託等により、限られた職員数で人事配置を進めていることは評価できる。
• しかしながら、これ以上の人員削減や人件費の圧縮は法人本来の中核的な業務にも影響が生じることにるため、人事制度の見直しが望まれる。
など</td></tr>
</table>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人教員研修センター（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：遠藤　純一郎）
目　　的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1　校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。2　学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	初等中等教育分科会（分科会長：岩井　雄一）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.nctd.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第3期中期目標期間	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1．国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学校教育関係職員に対する研修の実施状況	A	A	A	A	A	A	
(2)学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導・助言・援助の実施状況	A	A	A	A	A	A	
(3)都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関する内容・方法等の情報の収集・蓄積と活用	A	A	A	A	A	A	
2．業務運営の効率化	B	A	A	A	A	A	
(1)経費等の縮減・効率化の達成状況及び契約の見直し状況	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の点検・評価の実施状況	C	A	A	A	A	A	
(3)情報セキュリティの確保					A	A	
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4．短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	A	
5．重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	－	－	
6．剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7．その他主務省令で定めた業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)適正配置等による人員の抑制と人件費の削減状況等	A	A	A	A	A	A	
(3)内部統制の充実・強化					A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 適切なプログラムを提供し、かつ、学校現場の現状を踏まえて研修を受講しやすい時期に設定している。教員研修のナショナルセンターとして、着実に事業を実施し、多くの成果を挙げている。
- 研修を直接受講できない教員の参考に供し、さらに国民一般の理解・支持を得るため、研修内容の公開を進めることが、これまでの課題とされてきたが、教材・講義内容のインターネット活用による公開を図ったことで、ホームページ上の研修教材等へのアクセス数が増加したことは高く評価できる。
- 平成24年度は第4期中期目標を達成するための2年目として、これまでの実績・課題を踏まえながら、漸進的な業務運営がなされ、契約方法の見直しなどを通して、一般管理費及び業務経費とも削減目標を達成しており、経費削減・効率化も図られている。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学校教育関係職員に対する研修の実施状況	1(1)	• センターでは、中期計画及び年度計画に基づき、平成24事業年度に実施すべきとされた以下の区分による21研修について、全て実施し、年間の受講者数は、約7，900人であった。 • 平成24年度においては、実施すべきとされた地方公共団体からの委託を受けて実施している研修（委託研修）を除き、全ての研修（16研修）において、計画に定める受講者数の85％以上の参加者を得た。 など	• 学校経営、喫緊の重要課題、委託等による例外的研修を、中期計画どおり実施していることは評価できる。 • 委託研修を除く全ての研修において、受講者の参加率は85％以上であり、目標を達成している。 など

学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導・助言・援助の実施状況	1(2)	• 「学校教育の情報化指導者養成研修」の事前研修用e ラーニング教材（動画教材及び理解度確認テスト）を受講予定者に配信した。 • インターネット上にソーシャルネットワークサービス（SNS）機能を構築し、平成24年度教職員等中央研修（第4回中堅教員研修）受講修了者（192 名）に対し、受講者間の学校運営の取組等に関する情報交換の場を提供した。 など	• 事前研修用にeラーニング教材を配信し、ＳＮＳによる受講者間の情報交換の場の提供など、インターネットを活用した研修の充実が図られている。など • センターホームページ上の研修支援情報へのアクセス数が24 年度は飛躍的に増加し、受講者、受講予定者のみならず、広く学校教育関係者に研修情報を提供していることは高く評価できる。 など
都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関する内容・方法等の情報の収集・蓄積と活用	1(3)	• 各都道府県・指定都市教育（研修）センター等において、研修の企画立案や教材を作成するための参考となるよう、各地で研修用に作成した教材等のホームページ公開情報を収集し、その一覧を当センターホームページにて情報提供した。平成24年度に、キーワード検索等を容易に行えるようにし、一層活用しやすいものに改善した。 など	• 各都道府県・指定都市教育（研修）センター等において作成した教材等を共通の情報として活用する手立てを講じることはナショナルセンターとして重要であり、期待される役割を果たしていると判断できる。 など
経費等の縮減・効率化の達成状況及び契約の見直し状況	2(1)	• 経費等の縮減・効率化に向けて、年度計画に掲げた事項を踏まえ、以下の契約方法の見直しを行うことなどにより、経費節減・効率化が図られ、一般管理費及び業務経費とも削減目標を達成した。 • 平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき策定した随意契約等見直し計画に沿って、一般競争入札の範囲拡大等の契約方法の見直しを着実に実施した。 など	• 諸経費の節減・効率化については、様々な工夫により目標を達成したことは高く評価できる。 • 契約の適正化について、随意契約の見直しは、目標を達成するとともに、競争性を求める観点からはほぼ限界に達したものと考えられる。この間多くの努力がなされたものと評価できる。 など
業務運営の点検・評価の実施の実施状況	2(2)	• 中期目標の達成に向け、法人内部に自己点検・評価委員会を設置するとともに、日々の業務において不断に業務を見直し、業務運営の改善を図った。 など	• 外部委員6人、内部委員6人による自己点検・評価委員会を設置し、業務運営の改善を着実に促進してきた。センターの果たしてきた役割・実績について、関係者にとどまらず、国民一般に理解・支持を広めていくために、センターホームページで研修修了者の成果活用の具体例について掲載したことは重要である。　など
情報セキュリティの確保	2(3)	• 研修生用パソコンのOSの更新、宿泊予約システムの改修を行うとともに、次年度のシステム改修の計画策定に着手した。また、クラウドの利用など、今後のセンター全体の情報システム計画の策定や、その計画を踏まえた情報セキュリティの見直しに着手した。 など	• 情報システムの設計管理について、研修生用パソコンのOSの更新、宿泊予約システムの改修、クラウドの利用など、具体策を持って取り組んでいることは高く評価できる。 など

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。（文部科学省所管法人共通）

法 人 名	独立行政法人科学技術振興機構(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中村　道治)
目　　的	新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1　新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2　企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。3　1及び2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。4　新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。5　内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。6　科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、研究者の交流を促進するための業務等を行うこと。7　5及び6に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く。)。8　科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永　宗之助)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人:http://www.jst.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間(平成 24 年4月1日～平成 29 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第2期中期目標期間
＜総合評価＞	－	－	－	－	－
＜項目別評価＞					
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A
(1)新技術の創出に資する研究	S×1 A×3	S×2 A×1	S×1 A×4	S×1 A×3	S×2 A×4
(2)新技術の企業化開発	A×5	A×8	S×1 A×2	S×2	S×1 A×1
(3)科学技術情報の流通促進	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2
(4)科学技術に関する研究・開発に係る交流支援	S×1 A×3	S×1 A×4	S×1 A×3	S×2 A×1	S×1 A×4
(5)科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×2 A×1
(6)関係行政機関の委託等による事業の推進	A	A	A	A	A
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A
(1)組織の編成及び運営	S	A	A	A	A
(2)事業費及び一般管理費の効率化	A	A	A	A	A
(3)人件費の抑制	A	A	A	A	A
(4)業務・システムの最適化	A	A	A	A	A
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－
5. 重要な財産の譲渡等	A	A	A	A	A
6. 剰余金の使途	－	－	－	A	A
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A

評価項目	H24 年度
＜総合評価＞	－
＜項目別評価＞	
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	S
(1)科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化	A×2
(2)科学技術イノベーションの創出	
(a)科学技術イノベーション創出の推進	S×2 A×3
(b)科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成	S×1 A×2
3. その他行政等のために必要な業務	A
2.業務運営の効率化	A
(1)組織の編成及び運営	A
(2)業務の合理化・効率化	A
(3)財務内容の改善	A
3. 予算、収支計画及び資金計画	A
4. 短期借入金の限度額	－
5. 重要な財産の譲渡等	－
6. 剰余金の使途	－
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A

備考

1. S、A、B、C、Fの5段階評価。
2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 24 年度においても、独立行政法人科学技術振興機構の行う業務は、中期計画通り順調に進捗し、科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進及びそのための基盤形成の促進に大きく貢献している。特に、国際的に高い水準の研究成果を継続的に生み出す研究支援の実績に加え、研究主監(プログラムディレクター)会議の活性化等のマネジメント改革を着実に実施していることを評価する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
科学技術イノベーションの創出	1(2)(a)	• 本年度より CREST、さきがけ、ERATO の制度全体の運営方針や改革の立案を担う研究主監(プログラムディレクター;PD)会議を活性化(月 1 回以上の開催)。 • 研究総括(PO)に対して、イノベーション創出を強く意識したマネジメントの実施を求めた。PO の役割・研究領域の運営指針を改正し、PO の依頼文書に PO が研究課題の課題採択・評価・予算配分を決定する権限を持つこと及び戦略目標達成へ向けた研究領域の構想実現を目指す責務があることを明示した。PD-PO 意見交換会の実施により、上記の依頼文書にも明示している事業趣旨や PO の役割等について認識・方向性を共有化した。 • 新規研究領域設定に関し、機構の戦略研究推進部と研究主監会議が、文部科学省との情報・意見交換も行いつつ最適な研究領域・研究総括の選定に向けた調査・検討を行うとともに、機構の研究開発戦略センター(CRDS)の職員が上記調査に参加する等、CRDS とより密接に情報・意見交換を行った。これらの結果として戦略目標達成に向けた適切な研究領域を設定し、研究領域の特性等を活かした資源配分の最適化が実現した。 など	• 研究主監会議の活性化によってイノベーション指向にマネジメント体制を強化する等の制度改革を実行するなど、特に優れた実績を挙げていることから評定をSとする。 • なお、今年度に取り組んだ研究課題の選考基準の見直し、研究総括(プログラムオフィサー:PO)の役割・責任の見直しと明確化、PD-PO 意見交換会の新規開催等の制度改革によって、イノベーション創出に向け、PD-PO-研究代表者(プリンシパルインベスティゲーター:PI)という仕組みを通じた一層効果的なマネジメントの発揮が期待される。今後も引き続きこの取組を強化し、マネジメント改革の浸透・定着に努めるとともに、一定の期間が経過した後にマネジメントの結果を確認していく必要がある。 など
科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成	1(2)(b)	• 平成 24 年度の情報事業では、科学技術情報連携・流通促進事業において、ReaD&Researchmap と e-Rad の連携、J-GLOBAL 正式版のリリース、J-STAGE3 のリリースにつき既存サービスの新たな展開を実施した。また、ジャパンリンクセンターを立ち上げ JaLC DOI(Digital Object Identifier)の付与を開始した。これらのサービスを開始したことで、論文情報・研究者情報・機関情報・特許情報など科学技術基本情報の、機関又は領域を越えたデータ連携が可能となり、オープンイノベーションにつながる新しい知識インフラ構築に向けた基盤を確立した。 • ライフサイエンスデータベース統合推進事業では、ヒトに関するデータベースの幅広い公開・利用に取り組んでおり、ヒトに関するデータの公開・共有に向け、外部有識者で構成される分科会で検討を経て、国内に先駆けてガイドラインを策定した。 • 文献情報提供サービスについては、移行作業と並行しながらの業務運営にもかかわらず、平成24年度の当期損益の実績は、4ヵ年連続での単年度黒字を達成する 310 百万円を計上。民間移行に伴い計上したソフトウェア、情報資産の除却に伴う臨時損失、及び移行関連の経費支出を控除すれば、前年の340百万円を上回った。さらに、民間移行に伴うリスク要因を織り込んで作成された経営改善計画の目標値211百万円を、円滑な移行を行ったことにより大幅に上回ることができ、経営改善計画の計画値以上の累積欠損金の縮減を達成した。 など	• J-STAGE3、J-GLOBAL の正式版へのサービス移行、e-Rad と ReaD&Researchmap の連携実現、日本では初の DOI 登録機関となるジャパンリンクセンターを立ち上げて、JaLC DOI(Digital Object Identifier)の登録機能開発と付与を開始したことなどにより、科学技術基本情報の、機関又は領域を越えたデータ連携が可能となり、オープンイノベーションにつながる新しい知識インフラ構築に向けた基盤を確立しており、特に優れた実績を上げていることから評定をSとする。 • 今後、これらの利活用状況をしっかりと確認して更なる利便性向上につなげていく必要がある。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人日本学術振興会(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:安西　祐一郎)
目　　的	学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1　学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。2　優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。3　海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。4　学術の応用に関する研究を行うこと。5　学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。6　学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。7　4及び6に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。8　学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永　宗之助)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人:http://www.jsps.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務	A	A	A	A	A	A	
(1)総合的事項	S×1 A×7	S×1 A×7	A×2	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	
(2)学術研究の助成	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×2	
(3)研究者の養成	S×1 A×11	S×1 A×8	S×2 A×4	S×3 A×3	S×3 A×3	S×3 A×3	
(4)学術に関する国際交流の促進	A×7	A×7	A×5	A×5	A×5	A×5	
(5)学術の応用に関する研究の実施	A	A	A	A	A	A	
(6)学術の社会的連携・協力の推進	A	A	A	A	A	A	
(7)国の助成事業に関する審査・評価の実施	A	A	A	S	S	S	
(8)調査・研究の実施	A	A	A	A	A	A	
(9)情報提供及び成果の活用	A	A	A	A	A	A	
(10)前各号に付帯する業務	A×3	A×3	A	A	A	A	
(11)平成 21 年度補正予算(第1号)に係る業務		S×2 A×1	S×2 A×2	A×4	A×3	S×1 A×3	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A						
(2)職員の能力に応じた人員配置	A						
(3)省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組							
(4)情報インフラの整備	A×2						
(5)外部委託の促進	A						
(6)随意契約の見直し及び監査の適正化	A						
(7)決算情報・セグメント情報の公表	A						
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	－	－	
6. 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	－	－	－	－	－	－	
(1)施設・整備に関する計画	－	－	－	－	－	－	
(2)人事に関する計画	A	A×2	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項	－	－	－	－	－	－	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期の中期計画の最終年度として業務が順調に進捗し、学術研究を推進する研究者が最適な研究環境の中で研究に専念できるよう、学術の特性に配慮した体制を整備し、研究者の意見を積極的に取り入れるなど、我が国の学術研究を支えるファンディングエージェンシーとしての責任を十分果たしている。
- 科学研究費助成事業については、新たに 2 種目に一部基金化を実施し、合わせて 5 種目が基金対象種目となり、会計年度にとらわれない柔軟な執行が可能となる研究費を着実に拡大している。また、科学技術・学術審議会での審議を踏まえ、国際情報発信力強化に向けた電子化・国際化等、ジャーナルの改善に関する取組を助成する仕組みを学術システム研究センターにおいて検討

し、その結果を速やかに平成25年度公募に反映させ、新たな制度として「国際情報発信強化」を立ち上げ、優れた研究成果の公的流通の更なる促進に寄与している。
- 研究者の養成については、特別研究員（DC）について、新規採用数を大幅拡充するとともに、特別研究員の審査領域に新たに「総合」領域を創設し、領域横断的な研究に対する審査体制を充実させる等、研究現場のニーズを踏まえた取組を推進している。また、少子化が顕著に見られる日本社会にとって、女性研究者の重視、並びに増加は、推進すべき課題であり、特別研究員（RPD）の拡充は、男女共同参画への高い効果が期待される。
- 国の助成事業に関する審査・評価の実施については、振興会の優れた審査・評価機能を積極的に活用し、既存の7事業に加えて新たに「卓越した大学院拠点形成支援補助金」及び「グローバル人材育成推進事業」の審査・評価等業務を行う等、着実に実施することで、大学等における教育研究活動をより活性化し、我が国の学術研究の振興において非常に重要な役割を果たしている。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学術研究の助成	1 （2）	• 平成 24 年度には、すでに基金化している基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（B）に加え、基盤研究（B）、若手研究（A）について一部基金化を実施し、会計年度にとらわれない、研究の進捗状況に応じた研究費の前倒し又は次年度使用など、柔軟な執行を可能とした。 • 事業説明会を開催（平成 24 年度に 76 回）し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について、これまでの実地検査で把握した事例の周知を含めた注意喚起・助言等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促すとともに、文部科学省と連携して実地検査（67 機関）を行っている。 など	• 平成 24 年度には、新たに2種目に一部基金化を実施し、平成 23 年度に基金化した3種目と合わせて 5 種目が基金対象種目となり、これらの種目については、会計年度にとらわれず、研究の進捗状況に応じた前倒し使用や次年度使用など弾力的な使用が可能となっており、研究現場の要望等を踏まえた取組として高く評価できる。 • 事業説明会を 76 回（昨年度より 6 回増加）開催し、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について、これまでの実地検査で把握した事例の周知を含めた注意喚起・助言等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促すとともに、文部科学省と連携して実地検査（67 機関（昨年度より 1 機関増加））を行い不正の防止に努めていることは評価できる。今後も引き続き、実地検査を充実するとともに、事業説明会等を通じて多くの研究機関に対して実地検査で把握した事例を周知し、浸透を図るなどの取組が望まれる。 など
研究者の養成	1 （3）	• 平成 24 年度の支援対象の特別研究員（DC,PD,グローバル COE）に対して、円滑に研究奨励金を支給した。平成 24 年度中の採用数：特別研究員（DC,PD,グローバル COE） 5,662 人（うち新規数 2,454 人） • 特別研究員(DC)については、平成 24 年度新規採用数を平成 23 年度に対し 227 人増員。 • 平成 24 年度申請・採用状況について、これまでの領域別に加え男女別の人数をホームページで公表した。 など	• 特別研究員（DC）については、フェローシップ等の博士課程学生に対する経済支援の大幅強化を規定した第 4 期科学技術基本計画を踏まえ、平成 24 年度新規採用数について、平成 23 年度に対し 227 人の大幅増員を行っており、我が国の将来を担う創造性に富んだ研究者を養成・確保する観点から評価できる。 • 特に自然科学系の女性研究者の比率を将来的に高くするよう、女性の申請者の増加を促すような取組などについても更に検討する必要がある。 など
国の助成事業に関する審査・評価の実施	1 （7）	• 卓越した大学院拠点形成支援補助金：文部科学省が選定した 24 大学・78 専攻等について、同省の事業実施要領で示された審査方針に従い、事業委員会を設けて各専攻等の卓越性の程度を審査。 • グローバル人材育成推進事業：平成 24 年 4 月にグローバル人材育成推進事業プログラム委員会を開催し、審査要項等を決定の上、平成 24 年 6 月に国公私立大学から、タイプ A（全学推進型）41 件、タイプ B（特色型）111 件の申請を受け付け、審査部会による審査を開始。審査部会においては、客観的で公平・公正な第三者評価による審査を、書面審査及びヒアリング審査の二段階で実施し、平成 24 年 9 月に開催したグローバル人材育成推進事業プログラム委員会において、タイプ A については 11 件、タイプ B については 31 件のプログラムを選定。 など	• 日本学術振興会の有する審査、評価に関する知見を活かし、学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うことについて、第 2 期中期目標期間において「21 世紀 COE プログラム」「グローバル COE プログラム」等について実施してきたところであるが、平成 24 年度においては、さらにそれらに加え、新たに「卓越した大学院拠点形成支援補助金」及び「グローバル人材育成推進事業」について審査・評価等を行ったことは評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。（文部科学省所管法人共通）

法 人 名	独立行政法人理化学研究所（平成 15 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：野依　良治）
目　　的	科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1　科学技術に関する試験及び研究を行うこと。2　1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3　研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。4　科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：門永　宗之助）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.riken.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第3期中期 目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1．国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の質の向上	A	A	A	S	A	A	
(1)先端的融合研究	A	A	S	A	A	S	
(2)戦略的・重点的な研究開発	S	S	S	S	S	S	
(3)最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究	A	A	A	S	S	A	
(4)研究環境の整備・研究成果の社会還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	A	A	A	A	A	A	
(5)適切な事業運営に向けた取組	A	B	A	A	A	A	
2．業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)研究資源配分の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)研究資源活用の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)総人件費改革への取組	A	A	A	A		A	
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4．短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5．重要な財産の処分・担保の計画	－	A	A	A	A	A	
6．剰余金の使途	－	－	A	A	A	A	
7．その他	A	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 平成24年度においては、全体として、わが国の研究開発機能の重要な担い手の一つとして、国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発、最高水準の研究基盤の整備と共用などの使命を十分に果たしてきたものと認められる。
- 新領域開拓のための先端的融合研究の推進については、マルチフェロイック物質におけるスキルミオン格子の直接観測などの顕著な成果を挙げ、着実に領域を育成、発展させ、第3期中期目標期間に設立された創発物性科学研究センター、環境資源科学研究センターなど戦略的な研究開発を行うセンターの創設につなげるなどの成果をあげてきた。これを踏まえ、第3期中期目標期間に向けて、基幹研究所が担っていた先端的融合研究の推進を通じ新領域を開拓する機能を全センターに展開すべく、体制刷新を行ったことを評価する。
- 戦略的・重点的な研究開発については、世界初となるiPS細胞による再生医療（加齢黄斑変性治療）の実現に向け、臨床研究の実施計画を厚生労働省に申請したことや、悪性度の高い白血病症例に強い治療効果を示す化合物の同定など、世界的にも注目される顕著な成果を多数挙げてきたことを評価する。
- 最先端の研究基盤の構築・運用については、113番元素の3例目を生成、観測し、日本初・アジア初の元素命名権の獲得に向け大きく前進したこと 、日本の技術を結集し平成23年度に完成したX線自由電子レーザー（XFEL）施設SACLAが、有用性の高い「コンパクトXFEL」として世界中に波及する状況を生み出すなど高い成果を挙げていることや、他の既存研究基盤も含め安定した運用を行い、科学技術の発展に貢献していることを評価する。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
先端的融合研究	1(1)	• マルチフェロイック物質におけるスキルミオン格子の観測は世界初であり、電場による磁気情報操作技術の開発に展望が開けた（Science 336 号発表）。 など	• Nature,Science 等、世界でも著名な雑誌への論文の投稿を数多く行っており、当該研究分野の発展に大きく貢献しているという観点から、高く評価できる。 など
戦略的・重点的な研究開発	1(2)	• 世界初となる iPS 細胞を用いた再生医療（加齢黄斑変性治療）の実現に向けて、来年度の臨床研究開始を目指し、高橋 政代プロジェクトリーダー（網膜再生医療研究開発プロジェクト）を中心とする研究担当	• 世界初となる iPS 細胞の再生医療研究の実現に貢献している点は高く評価できる。加齢黄斑変性患者のためのより大きな治療効果を望める一般的な治療法に

		の理研及び実施病院を抱える先端医療振興財団の各倫理委員会における承認を経て、臨床研究の実施計画を厚生労働省に申請した(平成 25 年 2 月 28 日)。 • 白血病再発の主原因である「白血病幹細胞」を発見した。「白血病幹細胞」特異的分子を発見し、その分子を標的とした低分子化合物 RK-20449 を同定し、悪性度の高い白血病症例に強い治療効果を示すことを、白血病ヒト化マウスを用いて確認した。(Sci. Trans. Med. 2013)。 など	発展することが期待される。 • 白血病再発を乗り越える新たな治療薬として悪性度の高い白血病症例のの患者を救済する可能性を期待される化合物を同定したことは、科学的にも社会的にも大きな意義をもつ成果であり、高く評価できる。 など
最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究	1(3)	• 113 番元素の 3 例目を生成、観測することに成功した。平成 16 年及び平成 17 年に観測された 2 例と異なり、3 例目は連続した 6 回のアルファ崩壊が既知核につながっている事象を観測したことから、新元素発見を「確定」させる黄金事象ともいうべきものであり、日本初・アジア初の元素への命名権獲得に向けて大きく前進した。 • 日本発「コンパクト XFEL」SACLA の有用性が世界に認められ(NaturePhotonics, 2012 年 6 月)、スイス、韓国等諸外国でのコンパクト XFEL 建設が広がっている。 など	• 113番元素の生成・観測の成功は、日本初の元素の命名権が大きな注目を集める成功として、高く評価できる。 • コンパクト XFEL という日本の技術の結集が世界に認められ且つ世界中に波及している実績は、我が国の技術力を世界に示すばかりでなく、世界の科学技術やモノづくりに大きく貢献することになるため、当初構想の範囲内であったものの、中期計画で明確に設定していなかった成果であり、高く評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:立川　敬二)
目　　的	大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)第二条の宇宙の平和的利用の基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1　大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。2　宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。3　人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。4　人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。5　1から4に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。6　前記3及び4に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。7　機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。8　宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。9　大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永　宗之助)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人:http://www.jaxa.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	―	―	―	―	―	―	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	S	
(1)衛星による宇宙利用	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	S×2 A×2	
(2)宇宙科学研究	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	
(3)宇宙探査	S	S	S	A	A	S	
(4)国際宇宙ステーション(ISS)	S×1 A×1	S×2	S×2	A×2	A×2	S×1 A×1	
(5)宇宙輸送	A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×1 A×1 B×1	S×1 A×2	A×3	S×1 A×1 B×1	
(6)航空科学技術	A	A	A	A	S	A	
(7)宇宙航空技術基盤の強化	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	
(8)教育活動及び人材の交流	A×2	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	A×2	
(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力	A	A	A	A	A	A	
(10)国際協力	A	A	A	S	A	S	
(11)情報開示・広報・普及	A	A	S	A	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	B	B	
(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	A	A	A	
(2)業務の合理化・効率化	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3)情報技術の活用	A	A	A	A	B	B	
(4)内部統制・ガバナンスの強化	A×4	A×4	A×4	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な資産の処分・担保の計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)安全・信頼性に関する事項	A	A	A	A	A	S	
(4)中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-	-	-	
(5)積立金の使途	-	-	-	-	-	-	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の最終年度である平成24年度は、年度計画に即して全般的に着実な取組を行った。地球観測衛星の利用による国内外への貢献、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」での超小型衛星放出の技術実証や日本人宇宙飛行士の活躍、基幹ロケット3機の打上げ成功(通算成功率96%)、航空分野の技術開発等により数多くの目覚ましい成果を上げ、我が国の科学的水準と技術力の高さを世界に示した。
- 上記の成果等を活用し、大学院教育や青少年への宇宙航空教育に尽力した。また、国際的な重要ポストにJAXA幹部が就任し、我が国の国際的なプレゼンスの向上に大きく貢献した。
- 業務運営については、効率的な運営や経費・人件費の合理化・効率化は着実に進められている一方、ウイルス感染や外部からの不正アクセスといった情報セキュリティ問題への抜本的な対応及び昨年度に発生した過大請求問題への再発防止策等が今後の課題となった。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
衛星による宇宙利用	1(1)	• 準天頂衛星初号機「みちびき」が送信する測位信号の精度について、約 2 年間継続的に GPS 全体の平均値を大きく上回り、近代化 GPS と同等の精度(80cm(95%))を達成。 • 電子基準点に依存しない単独搬送波位相測位(PPP: Precise Point Positioning)について、目標精度を上回る精度を達成。 など	• 「みちびき」の運用を適切に行うなど、諸目標への取組は順調と評価できる。特に、測位信号の精度が GPS 全体の平均値を大きく上回り、近代化 GPS と同等の精度を達成したことは評価できる。 • 機構が開発したPPP技術が、目標を上回る精度を達成し、自動車の安全支援システム、農機の自動制御、津波検知など産業界での活用が期待される。 など
航空科学技術	1(6)	• 次世代運航システム(DREAMS)の研究開発について、国土交通省航空局の長期ビジョン CARATS ロードマップ等と連携を取りつつ、気象、低騒音、衛星航法、飛行軌道制御、防災・小型機の各分野における研究開発を実施。特に、全天候・高密度運航技術の開発については重点的に実施し、計画よりも2年早くフルサクセスを達成した。 • 環境適応エンジン技術の研究として、低 NOx 燃焼器技術、騒音低減化技術、低 CO2 化技術及び計算流体力学(CFD)によるエンジン評価の研究開発を計画通り行った。また、低 CO2 化技術として、改良ファンの運転試験を行い技術実証を行った。 など	• 航空輸送の安全及び航空利用の拡大を支える研究開発では、次世代運航システム(DREAMS)の研究開発で計画より2年早く目標達成を実現したほか、その他の研究開発も計画どおり実施されている。 • 環境適応エンジン技術の研究である低 NOx 燃焼器技術、低CO2化技術や乱気流検知技術において世界トップレベルの成果を達成したことは、高く評価できる。研究成果にとどまらず、民間への活用を期待する。 など
情報技術の活用	2(3)	• 平成 24 年 11 月に標的型攻撃による新たなウイルス感染事案、さらに平成 25 年 4 月、機構の外部ユーザー対応用のサーバーへの不正アクセスを許したことが判明した。事案発生後速やかに情報セキュリティ強化対策チームを立ち上げ、原因究明及び全社的なセキュリティ強化に取り組んだ。また、平成25年7月より体制を強化し、より一層の情報セキュリティ強化に着手した。 など	• H23 年度及び 24 年度にウイルス感染事案が発生し、さらに、25 年 4 月、外部ユーザ対応用のサーバーへの不正アクセスが判明した。最先端科学技術を担う国の最高レベルの機関がサイバー攻撃による被害を受けたことは、極めて残念である。情報セキュリティ対策には不十分な面がまだ見受けられ、国を代表する国際的な研究開発機関として未熟な面がある。 など
内部統制・ガバナンスの強化	2(4)	• 平成 24 年 1 月、三菱電機株式会社の過大請求事案については、速やかに対策本部を立ち上げ特別調査を実施し、不正行為の具体的な内容を明らかにして過払い額を算定するとともに、再発防止策を定め、12 月に報告書を取りまとめた。また、再発防止策の実効性及びその初期段階の実施に関する意見を得るために平成 25 年 1 月に外部委員会を設置し 1 年程度を目途に報告書を取りまとめる予定。 など	• 三菱電機による過大請求不正が発生したことは、極めて残念である。外部に対する丸投げ体質になっていないか、徹底した原因解明と、費用に対する目利き人材の確保が必要である。 • 再発防止策の検討・実施を速やかに実施すべき。検収者のレベルアップが重要である。また、外部機関(利害関係のない弁護士など)への不正告発制度、ヘルプラインの設置など、多面的なリスク対策が必要である。職員の士気を落とすことのない内部統制の仕組み作り、環境を醸成することが必要である。一方で、不正をした企業に対しては、相当のペナルティを課し、二度と繰り返させないことが重要である。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人日本スポーツ振興センター（平成 15 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：河野　一郎）
目　　的	スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務。2 国際競技力向上のための研究・支援等業務。3 スポーツ振興のための助成業務。4 スポーツ振興投票業務。5 災害共済給付業務及び学校安全支援業務。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	スポーツ・青少年分科会（分科会長：高橋　和子）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.jpnsport.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(2)組織及び定員配置の見直し	A	A	A	A	A	A	
(3)業務運営の点検・評価の実施	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)スポーツ施設の運営・提供	A	A	A	A	A	A	
(2)国際競技力向上のための研究・支援等	A	A	A	A	A	A	
(3)スポーツ振興のための助成	A	A	A	A	A	A	
(4)災害共済給付	A	A	A	A	A	A	
(5)スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化	S	S	S	S	S	S	
(2)自己収入の確保及び予算の効率的な執行	A	A	A	A	A	A	
(3)資金の運用及び管理	A	A	A	A	A	A	
(4)予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5. 重要な財産の譲渡・担保	B	B	B	A	A	A	
6. 剰余金の使途	－	－	－	A	A	A	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の使途	A	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 日本スポーツ振興センターの平成24年度に係る業務の実績は、一般管理費等の節減や組織・定員配置の見直し等による業務運営の効率化、スポーツ振興のための事業や災害共済給付事業の改善・充実等による業務の質の向上、スポーツ振興くじの売上向上や予算の効率的な執行による財務内容の改善に努めており、中期目標の達成に向けた取組が着実に実施されたものと評価できる。
- 特に、スポーツ振興投票等業務については、売上向上や経費削減により大幅な収益を確保しており、大いに評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の抑制	1(1)	• 助成金の実態調査のうち会計に関する業務、Webサイトの保守業務委託、梱包発送業務などの定型的な業務について、継続的に外部委託を実施し、経費を抑制した。 • 平成24年4月1日より、国立霞ヶ丘競技場、国立代々木競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターの包括的業務委託（5年間）を実施し、経費を抑制し、業務を効率化した一方、サービスの維持・向上を実現した。 など	• 包括的業務委託を含めた外部委託を積極的に推進するとともに、契約に関する規程や体制が整備され、適切に対応しており評価できる。 • なお、平成24年度は、随意契約の件数が増えている。オリンピック支援業務等、業務の性質上やむを得えない理由によるものと認められるが、今後、そうした業務の契約についてもしっかりと精査し、できる限り競争性を確保することを期待する。 など
組織及び定	1(2)	• 「スポーツ基本法」、「スポーツ基本計画」及び「学校	• 「スポーツ基本法」、「スポーツ基本計画」及び

員配置の見直し		安全の推進に関する計画」により、センターの役割が具体化・明確化されたことに伴い、今後のセンターの役割を効果的・効率的に果たすための新組織体制案の検討を行い、平成24年10月に、組織全体の見直し及びそれに伴う定員配置の見直しを実施した。 など	「学校安全の推進に関する計画」により、センターの役割が具体化・明確化されたことに伴い、今後のセンターの役割を効果的・効率的に果たすための新組織体制案の検討を行い、組織全体の見直し及びそれに伴う定員配置の見直しを迅速に実施しており評価できる。 • 海外拠点については、ロンドンオリンピック終了後、組織体制・業務内容を見直し、事務所を縮小しているが、経費に対して得られる成果を十分検証することを期待する。 など
国際競技力向上のための研究・支援等	2(2)	• 文部科学省、JOC及びNF等と連携し、JISS（スポーツ医・科学・情報面からのサポート）、NTC（高度なトレーニング環境の提供）、マルチサポート事業（アスリート支援及びマルチサポート・ハウス等）により、総合的な支援活動を実施した結果、ロンドンオリンピックにおける日本選手団の過去最多のメダル数の獲得等に貢献した。 など	• 国際競技力向上のための総合的支援を行うため、JISSやNTCの機能及び施設・設備を活用し、スポーツ医・科学・情報面から専門的かつ高度な支援を行っている点や、マルチサポート事業等の実施により、ロンドンオリンピックにおける日本の過去最多を超えるメダル数の獲得等に貢献した点が評価できる。 • 今後、メダル数のみならず総合的な視野により本事業の成果を評価し、実施内容の改善を図り、引き続き事業を実施することを期待する。 など
スポーツ振興のための助成	2(3)	• 助成事業の募集・採択は、要綱等により基準を明確にするとともに、外部の有識者によるスポーツ振興事業助成審査委員会（以下「助成審査委員会」という。）の審査を踏まえ、助成金の交付を決定した。 • また、助成業務の評価は、助成区分ごとに具体的かつ定量的に策定された達成すべき内容や水準を示した上で、外部の有識者によるスポーツ振興事業助成審査委員会スポーツ振興事業助成評価ワーキンググループ（以下「評価WG」という。）により、厳格かつ客観的な評価・分析を実施した。 など	• 助成業務は、公平性・透明性を確保するとともに、スポーツ団体の要請等を踏まえて拡充し、オンライン化により助成申請の利便性も向上しており、評価できる。 • しかし、助成金の過大受給や不正使用が起こったことを踏まえ、助成金を受ける側の処分だけでなく、助成金を交付する側にも、助成制度の周知徹底や審査・調査の改善を行い、不正防止策などを講じることが求められる。さらに、助成事業がより効果的に実施されるよう、その在り方の見直しを行うことが必要であると考える。 など
災害共済給付	2(4)	• 平成24年10月、本部・支所の組織統合を行い、指揮命令系統及び責任体制を明確化するとともに、給付金支給決定等の決裁権者について規程改正を行うなど審査業務の迅速化を図った。合わせて、不服申し立てに関して、より中立かつ公正な審査を行うため、外部有識者等を含めた「不服審査会」を設置した。 • 学校及び学校の設置者に対して、給付事務説明会及び請求事務ガイドブック等の充実により、災害共済給付制度の理解を促進し、学校及び学校の設置者の請求事務手続きにおいて災害共済給付オンライン請求システムによる請求率が上昇（平成24年度におけるシステム請求率は、中期計画の目標値80％に対して91.1％を達成）し、給付事務が迅速化した。 など	• 本部・支所の組織統合を行い、指揮命令系統及び責任体制を明確化するとともに、給付金支給決定等の決裁権者を見直すことにより、審査業務を迅速化したこと、学校及び学校の設置者に対して、給付事務説明会及び請求事務ガイドブック等の充実による災害共済給付制度の理解促進等を実施したことは評価できる。 • 今後も、公正かつ適切な給付を確実に実施するとともに、利用者へのサービスの向上を図ることが期待される。 など
スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化	3(1)	• 平成24年度の売上は、当初の売上目標額780億円を大きく上回る約861億円を達成。これにより、平成24年度の収益は、当初の目標額（217億円）を大幅に上回る約249億円（国庫納付金約83億円、スポーツ振興投票事業準備金繰入約166億円）を確保した。 • 第2期経営管理業務に係るコンサルティング契約について、人員配置の見直しにより、平成23年度の319,856千円から24年度は295,089千円となり、24,767千円の経費節減を達成した。 • システム運用費は、保守体制の見直しや保守作業効率の向上を図った結果、平成23年度674,724千円から、平成24年度は614,431千円となり、60,293千円の経費節減を達成した。 など	• スポーツ振興くじについて、インターネット、コンビニ等の特徴を生かした販売活動や効果的・効率的な広報活動などの取組により売上向上に成功し、平成24年度の売上が、目標額780億円を大きく上回る約861億円を達成した点は評価できる。 • また、新商品を投入し、新たな購入者層の獲得や既存の購入者の定着を図る取組を実施している。 • 今後も、くじ購入者の動向・需要を踏まえ、効率的効果的な広告宣伝業務の実施、販売体制の充実や経費執行を進め、確実な売上が得られるよう、継続的に努力することを期待する。 など

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。（文部科学省所管法人共通）

法 人 名	独立行政法人日本芸術文化振興会(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:茂木 賢三郎)
目　　的	芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動、ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの、ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動、2 劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。3 その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。5 2の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	文化分科会(分科会長:前田　富士男)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人:http://www.ntj.jac.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービス、その他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)文化芸術活動に対する援助	A	A	A	A	A	A	
(2)伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	A	A	A	A	A	A	
(3)伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家等の研修	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究の実施・資料の収集活用	A	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)外部評価の実施	A	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の使途	A	A	A	A	A	－	
(4)その他振興会の業務運営に関し必要な事項(運営委託)	B	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 24 年度の業務は、全体として概ね計画どおりに実施されている。
- 文化芸術活動に対する援助については、新たに演劇部門、伝統芸能・大衆芸能部門にプログラムディレクター、プログラムオフィサーが配置されたことは評価できる。
- 公演事業では、入場者数が未達の分野も散見されるが、伝統芸能分野、現代舞台芸術分野ともに、全体としては入場者数、入場率で目標を達成した。
- 青少年等を対象とした取組は、入場率が極めて高く、評価できる。
- 伝統芸能の伝承者の養成は意義のある事業であるが、国費を投入しているナショナルセンターとしては、養成すべき分野について不断の見直しが必要である。
- 業務の効率化については、一般管理費で、基準額である平成 19 年度予算額から、15%の目標に対し平成 24 年度で 30%削減を達成したことは評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
文化芸術活動に対する援助	1(1)	• 振興会が芸術文化振興基金助成金や文化芸術振興費補助金を財源として行う文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするため、専門的な知識や調査研究に基づく助言、情報提供等を行うプログラムディレクター及びプログラムオフィサーを設置している。	• プログラムディレクター及びプログラムオフィサーによる新しい審査・評価方法を平成 23 年度から導入し、平成 24 年度からは、演劇分野及び伝統芸能・大衆芸能分野にも

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
• 平成 23 年度から補助金による助成のうち、音楽分野及び舞踊分野にプログラムディレクター及びプログラムオフィサーを配置し、加えて 24 年度からは対象分野を拡大し、演劇分野及び伝統芸能・大衆芸能分野にプログラムディレクター及びプログラムオフィサーを配置して、審査基準案の作成、助成対象活動の調査・分析、事後評価の導入に向けた事後評価案作成、また、複眼的に公演等調査を行うとともに助成対象団体との意見交換を通じて、幅広く助言等を行った。
• 助成事業に係る事務手続きを簡素化するため、新たな補助制度の導入に伴い、基金助成システムを見直すとともに入力作業等の簡素化を図った。その結果、助成金交付申請書の受理から交付決定までの期間が、芸術文化振興基金による助成金で 21.2 日（目標:40.0 日）、文化芸術振興費補助金による助成金で 20.6 日（目標:40.0 日）であった。
など
</td>
<td>
拡大し、助成に関する審査・評価等の機能の強化を図ったことは評価したい。
• 助成対象事業に係る PDCA サイクルは強化されつつあるが、助成の目的に対し想定した効果が得られたかは、資料からは判断できない。今後は、その効果を明らかにし、広く国民に周知していくことが必要である。
• 助成金交付に係る業務に関しては、助成システムの見直し等により、申請書受理から交付決定までの期間が、昨年に比べ、基金を財源とする助成で4．5日、補助金を財源とする助成で6．9日短縮されるなど、大幅に改善されたことは評価できる。
など
</td>
</tr>
<tr>
<td>伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家等の研修</td>
<td>1(3)</td>
<td>
• 伝統芸能伝承者養成研修の実施状況等
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">平成 24 年度実績</th><th colspan="3">就業状況</th></tr>
<tr><th>研修生数（人）</th><th>1人当たり経費（千円）</th><th>修了生総数（人）</th><th>定着率</th><th>伝承者に占める割合</th></tr>
<tr><td>歌舞伎俳優</td><td>9</td><td>3,867</td><td>162</td><td>69%</td><td>31.6%</td></tr>
<tr><td>歌舞伎音楽（竹本）</td><td>1</td><td>8,796</td><td>37</td><td>78%</td><td>83.9%</td></tr>
<tr><td>歌舞伎音楽（鳴物）</td><td>休止</td><td>－</td><td>23</td><td>65%</td><td>38.5%</td></tr>
<tr><td>歌舞伎音楽（長唄）</td><td>2</td><td>6,699</td><td>9</td><td>100%</td><td>15.9%</td></tr>
<tr><td>大衆芸能（寄席囃子）</td><td>休止</td><td>－</td><td>33</td><td>91%</td><td>85.7%</td></tr>
<tr><td>大衆芸能（太神楽）</td><td>3</td><td>6,348</td><td>11</td><td>82%</td><td>37.5%</td></tr>
<tr><td>能楽（三役）</td><td>4</td><td>6,509</td><td>35</td><td>80%</td><td>6.8%</td></tr>
<tr><td>文楽（三業）</td><td>4</td><td>5,842</td><td>69</td><td>74%</td><td>48.8%</td></tr>
<tr><td>組踊（立方・地方）</td><td>9</td><td>2,440</td><td>19</td><td>100%</td><td>5.5%</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>32</td><td>4,606</td><td>398</td><td>76%</td><td></td></tr>
</table>
（注）1　定着率は、平成 25 年4月末現在、研修修了後伝承者として従事した者の修了生総数に対する割合である。なお、現代舞台芸術の実演家等研修の場合、定着率はほぼ 100%となっている。
2　伝承者に占める割合は、平成 25 年4月末現在、研修修了後伝承者として従事した者の伝統芸能伝承者全体に占める割合である。
など
</td>
<td>
• 伝統芸能の伝承者の養成は、長年の積み重ねにより毎年伝承者を養成している。
• 特に、歌舞伎俳優、歌舞伎音楽、文楽の3分野については、伝承者に占める研修修了生の割合が高く、研修修了生の存在なくしては、同分野の存続は困難であり、当該分野を支える重要な存在になっていることを踏まえると、伝承者の養成事業の地道な努力は評価できる。
• 研修修了生の定着率は 76%であり、修了生の4分の1が転業している実態については、検証する必要がある。
• 伝承者に占める研修修了生の割合が極めて低い能楽（6.8%）、組踊（5.5%）については、その要因を検証する必要がある。
• 本事業は、意義のある事業ではあるが、1人当たり年間 4,600 千円強の国費が投入されていることから、実施の必要性を国民に説明する必要がある。
• 時代の変化に応じて、養成対象分野について見直しを行う必要がある。
など
</td>
</tr>
</table>

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。（文部科学省所管法人共通）

法 人 名	独立行政法人日本学生支援機構(平成 16 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:遠藤　勝裕)
目　　的	教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1　経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。2　外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。3　外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。4　我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。5　外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。6　外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。7　留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。8　大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。9　学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:門永　宗之助)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:佐野　慶子)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人:http://www.jasso.go.jp/ 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間(平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日)

1.　府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	＜総合評価＞	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞			＜項目別評価＞					
1. 業務運営の効率化	A	A	**1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	A	A	A	A	
(1)業務の効率化	A×3	A×2 B×1	(1)共通的事項	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	
(2)組織の効率化	A×2	A×2	(2)奨学金貸与事業	A×2 B×2	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	
(3)評価	A×3	A×3	(3)留学生支援事業	A×10	A×9 B×1	A×9 B×1	A×9 B×1	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	(4)学生生活支援事業	A×3	A×3	A×3	A×3	
(1)共通的事業	A×3	A×3	(5)その他の附帯業務	A	A	A	A	
(2)学資の貸与その他援助	A×6	A×6	**2. 業務運営の効率化**	A	A	A	A	
(3)留学生への学資の支給その他の援助	A×5	A×5	(1)業務の効率化	A×4	A×4	A×4	A×4	
(4)留学生寄宿舎等の設置及び運営等	A×3	A×3	(2)組織の効果的な機能発揮	A×2	A×3	A×3	A×3	
(5)日本留学試験の実施	A×2	A×2	(3)内部統制・ガバナンスの強化	A×3 B×1	A×5	A×5	A×5	
(6)日本語予備教育の実施	A×2	A×2	**3. 予算、収支計画及び資金計画**	A	A	A	A	
(7)留学生交流推進事業	A×3	A×3	**4. 短期借入金の限度額**	A	A	A	A	
(8)大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供	A×2	A×2	**5. 不要財産等の処分等に関する計画**		A	A	A	
(9)学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究	A×3	A×3	**6. 重要な財産の処分等に関する計画**	A	A	A	A	
(10)その他附帯業務状況	A×3	A×3	**7. 剰余金の使途**	－	－	－	－	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	**8. その他業務運営に関する重要事項**	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	A	A	(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	－	－	(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	
6. 剰余金の使途	A	A	(3)中期目標の期間を	－	－	－	－	

			超える債務負担				
7. その他業務運営に関する重要事項	A	A	(4)積立金の使途	―	―	―	―
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	(5)情報セキュリティ対策に係る計画		A	A	A
(2)人事に関する計画	A×3	A×2					
8. 財務内容の改善に関する事項		A×4					

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 奨学金の貸与事業の充実及び回収の抜本的強化、留学生支援事業及び学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。
- 具体的には、奨学金貸与事業については、所得連動返還型無利子奨学金制度の運用の開始、きめ細やかな家計基準の見直し等により、学生ニーズに適切に対応した事業実施を行った。また、回収率の向上への努力の結果、総回収率は中期目標期間の5年目で達成すべき目標値を既に達成した。留学生支援事業については、留学生交流支援制度及び、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の着実な実施により、留学生への経済的支援を適切に推進した。学生生活支援事業については、前年度から引き続き研修参加者の高い満足度を得るとともに、研修内容の精選及び改善・充実を図り、一部の研修の有料化を開始した。また、障害学生支援ネットワーク事業を推進するなど、固有のニーズを有する学生への支援を推進した。
- 一方、奨学金貸与事業については、返還金回収の課題として引き続き、長期延滞債権の削減等があることから、さらなる改善措置が講じられる必要がある。また、留学生支援事業については、日本留学試験の年間受験者数が減少していることから、円高や東日本大震災等外的要因も考えられるが、さらに細やかな分析に基づいた改善策の立案、実行が求められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
奨学金貸与事業	1(2)	＜返還金回収実績(単位:千円)＞ ＜総回収率＞ など	• 総回収率は82.1%となり、定量的指標である81.7%を上回るとともに、第2期中期目標期間中の指標82%も達成していることが評価できる。 • 本年度も、外部有識者による検証委員会において返還に関する定量分析を行っており、今後の指標の在り方について検討し、適切と考えられる指標例を得たことが評価できる。また、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」での指摘を踏まえ、「債権管理・回収等検証委員会」を設置していることが評価できる。 など

＜返還金回収実績(単位:千円)＞

割賦の区分(期首)	要回収額	回収額	回収率(24年度)	回収率(23年度)
8年以上延滞	17,867,507	1,246,191	7.0%	6.5%
1年以上8年未満	49,810,823	5,355,209	10.8%	11.4%
7年以上8年未満	3,579,924	325,330	9.1%	8.7%
6年以上7年未満	4,345,248	400,428	9.2%	8.8%
5年以上6年未満	5,229,428	506,563	9.7%	9.6%
4年以上5年未満	6,568,713	657,791	10.0%	10.7%
3年以上4年未満	8,001,323	883,308	11.0%	11.8%
2年以上3年未満	10,114,450	1,138,325	11.3%	12.6%
1年以上2年未満	11,971,737	1,443,464	12.1%	13.0%
1年未満	17,566,771	5,171,015	29.4%	30.0%
3月以上1年未満	11,330,854	2,133,381	18.8%	20.3%
3月未満	6,235,917	3,037,633	48.7%	48.2%
延滞計	85,245,100	11,772,414	13.8%	14.5%
当年度	430,288,226	411,260,944	95.6%	95.2%
総計	515,533,326	423,033,358	82.1%	81.5%

＜総回収率＞

区分	総回収率	当年度分	延滞分
平成23年度	81.5%	95.2%	14.5%
平成24年度	82.1%	95.6%	13.8%

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人海洋研究開発機構（平成 16 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：平　朝彦）
目　　的	平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。2 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。5 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。6 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：門永　宗之助）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.jamstec.go.jp/j/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第1期 中期目 標期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1．国民に対して提供するサービス、その他質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)海洋科学技術に関する基盤的研究開発	S×2 A×6	S×1 A×7	A×6 B×2	A×12	A×12	S×1 A×12	
(2)研究開発成果の普及及び成果活用の促進	A	A	A	A×3	A×3	A×3	
(3)学術研究に関する船舶の運航等の協力	B	A	A	A	S	A	
(4)科学技術に関する研究開発または学術研究を行うものへの施設・設備の供用				S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	
(5)研究者及び技術者の養成と資質の向上	A	A	A	A	A	A	
(6)情報及び資料の収集・整理・保管・提供				A	A	A	
(7)評価の実施				A	A	A	
(8)情報公開				A	A	B	
2．業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)組織の編成				A	A	A	
(2)柔軟かつ効率的な組織の運営				A	A	A	
(3)業務・人員の合理化・効率化				A	A	A	
3．予算、収支計画及び資本計画	A	A	A	A×6 B×1	A×7	A×7	
4．短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	A	
5．重要な財産の処分又は担保の計画	－	－	－	－	－	A	
6．余剰金の使途	－	－	－	－	－	－	
7．その他の業務運営	A	A	B	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画							
(2)人事に関する計画							
(3)能力発揮の環境整備に関する事項							

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 中期計画の達成に向けて順調に進捗している。
- 特に地球深部探査船「ちきゅう」の運用については、IODPによって計画された複数の研究航海やメタンハイドレート産出のための受託航海を、限られた航海日数の中で効率的・効果的に運用することで実現させた。いずれの航海においても、ライザー掘削を用いた科学海洋掘削における最深記録の更新や、掘削孔内への温度計の設置など、世界的にも顕著な成果を挙げており、高く評価できる。
- 長期ビジョンの策定とその浸透、またJAMSTECアドバイザリーボードの設置と開催による国際的視点の導入など、理事長のリーダーシップが発揮されており、組織としての活性化につながっているものと認められる。
- 調達の適正化においては、より合理的な電子調達システムの導入やベストプラクティスの抽出など着実に前進していることを評価する。今後も引き続きこのような取組を継続して、調達コストの削減の面でも成果を出すことを期待する。
- 普及広報活動においては、難しい分野・内容の話を分かりやすく発信し、国民に夢を与えることに貢献している。
- 個人情報の紛失が複数件発生しており、情報漏洩の予防策等は十分ではなかったと考えられる。今後、組織内の体制強化、予防

策の周知徹底を図るとともに、情報セキュリティの面でも不断の対策が求められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海洋科学技術に関する基盤的研究開発 (統合国際深海掘削計画(IODP)の総合的な推進)	1(1)	• IODP東北地方太平洋沖地震調査掘削、下北八戸沖石炭層生命圏掘削、南海トラフ地震発生帯掘削計画の各航海を実施した。 • 科学掘削については、技術上の先端的課題を擁する長大編成ドリルパイプによる大水深掘削(東北地方太平洋沖地震調査掘削:JFAST)や強海流下でのライザー掘削(下北八戸沖)等における計画・準備及び運用、トラブル対応等を通じ、これらの実施に必要な知見等を蓄積しつつ、計画を安全に成功させた。また、年間を通し、商業掘削と科学掘削のスケジュールが相前後しながら変動する中、各資機材・システム等の準備や換装工事等を適時、適切に行い、「ちきゅう」を効率的に運用する知見を蓄積した。 など	• 中期計画及び平成24年度計画を上回る業務が推進されている。 • IODPで計画された4航海を成功裡に達成した。とくに震災によって延期されていた掘削や、3.11地震対応のための新たに追加された科学掘削を、タイトなスケジュールの下で成功させることができたことは、「ちきゅう」の運用ノウハウの高度化を意味するものとして、高く評価できる。 • 東北地方太平洋沖地震調査掘削における地震で動いた断層への温度計設置という世界で初の試みや下北八戸沖石炭層生命圏掘削における掘削の世界最新記録の更新などは特筆すべき成果である。これらの活躍は「ちきゅう」の運用技術の蓄積及び技術者のレベル向上に大きく貢献したものと考える。 など
情報公開および個人情報保護	1(8)	• 公文書管理法の定めに沿って法人文書ファイル管理簿の整備・公表を行った他、平成24年11月から12月に法人文書管理に関する自己点検及び監査を行い、適切な法人文書管理のための対応を行った。 • 平成24年度保有個人情報開示請求件数は0件であった。個人情報保護についての内容理解を含め、適切な個人情報の管理に資するため、5回の研修を行い、機構内の体制強化に努めた。平成24年度に4件発生した個人情報紛失等について、個人情報保護管理委員会を開催し総務省のガイドラインに基づき対応策を協議し、関係者への通知、問合せ対応を行うとともに再発防止のための必要な措置を講じた。 など	• 個人情報紛失が4件発生しており、情報漏洩の予防策等は十分ではなかったものと考えられる。今後、組織内の体制強化や定めた規定の周知徹底を図る等、これまで以上の対策を講じることが求められる。 など
科学技術に関する研究開発または学術研究を行うものへの施設・設備の供用 (地球深部探査船の供用)	1(4)	• 「ちきゅう」の掘削技術の蓄積を目的として外部資金により東部南海トラフでの「メタンハイドレート海洋産出試験に向けた事前掘削作業」を平成24年6月末から7月上旬に実施しメタンハイドレート層から、地下圧力を保持してハイドレートの状態を保ったコアサンプル(地質資料)の採取に成功した。これに引き続き「メタンハイドレート海洋産出試験」を平成25年1月末から実施し、掘削及び実験機器設置等の準備作業を経て3月12日から18日までの約6日間にわたってメタンハイドレート分解によるガス生産実験を実施し、実験海域におけるメタンハイドレートの生産挙動に係るデータを取得に成功した。 など	• 中期計画及び平成24年度計画を上回る業務が推進されている。 • メタンハイドレート海洋産出試験において優れたパフォーマンスを発揮し、世界初の成功に貢献したことは高く評価できる。この背景にある過去からの改良の積み重ね、また、外部オペレーターにハードウェアの供用のみならずノウハウを伝授できたことも評価できる。 など
契約の適正化(調達の適正化)	3	• ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。 など	• 国の基準と同等の規定類が整備され、適切に運用されるとともに、契約審査委員会による事前審査及び事後評価により契約の競争性、透明性が適切に確保されている。 • 適正化に加えて、NET調達システムによりコスト削減効果が出始めたことは評価する。削減のボリュームとスピードが今後の課題であり、機構内部で目標値を設けて取り組むといったことを検討すべきである。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人国立高等専門学校機構（平成 16 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：小畑　秀文）
目　　的	国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。
主要業務	1 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。3 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	高等教育分科会（分科会長：奥野　信宏）
ホームページ	法　　人：http://www.kosen-k.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第１期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
業務の効率化、資源配分の状況			A	A	A	A	
業務の効率化状況							
経費配分状況							
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)教育に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2)研究に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(3)社会との連携、国際交流等に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(4)管理運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(5)その他	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A		A	A	A	A	
収益の確保状況							
予算の効率的な執行状況							
適切な財務内容の実現状況							
4. 短期借入金の限度額	－		－	－	－	A	
5. 重要な財産の処分	A		A	－	A	A	
6. 剰余金の使途	A		A	－	－	－	
剰余金の発生状況 剰余金の使用状況							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A		A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A		A	A	A	A	
(3)設備に関する災害復旧に関する計画	－		－	－	A	A	
(4)積立金の使途			A	－	－	－	
8. 財務内容の改善に関する事項		A					
(1)自己収入の増加		A					
(2)固定的経費の削減		A					

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- 独自のモデルコアカリキュラムの策定により、高等専門学校の特性を踏まえた教育の質の向上を目指す取り組みが着実に進展していることは高く評価できる。
- 引き続き質の向上に取り組むと共に、限られた予算や人員を有効に活用するため、適切な優先順位付けや長期計画の策定を行った上で、各事業を推進していくことが望まれる。

（2）項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
教育に関する事項	2(1)	（入学者の確保に関する取組） • 入学説明会等の参加者数 ○体験入学、オープンキャンパス 中学生　約2万7千人 保護者　約1万4千人 教諭　　約500人 ○中学生、保護者中学校教諭対象の説明会	（入学者の確保に関する取組） • 各高専において入学説明会、体験入学、オープンキャンパス等を開催するとともに、各高専の取組事例を共有し充実を図っている。 • 女子の入学志願者数の増加等、成果をあげている点は評価できる。

		中学生　約5万7千人 保護者　約2万1千人 教諭　　約6千人 ○小中学生向けの公開講座等 約4万2千人 • 各高専における入学説明会等の取組事例を整理し、総合データベース「KOALA」に掲載して各高専と情報共有することによって有効事例の活用を促し、各高専の取組の充実を図った。 • 男女別志願者数 （単位：人） 24入試 / 25入試 / 前年度からの増減 男子　14,959　14,608　−351（− 2.4%） 女子　3,155　3,196　+ 41（+ 1.3%） 計　18,114　17,804　−310（− 1.7%） など （教育の質の向上及び改善のための取組） • 平成23 年度策定した、高専教育の質の保証と将来の方向性を示すための「モデルコアカリキュラム（試案）」の円滑な導入を促すため、平成24 年度においては、函館高専を中心とした7 高専による先進事業「分野別到達目標に対するラーニング・アウトカム評価による質保証」において、技術者共用試験の開発や教材開発に着手した。 • 機構の「教育・FD 委員会」及び「教育内容・方法の改善検討専門部会」では、教育「モデル」となる「エンジニアリングデザイン教育事例集」を作成し、全国の高専が取り組んでいるエンジニアリングデザイン教育を各高専に紹介して、教育情報の共有化はもとより、教職員のFD 活動に当該事例集を活用することとした。 など	• 一方、入学志願者数の減少は中学卒業者数の減少等、社会的要因の影響等も考えられることから、十分な分析を行った上で適正な目標設定を検討すべきである。 （教育の質の向上及び改善のための取組） • インターンシップの充実やモデルコアカリキュラムの導入は高く評価できる。引き続き質の向上に取り組むと共に、限られた予算や人員を有効に活用するため、適切な優先順位を付けた上で、教育の質向上及び改善のための取り組みを推進することが望まれる。 • モデルコアカリキュラムによる教育内容の標準化に併せ、達成度評価の仕組みの構築とともに高等専門学校教育独自の質保証の国際標準を構築することが望まれる。 など
社会との連携、国際交流等に関する事項	2(3)	• 高専機構において、次の事業を実施して留学生受け入れ拡大に努めた。 ①機構HP上において、高専卒業留学生及び高専に在籍する留学生を結ぶ留学生ネットワークの構築を目的とするシステムを導入 ②留学生を対象とした英文教材として開発を進めてきた機械分野11科目の英訳作業を完成 ③留学生向け教材開発として、オンライン工学用語辞典のシステムを完成　など • 留学生在籍状況 （単位：人） 年度 / 平成22 / 23 / 24 留学生数　466　467　423 国費　235　232　196 政府派遣　224　218　200 私費　7　17　27 など	• 留学生の受入拡大に向けた環境整備及び受入プログラムの企画等を行っている。 • 留学生比率の目標値の設定等を行うなど、高等専門学校のグローバル化を図るための長期計画の検討も期待される。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。（文部科学省所管法人共通）

法 人 名	独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成 16 年4月1日設立）＜非特定＞ （機構長：野上　智行）
目　　的	独立行政法人大学評価・学位授与機構は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法に基づき設立されました。 機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。以下同じ。） の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、 大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、 多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的として、次の業務を行います。
主要業務	1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。2. 学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5. 文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	高等教育分科会（分科会長：佐野　慶子）
ホームページ	法　　人：http://www.niad.ac.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	＜総合評価＞	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞			＜項目別評価＞					
1. 業務運営の効率化	A	A	**1. 業務運営の効率化**	A	A	A	A	
(1)業務の効率化	A	A	(1)既存経費の見直し、業務の効率化	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上	A	A	(2)業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置	A	A	A	A	
(1)大学等の教育研究活動等の総合的状況についての評価	A	A	(3)(独)国立大学財務・経営センターとの統合に向けた組織体制の整備	－	－	－	－	
(2)学位授与	A	A	(4)契約に関る事項	A	A	A	A	
(3)調査及び研究	A	A	(5)内部統制	－	－	A	A	
(4)情報の収集、整理、提供	A	A	**2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上**	A	A	A	A	
(5)その他の業務	A×3	A×3	(1)総合的事項	A	A	A	A	
(6)業務運営	A×2	A×2	(2)大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	A	A	A	
3～6. 財務内容の改善	A		(3)学位授与	A	A	A	A	
(1)財務内容の改善に関する事項等	A	A	(4)調査及び研究	A	A	A	A	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A		(5)情報の収集、整理、提供	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	(6)認証評価	A	A	A	A	
			(7)その他上記の業務に付帯する業務	A	A	A	A	
			3～6. 財務内容の改善	A	A	A	A	
			7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	
			(1)人事に関する計画	A				

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 中期計画の達成に向かって業務は順調に進んでいると評価できる。また、日本における評価文化の定着に中心的役割を果たしている。
- 業務運営の効率化について、業務の契約、人員配置、省エネルギー、費用の節減等について着実に取り組んでいる。
- 高等教育の国際的な質保証ネットワークの構築に向けた、国際的な質保証に関する取り組みを実施していることは高く評価される。
- 大学ポートレート(仮称)構築のためのデータベース関連の研究において着実に取り組んでいることは評価できる。

- 大学評価、高等教育の質保証、学位授与等について業務の質の改善に取り組み、着実に成果を上げつつある。学位授与については学位取得を目指す様々な人々に対して出来るだけきめ細かい対応を取るという考え方は評価できるので、引き続き実行して欲しい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
学位授与	2(3)	・短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、4月期は申請者394人のうち合格と判定された320人に対して平成24年9月末までに学位を授与した。10月期は申請者2,512人のうち合格と判定された2,406人に対して平成25年3月末までに学位を授与した。 ・機構が行う学士の学位授与制度の目的、仕組み、学修方法、申請の手順等を解説した「新しい学士への途」を必要に応じて改訂し、印刷媒体で配布するとともに、ウェブサイトにPDF ファイルで掲載して、自由に閲覧やダウンロードができるようにした。また、資料請求への対応を業務委託することにより、機構の業務の効率化を図った。 ・電子申請の利用の推進を図り、平成24年4月期の利用率は45.9%となり、平成22年4月期の42.2%に対して増加した。(平成23 年4月期は計画停電のため、電子申請は中止)また、平成24 年10月期についても、利用率は56.2%となり、平成23年10月期の53.3%に対して増加した。 など	・短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型による学位授与事業は適確に実施されていると評価される。 ・機構が行う学士の学位授与制度の目的、仕組み、学修方法、申し込みの手順等を解説した「新しい学士への途」はウェブ上で自由に閲覧やダウンロードができるようにするなどITへの対応が着実に整備されていうことは評価される。 ・電子申請の利用を推進することによって、申請者及び機構の双方にメリットが生じることは評価できる。電子申請の利用により、申請者及び機構の双方にメリットが生じることは評価できる。申請件数が着実に増加していることは評価できる。 など
調査及び研究	2(4)	・ 現在開発中である「大学ポートレート(仮称)」の設計・開発・運用に資する調査研究を継続して進めるとともに、既存のデータや評価において用いられたデータ・指標を用いた分析方法の検討を行った。 など	・データの公開をどの程度まで認め、各大学のIR(今後進展すると仮定して)部門が、そうした公開データを使って自大学の教育・研究の、組織改善に役立てるように分析するための利用方法に向けての検討が期待される。またそれにともなっての情報セキュリティ等についても継続的に確保する必要がある。大学ポートレートは、今後、更なる進化をとげ、国内のみならず国際的にも活用できるようになることを期待する。 など
認証評価	2(6)	・ 大学の評価体制については、評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会1部会(委員6人、専門委員8人)、財務専門部会1部会(委員2人、専門委員2人)を設置した。また、評価結果(案)において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立てについて、審議を行う意見申立審査会(専門委員5人)を設置した。 ・平成 25 年度から新たに実施する選択評価事項C「教育の国際化の状況」について、機構内に研究開発部及び評価事業部で検討グループを組織し、評価方法等の検討を行った。検討の結果、平成 23 年度に調査研究で行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、「選択評価事項C 水準判定のガイドライン(案)」を策定し、平成 24 年6月に実施した「大学機関別認証評価等に関する説明会」において各大学に説明した。 ・ 運営費交付金については、民間評価機関とのイコールフッティングを図る観点から、上記の評価手数料の引き上げにより平成 25 年度から機関別認証評価事業に計上していない。 など	・ 25 年度の評価体制の構築、評価担当者の研修、25 年度からの教育の国際化評価項目新設など、着実に円滑な業務運営の準備が出来ている。 ・ 平成 25 年度からの教育の国際化評価項目新設に向けて、着実に円滑な業務運営の準備が出来ており、今後の成果に期待したい。 ・認証評価の評価手数料を引き上げて収支を均衡させるとともに、民間評価機関とのイコールフッティングに近づけたことは評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人国立大学財務・経営センター（平成 16 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：豊田　長康）
目　　的	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資することを目的とする。
主要業務	1　国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。2　国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。3　国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。4　国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。5　高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。6　国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	高等教育分科会（分科会長：佐野　慶子）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.zam.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第1期中期目標期間	評価項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	＜総合評価＞	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Fの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞			＜項目別評価＞					
1．業務運営の効率化	A	A	**1．業務運営の効率化**	A	A	A	A	
(1)業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A	(1)内部統制、組織の見直し及び業務改善の状況	A	A	A	A	
(2)業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A	(2)外部委託の検討・実施状況	A	A	A	A	
(3)事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A	(3)事務情報化の推進状況	A	A	A	A	
(4)業務の効率化	S	S	(4)見直しの実行性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	B	A	A	A	
2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	(5)効率化の実施状況	S	S	S	S	
(1)国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言	A	A	(6)随意契約の適正化等の状況	A	A	A	A	
(2)施設費貸付事業及び施設費交付事業	A	A	(7)大学評価・学位授与機構との統合の状況	－	－	－	－	
(3)寄付金の受け入れ及び配分	B	B	**2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	A	A	A	A	
(4)高等教育財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究	A	A	(1)国立大学法人等の産管理等に関する協力・助言の実施状況	A	A	－	－	
(5)セミナー・研修事業の開催	－	A	(2)施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況	A	A	A	A	
(6)国立大学法人等の財務・経営の改善に資する情報提供	A	A	(3)高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究の実施状況	A	A	A	－	
(7)財務・経営の改善に関する協力・助言	A	A	(4)財務・経営に関する情報提供等の実施状況	A	A	A	－	
(8)大学共同利用施設の管理運営	A	A	(5)国から承継した財産等の処理の実施状況	B	B	A	A	
(9)国立大学法人財務・経営情報システムの構築	A	A	**3．予算、収支計画及び資金計画**	A	A	A	A	
(10)旧特定学校財産の管理処分	A	A	**4．短期借入金の限度額**	－	－	－	－	
(11)承継債務の確実な徴収及び償還	A	A	**5．重要な財産を譲渡・担保する計画**	－	－	－	－	
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	**6．剰余金の使途**	A	A	A	A	
4．短期借入金の限度額	－	－	**7．その他主務省令で定め**	A	A	A	A	

			る業務運営に関する事項				
5. 重要な財産を譲渡・担保する計画	—	—					
6. 剰余金の使途	—	—					
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A					

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において事業内容が大幅に縮小された中、相応の組織体制・削減された人員で、第二期の中期計画の達成に向けて業務を順調に進捗させている。
- 国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付事業を行っている。独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針を踏まえつつ、国立大学法人ときめ細かい連携の下、的確に業務を遂行し、各業務の品質向上と効率化に役員及び職員一丸となって取り組んでいる。法人の統合にかかる問題や懸案事項については、理事長のリーダーシップの下、戦略会議等で検討し、本センターのミッション等を全役職員間で共有しているほか、外部にも発信している。
- 本センターは国立大学法人等と財務・経営面における情報交換、情報共有を行っており、国立大学法人側からの信頼感も厚くなっている。また、国立大学附属病院における施設整備等は、地域医療の最後の砦としての公的使命機能を維持するために、大きな役割を果たしている。今後、本センターの事業が国立大学附属病院における教育研究診療機能の高度化に貢献することが期待される。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
見直しの実行性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	1(4)	・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22 年12 月7日、閣議決定)において、「高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度末をもって研究部を廃止している。 など	・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき適切な組織の見直しを実施した。また法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直しを行い、重点化、効率化を進めた。一方で、業務縮小に伴い、法人全体として人員削減を進めた結果、国立大学の運営に欠かせない重要な事業の推進に、人員が十分に配置されているか、必要に応じて検討することが期待される。 など
施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況	2(2)	・ 貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出いただき、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行っている。また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告いただくとともに、「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入及び医業費用等の推移を確認し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認している。 ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施(回収及び償還は毎年度9月及び3月)している。また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取(毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取)、財務諸表等の徴取(貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取)を実施したほか、3国立大学法人(東京大学、京都大学、琉球大学)に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。平成24 年度の債権回収及び債務償還については、回収率及び償還率はともに100%である。 など	・ 貸付に当たっては、各種の規程に則り、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、①事業内容、②償還能力、③担保力について償還確実性の観点から総合的に審査している。また、貸付後も貸付金債権の回収を確実にするため、国立大学法人に「施設費貸付事業状況報告書」等の提出を求め、適切に償還可能性をフォローしている。さらに、現在の審査基準について、民間の貸付審査手法等を調査し、それを活用することにより、さらなる財務状況の点検及び償還確実性の確認項目等の見直しを行っている。 ・ 平成24 年度の貸付事業に係る債権について、債権回収の償還を確実に行い、回収率は100%となっている。また、債権回収の確実性を担保する為に、状況報告書等を徴取し、実査を行っている。こうした取組により、国への債務償還率も100%となっている。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	独立行政法人日本原子力研究開発機構（平成 17 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：鈴木 篤之）
目　　的	原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 原子力に関する基礎的研究を行うこと。2 原子力に関する応用の研究を行うこと。3 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。イ 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究。ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究。ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究。ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究。4 1から3に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの（原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。）を行うこと。イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物の埋設の方法による最終的な処分。（以下「埋設処分」という。）ロ 埋設処分を行うための施設（以下「埋設施設」という。）の建設及び改良、維持その他の管理並びに埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理。6 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。7 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。8 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。9 1から3までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。10 1から9の業務に附帯する業務を行うこと。11 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第5条第2項に規定する業務を行うこと。12 1から 11 の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、又は処理する業務を行うことができる。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永 宗之助）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：門永 宗之助）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法人：http://www.jaea.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 22 年4月1日～平成 27 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	＜総合評価＞	－	－	－	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				＜項目別評価＞				
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	**1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上**	A	A	B	
				(1)福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発		A	A	
(1)エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した研究開発	S×1 A×6 C×1	S×1 A×7	S×1 A×6 B×1	(2)エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発	A×3 B×1	S×1 A×1	A×3 C×1	
(2)量子ビーム利用のための研究開発	S×1 A×2	S×2 A×1	S×2 A×1	(3)量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発	A	S	S	
(3)原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散	A×3	A×3	S×1 A×2	(4)エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成	S×1 A×3	S×1 A×3	S×2 A×2	
(4)自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分に係る技術開発	A	A	A	(5)原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動	A×3	A×3	A×3	
(5)原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	(6)自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発	A	A	A	
(6)放射性廃棄物の埋設処分		A	A	(7)放射性廃棄物の埋設処分	A	A	A	
(7)産学官との連携の強化と社会からの要請への対応	S×2 A×7	A×10	A×10	(8)産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動	A×8	A×7 B×1	A×7 B×1	
2. 業務運営の効率化	A	A	A	**2. 業務運営の効率化**	A	A	C	
(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	(1)効率的、効果的なマネジメント体制の確立	A	A	C	
(2)統合による融合相乗効果	A	A	A					
(3)産業界、大学、関係機関との連携強化による効率化	A	A	A					
(4)業務・人員の合理化・効	A	A	A	(2)業務の合理化・効率化	A	A	A	

	率化							
	(5)評価による業務の効率的推進	A	A	A	(3)評価による業務の効率的推進	A	A	A
	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A		**3. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計**	A	A	A
	(1)予算 (2)収支計画 (3)資金計画	A	A	A				
	(4)財務の内容に関する事項	A	A	A				
	4. 短期借入金の限度額	—	—	—	**4. 短期借入金の限度額**	—	—	—
	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	**5. 重要な財産の処分等に関する計画**	—	—	A
	6. 剰余金の使途	—	—	—	**6. 剰余金の使途**	—	-	-
	7. その他業務の運営に関する事項	A	A	A	**7. その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項**			
	(1)安全確保の徹底と信頼性の管理に関する事項	A	A	A	(1)安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底に関する事項	A	A	C
	(2)施設・設備に関する事項	A	A	A	(2)施設及び設備に関する計画	—	-	-
	(3)放射性廃棄物の処理・処分並びに原子力施設の廃棄措置に関する事項	B	A	A	(3)放射性廃棄物の処理及び処分並びに原子力施設の廃止措置に関する計画	S	B	A
					(4)国際約束の誠実な履行に関する事項	—	-	-
	(4)人事に関する計画	A	A	A	(5)人事に関する計画	A	A	B
	(5)中期目標期間を超える債務負担	A	A	A	(6)中期目標の期間を超える債務負担	—	-	-

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 原子力基礎工学研究や先端原子力科学研究等の基礎的・基盤的研究分野において、原子力機構がこれまでに蓄積してきた専門的知見や既存施設を活用しながら、特筆すべき研究成果を数多く挙げていることは高く評価できる。
- 安全研究や廃止措置、放射性廃棄物の処理・処分に関する研究開発等、原子力及びエネルギー政策の方向性に関わらず重要な研究開発を着実に進めていること、また、東電福島第一原発事故対応において、環境モニタリング、放射性物質の環境動態調査、国や市町村が行う除染への支援、並びに、これらに関する技術開発等に人員を投入し、成果を挙げていることは評価できる。
- 一方で、「もんじゅ」の保守管理不備については、国民の原子力に対する信頼を著しく傷つけるものであり、機構全体として、安全文化に対する認識、組織マネジメントの在り方について再度問い直すことが必要である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発	1(1)	• 「東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた研究開発計画について」において示された体制の下、個別の研究開発課題の役割分担を、明確にし、関連する会議を通じて、現場の状況と研究開発ニーズを把握するとともに、機構における成果を公表し、関係省庁や原子力事業者等と連携・協力して進めた。 • 課題解決に当たっては、機構の各部門・拠点等の人員の協力を得つつ、必要に応じて各部門・拠点等の施設を利用して効果的・効率的に進めた。福島環境安全センター以外の機構内他部署から、平成24年度を通じて延べ204名の人員を動員し、福島環境安全センターでの地元自治体等とのコミュニケーション活動を進めた。避難住民の警戒区域等への一時帰宅を支援するため、福島環境安全センター以外の機構内他部署から、平成24年度を通じて延べ1,173名の人員を動員した。 • 福島環境安全センターの分析に係る機能を集約するために、福島市笹木野に分析所を設置し、設備の整備や人員の配置を行い、汚染された土壌等の分析を開始した。分析所には、土壌、水、草木等の環境試料中の放射能分析と組成分析等のための設備が整備され、分析・評価を実施する人員を配置し、セシウムの動態調査のための試料や文部科学省から依頼された土壌等の環境試料の分析を実施した。 など	• 福島における機構の役割がモニタリングや研究開発を中心に位置付けられており、その点から中期計画は概ね達成できたと判断される。トップの経営判断により、リソースを優先的に投入し、年度計画を十分に達成したと評価できる。引き続き、我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関としての取組に期待する。 • 機構が福島第一原発事故への対応について、周辺の環境の修復に向けた活動について多大な努力を払い、地元に信頼される成果を挙げていることは高く評価する。 • 本取組で得られた成果とノウハウを長期間に渡って活用できるようにデータベースの充実と若手への伝承を期待する。 など

エネルギーの安定供給と地球温暖化対策への貢献を目指した原子力システムの大型プロジェクト研究開発 （高速増殖炉サイクル技術の確立に向けた研究開発）	1(2)	• 平成24年9月に判明したナトリウム漏えい検出器に係る点検計画の変更手続の不備を受けて、他の設備について同様な不備がないか調査した。その結果、電気・計測制御設備について、点検時期の延長（点検実績を踏まえた簡易の技術的評価に基づく延長）又は点検間隔・頻度の変更（点検実績を踏まえた技術的評価（保全の有効性評価）に基づく変更）をするための手続に不備があったことを確認した。 • 保守管理上の不備が確認されたことから、全ての電気・計測制御設備の健全性評価を行い、プラントの安全性に影響を与えないことを確認するとともに、平成24年11月27日に原子力規制庁に報告し、公表した。 • 平成24年度第3回保安検査（平成24年11月26日～12月7日）において保守管理上の不備に係る事実関係が確認され、同年12月12日に原子力規制委員会から、保全計画に定めたとおりの保守点検がなされていないことから、原子炉等規制法に定める保安規定遵守義務違反及び保安措置義務違反に該当すると判断され、原子炉等規制法第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令及び同法第67条第1項の規定に基づく報告の徴取の命令を受けた。 • 原子力規制委員会からの命令は、機構の経営上の最重要課題と捉え、本保守管理上の不備に係る不適合の対象となる機器の再調査（電気保修課所掌の電気・計測制御設備における点検すべき機器の特定）を高速増殖炉研究開発センター全体で行うとともに、点検実績を踏まえた技術的評価（保全の有効性評価）に基づく点検間隔・頻度の変更や点検間隔・頻度の変更だけでは不適合が除去できない機器の点検等を実施した。 など	• 「もんじゅ」の安全確保のための設備維持については、保守管理上の重大な瑕疵のために、目標を達成できていないと判断せざるを得ない。保守管理の実施に関する計画（保全計画）に定める時期に点検を実施せず、原子力規制委員会から、原子炉等規制法に基づき、法令違反の指摘及び保安措置命令がなされた。また点検漏れの機器が報告後に新たに発覚してくる等の事象が相次いだこともあり、これらにより国民の信頼が相当に失われたことは極めて重い問題である。 • こうした保安管理上の不備があったことの原因としては、プロジェクト管理・安全管理が不十分であったためと言わざるを得ない。自ら定めた保安規定に基づく点検に不備があり、数年間も幹部が認識しないままの状態であったことは、研究段階とはいえ、発電所の運営組織として反省すべきである。 • これら問題の根本原因の究明をもとにして、「もんじゅ」のプロジェクト単体のみならず、機構全体の活動を着実に進ませるためのトップマネジメントを再構築するべきである。 など	
量子ビームによる科学技術の競争力向上と産業利用に貢献する研究開発	1(3)	• リニアックエネルギー増強では、全ての機器の製作が終了し、1MWに向けた整備を終了させた。また、加速器の高出力化に向けたビーム試験を実施し、リニアックのエネルギー181MeVを用いて3GeVシンクロトンの出力を約540kWまで上昇させる試験に成功し、1MW化実現に向けた順調な調整が実施できた。 • 平成24年度を通じて、高出力で安定したJ-PARCの利用運転を実施することができた。物質・生命科学実験施設には、年度当初から約200kWビームを供給し、平成25年1月以降では300kW以上（1パルス当たりでは約350kWに相当）のビームを供給することができた。また、物質・生命科学実験施設の稼働率（実際の利用運転時間を予定された利用運転時間で割った%の割合）も90%以上を達成した。中性子実験施設では、17台の中性子実験装置の運用を計画どおり実施した。 など	• 量子ビームを用いた成果は非常に優れており、高く評価したい。8億円近い外部資金の取得は研究面で外部から高く評価されていることを示すものである。 • J-PARCにおけるリニアックビームの1パルス当たりの出力向上や、J-KARENによる高エネルギー陽子線発生など顕著な成果があった。論文への研究開発成果の発表も高く評価できる。 • 高い実績を挙げているが、当年度計画以上の成果を出すにとどまらず、次年度以降の目標を常に先取りし、前倒しして進めることを期待する。 など	
エネルギー利用に係る技術の高度化と共通的科学技術基盤の形成	1(4)	• 重元素基礎科学における物性科学の分野では、「隠れた秩序」と呼ばれる正体不明の相転移を有するウラン化合物超伝導体URu2Si2の結晶に一軸応力を加えて格子を2回対称に歪ませたところ、これまで低温でのみ観測されていた電子状態がより高温でも発現することを見出し、温度、圧力と言った一般的なパラメータとは異なる結晶の歪みで相転移を制御できることを実証した。 • 原子力分野における新学問領域の開拓及び国際的競争力の向上のために、斬新なアイデアを機構外から募集する「黎明研究制度」については、黎明研究評価委員会の審査を経て、国内外からの応募総数18件の中から海外からの課題6件を含む合計7件(内平成23年度からの継続2件)を採択し、共同研究として実施した。研究開発に関する実績の項で示したように、本制度を基に極めて顕著な成果を得ることができた。 など	• この分野において、世界をリードする成果を挙げ続けていると評価できる。また、センター幹部のマネジメント、リーダーシップ、国際化への強い意志も高く評価される。 • 当初の計画を達成しただけでなく、非常に優れた論文が多数発表されたことは大きく評価できる。 • 福島第一原子力発電所事故対応に代表される出口戦略の強化を期待する。 など	
効率的、効果的なマネジメント体制の確立	2(1)	• 原子力政策が不確定な状況下で、東京電力福島第一原子力発電所事故後の機構に対するニーズの変化、つまり福島対応、原子力施設の安全確保及び廃止措置分野への取組強化や、新たに放射性物質研究拠点施設等整備事業への取組が求められる中、戦略性をもって組織を運営した。一方で、「もんじゅ」の保守管理については、経営が現場の課題を十分把握できず、保守管理要員の配置	• 「もんじゅ」の保守管理に対して未点検を防ぐことができなかったことを重く受け止める必要がある。国の政策が見えない中で、高い士気を維持することが困難である側面に配慮しつつ、今後は一層のPDCAの確実な実施を期待する。	

		が十分でなかった。 • エネルギー政策・原子力政策については、東京電力福島第一原子力発電所事故以降引き続き政府の見直しの議論が続いている。その議論を受け、文部科学省の審議会「もんじゅ研究計画作業部会」において「もんじゅ」等の研究開発計画について技術的な検討が実施されている。このような現状や提言型政策仕分けの提言等も考慮して、「もんじゅ」については、安全を確保するための維持管理、地震・津波に対する緊急安全対策、シビアアクシデント対策の検討、耐震の信頼性向上等の安全性の向上に重点化した取組を実施し、経費の削減及び合理化を図った。しかし、「もんじゅ」では「保全計画」で定められた約3万9千の機器のうち、9,847点の機器について保安規程に定める「保全計画」を変更しないまま点検間隔の変更等を行い、「保全計画」に定められた点検時期を超過する事態が発生した。その根本原因分析の結果、保守管理要員の増員及び技術的チェック等に専念する技術専門職が必要と判断され、平成25年4月1日付けの人事異動で電気保修課の人員を20名から29名に増員するための準備を行った。また、高速増殖炉サイクル実用化研究開発(FaCT)についても、施設・設備の維持管理、技術基盤の維持及び国際協力を活用した安全設計クライテリアの構築と関連する安全性向上対策検討といった取組に限って実施し、研究開発費を大幅に縮減した。 など	保守管理に関する未点検のニュースが国民に与えたショックは非常に大きい。 • 理事長によるトップマネジメントがないように見える。機構の在り方、組織、トップの人材等について根本的な改革が必要。やる気のある生え抜きの研究者やマネージャーがいるのに、意欲喪失するような組織運営がなされているのではないか。内側から当人たちが改革していくことを期待する。 • ガバナンスの形成、コンプライアンス(コンプライアンススタンダードの作成からその遵守を含む。)、リスクマネジメント等において不備が存在していた結果が「もんじゅ」の問題であるとの認識が必要。当該法人が原因としてあげている安全に対する意識の欠落は、現場に存在しているのみではなく、総合的なマネジメントの仕組みに取り込んでこなかったところに存在するのではないか。 など
安全確保及び核物質等の適切な管理の徹底に関する事項	7(1)	• 平成24年度の各拠点における安全活動実施状況及び機構内で発生した主な事故・トラブルの傾向と対策並びに法令報告事象等の根本原因分析(RCA)からの提言を踏まえて、平成25年度の原子力安全に係る品質方針、安全衛生管理基本方針及び安全衛生活動施策を策定した。 • 平成25年度の安全活動の基本方針は、平成24年度の基本方針を継承することとし、「もんじゅ」における保守管理上の不備への対応は、平成25年度の安全統括部長が定める活動施策及び各拠点の活動計画で具体化することとした。 • 平成24年度末の理事長のレビューにおいて、平成25年度の活動方針は、平成24年度の活動方針を継承することとし、「もんじゅ」における保守管理上の不備への対応は、平成25年度の安全統括部長が立案する活動施策及び各拠点の活動計画で具体化することとした。安全文化の醸成については、以上に示す取組を実施してきた。しかしながら、「もんじゅ」において保守管理上の不備が発生し、原子炉等規制法に基づく措置命令等を受けるに至っており、安全に係る法令等の遵守及び安全文化の醸成の推進は不十分であった。 など	• 保安規定に基づく教育・訓練等を職員(協力会社社員も含む)に対して実施し、事故・トラブルの防止に努めていると認められ、安全確保・改善の取組は着実に実施されていると評価する。しかし、もんじゅにおける保守管理上の不備が発生したことから、原子力安全確保の徹底が不十分であったこと、また原子炉等規制法に基づく措置命令等を受けたことから、安全にかかわる法令等の順守及び安全文化の醸成ができなかった。現時点での安全文化再徹底と、醸成のためのたゆまぬ活動を求める。 • 根本原因究明をもとにして、「もんじゅ」のプロジェクトだけでなく、機構全体の活動を着実に進ませるためのトップマネジメントの再構築が求められる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

□ 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

法 人 名	日本私立学校振興・共済事業団（平成 10 年1月1日設立） （理事長：河田　悌一） ※平成 15 年 10 月1日より、助成業務について独立行政法人同様に評価を実施。
目　　的	私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。2 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。3 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。4 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配布を行うこと。5 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：門永　宗之助）
分科会名	高等教育分科会（分科会長：佐野　慶子））
ホームページ	法人：http://www.shigaku.go.jp/ 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/1339018.htm
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Fの５段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第２節１（２）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「総合評価」には「－」を付している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するｻｰﾋﾞｽその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)私立大学等に対する補助事業	A	A	A	A	A	A	
(2)学校法人等に対する貸付事業	A	A	A	A	A	A	
(3)学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	A	A	A	A	A	
(4)受配者指定寄付金事業	A	A	A	A	A	A	
(5)学術研究振興基金事業	A	A	A	A	A	A	
(6)事業に関する情報開示	A	A	A	A	A	A	
2.業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2)経費等の縮減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)契約の適正化	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A	A	A	A	A	A	
(2)財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A	A	A	
(3)人件費の削減等	B	A	A	A	A	A	
(4)期間全体に係る予算	A	A	A	A	A	A	
(5)期間全体に係る収支計画	A	A	A	A	A	A	
(6)期間全体に係る資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の状況	－	－	－	－	－	－	
5.その他主務省庁で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	－	－	－	－	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)研修等助成に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(4)中期目標期間を超える債務負担	－	－	－	－	－	－	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 第2期中期計画の達成に向けて順調に進捗した。年度計画に基づく業務の着実な実施と改善・充実が、各業務の質の向上や効率化につながり、計画を順調に実施している。
- 特に、学校法人等への経営支援・情報提供事業においては、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援や定期的な進捗状況のフォローアップ、また、経営改善計画を策定するための教材の見直し・充実等による経営困難校に対する支援充実など、私立学校支援に大いに貢献していると評価できる。

(2)項目別評価

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>(1との関連)</th><th>独立行政法人の業務実績</th><th>府省評価委員会による評価結果等</th></tr>
<tr><td>私立大学等に対する補助事業</td><td>1(1)</td><td>• 補助金制度の周知のため、補助金説明会の開催(全国6会場)や補助金事務に関する手引書の改訂、発行等を実施
• 補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、平成23年度に補助金を交付した学校法人のうち56法人82校に対して実地調査を実施したところ、不注意による申請上のミスは散見されたものの、法人の管理運営を問うような「不適正な事象」と判断される事例はなかった。
• 会計検査院検査において指摘を受けた事項については、個別に対応するとともに全学校法人への周知徹底を図った。
(私立大学等への実地検査の状況)
<table><tr><th>区　分</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th></tr><tr><td>検査対象</td><td>53法人・73校</td><td>29法人・36校</td></tr><tr><td>指摘事項</td><td>6法人・7件</td><td>10法人・10件</td></tr><tr><td>指摘金額</td><td>130,601千円</td><td>59,505千円</td></tr></table>など</td><td>• 補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、説明内容・方法の工夫など補助金の適正使用に向けた努力は評価できる。
• 今後は、“不注意による申請上のミス”の一層の減少に向けて、当該ミスの発生原因を分析し、適切に対応されることが望まれる。
• また、会計検査院実地検査報告における指摘事項への学校法人に対する注意喚起等再発防止への対応も、適時、実施しているが、依然として、不当の指摘を受けている事案が生じていることから、補助金の適正な使用に向けて、さらなる周知徹底を図ることが望まれる。
など</td></tr>
<tr><td>学校法人等に対する貸付事業</td><td>1(2)</td><td>• リスク管理債権(貸倒懸念債権・破産更生債権等)の金額等
(単位:千円、%)
<table><tr><th>区　分</th><th>平成23年度末</th><th>平成24年度末</th></tr><tr><td>リスク管理債権額</td><td>15,467,423</td><td>16,796,160</td></tr><tr><td>貸付残高にしめる割合</td><td>2.56</td><td>2.87</td></tr></table>• 滞納法人に対しては、督促、現況聴取等を行っている。また、信用リスクの高い法人(長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人)のうち6 法人に対しては、私学経営情報センターと協働してプロジェクトチームを編成し、債権の保全・回収について回収計画を含めた経営再建策等の検討を行った。
など</td><td>• 貸付先法人の経営状況等の変化の早期把握による適切なリスク管理や返済及び利息支払いの遅延を防ぐための取組が行われている。また、延滞した債権の的確な回収に努め、リスク管理債権の割合に係る目標値(3.0%以下)もクリアしており、評価できる。
• なお、震災関連の法人を含め、将来、不良債権化する可能性のある法人に対する経営指導等を徹底していくことが望まれる。
など</td></tr>
<tr><td>収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</td><td>3(1)</td><td>• 平成24年度貸付事業については、貸付計画額が938億円であったのに対し、実績額は525億円であり、約400億円の差が生じている。この主な理由は、①東日本大震災に被災した学校法人の災害復旧のために貸付枠約200億円を措置したが、実際の借入希望があまりなかったこと、②当初計画で見込んだ大学附属病院の建替え事業に対する借入希望約200億円について、大学側の事情による延期等により、本年度の借入とならなかったことである。
など</td><td>• 貸付については、計画に対し低調な実績となったが、これは、東日本大震災への対応に関する一過性の要因等によるものである。
事業団の収益源となる貸付残高の減少は、将来的な収益構造の悪化につながるため、今後、中期的な展望に立った対策が望まれる。
など</td></tr>
</table>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 今後の評価に当たっては、評定理由と改善を促す意見等を明確に分けて評価を行うべきである。(文部科学省所管法人共通)

⑥　厚　生　労　働　省

法 人 名	独立行政法人国立健康・栄養研究所（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：徳留　信寛）
目　　的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。 2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。 3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。 4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	調査研究部会（部会長：酒井　一博）
ホームページ	法　　人：http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa11.html
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1.　府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期 中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
（1）運営体制の改善に関する事項	A	B	A	A	B	A	
（2）研究・業務組織の最適化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
（3）職員の人事の適正化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
（4）事務等の効率化・合理化に関する事項	B	B	A	B	A	A	
（5）評価の充実に関する事項	A	B	A	A	A	A	
（6）業務運営全体での効率化	B	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
（1）研究に関する事項	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×1 A×5 B×2	A×6 B×2	A×7	A×7	
（2）法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	A×2 B×2	S×1 A×3	A×3 B×1	
（3）情報発信の推進に関する事項	S	A	A	A	A	S	
3.財務内容の改善							
（1）外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項	B	A	B	B	B	B	
（2）経費の抑制に関する事項	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
（1）施設及び設備に関する計画							
（2）職員の人事に関する計画							
（3）セキュリティの確保	A	B	B	B	B	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.28)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 平成24年度の実績評価については、全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、一・公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、中期目標に基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価す。ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。
  - ① 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究の一つである「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」について、身体活動基準2013、アクティブガイドの策定のための文献研究の実施、2型糖尿病感受性遺伝子の同定とその機能の解明、大規模コホートの解析から新たな知見の獲得など、生活習慣病予防のための研究成果は大きな進展がみられていることは評価できるが、今後は運動と食事の併用効果に関しての研究を推進することを期待す。
  - ② 研究成果の公表については、インパクトファクターの高い原著論文の採択数が年度計画を上回っていることは高く評価できる。一方で、研究所の目的に照らした研究成果の社会的意義を評価することも必要であり、論文の被引用率等の視点を取り入れることを今後の課題として取り組むことを期待す。
  - ③ 東日本大震災対応として作成したリーフレットに対する地元での反応や効果について、フォローアップすることを期待す。
  - ④ 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置のうち、運営費交付金については、いずれも数値目標は達成しており、年度計画を上回る実績であると評価できるが、削減において研究に影響が生じないように配慮すべきである。
  - ⑤ 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置のうち、外部研究資金の確保については概ね目標に近づいており、その努力については評価できるが、さらなる外部研究資金の獲得を期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項(研究水準及び研究成果等に関する事項(健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。))	2(1)	• 高齢者における二重標識水法の検討結果についてレビューを行い、これまでに、どのような対象特性をもった高齢者においてどのような身体活動レベルの値が得られてきたかを明らかにした。 • 世界へ向けた「日本人の食事摂取基準」(2010年版)の発信を目的として、英語版概要を作成し、HPにて公開した(4月)。また、英語論文として公表(JNSV誌)するため、研究事務局として企画・編集を担当し内容を取りまとめて投稿した。 • 食事摂取基準の策定において日本人で不足しているエビデンスを創出するため、国民健康・栄養調査プールデータを用いた再解析を実施した。 など	• 「運動基準2006」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための大規模無作為割り付け介入研究実施によりデータを得たこと、生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明において、計4か所に2型糖尿病と関連する領域を見出したこと等、生活習慣病予防における研究成果として評価できる。
法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項(健康増進法に基づく業務に関する事項)	2(2)	• 健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を戦略的に計6回実施し、従来から協力関係にある団体等(職能団体、大学、研究機関)との情報交換及び連携を継続した。これらは社会ニーズを把握し、今後の研究の方向性を検討することに役立っている。 • 国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するための取り組みを進めた。具体的には、ホームページのデザインを変更して閲覧しやすくし、ホームページ上からの質問を受けやすいものとした。外部から出された質問と回答については、まとめて月1回所内メールで連絡し、国民から求められているニーズを共有した。 など	• 健康増進法に基づく国民健康・栄養調査や特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施し、分析業務の精度管理および精度向上に努めたことは消費者への正しい情報の提供、食品の安心・安全お確保に繋がった点で評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 産学連携の推進については、本法人の中期計画及び年度計画(以下「中期計画等」という。)において、「共同研究」を年間12件以上実施することが数値目標として掲げられており、平成23年度の業務実績報告書では、「共同研究」のみの実績が記載され、評価が行われている。
しかしながら、本法人の平成24年度業務実績報告書では、「共同研究7件」のほかに、「受託研究2件」及び「研究指導契約3件」の合計12件が共同研究等の実績として記載され、中期計画等に掲げられていない後者二つの指標の実績を含めて評価が行われており、このことについて評価結果においても言及されていない。
このため、今後の評価に当たっては、中期計画等に数値目標として掲げられている指標の実績を業務実績報告書に的確に記載させた上で、その達成度について厳格に評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:前田 豊)
目 的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	調査研究部会(部会長:酒井 一博)
ホームページ	法 人:http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa12.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第1期 中期 計画期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、"A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。")
＜項目別評価＞							2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
1.業務運営の効率化							3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
(1) 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×1	A×2 B×1	S×1 A×2	A×3	A	A×2	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	A	A	A			
(3) 公正で的確な業務の運営					A×2	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った調査及び研究の実施	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A	A	
(3) 学際的な研究の推進	A	B	A	A			
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	A			
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	B	A	A	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×2 A×3	S×1 A×4	S×2 A×3	S×1 A×4	S×1 A×3 B×1	S×1 A×4	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	A	S	S	S	A	S	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
(9) 公正で的確な業務の運営	B	A	A	B			
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	A	A	A	B	B	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	A			
(3) 予算、収支計画及び資金計画					A	A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(2) 施設・設備に関する計画	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.21)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 経費削減を図りつつ、効率的な業務運営体制の確立を行い、労働現場や行政のニーズを把握した上で労働安全衛生に関する質の高い研究を実施し、その成果を普及するためインターネット等を経由して情報発信し、また、労働災害の原因の調査等の実施に高い実績を挙げ、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立(業務運営の効率化に伴う経費削減)	1(1)	• 調達に関して平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、経費節減を図ったところである。平成20年度に9件約1億1,600万円であった随意契	• 一般管理費・業務経費などの経費及び常勤役職員の人件費の節減は、中期目標を上回る実績を達成しているほか、随意契約の見直しでの競争性の確保等により経費節減を進めてきており、更なる効率化に努め、実績を挙げていると評価できる。 など

		約は、平成23年度は6件約4,000万円、平成24年度においては4件約3,900万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件約7億6,100万円から、平成23年度は76件約6億1,700万円、平成24年度においては70件約3億3,200万円となった。 • グループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 など	
成果の積極的な普及・活用（インターネット等による研究成果情報の発信）	2(6)	• 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、内容の充実に努め、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文や、技術資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 • 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、引き続き、「Industrial Health」と同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 • 東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、研究所ホームページの震災関連情報コーナーを平成24年度も継続した。 など	• 国際学術誌として十分評価できる「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等の掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件数も目標数値の2倍以上に当たる年間136万件以上を達成する等、インターネット等による研究成果情報の発信は中期目標を大幅に上回っており、その実績については高く評価できる。 など
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	• 労働災害の原因の調査等の実施状況は、社会的関心を集めた大阪府の印刷工場における胆管がん発症に関する災害調査をはじめ、厚生労働省からの依頼に基づき開始した災害調査は8件であった。 • 災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は92％であった。 など	• 厚生労働省からの求めに応じて開始した労働災害の原因の調査等については、社会的関心を集めた印刷工場における胆管がん発症に関し迅速に実施された災害調査において、厚生労働省「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」に研究所の模擬実験結果に基づいた環境濃度を推定するデータを提供する等、短期間で大きな成果を出しており、さらに、化学工場爆発災害や海底トンネルの崩壊水没災害等の原因調査でも研究所が中心的役割を担っている。このほか、研究所での災害発生現場での現地調査、試料の分析、再現実験、数値解析等による災害発生原因の究明の調査結果は、厚生労働省において、労働安全衛生関係法令の制定や改正、各種技術基準の策定にも活用されている。これらは、中期目標を大幅に上回るものであったと高く評価できる。 • 災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は92％であり、原因調査研究結果の行政的反映度は高く評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人勤労者退職金共済機構（平成15年10月１日設立）＜非特定＞ （理事長：額賀　信）
目　　的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。
主要業務	１ 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。２ 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第9条第1項に規定する業務を行うこと。３ 上記1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	労働部会（部会長：今村　肇）
ホームページ	法　　人：http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou12.html
中期目標期間	5年間（平成20年4月１日～平成25年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期 中期目標 期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
（1）効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	S	A	A	
（2）中期計画の定期的な進行管理	B	B	B	B	B	B	
（3）内部統制の強化	B	A	A	A	A	A	
（4）業務運営の効率化に伴う経費節減	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
ⅰ）退職金共済事業							
（1）確実な退職金支給のための取組	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	B×2	B×2	B×2	
（2）サービスの向上	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	
（3）加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	B	A	
ⅱ）財産形成促進事業				A	B	A	
3.財務内容の改善							
ⅰ）退職金共済事業							
（1）累積欠損金の処理	C	A	B	A	A	B	
（2）健全な資産運用等	B	B	B	A	A	B	
ⅱ）財産形成促進事業・雇用促進融資事業				B	A	A	
4.その他業務運営に関する事項	B	B	A	A	A	A	
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	B	B	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.26)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」、「退職金制度への着実な加入」及び「財形持家融資制度の普及」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
  - ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。中退共事業については、平成24 年度に累積欠損金が解消されたところであるが、林退共事業においては、一定の累積欠損金が解消されたものの、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
  - ② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第3期中期計画により平成25年度もさらに効果的な取組を行うことが求められる。平成24年度に加入者が目標に達しなかった中退共事業、建退共事業及び林退共事業については、業界の状況等も勘案しつつ、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
  - ③ 中退共事業における退職金未請求、建退共事業における共済手帳の長期未更新及び証紙の未貼付については、意欲的な取組がなされたものの、このところ下げ止まりの傾向にある。未請求の発生要因や建設業の労働市場の特殊性に配慮しつつ、更なる取組を行い、改善することが求められる。
  - ④ 財産形成促進制度については、中小企業における融資の利用促進を図るため、中小企業退職金共済制度の利用促進に向けた取組との連携を強化する等さらなる取組の工夫がなされることを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務実施体制の確立	1(1)	• 独立行政法人勤労者退職金共済機構の「業務・システム最適化計画」を円滑に実施するとともに、確実な退職金支給のための取組として、一般の中小企業退職金共済事業の退職金未請求対策の強化を図るため「業務・システム最適化計画」の一部改定を行った。	• 確実な退職金支給のための取組として、「業務・システム最適化計画」の一部を改訂し、中退共事業の退職金未請求対策の強化を図ったほか、適格退職年金移行担当組織(7名)を廃止し、定員を276名から269名とした等、効率的な業務実施体制の確立に向け、大きな成果をあげている点は高く評価できる。
サービスの向上	2 ⅰ) (2)	• 中退共参与会、特退共参与会、中特合同参与会をそれぞれ開催し、事業運営状況、機構の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果、東日本大震災に対する被災地への対応状況、退職金未請求者等に対する取組、次期中期計画案及び平成25 事業年度計画案、退職金制度等の実態調査結果等についての報告を行い、参与から意見を聴取した。	• 外部の有識者で構成する参与会を開催し、事業運営状況等について報告を行い、参与から意見を聴取したほか、退職金制度の実態調査(中退共事業)において、加入勧奨の際に特に要望が多かった退職金制度及び退職金支給実態を明らかにする設問を設け、調査結果の概要をホームページ等で公表するなどの取組を行う等、情報の収集及び提供を精力的に行っている点は評価できる。
加入促進対策の効果的実施	2 ⅰ) (3)	• 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、個別事業主に対する加入勧奨や各種会議等における加入勧奨等の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施した。また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係機関等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。	• 中退共事業は、個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策を講じたが、加入目標達成率は96.7%と目標を達成することができなかった。なお、適格退職年金からの移行を除くと、前年度の加入実績を2.8%上回る結果となることから、一定の加入促進への取組の効果が認められる。建退共事業及び林退共事業の目標達成率は98.7%、81.4%と目標に達しなかったものの、清退共事業については、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布等を行った結果、目標達成率が110.8%となったことから、清退共事業に係る加入促進への取組は評価できる。
財産形成促進事業	2 ⅱ)	• 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上を図るため、通信講座を受講した。 • 貸付金利の設定に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び5 年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行ったことにより勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。また、東日本大震災の被災者に対して、その生活の安定に資するため、返済に係る特例措置及び貸付に係る特例措置を実施した。	• 勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行うため、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、財形持家融資の適正な貸付金利の設定を行う等の取組を着実に実施したと認められる。 • 貸付決定について平均6日で対応した点、周知広報について、ホームページの積極的な活用、等により、ホームページのアクセス件数、リーフレット配布箇所数などともに、目標を上回った点は評価できる。
財務内容の改善 －財産形成促進事業・雇用促進融資事業	3 ⅱ)	• 財産形成促進事業は、当期利益として43億円を計上した結果、累積欠損金を解消した。これにより、平成24年10月から貸付金利設定を見直し、融資利用者の利便性の向上及び債務負担の軽減を図った。また、平成25年度から運営費交付金を廃止することとなった。 • 雇用促進融資事業では、債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権については、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。	• 財産形成促進事業における累積欠損金については、第2期中期目標期間中の解消に向け「財形勘定収支改善等計画」(平成23年10月策定)に基づき取り組んだ結果、利益として43億円を計上し、累積欠損金を解消した。これにより、平成24年10月から貸付金利設定を見直すなど、利用者の利便性の向上等を図った点は評価できる。 • 雇用促進融資の財政投融資への償還については、元金21億円、利息6億円と約定どおり実施されており、財務内容の改善が着実に進んでいると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：小林　利治）
目　　的	高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 2 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校の運営を行うこと。6 障害者雇用納付金関係業務（納付金の徴収、助成金等の支給、障害者の技能に関する競技大会、障害者雇用に関する講習・啓発等）を行うこと。7 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。8 求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導を行うこと。9 上記1～8に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	労働部会（部会長：今村　肇）
ホームページ	法　　人：http://www.jeed.or.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou12.html
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期 中期目標 期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1.S、A、B、C、Dの5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3.府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化 (1) 効果的・効率的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 事業の費用対効果 (4) 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮 (5) 給付金及び助成金業務の効率化	A	A	S	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
ⅰ）共通的事項	A	A	A	A	A	A	
ⅱ）高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項							
(1) 高年齢者等の雇用の機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対する給付金の支給	A	A	A	A	A	A	
(2) 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項			A	A	A	A	
(3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項							
(4) 65歳までの雇用確保措置の導入・定着のための小規模企業に重点をおいた支援を行うことに関する事項							
(5) 高年齢者雇用支援業務の政策転換を見据えた見直しに関する事項							
(2) 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項	S	A					
(4) 65歳までの雇用確保措置の導入・定着のための小規模企業に重点をおいた支援を行うことに関する事項							
(5) 高年齢者雇用支援業務の政策転換を見据えた見直しに関する事項							
(2) 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行う	A×2	A×1 B×1	A×2				

ことに関する事項							
(3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項	A	A					
ⅲ) 障害者に係る雇用関係業務に関する事項							
(1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2
(2) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A
(3) 納付金関係業務等の実施	A×6	A×6	A×6	S×2 A×2	A×4	A×4
ⅳ) 職業能力開発業務に関する事項						
(1) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営				S×2 A×3	A×5	A×5
(2) 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等				A	B	B
3.予算、収支計画及び資金計画 **4.短期借入金の限度額** **5.財産の処分等に関する計画** **6.剰余金の使途**	A	A	A	A	A	A
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	B	A

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成24年度は、本部機能の幕張本部への集約化等の組織体制の見直しを行うとともに、業務運営の効率化、経費節減等に努めたほか、経済情勢への対応策を機動的に実施したこと等により、業務実績は年度計画にある数値目標をすべての項目において上回るなど、着実に実績を上げており、適切に業務を実施したと評価できる。
- 次年度以降については、事業主等とのネットワークの構築、連携強化や法人統合による業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組のほか、次の点に留意して業務を進めることを期待する。
  - ① 今後は、生涯現役社会の実現に向けた取組がより重要となることから、年齢にかかわりなく働き続ける企業の実現に重点を置き、高年齢者の多様なニーズに対応しつつ、その能力を最大限発揮できるよう、効果的な相談・援助の充実を図るとともに、業務の更なる質の向上に向けて取り組む必要がある。
  - ② 精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就労支援ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化するとともに、精神障害者、発達障害者等のより円滑な就職・職場定着に向けて、サービスの一層の質的向上について、検討する必要がある。
  - ③ 企業等のニーズに応えた職業訓練を効果的に実施するとともに、定員充足率が低下傾向にあることを踏まえ、定員充足率の向上に向けて引き続き取り組む必要がある。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
納付金関係業務等の実施に関する事項	2ⅲ) (3)	• 事業主説明会を474回開催し、目標(420回以上)を上回った。 • 平成25年度の申告・申請が円滑・適正に行われるよう、平成25年度に初めて納付金等の申告・申請の事務を行う担当者等を対象とする説明会を加えて、第4四半期に集中的に開催した。 • 記入説明書については、事業主説明会のアンケート結果等を踏まえ、フローチャートや一般的な記入例のほか個別具体的なケースの記入例の掲載を行い、さらに、平成23年度までの申告・申請において誤りの多かった就業規則等における所定労働時間と実態の労働時間が常態として乖離している場合の取扱い等について詳しい説明を加えるなど、分かりやすさと内容の充実を図った。 • 平成24年4月から利用が開始された電子申告・申請について、利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性を「Q&A」を加えて分かりやすく記載し、1月上旬にホームページに掲載した。	• 納付金関係業務については、企業が引き続き厳しい経営環境にある中で、非常に高い水準の収納率を達成し、特に300人を超える事業主に係る収納率は99.96%となり、昭和60年以降で最も高い収納率となったことは評価できる。 また、調整金の過大支給等に係る会計検査院からの指摘に対して、迅速に対応したことは評価できる。 • 今後、平成27年4月からの適用対象の拡大に向け、制度改正の一層の周知・広報活動を進めていくことを期待する。

		• 平成27年4月から適用対象となる常用雇用労働者数が100人を超え200人以下の中小企業事業主に対する周知・広報について、常用雇用労働者数が80人を超え230人未満の事業主のうち、平成24年度申告・申請を行っていないすべての事業主(約36,000社)に対して、職業安定局長及び機構理事長の連名でのダイレクトメールの送付による周知を行った。 • 的確な徴収を実施するため、厳正な審査を実施するほか、未納付事業主に対して電話、文書、訪問による納付督励・督促を積極的に実施した結果、300人を超える事業主に係る収納率、200人を超え300人以下の事業主に係る収納率のいずれも、中期計画の目標値である99%を超えた。特に300人を超える事業主に係る収納率は99.96%となり、昭和60年以降で最も高い収納率となった。 • 過年度分の未収分については、継続的に収納に努めた結果、平成24年度末において、平成21年度以前の未収分は全て収納済みであり、また、平成22年度以降の未収分について僅少なものとなった。　など	
求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等	2ⅳ) (2)	• 厚生労働省が定めた認定基準に基づき、特定求職者を早期に安定した雇用に結びつけるよう、職業能力の開発及び向上を図るために効果的な訓練内容となっているか等を踏まえ、認定申請書の審査等の認定業務を行い、平成24年度開講分として、審査件数15,360コース、定員324,185人の審査を実施し、うち10,233コース、定員213,034人の訓練コースを認定した。 さらに、認定基準に適合し、特定求職者の就職に資するような訓練カリキュラム作成等の参考となる「カリキュラム作成ナビ」を作成し、ホームページ上で公開するとともに、相談の機会を通じて訓練実施機関に提示するなどし、訓練カリキュラムの円滑な作成を支援した。 • 求職者支援訓練の質を確保するため、全ての訓練実施施設に対し、定期的(コース毎に概ね月1回)に訓練及び就職支援の実施状況等を確認した結果、実施状況確認件数は、31,557件となった。 また、実施状況の確認時に、受講者に対するアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえ、訓練実施施設に対する指導・助言を実施した。 など	• 平成23年10月から開始された求職者支援制度については、厚生労働省が定めた認定基準に基づき、職業能力の開発及び向上を図るために効果的な訓練内容となっているか等を踏まえ、認定申請書の受理・審査等の認定業務(審査件数は15,360コース、定員324,185人分、認定件数は10,233コース、定員213,034人分)を実施した。また、求職者支援訓練の質を確保するため、定期的に訓練及び就職支援の実施状況等を調査し、訓練実施機関に対する実施状況確認を31,557件(対象コース数7,781コース)実施する等重要な取組を着実に遂行していると認められる。 なお、一部マスコミにおいて、求職者支援訓練に係る不正受給の疑いある旨の報道があったところであるが、雇用構造が大きく変化する中、求職者支援制度の重要性は益々高まっており、求職者支援訓練の効果的な実施と質の確保を図るため、さらなる役割を果たしていく必要がある。このため、関係機関との緊密な連携の下、当該事案の全容解明を図るとともに、その結果を踏まえ、厚生労働省と連携し、厳正な実施状況確認の在り方を含めた再発防止策に速やかに取り組む必要がある。併せて、サードセクターを含めた民間訓練実施機関との連携・協同による制度の効果的な運用を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:長野 洋)
目　　的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法　　人:http://hp.wam.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo12.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期 中期目標 期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	A	A	S	S	S	S	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実	A	A	S	A	A	A	
2. 業務運営の効率化							
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進	A	A	A	A	A	A	
(2) 経費の節減	A	A	A	A	S	A	
3. 業務の質の向上に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×2 B×1	S×2 B×1	S×2 A×1	A×2 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業	A	A	A	A	A	A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2					
(3) 社会福祉振興助成事業			A	A	A	A	
(4) 退職手当共済事業	S	S	S	S	S	S	
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	B	B	B	A	B	
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)	B	A	A	A	A	A	
(7) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	A	A	A	A	A	A	
(8) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務	A	A	A	A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画 **5.短期借入金の限度額** **6.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画** **7.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画** **8.剰余金の使途**	A	A	A	A	A	A	
9.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 職員の人事に関する計画 (2) 施設及び設備に関する計画 (3) 積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.13)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成24年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、国の政策と利用者ニーズに的確に対応した業務展開を期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1(1)	• 組織のスリム化及びガバナンスの更なる高度化を推進するための組織体制の整備を図るため、組織改正を行った。 • ガバナンスの更なる高度化に向け、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図るため、各部におけるリスクを洗い出し、各部のリスクについて分析したほか、金融庁検査準備室と業務管理課、企画室等が連携し、リスク管理態勢等の方針について検討を行い、新たに方針案を作成した。 など	• 福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進している。 • ガバナンスの更なる高度化を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設し、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を推進しているほか、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図っている。 など
福祉医療貸付事業(債権管理)	3(1)	• 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行った。 • 事業報告書等を収集のうえ、データ分析を行うなど、貸付先の経営状況の的確な把握を行うとともに、大口貸付先については、その償還の確実性及び今後の経営方針等を把握するため、債権管理部門、経営支援部門及び貸付部門が連携しつつ、機構の理事長が貸付先の経営層に対し、事業実施状況や中期的な経営方針及び今後の事業計画等についてヒアリングを実施した。 • 貸出条件緩和に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を作成のうえ実施するなど、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、適正に対応した。	• 貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めるとともに、リスク管理債権の未然防止策として、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、適切な経営改善支援策を講じた。また、リスク管理債権に係る情報は、役職員で情報を共有化するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部署へフィードバックした。 • 以上のことから、平成24年度末におけるリスク管理債権比率(東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。)は2.25%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったが、第2期中期目標期間中最も低い比率となった。
退職手当共済事業	3(5)	• 共済契約者との意見交換は、直接訪問方式からアンケート方式に見直すことでより多くの顧客ニーズを把握することができた(平成23年度直接訪問数:21件、平成24年度アンケート回答数:3,004件)ほか、アンケート結果に基づき、共済契約者の事務処理の円滑化に資するため、分散している資料の集約化や内容の見直しを行った。 • 電子届出システムを利用している共済契約者の意見を踏まえ、利用者の操作性向上のため、入力必要事項のみ画面表示されるなどの電子届出システムの改善を行った。 など	• 利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組みに加え、業務処理における週間処理目標件数の設定及び人的資源の集中化などに取り組んだ結果、退職手当金の請求(930億円)が当初計画(789億円)より大幅に増加したにもかかわらず、平均処理期間が36.9日となり、中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績をあげた。 • 電子届出化を進めたことにより、利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現した。
心身障害者扶養保険事業	3(6)	• 毎月の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産構成割合があらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理した。 • 運用受託機関の管理は、運用コンサルティング会社を活用するとともに、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保のため、運用受託機関に提示した運用方法等に係るガイドラインの遵守が確保されているか確認した。 • リスク管理は、運用コンサルティング会社を活用し、各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの値の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断するとともに、毎月、各資産のリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した。 など	• 当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催した。 • 心身障害者扶養保険資金の運用は、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年7.85%の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、厚生労働大臣が指示する運用利回り(年2.80%)を確保することができた。この結果、平成24年度末における繰越欠損金は、約99億円となり、前年度に比べ約33億円減少した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（平成15年10月１日設立）＜非特定＞ （理事長：遠藤 浩）
目　　的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口 修）
分科会名	医療・福祉部会（部会長：真野 俊樹）
ホームページ	法　　人：http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo11.html
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期 中期目標 期間	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×1 B×2	A×3	A×2 B×1	A×3	S×1 A×2	A×2 B×1	
(2) 効率的かつ効果的な施設・設備の利用	B	A	A	A	A	A	
(3) 合理化の推進	B	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	S×3 A×1	S×1 A×3	S×4	A×4	A×4	A×4	
(2) 調査・研究	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	A×2	
(3) 養成・研修	A	A	A	A	S	A	
(4) 援助・助言	B	A	A	A	A	A	
(5) その他の業務	B	A	A	A	A	A	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	B	B	B	B	A	B	
(7) 業務の電子化							
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率	B	A	A	A	A	A	
(2) 経費節減を見込んだ予算							
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置	A	A	A	A	A	A	
(2) 人事評価システム							
(3) 施設整備、改修	B	－	B	A	A	B	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.13)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 平成24年度においては、18名の施設利用者の地域移行を達成させ、この結果、第1期から通算して150名が地域移行し、地域移行のみで独立行政法人移行時（平15年10月）と比較して3割縮減するという目標を達成するとともに、新たに地域移行に同意した保護者・家族も25家族となり、第2期中期目標の達成に向けて、様々なプロセスの実践をしっかりと実績に結びつけた点についても、評価する。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み（施設利用者の地域移行のスピードアップ）	2(1)	• 平成24年度においては、18人が地域移行のために退所し、24年度の目標値を達成した。（年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行が難しくなっている中で、第1期から通算150名が地域移行しており、この結果のみで独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して3割縮減するという目標を達成した。） • 平成24年度においては、25人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、目標値を達成した。	• 年々、施設利用者の高齢化・機能低下及び疾病を併発する施設利用者が増え、地域移行が難しくなっている中、平成24年度においては、年度目標（15名～20名）である18名の施設利用者の地域移行を達成させ、この結果、第1期から通算して150名が地域移行し、地域移行のみで独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して3割縮減するという目標を達成したことを評価する。 • 新たに、地域移行の同意を得た保護者が25名となり、年度目標（25名程度）を達成したこ

		など	とを評価する。 など
調査・研究（調査・研究のテーマ、実施体制等）	2(2)	• 中期計画に掲げられている調査・研究のテーマ等の設定方針に従い、本年度は、厚生労働科学。研究費補助金として「地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成」、社会福祉推進事業として「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査研究」、障害者総合福祉推進事業として「地域における短期入所（ショートステイ）の利用体制の構築に関する調査」を実施した。その他、著しい行動障害のある人の在宅生活を支える仕組みに関する研究、知的障害者の認知症ケアに関する研究など、合計13テーマの研究を実施した。 など	• 研究内容として、市区町村を対象とした高齢知的障害者の実態調査、障害者支援施設を対象とした高齢知的障害者の支援の実態に関する調査、短期入所事業の実態調査といった、これまで障害福祉領域で実態調査が行われて来なかった研究テーマについて、大規模な悉皆調査を3本実施した。また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した者の地域生活支援に関する調査・研究、知的障害児・者が在宅生活を快適に過ごすために必要なサービスについての研究など、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を、全国の大学関係者や障害関係施設等の職員と協働で行った。さらに、法人の独自研究として、高齢知的障害者の健康管理と医療と介護、精神科病院に入院している知的障害者の実態と医療と福祉の連携、知的障害者の認知症ケアに関する研究など、のぞみの園における自立支援のフィールドを生かした実践的な研究に積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを高く評価する。 など
援助・助言	2(4)	• 国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法については、ホームページに掲載したほか、ニュースレターにて「国立のぞみの園における援助・助言について」（34号）の記事を掲載し、当法人の援助・助言に関する役割等を広く紹介し、援助・助言への活用を促した。また、平成22年度に作成したPR用リーフレットをニュースレターに同封したほか、見学者や当法人の研修会及び他の法人の研修会等においても配布を行った。これらの広報に努めた結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係わる問い合わせや職員の講師派遣要請等があり、対応した。 など	• 援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター（年4回、各3,600部発行）に掲載（年2回）するとともに、援助・助言のPR用リーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などへの援助・助言の実施件数は、平成24年度は227件の実績となり、前年度比27件増加したこと、また、227件のうち、講師派遣による援助・助言の提供については56件の実績であり、前年（31件）に比べて大幅に増加したことを評価する。 • なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が5千5百件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じているとともに、平成24年度からは高崎市の障害者虐待防止センター業務を受託するなど、地域貢献に積極的に取り組む姿勢を評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 養成・研修事業については、矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関して福祉施設等における職員に対する研修会等の開催回数が4回と例年以上の実績があったこと、行動援護に関する研修に関して新たに行動障害のある障害児を支える教育と福祉サービスの連携をテーマとした研修会を開催したこと等を総合的に勘案し、S評定（中期計画を大幅に上回っている）としている。 しかしながら、業務実績報告書において評価の視点等として掲げられている他の取組実績については、過年度と比較して高い状況にあるとはいえず、かつ、このことについて評価結果においても言及されていない。 このため、今後の評価に当たっては、評価の視点等に掲げる他の取組に係る過年度の実績にも着目し、厳格に評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人労働政策研究・研修機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：山口　浩一郎）
目　　的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	労働部会（部会長：今村　肇）
ホームページ	法　　人：http://www.jil.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間（平成24年4月1日～平成29年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	B	A	A	－	
(1) 労働政策研究	A×4 B×1	A×5	S×1 A×4	S×1 A×4	A×4 B×1	A×2	
(2) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	B	B	B	B	B	－	
(4) 労働政策研究等の成果の普及・政策提言	A×2	A×2	A×2	S×2	A×2	A×2	
(5) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	A	A	A	A	A	
(6) その他の事業	A	B	A	A	A	A×1 B×1	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.剰余金の使途							
6.その他業務運営に関する重要事項							
7.人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
8.施設・設備に関する計画	B	B	B	B	B	B	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.14)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）

- 機構においては、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、適正な業務運営が行われていると評価できる。
  今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を行っていくことが望ましい。

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	• 第3期中期計画に基づき、中長期的な労働政策の課題に対応する6つのプロジェクト研究に係る18のサブテーマと、厚生労働省からの要請に基づいた7つのテーマに係る課題研究を実施した。また、厚生労働省の緊急の政策ニーズを踏まえた7テーマの緊急調査を実施した。 • プロジェクト研究の個別テーマについては、労使関係者や労働分野に係る有識者からの労働政策上の課題認識を多角的に把握し、かつ、厚生労働省との間のハイレベルでの課題認識の共有を経て設定し、的確な人材配置の下に、政労使三者による労働政策形	• 研究については、中長期的な労働政策の課題に対応する体系的・継続的な調査研究と、厚生労働省の要請や緊急の政策ニーズを踏まえた短期間で取りまとめを行う研究とを幅広く実施している。 • 研究テーマの策定については、厚労省との密接な連携の下、機構の問題意識や労使のニーズを踏まえて決定する体制を構築している。 • 研究の実施に当たっては、各個別研究テーマの性質に応じ、テーマによっては研究部門等を超えた研究グループ編成も行い、調査員と研究員が柔軟に連携・調整を図り、研

		成への貢献度の高い調査研究とすべく実施した。 • また、課題研究については、厚生労働省から要請された調査研究課題について、同省とのハイレベルでの要請趣旨の明確化と共有を経て、的確な人材配置の下に、スピード感をもって実施した。　など	究を推進できている。 • また、厚生労働省との連携について、厚生労働省の政策統括官をはじめとする幹部と理事長をはじめとする機構役員等との意見交換の場である「ハイレベル会合」の実施、政策統括官と理事長との定期協議の場の設置、政策研究会・同省政策担当者との勉強会の開催等に加え、研究担当者の登録制を導入するなど、同省との連携を一層強化し、行政のニーズを研究テーマ等に的確に反映するよう取り組んだことは評価できる。 など
労働政策研究等の成果の普及・政策提言	2(4)	• 多様な媒体での成果の普及に努めるとともに、厚生労働省記者クラブにおける研究成果の記者発表等を行うことで、マスメディア等への積極的な情報発信に努めた。 • 記者発表した調査結果等については、新聞に取り上げられるとともに、労働関係の専門誌等でも紹介された。マスメディア等からの取材についても積極的に対応することで、新聞、テレビ、雑誌等の各種媒体において機構の調査研究等の成果が広く発信されるように努めている。 • 前年度に引き続き、ホームページのJIS対応状況に関する調査を実施した。調査の結果明らかになった問題点をふまえ、ウェブアクセシビリティに配慮のあるホームページ実現に向けて「文字色・背景色」「表組・ウィンドウ表示」の設定変更等を行った。そのうえで、ウェブアクセシビリティ方針を策定し、ホームページに掲載した。同方針は公共機関サイト支援プロジェクトA.A.Oのホームページにおいて、独立行政法人の事例として紹介されている。 • 労働政策研究等の成果については、発表と同時にホームページに掲載するとともに、メールマガジンにおいてもホームページ上のリンク先を掲載している。各成果物には学界、研究機関等の方々から幅広い意見・感想を寄せていただくことを目的に、アンケートフォームの改善を行い、記載しやすいように工夫した。 など	• ニュースレター・メールマガジン・研究専門雑誌をそれぞれ中期計画どおり発行し、ニュースレター・メールマガジンの読者を対象としたアンケートにおいて、「有益であったと答えた者の割合」はいずれも「90％以上」となり、中期計画（各80％以上）を上回った。メールマガジンの読者数についても「31，187人」と前年度実績より1，146人上回り、年度計画の目標値（30，500人以上）を上回る実績を上げており評価できる。 • 加えて、マスメディア等への積極的なPRやわかりやすい公表資料の作成に努めたことで、ホームページのページビュー数が「3，782万件」と前年度（2，866万件）を大幅に上回るなど、国民各層のニーズに合致するよう効果的にホームページで公表出来ていることは評価できる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人労働者健康福祉機構（平成16年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：武谷　雄二）
目　　的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1.療養施設の設置及び運営を行うこと。 2.労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。 3. 賃金の支払の確保等に関する法律第3章に規定する事業を実施すること。 4. リハビリテーション施設の設置及び運営を行うこと。 5. 被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。 6.その他1.～5.に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	労働部会（部会長：今村　肇）
ホームページ	法　　人：http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou12.html
中期目標期間	5年間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A					
(2) 一般管理費、事業費等の効率化							
(3) 労災病院の再編による効率化	－	A					
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し			A	A	A	A	
(2) 一般管理費、事業費等の効率化							
(3) 労災病院の在り方の総合的検討							
(4) 保有資産の見直し							
(5) 業務内容の改善							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	A	A	A	A	A	A	
(2) 療養施設の運営業務	S×1 A×4 B×1	A×6					
(3) 健康診断施設の運営業務	A	A					
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2					
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	B	B					
(6) 未払賃金の立替払業務の着実な実施	B	A	A	A	S	A	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	A	A					
(8) 納骨堂の運営業務	B	B	B	A	A	B	
(9) 労災疾病等に係る研究開発の推進等			S	S	S	S	
(10) 勤労者医療の中核的役割の推進			A×4	S×1 A×3	S×2 A×2	S×2 A×2	
(11) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進			B×2	A×2	A×2	A×2	
(12) 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供促進			A×1 B×1	S×1 B×1	S×1 B×1	A×1 B×1	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	B	B	B	B	B	A	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項	B	B	B	A	A	A	
(1) 人事に関する計画							
(2) 施設・設備に関する計画							
8.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 労災リハビリテーション作業所の順次廃止							
(2) 産業保健推進センターの管理部門の集約化							

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.26)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 労災病院事業において、急性期に対応した高度・専門的医療の提供、地域医療支援の一層の推進、労災疾病研究では、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野において、国内の労災指定医療機関等に対する成果の普及に加え、国外への普及の取組等が認められ、また、産業保健推進センター事業では、産業医等に対する専門的な研修・相談等の積極的な取組を行ったほか、未払賃金立替払事業では、支払処理日数及び累積回収率について23年度に引き続き過去最高の実績を達成しており、さらに、23年度に引き続き東日本大震災への対応の取組を進めたほか、大阪の印刷事業場に係る労災請求に端を発した「胆管がん問題」に対しては、全国の産業保健推進センター等に相談窓口を設置するとともに、当該窓口で相談を受けた労働者のうち、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29の労災病院で相談・診療が可能な体制を整えるなど、多様な事業を担いつつ、その取組には積極的な姿勢が認められる。
  今後においては、労災疾病等に関する診断・治療法等の臨床への積極的な普及活動や実用化に向けた取組を進めるとともに、産業保健推進センターにおける研修業務を通じた産業保健活動の現場への還元の一層の取組、メンタルヘルス不調者の職場復帰の支援など社会的なニーズに的確に対応した活動など、医師等の職場環境にも配慮しつつ、更に積極的な取組が進められることを期待する。
- また、業務運営の効率化、収支改善等に向けた取組については、理事長を含む役員と病院長らによる本部・病院間協議の実施等、理事長がリーダーシップを発揮しやすい体制を構築し、医療材料・医療機器の共同購入、給与カーブのフラット化、後発医薬品の採用拡大等による事業費等の削減を行う一方、医師の確保、患者数の確保、新たな施設基準の取得による診療単価のアップ等により収入を確保するなどして、組織が一丸となって効率化に取り組み、着実に成果を挙げており、今後も、着実な取組の継続を期待する。
- これらの取組については、機構の設立目的に沿って適正に業務運営を行ったものであり、これらの事業実績は、平成24年度計画を着実に達成したものとして評価できる。今後においても更なる積極的な取組を期待するとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）を踏まえた適正な業務運営をお願いする。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
高度・専門的医療の提供	2(10)	• 看護師を確保して7対1入院基本料を算定する病院を19施設から23施設に拡大し、急性期化に対応した診療体制の構築を図り急性期医療を実践した。その結果、平均在院日数の短縮が図られた。 • 救急患者に対し常に医療を提供できる体制の整備に努め、労働災害等への対応を含めた救急体制の強化を行った結果、75,954人の救急搬送患者を受け入れた(対前年度2,993増)。 • 高度・専門的な医療に対応するべく毎年計画的に高度医療機器を整備しており、本年度も73.7億円の自己資金を投入して、機器等を整備した。 • 分かりやすい医療の提供、医療の標準化を通じたチーム医療の推進を図るため、クリニカルパスの作成やその適用を推進するとともに、多職種間の情報共有を更に深め、より分かりやすい内容とするべくクリニカルパスの見直しを行った（作成件数4,422件、対前年度比0.7%増、適用率87.8%、見直件数578件）。 • 今年度より本部で一括管理しているDPCデータを活用し、22項目からなる「労災病院DPCベンチマーク」を四半期ごとに作成、配布することによりチーム医療の推進を促し、医療の質の向上を図った。	• 労災病院では、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、地域医療支援病院等の認定を受ける病院の増加等に取り組んでおり、地域における中核的医療機関としての体制強化を着々と進めていることは評価できる。 • また、急性期医療への対応として、7対1看護体制導入施設の更なる拡大(19施設→23施設)や前年度を上回る救急搬送患者数の増加（72,961人→75,954人）など、医療の高度・専門化に向け努力していることは評価できる。 • 加えて、学会等への積極的な参加や専門センター化の推進、チーム医療の推進や自己資金による高度医療機器の計画的整備により、高度・専門的な医療への対応に積極的に取り組んでいることは評価できる。 • さらに、優秀な医師、看護師等の確保・育成のため、合同説明会での募集活動やホームページでの公募、働きやすい職場環境の整備等に取り組んでおり、特に看護師については、資格取得に向けた各種支援により、認定看護師等の有資格者数が増加するなど、人材の確保・育成のための取組の推進が明確である。 • そのうえ、医療の標準化（高度医療のモデル化）の推進のために、クリニカルパスの活用をさらに推進し、件数、適用率ともに増加傾向にあることや、DPCデータの活用により四半期ごとに「労災病院DPCベンチマーク」を作成し、各病院に配布する取組を行っていることは、チーム医療の推進を促し、医療の質を向上させるという点からも評価できる。 • また、安全な医療の推進のために、労災病院が相互に医療安全対策の状況を点検する取組は新しい取組として評価できる。
行政機関等への貢献	2(10)	• 東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のため、国からの緊急医師派遣要請に基づき、平成23年9月5日から継続的にJヴィレッジ内の診療所に労災病院から医師を派遣している(延べ108名、延べ派遣日数336日)。 • 大阪の印刷事業場での胆管がんの発生	• 行政機関等への貢献については、東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のため、国からの要請に基づき、Jヴィレッジ内の診療所に対し、労災病院から継続的に医師を派遣するなど、引き続き震災対応の取組を進めたことは高く評価できる。

		を受けて、産業保健推進センターでは相談窓口を設置。当該窓口で相談を受けた労働者のうち、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29の労災病院で相談・診療が可能な体制を整えている。 • 厚生労働省からの要請により、労災診療費レセプト審査事務の質の確保、向上を図ることを目的として、労働局のレセプト審査事務担当職員を集めた研修へ、労災病院医師6名を講師として派遣した。 • 国の要請に応じて、52の審議会及び委員会等に95名が参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供した。 • 労災認定にかかる意見書作成について、平成24年度の平均処理日数は15.1日と平成15年度の29.3日のおよそ半分となる大幅な短縮を達成した。	• また、大阪の印刷事業場に係る労災請求に端を発した「胆管がん問題」に対して、全国の産業保健推進センター等に相談窓口を設置するとともに、当該窓口で相談を受けた労働者のうち、職業性胆管がんが疑われる労働者に対しては、29の労災病院で相談・診療が可能な体制を整えたことは、労働者健康福祉機構ならではのネットワークを活かした取組であり、高く評価できる。 • さらに、国が設置した審議会等への参画及び国の要請に応じた地方労災医員等の医員・委員の受嘱のほか、労災認定等に係る意見書作成についても引き続き迅速化に取り組んでおり、そのような面でも行政機関等への貢献を着実に行っていると高く評価できる。
労災疾病等に係る研究・開発	2(9)	• 労災疾病等13分野医学研究・開発の取組、普及状況について「アスベスト関連疾患分野」において、最新の症例と労災認定基準の解説を記載した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を改訂・発刊し、石綿関連疾患診断技術研修（受講者実績718名）でテキストとして活用されるなど、実務専門書として広く利用されている。 • 「中国職業衛生能力強化プロジェクト」として、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの協力依頼を受け、平成24年6月に日本で中国人医師向けのじん肺・アスベストの診断技術研修を行うとともに、8月には専門家を現地に派遣した。実際に中国で発生したアスベスト関連疾患・じん肺症例について診断指導を行い、中国人医師の診断技術の向上に貢献した。(6月：派遣機構医師4名　中国人医師参加者8名、8月：派遣機構医師2名　中国人医師参加者約40名) • 「身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野」において、アンケート調査結果から、日本人の腰痛の生涯有訴率は83%であり、腰痛が原因で社会活動を休んだ経験者は4人に1人に上ること、また、2年間の前向き研究であるJOB studyより、仕事に支障を来たす腰痛の新規発生には、過去の腰痛歴、持ち上げ作業が頻繁なことが関与し、さらに心理・社会的要因(特に職場の人間関係のストレス等)が強く影響することを明らかにした。 • 「勤労者のメンタルヘルス分野」において、インターネットを使用したメンタルヘルスチェックシステムである「MENTAL-ROSAIⅡ(MRⅡ)」の有用性について検討し、MRⅡ利用後、ストレス対処を自覚した者が18%増加し、ストレス対処法と抑うつの関係については、「発想転換」を対処法とした者の抑うつ度が低いことを明らかにした。 • 勤労者の罹患率の高い疾病の一つであるがん分野において、「がんの治療と両立支援　研究推進フォーラム」(9月29日)及び「勤労者医療フォーラム」(12月22日)を開催し、機構本部、労災病院、労災指定医療機関、産業医及び行政等のネットワークの構築に係る検討を行った。延べ150名の参加者からは高い関心と評価が得られた。	• 労災疾病等に係る研究・開発については、労災病院グループにおいて、労災疾病等13分野に係る医学研究・開発やその成果の普及を進めており、大学等の研究で取り上げられにくい分野を含めた研究の推進と臨床への応用の取組として高く評価できる。 • その中でも、アスベスト関連疾患の早期診断に関する研究では、最新の症例と労災認定基準の解説を記載した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を改訂・発刊したり、「中国職業衛生能力強化プロジェクト」として、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの協力依頼を受け、中国人医師向けの診断技術研修を行うとともに、専門家を現地に派遣し、中国人医師の診断技術の向上に貢献したことは高く評価できる。 • また、過重労働による健康障害防止のための研究や職業性腰痛へのストレスの影響等に関する研究、職場におけるメンタル不調予防に関する研究、疾病の治療と職業の両立支援に関する研究等の各研究において、着実な取組を行っていることは高く評価できる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:桐野 高明)
目　　的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。 2 医療に関する調査及び研究を行うこと。 3 医療に関する技術者の研修を行うこと。 4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	国立病院部会(部会長:松尾 清一)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.hosp.go.jp/ 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu12.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第1期 中期目標 期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×3	S×2 A×2	S×2 A×2	S×2 A×2	
(2) 臨床研究事業	S	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	S	S	S	S	
(4) 災害等における活動	A	A					
(5) 総合的事項			A	A	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	S×2 A×2	S×1 A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
3,財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善	S	S	S	S	S	S	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 広報に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.20)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 診療事業では、引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や紹介率・逆紹介率の着実な向上、地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し地域医療に大きく貢献しているほか、質の高い医療を提供するため、医療の標準化の推進や臨床評価指標の改善と公表に取り組み、また、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療にも着実に取り組んでおり、セーフティーネットとしての重要な役割を果たしていることを高く評価する。
- 臨床研究事業では、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM(根拠に基づく医療)の推進に向けた取組が確実に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げており、これを高く評価する。平成24年度には、独立行政法人理化学研究所との「包括的な連携・協力の推進に関する基本協定」に基づき、NKT細胞を活性化する肺がん細胞治療の開発についての臨床研究を開始した。これにより最先端基礎研究と臨床研究の相乗効果が生まれ、基礎研究の実用化促進に繋がることが期待できる。
- 教育研修事業では、高度な看護実践能力を持ちスキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、国立病院機構勤務の医師が参加したカリキュラムの作成・臨床実習をはじめ、国立病院機構が主体となって平成24年度は大学院を卒業した14名の診療看護師(JNP)が厚生労働省の看護師特定行為・業務試行事業の指定を受けた10病院で活動を行い、クリティカル領域の診療看護師の育成に取り組んだことを高く評価する。また、各領域の専門性に秀でた指導医による実地研修として「良質な医師を育てる研修」の充実を図るなど、医師のキャリア形成を支援する体制整備も着実に進めており、引き続き積極的な取組を期待する。
- 全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したこと、中期目標の達成に向けて着実な進展が見られたことを高く評価する。今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、そのネットワークを活用して積極的に国の医療政策として国立病院機構が担うべきものの向上を図る姿勢を期待したい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	• 臨床評価指標は、「診療情報データバンク(MIA)」により、全144病院を対象としてDPCデータ及びレセプトデータを用いて70指標を計測し、平成24年10月に公表した。また国立病院機構以外の医療機関でもこの70指標と同様な指標を作成できるよう、計測に係る分子・分母の定義及び算出方法を明確にした「計測マニュアル」を作成・公表した。他の医療機関がこの計測マニュアルを使用して指標を作成し、医療の質の改善活動に取り組むことが可能となり、我が国の医療の標準化に貢献している。 など	• クリティカルパスについて、実施件数が中期計画に掲げた目標を達成しているものの、引き続き各病院等でその普及、改善に取り組んでいることを高く評価する。 • EBM推進に向けた取組については、全144病院を対象として70指標を測定し、国立病院以外の他の医療機関でも同様な指標を作成できるよう、計測マニュアルとともに公表する取組を高く評価する。その他、長期療養患者をはじめとする患者のQOLの向上に資する取組を評価する。
臨床研究事業	1(2)	• 厚生労働省の要請を受けて、備蓄された2種のワクチンを用いて「沈降インフルエンザワクチンH5N1を用いたパンデミック対応(異種株連続接種によるパンデミック想定株を含む幅広い交叉免疫性の獲得、1回接種による基礎免疫誘導効果研究及び安全性確認試験)の研究」(3課題対象被験者数1,320名)を平成23年度に引き続き実施し、国の新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンの備蓄方針決定に不可欠な情報収集を行った。 • 治験実施症例数については、4,593例(対平成20年度(4,250例)比8%増、ただし、医師主導治験351例を除く。)となり、平成20年度と比べて増加している。なお、治験等受託研究に係る請求金額については、平成20年度(48.33億円)と比較して増加している。 など	• EBM推進のためのエビデンスづくりとして、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。特に、新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンに関する研究を行い、国のワクチン備蓄方針決定に不可欠な情報収集を実施するなど引き続きワクチンに係る有効性・安全性の情報収集で重要な役割を果たしたことを高く評価する。治験については、治験・臨床研究コーディネーター(CRC)の増員のほか、難易度の高い治験を積極的に実施し平成21～24年度の承認医薬品の約5割の治験に国立病院機構が関わるなど、ドラッグラグ解消に向けた治験の推進を行ったことを高く評価する。
教育研修事業	1(3)	• 高度な看護実践能力を有し、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師を育成することを目的として、平成22年4月に開設された東京医療保健大学東ヶ丘看護学部と同大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として、機構病院での実習の場を提供するなど積極的な協力を行っている。 • 国立病院機構としても、看護師のスキルアップを図るため、研究休職制度を利用し、毎年10名程度を同大学院看護学研究科へ進学させている。 など	• スキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、平成22年度に開設した教育機関で国立病院機構の医療現場を最大限活用した教育を行っており、特に大学院では、クリティカル領域の「診療看護師(JNP)」の育成に取り組んでいることを高く評価する。また、「良質な医師を育てる研修」の実施、医師を中心としたリーダー育成研修やNHOフェローシップの構築など教育体制の充実に取り組んでいることを高く評価する。さらに、地域の医療従事者を対象とした研究会等を積極的に実施しており、中期計画に掲げる目標を上回る実績を上げていることを高く評価する。
経営の改善	3(1)	• 平均在院日数の短縮による診療報酬に係る上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を積極的に実施した結果、経常収支498億円、経常収支率105.8%の黒字となり、年度計画における経常収支率105.0%を超える収支率をあげた。 など	• 機構発足以来9期連続で経常収支黒字、さらには経常利益498億円を計上するなど、特段の実績をあげたことを高く評価する。また、個別病院ごとの経営改善計画について、「機構病院リスタートプラン」を実施するなど、着実な経営改善への取組を評価する。
固定負債割合の改善	3(2)	• 建物整備においては、引き続き建築コストを引き下げること等により、整備の効率化を図った。医療機器整備については、平成24年度は労働者健康福祉機構と連携のうえ、大型医療機器の共同入札を実施し、医療機器整備コストを下げることにより、整備の効率化を図った。 など	• 国時代の膨大な負債と老朽化した病院を数多く抱えながらの経営の中で、建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、着実に固定負債を減少させるとともに内部資金を活用して病院機能向上のために必要な整備量を確保し、約定通りの償還を確実に行った結果、長期借入金を大幅に削減したことを高く評価する。 • 一方、耐用年数を越える老朽建物が多く存在しているため、患者の療養環境の改善の観点から、計画的に投資を行い、建物整備を進めていくことが今後の課題である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（平成16年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：近藤　達也）
目　　的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務（①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。）2 審査関連業務（①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導及び助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GLP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP／QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。）3 安全対策業務（① 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析及び情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導及び助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。）
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	医療・福祉部会（部会長：真野　俊樹）
ホームページ	法　　人：http://www.pmda.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo12.html
中期目標期間	5年間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－		－	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
（1）効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
（2）業務運営の効率化に伴う経費節減等	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
（3）国民に対するサービスの向上	A	A	A	A	A	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
（1）健康被害救済給付業務	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	A×4	
（2）審査等業務及び安全対策業務	A×8 B×1	A×7 B×2	A×7	S×1 A×6	S×1 A×6	S×1 A×6	
3.財務内容の改善							
（1）経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	A	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
（1）人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
（2）セキュリティーの確保							

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.13)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- 全体としてPMDAの設立目的に沿って十分な成果が上げられており、評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務	2(1)	• 平成24年度の請求件数は、平成23年度の1,075件から1,280件と大幅に増加しており、処理件数も平成23年度の1,103件から1,216件と増加させ、8ヶ月以内の処理件数は923件と平成23年度の809件を大きく上回り、達成率も全体の75.9％と年次目標を達成したが、6ヶ月以内の処理件数は平成23年度の534件から553件と増加したものの、6ヶ月以内の達成率は全体の45.5％であった。（参考：6か月以内の達成率：平成22年度42.5％、平成23	• 診断書記載要領の拡充、外部専門委員による専門家協議、システムの強化・改修等の取組を引き続き実施した結果、事務処理期間8ヶ月以内の処理の割合を70％以上という平成24年度計画の数値目標に対し、実績は75.9％であった。また、6ヶ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度534件から今年度553件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。今後は、平成25年度までに6ヶ月以内の処理

		年度48.4%)。 • 平成24年10月18日に「医薬品による重篤かつ稀少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催し、平成23年度調査研究事業の実績を取りまとめた。なお、ライ症候群の調査対象者が少ないことから、平成24年度より、新たにライ症候群類似の重篤な健康被害者も調査対象に加えた。また、平成24年10月22日に「先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL向上等のための調査研究班」の班会議を開催し、平成23年度調査研究事業の実績を取りまとめた。 など	を60%以上とするという数値目標の達成のために、更に処理効率を上げることを期待する。 • 健康被害救済制度受給者及びその家族に対する「精神面などに関する相談事業」を引き続き実施するとともに、「医薬品による重篤かつ希少な健康被害者に係るQOL向上等のための調査研究事業」や「先天性の傷病治療によるC型肝炎患者に係るQOL向上等のための調査研究事業」において、昨年度の調査結果の取りまとめなどを行い、QOL向上策等の検討に資するよう、調査対象の見直しを行ったことを評価する。 など
審査等業務及び安全対策業務	2(2)	• 平成24年度における新医薬品の優先品目の承認状況は、総審査期間(中央値)は6.1月、行政側期間(中央値)は3.8月、申請者側期間(中央値)は1.5月であり、全ての期間について、平成23年度より短縮したうえで、目標を達成した。なお、平成24年度の承認件数のうち、優先品目が占める割合は40%となっており、平成23年度の38%より増加した。 • 平成24年度における新医薬品の通常品目の承認状況は、総審査期間(中央値)は10.3月であり、平成23年度の11.5月と比較して短縮した。行政側期間(中央値)は5.7月であり、平成23年度の6.3月と比較して0.6ヶ月短縮した。また、申請者側期間(中央値)は4.2月であり、平成23年度の5.1月と比較して0.9ヶ月短縮し、総審査期間及び行政側期間について目標を達成した。 • 平成24年度における新医療機器の優先品目の承認状況は、総審査期間(中央値)は9.3月、行政側期間(中央値)は7.2月、申請者側期間(中央値)は3.4月であり、総審査期間及び申請者側期間について目標を達成した。 • 平成24年度における新医療機器の通常品目の承認状況は、総審査期間(中央値)は12.7月、行政側期間(中央値)は5.4月、申請者側期間(中央値)は5.0月であり、いずれも目標を大幅に上回る成果を達成するとともに、承認件数も大幅に増加させた。 • 平成24年度に承認された改良医療機器(臨床あり品目)44件の承認に係る総審査期間(中央値)は17.3月、行政側期間(中央値)は7.9月、申請者側期間(中央値)は8.8月であり、目標を達成できなかった。 • 平成24年度に承認された改良医療機器(臨床なし品目)229件の承認に係る総審査期間(中央値)は9.7月、行政側期間(中央値)は4.8月、申請者側期間(中央値)は4.7月であり、行政側期間については目標を達成するとともに、平成21年度以降で最多の承認件数を達成することができたが、総審査期間及び申請者側期間については目標を達成できなかった。 など	• 審査期間について、新医薬品の優先品目は総審査期間の目標9ヶ月に対して実績6.1ヶ月、通常品目は総審査期間の目標12ヶ月に対して実績10.3ヶ月、後発医療用医薬品は行政側期間の目標10ヶ月に対して実績5.9ヶ月、一般用医薬品は行政側期間の目標8ヶ月に対して実績4.1ヶ月、医薬部外品は行政側期間の目標5.5ヶ月に対して実績4.9ヶ月といずれも目標を大きく上回っていることを高く評価する。 • 新医薬品の通常品目の申請者側期間の目標3ヶ月に対して実績4.2ヶ月となっており、通常品目の申請者側期間は目標を下回っていることから、承認申請前の段階で治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデータの評価を十分に行うこと等を助言・指導していくことや日米欧の規制当局と迅速に対応できるよう十分なリソースの確保等を申請者側に要請するといった取組により、申請者側の期間の短縮を期待する。 • 新医療機器審査の承認件数について、優先品目は5件、通常品目で41件であり、承認件数全体として増加していることも高く評価する。 • 審査期間については、新医療機器の優先品目は目標15ヶ月に対して実績9.3ヶ月、通常品目は目標20ヶ月に対して実績12.7ヶ月と大きく上まわっている。また、改良医療機器(臨床なし品目)は目標9ヶ月に対して実績9.7ヶ月、後発医療機器は目標4ヶ月に対して実績4.0ヶ月と概ね目標どおりとなっていることを評価する。 • 改良医療機器(臨床あり品目)は目標12ヶ月に対して実績17.3ヶ月と目標を下回っており、これらは、申請年度が古く、既に長期化した品目の審査を精力的に進めて行政側期間の目標は概ね達成したものの申請者側期間の目標が達成できなかったものである。今後は、総審査期間の目標が達成できるよう、一層の努力を期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:山西 弘一)
目 的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通的技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。4 創薬支援(創薬支援ネットワークの本部機能)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	調査研究部会(部会長:酒井 一博)
ホームページ	法 人: http://www.nibio.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa12.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	第1期 中期 目標期間	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	B	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 全体的事項	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	S×1 A×3	
(2) 基盤的技術研究	S×3 A×1	S×4	A×4	S×2 A×1	S×2 A×1	S×2 A×1	
(3) 生物資源研究	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
(4) 研究開発振興	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	A×2 B×1	A×3	S×2 A×1	
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	A	B	A	B	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項	B	B	B	A	A	A	
(2) セキュリティの確保							
(3) 施設及び設備							

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.21)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
- 全体としては、当該研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な事業の展開(社会的ニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた戦略的事業展開)	2(1)	• 「ヒトiPS細胞を用いた新規in vitro 毒性評価系の構築」では、これまで京都大学をはじめ多くの研究機関・企業と連携しながら、ヒトiPS細胞の創薬応用研究を推進してきた。平成23年度においては、ヒトiPS細胞の分化のなかでも創薬応用に最も重要と言われている肝臓細胞への分化誘導に成功し、実用化に向けてバイオベンチャーである株式会社リプロセルと共同開発を行い、平成24年度には、世界初のヒトiPS 細胞由来の肝臓細胞として出荷された。 • 研究成果の外部評価を行うため、基盤的研究等外部評価委員会に設置された基盤的研究分科会及び生物資源研究分科会(いずれも外部有識者で構成)を平成24 年5月に開催し、基盤的研究分科会においては創薬基盤研究部の各研究プロジェクト、生物資源研究分科会においては難病・疾患資源研究部の各研究室、薬用植物資源研究センター、	• スーパー特区研究「ヒトiPS細胞を用いた新規invitro毒性評価系の構築」について、ヒトiPS細胞の分化のなかでも創薬応用に最も重要と言われている肝臓細胞への分化誘導に成功し、世界初のヒトiPS細胞由来の肝臓細胞として製品化に成功したことなど、優れた成果を得ており大いに評価できる。 また、外部評価等で相対的に評価が高かったプロジェクトへの研究資金の追加交付を実施していることや、ワクチンマテリアルプロジェクトの立ち上げなど、組織の再編などが柔軟に行われていると認められる。 さらに、成果の公表、普及についても講演会やシンポジウム、一般公開等を通じて十分な成果を達成しており、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。

		霊長類医科学研究センターにおける平成23年度の研究成果や業務実績等について外部評価を行った。評価点数に基づき相対的に評価の高いプロジェクトに対して研究資金の追加交付を行うこととしている。 など	
基盤的技術研究（次世代ワクチンの研究開発）	2(2)	• H3N2、H5N1、H7N7、H9N2由来のライブラリー株においてMDCK細胞により高い増殖能を有したワクチン用ウイルス株の全ゲノム配列を検索し、主にPB1の変異が高い増殖能の獲得に重要であることを示唆した。 • マラリア、インフルエンザなどのワクチンにおける新規核酸アジュバント候補としてTLR9のリガンドであるヒト型CpG-ODNを開発し、日本初の核酸アジュバントの第一世代のGMP準拠製剤の作製に成功し、サルでのPOCを含む非臨床試験を完了した（Human Vacc Imm2012）。PMDAと事前相談を2回行い、平成24年3月にPMDA治験開始前相談を行い、12月に大阪大学医学部附属病院のIRBから承認を受け、平成25年1月にPMDAに治験届を提出し、健常人に対する医師主導型の第Ⅰ相治験を大阪大学医学部附属病院で開始する体制を構築した。 など	• 新型インフルエンザ等への対応として、全144種類のA型インフルエンザライブラリーに存在するH5N1型の低病原性トリインフルエンザウイルス由来の種ウイルス株を用いて不活化全粒子ワクチンを作製することにより本ワクチンが新たなパンデミックに即応し得ることが強く示唆されるなど、顕著な実績を挙げていると認められる。また、マラリアワクチンの日本初の新規核酸アジュバント候補としてTLR9のリガンドであるヒト型CpG-ODNを開発し、GMP準拠製剤の作製に成功、全ての非臨床試験及びPMDA治験開始前相談を完了させ、健常人に対する医師主導型の第Ⅰ相治験を大阪大学医学部附属病院で開始する体制を構築した。さらに、新規アジュバント開発研究に関する産学官による研究の推進に関して顕著な実績を挙げており、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。
基盤的技術研究（医薬品等の毒性等評価系構築に向けた基盤研究）	2(2)	• 産学官連携により、世界に先駆けて「ヒトiPS細胞由来肝臓細胞」の製品化に成功し、内閣府の第10回産学官連携功労者表彰厚生労働大臣賞を受賞した。また、ヒトiPS細胞由来の肝細胞に対し、機能遺伝子を導入することにより、マウス体内でヒトアルブミン濃度を上昇させることに成功した。また、マウス肝臓中にヒト肝細胞コロニーが多数認められ、効率良くヒトiPS細胞由来肝細胞をマウスに生着させることに成功した。 など	• iPS細胞由来肝臓細胞を効率よく分化誘導する極めて画期的な独自技術を開発し、産学官連携による世界に先駆けた「ヒトiPS細胞由来肝臓細胞」の製品化に成功し、内閣府の第10回産学官連携功労者表彰（厚生労働大臣賞）を受賞、また、iPS 細胞から成熟したマスト細胞や血液前駆細胞を効率良く分化誘導することに成功した。さらに、薬物の有効性・毒性評価系研究に資する細胞を作製するために、ヒトES/iPS細胞などを用いた内胚葉、外胚葉系などへの分化誘導効率の測定法の開発に着手しており、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。
生物資源研究（薬用植物）	2(3)	• 薬用植物ファクトリー研究として、特許出願を行ったウラルカンゾウ優良株を種々栽培環境条件下で水耕栽培し、その形質を調査した。その結果、明期、温度、光源の強度と種類が生育と根のグリチルリチン酸をはじめとする二次代謝物生産能に大きく影響を与えることが判明した。また、難培養性で組織培養系の確立と増殖が困難なウラルカンゾウ優良株について、理論値で年間20 万本以上の大量増殖が可能な地上茎挿木法を開発した。 • 薬用植物ファクトリーでの生産に適した薬用植物品種育成のため、国内での需要度、重要度の高い、ウラルカンゾウ、シャクヤク、シナマオウ、ダイオウ、ミシマサイコ、カイケイジオウの組織培養物の育成と増殖法の検討を行った。シナマオウでは、シュート増殖能の高い優良クローンの作出に成功した。 など	• 我が国唯一の薬用植物等の総合研究センターとして、薬用植物の収集、保存、維持、供給、品質管理が適切に行われていること、植物目録の刊行、種子交換目録の刊行のほか各種実験データを含む、今までになかった大規模な薬用植物の総合情報データベースを構築し、一般公開したことなど、大いに評価できる。また、セリバオウレンは、通常畑で5年以上の栽培期間が必要であるのに対し、本センターが開発した養液栽培法では、わずか1 年足らずの栽培期間で得られた根茎乾燥物が日本薬局方の規格値全てに適合する品質を有していることを明らかにし、これにより重要な生薬であるセリバオウレンの短期間での効率的な栽培を可能にし、さらに、ケシ属植物の遺伝子鑑別に関する研究において、開発した新規プライマーセットを使用することにより、生植物種子わずか1 粒で特異的な検知が可能であり、食品用に加熱処理した種子でも10 粒で植物種の鑑別が可能であることを証明し麻薬取締行政の観点からも重要な成果を上げるなど、全体としては中期計画を大幅に上回ったと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 繰越欠損金（平成24年度末で承継勘定は約254 億円、研究振興勘定は約65 億円）の解消計画については、本法人の業務実績報告書等において、経年でどの程度解消しつつあるかに関して明らかにされていない。このため、今後の評価に当たっては、繰越欠損金解消の目標時期とともに、繰越欠損金残高と各年度の解消額である当期総利益、当期総利益の要因となった売上納付額等の経年推移の状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、解消計画に係る評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（平成17年10月１日設立）＜非特定＞ （理事長：尾身　茂）
目　　的	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「国民年金法等改正法」という。）第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口 修）
分科会名	年金部会（部会長：山口　修）
ホームページ	法　　人：http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin12.html
中期目標期間	8年6か月間（平成17年10月１日～平成26年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞						
1.効果的な業務運営体制の確立						
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	S	S	S	A	
(2) 業務管理の充実	A	S	S	S	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	S	S	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1) 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	S	S	S	A	A	
(2) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	S	S	S	S	A	
(3) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	A	A	S	S	A	
(4) 買受需要の把握及び開拓	S	S	S	A	A	
(5) 情報の提供	A	A	S	A	A	
(6) 改組に向けた準備					S	
3.予算、収支計画及び資金計画 **4.短期借入金の限度額** **5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画** **6.剰余金の使途**	S	S	S	A	A	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項業務運営						
(1) 人事に関する計画 施設及び設備に関する計画	A	A	S	S	A	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	A	A	
(3) 譲渡業務諮問委員会に関する事項	A	A	A	A	B	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応						
(6) 終身利用老人ホームの譲渡		S	S			

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 新機構への改組に向け、平成24年3月30日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置した一方で、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保しつつ、施設部を廃止するなど実態に即した組織・人員体制の見直しを行い、効率的な体制を確立したことは評価できる。
- 新機構への移行に備え、平成22年度以降に実施した財務調査に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、内部統制実施状況も加えた財務調査を行い、残高確認のみならず業務フローにまで踏み込んで、各施設における現金、預金、医業未収金、買掛金、未払金及び預り金等の各勘定が適切な相互牽制のもとで管理されているかなどについて実地調査を行った。その結果は、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から積極的に発表を行い、調査結果を機構ホームページでも同時に公表するとともに、今後改善が必要な点（診療報酬の保険請求額と実際の入金額の差額について、差額の原因調査が行われていない。収納された現金の残高と医事会計システムにおける残高の整合確認が行われていない。適切な現金管理のための体制等の構築など。）については、病院を運営する各団体等に対し適切な運営ができるよう指導を行っており、評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	• 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる3団体に運営されている約60の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 など	• 新機構への改組に向けた準備を行うため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置し、人事・給与体系を含む組織文化の異なる3団体に運営されている病院を独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するため、各団体との高度な折衝や調整を行った。 • 機構全体の業務体制としては、新機構への移行準備業務の比重が高いため、厚生労働省からの出向者が半数超を占めているが、独立行政法人としての機能を十分発揮する観点から、今後は積極的に民間出身者を登用した体制が確立されることに期待したい。
年金福祉施設等の譲渡又は廃止	2(2)	• 平成23年度については、2病院についての譲渡業務を行ったが、平成24年度については、6病院の譲渡業務を実施した。このうち東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応となり、前例のない譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ行った。 など	• 厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成23年度の2病院から平成24年度は6病院に増えたが、このうち2病院は、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知の変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応であり、随意契約という困難な譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ価格交渉を行い適切に行ったことは評価できる。 • なお、病院の譲渡については、地域医療の継続を維持しつつ、年金資金等の損失を最小化を図る観点から、譲渡価格の設定及び譲渡契約について、引き続き説明責任を果たすことが強く求められていることから、独立行政法人の特性を生かし、内部の更なる体制整備を行うとともに外部の有識者で構成される譲渡業務諮問委員会のチェック機能が十分発揮されることに期待したい。
譲渡業務諮問委員会に関する事項	7(3)	• 譲渡業務諮問委員会において、具体的な譲渡における予定価格決定に係るプロセス等を諮問し、その意見により譲渡を実施した。平成24年度については、厚生労働大臣通知の見直しが行われた後に譲渡となった初めてのケースであった。	• 外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、有効に機能させているが、今後の病院の譲渡に関しては、同諮問委員会を更に活用しつつ、これを進めていくことが望まれる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 新法人への改組に向けた準備については、本法人の中期目標及び中期計画において、「新機構への改組に向けて新機構がその業務を的確に遂行できるよう必要な準備を適切に行うこと」と記載され、「体制の強化等の必要な準備」及び「新機構の運営方針の確定等」を適切に実施したかどうかが評価の視点とされているが、「必要な準備」の具体的な内容や達成すべき水準については、明らかにされていない。
- 貴委員会の評価結果をみると、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったことや、②財務調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握されたことなど準備作業を進める中で様々な困難が明らかとなった等の状況下にもかかわらず、本法人が委託先3団体の全ての病院長からなる院長会議等を通じて、大枠として運営方針を確定させ、ほぼ工程表どおりに進展させたことを高く評価し、S評定(中期計画を大幅に上回っている)としている。
- しかしながら、上記①については、改組に当たって予想された状況であり、かつ、②については、委託先で不適切な問題が発生しなかった場合は評価の対象とはならないことを考慮すると、このような状況下で取組が行われたことをもって最上級の評定であるS評定とすることに疑問が残る。
- このため、今後の評価に当たっては、法人の達成すべき取組内容を明らかにさせた上で評価することとし、最上級の評定を付すに当たっては、その取組の達成水準や妥当性について厳格に評価を行うべきである。

法 人 名	年金積立金管理運用独立行政法人（平成18年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：三谷　隆博）
目　　的	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。 2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	年金部会（部会長：山口　修）
ホームページ	法　　人：http://www.gpif.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	A				
(3) 業務管理の充実	A	A	A				
(4) 事務の効率的な処理	A	A	A				
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	S	A	A	
2. 業務の質の向上							
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	A×2				
(2) 情報公開の徹底	A	A	A				
2. 業務の質の向上							
(1) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備等				A	A	A	
(2) 調査・分析の充実等				A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	A	A	B	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×3 B×1	A×4	A×4				
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	A×2				
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	A×2 B×1	A×3	A×3				
(4) その他	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1				
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 管理・運用の基本的な方針、運用の目標				A	A	A	
(2) リスク管理				A	A	A	
(3) 運用手法、財投債の管理・運用				A	A	A	
(4) 透明性の向上				A	A	A	
(5) 基本ポートフォリオ				B	A	A	
(6) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮				A	A	A	
(7) 年金給付のための流動性の確保				A	S	S	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）

- 年金積立金の運用については、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、国内株式についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券及び外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。また、年金給付のための流動性確保についても、市場の価格形成等に配慮しつつ、必要な資金を円滑かつ確実に確保できたことは高く評価する。今後も、市場動向を踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを期待したい。
- また、管理運用法人の管理運営体制については、内部統制の一層の強化に向けた対策が行われており、業務運営が適切に行われていると評価する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
財務内容の改善に関する事項**等**	3	• 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成21年度と比較して、一般管理費については15%、業務経費については5%を節減した予算を作成した。	• 財務内容の改善に関する事項については、平成21年度と比較して、一般管理費は9.1%、業務経費は3.0%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われていることから、中期計画通りに行われている。
リスク管理	4(2)	• 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 • リバランスについては、国内債券が1月末及び2月末に基本ポートフォリオの乖離許容幅を超過したものの、その範囲内に収まるようにリバランスを実施した。また、定期的にリバランスについて検討を行い、リバランスを実施した。なお、リバランスの検討時に必要な市場動向の把握のため、足元の市場動向等の分析を実施した。 • この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。	• 年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握や、資産全体や各資産に対するリスク状況の確認、対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析などを行っている。 • 運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示した上で、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況、投資行動、運用状況を月次で求めた報告により把握するなどの取組を引き続き行っている。 • 管理運用法人における自家運用については、運用部から独立したインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況を確認するなど、必要な対応を行っている。
年金給付のための流動性の確保	4(7)	• キャッシュ・アウトについては、財投債ファンド及びキャッシュ・アウト等対応ファンドの満期償還金・利金等を有効に活用した。また、キャッシュ・アウト等対応ファンドの残高を10兆円(平成23年度末)から20兆円(平成24年度末)に増額した。 • 財投債ファンド及びキャッシュ・アウト等対応ファンドの満期償還金・利金等を活用してもなお不足する分は、市場で運用する資産の売却を行った。資産の売却にあたっては、市場に悪影響を与えることのないよう売却のタイミングや回収金額の分散などの工夫を行った。 • 短期借入に備えて借入先の選定を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を整備した。ただし、平成24年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。	• 今後、財投債の残高が減少していく中で、安定的にキャッシュ・アウトに対応するため、国内債券に係る運用受託機関構成の見直しの中で、満期まで債券を保有しその償還金及び利金を活用することで市場へ影響を与えることなく流動性を確保するためのキャッシュ・アウト等対応ファンドを10兆円(平成23年度末)から20兆円(平成24年度末)に増額した。また、キャッシュ・アウト等対応ファンドを活用してもなお不足する部分は資産を売却することになるが、その際も市場に悪影響を与えることの無いよう売却のタイミングや回収金額の分散等の工夫を行っている。 • キャッシュ・アウト等対応ファンドの残高が20兆円あるとのことだが、財務諸表の貸借対照表上の資産項目では国内債券として全体の中に含まれており、別記されていない。また前期比10兆円増額したとのことであるが、これも別記されていないため、10兆円の増額を財務諸表上は検証できない。情報開示として工夫できないか。 • 毎期5～6兆円の寄託金償還があり、資金は財投債、キャッシュ・アウト等対応ファンドで手当している。キャッシュ・アウト等対応ファンドは10兆円増額し、20兆円となった。GPIFとして流動性確保は基本的な業務であり、流動性ポジションを確保することは本来の責務であるが、やはり5～6兆円もの巨額の資金を市場に影響与えずに確保していることは評価したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

法 人 名	独立行政法人国立がん研究センター(平成22年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:堀田 知光)
目 的	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 4 3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 5 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:山口 修)
分科会名	高度専門医療研究部会(部会長:永井 良三)
ホームページ	法 人:http://www.ncc.go.jp/jp/index.html 評価結果:http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間(平成22年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
(1) 研究・開発に関する事項	S×2 A×1	S×2 A×1	S×1 A×2	
(2) 医療の提供に関する事項	A×3	A×3	A×3	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	A	A	A	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項				
2.業務運営の効率化				
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	A	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	B	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	
4.短期借入金の限度額				
5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画				
6.剰余金の使途				
7.その他業務運営に関する事項				
(1) 施設・設備整備に関する計画	A	A	A	
(2) 人事システムの最適化				
(3) 人事に関する方針				
(4) その他の事項				

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
- 昨年度に引き続き職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持している。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。
- センターは、平成22年度の独立行政法人化のメリットを生かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。このように、自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。

など

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項(臨床を志向した研究・開発の推進)	1(1)	• 早期・探索臨床研究センターを設立し、Phase Ⅰユニット、支援ユニット、TRユニットをそれぞれ設置して体制整備を進めるとともに、First in Human試験、未承認薬を用いたIIT、TRをそれぞれ推進した。 • センターが支援した臨床試験が診療ガイドライン14件に採用され、平成24年度計画目標(1件以上の採用)、中期計画目標(5件以上の採用)共に大きく上回った。 • センターが、直接的または間接的に実施した臨床研究実施機関の訪問監査は13機関であり、平成24年度計画目標(11機関以上)を達成し、中期計画の達成に向けて着実に	• 早期・探索臨床研究センターを設立し、指揮命令系統の明確化、人員配置の強化をするとともに臨床部門、基礎/TR部門との連携を強化することでFirst in Human試験、未承認薬を用いた医師主導治験、TRを推進した。また、臨床試験の診療ガイドラインへの採用件数の高水準(年度計画1件→前年度15件→今年度14件)、共同研究件数が対21年度39%増・対前年度21%増、治験及び国際共同治験実施数が各々対21年度43%増・対前年度17%増、対21年度53%増・対前年度15%増など目標を大きく上回り年度計画を達成したことは高く評価する。

		進展している。 • 共同研究件数は対21年度約39％増、治験実施件数は同43％増、国際共同治験実施数は同53％増となり、いずれも平成24年度計画目標（対21年度10％以上）を大きく上回るとともに、中期計画目標（21年度比5％以上）をも大きく上回った。 • 手術検体の新規保存件数は1,459件であり、平成24年度計画目標（1,200件以上）を大きく上回った。 など	
研究・開発に関する事項（担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進）	1(1)	• 肺がん手術組織のゲノム解析を行い、新規ドライバー遺伝子としてRET融合遺伝子を同定した。 • 中央病院肺腺がん1,500例を対象とした100万多型に関する全ゲノム関連解析を施行し、新規感受性遺伝子座、BPTFおよびBTNL2を同定した。 • 生検等微小試料の変異検出（clinical sequencing）のための体制整備を行った。生検等微小試料を用いたclinical sequencingの遺伝子変異・融合検出プログラムを構築した。 • 企業と148件の共同研究を実施した。企業との連携については、単発の共同研究のみではなく、組織対組織の連携を進める包括契約により、事業化を目指した戦略的な連携を進めている。 • 大学等と40件の共同研究を実施した。 など	• 最も重要ながんの原因、発生・進展メカニズムの解明のための研究が精力的に行われており、たとえば肺がん手術組織のゲノム解析を行い、新規ドライバー遺伝子としてRET融合遺伝子を同定したこと、重点的な研究・開発を推進するため、大学等及び企業との連携において共同研究を実施するとともに、センターの有する高度ながん研究技術および臨床経験と企業の有する高い医薬品、医療機器開発技術力を融合し共同研究を迅速に進めるため包括契約を結び、企業と戦略的連携を進めていることなどは評価する。
法令遵守等内部統制の適切な構築	2(3)	• 研究費適正経理管理室を組織の新体制に合わせて再編成し、研究費不正使用防止計画の具体策を作成・実施し、定期的なモニタリングを実施した。 • 研究費の不正使用防止の為、取引業者に対し当センターに対する債権及び債務残高調査を実施した。 • 契約監視委員会主催の調達契約研修会を開催し、全事務職員に対し、法令遵守（コンプライアンス）、内部統制のあり方、業務改善に向けた提案を推進し、更なる無駄の削減及び業務効率の向上を図った。 • 監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会により、当センターの各契約に関する適法性、適正性、効率性など幅広い視点から内容を確認するとともに、必要な指導を実施した。 など	• 研究費適正経理管理室を組織の新体制に合わせて再編成し、研究費不正使用防止計画の具体策を作成・実施し、定期的なモニタリングを実施したことは今後に期待する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立循環器病研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：橋本　信夫）
目　　的	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1．循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2．前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3．循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4．前期3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5．前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井　良三）
ホームページ	法　　人：http://www.ncvc.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
（1）研究・開発に関する事項	A×3	S×2 A×1	S×3	
（2）医療の提供に関する事項	A×3	S×1 A×2	A×3	
（3）人材育成に関する事項	A	S	A	
（4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	S	
（5）国への政策提言に関する事項	A	A	A	
（6）その他我が国の医療政策の推進等に関する事項				
2．業務運営の効率化				
（1）効率的な業務運営体制	A	A	A	
（2）効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	A	
（3）法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	A	
3．予算、収支計画及び資金計画	A	A	S	
4．短期借入金の限度額				
5．重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画				
6．剰余金の使途				
7.その他業務運営に関する事項				
（1）施設・設備整備に関する計画	A	A	A	
（2）人事システムの最適化				
（3）人事に関する方針				
（4）その他の事項				

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- 昨年度に引き続き職員の質の確保と組織の活性化、業務効率化の更なる推進、研究開発推進基盤強化、重症・超急性期医療体制の更なる強化、外部資金の積極的活用、建替整備の検討などの積極的な取組みが行われたが、運営費交付金の削減も重なり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。
  今後は、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。
- センターは、平成22年の独立行政法人のメリットを生かし、裁量性を増やしつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。

など

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項	1(1)	• 当センターと大阪大学等の研究チームが心不全に広く使われる心臓ホルモン製剤に、がん細胞を転移させづらくする働きがあることを発見した。心臓に特有なANPというホルモンに着目し、平成22年度から非小細胞肺がん患者の再発の有無を観察して552人のデータを調べた結果、がん手術中から心不全治療などでホルモンを点滴したヒトの2年後の再発率は4.5%、使わなかった人は19.2%と明らかな差を確認した。	• 企業などとの共同研究・開発において、ANPのがん転移予防効果の発見、BNPの分子別測定法の開発、簡易心臓拍動シミュレーションシステムの開発、心臓大血管手術シミュレーターの開発、心血管病モデルマウスの拍動心臓で冠動脈と心筋の収縮機能を高精度で観察可能とする画像解析法の開発を行うなど、企業との共同研究が、21年度57件、22年度59件、23年度99件に比べ、24年度146件と増加したことは高く評価する。

		• 当センター、京都大学、塩野義製薬との共同で、BNPの前駆体であるproBNPに対する特異的高感度測定系を開発した。血中を循環する活性型BNP-32と低活性型proBNPを分別測定しproBNPの比率を算出することにより、心不全の重症度や負荷の変動などを正確に評価し、診断に利用できる可能性がある。病院心臓血管部門と研究所分子薬理部が共同して試料収集、測定を開始した。など	
医療の提供に関する事項	1(2)	• 難病である慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）は、従来は肺動脈血栓内膜摘除手術以外に有効な治療法が存在せず、現時点で手術の対象となる症例は全体の約半数に過ぎない。しかも残る半数の5年生存率は約50％と本症の予後は不良である。本院では平成24年より残る非手術適応例対し、カテーテルを用いた経皮的肺動脈形成術の手技を確立し、約35例に対し治療を施行した結果、肺動脈圧は約50%、肺血管抵抗で約70%低下し、著明な治療効果を得た。この結果、CTEPHに対しては、今後ほぼ全例に対し有効な治療を行うことが可能となり、本症の治療体系を大きく革新することが可能となった。CTEPHに対するカテーテルを用いた肺動脈形成術は、欧米ではいまだ確立した治療とはなっておらず、本治療法はわが国が世界に先駆けて確立した、ガイドラインを書き換えることが可能な程のインパクトを持った治療法であると言える。　など	• 難病である慢性血栓塞栓性肺高血圧症（CTEPH）は、従来は肺動脈血栓内膜摘除手術以外に有効な治療法がなかったが、24年より非手術適応例に対し、カテーテルを用いた経皮的肺動脈形成術の手技を確立し、約35例に対し治療を施行した結果、著明な治療効果を得た。この結果、CTEPHに対しては、ほぼ全例に対し有効な治療を行うことが可能となり、本症の治療体系を大きく革新することが可能となったことは評価する。
効率的な業務運営に関する事項、電子化の推進	2(2)	• 当センターの診療形態により使用する医療材料は、数量、金額共に共同入札の対象となる量が少数であるため、共同入札による診療材料費削減が反映されにくかった。その為、調達・価格交渉業務及び既存の院内の物流管理業務を一括して委託することにより事務部門の人員削減と診療材料費を削減することを図り、平成24年8月から、独自の診療材料等物品調達及び管理等業務委託を導入した。 • 利用者管理の一元化に取り組み、電子カルテを含むセンター情報システムの利用者情報を集中管理する仕組みを整備した。これにより、利用者に対する適切な権限設定を迅速かつ正確に実施できるようになった。　など	• 地域連携の強化や病床運用統括室による平均在院日数の短縮、新入院患者の増加などへの取り組みにより、診療事業については24年度も黒字で運営することができた。また、材料費率は、21年度48.2%、22年度32.3%、23年度33.2%、24年度32.2%となったことは評価する。
その他業務運営に関する事項	7(2)	• 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職場を挙げて支援していくための「独立行政法人国立循環器病研究センター一般事業主行動計画」を策定し推進している。 • 女性の働きやすい環境を整備するため、平成23年9月に院内保育所を開設。週1回の24時間保育、病時・病後児保育、一時預かりも実施している。 • 平成24年度中に平均26.5人が育児休業を取得しており、その内25年4月に7人が復帰する。これは、育児のため離職することなく、働きながらも安心して子育てができる環境が整備されていることが言える。 • 女性薬剤師の育児支援を目的として、時間短縮勤務（1日4.5時間）を実施すると共に、働きやすい環境作りのため、業務のバックアップ体制を整えるなど、業務内容の見直しを行った。　など	• 女性の働きやすい職場環境を目指して、看護業務については全病棟を2交代制とし、危険を伴う夜間の通勤回避や連続した休暇取得の促進を行うとともに、院内保育所の設置により、継続した勤務が可能となり、育児休業の取得も増加し、育児休業からの復帰者が22年度と比べて増加傾向となっていることは評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：樋口　輝彦）
目　　的	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 3 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。 4 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。 5 1～4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 6 1～5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井　良三）
ホームページ	法　　人：http://www.ncnp.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
（1）研究・開発に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	S×2 A×1	
（2）医療の提供に関する事項	A×3	A×3	A×3	
（3）人材育成に関する事項	A	S	A	
（4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	S	
（5）国への政策提言に関する事項 （6）その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	A	
2.業務運営の効率化				
（1）効率的な業務運営体制	A	A	A	
（2）効率化による収支改善、電子化の推進	A	B	B	
（3）法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画 **4.短期借入金の限度額** **5.重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画** **6.剰余金の使途**	A	B	A	
7.その他業務運営に関する事項				
（1）施設・設備整備に関する計画 （2）人事システムの最適化 （3）人事に関する方針 （4）その他の事項	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.27)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- 現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われたが、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。
  今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。
- 総合的に見れば期待された取組がなされている。このように自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。

など

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（臨床を志向した研究・開発の推進）	1(1)	• TMCは、データマネジャー2名（昨年度は1名）及び臨床研究支援の専門職6名（昨年度は3名）を配置し、更なる増員を行い体制を強化した。平成24年度は、センター全体で登録・管理したバイオリソースの臨床情報を体系的に解析するための臨床研究情報基盤（SAS）を導入し、利用促進のため平成25年3月に、SASの概要や操作	• TMCは、バイオリソースの体制整備として、データマネジャー2名（昨年度は1名）及び臨床研究支援の専門職6名（昨年度は3名）を配置し、体制を強化するとともに、病院での髄液採取について23年度整備したプロトコルに基づき、引き続き研究用髄液の保存及び登録を進め、24年度末で700検体以上の収集を行ったことは高く評価す

		方法等について研修を行った • バイオリソースの登録を推進し、平成24年度においては、1,190件の登録を行った。各検体登録とも前年度以上に順調に増加している。 など	る。
医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	1(4)	• うつとライフスタイルの改善を図るため、うつの評価と連携ができる包括的人材育成プログラムの開発及び均てん化を目指し、メンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクト(身体疾患患者へのメンタルケアモデル開発に関するナショナルプロジェクト)を6ナショナルセンターで開始し、各センター病院における研修と均てん化に向けた拠点病院研修を実施した。 • HP を患者、医療関係者及び研究者向け等、ターゲット別にコンテンツを整備するなど、視覚的にもより分かりやすい構成となるよう努めた。また、災害時こころの情報支援センターのホームページを開設(平成24 年3 月)し、各種の活動内容を積極的に情報発信したこと等により、平成24 年度の医療従事者向けトップページアクセス数は大幅に増加した。 など	• 医療現場や国民に広く均てん化するための取組を継続して行い、うつとライフスタイルの改善を図るとともに、うつの評価と連携ができる包括的人材育成プログラムの開発及び均てん化を目指し、メンタルケアモデル開発ナショナルプロジェクト(身体疾患患者へのメンタルケアモデル開発に関するナショナルプロジェクト)を6つの国立高度専門医療研究センターで開始し、研修内容のモデル開発を行った。また、24年3月に、災害時こころの情報支援センターのホームページを開設し、各種の活動内容を積極的に情報発信したこと等により、24年度の医療従事者向けトップページアクセス数(22年度150,117件、23年度208,240件、24年度1,303,141件)は大幅に増加したことは高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし。

法 人 名	独立行政法人国立国際医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：春日　雅人）
目　　的	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1．感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2．前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3．医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。4．感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。5．前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6．国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。7．前記1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井　良三）
ホームページ	法　　人：http://www.ncgm.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
(1) 研究・開発に関する事項	A×3	S×1 A×2	S×2 A×1	
(2) 医療の提供に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	S×1 A×2	
(3) 人材育成に関する事項	A	A	A	
(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	A	
(5) 国への政策提言に関する事項	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	
(6) その他我が国の医療政策の推進等に関する事項				
2．業務運営の効率化				
(1) 効率的な業務運営体制	A	A	A	
(2) 効率化による収支改善、電子化の推進	A	B	B	
(3) 法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	A	
3．予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	
4．短期借入金の限度額				
5．重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画				
6．剰余金の使途				
7．その他業務運営に関する事項				
(1) 施設・設備整備に関する計画	A	A	A	
(2) 人事システムの最適化				
(3) 人事に関する方針				
(4) その他の事項				

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.27)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価の内容）
- 現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、特に研究業績に大きな進展がみられたが、運営費交付金の大幅な削減もあり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。
  今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。
- 総合的に見れば期待された取組がなされている。このように自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。

など

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（臨床を志向した研究・開発の推進）	1(1)	• 開発初期段階での共同研究について、民間企業と17件、大学と6件、民間企業・大学と3者と2件実施しており、平成24年度における外部機関等との共同研究数は25件となった。 など	• 開発初期の臨床研究について、民間との共同研究は17件、大学等との共同研究は6件、民間・大学・センターの3者の共同研究は2件の計25件であり、前年度に比べ5件増、前々年度に比べ18件増と大幅に増え中期計画を達成していることは高く評価する。
医療の提供に関する事項（高度先駆的	1(2)	• 個々人の病態に即した治療法の重要性が増したため年間327例に提供し、計画に対して	• HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々人の病態

な医療、標準化に資する医療の提供）		大幅に増加した。 • センター病院については、平成24年11月に特定機能病院の名称取得が認められ、総合医療を基盤とした高度先駆的な医療の提供の体制強化に取り組み、中期計画を大幅に上回っている。 など	に即した医療を年間150例以上提供するという中期計画に対し、327例実施し計画を大幅に上回った。また、特定機能病院の名称取得申請が承認されたことは高く評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし。

法 人 名	独立行政法人国立成育医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：五十嵐　隆）
目　　的	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1．成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。2．前記1に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。3．成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。4．前記3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5．前記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口　修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井　良三）
ホームページ	法　　人：http://www.ncchd.go.jp/ 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
（1）研究・開発に関する事項	S×1 A×2	S×2 A×1	S×1 A×2	
（2）医療の提供に関する事項	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
（3）人材育成に関する事項	A	A	A	
（4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	A	A	A	
（5）国への政策提言に関する事項 （6）その他我が国の医療政策の推進等に関する事項	A	A	A	
2．業務運営の効率化				
（1）効率的な業務運営体制	A	A	A	
（2）効率化による収支改善、電子化の推進	S	A	A	
（3）法令遵守等内部統制の適切な構築	A	B	A	
3．予算、収支計画及び資金計画 **4．短期借入金の限度額** **5．重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画** **6．剰余金の使途** **7.その他業務運営に関する事項** （1）施設・設備整備に関する計画	A	A	A	
（2）人事システムの最適化 （3）人事に関する方針 （4）その他の事項	B	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.22)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- センターは、平成22年の独立行政法人化のメリットを生かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。このように、自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。
- 3年目の業務実績の評価については、中期計画5年間の折り返し地点に差し掛かったところであり、引き続き、目標達成に向けた取り組みを期待する。

など

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（臨床を志向した研究・開発の推進）	1(1)	• 平成22年度から研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的に実施している。平成24年度における研究所と病院が連携する会議の開催数は59回となり、平成21年度の52回を7回（13%）上回った。 • 病院・研究所による新規共同研究を推進するため、成育研究開発費申請にあたり病院と研究所（臨床研究センター）との共同研究を	• 臨床研究センターの知財・産学連携室が企業等の産業界、大学等の研究機関と病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた結果、平成24年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は31件となり、平成21年度に比して93.8%増加（対前年度63%増）させるとともに、小児専門医療施設など計31施設（小児病棟病床数合計約5,500床）からなる「小児治験ネットワーク」において、進捗管理システム等のIT化と治験手続きの統一化を行い、小児治験ネッ

		義務化した。その結果として、平成24年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は28件であり、平成21年度の22件に比して6件(27%)増加した。 • 特定領域治験基盤整備事業(厚生労働省医政局)による小児領域に特化した日本初の「小児治験ネットワーク」は平成24年度末で31施設が参加し施設間連携を構築した。平成24年度は最終年度にあたるが、小児治験ネットワーク中央治験審査委員会(いわゆる中央IRB)が実質的に機能し、また、各種インフラの稼働・検証を実施することができた。治験の一括審査が可能な中央IRBは平成24年度に9回開催され、製薬企業主導治験2件(延べ5施設で実施)、医師主導治験1件(3施設で実施)の審査を終了し治験が実施された。なお、平成25年度には5件以上の製薬企業主導治験審査が予定されている。製薬企業(治験依頼者)からの依頼に応じる治験実施可能性調査(症例数調査も含める)は平成23年度9件に対し平成24年度は14件と増加した。また、小児領域特有の医療現場での剤形変更に係るニーズ調査に基づき、製薬企業に開発促進を働きかける機能も持たせた。なお、「小児治験ネットワーク」の機能は、臨床研究中核病院(後述)の中で引き続き維持・発展してゆくこととなった。 など	トワーク中央治験審査委員会(中央IRB)による製薬企業主導治験2件(延べ5施設で実施)、医師主導治験1件(3施設で実施)の一括審査が終了し治験を実施したことは高く評価する。
医療の提供に関する事項(高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供)	1(2)	• 高度先駆的医療である胎児治療は、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術68例、胎児胸水に対するシャント術9例、胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈薬投与2例を施行した。 • 不妊診療科では早発閉経症における無排卵の機序についての研究成果をもとに、性ホルモンの投与方法の工夫により効果ある方法を提供した。母性内科では血栓症の既往があるなどの重症抗リン脂質抗体症候群3例に対し産科との協働により、大量ガンマグロブリン療法を施行し良好な妊娠転帰を得た。また、慢性肉芽腫症や肝移植後の妊娠管理という先進医療を周産期センターと協働して提供し、良好な結果を得た。 • 小児救急医療が社会問題化しているなかで、当院は開院以来、全ての救急患者を受け入れ、院内でトリアージを行って緊急度に応じた診療を行っている。平成24年度は、合計32,975名の救急患者(救急車の受け入れは3,598台、応需率97%)を受け入れた。救急患者のトリアージ別内訳は、蘇生513名、緊急4,469名、準緊急12,191名、非緊急15,595名であった。 など	• 胎児治療として、双胎間輸血症候群に対するレーザー手術を68例実施し国内最多の症例数であり、一児生存率95%は世界でもトップレベルであること、胎児胸水に対するシャント術を9例実施したことは高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

法 人 名	独立行政法人国立長寿医療研究センター（平成22年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：大島 伸一）
目 的	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
主要業務	1．加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。2．加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。3．前記2に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。4．加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。5．前記1から4に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。6．前記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：山口 修）
分科会名	高度専門医療研究部会（部会長：永井 良三）
ホームページ	法 人：http://www.ncgg.go.jp/index.html 評価結果：http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/koudo12.html
中期目標期間	5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3．府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				
1．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				
（1）研究・開発に関する事項	A×2 B×1	S×1 A×2	S×1 A×2	
（2）医療の提供に関する事項	A×2 B×1	S×1 A×2	S×1 A×2	
（3）人材育成に関する事項	B	A	A	
（4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項	B	A	A	
（5）国への政策提言に関する事項	A	A	A	
（6）その他我が国の医療政策の推進等に関する事項				
2．業務運営の効率化				
（1）効率的な業務運営体制	A	A	A	
（2）効率化による収支改善、電子化の推進	A	S	S	
（3）法令遵守等内部統制の適切な構築	A	A	A	
3．予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	
4．短期借入金の限度額				
5．重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画				
6．剰余金の使途				
7.その他業務運営に関する事項				
（1）施設・設備整備に関する計画				
（2）人事システムの最適化	A	A	A	
（3）人事に関する方針				
（4）その他の事項				

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.27)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価の内容）
- センターは、平成22年の独立行政法人化のメリットを生かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取り組みがなされている。このように、自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。
- 3年目の業務実績の評価については、中期計画5年間の折り返し地点に差し掛かったところであり、引き続き、目標達成に向けた取り組みを期待する。

など

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・開発に関する事項（担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進）	1(1)	• 研究所、認知症先進医療開発センター、老年学・社会科学研究センター、歯科口腔先進医療開発センター、病院、もの忘れセンターの連携により、疫学研究の成果を基礎研究にフィードバックし臨床研究に直結させる体制の推進に努めた。 • 認知症先進医療開発センター（CAMD）では、常勤研究者が長寿医療研究センター全職員を対象として毎月交替で報告会を行い、研究内容の紹介・議論を通じてCAMDのミッ	• 研究所、認知症先進医療開発センター、老年学・社会科学研究センター、歯科口腔先進医療開発センター、病院、もの忘れセンターの連携により、疫学研究の成果を基礎研究にフィードバックし臨床研究に直結させる体制の推進に努めた。また、英文・和文の原著論文は、21年度234件、22年度232件、23年度290件に比して、24年度328件、論文の被引用件数は、21年3,238件、22年3,371件、23年3,476件に比して、24年3,416件、国

		ションである「認知症対策に資する予防、診断、治療ならびに介護・支援の先進的、且つ、実用化を目指した開発研究」に照らし、個々の研究の進捗と方向性を確認している。 など	内・国際学会における発表は、21年度560件、22年度641件、23年度692件に比して、24年度912件となったことは評価する。
医療の提供に関する事項（高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供）	1(2)	• 加齢性筋肉減少症（サルコペニア）は、歩行移動能力低下や転倒の基礎疾患で虚弱の主要因であるが、加齢により筋力の発揮される状態がどのように変化するかについての詳細な評価はこれまでに行われておらず、弱化した筋力を適切に測定する機器や装置はない。また、筋電図を用いた高齢者の筋の収縮状況の検討は少なく、筋電図と筋力との比較もされていない。そこで、虚弱高齢者の微弱な筋力を正確に測定でき、持続力・瞬発力等の重要指標も同時計測できる筋力測定器を開発し、有用性を検討し、かつ、筋電図の解析結果と比較した。 など	• 骨折発生には骨粗鬆症による骨強度低下だけでなく、筋肉減少による転倒リスク上昇による影響や、加齢性筋肉減少症（サルコペニア）が大腿骨近位部骨折と非骨折患者で比較検討を行った。また、大腿骨近位部骨強度を補強する手術法の開発を行ったことは高く評価する。
業務運営の効率化（効率化による収支改善、電子化の推進）		• 材料費および委託費等に係るコスト削減に努めるとともに、診療報酬の上位基準、新規基準の取得及び患者数確保による診療収入の増加等を図るなど、収支改善を推進した。 • 平成24年度は、更なる増加に努め、医業収益は23年度より5.5億円（+11.4％）増加し、経常収支率については106.1％となった。 • 平成24年診療報酬制度の改定に伴い、医事課職員を中心に取得要件等を十分に精査し、また、その結果を各現場にフィードバックすることで情報を共有化し、施設基準の取得を病院全体のプロジェクトとして適切な施設基準の新規・上位取得を実現した。 など	• センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、24 年度の損益計算において経常収支率106.1％（経常利益5.6 億円）とプラスになり、年度計画に比して各々＋4.5 ポイント、＋422 百万円改善し目標を達成したことは高く評価する。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし。

⑦ 農　林　水　産　省

法 人 名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター（平成 19 年 4 月 1 日設立）＜特定＞ （理事長：吉羽　雅昭）
目　　的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1　農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2　1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3　日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4　日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5　3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6　4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7　肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。8　飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9　飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10　飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11　1～10 の業務に附帯する業務を行うこと。 ○　上記の業務のほか、次の業務を行う。 1　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の9第2項第6号の規定による検査及び同法第 20 条の2第1項から第3項までの規定による立入検査。2　肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 30 条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第 33 条の 3 第 2 項の規定による立入検査及び質問。3　農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 13 条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第 15 条の3第2項の規定による立入検査。4　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 57 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び収去。5　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）第 13 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び集取　6　地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）第 17 条第1項の規定による立入検査。7　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：野村　哲郎）
分科会名	農業分科会（分科会長：野村　哲郎　）
ホームページ	法　　人：http://www.famic.go.jp/ 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	1. A、B、C の 3 段階評価。（必要に応じて、A 評価とした場合には要因を分析し S 評価に、C 評価とした場合には要因を分析し D 評価にすることができる。） 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞						
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	
(1)組織体制の強化	A	A	A			
(2)業務運営能力の向上	A	A	A			
(3)外部委託による業務の効率化	A	A	A			
(4)分析機器等に関する効率化	A	A	A			
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	A	A			
(6)人件費の削減等	A	A	A	A	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	A	A			
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	A	A	A	A	
(9)情報提供業務	A	A	A	A	A	
(10)効率的な組織体制の確保と適正な要因配置				A	A	
(11)管理部門の簡素化				A	A	
(12)自己収入の確保				A	B	
(13)保有資産の見直し等				A	A	
(14)契約の点検・見直し				B	A	
(15)透明性の確保				－	－	
(16)内部統制の充実・強化				A	A	
(17)業務運営コストの縮減				A	A	
(18)農業生産資材の安全等の確保に関する業務				A	A	
(19)調査研究業務				A	A	
(20)関係機関との連携				A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	A	A	A			
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	A	A			
(3)窓口業務の全国における実施	A	A	A			
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	A	A			
(5)食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応				A	A	
(6)情報提供業務の的確な実施				A	A	
(7)検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上				A	A	

(8)調査研究業務の充実				A	A
(9)情報セキュリティ対策の推進				A	A
(10)肥料関係業務	A	A	A	A	A
(11)農薬関係業務	A	A	A	A	A
(12)飼料及び飼料添加物関係業務	A	A	A	A	A
(13)土壌改良資材関係業務	A	A	A	A	A
(14)食品表示の監視業務	A	A	A	A	A
(15)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	A	A		
(16)JAS 規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	A	A		
(17)農林物資の格付業務			A		
(18)国際規格に係る業務	A	A	A	A	A
(19)登録認定機関等に対する調査等の業務				A	A
(20)JAS 法に基づく立入検査等				A	A
(21)JAS 規格の見直し等に係る業務				A	A
(22)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	A	A		
(23)依頼検査	―	―	A		
(24)緊急時の要請に関する業務	A	A	A		
(25)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	A	A	A	A
(26)カルタヘナ担保法関係業務	―	―	―	―	―
(27)国際協力業務	A	A	A	A	A
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	A	A	A	A
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A
(3)自己収入の増額に係る取組	A	A	A		
(4)随意契約の適正化に係る取組	A	A	A		
4.短期借入金の限度額				―	―
5.重要な財産の譲渡又は担保に関する計画					
6. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画				A	A
1 資産の売却額の国庫返納				A	―
2 堺ほ場の国庫返納				A	A
6.剰余金の使途	―	―	―	―	―
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A
(3)積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「透明性の確保」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」、「資産の売却額の国庫返納」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目は、「自己収入の確保」の中項目がB評価となり、その他の中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政・独委)」、「平成24年度業務実績評価の具体的取組について(平成25年5月20日政・独委)」、「平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成25年1月21日政・独委)」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」等を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応	2 (5)	緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。 ア 要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理するとともに、インターネット上の情報についても検索できるようデータベースを更新した。 イ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第 12 条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について以下の対応を行った。	緊急に実施するよう要請があった場合の取組に関しては適切に対応されていた。また、「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制の構築については、平成25年度のISO/IEC 17025試験所認定取得に向けて適切に対応されていた。

		(ア) 干ばつによる2012年米国産とうもろこし中のアフラトキシン汚染の懸念が高いとの情報があり、安全な飼料の供給のために飼料関連事業者が品質管理に取り組むことが想定されたため、市販のアフラトキシン簡易検査キットについて検査結果の信頼性の確認を行い、その結果を農林水産省に報告した。 (イ) 大豆油さい及びなたね油さいについて、平成 25 年 1 月開催の農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会において、その粗脂肪定量法の飼料分析基準制定を条件に「飼料の公定規格」(昭和51年7月24日付け農林省告示第756号)の別表への収載が認められたため、平成 25 年 2 月開催の飼料分析基準検討会でその定量法を審議できるように開発を進め、酸分解ジエチルエーテル抽出法が適用可能であることについて基本的に了承された。 ウ リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器についての検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策を定めた「緊急調査分析実施規程」に基づき緊急時における指示・連絡体制等を定めた「緊急調査分析実施マニュアル」について見直し、組織改編に伴う連絡体制等の変更を行った。また、同マニュアルに基づき、食中毒及び環境汚染等の食品事故、組換え DNA の検出等に伴う風評被害の発生及び表示の虚偽等特定の事項に係る消費者相談の急増等、想定される項目を整理し、その内容に応じた分析技術等を有する職員(46 名)及びその際に用いる分析機器(GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS 及びリアルタイム PCR 等)の登録・更新を行った。	
保有資産の見直し等	1 (13)	保有資産の見直し等については、次の取組を行った。 ア 堺ほ場の廃止に伴い生じた不要資産について近畿財務局から通知された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査(資料及び目視)、ガラス室等の解体撤去他 6 項目の補完事項を完了させ、農林水産省及び近畿財務局との必要な調整手続きを経て、平成 25 年 3 月 15 日付けをもって国庫に納付した。 イ ア以外の資産として、センターが保有している庁舎及びその敷地 3 箇所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ場 1 箇所(岩槻ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。	中期計画に基づき堺ほ場の国庫返納に関しては、平成24年度に完了し適切に対応されていた。その他の保有資産に関しても、その利用度の観点から保有の必要性の検討が行われているが、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成22年11月26日政・独委)」の指摘に基づき、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うべきである。 また、当該法人が保有する特許権については、長期間実施許諾の実績のない特許権の放棄を決定し、特許権を保有することの必要性の検討がなされていたこと及び特許収入の拡大を図るための周知が行われ適切に対応されていたが、引き続き特許権を保有することの必要性の検討及び特許収入の拡大を図るための周知等を行うべきである。
関係機関との連携	1 (20)	① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行った。 ア 各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に、各1回以上、計99回参画した。 イ 都道府県等の表示監視部門及び警察からの協力要請に応じて科学的検査を121件実施した。また、都道府県等からの要請により、18件(33事業所)の立入検査等に協力するとともに、その際入手した25件の製品等について科学的検査を行った。	国民生活センターとは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において、「国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。」と指摘されたことを受け、平成23年5月に協定を締結しており、今後とも適切に連携が図られることを期待する。

	この他、他機関との連携として、次の取組を行った。 ・ 我が国の畜産の振興及び公衆衛生の向上に資することを目的として「大学間連携共同教育推進事業」に基づく4大学（東京大学、日本大学、日本獣医生命科学大学及び麻布大学）の連携取組に技術的協力を行うため協定を締結した。 ・ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球学研究所と相互に交流を図ることにより農産物や食品に関する諸問題を総合的に解決するため協定を締結した。 ② （独）国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づき、当センターが分析対応する必要がある事案はなかった。 なお、国センとの協定（平成20年3月3日締結）に基づき当センターの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（1回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用、消費者事故情報の国センへの提供等の連携を図った。	

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人種苗管理センター（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：野村　文昭）
目　　的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：野村　哲郎）
分科会名	農業分科会（分科会長：野村　哲郎）
ホームページ	法　　人：http://www.ncss.go.jp/ 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の効率化	A	A	－	A	A	A	
(3)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A			
(6)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	A	A	A	A			
(7)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A			
(6)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	B	
(7)種苗に係る情報の提供等					A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A		A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－			
5.重要な財産の処分等に関する計画	A	A	A	A			
6.短期借入金の借り入れに至った理由等					－	－	
7.不要財産の処分等に関する計画					A	A	
8.重要な財産の譲渡等の計画					A	A	
9.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
10.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)（主なものの要約）

（1）総合評価

（評価に至った理由）

- 平成24年度事業は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下、「政独委」という。））」及び「平成24年度業務実績評価の具体的取組について（平成25年5月20日政独委）」並びに「平成24年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成25年1月21日政独委）」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗している（A評価）ものと判断した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	1(3)	• ばれいしょ原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。 • 種苗生産業務に要した経費のうちばれいしょに係る経費は、ミニチューバ生産に必要な備品費や老朽化した設備・機器の修繕費が増加したものの、減価償却費及び種苗生産に係る人件費が減少したことから878百万円と対前年比96.5%となり、1袋(20kg)当たりの業務コストは12,092円と対前年比97.3%となった。	ばれいしょ原原種について、収穫直前の検定による病害罹病率は目標を達成しているが、収穫後の品質検査において一部にウイルス病が確認されているほか、25年春植えばれいしょの一部の品種では原原種の配布先で萌芽率の低下がみられたことから、農場の周辺環境の浄化やウイルス病に感染しやすい品種の生産を周辺環境の整っている農場で行う等の対策を行うとともに、萌芽率低下の原因を分析し改善策を検討することにより、一層の品質の向上に努められたい。
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	2(1)	• 農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、通知のあった全ての出願品種 896 点について、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に作成した。 • 栽培試験実施計画に基づき、栽培試験実施目標点数の 717 点(前年度出願点数(特性審査のうち資料調査によるものを除く。)の 67%)に対し 741 点の栽培試験を実施した。このうち、17 点の栽培試験を5県5機関、1法人に委託して実施した。	栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を25種類拡大し、目標の10種類程度を大きく上回る達成状況となったことは高く評価できる(S評価)。
農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	2(2)	• 指定種苗の表示検査について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、15,852点の表示検査を行った。この結果、不完全表示が32点(0.2%)あり、書面による改善を求め、検査結果を農林水産省に報告した。 • 指定種苗の集取について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、3,020点の集取を行った。この結果、表示発芽率に満たないものが69点(2.3%)あった。	種子伝染性病害の検査法の実用化について、平成 24 年6月に我が国で台湾産スイカ種子を原因としたウリ科果実汚斑細菌病の発生が確認されたことを受け、これまでの調査研究成果を体系化して検査法を構築し、種子検査の開始を前倒しする等、種苗会社からの要請に迅速に応えている(S評価)。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

品種保護Gメンの海外派遣については、貴委員会の評価結果をみると、品種保護Gメンの海外派遣に係る基準に照らして派遣の可否について検討する体制を構築していることをもってA評定(順調に進んでいる)とされている。しかしながら、当該事業については、平成 24 年度計画において、「制度未整備国等から派遣要請があった場合は、平成 23 年度に策定した基準に照らして派遣する。」とされていることから、派遣要請がなかった場合、当該項目に係る評定を付すことは適切でないと考えられる。

今後の評価に当たっては、年度計画及び業務の実績を踏まえた上で、適切な評価を行うべきである。

法　人　名	独立行政法人家畜改良センター（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：矢野　秀雄）
目　　的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主 要 業 務	1 家畜、家きんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 20 条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：野村　哲郎）
分科会名	農業分科会（分科会長：野村　哲郎）
ホームページ	法　　人：http://www.nlbc.go.jp/index.asp 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月 1 日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	B	A	A	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	B	A	A	B	A	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	A	A	A	A			
(7)センターの人材・資源を活用した外部支援					A	A	
(8)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(9)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産の処分等に関する計画					A	A	
6.剰余金の使途	A	A	A	A	－	－	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価に至った理由）

- ① 中期計画及び年度計画に即して設定した評価基準に照らして、法人からの業務実績に関するヒアリングをもとに評価を行ったところ、個別に評価を行う最下位項目については、S評価1項目、A評価163項目、B評価1項目であり、大項目については全てがA評価となった。
- ② 特筆すべき事項として、「センターの人材・資源を活用した外部支援」については、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の発生以降、放射性物質による本所及び岩手牧場の用地汚染等自らも原発事故による被害を受ける中で、継続して被災地の復興支援に献身的に取り組んでおり、24年度については、特例公債法案の成立の遅れにより運営費交付金の使用が制約される中、23年度と同様に放れ家畜の捕獲等に関して延べ873人（23年度実績1,105人）の役職員を派遣し、被災地の復旧・復興に向け法人が一丸となって取り組むとともに、飼養継続が困難になった家畜の一時管理施設の提供や除染に必要な農機具の貸与、さらには放射性物質の除染作業に伴い発生する土砂等の廃棄物の仮置き場用地の確保に苦慮する地元自治体に対し、法人用地の一部を仮置き場用地として貸与するなど、法人の有する人的・物的資産を最大限活用し、独立行政法人に求められる社会的責任を最大限果たすべく種々取り組んだことを加味しS評価とした。

- ③ 一方、「家畜改良及び飼養管理の改善等」のうち「損耗率の低減、受胎率や育成率の向上」については、各牧場において改善目標を設定するとともに、家畜の損耗率の低減、受胎率や育成率などの向上を図るため、技術講習等を積極的に行い職員のスキルアップに努めていたと認められるものの、豚の受胎率及び鶏の白色プリマスロックの育成率の実績が目標値を下回る等、ごく一部ではあるが目標値を下回った事項があったことを踏まえ、概ね計画どおり順調に実施されたと判断しB評価とした。
- ④ 以上の特筆すべき事項に加え、業務の重点化や組織体制の見直しなどの取組による業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する取組、自己収入増加への取組などの財務関連の取組等について、「平成24年度業務実績評価の具体的取組について（平成25年5月20日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政・独委」という。））」のほか、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成21年3月30日政・独委）」、「独立行政法人家畜改良センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成22年11月26日政・独委）」、「平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成25年1月21日政・独委）」、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」等を踏まえて総合的に評価した結果、総合評価はA評価とした。今後はB評価となった事項について、目標値の達成に向け不可欠である人材育成も含めて、目標達成に向けた計画のさらなる精査に努めるとともに、目標値を上回っている項目についても、目標値の水準そのものの妥当性を絶えず検証し、家畜改良等の専門機関として常に高い目標を掲げて業務に取り組むなど、第3期中期計画の着実な達成に向け、引き続き的確かつ効率的な業務運営に努め、引き続き求められる責務を十分果たされることを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務対象の重点化	1(1)	(乳用牛)泌乳持続性を重視した改良に取り組むため、全国的な改良の推進、遺伝的能力評価の実施、候補種雄牛の生産・供給について、計画どおり順調に実施した。 (肉用牛)黒毛和種の飼料利用性、早熟性等について、有識者等から構成される検討会を開催し、飼料利用性や早熟性に関する後代検定の手法について検討した。また、黒毛和種の基礎となる4系統群や5つの希少系統の育種素材を収集し、牛群を整備するなど、計画どおり順調に実施した。 (鶏)都道府県・民間が行う地鶏等の作出において需要が見込まれない2系統を縮減するとともに、需要の見込まれる2系統の造成を開始するなど、計画どおり順調に実施した。	既に23年度において勧告の方向性等を踏まえ乳用牛について後代検定への新規参加を中止し、種豚の生産農家への直接供給についても原則中止するなど、家畜の改良・増殖業務に関して都道府県・民間との役割分担の明確化を図ったところであるが、24年度においても乳用牛及び肉用牛について民間では取り組み難い泌乳持続性や飼料利用性等の生産効率に係る形質に着目した改良をさらに推進するとともに、鶏について都道府県や民間の需要動向を踏まえた上で引き続き造成する系統の絞り込みを行うなど、業務の重点化に向けた取組を継続的かつ着実に実施していたと評価できる。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 調査研究	2(4)	• 牛の脂肪酸組成及び豚の繁殖性と牛、豚それぞれの遺伝子解析情報の関連性及び鶏の羽色と黒色羽装となる遺伝子型との関連性等について、計画どおり順調に調査した。その結果、牛については牛肉中の脂肪酸組成に関与する遺伝子型と牛肉の「多汁性」に有意な関係が認められた。また、豚の繁殖性に関連するとされる複数の遺伝子型は、集団によって頻度が異なることが判明した。さらに、鶏の羽色について、黒色羽装となる遺伝子型を排除してもその他の経済形質への影響がないことを確認した。また、過去の調査において鶏の卵内異物である肉斑発生率に関連すると示唆されたDNAマーカーの検証に取り組んだが、24年度の調査対象鶏群においては、肉斑発生率とDNAマーカーとの明らかな関連は認められなかった。このほか、乳用牛の繁殖性に関連する遺伝子の同定と豚の筋肉内脂肪含量に関連する染色体領域の効果の検証に取り組み、乳用牛にあっては特定の遺伝子型が受胎率に影響していること、豚にあっては筋肉内脂肪含量に影響を与える遺伝子の存在が、それぞれ明らかとなった。	高度な遺伝子解析技術等を駆使し、他では取り組み難いテーマにも積極的に取り組んでおり評価できる。特に乳用牛の繁殖性に関する遺伝子解析については、昨年度の評価を踏まえさらに調査を進めた結果、受胎率に影響を与える新たな遺伝子を明らかにするとともに、得られた知見を受胎率の改善にどう活用するかについて関係者との連携を進めるなど、今後のさらなる成果が期待される。 また、25年度までに食味に関連した評価指標を示すという中期計画に対し、官能評価及び成分分析を通じて複数の評価指標候補を特定するとともに、牛肉の甘い香りに関して、オレイン酸などの脂肪酸の他にアミノ酸なども重要であることを示唆する意義のある知見が得られるなど、目標達成に向けて順調に業務を実施したと認められる。
予算、収支計画及び資金計画 財務内容の改善		• 予算、収支計画及び資金計画を作成し、業務の効率化を推進することで経費の節減を図りつつ、業務が効率的に運営できるよう資金の適切な配分に努め、計画どおり順調に実施した。	• 昨年度に引き続き、前年度の各場の効率化(節約)及び自己収入増加のための取組成果に応じて、重点的に配分される職場競争的予算や各場の現場から業務の省力化、効率化につながるアイデアを提案させる等、職員の創意工夫の意欲向上を目的とした職場効率化予算など、限られた予算を有効活用するための取組がなされており評価できる。今後は、新たに研究課題が3件が採択されるも結果的には予算額を若干下回った受託収入についてさらなる獲得努力をされたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人水産大学校(平成 13 年4月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:鷲尾　圭司)
目　　的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1　水産に関する学理及び技術の教授及び研究。　2　1に掲げる業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村　哲郎)
分科会名	水産分科会(分科会長:辻　雅司)
ホームページ	法　　人:http://www.fish-u.ac.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月 1 日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務の効率化	A	A	A	A			
(3)業務の効率化・透明化					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	A	A	A	A	A	A	
(3)就職対策の充実	A	A	A	A	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)学生生活支援等	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要資産の譲渡等	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	—	—	—	—	—	—	
(4)内部統制					A	A	
(5)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(6)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(所見)
- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	• 東京海洋大学漁業練習船神鷹丸の船長、乗船学生等が、耕洋丸を訪問し、耕洋丸船長による講演、船内見学、本校教員及び学生との意見交換を実施し、より安全で高い教育効果を生み出す乗船実習の方法の検討や、相互の学生の水産系海技士としてモチベーションの向上を図った。さらに、「全国水産・海洋系学部等協議会練習船分科会」や「全国大学水産実験所長会議」に本校教員を派遣して、文部科学省系大学の練習船の動向、共同利用に関する情報や、東日本大震災での支援方策やその中での水産教育の在り方等に関する意見交換を行った。 　また、研究面においても、農林水産技術会議の委託を受けて、小型底引き網漁業におけ	• 国立大学法人との連携は、東京海洋大学、山口大学及び佐賀大学とも共同研究や学術交流を具体的に進めており、特に東京海洋大学の練習船神鷹丸の訪問を水大校の耕洋丸が受け入れ、教員及び学生の意見交換を実施し、海洋系大学の特色を活かした連携が行われている。学生の向学心を高める大きな動機付けにもなるため、高く評価したい。

		る省力・省エネ化技術の開発と普及を図るための研究を東京海洋大学と共同で行った他、輻輳する海域における船舶の安全向上に関する研究において、本校(関門海峡)と神戸大学(大阪湾)での調査データの共有を行うなど、研究・教育効果の向上に資するよう連携を行った。	
就職対策の充実	2(3)	• 求人企業の紹介として、本科3年次生、専攻科進学予定の4年次生及び研究科1年生を対象とした合同企業説明会が、本校教職員との連携の下、後援会の主催により実施(平成25年1月)され、水産・加工、水産流通、海洋水産調査・開発関係、資機材供給等の水産関連分野に属し、本校学生の採用実績がある企業80社(前年80社)の人事担当者が参加した。また、就職支援室のパソコンのデータベースや、保管庫に整理、陳列された企業情報、企業案内、求人票などを閲覧できる環境を整備し、常駐する就職統括役が学生への助言、指導を行ったほか、講義棟内の電子掲示装置を用いて就職関連情報を掲示し、学生への周知を行った。 など	• 後援会と連携した合同企業説明会の開催や、教員による企業訪問など、外部と学内をつなぐ取組に努力が払われている。また新入生に対する動機づけ教育に始まり、就職支援室の常駐、教職員間での情報共有に力を注ぐなど、1年次から就職に向けた取組を行っており、本項目は概ね計画通りに実施されたものと評価する。
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	• 東日本大震災の被災地域を新たな食料生産地域として再生するための先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究、大型クラゲ国際共同調査、国際資源調査(天皇海山海底地形調査)、日本海クロマグロ稚仔魚採集調査など、水産政策上の重要な調査・研究について、関係機関と協力して取り組むとともに、SEAFDECへの技術協力、開発途上国の行政官等を対象とする研修の実施など、国際協力にも貢献した。 また、国・地方公共団体等の委員会・審議会等に委員として45団体に延べ107名の役職員を派遣するとともに、技術相談等に対しても適切な対応を行った。本校の教育研究の成果等を活用したこれらの幅広い対応を行うことで、行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力した。 など	• 従来の取組として「国や地方公共団体等の委員会等に教職員を委員として派遣する」ことや、「技術相談等に対して適切な対応を行うことにより、行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力」している。また、東日本大震災からの復興に向けて関係機関と協力し、食料生産地域再生のための先端技術展開事業や天皇海山の海底地形調査を行うなど、実証研究や共同調査を実施していることは評価したい。 • 特許出願中の3件について、特許取得を断念した経緯から考えて、出願前に先行事例の検討を十分に行うべきであったと考えられる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 少人数指導の強化については、貴委員会の評価結果をみると、「教員による少人数指導(中略)の強化に取り組んだ結果、2級海技士(航海)筆記試験の合格率は80.0%と前年度に比べ13.3ポイント向上」したことを評価するとされている。しかしながら、2級海技士(航海)筆記試験以外で同じく少人数指導の強化を行った3区分についての実績、特に2級海技士(機関)筆記試験合格率及び3級海技士(航海)免許取得率が低下していることについて言及されておらず、それらを踏まえた評価が行われていない。 今後の評価に当たっては、個別の取組を評価する場合には、同じ取組を行っている他の区分の実績も踏まえた上で、評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（平成 18 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：堀江　武）
目　　的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと（3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等（政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること（5に掲げる業務に該当するものを除く。）。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあっせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあっせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第 16 条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：野村　哲郎）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：齋藤　修）
ホームページ	法　　人：http://www.naro.affrc.go.jp/ 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1．小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2．なお、詳細な評価手法は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減					B	A	
(2)評価・点検の実施	A	A	A	A	S	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	B	B	B	B	A	－	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	A	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	A	A	B	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	A	S	A	
(6)行政との連携	A	A	S	S	S	A	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					－	－	
6.重要な財産の譲渡等	A	A	－	A	－	－	
7.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
8.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	S	S	S	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化					A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A			
(4)環境対策・安全管理の推進	B	B	A	A	A	A	
(5)積立金の処分に関する事項					A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」、研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績 （府省評価委員会による記述の要約）	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(1)	• それぞれの研究所等では、「業務効率化対策推進チーム」を設置し、具体的な節減方策を定めた「24 年度効率化実行計画」を策定し、効率的な業務運営に努めた。平成 24 年度の給与の水準は、①事務・技術職員（農研機構でいう一般職員）は、対国家公務員指数 95.1、対他法人指数 89.2、②研究職員は、対国家公務員指数 97.1、対他法人指数 96.8 となっており、いずれも国家公務員及び他法人を下回っている。平成 24 年度の人件費については、平成 17 年度と比較して 6%以上削減することとされていた平成 23 年度人件費削減率（補正値）が、5.6%の達成にとどまったことから、主務大臣からの要請も踏まえ、この未達成相当額を役員報酬を減額することなどにより確実に削減した。 など	• 運営交付金は、一般管理費について前年度比3%、業務経費について前年度比1%を削減している。 24 年度の職員給与水準については、対国家公務員指数で事務・技術職員で 95.1、研究職員で 97.1 といずれも 100 を下回ると共に給与水準は、ホームページで公表している。 人件費の削減については、23 年度に未達成であった総人件費の削減目標額を、役員報酬の減額等の人件費削減対策により、確実に達成しており、さらに、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な給与規程等を一部改正するなど、適正に対応している。 など
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(3)	• 運営費交付金による大課題研究費は、農業技術研究業務の 23 課題に総額 2,379 百万円を配分し、基礎額1,665 百万円、平成23 年度実績にかかる評価結果を反映した資金配分 120 百万円、大課題の推進上必要不可欠と判断した旧交付金プロジェクト課題を含む大課題に 323 百万円、大課題推進責任者、中課題推進責任者等の推進経費及び震災対応経費に 200 百万円、効率的推進や特に推進すべき研究課題等に 70 百万円を配分した。また、農研機構に対する社会的要請に迅速に対応するため、理事長トップマネージメントによる重点事項研究強化経費として、「大豆の収量限界向上に向けた基盤的研究」、「大規模施設園芸実証研究」等の研究推進のほか、隔離圃場整備などの施設整備に総額 131 百万円を配分した。 など	• 運営費交付金の配分については、評価結果等が資金配分に反映されているほか、理事長トップマネジメントによる重点事項研究強化経費などへの配分も行われている。 外部資金の獲得については、科学研究費助成事業など増加している競争的資金もあるが、全体として獲得金額が減少していることから、獲得に向けたさらに積極的な取組が期待される。 研究施設・機械の有効利用については、内部研究所間のほか、一部機械については、他独法、大学等の利用も認め引き続き有効利用に取り組んでいる。また、施設集約化検討チームを設置し、光熱水料を必要とする全施設を対象に利用実態把握を行うなど、集約化の促進に努めている。 など
行政との連携	2(6)	• 地方農政局、県の行政部局、国土交通省、農林水産省の各局からの参加を得た連絡会議を 77 件開催した。また、185 件の推進会議を開催し、行政部局の意見を研究内容等に反映させ、点検を実施した。 • 農林水産省農林水産技術会議事務局との共催で、地域農業の振興を目的に研究者、普及指導員、生産者が情報交換等を行う場として地域マッチングフォーラムを開催した。また、行政への委員等としての協力は、農業技術研究業務で 460 件、農業機械化促進業務で 17 件に対応し、専門的知見を活かした貢献に努めた。 など	• 行政部局との連携については、農林水産省、県の行政部局等からの参加を得て連絡協議会等を開催し、牛マイコプラズマ乳房炎に関する新規課題を立ち上げることとするなど、研究内容への反映にも取り組んでいる。また、行政への委員派遣等として 477 件の協力を行っているほか、行政との協働によるシンポジウム等の開催も行っている。 • レギュラトリーサイエンスについては、産業技術総合研究所との共同研究で放射性セシウムを含む玄米認証標準物質を作製・配布するなどの取組を実施している。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人農業生物資源研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：石毛　光雄）
目　　的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1　生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2　昆虫その他の無脊椎動物（みつばちを除く。）の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3　蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4　原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5　農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：野村　哲郎）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：齋藤　修）
ホームページ	法　　人：http://www.nias.affrc.go.jp/index.html 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減					A	A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携					A	A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5. 不要な財産又は不要な財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					－	－	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－	－	－	－	－	－	
7.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化					A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A			
(4)環境対策・安全管理の推進	B	B	B	B	A	A	
(5)積立金の処分に関する事項					A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)（主なものの要約）

(1)総合評価

（評価に至った理由）

- 「第1　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」及び「第8　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
産官学連携、協力の促進・強化	1(5)	• 生物研の持つ研究資源と外部機関の知識・技能を融合して研究を推進するため、共同研究契約を締結して研究を実施した。24年度には、イネの主要農業形質に関するゲノム領域の同定と育種的利用、ダイズゲノム情報を用いたエダマメ特性の遺伝的解析、高コレステロール血症／動脈硬化症モデルブタの研究開発等、新たに13組織と11件の共同研究を締結し、連携協力及び研究推進を図った。24年度の24件の国内特許出願のうち6件が共同研究の成果であり、共同研究による連携、協力の効果が認められる。 など	• 産学官連携については、24年度から新たに民間、大学等13組織・11件の共同研究を締結したほか、共同研究による特許出願などの成果も認められる。また、連携大学院等において引き続き人的交流も図られている。 など
農作物や家畜等の生産性向上に資する生物機能の解明	2(1)	• 作物の物質生産・生長・分化・環境応答機構の解明では、変化する外部環境の中でもなお、高品質で安全な食料の生産を維持・向上させることを目標に研究を進めている。24 年度の大きな成果として、水田で栽培したイネのほぼ全ての遺伝子の発現を大規模に解析し、気象データと移植後の日数から任意の遺伝子の働きを推定できるシステムを構築した。 など	• 作物の環境応答機構等の解明については、イネ葉の全遺伝子の発現に対する外部環境変動の影響を統計モニタリングにより解析し、気象データとイネの移植後日数から個々の遺伝子発現を推定できるシステムを開発した。これは、特定の遺伝子の働き方を指標とした作物の生育状況の予想や施肥時期の最適化などに利用可能な成果である。 など
研究成果の公表、普及の促進	2(3)	• 生物研のブランド戦略の一環として略称を「生物研」に統一したほか、今年度、公式の「略称付きロゴマーク」を決定し知名度の向上を図った。ロゴマークは、ホームページや刊行物などあらゆる場面で使用するほか、職員による積極的な活用を促進し、その効果の向上を図っている。 など	• 国民などへの研究情報発信については、遺伝子組換え農作物の展示栽培を実施し、見学者に対し情報提供・意見交換を行ったほか、ホームページでの栽培状況等の情報提供を行い、科学的かつ客観的情報発信を実施している。また、科学コミュニケーションに関するイベントへの出展、オープンカレッジなどを通じて相互理解に取り組んでいる。 など
環境対策・安全管理の推進	8(4)	• 安全衛生委員会が策定した年間計画に基づき、継した安全確保の強化を図るため、職場巡視時の指摘事項等に対する事後確認を徹底することにより、定期的な居室や実験室等の職場巡視体制を強化した。職場巡視の結果についても、室別利用責任者に指示内容等を明示し、対応状況等が確認できるよう報告の様式の見直しを行い、所内グループウェアに掲載、周知し、職場の安全確保やリスクの除去・低減に関する個々の意識の向上に努めた。 など	• 職場環境の安全対策等については、職場巡視時の指摘事項等に対する事後確認を徹底するなど、職場巡視体制を強化している。また、引き続き、職場巡視結果の所内グループウェアでの掲載・周知、労働災害の未然防止に向けた「ヒヤリ・ハット報告運動」を行い、職員の安全確保やリスクの低減・除去に取り組んでいる。なお、24年度においても軽度ではあるものの労働災害が発生していることから、引き続き発生防止に向けた取組が期待される。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:宮下 清貴)
目 的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。 2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法 人:http://www.niaes.affrc.go.jp 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期 中期目標	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減					A	A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携					S	A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	S	A	S	S	S	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					－	－	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－	－	－	－	－	－	
7.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化					A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A			
(4)環境対策・安全管理の推進	B	A	A	B	A	A	
(5)積立金の処分に関する事項					A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的	1(3)	• 運営費交付金の一般研究費(平成24年度予算	• 運営費交付金の一般研究費の配分について

利用及び充実・高度化		額:約174百万円)については、その約4割をRPに配分し、残りを研究領域・センターに配分している。RP への配分に関しては、平成23年度課題評価会議における評価結果を反映した(研究職員エフォートに基づく基準配分額に、評価ランクに基づく係数(S:0.3、A:0.2、B:0.1、CまたはD:0)を乗じた額を上乗せして配分)。 など	は、課題評価会議における評価結果を反映したほか、運営費交付金を活用した所内競争的資金による重点配分も引き続き実施されている。外部研究資金の獲得については、積極的な取組も伺えるが、獲得金額が減少していることから、獲得に向けた継続的な取組が期待される。 など
農業生態系における生物多様性の変動機構及び生態機構の解明に関する研究	2(1)	• 耕作放棄地においては、しばしばセイタカアワダチソウやクズの蔓延が問題化しているが、その長期的な動態は明らかになっていない。そこで、長期耕作放棄畑におけるセイタカアワダチソウの個体群動態をモデル化し、その競合種であるクズの侵入時期による影響を解明した。その結果、クズがセイタカアワダチソウより後に優占する場合、クズの優占前に比べてセイタカアワダチソウの開花個体は1/7、非開花個体は1/2に低下した。また、クズが先に優占する場合には、繁殖力の旺盛なセイタカアワダチソウであっても増殖できないことが明らかとなった。これらのことから、耕作放棄畑を管理する上で、クズの開花個体が現れたら除草を行うなど、クズが埋土種子集団を作らないように管理することの重要性が示唆された。 など	• 農業活動の変化が生物多様性に及ぼす影響の解明とその評価手法の開発では、耕作放棄畑におけるセイタカアワダチソウの個体群動態のモデル化や不作付け水田における植物群落の遷移実態を解明するなど順調に進捗した。 遺伝子組換え作物や外来生物の生物多様性影響を評価する手法の開発では、未侵入害虫の潜在的分布好適度を評価するWebアプリケーションの開発や緊急防除における根絶手順と根絶確認手順の理論化を行うなど順調に進捗した。遺伝子組換え作物の交雑や混入を管理する手法の開発では、遺伝子組換えダイズと交雑可能なツルマメを対象に近縁種間の交雑の可能性を定量的に精度よく推定する手法を開発するなどの成果を得た。 環境調和型・持続的農業に役立つ生物・生態機能の解明では、害虫が農薬分解菌の共生により農薬耐性を獲得する仕組みを解明するとともに、黒ボク土壌からRNAを抽出する方法を開発するなど学術的価値の高い成果も認められる。 など
専門研究分野を活かしたその他社会的貢献	2(4)	• 平成24 年度は、平成23 年3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染調査について、農林水産省あるいは県から分析要請を受け、ゲルマニウム半導体検出器と新たに整備したNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いて、昨年度を上回る約5,000 点(23 年度3,500 点)の農作物や土壌等の放射性物質濃度の分析を行い、食品安全の確保等に大きく貢献した。また、大学、行政等からの依頼に応じて、本研究所が有する高度な専門的知識が必要とされ他の機関では実施が困難な昆虫の鑑定など8 件の分析・鑑定を実施するとともに、農業環境に関わる様々な技術相談に対応した。 など	• 専門分野を活した社会貢献については、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染に対応して、農林水産省等の要請に基づき農作物や土壌など、昨年度を上回る5,000点以上の試料の放射性物質濃度の分析を実施している。 また、都道府県の土壌調査担当者向けの農耕地土壌の炭素含量を測定するための調査・サンプリング手法等に関する研修を実施したほか、専門的知識を必要とする昆虫などの鑑定や依頼研究員等の受け入れを実施している。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の排出係数編集委員会や学会への委員派遣も実施している。 など
環境対策・安全管理の推進	8(4)	• 昨年度に策定した研究所独自の環境マスタープラン(2011～2015 年度)に基づいて、CO2 排出量の削減等に取り組んだ。光熱水料費に占める割合が最も大きい電力使用量の削減と安全管理の向上を目的として、これまでに取り組んできた空調設備や電気器具の省電力対策をさらに進めるため、平成22 年度から、取得後おおむね20 年以上を経過した電気使用機器の更新を行うとともに、エネルギー使用効率が改善されたコピー機への更新を実施した。さらに施設の改善策として、高効率型の変圧器に更新した第1、第3、第6の各機械棟の受変電設備改修や研究本館南棟各階段の照明器具を人感センサーへの更新等を実施し省エネ・節電対策を図った。 など	• 環境負荷低減の取組としては、23年に策定した独自の環境マスタープランに基づいてCO2排出量の削減等に取り組むとともに、老朽化施設・設備の更新による省エネルギー、節電対策等を進めており、一定の効果が認められる。また、これらの取組は、環境報告書を作成し公表している。 職場環境の安全対策等については、引き続き安全衛生委員及び産業医による職場巡視を行い、問題点の改善を指示するとともに、フォローアップを実施し、改善措置の徹底を図っている。また、安全対策等に関する教育・訓練も実施されている。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人国際農林水産業研究センター（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：岩永 勝）
目 的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。2 1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：野村 哲郎）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：齋藤 修）
ホームページ	法 人：http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減					A	A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携強化					A	A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	B	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					—	—	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—	—	—	
7.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化					A	A	
(4)情報の公開と保護	A	A	A	A			
(5)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	
(6)積立金の処分に関する事項					A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)（主なものの要約）

(1)総合評価

（評価に至った理由）
- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(2)	• 『国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）』の「過重な評価作業負担を回避する、機能的で効率的な評価を実施すること」を受け、今中期計画では、評価の効率化を図っている。今年度は研究プログラム及び情報収集・提供プログラムの自己点検をする検討会を同日に開催した。外部評価会議では、昨年度同様、外部評価委員の出席を得て、業務実績全般についての評	• 自己評価・点検については、23年度に見直した体制のもとで効率的に実施するとともに、評価結果、反映方針が示されている。 また、研究の評価にあたっては、工程表を用いて進捗状況の点検を実施しているほか、外部評価委員に国際協力機構など国際協力を専門的に実施する機関の専門家を加えるなど国際的視点での評価も実施している。費用対効果の分析については、分析指標に新たに国際会議への出席件数や国際

		価を行った。評価会議の詳細については『独立行政法人国際農林水産業研究センター中期計画評価会議実施規程』に従い、各検討会の毎年度の実施要領で定めている。また、毎年度の評価結果は、業務実績報告書に掲載し、ホームページで公表している。 など	シンポジウムの開催件数等を加えるなどの工夫も見られる。24年度には、開発途上地域にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として、行政部局等の評価を踏まえ4件選定することができ、目標を達成している。 など
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(3)	• 第3期中期計画からは、研究の実施・評価をプログラム単位で行うこととし、プログラムディレクターが研究管理を行っている。各プログラムでは、それぞれのプログラムの目的を達成するため、プログラムディレクターはプロジェクトの研究課題の設定、遂行状況、予算の使用実態を把握し、管理を行っている。プログラムの成果および達成状況は、プログラム検討会および外部評価会議で検討され、その評価結果は次年度のプログラムの研究計画、予算に反映され、プログラム内の課題設定、予算執行に反映される。 など	• 運営費交付金の研究費の配分については、プログラム検討会における評価結果を反映させている。外部研究資金の獲得については、獲得金額が減少していることから、獲得に向けた継続的な取組が期待される。 など
研究成果の公表、普及の促進	2(3)	• 国民との双方向コミュニケーションの一環として、つくば本所、熱帯・島嶼研究拠点他において下記の一般公開等の諸活動を行い、JIRCAS の認知度を高めるための活動を行った。科学技術週間に併せて平成24 年4 月20～21 日に一般公開を行った。20 日はJIRCAS 研究本館・海外研究棟において、成果ポスターの紹介、エビ実験施設の見学、ミニ講演会、ハイビスカス・パイナップルの苗の配布等を行った。21 日は会場を食と農の科学館内JIRCAS ブースに移し、研究成果ポスターの紹介、ハイビスカス・パイナップル・サトウキビの苗配布、黒糖の試食等を行った。20 日の来場者は、1,040 名、21 日は食と農の科学館全体で2,041 名であった。 など	• 国民などへの研究情報発信については、各種イベント等において、情報提供のターゲットを意識した情報発信に取り組んだほか、オイルパーム廃棄木からエタノールや生分解プラスチックを生産する技術など具体的研究成果を紹介するアウトリーチ活動に取り組んでいる。 など
環境対策・安全管理の推進	8(4)	• 平成21年3月に温室効果ガス排出実施計画を策定し、平成16年度比でJIRCASの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を平成24年度までの期間に6%以上削減することを目標とした。平成23年度CO2排出量の実績値（2,898,738 kg-CO2）及び、当該年度のCO2排出量が、平成16年度比で7%の削減となったことについて、平成24年7月にホームページで公表した。この排出量全体の8割以上は電力使用量（kWh）に伴うものであることから、所全体における過去（平成21年度～平成23年度）及び建物毎の電力量の推移表を掲示版等で周知し、節電に対する意識の高揚を図るとともに、夏季・冬季の空調開始時には空調の適正な温度設定、減灯・消灯及びエレベーターの使用制限等を実施し、職員が出来る具体的な節電項目を策定・周知することにより、電力量の節約に努めた。 など	• 環境負荷低減の取組としては、21年に策定した温室効果ガス排出実施計画に基づき、夏季・冬季の空調の適正設定や減灯・消灯、エレベータの使用制限をはじめとした節電等へ取り組み、一定の効果が認められる。また、これらの取組については、ホームページで公表している。 • 職場の安全対策等については、ヒヤリ・ハット事例のイントラネット等による周知や事故防止対策の共有化、産業医・安全衛生委員による職場巡視を実施するなど取り組んでいる。また、海外出張職員の安全確保については、現地、近隣国等の情報提供・収集に努め、迅速に対応する体制を構築しているほか、緊急移送サービス（メディカル・サービス）及び緊急時の国外脱出サービス契約を引き続き行っている。なお、24年度は帰国後のマラリア発症を含む3件の業務労働災害の発生があったため、再発防止対策を検討し、設備改修、作業マニュアルの整備を行ったほか、マラリア対策については「マラリア判定キット」を追加配備し、リーフレットの改訂を行っている。今後も、引き続き業務労働災害の発生防止に向けた取組が期待される。 また、アフリカの情勢悪化地域へは、情勢が改善されるまで出張を中止した。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法　人　名	独立行政法人森林総合研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鈴木　和夫)
目　　的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1　森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2　森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3　林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。4　1～3の業務に附帯する業務を行うこと。5　旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村　哲郎)
分科会名	林野分科会(分科会長:酒井　秀夫)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.ffpri.affrc.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成20年4月に(独)緑資源機構の業務の一部を承継したが、紙面の都合上、承継前の(独)緑資源機構の評価項目は記載していない。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の抑制	a	a	a	A			
(2)効率化目標の設定等					a	a	
(3)資源の効率的利用及び充実・高度化	a	a	a	a	a	a	
(4)契約の点検・見直し					a	a	
(5)内部統制の充実・強化					a	a	
(6)効率的・効果的な評価の実施及び活用	a	a	a	a	a	a	
(7)管理業務の効率化	a	a	a	a			
(8)産学官連携・協力の促進・強化	a	a	a	a			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	s×1 a×12 b×1	a×13 b×1	s×2 a×12	s×3 a×11			
(2)研究開発の推進					s×2 a×9	s×3 a×8	
(2)林木育種事業の推進	a×5	a×5	a×5	a×5			
(3)水源林造成事業等の推進	s×1 a×13	a×14	a×14	a×14	a×8	a×8	
(4)行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化	a	a	a	a	s	a	
(5)成果の公表及び普及の促進	a	a	a	a	a	a	
(6)専門分野を活かしたその他の社会貢献	a	a	a	a	a	a	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取り組み	a	a	a	a			
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取り組み	a	a	a	a			
(3)法人運営における資金の配分状況	a	b	a	a			
(4)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(研究開発)					a	a	
(5)自己収入の拡大に向けた取組					a	a	
(6)長期借入金等の着実な償還	a	a	a	a	a	a	
(7)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(水源林造成事業)	a	a	a	a	a	a	
4.短期借入金の限度額	A	－	A	A	A	A	
5.不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画					A	－	
6.重要な財産の譲渡に関する計画	A	A	A	A			
7.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	

8.その他農林水産省令で定められている業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	a	a	a	a	a	a	
(2)人事に関する計画	a	a	a	a	a	a	
(3)環境対策・安全管理の推進	a	a	a	a	a	a	
(4)情報の公開と保護	a	a	a	a	a	b	
(5)積立金の処分					a	a	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の評定)

- 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会は、「独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準」(以下「評価基準」という。)により、中期目標及び同目標に基づき作成された中期計画の達成度合いを客観的に判断するため設定した評価単位ごとに、独立行政法人森林総合研究所が行った自己評価結果の提出・説明を受け、当該資料の調査・分析を基本として、取り組むべき課題の達成状況を評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率化目標の設定等	1 (2)	• 経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を23年度に引き続き強化した。削減の主なものは、本所の劣化した変圧器21台についてエネルギー消費効率が約40%削減された高効率変圧器に更新、支所等も含め原発稼働停止に伴う節電目標の達成、冷暖房の温度設定等をこまめに調整することにより電気・ガス使用量の削減、所有車5台の更新をリース車による更新とし車業務経費の削減に努めた。 など	• 研究開発部門では、変圧器の更新等により、前年度比で業務費1%、一般管理費3%の削減目標に対して、それぞれ1.0 %、3.6 %を達成している。水源林造成事業等部門においても、事務所の移転等によって、大幅な経費削減が図られた。 • 水源林造成事業等において、一般管理費、人件費、事業費について、年度計画を上回るコスト削減の実績をあげており、十分に評価できる。
気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	2(2)	• 森林整備にともなう間伐の実施が森林流域からの水流出に与える影響を明らかにするため、これまで観測例の少ない積雪地域の秋田県と、太平洋側の非積雪地域である茨城県の2箇所で水文観測を行った。間伐後、積雪地域では林分密度の低下により、樹冠を通過する降雪量が増えたため、積雪深が増加し、春先の融雪出水の早期化や流出増が観察された。一方、非積雪地域では、夏季に森林から蒸発散の減少が顕著に観察された。このように、積雪地域と非積雪地域では水循環の内容に違いが見られるものの、いずれの地域においても、間伐により流域スケールで水流出が増加し水源涵養機能が向上することをメカニズムに基づいて定量的に示すことに成功した。 など	• 積雪地域と非積雪地域の水循環の違いを明らかにしたこと、間伐が水源涵養機能を向上させる事を定量的に示したこと、深層崩壊を含めた山地崩壊機構の解明と予測技術において大きな成果をあげたことが高く評価できる。 • 深層崩壊における斜面状態の経時的解析、震災被害を受けた海岸林におけるクロマツ・アカマツ衰弱・枯死過程の調査などは、現在課題となっている社会的な要請に応えようとする点が高く評価できる。 • 放射性セシウムの森林表層での移動や森林流域での測定、スギ花粉による内部被爆リスクなどの測定から、森林からの放射性セシウム流出リスクは非常に小さいこと等を明らかにしたことに加え、これらの結果を速やかに公表するなど、森林からの放射性物質流出に対する国民の不安解消に貢献したことは、年度計画以上の成果であり、高く評価できる。
行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化	2(4)	• 豪雨、地震等による山地災害の発生に際し、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、平成23年9月に発生した長野県松本市安曇梓川筋の地すべり災害、平成24年4月に北海道苫前町や山形県大蔵村で発生した融雪に伴う地すべり災害、平成24 年7 月の九州北部豪雨災害、平成24年8月の豪雨により滋賀県大津市で発生した林地崩壊等の緊急対応に係る現地調査や対策に係る委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。 など	• 建築研究所とCLTに関する共同研究を実施したことは、今後の研究の進展に対する産業界からの期待も大きく、評価できる。 • 科研費を除いた、環境省や農林水産省の競争的資金の獲得件数が平成22 年度以降減少した結果、外部機関への研究委託件数が減少しているが、共同研究や分担研究は横ばいか増加傾向にあり、行政機関や他の研究機関等との連携・協力は評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法　人　名	独立行政法人水産総合研究センター(平成 13 年 4 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:宮原　正典)
目　　的	1　水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。2　海洋水産資源開発促進法(昭和 46 年法律第 60 号)第 3 条第 1 項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。
主要業務	1　水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2　水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3　栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。4　さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。5　海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと。(6に掲げるものを除く)6　海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。7　海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。8　1～7の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村　哲郎)
分科会名	水産分科会(分科会長:辻　雅司)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.fra.affrc.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D の5段階評価(A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)効率的・効果的な評価システムの確立と反映	A	A	A	A	A	A	
(2)資金等の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)効率的、効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	A	A	A	A			
(2)重点領域					A	A	
(3)研究開発等の重点的推進	A	A	A	A	A	A	
(4)行政との連携	A	A	A	A	A	S	
(5)成果の公表、普及・利活用の促進	A	A	A	A	A	A	
(6)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)予算及び収支計画等	A	A	A	A	A	A	
(2)自己収入の安定的な確保					A	A	
(3)短期借入金の限度額	―	―	―	―	―	―	
(4)不要な財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					A	A	
(5)前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画					A	A	
(6)重要な財産の譲渡等	―	―	―	―			
(7)剰余金の使途	―	―	―	―	―	―	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)内部統制					A	A	
(4)積立金の処分に関する事項	―	―	―	―	A	A	
(5)情報の公開・保護・セキュリティ	A	A	A	A	A	A	
(6)環境・安全管理の推進	S	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
産学官連携、協力の促進・強化	1(4)	• 水産業に関する研究開発等を積極的に推進するために、例えば、地域振興のための資源培養技術の高度化に関する共同研究を漁業協同組合・公設試験研究機関・大学等と実施するなどのほか、国内外の組織との共同研究・プロジェクト研究の実施、シンポジウムの共催等を通して研究交流を積極的に進めた。 • 水産業や水産物に関する種々の問題を解決するため、研究主幹等がブロック推進会議での検討、行政・包括連携大学をはじめとする各種研究機関等との対話、シンポジウムの開催・参加、学会活動等を通じて研究開発ニーズを把握し、他機関との連携を図りつつ震災復興やウナギ等に関して分野横断的な研究開発の課題化に取り組んだ。 など	• ブロック水産業関係研究開発推進会議は水産現場の情報収集や現状把握を的確に行う必要があるが、同推進会議がその目的のために機能するには、会議に出席する水産総合研究センターの研究者が意識を高く持って積極的に参加していくことが必要。 • 共同研究を 103 件実施しているが、大学や地方自治体等との連携に比べ、民間との「産学」共同案件は 20 件と少ない。今後、さらに多くの民間企業や地方自治体等との共同研究に取り組む必要がある。共同研究の内容では、社会経済や国民生活を大きく変えるようなイノベーションを興しておらず、自己評価の「S」評価は過大。 など
重点領域	2(2)	• センターの研究開発等については、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に資するため、水産業や水産行政が抱える喫緊の課題に的確かつ効果的に対応するよう重点化した5課題(第2の1(2)研究開発等の重点的推進)につき研究課題を実施するとともに、必要性、緊急性及び有効性並びに進捗状況等を年度の中間及び年度末に点検した。特に東日本大震災からの水産業復興に関する研究開発等については重点的に取り組んだ。	• 民間や大学等、立場の異なる他の研究機関との役割分担を踏まえ、本センターが真に実施すべき課題に限定し、実施の必要性、緊急性、有効性について定期的に点検し取捨選択が図られていること、多くの課題について他の研究機関との連携が強化されてきていることは評価する。特に24年度においては23年度に引き続き東日本大震災からの水産業復興に関する研究開発等についても重点的に取り組み、総合科学技術会議の科学技術戦略推進費を獲得し、他機関と連携して緊急調査研究を行うなど中期計画に掲げた重要研究5課題以外の緊急課題についても適切に対応し、一定の成果を上げている。 など
成果の公表、普及・利活用の促進	2(5)	• 研究開発コーディネーターが各種プロジェクト研究、事業の推進・運営及び消費者を対象とするイベントに積極的に関わるとともに、各種研究開発推進会議を通して地域や水産業界から出される要望、全国水産試験場長会からの要望、行政や消費者の要望等を積極的に収集・把握した。また、水産庁の赤潮・貧酸素水塊対策推進事業などの外部資金への応募、事業化を推進した。 など	• 広報誌、ホームページ、シンポジウムなど多様な手段を用いて、積極的に情報発信をしている。特に研究内容を一般向けに分かりやすく解説したFRANEWSは本センターの活動を外部に伝える有用なツールであり、より広く普及するよう努められたい。 • 専門家にとっては、理解がなされ、評価が高い国際会議での活動や行政施策に貢献した研究成果についても、その意義や重要性を一般市民、主婦等にも理解されるような広報を期待する。 など
施設及び船舶整備に関する計画	4(1)	• 平成24年度案件である北海道区水産研究所斜里事業所飼育池改修その他工事は平成24年11月に完工した。 • 平成23年度繰越案件である北海道区水産研究所札幌庁舎耐震補強工事は平成24年7月に、西海区水産研究所まぐろ飼育研究施設新築工事については、平成25年3月にそれぞれ完工した。 など	• 北海道区水産研究所の斜里さけます事務所飼育池等改修、札幌庁舎耐震工事及び西海区水産研究所のマグロ飼育研究施設新築等について、計画通り順調に進捗した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人農畜産業振興機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：佐藤　純二）
目　　的	主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
主要業務	1　生産者の経営安定を図るため、 (1)肉用子牛の販売価格の低落時における肉用子牛生産者への補給金の交付 (2)肥育牛生産者及び養豚農家への補塡金の交付 (3)飲用牛乳に比べて価格が安いバター・脱脂粉乳向けの加工原料乳の生産者への補給交付金の交付 (4)主要野菜の著しい低落時の野菜生産者への補給金の交付 (5)さとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産者等への交付金の交付等を実施。 2　農畜産物の需給調整・価格安定を図るため、 (1)畜産物にあっては、①国家貿易機関として、指定乳製品等（バター、脱脂粉乳等）の輸入及び売渡し、②豚肉及び牛肉の価格低落時における買入れ、価格高騰時における売渡し等を実施。 (2)野菜にあっては、野菜の需給調整・価格安定を図るため、野菜の価格高騰時における出荷の前倒しや、価格低落時における市場隔離等の需給調整等を実施。 (3)砂糖・でん粉にあっては、内外価格差を調整するため、輸入糖や輸入コーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収し、さとうきび生産者、でん粉原料用かんしょ生産者及び製造事業者に対し交付金を交付。 3　畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農産物需給等に関する情報の収集・整理・提供を実施。 4　BSEや鳥インフルエンザの発生、配合飼料価格の高騰、燃油価格の高騰等に対応した緊急対策等の実施。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：野村　哲郎）
分科会名	農業分科会（分科会長：野村　哲郎）
ホームページ	法　　人：http://www.alic.go.jp 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5 年間（平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1．小項目を a、b、c の3段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2．なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の削減（抑制）	A	A	A	A	A	A	
(3)業務執行の改善	A	A	A	A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A	A	A	A	
(5)補助事業の効率化等	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)経営安定対策	A	A	A	A	A	A	
(2)需給調整・価格安定対策	A	A	A	A	A	A	
(3)緊急対策	A	A	A	A	A	A	
(4)資金の流れについての情報公開の推進	A	A	A	A	A	A	
(5)情報収集提供業務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費及び一般管理費節減に係る取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2)資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
(3)「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(1)運営費交付金	－	－	－	－	－	－	
(2)国産糖価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(3)でん粉価格調整事業	A	A	A	－	－	A	
5.不要財産の処分に関する計画				A	A	A	
(1)畜産業振興事業の返還金等				A	A	A	
(2)野菜構造改革促進特別事業				A	－	A	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.重要な財産の譲渡等	－	－	－	－	－	－	
8.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)長期的な借入れを行う場合の留意事項	－	－	－	－	－	－	

(3)施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	
(4)前期中期目標期間繰越積立金の処分	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等の資料をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、小項目では1項目がb評価となったが、中項目、大項目の評価は、いずれもA評価となった。
- 「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年3月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会)、「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 24 年5月 21 日政策評価・独立行政法人評価委員会)、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月7日閣議決定)及び「平成 23 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成 25 年1月 21 日政策評価・独立行政法人評価委員会)等を踏まえ、総合的に勘案した結果、平成 24 年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われていると判断し、総合評価はAとした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
事業費の削減・効率化	1(1)	• 平成 24 年度の事業費(経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。)については、平成 19 年度比で 45%削減した。	• 事業費については、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急対策を迅速かつ適正に実施しているが、事業費の削減実績は、これらの対策を除く事業について、効率的な実施に努めた結果である。
経営安定対策	2(1)	• 厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営に対処するため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金の的確な交付を目的に、月毎に生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。(平成 24 年度基金造成額 466 億 7 千万円) • 全国会議を開催するとともに、月毎に事務連絡文書を発出し、生産者への迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導した。 など	• 畜産の経営安定対策については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等それぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策が講じられており、これら業務を適正に、かつ効率的に実施している。なお、直接交付方式を完全に実施した養豚経営安定対策事業については、年度計画に定めている交付期間内に、交付申請のあった 12,579 件全てについて生産者補填金が適切に交付されており、評価できる。
職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	8(1)	• 毎月の超過勤務時間を点検し、適時適切に人事異動を行い、平成 24 年度には 21 名の部門間異動を実施した。 • 常勤職員数は、期初が 219 人、期末が 217 人となった。人件費総額については、計画の 2,035 百万円に対して 1,664 百万円となった。 など	• 職員の人事に関する計画については、超過勤務削減への対応、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が実施されている。 • 人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成 17 年 12 月から実施している「給与構造の見直し」を着実に遂行しているほか、平成 19 年度からは、新たな人事管理制度として、昇給幅の抑制、管理職へ昇格の抑制、管理職ポストオフ制度を導入し、一層の人件費削減に取り組んだこと等により、人件費総額は計画の 2,035 百万円に対して、1,664 百万円と引き続き抑制されている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人農業者年金基金(平成 15 年 10 月 1 日設立)＜非特定＞ (理事長:中園 良行)
目　　的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理。 2 旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給者の管理。 3 農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。 4 割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:野村 哲郎)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.nounen.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5 年間(平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. A、B、C の 3 段階評価。(必要に応じて、A 評価とした場合には実績及び達成度等を総合的に勘案し S 評価に、C 評価とした場合には要因を分析し D 評価にすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第２部第２節１(２)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営経費の抑制	B	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の合理化	A	A	A	A	A	A	
(4)委託業務の効率的・効果的実施	A	A	A	A	A	A	
(5)業務運営能力の向上等	A	A	A	A	A	A	
(6)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)農業者年金事業	A	A	A	A	A	A	
(2)年金資産の運用	A	A	A	A	A	A	
(3)制度の普及推進等	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
長期借入金	A	A	A	A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
5.短期借入金の限度額	―	―	―	―	―	―	
6.重要な財産の譲渡・担保の計画	A	A	―	―	―	A	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 農業者年金基金(以下「基金」という。)の評価基準に基づき、大項目の評価結果を集計し評価を行うとともに、基金から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等について聴取を行う等により、中期計画に掲げられた取組内容以外の取組などの留意事項を勘案して評価を行った。
- 大項目の評価結果を集計しつつ、留意事項を勘案して評価を行った結果、中期計画は、順調に実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
運営経費の抑制	1(1)	• 一般管理費(人件費を除く。) については、業務の効率化を進め、前年度までの運営費交付金の残額から電算システム開発費に充当した金額を除き、前年度比3.3%削減する計画に対し、実績で6.0%の削減を達成した。なお、一般管理費の削減率の実績が大きく上回ったのは、電算システムの開発に係る経費を捻出するため、経費の支出を抑制したことによる。 など	• 一般管理費、事業費については、それぞれ年度計画を上回る削減がされている。 • 人件費については、平成17年度に比べ平成24年度実績で18.1%削減されており、年度計画を上回る削減がされている。また、給与水準については、国家公務員の給与見直しに準じた改定を実施した結果、対国家公務員地域別指数は97.8となった。人件費の削減及び給与水準の適正化の取組みの進捗状況等は「役職員の報酬・給与等について」として基金ホームページで公表されている。 など
組織運営の合理化	1(3)	• 常勤職員数については、1 人削減し、7 5人と	• 常勤職員の削減を実施し、高齢者継続雇用

		した。また、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を引き続き非常勤職員として1 人(計画: 1 人) 継続雇用とした など	制度を活用し定年退職者を非常勤職員として継続雇用しており、計画通り実施されている。 など
農業者年金事業	2(1)	• 農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の整合性を図るため、平成2 4年5 月及び同年1 1月に両記録の突合を実施した。その結果を踏まえて、被用者年金に加入する等不整合となった被保険者(以下「不整合者」という。) の記録確認リストを業務受託機関に送付し、当該不整合者に対して、必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう業務受託機関を通じ働きかけを行った。 また、当該不整合者に対しても、当基金より通知を発出するとともに、必要な申出書等の提出の働きかけを行った。 なお、不整合者の状況については、平成23年11月の不整合者1,５５０人が6 ヵ月経過後8７４人減の6 7 6人に、平成2 4年5 月の不整合者1,６８５人が6 ヵ月経過後、1 ,0３１人減の65４人となり、2回の突合による不整合者の減少率は5８．9%となった。	• 被保険者資格の適正な管理や年金裁定請求の勧奨、迅速な事務処理等は適切に実施されていると認められる。年金給付を行うために必要不可欠なものであることから、今後とも適正な業務実施に努められたい。
年金資産の運用	2(2)	• 平成24年6月7日、8月2日、11月9日及び平成25年2月5日に開催した資金運用委員会において、それぞれ、平成23年度通期、平成2 4年度第1 四半期、第2 四半期、第3 四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。また、平成2 5年3 月5 日に開催した資金運用委員会において「付利準備金の額の確保に関する検証実施規程」による検証を行った。	• 年金資産の運用については、法令等を遵守した運用が行われ、また、資金運用委員会を開催し運用結果の評価・分析も適切に行われている。また、運用収入等について、加入者に対し通知を行う等適切に情報提供が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成 15 年 10 月1日設立)＜非特定＞ (理事長:堤　芳夫)
目　　的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1　農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2　林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3　漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4　農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5　漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村　哲郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:野村　哲郎)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.affcf.com/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間(平成 20 年4月 1 日～平成 25 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1.　A、B、Cの3段階評価(必要に応じて、A評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、S評価に、C評価とした場合には、要因を分析し、D評価とすることができる。) 2.　なお、詳細な評価基準(手法)は第２部第２節１(２)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業の効率化	A	B	A	A	A	A	
(2)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)人件費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(5)内部監査の充実	A	A	A	A	A	A	
(6)内部統制機能の強化	A	A	A	B	A	A	
(7)評価・分析の実施	A	A	A	A	A	A	
(8)情報システムの整備	A	A	A	A	B	A	
(9)調達方式の適正化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の提供・開示	A	A	A	A	A	A	
(3)意見の収集	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	B	B	
(1)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	A	A	A	A	A	
(2)引受審査の厳格化等	A	A	A	A	A	A	
(3)モラルハザード対策	A	A	A	A	A	A	
(4)求償権の管理・回収の強化等	A	B	B	B	B	B	
(5)代位弁済率・事故率の低減	A	A	A	A	B	B	
(6)基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収	A	A	A	A	A	A	
(7)資産の有効活用	A	A	A	A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	B	B	A	B	A	B	
(1)経費節減(業務経費一般管理費)	B	B	A	B	A	B	
(2)法人運営における資金の配分状況	―	―	―	―	―	―	
5.長期借入金の条件	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額	A	―	A	A	A	A	
7.剰余金の使途	―	―	―	―	―	―	
8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人員に関する指標	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の確保及び養成	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、大項目でB評価が1つ、中項目でB評価が3つ、小項目でB評価が7つとC評価が1つとした。その上で行った総合評価の結果は、各項目を指数化して評価する評価基準に従い、また、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成21年3月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会)」及び「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について(平成 25 年5月 20 日政策評価・独立行政法人

評価委員会独立行政法人評価分科会）」等を踏まえ、全体として順調に業務が実施されたと判断し、総合評価はA評価とした。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業の効率化	1(1)	• 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、88億85百万円の支出であり、19年度予算対比で35.3％の削減（削減目標5％）となった（19年度決算対比では28.8％の削減となった）。 • 林業信用保証業務における代位弁済費は、長期的な景気低迷の影響と24年度において大口の代位弁済が発生したこと等により、19年度予算対比で52.2％増加した。 など	• 事業の効率化については、引受審査に係る基金協会との事前協議や部分保証の実施等の事業費削減に向けた取組が着実に行われ、全勘定を合算した事業費総額では、平成19年度比△35.3％と、中期計画に定める5％以上の削減目標が達成されている。 • 林業信用保証業務においては、長期的な景気低迷の影響、大口の代位弁済の発生等から代位弁済費が平成19年度予算対比で52.2％増となっていることから、林業者等の経営環境を踏まえ、政策目的の遂行を阻害することがないことに留意しつつ、事業費の抑制に向けた取組の実施を期待する。
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	• 24年度の回収金収入の目標は45億3百万円で、回収実績は39億60百万円となり、達成率は88.0％となった。 • 業務別達成率は、農業信用保険業務94.6％、林業信用保証業務89.8％、漁業信用保険業務67.8％であった。 など	• 求償権の管理・回収の強化等については、計画未達となっており、基金協会との連携強化や効率的なサービサーの活用などによる回収実績の向上に期待する。
代位弁済率・事故率の低減	3(5)	• 農業信用保険業務における24年度末の事故率は0.18％であった（中期目標期間中に0.12％以下）。 中期目標期間中に保険契約した案件について、20～23年度の4年間の保険金支払額が957百万円、24年度1年間の保険金支払額が1,608百万円となっており、24年度の保険金支払額の約7割が、20～22年度にかけて国の緊急経済対策の一環で財政措置された畜産農家対策の資金であり、これが事故率の増加につながったものである。 など	• 代位弁済率・事故率の低減については、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務は計画が達成されたものの、農業信用保険業務は畜産関係資金に係る保険金支払いの増加を要因に計画未達となったことから、基金協会と連携した期中管理の取組の実施に期待する。
経費節減	4(1)	• 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、上記のとおりであり、一般管理費（人件費及び公租公課により増減する経費を除く）については、4億12百万円の支出であり、19年度予算対比で41.4％の削減となった。 • 当期損益は、法人全体で63億71百万円の当期総利益を計上し、当期剰余金は161億39百万円となった。 これを勘定ごとにみると、農業信用保険勘定では26億97百万円の当期総利益計上、林業信用保証勘定では19億37百万円の当期総利益計上、漁業信用保険勘定では17億11百万円の当期総利益計上、農業災害補償関係勘定では25百万円の当期総利益計上、漁業災害補償関係勘定では14百万円の当期純損失を計上。 など	• 経費削減の取組については、着実に削減されている。 当期損失を計上した漁業災害補償関係勘定における経費削減に期待するとともに、林業信用保証勘定における繰越欠損金の解消のため、林業者等の経営環境等に配慮しつつ事業費の抑制に向けた取組の実施に期待する。 など

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

⑧　経　済　産　業　省

法 人 名	独立行政法人経済産業研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中島　厚志)
目　　的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1　内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2　1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3　内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。4　1～3の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏　きみ子)
分科会名	経済産業研究所分科会(分科会長:小野　俊彦)
ホームﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/index.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1 業務運営の効率化	B	B	B	B	A	A	
2 サービスの質の向上							
(1)調査及び研究業務	A	A	A	A	A	A	
(2)政策提言・普及業務等	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容	B	B	A	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 「①調査及び研究業務」について、論文数、METI 評価、外部レビューアーによる評価等、調査及び研究業務に係る各種指標は数値目標をいずれも上回り、質・量ともに高い業績を上げており、国際的にも経済シンクタンクとしてアジア№1(世界ﾗﾝｷﾝｸﾞ 13 位)との評価を得ている。論文公表数は、第2期最終年度 200 件に次ぐ 157 件に上り、専門分野の外部レビューアーによる学術水準の評価も高かった。(23 年度 78.8%→24 年度 79.3%に上昇)「通商白書」や「中小企業白書」等への研究成果の引用件数も 45 件と目標 20 件を大きく上回っている。また、政策との合致・政策形成への有用性について、METI 関係課から、ともに高い評価を獲得している。外国語による論文数(63 本→92 本)やシンポジウム等に参加する海外の識者の人数(85 名→137 名)が 23 年度実績から大幅に増加する等、国際的な発信力を強化しており評価できる。JSTAR や為替レートなどのデータベースの構築は、政策的な研究の基礎となり、また海外での研究者への発信にもつながる重要な事業であり、政府の独立行政法人でないと行えない事業と言えるので引き続き行って欲しい。特に、日中韓の為替レートデータベースの構築について追加的取組みを実施したことは、経済情勢を踏まえた機動的な対応であり評価できる。
- 「②政策提言・普及業務等」について、書籍の刊行数、シンポジウム・BBL 開催件数、参加者満足度等のアウトプット指標は、いずれも目標を上回り、高いレベルに達している。シンポジウムや BBL の活発な活動、ソーシャルメディアやマスメディアを通じた研究成果の積極的な配信、国内外の研究機関との交流等、多彩なツールを有効に活用して政策普及に努めた結果、中期計画を超える優れたパフォーマンスが実現できた。経済シンクタンクランキング世界 No.4である欧州 CEPR(経済政策研究センター)との国際ワークショップの共催等、海外の研究機関との共同研究が活発に行われて、研究ネットワークの拡大が図られている。また、新たな取組みとして、CEPR が各コンソーシアム(フランス、イタリア、オランダ、日本等)とともに運営している政策ポータルサイト VoxEU との連携を開始。RIETI の研究成果等を VoxEU に掲載(24 年度5件)する等、国際的な発信力を強化した。社会的に関心の高い政策課題について、RIETI の研究成果のタイムリーな対外発信を目的として、24 年度より新たに「ハイライトセミナー」を立ち上げ、3回開催したことが評価された。RIETI では、震災直後から復興に関連する研究及び情報発信を積極的に実施している。特に 24 年度においては DP を 10 本発表し、これまでの研究成果とともにウェブサイトの特設ページで発信している。また、政策シンポジウムは2回、うち1回は被災地である仙台市において開催している。復旧・復興の状況を多面的に評価し、今後のあるべき成長の姿について、学会・経済界・政府関係者の参加を得て幅広い視点で議論を行う等、政策シンクタンクたる RIETI の特色を発揮しており、参加者からも「新たな視点が得られて、今後の業務の参考となるヒントがたくさんあった」等の高評価が多数寄せられた。各種データベースは、海外を含めたユーザーに信頼感を持って活用されており、活用実績も伸びている。データベース全体のアクセス数は 23 年度と比較して約 1.5 倍増。データベースの構築等は独法のメリットを活かした意義のある事業であると評価された。
- 新たなシステムの導入や所内の体制作りに取り組む等、業務の効率化に努めている。研究所での業務の効率化は、優れた研究をサポートする点で重要であり、研究マネジメントでも、プロジェクトを原則2年として研究の進行を適切に管理している。これまで ISMS(情報セキュリティ)内部監査の中で付随的に行っていた内部統制を、理事長のリーダーシップにより独立させ、本格的な実施体制を確立させるとともに、内部統制における指摘事項について業務運営の中で適切な対応を行うため所内向け広報誌を発行する等により周知を図ったことが高く評価された。標的型ウイルスメールの模擬訓練や E ラーニングの実施など職員のセキュリティ意識向上も含めて、セキュリティ対策を強化・徹底していることが評価された。官民競争入札の活用や契約監視委員会等の適切なプロセスにより、入札の適正化は着実に実行されていると評価された。役職員の給与については適正に運営されている。人件費総額は、基準年度(平成 17 年度)比で約 15%の削減を達成している。研究員のラスパイレス指数が高い点については、優秀な人材を雇用する際、給与面で考慮せざるを得ない部分があるが、RIETI では研究員給与規程に基づいて適切な運用がされているため妥当性に問題はない。特に、第三期中期目標においては、国内外の研究機関との更なる連携により国際的にも高く評価されるシンクタンクとなることを目指していることから、国内に限らず海外からも有用な人材を雇用することは重要である。この点について、対外的な理解を得られるよう、引き続き丁寧な説明と努力が必要である。
- 財務内容については、効率的な予算執行による業務運営を行うことができており、昨年度に引き続き、欠損金が発生することもなく健全な予算管理が行われていることが評価された。自己収入及び競争的資金については、政独委の勧告に基づき「RIETI ミッションとの整合性」について審査の上、獲得に努めた結果、前年度比で減少したが、過去5年間の平均水準は上回っており、評価できる。自己収入

獲得の努力は必要であるが、データベースの有償化等については、研究成果を広く普及する観点や、研究者の利便性や国際的な潮流を踏まえて慎重に考えるべきとの意見があった。24 年度は、運営費交付金残高が増加したが、これは 26 年度から予定されていた3独立行政法人の統合に向けた準備の影響や特例公債法案の成立遅れによる運営費交付金の執行抑制等の影響によりプロジェクトの進行が抑制的行われたことによるものである。終了プロジェクトにおいて発生した利益の一般積立金への処理も含め、問題はない。

(2)項目別評価

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>(1との関連)</th><th>独立行政法人の業務実績</th><th>府省評価委員会による評価結果等</th></tr>
<tr><td>調査及び研究業務</td><td>2(1)</td><td>• 内部レビューを経た論文の公表数 （目標:84 件）
実績:157 件

*第2中期期間(H22 まで)
<table><tr><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td></tr><tr><td>103 件</td><td>113 件</td><td>121 件</td><td>200 件</td><td>109 件</td></tr></table>• METI 関係課室へのアンケート結果(目標:B評価)
① 政策ニーズとの合致
実績:A (2.84) *A～C:3段階評価
② 政策形成への有用性
実績:A (4.30) *AA～C:5段階評価

• 外部レビューアー(専門分野の大学教授等)による学術水準の評価 （目標:B評価）
実績:A (3.96) *AA～D:5段階評価

• 外国語による論文数、シンポジウム・セミナー等に参加する海外の識者の数、外国語によるニュースレター・広報誌等の件数 （目標:100 件）
実績:258 件(内訳①～③)
① 外国語による論文数(92 件)
② シンポジウム・セミナー等に参加する海外の識者の数(137 件)
③ 外国語によるニュースレター・広報誌等の件数(29 件)

• 白書、審議会資料等における研究成果の活用の件数(目標:20 件)
実績:45 件</td><td>• 論文数、METI 評価、外部レビューアーによる評価等、調査及び研究業務に係る各種指標は数値目標をいずれも上回り、質・量ともに高い業績を上げており、国際的にも経済シンクタンクとしてアジアNo.1(世界ランキング 13位)との評価を得ている。
• 論文公表数は、第 2 期最終年度 200 件に次ぐ 157 件に上り、専門分野の外部レビューアーによる学術水準の評価も高かった。(23 年度 78.8%→24 年度 79.3%に上昇)
• 「通商白書」や「中小企業白書」等への研究成果の引用件数も 45 件と目標 20 件を大きく上回っている。また、政策との合致・政策形成への有用性について、METI 関係課から、ともに高い評価を獲得している。
• 外国語による論文数(63 本→92 本)やシンポジウム等に参加する海外の識者の人数(85 名→137 名)が 23 年度実績から大幅に増加する等、国際的な発信力を強化しており評価できる。
• JSTAR や為替レートなどのデータベースの構築は、政策的な研究の基礎となり、また海外での研究者への発信にもつながる重要な事業であり、政府の独立行政法人でないと行えない事業と言えるので引き続き行って欲しい。特に、日中韓の為替レートデータベースの構築について追加的取組みを実施したことは、経済情勢を踏まえた機動的な対応であり評価できる。</td></tr>
<tr><td>政策提言・普及業務等</td><td>2(2)</td><td>• 研究成果に基づく書籍の刊行数 （目標:4冊）
実績:8冊

• シンポジウム、BBL セミナーの開催総数
（目標:シンポジウム6回、BBL セミナー50 回）
実績:シンポジウム 10 回、BBL セミナー62 回

• シンポジウム、BBL セミナー等に対する参加者の満足度(及び METI 職員の満足度)
（目標:B評価:概ね 66%以上）
実績(シンポジウム):83%(85%)
実績(BBL セミナー等):89%(88%)

• HP のヒット総件数(目標:80 万件)
実績:142.3 万件
（英語サイト 40.6 万件、中国語サイト 6.2 万件）

• 研究1本当たりのダウンロード平均総数
（目標:4,400 件）
実績:13,028 件

• ニュースレター月平均発行回数(目標:3回/月)
実績:4回

• 印刷物による広報誌発行総回数(目標:5回/年)
実績:5回</td><td>• 書籍の刊行数、シンポジウム・BBL 開催件数、参加者満足度等のアウトプット指標は、いずれも目標を上回り、高いレベルに達している。シンポジウムや BBL の活発な活動、ソーシャルメディアやマスメディアを通じた研究成果の積極的な配信、国内外の研究機関との交流等、多彩なツールを有効に活用して政策普及に努めた結果、中期計画を超える優れたパフォーマンスが実現できた。
• 経済シンクタンクランキング世界 No.4である欧州 CEPR(経済政策研究センター)との国際ワークショップの共催等、海外の研究機関との共同研究が活発に行われて、研究ネットワークの拡大が図られている。また、新たな取組みとして、CEPR が各コンソーシアム(フランス、イタリア、オランダ、日本等)とともに運営している政策ポータルサイト VoxEU との連携を開始。RIETI の研究成果等を VoxEU に掲載(24 年度5件)する等、国際的な発信力を強化した。
• 社会的に関心の高い政策課題について、RIETI の研究成果のタイムリーな対外発信を目的として、24 年度より新たに「ハイライトセミナー」を立ち上げ、3回開催したことが評価された。</td></tr>
</table>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人工業所有権情報・研修館（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：三木　俊克）
目　　的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1　発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。2　審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。3　工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。4　上記のほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5　工業所有権に関する相談に関すること。6　工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。7　特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。8　1～7の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：室伏　きみ子）
分科会名	工業所有権情報・研修館分科会（分科会長：早川　眞一郎）
ホームページ	法　　人：http://www.inpit.go.jp/index.html 評価結果：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/index.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	B	B	B	B	A	A	1．AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第２節１（２）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	B	A	A	B	A	B	
2.サービスの質の向上							
(1)情報提供	A	B	B	B	A	A	
(2)権利化推進					A	A	
(2)流通	A	A	B	B			
(3)人材育成	B	A	A	A	B	A	
3.財務内容	B	B	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B			

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）

- 情報・研修館の業務は、日本の産業財産権制度の根幹を支える仕事である情報提供・人材育成などの重要な、しかし地味な任務であるが、全体的に高い水準で業務が実施され、目標到達がされている。平成 24 年度においては以下の点を高く評価し、総合評価「A」とした。
- 業務の遂行にあたり、大きく変動する環境に迅速に対応して柔軟な発想に基づき創意工夫を重ねており、特に、情報提供業務及び権利化推進業務において重要性を増しつつある中国を始めとするアジアの知財リスクに対応した施策に積極的に取り組み、具体的な成果が見られる点を高く評価する。
- また、「2013 年には審査順番待ち期間 11 か月（FA11）を達成」という特許庁の政策目標が 2013 年度には達成できる見込みとなっており、人材育成面から政策目標達成に寄与している点を高く評価する。
- 現在、中国の出願は激増しており、さらに知財紛争も日本より活発であり、知的財産の取得・活用をするにあたり中国は無視できない存在になっている。中国を始めとするアジアの知財対策や中小企業・大学・公的研究機関の知的財産基盤の強化は極めて重要であり、国が担うべき事業が多く、中小企業支援の観点からはさらなる中国対策の支援が望まれる。今後はそれらについて量のみならず質的向上を図る施策の展開が重要と思われる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
情報提供	2(1)	（業務の効果的な実施） • 特許電子図書館（IPDL）検索回数 111,490,492 回（目標：年間 80,000,000 回以上） 蓄積件数：約 9,300 万件 • 出願・登録・審判に関する経過情報等も検索可能なサービスを提供。 • 検索速度低下等回避のため、ロボットアクセス対策を実施。 • 中小・ベンチャー企業等を対象とした IPDL の説明会等を7箇所（329 名参加）開催。 • 特許庁が保有する審査経過等のデータについて、公開可能な情報全てを民間企業等が利用しやすいデータ形式に整理標準化してマージナルコストで外部ユーザーに提供し、企業等ユーザーを支援。 （整理標準化データの外部提供件数　15,054,614 件） （公開可能な情報全件。達成度 100%） • 平成 23 年7月の「国際知財戦略」における「中国の実用新案はアクセスが困難であり、実用新案に基づく訴訟も発生していることから、対策が早急に必要」との指	• ニーズの高い中国の産業財産権情報について、前年度から大幅増となる 154 万件もの実用新案の翻訳情報を作成・提供することに加えて、新たに公開特許の翻訳情報の作成・提供を開始したことは年度計画を超える取組であり、こうした情報の高度化等により特許電子図書館（IPDL）の検索回数が昨年度実績及び中期計画と比較して大幅に向上した点は、中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したものとして高く評価する。 • 産業財産権情報をめぐる内外の環境変化が激しい中、情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、着実な情報提供を実施している点は高く評価できる。今後もさらに環境変化が激化することが予想されるので、より一層の工夫をして対処してほしい。

		摘を踏まえ、中国実用新案英文抄録の日本語翻訳を作成し審査資料として特許庁へ、IPDL を通じて一般のユーザーへも提供。(154 万件) (工業所有権関係公報等閲覧業務) • 閲覧室利用者 12,318 名 • 国内公報については、特許審査官端末等により公報発行日に即日閲覧。 • より高度な検索が可能な閲覧用機器(特許審査官端末)34 台を設置し、情報提供環境を整備。(※利用状況に応じた台数見直しを実施) • 公報閲覧室利用者に対しアンケート調査を実施し、アンケートから把握したニーズに基づき、分類検索に習熟した検索指導員による検索指導、公報閲覧室内への案内情報の充実など、ユーザーサービスの向上を実施。 • 質の高い閲覧サービスを提供するため、検索指導員に IPDL 講習や相談業務講習等のスキルアップ研修を実施するとともに、国立国会図書館の視察・意見交換を実施し、課題の有無を検討。 (審査・審判関係図書等整備業務) • 審査・審判資料を購入・提供 ➢ 内国:図書 328 冊、雑誌 10,605 冊 ➢ 外国:図書 35 冊、雑誌 4,545 冊 ➢ 非特許文献:2,450 冊 ➢ 意匠カタログ:内国 12,000 件、外国 3,000 件 (工業所有権相談等業務) • 相談件数:32,019 件	
権利化推進	2(2)	• 知的財産マネジメントの専門人材である知的財産プロデューサーを研究開発機関等に派遣し、派遣先機関等の事業化構想に基づき、プロジェクトの進行段階に応じて、以下の支援を実施。 ＜初期＞主に研究戦略、知財戦略の策定 ＜推進期＞主に知財網を強化 ＜終期＞推進期の支援内容に加え、研究成果の高度活用を見据えた知財管理・活用方針の策定 (派遣人数、派遣機関:18 名、21 箇所) • 海外での事業展開が期待される有望技術を有する企業等に対し、海外進出先における知的財産マネジメントを専門とする海外知的財産プロデューサーを訪問させるなどし、企業等からの要請に応じ、海外での事業展開に向けた課題を抽出するとともに、知的財産に関連するリスク低減をはじめ、事業規模に応じた権利保護・活用に関する支援を実施。 (派遣人数、派遣機関:6名、191 箇所)	• 積極的な展開によって大きな成果をあげてきていることが高く評価される。特に、知的財産プロデューサー、海外知的財産プロデューサー及び広域大学知的財産アドバイザーの支援箇所数はそれぞれ年度計画及び中期計画を超える実績を上げている。その結果として、事業開始初年度の昨年度には見られなかった具体的な成果事例が現れてきており、量的な活動拡大が具体的な成果を伴ったものとして高く評価する。
人材育成	2(3)	• 特許庁が策定した「平成 24 年度研修計画」に基づき、5,902 名に研修を実施。 • 平成 24 年度は 54 名の特許庁審査官を育成。特許庁審査官等の継続的な育成に加え、5年間にわたって採用した任期付審査官 500 名の育成を集中的に実施(平成 17 年度以降延べ 1,000 人を超える審査官を育成)してきたことにより特許庁の審査処理件数の拡大に貢献。「2013 年には審査順番待ち期間について 11 か月(FA11)を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、特許庁の政策目標達成に大きく寄与。 • 研修生に対するアンケートによる満足度は、目標である『平均で 80%以上の者から「有意義だった」との評価』を上回る評価を獲得。全体平均では 98.0%。 • 「審査官補コース研修」及び「審査官コース前期研修」において、eラーニング学習教材を活用し効率的に研修を実施(合計 23 科目)。 • e ラーニングによる事前学習を推奨することで研修の理解度を高めるとともに、研修後の視聴も積極的に行われており、研修効果の定着に貢献。 • 調査業務実施者育成研修を年4回実施。(受講者 696 名)	• 情報・研修館の重要な柱の一つである人材育成についても、着実な実施をしつつ絶えざる工夫を重ねることで充実した成果を上げている。 • 特に、調査業務実施者の育成に関して、平成 24 年度は合格者数及び合格率が大きく向上するとともに、登録調査機関が 10 機関に増加し、特許庁のサーチ外注施策の推進に向けた民間基盤の拡充が図られている点を研修業務の質的な向上の成果として評価する。 • さらに、「2013 年には審査順番待ち期間 11 か月(FA11)を達成」という特許庁の政策目標が達成できる見込みとなっており、人材育成面から政策目標達成に寄与したことを研修事業全体の成果として評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本貿易保険(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:板東 一彦)
目 的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。3 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険の事業を行う国際機関等を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易保険部会(部会長:横田 絵理)
ホームページ	法 人:http://nexi.go.jp/ 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/index.html
中期目標期間	4年間(平成 24 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第2期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第3期中期目標期間	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。ただし「財務基盤の充実」については＋又は－の2段階評価。 2. 平成 18 年度以降は、大項目単位でも評価を実施。17 年度以前は中項目単位のみ。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞								
1. 業務運営の効率化	C	B	B	A	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	C		B	A	A		A	
(2)次期システムの効率的な開発及び円滑な運用	B		A	B	B		B	
2. サービスの質の向上	A	A	A	A	A	A	A	
(1)商品性の改善	AA	A	A	A	AA	A	A	
(2)サービスの向上	A	A	A	B	A	A	B	
(3)リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備							A	
(3)利用者のニーズ把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	A	A	B	A	A	A		
(4)重点的政策分野への戦略化・重点化	AA	A	A	AA	AA	AA	A	
(5)民間保険会社による参入の円滑化	A	A	B	B	A	B	B	
3. 財務内容	B	A	A	A	A	A	B	
(1)財務基盤の充実	＋		＋	＋	＋		＋	
(2)債権管理・回収の強化	B		A	A	A		B	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成 24 年度において、日本貿易保険は、平成 23 年 12 月に策定された「日本再生の基本戦略」など国の政策動向に沿って機動的・積極的に対応し、実績を積み上げた。また、環境変化や新たなニーズを踏まえたサービスの向上、リスク審査の充実等に取り組んだ。中期計画及び年度計画の目標を着実に(総じて上回るペースで)達成したと評価できる。このため、「サービスの質の向上」全体の評価は【A】とする。
- 業務運営においては、業務量拡大の中、高い専門性確保を含む業務の質の充実と効率性の向上との両立を追求した。業務費及び一般管理費、人員については、それぞれ計画を上回る削減を達成した。職員1 人当たりの引受残高が、各国貿易保険機関の中でも突出して高いことからも、効率的な事業運営がなされていると認める。ラスパイレス指数も微減ながら低下した。システム整備を進めつつ、契約事務についても改善に努めた。国際情勢の変化や政策的要請等で業務量が増加し、その業務内容は高度化・複雑化が進んでいる一方で、人員や給与の削減が行われるなど、サービスの質を維持することが困難な状況の中でも、更なるサービスの向上に取り組みながら、業務効率化目標を達成したことは高く評価できる。このため、「業務運営の効率化」全体については【A】とする。
- 財務内容については、健全性は維持されている。事故防止や債権管理・回収の取組は進展した。信用事故債権の回収実績率は目標を上回った。このため、「財務内容」全体については【B】とする。
- 我が国企業の対外取引を支援し、国際競争力を支える、制度基盤としての貿易保険の政策的役割は、一層重要となっている。日本貿易保険は、サービス向上、専門性確保、リスク管理強化、効率的運営等に努めつつ、持続的な事業基盤を一層確固たるものとするといった期待に十分応える実績を上げたと評価できる。以上を総合し、今年度評価は【A】とする。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
商品性の改善	2(1)	• 中小企業輸出代金保険については、2012 年 4 月に保険料率の約 25%引き下げ・料率体系の簡素化、契約金額の上限 1 千万円から 5 千万円への引き上げ、資本金 10 億円未満の中堅企業への利用対象者拡大等の商品改定を実施した。また、提携地方銀行からの利用者には、信用調査取得費無料化件数を 3 件から 6 件に拡大し貿易保険の利用促進を図った。これらの結果、2012 年度引受件数は 435 件(前年度 285 件)、引受金額は 1,303 百万円(前年度 566 百万円)に増加した。また、利用シッパ	• 我が国企業の海外の販売・生産拠点取引に対する支援として、割安な保険料率や申込手続等の簡素化といった商品特性を有する海外フロンティング新商品の開発に取り組み、2013 年 5 月より三カ国(タイ、シンガポール、香港)で販売を開始することとなった。既に 2010 年より引受を開始している既存海外フロンティング商品の引受実績については、76 件(前年度 11 件)と大幅な増加となった。 • 中小企業輸出代金保険については、保険料率の引き下げ・料率体系の簡素化、契約金額の上限の引き上げなど、利用対象者拡大等の商品

		一数は前年度の 40 社から 67 社となり、より多くの中小・中堅企業に利用頂くことができた。　など	改定等を実施した結果、2012 年度引受件数は 435 件(前年度 285 件)、引受金額は 1,303 百万円(前年度 566 百万円)と増加した。 • また、利用者のニーズや環境変化を踏まえ、日系海外子会社の第三国輸出や現地販売に係る融資への付保制度の新設、再投資先への出資のみならず劣後ローンに対しても引受が可能となるような制度の拡充、信託流動化スキームの利便性向上、設備財包括保険(機械設備)の商品性改善(対象取引範囲を拡大)、海事保険の料率区分の細分化など広範囲にわたる商品性及び運用改善を行い、我が国企業の対外取引を支援し、国際競争力を支える制度基盤としての役割を果たした。
サービスの向上	2(2)	• 貿易代金貸付保険における環境審査については、従来より環境スクリーニングフォーム書の提出窓口を JBIC に一元化するなどの利用者負担軽減を図ってきたが、更なる負担軽減を目的として、2012 年 7 月に JBIC と環境審査協力協定を締結した。これにより今後は環境実査が必要なケースにおいて、NEXI もしくは JBIC のいずれかが実査を行う体制となり、両機関との実査に係る業務負担が軽減されるようになった。2012 年度については本協定書により 3 件対応、今後、年間 5～6 件の案件審査において負担軽減見込み。 など	• 潜在的利用者を含めたニーズ把握や制度普及に向けて、マスメディアを通じての広報・普及にも積極的に取り組み多くの記事掲載等を実現した。また、関係機関と連携したセミナーを多数開催するなど貿易保険の利用者拡大に取り組んだ。 • 新たな利用者への普及・負担軽減策として、提携地方銀行への貿易保険取次業務委託により貿易保険へのアクセス改善や更なる対応力強化を図った。また、信用調書取得費用無料化(継続)と手続きの簡素化、保険金請求パンフレットの作成、保険金請求書類様式の改善、記入要領の作成等の利用者の負担軽減を図った。
リスク管理の強化及び業務の適正確保のための体制整備	2(3)	• 船舶、電力 IPP、鉱物 PF 案件の引受審査チェックポイントを作成し、今後同種の案件についての担保、コベナンツ等を含む条件交渉に活用することにより、審査・リスク管理の向上を図った。 • 今後のリスク管理体制を整備・強化するため、外部専門家、有識者、経済産業省との協議を踏まえ、統計的リスク管理手法の検討や他国 ECA のリスク管理体制に関する調査を行った。　など	• 貿易再保険特別会計の廃止及び全額政府出資の特殊会社化を見据え、リスク管理体制を整備・強化するため、外部専門家や有識者を交え、統計的リスク管理手法の検討や他国 ECA のリスク管理体制に関する調査を実施した。また、JETRO や在外大使館等との連携を通じ個別案件の管理を強化(キューバ、ベネズエラ、エジプト、イラン等)、内部的には経営への報告体制を整備し案件管理体制を強化するなどリスク管理の強化に取り組んだ。さらに与信管理制度の見直しやカントリーリスク分析能力向上にも取り組んだ。
重点的政策分野への戦略化・重点化	2(4)	• パッケージ型インフラ海外展開案件については、以下の 5 件を引き受けた。 ○シンガポール・淡水化機器輸出プロジェクト、○英国・高速鉄道事業プロジェクト、○ヨルダン・火力発電プロジェクト、○インドネシア・電力資産持株会社買収案件、○ジャマイカ・電力会社向け投資案件 • 航空機分野については、我が国企業が参画するボーイング航空機国際共同開発プロジェクトにおいて、ボーイング航空機ファイナンスに係る再保険引受を引き続き積極的に進め、2012 年度の米輸銀からの再保険引受実績(以下、括弧内は前年度実績)は、B767 型機 10 機(3 機)、B777 型機 29 機(26 機)、B787 型機 9 機(なし)と増加し、受再保険金額 739 億円(432.1 億円)、受再保険料 31.5 億円(14.2 億円)となった。など	• 政策的重要案件比率は 30.8%と、中期目標期間中に達成すべき水準(3割程度)を達成した。パッケージ型インフラ海外展開案件は5件引受(前年度4件)。資源エネルギー総合保険の引受金額は 3,680 億円(前年度 2,730 億円)で、過去最高の引受価額となった。また、航空機分野の再保険引受額も拡大した(432 億円→739 億円)。 • 中小企業及び農業の国際展開支援も積極的に展開。「中小企業支援・地銀等連携チーム」を立ち上げ、提携地銀数を 11 行から 29 行とし、今年2月には「中小企業海外事業支援ネットワーク会議」を開催、ネットワーク拡充を図った。さらに、提携地銀行員向け勉強会(31 回)や顧客セミナー(26 回)を開催するなど中小企業の国際展開を支援した。また、提携地銀を通じて日本ブランドである國酒の輸出支援を行った。
民間保険会社による参入の円滑化	2(5)	• 海外フロンティング商品に係る 2012 年度の販売実績については、引受件数が大幅増加し、76 件となった(前年度 11 件)。元受損害保険会社数に関しては前年度 1 社(三井住友海上シンガポール)から 4 社(三井住友海上シンガポール、三井住友海上香港、損保ジャパン日本興亜香港、東京海上シンガポール)となり、利用シッパー数も前年度 3 社から 9 社と増加した。 など	• 海外フロンティング商品に係る販売実績については、引受件数が大幅増加した(前年度 11 件→76 件)。また、元受損害保険会社数も 1 社→4 社、利用シッパー数も 3 社→9 社と増加するなど、海外フロンティング契約の締結促進が図られている。さらに24年度に準備をすすめてきた新商品の販売が今年5月から開始されることから、今後更なる契約の増加が期待される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人産業技術総合研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：野間口　有）
目　　的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。 2 地質の調査を行うこと。 3 計量標準の設定、計量器の検定、検査、研究・開発及びこれらに関する業務並びに計量に関する教習を行うこと。 4 1～3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 産業技術強化法第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：室伏 きみ子）
分科会名	産業技術分科会産業技術総合研究所部会（部会長：室伏 きみ子）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.aist.go.jp/ 評価結果：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/index.html
中期目標期間	5年間（平成 22 年4月1日～平成 27 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	第2期中期目標期間	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1 業務運営の効率化	B	B	B	A	A	A	
2 サービスの質の向上	－	－	－				
(1) 研究開発マネジメント				A	A	A	
(1) 質の高い研究成果の創出とその活用のために講じる方策	A	A	A				
(2) 鉱工業の科学技術	A	A	A	A	A	A	
(3) 地質の調査	A	A	A	A	A	AA	
(4) 計量の標準	A	A	A	A	A	A	
(5) 情報の公開	A	A	A				
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）

- 産総研の本来のミッションは、わが国の科学・技術政策の実現に向けて、科学・技術・イノベーションを一体的に推進し、新たな産業創出のための本格研究を担うことにある。しかし、従来のミッションに加えて、東日本大震災からの復興に関する研究と実践に大きな期待が集まっており、さらには、地域センターを中心とした地域資源の活用がこれまで以上に重要視されている。 復興に向けて、産総研が行ってきた様々な分野での迅速な取り組みは、高く評価される。福島原発事故への対策として、放射線計測手法の開発と実証試験、認証標準物質の開発などは、実際に役立つものとなったし、さらに、23 年度末から開始された福島再生エネルギー研究開発拠点の構築に向けた取り組みは、再生エネルギーを大量にかつ安定的に供給するための試みとして、大きな期待が掛けられている。わが国の国民生活や産業の振興のためにも、早急に成果を挙げて欲しい事業である。また災害対応ロボットシステムの開発も、加速化することが望ましい事業の一つである。地質調査に基づく情報発信、リスクモニタリング等は、長年積み重ねてきた地味な研究成果に基づいたものだが、こういった分野は、今後の産総研の活動の中でこれまで以上に重要なものになると考えられる。
- グリーン、ライフ、先端技術、地質、計量ともに、グローバルインパクトを持つ高い開発成果を生み出しており、そのインキュベーション体制を含めて高く評価したい。
- 国の研究所として研究水準とその成果に関するパフォーマンスは大変高いものがある。また東日本大震災以降、国研に相応しい研究分野に活動を拡大し国民の期待に応えている。組織運営もまた、独法に課せられた様々な指針に対して誠実に対応、結果を出している。
- 業務運営の効率化や財務内容の改善の事項も、引き続き着実な取組みがなされている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 各本部組織・事業組織へのヒアリング等を通じて、効率的・効果的な本部組織・事業組織体制を構築するための課題を抽出し必要な改善を図った。	• 業務運営の効率化に関し絶えざる真摯な取り組みを実施。 • 理事長のリーダーシップの下、組織としてのリスクへの取り組みを明確化した上で、研修やセルフチェックの実施を通じて、職員の意識改革と信頼関係の構築に成果を挙げている。 • 産総研イノベーションスクールや産業技術人材育成等、若手研究者のキャリアパス支援および研究人材の交流推進を着実に推進している。
研究開発マネジメント	2(1)	• 東北センターにおける低環境負荷型化学プロセス技術（超臨界二酸化炭素を利用したVOC低減塗装装置の実用化、粘土膜技術を核とする地域イノベーションハブの形成）、臨海副都心センターにおけるライフ・IT 融合技術（バイオテクノロジー作業に最適化した双腕ロボット「まほろ」の開発、大学・企業への	• 産業界との連携により、多くの成果が挙がっており、産総研がオープンイノベーションハブとして十分に機能している。 • 各地域センターにおいて、地域ニーズや特性に応じたレベルの高い研究開発の推進、地域の中小企業との連携した技術開発や人材育成への支援等の取り組みが行われ、地域活性化への貢献

		導入）等、各地域のオープンイノベーションハブ機能の強化を目指して、各地域センターの重点化分野における最高レベルの研究開発を実施した。 • 関西センターにおける先進的組込みソフト産学官連携プログラム「組込み適塾」によるシステムアーキテクト養成事業（33 名（TV 会議システムによる遠隔受講については 23 名）受講）、九州センターにおける九州工業大学及び北九州市との包括的協力協定に基づく合同セミナー「環境エレクトロニクス分野の現状と展開」（103 名受講）等、地域の中小企業への技術支援・人材育成の強化に取り組んだ。	が十分に見られる。
鉱工業の科学技術	2(2)	• 水に浸けて光を当てると水を酸素と水素に分解する光電極について、多孔質構造を持つ酸化物光電極膜を開発した。この光電極は、単一の酸化物半導体光電極として世界最高の太陽光エネルギー変換効率(1.28%)を達成し、従来の同タイプの光電極による水素への変換効率を 5 割向上させた。この光電極と太陽電池を併用することにより、高価な太陽電池のみを用いた場合の水分解に必要な電圧を 40%以上低減でき、太陽光を利用した水分解による水素製造法の低コスト化につながる可能性を示すことに成功した。	• 太陽電池の性能評価技術、有機物質の迅速検出法の開発、水素構造材料データベースの提供などグリーンイノベーションを支える研究開発は、日本の先端・次世代産業を主導する成果をあげている。 • 創薬関連作業の自動化を実現する人型汎用ロボットの開発や腫瘍源となるiPS/ES細胞を除去する方法の開発など特筆すべき成果をあげている。 • 安全な製品を作るためのデータベース構築、人々のQOL向上のための生活支援ロボットや災害対応ロボット技術、計測技術の推進など、世界を先導する先端的技術開発における成果は顕著。
地質の調査	2(3)	• 陸域の 5 万分の 1 地質図幅 5 区画および海域地質図 5 区画を整備した。5 万分の 1 地質図幅「京都東南部」及び「足助」については、詳細な地質調査を行い、関西圏と中京圏における防災・都市計画・インフラ整備等に資する、都市域の沖積層とその基盤岩の詳細な地質構造を明らかにした。海洋地質図については日本周辺海域全体の 94%の区画が整備された。また、20 万分の 1 日本シームレス地質図の革新的進歩として、高速 3D 表示でかつ地質図の凡例表示を大幅に進化させ、スマートフォンとパソコンで共通のシステムとするとともに、活断層 DB、火山 DB との連携を可能にした。この結果、地質関連企業や一般市民等の誰もが、オフィスでも野外でも場所を選ばず利用することが可能となり、年間アクセス数は改良前の 110 万カウントから、改良後の 170 万カウントへと 1.5 倍以上に増加した。	• 地震・津波に関する研究における「ゆっくりすべり」の新発見など、国民にとって極めて関心の高い分野において重要な研究成果を挙げている。 • 国民の安心のための情報提供と産業基盤を支える新資源の探索と確保という重要なミッションを着実に、充分に果たしている。
計量の標準	2(4)	• 世界に先駆けて開発に成功した Yb(イッテルビウム)光格子時計の高度化により 900 万年に 1 秒の誤差を達成し、この新しい測定結果を国際度量衡委員会に報告した。その結果、Yb 光格子時計は、「秒の 2 次表現」(秒の再定義候補：世界に 8 台しかないうちの一つ)として採択された。さらに、Sr(ストロンチウム)光格子時計の開発にも成功し、時計遷移の観察、及び時計レーザー周波数の安定化を達成した。	• イノベーション実現の基盤となる計測技術の開発や評価基盤の準備が進められており、光格子時計の開発や、標準物質の効果的な開発と定量の高速化など、すぐれた成果が挙がっている。 • 計量標準の開発整備は、国家的課題であり、今後、特にナノ・バイオテクノロジー、医療などの先端科学技術分野において非常に重要である。
財務内容	3	• 研究テーマデータベースシステムを活用して、研究職員の研究開発への取組状況を把握、管理すると共に、外部資金で行う研究開発が産総研のミッションに照らして、優先的、重点的に取り組むべきものになるよう、外部資金獲得に際しての審査を継続して行った。また、同システムを活用して、外部資金による研究開発が研究開発活動にどのように寄与、貢献しているのか、個々の外部資金の性格に応じて、論文等の成果の観点から検証を行った。	• 運営費交付金の減少や産業界の景気の低下によって財政条件が悪化する中で、知的財産の活用や共同研究による活動を通じて、自己収入を増やすことが期待されている。 • 資産の効率的・効果的な活用を実施し、財務内容は健全である。 • 最先端研究機器・施設を共有する拠点（IBEC-IP）の構築は、成果の社会への還元、企業との有機的連携の点で高く評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人製品評価技術基盤機構(平成 13 年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:安井 至)
目 的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。3 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。4 評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。5 工業標準化法、ガス事業法、電気用品安全法等、各種法令に基づいた立ち入り検査等の実施
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:室伏 きみ子)
分科会名	技術基盤分科会 製品評価技術基盤機構部会(部会長:向殿 政男)
ホームページ	法 人:http://www.nite.go.jp/index.html 評価結果:http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/index.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 22 年度以前の2. サービスの質の向上に係る小項目番号 (1) バイオテクノロジー分野 (3) 適合性認定分野
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.サービスの質の向上							
(1)製品安全分野					AA	A	
(2)化学物質管理分野	A	A	A	A	AA	AA	
(3)バイオテクノロジー分野	A	A	A	A	A	A	
(4)適合性認定分野	A	B	A	A	A	A	
(4)生活安全分野	AA	B	AA	AA			
3.財務内容の改善	A	B	B	B	B	B	
4.マネジメント	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- “安全”を前面に出して機関としての方針を明確に示すと共に、製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、適合性認定の四分野で、国としてやらなければならない地道な定常的業務を適切に、かつ確実に実施している。
- 製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、適合性認定という異質の業務を抱え、全体の整合をとるだけでも大変難しいことではあるが、理事長を中心に組織内コミュニケーションをとることで組織の効率を上げるべく工夫していることは、適切である。また、個別の分野においても、それぞれに成果を上げており、産業界の支えになっている。
- 限られた条件と資源の中で、職場毎に種々の工夫(電子化、危機管理対応など)をしながら業務効率を向上させている努力を評価したい。
- セグメント別のコストパフォーマンス改善指標に基づく業務が遂行され、各種の業務成果を積極的に開示する努力がなされている。これらのことは、組織全体の運営管理が適正に行われていることを反映したものと評価する。
- 中期計画に基づきつつ、国民ニーズに応じた業務運営が推進されたことを高く評価する。
- 活動が従来の内向き指向からグローバル、顧客、競争視点へ転換している。
- IT 技術、先端技術の積極的活用、スピード、投資対効果(効率化、価値創造)を強く意識した取組みに変化している。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
製品安全分野	2(1)	• 平成 24 年度において 3,595 件の事故情報を収集した。前年度(4,535 件と)比べて減少しているが、減少している 940 件のうち、重大事故が約 100 件に対し、非重大事故が約 840 件であり、相対的に重大事故比率が上昇している。 • 収集した事故情報 3,595 件のうち、3,247 件についてリスク分析(R-Map 手法)を実施。リコールを含む製品側の対策が必要な案件(以下、「B3 領域以上」という。)について調査を優先し、リスクがそれ以下の案件については事業者の報告内容の妥当性を確認して速やかに調査を完了した。 • 重大製品事故 1,210 件について個々のリスク分析を行い、うち 812 件が B3 領域以上であることを見出し、その結果を経済産業省に報告し、事故の未然・再発防止に寄与した。 • 消防庁から全国の消防機関に対し、機構を含む関係行政機関から情報の提供を求められた場合には、必要な対応を行い協力するよう求める通達が発出され、機構が製品事故に関する	• 3ヶ月以内の調査終了率が 80%を超え、原因究明に基つく危険情報の提供により、経済産業省による危害防止命令の発出や自己回収などの具体的対応へ結び付けるなど、製品事故の未然防止、再発防止、そして社会リスクの低減に大いに貢献した。量的にも質的にも、かなりの事象の件数に対して、高い質で迅速に成果を出しており、評価できる。 • 海外の関係機関との連携を強化し、海外のリコール情報を収集して国内に反映させる活動も、今後益々重要になる分野と考えられ、評価できる。 • 定期プレス説明会、安全セミナーへの講師派遣など注意喚起、啓発活動を継続実施した。また、注意喚起を広報を通じて社会に広く伝えていることで、消費者の生活の安全に対して貢献している。

		情報交換が適切に実施される体制を整備した結果、消防及び警察からの事故収集件数が273件と前年度(255件)に比べ増加した。 • 重大製品事故調査の事故品確認・入手494件(このうち、事故品入手390件)、現場調査14件、消防・警察との合同調査162件。 • 高齢者や子供に関する事故情報収集を強化するため、消費者庁に5月1日、12月22日の2回訪問し、医療機関ネットワーク情報の収集状況、収集内容を聞き取りし、事故情報の提供を要請したが入手できなかったため、再度要請を検討する。さらに、他の医療機関情報から動向解析を実施し、事故が多発している高齢者・乳幼児製品について安全設計の観点から問題がないかを検討した。	
化学物質管理分野	2(2)	• 一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等に必要なデータを整備するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)関係3省(厚生労働省、経済産業省、環境省、以下「3省」という。)より各種の情報(生分解性、人健康及び生態の有害性、物理化学的性状、環境別媒体別半減期等)を入手し、評価に使用できるようにデータクリーニングや成形、精査等を行い、整備した。 • 化審法に基づく製造・数量等の届出に関する技術的事項についての問合せ1,127件に対応し、届出が円滑に行われるよう支援した。また、経済産業省が作成・配付した届出支援システムに使用するため、MITI番号、官報公示名称、CAS番号、化審法物質区分等のデータを収載した約8万件の化審法辞書を更新・公開し、平成25年度の届出が円滑に行われるように支援した。 • 製造・輸入量等の届出情報について、MITI番号とCAS番号の関連付け、用途分類等の内容確認を行い、不適切箇所を1,649件リストアップし、経済産業省に報告した。これを元に経済産業省が事業所へ照会し、届出情報の修正を行うという連携により、届出情報の精度向上に貢献した。 • 新規化学物質の審査資料について、分解性、蓄積性等の試験データ等を精査するとともに、必要に応じてスクリーニング評価を行い、3省合同審議会資料等を作成し、審議会において説明等を実施した(426件(平成23年度比約2.0%増))。なお、スクリーニング評価を行った新規化学物質82件のうち1件が優先評価化学物質として判定された。さらに、分解性及び蓄積性について定量的構造活性相関(QSAR)による予測を行い、審査参考資料として提出し、同審議会にて資料の説明を行った(292物質)。	• 国際的な整合性、最新の知見の収集、それら情報を活用しながらのリスクベースでの管理など高い専門性を有する技術開発や基盤整備において極めて重要な役割を担っており、収集した情報の利用者へのタイムリーな提供による事業者の自主管理の推進にも大きく貢献している。さらに、化学物質管理においては、科学的な安全性を考慮しつつも、国民の声、事業者の負担軽減、効率的な運用も考慮しながら、適切に、かつ、着実に成果を上げていることは非常に高く評価できる。 • 法執行の着実な運用支援業務に加えて、新しい評価法の開発や緊急な分析の要望にも着実に応えている。 • 今後も化学物質管理に関する様々な国民からの要望に対して、国際的な情報交換に努めながら、科学的根拠に基づいた現実的な解決諸施策の提供に努められることを期待する。
マネジメント(マネジメントの改善)	4	• 経営陣の生の声を職員に届けるため、イントラに理事長、両理事、監事のブログ頁を設定し、月1回のペースで更新した。 • 次年度の業務課題、業務の進捗・実績について、理事長が部門長、課室長をヒアリングする理事長ヒアリングを2回、職員公開で実施した。 • 東京本所以外の事務所に、理事長あるいは理事が各2回以上赴き、勤務する職員との直接意見交換を実施した。 • 機構の全役職員を対象として、若手職員が、自らが従事している業務をプレゼンテーション、パネルで紹介する「NITE ユースワーキングセッション」を開催した。	• 理事長はじめ経営層と職員が一丸となって内部統制の強化に取り組むとともに、ジョブローテーションの推進を図って、優秀な人材の部門間異動を促進したことを高く評価する。 • 幹部職員の意識改革を進め、一方で職員の満足度調査のフォローにより、内部統制の充実・強化を軸に、組織内コミュニケーションを徹底して実施してきたことで、職員の意識向上や能力アップを図った。 • 業務成果の情報は、エンドユーザーのニーズを勘案した上で、積極的なアウトリーチタイプの広報が展開されている。他の独立行政法人には見られない特異な努力成果である。 • 各種施策を継続し、組織の中に定着させることを望む。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法　人　名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：古川　一夫）
目　　的	非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。また、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、認証された排出削減量の取得に参加すること及び排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。
主 要 業 務	1 次に掲げる技術であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。 イ非化石エネルギー法に掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術、 ロ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術、 ハ 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術（可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。）、 ニ エネルギー使用合理化のための技術。 2 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。 3 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。4 1に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。5 1ハ及びニに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。6 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。 イ 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに1ハに掲げる技術に関する指導、 ロ エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに1ニに掲げる技術に関する指導。 7 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動、認証された排出削減量の取得及び排出量取引に参加すること。等
委 員 会 名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：室伏　きみ子）
分 科 会 名	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会（部会長：松本　洋一郎）
ホームページ	法　　人：http://www.nedo.go.jp/ 評価結果：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/
中期目標期間	5年間（平成 25 年4月1日～平成 30 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。 3. 2（2）「新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等」は、事業を廃止
＜項目別評価＞							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項							
(1)研究開発関連業務	A	A	A	A	A	A	
(2)新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等	A	A	A	A		A	
(3)クレジット取得関連業務	AA	A	A	A	A	A	
3 財務内容の改善に関する事項	A	B	B	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）
- 平成24年度は日本のみならず世界においても政治・経済・社会において大きな変化の年であった。その中でNEDOは自ら立てた計画を粛々と実践してきたと思う。一方で、日本や世界は直面する世界規模の環境問題などで大きな試練を迎えようとしている。それらの問題解決にNEDOがその本領を発揮して社会に貢献することを切に願っている。
- 総合的に見て、業務全般、適切に運営がなされていると評価できる。
- 総合的に目標を着実に達成かつフレキシブルに対応できていると評価できる。
- 当初の目的に沿って、着実に事業が行われ、質および量において、どちらかが満足されている事項が多く、総合評価としてAは妥当であると思われる。
- 全般にわたり、年度計画を超えて優れた成果を上げていると判断される。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日、閣議決定）に基づき、地方支部について体制の見直しを行い、北海道支部及び九州支部をそれぞれ平成 24 年度末で閉所した。 • 国際事業の海外拠点として欧米アジアに 6 つの海外事務所を設置・運営。外国政府等との MOU 協議～締結、国際実証事業等実施の現地調整拠点として本部と密接に連携。 • 平成 24 年度においては、業務効率化等による人件費等の削減、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」の準用に伴う人件費の削減、業	• 柔軟な組織の構築、積極的な海外展開、研修の充実と人材育成など適切なマネジメントが推進されている。ただし、外部人材の活用などにも影響しているが、人材の基盤を高度な技術知見に偏っているように思われる。中国を始め、新興諸国の発展スピードは極めて速く、経営的センスから変化のスピードを捉えながら、イノベーションの方向性を見極める、視野の広い人材の緊急的強化が必要となっていると思われる。 • 管理費の効率化は目標以上の成果を達成し、システム運営業務などのアウトソーシング強化など、効果的な組織運営がなされている。

		務システム開発の競争入札の実施に伴う調達費用の削減を実施し、一般管理費について平成 19 年度比▲22.7%を達成。 • 理事長をヘッドとするコンプライアンス推進委員会を開催し、理事長自らコンプライアンスの重要性を役職員に指導。コンプライアンス上問題のある案件は、総務企画部でマネジメントし、迅速に、逐次、理事長に上げる体制を構築。	• コンプライアンスに関しても周知徹底され、適切に運営されている。
研究開発関連業務	2(1)	(研究開発マネジメントの高度化) • ナショナルプロジェクトの 3 事例と知財に関する取り組みの 3 事例を合わせ、計 6 事例について検証、新たなマネジメントの知見とし「NEDO 研究開発マネジメントガイドライン」(第 6 版)へ拡充。 • 我が国企業によるシステム輸出の世界市場確保の端緒となるべき実証事業や FS 等を世界各国で実施。スマートコミュニティ関連(EV・ZEB を含む)を重点分野として資源配分。 • 平成 24 年度に中間評価を予定した対象プロジェクト 10 件を全て実施。評価結果は、個別研究テーマ毎に精査した上、計画の見直しやテーマの一部中止(2 件)、テーマの加速(5 件)等を実施。 • 目覚ましい成果を挙げている事業等に対して資金を迅速に投入(平成 24 年度実績 27 件)。これら追加資金を投入した事業では、技術開発の促進により、実用化・事業化割合の向上や時期の短縮等の顕著な成果が創出されつつある。 (研究開発の実施) • 「災害対応無人化システム研究開発プロジェクト」での競合企業を含むコンソーシアムの形成、「固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発」でのエネファームの低コスト化実現、「洋上風力発電等技術研究開発」での国内2箇所での実証運転の推進、「高温超電導ケーブル実証プロジェクト」での国内初となる実系統連系による実証試験等のマネジメントの工夫を図った。 (人材養成) • 人材育成、周辺研究、人的交流の実施等の展開を図る「NEDO 特別講座」を6講座8拠点にて実施。全体で 70 回以上の講座を開催し延べ 1,660 名以上が受講。また 5 回のシンポジウムを開催し延べ 550 名以上が参加。 (技術経営力) • 研究開発の成果を事業化に結びつけるため、研究委託・助成先の中小企業、ベンチャー企業等に対し、機構職員と技術経営アドバイザー(技術経営の専門家・公認会計士・弁理士等を委嘱。)が、技術経営力の強化に関する助言を実施。(11 事業者、延べ 13 回)	• 研究開発マネジメントの「高度化」に要求されることは、①その対象となるプロジェクトが速やかに実現に結び付き、国民へのサービスが強化されること、②そのマネジメント手法が標準化され、広く社会で共有されることでより多くの研究開発が効率的・効果的に進み国民生活がより豊かになること、③その結果として、日本の国際競争力が強化されると同時に、世界にもそのベネフィットが広がること、なのである。こういった視点から平成24年度の成果を見ると、取り組むべき分野や対象の選択、数多くの実証事業の展開、海外との連携、手続きなどのマネジメント手法の改善、といった面で非常にみるべきものがあったと評価したい。 • NEDOの業務の中ではとりわけ重要な部分である。マネジメント業務が円滑に進むだけではなく、常に進化していることが必要である。この点で海外機関との情報交換協定などの協力関係構築を勧めていることなどは評価できる。しかし、研究立案や案件採択時における費用対効果分析実施については、適切であるか否かの評価は極めて難しい。少なくとも、国民を納得させるだけの実績を今後の展開で示すことができるように努力すべきである。 • ガイドライン全体の俯瞰図の作成など、NEDO 内でプロジェクトの進捗状況が明確に把握できるような体制の強化、海外研究体制の整備、研究現場からの情報の吸い上げなど、全体として活発にマネジメントの高度化を実施した。 • 世界市場確保への取り組みは大変高く評価できる。ただ社会情勢、技術動向等が変動している中において必ずしも少数化、重点化だけがマネジメントの高度化とは言えない。NEDOが関わったものが、どのくらい成果が挙がったかだけではなく、関わらなかったものでイノベーション、市場化に成功した例などの検証もふまえて企画、評価を見直すことも必要であろう。
クレジット取得関連業務	2(3)	• 京都メカニズム関連事業に関する NEDO の知見を活用し、様々な手段による情報収集や関係機関との連携等により、計画的なクレジット取得と政府への確実な移転を実施。 • ウクライナ政府上層部への積極的アプローチ、ウクライナ環境投資庁との集中的協議を通じて、日本企業が同国におけるグリーニング活動に参加できるよう環境整備を促し、日本技術を活用した 6 件のプロジェクトの開始に大きく貢献。 • 厳格な国連審査に的確に対応し、陝西省製鉄副生ガス発電案件では CER の発行が決定。	• 成果を上げている。しかしながら、温暖化対策、特にクレジット取得に関する国民の関心は低く、努力が知られず、評価されないのは残念である。具体的には難しいが、今後、考慮して欲しいところである。 • 政府目標をほぼ達成したのは良かった。然も、日本の技術や特性を生かした様々なプロジェクトで多くの国への協力ができたのも高く評価したい。ここで得られた経験や知見を今後の国際的な GHG 排出削減に役立てていってほしい。 • 政府目標(クレジット総契約量)を完全に実施し、当初計画をはるかに上回る温室効果ガス排出削減の実績を上げた。平成 25 年度政府へ完全移転する。ウクライナ、チェコ、ラトビア、ポーランドなど海外への技術移転や契約クレジットの毎年の確実な発行目標を達成した。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人日本貿易振興機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：石毛　博行）
目　　的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1　貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。2　我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。3　貿易取引のあっせんを行うこと。4　貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。5　博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。6　アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。7　アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。8　6、7に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。9　6～8に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。10　1～9の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：室伏　きみ子）
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会（部会長：高原　明生）
ホームページ	法　　人：http://www.jetro.go.jp/indexj.html 評価結果：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/index.html
中期目標期間	4年間（平成 23 年4月1日～平成 27 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1．AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1．業務運営の効率化	B	B	B	B	B	B	
2．サービスの質の向上							
（1）中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援					AA	A	
（1）対日投資拡大	A	A	A	A			
（2）対日投資促進					A	A	
（2）我が国中小企業等の国際ビジネス支援	A	A	A	A			
（3）アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等					A	A	
（3）開発途上国との貿易取引拡大	A	A	A	A			
（4）調査・研究等	A	A	A	A			
3．財務内容	B	B	B	B	B	B	
4．その他	B	A	B	B	B	B	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価に至った理由）
- 「中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援」については、定量的な部分では、商談件数、成約件数等において、指標を大きく上回る成果を達成した点を高く評価。特に農林水産・食品分野の輸出支援について、相談対応件数及び食品関連セミナーの開催件数の大幅な増加に加え、商談機会の拡充、事業者自らやジェトロのみでは解決困難な輸出にあたっての課題の早期解決につながるよう政府に提言を行った点を高く評価。
- 「対日投資促進」については、重点支援企業数は定量的指標を超える実績を上げた点を評価（実績：740 社、指標：600 社）。特に94 社の海外企業の誘致の成果があった点を高く評価。また、ワンストップサービスの機能強化、アジア拠点化、国内でのマッチング支援等を通して、重点分野や雇用効果の高い案件について、多くの具体的な成果を上げた点や復興支援・対日投資フォーラムの開催など、情勢を踏まえ機動的に対応した取組を積極的に行った点を高く評価。
- 「アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等」については、調査・研究の定量的指標は全て目標値を上回る実績を達成。特にウェブサイトへのアクセス数については、中国における通関の状況、アフリカ情勢及び欧州債務危機等、時期・情勢を踏まえ、ウェブサイト、セミナーを通じて情報提供を行ったことにより指標を大幅に上回る実績を上げた点を高く評価。また、日本政府の通商政策への貢献、特に日EU経済連携協定（EPA）交渉開始に繋がった活動及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉のスムーズな進展のための活動について高く評価。
- 「業務運営の効率化」については、事務・事業の見直しの方針に沿った業務運営の効率化について、目標が達成されており、アウトカム向上委員会の役割・機能は組織の中で重要な役割を果たしている点を評価。
- 「財務内容の改善」については、自己収入拡大や財産の処分も積極的に行っている点。また、財務内容の情報開示、費用管理は適切に行われている点を評価。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	2(1)	（定量的指標） 目標：・輸出促進 商談件数：目標値 50,000 件以上／実績値 116,391 件 成約件数(見込み含む)：目標値 9,000 件以上／実績値 25,839 件 ・海外進出・在外日系企業支援	• 商談件数、成約件数等において、指標を大幅に上回る成果を達成した点を高く評価。 • 農林水産・食品分野の輸出支援について、相談対応件数及び食品関連セミナーの開催件数の大幅な増加に加え、商談機会の拡充、事業者

		海外における日系企業からの相談件数	10,000 件以上	16,424 件
		うち知的財産権関係相談件数相談数	1,300 件以上	1,441 件
		・海外ビジネス情報提供		
		貿易投資相談件数	48,000 件以上	57,201 件
		「J-FILE」の中の「貿易投資相談 Q&A」のアクセス件数	530 万件以上	658 万件

・ユーザーの役立ち度アンケート調査		
区分	目標値	達成状況
輸出促進	4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上	達成
海外進出・在外日系企業支援		達成
海外ビジネス情報提供		達成

(定性的指標)

- 24年1月20日に発足した農林水産物・食品輸出促進本部の下、国内外における農林水産物・食品輸出を支援。輸出相談窓口における相談対応件数は、5,516 件、昨年度(680 件)の8.1 倍となる実績。また、事業者の輸出スキル向上を目的とした食品関連セミナーの開催を実施。(開催回数24回→69回)
- 商談機会の拡充のため、海外見本市におけるジャパン・パビリオン設置(6 本→15 本)、出展者数(130 社・団体→393 社・団体)、バイヤー招へい(延べ 326 社・397 名→延べ 457 社・492 社)、国内商談会(25回→40回)といずれも昨年度を大幅に上回る支援を実施。

自らやジェトロのみでは解決困難な輸出にあたっての課題の早期解決につながるよう政府に提言を行った点を高く評価。

対日投資促進　2(2)

目標	目標値	実績値
重点案件に係る支援企業数	600 社以上	740 社

・ユーザーの役立ち度アンケート調査		
区分	目標値	達成状況
IBSC 入居者からの評価	4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上	達成
誘致成功企業の評価		達成
対日投資シンポジウム		達成

- ワンストップサービスの拡充のため、従来から行っていたテンポラリーオフィスの貸与や税務・労務・登記・ビザ等の相談対応などのサービスに加え、新たに登記書類作成費用補助制度を開始し、米国の業務管理ソフトウェア開発会社及びチョコレートメーカーなど計 4 件の実績。IBSC 東京と大阪の利用率の向上(東京 77.2%(9.2 ポイント増)、大阪 56.7%(4.7 ポイント増))に寄与。
- 研究開発または地域統括拠点の新設計画を持つ外国企業・在日外資系企業を対象とする「アジア拠点化立地推進事業補助金」の事務局として活動。当該補助金を活用し、4社が日本に研究開発拠点を設立。

- 重点支援企業数は定量的指標を超える実績をあげた点を評価(実績:740 社、指標:600 社)。特に94社の企業誘致について高く評価。
- ワンストップサービスの機能強化、アジア拠点化、国内でのマッチング支援等を通して、重点分野や雇用効果の高い案件について、多くの具体的な成果を上げた点や復興支援・対日投資フォーラムの開催など、情勢を踏まえ機動的に対応した取組を積極的に行った点を高く評価。

アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等　2(3)

目標	目標値	実績値
外部専門家の査読による評価	3.5 点以上	4.2 点
研究成果(論文含む)のﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ数	260 万件以上	440 万件
政策担当者等への研究成果ﾌﾞﾘｰﾌｨﾝｸﾞ数	100 件以上	275 件
ウェブサイトへのアクセス件数	1,300 万件以上	2,031 万件

・ユーザーの役立ち度アンケート調査		
区分	目標値	達成状況
セミナー・シンポジウム参加者	4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上	達成
アジア経済研究所図書館の利用者		達成
開発スクール(IDEAS)受講者		達成

- 日 EU 経済連携協定の交渉開始に向けて、在欧州 13 ジェトロ事務所と本部が「日 EU EPA タスクフォース」を立ち上げ、EU加盟国政府や業界団体への働きかけを積極的に実施。ジェトロのウェブサイトに PR 資料を掲載したところ、ベルギー皇太子が訪日ミッションの際に当該資料の利用について支持を表明するなど、EU の政府・業界関係者への情報の浸透が見られた。

- 調査・研究の定量的指標は全て目標値を上回る実績を達成。特にウェブサイトへのアクセス数については、中国における通関の状況、アフリカ情勢及び欧州債務危機等、時期・情勢を踏まえ、ウェブサイト、セミナーを通じて情報提供を行ったことにより指標を大幅に上回る実績を上げた点を高く評価。
- 日本政府の通商政策への貢献、特に日 EU 経済連携協定(EPA)交渉開始に繋がった活動について高く評価。
- 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉のスムーズな進展のための活動について高く評価。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人情報処理推進機構（平成 16 年1月5日設立）＜非特定＞ （理事長：藤江　一正）
目　　的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
主要業務	1　情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであつて、その開発を特に促進する必要があり、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。2　1のプログラムについて、対価を得て、普及すること。3　情報処理サービス業者等が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。4　情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。5　情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価を行うこと。6　情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。7　認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関し必要な協力の業務を行うこと。8　情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する教材の開発・提供及び指導・助言を行うこと。9　情報処理技術者試験に関する試験事務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：室伏きみ子）
分科会名	情報処理推進機構分科会（分科会長：松山　隆司）
ホームページ	法　　人：http://www.ipa.go.jp/ 評価結果：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/index.html
中期目標期間	5年間（平成 25 年4月1日～平成 30 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	B	A	A	A	A	A	1．AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1．業務運営の効率化	B	B	A	A	A	A	
2．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1)情報セキュリティ対策の強化	A	A	A	A	A	A	
(2)ソフトウェアエンジニアリングの推進	B	A	A	A	A	A	
(3)IT人材育成の戦略的推進	A	A	A	B	B	A	
(4)開放的な技術・技術標準の普及等	B	B	A			B	
3．財務内容	B	B	B	B	B	B	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価に至った理由）

- 「サービスの質の向上」のうち、「情報セキュリティ対策の強化」は、①近年、スマートフォンやデジタルテレビなどが急速に普及を見せる中、日々新たな情報セキュリティ上の脅威が発生し、それらに対する機敏な対策が求められているところ、脆弱性診断といったツールやYouTube、トレインチャネルといった各種メディアを利用し、様々な方法でその危険性について広報を行い、一般国民の日常生活に直結した分野に対する情報セキュリティ対策を展開していること。加えて、②IPA は、社会的に重要な電力、ガスといった重要インフラ分野向けのサイバー攻撃情報の共有体制であるJ-CSIP を平成24 年4 月に本格始動させた。その参加企業・組織を平成25 年3 月末までに39 に拡大し情報共有の拡大を図り、その活動で企業間での情報共有を促進し、一企業だけではできないセキュリティ対抗策向上に役立つなど、公的機関ならではの取組を進めてきたことなど、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したと認められることから「A」評価、「ソフトウェア・エンジニアリングの推進」は、①高信頼ソフトウェア検証・評価の枠組として、第三者によりパッケージソフトウェアの安全性や信頼性を検証し、一般の利用者にも理解できる形で提供するための制度「Package Software Quality (PSQ)認証制度」を立ち上げ、審査基準の策定や評価までの実証実験を完了できた点。加えて、②政府として電子行政の構築を目指す中、行政で必要とされる人名漢字等を収録した文字情報基盤のISOへの新規提案が24 年度をもって完了し、また、複数の民間企業から対応製品が発売されることで実用化が推進される状況となった。さらに、その応用展開を進め、自治体システムの構築に大きく貢献したことなど、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したと認められることから「A」評価、「IT 人材育成の戦略的推進」は、IT ベンダー向け、ユーザー企業向け、製造業組込み人材向けの3 つのスキル標準を整理した共通キャリアスキルフレームワークの普及・定着化を着実に図るなど、質・量の両面において中期計画を着実に達成していることから「B」評価とした。
- 「業務運営の効率化」は、①第二期中期計画期間の終了年度に伴い、IPA が実施すべき事業の妥当性について、自発的に検証するとともに、「民間移管するもの」、「事業を終了するもの」、「第三期中期計画期間において取組む必要があるもの」の観点で今後の方向性を検討し、全103 事業の棚卸しを実施。その結果、優先事業を36 に選択したこと。加えて、②平成24 年度も引き続き人件費の削減に取組み、平成17 年度の人件費実績比で16.6%の削減を達成した平成23 年度をさらに上回る、23.3%の削減を実現（中期計画で掲げた目標（平成17 年度比6%削減）を大幅に上回る削減を達成）したことなど、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したと認められることから「A」評価とした。
- 「財務内容の改善及びその他事業運営」は、特段大きな問題もなく、質・量の両面において中期計画を着実に達成していることから「B」評価とした。

（2）項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 法定業務、国民・業界等にコミットされている業務など優先的に取り組むべき重要な業務を継続するため、最短で事業の復旧を図る	• 第二期中期計画期間の終了年度に伴い、IPAが実施すべき事業の妥当性について、自発的に検証するとともに、「民間移管するもの」、「事

		ことを目的とした「IPA 版 BCP(事業継続計画)」を策定。 • 交付金の効率的執行のため、全 103 事業の棚卸しを行い、優先的に実施する事業 36 事業を選択。 • 総人件費改革、調達の適正化によって人件費約 117 百万円減、随意契約額 28 百万円減と合計 145 百万円のコストを削減。 • 人件費抑制の継続的努力により、目標値(平成 17 年度比 6%以上の削減)を大幅に上回る削減を実現(平成 17 年度比 23.3%削減)。	業を終了するもの」、「第三期中期計画期間において取組む必要があるもの」の観点で今後の方向性を検討し、全 103 事業の棚卸しを実施。その結果、優先事業を 36 に選択したことは中期計画以上の取組であり高く評価。 • 平成 24 年度も引き続き人件費の削減に取組み、平成17 年度の人件費実績比で16.6%の削減を達成した平成 23 年度をさらに上回る、23.3%の削減を実現(中期計画で掲げた目標(平成 17 年度比 6%削減)を大幅に上回る削減を達成)したことを高く評価。
情報セキュリティ対策の強化	2(1)	• スマートフォンに対する注意喚起情報の発信、普及啓発用のミニパンフ作成等を実施。特に、ミニパンフは KDDI の好評を得て全国の au ショップ(約 2,600 か所)で配布(全体配付数約 26 万部)。 • J-CSIP は平成 24 年度中に電力、ガス、石油、化学も加わり、全体で参加企業/組織数が 39 と拡大。情報共有件数は平成 24 年度 160 件、その結果として、実際に他社でウイルス付攻撃メールを発見し、その対抗策の実施に役立つとの成果。 • JVN iPedia を世界有数の脆弱性対策情報 DB(累計登録データ数:3 万 9 千件以上)へと強化。これにより登録データへのアクセス数は 1.5 倍に飛躍的に増加し、我が国の脆弱性対策の進展に大きく貢献。 • 中小企業向けにセキュリティ対策支援サイト(iSupport)(7 月)、アクセス数:863,860 件及び一般国民向けに官民横断した普及啓発資料を集約した国内初のポータルサイト「ここからセキュリティ!」(9 月)、アクセス数:254,841 件を公開。	• 近年、スマートフォンやデジタルテレビなどが急速に普及を見せる中、日々新たな情報セキュリティ上の脅威が発生し、それらに対する機敏な対策が求められているところ、脆弱性診断といったツールや YouTube、トレインチャネルといった各種メディアを利用し、様々な方法でその危険性について広報を行い、一般国民の日常生活に直結した分野に対する情報セキュリティ対策を展開していることは中期計画以上の取組であり高く評価。 • 情報セキュリティ対策は、民間の個別企業が行うことと公的な組織が行うこととは補完関係にある。IPA は、社会的に重要な電力、ガスといった重要インフラ分野向けのサイバー攻撃情報の共有体制である J-CSIP を平成 24 年 4 月に本格始動させた。その参加企業・組織を平成 25 年 3 月末までに 39 に拡大し情報共有の拡大を図り、その活動で企業間での情報共有を促進し、一企業だけではできないセキュリティ対抗策向上に役立つなど、公的機関ならではの取組を進めてきたことは中期計画以上の取組であり高く評価。
ソフトウェアエンジニアリングの推進	2(2)	• 「ソフトウェア品質説明の制度ガイドライン」を策定、公開。先行適用分野として、パッケージソフトウェアにおける実運用への準備を完了((社)コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)との共同の取組み)。 • 世界を席巻する欧州 MISRA の C 言語コーディング規約の改訂(MISRA-C2012)において IPA 成果事例を引用しルールとして採用。 • 文字情報基盤の整備事業において、5 か所の自治体で運用実証実験を実施し、有効性を確認。オフィスソフト等製品の対応が相次いで発表。ISO への標準化提案を完了。	• 高信頼ソフトウェア検証・評価の枠組として、第三者によりパッケージソフトウェアの安全性や信頼性を検証し、一般の利用者にも理解できる形で提供するための制度「Package Software Quality (PSQ)認証制度」を立ち上げ、審査基準の策定や評価までの実証実験を完了できた点は、中期計画以上の取組であり高く評価。 • 政府として電子行政の構築を目指す中、行政で必要とされる人名漢字等を収録した文字情報基盤のISOへの新規提案が 24 年度をもって完了し、また、複数の民間企業から対応製品が発売されることで実用化が推進される状況となった。さらに、その応用展開を進め、自治体システムの構築に大きく貢献したことは中期計画以上の取組であり高く評価。
IT人材育成の戦略的推進	2(3)	• 業界と未踏人材とのマッチングに重点を置き、未踏特設サイトの公開、第1回未踏シンポジウムの開催などを実施。シンポジウム参加者の 9 割が産業界から参加となる等の結果、10 社から協業の申し出。 • セキュリティ・キャンプを官民連携体制に移行し、産業界での活用基盤作りを実現。時代に合った取り組みとして、マスコミで多数取り上げ(37 件)。 • 中小 IT ベンダーが下請けモデルから脱却し、サービスビジネス化を促すための CCSF のテンプレートを提供。自主的に CCSF ワークショップを開催する等の計画が企業から提案され、CCSF 活用の有益性に関して高い評価(80%)。また、「中小企業 IT ベンダー人材育成優秀賞」では、ベストプラクティスを提供。受賞企業のセミナーでは高い満足度(98%)を獲得。	• IT ベンダー向け、ユーザー企業向け、製造業組込み人材向けの 3 つのスキル標準を整理した共通キャリアスキルフレームワークの普及・定着化を着実に図った。 • その他の事業に関しても中期計画に従い、着実に実行した。
財務内容	3	(自己収入拡大への取組み) ・情報セキュリティ評価認証手数料。 35,457,500 円(前年度比 68.8%) ・暗号モジュール試験認証手数料。 942,000 円(前年度比 778.5%)	• 中期計画に掲載されている事項等を着実に実施。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（平成 16 年2月 29 日設立）＜非特定＞ （理事長：河野　博文）
目　　的	石油及び可燃性天然ガス並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1　石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに付属する選鉱、製錬その他の事業等に必要な資金を供給するための出資。2　金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け。3　石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の採掘等に必要な資金に係る債務の保証。4　石油等及び金属鉱物の探鉱をする権利等の取得。5　石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証。6　石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査。7　金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査に必要な助成金の交付。8　金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供。9　金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造調査に必要な船舶の貸付け。10　国の委託を受けた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理。11　前号の業務に関連する石油の取得、保有及び譲渡。12　石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付け。13　金属鉱産物の備蓄。14　金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け。15　金属鉱業等による鉱害防止のために必要な資金の債務保証。16　金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定による鉱害防止積立金の管理。17　金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに必要な費用の支払い。18　金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導。19　地方公共団体の委託を受けた坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設の運営。20　1～19 の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：室伏　きみ子）
分科会名	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会（部会長：在原　典男）
ホームページ	法　　人：http://www.jogmec.go.jp/index.html 評価結果：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/index.html
中期目標期間	5年間（平成 25 年4月1日～平成 30 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	B	A	A	A	1．AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1．業務運営の効率化	B	A	C	B	B	B	
2．サービスの質の向上							
（1）石油・天然ガス開発	A	A	A	A	AA	A	
（2）石炭資源開発					B	B	
（3）地熱資源開発					B	B	
（4）金属資源開発	A	A	A	A	AA	A	
（5）資源備蓄	B	A	A	A	A	A	
（6）鉱害防止	A	A	A	B	A	A	
3．財務内容の改善	A	A	B	B	A	B	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価に至った理由）
- 石油・天然ガス開発支援について、機構トップが積極的に資源外交を支援し、共同研究や技術協力等、将来に繋がる新規の協力枠組みを構築した。また、我が国企業への支援として中期目標期間終了時におけるリスクマネー供給目標を達成し、シェールガスを含む天然ガス開発事業、LNG 事業に対する出資及び債務保証を実施したことは顕著な成果である。
- 石炭資源開発支援について、精力的な資源外交により、新たな石炭供給国として期待される、モザンビークとの関係強化を推進したことは評価される。
- 地熱資源開発支援について、地熱資源開発調査に対する助成金制度、及び探査出資・開発債務保証制度を創設し、精力的に周知活動を行い、制度発足当初から助成案件が生まれている点は非常に評価できる。
- 金属資源開発支援について、新たな金属資源国として期待される南部アフリカ諸国への戦略的な資源外交の推進や、金属鉱物資源調査における世界的な金属資源の発見と我が国企業への権益の引継ぎ、白嶺による調査を推進し海洋鉱物資源調査における有望な新鉱体の発見等、本分野における平成 24 年度の JOGMEC の業績は、質量ともに際だったものであると評価される。
- 資源備蓄について、継続的なコスト削減により国家石油備蓄基地管理の効率化を図った。
- 鉱害防止支援について、JOGMEC が長年に亘り蓄積してきた各休廃止鉱山の情報や鉱害防止に関するノウハウを活かし、鉱害防止のための現地調査やデータ解析、鉱害防止対策の立案等を行い、国内の鉱害防止に大きな貢献を行っているものと評価される。
- 業務運営の効率化について、人件費・一般管理費・業務経費ともに継続的に削減しており、契約業務の適正化と内部統制の充実の対処策を講じている。
- 財務内容の改善について、全体として、中期目標に沿って、財務の健全性を保ちながら、エネルギー・資源の安定供給確保のための業務を積極的に展開できていることは評価できる。

（2）項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 中期目標期間中の削減目標について、一般管理費（前年度比 3%以上の削減）、業務経費（前年度比 1%以上の削減）ともに達成。海外事務所における会議室共同利用等による賃貸コスト	• 人件費・一般管理費・業務経費ともに継続的に削減しており、契約業務の適正化と内部統制の充実の対処策を講じている。 • 業務の透明性確保の観点から、ホームページの

		の抑制、企画競争方式により旅行代理店を2社選定するとともに、航空会社との法人契約の継続により海外出張旅費を抑制。 • 財務、評価・監査、組織・業務運営の状況、入札・契約関連情報等の情報開示を迅速に実施し、入札・公募結果及び契約締結について速やかにホームページ上で公表。ホームページリニューアルにより、入札等の検索システムを導入し利便性向上。 • 定期購読者数増加、配付先の拡大により発行部数増大。	リニューアルや講演会等での広報誌提供など、一般向けを意識した「情報発信」が積極的に進められており、特にHPでの緻密かつ質の高いデータを駆使した講演会資料などはエネルギー業界関係者等からも貴重な情報ソースとして大変評価が高い。 • 人件費削減の努力、シナジー観点からの組織の最適化を図った組織改編、リスク資産管理・プロジェクト・事業計画を統合したガバナンス体制の導入等は高く評価される。また、業務の増大に対応した人材確保の努力が顕著である。
石油・天然ガス開発	2(1)	• 平成24年度における協力枠組みの構築と具体的協力事業の目標数(2 件以上)に対し、新規構築が4件、延長合意3件と目標数を大幅に上回る結果。 • カナダブリティッシュコロンビア州政府との間に、非在来ガス資源の有効利用のためのJAPAN-GTL(日本独自の天然ガス液体燃料化技術)を含む技術・製品等の情報提供及び協力に係るMOUを締結(平成24年5月)。 • カンボジア、ベトナム等の有望鉱区で既存海外地質構造調査事業を着実に実施。調査完了後、我が国企業の鉱区取得により探鉱開発実施の可能性。 • 「国際石油・天然ガス最新動向に関する外部向けブリーフィング」を毎月1回、計12回開催。参加者は平均すると1 回当たり140 名超で合計1,700 名に達している。また分析レポート177 本をホームページに順次掲載した他、米国シェールオイル関連等注目度の高いテーマによる国際セミナーを2回開催。	• 機構トップが積極的に資源外交を実施し、共同研究や技術協力等、将来に繋がる新規の協力枠組みを構築した。我が国企業への支援として中期目標期間終了時におけるリスクマネー供給目標を達成し、シェールガスを含む天然ガス開発事業並びにLNG 事業に対する出資及び債務保証を実施した事は顕著な成果である。 • 前年度に引き続き、積極的な対資源国アプローチを展開し、主要産油国において、石油・ガス開発分野で成果を上げつつあることは大いに評価できる。 • 石油資源保有国との共同調査、政府要人の交流、我が国企業の探査事業等への支援を積極的に行い、我が国の資源外交及び企業の活動の支えとしての機構の責務を十分に果たしている。 • 人材育成、人的交流のための多様なプログラムを実施し、優れた成果を上げた。技術開発の面では、産油国・海外企業との共同研究等の実施、技術ソリューション事業の立ち上げ、及びメタンハイドレートの海洋産出試験の実施は顕著な成果として高く評価される。
金属資源開発	2(4)	• 資源国等との協力枠組を新規に3件締結、中期目標の10 件を上回る19 件の協力事業を実施中。 • カザフスタンにおいてレアアースの鉱山開発に関するMOUを国営原子力公社と締結。プラント開所式が開催され、レアアース供給源の多角化に貢献。 • 19カ国36地域でJV調査を実施し、我が国企業への引継ぎに向け情報提供。 • フロンテラJVでは、リモートセンシングや地質解析など JOGMEC 独自の技術を活用した調査を行った結果、世界規模の斑岩型銅・金鉱床(資源量:銅換算 850 万トン)の存在を確認し、我が国企業への引継を完了。 • 海外地質構造調査では、既往のJV調査の枠を広げ我が国企業との共同調査が可能なスキームに制度を改正、24 年度はラオス及び豪州において計2 件のJV を実施。また、ウランについては3カ国5件の企業探鉱に助成支援。	• 資源国との関係強化を進め、権益確保などに向けた取り組みが進められ、大きな成果を上げていることは評価できる。 • 新たな金属資源国として期待される南部アフリカ諸国への戦略的な資源外交の推進や、金属鉱物資源調査における世界的な金属資源の発見と我が国企業への権益の引継ぎ、海洋鉱物資源調査における有望な新鉱体の発見等、本分野における平成24年度のJOGMECの業績は、質量ともに際だったものであると評価される。 • 海底鉱物資源調査船「白嶺」による調査を推進し、沖縄海域における海底熱水鉱床の新鉱体の発見、及び南鳥島水域の一部における高濃度レアアース地点が存在することの発見に至ったことは大きな成果である。 • 継続中のリスクマネー供給プロジェクトにおいて多くの成果を達成しており、特にアラシャ・プロジェクトにおける配当は顕著な成果である。JOGMEC によるリスクマネー供給と技術面での支援、生産開始、投資の回収という好循環が生まれている点も特筆される。
財務内容の改善	3	• 活発な出資活動により株式評価損175.4億円を計上。一方で、下記の自己収入大幅増(123 億円、平成23年度53億円、昨年度比132%増)等により、損失は大幅に削減。財務内容の改善に寄与。 • 借入金を財源とした資産買収出資からの 12 億円の配当により収入が増加。この配当収入は、借入金の返済に充当することにより財務の健全性を図った。配当は合計21億円を計上(前年度10億円)。 • 積極的な事業展開により、資産買収出資が増加。一方債務保証残高の拡大に伴い債務保証料収入34億円を計上(前年度26億円)。	• 主に知的財産(知財)収入と資産買収出資に係る配当収入による自己収入の増加を実現するとともに、人件費と業務経費等を削減して、行政サービスコストの削減に寄与している。 • リスクマネー供給が増加すれば、会計処理上機械的に評価損が増加するという構造を抱える中で、自己収入の増加に取り組んでいることを評価したい。また、出資した案件からの受取配当が倍増し、損益改善に貢献している点も特筆される。資源確保支援のためのリスクマネー供給という政策目的に鑑みると、受取配当額に過度に着目すべきではないと思われるが、出資、生産開始、投資の回収という好循環の発生は評価すべき。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構（平成 16 年7月1日設立）＜非特定＞ （理事長：高田　坦史）
目　　的	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
主要業務	1新たな価値を創造する事業展開の促進（専門家の派遣、ビジネスマッチング、ファンド出資、インキュベーション事業等）に関する業務。 2経営基盤の強化（中小企業大学校における人材育成、工場等の共同化や商店街等における施設整備に対する融資の実施、地域の経営資源の活用等による事業化支援、中心市街地等における商業機能強化支援等）に関する業務。 3 経営環境変化への対応の円滑化（中小企業再生支援協議会への支援、再生ファンドへの出資、小規模企業及び中小企業を対象とした共済事業等）に関する業務。 4 期限の定められている業務（産業用地の分譲等）。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：室伏　きみ子）
分科会名	中小企業基盤整備機構分科会（分科会長：加護野　忠男）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.smrj.go.jp/ 評価結果：http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001630/report2013/index.html
中期目標期間	5年（平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第1期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1．AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1．業務運営の効率化	A	A	A	AA	AA	A	
2．サービスの質の向上							
(1)新たな価値を創造する事業展開の促進	A	A	A	A	A	A	
(2)経営基盤の強化	A	A	A	A	A	A	
(3)経営環境の変化への対応の円滑化	A	A	A	AA	AA	AA	
(4)期限の定められている業務	A	A	B	B	B	B	
3．財務内容	B	B	B	B	A	A	
4．業務運営に関する総括的・横断的事項	A	A					

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）

- 多くの企業が業績不振に苦しむ厳しい環境下にあって、支援企業の課題解決率、事業化率等について、所期の目標を高い水準で達成するとともに、売上高平均伸び率、従業員伸び率、新製品・新サービスの販売達成金額など大きな事業効果が得られたことは高く評価できる。
- 中小企業にとって経営環境が厳しさを増す中で、海外展開への支援、地域資源活用や農商工連携に係る認定企業の事業化に向けたフォローアップ支援の充実、中小企業大学校での研修、商業活性化等により支援企業の役立ち度・課題解決率等を高い水準で実施したことは高く評価できる。また、海外展開支援における海外招聘型の商談会の開催などの新たな取組や、経営改善・事業再生研修を実施するなど新たな政策課題へ対応したことは高く評価できる。
- 「中小企業金融円滑化法期限切れへの対応」、「東日本大震災からの復興支援」という中小企業にとって影響の極めて大きい経営環境の変化に対し、これまでの支援規模を上回る支援を行い、迅速かつ的確に対応したことは非常に高く評価できる。
- 産業用地業務については、5年ぶりに100haを上回る102．2ha（23年度比 2．7倍）の利活用実績となったことは高く評価できるものの、25年度末に業務終了期限を迎えることを勘案し、残産業用地の一層の利活用促進が図られることを期待したい。
- 一般管理費の削減、総人件費の削減、運営費交付金の削減等中期計画で定めた数値目標を大幅に上回り達成したほか、職員数の削減、真にやむを得ない随意契約を除く随意契約の全廃など、業務運営の効率化を図りつつ、海外展開支援や復興支援、24年度緊急経済対策（24年度補正予算）についても速やかに組織体制を整備し迅速に対応する一方、今後の事業のあり方、機構のあるべき姿を構築するための機構横断的な取組について、理事長の強力なリーダーシップのもとに実施するなど、第三期中期計画を見据えた取組みを図ったことは高く評価できる。
- 法人全体として、平成17年度に次いで高い水準となる2，756億円の当期総利益を計上（23年度当期総利益603億円、前年度比4．6倍）したことは高く評価できる。さらに、ファンド事業の出資金収益の計上、高度化事業貸付金の不良債権の削減、両共済事業における掛金収入の増加など、財務内容の健全化に資する高い成果を実現したことについては高く評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	（一般管理費） • 宿舎制度の見直しにより、借上上限額の見直し、自己負担の増額等を行い、法定外福利費を大幅に削減（23 年度比 19.8%の削減） • 虎ノ門事務所借上げ賃料について見直し。 （人件費） • 現給保障の廃止、地域手当（役員は地域付加額）の適用率の据置、広域異動手当導入の見送り、エリア限定職制度の継続、42 歳未満の昇給回復の見送りなど	• 一般管理費については、毎年度平均で前年度比3%以上削減することとしているが、21～24 年度の4ヶ年平均で 4.9%の削減を実現したことは高く評価できる。 • 総人件費については、17 年度と比較して 25.0%の大幅な削減、23 年度と比較して8.6%の削減を実現したことは非常に高く評価できる。
新たな価値を創造する事業展開の促進	2(1)	• ファンド出資事業 ➢ 起業支援ファンドの出資契約数・契約額　2ファンド、15 億円　総額 36 億円 ➢ 中小企業成長支援ファンドの出資契約数・契約	• ファンド出資事業については、政策的意義の高いファンドの組成に注力し、ファンド総額は、過去最大規模を実現したことにより、ベンチャー・中小企業へのリスクマネー供給の下支えに貢献したこと

		額 8ファンド、184億円 総額683億円 • インキュベーション事業 ➢ 事業化率76%(中期計画目標30%) ➢ インキュベーションマネージャー等による相談応対件数 29,026件 • 専門家継続派遣事業 ➢ 支援企業数 82社、支援回数 1,000回 ➢ 支援企業の課題解決率 96.2%(中期計画目標80%以上) ➢ 支援企業の売上高平均伸び率 9.1%(中期計画目標25%以上) • 新連携支援事業 ➢ 事業化率81.6%(中期計画目標 50%以上) ➢ 販売金額累計額 1,513億円 など	は高く評価できる。また、多くの企業が業績を悪化させる中、投資先企業の売上高平均伸び率において、中期計画目標を大きく上回る事業効果が現れていることは高く評価できる。 • インキュベーション事業については、インキュベーションマネージャーが機構の支援ツール等を活用した支援を実施したほか、他のインキュベーション施設等とのネットワーク強化を行うことにより、過去最多となる事業化達成企業を輩出し、中期計画目標を大きく上回る事業化率 76.0%を達成したことは高く評価できる。 • 新連携支援事業については、事業計画のブラッシュアップから販路開拓まで一貫した支援を実施し、中期計画目標 50%を大きく上回る事業化率81.6%を達成したことは高く評価できる。さらに、これまでの販売達成金額累計が1,513億円となるなど中小企業の新事業展開に大きく貢献している。
経営基盤の強化	2(2)	• 中小企業の海外展開支援 ➢ 海外企業と商談を行った中小企業数 184社 ➢ Webを活用した業務連携・販路開拓支援(69社) ➢ 海外展開、国際取引等に関するアドバイス提供5,878件、利用者の役立ち度99.2%(中期計画目標90%以上) • 地域資源活用支援事業 ➢ 事業化率77.2%(中期計画目標 50%以上) ➢ 販売金額累計額 782億円 • 農商工連携支援事業 ➢ 事業化率86.2%(中期計画目標50%以上) ➢ 販売金額累計額 347億円 • 人材育成事業(中小企業大学校) ➢ 受験者数26,521人、研修回数987回 ➢ 受講者の役立ち度97.5%(中期計画目標90%) ➢ 中長期研修の受講者の役立ち度97.2% など	• 中小企業の海外展開支援においては、中小企業の海外進出ニーズの高まりを受け、関係機関と連携しつつ、新たな取組みとしてミャンマーにおける現地商談会やベトナム・インドネシアの海外企業を招聘しての商談会の開催などを実施し、大きな成果を実現したことは高く評価できる。 • 地域資源活用支援事業については、機構のネットワーク等を活かした全国ベースの販路開拓支援、事業化に向けた一貫したハンズオン支援を実施し、認定後2年経過後において中期計画目標50%を大きく上回る事業化率 77.2%を達成したことは高く評価できる。さらに、これまでの販売達成金額累計が782億円となるなど大きな事業効果が現れている。 • 農商工連携支援事業については、機構のネットワーク等を活かした全国ベースの販路開拓支援、事業化に向けた一貫したハンズオン支援を実施し、認定後2年経過後において中期計画目標50%を大きく上回る事業化率 86.2%を達成したことは高く評価できる。さらに、これまでの販売達成金額累計が347億円となるなど大きな事業効果が現れている。
経営環境の変化への対応の円滑化	2(3)	• 再生支援協議会への助言等 ➢ 全国の再生支援協議会への助言件数 5,564件 ➢ 再生支援協議会との協議支援件数 141案件 ➢ 再生支援専門家の派遣 6案件417人日 • 中小企業再生ファンド ➢ 出資契約数 10ファンド(累積数 33ファンド) ➢ 出資契約額 136億円(累積額 475億円) ➢ ファンド総額 275億円(累積総額 1,077億円) ➢ 投資先企業数 29社(累計 210社) • 中小企業倒産防止共済 ➢ 加入件数 39,978件(目標16,000件) ➢ 審査期間10営業日以内の割合 92.9% • 小規模企業共済 ➢ 加入件数99,493件(目標70,800件) など	• 中小企業再生支援全国本部において、中小企業金融円滑化法の期限切れ等への対応として、全国の再生支援協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部の体制強化(年度当初18人→年度末 24人)を図り、再生支援協議会に対して、リーマンショック後の21年度に次ぐ5,564件の助言を実施したことは非常に高く評価できる。 • 中小企業再生ファンドについては、中小企業金融円滑化法の期限切れ等への対応として、関係機関と連携し、過去最大のファンドを組成し、事業再生に取り組む中小企業者への資金供給の下支えに貢献したことは非常に高く評価できる。また、25社が再生を果たし、1,261人(累計 7,390人)の雇用確保に貢献したことは非常に高く評価できる。
財務内容	3	• 法人全体の当期総利益2,756億円 • 不良債権額を前年度比74億円削減、ファンド事業について出資金収益47億円を計上(一般勘定) など	• 法人全体として、平成17年度に次いで高い水準となる2,756億円の当期総利益を計上したことなどは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 当委員会では、「平成23年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成25年1月21日付け政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)において、本法人に対して個別に指摘すべき意見として、中小企業倒産防止共済事業と小規模企業共済事業について、目標値と実績値のかい離が大きいため、今後の評価に当たっては、目標設定の見直しを促す評価を行うべきであると意見した。

貴委員会においては、当該意見を受け、平成24年度業務実績の評価に当たっては、中期計画目標の達成状況のみならず、過年度の実績値との比較等を行うなど、評価基準の変更を行っているものの、目標値は上位目標である制度の安定的な運営に基づき算定されており、実績値とのかい離を理由とする変更はなじまないとし、平成24年度業務実績評価において、目標設定の見直しを促す評価を行っていない。

しかしながら、実績値の増加は、制度の更なる安定化と政策目的のより高次な達成に資するものであり、目標設定を制度の安定的な運営にとどめるべきではないことから、今後の評価に当たっては、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである。

⑨　国 土 交 通 省

法 人 名	独立行政法人土木研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：魚本　健人）
目　　的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1　土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2　土木技術に関する指導及び成果の普及。3　委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4　1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5　国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6　前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	土木研究所分科会（分科会長：石田　東生）
ホームページ	法　　人：http://www.pwri.go.jp 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	極めて順調	S	A	A	A	A	1．総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2．項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3．第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4．項目別評価の項目3．の（ ）内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。 5．第2期中期目標期間の評価では、項目3．から項目7．までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	4 点×2	S×2	S×1 A×1	S×1 A×1			
(2)技術的課題に対する取組	3 点	A	A	A			
(3)他の研究機関との連携等	4 点	S	S	S			
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4 点	S	A	A			
(5)技術の指導及び研究成果の普及	5 点×1 4 点×6	S×4 A×3	S×2 A×5	S×3 A×4			
(6)水災害・ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ国際ｾﾝﾀｰによる国際貢献	5 点	SS	S	S			
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3 点	A	A	A			
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3 点	S	A	A			
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本方針					A×2	A×2	
(2)研究開発を効率的・効果的に進めるための措置					A×3	A×3	
(3)技術の指導及び成果の普及					S×2 A×1	S×2 A×1	
(4)土木技術を活かした国際貢献					S	S	
(5)技術力の向上、技術の継承及び新技術の活用促進への貢献					A	A	
2.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性の向上	4 点	S	A	A			
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3 点	A	A	A			
(3)業務運営全体の効率化	4 点	S	A	A			
(4)施設、設備の効率的利用	4 点	S	A	A			
Ⅱ.業務運営の効率化							
(1)効率的な組織運営					A	A	
(2)業務運営全体の効率化					A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画（3.財務内容の改善）	3 点	A	A	A	A	A	
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	－	－	－				
5.不要財産の処分に関する計画							
6.重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－				
7.剰余金の使途	－	S	A				
8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項等							
(1)施設及び設備に関する計画	3 点	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	4 点	S	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
- 個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はＡとする。

(法人の業務の実績)
- 平成 24 年7月の九州北部豪雨災害に対し、国や地方自治体からの要請を受けて、迅速に被災状況調査を実施し、対策を中心に様々な技術指導を行ったこと、また平成 24 年 12 月の中央自動車笹子トンネルの天井板落下事故に対して、複数のチームが連携して迅速に対応し、事故原因の究明や調査手法について技術的支援・助言などを実施したことは高く評価される。
- スイス連邦大学からの共同研究費の獲得は、海外からの資金獲得として評価できる。
- 研究成果は、24 年度に改訂発刊された 17 件の技術基準類等(「河川砂防技術基準(調査編)」、「道路構造物の総点検実施要領(案)」、「道路土工-軟弱地盤対策工指針」等)に反映されたことは評価できる。　など

以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
技術の指導及び成果の普及 (技術の指導)	Ⅰ (3)	・国や地方自治体からの要請を受け、九州北部豪雨災害に対し延べ 12 名、その他の災害と合わせ延べ 92 名の専門家を派遣し、被災状況調査、二次災害の防止、供用性の判断、復旧・対策工法等の技術指導を実施し、地域住民の安全確保や被災地の復旧活動に貢献した。 ・九州北部豪雨による河川氾濫により堤防が決壊した矢部川にも職員を派遣し、対策工法や今後の管理に関する技術的助言を実施し、堤防の効率的な復旧に貢献した。	・毎年発生する災害に際して、迅速かつ的確な技術指導を行い、かつ成果をあげていることは高く評価できる。また、この活動が、研究レベルの向上と実際性の獲得にも貢献しているという好循環が生まれていることも評価できる。 ・昨年の北九州北部を襲った豪雨災害につき、職員を派遣し被災状況の調査、二次災害の防止、対策工法などの技術指導を行ったこと、また河川の氾濫により堤防が決壊したことにも対応したことが高く評価できる。
技術の指導及び成果の普及 (成果の普及)	Ⅰ (3)	・24 年度に改訂・発刊された 17 件の技術基準類等に、研究成果が数多く反映された。特に、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故(平成 24 年 12 月)を受け、都道府県や市町村が点検を実施するために整備された指針(道路構造物の「総点検実施要領(案)」(平成 25 年 2 月))に研究成果が反映されており、自治体の点検等に活用された。 ・「河川砂防技術基準(調査編)」の改定(平成 24 年7月)に、土木研究所におけるこれまでの研究成果や知見が反映された。 ・吹雪時のドライバーへの安全支援に向けて、インターネット上(「北の道ナビ」)で視界予測情報の提供について、新聞やインターネットで紹介され、多数のアクセス(最大で 1 日に 6 千件程度)があった。 ・ダム湖の水質を改善するための「気液溶解装置」は、現地見学会を開催するなどの技術の理解促進・普及に努め、国内で5件の導入実績に加え中国江蘇省のダムにおいても導入され、土木研究所所有の特許技術として初めて正式な契約に基づく海外展開を実現した。	・道路構造物の総点検実施要領(案)に土木研究所の研究成果が反映されていることは評価できる。 ・河川砂防技術基準(調査編)の改定に、土木研究所の技術的・学術的な進展で得られた新たな知見や研究成果が反映されていることは評価できる。 ・吹雪時のドライバーへの安全支援に向けた視界予測情報や、暴風雪で立往生した車の事故防止策など、一般市民にとって大変有益な情報をマスコミやインターネットを通して発信しており、とくに、「道路利用者を支援する吹雪の視界情報」のインターネット公開は、気象庁からの予報業務の許可を得ており、高く評価されるものである。 ・「気泡溶解装置」は中国のダム湖に導入されるなど、土木研究所の技術が海外展開されたことは評価できる。 ・テレビ、インターネット等を通して、情報の伝達に務めるとともに、各種講習会を開催し、最新の情報を広く伝える努力を継続している点は評価できる。
土木技術を活かした国際貢献	Ⅰ (4)	・インドネシアのアンボン島の天然ダム水位観測を始め、国内外からの要請を受けた海外への職員の派遣は過去最多の延べ 93 名となった。 ・JICA 及び政策研究大学院と連携して実施している博士課程や修士課程などで引き続き多数の研修生の受け入れや学位取得者の輩出、パキスタンの高級行政官が参加するワークショップの開催などを通じて、各国の防災対策の実務者の能力向上に貢献した。 ・バングラディッシュにおいて ICHARM の元研修生向けのセミナーを開催し、帰国後の活動状況をフォローするなど、研修のフォローアップを実施した。 ・これまでの水文学における顕著な功績が認められ、ICHARM センター長が「国際水文学賞」を受賞した。	・土木技術による国際貢献をはじめ、ICHARM による国際貢献は、限られた予算の中、優れた実施状況にある。 ・インドネシアのアンボン島の天然ダムの水位観測や国際会議での基調講演など、国内外の要請で海外へ派遣された平成 24 年度の職員の数が、平成 23 年度の約 1.5 倍となったことは評価できる。 ・他機関と連携し実施している修士・博士課程教育プログラムには多数の研修生を受け入れ、また ICHARM の元研修生向けのセミナーの開催など、人材育成に大きく貢献している。 ・ICHARM センター長の『国際水文賞』の受賞など国際的な活動が認められていることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

法 人 名	独立行政法人建築研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：坂本 雄三）
目　　的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	建築研究所分科会（分科会長：安藤 正雄）
ホームページ	法　　人：http://www.kenken.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	極めて順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 項目別評価の項目3. の（ ）内は、第2期中期目標期間の評価に関する項目。 5. 第2期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	5 点×1 4 点×1	S×2	S×2	S×1 A×1			
(2)他の研究機関等との連携等	4 点×2	S×2	A×2	A×2			
(3)外部資金の活用	3 点	A	A	A			
(4)技術の指導	5 点	S	S	S			
(5)研究成果の普及等	5 点×1 4 点×3	S×3 A×1	S×2 A×2	S×2 A×2			
(6)地震工学に関する研修	5 点	S	S	SS			
Ⅰ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針					S×1 A×1	S×1 A×1	
(2)研究開発を効率的・効果的に進めるための措置					A×3	A×3	
(3)技術の指導及び成果の普及					S×2	S×2	
(4)国際連携及び国際貢献					A	S	
(5)地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動					A×2	A×2	
2.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性向上	4 点	A	A	A			
(2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	4 点	A	A	A			
(3)業務運営全体の効率化	3 点×3	A×3	A×3	A×3			
(4)施設、設備の効率的利用	4 点	A	A	A			
Ⅱ.業務運営の効率化							
(1)効率的な業務運営					A	A	
(2)業務運営全体の効率化					A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画（3.財務内容の改善）	4 点	A	A	A	A	A	
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	－	－	－				
5.重要財産の処分計画	－	－	－				
6.剰余金の使途	－	－	A				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3 点	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3 点	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果（H25.9.10）（主なものの要約）

（1）総合評価

（評定理由）
- 項目別の評価を総合して、A 評価とした。

（法人の業務の実績）
- 社会的要請の高い重点的課題に関しては、74%の研究費を配分し、平成 24 年度に公布・施行された都市の低炭素化の促進に関する法律に関連するもの5件をはじめとする計9件の技術基準作成に直結する研究を迅速に遂行した点は優れた実績と評価できる。
- また、平成 24 年5月に発生したつくば竜巻災害に対しても機動的に対応し、調査研究の成果を取りまとめて速やかに公表したことも

高く評価できる。
- 上記の実績に関連する技術の指導および成果の普及も優れた実施状況にあると評価される。
- 国際連携および国際貢献に関しても、「国際活動実行計画」の策定に向けて検討を開始するなど、積極的な取り組みが認められる。

など

以上のとおり、業務全般について中期計画の目標達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針(社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応)	I (1)	・平成 24 年度は、重点的研究開発課題に対して全体研究予算(外部資金等を除く)の約 74%を充当(中期目標期間の目標値:概ね 75%)するなど、重点的な研究開発を推進した。 ・「省エネ基準運用強化に向けた住宅・建築の省エネルギー性能評価手法の高度化」を精力的に進め、省エネルギー評価手法や省エネルギー基準に関する研究を行い、都市の低炭素化の促進に関する法律等の関連告示に反映される知見を得た。 ・平成24年5月につくば市で発生した竜巻により建築物等への被害を受け、6月に「建築物の竜巻による被害発生メカニズムの解明」を速やかに立ち上げ、つくば竜巻の被害結果を踏まえ、建築物等の被害形態の整理、被害発生メカニズムの検討等を行った。 ・社会的要請の高い研究として「天井の耐震設計に係るモデル化・諸元の設定方法等に関する研究」を速やかに実施し、天井の脱落防止に関する政省令等改正案に反映される試験法や評価方法の検討を行った。	・平成 24 年度に公布・施行された都市の低炭素化の促進に関する法律に対応して計5件の技術基準の作成に資する研究を速やかに実施し、また、天井の耐震性に関する政省令・告示制定に関する研究成果をあげたことを高く評価する。 ・平成24年5月に発生したつくば竜巻に迅速・機動的に対応して研究成果を取りまとめ、公表したことも中期目標・計画に合致した取り組みであり、評価できる。 ・重点課題に対する研究費配分は 74%であり、おおむね数値目標を達成していると評価できる。
技術の指導及び成果の普及(技術の指導等)	I (3)	・ 省エネルギー性能評価手法等に関する研究成果を短期間のうちに成果をとりまとめ、計5件の技術基準に反映された。これらの策定にあたり、関連委員会への多数出席、国等からの情報提供依頼・検討依頼等に対する対応等を行い、所をあげて国の施策を支援した。 ・上記以外の技術的助言、官庁営繕技術基準などの策定支援、さらには天井の脱落防止対策等の技術基準の策定支援など、国等に対する技術的支援を積極的に実施した。 ・ 平成 24 年5月に発生した竜巻により、つくば市等で建築物等の被害が生じたため、国土技術政策総合研究所と連携して、被害発生直後(被害発生当日)より現地調査を行った。 ・ 東日本大震災関係の技術的支援として、高台への集団移転や都市計画等と密接な関わりのある被災者向け災害公営住宅の基本計画策定に対する技術的支援を国土技術政策総合研究所と協力して実施した。 ・委員として役職員が参加した気象庁の「長周期地震動に関する情報提供のあり方検討会」では、長周期地震動に関する新たな防災情報の発表に向けて検討を進め、平成24年4月に報告書がまとめられた。	・ 都市の低炭素化の促進に関する法律等に関連する技術基準をはじめ、計9件の技術基準の策定を精力的に支援した実績は高く評価できる。 ・東日本大震災の復興に関する支援として、高台への集団移転等についての被災者向け災害公営住宅の基本計画策定に対する技術的支援を行い、また長周期地震動に関する情報提供の在り方などを研究する他、住宅・建築等の分野における技術的課題に対する素晴らしい指導助言を行っている。つくばで起こった竜巻による被害に対しての現地調査・技術指導なども高く評価できる。
技術の指導及び成果の普及(成果の普及等)	I (3)	・省エネ基準のための計算プログラムや関連資料を整備して随時 web で情報提供を行った。 ・平成 24 年 5 月につくば市で発生した竜巻による建築物被害に関する調査結果の迅速な公表を行った。 ・その他研究開発の成果など有益な情報をメディアを通じて迅速に広く提供するとともに、論文等の発表により成果の積極的な普及を行った。	・ 省エネルギー計算支援プログラムと解説の web 公開、竜巻による建築物等の被害発生直後からの現地調査結果の速報の web 公表、LCCM 住宅の一般向け見学会、つくばちびっ子博士 2012 等に伴う一般公開、ホームページへのアクセス数 606 万件(目標の 1.3 倍以上)達成など成果の普及活動が高く評価される。 ・ 査読付き論文数は 65 報で目標を5報上回り、学会賞受賞は7名8件を数えるなど、研究成果の公表の水準も高いと評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

法　人　名	独立行政法人交通安全環境研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：飯村　修）
目　　的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1　運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発。2　1に掲げる業務に係る成果の普及。3　道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証。4　道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査。5　前各号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	交通関係研究所分科会（分科会長：角　洋一）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.ntsel.go.jp 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	極めて順調	A	A	A	A	A	1．総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2．項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3．第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
Ⅰ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.質の高い研究成果の創出	5点×1 4点×6	S×4 A×3	S×2 A×5	S×3 A×4	S×2 A×4	S×2 A×4	
2.自動車等の審査業務の確実な実施	4点×3	S×1 A×2	A×3	A×3	A×2	A	
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施	4点	A	A	A	A×2	A	
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応	4点	S	S	S	S×2	S×2	
5.組織横断的事項	4点	A	A	A			
Ⅱ.業務運営の効率化							
1.研究活動の効率的推進	4点	A	A	A			
2.自動車等の審査業務の効率的推進	4点	A	A	A			
3.管理・間接業務の効率化	3点	A	A	A			
1.横断的事項					A	A	
2.各業務の効率的推進					A	A	
3.外部連携の強化					A	A	
Ⅲ.予算、収支計画及び資金計画	3点	A	A	A	A	A	
Ⅳ.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
Ⅴ.重要財産の処分計画	－	－	－	－	－	－	
Ⅵ.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
Ⅶ.その他業務運営に関する事項	3点	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果（H25.9.10）（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）
- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。

（法人の業務の実績）
- 基準策定支援研究と行政支援・執行事業とが同一組織内で併存・相互連携することで成果を最大限発揮するあるべき形の独法の一類型として評価できる。研究所では、この特徴を活かし、職員の交流等を推進することで各業務に相乗効果を発揮するなど、中期目標の達成に向け、順調な実施状況にあるといえる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
質の高い研究成果の創出 （自動車に関わる地域環境問題の改善）	Ⅰ1	• 環境問題は、今後自動車の在り方を考える重要な要因であり、ハイブリット車など先駆的な商品を展開する日本の代表として、研究所は基準を決定する国際会議に参加し、各種の支援や検討を確実に重ねた。 • 排出ガス規制に関わる研究開発では、次期重量車燃費試験法策定に向けた実験と計算、世界統一基準の国内導入検討、欧州で活発に議論されている粒子状物質測定法の高度化、ガソリン車から	• 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 • 自動車における環境問題等においては、ディーゼル車の使用過程車における排出ガス性能劣化状態の回復方法の検討・提案、電気自動車試験方法に関する国際的議論への提案など多大な貢献をしている。

		の蒸発ガスの排出実態調査を計画通りに進めた。 • 騒音規制に関しては、大型トラックの加速走行騒音試験法を検証し、国連欧州委員会の WP29 で検討されている四輪車の加速走行試験法(R51)改正案の国内導入を視野に入れた基礎資料を得た。 など	
自動車等の審査業務の確実な実施	Ⅰ2	• 審査職員に能力に関する新たな認定を与え、グループ横断的に登録管理する仕組みを運用して、基準新設等による新規追加業務にも柔軟に対応した。 • 審査の細部取り扱いに係る文書を整理統合し、試験機器の検査周期等を見直すなど、効率的かつ確実に検査が行えるよう実施体制を強化した。 • 申請者の利便性を向上させるため、施設や審査方法等の運用の改善に関する申請者のニーズを把握して、審査書面の簡素化による書類作成工数の削減等の改善を行った。 など	• 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 • 審査部においては、自動車技術が高度化・複雑化し、要求される知識・技術レベルが高まる中での審査への的確な対応のため、人材育成、能力認定制度の適切な運用等による能力の向上、計画的な技術者の登用や研究部門との連携による組織全体の審査能力向上が図られるとともに、利用者の利便性向上のための取り組みが図られている。
自動車の国際基準調和活動への組織的対応	Ⅰ4	• 平成 24 年度には、国連 WP29 傘下の各会議に政府代表者を補佐する立場で継続的に出席したほか、13 の国際基準原案作成グループに参加し、また、水素・燃料電池自動車や電気・ハイブリッド自動車等の新技術の安全性や環境性能評価基準に日本案を反映させるなど、国際基準の議論をリードした。 • 国土交通省と連携を図りつつ、従前の水素・燃料電池自動車世界統一基準(HFCV)作業グループ、乗用車排出ガス試験サイクル(WLTP/DHC)作業グループ及び電気・ハイブリッド自動車の静音性基準(QRTV)作業グループ、の三つの議長、副議長に加え、電気自動車環境性能(EVE)作業グループの副議長、電気自動車安全性能(EVS)作業グループ及び高度道路交通システム(ITS)の事務局を当研究所職員が担当し、世界統一基準のとりまとめに貢献した。	• 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 • 国土交通省と連携を取りつつ、継続的に参画し、新たに電気自動車の安全性能・環境性能のための議論において事務局となるなど国際基準の議論をリードし、水素・燃料電池自動車や電気・ハイブリッド自動車等の新技術の安全性や環境性能評価基準に日本案を反映させるなど、優れた成果を上げた。 • 国際会議等の場における提案・発表内容の品質が重要であることは当然であるが、そうした場において存在感を示すことが出来る人材を継続的に育成する必要があると考える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし。

法 人 名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:茂里 一紘)
目 的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法 人:http://www.nmri.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	極めて順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
Ⅰ.中期計画の期間							
Ⅱ.基本方針							
Ⅲ.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.戦略的企画と研究マネージメントの強化	4点	A	A	A			
2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究	5点×1 4点×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×3 A×1			
3.基礎研究活動の活性化	4点	A	A	A			
4.国際活動の活性化	4点	S	S	S			
5.研究開発成果の普及、活用の促進	4点	S	S	A			
1.研究マネジメントの充実と研究成果の普及促進					A	S	
2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究					S×3 A×1	S×3 A×1	
3.戦略的な国際活動の推進					A	S	
Ⅳ.業務運営の効率化							
1.柔軟かつ効率的な組織運営	3点	A	A	A			
2.事業運営全般の効率化							
1.組織の見直しの継続					A	A	
2.事業運営の効率化							
Ⅴ.財務に関する事項	3点	3点	A	A	A	A	
Ⅵ.業務運営に関する重要事項	4点	3点	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 研究開発について高いレベルの成果を創出しており、引き続き、効果的なマネジメントを実施し、行政・社会からの要請に的確に取り組んでもらいたい。
- 海難事故原因究明や国際基準策定への対応についても着実に成果を上げており、引き続き取組みを推進してもらいたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
政策課題解決のために重点的に取り組む研究 (海上輸送の安全の確保)	Ⅲ2	• 実海域再現水槽により、風向きが正反対方向に急変した直後に発生する、双峰性スペクトルを有する波浪(短波長／不規則波)を世界で初めて再現。この波で漁船の模型実験を行い、ブローチング(追い波に乗っての転覆)、船首没水、復原力喪失という転覆事故シーケンスを再現。事故原因解明に貢献するとともに、転覆海難事故対策の基盤技	• 実海域再現水槽と操船シミュレータを融合した海難事故等の再現・解析技術は、小型船の転覆事故解明に貢献するとともに転覆事故対策の基盤技術を確立したとのことであり、高く評価できる。 • 安全確保は、研究所として最大の使命の一つである。それにむけて、船舶の事故解明につながるリスクを総合的に評価し、そ

		術を確立した。 • AIS（船舶自動識別装置）データから、各メッシュ海域毎の交通流密度（隻数、船速、針路）を把握し、ここから船舶遭遇頻度（行き合う2船が衝突コースに入る頻度）を自動的に分析する手法を開発。 など	れらの分析が国交省の安全ガイドラインやハザードマップに採用されるなど、目標を超えた明確な成果につながっている。また国際的にも積極的に研究成果を発信されるなど、目標を上回るすぐれた活動と認められる。
政策課題解決のために重点的に取り組む研究 （海洋環境の保全）	Ⅲ2	• NOx3次規制に対応するため、SCR脱硝システムについて、実船において10,000時間の耐久試験（内、脱硝運転は約2,800時間）を行い、長期間の性能劣化分析を実施。これらをもとに、触媒劣化シュミレーションモデルを構築して、実用運転で必要となる触媒装置の運転モデルを提示。我が国メーカーが製品化開始。 など	• 船舶の環境負荷低減に関しては、燃費の改善と温室効果ガスの排出削減のための技術開発プロジェクトやNOx等の大気汚染物質の排出削減に資する研究が集中的に実施され、実用化につなげることができたことは、高く評価できる。
政策課題解決のために重点的に取り組む研究 （海洋の開発）	Ⅲ2	• 浮体式洋上風力発電施設のリスクに対応できる安全ガイドライン及び非常時マニュアルを作成。環境省の浮体式風力発電実証事業（H22～H25）に貢献。さらに、資源エネ庁の福島沖外洋ウインドファーム（H23～H27）を実現するための技術基盤を構築。 • 複合エネルギーの相関係数マップを作成。マルチロータ潮流発電システムの最適設計を実施。通常のシングルロータよりも20％以上高い出力を得ることに成功。 など	• 再生可能エネルギーの開発は喫緊の課題であり、その一つとして期待されている浮体式洋上発電の実用化に向けた研究開発を進めている。この課題については、国土交通省の「洋上浮体式発電設備の安全性ガイドライン」作成に貢献し、浮体式風力発電実証事業及びウインドファーム実証事業の実施に道筋を付けた。さらに、外洋設置への課題を抽出し、渦励起動揺（VIM）の再現とVIMに対応した設計技術を確立するなど、技術基盤の構築に貢献している。洋上天然ガス生産システムに関しても、氷海域プラットフォームの性能評価法を開発し、その設計手法を確立した。海底熱水鉱床の掘削技術は、JOGMEC事業に参画して実施した実海域での深海掘削試験に成功しており、将来有用な要素技術として期待される。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:高橋　重雄)
目　　的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1　次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2　1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3　1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4　1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5　前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:磯部　雅彦)
ホームページ	法　　人:http://www.pari.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	極めて順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 項目2．(4)及び4．の( )内は、22 年度までの項目名。 4. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出	5点×1 4点×5	S×3 A×3	S×3 A×3	S×3 A×3	S×2 A×3	S×3 A×2	
(2)研究成果の広範な普及・活用	5点×2 4点×6	S×4 A×4	S×5 A×3	S×3 A×2	S×4 A×2	SS×1 S×2 A×3	
(3)人材の確保・育成	4点×2	A×2	A×2	A	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営	5点	S	S	S	A	A	
(2)効率的な研究体制の整備	4点	S	SS	S	S	A	
(3)研究業務の効率的、効果的実施					A	S	
(4)業務の効率化((3)管理業務の効率化)	4点	A	A	S	A	A	
(5)非公務員化への適切な対応	4点	A	A	A			
3.適切な予算執行	3点	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備、人事に関する計画((1)施設・設備に関する計画)	4点	A	A	A	A	A	
((2)人事に関する計画)	4点	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 国内外の研究機関・研究者との交流については、学術的な交流だけでなく、今後の社会・経済的な交流まで視野に入れた取り組みを期待する。
- 一般国民に向けて情報発信をするために、より新しいメディアを活用するなど戦略的な取り組みを一層工夫すべきである。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
質の高い研究成果の創出(萌芽的研究の実施)	1(1)	• 中期目標、中期計画を受けて、平成 24 年度計画においても、将来の発展の可能性があると想定される萌芽的研究については、適切な評価とこれに基づく予算配分を行い、先見性と機動性をもって推進することとした。 • 平成 24 年度の特定萌芽的研究については、研究所の研究者から応募のあった案件に対し、将来の発展の可能性等総合的な視点から内部評価委員会で評価を行い、その結果を踏まえて理事長が応募のあった9件の中から3件の研究を採択した。 • なお、平成 24 年4月以降に研究所に着任した研究者にも特定萌芽的研究に取り組む機会を与えるため、平成24年度途中においても必要に応じ特定萌芽的研究の追加募集を行	• 平成 24 年度は、特定萌芽的研究については3件を採択し実施した。また、これらの研究に対する予算配分についても最大限の配慮を図った。 • 平成 24 年度に実施した特定萌芽的研究のうち、「C14 年代測定法を用いた土砂移動メカニズムの推定手法」では、放射性炭素による年代測定法に着目して、沖域における土砂の移動・堆積過程の解明につながる新たな推定手法を提案しており、海浜の安定的管理や生態系の保全に向けた将来の応用可能性も多分にあることから、今後、大学や他の研究所と共同研究を実施していくこととなった。 • 「地盤材料の内部構造を考慮した数値解析手法の開発」では、地盤工学分野における

		うこととした。	CT 画像の新しい活用方法を提案しており、本手法を発展させることにより、学術的には材料全体の非線形な挙動の発現メカニズムを検討するのに貢献することが期待され、実務的には、新しい複合材料を開発する際の配合試験等に応用できるものと考えられる。 • 「有効応力解析を基礎とした津波力考慮のための計算手法の開発」では、有限要素法による有効応力解析と津波力の表現としての粒子法と連成させることにより、東日本大震災で大きな問題となった地震時の変状と後続の津波力の影響を考慮しうる解析手法を提案しており、今後の地震・津波の連成被災メカニズムの解明に役立つことが期待されることから、平成25年度以降も研究を発展させることとなった。 • 以上のように、将来の新たな研究プロジェクト発掘に向けた萌芽的研究について、年度当初の計画(1件)に新たに2件を追加し予算も最大限配慮して実施しており、それぞれの研究に先見性と機動性をもって取り組み、将来に繋がる成果をあげたことから、平成 24 年度の目標を十分に達成したと認められる。
研究成果の広範な普及・活用(研究成果の公表、普及(報告・論文))	1(2)	• 平成 24 年度は、継続中の研究の中から、科学技術的成果が学術論文としてまとまったものを「港湾空港技術研究所報告」として、また、研究成果から得られた有益な技術的研究資料がまとまったものについては「港湾空港技術研究所資料」として、四半期ごとの6月、9月、12 月、3月に定期刊行した。 • 平成 24 年6月、9月、12 月及び平成 25 年3月にそれぞれ3編、1編、2編、1編、合計7編の研究論文を掲載した港湾空港技術研究所報告を刊行し、その各報告についてそれぞれ海外の 100 の研究機関・大学等を含む 231 の機関に 246 部を配布した。 など	• 論文、国際会議による発表等により年度目標を超えて研究成果を国内外に広く還元するとともに、16 の論文賞等を受賞した。特に、理事長が、米土木学会(ASCE)の国際賞であり、海岸工学の発展に寄与した世界の技術者・研究者に贈られる「The International Coastal Engineering Award」を受賞したことは、平成 24 年度の当初の目標をはるかに超える成果を達成したと認められる。
研究業務の効率的、効果的実施	2(3)	• 研究協力協定を締結して行う共同研究においては、平成 24 年度に 44 件の研究を大学・研究機関及び民間企業と共同で実施した。また、科学研究費補助金などの外部の競争的資金による研究においても、大学・研究機関等と共同して平成24年度に25件の共同研究を実施した。以上両者を合わせて、平成 24 年度の共同研究の合計件数は 69 件であり、平成24年度目標の50件程度を大きく上回っている。 • このうち、「直立浮上式防波堤に関する検討調査」については、和歌山下津港海南地区津波対策事業における直立浮上式津波防波堤の整備に繋がったほか、特許出願(2件)に結び付いた。また、「超高強度高靭性モルタルを用いた港湾鋼構造物の防食・補強工法の開発」についても、特許出願(1件)に結び付くなど、大きな成果をあげた。 • なお、共同研究協定を締結した 44 件の共同研究の実施にあたっては、より質の高い研究成果を効率的に獲得するため、のべ 86 機関(民間企業 57 社、大学等 14 校、他の独立行政法人4法人、その他 11 機関)との幅広い産学官の連携による研究体制を組織した。 など	• 産学官との連携により、国内外の研究機関・研究者とそれぞれの知見や技術を活用しながら共同研究を推進することとし、平成 24 年度は、研究協力協定に基づく共同研究が 44 件、科学研究費補助金などの外部の競争的資金による共同研究が25件の合計69件の共同研究を実施し、平成24年度目標50件を大幅に上回った。このうち、「直立浮上式防波堤に関する検討調査」については、和歌山下津港海南地区津波対策事業における直立浮上式津波防波堤の整備に繋がったほか、特許出願(2件)に結び付いた。また、「超高強度高靭性モルタルを用いた港湾鋼構造物の防食・補強工法の開発」についても、特許出願(1件)に結び付くなど、大きな成果をあげた。 • 共同研究や外部の競争的資金の獲得に積極的に取り組んだ結果、前年度を大幅に上回る実績をあげるとともに、外部からの技術課題解決の要請に応えること等を通じて受託研究資金等の獲得を図ってきていることから、平成24 年度目標を大きく超える成果を達成したと認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人電子航法研究所(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:平澤　愛祥)
目　　的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1　電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2　1に掲げる業務に係る成果の普及。3　電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4　前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角　洋一)
ホームページ	法　　人:http://www.enri.go.jp/index.shtml 評価結果:http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	極めて順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第 2 期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	4点	A	A	S			
(2)人材活用	4点	S	A	A			
(3)業務運営	4点	A	A	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化	4点×3	S×3	A×3	S			
(2)基盤的研究	4点	A	A	A			
(3)研究開発の実施過程における措置	4点	A	A	A			
(4)共同研究・受託研究等	4点	A	A	A			
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等	4点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1			
3.予算、収支計画及び資金計画	4点	A	A	A			
4.短期借入金の限度額	―	―	-	-			
5.重要財産の処分計画	―	―	-	-			
6.剰余金の使途	3点	―	-	-			
7.その他業務運営に関する事項	3点	A	A	A			
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1)社会的要請に応える研究開発の重点的かつ戦略的な実施					S×2 A×2	S×3 A×1	
(2)基盤的な研究の実施による基盤技術の蓄積					A	A	
(3)関係機関との連係強化					A	S	
(4)国際活動への参画					S	S	
(5)研究開発成果の普及及び活用促進					A	A	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項							
(1)組織運営					A	A	
(2)業務の効率化					A	A	
Ⅲ. 予算					A	A	
Ⅳ. 短期借入金の限度額					―	―	
Ⅴ. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産処分に関する計画					―	―	
Ⅵ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画					―	―	
Ⅶ. 剰余金の使途					―	―	
Ⅷ. その他主務省令に定める業務運営に関する事項					A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 終了年度にあたる研究開発課題(基礎研究を除く)では、最終目標に沿った年度実施目標を、より定量的に設定する必要がある。例えば、予測誤差を5%以下にする、燃料消費量を10%減とする、99.9%の信頼性を有する装置を開発する、国の基準を改定するなど。10年～20年先の運用を目指した研究開発課題の場合、単に「モデルの構築」というような目標では、ターゲットが曖昧で難易度の理解や達成度の評価が難しい。難しい指標では逆効果だが、一般への成果の公表に際しても、具体的な数値があると理解が深まる場合が多い。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
社会的要請に応える研究開発の重点的かつ戦略的な実施	Ⅰ.(1)	• 精密なトラジェクトリを予測するため、実飛行データを解析して、モデル化を行い、トラジェクトリモデル評価システムを開発した。また、予測誤差の主要な要因である航空機速度と気象予報について解析した結果を踏まえて、モデルを調整することにより、予測精度を向上した。更に、トラジェクトリモデル評価システムを使用して、到着交通流のシミュレーションを実施した。 • 平成24年度は、航空機運航の効率の指標及び高速シミュレーションを用いたATM パフォーマンス値の推定手法を検討した。	• 航空交通システムの高度化に関する研究開発の戦略的取り組みは、利用者・運航者・行政者のニーズに応えるものである。「トラジェクトリモデルに関する研究」は、今後TBOの研究の発展、将来の航空交通システムの構築に大いに貢献する優れた成果と考えられる。また、「ATM パフォーマンス評価手法の研究」は、飛行効率の推移や重点的な効率の改善が必要とされる箇所の把握に有用である。「到着経路を含めた洋上経路の最適化の研究」は、国際的に洋上経路の最適化の検討・導入に不可欠である。これらは、年度計画を超えた優れた成果をあげていると考える。
国際活動への参画	Ⅰ.(4)	• 平成 24 年度の特筆すべき事項として、①国際ワークショップの開催、②アジア地域における中核的研究機関を目指しての活動、及び③ICAO に加え、RTCA や EUROCAE での活動強化がある。まず①については、平成 25 年2月に開催した第3回国際ワークショップ(EIWAC2013)である。このワークショップは、会議の準備、規模、参加者数とその多様性、そして会議の成果など多くの点できわめて顕著なものであった。②は、すでに連携協定を締結した韓国交通研究院(KOTI)及び KARI との技術交流の活発化、ISTF の運営に主導的役割を果たすなど、アジア地域の中核的研究機関を目指すための取り組みである。③については、従来の ICAO での活動に加え、第 12 回航空管制会議(ANConf/12)に対する積極的な取り組み、世界の主要な技術基準策定機関である RTCA や EUROCAE の委員会等にも研究者を積極的に派遣し、討議や成果の提供などを通して国際標準化活動に寄与することにより、当研究所の存在感の向上を図り、ひいては航空交通管理における我が国の国益を確保するための活動へと繋がるものである。	• 平成 25 年2月に、第3回国際ワークショップ(EIWAC2013)を主催しているが、参加者数・参加者の多様性、内容等において、研究所のアジア地域における存在感の向上、研究所を中心とした国際連携体制の大幅な発展等に繋がる大きな成果が得られたと考えられる。平成 24 年 11 月、ICAO によって開催された第 12 回航空管制会議(ANConf/12)において、研究所が原案を作成した WP3 編が勧告として採択されたほか、研究員を派遣して積極的な交流を行うなど、国際標準化活動への寄与により、研究所の存在感の向上を図り、ひいては航空交通管理における我が国の国益を確保するための活動に取り組んでいる。こうした年度計画を上回る成果を勘案し、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人航海訓練所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：飯田　敏夫）
目　　的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：宮下　國生）
ホームページ	法　　人：http://www.kohkun.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第２期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1．総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2．項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3．第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4．項目３．の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5．第2期中期目標期間の評価では、項目３．から項目６．までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	4 点	A	A	A	A	A	
(2)人材の活用	4 点	S	S	S	A	A	
(3)業務運営の効率化	4 点×1 3 点×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	4 点×5 3 点×4	S×5 A×4	S×3 A×6	S×3 A×6	S×2 A×8	S×1 A×9	
(2)研究の実施	4 点×1 3 点×1	A×2	A×2	A	A×2	S×1 A×1	
(3)成果等の普及・活用促進	4 点×3	S×3	S×2 A×1	S	S×1 A×2	A×3	
(4)業務全般に関する項目	3 点	A	A				
(5)内部統制・コンプライアンスの充実強化					A	A	
(6)業務運営の情報化・電子化の取組					A	S	
3.予算、収支計画及び資金計画（4. 財務内容の改善）				A			
(1)自己収入の確保	3 点	A	A		A	A	
(2)予算 (3)期間中の収支計画 (4)期間中の資金計画	3 点	A	A		A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－		－	－	
5.重要財産の処分等に関する計画	－	－	－		－	－	
6.剰余金の使途	3 点	A	A		－	－	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3 点	A	S	A	S	A	
(2)保有資産の検証・見直し					A	A	
(3)人事に関する計画	4 点	A	A	A	A	A	
(4)積立金の使途					A	－	
(5)その他					－	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果（H25.9.10）（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価に至った理由）
- 法人の業務実績は、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）
- 今後は内航船員を養成するための訓練プログラムの実施と検証が重要である。
- 法人の使命を果たすための根幹業務は「航海訓練」である。適切な航海日数とされている月平均7日程度を確実に実行するため、重要課題として取り組むことが望まれる。
- 練習船でなくてはできない実習に重点をあて集中して教育されたい。
- 燃料代の高騰に対応して、より効率のよい訓練を実施することが望まれる。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
航海訓練の実施	2(1)	• 船員教育機関（18 件）、海運業界（7件）、行政の関係者（14 件）との意見交換会等を計 39 回実施し、情報交換やニーズの把握（海運業界	• 海運業界、船員教育機関等との意見交換会及び海運業界等の関係者による航海訓練の現場視察機会の回数を前年度より大幅に増

		の現状、求められる船員像等）を行い、実習に反映した。（年度計画の目標値の 1.95 倍） • 内航プログラムの試行状況を現場で見ていただく内航船社視察会など、海運業界等の関係者による航海訓練視察会を8回設け、情報交換や船員養成・船員教育等に関する意見交換を実施し、得られた意見等を各船に周知し、実習訓練に反映した。 • 船員教育に関する国際会議や民間海事団体が主催する会議に参画することで、船員・船舶等に関する最新の動向、ニーズや求められる船員像等について把握し、各練習船に情報提供するとともに、各練習船における講義や実習に反映させた。 • 外航船社の実務担当者と社船実習に関する意見交換を行い、学生等に必要な知識や訓練を検討することにより、連携して実施すべき航海訓練の内容を確認した。 • 大学、高専及び海技教育機構と協議会等を開催し、新たな教育訓練やその充実に関する意見交換をしました。特に、海技教育機構との間では、内航社船実習の導入に向けた検討を行うとともに、練習船実習と座学で共有できる教材・教本について検討した。	加させたうえに、そこで得られた知見を教育研究プログラムに順次着実に導入し、実習訓練の質的向上に反映させていることは、優れた成果として評価できる。
研究の実施 （研究活動の活性化）	2(2)	• 当所及び独立行政法人海上技術安全研究所との共同研究の成果として開発された『（微細油粒対応）油水分離装置』が、新規特許として登録された。 • 研究成果の指標に基づき各研究課題を年度ごとに評価し、各研究課題の進捗状況の把握や必要な助言により、研究活動の一層の活性化を図った。	• 独立行政法人海上技術安全研究所との共同研究の成果として開発された「（微細油粒対応）油水分離装置」が、汎用性・操作簡便性・省力性を備えた新規特許として登録されたことは、研究活動活性化の優れた成果として評価できる。 • 研究件数とあわせ、活発な研究活動が行われていると認められ、研究の組織風土が高まっていることは評価できる。
業務運営の情報化・電子化の取組	2(6)	• 災害等で本所の事務所機能が失われても業務運営を継続して行うことが出来る基盤を構築するため、従来の所内ネットワークシステムからクラウドに移行した。また、練習船においては、通信遮断による不具合を解消するため、船内サーバとクラウド上のサーバを連携させるシステムを当所職員により構築した。	• 練習船と陸上を繋ぐ情報通信ネットワークのクラウド化によって、SSL 等による通信の保護、再セットアップ作業の軽減、コストの節約、BCP 対応化達成の成果を得たことは優れた活動として評価できる。とりわけクラウド化による迅速な情報の共有化は災害時における業務運営の継続を支えるものであり、大きな意義がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当無し

法 人 名	独立行政法人海技教育機構（平成 18 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：加藤 敏文）
目　　的	船員（船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。）に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1　船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2　船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3　前二号の業務に附帯する業務。4　国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習）の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：宮下　國生）
ホームページ	法　　人：http://www.mtea.ac.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第２期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1．総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2．項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3．項目３．の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 4．項目７．(1) の（ ）内は、22 年度までの項目名。 5．第2期中期目標期間の評価では、項目３．から項目６．までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	4 点	A	A	A	A	A	
(2)人材の活用	3 点	S	A	A	A	A	
(3)業務運営の効率化	4 点×1 3 点×2	S×1 A×2	A×3	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海技教育の実施	4 点×6 3 点×6	SS×1 S×5 A×6	S×3 A×9	S×5 A×6	S×3 A×6	S×2 A×6 B×1	
(2)研究の実施	4 点	S	A	A	A	A	
(3)成果の普及・活用促進	4 点×2 3 点×1	S×1 A×2	A×3	A	A×3	A×3	
(4)内部統制の維持・充実	3点	A	A		A	B	
(5)業務運営の情報化・電子化の取組					A	A	
3.予算（4. 財務内容の改善）				A			
(1)自己収入の確保	3 点	A	A		A	A	
(2)予算 (3)期間中の収支計画 (4)期間中の資金計画	3 点	A	A		A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－		－	－	
5.重要財産の処分等に関する計画	－	－	－		－	A	
6.剰余金の使途	－	－	－		－	－	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備の整備（施設・設備に関する計画）	3 点	A	A	A	A	－	
(2)保有資産の検証・見直し					A	A	
(3)人事に関する計画	4 点	A	A	A	A	A	
(4)積立金の使途					A	A	
(5)その他				－	S	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果（H25.9.10）（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価に至った理由）
- 法人の業務実績は、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）
- 海技士国家試験の合格率は、専修科を除いて目標値を下回っており、原因を追及するとともに、口頭試問にかかるコミュニケーション能力、言語リテラシー教育の向上を含め、目標達成に向けた新たな取り組みが必要である。
- 体罰事案を発生させたことは教育姿勢の根幹に係わることであり、なお一層充実した内部統制の確立に向けて真摯な反省と改善が求められる。理事長以下全役職員が一丸となって継続的に取り組んでいくことが不可欠である。

（2）項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海技教育の実施 （就職率）	2(1)	• 平成 24 年度当初からの就職希望状況調査や会社訪問等求職活動の開始及び下記に掲げる取り組みにより、海事関連企業への就職率は、例年につづき、目標率を上回る実績を上げることができた。	• 今般の不況の中、海事関連企業への就職率は、すべての学科・コースについて、96％を超えており、目標値を大きく上回る優れた成果を上げている。これらは新規企業の開拓を含む機構職員の企業訪問や内航船への乗船機会

		・就職説明会への参加(延べ 1,418 名) ・職員による会社訪問(68 回・493 社) ・内航船乗船体験(41 社 52 隻、79 名) ・業界との就職に関する懇談会(70 回) ・就職情報の提供や適切な就職指導 など	の拡大など積極的な取組に努めた結果であり、不断の努力は高く評価できる。 • 卒業生の就職率を高く維持していることは、在校生のモチベーションにつながるものである。
海技教育の実施 (広報活動等)	2(1)	• 入学者に実施したアンケートにおいて、募集活動の内、体験入学や学校訪問などが有効であるとの結果から、これらの募集活動を重点的に実施した。 また、本科校及び専修科校で連携した学校訪問を実施するなど、効率的な募集活動に努めた。 その他精力的に広報活動を展開した結果、平成 25 年度入学試験において、平成 24 年度より 174 名増加して、1,047 名(本科 337 名、専修科 710 名)の応募者があった。 なお、入学者は 387 名(本科 139 名、専修科 248 名)であった。 • 地方自治体広報誌へ生徒・学生募集案内の掲載を依頼する際、各地方運輸局海事振興部と連携することにより、掲載率の向上を図った。 また、運輸振興協会と連携し、募集グッズを作成、練習船の寄港時や海フェスタ等のイベント、オープンキャンパス等の機会に配布することで、より効果的な広報活動に努めた。	• 体験入学やオープンキャンパスを重点的に実施するなど募集に関する様々な広報活動によって、過去5年度間で最高の応募者数を確保するとともに、昨年度に比して応募者の約 20%増を達成したことは、優れた成果として評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当無し

法 人 名	独立行政法人航空大学校(平成 13 年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:殿谷　正行)
目　　的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:宮下　國生)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.kouku-dai.ac.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 項目3の( )内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	4 点	S	A	A	A	A	
(2)人材の活用	4 点	S	S	S	A	A	
(3)業務の効率化	4 点×1 3 点×4	S×1 A×4	S×1 A×4	A×5	S×1 A×5	S×1 A×5	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)教育の質の向上	4 点×4 3 点×1	S×2 A×3	S×1 A×4	S×1 A×4	A×4	S×1 A×3	
(2)操縦士養成の新たな手法等の検討					A	A	
(3)航空安全に係る教育等の充実	3 点×4	A×4	A×3 B×1	A×3 B×1	C	A	
(4)私立大学等の民間操縦士養成機関への協力					A	A	
(5)航空技術安全行政への技術支援機能の充実	3 点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2	A×2	A	
(6)成果の活用・普及	4 点×1 3 点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	B	A	
(7)内部統制の充実・強化					A	A	
(8)企画調整機能の拡充	3 点	A	A	A			
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)	3 点	A	A	A			
(1)予算、収支計画及び資金計画					A	A	
(2)人件費削減の取り組み					A	－	
(3)自己収入の拡大					A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－		－	－	
5.不要財産の処分等に関する計画					－	－	
6.重要財産の譲渡等に関する計画	－	－	－		A	－	
7.剰余金の使途	－	－	－			－	
8.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3 点	A	A	A	A	A	
(2)保有資産の見直し等					A	A	
(3)人事に関する計画	3 点	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 24 度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
- 評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況が認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 平成 23 年度までの事故を踏まえて、対策が実施されているところであるが、安全推進会議の活用等により、引き続き、事故防止・安全対策のより一層の強化が求められる。
- 新たな取組みは継続的に推進・対応していく必要があり、常に見直し・改善を行う必要がある。
- 民間会社との連携、アドバイスは貴重なものなので積極的に対応をお願いしたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化 (教育支援業務の効率化)	1(3)	• 平成23年度から開始した新シラバスによる学科教育を継続しているところ。新シラバスの教育を受けた学生の期末試験の平均点は旧シラバスの学生よりも高い傾向であった。 • 多発・計器課程において、実機の操縦演習を65時間、FTDによる操縦練習を30時間とする新シラバスを適用しており、運航経費が削減されるとともに、天候に関係なく訓練が実施でき訓練の効率化がなされている。これに加え、宮崎本校及び帯広分校における単発事業用課程において、新規FTDを活用した効果的な訓練とすることについて検討を行っている。平成25年5月には国土交通省からFTDの認定を取得しており、同年6月から段階的に訓練に導入し、実機の操縦演習時間を10時間削減することとしている。	• 学科教育課程を再編して新シラバスによる学科教育を平成23年度入学者から実施した結果、期末試験科目平均点の有意な向上がみられるという優れた成果を上げている。ただし、本成果の今後の推移について注視していきたい。 • また、多発・計器課程における実科教育時間及び養成期間の変更計画の認定に向けた作業を完結させ、FTD導入により運航経費の削減に目処をつけるとともに、天候に関係なく効率的に訓練を行う目途を付けたことは、高く評価できる。今後の単発機への適用にも活用すべきである。
教育の質の向上	2(1)	• 東日本大震災により平成23年度中に入学できなかった36名及び平成24年度生36名が入学し、年間の養成学生は72名となっている。さらに、東日本大震災による訓練の遅延を早期に解消するため、当初予定より訓練機が少ない中で、仙台分校における訓練を増加しており、平成26年度より訓練が正常化する見込みとなっている。 質の高い学生を確保するため、学生募集内容について、ポスターの作成や雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開するとともに、例年より募集開始が遅れたため、出願期間の確保、募集要項をダウンロードできるようにするなど受験生の負担を軽減している。 また、学生の質の向上に関して、航空会社との意見交換を行っている。	• 東日本大震災による訓練の遅延を解消するために、当初予定よりも訓練機が少ない中で、フライト数を増やしつつ、土曜日も訓練するなど訓練の加速化に取り組んだ結果、平成25年度からは通常の72名募集に、また平成26年度よりは訓練正常化に、それぞれ目途を付けたことは、震災復旧の優れた取り組みとして評価できる。 • 出願者確保のためネットを利用した取組を行った点も評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし。

法 人 名	自動車検査独立行政法人(平成 14 年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:栗原　和郎)
目　　的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1　自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2　前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田　仁)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖　泰弘)
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人:http://www.navi.go.jp/ 評価結果:http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 第2期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	4点×5 3点×4	S×3 A×6	S×4 A×5	S×3 A×4	S×1 A×6	S×1 A×6	
(2)検査情報の電子化等による検査の高度化	4点×1 3点×3	S×2 A×2	S×2 A×2	S×2 A×2	A×3	A×3	
(3)受検者等の安全性・利便性の向上	4点×4 3点×1	S×3 A×2	S×1 A×3 B×1	S×1 A×1	A×4 B×1	A×4 B×1	
(4)自動車社会の秩序維持	4点×3 3点×2	S×4 A×1	S×5	S×4	S×3 A×2	S×1 A×4	
(5)国土交通省、関係機関との連携強化					S×1 A×2	S×2 A×2	
2.業務運営の効率化							
(1)組織運営	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2)業務運営	4点×1 3点×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×5	A×5	
(3)主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等	3点	A	－	A			
3.予算、収支計画及び資金計画	3点	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	-		-	-	
5.重要財産の処分計画	－	－	-		-	-	
6.剰余金の使途	－	－	-		-	-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	3点	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する事項	3点	A	A	A	A	A	
(3)積立金の使途						A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
- 項目別評点の最頻値

(法人の業務の実績)
- 検査法人は、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施するため、新基準等に対応した審査方法の整備、不当要求の防止、職員能力や意欲の向上、内部統制等の取組を推進している。
- これらに加え、高度化施設を運用するとともに、検査情報の有効活用や新技術等に対応した審査方法の改善等、業務の質の向上に向けた取組を推進している。
- この他、街頭検査については、目標台数を上回るだけでなく、不正改造車が多いと想定される場所、状況で実施する等、効率的かつ効果的な街頭検査に努めている。また、高度な技術が必要となる車台番号の改ざんやリコール事案の発見について、その技術の伝承等に積極的に取り組んでいる。
- 業務運営の効率化については、新規検査の審査件数の増加、基準改正の項目の増加及び不正二次架装等の防止対応のため、実質的な業務量は増えているものの、平成 23 年度末に常勤職員9名を削減した体制のもと、要員配置の見直し、コース数の削減、職員に対する研修の充実及び高度化施設の改善など業務の効率化に努めている。また、一般管理費及び業務経費(所要額を除く。)についても着実に削減を図っている。
- 以上のとおり中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
受検者等の安全性・利便性の向上 (受検者等の事故防止対	1(3)	• 平成 24 年7月末時点での事故件数(10 件)の多さに鑑み、「人身事故非常事態宣言」を8月に発令し、職員に人身事故に関して緊急的に	• 中期目標を達成するためには、毎年度の人身事故件数を 15 件とすことが目安であるが、平成 24 年度は 21 件となっている。一方、「人身

策の実施）		注意を促し、その後、10 月に策定した「人身事故非常事態宣言発令のまとめ」において、重点活動取り組み領域として、職員による安全上の不注意が原因の事故及び受検者による事故への対応等を基本ソフト面及びハード面から事故防止対策を各種実施している。 • 理事長巡視、検査部管内所長会議や WEB 会議などあらゆる機会を通じて、職員に対して事故防止の注意喚起を促している。 • 年度当初の事故件数の多さが影響し、平成 24 年度の人身事故件数は平成 23 年度に比べ4件増加し 21 件となっているものの、上記の取組により第4四半期（平成 25 年1月～3月）の人身事故件数は2件と改善が見られている。 など	事故非常事態宣言」を発令し、策定した「人身事故非常事態宣言とりまとめ」に基づき、各種事故防止策を実施し、人身事故数が減少するなど着実に成果をあげている。今後、これら事故防止策が引き続き有効に機能すると考えられることから、概ね着実な実施状況にあると認められる。
自動車社会の秩序維持 （不正改造車対策の強化 （不正改造車撲滅のための啓発活動））	1(4)	• 国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数の増加に努めており、13.2 万台の車両について街頭検査を実施し、目標値を 20.0%上回っている。 • 街頭検査内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「カスタムカーショウの会場周辺」、「初日の出暴走」や最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査など、不正改造車の使用等が多いと想定される場所、状況等のより効果的な街頭検査を積極的に実施している。 • 特に平成 25 年1月に「東京オートサロン」の開催に伴い千葉県で実施した深夜街頭検査については、昨年度の状況を踏まえて、実施場所を拡充し、その対応のため昨年度よりも 33 名多い 69 名の法人検査官を出勤させ、133 台の検査を行い、うち 113 件の整備命令書を交付等する多大な成果をあげた。	・平成 23 年度末に常勤職員9名を削除した体制のもと、街頭検査の目標台数を大幅にクリア。 • 「東京オートサロン」対応の大規模深夜街頭検査を拡充するなど、全国各地で行われる車関係のイベント等をふまえ、各都道府県警察と情報収集などの連携を強化し、不正改造車が多いと想定される場所、状況等での街頭検査を重点化及び拡充して実施しており、優れた実施状況にあると認められる。 • 街頭検査実施にあたり、各都道府県警察とのより緊密な協力体制に期待。（取り締まる側と取り締まられる側でのイタチごっこにならないように、街頭検査の実施方法の検討が必要）
国土交通省、関係機関との連携強化 （リコール対策への貢献）	1(5)	• 国土交通省におけるリコールに該当する不具合の早期発見、ひいては迅速なリコールに繋がるよう、日常の審査業務の中で車両の不具合情報の収集に努め、不具合情報 24 件を国土交通省に報告している。 • また、当法人からの情報提供により6件がリコール届出されている。 • 高度化施設により取得した検査情報を活用し、リコールに繋がる可能性がある不具合の抽出のための分析手法等について、国土交通省と連携して検討を開始している。	• 車両の不具合情報の収集については、リコール事案の影響の大きさを理解し、日々の審査業務を行うことが必要であり、イントラネットへの掲載等を通じてその醸成に努め、その結果、不具合情報の提供件数が増加しており、優れた実施状況にあると認められる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

・　高度化施設の効率的な運用の推進については、運用の効率性を含めたその効果の検証方法について検討するとされているが、業務実績評価調書及び業務実績報告書においては、その検討状況について記載がない。
　記載がない理由については、高度化施設の本格運用前であることから、その本格運用後に想定される効果の項目及び効果の把握方法を検討中であり、具体的に公表できる状況でなかったためとしているが、今後の評価に当たっては、中期目標等に記載された業務等については、その実施状況を明らかにした上で評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（平成 15 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：石川　裕己）
目　　的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1　新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2　船舶の共有建造等。3　高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4　運輸分野に関する基礎的研究。5　鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6　旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会（分科会長：前川　宏一）
ホームページ	法　　人：http://www.jrtt.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1．総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2.項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3.第 2 期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4．項目3の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務	4点×3 3点×6	S×4 A×5	SS×1 S×2 A×6	S×3 A×6	S×2 A×7		
(2)船舶共有建造業務	5点×1 4点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1		
(3)鉄道助成業務	3点	A	A	A	A		
(4)技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する支援等	4点×3 3点×1	S×3 A×1	S×2 A×2	S×2 A×2	S×1 A×3		
(5)国鉄清算業務	3点×2	A×2	A×2	A×5	S×1 A×4		
(6)業務全般に関する項目	3点×3	A×3	A×3	A×3	A×3		
2.業務運営の効率化							
(1)組織の見直し	3点	A	A	A	A		
(2)経費・事業費の削減	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(3)随意契約の見直し	3点	A	A	A	A		
(4)資産の有効活用	3点	A	A	A	A		
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画	3点	A	A	A	A		
(2)財務内容の改善	4点×1 3点×3	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3		
4.短期借入金の限度額	3点	A	A	A	A		
5.重要な財産の譲渡等に関する計画	－	－	－				
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－		
7.その他業務運営に関する重要事項							
(1)人事に関する計画	3点	A	A	A	A		
(2)積立金の使途	－	－	－	－	－		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務						S×3 A×5	
(2)船舶共有建造業務						S×1 A×1	
(3)鉄道助成業務						A	
(4)技術支援、調査研究開発及び実用化、国際協力業務等						S×2 A×2	
(5)国鉄清算業務						S×1 A×4	
(6)業務全般に関する項目						A×2	
3.業務運営の効率化							
(1)組織の見直し						A	
(2)経費・事業費の削減						A×2	
(3)随意契約の見直し						A	
(4)資産の有効活用						A	
4.財務内容の改善に関する事項							
(1)総括的業務						A×2	
(2)鉄道建設業務						A	
(3)船舶共有建造業務						S	

(4)内航海運活性化融資業務						A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
- 各分野において、目標を上回る成果を達成しており、着実な業務実績を挙げていると評価できる。評点の分布からみて総合評定はAとした。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 事故再発防止について、より一層の改善活動および検討が望まれる。
- 北海道、北陸新幹線の事業が今後終盤を迎えるため、引続き高い技術力を行使して、着実に事業を推進してほしい。
- 海外展開に関して、国策として引続き努力がなされることを望む。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
鉄道建設業務 (開発成果の公表)	1(1)	• 論文の報告発表数と論文投稿数の合計は昨年度に比してわずかに減少したものの、査読付き論文数は逆に 23 件から 30 件に増加。これを割合で見ると、16.2%から 22.4%に増加。 • 技術開発の成果を学会に公表し、学会賞受賞など高い評価を得ている。	• 全般的に年度計画に基づき順調に成果をあげているといえる。 • 研究成果では、昨年度より査読付論文数が増加するなど数だけではなく質も向上したといえる。 • コスト縮減、利便性向上等へどのように繋がっているのかの定量分析を通じて、今後の技術開発の方向性をより明確にすることは必要。
船舶共有建造業務 (船舶建造等における技術支援)	1(2)	• 温暖化ガス排出削減と燃費低減を目指したSES 船等の普及のための技術支援を計6隻の共有船に対して実施。 • 積極的な技術支援により建造コスト削減、省エネ性能を高めるなどの効果が得られたことを含め、多くの技術支援を行った。 • SES 船で重点的技術支援を行った新形式2軸型 SES 第1船が汎用機器利用による建造コストの低減と技術の相乗効果による省エネ効果を実現したことに対し、マリンエンジニアリング・オブ・ザ・イヤー2012 を授賞。	• 全般的に年度計画に基づき順調に成果をあげているといえる。 • SES 船で重点的技術支援を行った新形式2軸型 SES 第1船が汎用機器利用による建造コストの低減と技術の相乗効果による省エネ効果を実証したことに対し、マリンエンジニアリング・オブ・ザ・イヤー2012 を授賞したことは、技術の先進性と独創性に対する優れた成果であると評価できる。 • 今後予想されるNOx、SOx、微粒子(PM)等の排出削減への対応も考えておく必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 本法人は、会計検査院の平成 23 年度決算検査報告において、「委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの」との不当事項の指摘を受けているが、当該指摘を踏まえた本法人の対応の進捗状況等を明らかにした上で評価を行っていない。
  今後の評価に当たっては、会計検査院から指摘された事項については、その対応の進捗状況等を明らかにした上で評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人国際観光振興機構（平成 15 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：松山　良一）
目　　的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1　外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2　外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3　通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 11 条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4　国際観光に関する調査及び研究。5　国際観光に関する出版物の刊行。6　前各号の業務に附帯する業務。7　国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成6年法律第 79 号）第 11 条に規定する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	国際観光振興機構分科会（分科会長：西村　幸夫）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.jnto.go.jp/jpn/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の４段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第 2 期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 項目3の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。 6. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1)効率化目標の設定	4点	A	A	A	A		
(2)総人件費改革	3点	A	A	A	A		
(3)組織体制の整備	4点	A	A	A	A		
(4)関係機関との連携強化	3点	A	A	A	A		
(5)随意契約の見直し	3点	A	A	A	A		
(6)民間からの出向者等の活用	4点	S	A	A	A		
(7)プロパー職員の育成等	4点	S	A	A	A		
(8)内部統制の充実	3点	A	A	A	A		
(9)活動成果の明確化	3点	S	S	A	A		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1)海外宣伝業務	4点×2 3点×2	S×2 A×2	S×3 A×1	S×1 A×3	S×1 A×3		
(2)国内受入体制整備支援業務	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(3)国際会議等の誘致・開催支援業務	3点	B	B	A	B		
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保 (2)予算（人件費の見積りを含む。） (3)収支計画及び資金計画	3点	A	B	B	A		
4.短期借入金の限度額	―	―	―	―	―		
5.重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	―	―	―	―	―		
6.剰余金の使途	―	―	―	―	―		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画 (2)積立金の使途 (3)その他中期目標を達成するために必要な事項	※	※	※	※	※		
2.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1)効率化目標の設定						A	
(2)総人件費改革						A	
(3)組織体制の整備						A	
(4)関係機関との連携強化						A	
(5)随意契約の見直し						A	
(6)民間からの出向者等の活用						A	
(7)プロパー職員の育成等						A	
(8)内部統制の充実						A	
(9)活動成果の明確化						A	
3.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1)海外宣伝業務						A	
(2)国内受入体制整備支援業務						A	

(3)国際会議等の誘致・開催支援業務						B	
4. 財務内容の改善						A	
5. その他業務運営に関する重要事項						-	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 機構は、コスト削減を図りながら、訪日外国人旅行者の増加と外国人旅行者の日本滞在における案内業務等に積極的かつ効果的な役割を果たしており、外国人旅行者の持続可能な増加に向けて、着実な成果を上げていると認められるため。

(法人の業務の実績)

- 旅行業界やメディア向け情報発信、共同広告、海外旅行博への出展等、ビジット・ジャパン事業の海外現地マネジメントを的確に実施し、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を 60 万人とする目標の送客数 13 海外事務所中8事務所において上回り、全体でも目標値を上回る 64.9 万人を記録するなど、海外事務所における優れたプロモーション活動によって、外国人旅行者の訪日に寄与した。など

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海外宣伝業務 (訪日外国人誘致のための事業(広告宣伝・メディア広報事業))	Ⅱ1	・ 機構が運用する世界13箇所のFacebook ページから、平日は毎日の日本関係情報の発信を行った結果、Facebook ファン数は、1年間で40万から65万に急増した。また、マンスリーウェブマガジンの5言語での発行、スマートデバイス向け独り歩きモデルコース整備等、新たな情報コンテンツ提供にも積極的に取り組み、機構Web サイトアクセス数が、平成23年度実績の2億1,900万ページビューから平成24年には3億2,660万ページビューに急増し、24年度目標の2億7,200万ページビューを大幅に超えるなど、新しいメディアを駆使して海外向けに積極的に日本の魅力情報を提供。 ・ 旅行業界やメディア向け情報発信、共同広告、海外旅行博への出展等、ビジット・ジャパン事業の海外現地マネジメントを的確に実施し、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を60万人とする目標の送客数を13海外事務所中8事務所において上回り、全体でも目標値を上回る64.9万人を記録するなど、海外事務所における優れたプロモーション活動によって、外国人旅行者の訪日に寄与した。	・ 機構が運用する世界13箇所のFacebookページから、「日本の今」を伝える旬な情報や、各市場における日本関連情報等を、平日は毎日発信を行った。その結果、Facebookファン数は1年間で約40万人から約65万人へと大幅に増加し、日本の政府機関の海外向けFacebookページの中で最多となっている。 ・ 訪日外客に関心のあるテーマを深堀りして特集するマンスリーウェブマガジンの5言語での発行や、スマートデバイス向けの一人歩きモデルコース整備等、新たな情報コンテンツの提供にも積極的に取り組んだ結果、機構WEBサイトのアクセス数は平成23年度実績(約2億1,900万ページビュー)から約49%増の約3億2,660万ページビューとなり、平成24年度計画の数値目標である2億7,200万ページビューを大きく上回った。 ・ メディアを通じた正確な情報発信が非常に重要であるとの認識の下、海外メディアの訪日取材支援による記事掲載を促した他、海外事務所を通じた情報提供による広報支援を積極的に行ったことにより記事掲載が1,619件(平成23年度:1545件、4.8%増)と、前年を超える実績となった。 ・ ページビューが伸びていることは適切に評価すべきであるが、ページビューはWebサイトの効果を測る指標の一つであり、ページビューを重視しすぎることがないよう留意して、今後の目標設定をしていくべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 具体的取組を踏まえて、人材育成業務について、業務の効率化の取組状況を明らかにした上で評価を行っているかみたところ、業務の効率化についての記載はなかった。
  今後の人材育成業務の評価にあたっては、業務の効率化の取組状況を明らかにした上で評価を行う必要がある。

法人名	独立行政法人水資源機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：甲村　謙友）
目　的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1　水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあっては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築　イ　ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設　ロ　イの施設と密接な関連を有する施設。2　次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあっては、委託に基づくものに限る。）　イ　水資源開発施設　ロ　愛知豊川用水施設　ハ　水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であって、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3　水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4　1から3の業務に附帯する業務。5　1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：濱田　政則）
ホームページ	法　　人：http://www.water.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1.総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2.項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3.第 2 期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 項目3の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理	4点×2 3点×1	SS×2 A×1	S×2 A×1	S×1 A×2	S×1 A×2		
(2)リスクへの的確な対応	3点	A	S	A	S		
(3)計画的で的確な施設の整備	4点×2	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1		
(4)環境の保全	4点	S	S	A	S		
(5)技術力の維持・向上と技術支援	4点	S	S	S	S		
(6)関係機関との連携	2点	A	A	A	A		
(7)水源地域等との連携							
(8)広報・広聴活動の充実	3点	A	A	A	A		
(9)内部統制の強化と説明責任の向上	3点	S	S	A	A		
2.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	4点	S	S	A	A		
(2)効率的な業務運営							
(3)事務的経費の節減							
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減							
(5)コスト構造改善の推進	3点	S	A	A	A		
(6)事業費の縮減							
(7)適切な資産管理	3点	A	A	A	B		
3.予算、収支計画及び資金計画	3点	A	A	A	A		
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項	3点	A	A	A	A		
(1)施設・設備に関する計画							
(2)人事に関する計画							
(3)積立金の使途							
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項							
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理						S×1 A×2	
(2)リスクへの的確な対応						A	
(3)計画的で的確な施設の整備						A×2	
(4)環境の保全						S	
(5)技術力の維持・向上と技術支援						S	
(6)関係機関との連携						A	
(7)水源地域等との連携							

(8)広報・広聴活動の充実						A
(9)内部統制の強化と説明責任の向上						A
3.業務運営の効率化						
(1)機動的な組織運営						S
(2)効率的な業務運営						
(3)事務的経費の節減						
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減						
(5)コスト構造改善の推進						A
(6)事業費の縮減						
(7)適切な資産管理						B
4.財務内容の改善						A
5.その他業務運営に関する重要事項						
(1)施設・設備に関する計画						A
(2)人事に関する計画						
(3)積立金の使途						
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項						

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果（H25．9．10）（主なものの要約）

（1）総合評価

（評定理由）

- 評価項目16項目のうち、SSが0項目、Sが5項目、Aが10項目、Bが1項目、Cが0項目の評価となっており、これら個別項目の評価及び記述による評価を踏まえ、総合評定については、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に関する意見等）

- 単独の法人としては、努力されていると判断する。しかしながら、水資源や用水供給の分野における基礎組織として、将来構想などを検討すべきであると思われる。国民にとって重要な関心事である「水」を扱う機関としての、存在感や認知度の向上に努力されるところが期待される。
- 平成23年度に続き、平成24年度も発生した武蔵水路改築工事現場での油流出事故は、事故後に適切な対応が取られ水道用水供給に影響は生じなかったものの、今後は安定的、良質な用水供給のため、水質事故の再発防止に努められたい。
- ダム・水路施設等のストックマネジメントについて、H24年度までに機能診断調査、評価及びライフサイクルコストの算定、機能保全計画を作成している。今後は継続的に施設の維持管理計画データベースに基づき、適切に実施できるよう取り組んでほしい。など

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
的確な施設の運用と管理（洪水被害の防止又は軽減）	1．(1)	• 大山ダムの建設にあたり、設計・施工計画の合理化により340億円のコスト縮減を達成し、試験湛水の5カ月前倒しにより、九州北部豪雨による下流河川の洪水被害の軽減に貢献した。 • 九州北部豪雨の際に、江川ダムにおいて30㎥/sのピークカットを行い、下流河川の氾濫を大幅に軽減した。	• 洪水調整を的確に実施(16ダムで39回の防災操作)し、下流河川の洪水影響の軽減に貢献した。 • 洪水調整機能を有しないダムの貯留能力を弾力的に洪水防除に活用したことは高く評価できる。 • 特に、九州北部に激甚な被害をもたらした九州北部豪雨において、利水専用の江川ダムや試験湛水中の大山ダムを活用し、下流河川の洪水被害を大幅に軽減した点は特筆すべき優れた実績であり、高く評価できる。
リスクへの的確な対応	1．(2)	• 渇水、洪水時、大規模地震等の対応のため、可搬式ポンプ設備など配備している。また、東日本大地震時の被災地において、「可搬式海水淡水化装置」が給水支援活動として活躍した。この取り組みに対して、国土交通大臣から感謝状が授与された。	• 宮城県女川町において、可搬式海水淡水化装置による給水支援活動を実施することにより、被災住民の生活と社会基盤の安定に貢献したことは高く評価できる。
技術力の維持・向上と技術支援	1．(5)	• OECD水ガバナンスイニシアティブへの協力要請を受けたことや、機構職員として初めて在外大使館へアタッシェを派遣し、国際協力に積極的に取組んだ。	• OECDよりOECD水ガバナンスイニシアティブへの協力要請があったことは評価できる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

- 該当なし

法　人　名	独立行政法人自動車事故対策機構（平成 15 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：鈴木　秀夫）
目　　的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。）による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1　運行管理者への指導講習。2　運転者への適性診断。3　自動車事故被害者の治療養護施設の設置及び運営。4　介護料の支給。5　自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6　一部立替貸付け。7　自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8　自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	自動車事故対策機構分科会（分科会長：堀田　一吉）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.nasva.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年（平成 24 年4月1日～平成 29 年3月 31 日）

1.　府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第2期中期目標期間	H24 年度	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の４段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第２期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 第２期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3 点	A	A	A	A	A	
(2)人材の活用	4点	S	S	A	A	A	
(3)業務運営の効率化	4 点×4 3 点×6	S×4 A×6	S×3 A×6	S×2 A×7	S×2 A×6	A×5	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務	4点×1 3点×2	S×1 A×2	S×2 A×1	S×1 A×2	S×2 A×1		
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援	4 点	S	S	S	A		
(3)療護施設の設置・運営	4 点×2 3 点×2	S×3	S×3 A×1	A×4	S×1 A×2		
(4)介護料支給等支援業務	3 点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S		
(5)交通遺児等への生活資金の貸付	3 点×2	A×2	A×2	A×2	A		
(6)自動車事故による被害者への情報提供の充実	3点	A	A	A	A		
(7)自動車アセスメント情報提供業務	4 点×1 3 点×5	A×6	A×6	S×1 A×5	S×1 A×3		
(8)自動車事故対策に関する広報活動	3 点	A	A	A	A		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)安全指導業務等						S×2 A×2	
(2)療護施設の設置・運営						A×2	
(3)介護料の支給等						S	
(4)交通遺児等への生活資金の貸付						A	
(5)自動車事故被害者等への情報提供・相談対応						A	
(6)自動車アセスメント情報提供業務						A×3	
(7)自動車事故対策に関する広報活動						A	
3.予算、収支計画及び資金計画	3 点	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	―	―	－	－	－	－	
5.重要財産の処分計画	―	―	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	―	―	－	－	－	－	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3 点	S	A	A	A	A	
(3)積立金の使途						―	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果（H25.9.10）（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）

- 業務運営評価・総合評価により、中期目標の達成に向けて順調に業務を実施し、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると認められる。

（法人の業務の実績）

- 本法人は、自動車事故の発生防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状

況にある。こうした中、第三期中期目標期間の初年度となる平成24年度の業務の実績については、中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。

- 自動車事故の発生防止については、本法人における安全指導業務の受講者・受診者を増加させるとともに、同業務における民間参入を促進させている。参入した民間団体等においても受診者が増加しており、安全指導体制の裾野拡大に寄与している。また、ISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）の策定に積極的に携わり、国際的道路交通安全マネジメントの取組の浸透に取り組んでいる。
- 被害者支援については、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護等を行う療護施設の確実かつ効果的な運営、療護施設入院患者の治療改善効果の多角的分析・公表、介護料受給者宅への訪問支援の充実・強化、コーディネーター（被害者支援専門員）の拡充による体制の強化、被害者ニーズに応じた介護料受給者・家族の交流会の充実を図っており、被害者支援の更なる充実を着実に前進させている。
- 自動車アセスメント業務については、広報の充実を図りつつ、順調かつ堅実に業務を進めている。

（2）項目別評価

評価項目	（1との関連）	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
安全指導業務等	2(1)	• 安全指導業務における指導講習受講者数・適性診断者受診者数は以下のとおりであり、指導講習受講者総数は対前年度101%、適性診断受診者総数は同比106%となった。 ・任意講習：37,450人（対前年度：37,019人）、・義務講習：104,891人（対前年度：103,402人）、・指導講習総数：142,341人（対前年度：140,421人）、・任意診断：263,613人（対前年度：256,427人）、・義務診断：198,120人（対前年度：181,272人）、・適性診断総数：461,733人（対前年度：437,519人） • 民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等に対し、以下の取組を実施した結果、平成24年度において、指導講習は、7者が国土交通省より認定を受けた。適性診断は、新たな認定はなかった（平成25年4月、5月において、平成24年度中の認定申請者のうち、指導講習は5者、適性診断は8者認定を受けた。）。 ・ 国土交通省が主催する民間参入の説明会（地方運輸局9ヶ所10回）に出席し、使用する講習教材や診断機器の提供が可能なことを説明し、認定取得に必要な要件研修（講習講師の教育訓練、カウンセラーの教育訓練）の実施等についての質問や要望に対応した。など	• 安全指導業務における民間参入の促進については、新たに指導講習・適性診断の認定機関になろうとする民間団体等に対して、これまで培ったノウハウの提供等を積極的に行うことが求められる。 • また、参入促進のための取組方策を策定し、計画的に実施する必要がある。
介護料の支給等	2(3)	• 障害の程度、介護の状況に応じ、4，796人（対前年度比38人増）に対して、介護料を30億8，365万円（対前年度比1％増）支給した。 • 介護料受給者・家族への訪問支援を充実・強化し、年度計画の実施割合40％を大幅に上回る、前年度末介護料受給資格者4，618人の46.3％（2，139人）に対して、相談対応や情報提供を行った（延べ件数：2，258件、対前年度比16.4％増）。 • 被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状、他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を行うとともに、コーディネーター（被害者支援専門員）候補者に対しては、在宅介護をより深く理解した上での訪問支援を実施するため、療護センターにおける長期間の実技研修を実施した。これにより、全主管支所（9箇所）にコーディネーターを配置し（東京主管支所には複数名配置）、実施体制の強化を図った。 など	• 介護料受給者宅への訪問支援の充実・強化、コーディネーター（被害者支援専門員）の拡充による体制の強化、被害者ニーズに応じた介護料受給者・家族の交流会の充実を図っており、被害者支援の更なる充実を着実に前進させている。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人空港周辺整備機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：淡路　均）
目 的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。4 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。5 1から4の業務に附帯する業務。6 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	空港周辺整備機構分科会（分科会長：安河内　恵子）
ホームページ	法　　人：http://www.oeia.or.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 20 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1.総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2.項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3.第 2 期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、C の5段階評価。 4.項目3の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	4点	A	S	A	S		
(2)人材の活用	3点	A	A	A	A		
(3)業務の効率化	4点×1 3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施	3点×8	S×1 A×8	A×9	A×8 B×1	A×8 B×1		
(3)随意契約の見直し	4点	S	S	A	A		
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備	-	－	－	－	－		
(5)業務の確実な実施	4点×2 3点×3	S×2 A×2 B×1	A×3 B×2	A×4 B×1	A×5		
(6)空港と周辺地域の共生	3点	A	A	A	A		
3.予算、収支計画及び資金計画 （財務内容の改善）	4点	A	A	A	A		
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－		
5.重要な財産の処分等に関する計画	－	－	－	－	－		
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－		
7.その他業務運営に関する事項	3点×2	A×2	A×2	A×1 B×1	A		
(1)人事に関する計画							
(3)大阪国際空港に係る業務並びに権利及び義務を新関西国際空港(株)に承継					S		
2. 業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化						S	
(2)人材の活用						A	
(3)業務運営の効率化						A×3	
3.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上						A×2	
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施						A	
(3)随意契約の見直し						S	
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備						A	
(5)業務の確実な実施						S×1 A×3 B×1	
(6)空港と周辺地域の共生						A	
4. 財務内容の改善						A	
5. その他業務運営に関する重要事項							

(1)人事に関する計画						A×2	
(2)大阪国際空港に係る業務並びに権利及び義務を新関西国際空港(株)に承継						S	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果（H25．9．10）（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）
- 25 項目中 24 項目が「A」評価以上であり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。

（課題・改善点、業務運営に関する意見等）
- ホームページによる広報の内容や構成、国民からの意見を積極的に取り組む方法等について、一層の工夫、努力が求められる。
- 評価基準については、努力が評価できる Input 指標による評価が多い。本来的には成果が評価できる Outcome 指標とするべきで、また、事業報告書の記載内容に具体的な成功例を記載する等、平成 25 年度からの新たな評価方法に向けて検討すべき。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施 (国民の意見募集)	2(2)	• ホームページの「機構へのご意見・ご提案」及び「お問い合わせ」窓口により意見等の募集を行った。さらに、大阪国際空港事業本部の廃止に伴いリニューアルした機構のパンフレットの「ご意見・ご提案募集」について、ホームページによるほかファクシミリや郵便でも可能であることを、裏表紙の目につきやすい場所に大きく表示するとともに、関係自治体窓口において住民へ配布することにより幅広く意見等の募集を行っている。 • 平成 24 年7月 23 日開催の国土交通省独立行政法人評価委員会第 14 回空港周辺整備機構分科会での評価の参考に資するため、同評価委員会において平成 24 年7月5日から7月 19 日までの間、平成23年度業績実績評価調書(案)に係る国民の意見募集を行った。(特に意見はなかった。)	• ホームページの「機構へのご意見・ご提案」及び「お問合せ」窓口により意見等の募集を行ったほか、パンフレットにも分かり易く表示するなど、幅広く意見の募集に努めており、概ね着実な実施状況にある。 • 国民からの意見を積極的に取り込むためには、一層の工夫、努力が求められる。
業務の確実な実施 (大阪国際空港周辺の緑地整備)	2(5)	• 都市計画緑地整備事業については、平成 24 年７月の関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合による業務承継に支障をきたさぬよう、国、新関西国際空港(株)等関係者と十分な調整を重ねることにより、適正かつ円滑に業務を承継することができた。	• 国、新関空会社と十分に調整を図り、適正かつ円滑に業務を新関西国際空港(株)へ承継しており、着実な実施状況にある。 • 都市計画緑地整備を積極的に推進するために、関係機関相互の連絡調整の緊密化を図ることを目的として設置されている「大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会」の構成員に、平成24年7月から新関空会社が加わり、引き続き協議・検討していくこととなった。
人事に関する計画	7(1)	• 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成 24 年法律第２号）」に基づく国家公務員の給与の見直しを踏まえ、平成 24 年４月から役員報酬及び職員給与について国と同様の引き下げを実施。 • 平成 25 年４月から機構独自であった俸給表を国家公務員行政職俸給表(一)と同一のものとするため、給与規程の改正を実施。 • 平成 25 年６月に、平成 24 年度における取組状況をホームページに公表した。	• 今年度は特殊要因により指数が高くなり国の水準を上回ったが、平成25年3月には国と同一の俸給表を適用するための給与規程の改正を行うなど、国家公務員に準じた適正な給与水準となるよう取り組んでおり、着実な実施状況にある。 • 役職員の給与の適正化については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）」に準じて、役職員給与について国と同様の引き下げを平成24年4月から実施している。 • また、平成 25 年3月には、機構独自であった俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一の俸給表にするための給与規程の改正を行っている。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)（個別意見）

- 該当なし

法　人　名	独立行政法人海上災害防止センター（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：冨賀見　栄一）
目　　的	海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主 要 業 務	1　海上保安庁長官の指示による排出油等の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2　船舶所有者その他の者の委託による、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3　海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4　海上防災のための措置に関する訓練。5　海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6　海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7　船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8　海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9　1から8の業務に附帯する業務。
委 員 会 名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分 科 会 名	海上災害防止センター分科会（分科会長：宮下　國生）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.mdpc.or.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 23 年4月 1 日～平成 28 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1.総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2.項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3.中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4.項目3の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3 点	－	－	A	A	A	
(2)業務運営の効率化	4 点×2 3 点×3	S×1 A×4	A×5	S×2 A×3	A×5	A×5	
(3)関係機関等との連携強化	3 点×2	A×2	A×2	A	A×2	A×2	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討							
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	4 点×3	S×1 A×4	SS×1 S×1 A×3	S×2	S×2 A×3	S×2 A×3	
(2)機材事業	3 点×2	A×2	A×2	A	A×2	A×2	
(3)海上防災訓練事業	4 点×1 3 点×1	S×1 A×1	A×2	S×1 A×1	A×1	A	
(4)調査研究等事業	3 点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(5)国際協力推進事業	3 点×2	A×2	A×2	A×2	A×1	A	
3.予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）	3 点	A	A	A	A	A	
(1)自己収入の確保							
(2)予算							
(3)収支計画							
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	―	－	－		－	－	
5.重要な財産の譲渡等の計画	―	－	－		－	－	
6.剰余金の使途	―	－	－		－	－	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	3 点×2	A×2	A×2	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3 点×2	A×2	A×2	A	A×2	A×2	
(3)保有資産の見直し					A	A	
(4)内部統制の充実・強化					A	A	
(5)積立金の使途	―	－	－	－	－	－	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果（H25.9.10）（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）

- 最頻値の評定であるため。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 給与水準（ラスパイレス指数109.1）について、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施にあたっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があることを勘案すれば、妥当な数値であると思料される。今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成24年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのことであ

る。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海上防災措置業務 (海上防災措置業務の適時・適確な実施)	2(1)	• 契防者の船舶に搭載する泡消火剤の AGF 泡消火原液への代替を完了するとともに、ビーチクリーナーや強力吸引車など港湾清掃用機材の整備等、継続したHNS防除体制の向上に努めている。 • また、東日本大震災等を踏まえた対応として、防災資材基地が津波により流出して使用できなくなるなど、現場対応に苦慮した教訓を踏まえ、将来発生する巨大災害や大規模事故に備え、多種多様な防災資機材や補給物資を被災現場に一括供給でき、かつ、被災していない全国の基地から資機材を集約・管理するなどを目的として、「川崎基地」、「堺泉北基地」及び「北九州基地」の3基地を災害対応拠点と位置づけ、その対応能力を拡大している。 • 各災害対応拠点基地は、陸、海、空輸送のインフラの要所に配置されており、震災等による既存基地の機能不能に対し、一定時間内に被災地域外の災害対応拠点からの後方支援を可能とし、各地の民間企業はもとより関係行政機関からも、大きな関心が寄せられるものとなっている。	• 対象となる24年度だけでなく、この4～5年の防除対応能力の充実は著しく、資機材だけでなく、そのロジスティクスをも体制整備することで、実質的な対応能力の向上が図られている。 • 特に、災害対応拠点基地は、東日本大震災など自然災害起因の海上災害等への対応について検討が行われた「海上防災のあり方に関する検討会(座長:藤野正隆東京大学名誉教授)」の提言を踏まえてセンターが自主整備したものであり、東日本大震災において、被災地以外からの防除資機材の供給が困難であったことを踏まえ、後方支援体制の強化の一環としてインフラの要所に基地を構えることとしたものである。
海上防災措置業務 (HNS防除体制の充実強化(契約防災措置実施者に対する訓練))	2(1)	• 沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を行っている。 • 平成24年度は新たに29事業所とMDSS契約を締結し、石油コンビナート地区における事故対応体制の強化を図っている。	• 陸上の石油・石化企業を対象として行われている任意契約での防災サービスであるが、民間企業への自発的な防災への取り組みを喚起し、それを技術面、資機材面から担保することにより、事態への備えを社会にも見える形で実現している。積極的な事業展開で、目標を大きく上回る契約を獲得し、センター民営化のための財政基盤整備に大きく寄与するものとなった。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人都市再生機構（平成 16 年7月1日設立）＜非特定＞ （理事長：上西 郁夫）
目　　的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。16 東日本大震災復興特別区域法第七十四条に規定する業務の実施。17 福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	都市再生機構分科会（分科会長：長沢 美智子）
ホームページ	法　　人：http://www.ur-net.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第１期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第１期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 項目の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
Ⅰ 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3点	A					
2 事業リスクの管理	4点	S					
3 事業評価の実施	3点	S					
4 一般管理・事業費の削減	4点	A					
5 総合的なコストの縮減	3点	A					
6 入札及び契約の適正化の推進	3点	A					
7 積極的な情報公開	3点	A					
8 業務・システム最適化の実現	3点	A					
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 公の政策目的に資する都市再生の推進			A×4	A×4	A×4	A×4	
2 住宅セーフティネットとしての役割への重点化・個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用			S×2 A×1 B×1	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	
3 新規に事業実施しないこととされた業務			A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
4 東日本大震災からの復興に係る業務の実施					S	SS	
5 業務遂行に当たっての取組			A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
Ⅱ 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 都市機能の高度化及び都市の再生	4点×2 3点×4	S×2 A×4					
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	3点×4	A×2					
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	4点×1 3点×2	S×2 A×2					
4 事業遂行に当たっての取組	3点×3	A×3					
Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							

1 業務運営の効率化			A	A	A	A
2 適切な事業リスクの管理等			A	A	A	A
3 一般管理費・事業費の効率化			S	S	S	S
4 総合的なコスト構造の改善						
5 入札及び契約の適正化の推進			A	A	S	A
6 業務・システム最適化の実現			－	－		
(財務内容の改善に関する事項)		S				
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画	3点		A	A	A	A
Ⅳ 短期借入金の限度額			－	－	－	－
Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	－		－	－	－	－
Ⅵ 剰余金の使途	－		－	－	－	－
(その他業務運営に関する重要な事項)		A×1 B×1				
Ⅶ その他業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	－		－	－	－	－
2 人事に関する計画	3点		A	A	B	A
3 子会社・関連会社等の整理合理化	2点					
3 関係法人に係る取組			A	A	A	A
4 中期目標期間を超える負債負担	－	－	－	－	－	－
5 都市再生機構法第 33 条第2項に規定する積立金の使途			－	－	－	－

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 機構の各業務の運営については、以下の事項に留意した取組が必要である。
  - 都市再生業務に関しては、地方都市の中心市街地の活性化等の地域活性化に資する取り組みとして着実な実施をしていることは理解できるものの、地方都市の地盤沈下や経済活動の低迷化が続いていることも現実で、今後も様々な取り組みをしていくべきであり、都市再生事業による地域活性化の一層の活動が期待される。また、密集市街地の整備改善のための総合的な取り組みは、機構の調整機能を生かした機構ならではの取り組みであり高く評価できるが、防災性の向上や環境改善による安心安全なまちづくり等の点は、さらに深化を進めることが期待される。
  - 賃貸住宅業務に関しては、住宅セーフティネットとしての役割の重点化としての取組、高齢者・子育て世帯などに対しての優先入居措置などの適切な実施、あるいは、バリアフリー化を図った住宅の供給、見守りサービスの提供といった様々なり組みをしている点は評価できるが、その取り組みの成果なども充分配慮する必要がある。
    セーフティネットとしても住宅を維持するためには、長期の整備計画が重要である。機構は、膨大な公共住宅というインフラを抱えているため、長期の整備計画を立て、着実に維持管理と修繕更新を進めることが重要である。
    また、長期にわたって賃貸住宅としての価値を維持していくために、賃貸住宅分野への適切な規模の再投資を行うことが必要である。現状の再投資規模は必ずしも十分ではなく、一部団地ではコンセッション方式によりモダニゼーションを図るなどの工夫がなされるべきである。
  - ニュータウン事業に係る用地の供給・処分に関しては、東日本大震災の影響を受けたとされた昨年よりは上回ったものの、年度計画の目標に対しては達成率 60%となっており十分ではなく、さらに努力を重ねる必要がある。
  - 東日本大震災からの復興に係る業務に関する今回のSSの評価は、今後CM方式による発注を行い、実践の成果として現れてくるであろう発注の成果物とその時間軸によって検証されることになると思われるので、成果が得られるよう引き続き努められたい。
    なお、復興支援が日常・平常業務に与える影響については、継続的にモニタリングするとともに、短期雇用やアウトソーシングにより、支障のないよう対応する配慮が必要である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
住宅セーフティネットとしての役割への重点化	Ⅰ2	• 抽選による新規賃貸住宅の入居者募集においては、高齢者・子育て世帯等の当選率を一般の方の当選率に対し 20 倍としている。平成24年度の高齢者・子育て世帯等の申込件数は 466 件、申込者全体の約4割となり、優遇倍率が 10 倍であった現行制度導入前(平成 19 年度)と比較して、約 10 パーセントポイント上昇した。 また、既存賃貸住宅の入居者募集においては、周辺に高齢者支援や子育て施設が立地するなど良好な環境が整った 40 団地で高齢者・子育て世帯等のみを対象とした優先受付期間を設定した結果、平成 24 年度は当該期間において 2,169 件の申込があった。	• 住宅セーフティネットとしての役割への重点化に向けて優れた実施状況にあると認められる。
東日本大震災からの復興に係る業務の実施	Ⅰ4	• 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、平成 24 年度末までに以下	• 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に向けて、人員・体制の強化のみなら

		の取組を実施した。 (6)CM(ｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝ・ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)方式の導入 被災地の早期復興の要請を受け、復興まちづくり事業等を迅速に進めるため、段階的な工事を大括りし、設計・施工・マネジメントをまとめて発注する新たな発注方式（CM 方式）を機構が国（復興庁、国交省）とも連携し先導的に導入（平成 24 年度末時点で女川町など３市町５地区で契約済）。 これにより、契約手続きの簡素化・期間短縮、民間ノウハウの活用による工期の大幅な短縮が図られると共に、オープンブック方式による透明性と地元参入確保を可能とし、事業がスピードアップした。 この発注方式は、復興事業のスピードアップに寄与するだけでなく、契約の透明性と民間の技術ノウハウを活用した効率的な施工が可能となることから、今後の公共工事の発注の先進的なモデルとなり得るものとして十分な評価に値するものである。	ず、新たな契約手続を導入するなど創意工夫を凝らした取組みを実施しており、特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
業務遂行に当たっての取組	Ⅰ5	• 平成 24 年度の二酸化炭素排出量の削減実績は約 21,700トンで、進捗率は約 155％と昨年（約 17,300トン、進捗率約 124％）と比べても優れて目標達成に向けた取組みとして高く評価できる。 • 機構事業の建設工事において、工事の設計初期段階より建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化等の検討を行った。また、工事着手前に工事請負者に対する建設副産物の再生資源利用促進計画書び再生資源利用促進計画書の作成指導等により、平成 24 年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は「建設リサイクル推進計画 2008」に定めた目標値を達成した。 など	• 環境への配慮について優れた実施状況にあると認められる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

・ 該当なし

法　人　名	独立行政法人奄美群島振興開発基金（平成 16 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：澤田　正晴）
目　　的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主 要 業 務	1　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者（次号に規定する事業者を除く。）で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3　奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4　前三号の業務に附帯する業務。
委 員 会 名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分 科 会 名	奄美群島振興開発基金分科会（分科会長：堀田　一吉）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.amami.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 21 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第１期中期目標期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	概ね順調	A	A	A	A	A	1．総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2．項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3．第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1)業務運営体制の効率化	3点	A	A	A	A	S	
(2)一般管理費の削減	4点	S	S	S	S	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)保証業務	4点×1 3点×1	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2	
(2)融資業務	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)財務内容の改善	3点×1 2点×1 1点×1	C	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×3	
(2)予算 (3)収支計画 (4)資金計画	1点		B	B	C	B	
4.短期借入金の限度額	3点		A	A	A	A	
5.重要財産の処分計画	―		―	―	―	―	
6.剰余金の使途	―		―	―	―	―	
7.施設・設備に関する計画	―		―	―	―	―	
8.人事に関する計画	3点	A	A	A	A	S	
9.その他業務運営に関する重要事項	3点	A					

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果（H25.9.10）（主なものの要約）

（1）総合評価

（評定理由）

- 奄美基金は、唯一奄美に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が引き続き行われていることを認める。
- また、業務プロセスの改善及び内部統制の強化による業務運営体制の効率化、利用者ニーズの把握及び業務への反映についての適切な対応及び人事制度の改善等において着実な業務改善の実績が認められる。また、引き続き一般管理費の削減等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることも高く評価される。
- さらに、リスク管理債権についても依然高い水準ではあるものの着実に減少させているほか、単年度利益の確保により累積欠損金も減少する結果となった。
- 以上、総合勘案するに年度計画については順調に達成していると認め、上記評定とするに至ったものである。
- なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 事業者に対して創業時の注意点を示し、事業計画を慎重立案させることは、リスク管理債権の新規発生を抑制できるので、非常によい取り組みであると思う。
- 保証業務と融資業務の両方において、リスク管理債権残高を減少させても、総残高がそれを上回るほど減少していることで、リスク管理債権割合が高いままである、総残高が計画を大きく下回っている原因と対策を検討する必要がある。
- 事業再生や経営支援の専門家を育成するためにも、政策金融機関や民間金融機関との人事交流を検討する必要があると思われる。
- 「あり方」に示された「今後の方向性」は、理事長の目指しておられる方向性と合致しているものと認識している。引き続き、役職員各位の志気の維持を確保しつつ、トップ・ダウンのリーダーシップを発揮されることを期待したい。
- なお、内部統制の構築に関しては、「奄美群島振興開発に必要な政策金融のあり方」（平成25年3月）で、示されているとおり、「相互牽制を働かせるために・・・全体の組織規模に見合わない過度な人員配置をすることは、金融機関としての主要業務に配置すべき人

員にしわ寄せして、結果的に機能低下を招くことがある。職員間の相互チェックと上司によるモニタリングの更なる活用を図るなど、費用対効果を勘案しつつ、組織規模にふさわしい内部統制の枠組みを構築することに十分配慮する必要がある」(pp. 15－16)と考えられるので、このことを申し添えたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	• 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、年度計画(対 20 年度計画比で 12%以上削減)を上回り 15.4%の削減となっている。なお、人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対 17 年度比で7%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り19.0%の削減となっている。	• 人件費については年度計画値を大幅に上回る19.0%の削減を達成し、また、一般管理費総額については15.4%の削減を達成したことは、高く評価したい。
保証業務	2(1)	• 保証のカバー率の引き下げについては、平成19年11月に金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導入しており、民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等に資するものとして、平成24年度においても引き続き対応している。 • 国の緊急総合対策として全国の信用保証協会において導入された「セーフティネット保証」について、奄美群島地域における同制度の受付窓口を引き続き設置している。 • 鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」へ出席し、新規制度及び既存制度の見直し等について協議を行っている。 • 奄美基金主催の「保証業務関係者会議」を開催し、既存の保証条件、地元の保証需要について、意見の聴取・交換等を行っている。 など	• 当基金は「一般の金融機関からの資金供給が困難な中小零細で信用力・担保力の乏しい事業者」に対する信用補完としての保証供与をミッションとしていることから、一般の金融機関と比べて、審査のための手間がかかることは避けられない。これに鑑みて、評価の指標に照らし、当年度の取り組み状況を高く評価したい。 • 「中小企業金融円滑化法」の期限到来後も、融資期間等の延長の取扱いを英断したことは当基金のミッションと整合しており、高く評価したい。
融資業務	2(2)	• 奄美基金の貸付金利について、第一次産業は株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業)、第二次・三次産業は同公庫(国民生活事業)に準じて設定しているため、毎月、同公庫の金利情報を入手し、適切な金利設定に努めている。 • 奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、引き続きリスク区分に応じた段階的な金利設定を行っている。 • 奄美基金主催の「融資業務関係者会議」を開催し、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の聴取・交換等を行っている。 など	• 当基金は「一般の金融機関からの資金供給が困難な中小零細で信用力・担保力の乏しい事業者」に対する融資をミッションとしていることから、一般の金融機関と比べて、審査のための手間がかかることは避けられない。これに鑑みて、評価の指標に照らし、当年度の取り組み状況を高く評価したい。 • 評価の指標に照らし、当年度の取り組み状況は評価に値する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

法　人　名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（平成 17 年 10 月1日設立）＜非特定＞ （理事長：勢山　廣直）
目　　的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10 の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会（分科会長：梶川　融）
ホームページ	法　　人：http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	3年（平成 22 年4月1日～平成 25 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	第１期中期目標期間	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20 年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間及び第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、C の5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞								
Ⅰ 業務運営の効率化								
1 組織運営の効率化	3点	A	A	A	A	A	A	
2 業務リスクの管理	4点×1 3点×1	S×2 A×1	S×2	S×2 A×1	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	
3 業務コストの縮減	3点	S	S	S	S	S	S	
4 入札及び契約の適正化の推進	－	－	－	A	S	A	A	
5 積極的な情報公開	4点×3 3点×4	S×1 A×6	S	S×1 A×7	S×1 A×7	S×1 A×7	S	
6 業務評価の実施	3点	A	A	A	A	A	A	
Ⅱ 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上								
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
2 承継債務及び会社からの引受け債務の早期の確実な返済	3点×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×3	A×3	A×4	A×3	A×3	A×3	A×4	
4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	A	A	A	A	A	A	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	3点	－	A	－	A	A	A	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	4点	S	S	S	S	S	S	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	A	A	S	S	S	S	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	－	－	－	－	－	－	－	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	A	A	A	A	A	A	
10 業務遂行に当たっての取組	4点×2 3点×3	S×1 A×4	S×2 A×4	S×2 A×3	S×2 A×3	S×2 A×3	S×2 A×4	
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画								
1 財務体質の強化	3点×2	S×1 A×1	A	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2	A	
2 予算 3 収支計画 4 資金計画	3点	A	－	A	A	A	－	

Ⅳ 短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	－
Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	－	－	－	－	－	－	－
Ⅵ 剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	－
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設、設備に関する計画 2 人事に関する計画	4点×1 3点×3	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3	A×3	A×3	A×3
3 機構法第 21 条第3項に規定する積立金の使途	－	－	－	A	A	A	－

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)
- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあるとみとめられるため。

(法人の業務の実績)
- すべての目標に対して、大きな努力が払われていて、計画・目標を達成している。特に、債務の返済及び金利上昇リスクの低減については、着実に実施されている。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 機構の各業務の運営については、以下の各事項に留意した取組が必要である。
  - 笹子トンネル事故を踏まえ、第3期中期計画(H25～H30 年度)に定められた「国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる」ことに、適切に対応する必要がある。
    さらに、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申(H25.6.25)を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しにも、機構として積極的に取り組んでいただきたい。
  - 「維持、修繕その他の管理の報告書」には、点検結果を載せるなどの工夫が必要。
  - 会社に対して助成を行う仕組みを通じて、コスト縮減のみならず、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促すことが必要。
  - 新技術の開発等の促進については、新技術が標準化されたことにより、コスト縮減にどの程度効果があったのかを把握いただきたい。

など

なお、いずれの事項の実施にあたっても、各高速道路会社とも適切に連携、調整を図り、その効果がより大きなものとなるよう取り組んでいただきたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
高速道路に係る道路資産の保有、貸付け	Ⅱ1②	・ 貸し付けた道路資産の管理の実施状況について会社から報告を受け、必要に応じ実地にて確認した。また、アウトカム指標、管理費用の計画実績の対比などを記載した「維持、修繕その他の管理の報告書」を公表した。	・ ホームページの公表の仕方に工夫が見られるが、「維持、修繕その他の管理の報告書」は、報告書を張り付けているだけで物足りない。一方、25 年度公表分からは、アウトカム指標の設定根拠を明示することを予定するなど、公表の仕方にさらなる工夫が見られ、評価できる。
高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	Ⅱ6	・ 41 件について会社の経営努力要件適合性の認定を行い、その結果、助成制度発足時からの総認定件数は 214 件となった。そのうち平成 24 年度には、前年度までに助成金を交付した 93 件に加えて、新たに支払い要件を満たした 40 件について、助成金 9.4 億円を交付した。	・「供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減」の算定に関する改定の実施は評価できる。また、予防保全の技術開発を先取りする取り組みを実施しており、助成制度が積極的に適用され、その利益が国民に還元されていると高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 本法人の中期目標(第2期)において「機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように維持し、修繕されるよう、管理の実施状況の確認等を行うこと。」とされている。

  当該中期目標期間中の平成 24 年 12 月には、本法人が中日本高速道路株式会社に貸し付けている道路資産である中央自動車道において、笹子トンネル天井板落下事故が発生しているが、上記中期目標の項目に係る評定結果は、「A(中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる)」とされている。

  これは、

  ① 上記中期目標の「確認等」とは、計画管理費がどのように使われているかを「確認」するものであること、

  ② 本法人は、高速道路株式会社(以下「会社」という。)に対する指導権限を有していないこと

  を前提に、貴委員会では、本法人は「制度の中で出来る限りの努力を行った」として評定結果を「A」としたものである。(注)

  しかしながら、上記中期目標の記述ぶりからは、本法人が会社による道路資産の管理の実施状況の確認等を行うことにより、道路資産が適切に良好な状態に保たれるように維持、修繕されることを担保しているかのように読み取れる。

  このため、今後の評価において、関係法令上の制約や限界が必ずしも明らかにされていないために本法人の中期目標の達成に向けた取組に係る評価が十分に理解されないおそれがある場合には、それらを明らかにした上で、国民にわかりやすい評価を行うべきである。

  (注)なお、本項目に係る貴委員会の評価においては、本法人に対し、高速道路の管理権限及び会社への指導権限がない中であっても、高速道路の管理主体である会社や道路政策を担う国と協力して第3期中期計画の達成のためにできる限り取り組むことを要請する趣旨で「国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させることに機構として積極的に取り組むことが望まれる。」との意見が出されている。

法 人 名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成 19 年４月１日設立）＜非特定＞ （理事長：宍戸　信哉）
目　　的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十八条又は福島復興再生特別措置法第二十四条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 中小企業退職金共済法第七十二条第二項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から 13 の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田　仁）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本　孜）
ホームページ	法　　人：http://www.jhf.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成 24 年4月1日～平成 29 年3月 31 日）

１．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第１期中期目標期間	評価項目	H24 年度	備考
＜総合評価＞	順調	A	A	A	A	＜総合評価＞	A	1. 総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 2. 項目別評価は、20 年度は、5、4、3、2、1 の5段階評価であり、21 年度からは、SS、S、A、B、C の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、C の5段階評価。 4. 項目3の（ ）内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第２節１（２）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞						＜項目別評価＞		
Ⅰ 業務運営の効率化						Ⅰ国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		
1 組織運営の効率化	3 点	A	A	S	A	1 証券化支援業務等の推進	S×1 A×6	
2 一般管理費等の低減	4 点×1 3 点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	2 住宅資金融通業務等の推進	A×2	
3 業務・システム最適化	4 点	A	A	A	A	3 東日本大震災への的確な対応	S	
4 入札及び計画の適正化	3 点	A	A	A	A	Ⅱ 業務運営の効率化		
5 業務の点検	3 点	A	C	A	B	1 組織運営の効率化	A	
6 積極的な情報公開	3 点	A	A	A	A	2 一般管理費等の低減	A	
Ⅱ 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上						3 業務・システム最適化		
1 証券化支援業務	3 点×7 2 点×1	S×2 A×7	S×2 A×7	S×2 A×7	S×2 A×6	4 入札及び契約の適正化	A	
2 住宅融資保険業務	4 点×1 3 点×2	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	5 適切な内部統制の実施	B	
3 住情報提供業務	4 点×1 3 点×2	A×3	S×1 A×2	－	A	6 積極的な情報公開		
4 住宅資金融通業務	4 点×1 3 点×2 2 点×1	A×2 B×2	A×3 B×1	A×4	A×4	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画		
5 団体信用生命保険等業務	3 点	A	A	A	A	1 収支改善	S	
Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善）						2 リスク管理の徹底等	S×1 A×1	
1 収支改善 2 繰越損失金の低減	2 点	A	B	S	A	3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	－	
3 リスク管理の徹底	3 点×4 2 点×1	A×5	A×5	A×5	A×5	Ⅳ 短期借入金の限度額	－	
4 予算、収支計画及び資金計画	－	－	－	－		Ⅳ－2 不要財産の処分に関する計画	－	
Ⅳ 短期借入金の限度額	－	－	－	－		Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	－	
Ⅴ 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	4 点	A	A	A		Ⅵ 剰余金の使途	－	
Ⅵ 剰余金の使途	－	－	－	－		Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項						1 施設、設備に関する計画	－	
1 施設、設備に関する計画	－	－	－	－		2 人事に関する計画	A	

	2 人事に関する計画	4 点×1 3 点×1	A×2	A×2	A×2	A×2	3 積立金の使途	－	
	3 積立金の使途	－	－	－	－	－	4 宿舎に関する事項	A	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果（H25．9．10）（主なものの要約）

（1）総合評価

（評定理由）

- 評定の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標に対して着実な実施状況にあると認められるため。

（法人の業務の実績）

- 証券化支援業務については、全国一斉相談会の開催に合わせた集中的な広告等の総合的な広報活動を行ったほか、中古住宅購入資金とリフォーム工事資金を一体の手続きで借り入れできる「フラット３５リフォームパック」を導入するなど、商品性の改善を行った。また、ＩＲ活動の大幅な拡充等により投資家層の拡大を実現した結果、平成 25 年３月には機構史上最低の表面利率（1.07%）を実現するなど、お客さまに低利で長期固定の住宅ローンを提供することにつながった。
- 東日本大震災への対応については、東北支店に「東北復興支援室」を新設し、地方公共団体等との連携や調整業務等に対応した。特に、防災集団移転促進事業において執行上の課題となっていた住宅ローン完済前の土地等の抵当権抹消について、買取代金による繰上返済後に債務が残る場合でも抵当権の抹消を可能とする等のスキームを、機構の主導により地方公共団体や国等と連携の上、実現した。
- 収支改善については、第二期中期目標期間の最終年度（平成 28 年度）までに達成することとしていた既往債権管理勘定以外の勘定（保証協会から承継した業務に係る経理を除く）全体での繰越欠損金の解消を、平成 24 年度において達成した。リスク管理の徹底等については、信用リスク計測の精度を大幅に向上させたほか、住宅ローンの特性を踏まえた貸倒引当金の計上方法の見直しや、フラット３５及び賃貸住宅融資においてストックから生じる資金のズレを新規の資金調達時に事後的に調整する仕組みの導入等を実施した。
- 元嘱託職員の不祥事案等が発生しているものの、事案の発生後、速やかに調査、再発防止策の策定を実施している。全体的な評価としては、機構として中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。など

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
証券化支援業務等の推進 (安定的かつ効率的な資金調達)	Ⅰ1	• MBSの発行額が高水準で推移する環境下で、個別投資家の事情に応じた提案、説明の実施など、丁寧なIR活動の大幅な拡充等により、地方投資家や海外投資家など投資家層の拡大を実現した。 • この結果、平成 24 年9月～11 月に機構史上最も低い対国債スプレッド(0.34%)を実現し、また、欧州債務問題の再燃や政権交代後の金融環境の大きな変化の中でも、柔軟な起債運営を行い、平成 25 年3月には機構史上最低の表面利率(1.07%)を実現(平成 25 年4月は史上最低の提示金利(1.75%))とするなど、お客さまに低利で長期固定住宅ローンを提供することにつながった。	• 機構は、MBS市場の育成という先駆的役割を担っている。国債市場に比べて流通市場も未整備であり、市場参加者が漸く増加してきた段階として見れば、安定的なMBS発行には一定の意義がある。また、平成25年3月の対国債スプレッドは 50bp を維持しており、優れた実施状況にあると言える。結果として、フラット35の金利を抑制しており、証券化支援業務による長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給に貢献している。特に、買取債権残高が 10 兆円弱、MBSの発行規模が 10 兆円超となり、業務が安定的に執行できる水準になったことは評価できる。
東日本大震災への的確な対応	Ⅰ3	• 防災集団移転促進事業(防集事業)において、執行上の課題となっていた住宅ローン完済前の土地等の抵当権抹消について、買取代金による繰上返済後に債務が残る場合でも抵当権の抹消ができること等のスキームを、機構の主導により地方公共団体や国等と連携の上実現した。 このスキームは、民間金融機関にも採り入れられ、被災地の復興を支援している。	• 平成 24 年度の取組については、優れた実施状況にあると認められる。今後、被災地の復興のために機構が果たすべき役割は一層重要性を増すものと考えられ、引き続き創意工夫を持って公的機関としての役割を果たしていくことを期待する。
収支改善	Ⅲ1	• 人件費、基幹システム経費等に関する経費削減の取組に加え、総合的な広報活動や中小工務店への技術支援等の取組によって買取債権残高が増加したことなどにより、既往債権管理勘定以外の勘定について、260 億円の利益剰余金を計上し、第二期中期目標期間の最終年度(平成28年度)までとされていた繰越欠損金の解消を初年度(平成 24 年度)で達成した。	• 住宅金融公庫時代からの課題であった収支の改善について、第二期中期目標の最終年度までに達成することとしていた既往債権管理勘定以外の勘定の繰越欠損金の解消を、平成 24 年度において達成したことは評価できる。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし。

⑩　環　境　省

法 人 名	独立行政法人国立環境研究所（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：住　明正）
目　　的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1　環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。2　環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行うこと。3　1,2の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会（委員長：西間　三馨）
分科会名	国立環境研究所部会（部会長：小池　勲夫）
ホームページ	法　　人：http://www.nies.go.jp/ 評価結果：http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期 中期目標 期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 2．第2中期目標期間における「2．(7)物品一括購入における業務費削減努力」、及び「3．財務内容の改善に関する事項」の※で記載した部分は、2．(3)で評価している。 3．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	A	
（1）環境研究に関する業務	A	A	A	A	A	A	
（2）環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	A	A	B	A	A	A	
（3）研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	A	A	A	A	A	A	
2．業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
（1）研究所の運営・支援体制の整備					A	A	
（1）戦略的かつ機動的な組織の編成	A	A	A	A			
（2）人材の効率的な活用	A	A	A	A	B	A	
（3）財務の効率化	B	B	B	B	A	A	
（4）効率的な施設運用	A	A	A	A	A	A	
（5）情報技術等を活用した業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
（6）業務における環境配慮	A	A	S	A	A	A	
（7）内部統制の推進					A	A	
（8）安全衛生管理の充実					A	A	
（8）業務運営の進行管理	A	A	A	A			
3．財務内容の改善に関する事項	※	※	※	※	※	※	
4．その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
（1）施設・設備の整備及び維持管理					A	A	
（1）施設・設備に関する計画	A	A	A	A			
（2）人事に関する計画	A	A	B	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.21)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価に至った理由）

- 環境研究の柱となる研究分野、課題対応型研究プログラム、環境研究基盤整備のいずれについても、適切な研究体制のもと、中期計画の目標の達成に向けて予定された各種のプログラムが着実かつ適切に進められ、さらに、東日本大震災に対応した放射性物質・災害環境に関する研究についても、優れた対応を取っている。これらの各研究分野等について、外部評価においても高い評価を得ている。また、研究成果の評価・反映も概ね適切になされている。
- 利用者ニーズを把握し、利用者の利便性を図るための工夫を行い、その結果、目標値をはるかに超える環境情報を提供したことは評価できる。今後もその活用がなされるよう認知度の向上等の継続的な取組とともに、これまで以上に適切な情報収集、分析、提供が期待される。
- 研究論文数については高い水準にあり、一般向けの情報提供についても幅広く展開されている。また、公開シンポジウムを通じた未来世代への環境教育の積極的な取組など、適切に社会貢献活動が実施されている。
- 効率的かつ効果的運営を目指して、研究評価の実施、関係機関との連携強化、コンプライアンスの徹底など、必要かつ適切な措置を講じており、全体的に業務運営の改善が図られている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
環境研究に関する業務	1(1)	• 第3期中期目標期間の環境研究の柱となる8つの研究分野について、対応する研究センターの下で、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に、分野間連携を図りつつ研究を推進した。また、長期的な取組が必要な環境研究について基盤整備を行った。 • 緊急かつ重点的な対応が求められている研究課題と次世代の環境問題に先導的に取り込む研究課題からなる課題対応型の研究プログラムを実施した。 など	• 8つの主要研究分野、課題対応型研究、他研究施設との連携、環境政策立案への寄与、研究環境の質の向上はいずれも順調に進められており、第3期中期計画に基づき、着実に研究を推進したと評価される。一方、これらの業務が加わることで、国立環境研究所の業務は現実の社会により直面しなくてはならない状況になっている。政策提言型の研究機関として、環境省の枠を超えた行動を今後は期待したい。 • 課題対応型プログラムは全部で10プログラムが第3期の中期計画では行われている。これらはいずれも国立環境研究所として歴史のある研究課題が多く、これまでの成果を生かした順調な進展を見ている。しかし、いまだ本格的な研究にまで醸成していないプログラムもあるように見受けられ、今後の発展が期待される。全体として重点課題あるいは次世代課題としては絞りきれていない感もあるので後2年位後で、第4期の計画に向けて再検討が望まれる。
環境情報の収集・整理・提供に関する業務	1(2)	• 「環境展望台」では、利用される方が必要とされる環境に関する情報にたどり着きやすくするため、「情報源情報(メタデータ)」や「検索システム」を備えており、「情報源情報(メタデータ)」については、平成24年度において、新たに2,956件を収集・整理し、提供を行った。 など	• 「環境展望台」は、国民への情報提供に極めて有用であるが、さらに利用しやすくなるよう「トピックス」を追加するなど、利用者ニーズを把握し、利用者の利便性を図るために工夫したことは評価される。
研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	1(3)	• 教育、研究開発のリソースとして、平成24年度に、環境計測研究センターでは環境標準物質(国内84件、国外62件)、微生物系統保存施設では微生物保存株(国内806件、国外157件)、水環境実験施設では実験水生生物(国内のみ90件)の分譲を行った。 など	• 国立環境研究所が維持している環境標準物質や微生物保存株の外部研究機関への分譲は地味ではあるが国の研究機関としては1つの重要な業務であり、国内外への貢献として評価できる。また、大学の非常勤講師等への参画や産学官交流の促進も評価される。なお、知財に関しては共同出願したものが最近は多いが、その利活用に関して、共同出願先との密な連携が期待される。
人材の効率的な活用	2(2)	• 災害と環境に関する研究の一層の推進を図るための体制を検討し、人員増を環境省に要望した結果、平成25年度政府予算案において25人分の人件費増額が計上された。 など	• 積極的に外部から共同研究者や研究生を受け入れている。 • 研究系の常勤職員数が減少し、相対的に任期制の契約職員が増えてきたことは、研究の継続性を担保する上で国立環境研究所の大きな課題であることに変わりはないが、震災対応で25名の人員増が認められたことは重要。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人環境再生保全機構(平成16年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:福井　光彦)
目　　的	公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
主要業務	1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害に係る健康被害の補償及び予防に関する業務を行うこと。 2 民間団体の環境保全活動への支援及びこれらの活動の振興に必要な調査研究、情報の収集・整理・提供等を行うこと。 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に対する助成を行うこと。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場の維持管理積立金の管理を行うこと。 5 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害者の救済に関する業務(被害者の認定、救済金の給付、拠出金の徴収)を行うこと。 6 1～5からの業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:西間　三馨)
分科会名	環境再生保全機構部会(部会長:西間　三馨)
ホームページ	法　　人:http://www.erca.go.jp/index.html 評価結果:http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1.府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1.S、A、B、C、Dの5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)公害健康被害補償業務	A	A	A	A	A	A	
(2)公害健康被害予防事業			B	A	A	A	
(3)地球環境基金業務	A	A	A	A	A	A	
(4)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	B	B	B	A	A	A	
(5)維持管理積立金の管理業務	B	B	A	A	A	A	
(6)石綿健康被害救済業務	A	A	A	A	A	A	
2 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)組織運営	B	B	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)業務における環境配慮	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
(1)財務の状況	A	A	A	A	A	A	
(2)承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	A	A	
(3)短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(4)重要な財産の処分等に関する計画			A	B	A	A	
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分に関する事項			A	A	A	A	
(3)役職員の給与水準等	B	B					
(4)その他	A	A					

2.府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.21)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成24年度においては、年度計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、順調な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
公害健康被害補償業務	1(1)	• 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率について、99%以上を維持することができた。 • 納付金に係るオンライン申請について、全ての都道府県等においてオンライン申請を維持するとともに都道府県等担当者の理解を深めるため、説明会等を実施した。	• 未申告督励、実地調査、委託事業者の指導等的確な徴収業務が行われ、申告額に対する収納率をほぼ100%としたことは評価できる。 • システム入力に関する手引書の見直し等により、事務処理の効率化が図られている。また、オンライン申請を維持するための説明会や現地指導等も適切に行われており評価できる。
公害健康被害予防事業	1(2)	• 知識普及、研修事業参加者に対するアンケートによって、各事業に対する参加者の満足度及び意見を収集し、得られた意見等を事業への改善に反映させた。	• 患者団体や関係NPO法人との合同連絡会の開催による意見交換や事業参加者へのアンケート調査などを通じて、患者等のニーズの把握に努め、各種事業に反映している点は評価で

		• 新たに厚生労働省と連携した普及啓発講習会を実施するとともに、講演会・講習会の開催、パンフレットの作成・提供、ホームページによる情報提供及びぜん息・COPD電話相談室の開設等を通じ、ぜん息等の予防・管理に関する適正な知識を普及することができた。	きる。 • 学会や自治体、NPO等と連携した講演会や講習会、パンフレットの作成など、様々な手法や媒体による情報提供が行われ、ほぼ全ての事業で参加者の概ね9割から高い評価を受けている。啓発資料についても、現場にとって有用であり広く活用されるなど、普及啓発活動が適切に行われており評価できる。
地球環境基金業務	1(3)	• 助成要望件数の増加を目指し、環境NGO・NPOの潜在的なニーズの把握に努め、助成実績が少ない地域などで説明会を実施するほか、助成金募集案内のリーフレット作成やWEB広報など新たな取組による広報強化に努めたところ、要望件数の増加に繋がった。 • 広報募金活動計画を定め、これまで行ってきた広報募金活動に加え、広報媒体や広報物の送付先を見直すなど新規の募金者を獲得するための広報に努めた結果、寄付件数は昨年に比べて増加した。	• これまで説明会を実施していなかった地域における説明会の開催など、地球環境基金事業の周知広報に積極的に努めた結果、説明会を実施した全ての県に所在する団体から助成の要望書が提出されたことは評価できる。 • 募金活動のPDCAを適切に行い、広報活動に努めた結果、厳しい経済情勢の中にもかかわらず、寄付件数が増加したことは評価できる。
石綿健康被害救済業務	1(6)	• 救済制度の関係者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、申請の手引きの改訂や保健所説明会の開催回数の増加、場所の工夫など制度運営に改善等を反映した。 • 申請・請求の受付から認定等までの期間の短縮に努めた結果、療養中の方では、医学的判定1回で認定等に至る案件の期間が、前年度102日から今年度79日に、同じく追加資料を求められたものでは、232日から202日に短縮されるなど大幅な短縮ができた。	• アンケート結果を基に、手引きを改訂するとともに、保健所説明会の回数を増やすなどして、制度運営の円滑化に努めている。また、学会等と連携しセミナーを開催するなど事業実施の円滑化に役立つ研修会や計測機関の育成事業が実施されている。 • 医療機関への迅速な連絡や情報提供、医学的判定にかかる手続きの簡素化に努めるなどして、申請・請求から認定までの処理日数が大幅に短縮されたことは評価できる。
組織運営の効率化	2(1)	• 石綿健康被害救済部における救済給付の返還請求手続きを一元化し、業務の効率化を図った。 • 理事・監事等意見交換会の開催、若手職員による業務課題検討プロジェクトチームの設置、理事長と職員との意見交換などを行い、組織のコミュニケーション強化、ガバナンス強化を図った。また、リスク管理については、分析指標を設定してリスク評価を行い、組織として優先的に対応すべきリスク項目を確認した。	• 組織運営の効率化を図るため、2課に分かれていた救済給付の返還請求手続きの業務を給付課に一元化する組織の合理化を行っている。 • 内部統制の強化に関しては、ボトムアップ型の業務改善提言の取組や理事長と職員の意見交換の実施などによるコミュニケーションの強化、コンプライアンス意識の浸透など、多様な職員に対する管理が適切になされている。リスク管理については、組織として優先すべきリスク項目を確認しつつ、リスクへの新たな対応策の必要性の検討を行うなど管理の強化に努めており、評価できる。
業務運営の効率化	2(2)	• 一般管理費及び業務経費ともに効率的な執行に努め、計画を上回る削減ができた。 • 一者応札・応募の改善については、平成24年3月に制定した「一者応札（応募）改善方策」に基づき取り組んだ。	• 一般管理費及び業務経費ともに計画を上回る削減となっている。 • 競争性のない随意契約についても削減の方向が定着するなど、効率化のための取組が継続して行われており適切と判断できる。
財務の状況	3(1)	• 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。 • 運用業務を経理部に一元化し、事務の効率化に努めた。また、各資金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。	• 運営費交付金の使用実績については、事務の効率化による経費の縮減等により計画額を下回っている。 • 資金運用は、各基金の運用方針等に基づき安全かつ効率的な運用が図られている。
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	3(2)	• 正常債権以外の債権残高については、平成24年度末において268億円となり中期計画の目標を達成することができた。 • サービサーへの新規委託に関しては、新たに3社（債権残高5億円）を新規委託し、目標を達成した。	• 平成24年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、約268億円と前年度末に比べ約33億円圧縮し中期計画の目標を達成した。 • サービサーへの新規委託については、当年度に3件の委託を行い、中期計画の目標を達成した。

3．政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見（H25.12.16）（個別意見）

• 該当なし

⑪　原子力規制委員会

法 人 名	独立行政法人原子力安全基盤機構（平成 15 年 10 月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：中込 良廣）
目　　的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。 4原子力の安全の確保（安全確保）に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。 5 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	原子力規制委員会独立行政法人評価委員会（委員長：遠藤　怜）
分科会名	原子力安全基盤機構部会（部会長：遠藤　怜）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.nsr.go.jp/archive/jnes/ 評価結果：http://www.nsr.go.jp/nra/shokanhoujin/
中期目標期間	2年間（平成 24 年4月1日～平成 26 年 2 月 28 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	第2期中期目標期間	H24 年度	備考
＜総合評価＞	A	A	B	B	B	A	1．AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1．業務運営の効率化	B	B	A	A	B	B	
2．サービスの質の向上							
(1)検査等業務	A	A	C	B	B	A	
(2)安全審査関連業務	A	A	B	A	A	A	
(3)防災関連業務	A	B	B	B	B	A	
(4)安全研究・安全情報関連業務	A	A	B	B	A	A	
(5)国際業務、広報業務	A	A	A	A	A	B	
3．財務内容	B	B	B	B	B	B	
4．その他業務運営に関する重要な事項	－	－	－	－	－	－	

2．府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)（主なものの要約）

（1）総合評価

（総合評価に至った理由）
- 中期計画において、①機構が有する専門的知見を最大限に発揮し原子力規制委員会（平成24年9月18日までは原子力安全・保安院）の規制業務への支援、②原子力災害等が発生した場合には迅速かつ的確な業務の実施、③東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一発電所」という。）事故の教訓を踏まえた安全基準の策定等の協力などを行うこととしている。平成24年度は、改正原子炉等規制法等の施行に向けた新規制基準等への技術支援、福島第一発電所事故を受けたストレステストへの技術支援や、耐震安全性評価などを中心として各業務を実施し、成果が得られたことは評価できる。

（2）項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	• 平成25年度新卒応募者については、46名の応募者から、より優秀な人材を確保できるよう、審査プロセスにこれまでの学力考査及び面接による選考方法に加え適性検査を導入し、基礎能力、職務適正、対人・社会への適応性などの観点を加味して、最終合格者21名（内20名内定）を選考した。 • 中途採用については、1次募集で6名を採用。2次募集については、選考過程を進める中、組織統合の方針が示されたことから、やむなく採用プロセスを中止し、各応募者にその旨を通知した。引き続き優秀な人材の確保、年齢等を含めた総合的判断により採用することとし、バランスのとれた採用に努める。	• 原子力技術人材確保の重要性を充分に認識し、且つ当機構の自主性確保という課題に留意しつつ確実に人材の採用、育成を進めた。 • 年度計画は達成されている。一方、以前から指摘しているように、若手への知識伝承およびスキルアップは極めて喫緊の課題である。組織を挙げてこの課題の解決に継続して取り組んで欲しい。 • 中長期的には、原子力に関する専門的な人材、とくに若い人材の獲得は焦眉の急務といえるが、20名を獲得した点は、今後にとって好材料だったと思われる。
検査等業務	2(1)	• 電気事業法及び原子炉等規制法に規定される検査等を349件実施。検査員の延べ出張日数は4，664人・日。 • ISO／IECガイド65等を参考に、検査等業務の検証及び妥当性確認の方法について検討し、利害関係者からの独立性・公平性の確保のため「検査等業務品質マネジメント（QM）マニュアル」を整備した。また、検査員の適正な員数について検討し、検査員の配置を見直した。さらに、検査等業務の品質が確保されるよう検査統括審議役及び指導員による業務実施過程での監視、評価を行う指導・監督業務を開始した。 • 検査指導・監督要領を制定し、本格運用を開始した。試行を含め全ての検査グループ検査等種別を対象として、20件の指導・監督を実施した。検査員の責任感と緊張感の維持、技量の確認を図るため、資格取得後	• 原子炉等規制法及び電気事業法に基づく検査等を実施するとともに、福島第一発電所原子炉施設に対する特定原子炉施設検査事務規程を定め検査等を実施した。また、検査等業務の質をより強化するため「検査等業務品質マネジメントマニュアル」の整備などの施策に組織的に取り組んでおり、適切に成果をあげた。さらに、大飯発電所に対する特別な監視体制の下での法定検査を確実に実施し、優れた成果をあげた。 • 一方で、検査能力の一層の向上のためには若手の育成が必要であり、長期的計画を策定することが必要である。また、「検査等業務における不適合管理の処理手順」については、今後ともより一層充実させていくことが必要である。

		も、資格更新研修または実務研修の実施を義務付けることとし、新たに「検査員認定資格運用管理要領」を制定した。	
安全審査関連業務	2(2)	• 使用済燃料輸送容器等の核燃料輸送物設計承認申請に係る輸送物について、クロスチェック解析等に関する規制支援を実施した。 • 福島第一発電所事故を受けた「発電用軽水型原子炉の新規制基準」の策定の一環として、炉心損傷防止対策の有効性評価手法(案)をまとめた。 • ストレステストとして、原子力安全・保安院との合同チームで、事業者作成の報告書の審査を行った。機構は「報告書の精査」「事業者とのヒアリング」「委員からの意見聴取会対応」「現地調査」「IAEA対応」等、技術的な視点から一連の作業に深く関与した。	• 使用済燃料輸送容器等のクロスチェック解析、福島第一発電所事故を受けた「発電用軽水型原子炉の新規制基準」の策定支援や同発電所第4号機の建屋及び使用済燃料プールに対する耐震安全性の確認を行うとともに、平成23年度の引き続き発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価(ストレステスト)に対して審査書案作成等の技術的な支援を行うなど、優れた成果をあげた。 • 平成25年度は、審査に係る業務量が非常に増加すると見込まれるので体制をしっかり組み、問題が発生しないようにするとともに、問題発生時の対応についても事前によく検討しておくことが望まれる。
防災関連業務	2(3)	• 住民の一時立入の際の安全確保に努めるべく、安全管理者として一時立入実施中に専用バスに乗務するなど延べ約1,400人を現地に派遣し対応した。 • 地方自治体の要請を受けて防災訓練支援を実施。 • ERSSについて分析機能及び運用の改善、統合防災ネットワークの伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図った。また、24時間監視・管理体制整備として、ERSSサーバの動作状況を遠隔で監視する「死活監視用ツール」を導入し、障害対応の迅速化が図られた。 • 事業者が行うオンサイト訓練について、原子力規制庁に対し、訓練評価のガイドライン案を提示するとともに訓練に同行し、訓練評価等を支援した。	• 立入制限区域への一時立入りに際して住民の安全確保を図るための職員派遣、11ヶ所の地方自治体による原子力防災訓練への技術支援、ERSSの運用改善を含む緊急時即応体制の整備や防災ネットワークの伝送システムの強化、原子力事業者が行うオンサイト訓練に対する評価ガイドライン案の原子力規制庁への提示など、優れた成果をあげた。 • なお、避難時間推計シミュレーションのモデルについては、実用化に向けて東日本大震災時の避難行動の実態を調べた上で、それを反映させたモデルにする必要がある。
安全研究・安全情報関連業務	2(4)	• 改正後の原子炉等規制法において必要となる技術基準に関して、技術的見地から策定・改正を支援した。また、新たに導入される総合安全解析報告書の制度運用に向けて、同報告書の構成や審査要領書の整備等の支援を行った。 • 機構が実施する調査、試験、解析等を評価する外部委員会において、68プロジェクトの評価が行われ、全体として計画通りの成果を上げながら業務が進められていると評価された。 • 福島第一発電所事故を踏まえ、平成23年度版安全研究計画で新たに追加した「新たな安全規制の検討等のテーマに沿った、今後1～2年程度の研究期間で成果が求められる15項目の研究プロジェクトを継続して実施した。また、相対的にみて、緊急性の低いプロジェクトは執行停止するなどにより、弾力的、機動的に研究を実施した。 • 防災対策指針の改訂を受け、各地方自治体は地域防災計画を立案することが要請されている。柏崎市は、機構が開発した地震、津波等外的事象に対する防災システム(TiPEEZ)を採用することとし、機構は柏崎市への適用にっかる研究開発の観点で、ニーズに対応するための機能追加と防災訓練をイメージした市民を対象としたデモンストレーションを実施した。	• 規格基準等の整備にあたっては、新基準骨子案の作成への技術的支援、骨子内容に則った審査ガイド案作成などを行っており、機構の技術力が十分に活かされている。 • 機構が実施した調査、試験等については、福島第一発電所事故を踏まえた時宜にかなったテーマに精力的に取り組んでおり高く評価できる。特に、優先度の高い研究分野については多くの結果を残しており、優れた成果をあげた。機構に設置された外部評価委員会においても全体として計画通りの成果をあげたとの評価であったものの、部署を横断しての連携を重ねることなどの提言もあった。 • 避難時間推計シミュレーションのモデルについては、日本の各サイトの地理的、文化的特質を反映できるように改善することが望まれる。また、TiPEEZについては、全国に適用可能なシステムであって、現場の担当者が使いやすい防災システムであることが望まれる。
国際業務、広報業務	2(5)	• 一貫性、継続性、安定性を持って国際活動を行い、我が国の安全規制の高度化や国際的な原子力安全の向上に資するという基本的考えに立ち、機構全体の国際戦略を定め、各部室はこれに基づき国際活動の重点化計画を立案した。 • 規制当局のIAEA会合等への対応に関して、34件の会合に出席し、協力した。 • ベトナム放射線・原子力安全庁(VARANS)との協力取決めに基づき研修を実施した。 • 原子力規制委員会が定めた情報発信・公開ルール等を参考に、機構の戦略面も含めた新たな情報発信の具体的な仕組みを作成し、運用を開始した。	• 国際業務では、機構としての国際戦略を定め国際活動の重点化計画を立案したこと、技術専門機関として規制当局のIAEA会合等への対応に協力したこと、新興国支援としてベトナムとの協力取決めに基づき研修を実施したことなど、適切に成果をあげた。 • 広報業務では、新たな情報発信の具体的な仕組みを作成・運用したことなど、適切に成果をあげた。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

• 該当なし

⑫　防　衛　省

法 人 名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（平成 14 年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：長岡 憲宗）
目　　的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者（駐留軍等労働者）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施（労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。）に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給（額の決定、給与の支払を除く。）に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施（法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰（永年勤続に係るものに限る。）を除く。）に関する業務を行うこと。
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会（委員長：中村　義人）
分科会名	－
ホームページ	法　　人：http://www.lmo.go.jp/ 評価結果：http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/dokuritsu/gijiroku/kekka.html
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第２期 中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	－	－	－	A、B、C、D の4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA＋評価を行うことが可能。 1. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 2. 平成 19 年1月9日に主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更されている。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化							
(1) 業務の運営体制	A×5	A×5	A×5	A×5			
(2) 経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(3) 職員の意識の高揚							
(4) 業務の効率化・要員縮減					A×2	A×2	
(5) 最適な業務実施体制の検討への参画等					A	－	
(6) 契約の点検・見直し					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 駐留軍等労働者の募集	A×2	A×2	A×2	A×2	A	A	
(2) 駐留軍等労働者の福利厚生施策	A×3	A	A	A×3	A×5	A×5	
(3) 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査及び分析並びに改善案の作成	A	A×2	A×2	A×2	A	A	
3.予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.不要財産の処分に関する計画等	－	－	－	－	A	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	－	－	－	－	－	－	
(2) 人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 中期目標期間終了時の積立金の使途						－	
8.その他							
(1) ほう賞事業の見直し					A	－	
(2) 保有資産の見直し					A×2	A	
(3) 給与水準の適正化等					A	A	
(4) 内部統制の充実・強化					A	A	
(5) 事業の透明性の確保等					－	－	
9.年度計画以外の業務実績等							
(1) 随意契約の適正化	A	A	A	A			
(2) 保有資産	A	A	A	A			
(3) 官民競争入札	－	A	A	A			
(4) 内部統制	A×2	A	A	A×3			
(5) 給与水準及び総人件費改革	A	A	A	A			
(6) 目的積立金	A	A	A	A			
(7) 本部事務所の移転	C×2	C×2	A	B			
(8) 内部統制の充実・強化					A	A×2	
(9) 基本方針への対応等					A		
(10) 目的積立金					A	A	
(11)「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」関連部分					A×2		
(12) 政府方針への対応						A×2	
(13) 自然災害等に関するリスクへの対応						A	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.19)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
- 全体として、問題なく適正な業務運営が行われている。
- 業務運営の効率化に当たっては、計画に基づき人員を削減し続けていることによる人的資源の不足、職員への過重な負担も考慮しつつ、全体的な検討が求められる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化(業務の効率化・要員縮減)	1(4)	• 平成22年度末人員数 316 人から平成 23 年度の削減数6人を減じた人員数 310 人に対し、各年度平均2%に当たる6人を削減して、人員数を 304 人とした。これにより平成 24 年度計画に掲げている2%(6人)の人員削減を達成した。 など	• 平成 24 年度計画の目標である2%(6名)の人員削減は達成されている。 • 平成 25 年度においては、さらなる統廃合を検討し、本部と支部で6人を削減する計画を作成しており、中期計画の達成に向けて、順調に進捗していると評価できる。 など
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の募集)	2(1)	• 各種メディアを活用し周知活動に努めた結果、紹介率は92.5%となった。 • 前年度と同様に以下のメディアを活用した ① ポスターの配布 ② パンフレットの配布及び配布先に直接出向いて情報交換を行い、相手方の広報メディアへ募集紹介記事を掲載 ③ 沖縄において求人情報誌及びラジオを活用 • 本年度は上記に加え、駅への募集ポスター掲示がより多くの人の目に触れる機会が多いと考え、座間支部及び岩国支部管内主要20駅に掲示した。 • さらに、例年参加している米軍基地の地元商工会議所が主催する企業合同就職説明会において、在日米軍とエルモ支部が協力して駐留軍等労働者の仕事内容、職場環境の案内、募集手続に関する説明を行った。 など	• メディアの活用による在日米軍への紹介率は 92.5%であり、平成 24 年度計画の目標(90%以上)を達成していると評価できる。 • 駅へのポスターの掲示など各種メディアを活用し、効率的な募集が実施されており、その結果が紹介率の目標達成に至っていると考えられる。 など
年度計画以外の業務実績等(自然災害等に関するリスクへの対応)	9 (13)	• 大規模地震の発生時に役職員等の安全確保に努めつつ業務の継続性を確保することを趣旨として、平成 24 年3月に業務継続計画(BCP)を策定した。本計画は発災からおよそ3日間前後までの対応を念頭に置いて、役職員等の安否確認、職員の参集、関係機関との連絡調整、情報収集、情報システムの点検・復旧などを定めている。 • このほか平素からの取組として、備蓄、訓練、課題の洗い出し・検討・見直しなどを定めており、本年度は非常用糧食や飲料水などの備蓄品を整備した。 など	• 法人の自発的な取組として、BCP(業務継続計画)を策定し、本年度は非常用糧食や飲料水などの備蓄品を整備し、大規模地震の発生時に備えていることは評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

⑬　法　　務　　省

法　人　名	日本司法支援センター（平成 18 年4月 10 日設立） （理事長：梶谷　剛）　※平成 18 事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目　　的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることに鑑み、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1　法制度、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2　資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3　国選弁護人等になろうとする弁護士との契約、国選弁護人等候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護等関連業務。4　法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5　犯罪被害者等支援の情報収集、刑事手続への適切な関与、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。6　東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成 23 年 3 月 11 日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う震災法律援助業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会（委員長：伊藤　眞）
分科会名	－
ホームページ	法　　人：http://www.houterasu.or.jp/ 評価結果：http://www.moj.go.jp/content/000115155.pdf
中期目標期間	4年間（平成 22 年4月1日～平成 26 年3月 31 日）

1.　府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
＜総合評価＞	－	－	－	＜総合評価＞		－	－	1. 18 年度から 21 年度まではA、B、Cの3段階評価。22 年度からはA、B、Cの3段階評価。ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB⁺と評価できるものとする。 2. 中期目標に係る業務の実績に関してはA、B、Cの3段階評価。ただし、委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合にはA⁺と評価できる。 3. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「－」を記入している。
＜項目別評価＞				＜項目別評価＞				
1. 総合法律支援の充実のための措置				**1. 総合法律支援の充実のための措置**				
(1)　総括	A×2 B×3	A×2 B×3	A×2 B×3	(1)　業務運営の基本的姿勢等	A×4 B⁺×1 B×1	A×5 B×1	A×5 B×1	
(2)　情報提供・関係機関連携強化	A×2	A×2	A×1 B×1	(2)　組織の基盤整備等	A×3 B⁺×2 B×4	A×3 B⁺×4 B×2	A×3 B⁺×5 B×1	
(3)　民事法律扶助	A×1 B×1	A×1 B×1	A⁺×1 B×1	(3)　外部機関等との関係	A×4	A×4	A×4	
(4)　国選弁護人確保	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	**2. 業務運営の効率化**				
(5)　司法過疎対策	B	B	B	(1)　総括	A×2 B×2	A×1 B⁺×1 B×2	A×2 B×2	
(6)　犯罪被害者支援	A	A×2	A⁺	(2)　情報提供・犯罪被害者支援	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B⁺×1	
2. 業務運営の効率化				(3)　民事法律扶助・国選弁護人等確保	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(1)　総括	A	A	A	(4)　司法過疎対策	B	B	B	
(2)　情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A×2	A×2	A×2	**3. 提供するサービスその他の業務の質の向上**				
(3)　民事法律扶助・国選弁護人確保	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	(1)　情報提供	A×5 B×2	A×5 B⁺×2	A×5 B⁺×2	
(4)　司法過疎対策	B	B	B	(2)　民事法律扶助	A×2 B⁺×1 B×2	A×2 B⁺×3	A×2 B⁺×3	
3. 提供するサービスその他の業務の質の向上				(3)　国選弁護人等確保	A×3	A×3	A×3	
(1)　情報提供	A×2	A×2	A×2	(4)　司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2)　民事法律扶助	B×2	B×2	B×2	(5)　犯罪被害者支援	A×5	A×5	A×5	
(3)　国選弁護人確保	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	**4. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画**				
(4)　犯罪被害者支援	A×4	A×4 B×1	A⁺×1 A×3	(1)　総括	B	B	B	
(5)　司法過疎対策	A	A	A	(2)　民事法律扶助	B⁺×2	B⁺×2	B⁺×2	
(6)　関係機関連携強化	A	A	A	(3)　司法過疎対策	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
4. 財務内容の改善	A×2 B×1	A×2 B×1	A×1 B×2	(4)　財務内容の公表	B	B	B⁺	

5. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	(5) 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A
6. 短期借入金の限度額	―	―	―	**5. 短期借入金の限度額**	―	―	―
7. 重要な財産の譲渡等	―	―	―	**6. 重要な財産の譲渡**	―	―	―
8. 剰余金の使途	―	―	―	**7. 剰余金の使途**	―	―	―
9. その他業務運営に関する事項				**8. その他業務運営に関する事項**	A	A	A
(1) 施設・設備に関する計画	A	A	A				
(2) 人事に関する計画	B	B	B				

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 評価できる点としては、前年度に引き続き、東日本大震災に係る被災者支援が挙げられる。平成 24 年度は、震災特例法の施行に伴い、震災法律援助が開始されるとともに、目標であった7つの被災地出張所の設置が完了し、被災者に対する法的支援体制が整った。また、その支援においても、各種専門家と連携したワンストップ相談やテレビ電話を利用した法律相談など、新たな試みが実施されるなど、被災者支援に対する取組は大いに評価できる。もっとも、被災地におけるこれら取組の中には、今後の更なる法的ニーズのくみ上げ等拡充が望まれる点もあることから、一層の取組を期待する。
- 通常業務においても、常勤弁護士等必要な人員の確保に努めるとともに、職員等に対して充実した研修を行うなど、量・質ともに向上を図っている点や、支部等の統合により合理化を図っている点などについては評価すべきである。ただ、支援センターの重要な業務として今後期待されている司法ソーシャルワーク事業を担っていくだけの体制作りは未だ構築されておらず、常勤弁護士の増員等必要な取組を推し進めていくことが望まれる。
- 前年度の課題であった民事法律扶助の立替金債権の効率的な回収に関し、平成 24 年度に新たな体制及びシステム構築がなされたことは評価できる。今後は、システムの運用と債権管理の実務とをどのように対応させて成果を上げていくのかに期待したい。
- 一方で、全国レベルにおける支援センターの認知度の上昇は微増に止まり、支援センターの業務内容まで知っているという実質的な認知度は低下している点が挙げられる。この点につき、支援センターが問題意識を持ち、効果的な広報活動をするべく工夫を行っていることは承知しているところではあるが、今後は、例えば、支援センターの存在や業務内容を知って欲しい層に的を絞った形での広報を実現するなど、更なる工夫を凝らすことを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の基本的姿勢	1(1)	• 認知度調査結果(平成 24 年 12 月実施) 認知度(法テラスを知っていると回答した人の割合):42.4%(平成 23 年度比 0.3%増) • Twitter(ツイッター)による広報に向けた準備(平成 25 年4月1日運用開始) • 被災3県で放送している政府広報枠のテレビ及びラジオ番組で、震災特例法に関する支援センターの被災者支援策について放映(平成 24 年6月及び同年9月)。	• 「Twitter」を利用した広報に向けた準備を進めたり、種々の関係機関と連携した広報活動に取り組むなど、認知度向上に向けた努力を行っている点は、一定の評価がされるべきであるが、結果として認知度の上昇は微増にとどまっていることや、支援センターの業務内容まで知っているという実質的な認知度が低下している。 • 今後は、関係機関との連携を更に密にし、支援センターの存在や業務内容を知って欲しい層に的を絞った形での広報や、具体的活動に則したマスメディアの有効活用等、多面的な工夫を凝らした効果的な広報活動の実施が望まれる。
業務運営の効率化総括	2(1)	• 常勤弁護士の新規配置:地方事務所3か所、地域事務所1か所 常勤弁護士の増員配置:地方事務所8か所、地域事務所3か所 • 地域の関係機関との連携に関するマニュアル等を作成して常勤弁護士に配布。 • 岩手県内に1か所及び福島県内に2か所の被災地出張所を新設。 • 法テラス三河法律事務所を愛知地方事務所三河支部が入居する岡崎市役所庁舎に移転。	• 11 地方事務所及び4地域事務所に新たに常勤弁護士を配置・増員したほか、常勤弁護士を地方自治体や社会福祉法人に研修派遣するなど、新しい取組を行っていることは評価できる。 • 被災地における被災者の法的ニーズに応えるため、関係機関と粘り強く交渉して、平成 24 年度には被災地出張所を3か所新設し、被災地出張所の設置目標を達成したことは高く評価できる。このほか、法テラス三河法律事務所を愛知地方事務所三河支部が入居する岡崎市役所庁舎に移転させて、運営の効率化と経費削減を図るなど、支部や主張所の効果的かつ効率的な業務運営を行っている。
民事法律扶助・国選弁護人等確保 民事法律扶助	2(3) 3(2) 4(2)	• 民事法律扶助と震災法律援助の合計件数 314,535 件 (対平成 23 年度比 34,146 件増) • 震災法律援助事業の実績 ・震災法律相談援助 42,981 件 ・震災代理援助 2,699 件 ・震災法律援助業務に係る関連規程・マニュアル・書式の整備、説明会の開催、契約弁護士・司法書士の確保、代理援助等の申込みに際し提出する資料等についての柔軟な運用 • 民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチームの設置	• 震災特例法に基づいて新たに開始された震災法律援助業務への取組姿勢は評価できるものの、震災法律援助業務においても通常の民事法律扶助業務においても、書類作成援助や簡易援助の実績件数が少なく、その原因分析が未了である。特に、震災法律援助については、法律相談援助が代理援助にも結びついているとは言い難い状況にあり、それらの原因分析とそれを踏まえた取組がなされることを期待する。

		• 債権管理システムの稼働により、償還方法や生活状況等を踏まえた属性の付与、滞納ステージの設定、属性や滞納ステージに応じた督促対象者の検索、償還予定表の作成、督促履歴の管理が可能となった。 • 督促の実績:償還金額99億8,236万円(平成23 年度比 3.6%減。震災法律援助分を含む。)(うち、コンビニ督促による償還6億3,900 万円、郵便督促による償還1億 100 万円)	• 平成 24 年度は、立替金の償還を専属的に実施する民事法律扶助第二課を新設し、債権管理システムを稼動させ、地方事務所における債権管理回収計画の充実、コンビニ督促の対象範囲拡大、自宅訪問の全国展開、支払督促の申立て、電話督促の強化、免除手続の迅速化を図るなど、支援センター全体で立替金債権等の管理・回収に関する取組を強化している点は評価できるが、これらの取組が償還額の増加に反映されるには至っていない。今後は、各地方事務所が策定した立替金債権等の管理・回収計画につき、債権管理システムの採用により得られた情報を基に、その回収状況・効果等の数値的な検証を行った上で、その検証結果に基づく評価を各地方事務所に対してフィードバックするとともに、計画の見直しを更に進めていくことが必要と思われる。
情報提供・犯罪被害者支援 情報提供	2(2) 3(1)	• 曜日・時間帯ごとの入電傾向を把握、件数予測に基づくオペレーターの配置人員の決定。 • 法律相談援助を希望する利用者について、コールセンターにおいて資力要件を確認の上、地方事務所に転送する運用を開始。 • 情報提供件数に占めるコールセンターでの対応件数の割合:60.9%(対前年度比微減) • ホームページの掲載、政府広報、東日本大震災の被災地の新聞への折り込みチラシの配布等の広報により、震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル)を案内。	• 平成23年度に比べて、若干ではあるが、運営経費が削減されたことに加え、コールセンターの受電傾向を分析してオペレーターの出勤シフトを調整し、受電率を維持したまま余剰人員の発生を防止するとともに、民事法律扶助の資力要件を確認する取組を始めるなど、利用者の利便性の向上にも配慮した、効率的な業務運営に向けた取組状況は良好であると認められる。 • 東日本大震災の被災者専用フリーダイヤルを設置した上、新聞折込広告等でその周知を図り、コールセンターから地方事務所への内線転送を実施することで、利用者にとっての利便性を向上させ、コールセンターの利用の促進を図っている点は評価できる。
司法過疎対策 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	2(4) 3(4) 4(3)	• 平成 24 年度新規配置 地方事務所3か所、地域事務所1か所 • 平成 24 年度増員配置 地方事務所8か所、地域事務所3か所 • 平成 24 年度地域事務所における受任事件数 4号有償事件 : 平均約 36%(1,063 件) 民事法律扶助事件 :平均 38%(1,126 件) 国選弁護・付添事件 : 平均 26%(746 件) • 司法過疎地域事務所の事業収益 平成 24 年度 337,945 千円 (平成 23 年度比 11%減)	• 平成24年度における司法過疎地域事務所の新設は1か所にとどまっている上、これを含む15か所の事務所に常勤弁護士を新規配置又は増員配置を実施したものの、未だ実質ゼロワン地域を含む司法過疎の問題は解消されておらず、常勤弁護士の複数配置についての取組も十分とはいえない。今後も引き続き、必要な地域に法律事務所を設置し、必要に応じた複数の常勤弁護士の配置に努めるなど、体制整備に向けた取組を推進していく必要がある。 • 平成 24 年度の司法過疎地域事務所の有償事件受任数は前年度より増加したものの、その事業収益は前年度に比べて約 11%減少しており、これは、平成23 年度の減少(約 12%)に引き続いての減少である。引き続き、有償事件収入の増加に向けた積極的な取組に期待する。
犯罪被害者支援	3(5)	• 犯罪被害者支援に精通している弁護士の ・確保状況:H25.4.1 現在 2,454 人 (H24.4.1 現在 2,364 人) ・紹介実績:平成 24 年度 1,013 件 (平成 23 年度 877 件) • コールセンター犯罪被害者支援ダイヤルオペレーターへ意見聴取を実施。オペレーターから要望のあった精通弁護士取次ぎ後の地方事務所の対応に関する情報共有。 • 犯罪被害者支援ダイヤルオペレーター研修において、DV、性犯罪・性暴力の被害者対応についての研修を実施。精通弁護士が実際の受任事件の弁護活動についての講義を実施。 一般ダイヤルのオペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対して、犯罪被害者支援に関する研修を実施。 • 地方事務所(東京、埼玉、愛知、兵庫、富山)におけるDVの専門相談の実施。	• 精通弁護士の確保、その紹介実績とも、前年度を上回っており、支援センターに寄せられた精通弁護士に対する意見・苦情を日本弁護士連合会に提供するなど、関係機関と連携して、犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を図っており、全体としての取組状況は良好と評価できる。 • 全地方事務所・支部の職員を対象にした職員研修を実施し、犯罪被害者の心情に配慮した対応について職員間で情報を共有し、犯罪被害者支援に関する職員全体の質の向上と提供するサービスの均質化及び業務の効率化を図った。地方事務所が参加した関係機関等が開催した研修に関して報告を求め、その取りまとめ結果を全職員が閲覧できるよう掲示することは、報告者が研修内容の理解を深めることに役立つとともに、被害者対応の質の均質化・向上を図るためには大変有効と認められる。また、コールセンターにおいては、犯罪被害者支援オペレーターから意見を聴取するなど、オペレーター対応の充実を図ったほか、地方事務所において実施している精通弁護士紹介は、ほぼ即日又は翌日に完了しているなど、被害者に寄り添った対応を心掛けているといえ、犯罪被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況は良好と評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

⑭　国 立 大 学 法 人 ・
大学共同利用機関法人

法 人 名	国立大学法人(86 法人)(平成 16 年4月1日設立) 大学共同利用機関法人(4法人)(平成 16 年4月1日設立)
目　　的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。
主要業務	《国立大学法人》 1 国立大学を設置し、これを運営すること。 2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 《大学共同利用機関法人》 1 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。 2 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。 3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。 4 当該大学共同利用機関における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 5 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
委員会名	国立大学法人評価委員会(委員長:北山　禎介)
分科会名	国立大学法人分科会(分科会長:崎元　達郎)、 大学共同利用機関法人分科会(分科会長:伊井　春樹)
ホームページ	法人:資料3参照、 評価結果:http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/detail/1341082.htm
中期目標期間	6年間(平成 22 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)

1. 国立大学法人評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度 (全90法人)	H21 年度 (全90法人)	第1期 中期目 標期間	H22 年度 (全90法人)	H23 年度 (全90法人)	H24 年度 (全90法人)	備考
＜総合評価＞	―	―	―	―	―	―	1. 年度評価については、「特筆すべき進捗状況にある」、「順調に進んでいる」、「おおむね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「重大な改善事項がある」の5段階評価であり、中期目標期間評価については、「非常に優れている」、「良好である」、「おおむね良好である」、「不十分である」、「重大な改善事項がある」の5段階評価。 2. 詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 国立大学法人評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人数は、統合前の旧法人を含む。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の改善・効率化							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	12 法人 (13%)	8 法人 (9%)	28 法人 (31%)	2 法人 (2%)	1 法人 (1%)	4 法人 (4%)	
順調に進んでいる(良好である)	52 法人 (58%)	61 法人 (68%)	48 法人 (54%)	72 法人 (80%)	81 法人 (90%)	81 法人 (90%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	19 法人 (21%)	17 法人 (19%)	13 法人 (14%)	16 法人 (18%)	7 法人 (8%)	5 法人 (6%)	
やや遅れている(不十分である)	7 法人 (8%)	4 法人 (4%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	
2. 財務内容の改善							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	3 法人 (3%)	2 法人 (2%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	
順調に進んでいる(良好である)	77 法人 (86%)	83 法人 (92%)	79 法人 (88%)	83 法人 (92%)	89 法人 (99%)	90 法人 (100%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	10 法人 (11%)	7 法人 (8%)	7 法人 (8%)	5 法人 (6%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
やや遅れている(不十分である)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 0(%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
3. 自己点検・評価及び情報提供							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	
順調に進んでいる(良好である)	87 法人 (97%)	87 法人 (97%)	88 法人 (98%)	89 法人 (99%)	90 法人 (100%)	89 法人 (99%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	1 法人 (1%)	2 法人 (2%)	1 法人 (1%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
やや遅れている(不十分である)	1 法人 (1%)	1 法人 (1%)	1 法人 (1%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
重大な改善事項がある(重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	
4. その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)							
特筆すべき進捗状況にある(非常に優れている)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	3 法人 (3%)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)	1 法人 (1%)	
順調に進んでいる(良好である)	81 法人 (90%)	87 法人 (97%)	75 法人 (84%)	81 法人 (90%)	76 法人 (85%)	54 法人 (60%)	
おおむね順調に進んでいる(おおむね良好である)	7 法人 (8%)	1 法人 (1%)	9 法人 (10%)	6 法人 (7%)	2 法人 (2%)	25 法人 (28%)	

やや遅れている(不十分である)	2 法人 (2%)	2 法人 (2%)	3 法人 (3%)	0 法人 (0%)	12 法人 (13%)	10 法人 (11%)
重大な改善事項がある (重大な改善事項がある)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)	0 法人 (0%)

2. 国立大学法人評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.11.6)(主なものの要約)

(1)全体の状況

- 各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標の進捗状況全体について評価を行った結果、全 90 法人が、中期目標の前文に掲げる「法人の基本的な目標」に沿って、計画的に取り組んでいることが認められた。
- また、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」は、達成状況のほかにプロセスや内容を評価するなど、積極的な取組として適切に評価することとしており、ヒアリングによる法人からの説明を踏まえて、新たに 10 法人の計画を取り上げた。

(2)項目別評価(一例)

評価項目	(1との関連)	国立大学法人評価委員会による評価結果等
業務運営の改善・効率化	1	・すべての法人において、学長・機構長等裁量の予算・人員枠等を設け柔軟かつ迅速な資源配分に取り組むなど、効率的な意思決定と業務執行、業務運営の合理化や管理運営の効率化が進められている。
財務内容の改善	2	・すべての法人において、経費の節減、自己収入の増加に取り組んでいるほか、1法人を除いて資金を適切に運用し、その運用益が教育研究の充実や学生指導等に活用されている。
自己点検・評価及び情報提供	3	・すべての法人において、中期計画・年度計画の進捗状況を管理し、その評価活動を計画的に行うサイクルを定着させ、法人運営に活かすとともに、自己点検・評価作業の効率化と負担の軽減に向けた取組を実施しており、自己点検・評価の結果の法人運営への活用が図られている。
その他業務運営 (施設設備の整備・活用、安全管理等)	4	・すべての法人において、法令遵守(コンプライアンス)に関する規程等が整備され、組織的な啓蒙活動が行われているが、研究費の不適切な経理の事例(4法人)、教員等個人宛て寄附金が個人で経理されていた事例(31 法人)、臨床研究倫理違反が行われた事例(2法人)、毒物・劇物等の紛失の事例(2法人)、多数の個人情報の不適切な管理事例(2法人)、予算趣旨に反する不適切な調達の事例(1法人)、元職員が物品を不正転売した事例(1法人)が見られた。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

平成 24 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関して、貴委員会においては、各法人における業務運営の実態把握に精力的に取り組み、評価を行っているところであるが、以下のとおり改善すべき点がみられた。

・ 各法人は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年2月 15 日文部科学大臣決定)に基づき、公的研究費の不正使用の防止に取り組んでおり、貴委員会は、公的研究費の不正使用の防止のための体制、ルール等の整備状況及び運用状況についてこれまでも評価を行っている。

文部科学省に対する「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成 25 年 11 月 12 日総務省)で物品購入の発注及び検収の事務局による原則実施等の取組の必要性や、この趣旨を踏まえた具体的な基準、指針等を作成して各機関へ示し、各機関の取組を徹底させることについて指摘がなされている。

このため、今後の評価に当たっては、各法人における新たな基準、指針等を踏まえた体制整備等の状況を踏まえつつ、特にコンプライアンスの観点から上記指摘を踏まえた各法人のルールの運用や監査実施等の取組状況がより明らかになるよう厳格な評価を実施すべきである。

・ 公的研究費の不正使用に加え、新たに複数の法人において研究活動における不正行為(研究内容についての論文不正や倫理違反行為等)が発覚しているところである。

各法人は、これまでも「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成 18 年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告)に基づき、不正行為の防止に取り組んできたところであるが、貴委員会の平成 24 年度評価結果において、不正行為への対応について課題があると指摘された法人を含め、各法人の不正行為防止のための具体的な取組状況について明らかにはなっていない。

今後、文部科学省では「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース中間取りまとめ」(平成 25 年9月 26 日公表)で示された倫理教育の強化、不正事案の公開、不正を抑止する環境の整備、組織としての責任体制の確立などの方向性等も踏まえ、「「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」(平成 25 年 11 月 20 日設置)において検討を行い、ガイドラインの見直し・運用改善及び各法人への周知徹底を図ることとしている。

このため、今後の評価に当たっては、各法人における見直し後のガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を踏まえつつ、各法人の具体的な取組状況を確認することにより、研究活動における不正行為の防止についてより一層厳格な評価を実施し、各法人における必要な改善を促すべきである。

・ 各法人の法令遵守及び危機管理体制については、貴委員会において「共通の観点」としてその状況について評価を行っており、平成 24 年度評価結果においては 16 法人において個人情報等の不適切な取扱いが発覚したことについて課題として指摘している。

しかしながら、上記 16 法人以外にも少なくとも3法人において同様の不適切事案が発生しており、これらが評価結果で明らかとされていないことから、今後の評価に当たっては、貴委員会において各法人の正確な実態把握及び厳格な評価を実施すべきである。

・ 昨今の大型放射線発生装置における安全管理に関する不適切事案等を踏まえ、原子力施設等を有する法人については、規制当局が実施する評価の趣旨を踏まえた上で、その評価結果や評価結果を踏まえた法人の取組を含めた原子力施設等に関するリスク評価及び保守点検等の安全管理に係る具体的な取組に関する評価を行うことが重要である。

原子力施設等を保有する法人について、当該評価の実施状況をみたところ、一部の法人におけるこれらの取組に関する評価結果が十分に説明されていない事例があった。

原子力施設等における安全管理に係るリスクが顕在化した場合は人的及び物的な被害が甚大であり、また、安全管理が適切に実施されているかについては国民の関心も高いものである。このため、今後の評価に当たっては、規制当局による評価結果及び当該評価結果を踏まえた法人の取組並びに法人の自主的なリスクマネジメントも含めた安全管理の取組の状況や、評定に至った理由を十分に明らかにすることにより一層厳格な評価を行うことが望ましい。

第３節　平成 25 年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

（１）取組方針の決定

平成 25 年度においても、政策評価・独立行政法人評価委員会では、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（平成 19 年7月 11 日　政策評価・独立行政法人評価委員会）に基づき、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととした。特に、信頼が著しく損なわれた法人や必要性・合理性が失われた事業を担う法人については、事業の廃止、組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を行うこととした（図表 50 及び 51 並びに資料 25 参照）。

図表 50. 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

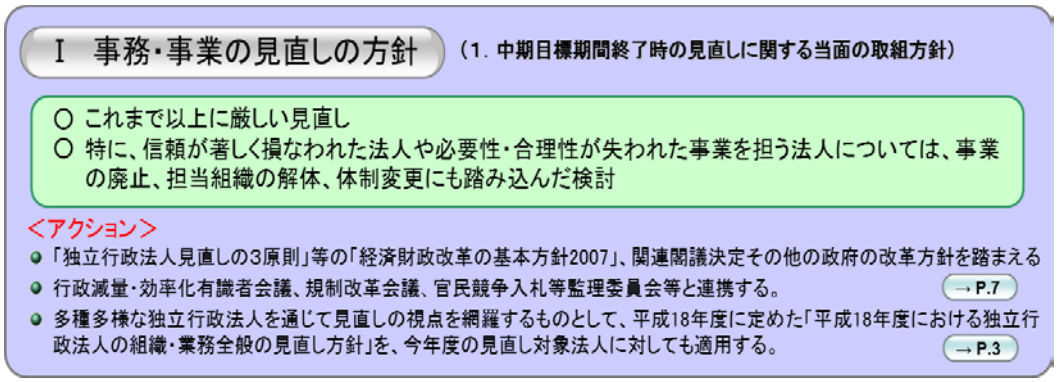

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会が平成 19 年7月 11 日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針（概要）」による。

図表 51.中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針（見直しの視点）

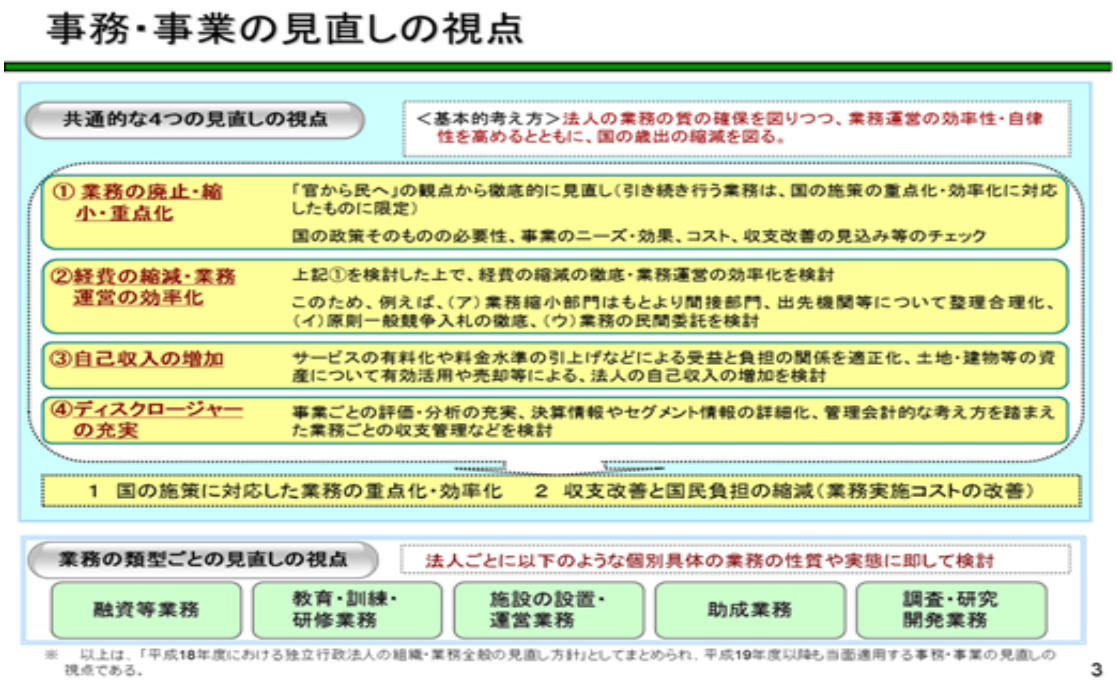

（注）政策評価・独立行政法人評価委員会が平成 19 年7月 11 日に公表した「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針（概要）」による。

（２）見直し作業

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成25年度末に中期目標期間が終了する14法人を所管する7府省の主務大臣から平成 25 年8月末までに当該法人に係る見直し当初案の提出を受け、独立行政法人評価分科会において各府省のヒアリングを実施するとともに、各ワーキング・グループが中心となって見直し作業を実施した（図表 46 及び図表 47 参照）。

（３）勧告の方向性による指摘等

独立行政法人評価分科会及び各ワーキング・グループにおける見直しのための審議を受け、政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 25 年 12 月 16 日に独立行政法人 14 法人に係る主要な事務・事業の見直しについて、「平成 25 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめ、各主務大臣に対して通知した。その概要は図表 52 に示すとおりである。

政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」（概要）

（平成25年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について）

【勧告の方向性とは】

独立行政法人については、中期目標期間(3～5年)が終了する際、各主務大臣が法人の組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（委員長：岡素之（住友商事（株）相談役）、独立行政法人評価分科会長：宮内忍（公認会計士））は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、各主務大臣に通知します。

本年は、平成25年度末に中期目標期間が終了する14の独立行政法人等を対象に指摘を取りまとめています。

⇒　見直しの具体例はP.1～2を、法人別の主な指摘事項はP.4～17を参照。

1．見直しの具体例

（1）法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し

○　**日本学生支援機構**（文部科学省）
・　第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を実施

○　**海洋研究開発機構**（文部科学省）
・　本法人の施設及び設備に基づく独自の役割を明確にした上で、真に担うべき研究に重点化

○　**国立高等専門学校機構**（文部科学省）
・　本法人本部がイニシアティブを取って、51校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編の実施

○　**大学評価・学位授与機構**（文部科学省）
・　本法人が実施する認証評価は、先導的役割に特化し、実施数を段階的に削減の上、将来的な廃止を含め、在り方を検討

○　**労働者健康福祉機構**（厚生労働省）
・　病院ごとに詳細な繰越欠損金の解消計画を策定するとともに、国立病院機構等の取組を参考とした経営改善を推進

○　**医薬品医療機器総合機構**（厚生労働省）
・　ドラッグ・ラグやデバイス・ラグの解消に向けて、新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の一層の迅速化

○　**中小企業基盤整備機構**（経済産業省）
・　地域の中小企業支援機関の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的実施機関として、より難易度が高く、専門性の高い業務に重点化

○　**都市再生機構**（国土交通省）
・　「ＵＲ賃貸住宅ストック再生・再編方針」の内容を見直し、賃貸住宅ストックの圧縮に取り組むなど、賃貸住宅事業の見直しを実施

○　**環境再生保全機構**（環境省）
・　公害健康被害予防業務について、これまでの効果を検証の上、地域住民のぜん息の発症予防・健康回復に効果のある業務に重点化

○　**日本司法支援センター**（法務省）
・　司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、設置の必要性等を検証の上、必要な見直しを実施　　など

（2）業務実施体制の見直し

○　国立大学財務・経営センター（文部科学省）
・　独立した法人としてではなく、他の法人との一体的な業務実施について検討

○　国立病院機構（厚生労働省）
・　施設数（143病院等）や職員数（約７万人）などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討

○　年金・健康保険福祉施設整理機構（厚生労働省）
・　（独）地域医療機能推進機構に改組され、病院を直営することになることから、委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を分析・検証し、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保

○　奄美群島振興開発基金（国土交通省及び財務省）
・　政策実施機能を更に向上させるため、日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方の検討を実施

など

（3）その他の見直し

◇　具体的かつ定量的な目標設定（各法人共通）

◇　内部統制の充実・強化（各法人共通）

◇　運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した運営費交付金額の厳格な算定

など

平成25年度の見直し対象法人

所管府省（対象法人数）	法人名	備考
文部科学省（５）	日本学生支援機構	—
	海洋研究開発機構	—
	国立高等専門学校機構	—
	大学評価・学位授与機構	—
	国立大学財務・経営センター	—
厚生労働省（４）	労働者健康福祉機構	—
	国立病院機構	公務員型
	医薬品医療機器総合機構	—
	年金・健康保険福祉施設整理機構	—
経済産業省（１）	中小企業基盤整備機構	—
国土交通省（２）	都市再生機構	—
	奄美群島振興開発基金	※
環境省（１）	環境再生保全機構	—
法務省（１）	日本司法支援センター	準用法人

合計　１４法人（独立行政法人１３法人＋準用法人１法人）

※　奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき設立されており、同法の期限は平成25年度末とされている。また、同法人の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

2.「勧告の方向性」の主な指摘事項

○　日本学生支援機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与 ・留学生等に対する学資の支給、各種留学生交流プログラムの実施、留学生宿舎の支援等 ・学生生活支援に関する有益な活動事例の情報収集・分析、情報の提供等	**常勤職員数（人）**注1 480 **H25予算（億円）**注2 24,653 **H25国の財政支出（億円）**注3 1,331 **支所等** 市谷事務所 駒場事務所 青海事務所 全国支部（7） 海外事務所（4）	1．貸与基準等の見直し ・　奨学金の延滞率について、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることになる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の方が高く、また、同一の所得水準の世帯において、貸与金額の多い併用貸与者の延滞率が、貸与金額の少ない併用貸与者よりも高くなっている。	・　第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を実施。
		2．適格認定制度の着実な実施 ・　奨学金の継続貸与を受ける際の大学等の適格認定審査に関して、平成23年度認定で「警告」認定を受けたものを対象に、「適格基準の細目」に沿った認定の実施状況を調査した結果、不適切なケースが約５％認められた。	・　大学等が適切な認定を行えるよう、認定基準を明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底するものとする。また、これらの措置をとったにもかかわらず、継続的に不適切な認定を行う大学等があった場合には、大学等の名称を公表する等による再発の防止。
		3．機関保証の検証方法の見直し ・　前回の勧告の方向性を受け、「機関保証制度検証委員会」を設置し、財団法人日本国際教育支援協会が実施している機関保証について平成20年度以降毎年度検証しているが、当該検証において、将来の事業コストを踏まえた十分な検証は行われていない。	・　機関保証の債務保証の収支、代位弁済・回収状況の妥当性にとどまらず、将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を財団法人日本国際教育支援協会に明らかにさせ、機関保証制度検証委員会等で当該計画の実効性及び妥当性を含めた検証を実施。

○　海洋研究開発機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・海洋に関する基盤的研究開発及び学術研究に関する協力等	**常勤職員数（人）**注1 1,050 **H25予算（億円）**注2 402 **H25国の財政支出（億円）**注3 363 **支所等** 研究所等（4） 支所（1）	1．役割の明確化及び研究内容の重点化 ・　研究内容が幅広い分野にまたがり、かつ基礎的内容から応用・発展的内容にまで及んでいる。 ・　他の研究機関の役割との競合が懸念される。	・　本法人が保有する施設及び設備に基づく独自の役割を次期中期目標において明記。 ・　その役割及び他の研究機関の研究内容を踏まえ、本法人が真に担うべき研究を次期中期目標において明記、当該研究に重点化。
		2．具体的な目標設定等 ・　現行中期目標については、評価の際に進捗状況等の検証が困難なものとなっている。	・　達成すべき内容や水準等を具体的に明記した上で、可能な限り定量的な指標を設定。
		3．契約の適正化 ・　本法人の契約については、一者応札・応募の割合が特に高い水準にある。 ・　船舶の運航業務及び調査支援業務については、業務開始当初から委託先が同一の企業に固定化されている。	・　実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を行うとともに、その状況を公表。

○　国立高等専門学校機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・国立高等専門学校の設置・運営	**常勤職員数（人）**注1 6,279 **H25予算（億円）**注2 1,105 **H25国の財政支出（億円）**注3 589 **支所等** 竹橋オフィス 全国51校	1．国立高等専門学校のミッションの再整理 ・　国立高等専門学校は、高度経済成長期に中堅技術者の養成機関として設立されたが、その後、社会状況が大きく変化しているため、ミッションの再整理が必要ではないか。	・　本法人本部がイニシアティブを取って、国立高等専門学校のミッションを再整理し、定量的かつ具体的な成果指標を設定。
		2．学校の配置の在り方の見直し及び学科再編 ・　国立高等専門学校は51校が個別に設置された経緯があるが、その後、社会状況が大きく変化したため、51校全体としてミッションを達成していくために、教育体制の見直しが必要ではないか。	・　本法人本部がイニシアティブを取って、51校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編の実施。
		3．監事監査体制等の充実 ・　本法人は、国立高等専門学校が51校、非常勤職員を含めた職員数が約1万人という比較的規模の大きな組織であるが、常勤監事が置かれていない。	・　常勤監事を置き、監事監査体制を強化。あわせて、本法人本部における監査体制の充実。

○　大学評価・学位授与機構

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・大学等の教育研究活動等の評価及び結果の公表 ・学位の授与	**常勤職員数（人）**注1 126 **H25予算（億円）**注2 16 **H25国の財政支出（億円）**注3 12 **支所等** 竹橋オフィス	1．認証評価事業の先導的役割への特化 ・　個々の教育機関に対して実施する認証評価について、現在の認証評価制度が開始された平成16年度以降、文部科学省の認証を受けた複数の民間認証評価機関が評価を実施している。	・　認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化し、特に、民間認証評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるようにするための取組を実施。 ・　本法人自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含め、在り方を検討。
		2．学位授与事業の運営費交付金負担割合の見直し ・　学位授与事業のうち単位積み上げ型について、個人の申請に基づき学位を授与するものであるが、運営費交付金の負担割合が約7割に上り、手数料収入で当該経費を賄うことができていない。	・　手数料収入の引上げやコスト縮減により運営費交付金の負担割合を下げ、削減目標を設定。
		3．「大学ポートレート（仮称）」運営に係る目標の明確化 ・　平成26年度より「大学ポートレート（仮称）」の運営が本法人の新たな業務となることが検討されているが、その運営方針の決定に当たって、大学コミュニティ関係者により構成される運営委員会と、事業の実施主体となる本法人との役割分担は現段階でも検討中である。	・　運営委員会と本法人との役割分担を明確化した上で、具体的な成果目標を設定し、毎年度厳格な検証を実施。

○　国立大学財務・経営センター

文部科学省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の貸付け及び交付等	**常勤職員数（人）注1** 16 **H25 予算（億円）注2** 1,588 **H25 国の財政支出（億円）注3** 3 **支所等** 東京連絡所	1．組織形態の見直し ・　国立大学法人等を対象とする融資等業務に特化したことで業務量が減少している。また、法人全体として裁量の余地のない業務の割合が高くなっている。さらに、現在は管理部門の職員の比率が相対的に高くなっている。	・　独立した法人としてではなく、他の法人との一体的な業務実施について検討。
		2．施設費貸付事業選定の考え方及び指標の見直し ・　本法人は、各国立大学法人が行う国立大学附属病院整備について、公的資金である財政融資資金を財源として施設費貸付事業を行っているが、国が対象事業を選定する際、国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を必ずしも明確に確認できる考え方及び指標になっていない。	・　国は、国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を明確に確認できるものになるよう、施設費貸付事業選定の考え方及び指標について見直しを実施。

○　労働者健康福祉機構

厚生労働省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・労災病院等の設置・運営 ・産業保健推進センター事業 ・未払賃金の立替払事業	**常勤職員数（人）注1** 15,609 **H25 予算（億円）注2** 3,297 **H25 国の財政支出（億円）注3** 286 **支所等** 労災病院(32)等	1．労災医療と地域医療における役割 ・　労災病院は、労災患者比率が４%程度まで低下するなど、量的にはその役割が縮小している。一方で、労災医療と一体として提供している地域医療における役割が相対的に増している。	・　次期中期目標においては、地域医療への貢献についても本法人が果たすべき役割を明確にし、地域の実情に応じた医療を的確に提供。
		2．経営改善 ・　労災病院事業は、平成 24 年度末時点で 32 病院のうち 18 病院が赤字、繰越欠損金残高は 380 億円となっており、経営改善が進んでいない状況である。	・　本部主導の下、病院ごとに詳細な繰越欠損金の解消計画を策定。また、国立病院機構等の取組を参考として経営改善を推進。
		3．次期中期目標における新たな目標設定等 ・　現行中期目標では、労災病院全体として目標値を設定しているが、病院ごとの目標管理が必要ではないか。	・　次期中期目標では、各病院の機能・運営環境に応じて設定可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書に記載。
		4．産業保健三事業の一元化 ・　産業保健推進センター事業、地域産業保健事業及びメンタルヘルス対策支援事業を一元化するに当たっては、事業規模が拡大することがないよう運営すべきである。	・　業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除。また、次期中期目標において、ワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記。
		5．管理業務の本部等への集約化 ・　管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部等へ集約化する余地がある。	・　施設数（32 病院等）や職員数（約２万人）などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。

○　国立病院機構

厚生労働省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・医療の提供 ・医療に関する調査・研究 ・医療に関する技術者の研修	**常勤職員数（人）注1** 58,471 **H25予算（億円）注2** 9,916 **H25国の財政支出（億円）注3** 233 **支所等** 国立病院(143)等	1．地域医療への更なる貢献 ・　今後は、地域において医療の提供に課題のある分野へ一層貢献していくため、各病院における地域の課題の解決についての貢献度が問われるのではないか。	・　都道府県が定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用し、地域の課題解決に貢献するとともに、その貢献度について業務実績報告書に記載。
		2．管理業務の本部等への集約化 ・　管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部等へ集約化する余地がある。	・　施設数（143病院等）や職員数（約７万人）などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。

○　医薬品医療機器総合機構

厚生労働省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済 ・薬事法に基づく医薬品、医療機器等の承認審査 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・分析・提供	**常勤職員数（人）注1** 702 **H25予算（億円）注2** 369 **H25国の財政支出（億円）注3** 18 **支所等** －	1．新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の迅速化等 ・　平成23年度末現在、ドラッグ・ラグが６か月、デバイス・ラグが23か月となっており、これらを早期に解消し、新医薬品や新医療機器をより早く国民に提供することが望まれる。	・　次の取組を行うことにより、審査を一層迅速化。 ①　新医療機器に係る審査の的確な進行管理 ②　企業のニーズを的確に把握し、相談業務の在り方について適時の見直し ③　治験の推進など開発ラグの解消に資する取組への積極的な支援、協力
		2．その他の医薬品及び医療機器に係る審査事務の迅速化等 ・　新医薬品及び新医療機器よりも申請数が多い後発医療用医薬品、改良医療機器等の中には、審査期間が短縮していないものや現行の審査期間の目標値を達成してないものがある。	・　現行よりも短縮した数値目標を設定することや古い申請案件を集中的・計画的に処理することにより、審査を一層迅速化。
		3．医薬品副作用被害救済制度の効果的な周知等 ・　本制度は一般国民の認知度が低い（約５％）ことに加え、医療関係者の認知度も必ずしも高くない（約50%）状況にある。	・　効果的な周知を行うために、今後は医療関係者を通じた患者への周知対策を重点的に実施。
		4．組織・体制を強化する上で必要な取組 ・　閣議決定等により、本法人の体制が強化される方向にあるが、現状の業務プロセス等における課題の分析・検証状況等が明確でない。	・　体制を強化するに当たっては、部門ごとに現状の業務プロセスや実施体制における課題を分析・検証することにより、課題解消のために必要な改善計画を策定し、これに基づき改善。

○　年金・健康保険福祉施設整理機構

厚生労働省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・年金福祉施設等の譲渡・廃止 ・（独）地域医療機能推進機構への改組準備	**常勤職員数（人）**注1 21 **H25予算（億円）**注2 343 **H25国の財政支出（億円）**注3 － **支所等** サテライトオフィス（1）	1．地域医療への取組等 ・　新法人が直営することとなる病院事業については、地域で必要とされる医療の提供等をミッションとしていることから、地域の実情に応じた医療の提供が必要である。	・　地域医療に積極的に貢献するため、各病院において効率的・効果的な医療提供体制を構築した上、地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供。
		2．経営改善への取組 ・　平成24年度決算では、改組後に直営する57病院のうち、14病院が赤字病院となっていることから、個々の病院における経営改善が必要である。	・　個々の病院の実情に応じた具体的な経営改善計画を策定し、次期中期目標にその旨を明記。
		3．次期中期目標における新たな目標設定等 ・　病院を直営するに当たっては、各病院と本部との役割を明確にし、地域への貢献度、医療の質、機能の向上等を測るための指標・目標の設定が必要ではないか。また、本部が各病院の目標管理を行う必要がある。	・　次期中期目標では、少なくとも次の事項を明記し、病院ごとの実績を業務実績報告書に記載。 ①　地域医療への貢献度を測る指標 ②　臨床評価指標 ③　治験の推進に係る具体的な取組方針及び目標
		4．新法人の組織・体制の構築 ・　病院等の委託運営を行っていた時期に、複数の病院において、不適切な会計処理等の問題が発生している。	・　委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を分析・検証し、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、会計処理等を確保。
		5．管理業務の本部等への集約化 ・　管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されており、本部等へ集約化する余地がある。	・　改組後の施設数（57病院等）や職員数（約２万人）などの規模を踏まえ、管理業務の本部等への集約化について検討。

○　中小企業基盤整備機構

経済産業省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・ビジネスマッチング、ファンド組成、インキュベーションによる事業化支援 ・支援機関の支援機能の向上や支援機関職員等に関する研修の実施 ・経営力強化等に役立つノウハウ等の情報提供 ・再生協議会支援、再生ファンド、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済、震災復興支援等	**常勤職員数（人）**注1 791 **H25予算（億円）**注2 14,442 **H25国の財政支出（億円）**注3 233 **支所等** 地域本部等(10) 中小企業大学校（9）	1．地域支援機関との連携・協働による助言・支援業務の重点化 ・　新たな中小企業政策に対応した中小企業の支援ニーズの増大に対して、限りある経営資源で業務の質を確保する必要がある。	・　助言・支援業務により培った支援ノウハウの地域支援機関への移転を進めるなどにより、引き続き地域支援機関の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的実施機関として、より難度が高く、より専門性の高い業務に重点化。
		2．ファンド出資事業の情報開示 ・　ファンド出資の損失累計額について、情報開示が消極的である（損益計算書による単年度データのみ）。	・　政府出資金を原資とする事業の適切な評価に資するため、出資履行金額、分配金額、出資金損益の年度データ及び累計データを事業報告書で明示。
		3．中期目標の明確化 ・　現在の成果目標が、支援等の最終的成果を測るものとなっていない。	・　中小企業の海外展開支援事業及びインキュベーション事業について、従来のアウトプット目標等に加え、我が国の経済成長への貢献度を測るアウトカム目標を設定。

○　都市再生機構

国土交通省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等 ・都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等 ・ニュータウン整備事業等の実施（経過業務）	**常勤職員数（人）**注1 3,381 **H25予算（億円）**注2 21,261 **H25国の財政支出（億円）**注3 388 **支所等** 本部（３） 支社（６） 技術研究所（１） 事業本部（３） 都市開発事務所（４） 営業所（３） 震災復興支援局（２）	１．賃貸住宅ストックの圧縮 ・　本法人は賃貸住宅部門を中心に約11兆円の借入金があり、今後の金利上昇リスク等の回避及び人口の減少に伴う将来の賃貸住宅需要の低下に対応するため、賃貸住宅部門に係る資産（賃貸住宅ストック）及び負債を圧縮する必要がある。 ・　しかし、その資産（賃貸住宅ストック）の具体的な取組方針である「ＵＲ賃貸住宅ストック再生・再編方針」については、平成19年度以降見直されていない。	・　「ＵＲ賃貸住宅ストック再生・再編方針」については、更なる経営改善のため、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、次期中期目標期間中に同方針の内容の見直しを実施。
		２．ニュータウン整備事業の見直し ・　ニュータウン整備事業については、現中期目標等において、平成30年度までに土地の供給・処分を完了することになっているが、21～24年度の同事業用地の供給・処分実績は、各年度の計画目標の６割にとどまっている。 ・　完了期限（平成30年度）後の賃貸用地（企業向け施設用地等）の管理方策が策定されていない。	・　ニュータウン整備事業について、期限（平成30年度）までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進。 ・　期限終了後の賃貸用地（企業向け施設用地等）については、次期中期目標において、管理・処分に関する基本的考え方を明記。あわせて、その具体的な管理・処分方針を策定。
		３．技術研究所の在り方の抜本的見直し ・　技術研究所について、国土交通省所管の独立行政法人に類似の機能を有すると思われる建築研究所等がある状況で、機構として独自に研究所を持つ必要性があるのか。	・　技術研究所で実施している調査研究については、技術的に同研究所以外で実施できないものは限られており、同研究所の規模の縮小が可能。 ・　同研究所については、独立行政法人建築研究所との統合を含めた連携強化を一層推進するなど、その在り方の抜本的な見直しを実施。

○　奄美群島振興開発基金

国土交通省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け ※奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づき設立されており、同法の期限は平成25年度末とされている。	**常勤職員数（人）**注1 18 **H25予算（億円）**注2 29 **H25国の財政支出（億円）**注3 2 **支所等** 徳之島事務所 沖永良部事務所	１．法人の業務内容の見直し ・　奄美群島振興開発特別措置法が平成25年度末に期限切れになることから、国土交通省の奄美群島振興開発審議会において、本法人を含めた奄美群島の振興開発に関して今後採るべき措置について審議され、本年７月に意見具申が取りまとめられた。 ・　本法人と類似の業務を行う機関として、保証業務では鹿児島県信用保証協会、融資業務では日本政策金融公庫があることから、これら機関との統合の可能性も含め役割分担等を検討する必要がある。	・　奄美群島振興開発特別措置法が平成25年度末に期限切れになることから、政策実施機能を更に向上させるため、日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方について検討を実施。
		２．保証業務及び融資業務の見直し ・　本法人は、平成24年度末現在、57億円の繰越欠損金を有し、リスク管理債権の割合も53%と高い状態となっている。 ・　今後の奄美群島経済を支えていく可能性を有する新たな産業分野の育成支援などの要望等を踏まえ、例えば、世界自然遺産登録を視野に入れた観光関連施設等に対する長期・多額の支援を検討する必要がある。	・　保証・融資業務について、多額の繰越欠損金及びリスク管理債権比率が極めて高いことを踏まえ、①審査の強化及び債権管理の徹底、②奄美群島の経済情勢を踏まえた融資・保証の限度額等の条件設定などの措置を実施。
		３．財務内容の改善 ・　現状、本法人において繰越欠損金の削減に関する具体的な計画は策定されていない。 ・　繰越欠損金を早期に解消するため、計画的な削減を進めるとともに、繰越欠損金の削減の進捗状況について評価を行うことができるようにする必要がある。	・　繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、次期中期目標に削減目標を明記するとともに、具体的な繰越欠損金解消計画を策定し、公表。

○　環境再生保全機構

環境省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・公害に係る健康被害の補償及び予防 ・民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援 ・廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 ・アスベスト（石綿）による健康被害の救済	常勤職員数（人）注1 142 H25予算（億円）注2 773 H25国の財政支出（億円）注3 212 支所等 大阪支部 （H25年6月廃止）	1．存在意義の明確化 ・　事業者からの徴収、積立て、出えん、政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の資金を受け入れ、適正に分配することを基本として各業務を実施している。法人の行う業務の必要性等について、国民の理解をより一層深めることが必要である。	・　法人の業務について、環境省の政策目標や業務を取り巻く現状を中期目標に記載の上、本法人の必要性とその役割を明確化。
		2．承継業務の業務量減への対応 ・　次期中期目標期間中には、独法移行時に承継した業務のうち正常債権の回収については、大部分が終了する見込みであり、また、管理を要する債権についても順次減少していく見込みである。	・　業務量減に応じた組織の縮減を検討し、次期中期目標期間終了時までに結論を得ること。
		3．公害健康被害予防業務の見直し ・　現行中期目標期間において、予防事業の効果をアンケート等で取りまとめ、都道府県等へ情報提供している。これを踏まえ、効果のある事業に重点化する必要がある。	・　公害健康被害予防業務について、現行中期目標期間までの事業効果を見極め、地域住民のぜん息の発症予防・健康回復に効果のある事業に重点化。

○日本司法支援センター

法務省

主な業務	基本情報	「勧告の方向性」の主な指摘事項	
		問題意識	指摘のポイント
・資力が乏しい者を対象にした無料法律相談や訴訟代理費用の立替え等を行う民事法律扶助業務 ・法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために、地域事務所の設置等を行う司法過疎対策業務 ・国選弁護人候補等の指名及び裁判所への通知等を行う国選弁護等関連業務	常勤職員数（人）注1 947 （うち常勤弁護士247） H25予算（億円）注2 453 H25国の財政支出（億円）注3 310 支所等 地方事務所（50） 支部（11） 出張所（12） 地域事務所（36）	1．独法通則法の枠組みに沿った目標等の明確化 ・　独法通則法が準用されていることから、事務及び事業の必要性のみを説明するのではなく、総合法律支援を実現するための具体的な目標設定が必要である。	・　次期中期目標において、本法人が実施する事務及び事業の必要性のみでなく、身近で頼りがいのある司法を実現するための目標や達成すべき水準を具体的かつ定量的に設定。
		2．民事法律扶助立替金の管理・回収 ・　発生年度ごとの立替金の回収状況をみると、償還開始初年度から3年間のうちに償還される金額は、免除額を除く各年度の立替金額の約7割を占めているものの、当該期間における回収率は横ばいの状況であり、これまでに実施した取組の効果が現れているとは言い難い。	・　立替金の回収については、これまで実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用し、より効率的かつ効果的な取組を実施。
		3．司法過疎地域事務所における業務量の把握・分析 ・　本来把握すべき司法過疎地域事務所ごとの処理件数を把握していないことから、業務量に応じた事務所の設置等が行われていないのではないか。	・　本部において司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、設置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、これを踏まえた必要な見直しを実施。

注1　「常勤職員数」（任期付きの常勤職員を含む。）は平成25年4月1日現在の数値である（日本司法支援センターは平成25年1月1日現在）。

注2　「H25予算」は、各法人の当初予算ベースの平成25年度全体の収入・支出に係る計画における支出予算の総額等（他勘定への繰入れを含む。）。

注3　「H25国の財政支出」は「平成25年度予算及び財政投融資計画の説明」（財務省主計局・理財局）による（日本司法支援センターについては、平成25年度計画（平成25年度予算）の運営費交付金、受託収入、補助金等収入の合計額を記載している。）。

（４）見直し内容の決定及び新中期目標等への反映

平成 25 年度に見直しを行った独立行政法人 14 法人について、各主務大臣は、勧告の方向性を踏まえ、その趣旨が反映された主要な事務及び事業の見直し案（以下「見直し最終案」という。）を策定し、公表した。

見直し最終案を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものとなっているか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成 26 年3月 13 日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標等の審議を行ったが、結果として、各府省において策定された新中期目標等は、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。

資　料　編

資料 1-1 独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号

最終改正　平成 25 年法律第 82 号

（平成 25 年 10 月 1 日時点）

目次

第一章　総則
第一節　通則（第一条―第十一条）
第二節　独立行政法人評価委員会（第十二条）
第三節　設立（第十三条―第十七条）
第二章　役員及び職員（第十八条―第二十六条）
第三章　業務運営
第一節　業務（第二十七条・第二十八条）
第二節　中期目標等（第二十九条―第三十五条）
第四章　財務及び会計（第三十六条―第五十条）
第五章　人事管理
第一節　特定独立行政法人（第五十一条―第六十条）
第二節　特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条―第六十三条）
第六章　雑則（第六十四条―第六十八条）
第七章　罰則（第六十九条―第七十二条）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（目的等）

第一条　この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

２　各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

２　この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条　独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

２　独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

３　この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条　各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条　各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（法人格）

第六条　独立行政法人は、法人とする。

（事務所）

第七条　各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

２　独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（財産的基礎等）

第八条　独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

２　政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

３　独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（登記）

第九条　独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

２　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十条　独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条 及び第七十八条 の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節　独立行政法人評価委員会

（独立行政法人評価委員会）

第十二条　独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

２　評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二　その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

３　前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節　設立

（設立の手続）

第十三条　各独立行政法人の設立に関する手続については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条　主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

２　前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

３　第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

（設立委員）

第十五条　主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

２　設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

（設立の登記）

第十六条　第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条　独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十八条　各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

２　各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

３　各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

（役員の職務及び権限）

第十九条　法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

２　個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

３　前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

４　監事は、独立行政法人の業務を監査する。

５　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第二十条　法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一　当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

２　監事は、主務大臣が任命する。

３　第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

４　法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員の任期）

第二十一条　役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十三条　主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、そ

の役員を解任しなければならない。
2　主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二　職務上の義務違反があるとき。
3　前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。
4　法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
（代表権の制限）
第二十四条　独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。
（代理人の選任）
第二十五条　法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
（職員の任命）
第二十六条　独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章　業務運営

第一節　業務

（業務の範囲）
第二十七条　各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。
（業務方法書）
第二十八条　独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。
3　主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
4　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節　中期目標等

（中期目標）
第二十九条　主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
2　中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
二　業務運営の効率化に関する事項
三　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
四　財務内容の改善に関する事項
五　その他業務運営に関する重要事項
3　主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
（中期計画）
第三十条　独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
二　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
四　短期借入金の限度額
四の二　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
五　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
六　剰余金の使途
七　その他主務省令で定める業務運営に関する事項
3　主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
4　主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
5　独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、

遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第三十一条　独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

２　前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

３　評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

４　評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

５　審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条　独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条　独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

２　前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

３　第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条　主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

２　主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

３　審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第三十六条　独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

２　独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第三十七条　独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第三十八条　独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

２　独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

３　主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

４　独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条　独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第四十条　会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格）

第四十一条　会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

２　公認会計士法 の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

（会計監査人の任期）

第四十二条　会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

（会計監査人の解任）

第四十三条　主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二　会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（利益及び損失の処理）

第四十四条　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

２　独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

３　独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

４　主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

５　第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（借入金等）

第四十五条　独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

２　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

３　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

４　主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

５　独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（財源措置）

第四十六条　政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二　独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

２　独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

３　独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付す

るものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4　独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5　主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（不要財産に係る民間等出資の払戻し）

第四十六条の三　独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2　出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3　独立行政法人は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4　独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものと　する。

5　出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。

6　主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（余裕金の運用）

第四十七条　独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項 の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第四十八条　独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2　主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（会計規程）

第四十九条　独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（主務省令への委任）

第五十条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章　人事管理

第一節　特定独立行政法人

（役員及び職員の身分）

第五十一条　特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

（役員の報酬等）

第五十二条　特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

２　特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
３　前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。
（評価委員会の意見の申出）
第五十三条　主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
２　評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
（役員の服務）
第五十四条　特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
２　前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の四 及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。
３　役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
４　役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
５　役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
（役員の退職管理）
第五十四条の二　国家公務員法第十八条の二第一項 、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条 の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項 中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項 及び第百六条の十六 中「第百六条の二 から第百六条の四 まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで」とあるのは「独立行

政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3　内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

4　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5　第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

（役員の災害補償）

第五十五条　役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外）

第五十六条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

（職員の給与）

第五十七条　特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2　特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条　特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条　次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一　労働者災害補償保険法 の規定

二　国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四　一般職の職員の給与に関する法律の規定

五　削除

六　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

八　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条 から第九条 までの規定

九　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条 の規定

十　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第五条第二項及び第八条 の規定

2　職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法

第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3　職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条 及び第六条第三項 の規定の適用については、同法第五条第一項 中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項 中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律 （昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4　職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第三条第一項 ただし書中「勤務時間法第十九条 に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5　職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第八項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号 」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6　職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

（国会への報告等）

第六十条　特定独立行政法人は、政令で定めるとこ

ろにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

２　政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

３　特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節 及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節　特定独立行政法人以外の独立行政法人

（役員の兼職禁止）

第六十一条　特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第六十二条　第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

（職員の給与等）

第六十三条　特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

２　特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

３　前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章　雑則

（報告及び検査）

第六十四条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（違法行為等の是正）

第六十五条　主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

２　独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

（解散）

第六十六条　独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

（財務大臣との協議）

第六十七条　主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二　第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三　第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

三の二　第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四　第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（主務大臣等）

第六十八条　この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章　罰則

第六十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幇助をした者も、同様とする。

一　正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二　第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三　第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四　第五十四条の二第二項の規定により書類又はそ

の写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五　第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。）

第六十九条の二　第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条　第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五　第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六　第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七　第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八　第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九　第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条　第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国の無利子貸付け等）

第四条　国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

２　前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

３　前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

４　国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

５　独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附　則　（平成一一年法律第一四一号から平成二五年法律第七八号まで）略

附　則　（平成二五年一一月二二日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　施行日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間、原子力規制委員会に、機構に関する事務を処理させるた

め、旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の通則法第十二条第一項の規定により原子力規制委員会に置かれている独立行政法人評価委員会は、委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

3　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機構の業務の実績に関する評価に関すること。

二　第二条第五項の規定により読み替えて適用する通則法第三十八条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

4　前項に定めるもののほか、委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

資料 1-2　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令

平成 12 年政令第 316 号

最終改正　平成 24 年政令第 99 号

（平成 25 年 10 月 1 日時点）

（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）

第一条　独立行政法人通則法　（以下「通則法」という。）第三十二条第三項　（日本私立学校振興・共済事業団法　（平成九年法律第四十八号）第二十六条　、国立大学法人法　（平成十五年法律第百十二号）第三十五条　及び総合法律支援法　（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

（会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲）

第二条　通則法第三十九条　に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項　に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

一　通則法第三十九条　に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二　通則法第三十八条第一項　の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあっては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

（不要財産の国庫納付）

第二条の二　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項　本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　現物による国庫納付に係る不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五　現物による国庫納付の予定時期

六　その他必要な事項

２　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項　本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）

第二条の三　独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二　の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

２　主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

３　独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

（不要財産の譲渡収入による国庫納付）

第二条の四　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項　の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項　本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由

三　納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

四　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

五　譲渡によって得られる収入の見込額

六　譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

七　当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

八　譲渡の方法

九　譲渡の予定時期

十　譲渡収入による国庫納付の予定時期

十一　その他必要な事項

２　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額（第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収

入額」という。）
三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
四　譲渡した時期
3　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。
4　主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項 本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。
5　独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。
（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）
第二条の五　独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二 の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。
2　主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。
3　前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があった場合について準用する。
（簿価超過額の国庫への納付）
第二条の六　独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額（以下この条において「簿価超過額」という。）があった場合には、通則法第四十六条の二第三項 ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二条の四第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。
2　独立行政法人は、簿価超過額があった場合において、通則法第四十六条の二第三項 ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容
二　帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
三　簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由
3　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。
（国庫に納付する不要財産等の帰属する会計）
第二条の七　通則法第四十六条の二第一項 の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項 若しくは第三項 の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。
2　前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。
（資本金の減少に係る通知及び報告）
第二条の八　主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかったものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。
2　独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。
3　主務大臣は、前項の報告があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。
（主務大臣への報告）
第三条　通則法第六十条第一項 の規定による報告は、一月一日現在における同項 に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。
（常勤職員の範囲）
第四条　通則法第六十条第一項 に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。
一　国家公務員法 （昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条 又は第八十二条 の規定による休職又は停職の処分を受けた者
二　特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第五項 の規定により休職者とされた者
三　国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律 （昭和四十五年法律第百十七号）第二条第一項 の規定により派遣された者
四　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項 の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項 に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二条 の規定による勤務を

している者を含む。）
五　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

（積立金の処分に係る承認の手続）

第五条　別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一　別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

２　前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第六条　別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

２　主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第七条　国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条　別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

２　前項の規定にかかわらず、別表の第一欄に掲げる独立行政法人が通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十三年度の一般会計補正予算（第３号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

（教育公務員の範囲）

第九条　独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第九条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十条、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四

年法律第百六十二号）第十一条 、独立行政法人日本芸術文化振興会法 （平成十四年法律第百六十三号）第十条第一項 、独立行政法人労働政策研究・研修機構法 （平成十四年法律第百六十九号）第九条第一項 、独立行政法人日本貿易振興機構法 （平成十四年法律第百七十二号）第九条第一項 、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 （平成十四年法律第百九十二号）第十条 、独立行政法人日本学生支援機構法 （平成十五年法律第九十四号）第十条第一項 、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第九条第一項 、独立行政法人大学評価・学位授与機構法 （平成十五年法律第百十四号）第十一条第一項 、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法 （平成十六年法律第百三十五号）第十条 に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一　学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二　国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

（国の貸付金の償還期間等）

2　通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

3　前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

4　国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

5　国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

6　通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附　則　（平成一二年政令第三三三号から平成二二年政令第四一号まで）　略

附　則　（平成二二年政令第二二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条の規定に基づき主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、同令第二条の六第二項中「第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第二条の四第一項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

附　則　（平成二十三年政令第一〇九号）　略

附　則　（平成二十三年政令第一六六号）　略

附　則　（平成二三年政令第三三四号）　略

附　則　（平成二四年政令第一〇号）　略

別表（第五条、第六条、第八条関係）　略

資料2　独立行政法人一覧

（平成26年４月１日現在）

内閣府所管 2
- ○ 国立公文書館
- 北方領土問題対策協会

消費者庁所管 1
- 国民生活センター

総務省所管 3
- 情報通信研究機構
- ○ 統計センター
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2
- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管 3
- 酒類総合研究所
- ○ 造幣局
- ○ 国立印刷局

文部科学省所管 23
- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 19
- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 労働者健康福祉機構
- ○ 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 地域医療機能推進機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人
- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 13
- ○ 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管 10
- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- ○ 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 19
- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管 2
- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管 1
- ○ 駐留軍等労働者労務管理機構

（注1）○印の法人は、特定独立行政法人（役職員が国家公務員の身分を有するもの（8法人））
（注2）法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略

合計　98法人

（別添）独立行政法人国立病院機構　病院一覧

（平成26年4月1日現在）

名　称	郵便番号	住　所	電話番号	ホームページ
北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水4条2-3-54	011-811-9111	http://www.sap-cc.org/
北海道医療センター	063-0005	北海道札幌市西区山の手5条7-1-1	011-611-8111	http://www.hosp.go.jp/~hokkaidomc/
函館病院	041-8512	北海道函館市川原町18-16	0138-51-6281	http://hnh-hosp.jp/
旭川医療センター	070-8644	北海道旭川市花咲町7-4048	0166-51-3161	http://www.hosp.go.jp/~asahikawamc/
帯広病院	080-8518	北海道帯広市西18条北2-16	0155-33-3155	http://www.obihp.jp/
八雲病院	049-3198	北海道二海郡八雲町宮園町128	0137-63-2126	http://www.hosp.go.jp/~yakumo/
弘前病院	036-8545	青森県弘前市大字富野町1	0172-32-4311	http://www.hosp.go.jp/~hirosaki/
八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上3-13-1	0178-45-6111	http://www.hosp.go.jp/~hatinohe/
青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155	0172-62-4055	http://www.nhoaomori.jp/
盛岡病院	020-0133	岩手県盛岡市青山1-25-1	019-647-2195	http://www.hosp.go.jp/~morioka/
花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪500	0198-24-0511	http://www.nho-hanamaki.jp/
岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下48	0191-25-2221	http://www.hosp.go.jp/~iwate/
釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町4-7-1	0193-23-7111	http://www.nhokamaisi.jp/
仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1111	http://www.snh.go.jp/
仙台西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鈎取本町2-11-11	022-245-2111	http://www.nishitaga-hosp.jp/
宮城病院	989-2202	宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原100	0223-37-1131	http://www.mnh.go.jp/
あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	0184-73-2002	http://akitahp.jp/AkitaHP_top.html
山形病院	990-0876	山形県山形市行才126-2	023-684-5566	http://www.hosp.go.jp/~yamagata/
米沢病院	992-1202	山形県米沢市大字三沢26100-1	0238-22-3210	http://www.omn.ne.jp/~kokuryou/
福島病院	962-8507	福島県須賀川市芦田塚13	0248-75-2131	http://fukushima-hosp.com/
いわき病院	970-0224	福島県いわき市平豊間字兎渡路291	0246-55-8261	http://www.hosp.go.jp/~iwaki/
水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280	029-240-7711	http://www.hosp.go.jp/~mito-mc/
霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津2-7-14	029-822-5050	http://kasumi-hosp.jp/
茨城東病院	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼825	029-282-1151	http://www.ibarakihigashi-hospital.jp/
栃木医療センター	320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭1-10-37	028-622-5241	http://www.tochigi-mc.jp/
宇都宮病院	329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町2160	028-673-2111	http://www.un-hosp.jp/
高崎総合医療センター	370-0829	群馬県高崎市高松町36	027-322-5901	http://www.tnho.jp/index.html
沼田病院	378-0051	群馬県沼田市上原町1551-4	0278-23-2181	http://www.numata-hosp.jp/
西群馬病院	377-8511	群馬県渋川市金井2854	0279-23-3030	http://www.hosp.go.jp/~wgunma/
西埼玉中央病院	359-1151	埼玉県所沢市若狭2-1671	04-2948-1111	http://www.hosp.go.jp/~wsaitama/hospital/byouin_shoukai.html
埼玉病院	351-0102	埼玉県和光市諏訪2-1	048-462-1101	http://saitama-hospital.jp/
東埼玉病院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜4147	048-768-1161	http://www.hosp.go.jp/~esaitama/
千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森4-1-2	043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/
千葉東病院	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町673	043-261-5171	http://www.hosp.go.jp/~chibae2/
下総精神医療センター	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町578	043-291-1221	http://www.shimofusa-pc.jp/index.html
下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡934-5	043-422-2511	http://www.hosp.go.jp/~simosizu/
東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	http://www.ntmc.go.jp/
災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町3256	042-526-5511	http://www.nho-dmc.jp/
東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘3-1-1	042-491-2111	http://www.hosp.go.jp/~tokyo/
村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園2-37-1	042-561-1221	http://www.murayama-hosp.jp/
横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2	045-851-2621	http://www.yokohama-mc.com/
久里浜医療センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比5-3-1	046-848-1550	http://www.kurihama-med.jp/
箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭412	0465-22-3196	http://hakonehosp.com/
相模原病院	252-0392	神奈川県相模原市南区桜台18-1	042-742-8311	http://www.hosp.go.jp/~sagami/
神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合666-1	0463-81-1771	http://kanagawa-hosp.org/
西新潟中央病院	950-2085	新潟県新潟市西区真砂1-14-1	025-265-3171	http://www.masa.go.jp/
新潟病院	945-8585	新潟県柏崎市赤坂町3-52	0257-22-2126	http://www.niigata-nh.go.jp/html/index.html
さいがた医療センター	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟468-1	025-534-3131	http://www.saigata-nh.go.jp/
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町11-35	055-253-6131	http://www.kofu-hospital.jp/
東長野病院	381-8567	長野県長野市上野2-477	026-296-1111	http://enagano-hosp.jp/

名　称	郵便番号	住　所	電話番号	ホームページ
まつもと医療センター				
松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南2-20-30	0263-58-4567	http://mmcmatsu.jp/index.html
中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘811	0263-58-3121	http://mmccyuushin.jp/index.html
信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890	http://www.nagano-hosp.go.jp/
小諸高原病院	384-8540	長野県小諸市甲4598	0267-22-0870	http://www.komoro-hp.jp/
富山病院	939-2692	富山県富山市婦中町新町3145	076-469-2135	http://www.toyama-hosp.jp/
北陸病院	939-1893	富山県南砺市信末5963	0763-62-1340	http://www.hosp.go.jp/~hokuriku/
金沢医療センター	920-8650	石川県金沢市下石引町1-1	076-262-4161	http://www.kanazawa-hosp.jp/
医王病院	920-0192	石川県金沢市岩出町ニ73-1	076-258-1180	http://www.hosp.go.jp/~iou/
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部3-1	0767-53-1890	http://www.nanao-hosp.jp/
石川病院	922-0405	石川県加賀市手塚町サ150	0761-74-0700	http://www.hosp.go.jp/~isikawa/
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良1300-7	058-232-7755	http://www.hosp.go.jp/~ngr/
静岡てんかん･神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山886	054-245-5446	http://www.shizuokamind.org/
静岡富士病院	418-0103	静岡県富士宮市上井出814	0544-54-0700	http://www.hosp.go.jp/~fuji/
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜北区於呂4201-2	053-583-3111	http://www.tenryu-hosp.jp/
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢762-1	055-975-2000	http://www.hosp.go.jp/~tsh/index.html
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1	052-951-1111	http://www.nnh.go.jp/
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市名東区梅森坂5-101	052-801-1151	http://www.hosp.go.jp/~tomei/
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋市守山区大森北2-1301	052-798-9711	http://eowari.jp/
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上50	0532-62-0301	http://www.toyohashi-hosp.jp/
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町357	059-232-2531	http://www.hosp.go.jp/~mieh/
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登3-2-1	059-378-1321	http://www.hosp.go.jp/~suzukaww/
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町2158-5	059-259-1211	http://www.miechuo-hosp.jp/
榊原病院	514-1292	三重県津市榊原町777	059-252-0211	http://www.hosp.go.jp/~sakakihp/
福井病院	914-0195	福井県敦賀市桜ヶ丘町33-1	0770-25-1600	http://www.fukui-hosp.jp/
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北潟238-1	0776-79-1211	http://www.hosp.go.jp/~awara/
東近江総合医療センター	527-8505	滋賀県東近江市五智町255	0748-22-3030	http://www.shiga-hosp.jp/index.html
紫香楽病院	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧997	0748-83-0101	http://www.hosp.go.jp/~sigaraki/
京都医療センター	612-8555	京都府京都市伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161	http://www.hosp.go.jp/~kyotolan/
宇多野病院	616-8255	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町8	075-461-5121	http://www.utanohosp.jp/index.html
舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永2410	0773-62-2680	http://www.hosp.go.jp/~maizuru/
南京都病院	610-0113	京都府城陽市中芦原11	0774-52-0065	http://www.hosp.go.jp/~skyoto/
大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	http://www.onh.go.jp/
近畿中央胸部疾患センター	591-8555	大阪府堺市北区長曽根町1180	072-252-3021	http://www.hosp.go.jp/~kch/
刀根山病院	560-8552	大阪府豊中市刀根山5-1-1	06-6853-2001	http://www.toneyama-hosp.jp/
大阪南医療センター	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町2-1	0721-53-5761	http://www.ommedc.jp/
神戸医療センター	654-0155	兵庫県神戸市須磨区西落合3-1-1	078-791-0111	http://www.kobemc.go.jp/
姫路医療センター	670-8520	兵庫県姫路市本町68	079-225-3211	http://www.hosp.go.jp/~hmj/
兵庫青野原病院	675-1350	兵庫県小野市南青野	0794-66-2233	http://www.hosp.go.jp/~aono/
兵庫中央病院	669-1592	兵庫県三田市大原1314	079-563-2121	http://hyogo-chuo-hosp.jp/
奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条2-789	0742-45-4591	http://www.nho-nara.jp/
やまと精神医療センター	639-1042	奈良県大和郡山市小泉町2815	0743-52-3081	http://www.hosp.go.jp/~yamato/index.html
南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町27-1	0739-26-7050	http://www.hosp.go.jp/~swymhp2/
和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町和田1138	0738-22-3256	http://www.wakayama-hosp.jp/
鳥取医療センター	689-0203	鳥取県鳥取市三津876	0857-59-1111	http://tottori-iryo.jp/
米子医療センター	683-8518	鳥取県米子市車尾4-17-1	0859-33-7111	http://www.nho-yonago.jp/
松江医療センター	690-8556	島根県松江市上乃木5-8-31	0852-21-6131	http://www.matsue-medicalcenter.jp/
浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	http://hamada-nh.jp/
岡山医療センター	701-1192	岡山県岡山市北区田益1711-1	086-294-9911	http://okayamamc.jp/index.php
南岡山医療センター	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島4066	086-482-1121	http://www.sokayama.jp/
呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町3-1	0823-22-3111	http://www.kure-nh.go.jp/
福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町4-14-17	084-922-0001	http://www.fukuyama-hosp.go.jp/

名　称	郵便番号	住　所	電話番号	ホームページ
広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波4-1-1	0827-57-7151	http://www.hiro-nishi-nh.jp/
東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家513	082-423-2176	http://www.hiro-hosp.jp/
賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方92	0823-82-3000	http://www.hosp.go.jp/~kamo/
関門医療センター	752-8510	山口県下関市長府外浦町1-1	083-241-1199	http://www.hosp.go.jp/~simo/
山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波685	0836-58-2300	http://www.yamaguchi-hosp.jp/
岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市愛宕町1-1-1	0827-34-1000	http://www.iwakuni-nh.go.jp/
柳井医療センター	742-1352	山口県柳井市伊保庄95	0820-27-0211	http://yanai-hosp.jp/
東徳島医療センター	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171	http://www.hosp.go.jp/~eastt/
徳島病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161	http://www.tokusimahosp-nho.jp/
高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙8	087-841-2146	http://www.hosp.go.jp/~takamath/
四国こどもとおとなの医療センター	765-8507	香川県善通寺市仙遊町2-1-1	0877-62-1000	http://shikoku-med.jp/
四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲160	089-999-1111	http://www.shikoku-cc.go.jp/index.html
愛媛医療センター	791-0281	愛媛県東温市横河原366	089-964-2411	http://www.ehime-nh.go.jp/
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	http://www.kochihp.com/
小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	093-921-8881	http://www.kokura-hp.jp/
九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目3-1-1	092-541-3231	http://www.ia-nkcc.jp/
九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	http://www.kyumed.jp/
福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原4-39-1	092-565-5534	http://www.fukuoka-nh.jp/
大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橘1044-1	0944-58-1122	http://www.omuta-hp.jp/
福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	http://www.fe-med.jp/
佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出1-20-1	0952-30-7141	http://www.saga-hosp.jp/
肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160	0952-52-3231	http://www.hizen-hosp.jp/
東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7324	0942-94-2048	http://www.higashisaga-hosp.jp/
嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2436	0954-43-1120	http://www.uresino.go.jp/
長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町6-41	095-823-2261	http://www.nagasaki-n.jp/
長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原2-1001-1	0957-52-3121	http://www.hosp.go.jp/~nagasaki/
長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1	0956-82-3121	http://www.nkmc.jp/
熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市中央区二の丸1-5	096-353-6501	http://www.nho-kumamoto.jp/
熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福2338	0964-32-0826	http://www.hosp.go.jp/~kumanann/
菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原208	096-248-2111	http://www.kikuchi-nhp.jp/
熊本再春荘病院	861-1196	熊本県合志市須屋2659	096-242-1000	http://www.k-saisyunsou.jp/
大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田2-11-45	097-593-1111	http://nho-oita.jp/
別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内竈1473	0977-67-1111	http://www.beppu-iryou.jp/
西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見4548	0977-24-1221	http://www.nbnh.jp/
宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉4374-1	0985-56-2311	http://www.hosp.go.jp/~mhigashi/
都城病院	885-0014	宮崎県都城市祝吉町5033-1	0986-23-4111	http://www.nho-miyakon.jp/
宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4	0983-27-1036	http://www.hosp.go.jp/~miyazaki/
鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町8-1	099-223-1151	http://kagomc.jp/
指宿医療センター	891-0498	鹿児島県指宿市十二町4145	0993-22-2231	http://www.hosp.go.jp/~ibusuki1/
南九州病院	899-5293	鹿児島県姶良市加治木町木田1882	0995-62-2121	http://www.skyusyu.jp/
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古3-20-14	098-898-2121	http://www.okinawa-hosp.jp/index.jsp
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武7958-1	098-968-2133	http://www.ryu-ryukyu.jp/

（注）　各病院の名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されている。

資料3 国立大学法人等の一覧

（平成 25 年４月１日現在）

〔国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づく法人〕（90 法人）

● 国立大学法人（86 法人）

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道大学	060-0808	北海道札幌市北区北 8 条西 5	011-716-2111	http://www.hokudai.ac.jp/
北海道教育大学	002-8501	北海道札幌市北区あいの里 5 条 3-1-3	011-778-0207	http://www.hokkyodai.ac.jp/
室蘭工業大学	050-8585	北海道室蘭市水元町 27-1	0143-46-5000	http://www.muroran-it.ac.jp/
小樽商科大学	047-8501	北海道小樽市緑 3-5-21	0134-27-5206	http://www.otaru-uc.ac.jp/
帯広畜産大学	080-8555	北海道帯広市稲田町西 2 線 11	0155-49-5216	http://www.obihiro.ac.jp/
旭川医科大学	078-8510	北海道旭川市緑が丘東 2 条 1-1-1	0166-65-2111	http://www.asahikawa-med.ac.jp/
北見工業大学	090-8507	北海道北見市公園町 165	0157-26-9113	http://www.kitami-it.ac.jp/
弘前大学	036-8560	青森県弘前市文京町 1	0172-36-2111	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
岩手大学	020-8550	岩手県盛岡市上田 3-18-8	019-621-6006	http://www.iwate-u.ac.jp/
東北大学	980-8577	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1	022-217-4807	http://www.tohoku.ac.jp/
宮城教育大学	980-0845	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149	022-214-3305	http://www1.miyakyo-u.ac.jp/
秋田大学	010-8502	秋田県秋田市手形学園町 1-1	018-889-2207	http://www.akita-u.ac.jp/
山形大学	990-8560	山形県山形市小白川町 1-4-12	023-628-4006	http://www.yamagata-u.ac.jp/index-j.html
福島大学	960-1296	福島県福島市金谷川1	024-548-5151	http://www.fukushima-u.ac.jp/
茨城大学	310-8512	茨城県水戸市文京 2-1-1	029-228-8007	http://www.ibaraki.ac.jp/
筑波大学	305-8577	茨城県つくば市天王台 1-1-1	029-853-2024	http://www.tsukuba.ac.jp/
筑波技術大学	305-8520	茨城県つくば市天久保 4-3-15	029-858-9305	http://www.tsukuba-tech.ac.jp/
宇都宮大学	321-8505	栃木県宇都宮市峰町 350	028-649-8172	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/
群馬大学	371-8510	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-220-7111	http://www.gunma-u.ac.jp/
埼玉大学	338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	048-858-3005	http://www.saitama-u.ac.jp/
千葉大学	263-8522	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33	043-251-1111	http://www.chiba-u.ac.jp/
東京大学	113-8654	東京都文京区本郷 7-3-1	03-5841-2012	http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html
東京医科歯科大学	113-8510	東京都文京区湯島 1-5-45	03-5803-5021	http://www.tmd.ac.jp/
東京外国語大学	183-8534	東京都府中市朝日町 3-11-1	042-330-5126	http://www.tufs.ac.jp/
東京学芸大学	184-8501	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7108	http://www.u-gakugei.ac.jp/
東京農工大学	183-8538	東京都府中市晴見町 3-8-1	042-367-5504	http://www.tuat.ac.jp/
東京芸術大学	110-8714	東京都台東区上野公園 12-8	050-5525-2013	http://www.geidai.ac.jp/
東京工業大学	152-8550	東京都目黒区大岡山 2-12-1	03-5734-2036	http://www.titech.ac.jp/
東京海洋大学	108-8477	東京都港区港南 4-5-7	03-5463-0400	http://www.kaiyodai.ac.jp/
お茶の水女子大学	112-8610	東京都文京区大塚 2-1-1	03-5978-5106	http://www.ocha.ac.jp/
電気通信大学	182-8585	東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	042-443-5862	http://www.uec.ac.jp/
一橋大学	186-8601	東京都国立市中 2-1	042-580-8000	http://www.hit-u.ac.jp/
横浜国立大学	240-8501	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1	045-339-3014	http://www.ynu.ac.jp/
新潟大学	950-2181	新潟県新潟市西区五十嵐二の町 8050	025-262-7000	http://www.niigata-u.ac.jp/
長岡技術科学大学	940-2188	新潟県長岡市上富岡町 1603-1	0258-46-6000	http://www.nagaokaut.ac.jp/
上越教育大学	943-8512	新潟県上越市山屋敷町1番地	025-522-2411	http://www.juen.ac.jp/
富山大学	930-8555	富山県富山市五福 3190	076-445-6011	http://www.u-toyama.ac.jp/
金沢大学	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-5111	http://www.kanazawa-u.ac.jp/
福井大学	910-8507	福井県福井市文京 3-9-1	0776-27-8936	http://www.u-fukui.ac.jp/
山梨大学	400-8510	山梨県甲府市武田 4-4-37	055-252-1111	http://www.yamanashi.ac.jp/
信州大学	390-8621	長野県松本市旭 3-1-1	0263-35-4600	http://www.shinshu-u.ac.jp/
岐阜大学	501-1193	岐阜県岐阜市柳戸 1-1	058-230-1111	http://www.gifu-u.ac.jp/
静岡大学	422-8529	静岡県静岡市駿河区大谷 836	054-237-1111	http://www.shizuoka.ac.jp/
浜松医科大学	431-3192	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111	http://www.hama-med.ac.jp/
名古屋大学	464-8601	愛知県名古屋市千種区不老町	052-789-5111	http://www.nagoya-u.ac.jp/
愛知教育大学	448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1	0566-26-2115	http://www.aichi-edu.ac.jp/
名古屋工業大学	466-8555	愛知県名古屋市昭和区御器所町	052-735-5000	http://www.nitech.ac.jp/
豊橋技術科学大学	441-8580	愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1	0532-47-0111	http://www.tut.ac.jp/
三重大学	514-8507	三重県津市栗真町屋町 1577	059-232-1211	http://www.mie-u.ac.jp/
滋賀大学	522-8522	滋賀県彦根市馬場 1-1-1	0749-27-1005	http://www.shiga-u.ac.jp/
滋賀医科大学	520-2192	滋賀県大津市瀬田月輪町	077-548-2111	http://www.shiga-med.ac.jp/
京都大学	606-8501	京都府京都市左京区吉田本町	075-753-7531	http://www.kyoto-u.ac.jp/
京都教育大学	612-8522	京都府京都市伏見区深草藤森町 1	075-644-8106	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
京都工芸繊維大学	606-8585	京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町	075-724-7014	http://www.kit.ac.jp/
大阪大学	565-0871	大阪府吹田市山田丘 1-1	06-6877-5111	http://www.osaka-u.ac.jp/ja
大阪教育大学	582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1	072-978-3213	http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/
兵庫教育大学	673-1494	兵庫県加東市下久米 942-1	0795-44-2010	http://www.hyogo-u.ac.jp/

神戸大学	657-8501	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1	078-881-1212	http://www.kobe-u.ac.jp/
奈良教育大学	630-8528	奈良県奈良市高畑町	0742-27-9104	http://www.nara-edu.ac.jp/
奈良女子大学	630-8506	奈良県奈良市北魚屋東町	0742-20-3204	http://www.nara-wu.ac.jp/
和歌山大学	640-8510	和歌山県和歌山市栄谷 930	073-457-7007	http://www.wakayama-u.ac.jp/
鳥取大学	680-8550	鳥取県鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5007	http://www.tottori-u.ac.jp/
島根大学	690-8504	島根県松江市西川津町 1060	0852-32-6100	http://www.shimane-u.ac.jp/
岡山大学	700-8530	岡山県岡山市北区津島中 1-1-1	086-252-1111	http://www.okayama-u.ac.jp/
広島大学	739-8511	広島県東広島市鏡山 1-3-2	082-422-7111	http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html
山口大学	753-8511	山口県山口市吉田 1677-1	083-933-5000	http://www.yamaguchi-u.ac.jp/
徳島大学	770-8501	徳島県徳島市新蔵町 2-24	088-656-7000	http://www.tokushima-u.ac.jp/
鳴門教育大学	772-8502	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748	088-687-6000	http://www.naruto-u.ac.jp/
香川大学	760-8521	香川県高松市幸町 1-1	087-832-1000	http://www.kagawa-u.ac.jp/
愛媛大学	790-8577	愛媛県松山市道後樋又 10-13	089-927-9000	http://www.ehime-u.ac.jp/
高知大学	780-8520	高知県高知市曙町 2-5-1	088-844-0111	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/
福岡教育大学	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町 1-1	0940-35-1200	http://www.fukuoka-edu.ac.jp/
九州大学	812-8581	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1	092-642-2111	http://www.kyushu-u.ac.jp/
九州工業大学	804-8550	福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1	093-884-3006	http://www.kyutech.ac.jp
佐賀大学	840-8502	佐賀県佐賀市本庄町 1	0952-28-8113	http://www.saga-u.ac.jp/
長崎大学	852-8521	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-2016	http://www.nagasaki-u.ac.jp/
熊本大学	860-8555	熊本県熊本市中央区黒髪 2-39-1	096-344-2111	http://www.kumamoto-u.ac.jp/
大分大学	870-1192	大分県大分市大字旦野原 700	097-554-7406	http://www.oita-u.ac.jp/
宮崎大学	889-2192	宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1	0985-58-2854	http://www.miyazaki-u.ac.jp/
鹿児島大学	890-8580	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24	099-285-7111	http://www.kagoshima-u.ac.jp/
鹿屋体育大学	891-2393	鹿児島県鹿屋市白水町 1	0994-46-4815	http://www.nifs-k.ac.jp/
琉球大学	903-0213	沖縄県中頭郡西原町字千原1	098-895-8012	http://www.u-ryukyu.ac.jp/
政策研究大学院大学	106-8677	東京都港区六本木 7-22-1	03-6439-6000	http://www.grips.ac.jp/jp/
総合研究大学院大学	240-0193	神奈川県三浦郡葉山町（湘南国際村）	046-858-1500	http://www.soken.ac.jp/
北陸先端科学技術大学院大学	923-1292	石川県能美市旭台 1-1	0761-51-1111	http://www.jaist.ac.jp/
奈良先端科学技術大学院大学	630-0192	奈良県生駒市高山町 8916-5（けいはんな学研都市）	0743-72-5111	http://www.naist.jp/

（注 1）法人の名称に含まれる、「国立大学法人」の部分は省略して表示している。
（注 2）各国立大学法人の中期目標・中期計画（文部科学省ホームページ内）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1334049.htm（平成 25 年 3 月）

● 大学共同利用機関法人（4法人）

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
人間文化研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 2 階	03-6402-9200	http://www.nihu.jp/
自然科学研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 2 階	03-5425-1300	http://www.nins.jp/
高エネルギー加速器研究機構	305-0801	茨城県つくば市大穂 1-1	029-864-1171	http://www.kek.jp/
情報・システム研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 2 階	03-6402-6200	http://www.rois.ac.jp/

（注 3）法人の名称に含まれる、「大学共同利用機関法人」の部分は省略して表示している。
（注 4）各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画（文部科学省ホームページ内）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1334071.htm（平成 25 年 3 月）

〔日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第 48 号）に基づく業務〕（1業務）

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）	102-8145	東京都千代田区富士見 1-10-12	03-3230-1321	http://www.shigaku.go.jp/

日本私立学校振興・共済事業団の中期目標・中期計画
http://www.shigaku.go.jp/g_3ki_mokuhyo.htm（中期目標） http://www.shigaku.go.jp/g_3ki_keikaku.htm（中期計画）

〔総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）に基づく業務〕

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
日本司法支援センター	164-8721	東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー8F	050-3383-5333	http://www.houterasu.or.jp/

日本司法支援センターの中期目標・中期計画
http://www.houterasu.or.jp/cont/100555365.pdf（中期目標） http://www.houterasu.or.jp/cont/100555665.pdf（中期計画）

独立行政法人の常勤職員数の推移

資料4

（単位：人）

主務省名	特定	独立行政法人名	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1	24.1.1	25.1.1	26.1.1
内閣府	○	国立公文書館	43	42	42	42	42	41	41	40	39	46	44	46
		北方領土問題対策協会		19	19	19	19	19	18	18	18	17	17	17
		沖縄科学技術研究基盤整備機構				14	93	140	171	200	255	ー	ー	ー
消費者庁		国民生活センター		117	115	115	116	115	119	124	126	129	123	122
総務省		情報通信研究機構	432	423	460	465	461	441	430	427	440	431	416	414
	○	統計センター		937	929	908	910	885	860	852	847	815	808	747
		平和祈念事業特別基金		19	19	19	19	18	16	16	15	14	9	ー
		郵便貯金・簡易生命保険管理機構						40	40	40	40	40	39	40
外務省		国際協力機構		1,329	1,328	1,327	1,326	1,326	1,664	1,664	1,664	1,827	1,842	1,842
		国際交流基金		233	222	216	216	224	218	221	216	212	219	220
財務省		酒類総合研究所	50	50	50	50	48	47	49	46	47	43	43	43
	○	造幣局		1,217	1,171	1,143	1,115	1,076	1,037	1,010	969	946	923	907
	○	国立印刷局		5,512	5,378	5,217	5,081	4,945	4,810	4,695	4,590	4,525	4,420	4,283
		日本万国博覧会記念機構		54	51	54	53	50	48	48	48	48	48	48
文部科学省		国立特別支援教育総合研究所	80	78	76	77	74	73	72	72	70	67	63	62
		大学入試センター	101	105	108	103	104	102	101	99	94	94	92	92
		国立青少年教育振興機構 国立オリンピック記念青少年総合センター	62	62	62	63	607	590	552	540	537	527	515	507
		国立青少年教育振興機構 国立青年の家	301	303	305	307								
		国立青少年教育振興機構 国立少年自然の家	265	265	265	264								
		国立女性教育会館	28	27	28	27	27	27	27	24	25	25	24	22
		国立科学博物館	148	148	145	141	139	133	129	129	130	127	123	126
		物質・材料研究機構	548	542	542	549	900	860	873	920	922	847	863	881
		防災科学技術研究所	109	107	109	110	239	212	196	194	189	186	190	192
		放射線医学総合研究所	366	365	357	360	526	533	511	483	476	485	470	449
		国立美術館	113	121	128	127	125	125	125	119	114	111	104	103
		国立文化財機構 国立博物館	217	221	227	226	218	345	346	347	343	340	339	340
		国立文化財機構 文化財研究所	126	125	126	125	126							
		教員研修センター	53	51	52	51	50	48	46	42	40	42	42	42
		科学技術振興機構		2,749	2,884	2,814	2,436	2,096	1,709	1,588	1,668	1,440	1,424	1,340
		日本学術振興会		94	99	99	98	98	102	127	133	138	138	147
		理化学研究所		2,623	2,825	3,229	3,446	3,298	3,107	3,170	3,335	3,394	3,409	3,450
		宇宙航空研究開発機構		2,305	2,300	2,244	2,239	2,179	2,157	2,120	2,138	2,179	2,167	2,152
		日本スポーツ振興センター		407	385	357	348	333	328	345	344	339	335	343
		日本芸術文化振興会		326	321	318	306	305	299	306	301	295	293	299
		日本学生支援機構			532	534	513	486	452	449	466	485	476	478
		海洋研究開発機構			953	1,037	961	909	925	944	968	1,008	1,032	1,061
		国立高等専門学校機構			6,671	6,661	6,689	6,584	6,454	6,386	6,332	6,311	6,331	6,314
		大学評価・学位授与機構			141	144	139	140	145	139	132	117	117	131
		国立大学財務・経営センター			26	25	22	24	24	24	24	21	14	16
		日本原子力研究開発機構				4,853	4,715	4,659	4,683	4,679	4,725	4,760	4,632	4,647
厚生労働省		国立健康・栄養研究所	52	51	47	46	47	46	46	46	44	41	41	40
		労働安全衛生総合 産業安全研究所	49	49	49	49	119	117	117	111	103	96	101	99
		労働安全衛生総合 産業医学総合研究所	75	74	73	72								
		勤労者退職金共済機構		269	270	267	262	257	257	257	255	276	269	267
		高齢・障害者雇用支援機構		736	708	715	714	714	714	722	716	ー	ー	ー
		高齢・障害・求職者雇用支援機構										3,893	3,891	3,891
		福祉医療機構		264	252	251	271	259	253	260	255	250	252	259
		国立重度知的障害者総合施設の		310	305	299	288	261	255	255	252	232	219	210
		労働政策研究・研修機構		140	137	135	134	129	125	121	118	114	111	114
		労働者健康福祉機構			13,667	13,549	13,621	13,803	13,763	13,911	14,144	14,534	14,790	15,048
		雇用・能力開発機構			4,386	4,228	4,059	3,930	3,817	3,684	3,571	ー	ー	ー
	○	国立病院機構			46,153	47,423	48,346	49,473	50,043	51,058	52,303	53,700	55,534	57,609
		医薬品医療機器総合機構			259	291	312	344	424	527	601	644	676	712
		医薬基盤研究所				81	86	85	83	79	81	79	78	94
		年金・健康保険福祉施設整理機構				34	36	37	38	38	29	25	24	23
		年金積立金管理運用					81	77	76	75	72	71	71	72
		国立がん研究センター									1,514	1,617	1,685	1,721
		国立循環器病研究センター									1,010	1,073	1,094	1,138
		国立精神・神経医療研究センター									629	674	708	721
		国立国際医療研究センター									1,503	1,569	1,714	1,786
		国立成育医療研究センター									813	878	937	995
		国立長寿医療研究センター									380	413	463	506

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：人）

主務省名	特定	独立行政法人名		15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1	24.1.1	25.1.1	26.1.1
農林水産省	○	農林水産消費安全技術センター	農林水産消費技術センター	454	512	509	498	474	688	688	667	673	658	644	638
			肥飼料検査所	139	150	151	152	148							
			農薬検査所	64	69	71	72	72							
		種苗管理センター		329	333	334	327	324	314	308	305	302	299	297	293
		家畜改良センター		926	928	921	908	897	883	869	852	832	816	806	790
		水産大学校		193	192	191	192	192	193	190	185	187	184	172	172
		農業・食品産業技術総合研究機構	農業・生物系特定産業技術研究機構	2,778	2,867	2,845	2,798	3,027	2,984	2,946	2,909	2,896	2,820	2,733	2,671
			農業工学研究所	134	130	131	130								
			食品総合研究所	128	125	125	128								
			農業者大学校	43	42	42	39								
		農業生物資源研究所		423	418	414	401	394	388	387	381	374	367	363	355
		農業環境技術研究所		193	192	191	189	186	178	180	171	172	167	164	165
		国際農林水産業研究センター		158	161	158	158	155	151	189	187	181	179	179	176
		森林総合研究所	森林総合研究所	685	672	667	664	658	785	1,326	1,268	1,199	1,128	1,087	1,056
			林木育種センター	147	145	145	147	144							
		水産総合研究センター	さけ・ます資源管理センター	143	143	142	135	1,005	1,009	972	958	987	968	933	934
			水産総合研究センター	759	885	876	870								
		農畜産業振興機構			212	208	207	204	195	193	198	198	214	218	213
		農業者年金基金			85	82	80	78	77	77	76	76	75	72	75
		農林漁業信用基金			125	123	119	117	112	106	109	111	105	103	103
経済産業省		経済産業研究所		38	55	45	45	49	47	48	44	46	47	47	45
		工業所有権情報・研修館		55	55	79	78	111	106	101	100	97	87	88	82
		日本貿易保険		157	153	147	153	146	141	149	153	134	136	137	137
		産業技術総合研究所		3,177	3,130	3,175	3,214	3,226	3,191	3,115	3,077	3,032	2,993	2,927	2,929
	○	製品評価技術基盤機構		408	421	434	424	416	411	405	396	401	397	408	407
		新エネルギー・産業技術総合開発			1,262	1,256	1,256	1,046	958	944	1,037	923	851	824	780
		日本貿易振興機構			1,671	1,645	1,609	1,663	1,628	1,578	1,543	1,506	1,542	1,536	1,577
		情報処理推進機構				210	206	197	192	180	182	181	171	171	170
		石油天然ガス・金属鉱物資源機構				473	509	493	484	472	476	470	464	480	513
		中小企業基盤整備機構				839	849	839	810	800	890	814	795	785	777
国土交通省		土木研究所	土木研究所	214	212	215	209	372	362	486	480	471	461	445	452
			北海道開発土木研究所	177	174	171	169								
		建築研究所		97	98	93	96	94	94	92	87	85	87	84	84
		交通安全環境研究所		102	100	99	98	96	99	101	97	100	100	97	97
		海上技術安全研究所		227	224	224	219	216	212	211	220	219	211	210	214
		港湾空港技術研究所		110	108	107	110	110	103	106	104	104	101	94	92
		電子航法研究所		64	64	65	63	60	60	60	60	60	60	59	59
		航海訓練所		459	453	444	442	435	434	425	433	421	414	410	408
		海技教育機構	海技大学校	82	82	79	79	213	207	203	201	207	202	198	196
			海員学校	148	147	144	137								
		航空大学校		123	120	121	119	118	118	116	116	114	110	107	104
		自動車検査		874	873	874	871	860	859	851	850	831	827	815	811
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構			1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	1,672	1,593	1,598	1,597	1,612
		国際観光振興機構			102	102	105	101	97	94	88	92	89	89	89
		水資源機構			1,828	1,739	1,594	1,576	1,546	1,528	1,524	1,488	1,421	1,363	1,333
		自動車事故対策機構			340	337	336	334	334	334	334	334	334	334	334
		空港周辺整備機構			91	94	89	86	82	77	74	62	60	28	28
		海上災害防止センター			30	29	29	31	29	29	29	29	30	32	－
		都市再生機構				4,459	4,302	4,149	4,030	4,003	3,922	3,836	3,642	3,475	3,312
		奄美群島振興開発基金				20	20	20	19	18	18	18	18	19	18
		日本高速道路保有・債務返済機構					85	85	85	84	84	84	84	84	84
		住宅金融支援機構							998	979	960	936	916	907	907
環境省		国立環境研究所		263	272	274	262	253	249	243	240	252	258	253	254
		環境再生保全機構				125	114	156	154	152	146	145	144	143	142
原子力規制委員会		原子力安全基盤機構			394	433	451	446	450	465	446	415	422	400	394
防衛省	○	駐留軍等労働者労務管理機構		406	400	399	392	374	364	337	327	312	309	302	298
計				18,095	46,005	124,894	130,652	131,167	131,736	131,806	132,467	139,213	139,971	141,521	143,608

（注）1　政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2　法人名及び特定・非特定とは、26年1月現在のものを示す。
3　「職員数」は各年の1月1日現在の職員数（任期付きの常勤職員数を含む。）である。
4　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
5　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料5－1

職員の給与水準

（1） 事務・技術職員

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成24年度	平成25年度	対前年度差	平成24年度	平成25年度	対前年度差
内閣府	◎ 国立公文書館	32	46.5	6,876	104.8	107.2	2.4	91.3	91.9	0.6
	北方領土問題対策協会	14	48.4	6,813	98.3	102.1	3.8	91.9	94.2	2.3
消費者庁	国民生活センター	102	42.1	6,538	108.3	111.3	3.0	95.6	98.6	3.0
総務省	情報通信研究機構	104	45.9	6,670	104.2	104.2	0.0	107.7	107.2	▲ 0.5
	◎ 統計センター	530	40.9	5,739	100.1	101.0	0.9	91.7	92.9	1.2
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	24	44.9	7,007	110.1	110.3	0.2	95.7	97.0	1.3
法務省	日本司法支援センター	564	39.2	4,441	81.6	81.3	▲ 0.3	82.3	81.7	▲ 0.6
外務省	国際協力機構	956	43.5	7,007	117.2	115.3	▲ 1.9	101.8	100.5	▲ 1.3
	国際交流基金	115	42.9	7,160	121.5	118.4	▲ 3.1	102.1	100.0	▲ 2.1
財務省	酒類総合研究所	4	36.8	4,298	98.5	84.6	▲ 13.9	99.7	93.2	▲ 6.5
	◎ 造幣局	316	45.3	6,172	98.7	98.4	▲ 0.3	96.5	96.2	▲ 0.3
	◎ 国立印刷局	3,502	45.6	5,779	91.2	90.4	▲ 0.8	89.2	88.6	▲ 0.6
	日本万国博覧会記念機構	41	45.2	7,266	111.7	112.2	0.5	112.4	112.8	0.4
文　部科学省	国立特別支援教育総合研究所	17	41.2	5,515	97.1	94.7	▲ 2.4	99.7	98.3	▲ 1.4
	大学入試センター	53	41.0	5,783	101.1	100.5	▲ 0.6	89.1	89.3	0.2
	国立青少年教育振興機構	328	42.3	5,746	98.9	97.5	▲ 1.4	102.5	101.7	▲ 0.8
	国立女性教育会館	16	46.8	5,379	83.9	81.1	▲ 2.8	90.7	87.4	▲ 3.3
	国立科学博物館	44	43.4	6,144	100.5	100.8	0.3	89.0	88.8	▲ 0.2
	物質・材料研究機構	74	39.8	5,384	105.6	97.8	▲ 7.8	107.1	99.8	▲ 7.3
	防災科学技術研究所	25	44.4	6,563	104.1	106.9	2.8	105.2	107.6	2.4
	放射線医学総合研究所	78	42.0	5,682	87.6	97.6	10.0	90.1	100.9	10.8
	国立美術館	32	41.5	5,805	101.0	100.1	▲ 0.9	91.8	90.7	▲ 1.1
	国立文化財機構	104	42.5	5,749	96.5	97.0	0.5	91.7	92.8	1.1
	教員研修センター	26	44.5	6,472	97.1	103.7	6.6	96.3	102.6	6.3
	科学技術振興機構	452	43.4	6,968	116.1	114.2	▲ 1.9	100.8	99.1	▲ 1.7
	日本学術振興会	91	36.6	5,532	110.6	109.8	▲ 0.8	96.4	96.5	0.1
	理化学研究所	359	42.6	6,675	118.6	112.4	▲ 6.2	117.4	112.4	▲ 5.0
	宇宙航空研究開発機構	421	43.9	7,209	126.4	117.4	▲ 9.0	123.5	115.0	▲ 8.5
	日本スポーツ振興センター	266	43.3	6,587	112.1	108.8	▲ 3.3	103.0	99.7	▲ 3.3
	日本芸術文化振興会	206	46.9	6,589	104.1	105.5	1.4	91.6	92.9	1.3
	日本学生支援機構	356	45.7	6,278	103.4	100.9	▲ 2.5	91.1	88.7	▲ 2.4
	海洋研究開発機構	233	42.4	6,605	115.5	112.8	▲ 2.7	117.5	115.2	▲ 2.3
	国立高等専門学校機構	1,822	41.4	4,896	87.4	85.5	▲ 1.9	94.4	92.4	▲ 2.0
	大学評価・学位授与機構	68	36.3	4,865	98.9	97.2	▲ 1.7	100.9	99.2	▲ 1.7
	国立大学財務・経営センター	11	40.2	5,916	108.7	106.3	▲ 2.4	100.0	96.3	▲ 3.7
	日本原子力研究開発機構	1,717	43.0	6,345	115.2	108.0	▲ 7.2	123.9	116.5	▲ 7.4
厚　生労働省	国立健康・栄養研究所	8	43.1	6,744	106.2	111.0	4.8	92.2	97.4	5.2
	労働安全衛生総合研究所	4	34.5	4,924	102.1	100.6	▲ 1.5	100.7	101.5	0.8
	勤労者退職金共済機構	217	42.3	6,719	117.4	114.2	▲ 3.2	105.0	102.6	▲ 2.4
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	981	45.2	6,399	101.9	101.3	▲ 0.6	105.1	104.7	▲ 0.4
	福祉医療機構	214	41.3	6,735	114.8	115.8	1.0	100.4	101.0	0.6
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	24	48.5	6,521	96.0	95.9	▲ 0.1	101.4	101.6	0.2
	労働政策研究・研修機構	53	46.7	7,813	117.2	117.6	0.4	99.8	100.8	1.0
	労働者健康福祉機構	1,006	42.7	6,217	107.9	106.1	▲ 1.8	112.1	110.4	▲ 1.7
	◎ 国立病院機構	2,284	41.7	6,096	106.3	105.9	▲ 0.4	112.8	112.2	▲ 0.6
	医薬品医療機器総合機構	480	37.3	6,210	121.9	119.9	▲ 2.0	105.7	104.4	▲ 1.3
	医薬基盤研究所	20	40.0	6,312	109.5	111.3	1.8	112.7	114.3	1.6
	年金・健康保険福祉施設整理機構	11	46.6	7,902	117.9	120.1	2.2	108.5	107.2	▲ 1.3
	年金積立金管理運用	60	45.3	7,505	117.4	117.3	▲ 0.1	97.7	98.1	0.4
	国立がん研究センター	46	43.7	6,744	103.7	109.2	5.5	99.8	103.0	3.2
	国立循環器病研究センター	41	42.8	6,302	103.3	104.2	0.9	103.7	104.9	1.2
	国立精神・神経医療研究センター	19	44.3	6,529	109.8	106.7	▲ 3.1	111.5	107.4	▲ 4.1
	国立国際医療研究センター	68	41.6	6,175	111.5	106.6	▲ 4.9	103.2	107.7	4.5
	国立成育医療研究センター	22	46.2	7,312	114.0	113.3	▲ 0.7	103.6	101.4	▲ 2.2
	国立長寿医療研究センター	21	42.2	6,486	102.6	107.9	5.3	109.0	114.8	5.8
農　林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	519	44.8	6,172	98.3	98.1	▲ 0.2	99.7	99.5	▲ 0.2
	種苗管理センター	207	45.0	5,956	95.4	95.9	0.5	102.4	103.1	0.7
	家畜改良センター	271	44.6	5,869	95.4	95.4	0.0	103.7	103.4	▲ 0.3
	水産大学校	23	43.8	5,412	89.7	90.1	0.4	98.3	98.8	0.5
	農業・食品産業技術総合研究機構	489	45.4	6,016	95.1	95.0	▲ 0.1	99.8	99.9	0.1
	農業生物資源研究所	61	44.2	5,987	97.4	97.2	▲ 0.2	99.9	99.9	0.0
	農業環境技術研究所	26	44.8	6,124	97.4	98.2	0.8	99.2	100.1	0.9
	国際農林水産業研究センター	29	47.4	6,625	100.4	100.4	0.0	101.9	102.1	0.2
	森林総合研究所	519	45.1	6,203	99.5	99.1	▲ 0.4	103.6	103.6	0.0
	水産総合研究センター	208	43.2	5,853	97.2	97.1	▲ 0.1	103.7	103.6	▲ 0.1
	農畜産業振興機構	176	40.9	6,673	117.8	116.5	▲ 1.3	101.3	100.4	▲ 0.9
	農業者年金基金	44	44.1	6,948	111.6	111.7	0.1	97.9	97.3	▲ 0.6
	農林漁業信用基金	77	44.6	7,084	112.8	113.1	0.3	96.0	97.0	1.0
経　済産業省	経済産業研究所	25	45.9	6,167	97.1	94.0	▲ 3.1	81.2	78.7	▲ 2.5
	工業所有権情報・研修館	46	46.0	7,194	113.4	112.4	▲ 1.0	103.0	103.6	0.6
	日本貿易保険	96	43.1	7,957	126.0	131.8	5.8	106.3	112.8	6.5
	産業技術総合研究所	552	44.2	6,407	104.9	104.8	▲ 0.1	106.3	106.4	0.1
	◎ 製品評価技術基盤機構	321	45.5	6,733	104.5	104.8	0.3	97.2	97.6	0.4
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	322	41.3	5,988	104.4	104.1	▲ 0.3	104.8	104.7	▲ 0.1
	日本貿易振興機構	529	39.5	6,463	121.4	117.7	▲ 3.7	108.6	105.3	▲ 3.3
	情報処理推進機構	118	43.5	6,937	113.3	113.8	0.5	96.6	97.3	0.7
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	339	45.6	7,550	118.9	118.2	▲ 0.7	104.4	104.7	0.3
	中小企業基盤整備機構	625	44.2	6,960	112.6	112.3	▲ 0.3	103.9	103.3	▲ 0.6

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成24年度	平成25年度	対前年度差	平成24年度	平成25年度	対前年度差
国　土 交通省	土木研究所	74	45.7	5,965	93.5	93.0	▲ 0.5	97.1	96.5	▲ 0.6
	建築研究所	14	46.3	6,186	96.6	97.1	0.5	97.7	98.2	0.5
	交通安全環境研究所	42	37.3	5,246	107.1	99.9	▲ 7.2	109.0	102.8	▲ 6.2
	海上技術安全研究所	34	40.8	5,561	100.4	98.4	▲ 2.0	102.7	101.1	▲ 1.6
	港湾空港技術研究所	10	47.1	6,680	96.1	100.3	4.2	99.4	102.7	3.3
	電子航法研究所	5	38.5	5,876	108.6	107.9	▲ 0.7	109.6	109.5	▲ 0.1
	航海訓練所	11	42.5	6,181	104.2	103.1	▲ 1.1	104.7	103.0	▲ 1.7
	海技教育機構	44	46.7	6,168	94.4	95.9	1.5	97.7	99.5	1.8
	航空大学校	15	38.8	5,676	105.9	107.9	2.0	116.1	119.1	3.0
	自動車検査	548	37.2	5,099	97.9	97.7	▲ 0.2	102.3	102.7	0.4
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,128	46.3	7,058	116.2	111.0	▲ 5.2	117.2	112.3	▲ 4.9
	国際観光振興機構	38	42.9	6,572	113.9	110.2	▲ 3.7	96.7	94.7	▲ 2.0
	水資源機構	1,189	44.8	6,781	109.4	108.7	▲ 0.7	115.4	115.0	▲ 0.4
	自動車事故対策機構	222	44.5	6,465	104.5	104.9	0.4	104.2	104.8	0.6
	空港周辺整備機構	16	43.1	6,346	113.8	105.8	▲ 8.0	118.2	108.0	▲ 10.2
	都市再生機構	2,978	45.7	7,396	119.7	115.2	▲ 4.5	112.6	109.2	▲ 3.4
	奄美群島振興開発基金	17	43.4	5,600	96.2	93.1	▲ 3.1	103.6	99.9	▲ 3.7
	日本高速道路保有・債務返済機構	41	39.2	6,244	117.5	113.2	▲ 4.3	103.7	102.3	▲ 1.4
	住宅金融支援機構	784	44.7	7,666	123.3	122.2	▲ 1.1	111.5	111.0	▲ 0.5
環境省	国立環境研究所	41	45.1	6,622	100.7	106.2	5.5	100.8	106.3	5.5
	環境再生保全機構	80	42.0	6,237	108.3	106.4	▲ 1.9	107.6	106.4	▲ 1.2
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	201	40.7	5,212	92.6	92.5	▲ 0.1	94.0	93.3	▲ 0.7
全法人(100法人)		31,836	43.6	6,341	106.5	104.6	▲ 1.9	104.8	103.0	▲ 1.8

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

3 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員（行政職（一））の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

（2） 研究職員

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成24年度	平成25年度	対前年度差	平成24年度	平成25年度	対前年度差
内閣府	◎ 国立公文書館	1	－	－	－	83.4	－	－	80.9	－
総務省	情報通信研究機構	249	48.2	7,990	92.2	92.5	0.3	101.1	99.4	▲ 1.7
財務省	酒類総合研究所	20	45.3	7,179	92.1	91.3	▲ 0.8	108.1	105.0	▲ 3.1
	◎ 造幣局	5	46.9	6,334	79.2	76.2	▲ 3.0	76.4	74.3	▲ 2.1
	◎ 国立印刷局	91	42.8	5,853	77.4	75.8	▲ 1.6	94.9	83.3	▲ 11.6
文　部	国立特別支援教育総合研究所	34	48.6	7,775	88.7	88.9	0.2	94.5	94.1	▲ 0.4
科学省	国立青少年教育振興機構	1	－	－	90.1	94.8	4.7	87.0	89.6	2.6
	国立女性教育会館	2	－	－	66.9	67.4	0.5	77.4	76.7	▲ 0.7
	国立科学博物館	57	49.4	8,221	93.2	92.5	▲ 0.7	92.1	92.0	▲ 0.1
	物質・材料研究機構	364	47.6	8,604	104.7	101.5	▲ 3.2	104.8	102.2	▲ 2.6
	防災科学技術研究所	59	45.7	8,097	101.2	100.6	▲ 0.6	106.1	105.4	▲ 0.7
	放射線医学総合研究所	102	48.6	8,412	95.0	96.9	1.9	101.2	103.3	2.1
	国立美術館	47	46.7	8,089	95.9	96.8	0.9	93.3	93.9	0.6
	国立文化財機構	158	45.1	7,782	97.7	98.4	0.7	99.4	99.3	▲ 0.1
	理化学研究所	310	46.6	8,985	113.2	108.4	▲ 4.8	111.7	106.5	▲ 5.2
	宇宙航空研究開発機構	751	42.5	7,443	106.9	100.0	▲ 6.9	111.0	103.8	▲ 7.2
	日本スポーツ振興センター	16	45.0	7,687	98.3	93.8	▲ 4.5	94.2	88.8	▲ 5.4
	海洋研究開発機構	44	47.5	8,502	100.0	99.5	▲ 0.5	105.5	104.5	▲ 1.0
	日本原子力研究開発機構	1,741	46.0	7,934	101.2	97.9	▲ 3.3	124.9	118.0	▲ 6.9
厚　生	国立健康・栄養研究所	11	52.9	9,773	101.3	102.1	0.8	97.9	98.1	0.2
労働省	労働安全衛生総合研究所	69	47.6	7,838	91.4	92.0	0.6	89.5	91.0	1.5
	労働政策研究・研修機構	21	45.5	7,772	97.1	97.3	0.2	93.2	92.0	▲ 1.2
	◎ 国立病院機構	9	50.1	8,043	91.1	90.2	▲ 0.9	94.3	93.7	▲ 0.6
	医薬基盤研究所	20	48.4	8,208	93.7	95.1	1.4	97.8	98.9	1.1
	国立がん研究センター	100	46.0	9,484	117.4	111.4	▲ 6.0	113.4	107.1	▲ 6.3
	国立循環器病研究センター	83	48.0	8,710	106.1	102.0	▲ 4.1	105.2	102.1	▲ 3.1
	国立精神・神経医療研究センター	48	50.9	10,121	116.8	111.1	▲ 5.7	115.4	110.5	▲ 4.9
	国立国際医療研究センター	16	53.3	11,276	118.9	117.7	▲ 1.2	115.0	122.8	7.8
	国立成育医療研究センター	23	52.9	10,678	118.1	114.5	▲ 3.6	113.9	109.7	▲ 4.2
	国立長寿医療研究センター	33	50.4	8,987	107.5	100.2	▲ 7.3	115.0	107.6	▲ 7.4
農　林	農業・食品産業技術総合研究機構	1,264	46.5	7,968	97.1	97.1	0.0	105.4	105.2	▲ 0.2
水産省	農業生物資源研究所	207	48.9	8,544	98.3	97.7	▲ 0.6	97.7	98.5	0.8
	農業環境技術研究所	97	48.4	8,653	100.1	100.3	0.2	98.6	100.4	1.8
	国際農林水産業研究センター	107	49.3	8,607	97.7	98.0	0.3	98.4	100.0	1.6
	森林総合研究所	392	47.4	8,261	98.1	98.0	▲ 0.1	102.8	103.4	0.6
	水産総合研究センター	440	47.8	7,620	90.0	89.3	▲ 0.7	101.2	98.9	▲ 2.3
経　済	産業技術総合研究所	2,013	46.3	8,461	102.7	103.1	0.4	103.5	104.9	1.4
産業省	日本貿易振興機構	100	45.5	7,447	91.9	92.0	0.1	97.1	97.2	0.1
国　土	土木研究所	215	44.6	7,212	91.4	91.5	0.1	103.1	99.8	▲ 3.3
交通省	建築研究所	33	49.4	9,177	103.3	104.2	0.9	102.3	104.3	2.0
	交通安全環境研究所	33	47.4	8,107	97.0	95.5	▲ 1.5	97.2	97.1	▲ 0.1
	海上技術安全研究所	127	44.1	7,713	99.7	100.4	0.7	107.4	108.2	0.8
	港湾空港技術研究所	47	42.2	7,614	100.1	102.7	2.6	108.4	110.6	2.2
	電子航法研究所	35	44.0	7,953	103.0	103.4	0.4	103.3	105.5	2.2
環境省	国立環境研究所	141	47.4	8,714	102.8	103.7	0.9	102.0	104.3	2.3
全法人(45法人)		9,736	46.4	8,138	100.3	99.0	▲ 1.3	106.5	105.2	▲ 1.3

（注）１ 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

２ ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

３ 対象人員数が２人以下の法人については、個人情報の保護の観点から、「平均年齢」及び「平均年間給与額」欄の記載を省略している。

４ 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員（研究職）の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

５ 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

（3） 病院医師

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)		対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
				平成24年度	**平成25年度**	平成24年度	**平成25年度**	対前年度差	平成24年度	**平成25年度**	対前年度差
文部科学省	放射線医学総合研究所	17	50.7	11,517	11,691	96.6	**96.9**	0.3	98.4	**97.3**	▲ 1.1
厚　生	労働者健康福祉機構	896	46.9	12,868	12,994	109.6	**110.6**	1.0	108.5	**109.6**	1.1
労働省	◎ 国立病院機構	4,045	47.3	13,829	13,839	117.0	**117.5**	0.5	114.7	**115.8**	1.1
	国立がん研究センター	217	45.7	13,910	13,847	118.1	**118.3**	0.2	124.7	**124.2**	▲ 0.5
	国立循環器病研究センター	115	46.7	13,112	12,831	111.4	**109.4**	▲ 2.0	121.5	**121.3**	▲ 0.2
	国立精神・神経医療研究センター	50	48.9	13,649	13,039	113.4	**109.7**	▲ 3.7	124.0	**122.2**	▲ 1.8
	国立国際医療研究センター	161	47.1	12,633	12,683	106.4	**107.2**	0.8	116.7	**111.0**	▲ 5.7
	国立成育医療研究センター	113	47.9	13,059	12,916	110.2	**109.1**	▲ 1.1	125.0	**121.0**	▲ 4.0
	国立長寿医療研究センター	42	50.0	14,263	14,230	120.0	**117.9**	▲ 2.1	116.1	**115.0**	▲ 1.1
全法人(9法人)		**5,656**	**47.2**	**13,601**	**13,623**	115.2	**115.7**	0.5	114.4	**115.2**	0.8

（注） 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

3 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の医師の給与を、国家公務員（医療職（一））の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

（4） 病院看護師

主務省	法　人　名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)		対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
				平成24年度	**平成25年度**	平成24年度	**平成25年度**	対前年度差	平成24年度	**平成25年度**	対前年度差
文部科学省	放射線医学総合研究所	22	46.7	5,379	5,549	103.2	**105.5**	2.3	99.0	**101.7**	2.7
厚　生	労働者健康福祉機構	5,365	37.6	5,300	5,277	115.5	**115.4**	▲ 0.1	115.6	**114.8**	▲ 0.8
労働省	◎ 国立病院機構	26,032	37.2	4,819	4,806	106.0	**106.1**	0.1	105.2	**105.0**	▲ 0.2
	国立がん研究センター	624	34.1	4,967	5,054	114.2	**115.7**	1.5	111.8	**111.6**	▲ 0.2
	国立循環器病研究センター	413	32.7	4,838	4,804	112.8	**112.8**	0.0	109.2	**107.2**	▲ 2.0
	国立精神・神経医療研究センター	258	38.0	5,272	5,046	113.0	**109.0**	▲ 4.0	108.5	**102.5**	▲ 6.0
	国立国際医療研究センター	623	34.5	5,197	5,062	116.2	**115.8**	▲ 0.4	112.8	**111.8**	▲ 1.0
	国立成育医療研究センター	392	34.5	5,157	5,180	118.6	**119.0**	0.4	115.1	**113.1**	▲ 2.0
	国立長寿医療研究センター	164	40.3	4,926	5,024	104.6	**106.2**	1.6	103.6	**104.7**	1.1
全法人(9法人)		**33,893**	**37.1**	**4,920**	**4,898**	108.2	**108.2**	0.0	107.3	**106.8**	▲ 0.5

（注） 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

3 「対国家公務員指数（年齢勘案）」は、各法人の看護師の給与を、国家公務員（医療職（三））の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

独立行政法人における給与水準の検証結果等

（1）事務・技術職員

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
1	内閣府	国立公文書館	107.2	95.5	103.5	91.9	地域格差を考慮した対国家公務員指数が95．5であることから、職員の9割以上が東京都区部在勤で、地域手当支給額が国家公務員の平均値に比し高額となっていることが影響しているためである。	国立公文書館は特定独立行政法人として、職員は国家公務員の身分を有しており、その給与は国と同水準である。また、地域勘案の指数は100を下回っていることから給与水準は適正と考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	当館の役職員の給与水準は、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、国と全く同一の水準となっている。したがって、従来から人事院勧告に基づく給与制度改革と同様の措置を講じているところであり、今後も引き続き国に準じた給与の適正な維持に努めていくこととしている。
2	内閣府	北方領土問題対策協会	102.1	97.5	98.9	94.2	対国家公務員指数では、102.1であるが、当協会は東京都台東区及び札幌市に所在していることから、東京都特別区及び札幌市に在勤する者と国家公務員と比較した地域勘案では97.5、学歴勘案では98.9、更に地域・学歴勘案では94.2となっており、いずれも国家公務員より低い水準であると考える。 当協会は、調査対象職員が14人と少人数であるため個人的な状況に影響されやすいものの、引き続き適正な給与水準を維持したい。 なお、平成26年度に見込まれる対国家公務員指数については、比較対象となる国家公務員の指数が不明なため、将来の具体的指数を予測することは困難ではあるが、引き続き、地域・学歴を考慮した指数について今回同様に、100以下となるよう努めることとしたい。	対国家公務員との比較指標について、①地域勘案（97.5）、②学歴勘案（98.9）、③地域・学歴勘案（94.2）であり、いずれについても、100を下回っており、国家公務員より低い水準であることから引き続き同水準を維持する必要がある。	現状の給与水準は適切であると判断されることから、引き続きこの水準を維持するよう努める。
3	消費者庁	国民生活センター	111.3	101.4	107.7	98.6	当センターの対国家公務員指数（平成25年度は111.3）が高くなっている理由は、以下のとおりである。 当センターは、相談、調査及び商品テスト等の業務を行っているが、これらの業務を実施するためには、高度で専門的な知識が要求されることから、専門職として大卒以上の学歴を有する職員を採用してきた。このため、国家公務員（行政職（一））の大卒者54.2%に対して、当センターは94.3%（このうち大学院修了者は、26.8%）と、大卒以上の割合が極めて高い職員構成となっている。 また、当センターは、平成15年9月まで東京事務所を本部として、相模原市に設置した商品テストの職員を含め一括して本部で職員を採用してきた。その後、平成15年10月に本部を相模原市に移転したが、東京都港区及び神奈川県相模原市の両事務所で行う事業には一体関係が認められることから、同一の給与体系を適用している。このため、神奈川県相模原市に勤務する職員給与が、指数を高くする要因のひとつであることは否めない。 そのような事情がある中で、平成25年度において、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は98.6となり、国家公務員の給与水準を下回っている。 なお、当センターでは、これまで、「特別手当の減額」、「管理職手当の縮減」、「昇給幅の抑制」や「管理職員及び補佐職員の人数の削減」、「国家公務員に先んじた平成18年度における俸給の切替に伴う俸給月額の経過措置の廃止」等の措置を講じてきた。 平成25年度は、平成25年9月末をもって借上宿舎制度を廃止し、住居手当に移行したため指数の上昇の要因となったものの、給与水準の抑制に努めてきたところである。 また、管理職員の割合は、国家公務員の管理職割合（行政職（一）6級以上）15.8%に対し、当センターでは19.5%であり、平成17年度期首（23.5%）に比して4.0ポイント減少している。 今後も給与水準の適正化に向けた努力を引き続き継続する。	給与水準については、借上宿舎制度廃止に伴い住居手当の支給へと移行したこと等を背景として前年度より上昇したが、中期目標を踏まえ、対国家公務員指数（地域・学歴勘案）が引き続き100.0を上回ることのないよう、給与水準全体の抑制に努めることが必要である。	これまで給与水準の抑制を行ってきたところであるが、今後も、引き続き国家公務員の給与水準と同等になるよう努めることとする。なお、当センターは職員数が少なく、出向、採用、退職等に伴う員数の変動が、数値の変動幅に大きく影響することに留意することも必要である。
4	総務省	情報通信研究機構	104.2	107.1	105.0	107.2	事務・技術職員の対国家公務員（行政職（一））の比較指標が高くなっている要因は、大部分の職員が都市部（東京都小金井市）を勤務地としているため、地域手当の平均支給率が国家公務員（行政職（一））全体の平均と比較して高くなることによると考えられる。なお、地域勘案した場合の指数が高くなるのは、大多数の職員が勤務する小金井市の比較対象である国の4級地に所在する官署が比較的小規模な支所、事務所等が多く役職者の職務の級や人数が大規模官署に比べて低くなっていることによるものではないかと考えている。なお、当機構の本部が比較的大規模官署が集中する1級地に所在するものと仮定して比較した指数は94.7となる。	当該法人の給与水準は国に準じており、また、指数は100を上回っているものの、昨年より低下している。法人では指数を100程度を念頭に人件費の適正管理をしていくこととしており、引き続きその推移を注視していく。	従来から、国家公務員に準拠した給与体系としているところであるが、今後の法人の給与改定についても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を適切に踏まえたものとしていく等、今後も適正な人事管理に努め、給与水準対国家公務員指数100程度を念頭に人件費の適正管理をしていく。
5	総務省	統計センター	101.0	89.3	102.8	92.9	地域勘案の対国家公務員指数が89.3であることから、当法人の所在地が東京都新宿区（特別区）であり、地域手当支給割合が国と比較して高いことが影響している。	当法人は特定独立行政法人であり、職員の身分は国家公務員であることから、給与規程は国の「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠した給与体系としており、職員の給与水準については適切であると考える。	当法人は、従来から特定独立行政法人として、国家公務員に準拠した給与体系としていることから、今後の給与改定についても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠した措置を講じるなど、適正な給与水準の維持に努めていく。
6	総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	110.3	96.0	110.0	97.0	当法人の給与水準は、対国家公務員（行政職（一））指数が110.3となっています。 これは、東京都特別区（港区）1箇所のみに設置され、かつ、国家公務員の地域手当に相当する手当を支給している当法人と地域手当未支給地を含む全国の平均で算出された国家公務員とで比較された指数となっているためです。 そこで、比較対象を合わせ、当法人と同じ地域（東京都特別区）に勤務する国家公務員に限定して比較すると、指数は96.0となっています。	対国家公務員の指数が110.3と100を超過しているが、地域・学歴勘案の指数は97.0となっている。所在地及び業務内容を踏まえた人員配置を考慮すると適正な水準と言える。現在、法人においては国家公務員に準じた人件費改革に取り組んでいるところ、当該取組について、引き続き注視していく。	当法人の給与水準は、対国家公務員（行政職（一））の比較指数が110.3となっていますが、年齢・地域・学歴を勘案すると97.0となっています。 平成26年度に見込まれる対国家公務員指数は、年齢勘案で111程度、年齢・地域・学歴勘案で100を若干下回るものとなっています。 平成26年度においても、引き続き年齢・地域・学歴勘案の対国家公務員指数を100以下とすることを目標に、同年度中に国家公務員の給与改定が行われる場合にはこれに時期及び水準を合わせて給与改定を行うこと等により、適正な給与水準の維持に努めていくこととします。
7	外務省	国際協力機構	115.3	103.6	111.5	100.5	1．在職地域・学歴構成 比較対象の国家公務員行政職（一）に比べ、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いことから、対国家公務員指数は14．8ポイント高くなっている。 2．高度の専門性及び類似業務の給与水準 開発途上国が抱える問題の分析、プロジェクトの企画・審査、開発途上国政府や国際機関との交渉等の業務を担うため、当法人の職員には修士や博士の学位取得者が一般的である国際機関職員と同様、高いレベルの語学力、折衝・調整能力に加え、専門性が求められている（当法人の大学院卒以上の者の人数は500人以上。また、平成26年度新卒採用職員のTOEIC平均点841点は、新入社員の平均点505点を大きく上回る）。こうした中核的な人材は、新卒採用では総合商社等と、経験者採用では国際機関等と競合していることから、人材確保のために合理的な給与水準とする必要がある。 3．援助機関としての職員構成 国際機関や他国援助機関においては、援助の実施にあたり高度な専門性が必要とされることから、職員全体のうち7～8割以上を相対的に給与水準が高い専門職員が占め、定型業務やアナリスト等が行う専門的なサポート業務については、コンサルタント等の外部人材を積極的に活用している。 当法人においても、同様の考えに基づき、国際機関や他国援助機関における専門職員に相当する職員が大宗を占めている。このような職員構成の影響により、職員全体での平均給与は高くなる傾向にある。	給与水準の再精査を踏まえ、役職定年制、勤務地限定制度、職務限定制度等施策の着実な運用により、給与水準適切化への取組が計画通りに推移していることを確認した。	勤務地限定・職務限定制度の任用に加え、役職定年制度の導入等による職員構成の見直しを進めており、第二期中期計画の最終年度（平成23年度）までの目標（地域・学歴勘案109.8）を平成22年度に達成している。第三期中期計画においても引き続き職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ（平成25年度の管理職割合は、平成24年度の20.1%から1.2ポイント減少して18.9%）により、地域・学歴補正後の対国家公務員指数の引き下げに努める。 （主な取組） 1．職務限定職員の任用 2．勤務地限定職員の任用
8	外務省	国際交流基金	118.4	104.6	113.2	100.0	在職地域・学歴構成による影響 特別都市手当（給与に各地域毎の賃金水準を反映させるための手当。国家公務員の地域手当に相当）が高く給与水準の高い東京特別区内に所在する本部の勤務者数の比率（当法人：90.4%）が国家公務員（30.0%）より高い。同じく給与水準の高い大卒者の比率（当法人：100%）が国家公務員（54.1%）より高い。 （当法人の比率は平成25年度給与公表対象者の値。国家公務員の比率は平成25年国家公務員給与等実態調査の行政職（一）適用職員による。）	上記法人の検証結果のとおり、給与水準は適正であると認められる。なお、平成24年度外務省独立行政法人評価委員会においても、おおむね妥当な水準を維持しており、問題ないことが確認されている。	－
9	財務省	日本万国博覧会記念機構	112.2	113.4	111.0	112.8	万博機構の給与制度（本給表等）については、前身の認可法人から承継した制度が基本となっている。 加えて、万博機構は、比較的小規模な組織であり、管理職の占める割合が国家公務員より大きいといった構造的な要因がある。	機構のラスパイレス指数は、「地域勘案」、「学歴勘案」、「地域・学歴勘案」のいずれも100を超えている。 万博機構の給与制度（本給表等）については、前身の認可法人から承継した制度が基本となっている。 加えて、万博機構は、比較的小規模な組織であり、管理職の占める割合が国家公務員より大きいといった構造的な要因がある。 25年度においても「国家公務員の給与減額支給措置について（H23.6.3閣議決定）」を踏まえた国家公務員に準じる減額措置を行った。	平成26年4月1日に解散。
10	文部科学省	大学入試センター	100.5	88.4	100.1	89.3	大学入試センター職員の給与は「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。 年齢階層による対国家公務員指数は100.5であるが、これはセンターの所在地が東京都特別区で、地域手当を国の1級地（東京都特別区）の支給率（18%）で支給しているためであり、1級地での比較（年齢＋地域）で見ると88.4であり、適正な給与水準と考える。	地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	国家公務員の給与水準の推移を注視しつつ、引き続き、より実態が反映された対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で、国家公務員と同等以下の給与水準を維持できるよう努めていきたい。
11	文部科学省	国立青少年教育振興機構	97.5	102.6	95.8	101.7	人事交流による地方公共団体からの出向者はほとんどが教員であるため、一般職（一）で給与決定をする際、他の職員と比べて本給が高くなる。また、当該出向者は主に在勤地域区分の非支給地の施設に勤務しているため、地域勘案を含む対国家公務員指数が高くなっている。（平成26年4月1日現在の常勤職員数508名のうち、地方公共団体からの出向者数139名。）	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、引き続き、一般職の国家公務員の給与に準じた取り扱いを行い、国家公務員と同等以下の給与水準となるよう努める。
12	文部科学省	国立科学博物館	100.8	90.1	99.3	88.8	本法人の事務・技術職員は東京23区及び茨城県つくば市にのみ在勤しており、それぞれ地域手当が支給されていることから、地域手当非支給地勤務者も含まれる国家公務員の行政職俸給表（一）適用者と比較すると、地域手当分が影響して100を上回っていると思われる。なお、在勤地域を勘案した比較指標は88.8%となり100を大きく下回ることとなる。	地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	平成26年度における対国家公務員指数は、年齢勘案で100程度、地域・学歴勘案では引き続き100以下を見込んでいる。今後も国家公務員の給与制度を踏まえながら、引き続き適切な給与水準となるよう運用する。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
13	文部科学省	防災科学技術研究所	106.9	108.5	105.9	107.6	当研究所は、給与水準公表対象職員が25人と少ないため、人事交流等による調査対象の変動に伴い大きな影響がある。 給与水準公表対象外の者を含む人員構成上、責任のある役職につき業務を実施する事務系職員（給与水準公表対象者）の割合が高くなり、結果、役職手当（国家公務員俸給の特別調整額）の受給者割合が国家公務員と比較し高くなっている。また、職員のほとんどが地域手当支給率3級地に在勤しており、地域手当非支給地勤務者が含まれる国家公務員の平均と比較すると地域手当の受給者割合が高くなっている。さらに、人事交流により地域手当の異動保障を受けている職員もいることから、数値が高くなっている。 なお、対国家公務員指数が平成24年度と比べ高い指数となっているのは人事交流等による調査対象の変動に伴い役職手当の受給者割合が大きくなっているためである。 役職手当受給者割合　　28．0%（17．1%） 平成24年度の役職手当受給者割合　23．8%（17．0%） 3級地以上の在勤者割合　92．0%（44．6%） （ ）の数値は、「平成25年国家公務員給与実態調査」の結果を用いて算出した国家公務員における値 ○人事交流により地域手当の異動保障をうけている職員がいるため、地域勘案、地域・学歴勘案の指数が高くなっている。	人員の構成上、役職手当受給者割合が高いことに加え、地域手当受給者割合及び異動保障により指数が高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	人事院勧告を踏まえた給与基準の見直しを行うとともに、引き続き退職者の補填については可能な限り若返りを図るなど計画的に人事管理を行っていく。
14	文部科学省	放射線医学総合研究所	97.6	100.9	98.5	100.9	当法人は、対国家公務員指数（学歴勘案）で98.5であり、国家公務員よりも低い給与水準となっている。 また、地域勘案指数及び地域・学歴勘案指数が国家公務員よりも高い給与水準となっている。当法人は放射線医学に関する研究機関であり、放射線安全管理業務に従事する職員（比較対象常勤職員数78名中8名（10.3%））について俸給の調整額を支給しているため、地域勘案指数としては相対的に高くなっている。	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持すべく取り組んでいく。
15	文部科学省	国立美術館	100.1	90.7	99.2	90.7	事務職員の給与水準については、年齢のみを勘案した対国家公務員指数は100.1と国家公務員を上回っているが、地域勘案の指数は90.7となり国家公務員を下回る。本部事務局及び5館の美術館のうちの3館が東京都特別区内に所在し、1級地に勤務する事務・技術職員の割合が国を大きく上回る（国立美術館：73.5%，国：30.0%）ため、年齢のみを勘案した指数においては国家公務員を上回ったものと考えられる。 ※国の勤務地の比率については、「平成25年国家公務員給与等実態調査」を用いて算出	地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	引き続き適正な給与水準を維持する
16	文部科学省	教員研修センター	103.7	102.3	104.6	102.6	教員研修センター職員の給与は「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。 当センターは常勤職員数に占める人事交流職員の割合が高く（65%）、また、給与水準公表対象職員が26名と少ないため、人事交流等による調査対象の変動が、その結果に大きく影響する。 当センターは茨城県つくば市（3級地）及び東京23区（1級地）に所在しており、全職員に地域手当が支給されていることから、地域手当非支給者も含まれる国家公務員の受給割合を上回っている。 当センターは職員宿舎を保有していないため、給与水準公表対象職員のうち住居手当を受給している職員の割合は国家公務員の割合を上回っている。 以上のことから、対国家公務員指数が上回ったものと考えている。 ○　地域手当受給割合（3級地以上の職員の割合）　　国　44．6%　センター　100% ○　住居手当受給割合　　国　16．8%　センター　30．8% ※　国家公務員の割合は、平成25年度国家公務員給与等実態調査の行政職俸給表（一）の適用を受ける者を対象として算出している。	当該法人は比較的小規模な組織であり、職員の7割が他機関からの出向者であることから毎年度調査対象者が大きく入れ替わるため、年齢階層ごとの平均年間給与額が国と違って平準化されないことが指数を変動させる要因となっている。また、全勤務地が地域手当の支給地域となっていることや職員宿舎がないことから住居手当の支給割合が高いなどの要因も考えられる。これらの結果、当該法人の比較指数が上回っているが、当該法人の給与制度は国に準じており、給与水準は妥当な範囲内である。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	当センターは職員数が少なく、人事交流職員の割合が高いため、人事交流等による調査対象の変動に伴い対国家公務員指数に大きな影響が出るが、今後も、適切な人事管理を行うとともにセンターの職員給与規程の改正に当たっては一般職の職員の給与に関する法律に準拠するなど、必要な措置を講じていくこととする。なお、平成26年度の対国家公務員指数は現時点で100程度と見込まれている。
17	文部科学省	科学技術振興機構	114.2	102.5	110.2	99.1	対国家公務員指数（年齢勘案）において、当機構の給与水準が国家公務員より高くなっている理由は以下の通りである。 ①地域手当の高い地域(1級地)に勤務する比率が高いこと(機構：84.5%＜国：30.0%＞) ・当機構は、イノベーション創出に向けて一貫した研究開発マネージメントを担っており、有識者、研究者、企業など様々なユーザー及び専門家と密接に協議・連携して業務を行っている。そのため、それらの利便性から必然的に業務活動が東京中心となっている。 ②最先端の研究開発動向に適じた専門能力の高い高学歴な職員の比率が高いこと ・最先端の研究開発の支援、マネージメントなどを行う当機構の業務を円滑に遂行するためには、広範な分野にわたる最先端の研究開発動向の把握能力や研究者・研究開発企業間のコーディネート能力など幅広い知識・能力を有する専門能力の高い人材が必要であり、大学卒以上(機構：94.2%＜国：54.1%＞)、うち修士卒や博士卒(機構：50.0%＜国：5.6%＞)の人材を積極的に採用している。 ・また、企業や研究機関での研究開発経験を持つ中途採用人材(中途採用比率：55.7%)を、年齢にかかわらず、即戦力として積極的に採用している。	地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	今後も、引き続き、適正な給与水準の維持に努める。
18	文部科学省	日本学術振興会	109.8	97.8	107.9	96.5	1．研究助成・学術の国際交流等を推進する業務を行っており、職員に大学卒・修士など高学歴の者が必要であり、実際に高学歴の者が多い。 （大学卒以上の割合　国54.15%　当法人90.70%） 2．文部科学省の施策を同省と一体的に実施している関係から、同省と地理的に近接している必要があり、勤務地が東京都特別区のみである。また、小規模な組織であり、地方に出先機関がない。 （地域手当支給区分1級地に在職する者の割合　国30.00%当法人100%） 3．小規模な組織のため、宿舎を保有しておらず、また、人事交流者が70%を占め、地方大学等から転居を伴い勤務する者が多いため、住居手当の受給者が多い。 （住居手当を受給している者の割合　国16.85%　当法人41.61%）	地域差を是正した給与水準の比較指標では、国家公務員の水準未満となっていること等から、給与水準は適正であると考えられる。 引き続き、適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。
19	文部科学省	理化学研究所	112.4	113.0	109.1	112.4	[法人の運営体制の特殊性] 理化学研究所では、行財政改革に適切に対応していくと共に、プロジェクト研究の効率的推進の観点から、事務・技術職員については積極的に任期制職員、派遣職員を活用しているが、任期制職員等は給与体系や雇用関係が異なるため給与 水準の比較対象となっていない。年俸額算定に際して賞与相当額を反映している任期付年俸制職員（1人）を比較対象としているものの、比較対象は定年制職員（高度業務を担える人材を厳選採用）を中心とする一部の指導的立場にある基幹職員（359人）のみとなっている。年俸額算定に際して賞与相当額の概念の無い大多数の任期制職員（825人）等は比較対象外であり、当該身分を含めることで実態に近づけた場合の対国家公務員指数は相当程度下がると考えている。 [管理職の割合] 管理職の割合は給与水準比較対象者中では、25.1%（90人）であるが、比較対象外の多数の任期制職員や派遣職員等を含めた場合は、11.1%（96人）であり、国家公務員と比べて遜色ない割合であると考えている。 [大卒以上の高学歴者の割合等] 第3期科学技術基本計画における戦略重点科学技術の推進など社会からの期待の高まりに応えるため高度人材が大量に必要となる一方で、行財政改革を踏まえた人員削減に対応するため、少数精鋭化を進めている。このため、高度な専門教育を受けた即戦力を中心に採用しており、その殆どが大学卒以上（92.2%）であり、大学院以上の学歴を有する者も33.1%おり、高学歴となっていることから、年齢勘案指数に比べ学歴勘案指数は若干の減となっている。その一方、事業所が各地にあるため広域異動する職員については地域手当(異動保障)や広域異動手当の支給により地域勘案指数が年齢勘案指数に比べ微増となっている。 [事務体制の合理的運営] 理化学研究所は、年度末人員では事務職員1人当たり研究系職員数6.2人をサポートしており、他の独立行政法人と比較しても人員効率の高い業務運営に努めていると考えている。 [福利厚生面での比較] 理化学研究所における宿舎等については平成24年12月14日に出された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」を踏まえ、これまで入居後10年以内と定めていた厚生住宅を廃止した。また全国異動職員の赴任住宅についても厳しい制限があり、住宅面の負担が大きい。 [まとめ] 対国家公務員指数が112.4となっているが、算定対象者に業績反映度の高い多くの任期制の事務系職員が含まれていないこと、定年制の事務系職員の人数の合理化に努めていること等によるものであり、また、福利厚生面においても国家公務員と比較して十分ではない状況が、対国家公務員指数には反映されていないと認識している。	初公表時（平成15年度）の比較指標は130.4であり、今回と比較すると18.0ポイント減少している。これはその間、本給、役職手当、期末手当等の引下げ等を行った結果であると考えられる。今後も独立行政法人通則法による「職員の給与等」の趣旨に則り、引き続き適正な給与水準に向けて取り組んでいく必要があると考える。	1．人事院勧告を踏まえた給与改定 特殊法人から独立行政法人へ移行した後も、人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定（15年度△1.09%、17年度△0.3%、19年度＋0.29%（若年層限定）、21年度△0.2%、22年度△0.1%）、24年度△0.23%（23年度における給与較差も期末手当にて調整）を実施している。また、55歳を超える管理職に対し本給及びこれに連動する手当について1.5%減額調整している。なお、給与構造改革については、労使交渉の関係から国家公務員と比較して1年遅れたが、19年度より平均△4.8%の給与改定を実施している。また、今年度においても給与の臨時特例措置を実施している。 2．手当の改正 （1）役職手当については、17年度管理職員の役職手当の0.05%引下げ、18年度課長代理級の役職手当の2.5%引下げ、19年度より役職手当の定額化を実施した他、22年度より55歳を超える管理職に対する役職手当及びこれに連動する手当を1.5%減額調整している。また、21年度において住居手当（持家）を廃止している。 （2）平成20年度以降期末手当は段階的な見直しを行っており、非管理職において累計0.3ヶ月の削減を実施した。これに加え、管理職、非管理職ともに人事院勧告を踏まえた削減を実施している。 3．労使交渉 給与改定等については、今後も独立行政法人通則法による「職員給与」等の趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んで行く。 4．少数精鋭主義の維持 対国家公務員指数の削減のため、現在の事務担当者に代えて、安い人件費で雇用可能な人材を複数名雇用し対処することも考えられるが、従前の業務と同等な業務運営の質を確保することが困難になると共に、行財政改革の観点も踏まえ、現状の少数精鋭主義を維持していく。 5．対象職員の範囲 現在、対国家公務員指数の対象職員については、殆どが定年制事務職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用したプロジェクト研究を円滑に進めている。これらをご理解いただき、20年度より年俸額算定に際して賞与相当額を反映している任期制年俸制職員が比較対象となった。しかし、年俸額算定に際して賞与相当額の概念の無い大多数の任期制年俸制職員は比較対象外のままであり、引き続き、関係省庁へ国家公務員と給与体系の異なる任期制職員についても比較の対象となるよう要望していきたい。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
20	文部科学省	宇宙航空研究開発機構	117.4	115.7	116.1	115.0	JAXAの業務としては、最先端技術を取り扱う企業等との契約交渉、契約締結業務に加えて、プロジェクト全体の企画・立案・調整等、先端的な宇宙航空分野の技術マネージメントに係る業務が組織の重要な要素をなしている特殊性がある。このような業務を遂行するために、高度な専門性（高学歴者割合の増加要因）と豊富な経験を持ったプロジェクトリーダーやマネージメント活動を行う人材を多く投入する必要があり、相当数の技術系管理職（管理職割合の増加要因）を擁さざるを得ない。 一方、JAXAは産学官と多岐にわたり密接に連携して業務を行う必要があることから、都市部に在勤する比率が高くなっている。（1級地、2級地、3級地の在勤割合、JAXA：78．2%、国：44．5%） ロケットや人工衛星の打ち上げを担う事業所が鹿児島県の種子島にあり、その業務に携わる職員が常駐している。種子島は特地勤務手当支給地に該当するため、国と支給基準は同じであるものの、当該手当の支給対象者の割合が、国家公務員の0．73%に対し、当機構は3．16%と高くなっている。 当機構においては、行財政改革への適切な対応により定年制事務・技術職員が平成15年度から平成25年度の間に200名近く減少し、平成26年4月の時点で401名程度となっている。この職員の減少からくる労働力の不足を補いつつ、特殊性の高い事業を効率的に推進するために、任期付招聘職員を活用している。これらの任期付招聘職員は原則3年任期で一定の経験を持つ者を採用しており、従来、定年制事務・技術職員が担ってきた業務を補完している。 但し、これらの任期付招聘職員は任期が原則3年であるため、その者の退職に際して発生する業務引継ぎや入社後のスピーディな業務習熟を確保するためにもそれぞれの部署において定年制職員による支援が必須となる。中でも管理職による業務面や人事面の幅広いサポートは必須であり、定年制職員の管理職が増加する要因のひとつになっている。その他にも高度な専門性と豊富な経験を持ったプロジェクトリーダーやマネージメント活動を行う人材を多く投入するために相当数の技術系管理職を擁する必要があり、その結果として管理職が増加したため定年制職員の管理職割合が国家公務員と比較して高くなり、給与水準が高くなっている（国家公務員の6級以上の割合は15．8%に対し、当機構は20．0%）。 定年制職員と比べて比較的給与が低い職位にある任期付招聘職員は給与水準の比較対象に含まれておらず、当機構の給与の実態がラスパイレス指数に未反映となっている。	初公表時（平成15年度）の比較指標は122.2であり、今回と比較すると4.8ポイント減少している。これはその間、特地勤務手当に準ずる手当の廃止、地域調整手当の支給割合の引下げ、専門業務手当及び職責手当の見直し等を行った結果であり、今後も独立行政法人通則法による「職員の給与等」の趣旨に則り、労働組合の理解を得ながら、引き続き適正な給与水準の確保に取り組んでいく必要があると考える。	1．手当の見直し （1）「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の改正に準拠し、平均△7．8%の給与削減（臨時特例）を実施している。 （2）平成21年度から、段階的な引き下げを行い、地域調整手当を一律5%（ただし、東京都特別区のみ6%）ととしている。 （3）平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減を行っている。 2．労使交渉 給与改定等については、今後も、独立行政法人通則法による「職員の給与等」の趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。 3．「勤告の方向性」（平成19年12月　総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）に適切に対応し、平成20年4月からの新たな中期計画に「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等を盛り込み適切に対応している。 4．平成26年度に見込まれる指数 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから、将来の具体的数値を予測することは困難であるが、平成26年度においても、労働組合、職員の協力も得つつ、上記施策等を推進することにより、適正な給与水準の確保に努めていく。
21	文部科学省	日本スポーツ振興センター	108.8	100.1	107.6	99.7	①当センターの99%以上の職員の勤務地は、国家公務員に支給されている地域手当の支給区分の1級地から5級地に該当し、最も地域手当の支給割合が高い1級地（東京都特別区）に在勤する職員の割合は、国家公務員が30%に対して当センターは76%となっており、地域手当の支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高い。 ②当センター職員の大学卒以上の割合は74%となっており、国家公務員の54%を上回る割合である。 ※地域及び学歴を勘案した指数は99.7であり、国家公務員の水準を下回っている。 ※国家公務員の割合は、平成25年国家公務員給与等実態調査結果の行政職俸給表（一）の適用を受ける者を対象として算出している。	地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	【次年度に見込まれる対国家公務員指数】 年齢勘案：109程度 地域・学歴勘案：100.0以下 「地域・学歴勘案：100.0以下」を達成しており、今後の給与水準についても、引き続き、同指数が100.0以下の水準を維持することを目標として、社会一般の情勢を踏まえながら、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を参考として、必要な措置を講じていくこととする。 【その他補足事項】 ・支出総額に占める報酬等支給総額の割合　1.6% （支出総額　156,993,532,081円、給与、報酬等支給総額　2,505,017,432円） ・管理職割合の状況　20% 管理職の割合については、組織・業務体制の見直し等を実施する中で、適正なポストの配置を行っている。 ・大卒以上の高学歴者の割合　74%
22	文部科学省	日本芸術文化振興会	105.5	94.9	102.9	92.9	1.勤務地が1級地及び2級地のみであり、国家公務員と比較して地域手当支給割合の大きい地域に勤務する職員の比率が高い。（1級地：国30.0%、当法人83.6%） 2.学歴別で、大学卒以上の職員が、短大卒・高校卒・中学卒の職員と比較して多い。（大学卒：国54.1%、当法人85.3%） ※国家公務員の比率については、平成25年度国家公務員給与等実態調査の行政職（一）適用職員を対象として算出している。	地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	○平成26年度における対国家公務員指数の目標 年齢・地域・学歴勘案　100以下 ○具体的改善策 平成24年度、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた給与規程の改定を行い、平成24年4月から平成26年3月まで特例減額を行った。今後も、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずる。 ○給与水準是正の目標水準及び具体的期限 今後とも、より実態が反映された対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）で国家公務員と同様以下の給与水準（100以下）を維持できるよう努める。 ○その他補足事項 管理職の割合19.9%（課長以上）
23	文部科学省	日本学生支援機構	100.9	90.6	98.3	88.7	国家公務員と比較した場合、本機構は、地域手当支給割合の高い地域に勤務する職員の比率（82.9%）が高いことから、対国家公務員指数が高くなっているが、今年度の地域、学歴、地域学歴を勘案した比較指標においてはすべて国家公務員を下回る数字を示しており、国と同水準に達していると考えられる。	地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	学歴、地域、地域学歴勘案による比較指標は100を下回っているため、本機構の給与水準は適正であると考えており、今後も引き続き、業務運営の効率化等に努める。
24	文部科学省	海洋研究開発機構	112.8	116.2	109.8	115.2	（1）学歴構成 当機構は、地球環境変動研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物圏研究及びシミュレーションに関する研究の他、海洋に関する基盤技術開発において世界をリードする研究開発を推進しており、極めて高度な知識を有する研究者が在籍している。事務技術組織においては、これらの研究者と一体となり、機構の将来にわたって研究マネージメント、機構の組織運営等高度な業務を迅速かつ的確に遂行していくため、当機構の研究開発、研究施設・設備の運用等専門性の高い事業を理解し、企画立案力、折衝力及び国際調整力等の優れた能力を必要としている。従って、学歴が大卒以上（特に理工系修士課程修了者）の者を中心に採用しており、国家公務員行政職と比較して大卒以上の比率が非常に高い。 大学卒以上である職員の割合： ・国家公務員（行政職（一）適用者）：54.1%（うち修士以上卒：5.6%）※ ・海洋研究開発機構：84.1%（うち修士以上卒39.5%） ※人事院による「国家公務員給与の概要」（平成25年8月）に基づく （2）管理職員の割合 当機構は、研究者の流動性を維持し世界最先端の研究水準を維持するために研究者の多くを任期制職員として雇用しているとともに、研究遂行上必要とされる色々の役割と業態に対応するべく複数の雇用形態を併用した人員体制を採っており、多様な人員の管理に係る綿密な業務については各研究組織に事務部門をおき、研究推進に係る事務管理を一手に担う体制を採っている。また、当機構においては8隻に及ぶ船舶の運航管理及び勤務形態の複雑な船員の人員管理を行う事務組織が不可欠である。当機構においては経営企画部、総務部、人事部、経理部等といった管理部門と、研究推進部門及び船舶運航部門とが密に連携して迅速に判断を下し、高度な業務を遂行する必要があるため、各事務組織において多くの管理職員を必要としている。これらの組織においては業務の効率化を推進した結果、常勤職員においてはより担当業務が高度化する傾向にあり、その結果として国家公務員行政職と比較して管理職員の割合が高くなっている。 管理職員の割合： ・国家公務員：17.1%（人事院による「平成25年国家公務員給与等実態調査結果」第12表における行政職（一）俸給の特別調整額受給者の割合に基づく） ・海洋研究開発機構：24.9%（ただし、比較対象職員233人に、事務・技術業務に従事している任期付職員192人、事務スタッフ147人、出向職員10人を加えた場合、管理職の割合は13.9%となる。） （3）人員構成 当機構は、人材の活用方針として、任期制職員を積極的に活用している。とりわけ、国家公務員と比較するならば、行政職（一）俸給表でいうところの1級から3級相当の業務について、その多くを給与体系が完全職務給である任期制支援職職員の担当業務として位置付けることで、効率的な人員配置を行い、以て年功序列的に人件費が上昇していくことを抑制している。 現在のラスパイレス指数（対国家公務員指数）においては、その比較対象が定年制職員に限定されるため、これら支援職層を中心とする任期制職員が数字上反映されていない。具体的には、事務・技術系の職員としては定年制及び任期制の合計582人が在職している。本紙で公表しているラスパイレス指数とは、前述582人のうち定年制職員分の233人（40.0%）の数字となっている。	初公表時（平成16年度）の比較指標は117.1であり、今回と比較すると4.3ポイント減少している。これはその間、期末手当における国家公務員を超える支給月数の引下げや役職手当の引下げ、特別昇給の廃止等を行った結果であると考えられる。今後も独立行政法人通則法による「職員の給与等」の趣旨に則り、労働組合の理解を得ながら、引き続き適正な給与水準に向けて取り組んでいく必要があると考える。	中期計画において目標とした、年齢勘案116.4未満を達成している状況ではあるが、引き続き、人事評価による抑制的昇給制度等により適切な給与水準（平成25年度の指数：112.8未満）となるよう努める。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
25	文部科学省	国立大学財務・経営センター	106.3	94.0	107.4	96.3	当法人は、東京都千代田区にある東京連絡所が勤務地となっており、地域手当(18%)が支給されていることから国家公務員と比較した場合、対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)が高くなっている。また、上記の理由に加え当法人は、組織規模が小さく人事異動等の影響により職員の平均賃金が上昇したことが挙げられる。	地域差を是正した給与水準の比較指数では国家公務員の水準未満となっていること等か給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	【平成26年度に見込まれる対国家公務員指数】 ・対国家公務員指数：100程度 ・学歴勘案：100程度 今後の給与水準については、対国家公務員指数及び学歴勘案指数が100以下の水準となることを目標として、引き続き社会一般の情勢を踏まえ、人事院勧告等に伴う国家公務員の給与改定を参考として、現在の適正な水準の維持をつとめていくこととする。 その他補足事項 ① 平成25年度決算における「支出総額」に占める「給与、報酬等の支給総額の割合は0.1%である。 ② 本年度の指数算定対象者の学歴構成は、大学卒以上7名(53.8%)となっている。 ③ 本年度の指数算定対象者の管理職割合は、2名(15.4%)となっている。 ④ 当法人の給与は、国家公務員の給与制度を準用しているものの、職員数が20名以下の小規模な組織であり、かつ人事交流により即戦力となる職員を確保していることから、人事異動による指数算定対象者が大きく変動し、これに応じて指数の値が大きく変動する。従って、指数の高低により給与水準の適切性を判断することは一定の限界がある。 ⑤ 地域勘案による比較指数は100を下回っているため、当法人の給与水準は適正であると考えており、今後も引き続き、業務運営の効率化等に努める。 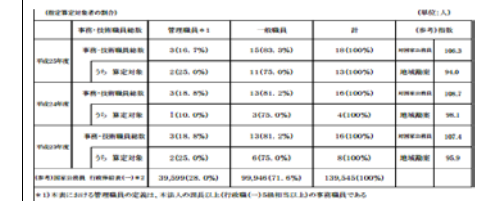
26	文部科学省	日本原子力研究開発機構	108.0	116.0	109.6	116.5	(1)人材確保及び類似業種の給与水準 原子力研究開発の拠点は都市部に立地することが困難である。このような状況の中で大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競って有為な人材を確保し、かつ、雇用の流動化の傾向が強まる中で優秀な人材を維持・育成していく必要がある。このため、採用困難の解消及び採用後の人材確保を目的に給与措置を講じてきている。独立行政法人の役職員の給与の妥当性については、類似の業務を営む民間企業との比較が必要不可欠とされていることから、参考指標として主な競合先であり人事交流先である電気業等との賃金水準の比較の結果、電気業を100とした場合、当機構の賃金水準は90．6となっており、賃金水準はおおむね均衡しているものと思われる。 (2)人員構成 当機構(旧日本原子力研究所と旧動力炉・核燃料開発事業団の和)の職員定数は、昭和42年から昭和54年に2,887人から4,914人と2,027人急増している。その後、昭和63年に5,348人となった後、平成25年には3,831となり、この間1,500人を超える人員が減少している。この定員減少に伴い、原子力施設の管理等に関する業務に関し可能な範囲でアウトソーシングを図っているが、そのような状況においても、高度の安全確保が求められているため、職員をこれらの業務の管理監督に従事させる必要がある。このような状況において、高年齢の階層が占める割合が高く、かつ、管理監督的職務に従事する職員の比率が高いことから、人員構成が指数が高くなる一因となっている。 ○平均年齢 (平成25年国家公務員給与等実態調査 参考) 国家公務員(行政職(一))43．1 (44歳以上の占める割合 47．8%) 原子力機構(事務・技術) 43．0 (44歳以上の占める割合 48．6%) (3)原子力研究開発の特殊性 当機構の研究開発の中核である茨城県那珂郡東海村においては、当機構施設のほか、原子力発電所、核燃料加工工場等多数の原子力関連事業所などが立地し、賃金水準は高い状況にある。茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の所得水準は、国家公務員の地域手当設定地域である水戸市等と同等である。 なお、空港など民間事業所等の特殊な集積状況により、官署の所在する近隣と大きく賃金事情が異なった事情にある等の特別の事情を踏まえ、給与措置を講じている例は、国家公務員においても存在している。 <参考 年齢地域学歴勘案指数の補正について> 機構職員の約6割は東海村にある事業所等に勤務しているため、非支給地の国家公務員と比較される結果、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は高くなる結果となっているが、茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の賃金水準は、水戸市(4級地、支給率10%)とつくば市(3級地、支給率12%)の中間程度に位置している。これにより東海村を4級地として試算した場合「112.8」、同じく東海村を3級地として試算した場合「111.6」となり、補正値として、両市の中間に位置するとした場合「112.2程度」と推定される。	初公表時(平成17年度)の比較指標は120.3であり、今回と比較すると12.3ポイント減少している。これはその間、職責手当の見直し及び期末手当の独自の引下げを実施した等の結果であると考えられる。法人固有の事情を考慮すると給与水準は妥当な範囲内であるが、今後も独立行政法人通則法の趣旨に則り、引き続き適正な給与水準に向けて取り組んでいく必要があると考える。	○平成26年度に見込まれる対国家公務員指数(年齢勘案108.0未満：年齢・地域・学歴勘案116.5) ○具体的改善策 ①給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 ②国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。 ③請手当等の水準について引き続き具体的な検討を行う。 ④平成26年度以降管理職数の縮減を図る。 ⑤地域を限定して勤務する職員の給与を減額支給する制度を導入する。 ○給与水準是正の目標水準及び具体的期限 人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図り、当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成26年度の年齢勘案指数を平成25年度(108.0)未満とする。
27	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	111.0	95.8	110.7	97.4	当研究所は東京都新宿区にあり、全職員が国の基準と同様に地域手当18%(平成25年度)の支給対象となっているため。	地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	本法人における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。 なお、本法人の給与水準は東京23区地区の国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後も平均給与の水準を抑制するため、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置する等により、第3期中期目標期間内(平成23年度～平成27年度)に地域・学歴勘案で対国家公務員指数を下回ることを目標とする。
28	厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	100.6	101.5	98.6	101.5	大卒以上の高学歴者の割合は100%であり、地域手当の異動保障支給(18%)を受けている職員がいることから、国に比べて給与水準が高くなっている。	地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	―
29	厚生労働省	勤労者退職金共済機構	114.2	101.1	114.3	102.6	年齢のみで比較した国家公務員の給与水準との比較(対国家公務員指数)は114.2となっているが、これは比較の対象となる国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当機構の職員は全員が東京都特別区の勤務であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 国家公務員の給与水準と比較すると、地域勘案指数では101.1、地域・学歴勘案では102．6と高くなっているが、これは52～59歳の層で国と比べて管理職の割合が高いことが考えられる。	地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成26年度については引き続き、人事院勧告に準じて給与水準の適正化を図るほか、年齢・地域・学歴勘案指数が100以下となるよう、以下の対応を図る。 ・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当(国家公務員の地域手当に相当)について、引き続き国家公務員の18%よりも低い水準に留めることとする。
30	厚生労働省	高齢・障害・求職者雇用支援機構	101.3	106.2	98.0	104.7	① 当機構の事務職員のうち大卒以上の者は、全体の91.8%を占め、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のうち大卒以上の者の54.1%(参考「平成25年国家公務員給与等実態調査の結果」表第2表より算出)を大幅に上回っていることによる。なお、学歴勘案による対国家公務員指数は98.0と国家公務員を下回っている。 ② 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等に基づき職員宿舎の廃止を進めていること及び全国規模の異動が多いことから、借家・借間に居住する者が年々増加傾向にあり、住居手当の支給水準は国家公務員と同じであるが、支給される者が全体の49.0%を占め、国家公務員の16.8%(参考「平成25年国家公務員給与等実態調査の結果」表第9より算出。以下同じ。)を大幅に上回っていることによる。また、単身赴任手当についても支給される者が全体の13.6%を占め、国家公務員の8.3%を上回っていることによる。 ③ 地域勘案及び地域・学歴勘案の指数については、国の本府省が1級地(東京都特別区(18%))に置かれているのに対し、当機構の本部事務所は4級地(千葉市(10%))に置かれており、当該4級地に在勤する事務職員の割合が高くなっていることによる。	地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度から、事務職員について国と同じ俸給表(行政職俸給表(一))を適用し、諸手当についても国と同様にする等、国家公務員との給与水準の均衡を図ったところであり、引き続き、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、給与水準の適正化に努めることとする。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
31	厚生労働省	福祉医療機構	115.8	103.0	112.9	101.0	①在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差があること。 （職員（事務・技術）の割合…東京都特別区：89.3%、大阪市：10.7%） ②大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は54.1%（平成25年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構職員（事務・技術）の大学卒以上の比率は88.3%となっており、学歴構成による差があること。 ③賃貸住宅に入居し住居手当を受給している者の比率が高いこと 不要財産の国庫納付に向けた取組として職員宿舎を廃止したことに伴い、当機構職員における住居手当を受給する者の比率が35.5%となった一方、国家公務員（行政職（一））の住居手当を受給している者の比率は16.8%（平成25年国家公務員給与等実態調査）であること。 なお、住居手当の支給基準、支給限度額は国と同じである。	地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	■これまでに講じた措置 ・平成16年度 全職員の昇給を停止 国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施（平均△5.3%） ・平成16～23年度 組織のスリム化の推進（部長△4、次長△2、課長△10） ・平成22年度 管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施（平均△1.0%） ・平成23年度 中高齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施　（平均△1.0%） ・平成24～25年度 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施 1.本俸 ①課長相当職員以上（役員、7～5等級）　△9.77% ②課長代理、係長相当職員（4～3等級）　△7.77% ③係員（2～1等級）　△4.77% 2.役職手当　一律△10% 3.期末手当及び奨励手当　一律△9.77%　等 ■今後講ずる措置 必要な人材の確保のための給与水準に配慮しつつ、国家公務員の取組状況を踏まえ、以下の取組みを実施する。 ・55歳を超える職員（3等級（係長級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施（国△1.5%：機構△2.0%） ・特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%（東京都特別区）の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する。 ・管理職について、参事制度（年齢到達により管理職ポストを外れる仕組み）を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課長代理職についても副参事制度（年齢到達により課長代理ポストを外れ、本俸△10%減とする仕組み）を導入し、中堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図っている（平成26年度より段階的に実施し、平成28年度までに対象年齢を55歳まで引き下げる）。
32	厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	95.9	103.0	94.0	101.6	地域勘案を含めることによる数値増は、出向者に対する国家公務員の規定に準じた地域手当の異動保障の支給が主な要因である。 ※対象者2名は、12%と9.6%の異動保障を支給。当法人における地域手当の支給割合は3%（6級地）である。	国家公務員と同水準であり、適切な取組の結果と考えられる。	今後も、国家公務員の給与水準を参考にし、引き続き適正な給与水準になるよう取り組む。
33	厚生労働省	労働政策研究・研修機構	117.6	104.9	112.4	100.8	当機構事務職員の対国家公務員指数が100を超えている理由は、①主たる勤務地が東京都であり、地域手当（18%）に相当する手当の支給対象となっていること、②事務職員の94.7%が大卒以上（国家公務員行政職俸給表（一）職員は54.1%（「平成25年国家公務員給与等実態調査」））であることによるものであり、こうした地域差及び学歴差を調整した後の指数は100.8とほぼ国家公務員並みである。	地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	当機構事務職員の対国家公務員指数は年齢勘案で117.6となっているが、地域・学歴勘案では100.8と、ほぼ国家公務員と同水準である。 なお、職員数が少数であることから、給与水準は国家公務員の人事交流により影響が生じやすいため、引き続き給与等を勘案した人事配置を国に要請するとともに、今後も国家公務員の給与水準の見直しを踏まえることにより、年齢・地域・学歴勘案で国家公務員と同程度の給与水準（100程度）を維持できるよう努めていく。
34	厚生労働省	労働者健康福祉機構	106.1	111.6	103.8	110.4	①国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）への対応については、本部の全職員及び病院等の施設幹部職員を対象として国に勤務する職員と同様に給与引下げ（職位に応じて平均△7.8%）を実施しているところであるが、医師や看護師等の人材確保が困難となっている状況において、適切な医療水準を確保する必要があることから全ての職員を対象とすることは困難であり、そのため、国に比べて給与水準が高くなっている。 ②低年齢層の平均給与額は国を下回っているが、中高年齢層の平均給与額が国を上回っており、給与体系における年功的要素が強いこと。 ③管理職として支給する職務手当の支給対象割合が高いこと。 （国の俸給の特別調整額対象人員割合17.1%　当法人の職務手当対象人員割合24.7%）	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを平成22年度に行い、平成22年7月より平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化）を実施している。また、特例法に準じた給与臨時特例措置については労災病院の継続的な医療提供・医療安全の確保に支障を生じさせないために人材確保等に配慮しつつ実施しており、平成24年度が9月からの実施であったのに対し、平成25年度は通年で実施していることから、平成25年度における対国家公務員指数は前年度を下回った。なお、給与臨時特例措置の対象者の割合が国よりも小さいこと及び実施期間が終了することに伴う平均給与の増額については国と比較して小さく、平成26年度における国家公務員指数は101.9、地域・学歴勘案は105.8に低下すると見込まれる。さらに、平成26年度（平成27年度公表）については、平成22年7月より実施している給与改定の段階的引下げが今後も反映されることを踏まえ、対国家公務員指数が年齢勘案で概ね101となるよう努力していく。
35	厚生労働省	国立病院機構	105.9	112.0	106.5	112.2	①　国家公務員の給与減額支給措置について（平成23年6月閣議決定）への対応については、本部の全職員及び病院の幹部職員を対象として国に勤務する職員と同様に給与引下げ（職位に応じて平均△7.8%）を実施したところであるが、医師や看護師等の人材確保が困難となっている状況において、適切な医療水準を確保する必要があることから全ての職員を対象とすることは困難であり、そのため、国に比べて給与水準が高くなっている。 ②　当法人が全国に展開する法人であるため、それに伴う異動により住居手当や広域異動手当、単身赴任手当の受給者が国より高いこと。また、病院事業の特性から各病院内の職場ごとに管理する職員を配置する必要があることから、管理職に支給する役職手当の支給対象割合が多いため、国に比べて給与水準が高くなっている。 （国の住居手当対象人員割合16.8%、当法人の住居手当対象人員割合42.0%） （国の単身赴任手当対象人員割合8.3%、当法人の単身赴任手当対象人員割合16.9%） （国の広域異動手当対象人員割合11.4%、当法人の広域異動手当対象人員割合22.7%） （国の俸給の特別調整額対象人員割合17.1%　当法人の役職手当対象人員割合40.1%）	平成23年度の数値は年齢勘案で国家公務員の水準を下回っており、平成24年度及び25年度においては、給与水準を引き上げるような給与・手当制度の見直しはされておらず、公務員の給与特例措置への対応を勘案すれば、公務員の水準を大きく上回っているとは考えられないことから、引き続き適正な取組を行っていただきたい。	引き続き、一般職給与法適用の国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応していく。 平成26年度における対国家公務員指数は、国家公務員の給与減額支給措置について（平成23年6月閣議決定）への対応が平成26年3月で終了しており、措置前である平成23年度とほぼ同様に、年齢勘案98.5、年齢・地域・学歴勘案 104.5となることが見込まれる。一般職給与法の国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務実績などを総合的に勘案しながら、平成26年度（平成27年度公表）を目途に、対国家公務員指数が年齢勘案で概ね99になるよう適正な給与水準に向けて検討していく。
36	厚生労働省	医薬品医療機器総合機構	119.9	107.1	116.7	104.4	ⅰ）地域学歴を勘案した影響 ■在勤地が東京都及び大阪市であること ・比較対象となる国家公務員の平均給与は地方も含めた全国平均であるが、当機構の勤務地は地域手当（18%）の支給対象である東京都特別区及び大阪市（異動保障により18%）であることによる地域差がある。 ■高学歴者の比率が高いこと ・国家公務員（行政職（一））の学歴別人員構成費における大学卒以上の比率は54.1%、うち大学院修了者の比率は5.6%（平成25年国家公務員給与等実態調査）であるのに対し、当機構における職員のうち、大学卒以上の比率は96.9%、うち大学院修了者の比率は76.4%（内訳：修士卒48.2%、博士卒28.2%）となっている。 ⅱ）指数の算出方法等によって国家公務員と比べ指数が高くなっている要因 ■住居手当の1人当たりの平均支給額が高いこと ・国家公務員（行政職（一））の1人当たり平均支給月額が4,307円に対し、当機構は11,077円となっている。なお、当機構の住居手当の支給基準、支給限度額は国家公務員と同じである。 ⅲ）上記の指数算出方法等以外に、国家公務員と比較して給与水準が高くなっている理由 ■製薬業界等の給与水準が高いこと ・当機構が必要とする人材は、その確保に当たって製薬業界等と競合関係にあるが、製薬業界等の給与水準は当機構と比較してかなり高いと言われており、相応な給与レベルとすることが必要である。（薬学等に関する高度の専門的な知識経験を必要とする医薬品等の審査等業務や医薬品等の安全対策業務に従事する技術系職員については、優秀な人材を安定的に確保していく観点から、国の研究職相当の給与水準を保つこととしている。）	地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力も考慮しつつ、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。 また、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、高度で専門的な人材確保ができるよう、任期制・年俸制の導入について検討を進めていただきたい。	■これまでに講じた措置 人事評価制度の導入に合わせ国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度を構築し、給与規程等の必要な改正（中高年齢層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化、賞与について総枠を設ける仕組みの導入）を行い、平成19年4月から実施している。 ■今後の取組み 1　平成18年12月25日総合科学技術会議の意見具申を踏まえたドラッグラグの解消に向けた236人の増員及び平成20年5月19日対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言を踏まえたデバイスラグの解消に向けた69人の増員並びに平成20年7月31日薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について（中間取りまとめ）を踏まえた早期に実施が必要な安全対策の充実・強化に向けた100人の増員を行うため、第2期中期計画最終年度までに常勤職員数を745名とすることとした。 さらに日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）を受けて、第3期中期計画においては、平成26年度末の常勤職員数について926人を目処とし、平成30年度末までに1065人を上限としている。 2　増員のための人員確保にあたっては、医薬品、医療機器に関する審査業務及び安全対策業務等に従事する技術系職員は高度かつ専門的な知識・経験が求められており、高学歴者、関連業務の経験者（企業出身者）などの優秀な人材の確保が不可欠である。 3　平成26年度に見込まれる対国家公務員指数は、年齢勘案で116.5（年齢・地域・学歴勘案で103.7）としているが、これは当機構では、新規採用者は、薬学等に関する高度かつ専門的な知識・経験を有する優秀な人材を安定的に確保していく観点等から国の研究職相当の給与水準を保つこととしているため、優秀な若手職員が増加していく間にあっては、対国家公務員指数を大幅に減少させることは困難と見込まれるためである。 4　しかし、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新たな給与制度（中高年齢層給与の俸給水準を引き下げる給与カーブのフラット化、賞与について総枠を設ける仕組みの構築）を平成19年度に導入したことから、その着実な実施等により、平成26年度の対国家公務員指数について、年齢勘案で116.5（年齢・地域・学歴勘案で103.7）を目指すよう努力していく。
37	厚生労働省	医薬基盤研究所	111.3	114.3	110.4	114.3	当研究所の調査対象者数は20人と少数であり、かつ、その年々の人事異動による対象者の変化により、管理職が少なく一般職員が多いような一般的な職員構成にならず、対象者が少数の法人においては年度毎の指数の変動が大きくなるものと考えている。 当研究所の事務職員のほとんどが国からの出向職員であり、給与水準も国に準じた体系をとっていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わりない。にもかかわらず、給与水準が異なる数値となっている要因としては、 ①組織的要因 出向者のほとんどが、国（特別区）からの出向者であり、異動保障として所在地の地域手当より高い異動保障を受けている者の割合が60.0%（20人中12人）となっており、地域指数が高い要因となっている。 ②職員構成の相違 当所職員の国家公務員行政職俸給表（一）6級相当以上の管理職の割合30.0%（20人中6人）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の6級以上の占める割合（15.8%）（「国家公務員給与の概要（平成25年8月）」より）よりも高いこと等が給与水準が高い要因となっている。 また、職員の大卒者の割合65.0%（20人中13人）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者の占める割合（54.1%）（「国家公務員給与の概要（平成25年8月）」より）よりも高いこと等が給与水準が高い要因となっている。	地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	当研究所の職員の俸給、諸手当等の給与水準については、国の給与法改正を反映させているため法人独自の手当は一切ないところであり、国家公務員との比較において適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていくとともに、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置し、引き続き改善を図ることとし、将来的に目指す給与水準としては、平成27年度までに対国家公務員指数（年齢勘案）は105以下、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は110以下を達成することとしたい。 なお、当研究所は平成27年4月に独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合を予定しており、新たな統合法人においても適正な業務遂行を可能とする最小限の組織体制及び国に準じた給与体系の在り方について検討を行っていきたい。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
38	厚生労働省	年金・健康保険福祉施設整理機構	120.1	104.1	121.2	107.2	当機構の今年度の調査対象者の11人中9人が国からの出向職員であり、給与水準は国に準じた体系をとっていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わりない。こういった事情にもかかわらず、国の給与水準を上回っている要因は、以下の理由が考えられる。 ① 地域的要因 調査対象者全員の在勤地が東京都であること。 （参考）地域手当率　東京特別区18% ※地域手当率は、人事院規則により、地域によって0%～18%となっている。 ② 職員構成の相違 調査対象人員が11人と少なく、指数算出のための母数が小さいため、1人の給与が全体の指 数に大きな影響を与える。 今年度当機構は管理職の割合の高い構成となっている。 当機構職員の国家公務員行政職俸給表（一）6級相当以上の管理職割合45.5%（11人中5人）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の6級以上の占める割合（15.8%）（「国家公務員給与の概要（平成25年8月）」より）を大きく上回っており、ラスパイレス指数に影響を与える管理職手当を受けている者が多い。 さらに、俸給、諸手当等の額は国家公務員の水準と同様であるが、各手当に関する支給額の平均は、扶養手当は17，117円（国における月額平均12，167円※）、住居手当は4，909円（同3，980円※）と対国家公務員の平均を上回っている。※「国家公務員給与の概要（平成25年8月人事院）」から引用。 ③ 新機構改組へ向けた困難な業務に対応するための職員配置 当機構は平成23年6月に成立した「独立行政法人年金健康保険福祉施設整理機構法の一部 を改正する法律」（平成23年法律第73号）において、同法の公布日から3年以内の政令で定める日（平成26年4月1日）に独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることとなった。 新機構は、これまでの社会保険病院・厚生年金病院（国が健康保険や厚生年金保険の保険者として、保険料を財源に、設置した病院）、船員保険病院（旧船員保険の保険者である国が、船舶所有者が全額負担する保険料を財源として設置）の病院群を直接運営する組織となる。 これら社会保険病院等の運営は、現在RFOが公益法人（一般社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会）に委託して運営しており、それぞれの団体は、組織文化をはじめ、ガバナンス、人事・給与制度等が全く異なっている状況である。 このため、3団体の職員の処遇等について、期限が限られている中で統一的にルールを策定することが必要不可欠であり、特に、給与制度（評価制度を含む。）や退職金制度をはじめ、組織運営や人事に関する事項など、現団体の各制度を踏まえつつ、独立行政法人に相応しい制度に移行する必要があり、各団体との高度な折衝や調整が求められること。また、各種制度に精通しつつ、激変緩和措置を設けるなど柔軟に対応することも必要なことから、相当程度のキャリアを積み、高い業績評価を受けている職員（管理職員）を配置したことで、給与水準が総じて高くなっている。	地域、学歴を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であることから国民の皆様に納得していただけるよう、一層の給与水準の見直しについて十分検討していただきたい。	当機構の職員の俸給、諸手当等の給与水準については、国の給与法改正を反映させているため法人独自の手当は存在せず、国家公務員との比較において適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。
39	厚生労働省	年金積立金管理運用	117.3	101.7	113.0	98.1	当法人は、 ①職員の勤務地が全員東京都特別区の勤務となっていること（国家公務員は相当数の職員が地方勤務） ②職員の大卒者の割合（90.0%）が、国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者の占める割合（54.1%）よりも高いこと（「平成25年国家公務員給与等実態調査」）から、国家公務員の給与水準（年額）より高くなっているが、地域・学歴勘案で見た場合、98.1ポイントと国家公務員を下回っているところである。	地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入について検討を進めていただきたい。	平成25年11月に「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」から報告書が出され、その中で、「運用対象の多様化やリスク管理の高度化を図るためには、第一線の専門人材が必要であり、報酬体系の見直しを含めた対策が不可欠である。」との提言がなされたところである。また、このような提言等を受けて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下、「平成25年閣議決定」という。）において、「高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。」とされたところである。 当法人においては、平成25年閣議決定等に基づき、高度で専門的な人材確保を進めるため、平成26年度以降、職員数及び給与水準について弾力的対応ができるように中期計画の変更を行ったところである。 また、この中期計画の変更を踏まえ、高度で専門的な人材を確保することができるよう、現在、外部コンサルティング会社を活用して、法人の給与体系の見直しを実施しているところである。
40	厚生労働省	国立がん研究センター	109.2	100.5	110.7	103.0	参考指数の地域勘案の指数が、対国家公務員100.5であり、国家公務員の指数とほぼ同率のことから、地域手当（築地ｷｬﾝﾊﾟｽ18%、柏ｷｬﾝﾊﾟｽ15%）が給与水準において国を上回っている理由と考えられる。 また、特例法による給与削減を全職員、全期間対象として行っていない（H24.9から部長職以上のみ実施）ことが、給与水準において国を上回っている理由と考えられる。	平成23年度の数値は年齢勘案で公務員と同水準となっており、平成24年度及び25年度においては、給与水準を引き上げるような給与・手当制度の見直しはなされておらず、公務員の給与特例措置への対応を勘案すれば、公務員の水準を大きく上回っているとは考えられないことから引き続き適正な取組を行っていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね103以下となるよう努力していく。
41	厚生労働省	国立循環器病研究センター	104.2	105.6	102.9	104.9	・当法人は国家公務員の給与に準じて地域手当を支給しているが、在勤地（吹田市）が3級地であり、全職員に対して12/100の率で支給している。 ・国家公務員給与に関する臨時特例法を踏まえた減額措置について、当法人では、部長以上（△9.77%）のみを対象としていたため。	平成23年度の数値、平成25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね104以下となるよう努力していく。
42	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	106.7	107.8	105.7	107.4	給与水準が高くなった主な理由としては、臨時特例に関する法律の施行により国家公務員は給与の減額措置が実施されたが、対象職種について国家公務員は全職種であるところ、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。なお、事務・技術職員における減額対象者の割合は31.6%となっている。 また、当センターは地域手当率が12%となっていることが、給与水準を高くしている原因の一つと思われる。なお、当法人の事務・技術職員には専門職以上の職員について管理職として役職手当の支給対象としている。	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね107以下となるよう努力していく。
43	厚生労働省	国立国際医療研究センター	106.6	107.2	107.3	107.7	当法人は、地域手当（戸山地区18%、清瀬地区15%、国府台地区15%（医療研究連携加算5%を含む。））を支給していることが、対国家公務員指数100を上回っている理由と考えられる。加えて、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により国家公務員は全職種減額措置されているが、当ｾﾝﾀｰは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。	平成23年度の数値は、地域・学歴を勘案すると給与水準が国家公務員より低い水準となっており、平成24年度及び25年度においては、給与水準を引きあげるような給与・手当制度の見直しはなされておらず、公務員の給与特例措置への対応を勘案すれば、地域・学歴を勘案した場合には、公務員の水準を大きく上回っているとは考えられないが、今後とも適正な給付水準の在り方について、検討を進めていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね107以下となるよう努力していく。
44	厚生労働省	国立成育医療研究センター	113.3	99.0	114.2	101.4	①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の事務・技術職員の平均給与は全国平均であるため100を上回っているが、地域勘案をした場合には99となり国家公務員より低い水準である。 （地域手当1級地の人員構成　国（行政職（一））30.0%、当法人100%） ②国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の施行により、国家公務員は給与の減額措置の対象職種が全職種であるが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。事務職員の減額対象者の割合は4.5%である。	平成23年度の数値は、地域・学歴を勘案すると給与水準が国家公務員より低い水準となっており、平成24年度及び25年度においては、給与水準を引きあげるような給与・手当制度の見直しはなされておらず、公務員の給与特例措置への対応を勘案すれば、地域・学歴を勘案した場合には、公務員の水準を大きく上回っているとは考えられないが、今後とも適正な給付水準の在り方について、検討を進めていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね101以下となるよう努力していく。
45	厚生労働省	国立長寿医療研究センター	107.9	114.8	107.6	114.8	給与水準が高くなった主な理由としては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により当センターも給与の減額措置が実施された。対象職種について、国家公務員は全職種であるが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。事務・技術職員の調査対象者における減額対象者の割合は33.3%となっている。 その他に、当センターは地域手当率が6%となっていること、地域手当率の高い東京・名古屋からの異動者が複数名勤務していることが、給与水準を高くしている原因の一つと思われる。また当法人の事務・技術職員には専門職以上の職員について管理職として役職手当の支給対象としている。	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね114以下となるよう努力していく。
46	農林水産省	種苗管理センター	95.9	102.5	97.5	103.1	当法人の給与は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して策定した職員給与規程に基づき支給しているため、国家公務員とほぼ同水準である。 地域勘案及び地域・学歴勘案において指数が高くなっているのは、人事異動を全国規模で実施していることから広域異動手当（68人 32.9%）や単身赴任手当（30人 14.5%）の受給者の割合が高いこと、寒冷地及び離島その他の生活の著しく不便な地にある職場の職員数が多いことから、寒冷地手当（82人 39.6%）及び特地勤務手当（55人 26.6%）の受給者の割合が多いことが要因と考えられる。	給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。 なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためである。	－
47	農林水産省	家畜改良センター	95.4	104.1	94.0	103.4	地域・学歴勘案で指数が高い理由としては、業務の確実な遂行のため全国に組織を展開していることが要因と考えられる。 ①寒冷地手当の受給者の割合が高くなっている（指数対象者の71.2%が受給）。 ②広域異動手当や単身赴任手当の受給者の割合が高くなっている（指数対象者の36.5%が広域異動手当を受給し、12.9%が単身赴任手当を受給している）。	給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。 なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地の多くが寒冷な地域に所在しているため、寒冷地手当を受給する職員の割合が高いためである。	－
48	農林水産省	農業環境技術研究所	98.2	99.2	101.0	100.1	地域・学歴勘案が対国家公務員以上となった要因としては、当法人の勤務地はつくば市のみに所在しており、その全員が地域手当（12%）を受給しているためである。	給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。	－
49	農林水産省	国際農林水産業研究センター	100.4	101.5	101.7	102.1	当法人は平成13年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した独立行政法人（平成18年4月　非特定独立行政法人化）であり、職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。 当法人における職員の全員が国に準拠した地域手当（12%）支給地または特地勤務手当（12%）支給地に勤務しており手当が支給されている。給与水準の比較に当たっては、全国に分布している国家公務員行政職（一）と比較して、特地勤務手当支給対象者の割合が高いこと（今年度調査対象10.3%）、更に国に準拠して、人事異動後に一定期間のみ支給される特地勤務手当に準ずる手当、地域手当の異動保障及び広域異動手当の受給者が調査対象者に含まれていることも対国家公務員指数に影響していると推測される。 （これらを除いた場合の対国家公務員指数試算値は99.5である。）	給与水準は国家公務員とほぼ同水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。 なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地がつくば市及び石垣市に所在しているため、全職員が地域手当（12%）又は特地勤務手当（12%）を受給しているためである。	当法人は平成13年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した独立行政法人（平成18年4月　非特定独立行政法人化）であり、職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定している。 引き続き中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行うとともに、中期計画における人事に関する計画に基づき、適切な職員の配置を行うことに努める。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
50	農林水産省	森林総合研究所	99.1	103.9	98.8	103.6	「地域・学歴勘案」の値が100を超えている要因としては「地域勘案」が国に比して高いことによる。 「地域勘案」が国に比して高い要因としては、地域手当など各手当は国に準じた基準としているが、当法人は人事交流及び全国異動が多いことにより、広域異動手当・単身赴任手当受給者、地域手当の異動保障者の人員分布率が国に比して高いこと及び寒冷地手当受給者の人員分布率が国に比して高いことが要因と推察される。 ・広域異動手当受給者の割合 15．8%（国：11．4%） ・単身赴任手当受給者の割合 17．0%（国：8．3%） ・地域手当異動保障者の割合 18．9%（国：14．4%） ・寒冷地手当受給者の割合 13．3%（国：11．7%） ※国の受給者割合は平成25年国家公務員給与等実態調査報告書に基づいて算出。	給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。 なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためである。	－
51	農林水産省	水産総合研究センター	97.1	103.2	99.3	103.6	当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。 なお、地域勘案及び地域・学歴勘案で100.0を超えている要因としては、人事異動による広域異動手当（受給率32.2%、国の受給率（平成25年度国家公務員給与等実態調査報告書より算出）11.4%）、地域手当の異動保障（受給率20.7%、国14.4%）を受給している職員が多いこと、また、特地勤務手当（受給率5.3%、国0.6%）、寒冷地手当（受給率34.6%、国11.7%）の支給対象地域に勤務する職員が多いことであると推察される。	給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。 なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためである。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表するものとする。
52	農林水産省	農畜産業振興機構	116.5	103.1	113.2	100.4	当機構の業務は、質・量ともに増加するとともに、意思決定の迅速化と責任体制の明確化が必要とされている。このような業務を、的確かつ迅速に実施するためには、的確な判断と責任を有する職員が必要とされ、このことが、管理職の割合を高め、対国家公務員指数が高い一因となっている。 なお、当機構の対国家公務員指数は116.5であるが、これは、給与水準の高い東京に勤務する職員の割合が約94%、大学卒以上の者の割合が約90%といずれも高い状況にあり、これらの事情を踏まえて比較をしている「地域・学歴を勘案した対国家公務員指数」は100.4となっている。	職員のほとんどが東京特別区勤務であること及び大卒以上の者の割合が多いため国家公務員より高い水準であるが、勤務地による諸手当及び大卒以上の者の割合の影響が少ない年齢・地域・学歴勘案の指数は、国家公務員とほぼ同水準であり、法人の給与は適切な水準にあると考える。	平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に実施するとともに、平成19年度から「新たな人事管理制度」を実施することにより、人件費改革を進めている。 具体的な措置は、次のとおり。 ① 平成17年12月からの「給与構造の見直し」として、本俸について、毎年度、等級別に1.4%～0.2%引下げ等を着実に実施する。 ②「新たな人事管理制度」として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の圧縮（管理職の昇給幅を標準で4号俸から2号俸へ圧縮）を実施するとともに、平成20年度からは管理職への昇格者数の抑制（管理職への昇格は、前年度の管理職減員数の3分の1を限度とする）、管理職ポストオフ制度（57歳に達した年度の翌年度に管理職を離脱し、非管理職とする）を導入し、実施している。
53	農林水産省	農業者年金基金	111.7	96.9	110.6	97.3	職員の全員が東京特別区の勤務であるため、民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当（特別都市手当）の支給を受けていることから、指数が高くなっている。	職員全員が東京特別区勤務であること及び大卒以上の者の割合が多いため国家公務員より高い水準であるが、勤務地による諸手当及び大卒以上の者の割合の影響が少ない年齢・地域・学歴勘案の指数は、国家公務員より低い水準であり、法人の給与は適切な水準にあると考える。	給与水準については、今後とも国家公務員の給与改定を勘案し給与水準の適正化に努める。
54	農林水産省	農林漁業信用基金	113.1	99.1	110.4	97.0	1．職員全員が東京特別区の勤務であるため、国家公務員の場合と同様に物価等も踏まえて、主に民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当（特別都市手当）の支給を受けている。 （参考） 国家公務員（行一）30.0%（平成25年国家公務員給与等実態調査より、支給区分1級地の人員構成比） 2．各都道府県に設置されている基金協会が行う農業者等に対する債務保証に対する保険等の業務を行っており、保険や金融に関する高い専門性が求められることから、高学歴（大卒）の職員の割合が高い。 （参考） 国家公務員（行一） 54.1%（平成25年国家公務員給与等実態調査より、大学卒の人員構成比） 信用基金 78.4%（H26.4.1現在）	職員全員が東京特別区勤務であること及び大卒以上の者の割合が高いため国家公務員より高い水準であるが、勤務地による諸手当及び大卒以上の者の割合の影響が少ない年齢・地域・学歴勘案の指数は、国家公務員より低い水準であり、法人の給与は適切な水準にあると考える。	① 特別都市手当（国の地域手当に相当）を抑制 国の東京都特別区の地域手当は平成18年度以降5年間で6%引き上げられたが、信用基金は地域・学歴を勘案した国家公務員との比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が100に到達するまでは4%の引上げに抑制。 【これまでの抑制状況】 （H18.3.31現在） （H26.4.1現在） 国（東京特別区） 12% → 18%（＋6%） 信用基金 6% → 10%（＋4%に抑制） ② 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入などにより、管理職割合を引き下げ、職務手当（国の管理職手当に相当）の支給額を削減させ、これを維持。 【管理職割合】 19年度：約4割 → H26.4.1現在28.4% ③ 昇任、昇格の運用改正 従来と比較して、平成20年4月1日から1～2年程度遅らせることとし、これを継続。
55	経済産業省	工業所有権情報・研修館	112.4	99.0	114.7	103.6	国家公務員との給与水準（年額）の比較指標が112.4となっているが、これは、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当法人の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区（1級地）で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっているものである。 なお、東京都特別区（1級地）に在勤する国家公務員との比較では99.0となっており、当法人の職員の給与水準は同条件の国家公務員指数を下回っている。	法人は、『行政改革の重要方針』、『国家公務員の給与の臨時特例に関する法律』、『国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について』など、国の方針にそった取組を実行してきたところ。また、在職地域を考慮した対国家公務員指数では99.0となっていることや法人の給与体系自体が国に準じたものとなっており、給与水準は適切である。	「国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由」のとおり、当法人は国と同様の給与水準であると認識しており、引き続き、国家公務員に準じた給与改定を行い、給与水準の適正化に取り組む。 次年度に見込まれる比較指標及び参考指標 ・対国家公務員指数 112.4 ・年齢・地域・学歴勘案 103.6 ○具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限について 「国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由」のとおり、当法人は国と同様の給与水準であると認識しており、これを平成26年度においても維持することを目標とする。
56	経済産業省	日本貿易保険	131.8	115.9	127.8	112.8	日本貿易保険は、その業務の性質上、国際金融等の高度な専門能力を有する人材を必要としている。独立行政法人化以降、中途採用を中心として労働市場から適切な人材の確保を行うとともに、民間金融機関からの出向なども含めた専門的人材による職員構成を実現してきており、国際金融等の専門的人材を確保するためには、労働市場における当該人材の給与水準を踏まえた給与水準が不可欠であり、こうした人材の市場価格による影響が挙げられる。 さらに、職員の在職地域が、東京（94%）及び大阪（6%）であることに加えて、大学・大学院卒の割合が国（行政職（一））の54%に対し、90%と高いことが挙げられ、これら在職地域や学歴を勘案すると、指数は112．8となる。	経済産業省としては、NEXIと人材が競合する労働市場における給与水準（上記）と比較すれば、NEXI給与水準が大幅に下回ること等から、NEXIの給与水準が国に比べて一定程度高くなっていることは合理的な理由があると認める。また、既存の働き方の見直しなど一層の業務の効率化を推進するとともに、より能力主義・実力主義的な昇格・昇級基準を導入し、組織への貢献及び実際担当している職務とその成果とにバランスをとった給与制度としたことで、ラスパイレス指数が上昇したことは、経産省独立行政法人評価委員会NEXI部会にも報告されており、やむを得ないことと認める。 NEXIにおいては、引き続き、国際金融機関等の専門能力を有する人材確保の必要性を踏まえつつ、民間金融機関等の事例等も参考としながら、不断の見直しを行うことにより給与水準の適性確保に向けた取組を推進するとしており、経済産業省としてもそうした取り組みを促しつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会において毎年度定量的な検証を行い、その結果を公表するなどにより給与水準の適正性について注視していく。	独立行政法人通則法第63条第1項の規定や平成17年12月24日閣議決定「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度に従来の年功的な給与体系から、職務・職責に応じた給与システムに転換し、また、平成25年度からは、更に評価に基づいたより能力主義・実力主義的な給与・人事制度としたほか、国の給与水準の見直し等を踏まえ、俸給表や諸手当等の見直しにより給与水準の適正確保を図ってきたところである。引き続き、平成22年12月7日閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、国際金融等の専門性を確保しつつ、人件費や対国家公務員指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。
57	経済産業省	産業技術総合研究所	104.8	105.8	106.7	106.4	産総研は、これまで財務上の手続きなどに係る定量的業務の合理化を図りながら、事務系職員の人数を削減（平成13年職員数753人→平成25年職員数657人）するなど効率的な運営に努めてきた。 一方で、高度な研究成果について民間企業等への移転を図るべく、産学官連携や知的財産等の高度な業務に対応するための専門的知識を有した有能な人材が必要となってきている。そのため、国家公務員における事務・技術職員（経験年数1年未満の者）の大学卒の割合が過去5年平均で60.3%であるのに対し、産総研の新規採用事務職員の大学卒の割合は過去5年間100%となっている。さらに、そのうち修士課程修了者は過去5年平均で47.8%を占めている。このように産総研の近年の新規採用事務職員は修士課程修了者が多いため、対国家公務員指数を引き上げる一因となっている。 事務系の大卒者及び修士課程修了者の初任給を比較した場合、国家公務員とはほぼ同じ水準であるとともに、民間よりも低い水準となっている。	産総研の給与水準は、国と比べて4.8ポイント高くなっている（前年度より0.1ポイント低下）ものの、左記の要因を考慮すれば給与水準は適切である。産総研においては、引き続き、高度な業務に対応できる専門的知識を有した有能な人材確保の必要性を踏まえつつ、給与水準の適正確保に向けた取組を推進することとしており、経済産業省としてもそうした取組を促しつつ、給与水準の適正性について注視していく。	平成26年度においても、国家公務員の水準を参考にし、給与水準の見直しに適切に取り組んでいくこととし、下記の措置を継続実施する。 <具体的な改善策> 1．事務系職員について、契約職員等の中から定年制の職員に登用する制度を導入し、継続的に採用を行うこととしている。 2．50代後半の事務系職員に対し、一定の年齢に達した段階でその役職を離する役職定年制を、平成24年10月に導入している。 以上の措置を継続的に実施することがラスパイレス指数の低下にも資するところであり、今後とも中・長期的に取り組んでいく。
58	経済産業省	製品評価技術基盤機構	104.8	98.5	103.2	97.6	国と比較して地域手当支給割合の高い地域に職員が集中している（※）ため、国に比べて給与水準が高くなっている。 地域・学歴勘案した場合の対国家公務員指数は97.6であり、ほぼ同水準となっている。 ※指数算出対象職員326名中、東京・大阪に勤務している指数算出対象職員は225名（69.0%）	国に準じた給与体系を採っており、かつ、地域・学歴勘案した場合の対国家公務員指数は97.6であり、ほぼ同水準であるため、適切である。	国に準じた給与体系及び給与水準を継続・維持する予定。
59	経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	104.1	105.4	102.6	104.7	1．学歴要因 NEDOは技術的知見を駆使した専門性の高い研究開発マネジメント業務を実施していることから、職員に占める高学歴者の割合が国家公務員に比べて高い（大学卒以上の割合・・・国：約54% ＜当機構：約83%）ことが、対国家公務員指数を引き上げる一因となっている。 学歴を考慮せずに平均給与額を比較した指数 104.1 学歴を考慮して平均給与額を比較した指数 102.6（△1.5） ※（参考文献）人事院(2013)「平成25年国家公務員給与等実態調査報告書」 2．その他要因 国家公務員は、相対的に給与の高い本府省に勤務する職員割合が低い（※全体の約25%）状況であるのに対し、当機構は本部に勤務する職員の割合が高い（※全体の約98%）ことが、対国家公務員指数を引き上げている一因となっている。	当該機構は、平成25年度対国家公務員指数は104.1ポイントと100ポイントを超えているが、左記の要因を踏まえれば合理的な理由があるものと認められる。また、給与水準を引き下げる取組みにより第2期中期計画の期首である平成20年度に比べ0.9ポイント、同計画の期末である平成24年度に比べ0.3ポイント低減させていること、経済産業省独立行政法人評価委員会において給与水準は適正であると評価されていることから給与水準は適切であると判断できる。当該機構は今後も政府の方針を踏まえつつ給与水準の適正化に努めることとしており、当省としてもその取組みを促しつつ、給与水準の適正性について注視していく。	－

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
60	経済産業省	日本貿易振興機構	117.7	108.6	113.7	105.3	貿易投資の実施・促進機関という性格上、職員には、海外における日系企業のビジネス環境整備等のために、相手国政府と調整や交渉をすることが求められている。そのため、語学力（英語のみならず、その他の特殊言語（※1）を含めたトリリンガルの割合が37.0%）、海外での交渉に必要とされる異文化への高い順応性、国際情勢への精通、貿易投資に関する高度な知識が必要となるなど、専門性の高い優れた人材を登用する必要がある。大学・大学院卒業者の割合も96.2%と国の行政職（一）の54.1%（「平成25年国家公務員給与等実態調査」の「第3表 適用俸給表別、級別（最終学歴別）人員」より。）に比べ高くなっている。 ※1 アラビア、ベルシャ、トルコ、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ウルドゥ、スワヒリ、タイ、タガログ、ベトナム、ラオス、モンゴル、中国、ポルトガル、韓国、ロシア語等 26言語 国家公務員の採用形態別の職員構成は、Ⅰ種等8.7%、Ⅱ種等33.4%、Ⅲ種等49.2%（平成24年度一般職の国家公務員の任用状況調査（人事院発表）の行政職（一）の「試験任用」による在職者数より。）と多様性があるが、ジェトロでは特定部署における一般管理事務を行う一般職の採用を23年度から開始したばかりで国のような職員構成の多様性に乏しく、ラスパイレス指数が高くなる要因となっている。 さらに、在職地域が東京、大阪で75.6%と地域手当の支給率が高い都市部に集中しており（行政職（一）の東京・大阪の割合は36.3%（「平成25年国家公務員給与等実態調査」の「第8表（附表）行政職俸給表（一）の都道府県別在勤人員及び構成比」より。））、他地域勤務者についても国の制度を準用した異動保障制度対象者が過半を占めることも同指数を引き上げている。	当法人の事務・技術職員の対国家公務員指数は高くなっているが、専門性の高い優れた人材を登用する必要があること等に鑑みるとやむを得ない面もある。また、バックオフィス業務への一般職・常勤嘱託職員の登用等の取組により、平成25年度は前年度に比べ3.7ポイントの低減との結果が出ている。引き続き、こうした取組を進めていく必要があると考える。	特定部署における一般管理事務を行う一般職の採用や常勤嘱託員の採用など雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直しを引き続き進めていく。 また、当法人は、本部、アジア経済研究所、貿易情報センター等拠点ネットワークを最大限に活用し、貿易振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施するとともに、アジア地域等の経済等に関し、基礎的かつ総合的な調査研究等を行っており、中期計画に掲げた業務を効率的かつ効果的に遂行するためには、これら拠点機能を最大限に活用することが必要である。そのためには、各拠点における指揮命令及び責任の明確化を図ることが不可欠であり、管理職割合が国と比較して高くなる傾向にあるが、効率的かつ効果的な人員配置により管理職抑制に取り組んでいく。
61	経済産業省	情報処理推進機構	113.8	99.9	110.7	97.3	○全国平均の国家公務員の給与水準と当機構(東京都特別区(1級地)勤務)とを比較 している。 国家公務員(行政職(一))との給与水準(年齢)の比較指標が113.8となっているが、これは国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当機構の給与水準比較 対象職員全員が東京都特別区(1級地)で勤務しているため、対国家公務員指数を 引き上げる要因となっているものである。なお、在勤地を勘案した参考指数では99.9(▲13.9)となっている。 ○職員に占める高学歴者(大卒以上)の割合が、国家公務員と比較して高いため。 当機構職員(比較対象職員118名)の大卒以上の割合は86.4%(うち修士卒以上の割合は28.0%)であるのに対し、国家公務員の大卒以上の割合は54.1%(うち修士卒以上の割合は5.6%)となっており、国家公務員と比較し、職員に占める高学歴者の割合が高い。なお、学歴を勘案した参考指数では110.7(▲3.1)となっている。(国家公務員の学歴分布については、「平成25年度国家公務員給与等実態調査」の行政職(一)から引用) ○上記2点を勘案した「地域・学歴勘案」の指数は97.3となっており、当機構職員の給与水準は同条件の国家公務員を下回っている。	国家公務員との給与水準の比較指標は113.8であるが、地域・学歴を勘案した比較では97.3と同条件の国家公務員より低くなっていることから、機構の給与は適切な水準にあるといえる。	適正な人事管理に加え、退職者の補てんについて若返りを図る。 また、給与水準について国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施し、平成26年度においても対国家公務員指数(地域・学歴)が100を超えないよう努力する。
62	経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	118.2	107.2	115.1	104.7	当機構の業務は、資源国との資源外交を推進するとともに、地質構造調査、探鉱・開発プロジェクトの審査・資金供給、技術開発、情報の収集・分析・提供等の極めて高度で専門的なものである。 このため、上記の機構の業務を行うためには物理探査、地質学、地質構造解析などの専門技術のほか、語学能力等多岐にわたる高度な専門性が必要であるため、職員の大学卒以上の割合が高く、特に技術系職員の61.2%が大学院修了者となっている。 職員の大学卒の割合を国と比較すると国が54.1%（行政職（一））に対し、当機構は80.0%（平成26年4月1日時点の常勤職員（在外職員及び再任用職員を除く。））であり、大学卒の比率が国と比べて高い。 また、本部職員の割合で比較すると、東京都特別区内に勤務する国家公務員の割合は24.6%であるのに対し、当機構は74.3%（平成26年4月1日時点の常勤職員（在外職員及び再任用職員を除く。））であり、地方出先機関に多くの職員を配する国家公務員とは異なり、当機構職員の多くは東京都港区の本部事務所に配している。これらのことが対国家公務員指数(年齢)を押し上げる要因となっている。 なお、地域及び学歴を勘案した場合の対国家公務員指数は「104.7」である。 ※国については、平成25年国家公務員給与等実態調査より記載した。 さらに、世界的な資源確保競争が激化する中、JOGMECは民間企業が参入困難な物理探査等の探鉱段階での先駆的業務を担っており、このような業務を行うためには技術的専門性を有する優秀な人材が必要、同業界他社への人材流出が続く中、地質学、物理探査、地球科学、製錬及び石油工学その他これらに準ずる分野での高度な技術的専門性を有する優秀な資源開発人材を確保するため、一定程度の処遇が求められる。これらの人材には、組織の管理を行う管理者に加え、資源外交推進のための産油・資源国の政府や国営企業、海外企業との交渉、資源開発を行う我が国企業との調整、高度な技術的専門性を必要とするプロジェクトの推進等を機構を代表して行うスタッフ管理職員として職務を遂行している者が多数おり、対国家公務員指数は高いものとなっている。 なお、民間資源業界各社の給与が高水準のなか、JOGMECの平均給与は、業界大手各社の従業員平均給与を大幅に下回る水準である。 （参考）民間資源業界各社との平均年間給与額との比較 平均年齢　平均年間給与額 民間資源業界各社（大手5社平均）※　41.8歳　956万円 JOGMEC　45.6歳　755万円 ※各社平成24年度の有価証券報告書のデータによる	資源確保競争が激化する中、資源系の人材獲得競争も激化し、資源系人材の人件費は高水準。ただし、同種の民間企業（資源開発会社・商社等）と比較して、JOGMECの給与は低水準。なお、総人件費は平成17年度に比し、17.3%の削減を実現している。今後も、民間及び国家公務員の給与動向等を見つつ、人事制度の適切な運用を図る等、引き続き給与水準の適正化を図るよう指示していく。	民間企業が活況を呈する中、給与水準については、不断の努力により継続的に引き下げを行っており、適切な運営に努めている。 平成18年度126.1、平成19年度122.7、平成20年度122.3、平成21年度121.2、平成22年度117.0、平成23年度116.7、平成24年度で118.9であった対国家公務員指数は平成25年度で118.2となり、給与水準を引き下げる取組により低減させている。（平成18年度に比べ7.9ポイント低減） 今後も、民間及び国家公務員の動向を見つつ、特別都市手当支給率の据え置きの継続、現給保障措置の廃止の継続、人事制度の厳格な運用を図る等により、引き続き給与水準の適切な運営を行っていく。
63	経済産業省	中小企業基盤整備機構	112.3	104.9	109.6	103.3	中小機構全体の対国家公務員指数は112.3となっているが、これは大卒者の割合が高いことと及び地方の給与水準より高い本部勤務職員を地域本部に職員の5割超を重点的に配置することになるため、全体の指数が押し上げられていると考えられ、現に在勤地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は103.3となっている。 当機構の指数が高くなっている具体的な要因は以下のとおりである。 ア. 国家公務員と中小機構の学歴別構成 大卒者の構成比を比較すると国（行政職（一））が54.1%に対し当機構は80.0%となっており、大卒者の割合が国と比べて高いことも、対国家公務員指数を上げるひとつの要因となっている。 （注：大卒者の割合については、平成25年度国家公務員給与等実態調査より記載。） イ. 当機構の場合、全国的視点に立った施策を行うため、中期計画に従って職員の5割超を地域本部に重点的に配置する人事政策をとっている。このため、地方の給与水準より高い本部勤務職員を地方に配置することになるため、これが全体の指数を押し上げる結果となっている。 なお、異動保障が受けられる地域において実際に異動保障を受ける職員の割合も28.2%と高い数値となっている。	当法人は、中小企業者に対する財務、市場開拓、事業承継など、経営全般にわたる具体的な課題解決に資する助言、診断指導などを実施。また、商工会議所をはじめとする中小企業を支援する者に対する助言、指導なども実施。これらの業務は、より高い専門性を要するため、中小企業診断士などの有資格者が必要であり、事業性の観点から、当法人と同程度の規模、平均年齢等を勘案した民間コンサルティング会社との給与水準の比較においても低い水準となっており、さらに大卒者の割合が高いこと及び地方の給与水準より高い本部勤務職員を地域本部に職員の5割超を重点的に配置している等の要因を考慮すれば現時点での給与水準はやむを得ないと考える。 段階的に給与水準を引き下げる取り組みを実施しており、平成18年度対国家公務員指数（127.6）に比べ15.3ポイントの低減を達成しており、今後も人事院勧告等の方針を踏まえつつ、給与水準の引き下げの取り組みを適切に行っていくこととする。	①人件費総額、給与の支給基準の設定等に関しては、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に即して対応する。 ②管理職割合については、業務の性質上、一定程度の管理職は必要不可欠であるため、一人の管理職に複数の管理業務を所管させることとした。今後も管理職割合低減のための方策を段階的に行う。
64	国土交通省	交通安全環境研究所	99.9	102.2	100.7	102.8	調査対象の職員のうち、地域手当の異動保障の支給の対象となる職員が国と比較して大きい。	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。
65	国土交通省	海上技術安全研究所	98.4	101.6	99.1	101.1	事務職員の給与水準公表対象人員が34名と少ないため、一人の給与変動が全体の指数に大きな影響を与える特徴がある。今回の場合、56～59歳の年齢階層に該当する職員（対象者：5名）の指数が高いことが全体に影響しているが、具体的には56～59歳の年齢階層職員すべてが管理職員に該当することに起因する。	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。
66	国土交通省	港湾空港技術研究所	100.3	103.1	99.6	102.7	算定対象人数が10名と少数であり、個々人の給与額が全体の指数に与える影響が大きくなっている中で、住居手当、単身赴任手当を受給している者の割合が高いため、対国家公務員指数に与える影響が大きい。 また、56歳～59歳の高年齢層の算定対象者には管理職手当区分Ⅰ種受給者が含まれており、対国家公務員指数を押し上げている。	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠した規程等を整備し、運用しているところであるが、引き続き国の給与改定に沿って適正な給与水準となるように努める。
67	国土交通省	電子航法研究所	107.9	110.0	107.3	109.5	【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 各手当に関する支給額の平均は、地域手当は43，736円（同34，333円※）、住居手当は5，400円（同4，307円※）、俸給の特別調整額（管理職手当）は13，086円（同10，726円※）となっているため、対国家公務員指数が高くなっている。 なお、事務・技術職員の調査対象人員は5人と少なく、指数算出のための母数が小さいため、人事異動に伴う属人的な事情等により、指数が大きく左右されてしまうことがある。 ※「平成25年国家公務員給与等実態調査（人事院）」から引用	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
68	国土交通省	航海訓練所	103.1	103.8	102.3	103.0	【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 ・事務職員の給与水準公表対象人員が11名と少ないため、一人の給与変動が全体の指数に大きく影響している。 【地域・学歴を勘案した影響】 ・東京特別区等の官署に在籍していた国家公務員からの出向者がおり、これらの職員に対する地域手当の異動保障が影響する。 [異動保障支給対象者の割合] 45.5%(事務・技術職員数 11名 支給対象者数 5名) ・当所の職員は、約6割強の職員が高学歴(大学卒又は大学院修了)の者で構成されている。 [大学卒以上の高学歴者の割合] 63.6%(事務・技術職員数 11名 大卒者数 7名) 国の大卒以上の学歴者　行政職(一)適用者の割合は54.1%※ ※平成25年度国家公務員給与等実態調査(人事院)から引用	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。
69	国土交通省	航空大学校	107.9	118.6	108.9	119.1	【地域・学歴を勘案した影響】 当校は平成13年度の独立行政法人化以前は国の機関であったことから、職員給与は国に準じて支給しているところであるが、都市部(東京都特別区等)の官署に在籍していた国家公務員からの出向者が多数おり、これらの職員に対する地域手当の異動保障(調査対象人員中60．0%が受給)、広域異動手当(調査対象人員中26．6%)及び単身赴任手当(調査対象人員中20．0%)等の支給が、対国家公務員指数を押し上げる要因となっている。 【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 事務・技術職員の調査対象人員は15人と少ないため、各個人の諸手当の有無が指数に大きく影響している。	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。
70	国土交通省	自動車検査	97.7	101.8	99.4	102.7	異動による地域手当の異動保障の支給額が多かったことによるものである。	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む
71	国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	111.0	112.3	110.7	112.3	鉄道建設事業は、有期事業であることから余剰人員を抱えないために、大半の職員を対象として、事業の進捗、業務量の波動に対応しながら高い頻度(2～3年程度)で全国規模での人事異動を実施しているため、これに伴って広域異動手当、地域手当の異動保障及び単身赴任手当が支給される者の割合が高くなっている。 業務のアウトソーシング等を積極的に進めてきた結果、管理的業務が中心となり、国家公務員に比べ管理職の割合が高くなっている。 ＜広域異動手当の支給対象者の割合＞ 国(行(一)):11.4%　機構:23.0% ※異動前後の勤務箇所間の距離が300km以上の場合 国(全体):4.7%　機構:16.7% ＜地域手当(異動保障)の支給対象者の割合＞ 国(行(一)):14.4%　機構:19.9% ＜単身赴任手当の支給対象者の割合＞ 国(行(一)):8.3%　機構:22.3% ＜管理職手当の支給対象者の割合＞ 国(行(一)):15.8%　機構:21.7% なお、日本で唯一整備新幹線等の高速鉄道建設を担う機関として、当該業務の安定的な実施のため、専門的知識・技術を有する優秀な人材を確保する必要があること、また、鉄道建設事業の進捗に対応し、2～3年周期で全国異動をする必要があることなどの事情を考慮した給与体系となっているため。	国の水準を上回っていることから、独立行政法人通則法の趣旨に則り、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取組む必要がある。	俸給や諸手当の見直し等も含め、他の独立行政法人の取組みを調査し、当機構への適用の可否を検証し、可能なものから実施するとともに、事務所限定職員の採用の推進や中途採用の推進など、職員採用形態の多様化に向けた取り組みを、引き続き実施することとする。
72	国土交通省	国際観光振興機構	110.2	97.0	107.3	94.7	当機構の職員の約9割が高学歴(大学卒又は大学院修了)の者で構成されていること、また、当機構の事務所は、東京都特別区に所在しており、地方組織が無いことから、年齢のみを勘案した対国家公務員指数と比べると高くなっている。	国と概ね同等の水準となっており、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取組む必要がある。	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
							機構の対国家公務員指数については、次の理由により高くなっているものと考える。 （1）機構の業務は、山間僻地に存在するダムや地方部に立地する水路を建設・管理・運用することであり、これにより下流の都市部の洪水防御や水需要が逼迫している地域へ安定的に水を供給する目的が達成されるものである。 そのため職員は、大規模地震や豪雨による洪水、水質事故などの突発的な災害による被害の防止・軽減を図るため、危機管理上24時間即応体制を執り、災害発生時においては、流域住民の生命、財産を守るため最前線の現場に直ちに出動し、洪水調節や用水供給等の重要な判断を現場において即時に行うことが求められる。 これらの業務を確実且つ安定的に実施するためには、高度な専門性及び判断力並びに豊富な経験を有する職員を山間僻地等に多数配置する必要があること。また、専門性の高い優秀な人材を継続的に確保する必要があることから、これらを考慮した給与水準となっている。 ①渇水対応（平成25年度実績） 機構の管理する7水系で対応した施設×対応日数で算出 利根川水系　　147日 木曽川水系　　92日 豊川水系　　54日 吉野川水系　　143日 ②防災対応（平成25年度実績） 防災態勢（注意態勢、第一・第二警戒態勢、非常態勢）を執った回数 1，376回（内訳　風水害1，329回（発令回数）、地震47回） 延べ日数2，203日（内訳　風水害2，156日、地震47日） ［防災対応の事例］ 淀川水系では、平成25年9月15日から16日の台風18号による降雨により、大規模な出水となり、気象庁より京都府、滋賀県、福井県に「大雨特別警報」が運用後初めて発表され、日吉ダム（京都府）では計画最大流入量を上回る流入量を記録したほか、一庫ダム（兵庫県）と布目ダム（奈良県）でも管理開始以来最大の流入量を記録した。機構の管理する7ダムでは日吉ダムでのダム容量を最大限活用し洪水時最高水位を超えて貯留を継続する操作のほか、木津川ダム群での統合操作や放流量を抑えてダムへの貯留量を増やす操作等の高度な操作により洪水調節を実施し、日吉ダムでは最大流入量の約9割、一庫ダムと布目ダムでは最大流入量の約7割を調節してダムに貯留するなど、ダム下流河川の水位低減、洪水被害軽減を図った。 また、これらの取り組みについて、平成25年度土木学会の技術賞及び平成25年度ダム工学会の技術賞を受賞し、高く評価されたほか、ダムファンの方々により開催された日本ダムアワード2013において、最大限の洪水調節操作を行ったダムとして、日吉ダムが洪水調節大賞及びダム大賞を受賞した。 ③水質事故対応（平成25年度実績） 7水系において機構が対応した水質事故（油脂類、化学物質等の流入等） 24件 利水者、関係機関等と迅速な連絡調整を図るとともに、取水停止、取水位置の変更、オイルフェンス等の設置により被害拡大の防止に努めた。 〈対応方法別内訳〉 オイルマット等設置　13件 水質調査等　2件 巡視・監視　7件 取水停止等　2件 ※主な資格の取得者（平成25年4月1日現在） ・博士　12名　・第一種ダム水路主任技術者　113名 ・技術士　110名　・第一種電気工事士　39名 ・一級土木施工管理技士　166名　・測量士　20名 ・ダム管理技士　10名　・防災士　68名 ・ダム管理主任技術者　20名 （2）機構は、大規模地震や豪雨による洪水、水質事故などの突発的な災害による被害の防止・軽減を図るため、危機管理上24時間即応体制を執り、災害発生時においては、流域住民の生命、財産を守るため最前線の現場に直ちに出動し、洪水調節や用水供給等の重要な判断を現場において即時に行う必要があること、また、これらの業務の実施にあたって、国、地方公共団体、利水者等との連携及び利害調整等を実施しており、責任ある者による対応が求められることから、各現場それぞれに管理職を多数配置しており、管理職の割合が国家公務員（行政職（一））と比較して高くなっている。 平成25年4月1日現在における国家公務員（行政職(一)）（平成25年国家公務員給与等実態調査による）と機構との比較 管理職　　国家公務員　17．1% 機構　　27．3% （3）機構は、全国7水系に本社のほか、総合技術センター、4支社・局及び31事業所を設けてダム及び水路などの様々な形態の施設の建設・管理・運用を行っており、当該業務の安定的な実施及び建設事業の進捗に対応するため、職員は2年から3年程度の周期で全国転勤をすることを勤務条件としており、これらを考慮した給与水準となっている。また、全国転勤に伴い、単身赴任者の割合が国家公務員（行政職(一)）と比較して高くなっている。 平成25年4月1日現在における国家公務員（行政職（一））（平成25年国家公務員給与等実態調査による）と機構との比較 単身赴任者　　国家公務員　8．3% 機構　　22．7%	国の水準を上回っていることから、独立行政法人通則法の趣旨に則り、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取組む必要がある。	機構の給与水準については、全国規模での人事異動等の勤務実態を踏まえて決定してきたが、利水者や国民の皆様のより一層のご理解が得られるよう、これまでに以下に掲げる給与抑制等の措置を講じている。 （1）職員本給のカット 平成17年度から職員の本給カット（本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。）を実施しており、平成25年度においては本給の5%カットを引き続き実施した。 （2）昇給の停止等 平成22年度においては昇給・昇格の1ヶ月延伸を実施し、平成23年度及び平成24年度においては昇給の停止を実施した。 （3）職員本給の現給保障の段階的廃止から全面廃止 平成18年4月に実施された国家公務員の給与構造改革に準じ、機構の職員本給を平均4.8%引き下げたことに伴い、現給保障として、引き下げ前の職員本給との差額を支給する措置については、平成23年度においては100分の50を引き下げ、平成24年度に全面的に廃止した。 （4）地域手当のカット等 平成22年度から地域手当の支給割合の20%カット及び地域手当の異動保障の凍結を実施しており、平成25年度においても引き続き実施した。 （5）業績手当の支給月数の減 管理職に対する平成21年12月期業績手当については、国家公務員に準じた支給月数の引き下げ（0.35月）に加え、さらに、0.05月～0.1月カットを行った。 （6）地域勤務型職員制度の拡大 平成17年度から50歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給（本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。）を一律に減額する制度を導入している。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用している。 今後とも利水者や国民の皆様のより一層のご理解が得られるよう、平成26年度においては、以下に掲げる給与抑制等の措置を講じて、引き続き給与水準の適正化を図っていくこととしている。 （1）職員本給の引き下げ 人事制度の抜本的な見直しに伴い、平成26年度から本給を6%程度引き下げることとしている。 （2）昇給・昇格の延伸 平成26年度においては、昇給・昇格の1ヶ月延伸を実施することとしている。 （3）職員本給のカット 平成26年度においても、引き続き本給の5%カットを実施することとしている。 （4）地域手当の異動保障の凍結 平成26年度においても、引き続き地域手当の異動保障の凍結を実施することとしている。 （5）地域勤務型職員制度の運用 地域勤務型職員の制度については、引き続き運用することとしている。
73		水資源機構	108.7	115.4	108.8	115.0	（4）職員1人当たりの平均扶養親族数が国家公務員（行政職(一)）と比較して多いため、扶養手当の平均支給額が高くなっている。 平成25年4月1日現在における国家公務員（行政職(一)） （平成25年国家公務員給与等実態調査による）と機構との比較 区　分 / 職員1人当たりの平均扶養親族数 / 職員1人当たりの扶養手当平均支給額 国家公務員 / 1．2人 / 12,162円 機構 / 1．7人 / 17,097円 ※扶養手当の支給基準は国家公務員と同一である。 【地域・学歴を勘案した影響】 機構の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数については、次の理由により高くなっているものと考える。 （1）機構は、大規模地震や豪雨による洪水、水質事故などの突発的な災害による被害の防止・軽減を図るため、危機管理上24時間即応体制を執り、災害発生時においては、最前線の現場に直ちに出動し、洪水調節や用水供給等の重要な判断を現場において即時に行うことのできる高度な専門性及び判断力並びに豊富な経験を有する職員を山間僻地等に多数配置している。その結果として地域手当の非支給地に在勤する職員の比率が高くなっており、地域・学歴を勘案した指数が高くなっているものと考える。 地域手当支給区分別人員構成比 支給区分 / 機構事業所の主な所在地（1級地は除く。） / 国家公務員（行政職(一)） / 機構 1級地 / 東京都特別区 / 30.0% / 0.3% 2級地 / 大阪市 / 4.9% / 2.8% 3級地 / さいたま市、名古屋市 / 9.7% / 22.6% 4級地 / 八千代市、大津市、奈良市 / 10.5% / 4.8% 5級地 / 行田市、川西市 / 5.6% / 2.8% 6級地 / 前橋市、豊橋市、名張市、高松市等 / 12.6% / 26.0% 非支給地 / 沼田市、長野県木祖村、南丹市、三好市、朝倉市等 / 26.7% / 40.7% 平成25年国家公務員給与等実態調査による （2）国の本府省が地域手当支給区分の1級地（東京都特別区（18%））に置かれているのに対し、機構本社は3級地（さいたま市（12%））に置かれており、当該3級地に在勤する職員の割合が高くなっていることにより、地域・学歴を勘案した指数が高くなっているものと考える。 （3）機構は、大規模地震や豪雨による洪水、水質事故などの突発的な災害による被害の防止・軽減を図るため、危機管理上24時間即応体制を執り、災害発生時においては、最前線の現場に直ちに出動し、洪水調節や用水供給等の重要な判断を現場において即時に行う必要があるため、山間僻地等にある各現場それぞれに管理職を多数配置していることから、地域・学歴を勘案した指数が高くなっているものと考える。		

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
							管理職手当受給者の分布（平成25年4月1日現在） 支給区分 / 機構事業所の主な所在地（1級地は除く。） / 割合 1級地 / 東京都特別区 / 0.0% 2級地 / 大阪市 / 3.4% 3級地 / さいたま市、名古屋市 / 15.0% 4級地 / 八千代市、大津市、奈良市 / 5.5% 5級地 / 行田市、川西市 / 2.7% 6級地 / 前橋市、豊橋市、名張市、高松市等 / 28.3% 非支給地 / 沼田市、長野県木祖村、南丹市、三好市、朝倉市等 / 45.1% （4）機構は、全国7水系に本社のほか、総合技術センター、4支社・局及び31事業所を設けてダム及び水路などの様々な形態の施設の建設・管理・運用を行っており、当該業務の安定的な実施及び建設事業の進捗に対応するため、職員に2年から3年程度の周期で全国転勤をさせており、その主な業務場所が山間僻地等であることから、その結果として地域手当の非支給地に在勤する職員の単身赴任の割合が高くなっており、地域・学歴を勘案した指数が高くなっているものと考える。 単身赴任者の分布（平成25年4月1日現在） 支給区分 / 機構事業所の主な所在地（1級地は除く。） / 割合 1級地 / 東京都特別区 / 0.0% 2級地 / 大阪市 / 2.9% 3級地 / さいたま市、名古屋市 / 16.8% 4級地 / 八千代市、大津市、奈良市 / 5.4% 5級地 / 行田市、川西市 / 2.2% 6級地 / 前橋市、豊橋市、名張市、高松市等 / 31.6% 非支給地 / 沼田市、長野県木祖村、南丹市、三好市、朝倉市等 / 41.1%		
74	国土交通省	自動車事故対策機構	104.9	105.4	103.5	104.8	1．業務の実施に当たっては、必要最小限の人員配置で対応するため、管理職自らプレイングマネージャーとして現場業務を行っているが、全国同一水準のサービスの機会を確実に提供し、サービス受給者との時間的・距離的な隔たりを小さくすることが必要との理念のもと、全国に50支所を設置して業務を行っている結果、管理職員の割合が国と比較して高いこと[機構40.1%　国15.8%]。 2．業務遂行上、高度な知見及び専門性が必要であるため、職員採用は大卒者に限定している結果、大学卒業者の割合が国と比較して高いこと[機構72.5%　国54.1%]。 3．サービス利用者（自動車運送事業者）が都市部に集中していることから、効率的に業務を遂行する上で、地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員の割合が国と比較して高いこと[機構79.7%　国73.3%]。	国と概ね同等の水準となっており、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取組む必要がある。	・引き続き、国に準じた適正な給与水準の維持を図るよう取組む。 ・新規職員の積極的な採用による新陳代謝の効果により、さらなる給与水準の引き下げが図られるように取組む。
75	国土交通省	空港周辺整備機構	105.8	108.8	105.3	108.0	【地域・学歴を勘案した影響】 当機構の職員は本省からの出向者が多いこと、またそれに伴い地域手当の異動保障を受けている者が多いことから、上記指数の状況で見た給与水準については、国家公務員に比べ高くなっている。 ・異動保障 地域手当の異動保障を受けている者全員が東京都特別区からの出向者であることから、対国家公務員指数（特に地域勘案）を高くさせる結果となっている。 【算定方法により指数が高くなっている理由】 当機構の今般調査対象者の56歳～59歳の年齢階層において、対象者3名の内2名が課長級の職員であり、扶養手当や住居手当など各手当を受給していることから、課長級に係る指数は121.0となっているため、全体の指数が高くなった要因となっている。	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	■今後の取組 これまでに給与水準適正化のために以下の措置を講じてきており、引き続き以下の措置を継続実施する。 ・部及び課の統廃合により管理職割合を減少（平成15年10月の独立行政法人移行時から実施） ・55歳以上の昇給停止を実施（H18.4.1施行） ・課長代理級の管理職手当を完全廃止（H19.4.1施行） ・管理職手当を減額（H21.1.1施行） ・賞与に係る管理職加算率を引き下げ（H21.1.1施行） ・自宅に係る住居手当を廃止（H21.12.1施行） ・55歳を超える管理職員の俸給等を1.5%減額（H22.12.1施行） ・賞与に係る課長級の管理職加算率を廃止（H24.4.1施行） ・国家公務員行政職俸給表（一）と同一の俸給表へ移行（H25.4.1施行） ・課長級の管理職手当を減額（H25.4.1施行） 以上を踏まえ、引き続き国に準じた取組を行い、当機構職員の給与水準を適切なものとする。
76	国土交通省	都市再生機構	115.2	111.3	111.7	109.2	ⅰ）地域学歴を勘案した影響 ・ 勤務地による差（国は全国広範囲に所在、機構は主に都市部に所在）[地域手当4級地以上の支給地に勤務する職員の割合：国55%、機構89%] ・ 学歴構成による差[大卒以上の者の割合：国54%、機構85%]（うち、大学院修了者の割合：国6%、機構25%） ※注：「平成25年国家公務員給与等実態調査」行政職（一）より算出 ⅱ）指数の算出方法によって国家公務員と比べて指数が高くなっている場合、その理由 以下のような手当の支給比率の違いがあり、給与水準に一定の影響があるものと考えている。 ・ 扶養手当（国家公務員と比較して支給対象者の割合が高い。）[受給者割合：国57%、機構68%] ・ 管理職に係る役職手当（中期計画に定める職員数削減のため職員の新規採用を抑制してきたこと等から、国家公務員と比較して支給割合が高くなる。）[受給者割合：国17%、機構20%] ※注：「平成25年国家公務員給与等実態調査」行政職（一）より算出 ⅲ）これらの影響を除いてもなお国家公務員と比較して給与水準そのものが高い場合、その理由 当機構は都市再生事業等及び賃貸住宅の管理・活用等の業務の実施機関であり、これらの業務を適切かつ円滑に推進するためには、市街地再開発、密集市街地整備や区画整理等の事業手法、あるいは不動産関連法令等に関する専門的な知識が求められるなど、専門性の高い優れた人材を継続的に確保し定着させていく必要性があることを考慮する必要がある。 ※主な資格の取得者数（平成25年11月現在） ・技術士　約130名　・土木施工管理技士（1級）約230名 ・不動産鑑定士（補）　約20名・宅地建物取引主任者　約990名 ・1級建築士　約360名　・再開発プランナー　約160名 ・2級建築士　約80名　・マンション管理士　約180名 ・被災建築物応急危険度判定士　約190名 ・被災宅地危険度判定士　約360名	国と概ね同等の水準となっているが、適正な給与水準が確保されるよう取組む必要がある。	当機構においては、国の給与構造改革に準じて平成19年度から給与構造改革を実施し、概ね5年間で本給水準を4.8%引き下げるとともに、 ①昇給額について最大約4割の縮減を実施 ②特に全職員の3／4を占める非管理職層（国に対して相対的に高い部分）について国を上回る大幅な引下げの実施 ③全職員について昇給を1号給抑制する措置を4年間にわたって実施（H19.4～H23.3） などの改革を行った。この改革を通じて、年功的な給与上昇を抑制するとともに、より職務・職責に応じた給与体系に転換した。 平成25年度においては、当機構の給与水準について、より一層国民の理解と納得が得られるものとするべく、平成24年度から実施している ① 給与水準の適正化に係る取組（平成24年4月実施） 給与構造の改革に伴う経過措置（いわゆる現給保障）の一部減額、55歳を超える職員に対する本給等の1.5%減額措置の対象拡大、役職手当の定額化と支給水準の抑制、国で実施している若手中堅職員への昇給1号回復措置の見送り等 ② 給与減額支給措置（平成24年7月実施） 国の給与特例減額に準じた2年間の減額支給措置 ③ 給与水準の適正化に向けた更なる取組（平成24年12月実施） 機構独自の措置として、本給等の支給額の減額や特別手当における職務段階に応じた一部減額措置 を引き続き実施するなど、給与水準の適正化に向け、様々な取組を進めているところである。 今後も、給与水準の適正化を図っていくとともに、業績を反映した給与のあり方について検討を行う。
77	国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構	113.2	102.7	111.8	102.3	当機構は、勤務地が東京と大阪のみであることに加え、企業で言えば本社の企画・財務部門などの専門性の高い統括的業務に特化した組織であり、しかも時限的な組織であるため、プロパー職員を採用せず、高度な専門性・ノウハウを有する者の出向のみで業務運営を行っていることが、給与水準を高める要因となっている。 【地域・学歴を勘案した影響】 ①地域手当15%以上の支給地（東京都特別区、大阪市）に勤務する者の占める割合 機構：100%　⇔　国（行一）：34.9% ②地域手当18%以上の支給地（東京都特別区）に勤務する者の占める割合 機構：82.9%　⇔　国（行一）：30.0% ③職員の学歴構成による差異（大卒以上の占める割合） 機構：70.7%　⇔　国（行一）：54.2% ※国（行一）の割合については、「平成25年国家公務員給与等実態調査」による。	国と概ね同等の水準となっており、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取組む必要がある。	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員と同等となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組んでいく。 当機構は、平成17年10月の設立以来、企業で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、即戦力となる優秀な人材の出向を得て、組織として業務ノウハウの蓄積を図ってきたところであるが、今後とも、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、国民に理解の得られる給与水準とするため、人事院勧告を考慮するとともに、出向者を通じて若返りを図るなど効率的な組織運営を進める。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
78	国土交通省	住宅金融支援機構	122.2	113.4	118.7	111.0	・当機構は、住宅金融公庫を前身とし、市場重視型の新たな住宅金融システムを整備し、長期・固定の民間住宅ローンの安定的供給を実現するための証券化支援業務を中心とする金融機関として平成19年４月１日に設立された法人である。 ・証券化支援業務を中心とする当機構の業務を円滑かつ適切に遂行するには、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、定着させ、さらに、その能力を十分に発揮してもらうための処遇を行うことが必要である。 ・こうした点から、当機構の給与水準については、Ⅱ－１－②－ア「給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方」に記載した給与水準の決定に際しての考慮事項を踏まえつつ、民間金融機関等の例も参考にしながら判断している。 ・下表は、当機構と職員数や支店数が同程度の規模の民間金融機関等との比較表であるが、給与水準については概ね同水準となっている。 平均給与の比較（平成24年度） 職員数（人）／支店数（店舗）／平均年齢／平均給与（千円） 当機構：921／11／44.4歳／7,883 金融機関A：1,751／28／40.4歳／7,587 金融機関B：1,466／18／41.3歳／7,712 金融機関C：1,109／12／37.7歳／7,609 金融機関D：1,168／10／38.0歳／10,801 注：民間金融機関等の平均給与等のデータは、有価証券報告書より抜粋。 注：有価証券報告書に記載されている各民間金融機関等の平均給与には、時間外勤務手当及び通勤手当が含まれているため、上表の当機構の平均給与も時間外勤務手当及び通勤手当を含んだものとしている。 【地域・学歴を勘案した影響】 当機構の給与水準が国に比べて高いのは、勤務地が主に大都市部に所在すること、業務の合理化・効率化を図り、組織・人員を東京に集約化したこと（地域を勘案した場合は対国家公務員指数は114.0→113.4）や大卒以上の学歴の職員の割合が高いこと（学歴を勘案した場合は対国家公務員指数は119.6→118.7、地域・学歴を勘案した場合は対国家公務員指数は111.5→111.0）の影響が大きい。	国の水準を上回っていることから、独立行政法人通則法の趣旨に則り、引き続き、適正な給与水準が確保されるよう取組む必要がある。	機構において今後講ずる措置 ＜平成26年度（実施中）＞ ・従来の職種（業務職）を廃止し、新職種（ビジネスキャリア職）を創設（給与水準は従来と比較し、概ね１割程度引下げ）
79	環境省	国立環境研究所	106.2	106.6	105.9	106.3	独立行政法人国立環境研究所の調査対象である事務職員数は少なく（平成25年度においては41人）、一人ひとりの人事異動による給与変動が全体の指数に影響を大きく与えるという特性があるが、平成25年度においては、その特性が結果に大きく影響した（平成24年度は100.7）。具体的には、国との人事交流において、管理職に比して一般職員の人事異動が多かったために、本年度調査対象者における一般職員の在職者の割合が70.7%（平成24年度調査：81.0%）と低くなった一方で、管理職の割合が29.3%（平成24年度調査：19.0%）と高くなった。また、人事交流者のうち、地域手当上位級地からの転入者が多数を占めたので、その経過措置による影響が及んだ（調査対象職員のうちの約3割が経過措置対象）。	上記理由により100を上回ってはいるが、今後とも国の制度に留意しつつ、適正な給与水準を維持していく必要がある。	【改善策】 今後とも国の制度に留意し、国に準拠した給与制度をとっていく。 【目標水準】 平成22年度同水準（102.5）を維持 【具体的期限】 平成26年度以降 ＜平成26年度に見込まれる対国家公務員指数＞ 平成22年度同水準（102.5）
80	環境省	環境再生保全機構	106.4	107.4	104.6	106.4	当機構は、環境分野の政策実施機関として、環境分野における専門性と知識・能力を有する人材を確保してきたことから、大卒以上の者の占める割合（81.4%）が国（54.1%）に比べ高くなっていることが対国家公務員指数を上げる要因の一つと考えられる。 また、当機構は特殊法人整理合理化計画に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団が実施していた多岐にわたる業務を承継しており、各業務の専門部署を設置した結果、機構の管理職割合（28.8%）が国（15.8%※）より高くなっていることも、対国家公務員指数を上げる要因の一つと考えられる。 ※国の管理職割合は平成25年国家公務員給与等実態調査（人事院）の行（一）6級以上の割合である。	機構の職員構成が国家公務員に比べて、大学卒以上の職員の割合が高く（機構81.3%、国54.1%）、また、管理職の構成割合も高い（機構28.8%、国15.8%）ため、指数が高くなっているものと考えられる。 これまで給与水準の低減のための各種取り組みを実施してきたことにより、昨年度より約2ポイント（108.3→106.4）へと対国家公務員指数は順調に低減しており概ね適正な水準にあると言えるが、引き続き、業務の実績等を考慮しつつ社会一般の情勢に適合した水準を維持する措置を講ずる必要がある。	引き続き、国家公務員に対する人事院勧告や業務見直し等の状況を踏まえて、業務の実績等を考慮しつつ社会一般の情勢に適合した水準を維持する措置を講ずる。 なお、平成26年度の対国家公務員指数は平成25年度と同水準（年齢勘案107程度、地域・学歴勘案107程度）と見込んでいる。

（注）１「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

２　本表は、独立行政法人の給与水準（事務・技術職員）が対国家公務員指数（年齢勘案または年齢・地域・学歴勘案）が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果及び各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策を取りまとめたものである。

（2）研究職員

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
1	財務省	酒類総合研究所	91.3	105.6	90.9	105.0	地域勘案及び地域・学歴勘案の指数が対国家公務員より高くなっているが、これは当研究所の本部は、地域手当非支給地にあること及び当地域の国の機関（多くが地方支分部局）に比較して管理職（役付職員）の比率が高くなっていることが理由と考えられる。	当法人の給与制度は国に準じており、研究職員の給与水準は国家公務員として在籍している場合と基本的に変わりはなく、地域的な要因を勘案しない指数においては100を下回っていることから給与水準はおおむね適正であると考えられる。	法人の給与制度は国に準じており、今後も国家公務員の給与制度を踏まえながら、引き続き適切な給与水準となるよう努める。
2	文部科学省	物質・材料研究機構	101.5	102.8	100.9	102.2	（年齢勘案） 高度な研究開発の推進に対応するため、平成19年度～平成24年度の全ての採用者を博士課程修了者としていることから、国に比べて給与水準が高くなっていると考えられる。 （地域・学歴勘案） 高度な研究開発の推進に対応するため、平成19年度～平成24年度の全ての採用者を博士課程修了者としていることから、国に比べて給与水準が高くなっていると考えられる。	物質・材料研究機構は、国家戦略の一翼を担う物質・材料研究の中核的機関であり、今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化等を定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指標が高い傾向にあるが、適正な範囲であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	○平成26年度に見込まれる対国家公務員指数 対公務員指数　103程度 （地域勘案　103程度、学歴勘案　103程度、地域・学歴勘案　103程度） 国内外に開かれた世界最高峰の研究機関として物質・材料研究分野で中核的な役割を果たして行くためには、今後も博士課程修了者等の高学歴で優秀な国内外の研究者の採用を行っていくことが不可欠である。 これにより、大卒以上、特に博士課程修了者の割合が高まることとなるが、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、現状と同程度の水準が維持できるよう努める。
3	文部科学省	防災科学技術研究所	100.6	105.7	100.5	105.4	当研究所は、防災科学技術における国内唯一の総合研究機関であり、研究分野は多岐に渡る。それぞれの研究分野ごとに優れた専門的知識を有する博士課程修了者を選考により採用することとしており、相応の給与を支給しているため指数が高くなっている。 博士課程修了者割合　45．2％	全国に配置された基盤的地震観測網の維持・運用において実績を上げてきている。また、東日本大震災を踏まえ、海底地震津波観測網の整備を実施している。それら観測網を用いて今後も優れた研究成果を上げていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化などを定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の指数が若干高い傾向にあるが、適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	人事院勧告を踏まえた給与基準の見直しを行うとともに、退職者の補填については可能な限り若返りを図るなど計画的に人事管理を行っていく。
4	文部科学省	放射線医学総合研究所	96.9	103.3	97.1	103.3	当法人は、対国家公務員指数（学歴勘案）で97.1であり、国家公務員よりも低い給与水準となっている。 なお、当法人は放射線医学に関する国内唯一の総合研究機関であり、研究分野は多岐に渡っている。それぞれの研究分野ごとに優れた専門的知識を有する博士課程修了者が多数在籍しており、相応の給与を支給しているため、地域勘案指数としては相対的に高くなっている。 博士課程修了者割合：64.7%	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持すべく取り組んでいく。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
5	文部科学省	理化学研究所	108.4	107.1	107.8	106.5	[法人の運営体制の特殊性] 理化学研究所では、研究の進展に伴い、発展的にプロジェクト研究等として研究事業を効率的に進めるため、任期制職員、派遣職員を積極的に活用しているが、任期制職員等は給与体系や雇用関係が異なるため給与水準の比較対象となっていない。このため、比較対象は定年制職員（高度業務を担える人材を厳選採用）を中心とする一部の基幹職員（310人）のみとなっているが、比較対象外である任期制年俸制職員等（1136人）を含めることで実態に近づけた場合の対国家公務員指数は相当程度下がると考えている。 [管理職の割合] 管理職の割合は、比較対象者中では27.7%（86人）であり、国家公務員（研究職）と比較して遜色ない割合であると考えている。なお、比較対象外である多数の任期制職員や派遣職員を含めた場合は、14.2%（318人）である。 [大卒以上の高学歴者の割合等] 第３期科学技術基本計画における戦略重点科学技術の推進など社会からの期待の高まりに応えるため高度人材が大量に必要となる一方で、行財政改革を踏まえた人員削減に対応するため、少数精鋭化を進めている。このため、研究者においては即戦力となる一線級の研究者を必要とすることから、高度な専門教育を受けた即戦力で、他機関等での研究経験を有したものを中心に採用しており、その殆どが大卒以上（99.0%）、大学院以上の学歴を有する者は96.5%となっており、高学歴となっているが、国家公務員においても研究職は高学歴が多いことから年齢勘案指数と学歴勘案指数には大きな差は生じていない。一方、事業所は各地にあるものの、研究職の多くが和光地区（二級地）に勤務することから、年齢勘案指数に比べ、地域勘案指数は若干の減となっている。 [福利厚生面での比較] 理化学研究所における宿舎等については、平成24年12月14日に出された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」を踏まえ、これまで入居後10年以内と定めていた厚生住宅を廃止した。また全国異動職員の赴任住宅についても厳しい制限があり、住宅面の負担が大きい。 [まとめ] 対国家公務員指数が108.4となっているが、算定対象者に多くの任期制研究職員が含まれていないこと、研究を進展するために優秀な人材を確保する必要があることによるものである。また、福利厚生面においても国家公務員と比較して十分ではない状況が対国家公務員指数には反映されていないと認識している。	世界最高水準の研究機関として多様な分野で顕著な研究成果をあげ、横断研究等による研究成果の社会還元のための取組も進めている。今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化等を定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指標が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	1．人事院勧告を踏まえた給与改定 2．手当の改正 3．労使交渉 以上の３点については、事務・技術職員に対して講ずる措置と同様に取り組んでいく。 4．少数精鋭主義の維持 対国家公務員指数の削減のためには、現在の研究者に代えて人件費の低い者を雇用するのでは、研究のポテンシャルを維持できない。従来からの研究の維持・向上を図るためには行財政改革の観点も踏まえ、現状の少数精鋭主義を維持していく。 5．定年制研究職員の年俸制 研究者の意欲の向上と適切な流動性を確保する必要があることから、主任研究員、准主任研究員に年俸制を導入しており、給与に退職金相当の前払い費用を含めている。また、20年度より新たに採用した一般の研究職員にも年俸制を適用した。 6．対象職員の範囲 現在、対国家公務員指数の対象職員については、殆どが定年制研究職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用したプロジェクト研究を円滑に進めている。これらをご理解いただき、引き続き、関係省庁へ国家公務員と給与体系の異なる任期制職員についても比較の対象となるよう要望していきたい。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
6	文部科学省	宇宙航空研究開発機構	100.0	102.9	101.3	103.8	当機構は、他の独立行政法人と異なり、国際約束の宇宙基地協力協定（国会承認）に位置づけられた機関として、国の重要施策である国際宇宙ステーション計画の推進に取り組んでいる他、地球観測サミットにおける地球観測に関する10年実施計画への日本の貢献を着実に実施していくために必要な人工衛星の研究開発や世界のトップレベルを競う宇宙科学探査など、先進的かつ民間で実施するには極めてリスクの高いチャレンジングな業務を行っている。これらの成功は、中期目標において明確に目標として掲げられており、中期目標終了時には成果を踏まえ、組織の改廃をも含めて見直すこととされている。つまり、当機構はリスクの高い業務を成功させることを国民から期待されながら、一つの失敗が組織の改廃をも含めて見直されるという厳格な評価制度の下に置かれた組織である。 このようなリスクの高いミッションを成功させ続けるためには、宇宙航空科学技術をはじめとしたあらゆる関連分野において、専門性が高く、かつ新たな分野を吸収し応用する学習能力に長けた優秀な研究職員を確保・維持・育成し、我が国の総力を上げて研究開発を続けて行く必要がある。このため、研究者の殆どが大卒であるため、給与水準を高める一因となっている。また、事務・技術職員と同様に、高度な専門性と豊富な経験をもったプロジェクトリーダーやマネージメント活動を行う人材を多く投入する必要があるた　高等専門学校等からも一定量の実践的な技術者の採用活動を行っており、その結果として高学歴の割合が低くなっており、学歴勘案を行った場合には給与水準が国家公務員と比較して高くなっている。 主要な試験設備を有する事業所が筑波・調布・相模原・種子島・角田等に点在しており、それらの試験設備を用いた業務に従事する研究職員がそれぞれの事業所に多数常駐している。その結果として1級地に在勤する比率が低くなっており、地域勘案を行った場合には給与水準が国家公務員と比較して高くなっている。 優秀な若手研究職員を毎年一定量採用している。その結果として年齢階層において若年層比率が高くなっており、年齢勘案を行った場合には給与水準が国家公務員と比較して高くなっている。	政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関として、数多くの成果を上げ、我が国の高い技術を世界に示してきており、今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化などを定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指標が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	1．手当の見直し （1）「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の改正に準拠し、平均△7．8%の給与削減（臨時特例）を実施している。 （2）平成21年度から、段階的な引き下げを行い、地域調整手当を一律5%（ただし、東京都特別区のみ6%）としている。 （3）平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減を行っている。 2．労使交渉 給与改定等については、今後も、独立行政法人通則法による「職員の給与等」の趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。 3．「勧告の方向性」（平成19年12月　総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）に適切に対応し、平成20年4月からの新たな中期計画に「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等を盛り込み適切に対応している。 4．平成26年度に見込まれる指数 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから、将来の具体的数値を予測することは困難であるが、平成26年度においても、労働組合、職員の協力も得つつ、上記施策等を推進することにより、適正な給与水準の確保に努めていく。
7	文部科学省	海洋研究開発機構	99.5	105.2	98.9	104.5	（1）学歴構成 当機構は、地球環境変動研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物圏研究及びシミュレーションに関する研究の他、海洋に関する基盤技術開発において世界をリードする研究開発を推進しており、極めて高度な知識を有する研究者が在籍している。従って、学歴が修士修了以上の者しか存在しない。 修士修了以上である職員の割合： ・国家公務員（研究職）：73.9%※ ・海洋研究開発機構：100.0% ※「平成25年人事院勧告」「参考資料」「1 国家公務員給与関係 」に基づく （2）管理職の割合 当機構は、研究者の流動性を維持し世界最先端の研究水準を維持するために、平成19年より研究者を原則として任期制職員として雇用している。そのため、現存する定年制職員の中では、管理職の割合が高く出る傾向がある。 管理職員の割合： ・海洋研究開発機構：50.0%（ただし、比較対象職員44人に、年俸制の定年制職員27人、任期制職員として研究業務に従事している研究職種177人、ポストドクトラル研究員18人を加えた場合、管理職の割合は24.1%となる。） （3）人員構成 当機構の研究職については、平成19年からは原則任期制職員のみの採用となっており、ラスパイレス指数（国家公務員指数）の比較対象となる定年制職員は年俸制適用者を除く既存の44人となっている。そのため、ラスパイレス指数の比較においては、母数が極めて小さいため、人事異動等により指数が変動しやすい傾向がある。	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	国家公務員の水準未満であるため、今後も国家公務員の給与の動向を注視し、適切な給与水準となるよう努める。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
8	文部科学省	日本原子力研究開発機構	97.9	117.2	100.5	118.0	(1)人材確保及び類似業種の給与水準 原子力研究開発の拠点は都市部に立地することが困難である。このような状況の中で大都市に立地し先端的な技術開発を進める他分野の研究機関や電力会社等の民間企業と競って有為な人材を確保し、かつ、雇用の流動化の傾向が強まる中で優秀な人材を維持・育成していく必要がある。このため、採用困難の解消及び採用後の人材確保を目的に給与措置を講じてきている。独立行政法人の役職員の給与の妥当性については、類似の業務を営む民間企業との比較が必要不可欠とされていることから、参考指標として主な競合先であり人事交流先である電気業等との賃金水準の比較の結果、電気業を100とした場合、当機構の賃金水準は90．6となっており、賃金水準はおおむね均衡しているものと思われる。 (2)人員構成 当機構(旧日本原子力研究所と旧動力炉・核燃料開発事業団の和)の職員定数は、昭和42年から昭和54年に2,887人から4,914人と2,027人急増している。その後、昭和63年に5,348人となった後、平成25年には3,831となり、この間1,500人を超える人員が減少している。この定員減少に伴い、原子力施設の管理等に関する業務に関し可能な範囲でアウトソーシングを図っているが、そのような状況においても、高度の安全確保が求められているため、職員をこれらの業務の管理監督に従事させる必要がある。このような状況において、高年齢の階層が占める割合が高く、かつ、管理監督的職務に従事する職員の比率が高いことから、人員構成が指数が高くなる一因となっている。 ○平均年齢 (平成25年国家公務員給与等実態調査 参考) 国家公務員(行政職(一))43．1 (44歳以上の占める割合 47．8%) 原子力機構(事務・技術) 43．0 (44歳以上の占める割合 48．6%) (3)原子力研究開発の特殊性 当機構の研究開発の中核である茨城県那珂郡東海村においては、当機構施設のほか、原子力発電所、核燃料加工工場等多数の原子力関連事業所などが立地し、賃金水準は高い状況にある。茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の所得水準は、国家公務員の地域手当設定地域である水戸市等と同等である。 なお、空港など民間事業所等の特殊な集積状況により、官署の所在する近隣と大きく賃金事情が異なった事情にある等の特別の事情を踏まえ、給与措置を講じている例は、国家公務員においても存在している。 ＜参考 年齢地域学歴勘案指数の補正について＞ 機構職員の約6割は東海村にある事業所等に勤務しているため、非支給地の国家公務員と比較される結果、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は高くなる結果となっているが、茨城県の「市町村民所得推計」によると東海村の賃金水準は、水戸市(4級地、支給率10%)とつくば市(3級地、支給率12%)の中間程度に位置している。これにより東海村を4級地として試算した場合「109.9」、同じく東海村を3級地として試算した場合「106.1」となり、補正値として、両市の中間に位置するとした場合「108.0程度」と推定される。	給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	○平成26年度に見込まれる対国家公務員指数 国家公務員の水準未満であるため、今後も国家公務員の給与の動向を注視し、適切な給与水準となるよう努める。 ○具体的改善策 ①給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。 ②国家公務員が新設した本府省手当については導入しない。 ③諸手当等の水準について引き続き具体的な検討を行う。 ④平成26年度以降管理職数の縮減を図る。 ⑤地域を限定して勤務する職員の給与を減額支給する制度を導入する。
9	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	102.1	98.8	101.3	98.1	当研究所は東京都新宿区にあり、全職員が国の基準と同様に地域手当18%(平成25年度)の支給対象となっているため。	地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。	本法人における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。 なお、本法人の給与水準は東京23区地区の国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後も平均給与の水準を抑制するため、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置する等により、第3期中期目標期間内(平成23年度～平成27年度)に地域・学歴勘案で対国家公務員指数を下回ることを目標とする。
10	厚生労働省	国立がん研究センター	111.4	107.1	111.0	107.1	国の初任給調整手当と同旨の医師手当について、医師免許を有する研究者の支給額が国よりも高い額を支給していること、地域手当(築地キャンパス18%、柏キャンパス15%)が高いこと、また、調査対象の研究員のうち、管理職員に対して支給する役職手当の支給対象者が74.0%を占めていることが、給与水準において国を上回っている理由であると考えられる。 また、特例法による給与削減を全職員対象として行っていない(H24.9から室長職以上のみ実施)ことが、給与水準において国を上回っている理由と考えられる。	平成23年度の数値、平成平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度(平成27年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね107以下となるよう努力していく。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
11	厚生労働省	国立循環器病研究センター	102.0	102.7	101.4	102.1	・当法人は国家公務員の給与に準じて地域手当を支給しているが、在勤地（吹田市）が3級地であり、全職員に対して12/100の率で支給している。 ・優秀な研究職員を確保するため、医師の資格を必要とする研究職員に対して医師に準じた医師手当を支給している。 ・国家公務員給与に関する臨時特例法を踏まえた減額措置について、当法人では、年俸制職員（部長以上△9.77%、室長△4.77%）のみを対象としていたため。	平成23年度の数値は、地域・学歴を勘案すると給与水準が国家公務員より低い水準となっており、平成25年度においては、給与水準を引きあげるような給与・手当制度の見直しはなされておらず、公務員の給与特例措置への対応を勘案すれば、地域・学歴を勘案した場合には、公務員の水準を大きく上回っているとは考えられないが、今後とも適正な給付水準の在り方について、検討を進めていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね102以下となるよう努力していく。
12	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	111.1	111.5	110.3	110.5	給与水準が高くなった主な理由としては、臨時特例に関する法律の施行により国家公務員は給与の減額措置が実施されたが、対象職種について国家公務員は全職種であるところ、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。なお、研究職員における減額対象者の割合は93.6%となっている。 また、当センターは地域手当率が12%となっていること、優秀な研究職員を確保するため、医師の資格を必要とする研究職員に対して医師に準じた医師手当を支給（61.7%）していることが給与水準を高くしている原因の一つと思われる。	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成２７年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね110以下となるよう努力していく。
13	厚生労働省	国立国際医療研究センター	117.7	123.7	116.4	122.8	地域手当（戸山地区18%、国府台地区15%（医療研究連携加算5%を含む。））が高いこと、及び管理・監督的立場にある主任研究員、室長以上の職員の給与は有能な人材を登用し、法人全体の業績向上に繋がるよう、業績反映をより徹底させ、貢献度に見合う給与を支払うために国の研究職員よりも月例年俸が高い年俸制を導入していること、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給（主任研究員、室長以上）及び国の初任給調整手当に準じた医師手当の支給（医師免許の所有者）しているが、対国家公務員指数を上回っている理由と考えられる。（医師手当支給者割合75.0%） さらに、給与水準が高くなった主な理由としては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により国家公務員は全職種減額措置されているが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね122以下となるよう努力していく。
14	厚生労働省	国立成育医療研究センター	114.5	110.5	113.6	109.7	①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の研究職員の平均給与は全国平均であるため114.5となっているが、地域勘案をした場合には110.5と指数が低くなる。 （地域手当1級地の人員構成　国（研究職）42.5%、当法人100%） ②研究職に対する初任給調整手当は、当法人では医師手当として支給している。その対象者は60.9%と国家公務員の約10倍となっている。 （初任給調整手当の人員構成　国（研究職）5.9%、当法人63.6%） ③国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の施行により、国家公務員は給与の減額措置の対象職種が全職種であるが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。研究職員の調査対象者における減額対象者の割合は95.7%となっている。	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね109以下となるよう努力していく。
15	厚生労働省	国立長寿医療研究センター	100.2	107.6	99.3	107.6	給与水準が高くなった主な理由としては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により当センターも給与の減額措置が実施された。対象職種について、国家公務員は全職種であるが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。研究職員の調査対象者における減額対象者の割合は90.9%となっている。 その他に、以下の３点も給与水準を高くしている原因と思われる。 ①事業種別が、研究を主としていることから、特に優秀な研究職を採用する必要性があり、主に室長以上の管理職を採用していること。 ②管理・監督的立場にある主任研究員、室長以上の職員の給与は有能な人材を登用し、法人全体の業績向上に繋がるよう、業績反映をより徹底させ、貢献度に見合う給与を支払うために国の研究職員よりも月例年俸が高い年俸制を導入していること。 ③勤務成績が優秀な研究者について、業績手当を増額できる仕組みを導入していること。	国家公務員と同水準であり、適切な取組の結果と考えられる。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成２５年度（平成２６年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね107以下となるよう努力していく。

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
16	農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	97.1	106.3	96.5	105.2	当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。 当法人は、全国に研究拠点等を配置しており、全国的な異動を実施しているため、広域異動手当及び単身赴任手当の受給者の割合が国家公務員に比べて高くなっている。また、寒冷地における研究拠点の職員数が多いため、寒冷地手当の受給者の割合についても国家公務員に比べて高くなっている。さらに、俸給の特別調整額、扶養手当及び住居手当の受給者の割合についても国家公務員に比べて高くなっている。 これらのことから、地域及び地域・学歴勘案での指数が100を超える要因となっていると推察される。 〈各種手当の受給者の割合〉 広域異動手当 ： 9.4%（国 0.6%） 単身赴任手当 ： 6.4%（国 2.5%） 寒冷地手当 ： 20.3%（国 0.7%） 俸給の特別調整額 ： 91.1%（国 76.3%） 扶養手当 ： 68.5%（国 58.3%） 住居手当 ： 26.7%（国 19.9%） ※国家公務員の数値は、平成25年度国家公務員給与等実態調査報告書（人事院）より算出	給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。 なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためである。	－
17	農林水産省	農業環境技術研究所	100.3	101.1	99.6	100.4	国家公務員の研究職俸給表適用者は、初任給決定上の学歴が高校卒、短大卒の者が在職しているが、当法人の研究職員は全員が大学卒の学歴による初任給決定がなされているため、単なる年齢分布比較で指数を算出した場合、対国家公務員よりも相対的に指数が高くなる傾向がある。当法人の研究職員の修士学位・博士学位の取得率は高く（今回対象者の78.4%）、さらに18年度以降は博士学位取得者のみを選考採用していることから、同年齢であっても俸給格付けの高い者が多いことが推察される。	給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を越えているのは、博士取得者のみを選考採用していることから、同年齢の研究職公務員に比べて俸給格付けの高い者が多いためである。	中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行うとともに独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し給与水準の決定を行うことにより、引き続き適切な給与水準の維持に努める。
18	農林水産省	国際農林水産業研究センター	98.0	100.8	97.3	100.0	当法人は平成13年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した独立行政法人（平成18年4月　非特定独立行政法人化）であり、職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。 当法人における職員の全員が国に準拠した地域手当（12%）支給地または特地勤務手当（12%）支給地に勤務しており手当が支給されている。給与水準の比較に当たっては、全国に分布している国家公務員研究職と比較して、特地勤務手当支給対象者の割合が高い（今年度調査対象12.1%）こと、更に国に準拠して、人事異動後に一定期間のみ支給される特地勤務手当に準ずる手当、地域手当の異動保障及び広域異動手当の受給者が調査対象者に含まれていることが、参考として示された地域勘案の指数について影響していると推測される。	給与水準は国家公務員とほぼ同水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。	－
19	農林水産省	森林総合研究所	98.0	104.2	97.4	103.4	「地域・学歴勘案」の値が100を超えている要因としては「地域勘案」が国に比して高いことによる。 「地域勘案」が国に比して高い要因としては、地域手当など各手当は国に準じた基準としているが、当法人は人事交流及び全国異動が多いことにより、広域異動手当・単身赴任手当受給者、地域手当の異動保障者の人員分布率が国に比して高いこと及び寒冷地手当受給者の人員分布率が国に比して高いことが要因と推察される。 ・広域異動手当受給者の割合 7．1%（国：0．6%） ・単身赴任手当受給者の割合 6．9%（国：2．5%） ・地域手当異動保障者の割合 6．9%（国：6．5%） ・寒冷地手当受給者の割合 16．3%（国：0．7%） ※国の受給者割合は平成25年国家公務員給与等実態調査報告書に基づいて算出。	給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。 なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためである。	－

			対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
20	経済産業省	産業技術総合研究所	103.1	105.2	102.9	104.9	産総研は、大学等で得られた基礎研究の成果を民間企業における製品化とつなぐための研究開発を実施することを目的としている。 また、地域活性化の中核としての機能強化のため、地域経済の競争力を支える最高水準の研究開発を推進している。 この目的を達成するためには、最先端の研究を行い、国際競争に勝つための民間企業と同様の高いレベルで研究開発を推進し成果を生み出すことのできる優秀な人材を確保しなければならない。 産総研は、新規採用研究職員の全員が修士・博士課程修了者（平成25年度　新規採用80名（任期付き含む）うち75名博士課程修了者　比率93.8%）であると共に、産総研の研究職員の修士・博士課程修了者の比率は92.6%（2,013名中1,865名）となっており、国家公務員の研究職における比率（平成25年国家公務員給与等実態調査　73.9%）に比べて高い。 このように、高学歴で高い研究能力を有する研究者を確保するためには、研究職の労働市場をふまえた給与水準を考慮する必要があり、そのことが給与水準を高める一因となっていると考えられるが、産総研の博士課程修了者の初任給は、国家公務員、民間とほぼ同じ水準である。	産総研の給与水準は、国と比べて3.1ポイント高くなっているものの、左記の要因を考慮すれば給与水準は適切である。 産総研においては、引き続き、高度な業務に対応できる専門的知識を有した有能な人材確保の必要性を踏まえつつ、給与水準の適正確保に向けた取組を推進することとしており、経済産業省としてもそうした取組を促しつつ、給与水準の適正性について注視していく。	平成26年度においても、国家公務員の水準を参考にし、また、高いパフォーマンスの維持を図りつつ、給与水準の見直しに適切に取り組んでいく。 ＜具体的な改善策＞ 1．平成25年3月より、研究職員の役職の見直しにより新設した上級主任研究員について5年毎に任用審査を実施し、継続任用の可否について判断することとしている。 2．引き続き、所内での短期評価、長期評価を的確に行うとともに、その結果を各職員の処遇に反映させる。
21	国土交通省	建築研究所	104.2	104.5	103.8	104.3	当研究所では、少ない人員で広範かつ専門的な分野の研究を行っていることから、その研究領域に精通した者を採用しており、特に博士号を有する者が多くなっている。当研究所の研究職員のうち博士号を有する者は、対象職員33名のうち29名の87.9%と極めて高い割合となっている。 それに応じて初任給の決定等において給与水準が高くなっており、そのことが対国家公務員指数を上げる要因となっているものと推定される。	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。
22	国土交通省	海上技術安全研究所	100.4	107.5	101.2	108.2	当研究所は、職務の専門性から高い学歴の研究者が多く、国の研究職の大学院修了者が73.9%※であるのに対し、当所研究職員は81.5%となっており、それに応じて給与が高くなっていることが要因と推定される。 ※「平成25年人事院勧告　参考資料」から引用 また、諸手当の面からみた場合、給与水準公表対象人員における扶養手当の支給対象者の割合は56.7%と国の割合58.3%と同等ながら、支給平均月額は20,740円と国の平均月額12,003円に比べて高いことが、指数が高くなっている要因と推定される。（国の手当支給割合及び平均月額は「平成25年度国家公務員給与等実態調査（人事院）」から引用）	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。
23	国土交通省	港湾空港技術研究所	102.7	109.4	103.9	110.6	港湾及び空港の整備等の分野において、世界最先端の実験・研究施設を駆使して総合的に研究及び技術開発を行っている我が国唯一の機関であることから、少数精鋭の研究者で業務を行っており、その研究領域に精通した者を採用しているため、大卒のうち、院卒の職員の割合が高い（76.6%（対象人数47人中36人））。さらに、院卒のうち博士号取得者が占める割合が55.3%（対象人員47人中26人）と極めて高く、その結果給与水準が高くなっている。	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠した規程等を整備し、運用しているところであるが、引き続き国の給与改定に沿って適正な給与水準となるように努める。
24	国土交通省	電子航法研究所	103.4	105.1	103.6	105.5	【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 当研究所は、研究開発業務に係る高度な専門的知識・能力を持つ者に対して、国に準拠した当所の給与規程に基づき管理職手当を支給している。 また当研究所は、職務の専門性から高い学歴の研究者が多く、国の研究職の大学院修了者が73.9%※に対し、当所研究職員は84.4%となっており、それに応じて給与が高くなっていることも対国家公務員指数を上げる要因となっている。 ※「平成25年人事院勧告　参考資料」から引用	俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取組む必要がある。	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。
25	環境省	国立環境研究所	103.7	104.9	103.1	104.3	研究業務の遂行に高度に専門的な知見を要するため、独立行政法人国立環境研究所の研究職員の大学院修了者の割合は国家公務員より高くなっている。また、近年、高まってきている地球温暖化問題、廃棄物問題等の環境問題や災害環境の研究需要に対応しなければならないため、常勤職員数を増やせない中でも任期付研究員制度や契約職員制度を積極的に活用するなど研究の質と量を高める必要性がますます高くなっており、これら契約職員等の管理・指導などの管理業務を含めてその役割に応じた処遇を研究職員に対し行っていることに要因があると考えている。	上記理由により100を上回ってはいるが、今後とも国の制度に留意しつつ、適正な給与水準を維持していく必要がある。	【改善策】 今後とも国の制度に留意し、国に準拠した給与制度をとっていく。 【目標水準】 平成22年度同水準（104.0）を維持 【具体的期限】 平成26年度以降 ＜平成26年度に見込まれる対国家公務員指数＞ 平成22年度同水準（104.0）

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 本表は、独立行政法人の給与水準（研究職員）が対国家公務員指数（年齢勘案または年齢・地域・学歴勘案）が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果及び各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策を取りまとめたものである。

（3）病院医師

	独立行政法人		対国家公務員指数 年齢	対国家公務員指数 年齢＋地域	対国家公務員指数 年齢＋学歴	対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
1	厚生労働省	労働者健康福祉機構	110.6	109.6	110.6	109.6	①国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）への対応については、本部の全職員及び病院等の施設幹部職員を対象として国に勤務する職員と同様に給与引下げ（職位に応じて平均△7.8%）を実施しているところであるが、医師や看護師等の人材確保が困難となっている状況において、適切な医療水準を確保する必要があることから全ての職員を対象とすることは困難であり、そのため、国に比べて給与水準が高くなっている。 ②医師確保が困難である施設に勤務する医師全員に対して俸給の加算措置（1ヶ月当たり50,000円）を実施していること ③本調査の対象となる医師のうち、管理職員に対して支給する職務手当の支給対象者の割合が高いこと。 （国の俸給の特別調整額対象人員割合14.9%　当法人の職務手当対象人員割合80.0%）	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	国家公務員の医師の給与のみならず、公立・民間医療機関の医師の給与支給状況並びに当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。 なお、当法人の給与臨時特例措置については労災病院の継続的な医療提供・医療安全の確保に支障を生じないよう考慮しつつ実施しているため対象者の割合が国と異なり、特例措置期間の終了に伴う平均給与の増額が国と比較して小さいことから、平成26年度における対国家公務員指数は105.1、地域・学歴勘案は104.4に低下すると見込まれる。上述のとおり、国立と公立・医療法人の給与水準と比較した場合に、公立病院を下回り、特に民間病院の医師と大きな格差が生じていることから、公立・医療法人の病院医師の給与体系を総合的に勘案しつつ、適切な給与水準の検討を行うとともに、対国家公務員指数（年齢勘案）概ね105を目標とする。
2	厚生労働省	国立病院機構	117.5	115.8	117.5	115.8	①　国家公務員の給与減額支給措置について（平成23年6月閣議決定）への対応については、本部の全職員及び病院の幹部職員を対象として国に勤務する職員と同様に給与引下げ（職位に応じて平均△7.8%）を実施したところであるが、医師や看護師等の人材確保が困難となっている状況において、適切な医療水準を確保する必要があることから全ての職員を対象とすることは困難であり、そのため、国に比べて給与水準が高くなっている。 ②　国の病院医師に対する初任給調整手当においては、医師確保が困難な地方の手当額がより高くなる制度となっており、当機構においてもほぼ準ずる制度（医師手当）を導入しているところであるが、当機構においては、地方に勤務する職員の割合が国よりも高いこと。 （地域手当1～3級地の人員構成　国：24.1%、機構：14.4%） （地域手当非支給地の人員構成　国：30.0%、機構：43.4%） 注）国の地域手当支給地別人員構成は、平成25年国家公務員給与等実態調査（医療職（一））の公表データより算出 ③　医長以上の医師への年俸制において、前年度の診療によって得られた収入の一定割合等を原資とし、勤務成績が良好な医師については、各年度に支給する業績年俸（賞与）を前年度の額の最大1.2倍まで増額できる仕組みを導入していること。 また、医長以上の医師については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	引き続き、国家公務員の医師の給与、公立・民間医療機関の医師の給与、当法人の医師確保の状況や医師が確保できない場合に法人の事業運営に与える影響を総合的に考慮して、適切に対応していく。 平成26年度における対国家公務員指数は、国家公務員の給与減額支給措置について（平成23年6月閣議決定）への対応が平成26年3月で終了しており、措置前である平成23年度とほぼ同様に、年齢勘案 110.9、年齢・地域・学歴勘案 108.7となることが見込まれる。しかし、上述のとおり、国立と公立・医療法人の給与水準と比較した場合に、公立病院や民間病院を下回っているところであり、公立・医療法人の病院医師の給与体系を総合的に勘案しながら、平成26年度（平成27年度公表）を目途に、対国家公務員指数が年齢勘案で概ね110になるよう適正な給与水準に向けて検討していく。
3	厚生労働省	国立がん研究センター	118.3	124.2	118.3	124.2	国の初任給調整手当と同旨の医師手当の支給区分が、築地キャンパスは三種、柏キャンパスは一種であり、地方の手当額がより高くなる制度で支給していること、また、調査対象の医師のうち、管理職員に対して支給する役職手当の支給対象者が60.8%を占めていることが、給与水準において国を上回っている理由であると考えられる。 また、特例法による給与削減を全職員対象として行っていない（H24.9から医長職以上のみ実施）ことが、給与水準において国を上回っている理由と考えられる。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべき考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	平成25年度にもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね124以下となるよう努力していく。
4	厚生労働省	国立循環器病研究センター	109.4	121.3	109.4	121.3	・優秀な医師を確保するため独法移行時に先行独法である国立病院機構に準じた給与面での支給を行っている。 〇国の初任給調整手当と同旨である医師手当を支給している。 （国の3級地：183,100円、当法人：209,600円（1年目の金額）） 〇専門医資格に対する医師手当加算を支給している（最大月10,000円加算）。 ・医長以上の医師については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としている。 ・国家公務員給与に関する臨時特例法を踏まえた減額措置について、当法人では、年俸制職員（部長以上△9.77%、医長△4.77%）のみを対象としていたため。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべき考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね121以下となるよう努力していく。

	項目 / 独立行政法人		対国家公務員指数				国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
			年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴			
5	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	109.7	122.2	109.7	122.2	給与水準が高くなった主な理由としては、臨時特例に関する法律の施行により国家公務員は給与の減額措置が実施されたが、対象職種について国家公務員は全職種であるところ、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。病院医師における減額対象者の割合は67.4%となっている。 また、優秀な医師確保のため、国の初任給調整手当に相当する医師手当の区分を国より1区分高い三種としていること、専門医資格に対する医師手当の加算をしているとが給与水準を高くしている原因の一つと思われる。 ※平成25年度医師平均年収：13，039千円	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべき考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね122以下となるよう努力していく。
6	厚生労働省	国立国際医療研究センター	107.2	111.0	107.2	111.0	法人運営に与える影響が大きい、管理・監督的立場にある医長以上の職員の給与は、有能な人材を登用し、法人全体の業績向上に繋がるよう、業績反映をより徹底させ、貢献度に見合う給与を支払うために国の医師よりも月例年俸が高い年俸制としていること、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象及び国の初任給調整手当に準じた医師手当（特定の分野における専門知識を有する場合は加算あり）支給対象としていることなどが、対国家公務員指数を上回っている理由と考えられる。 さらに、給与水準が高くなった主な理由としては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により国家公務員は全職種減額措置されているが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべき考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね111以下となるよう努力していく。
7	厚生労働省	国立成育医療研究センター	109.1	121.0	109.1	121.0	①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の病院医師の平均給与は全国平均であるため109.1となっているが、地域勘案をした場合には121.0と指数が高くなっている。また、国の初任給調整手当に準じた医師手当について支給対象としていることが、対国家公務員指数を上回っている理由と考えられる。 （地域手当1級地の人員構成　国（医療職（一））9.9%、当法人100%） ②医長以上の医師については、病院における管理職として国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としたこと、及び国の医師より給与水準が高い年俸制を導入した。 （国の俸給の特別調整額対象人員割合：医療職（一）14.9%、当法人の役職手当対象人員割合：50.4%） ③国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により、国家公務員は給与の減額措置の対象職種が全職種であるが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。病院医師の調査対象者における減額対象者の割合は50.4%となっている。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべきと考えられる。一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね121以下となるよう努力していく。
8	厚生労働省	国立長寿医療研究センター	117.9	115.0	117.9	115.0	給与水準が高くなった主な理由としては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により当センターも給与の減額措置が実施された。対象職種について、国家公務員は全職種であるが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。病院医師の調査対象者における減額対象者の割合は66.7%となっている。 その他に、以下の4点も給与水準を高くしている原因と思われる。 ①国の病院医師に対する初任給調整手当においては、医師確保が困難な地方の手当額がより高くなる制度となっており、当センターにおいてもほぼ準ずる制度（医師手当）を導入しているところであるが、当センターの地域手当級別支給割合が5級地に該当することから、国の病院医師の手当額より増加していること。 ②管理・監督的立場にある医長以上の職員の給与は、有能な人材を登用し、法人全体の業績向上に繋がるよう、業績反映をより徹底させ、貢献度に見合う給与を支払うために国の医師よりも月例年俸が高い年俸制としていること。 ③医長以上の医師において、勤務成績が良好な医師について、業績手当を増額できる仕組みを導入していること。 ④医長以上の医師においては、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としていること。	医師の確保は、医療の質の向上、安全の確保等に不可欠であり、また、病院経営上においても、医業収益等の確保にかかる基本的かつ重要な事項であるため、医師の給与水準については、特に配慮すべき考えられる。 一方、可能な部分については、医師の確保状況等を考慮した上で、より適正な給与水準の在り方について、今後も必要な検討を進めていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね115以下となるよう努力していく。

（注）1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 本表は、独立行政法人の給与水準（病院医師）が対国家公務員指数（年齢勘案または年齢・地域・学歴勘案）が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果及び各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策を取りまとめたものである。

（4）病院看護師

項目 ＼ 独立行政法人			対国家公務員指数 年齢	年齢＋地域	年齢＋学歴	年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
1	文部科学省	放射線医学総合研究所	105.5	101.7	104.4	101.7	「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、当法人においても国家公務員と同様に給与引き下げ（平均減額率△7.8%）を実施していたところであるが、看護師の人材確保が困難となっている状況において、適切な医療水準を維持するためには優秀な人材の確保が必要であり、そのため当法人は准看護師（1級）の割合が0%となっており、国に比べて給与水準が高くなっている。	法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっているが、平成24年度の数値は地域・学歴勘案で国家公務員の水準を下回っており、平成25年度においては、給与水準を引き上げるような給与・手当制度の見直しはされておらず、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であるため国家公務員の水準を大きく上回っているとは考えられないことから、給与水準は概ね適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持すべく取り組んでいく。
2	厚生労働省	労働者健康福祉機構	115.4	115.1	114.7	114.8	①国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）への対応については、本部の全職員及び病院等の施設幹部職員を対象として国に勤務する職員と同様に給与引下げ（職位に応じて平均△7.8%）を実施しているところであるが、医師や看護師等の人材確保が困難となっている状況において、適切な医療水準を確保する必要があることから全ての職員を対象とすることは困難であり、そのため、国に比べて給与水準が高くなっている。 ②年齢層が高まるにつれ、国との平均給与額の差が広がることから、給与体系における年功的要素が強いこと。 ③師長以上の看護師については、病院における管理職として支給する職務手当の支給対象としていること。 （国の俸給の特別調整額対象人員割合0.8%　当法人の職務手当対象人員割合7.4%） ④労災病院の運営において、急性期医療等への対応のため、正看護師の割合が高いこと。 （国の正看護師割合89.9%（国家公務員給与等実態調査第3表より）当法人の正看護師割合99.5%）	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを平成22年度に行い、平成22年7月より平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化）を段階的に実施していることから平成25年度における対国家公務員指数は前年度を下回った。なお、給与改定については段階的引下げであることから、対国家公務員指数に対する影響は今後も反映されるとともに臨時特例措置については労災病院の継続的な医療提供・医療安全の確保に支障を生じないよう考慮しつつ実施しているため対象者の割合が国と異なり、特例措置期間の終了に伴う平均給与の増額が国と比較して小さいことから、平成26年度における対国家公務員指数は109.7、地域・学歴勘案は109.5に低下すると見込まれる。 平成22年7月より実施している給与改定の段階的引下げによる対国家公務員指数への影響が今後も反映されることを踏まえつつ、看護師の確保状況や確保できない場合に当法人の事業運営に与える影響、国家公務員の看護師の給与、公立・民間医療機関の看護師の給与等を総合的に勘案し、適切な水準の確保について検討することとし、平成26年度（平成27年度公表）については、対国家公務員指数が年齢勘案で概ね109となるよう努力していく。
3	厚生労働省	国立病院機構	106.1	105.9	105.4	105.0	①　国家公務員の給与減額支給措置について（平成23年6月閣議決定）への対応については、本部の全職員及び病院の幹部職員を対象として国に勤務する職員と同様に給与引下げ（職位に応じて平均△7.8%）を実施したところであるが、医師や看護師等の人材確保が困難となっている状況において、適切な医療水準を確保する必要があることから全ての職員を対象とすることは困難であり、そのため、国に比べて給与水準が高くなっている。 ②　病院事業の特性から各病院内の職場ごとに管理する職員を配置する必要があることから、管理職に支給する役職手当の支給対象割合が多いため、国に比べて給与水準が高くなっている。 （国の住居手当対象人員割合25.8%、当法人の住居手当対象人員割合44.9%） （国の俸給の特別調整額対象人員割合1.1%　当法人の役職手当対象人員割合7.1%）	平成23年度の数値は年齢勘案で国家公務員の水準を下回っており、平成24年度及び25年度においては、給与水準を引き上げるような給与・手当制度の見直しはされておらず、公務員の給与特例措置への対応を勘案すれば、公務員の水準を大きく上回っているとは考えられないことから、引き続き適正な取組を行っていただきたい。	引き続き、一般職給与法適用の国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応していく。 平成26年度における対国家公務員指数は、国家公務員の給与減額支給措置について（平成23年6月閣議決定）への対応が平成26年3月で終了しており、措置前である平成23年度とほぼ同様に、年齢勘案99.9、年齢・地域・学歴勘案 98.9となることが見込まれる。一般職給与法の国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務実績などを総合的に勘案しながら、平成26年度（平成27年度公表）を目途に、対国家公務員指数が年齢勘案で概ね99になるよう適正な給与水準に向けて検討していく。
4	厚生労働省	国立がん研究センター	115.7	112.3	116.6	111.6	専門性の高い看護師の確保と既に勤務している看護師のスキルアップを目的とした専門看護手当を支給していること、また、調査対象の看護師のうち、管理職員に対して支給する役職手当の支給対象者が6.3%を占めていること、さらには、地域手当（築地キャンパス18%、柏キャンパス15%）が高いことが給与水準において国を上回っている理由の一つと考えられる。 また、特例法による給与削減を全職員対象として行っていない（H24.9から部長職以上のみ実施）ことが、給与水準において国を上回っている理由と考えられる。	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね111以下となるよう努力していく。
5	厚生労働省	国立循環器病研究センター	112.8	106.8	113.5	107.2	・当法人は国家公務員の給与に準じて地域手当を支給しているが、在勤地（吹田市）が3級地であり、全職員に対して12/100の率で支給している。 ・看護師長以上の職員については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としている。 ・国家公務員給与に関する臨時特例法を踏まえた減額措置について、当法人では、看護部長（△9.77%）のみを対象としていたため。	平成23年度の数値、平成25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度（平成27年度公表）までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね107以下となるよう努力していく。

	独立行政法人 ＼ 項目		対国家公務員指数 年齢	対国家公務員指数 年齢＋地域	対国家公務員指数 年齢＋学歴	対国家公務員指数 年齢＋地域＋学歴	国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	主務大臣の検証結果	講ずる措置
6	厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	109.0	101.8	109.0	102.5	給与水準が高くなった主な理由としては、臨時特例に関する法律の施行により国家公務員は給与の減額措置が実施されたが、対象職種について国家公務員は全職種であるところ、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。なお、病院看護師における減額対象者はいない。 また、当センターは地域手当率が12%となっていること、特殊業務手当の支給対象となる重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、精神科病棟で勤務する看護師が一般医療機関に比して多いことが給与水準の高い理由としてあげられる。	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度(平成27年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね102以下となるよう努力していく。
7	厚生労働省	国立国際医療研究センター	115.8	110.7	117.3	111.8	地域手当(戸山地区18%、国府台地区15%(医療研究連携加算5%を含む。))が高いことと、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当などの支給が、対国家公務員指数を上回っている理由と考えられる。 さらに、給与水準が高くなった主な理由としては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により国家公務員は全職種減額措置されているが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度(平成27年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね111以下となるよう努力していく。
8	厚生労働省	国立成育医療研究センター	119.0	113.4	119.6	113.1	①当法人は世田谷区にあり地域手当において1級地となっている。国の病院看護師の平均給与は全国平均であるため119.0となっているが、地域勘案をした場合には113.4と指数が低くなる。 (地域手当1級地の人員構成　国(医療職(三))4.6%、当法人100%) ②師長以上の看護師については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としている。 (国の俸給の特別調整額対象人員割合:医療職(三)0.8%、当法人の役職手当対象人員割合:5.4%) ③国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により、国家公務員は給与の減額措置の対象職種が全職種であるが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。病院看護師の調査対象者における減額対象者の割合は0.3%となっている。	平成23年度の数値、平成24年度及び25年度における給与・手当制度の見直し、国家公務員の給与特例措置への対応を勘案してもなお、国家公務員より高い水準であると考えられることから、一層の給付水準の見直しについて十分検討していただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度(平成27年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね113以下となるよう努力していく。
9	厚生労働省	国立長寿医療研究センター	106.2	106.8	105.6	104.7	給与水準が高くなった主な理由としては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により当センターも給与の減額措置が実施された。対象職種について、国家公務員は全職種であるが、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定したためである。 その他に、看護師長以上の職員については、病院における管理職として、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当の支給対象としている。	平成23年度の数値は、地域・学歴を勘案すると給与水準が国家公務員より低い水準となっており、平成24年度及び25年度においては、給与水準を引きあげるような給与・手当制度の見直しはなされておらず、公務員の給与特例措置への対応を勘案すれば、地域・学歴を勘案した場合には、公務員の水準を大きく上回っているとは考えられないが、今後とも適正な給付水準の在り方について、検討を進めていただきたい。	平成25年度をもって終了した給与特例の対象が、国家公務員は全職種であったのに対し、当センターは幹部職員を中心とした職種に限定していたため、平成26年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮したうえで、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成26年度(平成27年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね104以下となるよう努力していく。

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成25年度)」(平成26年9月2日　総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 本表は、独立行政法人の給与水準(病院看護師)が対国家公務員指数(年齢勘案または年齢・地域・学歴勘案)が100を上回る法人について、国に比べて給与水準が高くなっている理由、主務大臣の検証結果及び各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策を取りまとめたものである。

資料5－3

役員報酬の支給状況（役員報酬は支給総額を記載）

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			（参　考）		
		法人の長	理事	監事	予算額（百万円）	役員数（人）	職員数（人）
内閣府	◎ 国立公文書館	※ 3,805	※ 4,330	－	2,008	2	46
		※ 13,543	※ 10,066				
	北方領土問題対策協会	16,277	※ 4,830	－	1,574	2	17
			※ 5,927				
消費者庁	国民生活センター	※ 6,928	13,241	－	4,297	6	122
		※ 8,544	13,210				
			※ 9,522				
			◆ 1,586				
総務省	情報通信研究機構	15,748	※ 3,801	12,606	96,361	7	413
			※ 9,563				
			13,064				
			11,785				
			11,649				
	◎ 統計センター	16,963	13,419	－	8,338	3	748
			13,409				
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	18,688	※ 6,806	12,923	15,928,023	3	40
			※ 6,518				
法務省	日本司法支援センター	15,825	※ 12,602	－	45,280	2	977
			※ 267				
外務省	国際協力機構	19,098	16,423	13,014	155,386	11	1,842
			※ 5,902	13,057			
			13,992	※ 2,485			
			※ 4,402				
			14,476				
			14,461				
			※ 7,068				
			※ 5,947				
			※ 5,900				
			※ 7,284				
	国際交流基金	16,629	13,667	－	16,571	3	227
			13,635				
財務省	酒類総合研究所	12,140	※ 3,760	－	1,040	2	42
			※ 5,917				
	◎ 造幣局	17,636	※ 7,269	13,392	35,879	6	863
			※ 7,764	12,274			
			13,044				
			13,209				
	◎ 国立印刷局	11,566	※ 5,886	13,592	74,162	7	4,132
			14,806	12,341			
			13,508				
			13,450				
			※ 7,834				
	日本万国博覧会記念機構	15,287	12,852	11,683	4,081	4	48
			13,034				
文　部科学省	国立特別支援教育総合研究所	14,747	12,903	－	908	2	62
	大学入試センター	14,353	13,466	12,485	11,105	3	92
	国立青少年教育振興機構	15,696	12,523	－	10,685	4	501
			12,534				
			12,495				
	国立女性教育会館	12,530	11,190	－	619	2	22
	国立科学博物館	15,603	13,400	－	3,182	2	126
	物質・材料研究機構	17,270	14,978	13,676	29,579	5	547
			15,466				
			14,178				
	防災科学技術研究所	14,991	14,184	10,818	17,044	3	192
	放射線医学総合研究所	17,042	13,419	13,525	12,860	4	450
			13,410				
	国立美術館	※ 5,376	※ 3,941	－	13,756	3	103
		※ 9,719	15,163				
			13,270				
	国立文化財機構	15,692	13,233	－	12,594	3	331
			14,284				
	教員研修センター	14,929	13,954	－	1,283	2	40
	科学技術振興機構	15,261	※ 4,400	10,989	135,123	6	1,328
			※ 9,185				
			12,657				
			12,703				
			※ 6,256				
			※ 5,141				
	日本学術振興会	15,535	10,300	※ 5,800	296,974	3	91
			※ 6,314				
			※ 6,573				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
	理化学研究所	18,481	14,929	12,024	90,538	8	3,433
			13,821	10,749			
			13,746				
			13,980				
			13,652				
	宇宙航空研究開発機構	17,148	16,437	※ 6,447	223,172	11	2,175
			13,621	12,830			
			13,421	※ 5,374			
			14,112				
			13,751				
			12,831				
			12,609				
			12,133				
	日本スポーツ振興センター	16,538	13,404	※ 6,028	181,047	5	339
			13,555				
			※ 6,643				
			※ 6,813				
			※ 6,697				
			※ 5,652				
	日本芸術文化振興会	16,092	13,658	12,337	17,955	5	299
			13,521				
			12,390				
	日本学生支援機構	16,042	15,460	12,311	2,465,301	6	477
			14,332				
			14,459				
			14,646				
	海洋研究開発機構	16,170	13,457	11,319	46,988	5	1,056
			13,485				
			13,463				
	国立高等専門学校機構	16,110	14,519	－	110,537	5	6,294
			12,621				
			12,597				
			13,333				
			12,607				
	大学評価・学位授与機構	16,223	11,973	－	1,590	3	130
			12,506				
	国立大学財務・経営センター	13,542	12,516	－	158,790	2	16
	日本原子力研究開発機構	※ 3,464	15,154	※ 5,879	197,542	11	4,639
		※ 12,707	※ 6,507	※ 6,169			
			※ 7,252	※ 5,679			
			※ 7,585	※ 6,068			
			※ 7,552				
			13,108				
			14,888				
			13,367				
			13,367				
			13,545				
厚　生 労働省	国立健康・栄養研究所	14,263	14,314	－	739	2	19
	労働安全衛生総合研究所	15,179	14,166	※ 3,737	2,157	4	99
			※ 3,983	※ 8,696			
			※ 9,555				
	勤労者退職金共済機構	15,864	14,647	※ 6,016	780,320	5	267
			13,148	※ 4,980			
			※ 6,595				
			※ 5,483				
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	15,335	※ 4,791	※ 5,658	126,864	7	3,891
			※ 10,220	※ 4,680			
			※ 4,330				
			※ 9,149				
			※ 6,269				
			※ 5,273				
			12,948				
			12,553				
	福祉医療機構	15,189	※ 6,731	12,169	194,832	5	259
			※ 6,845				
			※ 6,822				
			※ 5,654				
			13,608				
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	11,905	※ 4,281	－	3,278	3	221
			9,554				
	労働政策研究・研修機構	13,972	※ 3,911	※ 5,747	2,624	4	111
			※ 8,845	※ 4,948			
			13,010				
	労働者健康福祉機構	16,637	13,758	11,712	329,658	6	14,994
			13,734				
			13,600				
			※ 4,190				
			※ 9,337				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
	◎ 国立病院機構	20,438	16,921	12,459	991,610	5	57,609
			※ 7,228				
			※ 7,171				
			14,387				
	医薬品医療機器総合機構	14,855	※ 9,135	12,505	36,271	5	705
			※ 9,095				
			13,139				
			※ 4,013				
			※ 4,005				
	医薬基盤研究所	13,431	12,783	－	8,685	2	95
	年金・健康保険福祉施設整理機構	19,207	－	－	34,321	1	21
	年金積立金管理運用	17,215	14,068	11,964	36,842	3	73
	国立がん研究センター	18,419	15,666	－	52,837	3	1,601
			15,559				
	国立循環器病研究センター	16,377	15,202	－	25,512	2	1,015
	国立精神・神経医療研究センター	16,630	15,093	－	13,942	3	688
			16,106				
	国立国際医療研究センター	18,042	13,027	－	44,118	3	1,708
			7,910				
			15,583				
	国立成育医療研究センター	17,015	－	－	23,013	1	963
	国立長寿医療研究センター	17,536	15,734	－	10,116	3	486
			15,879				
農　林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	11,786	11,398	※ 9,353	6,719	4	636
			10,850				
			9,396				
	種苗管理センター	12,611	11,758	－	3,154	3	293
			8,055				
	家畜改良センター	12,719	11,375	－	8,532	3	787
			9,833				
	水産大学校	13,325	13,294	－	2,424	2	171
	農業・食品産業技術総合研究機構	15,966	15,524	12,301	67,663	15	2,639
			13,507	11,955			
			12,872	12,342			
			12,637				
			12,640				
			12,640				
			12,640				
			11,614				
			11,824				
			13,247				
			12,872				
	農業生物資源研究所	14,847	11,586	8,794	12,954	4	355
			11,586				
	農業環境技術研究所	13,532	11,761	10,003	6,227	4	165
	国際農林水産業研究センター	13,532	11,789	9,532	3,590	3	174
	森林総合研究所	15,151	13,610	12,123	66,858	7	1,024
			13,586				
			12,836				
			14,955				
			13,801				
	水産総合研究センター	13,653	12,298	10,902	24,169	8	930
			11,816	10,666			
			12,869				
			13,129				
			12,267				
	農畜産業振興機構	16,723	15,235	11,627	321,564	10	211
			※ 7,092	※ 5,726			
			※ 7,340	※ 2,236			
			※ 14,376				
			※ 6,660				
			※ 6,870				
			※ 6,653				
			※ 6,926				
			※ 6,740				
			※ 6,877				
			13,727				
	農業者年金基金	16,448	13,422	※ 5,960	218,567	4	75
			13,430	※ 6,138			
	農林漁業信用基金	17,822	15,205	11,633	208,749	9	113
			※ 7,105	11,716			
			※ 7,336				
			13,693				
			※ 6,731				
			※ 6,866				
			13,616				
			13,541				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
経 済 産業省	経済産業研究所	20,087	15,126	－	1,766	4	25
	工業所有権情報・研修館	16,379	12,241	－	9,412	2	82
			◆ 895				
	日本貿易保険	◆ 3,451	17,268	11,981	45,469	4	135
		15,719	16,011				
	産業技術総合研究所	◆ 2,460	16,691	10,302	89,632	13	2,926
		17,971	13,515	12,065			
			※ 10,169	◆ 1,496			
			◆ 5,393				
			13,423				
			15,395				
			15,304				
			15,460				
			15,533				
			15,370				
			15,988				
			◆ 1,947				
			◆ 1,947				
	◎ 製品評価技術基盤機構	16,359	12,744	10,878	9,527	5	408
			11,385				
			898				
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	18,725	※ 6,762	※ 7,582	133,974	8	774
			※ 10,148	※ 4,888			
			14,959				
			14,998				
			※ 8,768				
			※ 5,709				
			◆ 1,065				
			13,956				
			◆ 431				
			※ 5,534				
			※ 9,006				
	日本貿易振興機構	19,488	※ 6,620	※ 7,048	30,221	9	1,572
			※ 10,092	※ 5,190			
			※ 5,819				
			※ 8,638				
			14,856				
			※ 8,488				
			※ 6,116				
			◆ 2,347				
			11,929				
			14,549				
			◆ 784				
			13,803				
	情報処理推進機構	17,693	16,378	13,406	8,311	4	169
			※ 6,519				
			※ 8,221				
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	19,870	※ 6,608	13,656	2,152,526	10	500
			※ 10,510	13,683			
			14,950				
			※ 4,093				
			※ 10,813				
			※ 14,173				
			※ 956				
			※ 14,518				
			※ 919				
			※ 5,615				
			※ 9,176				
			14,792				
	中小企業基盤整備機構	17,510	15,679	※ 3,817	1,449,390	12	760
		◆ 762	※ 6,058	※ 8,577			
			12,995	※ 3,991			
			13,118	※ 8,708			
			13,243				
			13,148				
			13,151				
			※ 7,595				
			※ 5,442				
			※ 8,399				
			13,500				
			◆ 566				
			◆ 535				
			◆ 566				
			◆ 566				
			◆ 566				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
国　土 交通省	土木研究所	16,037	12,756	※ 1,941	9,054	4	447
			13,155	※ 10,251			
	建築研究所	14,059	12,668	11,202	1,980	4	82
	交通安全環境研究所	15,365	12,915	－	2,230	2	97
	海上技術安全研究所	15,195	※ 4,073	11,826	3,168	4	210
			※ 9,044				
			11,802				
	港湾空港技術研究所	14,841	14,905	11,836	2,431	3	75
	電子航法研究所	14,904	12,865	11,037	1,591	3	59
	航海訓練所	16,243	12,793	10,308	5,864	4	406
			※ 4,016				
			※ 9,532				
	海技教育機構	13,447	12,324	10,682	2,434	4	196
			12,262				
	航空大学校	12,197	－	7,841	2,787	2	101
	自動車検査	17,470	13,922	12,740	12,287	5	818
			14,509				
			14,431				
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	18,697	16,838	※ 6,121	1,684,448	11	1,612
			※ 4,945	※ 5,254			
			※ 11,105	※ 6,210			
			※ 4,360	※ 6,391			
			※ 9,716	※ 3,856			
			※ 4,224	※ 8,505			
			※ 9,410				
			14,029				
			※ 4,282				
			※ 9,666				
			※ 6,883				
			※ 5,640				
			※ 6,802				
			※ 6,821				
	国際観光振興機構	16,040	13,049	※ 6,051	2,778	4	89
			※ 4,055	※ 5,288			
			※ 9,048				
	水資源機構	16,909	14,896	11,500	173,537	9	1,329
			※ 6,217	※ 5,646			
			※ 6,440	※ 4,816			
			※ 6,304				
			※ 5,284				
			※ 6,263				
			※ 5,277				
			12,837				
			12,981				
	自動車事故対策機構	15,670	13,001	11,887	14,044	6	334
			12,904	12,103			
			13,098				
	空港周辺整備機構	15,155	12,578	※ 5,609	3,423	3	28
				※ 4,705			
	海上災害防止センター	※ 6,811	※ 5,984	※ 5,669	819	3	31
			※ 6,105				
	都市再生機構	18,123	15,855	12,368	2,126,118	13	3,194
			15,134	12,317			
			※ 4,471	11,496			
			※ 9,174				
			14,068				
			13,947				
			13,866				
			13,737				
			13,796				
			14,454				
	奄美群島振興開発基金	10,061	8,225	－	2,907	2	17
	日本高速道路保有・債務返済機構	19,453	15,936	※ 6,458	4,868,857	6	84
			※ 7,135	※ 5,420			
			※ 5,963	13,031			
			※ 7,176				
			※ 7,321				
	住宅金融支援機構	19,427	※ 13,582	13,172	8,188,115	11	881
			※ 3,048	12,180			
			※ 13,130	13,143			
			※ 2,758				
			13,269				
			14,556				
			14,664				
			14,588				
			14,535				

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参　考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
環境省	国立環境研究所	15,195	13,556	－	15,663	3	254
			13,760				
	環境再生保全機構	15,655	13,496	11,580	77,262	5	140
			13,780				
			13,678				
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	※ 16,900	※ 15,573	※ 13,177	12,619	5	402
			※ 8,493				
			◆ 208				
			※ 14,480				
			※ 6,307				
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	16,936	11,316	11,281	3,141	4	299
			11,296				
合　計		1,622,826	4,083,387	1,048,318			

(注)1「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成25年度)」(平成26年9月2日　総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 年間報酬は平成25年度に支給された実際の総額を記載しており、※は平成25年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。
3 ◆は25年度以前に辞めた者に対して25年度中に支払われた業績給であることを示す。
4「－」は該当する役員がいないことを示す。
5 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
6「年間報酬」には、諸手当を含む。
7「理事」には、副理事長等を含む。
8「予算額」は、平成25年度計画(変更された場合には変更後の計画)に記載されている業務経費、施設整備費等を含む支出予算の総額である。
9「役員数」は、平成26年3月31日(平成26年度内に廃止された海上災害防止センターは平成25年9月30日、原子力安全基盤機構は平成26年2月28日)現在の常勤役員数である。
10「職員数」は、平成26年3月31日(平成26年度内に廃止された海上災害防止センターは平成25年9月30日、原子力安全基盤機構は平成26年2月28日)現在の常勤職員数である。

資料5－4

役員の退職手当の支給状況

（1）理事長

主務省	法人名	支給額(総額)（千円）	法人での在職期間 年	法人での在職期間 月	退職年月日	業績勘案率
内閣府	国立公文書館	9,373	8	2	平成25年5月31日	1.0
総務省	情報通信研究機構	9,833	5	7	平成25年3月31日	1.0
文部科学省	国立科学博物館	5,303	3	8	平成25年3月31日	1.0
	国立美術館	12,054	8	4	平成25年7月7日	1.0
	教員研修センター	10,558	8	9	平成25年3月31日	0.9
	宇宙航空研究開発機構	15,366	8	5	平成25年3月31日	1.1
	国立高等専門学校機構	4,451	3	0	平成24年3月31日	1.0
	国立大学財務・経営センター	4,021	3	0	平成25年3月31日	1.0
厚生労働省	国立成育医療研究センター	9,684	6	0	平成24年3月31日	1.0
	年金・健康保険福祉施設整理機構	13,502	6	6	平成24年3月31日	1.1
	医薬基盤研究所	10,446	8	0	平成25年3月31日	1.0
	国立健康・栄養研究所	5,223	4	0	平成25年3月31日	1.0
	労働政策研究・研修機構	3,022	2	3	平成25年3月31日	1.0
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	5,292	5	0	平成25年3月31日	1.0
	種苗管理センター	9,650	8	0	平成25年3月31日	1.0
	家畜改良センター	8,335	6	0	平成25年3月31日	1.0
	水産総合研究センター	4,603	4	0	平成26年3月31日	1.0
	農畜産業振興機構	7,686	5	0	平成23年9月30日	1.0
	農業者年金基金	4,216	3	0	平成23年9月30日	1.0
経済産業省	日本貿易保険	6,141	3	8	平成25年3月31日	1.0
	産業技術総合研究所	6,767	4	0	平成25年3月31日	1.0
国土交通省	海上災害防止センター	6,330	5	6	平成25年9月30日	1.0
環境省	国立環境研究所	5,363	4	0	平成25年3月31日	1.0
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	10,114	8	0	平成23年9月30日	0.8
理事長計		187,333				

（2）理事（常勤）

主務省	法人名	支給額(総額)（千円）	法人での在職期間 年	法人での在職期間 月	退職年月日	業績勘案率
消費者庁	国民生活センター	3,692	3	3	平成25年3月31日	1.0
総務省	情報通信研究機構	4,552	4	0	平成24年3月31日	0.9
		4,414	4	0	平成25年3月31日	0.9
		3,678	3	0	平成25年3月31日	1.0
法務省	日本司法支援センター	3,603	2	8	平成25年4月9日	1.1
財務省	酒類総合研究所	2,384	2	4	平成25年7月31日	1.0
文部科学省	国立美術館	4,563	4	0	平成25年6月30日	1.0
	国立文化財機構	3,678	3	0	平成25年3月31日	1.0
	科学技術振興機構	4,514	3	9	平成25年9月30日	1.0
	宇宙航空研究開発機構	6,174	5	0	平成25年3月31日	1.0
		4,939	4	0	平成25年3月31日	1.0
		4,322	3	6	平成25年3月31日	1.0
	日本芸術文化振興会	3,422	3	0	平成25年3月31日	1.0
厚生労働省	国立国際医療研究センター	26,278	3	6	平成25年9月30日	1.0
	◎ 国立病院機構	3,096	2	3	平成24年6月15日	1.1
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	5,086	5	0	平成25年3月31日	1.0
		5,086	5	0	平成25年3月31日	1.0
	労働政策研究・研修機構	3,981	3	7	平成25年7月1日	1.0
	福祉医療機構	4,211	3	6	平成25年9月30日	1.0
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	3,771	3	0	平成24年3月31日	1.0
		2,340	2	0	平成24年3月31日	1.0
		3,510	3	0	平成24年3月31日	1.0
	森林総合研究所	5,472	4	0	平成24年3月31日	1.0
	水産総合研究センター	6,425	6	0	平成26年3月31日	1.0
	農林漁業信用基金	4,725	3	5	平成23年9月30日	1.0
		2,289	1	9	平成23年9月30日	1.0
	農畜産業振興機構	2,887	2	1	平成23年9月30日	1.0
		2,777	2	3	平成23年9月30日	1.0
	農業者年金基金	2,910	2	6	平成23年9月30日	1.0
		2,328	2	0	平成23年9月30日	1.0

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
経済産業省	産業技術総合研究所	7,160	5	9	平成25年3月31日	1.0
		4,981	4	0	平成25年3月31日	1.0
	◎ 製品評価技術基盤機構	4,233	4	0	平成25年3月31日	1.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7,294	6	0	平成25年9月30日	1.0
	日本貿易振興機構	4,565	3	8	平成25年3月31日	1.0
		2,440	2	0	平成25年6月30日	1.0
	情報処理推進機構	5,799	5	1	平成25年7月14日	1.0
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,486	5	3	平成25年6月9日	1.0
		4,830	3	11	平成25年4月30日	1.0
		4,008	3	3	平成25年6月9日	1.0
		1,157	2	0	平成26年2月28日	0.5
		1,157	2	0	平成26年2月28日	0.5
		482	0	10	平成26年3月31日	0.5
	中小企業基盤整備機構	2,352	1	11	平成25年6月30日	1.0
国土交通省	航海訓練所	2,142	2	0	平成26年3月31日	1.0
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	616	0	6	平成25年9月30日	1.0
		1,847	1	6	平成25年9月30日	1.0
		2,463	2	0	平成25年9月30日	1.0
	水資源機構	3,449	3	6	平成25年9月30日	0.8
		1,971	2	0	平成25年9月30日	0.8
	海上災害防止センター	2,601	2	6	平成25年9月30日	1.0
	日本高速道路保有・債務返済機構	4,312	3	6	平成25年9月30日	1.0
		4,312	3	6	平成25年9月30日	1.0
	住宅金融支援機構	2,464	2	0	平成25年3月31日	1.0
環　境　省	国立環境研究所	1,571	1	3	平成24年6月30日	1.0
理　事　計		226,799				

（３）監事（常勤）

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
総　務　省	情報通信研究機構	3,876	3	1	平成23年7月14日	1.0
財　務　省	造幣局	4,277	3	9	平成25年3月31日	1.0
	国立印刷局	4,563	4	0	平成25年3月31日	1.0
文部科学省	防災科学技術研究所	3,586	3	6	平成25年3月31日	1.0
	日本学術振興会	4,122	4	0	平成25年9月30日	1.0
	理化学研究所	3,440	3	3	平成25年3月31日	1.0
	日本スポーツ振興センター	1,648	2	0	平成25年9月30日	1.0
	日本学生支援機構	6,772	7	0	平成26年3月31日	1.0
	海洋研究開発機構	4,236	4	0	平成24年3月31日	1.0
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	6,516	6	0	平成24年3月31日	1.0
	国際農林水産業研究センター	5,301	6	0	平成24年3月31日	1.0
	水産総合研究センター	3,582	4	0	平成26年3月31日	1.0
	農林漁業信用基金	1,755	1	8	平成23年9月30日	1.0
	農畜産業振興機構	2,115	2	0	平成23年9月30日	1.0
経済産業省	産業技術総合研究所	3,827	4	0	平成25年3月31日	1.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	2,087	2	0	平成25年9月30日	1.0
	日本貿易振興機構	2,208	2	0	平成25年9月30日	1.0
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,044	2	0	平成26年3月31日	0.5
	中小企業基盤整備機構	2,188	2	0	平成25年6月30日	1.0
		2,188	2	0	平成25年6月30日	1.0
国土交通省	土木研究所	4,057	3	10	平成25年5月6日	1.0
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,950	1	9	平成25年6月30日	1.0
		2,228	2	0	平成25年9月30日	1.0
	国際観光振興機構	2,134	2	0	平成25年9月30日	1.0
	自動車事故対策機構	3,353	4	0	平成26年3月31日	0.9
	水資源機構	4,605	5	2	平成25年9月30日	0.8
	海上災害防止センター	1,939	2	0	平成25年9月30日	1.0
	住宅金融支援機構	4,457	4	0	平成25年3月31日	1.0
		4,086	3	8	平成25年3月31日	1.0
	空港周辺整備機構	6,201	6	0	平成25年9月30日	1.0
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	6,265	5	8	平成23年9月30日	0.9
		2,487	2	4	平成23年12月31日	0.9
監　事　計		113,093				

（注）１ 「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

２ ◎は特定独立行政法人（公務員型）を示す。

３ 公表時点において、退職手当支給額の全額が確定し、平成25年度中にその全額を支払い終えた者のみを記載している。

４ 「理事」には副理事長等を含む。

５ 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乗ずる率であり、各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

資料5－5

給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成24年度（千円）	**平成25年度（千円）**	対前年度比較増▲減	
				増減額（千円）	対前年度比（%）
内閣府	◎ 国立公文書館	369,680	**375,838**	6,158	1.7
	北方領土問題対策協会	143,178	**148,962**	5,784	4.0
消費者庁	国民生活センター	872,424	**856,225**	▲ 16,199	▲ 1.9
総務省	情報通信研究機構	3,396,823	**3,341,922**	▲ 54,901	▲ 1.6
	◎ 統計センター	4,578,061	**4,295,379**	▲ 282,682	▲ 6.2
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	338,179	**340,877**	2,698	0.8
法務省	日本司法支援センター	4,780,901	**4,964,837**	183,936	3.8
外務省	国際協力機構	14,770,955	**14,872,066**	101,111	0.7
	国際交流基金	1,809,004	**1,853,908**	44,904	2.5
財務省	酒類総合研究所	300,553	**305,298**	4,745	1.6
	◎ 造幣局	5,878,627	**5,864,072**	▲ 14,555	▲ 0.2
	◎ 国立印刷局	27,719,036	**26,493,320**	▲ 1,225,716	▲ 4.4
	日本万国博覧会記念機構	393,449	**415,485**	22,036	5.6
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	484,206	**472,148**	▲ 12,058	▲ 2.5
	大学入試センター	655,187	**642,979**	▲ 12,208	▲ 1.9
	国立青少年教育振興機構	3,272,266	**3,169,114**	▲ 103,152	▲ 3.2
	国立女性教育会館	163,220	**154,788**	▲ 8,432	▲ 5.2
	国立科学博物館	977,727	**962,902**	▲ 14,825	▲ 1.5
	物質・材料研究機構	5,851,079	**5,921,876**	70,797	1.2
	防災科学技術研究所	1,270,112	**1,257,747**	▲ 12,365	▲ 1.0
	放射線医学総合研究所	3,283,909	**3,154,700**	▲ 129,209	▲ 3.9
	国立美術館	809,789	**840,361**	30,572	3.8
	国立文化財機構	2,403,199	**2,399,638**	▲ 3,561	▲ 0.1
	教員研修センター	329,473	**322,908**	▲ 6,565	▲ 2.0
	科学技術振興機構	8,955,529	**8,484,759**	▲ 470,770	▲ 5.3
	日本学術振興会	884,818	**925,924**	41,106	4.6
	理化学研究所	21,033,000	**20,614,497**	▲ 418,503	▲ 2.0
	宇宙航空研究開発機構	18,164,479	**16,924,773**	▲ 1,239,706	▲ 6.8
	日本スポーツ振興センター	2,522,044	**2,505,017**	▲ 17,027	▲ 0.7
	日本芸術文化振興会	2,025,173	**2,011,933**	▲ 13,240	▲ 0.7
	日本学生支援機構	3,208,427	**3,147,470**	▲ 60,957	▲ 1.9
	海洋研究開発機構	6,785,526	**6,726,081**	▲ 59,445	▲ 0.9
	国立高等専門学校機構	40,662,464	**39,666,418**	▲ 996,046	▲ 2.4
	大学評価・学位授与機構	728,743	**772,027**	43,284	5.9
	国立大学財務・経営センター	123,811	**131,285**	7,474	6.0
	日本原子力研究開発機構	35,630,027	**34,106,221**	▲ 1,523,806	▲ 4.3
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	350,595	**324,924**	▲ 25,671	▲ 7.3
	労働安全衛生総合研究所	818,375	**826,204**	7,829	1.0
	勤労者退職金共済機構	1,895,473	**1,845,329**	▲ 50,144	▲ 2.6
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	23,824,359	**22,936,565**	▲ 887,794	▲ 3.7
	福祉医療機構	1,798,547	**1,832,917**	34,370	1.9
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,509,220	**1,456,179**	▲ 53,041	▲ 3.5
	労働政策研究・研修機構	897,334	**940,673**	43,339	4.8
	労働者健康福祉機構	108,727,909	**109,154,541**	426,632	0.4
	◎ 国立病院機構	342,560,240	**352,689,700**	10,129,460	3.0
	医薬品医療機器総合機構	4,757,801	**4,918,300**	160,499	3.4
	医薬基盤研究所	555,326	**652,290**	96,964	17.5
	年金・健康保険福祉施設整理機構	171,842	**188,591**	16,749	9.7
	年金積立金管理運用	589,643	**577,895**	▲ 11,748	▲ 2.0
	国立がん研究センター	12,401,420	**12,755,722**	354,302	2.9
	国立循環器病研究センター	7,760,626	**7,904,029**	143,403	1.8
	国立精神・神経医療研究センター	4,923,340	**4,872,056**	▲ 51,284	▲ 1.0
	国立国際医療研究センター	12,121,203	**12,182,735**	61,532	0.5
	国立成育医療研究センター	7,058,122	**7,378,218**	320,096	4.5
	国立長寿医療研究センター	3,232,714	**3,371,737**	139,023	4.3

主務省	法人名	平成24年度（千円）	**平成25年度（千円）**	対前年度比較増▲減	
				増減額（千円）	対前年度比（%）
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	3,955,998	**3,890,304**	▲ 65,694	▲ 1.7
	種苗管理センター	1,762,494	**1,714,968**	▲ 47,526	▲ 2.7
	家畜改良センター	4,413,223	**4,340,516**	▲ 72,707	▲ 1.6
	水産大学校	1,137,155	**1,123,796**	▲ 13,359	▲ 1.2
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,213,236	**19,029,283**	▲ 183,953	▲ 1.0
	農業生物資源研究所	2,818,270	**2,762,294**	▲ 55,976	▲ 2.0
	農業環境技術研究所	1,295,995	**1,331,958**	35,963	2.8
	国際農林水産業研究センター	1,441,798	**1,409,273**	▲ 32,525	▲ 2.3
	森林総合研究所	7,919,984	**7,702,055**	▲ 217,929	▲ 2.8
	水産総合研究センター	6,535,035	**6,501,989**	▲ 33,046	▲ 0.5
	農畜産業振興機構	1,663,949	**1,625,114**	▲ 38,835	▲ 2.3
	農業者年金基金	592,514	**591,994**	▲ 520	▲ 0.1
	農林漁業信用基金	880,535	**871,709**	▲ 8,826	▲ 1.0
経済産業省	経済産業研究所	376,651	**360,967**	▲ 15,684	▲ 4.2
	工業所有権情報・研修館	742,018	**694,595**	▲ 47,423	▲ 6.4
	日本貿易保険	1,165,809	**1,167,368**	1,559	0.1
	産業技術総合研究所	24,552,123	**24,706,923**	154,800	0.6
	◎ 製品評価技術基盤機構	2,775,412	**2,775,643**	231	0.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	4,754,109	**4,405,928**	▲ 348,181	▲ 7.3
	日本貿易振興機構	10,647,711	**11,202,370**	554,659	5.2
	情報処理推進機構	1,347,942	**1,336,698**	▲ 11,244	▲ 0.8
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,885,959	**4,137,354**	251,395	6.5
	中小企業基盤整備機構	5,990,414	**5,969,117**	▲ 21,297	▲ 0.4
国土交通省	土木研究所	3,156,802	**3,236,707**	79,905	2.5
	建築研究所	700,681	**710,170**	9,489	1.4
	交通安全環境研究所	702,469	**706,483**	4,014	0.6
	海上技術安全研究所	1,545,848	**1,538,839**	▲ 7,009	▲ 0.5
	港湾空港技術研究所	744,976	**724,183**	▲ 20,793	▲ 2.8
	電子航法研究所	480,770	**484,619**	3,849	0.8
	航海訓練所	2,835,518	**2,775,415**	▲ 60,103	▲ 2.1
	海技教育機構	1,354,638	**1,326,520**	▲ 28,118	▲ 2.1
	航空大学校	673,357	**641,829**	▲ 31,528	▲ 4.7
	自動車検査	4,631,568	**4,625,506**	▲ 6,062	▲ 0.1
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	12,338,573	**11,929,137**	▲ 409,436	▲ 3.3
	国際観光振興機構	867,756	**891,414**	23,658	2.7
	水資源機構	10,451,753	**10,245,352**	▲ 206,401	▲ 2.0
	自動車事故対策機構	2,344,947	**2,276,182**	▲ 68,765	▲ 2.9
	空港周辺整備機構	266,535	**217,305**	▲ 49,230	▲ 18.5
	海上災害防止センター ＃	256,962	**138,138**	▲ 118,824	▲ 46.2
	都市再生機構	28,160,166	**26,011,991**	▲ 2,148,175	▲ 7.6
	奄美群島振興開発基金	123,061	**118,549**	▲ 4,512	▲ 3.7
	日本高速道路保有・債務返済機構	732,247	**735,391**	3,144	0.4
	住宅金融支援機構	7,423,382	**7,369,080**	▲ 54,302	▲ 0.7
環境省	国立環境研究所	2,023,602	**2,025,982**	2,380	0.1
	環境再生保全機構	870,602	**818,847**	▲ 51,755	▲ 5.9
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構 ＃	3,673,829	**3,251,371**	▲ 422,458	▲ 11.5
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,649,781	**1,630,615**	▲ 19,166	▲ 1.2

（注）1「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 ＃は平成25年度内に廃止されたため、「平成25年度」はそれぞれ以下の期間の金額である。

・ 海上災害防止センター：平成25年4月1日～9月30日（平成25年10月1日付で廃止）

・ 原子力安全基盤機構：平成25年4月1日～平成26年2月28日（平成26年3月1日付で廃止）

5「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成24年度と25年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

資料5－5（参考1）

最広義人件費

主務省	法人名	平成24年度（千円）	**平成25年度（千円）**	対前年度比較増▲減	
				増減額（千円）	対前年度比（%）
内閣府	◎ 国立公文書館	771,506	**769,729**	▲ 1,777	▲ 0.2
	北方領土問題対策協会	227,559	**234,236**	6,677	2.9
消費者庁	国民生活センター	1,451,912	**1,394,241**	▲ 57,671	▲ 4.0
総務省	情報通信研究機構	8,469,947	**8,198,948**	▲ 270,999	▲ 3.2
	◎ 統計センター	7,259,961	**6,098,489**	▲ 1,161,472	▲ 16.0
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	434,810	**423,424**	▲ 11,386	▲ 2.6
法務省	日本司法支援センター	7,419,708	**7,644,557**	224,849	3.0
外務省	国際協力機構	19,051,159	**18,763,795**	▲ 287,364	▲ 1.5
	国際交流基金	3,080,682	**3,079,907**	▲ 775	▲ 0.0
財務省	酒類総合研究所	456,862	**474,200**	17,338	3.8
	◎ 造幣局	8,676,133	**8,821,671**	145,538	1.7
	◎ 国立印刷局	40,506,879	**37,725,987**	▲ 2,780,892	▲ 6.9
	日本万国博覧会記念機構	505,709	**806,291**	300,582	59.4
文　部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	700,075	**617,432**	▲ 82,643	▲ 11.8
	大学入試センター	928,091	**873,774**	▲ 54,317	▲ 5.9
	国立青少年教育振興機構	4,441,840	**4,211,965**	▲ 229,875	▲ 5.2
	国立女性教育会館	236,882	**232,049**	▲ 4,833	▲ 2.0
	国立科学博物館	1,548,854	**1,594,593**	45,739	3.0
	物質・材料研究機構	8,903,902	**8,661,444**	▲ 242,458	▲ 2.7
	防災科学技術研究所	1,744,985	**1,603,873**	▲ 141,112	▲ 8.1
	放射線医学総合研究所	4,994,459	**4,778,089**	▲ 216,370	▲ 4.3
	国立美術館	1,363,446	**1,304,762**	▲ 58,684	▲ 4.3
	国立文化財機構	3,748,214	**3,836,898**	88,684	2.4
	教員研修センター	413,238	**480,342**	67,104	16.2
	科学技術振興機構	14,047,999	**13,516,571**	▲ 531,428	▲ 3.8
	日本学術振興会	1,404,986	**1,509,088**	104,102	7.4
	理化学研究所	29,743,812	**29,072,672**	▲ 671,140	▲ 2.3
	宇宙航空研究開発機構	25,329,753	**23,377,966**	▲ 1,951,787	▲ 7.7
	日本スポーツ振興センター	4,877,477	**4,903,262**	25,785	0.5
	日本芸術文化振興会	2,854,564	**2,722,239**	▲ 132,325	▲ 4.6
	日本学生支援機構	4,624,868	**4,586,173**	▲ 38,695	▲ 0.8
	海洋研究開発機構	8,964,028	**8,890,374**	▲ 73,654	▲ 0.8
	国立高等専門学校機構	54,714,547	**53,348,624**	▲ 1,365,923	▲ 2.5
	大学評価・学位授与機構	962,624	**987,644**	25,020	2.6
	国立大学財務・経営センター	157,196	**169,949**	12,753	8.1
	日本原子力研究開発機構	51,120,428	**48,685,791**	▲ 2,434,637	▲ 4.8
厚　生 労働省	国立健康・栄養研究所	550,552	**482,998**	▲ 67,554	▲ 12.3
	労働安全衛生総合研究所	981,204	**1,120,738**	139,534	14.2
	勤労者退職金共済機構	2,626,937	**2,606,380**	▲ 20,557	▲ 0.8
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	41,924,520	**40,770,674**	▲ 1,153,846	▲ 2.8
	福祉医療機構	2,565,196	**2,545,814**	▲ 19,382	▲ 0.8
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,727,721	**2,473,484**	▲ 254,237	▲ 9.3
	労働政策研究・研修機構	1,340,347	**1,359,617**	19,270	1.4
	労働者健康福祉機構	152,496,504	**154,102,483**	1,605,979	1.1
	◎ 国立病院機構	459,461,741	**473,234,865**	13,773,124	3.0
	医薬品医療機器総合機構	7,196,536	**7,560,818**	364,282	5.1
	医薬基盤研究所	1,403,338	**1,661,560**	258,222	18.4
	年金・健康保険福祉施設整理機構	255,814	**276,603**	20,789	8.1
	年金積立金管理運用	759,873	**694,501**	▲ 65,372	▲ 8.6
	国立がん研究センター	18,431,808	**18,862,844**	431,036	2.3
	国立循環器病研究センター	11,292,951	**11,567,872**	274,921	2.4
	国立精神・神経医療研究センター	7,667,707	**7,781,422**	113,715	1.5
	国立国際医療研究センター	17,311,343	**17,603,028**	291,685	1.7
	国立成育医療研究センター	10,422,440	**11,103,251**	680,811	6.5
	国立長寿医療研究センター	4,595,956	**4,696,745**	100,789	2.2

主務省	法人名	平成24年度（千円）	**平成25年度（千円）**	対前年度比較増▲減	
				増減額（千円）	対前年度比（%）
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,937,556	**4,884,629**	▲ 52,927	▲ 1.1
	種苗管理センター	2,517,447	**2,256,658**	▲ 260,789	▲ 10.4
	家畜改良センター	5,837,633	**5,649,644**	▲ 187,989	▲ 3.2
	水産大学校	1,605,808	**1,415,867**	▲ 189,941	▲ 11.8
	農業・食品産業技術総合研究機構	26,839,598	**26,697,660**	▲ 141,938	▲ 0.5
	農業生物資源研究所	4,524,751	**4,349,608**	▲ 175,143	▲ 3.9
	農業環境技術研究所	1,963,368	**2,045,644**	82,276	4.2
	国際農林水産業研究センター	2,165,440	**2,035,417**	▲ 130,023	▲ 6.0
	森林総合研究所	10,876,344	**10,565,914**	▲ 310,430	▲ 2.9
	水産総合研究センター	9,366,285	**9,424,064**	57,779	0.6
	農畜産業振興機構	2,172,899	**2,198,610**	25,711	1.2
	農業者年金基金	747,910	**730,380**	▲ 17,530	▲ 2.3
	農林漁業信用基金	1,071,548	**1,120,156**	48,608	4.5
経済産業省	経済産業研究所	789,936	**783,562**	▲ 6,374	▲ 0.8
	工業所有権情報・研修館	1,054,797	**1,044,473**	▲ 10,324	▲ 1.0
	日本貿易保険	1,590,227	**1,621,271**	31,044	2.0
	産業技術総合研究所	39,575,873	**40,031,212**	455,339	1.2
	◎ 製品評価技術基盤機構	4,318,478	**4,235,728**	▲ 82,750	▲ 1.9
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	5,558,581	**4,981,131**	▲ 577,450	▲ 10.4
	日本貿易振興機構	14,588,384	**15,695,086**	1,106,702	7.6
	情報処理推進機構	2,985,819	**2,707,730**	▲ 278,089	▲ 9.3
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,452,309	**8,160,096**	707,787	9.5
	中小企業基盤整備機構	9,022,015	**8,870,169**	▲ 151,846	▲ 1.7
国土交通省	土木研究所	4,140,651	**4,325,100**	184,449	4.5
	建築研究所	1,016,511	**1,038,386**	21,875	2.2
	交通安全環境研究所	1,110,741	**1,158,330**	47,589	4.3
	海上技術安全研究所	2,102,304	**2,083,132**	▲ 19,172	▲ 0.9
	港湾空港技術研究所	1,015,411	**1,028,923**	13,512	1.3
	電子航法研究所	699,799	**721,631**	21,832	3.1
	航海訓練所	3,626,225	**3,505,510**	▲ 120,715	▲ 3.3
	海技教育機構	1,860,455	**1,728,031**	▲ 132,424	▲ 7.1
	航空大学校	983,429	**1,023,800**	40,371	4.1
	自動車検査	6,060,411	**6,289,345**	228,934	3.8
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	19,927,365	**19,544,623**	▲ 382,742	▲ 1.9
	国際観光振興機構	1,110,916	**1,102,514**	▲ 8,402	▲ 0.8
	水資源機構	15,059,213	**14,615,872**	▲ 443,341	▲ 2.9
	自動車事故対策機構	3,406,765	**3,246,830**	▲ 159,935	▲ 4.7
	空港周辺整備機構	331,904	**272,950**	▲ 58,954	▲ 17.8
	海上災害防止センター ＃	428,244	**235,801**	▲ 192,443	▲ 44.9
	都市再生機構	41,058,629	**37,438,380**	▲ 3,620,249	▲ 8.8
	奄美群島振興開発基金	147,345	**142,872**	▲ 4,473	▲ 3.0
	日本高速道路保有・債務返済機構	884,379	**894,065**	9,686	1.1
	住宅金融支援機構	10,012,883	**10,765,356**	752,473	7.5
環境省	国立環境研究所	4,653,729	**4,603,574**	▲ 50,155	▲ 1.1
	環境再生保全機構	1,345,121	**1,200,848**	▲ 144,273	▲ 10.7
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構 ＃	5,323,077	**5,990,700**	667,623	12.5
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,938,018	**1,944,638**	6,620	0.3

（注）1「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- 給与、報酬等支給総額（常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額）
- 退職手当支給額（常勤役職員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額）
- 非常勤役職員等給与（非常勤役職員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額）
- 福利厚生費（すべての役員及び職員（非常勤職員等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額）

4 ＃は平成25年度内に廃止されたため、「平成25年度」はそれぞれ以下の期間の金額である。

- 海上災害防止センター：平成25年4月1日～9月30日（平成25年10月1日付で廃止）
- 原子力安全基盤機構：平成25年4月1日～平成26年2月28日（平成26年3月1日付で廃止）

5「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成24年度と25年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

資料5－5（参考2）

最広義人件費の内訳

主務省	法人名	給与、報酬等支給総額	構成比	退職手当支給額	構成比	非常勤役職員等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費
		(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)
内閣府	◎ 国立公文書館	375,838	48.8	9,373	1.2	305,032	39.6	79,486	10.3	769,729
	北方領土問題対策協会	148,962	63.6	0	0.0	54,286	23.2	30,987	13.2	234,236
消費者庁	国民生活センター	856,225	61.4	83,515	6.0	302,669	21.7	151,830	10.9	1,394,241
総務省	情報通信研究機構	3,341,922	40.8	206,543	2.5	3,797,241	46.3	853,242	10.4	8,198,948
	◎ 統計センター	4,295,379	70.4	680,889	11.2	519,175	8.5	603,046	9.9	6,098,489
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	340,877	80.5	0	0.0	18,397	4.3	64,150	15.2	423,424
法務省	日本司法支援センター	4,964,837	64.9	86,958	1.1	1,431,443	18.7	1,161,319	15.2	7,644,557
外務省	国際協力機構	14,872,066	79.3	942,384	5.0	352,603	1.9	2,596,742	13.8	18,763,795
	国際交流基金	1,853,908	60.2	41,829	1.4	888,674	28.9	295,496	9.6	3,079,907
財務省	酒類総合研究所	305,298	64.4	35,119	7.4	78,963	16.7	54,820	11.6	474,200
	◎ 造幣局	5,864,072	66.5	1,041,065	11.8	411,704	4.7	1,504,830	17.1	8,821,671
	◎ 国立印刷局	26,493,320	70.2	3,760,967	10.0	800,250	2.1	6,671,450	17.7	37,725,987
	日本万国博覧会記念機構	415,485	51.5	279,052	34.6	39,747	4.9	72,007	8.9	806,291
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	472,148	76.5	22,869	3.7	49,473	8.0	72,942	11.8	617,432
	大学入試センター	642,979	73.6	22,954	2.6	107,631	12.3	100,210	11.5	873,774
	国立青少年教育振興機構	3,169,114	75.2	108,760	2.6	421,981	10.0	512,110	12.2	4,211,965
	国立女性教育会館	154,788	66.7	0	0.0	49,049	21.1	28,212	12.2	232,049
	国立科学博物館	962,902	60.4	136,957	8.6	322,012	20.2	172,722	10.8	1,594,593
	物質・材料研究機構	5,921,876	68.4	270,586	3.1	1,503,902	17.4	965,080	11.1	8,661,444
	防災科学技術研究所	1,257,747	78.4	7,630	0.5	140,962	8.8	197,534	12.3	1,603,873
	放射線医学総合研究所	3,154,700	66.0	174,386	3.6	903,421	18.9	545,581	11.4	4,778,089
	国立美術館	840,361	64.4	28,349	2.2	286,251	21.9	149,801	11.5	1,304,762
	国立文化財機構	2,399,638	62.5	168,001	4.4	833,288	21.7	435,971	11.4	3,836,898
	教員研修センター	322,908	67.2	70,534	14.7	35,933	7.5	50,967	10.6	480,342
	科学技術振興機構	8,484,759	62.8	232,636	1.7	3,326,476	24.6	1,472,700	10.9	13,516,571
	日本学術振興会	925,924	61.4	31,204	2.1	377,771	25.0	174,189	11.5	1,509,088
	理化学研究所	20,614,497	70.9	461,103	1.6	4,267,615	14.7	3,729,457	12.8	29,072,672
	宇宙航空研究開発機構	16,924,773	72.4	1,149,773	4.9	2,768,660	11.8	2,534,759	10.8	23,377,966
	日本スポーツ振興センター	2,505,017	51.1	364,439	7.4	1,312,067	26.8	721,739	14.7	4,903,262
	日本芸術文化振興会	2,011,933	73.9	104,257	3.8	212,906	7.8	393,143	14.4	2,722,239
	日本学生支援機構	3,147,470	68.6	200,280	4.4	678,674	14.8	559,749	12.2	4,586,173
	海洋研究開発機構	6,726,081	75.7	196,560	2.2	406,781	4.6	1,560,952	17.6	8,890,374
	国立高等専門学校機構	39,666,418	74.4	4,310,503	8.1	3,550,719	6.7	5,820,984	10.9	53,348,624
	大学評価・学位授与機構	772,027	78.3	6,526	0.7	96,112	9.7	112,979	11.4	987,644
	国立大学財務・経営センター	131,285	77.2	4,021	2.4	14,725	8.7	19,918	11.7	169,949
	日本原子力研究開発機構	34,106,221	70.1	5,731,087	11.8	1,780,942	3.7	7,067,541	14.5	48,685,791
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	324,924	67.3	5,730	1.2	96,544	20.0	55,800	11.6	482,998
	労働安全衛生総合研究所	826,204	73.7	144,921	12.9	28,400	2.5	121,213	10.8	1,120,738
	勤労者退職金共済機構	1,845,329	70.8	203,842	7.8	200,292	7.7	356,916	13.7	2,606,380
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	22,936,565	56.3	4,221,711	10.4	8,102,695	19.9	5,509,703	13.5	40,770,674
	福祉医療機構	1,832,917	72.0	92,316	3.6	218,019	8.6	402,562	15.8	2,545,814
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,456,179	58.9	272,312	11.0	462,818	18.7	282,175	11.4	2,473,484
	労働政策研究・研修機構	940,673	69.2	40,170	3.0	193,758	14.3	185,016	13.6	1,359,617
	労働者健康福祉機構	109,154,541	70.8	8,345,268	5.4	19,236,392	12.5	17,366,282	11.3	154,102,483
	◎ 国立病院機構	352,689,700	74.5	19,694,493	4.2	40,279,291	8.5	60,571,381	12.8	473,234,865
	医薬品医療機器総合機構	4,918,300	65.0	23,359	0.3	1,672,465	22.1	946,694	12.5	7,560,818
	医薬基盤研究所	652,290	39.3	70,346	4.2	723,473	43.5	215,451	13.0	1,661,560
	年金・健康保険福祉施設整理機構	188,591	68.2	17,197	6.2	41,112	14.9	29,703	10.7	276,603
	年金積立金管理運用	577,895	83.2	5,403	0.8	31,986	4.6	79,217	11.4	694,501
	国立がん研究センター	12,755,722	67.6	498,785	2.6	3,491,462	18.5	2,116,875	11.2	18,862,844
	国立循環器病研究センター	7,904,029	68.3	212,978	1.8	1,955,289	16.9	1,495,576	12.9	11,567,872
	国立精神・神経医療研究センター	4,872,056	62.6	303,184	3.9	1,745,907	22.4	860,275	11.1	7,781,422
	国立国際医療研究センター	12,182,735	69.2	584,819	3.3	2,699,645	15.3	2,135,829	12.1	17,603,028
	国立成育医療研究センター	7,378,218	66.5	237,655	2.1	2,221,649	20.0	1,265,729	11.4	11,103,251
	国立長寿医療研究センター	3,371,737	71.8	115,810	2.5	676,727	14.4	532,471	11.3	4,696,745

主務省	法人名	給与、報酬等支給総額	構成比	退職手当支給額	構成比	非常勤役職員等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	3,890,304	79.6	413,097	8.5	36,242	0.7	544,986	11.2	4,884,629
	種苗管理センター	1,714,968	76.0	194,066	8.6	104,147	4.6	243,477	10.8	2,256,658
	家畜改良センター	4,340,516	76.8	527,372	9.3	136,709	2.4	645,047	11.4	5,649,644
	水産大学校	1,123,796	79.4	86,745	6.1	40,983	2.9	164,343	11.6	1,415,867
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,029,283	71.3	2,080,547	7.8	2,525,374	9.5	3,062,456	11.5	26,697,660
	農業生物資源研究所	2,762,294	63.5	300,656	6.9	797,266	18.3	489,392	11.3	4,349,608
	農業環境技術研究所	1,331,958	65.1	174,528	8.5	312,737	15.3	226,421	11.1	2,045,644
	国際農林水産業研究センター	1,409,273	69.2	105,618	5.2	273,502	13.4	247,024	12.1	2,035,417
	森林総合研究所	7,702,055	72.9	783,510	7.4	651,531	6.2	1,428,818	13.5	10,565,914
	水産総合研究センター	6,501,989	69.0	639,595	6.8	1,178,909	12.5	1,103,571	11.7	9,424,064
	農畜産業振興機構	1,625,114	73.9	199,394	9.1	90,103	4.1	283,999	12.9	2,198,610
	農業者年金基金	591,994	81.1	9,454	1.3	33,697	4.6	95,235	13.0	730,380
	農林漁業信用基金	871,709	77.8	76,587	6.8	25,612	2.3	146,247	13.1	1,120,156
経済産業省	経済産業研究所	360,967	46.1	0	0.0	366,421	46.8	56,174	7.2	783,562
	工業所有権情報・研修館	694,595	66.5	19,376	1.9	207,335	19.9	123,167	11.8	1,044,473
	日本貿易保険	1,167,368	72.0	14,587	0.9	280,598	17.3	158,718	9.8	1,621,271
	産業技術総合研究所	24,706,923	61.7	2,211,065	5.5	8,618,326	21.5	4,494,898	11.2	40,031,212
	◎ 製品評価技術基盤機構	2,775,643	65.5	230,242	5.4	819,641	19.4	410,202	9.7	4,235,728
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	4,405,928	88.5	40,237	0.8	30,893	0.6	504,073	10.1	4,981,131
	日本貿易振興機構	11,202,370	71.4	771,568	4.9	2,079,227	13.2	1,641,921	10.5	15,695,086
	情報処理推進機構	1,336,698	49.4	22,702	0.8	1,163,960	43.0	184,370	6.8	2,707,730
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,137,354	50.7	461,421	5.7	2,628,556	32.2	932,764	11.4	8,160,096
	中小企業基盤整備機構	5,969,117	67.3	578,295	6.5	1,385,885	15.6	936,872	10.6	8,870,169
国土交通省	土木研究所	3,236,707	74.8	63,172	1.5	485,264	11.2	539,957	12.5	4,325,100
	建築研究所	710,170	68.4	63,636	6.1	143,131	13.8	121,449	11.7	1,038,386
	交通安全環境研究所	706,483	61.0	30,775	2.7	285,330	24.6	135,742	11.7	1,158,330
	海上技術安全研究所	1,538,839	73.9	127,158	6.1	178,503	8.6	238,632	11.5	2,083,132
	港湾空港技術研究所	724,183	70.4	48,304	4.7	140,495	13.7	115,941	11.3	1,028,923
	電子航法研究所	484,619	67.2	62,373	8.6	103,644	14.4	70,995	9.8	721,631
	航海訓練所	2,775,415	79.2	263,432	7.5	26,375	0.8	440,288	12.6	3,505,510
	海技教育機構	1,326,520	76.8	83,375	4.8	119,166	6.9	198,970	11.5	1,728,031
	航空大学校	641,829	62.7	92,308	9.0	177,062	17.3	112,601	11.0	1,023,800
	自動車検査	4,625,506	73.5	382,675	6.1	552,810	8.8	728,354	11.6	6,289,345
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	11,929,137	61.0	2,865,213	14.7	1,409,445	7.2	3,340,828	17.1	19,544,623
	国際観光振興機構	891,414	80.9	14,834	1.3	53,104	4.8	143,162	13.0	1,102,514
	水資源機構	10,245,352	70.1	1,172,674	8.0	879,524	6.0	2,318,322	15.9	14,615,872
	自動車事故対策機構	2,276,182	70.1	253,661	7.8	342,036	10.5	374,951	11.5	3,246,830
	空港周辺整備機構	217,305	79.6	6,201	2.3	13,627	5.0	35,818	13.1	272,950
	海上災害防止センター ＃	138,138	58.6	10,863	4.6	57,996	24.6	28,804	12.2	235,801
	都市再生機構	26,011,991	69.5	5,933,435	15.8	555,420	1.5	4,937,534	13.2	37,438,380
	奄美群島振興開発基金	118,549	83.0	0	0.0	5,220	3.7	19,103	13.4	142,872
	日本高速道路保有・債務返済機構	735,391	82.3	8,624	1.0	25,983	2.9	124,067	13.9	894,065
	住宅金融支援機構	7,369,080	68.5	1,338,717	12.4	902,140	8.4	1,155,419	10.7	10,765,356
環境省	国立環境研究所	2,025,982	44.0	168,123	3.7	1,882,687	40.9	526,780	11.4	4,603,574
	環境再生保全機構	818,847	68.2	106,757	8.9	113,133	9.4	162,111	13.5	1,200,848
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構 ＃	3,251,371	54.3	1,368,651	22.8	798,211	13.3	572,467	9.6	5,990,700
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	1,630,615	83.9	37,212	1.9	53,782	2.8	223,029	11.5	1,944,638

（注）1「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成25年度）」（平成26年9月2日　総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- 給与、報酬等支給総額（常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額）
- 退職手当支給額（常勤役職員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額）
- 非常勤役職員等給与（非常勤役職員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額）
- 福利厚生費（すべての役員及び職員（非常勤職員等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額）

4 ＃は平成25年度内に廃止されたため、上記項目はそれぞれ以下の期間の金額である。

- 海上災害防止センター：平成25年4月1日～9月30日（平成25年10月1日付で廃止）
- 原子力安全基盤機構：平成25年4月1日～平成26年2月28日（平成26年3月1日付で廃止）

5 千円未満を切り捨てであるので、合計額（最広義人件費）が一致しない場合がある。

資料6

独立行政法人の役員の状況

（単位：人）

主務省名	独立行政法人名	役員								
		理事長・理事			監事			合計		
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
内閣府	国立公文書館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	北方領土問題対策協会	2	5	7	0	2	2	2	7	9
消費者庁	国民生活センター	4	0	4	0	2	2	4	2	6
総務省	情報通信研究機構	6	0	6	1	1	2	7	1	8
	統計センター	3	1	4	0	2	2	3	3	6
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4
外務省	国際協力機構	8	0	8	3	0	3	11	0	11
	国際交流基金	3	1	4	0	2	2	3	3	6
財務省	酒類総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	造幣局	4	0	4	2	0	2	6	0	6
	国立印刷局	5	0	5	2	0	2	7	0	7
	日本万国博覧会記念機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	大学入試センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	国立青少年教育振興機構	4	2	6	0	2	2	4	4	8
	国立女性教育会館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	国立科学博物館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	物質・材料研究機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	防災科学技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	放射線医学総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	国立美術館	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	国立文化財機構	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	教員研修センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	科学技術振興機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	日本学術振興会	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	理化学研究所	6	0	6	2	0	2	8	0	8
	宇宙航空研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11
	日本スポーツ振興センター	5	0	5	0	2	2	5	2	7
	日本芸術文化振興会	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	日本学生支援機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	海洋研究開発機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	国立高等専門学校機構	6	1	7	0	2	2	6	3	9
	大学評価・学位授与機構	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	国立大学財務・経営センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	日本原子力研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	労働安全衛生総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	勤労者退職金共済機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	6	0	6	1	1	2	7	1	8
	福祉医療機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3	0	3	0	1	1	3	1	4
	労働政策研究・研修機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	労働者健康福祉機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	国立病院機構	4	9	13	1	1	2	5	10	15
	医薬品医療機器総合機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	医薬基盤研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1	1	2	0	1	1	1	2	3
	年金積立金管理運用	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	国立がん研究センター	3	3	6	0	2	2	3	5	8
	国立循環器病研究センター	2	2	4	0	2	2	2	4	6
	国立精神・神経医療研究センター	3	2	5	0	2	2	3	4	7
	国立国際医療研究センター	3	3	6	0	2	2	3	5	8
	国立成育医療研究センター	1	3	4	0	2	2	1	5	6
	国立長寿医療研究センター	3	1	4	0	2	2	3	3	6

主務省名	独立行政法人名	役員								
		理事長・理事			監事			合計		
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	種苗管理センター	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	家畜改良センター	3	2	5	0	2	2	3	4	7
	水産大学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	農業・食品産業技術総合研究機構	12	0	12	3	0	3	15	0	15
	農業生物資源研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	農業環境技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	国際農林水産業研究センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	森林総合研究所	6	0	6	1	1	2	7	1	8
	水産総合研究センター	6	0	6	2	0	2	8	0	8
	農畜産業振興機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10
	農業者年金基金	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	農林漁業信用基金	7	0	7	2	0	2	9	0	9
経済産業省	経済産業研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	工業所有権情報・研修館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	日本貿易保険	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	産業技術総合研究所	11	1	12	2	0	2	13	1	14
	製品評価技術基盤機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	0	7	1	1	2	8	1	9
	日本貿易振興機構	8	0	8	1	1	2	9	1	10
	情報処理推進機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10
	中小企業基盤整備機構	10	0	10	2	1	3	12	1	13
国土交通省	土木研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	建築研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	交通安全環境研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	海上技術安全研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	港湾空港技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	電子航法研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	航海訓練所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	海技教育機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	航空大学校	1	0	1	1	1	2	2	1	3
	自動車検査	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	8	0	8	3	0	3	11	0	11
	国際観光振興機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	水資源機構	7	0	7	2	0	2	9	0	9
	自動車事故対策機構	4	0	4	2	0	2	6	0	6
	空港周辺整備機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	都市再生機構	10	0	10	3	0	3	13	0	13
	奄美群島振興開発基金	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	日本高速道路保有・債務返済機構	4	0	4	2	0	2	6	0	6
	住宅金融支援機構	8	0	8	3	0	3	11	0	11
環境省	国立環境研究所	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	環境再生保全機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
計	100法人	397	37	434	88	116	204	485	153	638

（注）1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 平成26年１月１日現在の状況である。
3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料7

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況

所管府省名	法人名	役員の状況										子会社等の役員の状況									
		役員数(人)										退職公務員・当該法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	当該子会社等の役員数の計								
		常勤	非常勤	計	うち退職公務員			うち国からの役員出向者	うち独法等情報公開法対象法人の退職者				常勤	非常勤	計	うち退職公務員			うち当該法人の退職者		
					常勤	非常勤	計	常勤	常勤	非常勤	計					常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
内閣府	国立公文書館	2	2	4	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北方領土問題対策協会	2	6	8	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	国民生活センター	4	2	6	-	-	-	-	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	情報通信研究機構	7	1	8	-	-	-	3	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	統計センター	3	3	6	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	3	1	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外務省	国際交流基金	3	3	6	1	-	1	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国際協力機構	10	-	10	2	-	2	2	4	-	4	1	2	6	8	-	-	-	1	-	1
財務省	造幣局	6	-	6	1	-	1	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立印刷局	7	-	7	-	-	-	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	酒類総合研究所	2	2	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本万国博覧会記念機構	4	1	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	2	2	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大学入試センター	3	1	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立青少年教育振興機構	4	4	8	1	-	1	2	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立女性教育会館	2	2	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立科学博物館	2	2	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	物質・材料研究機構	5	1	6	-	-	-	1	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	防災科学技術研究所	3	1	4	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線医学総合研究所	4	1	5	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立美術館	3	2	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立文化財機構	3	2	5	1	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	教員研修センター	2	2	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	科学技術振興機構	6	1	7	-	-	-	1	3	-	3	5	7	36	43	-	5	5	5	5(3)	10(3)
	日本学術振興会	3	2	5	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	理化学研究所	8	-	8	-	-	-	2	2	-	2	1	5	7	12	1	-	1	2	-	2
	宇宙航空研究開発機構	11	-	11	-	-	-	1	8	-	8	4	21	31	52	3	3	6	9(2)	1	10(2)
	日本スポーツ振興センター	5	2	7	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本芸術文化振興会	5	1	6	-	-	-	1	2	-	2	2	4	30	34	-	-	-	-	2	2
	日本学生支援機構	6	1	7	-	-	-	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	海洋研究開発機構	5	1	6	-	-	-	1	4	-	4	2	11	5	16	1	-	1	1	-	1
	国立高等専門学校機構	6	3	9	-	-	-	1	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大学評価・学位授与機構	3	2	5	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立大学財務・経営センター	2	2	4	-	-	-	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本原子力研究開発機構	11	-	11	1	-	1	3	5	-	5	12	46	31	77	1	2	3	29	5	34
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	2	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	労働安全衛生総合研究所	4	1	5	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	勤労者退職金共済機構	5	1	6	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	7	1	8	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉医療機構	5	1	6	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3	2	5	1	-	1	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	労働政策研究・研修機構	4	1	5	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	労働者健康福祉機構	6	1	7	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立病院機構	5	10	15	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	医薬品医療機器総合機構	5	1	6	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	医薬基盤研究所	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年金積立金管理運用	3	1	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立がん研究センター	3	5	8	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立循環器病研究センター	2	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立精神・神経医療研究センター	3	4	7	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立国際医療研究センター	3	5	8	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立成育医療研究センター	1	5	6	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国立長寿医療研究センター	3	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

所管府省名	法人名	役員の状況										子会社等の役員の状況									
		役員数(人)										退職公務員・当該法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	当該子会社等の役員数の計								
		常勤	非常勤	計	うち退職公務員			うち国からの役員出向者	うち独法等情報公開法対象法人の退職者				常勤	非常勤	計	うち退職公務員			うち当該法人の退職者		
					常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計					常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	5	1	6	-	-	-	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農畜産業振興機構	9	-	9	-	-	-	5	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業者年金基金	4	1	5	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農林漁業信用基金	9	-	9	-	-	-	4	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	種苗管理センター	3	2	5	1	-	1	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家畜改良センター	3	4	7	-	-	-	2	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業・食品産業技術総合研究機構	15	-	15	-	-	-	5	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業生物資源研究所	4	1	5	-	-	-	-	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業環境技術研究所	3	1	4	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国際農林水産業研究センター	3	1	4	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	森林総合研究所	7	1	8	-	-	-	3	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産総合研究センター	8	-	8	-	-	-	4	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産大学校	2	2	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	経済産業研究所	2	2	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	工業所有権情報・研修館	2	2	4	-	-	-	1	-	-	-	1	3	14	17	2	3	5	-	-	-
	日本貿易保険	4	1	5	1	-	1	1	2(1)	-	2(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	産業技術総合研究所	13	1	14	-	-	-	2	9	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製品評価技術基盤機構	4	1	5	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	8	1	9	-	-	-	3	1	-	1	1	10	124	134	1	-	1	-	-	-
	日本貿易振興機構	9	1	10	1	-	1	3	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報処理推進機構	4	1	5	-	-	-	1	-	-	-	1	1	17	18	-	1	1	-	-	-
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	10	-	10	1	-	1	2	5	-	5	9	37	37	74	8	-	8	1	-	1
	中小企業基盤整備機構	12	1	13	-	-	-	6	5	1	6	1	2	9	11	-	1	1	2	-	2
国土交通省	土木研究所	4	1	5	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建築研究所	3	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	交通安全環境研究所	2	2	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	海上技術安全研究所	4	1	5	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	港湾空港技術研究所	3	1	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電子航法研究所	3	1	4	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	航海訓練所	4	1	5	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	海技教育機構	4	1	5	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	航空大学校	2	1	3	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自動車検査	5	1	6	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	11	-	11	1	-	1	4	2	-	2	3	7	18	25	1	1	2	5	3(1)	8(1)
	国際観光振興機構	4	1	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水資源機構	9	-	9	1	-	1	2	4	-	4	1	4	1	5	-	-	-	4	1	5
	自動車事故対策機構	6	-	6	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	空港周辺整備機構	3	1	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	都市再生機構	13	-	13	-	-	-	5	5	-	5	12	84	55	139	3	3	6	48(2)	1	49(2)
	奄美群島振興開発基金	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本高速道路保有・債務返済機構	6	-	6	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	住宅金融支援機構	11	-	11	-	-	-	4	4	-	4	2	9	3	12	-	-	-	4	-	4
環境省	国立環境研究所	3	2	5	-	-	-	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	環境再生保全機構	5	1	6	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	5	1	6	-	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4	1	5	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	100法人	483	154	637	18	1	19	142	170(1)	9	179(1)	58	253	424	677	21	19	40	111(4)	18(4)	129(8)

(注1) 「平成25年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成25年12月20日　内閣官房及び総務省)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(注2) 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)又は④国からの出向者を除く。)をいう。

(注3) 各法人の役員の状況のうち「独立行政法人等の退職者」は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)(以下「独立行政法人等情報公開法」という。)の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)である。

(注4) 複数府省共管の法人は、主たる所管府省にのみ掲載している。

(注5) 「独立行政法人等の退職者」の数には、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。

(注6) 退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人等の役員となった場合は、双方の欄に記載するとともに、「独立行政法人等の退職者」の欄に( )内書きで記載している。

(注7) 退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者」の欄に( )内書きで記載している。

資料 8-1　役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針 （平成 16.7.23 独法分科会決定）	補足説明
役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。	
１．業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする。	○　「1.0 を基本とする」の意味は、独立行政法人において、中期目標の順調な達成など良好かつ適切な業績があげられた期間中に、対象となる役員が適切に職責を果たした場合に、業績勘案率が 1.0 となるという意味である。 ○　各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委」という。）は、それぞれが業績評価の結果等から業績勘案率を算定する方法（算式・評定の換算率等）を定めている。当分科会としては、その算定方法が方針と合わない場合は、それによって算定された数値（以下「基礎業績勘案率」という。）は当分科会の審議を拘束しないものとする。 ○　当分科会としては、各府省評価委資料中の基礎業績勘案率を用いることができない場合は、これまで明らかになった評価結果等を踏まえて、1.0 以下の数値を設定する。
２．各府省独立行政法人評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。	○　本来、各府省評価委及び当分科会の検討は厳格・適正を確保したものでなければならない。その上で、ここで特に「厳格な検討が求められる」としているのは、国の独立行政法人に対する国民の批判や期待を十分に踏まえて慎重な検討が要する場合を示そうとしたものである。 ○　したがって、例示された「各府省評価委から通知された業績勘案率が 1.0 を超える場合」以外には、例えば、退職役員の在職期間に係る法人等の業績が良好でない場合、退職役員の職責の範囲内において不適切な業務運営が行われた場合などがここでいう「厳格な検討が求められる場合」に該当すると考えられる。 ○　「客観性の確保」とは、単に算定式と算定過程が明らかであることでは足りず、算定結果について客観的な妥当性が認められることである。
①　退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	○　左は、1.0 を超える業績勘案率と結論する場合に、「厳格な検討」としては、過去の通常の業績との明確な対比が必要であることを示そうとしたものである。
②　業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	○　法人等の業績の反映重視の結果として、原則として、対象となる役員の在職期間に係る当該法人の業績評価の結果が確定していることが望ましい。しかしながら、役員の在職期間が法人の会計年度の途中から始まったり、途中で終了した場合や、業績評価の結果が確定するのに相当の時間が見込まれるときであって、役員への退職手当の適正な支給の観点から業績勘案率の算定が急がれる場合がある。 　左は、そのような場合に、業績評価の結果が確定していない期間について法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定すべきことを示そうとしたものである。

③　業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。	
④　在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。	○　現在の退職手当の算定は、在職時に受けた役員報酬の月額を基礎としている。また、役員報酬は、独立行政法人通則法第 52 条の規定に基づき、法人の業務の実績を考慮して定められる基準により、役員の業績を考慮しながら支給される。したがって、通常であれば、役員報酬に法人等の業績等は反映されており、結果として、退職手当も業績等と整合的であるはずである。しかしながら、既に役員の業績等を考慮して報酬を加減算してある場合に、退職手当の時点で業績勘案率をもって、さらに加減算すれば過度の考慮がなされる結果を招くおそれがある。 　左は、そのような場合には、過度の加減算がなされた結果を招かないように検討することも含むものである。
⑤　退職役員の個人的な業績を考慮する場合、 ・　考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。 ・　過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・　個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・　役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。	○　左の「考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていない」とは、まず、法人の業績が十分であることが必要であることを示そうとするものである。 　このような考え方の根拠としては、独立行政法人の役員の退職手当の性格についての次のような理解がある。すなわち、役員の退職手当は、通常の月例報酬のような役員の勤労の単なる対価ではなく、少なくとも役員の法人経営への貢献に対する報償的な性格を有するものと考えられる。したがって、法人の業績不振等、法人自体が報償を十分に支給できる環境にない場合には、役員の個人的な業績にかかわらず、十全な支給はできないときがある。 ○　左の「法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績」とは、役員が、職責の範囲内で自らの活動により貢献した業績を示そうとするものである。
⑥　法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。	
⑦　退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。	○　左は、法人等の業績を判断する指標の一つとして、経営努力の結果を示す目的積立金の有無、その金額の水準について勘案するべきことを示そうとするものである。
⑧　理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	○　理事長、理事、監事等の職責の評価に当たっては、退職役員の職責が明らかにされるべきである。また、その退職役員の職責に応じて講ずるべきと考えられる措置が適切に講じられる必要がある。 ○　不祥事や事故等が起こった場合の事後処理や再発防止策を講ずることなどは、通常であれば、この職責内の措置として認識される。したがって、不祥事や事故等の発生に係る職責に応じた減算がなされるべき場合に、通常の事後処理が行われたことでは減算分を相殺するに至らないものと考えられる。
⑨　各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。	○　左は、各府省評価委における十分な検討の確保等の必要性を示そうとするものである。したがって、当分科会としては、業績勘案率の検討に当たって勘案するべき事項について、各府省評価委の検討結果が不明であったり、各府省評価委の検討後に発覚したりした場合などについて、十分な検討の確保がなされていないと思料する場合、各府省評価委に対し意見の開陳や再検討を要請することになる。

資料 8-2

業績勘案率に係る基本的なチェックの手順

＜ステージ１　算定方法の分析と基礎業績勘案率の仮置き＞

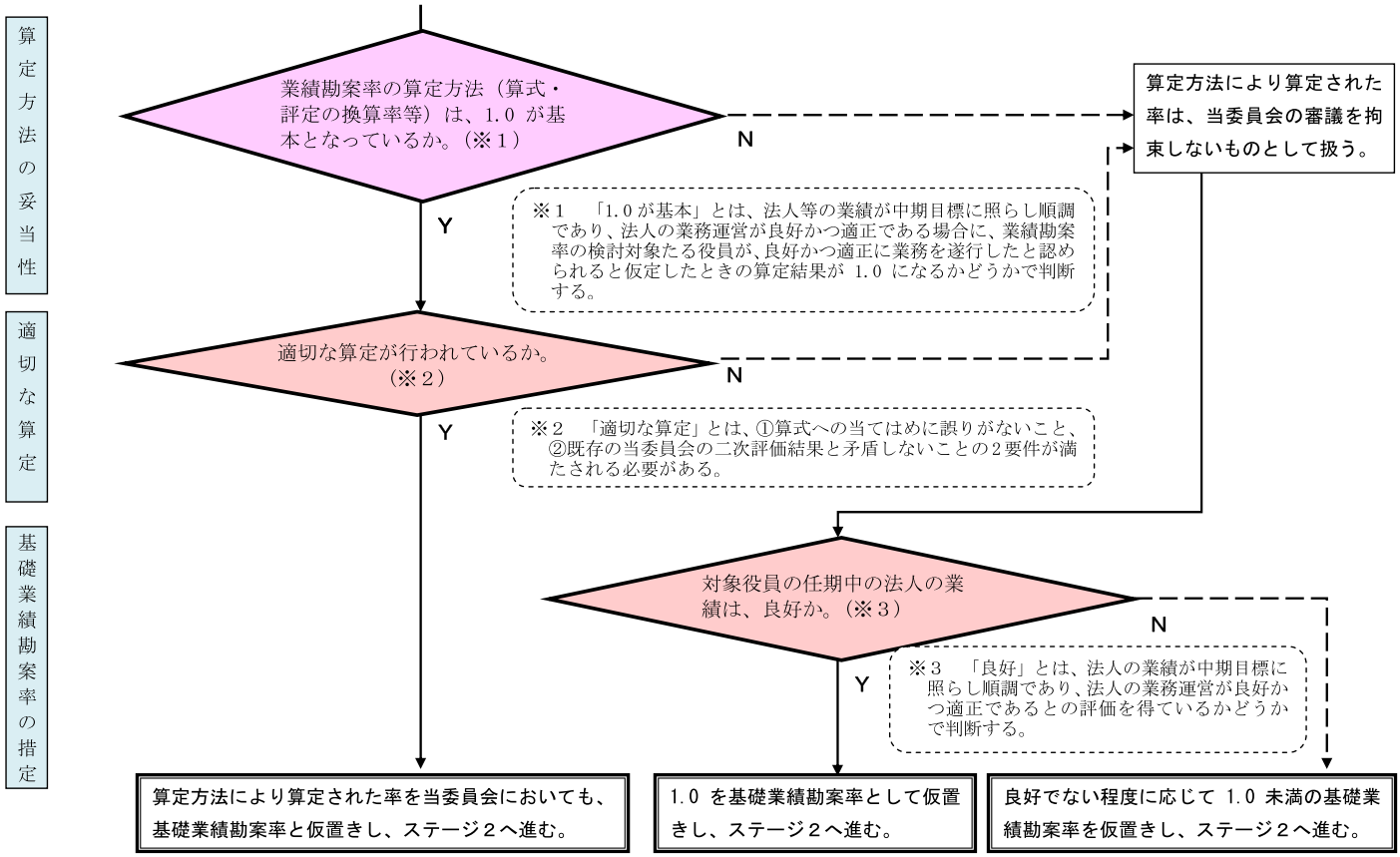

＜ステージ２　仮置き基礎業績勘案率と退職手当支給の可能性等の検討＞

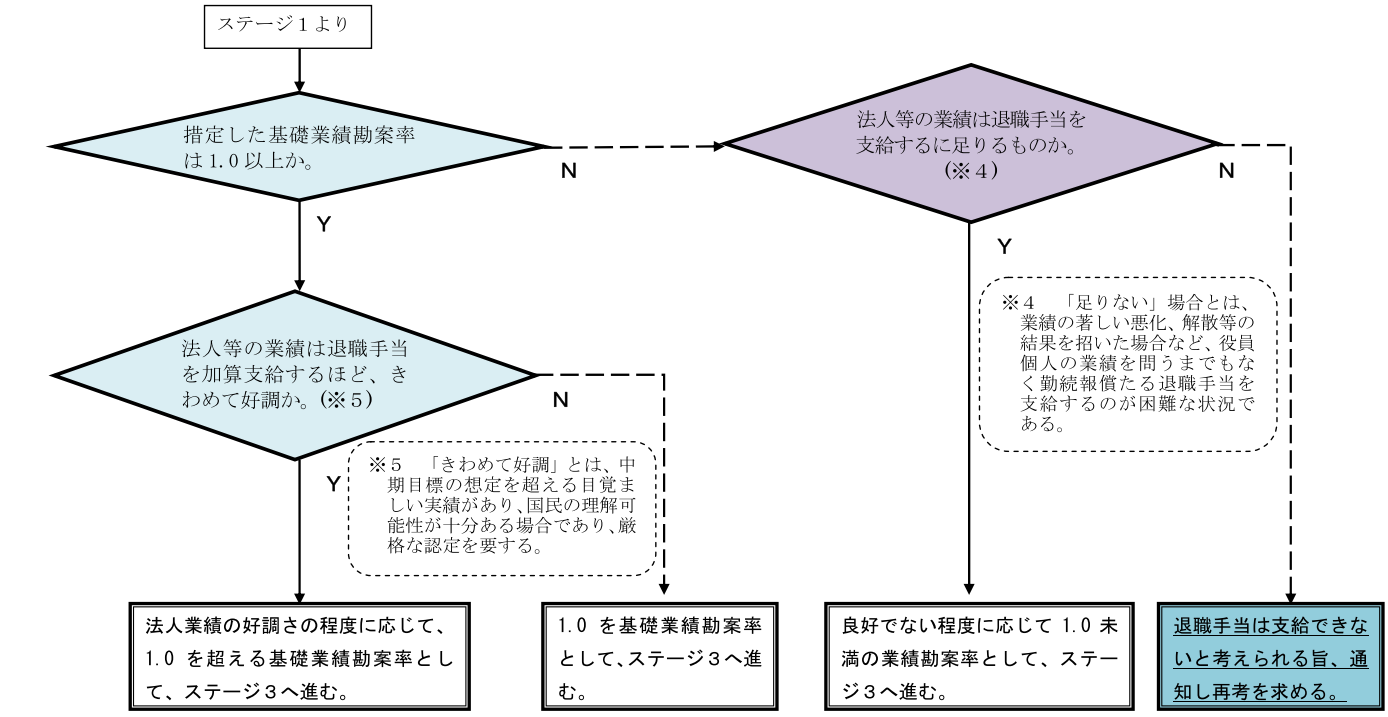

ステージ２で得られた基礎業績勘案率を、ステージ３ではＡと表記する。

＜ステージ３　個人業績の勘案（３つのチェック）＞（※６）

※６　適切な「個人業績の勘案」は、個別の適切な退職手当支給のための要点である。このため、検討対象となる役員の職責と、法人評価とは別に任期中の業績・事案等に係るデータを集め、その中の加減算の要因を分析して行う必要がある。

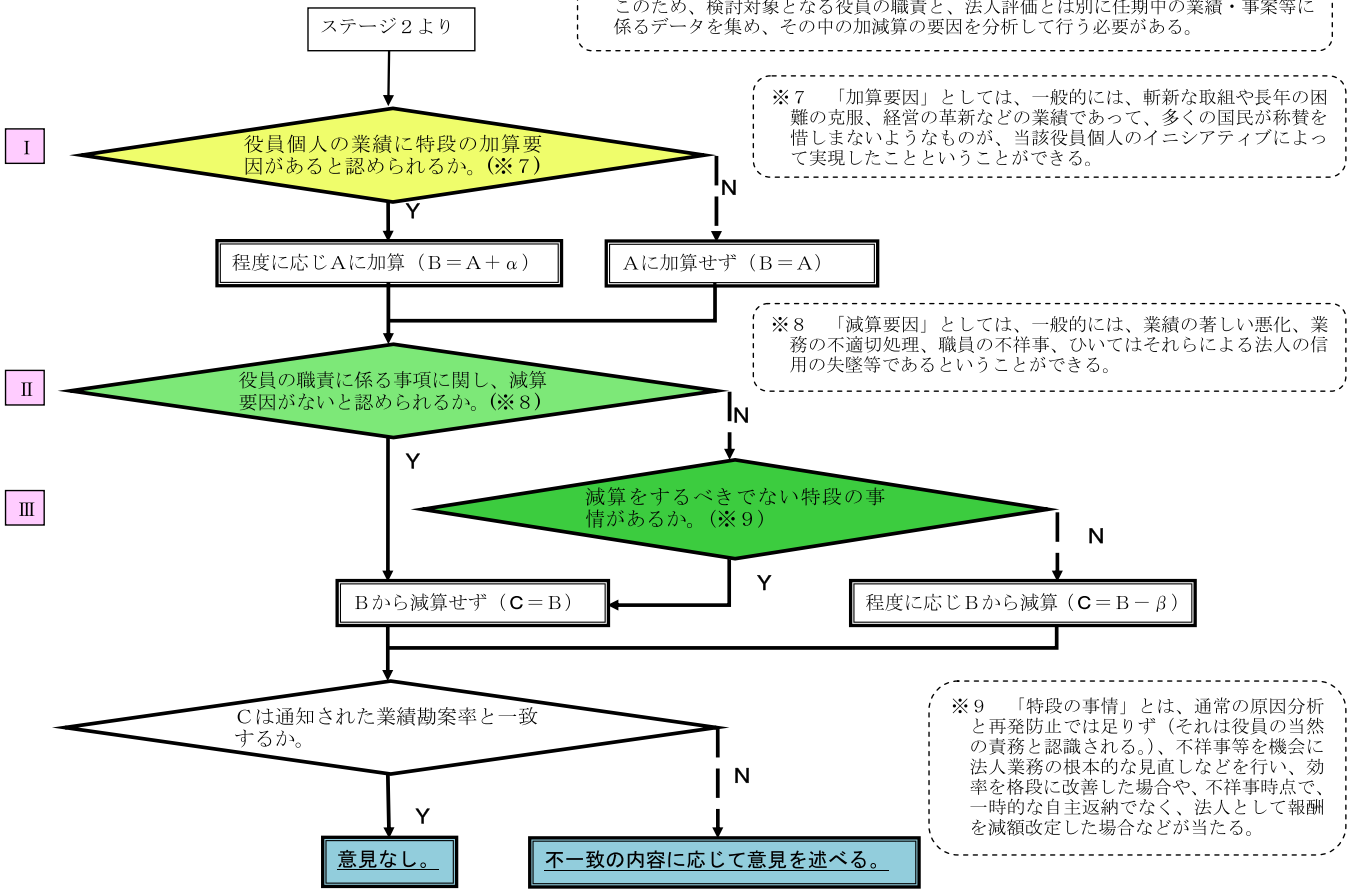

※７　「加算要因」としては、一般的には、斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が称賛を惜しまないようなものが、当該役員個人のイニシアティブによって実現したことということができる。

※８　「減算要因」としては、一般的には、業績の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用の失墜等であるということができる。

※９　「特段の事情」とは、通常の原因分析と再発防止では足りず（それは役員の当然の責務と認識される。）、不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不祥事時点で、一時的な自主返納でなく、法人として報酬を減額改定した場合などが当たる。

資料9

財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称
内閣府	国立公文書館		
	国民生活センター		
	北方領土問題対策協会	平成25年6月14日	有限責任あずさ監査法人
総務省	情報通信研究機構	平成25年6月6日	有限責任監査法人トーマツ
	統計センター ※	平成25年6月10日	優成監査法人
	平和祈念事業特別基金 ※	平成25年6月7日	新日本有限責任監査法人
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	平成25年6月25日	有限責任あずさ監査法人
外務省	国際協力機構	平成25年6月21日	有限責任監査法人トーマツ
	国際交流基金	平成25年6月20日	新日本有限責任監査法人
財務省	酒類総合研究所		
	造幣局	平成25年6月7日	有限責任あずさ監査法人
	国立印刷局	平成25年6月11日	有限責任あずさ監査法人
	日本万国博覧会記念機構	平成25年6月13日	新日本有限責任監査法人
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所		
	大学入試センター	平成25年6月7日	有限責任監査法人トーマツ
	国立青少年教育振興機構	平成25年6月21日	監査法人ブレインワーク
	国立女性教育会館		
	国立科学博物館	平成25年6月12日	有限責任監査法人トーマツ
	物質・材料研究機構	平成25年6月17日	有限責任監査法人トーマツ
	防災科学技術研究所	平成25年6月10日	有限責任監査法人トーマツ
	放射線医学総合研究所	平成25年6月17日	有限責任監査法人トーマツ
	国立美術館	平成25年6月21日	新日本有限責任監査法人
	国立文化財機構	平成25年6月13日	新日本有限責任監査法人
	教員研修センター※	平成25年6月13日	新日本有限責任監査法人
	科学技術振興機構	平成25年6月17日	有限責任監査法人トーマツ
	日本学術振興会	平成25年6月14日	新日本有限責任監査法人
	理化学研究所	平成25年6月20日	有限責任あずさ監査法人
	宇宙航空研究開発機構	平成25年6月14日	有限責任あずさ監査法人
	日本スポーツ振興センター	平成25年5月28日	新日本有限責任監査法人
	日本芸術文化振興会	平成25年6月14日	有限責任監査法人トーマツ
	日本学生支援機構	平成25年6月19日	有限責任監査法人トーマツ
	海洋研究開発機構	平成25年6月13日	有限責任監査法人トーマツ
	国立高等専門学校機構	平成25年6月21日	有限責任監査法人トーマツ
	大学評価・学位授与機構※	平成25年6月26日	有限責任監査法人トーマツ
	国立大学財務・経営センター	平成25年6月24日	有限責任監査法人トーマツ
	日本原子力研究開発機構	平成25年6月21日	有限責任あずさ監査法人
厚生労働省	国立健康・栄養研究所		
	労働安全衛生総合研究所	平成25年6月27日	アーク監査法人
	勤労者退職金共済機構	平成25年6月14日	有限責任あずさ監査法人
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	平成25年6月7日	有限責任あずさ監査法人
	福祉医療機構	平成25年6月18日	新日本有限責任監査法人
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	平成25年6月7日	新日本有限責任監査法人
	労働政策研究・研修機構 ※	平成25年6月12日	有限責任あずさ監査法人
	労働者健康福祉機構	平成25年6月21日	有限責任あずさ監査法人
	国立病院機構	平成25年6月19日	新日本有限責任監査法人
	医薬品医療機器総合機構	平成25年6月18日	有限責任あずさ監査法人
	医薬基盤研究所	平成25年6月21日	有限責任監査法人トーマツ
	年金・健康保険福祉施設整理機構	平成25年6月18日	有限責任監査法人トーマツ
	年金積立金管理運用	平成25年6月18日	有限責任あずさ監査法人
	国立がん研究センター	平成25年6月21日	新日本有限責任監査法人
	国立循環器病研究センター	平成25年6月24日	新日本有限責任監査法人
	国立精神・神経医療研究センター	平成25年6月24日	新日本有限責任監査法人
	国立国際医療研究センター	平成25年6月27日	新日本有限責任監査法人
	国立成育医療研究センター	平成25年6月21日	新日本有限責任監査法人
	国立長寿医療研究センター	平成25年6月18日	有限責任あずさ監査法人

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	平成25年6月7日	有限責任監査法人トーマツ
	種苗管理センター		
	家畜改良センター	平成25年6月19日	優成監査法人
	水産大学校		
	農業・食品産業技術総合研究機構	平成25年6月14日	新日本有限責任監査法人
	農業生物資源研究所	平成25年6月6日	優成監査法人
	農業環境技術研究所	平成25年6月10日	優成監査法人
	国際農林水産業研究センター ※	平成25年6月7日	新日本有限責任監査法人
	森林総合研究所	平成25年6月20日	新日本有限責任監査法人
	水産総合研究センター	平成25年6月7日	有限責任監査法人トーマツ
	農畜産業振興機構	平成25年6月11日	有限責任あずさ監査法人
	農業者年金基金	平成25年6月10日	新日本有限責任監査法人
	農林漁業信用基金	平成25年6月12日	有限責任あずさ監査法人
経済産業省	経済産業研究所		
	工業所有権情報・研修館		
	日本貿易保険	平成25年6月10日	有限責任あずさ監査法人
	産業技術総合研究所	平成25年6月20日	有限責任監査法人トーマツ
	製品評価技術基盤機構	平成25年6月11日	新日本有限責任監査法人
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	平成25年6月17日	有限責任あずさ監査法人
	日本貿易振興機構	平成25年6月18日	有限責任あずさ監査法人
	情報処理推進機構	平成25年6月24日	有限責任あずさ監査法人
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成25年6月14日	新日本有限責任監査法人
	中小企業基盤整備機構	平成25年6月21日	新日本有限責任監査法人
国土交通省	土木研究所	平成25年6月17日	優成監査法人
	建築研究所	平成25年6月10日	優成監査法人
	交通安全環境研究所	平成25年6月17日	優成監査法人
	海上技術安全研究所	平成25年6月18日	有限責任監査法人トーマツ
	港湾空港技術研究所	平成25年6月21日	有限責任監査法人トーマツ
	電子航法研究所		
	航海訓練所		
	海技教育機構	平成25年6月17日	有限責任あずさ監査法人
	航空大学校		
	自動車検査	平成25年6月14日	新日本有限責任監査法人
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	平成25年6月20日	有限責任あずさ監査法人
	国際観光振興機構		
	水資源機構	平成25年6月24日	有限責任あずさ監査法人
	自動車事故対策機構	平成25年6月19日	有限責任あずさ監査法人
	空港周辺整備機構	平成25年6月7日	有限責任あずさ監査法人
	海上災害防止センター	平成25年6月17日	有限責任監査法人トーマツ
	都市再生機構	平成25年6月21日	新日本有限責任監査法人
	奄美群島振興開発基金	平成25年6月10日	有限責任監査法人トーマツ
	日本高速道路保有・債務返済機構	平成25年6月25日	有限責任監査法人トーマツ
	住宅金融支援機構	平成25年6月21日	有限責任監査法人トーマツ
環境省	国立環境研究所	平成25年6月24日	有限責任あずさ監査法人
	環境再生保全機構	平成25年6月24日	有限責任あずさ監査法人
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	平成25年6月14日	有限責任監査法人トーマツ
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構		
計（102法人）			

（注） １各法人の平成24年度の会計監査人等による監査報告書に基づき作成した。

２ 資本金額が100億円以上の法人、負債金額が200億円以上の法人及び個別法に長期借入金又は債券発行の規定が置かれている法人が、会計監査人による監査を義務付けられている（通則法第39条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第２条）。
なお、当該法人以外で、法人の任意により公認会計士又は監査法人による独立行政法人通則法第39条に準じた監査を受けている法人については、法人名に※を付している。

３ 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

４ 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

５ 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料10

独立行政法人の資本金

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
内閣府	国立公文書館	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180
	国民生活センター	9,167	9,167	9,167	9,167	9,167	9,167	9,167
	北方領土問題対策協会	276	276	276	276	276	276	256
総務省	情報通信研究機構	167,497	171,337	174,197	175,617	173,866	156,891	151,891
	統計センター	－	－	－	－	－	－	－
	平和祈念事業特別基金	40,000	20,000	20,000	20,000	100	100	100
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
外務省	国際協力機構	88,508	83,333	83,333	83,333	83,333	79,986	67,279
	国際交流基金	112,971	112,971	112,971	112,971	77,970	77,970	77,944
財務省	酒類総合研究所	9,833	9,833	9,833	9,833	9,833	9,833	9,833
	造幣局	66,857	66,857	66,857	66,857	64,539	61,766	61,766
	国立印刷局	300,800	300,800	300,800	300,800	176,745	174,962	168,705
	日本万国博覧会記念機構	121,978	121,978	121,978	121,978	121,978	121,978	121,978
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	6,049	6,049	6,049	6,049	6,049	6,049	6,049
	大学入試センター	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592
	国立青少年教育振興機構	123,687	123,687	123,687	123,687	113,564	113,564	113,564
	国立女性教育会館	3,615	3,615	3,615	3,615	3,615	3,615	3,615
	国立科学博物館	73,943	73,943	73,943	73,943	73,941	73,770	68,307
	物質・材料研究機構	76,459	76,459	76,459	76,459	76,459	76,459	76,459
	防災科学技術研究所	58,903	58,903	58,903	58,903	58,903	58,903	58,903
	放射線医学総合研究所	33,648	33,648	33,648	33,648	33,510	33,510	33,510
	国立美術館	81,019	81,019	81,019	81,019	81,019	81,019	81,019
	国立文化財機構 国立博物館	86,706	104,714	104,714	104,714	104,714	104,714	104,714
	国立文化財機構 文化財研究所	17,167						
	教員研修センター	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891
	科学技術振興機構	193,482	193,882	193,882	193,882	193,853	193,853	242,292
	日本学術振興会	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064
	理化学研究所	266,048	266,048	266,048	266,048	266,048	265,379	265,342
	宇宙航空研究開発機構	544,408	544,408	544,408	544,408	544,408	544,358	544,358
	日本スポーツ振興センター	203,955	226,140	226,140	226,552	226,552	228,866	233,324
	日本芸術文化振興会	246,819	246,819	246,819	246,819	246,819	246,819	246,819
	日本学生支援機構	100	100	100	100	100	100	100
	海洋研究開発機構	84,215	84,215	84,215	84,215	84,215	82,416	82,233
	国立高等専門学校機構	278,680	278,680	278,680	278,680	278,679	278,679	278,610
	大学評価・学位授与機構	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471
	国立大学財務・経営センター	9,602	9,602	9,602	9,602	9,602	9,602	1,372
	日本原子力研究開発機構	808,594	808,594	808,594	808,594	808,594	808,594	892,986
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	－	－	－	－	－	－	－
	労働安全衛生総合研究所	11,786	11,786	11,786	11,786	11,786	11,786	11786
	勤労者退職金共済機構	－	－	－	－	－	2	2
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	12,228	12,228	12,228	12,228	12,126	434,164	431,331
	福祉医療機構	4,016,552	3,574,171	3,009,463	2,685,298	2,058,178	1,757,673	1,516,417
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	15,189	15,189	15,189	15,189	15,189	15,189	15,189
	労働政策研究・研修機構	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	6,024	6,020
	労働者健康福祉機構	153,713	152,674	149,859	148,280	147,758	147,724	147,152
	国立病院機構	143,758	143,758	143,758	195,608	212,958	209,945	208,175
	医薬品医療機器総合機構	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1180
	医薬基盤研究所	54,489	55,689	56,889	57,685	58,056	53,669	53474
	年金・健康保険福祉施設整理機構	179,241	147,911	206,954	143,284	98,331	98,143	103,674
	年金積立金管理運用	100	100	100	100	100	100	100
	国立がん研究センター	－	－	－	－	91,662	91,662	91,662
	国立循環器病研究センター	－	－	－	－	28,692	28,692	28,692
	国立精神・神経医療研究センター	－	－	－	－	37,330	37,330	37,330
	国立国際医療研究センター	－	－	－	－	67,888	67,888	67,888
	国立成育医療研究センター	－	－	－	－	36,486	36,486	36,486
	国立長寿医療研究センター	－	－	－	－	10,334	10,334	10,334

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	農林水産消費技術センター	3,541	10,386	10,386	10,386	10,386	10,354	10,172
		肥飼料検査所	1,671						
		農薬検査所	3,760						
	種苗管理センター		9,702	9,702	9,702	9,702	9,697	9,697	9,697
	家畜改良センター		48,228	48,228	48,228	48,228	48,224	48,224	48,224
	水産大学校		9,459	9,459	9,459	9,459	8,986	8,986	8,986
	森林総合研究所	森林総合研究所	47,391	49,587	692,997	706,315	716,580	727,048	737,827
		林木育種センター	1,909						
		緑資源機構	667,031	680,719					
	農業・食品産業技術総合研究機構		314,751	315,419	316,135	316,691	317,052	316,836	316,699
	農業生物資源研究所		40,319	40,319	40,319	40,319	40,314	35,341	35,341
	農業環境技術研究所		34,353	34,353	34,353	34,353	34,353	34,353	34,353
	国際農林水産業研究センター		8,470	8,470	8,470	8,470	8,470	8,470	8,470
	水産総合研究センター		60,196	60,196	60,196	60,196	59,826	58,725	58,725
	農畜産業振興機構		35,990	35,990	30,960	30,960	30,959	30,959	30,959
	農業者年金基金		-	－	－	－	－	－	－
	農林漁業信用基金		205,236	205,236	207,797	215,816	217,412	194,665	195,545
経済産業省	経済産業研究所		－	－	－	－	－	－	－
	工業所有権情報・研修館		－	－	－	－	－	－	－
	日本貿易保険		104,352	104,352	104,352	104,352	104,352	104,352	104,352
	産業技術総合研究所		286,086	286,086	286,086	286,086	286,086	286,086	285,774
	製品評価技術基盤機構		19,072	19,072	19,072	19,072	19,072	19,072	19,072
	新エネルギー・産業技術総合開発機構		143,711	143,711	129,358	134,858	122,908	125,282	125,907
	日本貿易振興機構		88,344	83,590	82,890	82,590	55,972	53,384	52,662
	情報処理推進機構		84,131	35,981	35,981	35,981	24,976	20,841	20,841
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構		187,929	201,337	247,787	303,258	363,203	408,907	502,993
	中小企業基盤整備機構		1,096,285	1,095,543	1,094,207	1,118,419	1,114,838	1,109,180	1,114,491
国土交通省	土木研究所		35,868	35,868	35,868	35,868	35,868	34,993	34,993
	建築研究所		20,384	20,384	20,384	20,384	20,384	20,384	20,384
	交通安全環境研究所		22,625	22,625	22,625	22,625	22,625	22,625	22,625
	海上技術安全研究所		38,352	38,352	38,352	38,352	38,352	38,352	38,352
	港湾空港技術研究所		14,053	14,053	14,053	14,053	14,053	14,053	14,053
	電子航法研究所		4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258	4,258
	航海訓練所		5,007	5,007	5,007	5,007	4,812	4,812	4,812
	海技教育機構		14,578	14,578	14,578	14,578	14,095	14,095	14,095
	航空大学校		4,970	4,970	4,970	4,970	4,934	4,934	4,915
	自動車検査		12,031	12,031	12,031	12,031	12,031	12,031	12,031
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構		82,601	86,652	94,603	119,603	118,449	116,449	116,449
	国際観光振興機構		1,398	1,398	1,398	1,398	1,398	1,398	1,398
	水資源機構		9,060	9,060	9,060	9,060	9,060	9,060	9,060
	自動車事故対策機構		13,174	13,174	13,174	13,174	13,174	13,174	13,174
	空港周辺整備機構		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	400
	海上災害防止センター		486	486	486	486	486	486	486
	都市再生機構		916,401	948,501	1,000,601	1,058,169	1,058,169	1,058,169	1,058,169
	奄美群島振興開発基金		14,432	14,934	15,436	15,770	16,104	16,438	16,772
	日本高速道路保有・債務返済機構		4,596,575	4,728,075	4,855,291	4,983,551	5,114,375	5,255,125	5,376,312
	住宅金融支援機構			319,700	405,700	901,300	697,655	656,663	670,620
環境省	国立環境研究所		38,666	38,666	38,666	38,666	38,666	38,666	38,666
	環境再生保全機構		16,045	16,045	16,045	16,045	16,045	16,045	16,045
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構		－	－	－	－	－	－	－
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構		977	977	977	977	977	849	849
計（102法人）			18,106,038	18,105,251	17,865,599	18,344,201	17,712,099	17,914,608	18,017,593

（注）1　各年度の貸借対照表に基づき作成した。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
4　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
5　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6　国際協力機構の資本金は、有償資金協力業務に係るものを除く。

資料11－1

独立行政法人の平成22年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,220	－	123	－	5	－	－	－	－	2,348
	国民生活センター	3,202	－	－	－	144	－	－	2,916	－	6,262
	北方領土問題対策協会	655	178	140	61	75	－	－	－	－	1,109
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	8,167	－	5,142	－	89	－	－	2,598	－	15,996
総務省	情報通信研究機構	30,900	509	5,077	4,904	216	1,400	791	－	－	43,797
	統計センター	9,784	－	－	15	754	－	－	－	－	10,553
	平和祈念事業特別基金	354	－	－	－	1,096	－	－	－	－	1,450
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	16,959,843	－	4,811,142	－	－	21,770,984
外務省	国際協力機構	147,986	－	－	2,014	591	－	594	－	－	151,185
	国際交流基金	12,851	－	－	824	3,194	－	－	－	－	16,868
財務省	酒類総合研究所	1,064	－	－	32	43	－	－	－	－	1,139
	造幣局	－	－	－	－	26,064	－	－	－	－	26,064
	国立印刷局	－	－	－	－	79,358	－	－	－	－	79,358
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	4,182	－	－	－	－	4,182
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,138	－	48	－	3	－	－	－	－	1,189
	大学入試センター	80	－	－	－	10,742	－	－	－	－	10,822
	国立青少年教育振興機構	9,761	－	4,787	－	1,503	－	－	－	－	16,051
	国立女性教育会館	590	－	1,743	5	87	－	－	－	－	2,425
	国立科学博物館	3,044	－	－	－	347	－	－	－	－	3,391
	物質・材料研究機構	14,051	－	106	2,314	130	－	－	－	－	16,601
	防災科学技術研究所	7,973	－	0	2,153	400	－	－	－	－	10,525
	放射線医学総合研究所	11,444	－	627	30	2,446	－	－	－	－	14,546
	国立美術館	5,859	－	6,699	－	995	－	－	－	－	13,553
	国立文化財機構	8,192	－	3,992	26	1,132	－	－	－	－	13,342
	教員研修センター	1,215	－	192	－	139	－	－	－	－	1,546
	科学技術振興機構	102,662	－	98	0	8,863	－	－	89	－	111,712
	日本学術振興会	28,021	170,104	－	506	652	－	－	－	－	199,283
	理化学研究所	58,312	31,519	2,037	3,155	667	－	－	－	－	95,689
	宇宙航空研究開発機構	130,392	43,284	6,328	48,055	1,000	－	－	－	－	229,059
	日本スポーツ振興センター	5,945	2,562	3,815	1	84,649	－	9,000	－	586	106,557
	日本芸術文化振興会	10,570	4,494	615	6	4,461	－	－	－	－	20,146
	日本学生支援機構	17,839	62,985	－	477	27,046	1,579,903	424,147	－	－	2,112,398
	海洋研究開発機構	36,337	1,510	450	2,319	2,439	－	－	－	－	43,054
	国立高等専門学校機構	66,281	－	2,225	－	15,608	－	－	－	－	84,114
	大学評価・学位授与機構	1,755	－	－	－	205	－	－	－	－	1,960
	国立大学財務・経営センター	455	－	－	－	26,726	53,400	77,177	－	－	157,758
	日本原子力研究開発機構	167,937	7,108	5,939	1,137	11,719	－	－	22,342	－	216,182
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	739	－	－	59	40	－	－	－	－	838
	労働安全衛生総合研究所	2,075	－	231	33	12	－	－	－	－	2,351
	勤労者退職金共済機構	－	8,989	－	－	511,330	－	1,169	－	－	521,488
	高齢・障害者雇用支援機構	14,679	17,185	－	－	14,341	－	－	－	－	46,206
	福祉医療機構	4,121	56,500	－	－	475,022	－	15,233	－	－	550,876
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,264	－	291	－	1,481	－	－	－	－	4,036
	労働政策研究・研修機構	2,769	－	70	－	100	－	－	－	－	2,940
	雇用・能力開発機構	61,946	21,531	1,196	0	458,812	－	－	－	－	543,485
	労働者健康福祉機構	9,477	20,355	2,494	0	276,008	3,237	6,763	－	－	318,333
	国立病院機構	43,682	－	3,121	－	803,632	49,184	－	－	－	899,619
	医薬品医療機器総合機構	443	781	－	2,167	28,395	－	－	－	－	31,786
	医薬基盤研究所	9,742	－	175	458	312	400	111	－	－	11,198
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	44,115	－	－	59,864	－	103,979
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	3,930,912	265,900	6,975,931	－	－	11,172,743
	国立がん研究センター	8,803	－	520	－	39,983	2,800	－	－	－	52,105
	国立循環器病研究センター	5,902	－	－	－	20,395	300	－	－	－	26,597
	国立精神・神経医療研究センター	4,595	－	1,618	－	16,498	－	－	－	－	22,713
	国立国際医療研究センター	8,455	－	742	－	37,293	700	－	－	－	47,190
	国立成育医療研究センター	5,008	－	－	－	15,899	－	－	－	－	20,908
	国立長寿医療研究センター	3,459	－	－	－	6,895	－	－	－	－	10,354

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,969	－	102	0	28	－	－	408	－	7,508
	種苗管理センター	2,654	－	170	57	143	－	118	115	－	3,257
	家畜改良センター	7,805	－	345	141	666	－	－	300	－	9,257
	水産大学校	1,866	－	241	58	536	－	－	188	－	2,889
	農業・食品産業技術総合研究機構	45,839	－	992	7,797	724	1,701	19	849	－	57,919
	農業生物資源研究所	6,982	－	216	3,690	15	－	855	216	－	11,973
	農業環境技術研究所	3,066	－	127	931	3	－	－	116	－	4,243
	国際農林水産業研究センター	3,714	－	60	197	7	－	－	38	－	4,017
	森林総合研究所	9,973	22,432	258	1,387	21,997	18,184	－	152	－	74,382
	水産総合研究センター	16,048	－	3,039	4,886	2,333	－	－	861	－	27,167
	農畜産業振興機構	1,883	93,106	－	－	98,160	81,300	109,859	－	－	384,310
	農業者年金基金	3,657	125,750	－	－	14,534	95,992	－	76	－	240,009
	農林漁業信用基金	－	1,941	－	3	151,809	70,608	－	－	－	224,362
経済産業省	経済産業研究所	1,530	－	－	4	1	－	－	47	－	1,582
	工業所有権情報・研修館	12,787	－	－	－	101	－	－	－	－	12,888
	日本貿易保険	－	－	－	－	14,202	－	16,958	－	－	31,160
	産業技術総合研究所	61,407	－	1,321	14,154	3,917	－	－	－	－	80,799
	製品評価技術基盤機構	7,155	－	－	203	1,070	－	－	－	－	8,428
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	132,359	29,544	－	42,824	4,864	5,000	698	－	－	215,290
	日本貿易振興機構	22,845	2,400	－	5,319	7,232	－	－	－	－	37,796
	原子力安全基盤機構	20,696	－	－	－	1,556	－	－	－	－	22,252
	情報処理推進機構	4,697	－	－	－	3,421	－	－	－	－	8,118
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	21,126	6,625	22,473	95,203	16,080	474,942	928,780	－	－	1,565,230
	中小企業基盤整備機構	20,265	469	－	175	734,040	17,281	607,773	－	－	1,380,000
国土交通省	土木研究所	9,124	－	497	2,835	85	－	－	－	－	12,541
	建築研究所	1,924	－	98	160	42	－	－	－	－	2,224
	交通安全環境研究所	1,569	－	322	921	－	－	－	－	－	2,812
	海上技術安全研究所	2,933	－	349	574	49	－	－	－	－	3,905
	港湾空港技術研究所	1,385	－	132	1,139	35	－	－	70	－	2,761
	電子航法研究所	1,597	－	139	415	－	－	－	0	－	2,151
	航海訓練所	5,951	－	0	5	106	－	－	－	－	6,062
	海技教育機構	2,509	－	112	28	183	－	－	－	－	2,832
	航空大学校	2,653	－	103	－	127	－	－	－	－	2,883
	自動車検査	1,257	－	2,717	－	9,158	－	－	－	－	13,132
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	529	178,097	－	36,134	878,417	433,024	325,155	－	－	1,851,356
	国際観光振興機構	1,905	－	－	－	1,589	－	－	－	－	3,494
	水資源機構	－	41,391	－	1,144	150,080	19,000	－	－	－	211,614
	自動車事故対策機構	7,420	3,133	384	－	2,023	－	764	－	－	13,724
	空港周辺整備機構	－	1,617	－	5,965	1,180	67	－	－	－	8,828
	海上災害防止センター	－	－	－	1,616	76	－	－	1,391	0	3,085
	都市再生機構	－	41,906	－	23,861	1,125,554	1,273,780	－	－	－	2,465,101
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	327	334	2,629	－	－	3,289
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	28	－	－	1,436,355	3,331,866	－	－	－	4,768,250
	住宅金融支援機構	－	104,914	－	－	1,680,908	3,927,678	4,565,565	－	－	10,279,065
環境省	国立環境研究所	12,127	－	292	4,055	39	－	－	－	－	16,513
	環境再生保全機構	1,990	27,400	－	－	57,750	11,400	－	－	－	98,539
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,488	－	－	－	－	－	－	－	－	3,488
合計（104法人）		1,568,879	1,130,347	95,130	326,632	30,380,610	11,719,381	18,881,231	92,636	586	64,195,428

（注）1　平成22年４月１日現在の状況である。

2　予算額は、各法人における平成22年度計画（年度当初予算）による。

3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4　国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5　海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6　出資金・借入金等には、債券を含む。

7　その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11　国際協力機構の平成22年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料11－2

独立行政法人の平成23年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,130	－	254	－	38	－	－	－	－	2,421
	国民生活センター	3,144	－	－	－	144	－	－	3,195	－	6,482
	北方領土問題対策協会	1,326	171	71	53	65	－	－	－	－	1,685
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,406	－	1,402	－	126	－	－	4,912	－	11,846
総務省	情報通信研究機構	30,281	474	58	4,087	81	－	561	－	－	35,542
	統計センター	9,426	－	－	22	682	－	－	－	－	10,130
	平和祈念事業特別基金	－	－	－	－	4,413	－	－	－	－	4,413
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	15,188,277	－	3,407,933	－	－	18,596,209
外務省	国際協力機構	145,681	－	－	1,512	573	－	1,596	－	57	149,419
	国際交流基金	13,032	－	－	448	2,923	－	－	－	－	16,402
財務省	酒類総合研究所	1,020	－	－	32	43	－	－	－	－	1,095
	造幣局	－	－	－	－	26,058	－	－	－	－	26,058
	国立印刷局	－	－	－	－	74,468	－	－	－	－	74,468
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,760	－	－	－	－	3,760
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,082	―	28	―	4	―	―	―	―	1,114
	大学入試センター	―	―	―	―	11,093	―	―	―	―	11,093
	国立青少年教育振興機構	9,478	―	57	―	1,518	―	―	―	―	11,053
	国立女性教育会館	562	―	―	5	117	―	―	―	―	684
	国立科学博物館	3,385	―	―	―	388	―	―	―	―	3,773
	物質・材料研究機構	13,624	1,448	210	3,028	391	―	―	―	―	18,700
	防災科学技術研究所	7,516	―	70	1,097	400	―	―	―	―	9,083
	放射線医学総合研究所	11,124	―	472	―	2,446	―	―	―	―	14,042
	国立美術館	5,973	―	6,063	―	1,044	―	―	―	―	13,080
	国立文化財機構	7,941	―	4,792	26	1,188	―	―	―	―	13,947
	教員研修センター	1,123	―	173	―	140	―	―	―	―	1,436
	科学技術振興機構	104,818	―	142	5,371	7,017	―	―	353	194	117,896
	日本学術振興会	29,230	160,475	―	563	523	―	―	―	―	190,790
	理化学研究所	58,378	28,861	1,066	4,248	697	―	―	―	―	93,249
	宇宙航空研究開発機構	122,426	42,641	7,532	36,358	1,000	―	―	―	―	209,958
	日本スポーツ振興センター	6,135	2,561	3,046	996	84,501	―	16,106	―	303	113,648
	日本芸術文化振興会	10,244	4,299	412	5	4,659	―	―	―	―	19,619
	日本学生支援機構	15,755	57,903	―	350	32,589	1,677,246	463,874	―	―	2,247,718
	海洋研究開発機構	36,028	1,290	477	2,752	1,509	―	―	―	―	42,058
	国立高等専門学校機構	63,854	―	1,953	―	16,048	―	―	―	―	81,855
	大学評価・学位授与機構	1,484	―	―	―	158	―	―	―	―	1,642
	国立大学財務・経営センター	393	―	―	―	25,049	59,800	79,137	―	―	164,378
	日本原子力研究開発機構	160,411	12,292	8,791	1,132	11,541	―	－	31,510	―	225,677
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	691	－	－	63	36	－	－	－	－	791
	労働安全衛生総合研究所	2,048	－	211	54	14	－	－	－	－	2,327
	勤労者退職金共済機構	－	8,784	－	－	512,442	－	1,161	－	－	522,387
	高齢・障害者雇用支援機構	14,051	12,302	169	－	20,592	－	－	－	－	47,113
	福祉医療機構	3,948	46,261	－	－	185,218	－	16,132	－	－	251,559
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,261	－	－	－	1,526	－	－	－	－	3,787
	労働政策研究・研修機構	2,596	－	70	－	100	－	－	－	－	2,766
	雇用・能力開発機構	58,502	17,310	1,135	0	394,974	－	－	－	－	471,922
	労働者健康福祉機構	9,049	19,473	2,457	－	286,905	2,799	8,234	－	－	328,917
	国立病院機構	36,202	－	2,472		848,736	32,186	3,256	－	－	922,851
	医薬品医療機器総合機構	353	1,221	－	2,070	24,215	－	－	－	－	27,858
	医薬基盤研究所	7,998	－	889	268	298	－	111	－	－	9,564
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	876	－	－	24,596	－	25,472
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	3,799,998	215,200	6,670,993	－	－	10,686,191
	国立がん研究センター	8,755	－	1,019	－	58,830	4,969	－	－	－	73,573
	国立循環器病研究センター	5,428	－	629	－	39,566	－	－	－	－	45,622
	国立精神・神経医療研究センター	4,513	－	－	－	11,673	－	－	－	－	16,186
	国立国際医療研究センター	7,514	－	1,004	－	34,072	2,500		－	－	45,090
	国立成育医療研究センター	4,666	－	400	－	16,829	－	－	－	－	21,894
	国立長寿医療研究センター	3,613	－	－	－	7,281	－	－	－	－	10,894

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,834	－	71	0	48	－	－	－	－	6,954
	種苗管理センター	2,741	－	23	57	204	－	－	－	－	3,026
	家畜改良センター	7,386	－	310	201	1,329	－	－	－	－	9,226
	水産大学校	1,969	－	203	131	544	－	－	－	－	2,846
	農業・食品産業技術総合研究機構	44,765	―	1,278	6,643	611	300	36	－	－	53,632
	農業生物資源研究所	6,882	―	226	2,611	14	－	－	－	－	9,734
	農業環境技術研究所	3,018	―	132	711	1	－	－	－	－	3,863
	国際農林水産業研究センター	3,532	―	48	282	16	－	－	－	－	3,879
	森林総合研究所	9,765	16,515	232	1,507	19,261	17,780	－	－	－	65,060
	水産総合研究センター	15,787	760	2,117	2,832	1,709	－	－	－	－	23,204
	農畜産業振興機構	1,887	130,490	－	－	92,771	54,279	62,056	－	－	341,482
	農業者年金基金	3,364	124,672	－	－	14,605	90,593	－	229	－	233,464
	農林漁業信用基金	－	2,321	－	3	165,067	72,808	－	－	－	240,199
経済産業省	経済産業研究所	1,492	－	－	－	5	－	0	－	－	1,497
	工業所有権情報・研修館	9,636	－	－	－	100	－	－	－	－	9,737
	日本貿易保険	－	－	－	－	14,112	－	26,857	－	－	40,969
	産業技術総合研究所	60,390	－	1,600	12,917	6,377	－	－	－	－	81,284
	製品評価技術基盤機構	7,040	－	29	81	629	－	－	－	－	7,779
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	128,706	3,123	―	16,336	3,992	1,200	1,127	－	－	154,484
	日本貿易振興機構	22,729	2,485	－	1,476	3,114	－	－	－	－	29,804
	原子力安全基盤機構	20,090	－	－	－	1,482	－	－	－	－	21,572
	情報処理推進機構	4,035	－	－	－	3,388	－	87	－	－	7,510
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	18,146	7,228	2,480	83,565	22,522	1,018,993	423,489	－	－	1,576,424
	中小企業基盤整備機構	19,800	100	－	55	725,647	11,844	585,572	－	－	1,343,016
国土交通省	土木研究所	8,540	―	482	438	57	―	―	―	―	9,517
	建築研究所	1,745	―	96	160	42	―	―	―	―	2,043
	交通安全環境研究所	1,676	―	165	498	―	―	―	―	―	2,339
	海上技術安全研究所	2,795	―	―	563	41	―	―	―	―	3,399
	港湾空港技術研究所	1,248	―	149	1,025	―	―	76	―	―	2,498
	電子航法研究所	1,499	―	99	253	―	―	―	―	―	1,851
	航海訓練所	5,608	―	450	―	113	―	―	―	―	6,171
	海技教育機構	2,482	―	112	28	190	―	―	―	―	2,812
	航空大学校	2,304	―	73	―	574	―	―	―	―	2,951
	自動車検査	892	―	1,419	―	8,966	―	11	―	―	11,288
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	522	184,906	―	40,793	848,896	476,234	326,772	―	―	1,878,122
	国際観光振興機構	1,972	―	―	―	1,138	―	―	―	―	3,110
	水資源機構	―	32,840	―	1,001	137,519	18,800	―	―	―	190,160
	自動車事故対策機構	7,144	3,210	380	―	1,947	―	722	―	―	13,402
	空港周辺整備機構	―	1,411	―	3,115	1,218	―	―	58	―	5,802
	海上災害防止センター	―	―	―	1,730	201	―	―	―	―	1,931
	都市再生機構	―	34,439	―	22,323	998,289	1,113,632	―	―	―	2,168,685
	奄美群島振興開発基金	―	―	―	―	308	334	2,537	―	―	3,179
	日本高速道路保有・債務返済機構	―	17	―	―	1,392,466	2,620,796	―	―	―	4,013,280
	住宅金融支援機構	―	89,826	―	―	1,469,399	3,215,113	4,892,966	―	―	9,667,304
環境省	国立環境研究所	13,523	―	263	3,611	46	―	―	―	―	17,443
	環境再生保全機構	1,929	24,722	―	―	54,310	7,800	―	―	―	88,761
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,397	－	－	－	－	－	－	－	－	3,397
	合計（104法人）	1,511,868	1,076,831	59,961	269,486	27,743,120	10,715,206	16,991,402	64,853	554	58,433,277

(注)1　平成23年4月1日現在の状況である。
2　予算額は、各法人における平成23年度計画（年度当初予算）による。
3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4　国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
5　航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
6　出資金・借入金等には、債券を含む。
7　その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
8　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
9　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
11　国際協力機構の平成23年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料11－3

独立行政法人の平成24年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	2,031	－	253	－	38	－	－	－	－	2,322
	国民生活センター	2,814	－	－	－	148	－	－	1,396	－	4,357
	北方領土問題対策協会	1,321	170	－	55	64	－	－	－	－	1,610
総務省	情報通信研究機構	29,666	472	58	10,375	120	－	507	－	－	41,197
	統計センター	8,846	－	－	25	866	－	－	－	－	9,737
	平和祈念事業特別基金	－	－	－	－	1,947	－	－	－	－	1,947
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	13,499,964	－	3,564,200	－	－	17,064,164
外務省	国際協力機構	145,379	－	－	1,553	363	－	－	－	－	147,296
	国際交流基金	12,812	－	－	22	2,614	－	－	－	－	15,448
財務省	酒類総合研究所	1,050	－	－	32	43	－	－	－	－	1,125
	造幣局	－	－	－	－	26,385	－	－	－	－	26,385
	国立印刷局	－	－	－	－	73,136	－	－	－	－	73,136
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,998	－	－	－	－	3,998
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	989	－	23	－	5	－	－	－	－	1,016
	大学入試センター	－	－	－	－	11,255	－	－	－	－	11,255
	国立青少年教育振興機構	9,323	－	200	－	1,533	－	－	－	－	11,056
	国立女性教育会館	547	－	－	5	119	－	－	－	－	671
	国立科学博物館	3,034	－	－	－	404	－	－	－	－	3,438
	物質・材料研究機構	13,482	1,448	60	3,028	391	－	－	－	－	18,409
	防災科学技術研究所	7,096	12,613	4,359	1,101	400	－	－	－	－	25,569
	放射線医学総合研究所	12,095	－	1,166	－	2,226	－	－	－	－	15,487
	国立美術館	7,784	－	5,347	－	1,095	－	－	－	－	14,226
	国立文化財機構	7,602	－	6,884	26	1,309	－	－	－	－	15,821
	教員研修センター	1,025	－	155	－	142	－	－	－	－	1,322
	科学技術振興機構	105,029	－	112	3,747	6,790	－	－	659	－	116,338
	日本学術振興会	29,229	230,844	－	221	519	－	－	－	－	260,813
	理化学研究所	58,076	26,506	90	4,588	776	－	－	－	－	90,036
	宇宙航空研究開発機構	119,758	45,156	7,096	35,929	1,000	－	－	－	－	208,939
	日本スポーツ振興センター	5,881	2,560	3,755	1,089	99,700	－	14,865	－	2,216	130,065
	日本芸術文化振興会	10,062	3,796	114	0	4,598	－	－	－	－	18,570
	日本学生支援機構	15,119	52,439	－	81	36,250	1,692,026	502,139	－	－	2,298,054
	海洋研究開発機構	36,140	6,421	241	2,937	1,509	－	－	－	－	47,248
	国立高等専門学校機構	63,006	－	2,051	－	13,458	－	3,148	－	－	81,663
	大学評価・学位授与機構	1,371	－	－	－	218	－	－	－	－	1,588
	国立大学財務・経営センター	351	－	－	－	23,032	56,900	78,527	－	－	158,810
	日本原子力研究開発機構	149,025	13,800	6,987	1,392	11,552	－	－	43,897	－	226,654
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	667	－	－	63	29	－	－	－	－	760
	労働安全衛生総合研究所	2,023	－	56	107	17	－	－	－	－	2,203
	勤労者退職金共済機構	435	8,814	－	－	756,172	－	1,212	－	－	766,634
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	71,725	11,840	1,695	78	45,072	－	－	－	－	130,409
	福祉医療機構	3,589	51,924	－	－	175,746	－	12,505	－	－	243,763
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,977		561	－	1,454	－	－	－	－	3,992
	労働政策研究・研修機構	2,568	－	90	－	61	－	－	－	－	2,719
	労働者健康福祉機構	8,230	22,849	2,662	－	291,916	2,321	10,027	－	－	338,005
	国立病院機構	28,623	－	108	－	870,383	34,087	18,982	－	－	952,183
	医薬品医療機器総合機構	344	1,450	－	1,986	10,001	－	13,165	－	－	26,945
	医薬基盤研究所	7,335	20	1,625	59	287	－	111	－	－	9,437
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	5,708	－	－	23,029	－	28,737
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	3,563,923	－	8,871,159	－	－	12,435,082
	国立がん研究センター	8,204	－	1,948	－	47,391	3,218	－	－	－	60,761
	国立循環器病研究センター	5,091	－	－	－	26,397	－	－	－	－	31,488
	国立精神・神経医療研究センター	4,761	－	1,344	－	10,108	－	－	－	－	16,214
	国立国際医療研究センター	7,321	－	1,278	－	34,113	900	－	－	－	43,612
	国立成育医療研究センター	4,405	－	451	－	17,898	－	－	－	－	22,754
	国立長寿医療研究センター	3,852	－	－	－	5,394	－	－	－	－	9,246

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,861	－	264	0	48	－	－	－	－	7,173
	種苗管理センター	3,026	－	244	57	153	－	－	－	－	3,480
	家畜改良センター	7,444		279	201	765	－	－	553	－	9,242
	水産大学校	1,990	－	269	133	544	－	－	－	－	2,937
	農業・食品産業技術総合研究機構	42,832	－	1,154	6,480	607	300	4	－	－	51,377
	農業生物資源研究所	6,820	－	398	2,611	15	－	－	－	－	9,843
	農業環境技術研究所	2,845	－	430	711	1	－	－	－	－	3,988
	国際農林水産業研究センター	3,519	－	44	282	10	－	－	－	－	3,855
	森林総合研究所	9,660	17,244	2,029	1,507	17,368	17,879	－	－	－	65,686
	水産総合研究センター	15,796	760	201	2,832	1,709	－	－	5,632	－	26,929
	農畜産業振興機構	1,631	108,070	－	－	83,929	43,764	74,883	－	－	312,276
	農業者年金基金	3,341	124,560	－	－	14,899	89,918	－	442	－	233,159
	農林漁業信用基金	－	5,802	－	3	139,420	70,205	－	－	－	215,429
経済産業省	経済産業研究所	1,447	－	－	－	6	－	－	－	－	1,453
	工業所有権情報・研修館	9,537	－	－	－	100	－	－	－	－	9,638
	日本貿易保険	－	－	－	－	18,766	－	55,774	－	－	74,540
	産業技術総合研究所	60,078	－	837	11,217	7,601	－	－	－	－	79,734
	製品評価技術基盤機構	6,829	－	283	271	643	－	－	－	1,104	9,130
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	121,891	309	－	7,958	3,489	500	1,094	－	－	135,242
	日本貿易振興機構	22,377	2,527	－	2,017	2,975	－	－	－	－	29,896
	原子力安全基盤機構	20,599	－	－	－	222	－	－	－	－	20,822
	情報処理推進機構	3,876	－	－	－	3,411	－	59	－	－	7,345
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	16,884	6,535	－	140,115	15,604	954,297	560,408	－	－	1,693,842
	中小企業基盤整備機構	24,523	310	－	69	766,323	23,654	624,802	－	－	1,439,682
国土交通省	土木研究所	8,464	－	458	438	57	－	－	－	－	9,417
	建築研究所	1,733	－	91	160	42	－	－	－	－	2,026
	交通安全環境研究所	1,574	－	164	498	－	－	－	－	－	2,236
	海上技術安全研究所	2,706	－	95	612	41	－	－	－	－	3,454
	港湾空港技術研究所	1,276	－	963	1,025	－	－	76	－	－	3,340
	電子航法研究所	1,451	－	39	147	－	－	－	－	－	1,637
	航海訓練所	5,552	－	450	－	118	－	－	－	－	6,120
	海技教育機構	2,482	－	－	28	198	－	－	－	－	2,708
	航空大学校	2,074	－	132	－	654	－	－	－	－	2,859
	自動車検査	883	－	1,539	－	8,756	－	11	351	－	11,540
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	452	188,646	－	50,386	844,521	397,018	345,258	－	－	1,826,279
	国際観光振興機構	1,884	－	－	－	936	－	－	－	－	2,820
	水資源機構	－	29,557	－	1,231	132,031	17,900	－	－	－	180,719
	自動車事故対策機構	6,943	3,288	379	－	2,086	－	715	－	－	13,411
	空港周辺整備機構	－	620	－	1,949	756	－	－	－	－	3,325
	海上災害防止センター	－	－	－	1,685	92	－	－	－	－	1,777
	都市再生機構	－	34,347	－	21,363	1,002,027	1,477,832	5,636	－	－	2,541,206
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	281	334	2,414	－	－	3,029
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	26	－	－	1,554,411	3,021,884	－	－	－	4,576,321
	住宅金融支援機構	－	64,209	－	－	1,277,930	2,937,003	3,914,173	－	－	8,193,314
環境省	国立環境研究所	12,111	－	263	3,611	54	－	－	－	－	16,039
	環境再生保全機構	1,832	22,416	－	－	51,183	7,800	－	－	－	83,230
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,356	－	－	－	－	－	－	－	－	3,356
合計（102法人）		1,469,672	1,102,348	61,774	328,096	25,644,819	10,849,740	18,675,854	75,959	3,320	58,211,575

（注）1　平成24年４月１日現在の状況である。
2　予算額は、各法人における平成24年度計画（年度当初予算）による。
3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4　国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
5　航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
6　出資金・借入金等には、債券を含む。
7　その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
8　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
9　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
11　国際協力機構の平成24年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料11－4

独立行政法人の平成25年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	1,944	－	－	－	17	－	－	－	－	1,962
	国民生活センター	2,687	－	－	－	111	－	－	－	－	2,798
	北方領土問題対策協会	1,236	154	54	71	60	－	－	－	－	1,574
総務省	情報通信研究機構	28,673	522	51,601	11,100	512	－	－	－	－	92,408
	統計センター	7,616	－	－	22	700	－	－	－	－	8,338
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	12,128,849	－	3,799,304	－	－	15,928,153
外務省	国際協力機構	146,919	－	－	1,472	468	－	－	－	284	149,143
	国際交流基金	12,495	－	－	21	1,581	－	998	－	－	15,095
財務省	酒類総合研究所	965	－	－	32	43	－	－	－	－	1,040
	造幣局	－	－	－	－	28,029	－	－	－	－	28,029
	国立印刷局	－	－	－	－	70,722	－	－	－	－	70,722
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	4,320	－	－	－	－	4,320
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	883	－	21	－	5	－	－	－	－	909
	大学入試センター	－	－	－	－	11,105	－	－	－	－	11,105
	国立青少年教育振興機構	8,939	－	198	－	1,548	－	－	－	－	10,685
	国立女性教育会館	530	－	－	5	123	－	－	－	－	658
	国立科学博物館	2,773	－	－	－	408	－	－		－	3,181
	物質・材料研究機構	12,850	1,448	－	3,028	391	－	－	－	－	17,717
	防災科学技術研究所	6,542	8,775	221	1,106	400					17,044
	放射線医学総合研究所	10,289	－	345	－	2,226	－	－	－	－	12,860
	国立美術館	7,546	－	5,104	－	1,106	－	－	－	－	13,756
	国立文化財機構	8,392	－	2,854	26	1,322	－	－	－	－	12,594
	教員研修センター	985	－	155	－	143	－	－	－	－	1,284
	科学技術振興機構	126,305	－	98	3,284	4,638	－	－	637	－	134,963
	日本学術振興会	29,169	239,398	－	185	427	－	－	－	－	269,179
	理化学研究所	55,330	23,133	370	4,900	709	－	－	－	－	84,443
	宇宙航空研究開発機構	109,769	50,532	2,174	35,145	－	－	1,000	－	－	198,621
	日本スポーツ振興センター	6,999	2,559	2,313	1,830	101,429	－	18,142	－	466	133,738
	日本芸術文化振興会	9,433	3,851	78	－	4,449	－	－	－	－	17,811
	日本学生支援機構	13,922	40,204	－	－	39,113	1,783,824	555,707	－	－	2,432,770
	海洋研究開発機構	34,449	818	1,027	2,406	1,509	－	－	－	－	40,209
	国立高等専門学校機構	58,051	－	29,580	－	13,363	－	9,543	－	－	110,537
	大学評価・学位授与機構	1,195	－	－	－	396	－	－	－	－	1,591
	国立大学財務・経営センター	294	－	－	－	20,303	59,600	78,476	－	－	158,673
	日本原子力研究開発機構	146,835	24,017	5,173	1,386	11,080	－	－	131,508	－	319,999
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	659	－	－	63	17	－	－	－	－	739
	労働安全衛生総合研究所	2,015	－	56	69	18	－	－	－	－	2,157
	勤労者退職金共済機構	33	8,865	－	－	738,667	－	1,095	－	－	748,661
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	68,279	9,106	1,752	50	43,809	－	－	－	－	122,996
	福祉医療機構	3,353	61,297	－	－	163,693	－	12,901	－	－	241,243
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,845	－	－	－	1,421	－	－	－	－	3,266
	労働政策研究・研修機構	2,383	－	180	－	61	－	－	－	－	2,624
	労働者健康福祉機構	7,144	18,751	2,661	－	297,320	1,880	7,637	－	－	335,393
	国立病院機構	22,958	－	－	－	936,752	34,086	－	－	－	993,797
	医薬品医療機器総合機構	329	1,489	－	2,059	24,803	－	－	－	－	28,680
	医薬基盤研究所	6,897	－	1,483	50	287	－	56	－	－	8,772
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	12,047	－	－	22,274	－	34,321
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	3,847,699	17,500	5,147,805	－	－	9,013,004
	国立がん研究センター	7,425	－	29	－	49,724	4,085	－	－	－	61,263
	国立循環器病研究センター	4,605	－	－	－	26,421	－	－	－	－	31,026
	国立精神・神経医療研究センター	4,534	－	852	－	11,283	－	－	－	－	16,669
	国立国際医療研究センター	6,914	－	367	－	37,080	3,300	－	－	－	47,661
	国立成育医療研究センター	3,996	－	－	－	19,656	－	－	－	－	23,652
	国立長寿医療研究センター	3,477	－	236	－	6,318	－	－	－	－	10,031

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,421	－	122	－	50	－	－	125		6,720
	種苗管理センター	2,668	－	199	48	167	－	59	14		3,154
	家畜改良センター	7,009	－	137	201	765	－	－	561	－	8,673
	水産大学校	1,673	－	－	133	516	－	－	102	－	2,425
	農業・食品産業技術総合研究機構	38,010	－	10,320	6,316	623	－	44	2,349	－	57,664
	農業生物資源研究所	6,328	－	3,830	2,611	16	－	－	169	－	12,954
	農業環境技術研究所	2,730	－	2,735	711	1	－	－	49	－	6,227
	国際農林水産業研究センター	3,170	－	－	282	7	－	－	131	－	3,590
	森林総合研究所	8,829	15,748	1,087	1,507	15,767	17,628	346	－	－	60,911
	水産総合研究センター	14,546	760	270	2,832	1,540	－	－	4,222	－	24,169
	農畜産業振興機構	1,855	85,397	－	－	125,727	36,479	142,603	－	－	392,061
	農業者年金基金	3,320	121,582	－	－	16,542	92,308	3	－	－	233,753
	農林漁業信用基金	－	4,139	－	－	139,003	72,576	－	－	－	215,718
経済産業省	経済産業研究所	1,403	－	－	－	4	－	－	－	－	1,407
	工業所有権情報・研修館	9,312	－	－	－	100	－	－	－	－	9,412
	日本貿易保険	－	－	－	－	18,241	－	27,228	－	－	45,469
	産業技術総合研究所	59,113	－	637	9,355	7,726	－	－	－	－	76,830
	製品評価技術基盤機構	6,469	－	2,460	240	285	－	－	－	72	9,527
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	110,892	－	－	10,060	2,784	100	－	－	－	123,837
	日本貿易振興機構	21,348	3,220	－	2,384	3,269	－	－	－	－	30,221
	情報処理推進機構	3,671	－	－	－	2,653	－	95	－	－	6,419
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	18,380	15,366	－	77,399	18,624	1,307,425	723,299	－	－	2,160,493
	中小企業基盤整備機構	22,718	－	－	54	792,869	7,779	543,668	－	－	1,367,084
国土交通省	土木研究所	8,101	－	458	438	57	－	－	－	－	9,054
	建築研究所	1,692	－	86	160	42	－	－	－	－	1,980
	交通安全環境研究所	1,568	－	164	－	498	－	－	－	－	2,230
	海上技術安全研究所	2,570	－	108	449	41	－	－	－	－	3,168
	港湾空港技術研究所	1,174	－	155	1,025	－	－	76	－	－	2,431
	電子航法研究所	1,395	－	50	－	147	－	－	－	－	1,592
	航海訓練所	5,196	－	450	－	219	－	－	－	－	5,865
	海技教育機構	2,200	－	－	28	207	－	－	－	－	2,435
	航空大学校	1,985	－	93	－	709	－	－	－	－	2,787
	自動車検査	830	－	2,407	－	8,551	－	11	488	－	12,287
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	225	133,555	－	24,089	771,731	543,269	2,515	－	－	1,475,384
	国際観光振興機構	1,837	－	－	－	941	－	－	－	－	2,778
	水資源機構	－	30,530	－	1,393	100,582	11,800	－	－	－	144,304
	自動車事故対策機構	6,772	3,305	405	－	2,018	－	701	－	－	13,201
	空港周辺整備機構	－	352	－	2,456	632	－	－	－	－	3,439
	海上災害防止センター	－	－	－	847	42	－	－	－	－	889
	都市再生機構	－	38,473	－	105,258	943,722	1,038,632	－	－	－	2,126,085
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	291	334	2,155	－	－	2,781
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	30	－	－	1,618,098	3,136,573	－	－	－	4,754,701
	住宅金融支援機構	－	16,285	－	－	1,141,685	3,134,013	3,776,829	－	－	8,068,812
環境省	国立環境研究所	11,688	－	332	3,611	32	－	－	－	－	15,663
	環境再生保全機構	1,505	21,166	－	－	50,384	3,500	－	－	－	76,554
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	20,123	－	－	－	216	－	－	－	－	20,339
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,141	－	－	－	－	－	－	－	－	3,141
合計（101法人）		1,422,728	984,827	135,487	322,197	24,456,805	11,306,691	14,852,296	162,629	822	53,644,482

（注）1　平成25年４月１日現在の状況である。
2 予算額は、各法人における平成25年度計画（年度当初予算）による。
3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
5 航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
6 出資金・借入金等には、債券を含む。
7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
11 国際協力機構の平成25年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料11－5

独立行政法人の平成26年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	1,960	－	36	－	20	－	－	－	－	2,015
	国民生活センター	2,717	－	－	－	114	－	－	－	－	2,830
	北方領土問題対策協会	1,215	156	54	74	－	－	53	－	－	1,551
総務省	情報通信研究機構	28,071	460	60	5,598	136	－	335	－	－	34,659
	統計センター	8,631	－	－	23	943	－	0	－	－	9,597
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	10,440,898	－	2,710,798	－	－	13,151,696
外務省	国際協力機構	150,274	－	－	990	349	－	－	－	－	151,614
	国際交流基金	12,441	－	－	21	1,503	－	1,203	－	－	15,168
財務省	酒類総合研究所	956	－	－	33	44	－	－	－	－	1,034
	造幣局	－	－	－	－	25,476	－	－	－	－	25,476
	国立印刷局	－	－	－	－	72,542	－	－	－	－	72,542
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	981	－	－	－	5	－	－	－	－	985
	大学入試センター	－	－	－	－	10,849	－	13	－	－	10,862
	国立青少年教育振興機構	9,162	－	－	－	1,564	－	－	－	－	10,725
	国立女性教育会館	522	－	－	5	126	－	－	－	－	653
	国立科学博物館	2,783	－	－	－	412	－	－	－		3,195
	物質・材料研究機構	12,329	1,448	0	3,028	391	－	－	－	－	17,196
	防災科学技術研究所	7,020	1,826	0	1,110	400	－	－	－	－	10,356
	放射線医学総合研究所	9,793	－	262	－	2,226	－	－	－	－	12,281
	国立美術館	7,460	－	3,596	－	1,106	－	－	－	－	12,162
	国立文化財機構	8,239	－	2,990	26	1,323	－	－	－	－	12,578
	教員研修センター	963	－	276	－	144	－	－	－	－	1,384
	科学技術振興機構	122,195	－	44	－	4,592	－	－	964	－	127,795
	日本学術振興会	28,006	229,885	－	188	432	－	－	－	－	258,510
	理化学研究所	53,119	24,679	227	4,744	659					83,428
	宇宙航空研究開発機構	112,133	41,529	791	33,528	－	－	1,000	－	－	188,981
	日本スポーツ振興センター	5,275	2,379	1,489	2,221	126,307	－	20,690	－	－	158,361
	日本芸術文化振興会	9,434	3,742	1,135	13	4,441	－	－	－	－	18,765
	日本学生支援機構	14,029	34,575	－	11	44,693	1,524,192	625,620	－	－	2,243,120
	海洋研究開発機構	33,512	247	723	2,011	1,509	－	－	－	－	38,003
	国立高等専門学校機構	62,168	－	3,097	－	13,297	－	2,390	－	－	80,952
	大学評価・学位授与機構	1,250	－	－	－	528	－	0	－	－	1,778
	国立大学財務・経営センター	306	－	－	－	17,076	61,100	77,202	－	－	155,684
	日本原子力研究開発機構	144,132	31,940	6,859	1,386	17,189	－	－	141,112	－	342,617
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	641	－	－	93	6	－	13	－	－	753
	労働安全衛生総合研究所	1,971	－	121	32	19	－	－	－	－	2,144
	勤労者退職金共済機構	33	8,865	－	－	746,924	－	997	－	－	756,819
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	72,280	9,591	2,892	28	25,474	－	22,620	－	－	132,884
	福祉医療機構	3,470	56,974	－	－	160,224	－	12,989	－	－	233,657
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,909	－	100	－	1,704	－	－	－	－	3,713
	労働政策研究・研修機構	2,467	－	288	－	61	－	－	－	－	2,816
	労働者健康福祉機構	7,111	19,642	2,640	0	298,702	1,784	6,444	－	－	336,323
	国立病院機構	19,788	－	－	－	976,548	38,600	－	－	－	1,034,935
	医薬品医療機器総合機構	1,281	892	－	2,028	23,340	－	－	－	－	27,541
	医薬基盤研究所	7,543	－	－	54	503	－	－	－	－	8,100
	地域医療機能推進機構	－	－	－	－	317,910	36,900	40	－	－	354,851
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	4,192,605	27,600	5,493,772	－	－	9,713,977
	国立がん研究センター	6,687	－	68	－	63,688	2,037	－	－	－	72,480
	国立循環器病研究センター	4,316	－	－	－	29,374	－	－	－	－	33,690
	国立精神・神経医療研究センター	4,292	－	539	－	12,381	－	－	－	－	17,211
	国立国際医療研究センター	6,317	－	841	－	34,846	4,700	－	－	－	46,704
	国立成育医療研究センター	3,587	－	0	0	21,085	－	－	－	－	24,673
	国立長寿医療研究センター	3,058	－	137	－	7,061	－	－	－	－	10,255

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,616	－	75	－	50	－	－	217	－	6,958
	種苗管理センター	2,720	－	199	44	229	－	－	14	－	3,206
	家畜改良センター	7,237	－	148	202	765	－	－	325	－	8,678
	水産大学校	1,760	－	220	133	516	－	－	114	－	2,744
	農業・食品産業技術総合研究機構	39,063	－	401	6,266	744	－	18	11,721	－	58,216
	農業生物資源研究所	6,617	－	113	2,611	17	－	－	59	－	9,416
	農業環境技術研究所	2,930	－	124	711	1	－	－	38	－	3,805
	国際農林水産業研究センター	3,433	－	42	282	6	－	－	45	－	3,808
	森林総合研究所	9,535	14,897	81	846	14,312	18,517	－	190	－	58,379
	水産総合研究センター	14,866	760	171	2,832	1,540	－	－	471	－	20,641
	農畜産業振興機構	1,965	95,593	－	－	73,373	45,577	136,266	－	－	352,774
	農業者年金基金	3,467	120,584	－	－	15,154	85,299	－	－	－	224,505
	農林漁業信用基金	－	2,343	－	－	139,390	69,515	－	－	－	211,248
経済産業省	経済産業研究所	1,443	－	－	－	4	－	－	－	－	1,446
	工業所有権情報・研修館	9,485	－	－	－	100	－	－	－	－	9,585
	日本貿易保険	－	－	－	－	17,866	－	27,432	－	－	45,298
	産業技術総合研究所	62,441	－	－	7,863	6,927	－	－	－	－	77,231
	製品評価技術基盤機構	6,756	－	15,214	257	271	－	－	－	45	22,542
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	148,239	－	－	127	2,062	－	－	－	－	150,428
	日本貿易振興機構	21,860	3,096	－	4,805	4,159	－	－	－	－	33,920
	情報処理推進機構	3,743	381	－	－	2,703	－	75	－	－	6,902
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	20,057	14,230	－	69,957	15,978	1,233,743	789,858	－	－	2,143,824
	中小企業基盤整備機構	21,084	546	－	－	845,337	211	520,428	－	－	1,387,605
国土交通省	土木研究所	8,465	－	435	438	57	－	－	－	－	9,395
	建築研究所	1,745	－	82	160	42	－	－	－	－	2,029
	交通安全環境研究所	1,699	－	341	498	－	－	－	－	－	2,538
	海上技術安全研究所	2,623	－	211	478	－	－	42	－	－	3,354
	港湾空港技術研究所	1,218	－	160	1,025	－	－	236	－	－	2,639
	電子航法研究所	1,530	－	74	－	151	－	－	－	－	1,755
	航海訓練所	5,351	－	46	－	388	－	－	－	－	5,785
	海技教育機構	2,385	－	0	28	228	－	－	－	－	2,641
	航空大学校	2,028	－	72	－	755	－	－	－	－	2,855
	自動車検査	828	－	2,429	－	8,907	－	28	219	－	12,411
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	234	137,645	－	12,627	739,022	544,955	367,183	－	－	1,801,665
	国際観光振興機構	1,912	－	－	－	947	－	－	－	－	2,859
	水資源機構	－	36,006	－	1,178	96,993	13,900		－	－	148,077
	自動車事故対策機構	6,893	3,318	404	－	2,318	－	680	－	－	13,613
	空港周辺整備機構	－	210	－	2,215	646	－	－	－	－	3,072
	都市再生機構	－	29,303	－	108,118	991,765	1,072,832	－	－	－	2,202,019
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	286	334	2,052	－	－	2,671
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	33	－	－	1,861,327	2,596,025	－	－	－	4,457,384
	住宅金融支援機構	－	23,028	－	－	1,016,830	2,633,252	3,394,964	－	－	7,068,073
環境省	国立環境研究所	11,782	－	363	3,611	－	－	34	－	－	15,791
	環境再生保全機構	1,689	13,951	－	－	45,608	3,500	192	－	－	64,940
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,290	－	－	－	－	－	－	－	－	3,290
合計（98法人）		1,446,816	964,754	50,670	284,557	23,611,523	10,014,573	14,215,667	155,489	45	50,744,094

（注）1　平成26年４月１日現在の状況である。
2　予算額は、各法人における平成~~25~~26年度計画（年度当初予算）による。
3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4　国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
5　航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
6　出資金・借入金等には、債券を含む。
7　その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
8　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
9　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
11　国際協力機構の平成26年度計画における予算額（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－1

独立行政法人の平成22年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,424	123	－	467	334	－	－	2,348
	国民生活センター	4,744	－	－	1,303	214	－	－	6,262
	北方領土問題対策協会	634	140	61	231	44	－	－	1,109
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,910	9,945	－	357	784	－	－	15,996
総務省	情報通信研究機構	30,998	9,154	4,904	―	2,345	130	－	47,531
	統計センター	2,616	―	15	7,585	337	―	－	10,553
	平和祈念事業特別基金	417	―	―	―	156	―	877	1,450
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	16,959,235	―	―	501	68	4,811,142	―	21,770,945
外務省	国際協力機構	137,903	594	2,014	―	10,658	17	―	151,185
	国際交流基金	14,354	―	―	1,729	786	―	―	16,868
財務省	酒類総合研究所	379	－	32	491	237	―	―	1,139
	造幣局	12,392	1,445	－	9,385	－	―	―	23,222
	国立印刷局	24,272	9,812	－	42,226	－	―	―	76,310
	日本万国博覧会記念機構	1,547	―	－	594	1,852	73	―	4,066
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	328	48	－	814	―	－	―	1,189
	大学入試センター	9,792	－	－	970	58	－	―	10,821
	国立青少年教育振興機構	4,544	4,787	－	4,826	1,894	－	―	16,051
	国立女性教育会館	405	1,743	5	－	272	－	―	2,425
	国立科学博物館	1,518	－	－	1,138	735	－	―	3,391
	物質・材料研究機構	7,564	106	2,314	5,817	800	－	―	16,601
	防災科学技術研究所	6,213	0	2,153	1,984	175	－	―	10,525
	放射線医学総合研究所	9,744	627	30	3,629	516	－	―	14,546
	国立美術館	4,332	6,699	－	1,096	1,426	－	―	13,553
	国立文化財機構	5,179	3,992	26	3,165	980	－	―	13,342
	教員研修センター	560	192	－	466	328	－	―	1,546
	科学技術振興機構	104,159	98	－	4,976	1,951	－	―	111,184
	日本学術振興会	27,003	－	506	961	467	216,210	―	245,148
	理化学研究所	48,662	2,037	3,155	7,372	2,677	31,787	―	95,689
	宇宙航空研究開発機構	124,221	6,328	48,055	－	7,171	43,284	―	229,059
	日本スポーツ振興センター	31,772	3,815	1	3,845	442	65,728	―	105,604
	日本芸術文化振興会	16,475	615	6	2,762	288	－	―	20,146
	日本学生支援機構	15,947	－	477	4,654	1,448	2,094,711	―	2,117,237
	海洋研究開発機構	34,790	450	2,319	3,118	867	1,510	―	43,054
	国立高等専門学校機構	67,862	2,225	－	－	12,177	1,850	―	84,114
	大学評価・学位授与機構	454	－	－	1,196	112	197	―	1,960
	国立大学財務・経営センター	91	－	－	266	101	158,719	―	159,176
	日本原子力研究開発機構	158,593	5,939	1,137	－	16,032	7,108	27,373	216,182
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	115	－	95	543	85	－	－	838
	労働安全衛生総合研究所	689	231	33	1,145	252	－	－	2,351
	勤労者退職金共済機構	7,241	－	－	2,463	119	562,392	－	572,215
	高齢・障害者雇用支援機構	50,215	－	－	6,356	1,062	－	－	57,633
	福祉医療機構	5,088	－	－	2,911	487	192,588	－	201,074
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	679	291	－	2,963	103	－	－	4,036
	労働政策研究・研修機構	938	70	－	1,423	508	－	－	2,940
	雇用・能力開発機構	502,470	1,196	0	34,784	2,401	108	－	540,958
	労働者健康福祉機構	289,965	2,494	0	11,785	7,821	3,763	－	315,828
	国立病院機構	739,054	57,394	－	－	－	71,129	－	867,576
	医薬品医療機器総合機構	24,197	－	－	6,298	1,259	－	－	31,754
	医薬基盤研究所	9,762	175	－	813	224	86	－	11,060
	年金・健康保険福祉施設整理機構	8,060	－	－	204	23	95,693	－	103,979
	年金積立金管理運用	34,814	－	－	－	485	13,718,934	－	13,754,233
	国立がん研究センター	33,518	11,082	－	－	－	2,939	－	47,539
	国立循環器病研究センター	21,910	1,668	－	－	－	225	－	23,804
	国立精神・神経医療研究センター	10,207	11,577	－	－	－	251	－	22,035
	国立国際医療研究センター	27,116	15,431	－	－	－	2,444	－	44,991
	国立成育医療研究センター	14,893	2,670	－	－	－	1,307	－	18,870
	国立長寿医療研究センター	7,230	2,565	－	－	－	176	－	9,971

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	1,015	102	0	5,740	650	－	－	7,508
	種苗管理センター	288	170	57	2,181	327	233	0	3,257
	家畜改良センター	1,634	345	141	6,534	603	－	－	9,257
	水産大学校	575	241	58	1,801	214	－	－	2,889
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,109	992	7,797	27,505	2,985	△ 327	－	58,060
	農業生物資源研究所	2,796	216	3,690	3,993	423	855	－	11,973
	農業環境技術研究所	856	127	931	1,982	347	－	－	4,243
	国際農林水産業研究センター	1,478	60	197	2,141	137	－	－	4,014
	森林総合研究所	20,112	258	1,387	12,340	1,763	38,780	－	74,637
	水産総合研究センター	8,784	3,265	4,886	9,376	977	△ 121	－	27,167
	農畜産業振興機構	331,986	－	－	2,610	664	67,459	－	402,720
	農業者年金基金	152,363	－	－	854	751	71,280	－	225,248
	農林漁業信用基金	221,446	－	－	1,417	649	－	－	223,512
経済産業省	経済産業研究所	1,328	－	4	－	250	－	－	1,582
	工業所有権情報・研修館	11,516	－	－	953	420	－	－	12,888
	日本貿易保険	17,949	－	－	1,373	－	11,838	－	31,160
	産業技術総合研究所	54,545	1,321	12,237	－	－	12,696	－	80,799
	製品評価技術基盤機構	6,332	－	203	－	1,017	820	－	8,373
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	135,284	－	42,824	－	8,663	33,035	－	219,807
	日本貿易振興機構	30,788	－	5,033	－	1,975	－	－	37,796
	原子力安全基盤機構	20,005	－	－	－	2,247	－	－	22,252
	情報処理推進機構	9,046	－	－	－	1,843	－	－	10,888
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	32,390	22,473	95,203	－	1,920	1,412,704	－	1,564,690
	中小企業基盤整備機構	676,728	－	175	－	1,698	758,398	－	1,436,997
国土交通省	土木研究所	4,433	497	2,752	4,226	632	－	－	12,541
	建築研究所	655	98	155	1,024	292	－	－	2,224
	交通安全環境研究所	588	322	891	910	101	－	－	2,812
	海上技術安全研究所	547	349	551	2,362	96	－	－	3,905
	港湾空港技術研究所	223	202	1,114	1,122	100	－	－	2,761
	電子航法研究所	869	139	377	719	47	－	－	2,151
	航海訓練所	1,483	－	5	4,371	203	－	－	6,062
	海技教育機構	385	112	28	2,077	230	－	－	2,832
	航空大学校	1,218	103	－	1,313	249	－	－	2,883
	自動車検査	2,819	2,717	5	6,330	1,136	125	－	13,132
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	641,786	－	33,384	20,658	9,186	1,238,674	－	1,943,688
	国際観光振興機構	1,127	－	851	1,250	266	－	－	3,494
	水資源機構	64,368	281	1,017	17,733	2,507	112,546	－	198,452
	自動車事故対策機構	7,966	384	－	3,414	1,142	1,241	－	14,146
	空港周辺整備機構	2,291	－	5,646	680	211	－	－	8,828
	海上災害防止センター	－	－	1,200	－	413	14	1,457	3,085
	都市再生機構	740,618	－	22,592	46,847	12,417	1,642,693	－	2,465,166
	奄美群島振興開発基金	5	－	－	163	62	3,065	－	3,296
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,094	－	－	974	618	4,765,986	－	4,770,672
	住宅金融支援機構	205,398	－	－	10,821	4,405	10,048,444	－	10,269,070
環境省	国立環境研究所	8,610	292	4,055	3,067	489	－	－	16,513
	環境再生保全機構	66,855	－	－	1,670	474	27,383	－	96,382
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	－	－	2,218	702	－	－	3,488
合計（104法人）		23,178,453	212,824	316,784	404,361	150,062	42,332,322	29,707	66,624,512

（注）１　平成22年４月１日現在の状況である。
２　予算額は、各法人における平成22年度計画（年度当初予算）による。
３　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
４　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
５　海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
６　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
７　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
８　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
９　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成22年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－2

独立行政法人の平成23年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,350	254	－	509	309	－	－	2,421
	国民生活センター	4,989	－	－	1,285	208	－	－	6,482
	北方領土問題対策協会	1,290	71	53	228	43	－	－	1,685
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,034	6,314	－	215	283	－	－	11,846
総務省	情報通信研究機構	27,635	1,352	4,087	－	2,361	28	－	35,463
	統計センター	2,772	－	22	7,066	270	－	－	10,130
	平和祈念事業特別基金	4,411	－	－	－	―	－	2	4,413
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	15,185,800	－	－	500	61	3,407,933	－	18,594,295
外務省	国際協力機構	136,006	1,596	1,512	－	10,296	9	－	149,419
	国際交流基金	15,753	－	－	1,585	774	－	－	18,112
財務省	酒類総合研究所	351	－	32	478	234	－	－	1,095
	造幣局	12,023	3,979	－	9,144	－	－	－	25,145
	国立印刷局	22,142	10,278	－	41,711	－	－	－	74,131
	日本万国博覧会記念機構	1,240	－	－	598	1,812	81	－	3,731
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	282	28	―	803	―	―	―	1,114
	大学入試センター	9,793	―	―	897	58	―	―	10,749
	国立青少年教育振興機構	4,522	57	―	4,637	1,837	―	―	11,053
	国立女性教育会館	374	―	5	―	305	―	―	684
	国立科学博物館	1,996	―	―	1,122	655	―	―	3,773
	物質・材料研究機構	7,655	210	3,028	5,598	762	1,448	―	18,700
	防災科学技術研究所	5,889	70	1,097	1,858	170	―	―	9,083
	放射線医学総合研究所	9,480	472	―	3,590	404	96	―	14,042
	国立美術館	4,603	6,063	―	1,104	1,310	―	―	13,080
	国立文化財機構	5,056	4,792	26	3,118	955	―	―	13,947
	教員研修センター	529	173	―	439	295	―	―	1,436
	科学技術振興機構	105,897	142	5,371	4,450	1,947	―	―	117,808
	日本学術振興会	28,229	―	567	948	335	206,087	―	236,164
	理化学研究所	49,093	1,066	4,248	7,164	2,535	29,143	―	93,249
	宇宙航空研究開発機構	116,412	7,532	36,358	―	7,014	42,641	―	209,958
	日本スポーツ振興センター	38,621	3,046	996	3,761	430	65,538	―	112,392
	日本芸術文化振興会	16,124	412	5	2,766	312	－	―	19,619
	日本学生支援機構	14,637	―	350	4,368	1,426	2,227,260	―	2,248,042
	海洋研究開発機構	33,700	477	2,752	2,979	858	1,290	―	42,058
	国立高等専門学校機構	63,291	1,953	―	―	14,220	2,391	―	81,855
	大学評価・学位授与機構	349	―	―	1,065	77	150	―	1,642
	国立大学財務・経営センター	59	―	―	238	98	163,523	―	163,918
	日本原子力研究開発機構	151,362	8,822	1,129	―	15,687	12,292	36,386	225,677
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	113	－	94	501	83	－	－	791
	労働安全衛生総合研究所	682	211	54	1,133	247	－	－	2,327
	勤労者退職金共済機構	6,171	－	－	2,499	102	522,472	－	531,243
	高齢・障害者雇用支援機構	44,494	169	－	6,829	1,125	－	－	52,616
	福祉医療機構	4,327	－	－	2,885	446	181,058	－	188,716
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	673	－	－	3,012	102	－	－	3,787
	労働政策研究・研修機構	844	70	－	1,375	478	－	－	2,766
	雇用・能力開発機構	433,040	1,135	0	31,640	2,348	115	－	468,278
	労働者健康福祉機構	297,645	2,457	－	12,178	6,851	3,315	－	322,447
	国立病院機構	765,521	64,837	－	－	－	66,434	－	896,792
	医薬品医療機器総合機構	22,726	－	－	6,310	1,214	－	－	30,250
	医薬基盤研究所	7,501	889	－	753	212	75	－	9,430
	年金・健康保険福祉施設整理機構	11,413	－	－	407	46	－	13,605	25,472
	年金積立金管理運用	35,044	－	－	－	499	6,886,934	－	6,922,477
	国立がん研究センター	41,810	9,242	－	－	－	2,863	－	53,915
	国立循環器病研究センター	24,272	3,240	－	－	－	324	－	27,836
	国立精神・神経医療研究センター	11,620	2,706	－	－	－	184	－	14,510
	国立国際医療研究センター	30,974	8,256	－	－	－	1,658	－	40,888
	国立成育医療研究センター	17,529	2,578	－	－	－	1,397	－	21,503
	国立長寿医療研究センター	7,752	2,678	－	－	－	216	－	10,647

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	965	71	0	5,311	607	－	－	6,954
	種苗管理センター	280	79	57	2,301	308	－	－	3,026
	家畜改良センター	1,523	310	201	6,052	575	－	－	8,662
	水産大学校	534	203	131	1,782	197	―	―	2,846
	農業・食品産業技術総合研究機構	16,678	1,278	6,643	26,526	2,524	―	―	53,649
	農業生物資源研究所	2,596	226	2,611	3,899	401	－	－	9,734
	農業環境技術研究所	780	132	711	1,908	331	－	－	3,863
	国際農林水産業研究センター	1,433	48	282	1,982	131	―	―	3,876
	森林総合研究所	14,310	232	1,507	11,500	1,627	35,736	－	64,911
	水産総合研究センター	8,180	2,117	2,832	9,260	816	―	―	23,204
	農畜産業振興機構	286,523	－	－	2,760	655	75,351	－	365,289
	農業者年金基金	146,814	－	－	818	711	70,700	－	219,043
	農林漁業信用基金	218,349	－	－	1,341	617	－	－	220,306
経済産業省	経済産業研究所	1,254	－	－	－	242	－	－	1,497
	工業所有権情報・研修館	8,487	－	－	851	399	－	－	9,737
	日本貿易保険	16,941	－	－	1,360	－	22,668	－	40,969
	産業技術総合研究所	56,048	1,600	11,175	－	－	12,461	－	81,284
	製品評価技術基盤機構	6,320	29	81	－	985	347	－	7,762
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	127,433	－	16,336	－	8,367	3,252	－	155,388
	日本貿易振興機構	26,476	－	1,397	－	1,931	－	－	29,804
	原子力安全基盤機構	19,333	－	－	－	2,239	－	－	21,572
	情報処理推進機構	8,479	－	－	－	1,774	－	－	10,253
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	38,931	2,480	83,565	－	1,673	1,453,024	－	1,579,673
	中小企業基盤整備機構	765,179	－	55	－	1,685	674,391	－	1,441,310
国土交通省	土木研究所	3,897	482	425	4,137	576	―	―	9,517
	建築研究所	561	96	155	943	288	―	―	2,043
	交通安全環境研究所	576	165	468	1,038	92	―	―	2,339
	海上技術安全研究所	523	－	525	2,258	93	―	―	3,399
	港湾空港技術研究所	247	149	1,005	1,002	95	―	―	2,498
	電子航法研究所	822	99	215	669	46	―	―	1,851
	航海訓練所	1,344	450	―	4,186	191	―	―	6,171
	海技教育機構	367	112	28	2,086	219	―	―	2,812
	航空大学校	1,409	73	―	1,225	244	―	―	2,951
	自動車検査	2,654	1,419	5	5,684	1,019	156	351	11,288
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	626,950	―	38,480	20,256	8,753	1,233,839	―	1,928,277
	国際観光振興機構	1,104	―	451	1,296	259	―	―	3,110
	水資源機構	61,741	640	786	16,690	2,246	92,879	―	174,983
	自動車事故対策機構	7,803	380	―	3,341	1,114	1,459	―	14,096
	空港周辺整備機構	2,079	―	2,860	655	208	―	―	5,802
	海上災害防止センター	0	0	1,347	―	398	7	―	1,752
	都市再生機構	650,539	―	21,203	47,016	11,800	1,438,050	―	2,168,608
	奄美群島振興開発基金	3	―	―	161	61	2,790	―	3,013
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,566	―	―	984	618	4,017,738	―	4,022,906
	住宅金融支援機構	181,875	―	―	11,029	4,038	10,436,262	―	10,633,205
環境省	国立環境研究所	10,042	263	3,611	3,053	474	―	―	17,443
	環境再生保全機構	64,369	―	―	1,658	459	22,201	―	88,687
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	－	－	2,180	650	－	－	3,397
合計（104法人）		21,249,785	170,760	260,934	392,944	144,830	33,420,266	50,344	55,689,862

（注）１　平成23年４月１日現在の状況である。
２　予算額は、各法人における平成23年度計画（年度当初予算）による。
３　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
４　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
５　航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
６　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
７　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
８　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
９　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成23年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－3

独立行政法人の平成24年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,280	253	－	509	280	－	－	2,322
	国民生活センター	2,958	－	－	1,197	202	－	－	4,357
	北方領土問題対策協会	1,292	－	55	220	43	－		1,610
総務省	情報通信研究機構	34,539	58	10,500	－	2,205	－	－	47,302
	統計センター	2,458	－	25	6,984	270	－	－	9,737
	平和祈念事業特別基金	1,027	－	－	－	－	－	920	1,947
	郵便貯金･簡易生命保険管理機構	13,499,455	－	－	450	83	3,564,200	－	17,064,188
外務省	国際協力機構	135,632	－	1,553	－	10,106	5	－	147,296
	国際交流基金	14,913	－	－	1,557	751	－	－	17,222
財務省	酒類総合研究所	407	－	32	453	233	－	－	1,125
	造幣局	12,956	6,508	－	9,086	－	－	－	28,550
	国立印刷局	21,212	13,675	－	42,212	－	－	－	77,099
	日本万国博覧会記念機構	1,401	－	－	598	1,747	82	－	3,828
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	254	23	－	739	－	－	－	1,016
	大学入試センター	10,246	－	－	951	58	－	－	11,255
	国立青少年教育振興機構	4,510	200	－	4,538	1,808	－	－	11,056
	国立女性教育会館	370	－	5	－	296	－	－	671
	国立科学博物館	1,647	－	－	1,108	683	－	－	3,438
	物質・材料研究機構	7,373	60	3,028	5,762	737	1,448	－	18,409
	防災科学技術研究所	5,420	4,359	1,101	1,913	163	12,613	－	25,569
	放射線医学総合研究所	10,300	166	－	3,532	393	1,096	－	15,487
	国立美術館	6,593	5,347	－	1,104	1,182	－	－	14,226
	国立文化財機構	5,021	6,884	26	3,079	811	－	－	15,821
	教員研修センター	491	155	－	415	261	－	－	1,322
	科学技術振興機構	96,921	112	3,747	13,302	1,691			115,772
	日本学術振興会	28,264	－	223	985	717	241,634	－	271,823
	理化学研究所	48,607	90	4,588	6,998	2,898	26,854	－	90,036
	宇宙航空研究開発機構	113,888	7,096	35,929	－	6,870	45,156	－	208,939
	日本スポーツ振興センター	40,750	3,755	1,089	3,709	422	79,946	－	129,670
	日本芸術文化振興会	15,422	114	0	2,751	283	－	－	18,570
	日本学生支援機構	13,593	－	81	4,294	1,301	2,305,385	－	2,324,654
	海洋研究開発機構	33,806	241	2,937	2,995	849	6,421	－	47,248
	国立高等専門学校機構	62,424	2,809	－	－	14,040	2,390	－	81,663
	大学評価・学位授与機構	295	－	－	1,017	67	210	－	1,588
	国立大学財務・経営センター	32	－	－	225	95	158,155	－	158,507
	日本原子力研究開発機構	139,968	4,787	1,389	－	15,051	16,129	49,330	226,654
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	103	－	88	489	80	－	－	760
	労働安全衛生総合研究所	675	56	107	1,123	242	－	－	2,203
	勤労者退職金共済機構	328,272	－	－	2,720	296	518,229	－	849,516
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	93,864	1,695	78	38,213	2,932	－	－	136,783
	福祉医療機構	3,714	－	－	2,815	415	182,885	－	189,828
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	680	561	－	2,672	79	－	－	3,992
	労働政策研究・研修機構	798	90	－	1,363	468	－	－	2,719
	労働者健康福祉機構	313,182	2,662	－	11,205	6,922	2,656	－	336,627
	国立病院機構	791,853	88,695	－	－	－	63,715	－	944,264
	医薬品医療機器総合機構	29,466	－	－	731	1,232	－	－	31,429
	医薬基盤研究所	6,625	1,625	－	779	204	74	－	9,305
	年金・健康保険福祉施設整理機構	12,087	－	－	407	46	－	16,197	28,737
	年金積立金管理運用	35,783	－	－	－	535	8,871,327	－	8,907,645
	国立がん研究センター	42,901	5,951	－	－	－	3,135	－	51,987
	国立循環器病研究センター	23,982	534	－	－	－	319	－	24,835
	国立精神・神経医療研究センター	12,371	1,437	－	－	－	208	－	14,016
	国立国際医療研究センター	33,046	5,777	－	－	－	2,069	－	40,893
	国立成育医療研究センター	18,450	1,189	－	－	－	2,301	－	21,940
	国立長寿医療研究センター	8,431	1,190	－	－	－	230	－	9,851

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	881	264	0	5,442	586	－	－	7,173
	種苗管理センター	276	244	57	2,604	298	－	－	3,480
	家畜改良センター	1,502	557	201	6,151	556	－	－	8,967
	水産大学校	549	269	133	1,789	197	－	－	2,937
	農業・食品産業技術総合研究機構	14,917	1,154	6,480	26,360	2,423	－	－	51,334
	農業生物資源研究所	2,560	398	2,611	3,887	387	－	－	9,843
	農業環境技術研究所	769	430	711	1,757	320	－	－	3,988
	国際農林水産業研究センター	1,413	44	282	1,993	126	－	－	3,858
	森林総合研究所	13,907	2,029	1,507	11,194	1,367	36,923	－	66,926
	水産総合研究センター	8,374	5,833	2,832	9,103	788	－	－	26,929
	農畜産業振興機構	290,092	－	－	2,656	646	33,589	－	326,984
	農業者年金基金	141,621	－	－	797	958	75,900	－	219,276
	農林漁業信用基金	213,582	－	－	1,335	593	－	－	215,509
経済産業省	経済産業研究所	1,218	－	－	－	235	－	－	1,453
	工業所有権情報・研修館	8,437	－	－	851	350	－	－	9,638
	日本貿易保険	24,026	－	－	1,247	－	49,267	－	74,540
	産業技術総合研究所	57,167	837	9,628	－	－	12,102	－	79,734
	製品評価技術基盤機構	7,011	283	271	－	853	712	－	9,130
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	120,517	－	7,958	－	8,098	309	－	136,883
	日本貿易振興機構	26,348	－	1,834	－	1,714	－	－	29,896
	原子力安全基盤機構	19,666	－	－	－	2,195	－	－	21,861
	情報処理推進機構	8,350	－	－	－	1,750	－	－	10,099
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	42,120	－	140,115	－	1,818	1,515,611	－	1,699,664
	中小企業基盤整備機構	780,465	－	69	－	1,625	722,237	－	1,504,397
国土交通省	土木研究所	3,858	458	425	4,104	572	－	－	9,417
	建築研究所	556	91	155	940	284	－	－	2,026
	交通安全環境研究所	574	164	473	935	90	－	－	2,236
	海上技術安全研究所	544	95	574	2,151	90	－	－	3,454
	港湾空港技術研究所	245	963	1,005	1,033	94	－	－	3,340
	電子航法研究所	789	39	125	639	45	－	－	1,637
	航海訓練所	1,416	450	－	4,064	190	－	－	6,120
	海技教育機構	370	－	28	2,095	215	－	－	2,708
	航空大学校	1,418	132	－	1,071	239	－	－	2,859
	自動車検査	2,744	1,539	5	5,684	927	153	488	11,540
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	658,262	－	47,079	20,323	7,995	1,141,465	－	1,875,124
	国際観光振興機構	1,103	―	299	1,164	254	―	―	2,820
	水資源機構	59,936	791	1,026	16,129	2,146	92,649	－	172,677
	自動車事故対策機構	7,847	379	－	3,376	1,014	1,539	－	14,155
	空港周辺整備機構	961	－	1,763	391	153	－	－	3,269
	海上災害防止センター	－	－	1,241	－	409	－	－	1,650
	都市再生機構	699,598	－	20,352	44,840	9,950	1,766,500	－	2,541,239
	奄美群島振興開発基金	2	－	－	160	60	2,840	－	3,062
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,459	－	－	974	602	4,536,355	－	4,541,390
	住宅金融支援機構	174,043	－	－	10,472	3,519	7,943,486	－	8,131,520
環境省	国立環境研究所	8,653	263	3,611	3,026	486	－	－	16,039
	環境再生保全機構	62,500	－	－	1,709	480	19,817	－	84,507
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	586	－	－	2,147	622	－	－	3,356
合計（102法人）		19,607,240	185,860	319,431	389,793	138,366	34,060,326	66,935	54,767,951

（注）1　平成24年４月１日現在の状況である。
2　予算額は、各法人における平成24年度計画（年度当初予算）による。
3　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
4　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
5　航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
6　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成24年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－4

独立行政法人の平成25年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,248	－	－	472	242	－	－	1,962
	国民生活センター	1,498	－	－	1,105	196	－	－	2,798
	北方領土問題対策協会	1,203	54	71	204	43	－	－	1,574
総務省	情報通信研究機構	27,598	54,587	11,100	－	2,073	－	－	95,358
	統計センター	1,069	－	17	6,285	274	693	－	8,338
	郵便貯金･簡易生命保険管理機構	12,128,229	－	－	436	54	3,799,304	－	15,928,023
外務省	国際協力機構	137,513	－	1,472	－	10,038	120	－	149,143
	国際交流基金	13,156	－	－	1,421	719	－	－	15,296
財務省	酒類総合研究所	348	－	32	425	235	－	－	1,040
	造幣局	15,068	12,208	－	8,604	－	－	－	35,879
	国立印刷局	19,469	17,000	－	37,693	－	－	－	74,162
	日本万国博覧会記念機構	1,641	－	－	594	1,728	118	－	4,081
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	268	21	－	620	－	－	－	909
	大学入試センター	10,060	－	－	896	128	20	－	11,105
	国立青少年教育振興機構	4,498	198	－	4,089	1,900	－	－	10,685
	国立女性教育会館	374	－	5	－	279	－	－	658
	国立科学博物館	1,542	－	－	1,008	631	－	－	3,181
	物質・材料研究機構	7,565	－	3,028	4,963	714	1,448	－	17,717
	防災科学技術研究所	5,044	221	1,106	1,742	157	8,775		17,044
	放射線医学総合研究所	8,878	345	－	2,912	380	344	－	12,859
	国立美術館	6,599	5,104	－	976	1,077	－	－	13,756
	国立文化財機構	6,132	2,854	26	2,781	801	－	－	12,594
	教員研修センター	468	155	－	403	214	44	－	1,284
	科学技術振興機構	115,712	98	3,284	10,630	1,585	3,143	－	134,452
	日本学術振興会	28,256	－	187	939	708	266,884	－	296,974
	理化学研究所	46,646	370	4,900	6,226	2,825	23,476	－	84,443
	宇宙航空研究開発機構	92,400	2,174	35,145	15,302	3,067	50,532	－	198,621
	日本スポーツ振興センター	43,860	2,313	1,830	3,461	402	82,181	－	134,047
	日本芸術文化振興会	14,998	78	－	2,455	280	－	－	17,811
	日本学生支援機構	14,016	－	－	4,313	1,185	2,445,788	－	2,465,301
	海洋研究開発機構	32,556	1,027	2,406	2,662	740	818	－	40,209
	国立高等専門学校機構	57,511	30,338	－	－	13,903	8,785	－	110,537
	大学評価・学位授与機構	289	－	－	851	62	389	－	1,591
	国立大学財務・経営センター	35	－	－	168	92	158,495	－	158,790
	日本原子力研究開発機構	156,328	5,220	1,382	－	14,207	24,017	118,844	319,999
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	93	－	76	495	75	－	－	739
	労働安全衛生総合研究所	669	56	69	1,128	236	－	－	2,157
	勤労者退職金共済機構	302,845	－	－	2,698	286	474,490	－	780,320
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	86,464	1,752	50	35,051	2,398	－	－	125,715
	福祉医療機構	3,402	－	－	2,601	394	188,435	－	194,832
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	722	－	－	2,422	122	－	－	3,266
	労働政策研究・研修機構	790	180	－	1,196	458	－	－	2,624
	労働者健康福祉機構	306,907	2,661	－	11,176	6,709	2,206	－	329,658
	国立病院機構	820,687	112,258	－	－	－	58,666	－	991,611
	医薬品医療機器総合機構	28,488	－	－	6,212	2,171	－	－	36,871
	医薬基盤研究所	5,994	1,483	－	943	199	67	－	8,685
	年金・健康保険福祉施設整理機構	10,864	－	－	403	34	13,837	9,182	34,321
	年金積立金管理運用	36,407	－	－	－	436	12,833,427	－	12,870,270
	国立がん研究センター	44,364	5,583	－	－	－	2,891	－	52,838
	国立循環器病研究センター	24,194	961	－	－	－	358	－	25,513
	国立精神・神経医療研究センター	12,688	1,045	－	－	－	210	－	13,942
	国立国際医療研究センター	33,734	8,209	－	－	－	2,174	－	44,119
	国立成育医療研究センター	20,888	861	－	－	－	1,264	－	23,013
	国立長寿医療研究センター	8,481	1,433	－	－	－	203	－	10,116

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	801	122	－	5,194	602	－	－	6,720
	種苗管理センター	273	264	48	2,234	292	43	－	3,154
	家畜改良センター	1,478	539	201	539	5,740	36	－	8,532
	水産大学校	545	45	133	1,510	191	－	－	2,425
	農業・食品産業技術総合研究機構	13,041	10,320	6,316	24,373	2,298	－	1,197	57,545
	農業生物資源研究所	2,520	3,830	2,611	3,625	368	－	－	12,954
	農業環境技術研究所	757	2,735	711	1,719	304	－	－	6,227
	国際農林水産業研究センター	1,345	19	282	1,827	120	－	－	3,593
	森林総合研究所	13,547	1,087	1,507	10,226	1,305	35,612	－	63,284
	水産総合研究センター	7,700	4,326	2,832	8,483	828	－	－	24,169
	農畜産業振興機構	374,754	－	－	2,441	626	23,038	－	400,859
	農業者年金基金	132,522	－	－	747	799	84,500	－	218,568
	農林漁業信用基金	206,959	－	－	1,223	566	－	－	208,749
経済産業省	経済産業研究所	1,179	－	－	－	228	－	－	1,407
	工業所有権情報・研修館	8,300	－	－	784	329	－	－	9,412
	日本貿易保険	24,093	－	－	1,247	－	20,129	－	45,469
	産業技術総合研究所	56,352	637	8,059	－	－	11,783	－	76,830
	製品評価技術基盤機構	5,990	2,460	240	－	837	－	－	9,527
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	107,047	－	10,060	－	6,668	－	－	123,774
	日本貿易振興機構	26,372	－	2,205	－	1,644	－	－	30,221
	情報処理推進機構	7,161	－	－	－	1,150	－	－	8,311
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	37,093	－	77,399	－	1,758	2,036,276	－	2,152,526
	中小企業基盤整備機構	792,114	－	54	－	1,554	650,478	－	1,444,204
国土交通省	土木研究所	3,820	458	425	3,784	567	－	－	9,054
	建築研究所	552	86	155	906	281	－	－	1,980
	交通安全環境研究所	643	164	472	862	89	－	－	2,230
	海上技術安全研究所	614	108	411	1,947	88	－	－	3,168
	港湾空港技術研究所	243	155	1,005	937	91	－	－	2,431
	電子航法研究所	792	50	125	581	44	－	－	1,592
	航海訓練所	1,638	450	－	3,588	189	－	－	5,865
	海技教育機構	437	－	28	1,758	212	－	－	2,435
	航空大学校	1,441	93	－	1,018	235	－	－	2,787
	自動車検査	2,650	2,407	5	5,684	972	150	420	12,287
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	589,932	－	20,993	19,243	7,755	875,353	－	1,513,276
	国際観光振興機構	1,150	－	275	1,096	257	－	－	2,778
	水資源機構	58,683	401	1,381	14,493	1,953	95,343	－	172,254
	自動車事故対策機構	7,938	405	－	3,131	1,000	1,571	－	14,044
	空港周辺整備機構	746	－	2,293	301	85	－	－	3,426
	海上災害防止センター	－	－	610	－	209	－	－	819
	都市再生機構	643,104	－	101,129	41,100	9,562	1,331,223	－	2,126,118
	奄美群島振興開発基金	1	－	－	157	58	2,691	－	2,908
	日本高速道路保有・債務返済機構	4,064	－	－	911	460	4,863,422	－	4,868,857
	住宅金融支援機構	168,142	－	－	9,598	3,438	7,454,066	－	7,635,244
環境省	国立環境研究所	8,351	332	3,611	2,896	473	－	－	15,663
	環境再生保全機構	61,430	－	－	1,412	431	13,990	－	77,262
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	18,053	－	－	－	2,286	－	－	20,339
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	563	－	－	1,967	611	－	－	3,141
合計(101法人)		18,147,686	302,340	311,762	372,503	134,010	37,953,306	129,643	57,351,249

（注）１　平成25年４月１日現在の状況である。
　　２　予算額は、各法人における平成25年度計画（年度当初予算）による。
　　３　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
　　４　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
　　５　航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
　　６　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
　　７　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
　　８　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
　　９　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
　　10　国際協力機構の平成25年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料12－5

独立行政法人の平成26年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,232	36	－	508	239	－	－	2,015
	国民生活センター	1,454	－	－	1,181	195	－	－	2,830
	北方領土問題対策協会	1,053	54	74	220	42	108	－	1,551
総務省	情報通信研究機構	26,940	1,880	5,598	－	2,006	－	－	36,424
	統計センター	2,165	－	19	6,196	277	940	－	9,597
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	10,440,358	－	－	473	63	2,710,798	－	13,151,692
外務省	国際協力機構	140,045	－	990	－	10,570	9	－	151,614
	国際交流基金	17,490	－	－	1,644	657	－	－	19,790
財務省	酒類総合研究所	317	－	33	447	237	－	－	1,034
	造幣局	14,267	5,940	－	8,742	－	－	－	28,949
	国立印刷局	21,347	15,722	－	37,907	－	－	－	74,976
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	－	－	－	－
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	341	－	－	644	－	－	－	985
	大学入試センター	10,616	－	－	957	155	20	－	11,748
	国立青少年教育振興機構	4,481	－	－	4,326	1,919	－	－	10,725
	国立女性教育会館	363	－	5	189	95	－	－	652
	国立科学博物館	1,508	－	－	1,076	611	－	－	3,195
	物質・材料研究機構	6,563	0	3,028	5,467	691	1,448	－	17,196
	防災科学技術研究所	5,413	0	1,110	1,858	150	1,826	－	10,356
	放射線医学総合研究所	8,112	262	－	3,145	402	360	－	12,281
	国立美術館	6,480	3,596	－	1,083	1,003	－	－	12,162
	国立文化財機構	5,454	2,990	26	3,100	1,008	－	－	12,578
	教員研修センター	473	276	－	403	207	24	－	1,384
	科学技術振興機構	120,211	44	0	11,627	1,582	2,102	－	135,567
	日本学術振興会	27,081	0	191	847	625	231,013	－	259,755
	理化学研究所	43,957	227	4,744	6,787	2,735	24,977	－	83,428
	宇宙航空研究開発機構	93,601	791	33,528	16,562	2,970	41,529	－	188,981
	日本スポーツ振興センター	70,850	1,489	2,121	3,591	529	100,452	－	179,033
	日本芸術文化振興会	14,578	1,135	13	2,773	266	－	－	18,765
	日本学生支援機構	15,438	－	11	4,303	1,179	2,267,147	－	2,288,077
	海洋研究開発機構	31,392	723	2,011	2,889	741	247	－	38,003
	国立高等専門学校機構	61,803	3,097	－	－	13,662	2,390	－	80,952
	大学評価・学位授与機構	341	－	－	827	90	520	－	1,778
	国立大学財務・経営センター	39	－	－	182	87	157,783	－	158,090
	日本原子力研究開発機構	165,645	6,859	1,382	－	14,290	37,242	117,199	342,617
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	93	－	107	479	74	－	－	753
	労働安全衛生総合研究所	662	121	32	1,098	231	－	－	2,144
	勤労者退職金共済機構	298,552	－	－	2,701	277	449,503	－	751,034
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	90,777	2,892	28	36,305	3,921	－	－	133,923
	福祉医療機構	3,445	－	－	2,595	367	190,685	－	197,091
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,040	100	－	2,504	69	－	－	3,713
	労働政策研究・研修機構	781	288	－	1,297	450	－	－	2,816
	労働者健康福祉機構	310,126	2,640	0	11,384	6,607	1,850	－	332,607
	国立病院機構	849,461	128,954	－	－	－	54,179	－	1,032,593
	医薬品医療機器総合機構	23,385	－	－	7,309	1,465	－	－	32,159
	医薬基盤研究所	6,762			936	223	49	－	7,970
	地域医療機能推進機構	302,913	36,900	－	－	－	3,953	－	343,765
	年金積立金管理運用	37,772	－	－	－	1,127	14,666,117	－	14,705,016
	国立がん研究センター	47,732	7,224	－	－	－	3,240	－	58,195
	国立循環器病研究センター	25,537	5,542	－	－	－	351	－	31,430
	国立精神・神経医療研究センター	12,757	957	－	－	－	224	－	13,938
	国立国際医療研究センター	33,930	8,747	－	－	－	2,088	－	44,765
	国立成育医療研究センター	22,183	1,622	－	－	－	1,208	－	25,014
	国立長寿医療研究センター	9,090	488	－	－	－	216	－	9,794

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	805	75	－	5,519	559	－	－	6,958
	種苗管理センター	275	264	44	2,338	284	－	－	3,206
	家畜改良センター	1,475	212	202	6,072	530	－	－	8,493
	水産大学校	552	220	133	1,651	188	－	－	2,744
	農業・食品産業技術総合研究機構	16,933	401	6,266	26,874	2,216	－	5,332	58,022
	農業生物資源研究所	2,449	113	2,611	3,889	355	－	－	9,416
	農業環境技術研究所	832	124	711	1,845	293	－	－	3,805
	国際農林水産業研究センター	1,298	42	282	2,073	116	－	－	3,811
	森林総合研究所	12,008	81	846	10,928	1,248	34,965	－	60,077
	水産総合研究センター	7,081	171	2,832	9,074	723	760	－	20,641
	農畜産業振興機構	337,988	－	－	2,489	610	20,460	－	361,548
	農業者年金基金	126,754	－	－	756	795	83,100	－	211,406
	農林漁業信用基金	214,803	－	－	1,320	563	－	－	216,686
経済産業省	経済産業研究所	1,225	－	－	－	221	－	－	1,446
	工業所有権情報・研修館	9,816	－	－	785	335	－	－	10,936
	日本貿易保険	24,143	－	－	1,247	－	19,908	－	45,298
	産業技術総合研究所	58,765	－	6,772	－	－	11,694	－	77,231
	製品評価技術基盤機構	5,999	15,214	257	－	1,072	－	－	22,542
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	143,279	－	127	－	6,947	－	－	150,353
	日本貿易振興機構	27,776	－	4,527	－	1,617	－	－	33,920
	情報処理推進機構	7,796	－	－	－	1,156	－	－	8,952
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	36,937	－	69,957	－	1,740	2,031,189	－	2,139,822
	中小企業基盤整備機構	805,833	－	－	－	1,535	555,510	－	1,362,878
国土交通省	土木研究所	3,782	435	425	4,191	563	－	－	9,395
	建築研究所	548	82	155	966	278	－	－	2,029
	交通安全環境研究所	682	341	472	956	87	－	－	2,538
	海上技術安全研究所	525	211	439	2,091	88	－	－	3,354
	港湾空港技術研究所	244	320	1,005	980	90	－	－	2,639
	電子航法研究所	811	74	128	699	43	－	－	1,755
	航海訓練所	1,773	46	－	3,773	193	－	－	5,785
	海技教育機構	409	0	28	1,990	214	－	－	2,641
	航空大学校	1,499	72	－	1,049	235	－	－	2,855
	自動車検査	3,151	2,429	－	5,779	883	153	16	12,411
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	469,991	－	9,283	18,904	7,492	1,330,015	－	1,835,685
	国際観光振興機構	1,157	－	285	1,180	237	－	－	2,859
	水資源機構	69,930	409	1,147	15,756	1,910	90,063	－	179,215
	自動車事故対策機構	8,175	404	－	3,372	975	1,444	－	14,370
	空港周辺整備機構	597	－	2,048	312	83	－	－	3,040
	都市再生機構	695,689	－	102,854	39,368	9,072	1,355,042	－	2,202,024
	奄美群島振興開発基金	0	－	－	157	58	2,712	－	2,928
	日本高速道路保有・債務返済機構	12,507	－	－	963	469	4,658,307	－	4,672,245
	住宅金融支援機構	156,902	－	－	10,046	3,623	7,109,231		7,279,802
環境省	国立環境研究所	8,149	363	3,611	3,207	459	－	－	15,791
	環境再生保全機構	54,767	－	－	1,456	434	8,863	－	65,520
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	577			2,034	678			3,290
	合計（99法人）	16,775,093	263,699	272,498	392,651	125,361	38,268,014	122,547	56,219,862

（注）１　平成26年４月１日現在の状況である。
２　予算額は、各法人における平成2526年度計画（年度当初予算）による。
３　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
４　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
５　航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。
６　人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。
７　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
８　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
９　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成26年度計画における予算額（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料13

平成26年度独立行政法人に対する財政支出

（単位：百万円）

法人名	25年度当初	26年度政府案	増減	
国立公文書館	1,990	1,996	5	0.3%
国民生活センター	2,687	2,717	29	1.1%
北方領土問題対策協会	1,443	1,370	△ 73	△5.0%
統計センター	7,616	8,631	1,015	13.3%
情報通信研究機構	36,315	32,196	△ 4,119	△11.3%
国際交流基金	12,495	12,441	△ 54	△0.4%
国際協力機構	198,820	199,753	933	0.5%
酒類総合研究所	965	956	△ 9	△0.9%
国立科学博物館	2,773	2,783	10	0.4%
国立女性教育会館	530	522	△ 9	△1.6%
国立特別支援教育総合研究所	904	981	77	8.5%
教員研修センター	1,141	1,239	98	8.6%
科学技術振興機構	126,403	122,239	△ 4,165	△3.3%
日本学術振興会	268,317	257,652	△ 10,665	△4.0%
物質・材料研究機構	14,185	13,634	△ 551	△3.9%
理化学研究所	78,833	78,024	△ 809	△1.0%
放射線医学総合研究所	10,634	10,055	△ 579	△5.4%
防災科学技術研究所	15,538	8,846	△ 6,692	△43.1%
宇宙航空研究開発機構	196,121	186,481	△ 9,640	△4.9%
日本スポーツ振興センター	10,471	8,336	△ 2,135	△20.4%
日本芸術文化振興会	13,362	14,312	950	7.1%
国立美術館	12,650	11,056	△ 1,594	△12.6%
国立文化財機構	11,246	11,229	△ 16	△0.1%
大学評価・学位授与機構	1,195	1,250	56	4.7%
国立大学財務・経営センター	294	306	13	4.4%
国立高等専門学校機構	58,876	63,047	4,171	7.1%
日本学生支援機構	133,140	123,026	△ 10,115	△7.6%
海洋研究開発機構	36,294	34,482	△ 1,812	△5.0%
日本原子力研究開発機構	176,025	182,931	6,905	3.9%
国立青少年教育振興機構	9,137	9,162	25	0.3%
国立健康・栄養研究所	659	671	12	1.8%
勤労者退職金共済機構	8,898	8,898	△ 0	△0.0%
福祉医療機構	35,952	35,422	△ 530	△1.5%
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,845	2,009	165	8.9%
労働政策研究・研修機構	2,563	2,755	192	7.5%
高齢・障害・求職者雇用支援機構	79,137	84,763	5,626	7.1%
労働者健康福祉機構	28,556	29,393	837	2.9%
医薬品医療機器総合機構	1,775	2,118	343	19.3%
国立病院機構	23,337	20,175	△ 3,162	△13.5%
医薬基盤研究所	8,379	7,543	△ 837	△10.0%
労働安全衛生総合研究所	2,070	2,092	22	1.0%
国立がん研究センター	7,496	7,371	△ 125	△1.7%
国立循環器病研究センター	4,605	4,316	△ 289	△6.3%
国立精神・神経医療研究センター	5,014	4,507	△ 507	△10.1%
国立国際医療研究センター	7,267	7,010	△ 257	△3.5%
国立成育医療研究センター	4,122	3,715	△ 407	△9.9%
国立長寿医療研究センター	3,713	3,194	△ 518	△14.0%
農林水産消費安全技術センター	6,544	6,691	147	2.2%
農畜産業振興機構	87,252	97,559	10,308	11.8%
種苗管理センター	2,867	2,919	52	1.8%
家畜改良センター	7,145	7,387	242	3.4%
農業者年金基金	124,901	124,052	△ 850	△0.7%
農業生物資源研究所	6,492	6,729	237	3.7%
農業環境技術研究所	2,938	3,118	180	6.1%
国際農林水産業研究センター	3,170	3,478	309	9.7%
農林漁業信用基金	4,719	2,663	△ 2,056	△43.6%
森林総合研究所	35,499	35,316	△ 182	△0.5%
水産大学校	1,673	1,980	307	18.4%
水産総合研究センター	15,020	15,271	251	1.7%
農業・食品産業技術総合研究機構	38,394	39,466	1,071	2.8%
経済産業研究所	1,403	1,443	40	2.8%
日本貿易振興機構	25,782	28,686	2,904	11.3%
産業技術総合研究所	59,771	62,466	2,695	4.5%
新エネルギー・産業技術総合開発機構	121,052	148366	27,314	22.6%

製品評価技術基盤機構	6,701	6,949	248	3.7%
情報処理推進機構	3,671	4,124	453	12.3%
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	269,651	231,917	△ 37,734	△14.0%
原子力安全基盤機構	20,123	－	△20,123	△100.0%
工業所有権情報・研修館	9,312	9,485	173	1.9%
中小企業基盤整備機構	23,333	21,629	△ 1,703	△7.3%
土木研究所	8,559	8,900	342	4.0%
建築研究所	1,778	1,827	48	2.7%
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	92,339	96,144	3,805	4.1%
国際観光振興機構	1,837	1,912	75	4.1%
交通安全環境研究所	1,732	2,040	308	17.8%
海上技術安全研究所	2,688	2,844	155	5.8%
航海訓練所	5,646	5,397	△ 248	△4.4%
港湾空港技術研究所	1,330	1,378	49	3.6%
航空大学校	2,078	2,100	22	1.1%
電子航法研究所	1,445	1,604	160	11.0%
水資源機構	30,530	36,006	5,476	17.9%
自動車事故対策機構	10,482	10,615	134	1.3%
自動車検査	3,237	3,257	20	0.6%
空港周辺整備機構	245	166	△ 79	△32.3%
奄美群島振興開発基金	200	200	－	－
都市再生機構	38,805	32,635	△ 6,170	△15.9%
日本高速道路保有・債務返済機構	64,726	23,055	△ 41,671	△64.4%
海技教育機構	2,200	2,385	185	8.4%
住宅金融支援機構	46,434	27,517	△ 18,917	△40.7%
国立環境研究所	12,237	12,353	116	0.9%
環境再生保全機構	21,171	14,940	△ 6,231	△29.4%
駐留軍等労働者労務管理機構	3,141	3,290	149	4.7%
合計	2,896,043	2,779,865	△ 116,178	△4.0%

（注）
1.「独立行政法人及び公益法人向け財政支出等の概要」（財務省平成26年1月現在）による。
2. 計数は、それぞれ四捨五入している。

資料14－1

独立行政法人の平成20年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,833	－	－	－	6	－	－	－	－	1,839
	国民生活センター	12,842	－	724	－	128	－	－	－	－	13,694
	北方領土問題対策協会	652	144	－	58	79	－	－	－	－	934
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,454	－	6,888	8	－	－	30	－	－	11,380
総務省	情報通信研究機構	35,330	586	49	14,823	230	2,860	1,298	－	－	55,176
	統計センター	9,399	－	－	15	753	－	100	4	－	10,272
	平和祈念事業特別基金	750	－	－	－	9,540	－	0	－	－	10,290
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	20,492,057	－	5,723,846	－	－	26,215,903
外務省	国際協力機構	153,786	－	－	2,745	1,132	－	8,867	－	3	166,532
	国際交流基金	12,892	－	－	1,095	3,320	－	－	－	－	17,308
財務省	酒類総合研究所	1,171	－	－	54	48	－	－	－	－	1,273
	造幣局	－	－	－	－	25,496	－	－	－	－	25,496
	国立印刷局	－	－	－	－	81,922	－	－	－	－	81,922
	通関情報処理センター	－	－	－	－	5,180	－	13	－	－	5,193
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,554	－	－	－	－	3,554
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,176	－	48	6	12	－	－	76	－	1,318
	大学入試センター	422	－	－	1	10,919	－	－	－	－	11,342
	国立青少年教育振興機構	10,477	－	245	106	1,158	9	157	94	－	12,246
	国立女性教育会館	645	－	82	11	108	－	6	－	－	852
	国立国語研究所	1,111	－	－	41	25	－	－	－	－	1,178
	国立科学博物館	3,125	－	29	－	648	－	－	－	－	3,803
	物質・材料研究機構	15,429	1,068	314	2,641	391	－	－	－	－	19,843
	防災科学技術研究所	8,433	－	245	1,811	235	－	－	－	－	10,724
	放射線医学総合研究所	12,407	－	1,321	1,215	3,018	－	－	－	－	17,961
	国立美術館	5,790	－	9,250	－	1,379	－	－	－	－	16,419
	国立文化財機構	8,771	－	1,872	514	1,913	－	－	－	－	13,070
	教員研修センター	1,439	－	192	1	158	－	－	－	－	1,790
	科学技術振興機構	105,058	－	－	2,213	8,802	－	－	676	－	116,749
	日本学術振興会	28,859	125,946	－	1,000	422	－	－	－	－	156,227
	理化学研究所	60,139	24,441	10,721	10,486	790	－	－	－	－	106,576
	宇宙航空研究開発機構	130,227	51,410	6,300	40,188	830	－	－	－	－	228,955
	日本スポーツ振興センター	7,071	2,563	1,821	125	115,480	－	949	－	184	128,193
	日本芸術文化振興会	11,023	－	874	25	4,868	－	－	－	－	16,790
	日本学生支援機構	19,289	53,143	48	266	21,018	971,693	356,700	－	－	1,422,157
	海洋研究開発機構	38,431	11	330	4,473	2,766	－	－	－	－	46,010
	国立高等専門学校機構	67,659	－	7,089	－	16,993	－	－	－	152	91,893
	大学評価・学位授与機構	1,896	－	－	266	223	－	－	－	－	2,384
	国立大学財務・経営センター	496	－	－	3	39,023	65,797	80,837	－	－	186,156
	メディア教育開発センター	1,927	－	－	－	149	－	－	－	－	2,076
	日本原子力研究開発機構	168,697	4,285	15,356	17,509	2,503	－	9,422	－	－	217,772
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	791	－	－	92	77	－	－	114	－	1,073
	労働安全衛生総合研究所	2,516	－	251	66	18	－	－	－	－	2,851
	勤労者退職金共済機構	3,519	7,219	－	－	502,181	－	1,095	－	－	514,013
	高齢・障害者雇用支援機構	17,458	29,577	33	－	18,046	－	－	－	－	65,113
	福祉医療機構	4,281	62,689	－	－	228,807	－	11,707	－	－	307,485
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,596	43	75	1	1,592	－	－	－	－	4,307
	労働政策研究・研修機構	3,045	－	184	－	－	－	77	－	－	3,307
	雇用・能力開発機構	76,910	30,920	1,509	1,373	435,155	－	－	－	－	545,866
	労働者健康福祉機構	10,666	18,176	8,832	104	257,490	4,316	8,380	－	－	307,965
	国立病院機構	47,854	－	3,600	－	757,814	－	57,539	－	－	866,807
	医薬品医療機器総合機構	611	188	－	2,191	12,863	－	68	－	－	15,921
	医薬基盤研究所	11,283	－	1,150	484	442	1,200	122	－	－	14,681
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	54,620	－	－	42,278	－	96,898
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	△ 9,347,931	12,547,802	5,427,546	－	－	8,627,417
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,555	－	1,380	74	66	－	400	485	－	9,960
	種苗管理センター	3,006	－	186	88	140	－	－	235	－	3,655
	家畜改良センター	8,072	－	390	409	989	－	－	543	－	10,403
	水産大学校	2,100	－	19	128	566	－	－	204	－	3,017
	農業・食品産業技術総合研究機構	49,632	19	2,008	9,452	782	716	206	－	－	62,816
	農業生物資源研究所	7,209	－	278	4,824	26	－	589	679	－	13,604
	農業環境技術研究所	3,306	－	48	1,671	3	－	－	－	－	5,028
	国際農林水産業研究センター	3,601	327	38	558	10	－	－	64	－	4,598
	森林総合研究所	10,180	42,117	342	1,964	26,708	26,852	－	－	－	108,162
	水産総合研究センター	17,273	10	3,368	4,831	2,413	－	－	894	－	28,790
	農畜産業振興機構	2,284	111,409	－	－	114,289	50,277	43,685	－	－	321,943
	農業者年金基金	3,890	125,337	－	－	15,461	258,300	－	－	－	402,988
	農林漁業信用基金	－	6,874	－	3	67,687	6,467	－	－	－	81,031
経済産業省	経済産業研究所	1,708	－	－	7	6	－	1	－	－	1,721
	工業所有権情報・研修館	13,659	－	－	－	83	－	0	－	－	13,742
	日本貿易保険	－	－	－	－	13,278	－	79,321	38,822	－	131,420
	産業技術総合研究所	65,925	－	9,269	20,616	5,968	－	－	－	－	101,778
	製品評価技術基盤機構	7,466	－	117	594	1,929	－	－	－	－	10,107
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	154,826	53,784	－	4,709	5,269	2,100	2,825	－	－	223,513

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
	日本貿易振興機構	23,885	2,554	－	5,694	4,772	－	－	－	－	36,905
	原子力安全基盤機構	22,506	－	－	93	1,283	－	－	－	－	23,882
	情報処理推進機構	5,006	－	－	124	3,448	－	－	－	－	8,578
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	27,494	2,262	－	97,247	16,396	748,605	650,056	－	－	1,542,058
	中小企業基盤整備機構	21,641	169	524	4,666	698,965	13,188	570,080	－	－	1,309,234
国土交通省	土木研究所	9,492	－	738	592	122	－	－	－	－	10,943
	建築研究所	2,011	－	87	194	63	－	－	－	－	2,356
	交通安全環境研究所	1,731	－	407	861	31	－	－	－	－	3,030
	海上技術安全研究所	2,961	－	549	1,411	54	－	－	－	－	4,976
	港湾空港技術研究所	1,340	－	398	1,726	89	－	－	－	－	3,553
	電子航法研究所	1,640	－	63	238	3	－	－	－	－	1,944
	航海訓練所	6,567	－	48	5	68	－	－	－	－	6,688
	海技教育機構	2,745	－	107	29	181	－	－	－	－	3,063
	航空大学校	2,773	－	96	－	210	－	－	－	－	3,079
	自動車検査	1,544	－	3,917	－	9,646	－	－	－	－	15,107
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	620	223,601	－	33,090	944,197	533,591	－	－	－	1,735,098
	国際観光振興機構	2,017	－	－	－	1,533	－	－	－	－	3,550
	水資源機構	－	48,992	－	1,345	177,710	19,598	－	－	－	247,645
	自動車事故対策機構	8,105	2,957	791	－	2,282	－	866	－	－	15,000
	空港周辺整備機構	－	1,795	－	5,032	1,174	469	－	－	－	8,470
	海上災害防止センター	－	－	－	1,740	84	－	－	－	－	1,824
	都市再生機構	－	81,320	－	18,102	1,128,832	1,812,457	－	－	－	3,040,711
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	350	602	2,293	－	－	3,245
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	5,695	－	－	1,916,745	3,056,789	－	－	－	4,979,228
	住宅金融支援機構	－	177,797	－	－	1,752,012	2,217,173	4,791,147	－	－	8,938,129
環　境　省	国立環境研究所	9,675	－	668	3,631	－	－	21	－	－	13,995
	環境再生保全機構	2,197	25,811	－	10	69,262	9,298	－	－	－	106,577
防　衛　省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,768	－	－	－	6	－	－	－	－	3,773
	合計（101法人）	1,646,046	1,317,007	113,499	331,768	20,763,641	22,350,159	17,830,249	85,168	339	64,437,871

（注）1　決算額は、各法人における平成20年度決算報告書による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4　海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5　出資金・借入金等には、債券を含む。
6　その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成20年度決算（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
11　通関情報処理センターについては平成20年10月1日付で解散したため、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

資料14－2

独立行政法人の平成21年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	2,074	－	－	－	5	－	－	20	－	2,099
	国民生活センター	3,202	－	－	－	217	－	－	798	－	4,216
	北方領土問題対策協会	648	131	4	61	74	－	－	－	－	918
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,718	－	6,832	－	－	－	42	－	－	12,592
総務省	情報通信研究機構	34,200	657	47	5,913	414	1,420	1,068	－	－	43,718
	統計センター	10,350	－	－	20	749	－	1	0	－	11,120
	平和祈念事業特別基金	698	－	－	－	1,839	－	－	－	－	2,537
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	18,973,921	－	5,666,150	－	－	24,640,071
外務省	国際協力機構	161,652	－	－	2,666	4,189	－	64,816	－	190	233,513
	国際交流基金	12,569			1,622	3,642	－	－	－	－	17,833
財務省	酒類総合研究所	1,142	－	－	49	52	－	－	－	－	1,242
	造幣局	－	－	－	－	33,712	－	－	－	－	33,712
	国立印刷局	－	－	－	－	83,502	－	－	－	－	83,502
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,993	－	－	－	－	3,993
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,260	―	25	5	41	―	―	158	―	1,490
	大学入試センター	254	―	―	1	11,121	―	―	―	―	11,377
	国立青少年教育振興機構	10,138	―	4,514	113	1,247	7	157	101	―	16,278
	国立女性教育会館	630	―	108	15	109	―	1	―	―	862
	国立国語研究所	510	―	―	13	20	―	―	―	―	542
	国立科学博物館	3,120	25	2,187	―	703	―	―	―	―	6,035
	物質・材料研究機構	15,049	1,572	373	2,936	498	―	―	―	―	20,429
	防災科学技術研究所	8,230	80	391	1,090	201	―	―	―	―	9,990
	放射線医学総合研究所	11,712	―	3,967	845	2,641	―	―	―	―	19,164
	国立美術館	5,773	1,049	7,205	―	1,314	―	―	―	―	15,342
	国立文化財機構	8,367	548	2,331	525	2,038	―	―	―	―	13,808
	教員研修センター	1,381	―	192	1	157	―	―	―	―	1,732
	科学技術振興機構	107,459	―	31	4,745	8,886	―	―	290	―	121,411
	日本学術振興会	29,167	282,786	―	938	456	―	―	―	―	313,348
	理化学研究所	59,190	30,169	14,554	13,241	745	―	―	―	―	117,899
	宇宙航空研究開発機構	143,414	50,703	8,178	43,206	721	―	―	―	―	246,223
	日本スポーツ振興センター	6,026	3,190	2,659	328	100,644	―	6,045	―	474	119,366
	日本芸術文化振興会	10,985	5,178	1,803	11	4,751	―	―	―	―	22,728
	日本学生支援機構	26,172	57,788	47	652	24,961	1,191,620	400,960	―	―	1,702,200
	海洋研究開発機構	38,560	211	560	6,211	3,191	―	―	―	―	48,734
	国立高等専門学校機構	66,982	―	8,753	―	22,105	―	―	―	118	97,958
	大学評価・学位授与機構	1,858	―	―	―	275	―	20	―	―	2,152
	国立大学財務・経営センター	482	―	―	12	7,527	56,395	111,946	―	―	176,362
	日本原子力研究開発機構	169,111	7,905	10,001	19,441	2,906	―	9,458	―	―	218,823
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	789	－	－	61	96	－	－	117	－	1,064
	労働安全衛生総合研究所	2,536	－	224	133	19	－	－	－	－	2,911
	勤労者退職金共済機構	3,270	6,456	－	－	521,052	－	1,130	－	－	531,909
	高齢・障害者雇用支援機構	17,756	25,552	61	－	15,583	－	－	－	－	58,952
	福祉医療機構	4,138	61,770	－	－	211,101	－	12,145	－	－	289,154
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,382	25	68	1	1,781	－	－	－	－	4,258
	労働政策研究・研修機構	2,892	－	302	－	－	－	70	－	－	3,264
	雇用・能力開発機構	72,955	37,454	1,441	1,780	404,895	－	－	－	－	518,525
	労働者健康福祉機構	10,694	26,687	1,439	484	265,059	3,718	8,088	－	－	316,170
	国立病院機構	45,972	－	4,105	－	776,464	－	55,739	－	－	882,281
	医薬品医療機器総合機構	570	478	－	2,134	29,492	－	37	－	－	32,711
	医薬基盤研究所	11,152	－	262	548	491	796	111	－	－	13,359
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	55,822	－	－	54,722	－	110,545
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	9,185,332	438,941	4,385,630	－	－	14,009,903
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,544	17	111	33	57	－	－	343	－	8,104
	種苗管理センター	3,011	－	200	60	149	－	116	170	－	3,706
	家畜改良センター	8,160	－	302	348	1,077	－	－	524	－	10,412
	水産大学校	2,042	―	565	170	587	―	―	161	―	3,524
	農業・食品産業技術総合研究機構	48,148	100	2,989	9,947	1,731	556	73	―	―	63,544
	農業生物資源研究所	7,210	4	220	4,674	384	－	－	1,212	－	13,705
	農業環境技術研究所	3,155	173	79	1,504	4	－	－	－	－	4,915
	国際農林水産業研究センター	3,756	319	83	482	22	―	―	81	―	4,744
	森林総合研究所	10,124	48,013	338	2,569	24,244	24,415	－	－	－	109,703
	水産総合研究センター	16,655	783	4,467	4,299	2,225	―	―	1,133	―	29,560
	農畜産業振興機構	2,222	128,835	－	－	133,417	66,323	47,333	－	－	378,129
	農業者年金基金	3,791	124,980	－	－	14,875	83,100	－	－	－	226,745
	農林漁業信用基金	－	11,506	－	2	78,519	10,945	－	－	－	100,972
経済産業省	経済産業研究所	1,788	－	－	6	6	－	－	－	－	1,801
	工業所有権情報・研修館	13,249	－	－	－	109	－	0	－	－	13,357
	日本貿易保険	－	－	－	－	15,210	－	59,503	44,192	－	118,905
	産業技術総合研究所	66,555	－	17,963	21,547	8,281	－	－	－	54	114,400
	製品評価技術基盤機構	7,392	－	246	375	1,934	－	－	－	－	9,946
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	190,299	45,059	－	64,022	4,613	5,500	965	－	－	310,457

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
	日本貿易振興機構	23,319	3,811	－	6,602	3,620	－	－	－	－	37,351
	原子力安全基盤機構	22,190	－	－	－	1,527	－	－	－	－	23,718
	情報処理推進機構	4,842	－	－	153	3,304	－	420	－	－	8,720
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	24,523	2,838	5,011	97,134	24,823	996,928	694,980	－	－	1,846,236
	中小企業基盤整備機構	21,303	709	－	4,438	908,000	38,322	647,480	－	－	1,620,252
国土交通省	土木研究所	9,330	－	543	450	183	－	－	－	－	10,507
	建築研究所	2,011	－	232	172	54	－	－	－	－	2,469
	交通安全環境研究所	1,762	－	224	691	－	－	28	－	－	2,705
	海上技術安全研究所	2,947	－	601	828	115	－	－	－	－	4,491
	港湾空港技術研究所	1,337	－	1,349	1,412	－	－	74	－	－	4,172
	電子航法研究所	1,618	－	－	127	－	－	6	－	－	1,750
	航海訓練所	6,283	－	－	6	32	－	93	－	－	6,415
	海技教育機構	2,753	－	74	32	185	－	－	－	－	3,044
	航空大学校	2,660	－	100	－	129	－	－	－	－	2,889
	自動車検査	1,373	－	3,615	－	9,308	－	20	－	－	14,315
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	610	261,539	－	43,722	937,395	531,357	－	－	－	1,774,623
	国際観光振興機構	1,999	－	－	－	1,635	－	－	－	－	3,634
	水資源機構	－	51,860	－	1,105	159,422	22,399	－	－	－	234,786
	自動車事故対策機構	7,819	3,004	453	－	2,318	－	799	－	－	14,393
	空港周辺整備機構	－	1,043	－	4,392	1,083	1,002	－	－	－	7,521
	海上災害防止センター	－	－	－	1,639	112	－	－	－	－	1,751
	都市再生機構	－	76,365	－	24,837	1,057,893	786,372	－	－	－	1,945,467
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	304	334	2,369	－	－	3,007
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	20	－	－	1,510,823	2,463,042	－	－	－	3,973,884
	住宅金融支援機構	－	531,405	－	－	2,144,022	2,850,103	5,345,900	－	－	10,871,430
環境省	国立環境研究所	9,292	－	1,653	3,478	－	－	25	－	－	14,448
	環境再生保全機構	2,114	27,478	－	1	62,410	10,999	－	－	－	103,001
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,657	－	－	－	5	－	－	－	－	3,661
計	合計（99法人）	1,682,032	1,920,275	124,081	411,058	37,886,898	9,584,593	17,523,798	104,022	836	69,237,595

（注）1　決算額は、各法人における平成21年度決算報告書による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4　海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5　出資金・借入金等には、債券を含む。
6　その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成21年度決算（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
11　国立国語研究所については平成21年10月1日付で解散したため、平成21年4月1日から平成21年9月30日までの6ヶ月決算になっている。

資料14－3

独立行政法人の平成22年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	2,220	－	13	－	5	－	－	－	－	2,238
	国民生活センター	3,202	－	－	－	219	－	－	817	－	4,237
	北方領土問題対策協会	655	135	136	53	68	－	－	－	－	1,047
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	8,167	－	2,849	－	－	－	81	－	－	11,097
総務省	情報通信研究機構	30,900	552	4,852	15,988	242	1,260	947	－	－	54,740
	統計センター	9,784	－	－	15	752	－	6	0	－	10,556
	平和祈念事業特別基金	354	－	－	－	15,116	－	－	－	－	15,470
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	16,627,810	－	4,800,106	－	－	21,427,916
外務省	国際協力機構	151,726	－	－	2,011	3,464	－	90,789	－	12	248,001
	国際交流基金	12,851	－	－	644	3,066	－	－	－	－	16,561
財務省	酒類総合研究所	1,064	－	－	27	50	－	－	－	－	1,142
	造幣局	－	－	－	－	28,376	－	－	－	－	28,376
	国立印刷局	－	－	－	－	79,713	－	－	－	－	79,713
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	4,197	－	－	－	－	4,197
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,138	－	32	7	15	－	－	205	－	1,397
	大学入試センター	80	－	－	1	11,233	－	－	－	－	11,314
	国立青少年教育振興機構	9,761	－	4,689	89	1,629	8	－	237	－	16,414
	国立女性教育会館	590	－	1,681	14	78	－	5	－	－	2,369
	国立科学博物館	3,044	25	2,609	－	749	－	－	－	－	6,427
	物質・材料研究機構	14,051	1,589	2,699	4,546	666	－	－	－	－	23,550
	防災科学技術研究所	7,973	117	326	1,171	158	－	46	－	－	9,791
	放射線医学総合研究所	11,444	69	543	602	2,482	－	－	－	－	15,140
	国立美術館	5,859	－	7,836	－	1,445	－	－	－	－	15,140
	国立文化財機構	8,192	136	5,094	518	1,723	－	－	－	－	15,663
	教員研修センター	1,215	－	192	1	160	－	－	－	－	1,568
	科学技術振興機構	102,662	－	25,484	6,149	9,052	－	－	454	－	143,801
	日本学術振興会	28,021	146,228	－	185	－	－	874	－	－	175,308
	理化学研究所	58,312	43,281	9,778	13,224	1,423	－	－	－	－	126,019
	宇宙航空研究開発機構	130,392	57,420	5,753	48,204	917	－	－	－	－	242,686
	日本スポーツ振興センター	5,945	2,562	2,674	969	106,709	－	8,978	－	724	128,560
	日本芸術文化振興会	10,570	4,493	3,081	39	4,354	－	－	－	－	22,537
	日本学生支援機構	17,839	50,771	－	727	29,606	1,580,579	456,651	－	－	2,136,173
	海洋研究開発機構	36,337	3,427	450	3,143	1,808	－	－	－	－	45,165
	国立高等専門学校機構	66,281	－	1,625	－	14,075	－	4,204	－	－	86,185
	大学評価・学位授与機構	1,754	－	－	－	208	－	15	－	－	1,978
	国立大学財務・経営センター	455	－	－	－	6,228	41,454	97,229	－	－	145,366
	日本原子力研究開発機構	167,937	9,452	6,981	13,004	5,440	－	9,515	－	－	212,328
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	739	－	－	61	78	－	－	170	－	1,047
	労働安全衛生総合研究所	2,075	－	231	270	17	－	－	－	－	2,593
	勤労者退職金共済機構	－	8,480	－	－	555,738	－	1,305	－	－	565,524
	高齢・障害者雇用支援機構	14,679	16,381	－	－	13,770	－	－	－	－	44,830
	福祉医療機構	4,121	56,962	－	－	455,190	－	15,329	－	－	531,601
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,264	15	340	2	1,836	－	－	－	－	4,456
	労働政策研究・研修機構	2,769	－	62	－	－	－	66	－	－	2,897
	雇用・能力開発機構	61,946	28,708	935	2,201	372,208	－	－	－	－	465,999
	労働者健康福祉機構	9,477	20,552	2,493	763	275,611	3,015	10,429	－	－	322,339
	国立病院機構	43,682	－	2,364	－	828,463	17,200	56,359	－	－	948,067
	医薬品医療機器総合機構	443	10,244	－	2,000	24,378	－	84	－	－	37,150
	医薬基盤研究所	9,742	－	56	518	544	398	111	－	－	11,369
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	58,120	－	－	60,123	－	118,244
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	△ 299,654	656,271	6,854,607	－	－	7,211,224
	国立がん研究センター	8,803	－	－	－	77,299	－	－	－	－	86,102
	国立循環器病研究センター	5,902	－	－	－	32,371	120	－	－	－	38,393
	国立精神・神経医療研究センター	4,595	－	－	－	17,363	－	－	－	－	21,958
	国立国際医療研究センター	8,455	－	－	－	39,746	－	－	－	－	48,201
	国立成育医療研究センター	5,008	－	－	－	17,217	－	－	－	－	22,225
	国立長寿医療研究センター	3,459	－	－	－	6,915	－	－	－	－	10,374
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,969	4	96	13	51	－	－	408	－	7,542
	種苗管理センター	2,822	－	169	64	164	－	－	121	－	3,339
	家畜改良センター	7,805	－	113	238	1,170	－	－	1,027	－	10,352
	水産大学校	1,866	－	241	144	576	－	－	238	－	3,065
	農業・食品産業技術総合研究機構	45,839	836	385	7,893	698	477	21	－	－	56,149
	農業生物資源研究所	6,982	2	215	4,134	906	－	－	1,403	－	13,643
	農業環境技術研究所	3,066	24	126	1,361	3	－	－	116	－	4,696
	国際農林水産業研究センター	3,714	314	60	524	13	－	－	38	－	4,663
	森林総合研究所	9,973	28,279	257	1,761	23,541	19,364	－	－	－	83,174
	水産総合研究センター	16,047	826	3,164	3,918	2,583	－	－	1,544	－	28,083
	農畜産業振興機構	1,883	92,560	－	－	133,837	74,586	3,824	－	－	306,692
	農業者年金基金	3,657	125,603	－	－	14,773	86,000	－	46	－	230,079
	農林漁業信用基金	－	1,907	－	1	76,273	5,792	－	－	－	83,974

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
経済産業省	経済産業研究所	1,960	－	－	5	5	－	－	－	－	1,970
	工業所有権情報・研修館	12,787	－	－	－	79	－	－	－	－	12,865
	日本貿易保険	－	－	－	－	16,073	－	46,527	9,373	－	71,973
	産業技術総合研究所	61,407	－	8,718	16,434	10,427	－	－	－	－	96,985
	製品評価技術基盤機構	7,155	－	105	313	917	－	－	－	－	8,491
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	166,595	33,700	－	49,722	25,635	8,663	1,410	－	－	285,725
	日本貿易振興機構	22,845	2,197	－	4,232	7,367	－	－	－	－	36,641
	原子力安全基盤機構	20,696	－	－	－	1,413	－	－	－	－	22,110
	情報処理推進機構	4,697	－	－	155	3,326	－	484	－	－	8,661
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	21,126	3,660	15,847	101,381	28,599	506,663	929,217	－	－	1,606,493
	中小企業基盤整備機構	20,265	459	－	425	690,513	12,426	586,912	－	－	1,311,000
国土交通省	土木研究所	9,124	－	389	268	158	－	－	－	－	9,939
	建築研究所	1,924	－	78	170	49	－	－	－	－	2,221
	交通安全環境研究所	1,570	－	319	412	－	－	29	－	－	2,330
	海上技術安全研究所	2,933	－	349	565	183	－	－	－	－	4,030
	港湾空港技術研究所	1,385	－	206	1,550	－	－	107	－	－	3,247
	電子航法研究所	1,598	－	231	76	－	－	5	－	－	1,910
	航海訓練所	5,951	－	－	4	37	－	148	－	－	6,139
	海技教育機構	2,509	－	112	36	193	－	－	－	－	2,849
	航空大学校	2,653	－	72	－	135	－	－	－	－	2,860
	自動車検査	1,257	－	2,464	－	9,193	－	21	－	－	12,936
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	529	237,993	－	34,516	899,998	422,679	－	－	－	1,595,715
	国際観光振興機構	1,905	－	－	－	1,742	－	－	－	－	3,647
	水資源機構	－	50,462	－	717	151,046	21,600	－	－	－	223,825
	自動車事故対策機構	7,420	3,097	347	－	2,387	－	749	－	－	14,000
	空港周辺整備機構	－	593	－	2,491	1,196	－	－	－	－	4,281
	海上災害防止センター	－	－	－	1,892	84	－	－	－	－	1,975
	都市再生機構	－	41,647	－	19,507	1,126,423	1,071,928	－	－	－	2,259,505
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	288	334	2,319	－	－	2,941
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	26	－	－	1,555,156	3,041,308	－	－	－	4,596,489
	住宅金融支援機構	－	326,666	－	－	1,549,991	2,555,887	5,273,621	－	－	9,706,165
環境省	国立環境研究所	12,128	－	298	3,108	－	－	23	－	－	15,557
	環境再生保全機構	1,990	26,893	－	3	59,143	7,000	－	－	－	95,028
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,488	－	－	－	－	－	4	－	－	3,492
計	合計（104法人）	1,607,454	1,439,347	130,219	375,179	25,836,790	10,135,012	19,253,157	76,320	736	58,854,209

（注）1　決算額は、各法人における平成22年度決算報告書による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4　海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5　出資金・借入金等には、債券を含む。
6　その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成22年度決算（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料14－4

独立行政法人の平成23年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	2,130	62	242	－	24	－	－	－	－	2,458
	国民生活センター	3,144	－	－	－	161	－	－	6,759	－	10,064
	北方領土問題対策協会	1,326	133	55	55	63	－	－	－	－	1,631
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	5,406	－	612	－	－	－	23	－	－	6,041
総務省	情報通信研究機構	30,281	469	1,230	15,400	222	－	756	－	－	48,358
	統計センター	9,426	－	－	23	679	－	29	－	－	10,157
	平和祈念事業特別基金	－	－	－	－	5,597	－	1	－	－	5,599
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	14,739,853	－	3,122,959	－	－	17,862,812
外務省	国際協力機構	143,301	－	－	1,019	3,569	－	84,340	－	146	232,375
	国際交流基金	11,471	－	－	1,957	1,386	－	857	－	－	15,671
財務省	酒類総合研究所	1,074	－	－	13	50	－	－	－	－	1,137
	造幣局	－	－	－	－	25,160	－	－	－	－	25,160
	国立印刷局	－	－	－	－	75,551	－	－	－	－	75,551
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,199	－	－	－	－	3,199
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,082	－	24	7	13	－	－	－	－	1,126
	大学入試センター	－	－	－	1	11,435	－	－	－	－	11,436
	国立青少年教育振興機構	9,479	1	214	178	1,529	7	－	4	－	11,411
	国立女性教育会館	562	－	－	21	84	－	8	－	－	675
	国立科学博物館	3,385	25	3,062	－	858	－	－	－	76	7,406
	物質・材料研究機構	13,624	1,504	4,686	3,600	878	－	－	－	－	24,291
	防災科学技術研究所	7,516	107	1,027	1,354	197	－	81	－	－	10,282
	放射線医学総合研究所	11,124	1,088	1,474	616	2,479	－	－	－	－	16,780
	国立美術館	5,973	－	7,026	－	1,178	－	－	－	－	14,177
	国立文化財機構	7,941	－	4,414	507	1,559	－	－	－	－	14,421
	教員研修センター	1,123	－	173	－	179	－	－	－	－	1,474
	科学技術振興機構	104,818	－	104	6,832	7,697	－	－	1,012	278	120,741
	日本学術振興会	29,230	259,451	－	568	625	－	－	－	－	289,874
	理化学研究所	58,378	42,640	1,480	13,539	861	－	－	－	－	116,899
	宇宙航空研究開発機構	132,655	36,911	8,883	50,434	－	－	795	－	－	229,677
	日本スポーツ振興センター	5,703	2,561	3,055	1,095	105,184	－	13,398	－	271	131,267
	日本芸術文化振興会	10,244	4,248	412	－	4,422	－	－	－	－	19,326
	日本学生支援機構	15,755	47,368	64	297	34,071	1,655,650	504,950	－	－	2,258,155
	海洋研究開発機構	36,028	3,818	3,946	7,545	949	－	－	－	－	52,286
	国立高等専門学校機構	64,303	－	2,222	－	13,691	－	4,169	－		84,385
	大学評価・学位授与機構	1,484	－	－	－	155	－	16	－	－	1,655
	国立大学財務・経営センター	393	－	－	－	24,560	53,940	79,864	－		158,757
	日本原子力研究開発機構	157,901	17,866	9,023	17,084	2,688	－	9,581	－	－	214,143
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	691	－	－	47	61	－	－	237	－	1,036
	労働安全衛生総合研究所	2,048	－	190	75	19	－	－	－	－	2,332
	勤労者退職金共済機構	341	8,714	－	－	711,315	－	1,051	－	－	721,420
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	49,673	5,841	1,145	435	35,329	－	－	－	－	92,423
	福祉医療機構	3,948	47,840	－	－	181,906	14,200	16,596	－	－	264,489
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,261	7	498	1	1,843	－	－	－	－	4,610
	労働政策研究・研修機構	2,596	－	69	－	－	－	62	－	－	2,726
	雇用・能力開発機構	24,927	8,832	249	880	158,418	－	－	－	－	193,306
	労働者健康福祉機構	9,049	33,990	3,175	1,110	280,489	2,463	7,263	－	－	337,540
	国立病院機構	36,202	－	2,192	－	870,105	10,000	－	－	－	918,499
	医薬品医療機器総合機構	353	1,187	－	1,923	20,904	－	－	－	－	24,367
	医薬基盤研究所	7,998	－	889	633	585	－	111	－	－	10,216
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	1,018	－	－	24,028	－	25,046
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	2,609,805	549,376	5,839,429	－	－	8,998,610
	国立がん研究センター	8,755	－	－	－	77,191	4,043	－	－	－	89,989
	国立循環器病研究センター	5,428	－	－	－	19,736	－	－	－	－	25,164
	国立精神・神経医療研究センター	4,514	－	1,413	－	9,380	－	－	－	－	15,307
	国立国際医療研究センター	7,514	－	78	－	32,762	700	－	－	－	41,054
	国立成育医療研究センター	4,666	－	321	－	17,583	－	－	－	－	22,571
	国立長寿医療研究センター	3,613	－	441	－	6,294	－	－	－	－	10,349
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,865	－	67	1	56	－	0	－	－	6,990
	種苗管理センター	2,781	－	23	52	152	－	10	14	－	3,031
	家畜改良センター	7,386	－	312	221	1,259	－	564	21	－	9,762
	水産大学校	1,969	21	203	113	570	－	－	－	－	2,876
	農業・食品産業技術総合研究機構	44,765	326	1,549	5,224	878	300	21	－	－	53,061
	農業生物資源研究所	6,882	2	409	2,884	73	－	－	－	－	10,251
	農業環境技術研究所	3,097	44	138	969	4	－	－	－	－	4,252
	国際農林水産業研究センター	3,532	202	48	393	9	－	－	－	－	4,185
	森林総合研究所	10,006	27,977	286	1,271	20,832	19,890	530	6	－	80,799
	水産総合研究センター	15,787	750	464	3,023	747	－	－	196	－	20,967
	農畜産業振興機構	1,887	205,074	－	－	108,956	31,619	8,213	－	－	355,749
	農業者年金基金	3,364	124,428	－	－	14,254	79,600	23	44	－	221,714
	農林漁業信用基金	－	15,287	－	－	91,098	18,367	－	－	－	124,752

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
経済産業省	経済産業研究所	1,492	－	－	5	14	－	－	－	－	1,510
	工業所有権情報・研修館	9,636	－	－	－	89	－	－	－	－	9,725
	日本貿易保険	－	－	－	－	14,320	－	50,293	12,403	－	77,016
	産業技術総合研究所	69,988	－	7,723	14,792	10,097	－	－	－	－	102,599
	製品評価技術基盤機構	7,040	－	27	299	747	－	－	－	－	8,113
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	138,514	11,161	－	10,520	6,759	4,784	2,466	－	－	174,204
	日本貿易振興機構	22,729	2,881	－	1,869	3,150	－	－	－	－	30,629
	情報処理推進機構	4,035	－	－	43	3,071	－	417	－	－	7,567
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	18,146	4,138	8,283	110,003	11,486	637,487	423,414	－	－	1,212,958
	中小企業基盤整備機構	50,737	29,256	－	112	746,788	54,275	580,702	－	－	1,461,869
国土交通省	土木研究所	8,540	－	1,030	374	708	－	－	－	－	10,651
	建築研究所	1,745	－	160	93	54	－	－	－	－	2,052
	交通安全環境研究所	1,676	－	230	486	－	－	41	－	－	2,433
	海上技術安全研究所	2,795	－	170	526	90	－	－	－	－	3,582
	港湾空港技術研究所	1,248	－	185	1,370	－	－	73	－	－	2,876
	電子航法研究所	2,099	－	139	60	－	－	4	－	－	2,302
	航海訓練所	5,608	－	450	－	43	－	193	－	－	6,293
	海技教育機構	2,539	－	151	39	215	－	－	－	－	2,944
	航空大学校	2,304	－	1,102	－	505	－	－	－	－	3,912
	自動車検査	910	－	1,318	－	9,147	－	27	－	－	11,401
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	522	186,918	－	42,091	1,985,945	826,989	－	－	－	3,042,465
	国際観光振興機構	1,972	－	－	－	688	－	－	－	－	2,659
	水資源機構	－	36,731	－	695	141,313	20,700	－	－	－	199,439
	自動車事故対策機構	7,144	3,135	485	－	2,301	－	730	－	－	13,795
	空港周辺整備機構	－	475	－	1,962	1,203	－	－	－	－	3,640
	海上災害防止センター	－	－	－	2,359	196	－	－	－	－	2,555
	都市再生機構	－	34,657	－	13,094	1,014,442	736,407	－	－	－	1,798,600
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	249	334	1,947	－	－	2,530
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	12,355	－	－	1,555,507	2,704,479	－	－	－	4,272,341
	住宅金融支援機構	－	310,925	－	－	1,672,054	3,067,455	4,672,855	－	－	9,723,291
環境省	国立環境研究所	13,523	－	276	3,182	－	－	34	－	－	17,015
	環境再生保全機構	1,929	24,513	－	9	56,472	5,000	－	－	－	87,923
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	21,641	－	－	－	1,130	－	－	－	－	22,771
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,397	－	－	－	－	－	1	－	－	3,398
計	合計（104法人）	1,571,067	1,555,919	89,316	345,383	27,583,220	10,498,065	15,428,897	44,724	771	57,117,358

（注）1　決算額は、各法人における平成23年度決算報告書による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4　施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5　出資金・借入金等には、債券を含む。
6　その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成23年度決算（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
11　沖縄科学技術研究基盤整備機構は、平成23年11月1日付で解散したため、平成23年4月1日から平成23年10月30日までの7ヶ月決算になっている。
12　雇用能力開発機構は、平成23年10月1日付で解散したため、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの6ヶ月決算になっている。
13　原子力安全基盤機構については、平成23年度決算時点では経済産業省所管であるが、平成24年9月に原子力規制委員会が発足し、主務省が同委員会更されたことから、便宜上、原子力規制委員会の欄に記載している。

資料14－5

独立行政法人の平成24年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,992	－	371	－	22	－	－	－	－	2,386
	国民生活センター	2,721	－	－	－	112	－	－	1,124	－	3,957
	北方領土問題対策協会	1,310	133	－	71	－	－	58	－	－	1,573
総務省	情報通信研究機構	29,365	472	7,224	5,309	159	－	410	－	－	42,939
	統計センター	8,469	－	－	25	798	－	50	322	－	9,665
	平和祈念事業特別基金	－	－	－	－	3	－	4,788	－	－	4,791
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	－	－	13,278,756	－	3,546,067	－	－	16,824,823
外務省	国際協力機構	149,663	－	343	777	2,904	－	96,618	－	5,066	255,372
	国際交流基金	12,655	－	－	35	1,151	－	1,191	－	－	15,033
財務省	酒類総合研究所	1,018	－	－	－	48	－	－	－	－	1,066
	造幣局	－	－	－	－	26,333	－	－	－	－	26,333
	国立印刷局	－	－	－	－	77,489	－	－	－	－	77,489
	日本万国博覧会記念機構	－	－	－	－	3,279	－	－	－	－	3,279
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	939	―	19	7	11	―	－	48	―	1,024
	大学入試センター	―	―	―	1	11,385	―	24	―	―	11,410
	国立青少年教育振興機構	9,032	―	393	111	1,612	―	117	634	―	11,899
	国立女性教育会館	530	－	－	5	99	－	1	－	－	635
	国立科学博物館	2,936	24	217	－	881	－	－	－	－	4,057
	物質・材料研究機構	13,011	1,472	306	4,394	768	―	―	―	―	19,950
	防災科学技術研究所	7,002	9,588	4,957	764	121	―	―	―	―	22,432
	放射線医学総合研究所	11,822	165	1,805	639	3,276	―	―	―	―	17,706
	国立美術館	7,701	－	5,318	－	1,172	－	17	－	－	14,208
	国立文化財機構	7,366	－	10,273	634	1,587	－	199	－	－	20,060
	教員研修センター	992	―	155	―	153	―	―	―	―	1,301
	科学技術振興機構	114,502	―	92	6,361	8,130	50,000	1	1,297	―	180,384
	日本学術振興会	29,167	234,320	―	211	541	―	―	―	―	264,239
	理化学研究所	57,512	26,236	704	13,612	756	―	―	―	―	98,820
	宇宙航空研究開発機構	118,401	58,084	9,540	36,110	1,253	―	―	―	―	223,388
	日本スポーツ振興センター	5,268	2,560	3,439	1,701	108,182	5,000	16,385	―	2,050	144,586
	日本芸術文化振興会	9,874	3,791	112	20	4,540	－	－	－	－	18,338
	日本学生支援機構	14,802	33,358	―	79	37,859	1,618,091	558,216	―	―	2,262,405
	海洋研究開発機構	36,354	8,445	8,773	4,790	2,241	―	―	―	―	60,602
	国立高等専門学校機構	58,877	－	4,353	－	13,579	－	3,119	－	－	79,928
	大学評価・学位授与機構	1,301	5	―	―	209	―	14	―	―	1,529
	国立大学財務・経営センター	337	―	―	―	22,879	54,995	78,806	―	―	157,017
	日本原子力研究開発機構	147,500	30,968	15,692	26,729	―	85,000	12,386	44,760	―	363,036
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	628	－	－	53	30	－	28	19	－	758
	労働安全衛生総合研究所	1,941	－	50	69	20	－	－	－	－	2,081
	勤労者退職金共済機構	421	8,585	－	－	694,149	－	915	－	－	704,070
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	69,245	5,914	1,909	92	28,481	－	19,572	－	－	125,214
	福祉医療機構	3,438	55,587	－	－	173,431	4,611	12,606	－	－	249,672
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,833	14	687	4	1,807	－	－	－	－	4,345
	労働政策研究・研修機構	2,468	－	76	－	63	－	－	－	－	2,607
	労働者健康福祉機構	7,811	14,479	2,657	1,208	285,499	2,067	7,412	－	－	321,133
	国立病院機構	28,594	－	－	－	882,017	25,000	－	－	－	935,610
	医薬品医療機器総合機構	337	1,295	－	1,897	20,344	－	－	－	－	23,873
	医薬基盤研究所	8,487	293	1,724	503	650	－	111	－	－	11,769
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	－	4,845	－	－	24,268	－	29,113
	年金積立金管理運用	－	－	－	－	11,222,326	2,201,399	6,545,166	－	－	19,968,890
	国立がん研究センター	8,056	－	455	－	46,852	818	－	－	－	56,181
	国立循環器病研究センター	4,977	－	608	－	23,516	－	－	－	－	29,101
	国立精神・神経医療研究センター	4,652	－	894	－	8,826	－	－	－	－	14,372
	国立国際医療研究センター	7,135	－	67	－	35,334	600	－	－	－	43,135
	国立成育医療研究センター	4,326	－	582	－	18,522	－	－	－	－	23,430
	国立長寿医療研究センター	3,743	－	625	－	8,011	－	－	－	－	12,379
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,508	－	118	1	48	－	－	－	－	6,675
	種苗管理センター	2,857	－	86	47	170	－	－	14	－	3,173
	家畜改良センター	7,038	－	248	190	1,182	－	－	620	－	9,279
	水産大学校	1,883	19	244	88	571	－	－	21	－	2,825
	農業・食品産業技術総合研究機構	42,779	75	475	4,128	1,215	86	4	－	－	48,762
	農業生物資源研究所	6,510	2	374	2,242	23	－	1	470	－	9,621
	農業環境技術研究所	2,705	14	406	676	0	－	－	－	－	3,801
	国際農林水産業研究センター	3,364	154	44	336	8	－	－	－	－	3,907
	森林総合研究所	9,118	20,409	2,020	991	18,592	19,962	23	－	－	71,115
	水産総合研究センター	15,165	772	3,546	2,675	899	－	－	431	－	23,489
	農畜産業振興機構	1,510	180,264	－	－	81,072	41,638	27,118	－	－	331,602
	農業者年金基金	3,288	122,639	－	－	15,261	81,100	－	210	－	222,497
	農林漁業信用基金	－	8,714	－	－	71,745	2,603	－	－	－	83,061

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
経済産業省	経済産業研究所	1,632	－	－	5	8	－	－	－	－	1,645
	工業所有権情報・研修館	9,463	－	－	－	113	－	－	－	－	9,576
	日本貿易保険	－	－	－	－	15,239	－	64,462	10,441	－	90,142
	産業技術総合研究所	57,828	－	9,658	12,450	10,437	－	－	－	－	90,373
	製品評価技術基盤機構	6,596	－	65	255	549	－	407	－	－	7,872
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	121,580	326	－	7,977	6,619	673	1,164	－	－	138,338
	日本貿易振興機構	25,773	2,974	－	1,714	3,182	－	－	－	－	33,642
	情報処理推進機構	3,793	－	－	1	2,605	－	564	－	－	6,963
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	18,578	5,827	－	155,081	14,928	859,428	563,408	－	－	1,617,249
	中小企業基盤整備機構	24,164	66,328	－	79	1,049,924	22,699	615,876	－	－	1,779,071
国土交通省	土木研究所	8,151	－	675	270	86	－	31			9,212
	建築研究所	1,664	－	370	45	60	－	－	－	－	2,138
	交通安全環境研究所	1,501	－	159	507	－	－	37	－	－	2,204
	海上技術安全研究所	2,544	－	3	842	－	－	103	－	－	3,493
	港湾空港技術研究所	1,196	－	963	1,728	－	－	110	－	－	3,997
	電子航法研究所	1,397	－	103	51	－	－	3	－	－	1,554
	航海訓練所	5,288	－	450	1	53	－	197	－	－	5,989
	海技教育機構	2,357	－	－	35	222	－	－	－	－	2,615
	航空大学校	2,012	－	83	－	628	－	－	－	－	2,724
	自動車検査	883	－	1,542	－	9,138	－	27	－	－	11,591
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	435	179,241	－	51,434	863,527	341,441	－	－	－	1,436,077
	国際観光振興機構	1,829	－	－	－	803	－	－	－	－	2,632
	水資源機構	－	30,234	－	665	144,958	17,900	－	－	－	193,757
	自動車事故対策機構	6,712	3,179	350	－	2,472	－	658	－	－	13,371
	空港周辺整備機構	－	196	－	876	797	－	－	－	－	1,868
	海上災害防止センター	－	－	－	1,917	－	－	92	－	－	2,009
	都市再生機構	－	35,501	－	24,490	1,129,097	1,137,332	－	－	－	2,326,421
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	251	334	1,788	－	－	2,372
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	37,469	－	－	1,684,860	2,987,187	－	－	－	4,709,517
	住宅金融支援機構	－	59,452	－	－	1,200,125	2,708,777	4,249,350	－	－	8,217,704
環　境　省	国立環境研究所	11,900	－	538	4,050	－	－	42	－	－	16,530
	環境再生保全機構	1,781	20,942	－	14	53,385	2,800	505	－	－	79,426
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	20,306	－	－	－	191	－	－	－	－	20,496
防　衛　省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,204	―	―	―	―	―	1	―	―	3,205
計	合計（102法人）	1,465,803	1,270,519	106,940	382,072	33,452,054	12,271,541	16,430,248	84,679	7,116	65,470,973

（注）1　決算額は、各法人における平成24年度決算報告書による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4　施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5　出資金・借入金等には、債券を含む。
6　その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
9　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
10　国際協力機構の平成24年度決算（収入）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料15－1

独立行政法人の平成20年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,056	－	－	461	280	－	1,797
	国民生活センター	1,507	708	－	1,318	227	－	3,759
	北方領土問題対策協会	592	－	58	206	54	－	910
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,464	6,896	－	293	374	－	12,027
総務省	情報通信研究機構	38,199	838	14,823	－	2,509	1,082	57,451
	統計センター	1,964	－	15	7,123	341	－	9,442
	平和祈念事業特別基金	9,753	－	－	208	72	－	10,033
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,465,608	－	－	496	65	5,723,846	26,190,014
外務省	国際協力機構	138,526	3,304	2,449	3,341	7,808	5,627	161,054
	国際交流基金	13,344	－	－	1,798	1,386	－	16,529
財務省	酒類総合研究所	442	－	54	463	249	－	1,208
	造幣局	11,149	2,117	－	10,321	－	－	23,587
	国立印刷局	23,717	7,720	－	44,554	－	－	75,990
	通関情報処理センター	4,069	－	－	467	261	－	4,797
	日本万国博覧会記念機構	903	－	－	582	1,872	30	3,388
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	335	31	6	717	53	0	1,141
	大学入試センター	10,151	－	1	863	101	－	11,116
	国立青少年教育振興機構	5,461	245	106	4,590	1,742	－	12,144
	国立女性教育会館	443	82	11	202	97	－	835
	国立国語研究所	371	－	41	627	103	－	1,143
	国立科学博物館	1,728	29	－	1,108	574	－	3,440
	物質・材料研究機構	9,226	314	2,635	5,639	927	1,068	19,808
	防災科学技術研究所	6,932	244	1,785	1,610	182	－	10,752
	放射線医学総合研究所	10,506	1,334	1,215	3,579	393	－	17,026
	国立美術館	4,164	9,250	－	1,113	1,607	－	16,133
	国立文化財機構	5,098	2,106	503	3,507	1,173	－	12,388
	教員研修センター	778	192	0	478	370	－	1,818
	科学技術振興機構	103,177	－	2,111	4,881	2,073	－	112,242
	日本学術振興会	27,244	－	825	803	263	125,605	154,740
	理化学研究所	46,664	10,706	10,479	7,430	2,726	24,635	102,641
	宇宙航空研究開発機構	108,132	6,294	38,979	19,138	3,105	51,391	227,040
	日本スポーツ振興センター	24,723	1,821	122	3,499	474	90,772	121,411
	日本芸術文化振興会	11,884	874	21	3,033	424	－	16,236
	日本学生支援機構	16,639	48	266	4,643	1,454	1,386,835	1,409,885
	海洋研究開発機構	39,213	322	4,374	2,985	839	11	47,744
	国立高等専門学校機構	67,188	7,089	－	－	15,511	3,494	93,282
	大学評価・学位授与機構	466	－	266	1,249	113	197	2,290
	国立大学財務・経営センター	125	－	3	246	101	179,961	180,435
	メディア教育開発センター	971	－	－	806	102	140	2,020
	日本原子力研究開発機構	116,349	15,219	17,589	49,535	12,146	8,242	219,078
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	159	－	166	545	86	0	956
	労働安全衛生総合研究所	775	235	53	1,359	269	－	2,691
	勤労者退職金共済機構	6,867	－	－	2,655	149	512,645	522,316
	高齢・障害者雇用支援機構	61,723	33	－	6,088	1,034	－	68,878
	福祉医療機構	5,888	－	－	2,679	466	200,548	209,581
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	849	75	1	3,019	89	－	4,033
	労働政策研究・研修機構	910	184	－	1,394	480	－	2,969
	雇用・能力開発機構	477,813	1,509	1,373	39,228	2,421	312	522,656
	労働者健康福祉機構	264,639	8,832	104	12,854	7,613	5,877	299,919
	国立病院機構	697,413	57,710	－	－	－	107,935	863,058
	医薬品医療機器総合機構	21,118	－	－	3,910	2,443	20	27,491
	医薬基盤研究所	11,748	1,147	－	862	958	121	14,836
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1,452	－	－	375	29	95,042	96,898
	年金積立金管理運用	29,842	－	－	904	326	17,975,618	18,006,690
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	946	1,380	75	5,615	705	400	9,122
	種苗管理センター	453	186	88	2,428	179	235	3,568
	家畜改良センター	2,323	390	409	6,364	389	－	9,875
	水産大学校	574	19	128	1,777	223	－	2,721
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,587	2,010	9,432	28,344	2,759	17	62,149
	農業生物資源研究所	2,852	278	4,813	3,941	451	41	12,376
	農業環境技術研究所	900	48	1,655	1,955	321	－	4,879
	国際農林水産業研究センター	1,854	38	530	1,984	122	－	4,528
	森林総合研究所	43,854	342	1,963	13,558	1,838	44,024	105,577
	水産総合研究センター	9,496	3,368	4,831	9,356	563	－	27,614
	農畜産業振興機構	280,183	－	－	2,585	487	26,020	309,274
	農業者年金基金	151,660	－	－	816	692	233,358	386,526
	農林漁業信用基金	76,886	－	1	1,303	433	－	78,623
経済産業省	経済産業研究所	1,250	－	6	－	239	－	1,495
	工業所有権情報・研修館	10,885	－	－	846	368	－	12,100
	日本貿易保険	5,797	－	－	1,398	－	85,448	92,644
	産業技術総合研究所	60,020	10,944	18,285	－	－	12,757	102,006
	製品評価技術基盤機構	5,894	117	593		1,030	1,160	8,795
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	135,240	－	4,709	－	9,272	56,430	205,651

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	28,252	－	5,179	－	2,018	－	35,448
	原子力安全基盤機構	21,061	－	93	－	2,130	－	23,284
	情報処理推進機構	6,730	－	124	－	1,081	－	7,934
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	23,942	－	92,949	－	1,407	1,390,298	1,508,595
	中小企業基盤整備機構	742,280	－	4,794	－	1,713	733,778	1,482,564
国土交通省	土木研究所	4,557	739	578	4,091	581	－	10,545
	建築研究所	728	87	182	1,034	301	－	2,332
	交通安全環境研究所	155	407	861	1,020	97	420	2,959
	海上技術安全研究所	553	549	1,332	2,289	111	－	4,834
	港湾空港技術研究所	198	398	1,683	1,113	115	－	3,507
	電子航法研究所	787	63	216	742	50	－	1,859
	航海訓練所	1,955	48	5	4,414	198	－	6,621
	海技教育機構	455	107	28	2,112	222	－	2,925
	航空大学校	1,316	96	－	1,360	262	－	3,034
	自動車検査	2,562	3,917	10	6,081	1,191	158	13,918
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	653,374	－	30,878	20,333	7,451	1,047,517	1,759,552
	国際観光振興機構	952	－	944	1,280	249	－	3,425
	水資源機構	69,178	56	957	16,860	2,046	157,640	246,737
	自動車事故対策機構	7,427	791	－	3,439	1,124	1,521	14,301
	空港周辺整備機構	2,964	－	4,626	808	206	－	8,604
	海上災害防止センター	－	－	1,198	－	392	15	1,604
	都市再生機構	698,460	－	18,373	40,282	8,875	2,293,796	3,059,786
	奄美群島振興開発基金	15	－	－	191	62	2,220	2,488
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,758	－	－	971	666	4,980,881	4,985,276
	住宅金融支援機構	181,217	－	－	10,841	4,453	8,661,594	8,858,105
環境省	国立環境研究所	5,984	668	3,654	2,821	435	1	13,564
	環境再生保全機構	65,169	－	10	1,475	602	33,428	100,684
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	519	－	－	2,382	695	－	3,596
計	合計（101法人）	26,248,659	174,554	316,626	477,993	137,318	46,264,211	73,619,350

（注）１　各法人における平成20年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
２　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
３　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
４　海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費を含む。
５　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
６　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
７　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
８　国際協力機構の平成20年度決算（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
９　通関情報処理センターについては平成20年10月１日付で解散したため、平成20年４月１日から平成20年９月30日までの６ヶ月決算になっている。

資料15－2

独立行政法人の平成21年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,258	－	－	493	299	－	2,051
	国民生活センター	2,361	－	－	1,253	212	－	3,826
	北方領土問題対策協会	571	4	61	202	43	－	879
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,880	15,772	－	294	565	－	20,511
総務省	情報通信研究機構	35,295	1,196	5,913	－	2,407	604	45,414
	統計センター	2,431	－	20	7,355	358	1	10,165
	平和祈念事業特別基金	1,999	－	－	193	66	－	2,258
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	18,967,935	－	－	452	59	5,666,150	24,634,597
外務省	国際協力機構	145,564	2,771	2,360	2,879	7,675	62,107	223,357
	国際交流基金	12,697	－	－	1,688	817	－	15,202
財務省	酒類総合研究所	407	－	49	530	222	－	1,208
	造幣局	18,275	2,506	－	9,838	－	－	30,620
	国立印刷局	22,984	7,220	－	42,804	－	－	73,008
	日本万国博覧会記念機構	1,109	－	－	568	1,842	78	3,597
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	377	25	5	786	60	―	1,253
	大学入試センター	10,616	―	1	870	72	―	11,559
	国立青少年教育振興機構	5,307	4,514	113	4,381	1,883	―	16,197
	国立女性教育会館	423	108	15	192	115	―	852
	国立国語研究所	196	―	13	336	78	―	623
	国立科学博物館	2,290	2,187	―	1,101	701	25	6,305
	物質・材料研究機構	8,486	373	2,936	5,596	952	1,572	19,916
	防災科学技術研究所	6,712	384	1,004	1,696	151	79	10,026
	放射線医学総合研究所	9,957	3,945	845	3,570	379	―	18,696
	国立美術館	3,932	7,150	―	1,189	1,467	1,049	14,787
	国立文化財機構	6,144	2,212	492	3,244	1,066	542	13,700
	教員研修センター	662	192	0	457	340	―	1,652
	科学技術振興機構	115,463	31	2,044	4,794	1,911	―	124,243
	日本学術振興会	28,106	―	999	855	312	143,840	174,113
	理化学研究所	46,432	14,508	13,238	7,154	2,597	30,446	114,377
	宇宙航空研究開発機構	119,036	8,167	42,843	17,277	2,977	50,672	240,972
	日本スポーツ振興センター	28,921	2,659	326	3,372	423	82,158	117,859
	日本芸術文化振興会	16,704	1,803	10	2,929	286	―	21,732
	日本学生支援機構	16,066	47	652	4,341	1,545	1,667,123	1,689,774
	海洋研究開発機構	34,570	483	6,087	3,005	865	211	45,221
	国立高等専門学校機構	65,556	8,753	―	―	14,736	8,355	97,400
	大学評価・学位授与機構	456	―	―	1,164	86	273	1,979
	国立大学財務・経営センター	80	―	12	223	84	178,396	178,795
	日本原子力研究開発機構	129,051	9,917	18,916	48,134	11,650	12,335	230,003
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	149	－	143	518	82	2	894
	労働安全衛生総合研究所	770	115	64	1,289	177	－	2,415
	勤労者退職金共済機構	6,730	－	－	2,517	225	500,601	510,073
	高齢・障害者雇用支援機構	57,688	61	－	6,213	960	－	64,922
	福祉医療機構	5,414	－	－	2,634	394	188,443	196,885
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,219	68	1	2,794	90	0	4,171
	労働政策研究・研修機構	842	302	－	1,256	453	－	2,854
	雇用・能力開発機構	446,991	1,441	1,780	36,875	2,297	286	489,669
	労働者健康福祉機構	283,138	1,439	473	13,157	7,056	4,464	309,727
	国立病院機構	717,491	76,416	－	－	－	85,030	878,936
	医薬品医療機器総合機構	27,240	－	－	534	1,065	8	28,848
	医薬基盤研究所	11,074	239	－	722	868	99	13,003
	年金・健康保険福祉施設整理機構	1,425	－	－	385	31	108,704	110,545
	年金積立金管理運用	27,043	－	－	－	1,150	4,824,890	4,853,083
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	1,038	111	33	5,275	1,004	17	7,478
	種苗管理センター	453	200	60	2,407	159	286	3,565
	家畜改良センター	2,139	302	348	6,193	353	－	9,335
	水産大学校	588	565	170	1,702	192	－	3,217
	農業・食品産業技術総合研究機構	18,893	3,012	9,949	27,342	2,781	166	62,143
	農業生物資源研究所	2,752	220	4,667	3,869	430	332	12,270
	農業環境技術研究所	958	79	1,488	1,722	270	169	4,686
	国際農林水産業研究センター	1,801	83	465	2,029	118	―	4,496
	森林総合研究所	51,810	338	2,570	12,610	1,597	39,087	108,012
	水産総合研究センター	9,898	4,467	4,299	8,794	564	－	28,020
	農畜産業振興機構	270,591	－	－	2,420	560	51,420	324,991
	農業者年金基金	147,574	－	－	747	618	62,340	211,279
	農林漁業信用基金	80,233	－	－	1,314	478	－	82,025
経済産業省	経済産業研究所	1,124	－	6	－	224	－	1,354
	工業所有権情報・研修館	10,306	－	－	819	361	－	11,486
	日本貿易保険	4,705	－	－	1,603	－	96,075	102,384
	産業技術総合研究所	67,504	19,285	18,582	－	－	11,597	116,967
	製品評価技術基盤機構	6,078	246	375	－	986	1,254	8,939
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	156,371	－	64,022	－	8,679	45,565	274,638

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	26,354	－	6,198	－	1,904	－	34,455
	原子力安全基盤機構	19,361	－	－	－	1,882		21,242
	情報処理推進機構	7,569	－	153	－	894	－	8,617
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	40,869	4,774	97,251	－	1,280	1,674,410	1,818,584
	中小企業基盤整備機構	732,280	－	4,159	－	1,596	625,228	1,363,263
国土交通省	土木研究所	4,441	543	414	4,056	596	92	10,142
	建築研究所	667	232	168	996	280		2,343
	交通安全環境研究所	157	231	691	1,022	96	402	2,598
	海上技術安全研究所	603	601	784	2,318	105	－	4,411
	港湾空港技術研究所	261	1,349	1,446	1,032	82	－	4,170
	電子航法研究所	742	－	111	613	49	－	1,514
	航海訓練所	1,877	－	6	4,005	186	－	6,074
	海技教育機構	447	74	31	2,131	237	－	2,921
	航空大学校	1,303	100	－	1,247	215	－	2,866
	自動車検査	3,007	3,615	8	5,810	1,127	146	13,711
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	703,742	－	41,791	19,629	7,009	992,287	1,764,457
	国際観光振興機構	1,053	－	959	1,099	254	－	3,365
	水資源機構	71,457	123	826	16,875	1,825	154,989	246,095
	自動車事故対策機構	7,423	453	－	3,225	1,142	1,185	13,428
	空港周辺整備機構	2,614	－	4,041	722	183	－	7,560
	海上災害防止センター	－	－	1,201	－	389	15	1,605
	都市再生機構	693,059	－	23,642	41,781	9,845	1,165,877	1,934,204
	奄美群島振興開発基金	9	－	－	143	53	2,354	2,559
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,469	－	－	918	530	3,874,694	3,878,611
	住宅金融支援機構	178,858	－	－	10,381	3,990	8,316,361	8,509,589
環境省	国立環境研究所	6,135	1,653	3,427	2,484	450	－	14,149
	環境再生保全機構	58,132	－	1	1,298	453	37,099	96,983
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	544	－	－	2,226	703	－	3,472
計	合計（99法人）	24,859,772	219,663	395,756	456,966	130,878	30,771,990	56,835,025

（注）１　各法人における平成21年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
２　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
３　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
４　海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費を含む。
５　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
６　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
７　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
８　国際協力機構の平成21年度決算（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
９　国立国語研究所については平成21年10月１日付で解散したため、平成21年４月１日から平成21年９月30日までの６ヶ月決算になっている。

資料15－3

独立行政法人の平成22年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,394	13	－	425	329	－	2,161
	国民生活センター	2,462	－	－	1,252	221	－	3,934
	北方領土問題対策協会	564	136	53	205	43	－	1,001
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,784	2,849	－	331	785	－	8,750
総務省	情報通信研究機構	34,342	10,881	15,988	－	2,343	131	63,686
	統計センター	2,229	－	15	6,962	295	－	9,501
	平和祈念事業特別基金	15,220	－	－	80	36	－	15,336
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	16,601,721	－	－	441	59	4,800,106	21,402,327
外務省	国際協力機構	135,916	202	1,881	2,799	6,192	90,599	237,590
	国際交流基金	13,128	－	－	1,680	785	－	15,594
財務省	酒類総合研究所	403	－	27	412	255	－	1,096
	造幣局	14,282	1,209	－	9,315	－	－	24,807
	国立印刷局	21,691	7,454	－	41,325	－	－	70,470
	日本万国博覧会記念機構	1,104	－	－	554	1,805	78	3,542
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	480	32	7	704	86	1	1,310
	大学入試センター	10,066	－	1	930	70	－	11,067
	国立青少年教育振興機構	5,307	4,689	89	4,171	1,776	－	16,032
	国立女性教育会館	393	1,681	14	185	91	－	2,365
	国立科学博物館	2,591	2,609	－	1,109	707	25	7,041
	物質・材料研究機構	9,387	2,699	4,546	5,479	1,126	1,572	24,811
	防災科学技術研究所	6,850	326	1,126	1,691	171	125	10,288
	放射線医学総合研究所	11,446	543	602	3,425	502	69	16,586
	国立美術館	4,992	7,892	－	1,038	1,315	－	15,238
	国立文化財機構	6,915	5,094	507	3,163	932	142	16,753
	教員研修センター	682	192	0	419	325	－	1,618
	科学技術振興機構	103,145	25,189	8,492	4,597	1,854	－	143,278
	日本学術振興会	26,872	－	185	920	501	186,335	214,812
	理化学研究所	49,251	9,776	13,215	6,889	2,521	43,524	125,177
	宇宙航空研究開発機構	107,920	5,748	46,818	17,531	2,595	57,258	237,871
	日本スポーツ振興センター	32,232	2,674	853	3,632	441	85,498	125,329
	日本芸術文化振興会	16,346	3,081	35	2,776	292	－	22,528
	日本学生支援機構	16,218	－	727	4,287	1,426	2,087,630	2,110,288
	海洋研究開発機構	34,509	433	4,081	2,989	833	2,859	45,704
	国立高等専門学校機構	65,825	2,324	－	－	13,921	3,490	85,560
	大学評価・学位授与機構	422	－	－	1,073	86	208	1,790
	国立大学財務・経営センター	64	－	－	252	87	145,688	146,091
	日本原子力研究開発機構	97,118	6,833	12,221	47,534	10,834	9,254	183,794
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	122	－	128	477	82	1	810
	労働安全衛生総合研究所	651	231	91	1,091	171	－	2,236
	勤労者退職金共済機構	6,186	－	－	2,112	196	447,015	455,508
	高齢・障害者雇用支援機構	43,311	－	－	5,850	853	－	50,015
	福祉医療機構	4,543	－	－	2,511	403	185,182	192,639
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,204	60	1	2,783	92	－	4,140
	労働政策研究・研修機構	706	62	－	1,238	424	－	2,430
	雇用・能力開発機構	419,399	927	2,201	33,144	2,016	109	457,796
	労働者健康福祉機構	280,871	2,493	724	12,364	6,770	3,741	306,964
	国立病院機構	744,369	51,802	－	－	－	149,841	946,012
	医薬品医療機器総合機構	20,474	－	－	555	865	11	21,905
	医薬基盤研究所	9,628	56	－	759	199	86	10,727
	年金・健康保険福祉施設整理機構	4,686	－	－	323	28	113,206	118,245
	年金積立金管理運用	26,150	－	－	－	273	16,668,226	16,694,648
	国立がん研究センター	32,762	2,685	－	－	－	24,848	60,295
	国立循環器病研究センター	19,178	934	－	－	－	11,599	31,711
	国立精神・神経医療研究センター	9,564	7,383	－	－	－	601	17,548
	国立国際医療研究センター	25,275	5,731	－	－	－	2,146	33,152
	国立成育医療研究センター	14,917	2,352	－	－	－	1,293	18,563
	国立長寿医療研究センター	6,301	312	－	－	－	199	6,812

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	954	96	13	5,262	672	4	7,001
	種苗管理センター	457	169	64	2,300	190	121	3,299
	家畜改良センター	2,555	113	238	6,249	351	－	9,507
	水産大学校	597	241	144	1,616	194	－	2,791
	農業・食品産業技術総合研究機構	18,192	385	7,885	26,574	2,692	953	56,681
	農業生物資源研究所	3,104	215	4,130	3,817	415	405	12,086
	農業環境技術研究所	906	126	1,335	1,783	277	18	4,447
	国際農林水産業研究センター	1,765	60	472	2,035	123	－	4,455
	森林総合研究所	26,396	257	1,751	12,115	1,477	37,573	79,568
	水産総合研究センター	10,255	3,164	3,867	8,723	476	－	26,486
	農畜産業振興機構	224,772			2,247	458	67,424	294,902
	農業者年金基金	142,168	－	－	779	556	71,280	214,782
	農林漁業信用基金	79,331	－	－	1,313	428	－	81,072
経済産業省	経済産業研究所	1,102	－	0	－	269	－	1,371
	工業所有権情報・研修館	10,211	－	－	813	340	－	11,364
	日本貿易保険	4,817	－	－	1,471	－	49,835	56,123
	産業技術総合研究所	58,538	9,537	15,552	－	－	8,134	91,761
	製品評価技術基盤機構	7,020	105	313	－	920	812	9,171
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	161,514	－	49,722	－	8,202	54,609	274,047
	日本貿易振興機構	29,888	－	3,916	－	1,810	－	35,614
	原子力安全基盤機構	20,232	－	－	－	2,077	－	22,309
	情報処理推進機構	6,204	－	155	－	1,023	－	7,382
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	44,810	15,846	100,995	－	1,570	1,423,016	1,586,237
	中小企業基盤整備機構	677,165	－	444	－	1,501	595,260	1,274,370
国土交通省	土木研究所	4,594	389	266	4,068	570	75	9,962
	建築研究所	727	78	163	936	318	－	2,221
	交通安全環境研究所	297	313	412	904	75	532	2,533
	海上技術安全研究所	594	349	642	2,348	96	－	4,029
	港湾空港技術研究所	270	206	1,516	1,099	99	－	3,189
	電子航法研究所	971	231	59	685	47	－	1,994
	航海訓練所	1,664	－	4	4,192	186	－	6,045
	海技教育機構	533	112	34	2,105	265	－	3,048
	航空大学校	1,364	72	－	1,171	263	－	2,869
	自動車検査	3,044	2,464	14	5,635	1,102	147	12,407
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	693,063	－	33,651	18,644	6,696	912,654	1,664,708
	国際観光振興機構	1,293	－	604	1,144	245	－	3,285
	水資源機構	62,228	25	405	16,122	1,706	111,775	192,262
	自動車事故対策機構	7,518	347	－	3,166	1,096	1,094	13,221
	空港周辺整備機構	1,212	－	2,199	636	148	－	4,194
	海上災害防止センター	－	－	1,530	－	378	14	1,922
	都市再生機構	616,287	－	14,396	41,868	10,941	1,591,064	2,274,555
	奄美群島振興開発基金	5	－	－	150	53	1,711	1,919
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,611	－	－	901	457	4,661,865	4,665,834
	住宅金融支援機構	171,885	－	－	10,154	3,316	10,917,743	11,103,099
環境省	国立環境研究所	9,174	298	3,148	2,783	507	0	15,910
	環境再生保全機構	55,099	－	3	1,174	443	27,094	83,813
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	541	－	－	2,091	668	－	3,300
計	合計（104法人）	22,296,495	214,785	364,670	442,855	123,708	45,657,908	69,100,427

（注）１　各法人における平成22年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
２　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
３　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
４　海洋研究開発機構、水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費を含む。
５　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
６　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
７　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
８　国際協力機構の平成22年度決算（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料15－4

独立行政法人の平成23年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,327	242	－	480	358	－	2,408
	国民生活センター	2,283	－	－	1,234	210	5,837	9,564
	北方領土問題対策協会	1,033	55	54	205	39	－	1,385
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	2,429	612	－	193	278	－	3,513
総務省	情報通信研究機構	25,316	1,230	15,399	－	2,272	28	44,246
	統計センター	2,368	－	23	6,700	277	－	9,368
	平和祈念事業特別基金	4,788	－	－	－	－	811	5,599
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	14,725,887	－	－	459	55	3,122,959	17,849,360
外務省	国際協力機構	151,498	907	868	3,001	6,136	83,441	245,851
	国際交流基金	14,993	－	－	1,531	773	－	17,297
財務省	酒類総合研究所	385	－	13	441	213	－	1,052
	造幣局	13,761	1,432	－	9,141	－	－	24,334
	国立印刷局	20,980	8,948	－	41,246	－	－	71,174
	日本万国博覧会記念機構	920	－	－	562	1,772	80	3,335
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	249	24	7	741	57	3	1,080
	大学入試センター	9,678	－	1	862	72	－	10,613
	国立青少年教育振興機構	5,078	214	178	3,948	1,400	－	10,817
	国立女性教育会館	343	－	21	176	84	－	624
	国立科学博物館	2,458	3,062	－	1,083	556	64	7,224
	物質・材料研究機構	7,133	4,686	3,600	5,013	853	1,478	22,763
	防災科学技術研究所	5,379	1,027	1,263	1,513	159	229	9,570
	放射線医学総合研究所	9,371	1,474	616	3,113	166	1,534	16,274
	国立美術館	4,692	7,047	－	1,087	1,183	－	14,010
	国立文化財機構	4,919	4,414	512	3,116	918	－	13,879
	教員研修センター	543	173	－	392	304	－	1,413
	科学技術振興機構	109,336	335	6,830	4,327	1,858	－	122,686
	日本学術振興会	28,119	－	513	957	734	242,531	272,854
	理化学研究所	50,105	1,479	13,535	6,908	2,571	42,492	117,090
	宇宙航空研究開発機構	147,266	8,791	24,801	17,324	2,702	－	200,885
	日本スポーツ振興センター	37,490	3,055	985	3,401	442	85,929	131,302
	日本芸術文化振興会	15,801	412	－	2,760	429	－	19,402
	日本学生支援機構	15,016	64	297	4,181	1,272	2,182,528	2,203,358
	海洋研究開発機構	33,837	3,904	7,725	3,023	831	－	49,318
	国立高等専門学校機構	65,000	3,050	－	－	13,367	2,640	84,057
	大学評価・学位授与機構	577	－	－	907	100	－	1,584
	国立大学財務・経営センター	44	－	2	216	86	158,184	158,532
	日本原子力研究開発機構	105,574	8,875	20,219	47,519	10,643	17,465	210,295
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	100	－	106	482	76	1	765
	労働安全衛生総合研究所	605	179	80	1,020	172	－	2,056
	勤労者退職金共済機構	139,555	－	－	2,334	272	440,693	582,854
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	58,254	1,145	435	22,471	2,091	－	84,396
	福祉医療機構	4,174	－	－	2,536	419	185,408	192,537
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,405	779	1	2,686	75	－	4,947
	労働政策研究・研修機構	759	69	－	1,250	431	－	2,509
	雇用・能力開発機構	174,786	247	881	14,170	1,108	83	191,275
	労働者健康福祉機構	281,080	3,175	1,064	12,262	6,677	3,026	307,283
	国立病院機構	767,591	52,818	－	－	－	92,952	913,362
	医薬品医療機器総合機構	19,916	－	－	613	732	8	21,268
	医薬基盤研究所	8,031	889	－	719	206	75	9,920
	年金・健康保険福祉施設整理機構	489	－	－	269	20	24,268	25,046
	年金積立金管理運用	24,503	－	－	－	346	6,389,298	6,414,147
	国立がん研究センター	41,823	5,214	－	－	－	56,843	103,880
	国立循環器病研究センター	23,357	4,361	－	－	－	358	28,076
	国立精神・神経医療研究センター	11,726	5,540	－	－	－	431	17,697
	国立国際医療研究センター	30,054	3,627	－	－	－	7,682	41,364
	国立成育医療研究センター	17,983	1,345	－	－	－	2,422	21,750
	国立長寿医療研究センター	7,684	2,325	－	－	－	1,746	11,756

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	757	67	1	5,185	525	－	6,536
	種苗管理センター	438	23	52	2,306	149	14	2,982
	家畜改良センター	2,252	319	221	6,045	291	－	9,127
	水産大学校	521	203	113	1,725	186	21	2,768
	農業・食品産業技術総合研究機構	15,935	1,556	5,223	26,161	2,390	371	51,637
	農業生物資源研究所	2,304	409	2,881	3,731	390	2	9,718
	農業環境技術研究所	891	138	933	1,859	213	44	4,079
	国際農林水産業研究センター	1,603	48	423	1,851	130	－	4,055
	森林総合研究所	26,177	286	1,249	11,075	1,412	38,152	78,352
	水産総合研究センター	7,002	464	3,074	9,094	534	46	20,214
	農畜産業振興機構	223,557	－	－	2,377	710	77,562	304,205
	農業者年金基金	135,585	－	－	744	644	70,700	207,673
	農林漁業信用基金	107,933	－	－	1,270	531	－	109,734
経済産業省	経済産業研究所	1,087	－	4	－	197	－	1,289
	工業所有権情報・研修館	7,488	－	－	718	337	－	8,544
	日本貿易保険	4,369	－	－	1,418	－	60,788	66,575
	産業技術総合研究所	61,089	7,579	14,001	－	－	7,092	89,760
	製品評価技術基盤機構	5,745	27	298	－	924	321	7,315
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	145,783	－	10,520	－	8,035	11,287	175,625
	日本貿易振興機構	25,132	－	1,768	－	1,790	－	28,689
	情報処理推進機構	7,003	－	43	－	1,135	－	8,181
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	30,035	8,283	112,195	－	1,704	1,084,774	1,236,990
	中小企業基盤整備機構	703,941	－	112	－	1,499	682,053	1,387,605
国土交通省	土木研究所	3,767	1,030	347	4,010	564	5	9,722
	建築研究所	509	160	91	956	250	－	1,966
	交通安全環境研究所	141	230	486	1,012	61	404	2,334
	海上技術安全研究所	570	170	462	2,177	89	－	3,468
	港湾空港技術研究所	210	185	1,387	990	98	－	2,870
	電子航法研究所	591	139	51	599	45	－	1,424
	航海訓練所	1,814	450	0	3,830	197	－	6,292
	海技教育機構	390	151	37	2,030	194	－	2,801
	航空大学校	1,148	1,102	－	1,138	243	－	3,631
	自動車検査	3,198	1,318	12	5,656	961	155	11,300
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,000,299	－	40,468	18,133	7,311	2,104,148	3,170,359
	国際観光振興機構	1,029	－	186	1,178	244	－	2,638
	水資源機構	56,435	104	405	15,362	1,777	93,778	167,861
	自動車事故対策機構	7,550	447	－	3,086	1,110	1,293	13,487
	空港周辺整備機構	1,046	－	1,742	584	146	－	3,518
	海上災害防止センター	－	－	2,005	－	364	10	2,379
	都市再生機構	509,681	－	6,748	43,348	9,387	1,210,843	1,780,007
	奄美群島振興開発基金	3	－	－	154	46	1,596	1,798
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,759	－	－	931	447	4,236,637	4,240,774
	住宅金融支援機構	169,362	－	－	9,688	3,197	10,189,843	10,372,089
環境省	国立環境研究所	8,875	77	3,321	2,823	406	－	15,502
	環境再生保全機構	53,997	－	9	1,209	414	21,915	77,545
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	21,214	－	－	－	2,471	－	23,685
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	538	－	－	2,099	510	－	3,147
計	合計（104法人）	20,601,604	172,190	310,897	435,124	120,053	33,047,381	54,687,254

（注）１　各法人における平成23年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
２　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
３　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
４　施設整備費には、船舶建造費を含む。
５　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
６　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
７　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
８　国際協力機構の平成23年度決算（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。
９　沖縄科学技術研究基盤整備機構は、平成23年11月１日付で解散したため、平成23年４月１日から平成23年10月30日までの7ヶ月決算になっている。
10　雇用能力開発機構は、平成23年10月１日付で解散したため、平成23年４月１日から平成23年９月30日までの6ヶ月決算になっている。
11　原子力安全基盤機構については、平成23年度決算時点では経済産業省所管であるが、平成24年９月に原子力規制委員会が発足し、主務省が同委員会に変更されたことから、便宜上、原子力規制委員会の欄に記載している。

資料15－5

独立行政法人の平成24年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	1,193	371	－	419	335	－	2,318
	国民生活センター	2,557	－	－	1,065	193	－	3,815
	北方領土問題対策協会	1,038	－	70	185	42	104	1,440
総務省	情報通信研究機構	26,708	9,803	5,309	－	2,142	－	43,962
	統計センター	2,976	－	25	6,601	261	－	9,863
	平和祈念事業特別基金	689	－	－	－	－	4,876	5,565
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	13,268,555	－	－	434	79	3,546,067	16,815,135
外務省	国際協力機構	132,440	343	810	2,616	6,172	96,637	239,019
	国際交流基金	13,927	－	－	1,429	749	－	16,106
財務省	酒類総合研究所	381	－	－	367	209	－	957
	造幣局	13,988	2,320	－	8,489	－	－	24,797
	国立印刷局	20,114	13,475	－	40,058	－	－	73,647
	日本万国博覧会記念機構	587	－	－	528	1,692	80	2,887
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	247	19	―	653	57	10	987
	大学入試センター	10,116	―	1	771	68	―	10,955
	国立青少年教育振興機構	5,038	393	111	3,721	1,692	20	10,975
	国立女性教育会館	368	－	5	163	80	－	616
	国立科学博物館	1,937	217	―	978	585	24	3,741
	物質・材料研究機構	8,255	306	4,394	5,009	774	1,504	20,241
	防災科学技術研究所	5,284	4,898	796	1,495	205	9,599	22,277
	放射線医学総合研究所	9,972	1,805	640	2,803	209	540	15,968
	国立美術館	6,221	5,318	－	1,000	1,161	－	13,700
	国立文化財機構	5,369	10,273	620	2,806	681	－	19,749
	教員研修センター	443	155	―	385	244	―	1,227
	科学技術振興機構	92,976	92	6,383	9,818	1,586	3,575	114,429
	日本学術振興会	27,946	―	175	905	693	241,827	271,546
	理化学研究所	53,470	698	13,634	6,847	3,402	26,403	104,454
	宇宙航空研究開発機構	112,058	9,411	54,325	16,916	2,794	57,538	253,042
	日本スポーツ振興センター	44,015	3,439	1,527	3,236	473	86,624	139,314
	日本芸術文化振興会	15,492	112	18	2,643	280	－	18,544
	日本学生支援機構	13,341	―	79	4,075	1,299	2,226,092	2,244,886
	海洋研究開発機構	35,669	8,670	5,250	2,840	674	8,445	61,548
	国立高等専門学校機構	59,909	4,353	－	－	12,760	2,696	79,718
	大学評価・学位授与機構	318	―	―	864	100	205	1,487
	国立大学財務・経営センター	28	―	―	146	66	156,274	156,514
	日本原子力研究開発機構	93,932	15,677	24,795	46,906	9,175	167,852	358,337
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	102	－	110	444	74	0	730
	労働安全衛生総合研究所	640	50	64	964	194	－	1,914
	勤労者退職金共済機構	252,915	－	－	2,303	241	438,949	694,408
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	77,437	1,909	92	32,564	2,201	－	114,204
	福祉医療機構	4,379	－	－	2,243	378	189,625	196,625
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,552	687	4	2,370	68	－	4,680
	労働政策研究・研修機構	691	76	－	1,081	444	－	2,291
	労働者健康福祉機構	289,626	2,657	1,195	11,465	6,641	2,470	314,054
	国立病院機構	796,656	77,677	－	－	－	86,653	960,987
	医薬品医療機器総合機構	18,688	－	－	652	1,008	2	20,350
	医薬基盤研究所	7,523	1,656	－	671	197	73	10,120
	年金・健康保険福祉施設整理機構	3,436	－	－	255	17	25,404	29,113
	年金積立金管理運用	23,625	－	－	－	336	11,331,021	11,354,982
	国立がん研究センター	42,568	5,305	－	－	－	8,348	56,221
	国立循環器病研究センター	24,978	2,036	－	－	－	342	27,356
	国立精神・神経医療研究センター	12,731	937	－	－	－	353	14,020
	国立国際医療研究センター	32,525	6,302	－	－	－	6,791	45,619
	国立成育医療研究センター	20,260	1,128	－	－	－	1,295	22,683
	国立長寿医療研究センター	8,510	1,856	－	－	－	1,805	12,171

（次ページへ続く）

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	834	161	1	4,873	562	－	6,431
	種苗管理センター	476	86	47	2,406	134	14	3,163
	家畜改良センター	2,167	261	190	5,676	279	－	8,572
	水産大学校	532	244	88	1,567	184	19	2,635
	農業・食品産業技術総合研究機構	14,564	478	4,126	23,739	2,408	114	45,428
	農業生物資源研究所	2,661	374	2,232	3,518	381	2	9,168
	農業環境技術研究所	863	406	639	1,579	276	14	3,777
	国際農林水産業研究センター	1,535	44	329	1,787	116	－	3,812
	森林総合研究所	18,394	2,020	1,008	9,936	1,156	38,388	70,902
	水産総合研究センター	6,469	3,546	2,677	8,001	484	789	21,966
	農畜産業振興機構	228,857	－	－	2,287	472	36,430	268,046
	農業者年金基金	129,494	－	－	715	939	75,900	207,048
	農林漁業信用基金	70,899	－	－	1,040	421	－	72,361
経済産業省	経済産業研究所	1,079	－	5	－	198	－	1,282
	工業所有権情報・研修館	7,626	－	－	673	274	－	8,574
	日本貿易保険	36,098	－	－	1,312	－	41,795	79,205
	産業技術総合研究所	62,415	8,710	12,253	－	－	7,894	91,272
	製品評価技術基盤機構	6,119	65	257	－	869	528	7,837
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	134,383	－	7,977	－	7,327	346	150,033
	日本貿易振興機構	25,261	－	1,554	－	1,542	－	28,357
	情報処理推進機構	6,975	－	1	－	1,671	－	8,647
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	42,656	－	157,115	－	1,405	1,414,949	1,616,126
	中小企業基盤整備機構	724,195	－	75	－	1,379	588,852	1,314,502
国土交通省	土木研究所	3,789	675	257	3,647	531	－	8,898
	建築研究所	592	370	43	850	310	－	2,164
	交通安全環境研究所	145	159	507	781	65	424	2,081
	海上技術安全研究所	543	95	574	2,151	90	－	3,454
	港湾空港技術研究所	237	963	1,663	885	93	－	3,841
	電子航法研究所	790	65	42	586	44	－	1,527
	航海訓練所	1,763	450	1	3,589	184	－	5,987
	海技教育機構	378	－	33	1,842	209	－	2,463
	航空大学校	1,683	83	－	913	221	－	2,900
	自動車検査	3,327	1,542	13	5,257	989	157	11,285
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	610,384	－	49,264	15,910	5,785	789,622	1,470,966
	国際観光振興機構	910	－	457	1,044	222	－	2,633
	水資源機構	54,334	404	381	13,569	1,687	93,222	163,597
	自動車事故対策機構	7,598	350	－	3,069	983	1,445	13,445
	空港周辺整備機構	559	－	730	301	101	－	1,690
	海上災害防止センター	－	－	1,766	－	356	3	2,126
	都市再生機構	543,766	－	12,644	40,003	7,020	1,675,738	2,279,170
	奄美群島振興開発基金	2	－	－	143	49	1,654	1,848
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,807	－	－	855	449	4,536,034	4,540,146
	住宅金融支援機構	163,560	－	－	9,329	2,863	8,124,344	8,300,097
環境省	国立環境研究所	7,068	603	3,916	2,539	409	－	14,535
	環境再生保全機構	53,644	－	14	1,216	442	19,743	75,059
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	13,983	－	－	－	1,986	－	15,968
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	572	―	―	1,867	546	―	2,984
計	合計（102法人）	18,703,385	216,578	383,311	411,638	110,842	36,178,543	56,004,302

（注）１　各法人における平成24年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。
２　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
３　業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。
４　施設整備費には、船舶建造費を含む。
５　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
６　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
７　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
８　国際協力機構の平成24年度決算（支出）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料16

運営費交付金の収益化基準の採用状況（平成24年度）

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
内閣府	国立公文書館	－	－	○
	国民生活センター	－	－	○
	北方領土問題対策協会	－	－	○
総務省	情報通信研究機構	－	－	○
	統計センター	－	○ （退職手当及び業務部門の非常勤職員手当を除く人件費）	○ （左記以外の費用）
	平和祈念事業特別基金	○ （慰藉事業経費の一部）	○ （左記以外の経費）	
外務省	国際協力機構	－	－	○
	国際交流基金	－	－	○
財務省	酒類総合研究所	○ （人件費のうち退職金）	○ （一般管理費の一部）	○ （人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部）
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	－	－	○
	国立青少年教育振興機構	○ （退職一時金及び基金事業に係るもの）	○ （左記以外の費用）	－
	国立女性教育会館	○ （研修受入事業、交流事業、調査研究事業及び情報事業に係る物件費相当並びに退職手当に係る経費相当）	○ （人件費相当及び管理業務に係る物件費相当）	ー
	国立科学博物館	○ （企画展の実施経費、コレクション構築経費、プロジェクト研究経費、館長支援経費、人件費のうち退職手当および特に指定するもの）	○ （人件費（退職手当除く）および左記に掲げる業務以外の業務経費）	○ （その他、臨時に発生する計画外の発生費用）
	物質・材料研究機構	－	－	○
	防災科学技術研究所	ー	ー	○
	放射線医学総合研究所	－	－	○
	国立美術館	○ （展覧会に係る業務、美術作品等の購入並びに修復、展覧会に関係する教育普及業務及び人件費のうち退職手当に係る経費）	○ （退職手当以外の人件費及び左記以外の業務に係る経費）	－
	国立文化財機構	○ （人件費のうちの退職手当並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するもの）	○ （人件費のうちの役員給与、職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費（特に指定するものを除く）及び減価償却費）	○ （財務費用、その他計画外の発生費用）
	教員研修センター	－	－	○
	科学技術振興機構	○ （業務費）	○ （一般管理費）	－
	日本学術振興会	○	－	－
	理化学研究所	－	－	○
	宇宙航空研究開発機構	－	－	○
	日本スポーツ振興センター	－	－	○
	日本芸術文化振興会	－	－	○
	日本学生支援機構	○ （国際交流会館等の譲渡に要する業務経費）	○ （左記以外の費用）	－
	海洋研究開発機構	ー	ー	○
	国立高等専門学校機構	○ （特別教育研究経費の一部）	○ （両記以外の費用）	○ （退職手当等の特殊要因経費及び特別教育研究経費の一部）
	大学評価・学位授与機構	－	－	○
	国立大学財務・経営センター	－	－	○
	日本原子力研究開発機構	－	－	○
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	－	○ （人件費（除く退職手当））	○ （左記以外の費用）
	労働安全衛生総合研究所	－	－	○
	勤労者退職金共済機構	－	－	○
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	－	○ （業務の実施と運営費交付金との対応関係を明らかにできる一般管理費の一部）	○ （左記以外の費用）
	福祉医療機構	－	－	○

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	－	－	○
	労働政策研究・研修機構	－	○ （管理部門の活動経費である一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源との対応関係が明らかである年間業務契約を行っている費用）	○ （左記以外の費用）
	労働者健康福祉機構	－	○ （看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費）	○ （左記以外の費用）
	国立病院機構	○	－	－
	医薬品医療機器総合機構	－	－	○
	医薬基盤研究所	－	－	○
	国立がん研究センター	○	―	―
	国立循環器病研究センター	○	―	―
	国立精神・神経医療研究センター	○	－	－
	国立国際医療研究センター	○	－	－
	国立成育医療研究センター	○	―	―
	国立長寿医療研究センター	○	―	―
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	－	－	○
	種苗管理センター	－	－	○
	家畜改良センター	－	－	○
	水産大学校	－	－	○
	農業・食品産業技術総合研究機構	－	－	○
	農業生物資源研究所	－	－	○
	農業環境技術研究所	－	－	○
	国際農林水産業研究センター	－	－	○
	森林総合研究所	－	－	○
	水産総合研究センター	－	－	○
	農畜産業振興機構	－	－	○
	農業者年金基金	－	－	○
経済産業省	経済産業研究所	○ （調査及び研究業務、政策提言・普及業務、資料収集管理業務）	○ （左記以外の経費）	－
	工業所有権情報・研修館	－	－	○
	産業技術総合研究所	－	－	○
	製品評価技術基盤機構	－	－	○
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	－	－	○
	日本貿易振興機構	－	－	○
	情報処理推進機構	－	－	○
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	－	－	○
	中小企業基盤整備機構	－	－	○
国土交通省	土木研究所	－	－	○
	建築研究所	－	－	○
	交通安全環境研究所	－	－	○
	海上技術安全研究所	－	－	○
	港湾空港技術研究所	－	－	○
	電子航法研究所	－	－	○
	航海訓練所	○ （練習船経費及び退職手当等）	○ （管理・業務部門経費及び人件費等）	○ （想定されない事故・緊急対応経費）
	海技教育機構	－	－	○
	航空大学校	－	－	○
	自動車検査	－	－	○
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	－	－	○
	国際観光振興機構	－	－	○
	自動車事故対策機構	－	－	○
環境省	国立環境研究所	－	－	○
	環境再生保全機構	－	－	○
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	－	－	○
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	○ （退職準備研修費、健康診断費、退職手当等）	○ （人件費(給与費)、物件費、心の健康対策費等）	－

（注）1　各法人の平成24年度の財務諸表（重要な会計方針の注記）による。
　　2　運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。
　　3　（　）内には、該当する収益化基準を採用している経費の内訳を記載した。

資料17

法定勘定区分又はセグメント区分の状況（平成24年度）

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況		
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容
内閣府	国立公文書館	－	－	事業	2	国立公文書館、アジア歴史資料センター
	国民生活センター	－	－	事業	7	広報事業、情報・分析事業、相談事業　商品テスト事業、研修事業、企画調整事業、ADR事業
	北方領土問題対策協会	2	一般業務勘定、貸付業務勘定	－	－	－
総務省	情報通信研究機構	5	一般勘定、基盤技術研究促進勘定、債務保証勘定　等	事業	6	一般勘定をネットワーク基盤技術に関する研究開発事業、ユニバーサルコミュニケーション基盤技術に関する研究開発事業、未来ICT基盤技術に関する研究開発事業　等に区分
	平和祈念事業特別基金	－	－	事業	1	特別給付金支給事業
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	郵便貯金勘定、簡易生命保険勘定	－	－	－
外務省	国際協力機構	2	一般勘定、有償資金協力勘定	事業	9	①技術協力 ②無償資金協力 ③国民等の協力活動 ④海外移住 ⑤災害援助等協力 ⑥人材養成確保 ⑦調査及び研究 ⑧受託業務 ⑨その他業務
	国際交流基金	－	－	事業	6	文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業、調査研究・情報提供等事業、東日本大震災復旧・復興文化交流事業、その他の事業
財務省	造幣局	－	－	事業	2	貨幣製造事業、その他の事業
	国立印刷局	－	－	事業	2	セキュリティ製品事業、情報製品事業
	日本万国博覧会記念機構	2	第一号勘定（公園事業）、第二号勘定（基金事業）	－	－	－
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	－	－	事業	4	研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動
	国立青少年教育振興機構	－	－	事業	2	青少年教育事業、基金事業
	国立女性教育会館	－	－	事業	5	研修受入事業、交流事業、調査研究事業　情報事業　等
	国立科学博物館	－	－	事業	3	展示事業、調査研究事業、教育・普及事業
	物質・材料研究機構	－	－	事業	4	先端共通技術、ナノスケール材料、環境・エネルギー・資源材料、中核機能活動
	防災科学技術研究所	－	－	事業	3	観測・予測研究領域、減災実験研究領域、社会防災システム研究領域
	放射線医学総合研究所	－	－	事業	5	放射線の医学的利用のための研究、放射線安全研究、緊急被ばく医療研究、基盤技術開発及び人材育成その他業務、東日本大震災復興特別会計事業
	国立美術館	－	－	施設	6	東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、法人本部
	国立文化財機構	－	－	施設	8	東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化財遺産研究センター、法人本部
	科学技術振興機構	2	一般勘定、文献情報提供勘定	事業	2	科学技術イノベ創出推進、科学技術基盤形成
	日本学術振興会	4	一般勘定、学術研究助成業務勘定、先端研究助成業務勘定、研究者海外派遣業務勘定	事業	9	研究者の養成、国際交流、科学研究費補助金、学術研究助成基金、審査・評価、先端研究助成基金、研究者海外派遣基金、最先端研究開発戦略的強化費補助金、その他の事業
	理化学研究所	－	－	事業	4	研究事業、バイオリソース関連事業、成果普及事業、特定先端大型研究施設共用促進事業
	宇宙航空研究開発機構	－	－	事業	8	衛星による宇宙利用、宇宙科学研究、宇宙探査、国際宇宙ステーション、宇宙輸送、航空科学技術、宇宙航空技術基盤の強化　等
	日本スポーツ振興センター	4	投票勘定、災害共済給付勘定、免責特約勘定、一般勘定	事業	5	スポーツ振興投票事業、災害共済給付及び免責特約事業、スポーツ施設運営事業、学校安全支援事業、スポーツ振興基金事業
	日本芸術文化振興会	－	－	事業	7	1.「文部科学省令による区分」として、基金、国立劇場、新国立劇場 2.「事業区分別セグメント情報」として、基金事業、公演事業、研修事業　調査研究事業
	日本学生支援機構	－	－	事業	3	奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業
	海洋研究開発機構	－	－	事業	2	研究開発事業、運用・展開事業
	大学評価・学位授与機構	－	－	事業	5	国立大学法人評価事業等、機関別認証評価事業、分野別認証評価事業、学位授与事業　等
	国立大学財務・経営センター	2	一般勘定、施設整備勘定	事業	2	国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業、大学共同利用施設の管理運営事業
	日本原子力研究開発機構	3	一般勘定、電源利用勘定、埋設処分業務勘定	事業	9	福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発、高速増殖炉サイクル技術の確立に向けた研究開発、高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発、核融合エネルギーを取り出す技術システムの研究開発、量子ビームによる科学技術競争力向上と産業利用に貢献する研究開発、エネルギー利用に係る高度化と共通的科学技術基盤及び安全の確保と核不拡散、放射性廃棄物の埋設処分、自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に関わる技術開発、国内外との連携強化と社会からの要請に対応する活動
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	2	一般勘定、社会復帰促進等事業勘定	－	－	－
	勤労者退職金共済機構	6	一般の中小企業退職金共済事業等勘定、建設業退職金共済事業等勘定、清酒製造業退職金共済事業等勘定　等	事業	3	給付経理、融資経理、特別給付経理
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	6	高齢・障害者雇用支援勘定、障害者職業能力開発勘定、障害者雇用納付金勘定、職業能力開発勘定　等	事業	2	高齢・障害者雇用支援勘定を 高齢者雇用支援事業経理、 障害者雇用支援事業経理に区分
	福祉医療機構	7	一般勘定、共済勘定、保険勘定　等	事業	14	一般勘定を6つに、共済勘定を2つに、保険勘定を2つに区分
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	－	－	事業	7	施設運営業務、知的障害者自立支援等調査・研究、知的障害者自立支援等情報提供　等
	労働政策研究・研修機構	3	一般勘定、労災勘定、雇用勘定	－	－	－
	労働者健康福祉機構	－	－	事業	8	労災病院事業、産業保健活動事業、未払賃金立替払事業　等
	国立病院機構	－	－	事業	3	診療事業、教育研修事業、臨床研究事業に区分
	医薬品医療機器総合機構	6	副作用救済勘定、感染救済勘定、審査等勘定　等	事業	2	審査等勘定を審査等事業及び安全対策事業に区分
	医薬基盤研究所	3	開発振興勘定、研究振興勘定、承継勘定	事業	3	開発振興勘定を基盤的技術研究事業、難病・疾患資源研究事業、研究開発振興事業に区分
	年金・健康保険福祉施設整理機構	3	厚生年金勘定、国民年金勘定、健康保険勘定	－	－	－
	年金積立金管理運用	3	厚生年金勘定、国民年金勘定、総合勘定	－	－	－

（前ページから続く）

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況		
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容
	国立がん研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立循環器病研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立精神・神経医療研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立国際医療研究センター	－	－	事業	7	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業、国際協力事業、国立看護大学校事業
	国立成育医療研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立長寿医療研究センター	－	－	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	－	－	事業	6	肥料及び土壌改良資材関係、農薬関係、飼料及び飼料添加物関係、食品等の調査・分析・情報提供業務関係、農林物資の検査・指導業務関係、農林物資の調査研究・講習業務関係
	種苗管理センター	－	－	事業	5	栽培試験事業、種苗検査事業、種苗生産事業、調査研究事業、遺伝資源事業
	家畜改良センター	－	－	事業	4	家畜改良事業、飼料作物種苗の生産及び配布事業、技術の開発実用化事業、その他の事業
	農業・食品産業技術総合研究機構	5	農業技術研究業務勘定、基礎的研究業務勘定、民間研究促進業務勘定　等	事業施設	17	農業技術研究業務勘定を13の研究施設に、民間研究促進業務勘定を2つの事業に、農業機械化促進業務勘定を2つの事業に区分
	農業生物資源研究所	－	－	事業	3	研究基盤整備、生命現象解明、新生物産業創出
	国際農林水産業研究センター	－	－	事業	4	資源環境管理研究事業、食料安定生産研究事業、農村活性化研究事業、情報収集・提供事業
	森林総合研究所	3	研究・育種勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定	事業	6	研究・育種勘定を4つに、特定地域整備等勘定を2つに区分
	水産総合研究センター	2	試験研究・技術開発勘定、海洋水産資源開発勘定	－	－	－
	農畜産業振興機構	7	畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定　等	－	－	－
	農業者年金基金	4	特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定、旧年金勘定　等	事業	8	特例付加年金勘定を3つに、農業者老齢年金等勘定を3つに、旧年金勘定を2つに区分
	農林漁業信用基金	5	農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定、漁業災害補償関係勘定	事業	8	農業信用保険勘定を2つに、林業信用保証勘定を3つに、漁業信用保険勘定を3つに区分
経済産業省	産業技術総合研究所	－	－	事業	4	第1号業務（鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務）等4つに区分
	製品評価技術基盤機構	－	－	事業	5	製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、講習関係業務
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6	一般勘定、電源利用勘定、エネルギー需給勘定、基盤技術研究促進勘定　等	事業	4	産業技術開発関連業務及び新ｴﾈﾙｷﾞｰ・省ｴﾈﾙｷﾞｰ関連業務等、クレジット取得関連業務、債務保証経過業務・貸付経過業務、石炭経過
	日本貿易振興機構	－	－	事業	2	貿易・投資振興業務、開発途上国経済研究活動業務
	情報処理推進機構	4	一般勘定、試験勘定、事業化勘定、地域事業出資業務勘定	事業	7	プログラム開発普及業務、情報処理技術者試験業務、事業運営業務　等
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	6	石油天然ガス等勘定、投融資等・金属鉱産物備蓄、金属鉱業一般勘定　等	事業	7	石油開発、金属開発、資源備蓄、鉱害防止、資産買収、石炭開発、地熱開発
	中小企業基盤整備機構	8	一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定　等	事業	8	一般勘定を3つに、小規模企業共済勘定を3つに、中小企業倒産防止共済勘定を2つに区分
国土交通省	土木研究所	－	－	事業	4	つくば中央研究所、寒地土木研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター
	建築研究所	－	－	事業	7	構造グループ、環境グループ、国際地震工学センター　等
	交通安全環境研究所	2	一般勘定、審査勘定	ー	ー	ー
	港湾空港技術研究所	－	－	事業	9	海洋研究領域、海洋情報研究領域、沿岸環境研究領域　等
	海技教育機構	－	－	事業	4	海技士教育科、技術教育科、その他　等
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	5	建設勘定、海事勘定、基礎的研究等勘定等	事業	8	海事勘定を4つに、基礎的研究等勘定を2つに、助成勘定を2つに区分
	国際観光振興機構	2	一般勘定、交付金勘定	ー	ー	ー
	水資源機構	－	－	事業施設	11	1 「区分経理によるセグメント情報」として、3つに区分 2 「施設の機能別分類によるセグメント情報」として、3つに区分 3 「水系によるセグメント情報」として、5つに区分
	自動車事故対策機構	－	－	事業	3	貸付業務、療護業務、一般業務
	空港周辺整備機構	－	－	事業	4	大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業　等
	海上災害防止センター	2	防災措置業務勘定、その他業務勘定	事業	5	防災措置、機材、消防船、訓練、調査研究
	都市再生機構	2	都市再生勘定、宅地造成等経過勘定	事業	6	都市再生勘定を3つに、宅地造成等経過勘定を3つに区分
	奄美群島振興開発基金	－	－	事業	2	保証業務、融資業務
	日本高速道路保有・債務返済機構	2	高速道路勘定、鉄道勘定	－	－	－
	住宅金融支援機構	5	証券化支援勘定、住宅融資保険勘定、財形住宅資金貸付勘定　等	事業	4	証券化支援勘定を2つに、住宅資金貸付等勘定を2つに区分
環境省	環境再生保全機構	4	公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定、承継勘定	事業	5	公害健康被害補償予防業務勘定を2つに、基金勘定を3つに区分
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	2	原子力安全規制勘定、その他の勘定	事業	6	検査等、解析及び評価、原子力災害の予防等、調査・試験等、情報の収集・整理等、その他原子力安全の確保
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	－	－	事業	3	労務管理の実施に関する業務等、給与の支給に関する業務等、福利厚生の実施に関する業務等
計		143			384	

（注）1　各法人の平成24年度の財務諸表（附属明細書）による。
　　2　セグメント区分の内容欄における「事業」は事業等別の、「施設」は施設別のセグメント区分を行っていることを示す。
　　3　セグメント区分には「法人共通」（「全社」、「全法人」、「共通勘定」等の名称を使用しているものを含む。）を除いて記載している。
　　4　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
　　5　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
　　6　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資料18－1

純資産と主な資産・負債の状況（平成24年度）

主務省名	独立行政法人名	純資産	資産				負債			
			有形固定資産	貸付金	その他資産	資産 計	借入金・債券	引当金・準備金	その他負債	負債 計
内閣府	国立公文書館	4,815	5,760	－	433	6,192	－	－	1,377	1,377
	国民生活センター	10,081	9,143	－	2,528	11,671	－	－	1,590	1,590
	北方領土問題対策協会	2,498	400	4,477	1,917	6,794	3,921	－	375	4,296
総務省	情報通信研究機構	91,694	85,234	－	49,690	134,924	－	215	43,015	43,230
	統計センター	3,303	1,696	－	5,267	6,963	－	－	3,660	3,660
	平和祈念事業特別基金	509	5	－	529	534	－	4	21	24
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	39,234	41	14,178,142	30,674,467	44,852,650	14,178,142	53,840	30,581,435	44,813,416
外務省	国際協力機構	8,868,602	55,331	10,913,478	354,519	11,323,328	1,979,671	28,402	446,653	2,454,726
	国際交流基金	72,951	9,899	－	66,230	76,129	－	12	3,166	3,178
財務省	酒類総合研究所	6,138	6,507	－	343	6,850	－	－	712	712
	造幣局	78,642	61,557	－	42,039	103,596	－	18,642	6,313	24,954
	国立印刷局	228,284	226,058	－	93,527	319,586	－	81,760	9,542	91,301
	日本万国博覧会記念機構	142,017	106,663	－	42,112	148,775	－	724	6,035	6,758
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	6,103	6,224	－	254	6,478	－	－	375	375
	大学入試センター	12,822	11,786	－	3,122	14,908	－	710	1,377	2,086
	国立青少年教育振興機構	93,150	93,854	－	2,831	96,685	－	－	3,536	3,536
	国立女性教育会館	2,462	2,490	－	152	2,642	－	－	180	180
	国立科学博物館	74,063	74,246	－	2,818	77,064	－	37	2,964	3,001
	物質・材料研究機構	65,556	74,330	－	6,203	80,533	－	－	14,977	14,977
	防災科学技術研究所	54,526	69,225	－	15,489	84,714	－	－	30,189	30,189
	放射線医学総合研究所	23,871	40,369	－	7,123	47,492	－	－	23,621	23,621
	国立美術館	163,010	163,773	－	1,823	165,596	－	－	2,587	2,587
	国立文化財機構	204,687	208,737	－	11,419	220,156	－	13	15,457	15,469
	教員研修センター	4,474	4,973	－	202	5,175	－	－	701	701
	科学技術振興機構	136,429	57,503	－	120,395	177,898	－	236	41,234	41,470
	日本学術振興会	2,337	222	－	118,284	118,506	－	6	116,163	116,169
	理化学研究所	212,744	312,807	－	22,541	335,348	－	－	122,604	122,604
	宇宙航空研究開発機構	265,053	471,740	－	202,411	674,151	－	－	409,097	409,097
	日本スポーツ振興センター	235,035	198,598	－	116,442	315,040	－	33,284	46,722	80,006
	日本芸術文化振興会	233,416	159,569	－	81,883	241,452	－	118	7,919	8,037
	日本学生支援機構	56,122	42,024	7,593,755	314,831	7,950,610	7,879,742	－	14,746	7,894,488
	海洋研究開発機構	53,561	87,217	－	22,753	109,970	－	－	56,409	56,409
	国立高等専門学校機構	240,048	268,370	－	14,502	282,872	－	0	42,824	42,824
	大学評価・学位授与機構	6,045	6,236	－	677	6,913	－	－	868	868
	国立大学財務・経営センター	27,065	1,040	829,479	27,857	858,375	829,479	－	1,830	831,310
	日本原子力研究開発機構	585,451	625,584	－	240,639	866,223	－	－	280,771	280,771
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	17	31	－	113	145	－	－	128	128
	労働安全衛生総合研究所	10,244	10,847	－	666	11,513	－	－	1,269	1,269
	勤労者退職金共済機構	138,594	522	651,129	4,968,276	5,619,926	671,370	4,800,718	9,245	5,481,333
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	451,835	444,926	－	72,175	517,101	－	9,721	55,544	65,265
	福祉医療機構	1,552,541	1,897	4,542,777	413,835	4,958,509	3,288,794	100,338	16,836	3,405,968
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	14,021	14,926	－	1,059	15,985	－	21	1,944	1,965
	労働政策研究・研修機構	6,038	6,260	－	689	6,949	－	－	912	912
	労働者健康福祉機構	160,705	281,683	804	188,640	471,127	2,067	234,141	74,215	310,423
	国立病院機構	415,621	972,126	1,208	355,871	1,329,205	457,864	302,361	153,358	913,584
	医薬品医療機器総合機構	26,995	553	－	67,545	68,097	－	19,650	21,452	41,102
	医薬基盤研究所	17,194	17,460	56	8,513	26,029	237	5	8,593	8,834
	年金・健康保険福祉施設整理機構	95,539	7	－	96,812	96,819	－	201	1,080	1,280
	年金積立金管理運用	13,712,681	121	－	120,465,782	120,465,902	－	708	106,752,514	106,753,222
	国立がん研究センター	98,130	97,699	－	34,119	131,818	16,346	1,176	16,166	33,689
	国立循環器病研究センター	30,253	18,742	20	21,322	40,084	1,539	532	7,759	9,831
	国立精神・神経医療研究センター	35,894	39,269	－	4,197	43,467	2,976	368	4,228	7,572
	国立国際医療研究センター	65,555	77,863	－	16,214	94,077	17,942	946	9,634	28,522
	国立成育医療研究センター	40,399	44,879	－	11,017	55,896	8,198	549	6,750	15,497
	国立長寿医療研究センター	10,345	10,961	17	3,918	14,897	647	233	3,672	4,551
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,870	9,052	－	1,535	10,587	－	－	2,717	2,717
	種苗管理センター	8,407	8,689	－	604	9,292	－	－	885	885
	家畜改良センター	38,951	41,682	－	1,762	43,444	－	－	4,492	4,492
	水産大学校	11,403	11,712	－	732	12,444	－	－	1,041	1,041
	農業・食品産業技術総合研究機構	264,149	261,757	3	21,295	283,055	－	6	18,900	18,906
	農業生物資源研究所	28,176	30,534	－	1,818	32,352	－	－	4,176	4,176
	農業環境技術研究所	30,601	31,331	－	625	31,956	－	－	1,355	1,355
	国際農林水産業研究センター	7,393	7,773	－	684	8,457	－	－	1,064	1,064
	森林総合研究所	825,628	986,518	21	162,107	1,148,646	259,508	4,538	58,971	323,017
	水産総合研究センター	47,620	49,629	－	6,695	56,325	－	5	8,700	8,705
	農畜産業振興機構	25,946	767	－	474,456	475,223	22,741	1,505	425,031	449,276
	農業者年金基金	3,148	58	669	628,832	629,560	414,300	202,079	10,033	626,412
	農林漁業信用基金	223,488	1,033	84,134	242,835	328,002	9,055	13,314	82,145	104,514

（次ページへ続く）

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	純資産	資産				負債			
			有形固定資産	貸付金	その他資産	資産　計	借入金・債券	引当金・準備金	その他負債	負債　計
経済産業省	経済産業研究所	22	25	－	543	568	－	－	546	546
	工業所有権情報・研修館	△16	106	－	6,137	6,243	－	－	6,259	6,259
	日本貿易保険	321,002	984	－	367,680	368,664	－	23,139	24,523	47,662
	産業技術総合研究所	293,482	318,141	－	37,200	355,341	－	49	61,810	61,859
	製品評価技術基盤機構	13,469	15,246	－	3,543	18,790	－	－	5,321	5,321
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	115,828	852	6,247	135,881	142,980	－	3,160	23,992	27,152
	日本貿易振興機構	48,922	43,203	－	18,138	61,341	－	－	12,419	12,419
	情報処理推進機構	18,517	580	－	22,139	22,719	－	390	3,812	4,201
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	509,408	73,579	747,538	499,080	1,320,197	774,872	191	35,725	810,788
	中小企業基盤整備機構	646,710	51,446	1,037,467	10,318,875	11,407,789	4,018	8,562,422	2,194,638	10,761,079
国土交通省	土木研究所	30,392	31,997	－	3,040	35,036	－	－	4,644	4,644
	建築研究所	13,449	13,770	－	396	14,167	－	－	717	717
	交通安全環境研究所	13,477	13,906	－	625	14,531	－	29	1,026	1,055
	海上技術安全研究所	33,093	33,706	－	827	34,533	－	－	1,441	1,441
	港湾空港技術研究所	12,199	12,510	－	1,494	14,005	－	28	1,777	1,805
	電子航法研究所	3,951	4,595	－	1,254	5,849	－	－	1,898	1,898
	航海訓練所	2,858	4,152	－	1,335	5,486	－	－	2,628	2,628
	海技教育機構	9,181	10,254	－	852	11,106	－	－	1,925	1,925
	航空大学校	4,100	5,467	－	578	6,045	－	－	1,945	1,945
	自動車検査	15,716	23,601	－	5,255	28,856	－	2,245	10,895	13,140
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,374,950	5,627,675	531,672	4,858,868	11,018,215	3,633,007	1,511,311	4,498,947	9,643,265
	国際観光振興機構	1,626	66	－	2,039	2,105	－	22	457	479
	水資源機構	98,787	3,067,160	－	1,017,233	4,084,393	584,617	45,465	3,355,525	3,985,606
	自動車事故対策機構	10,047	10,445	7,860	5,717	24,022	11,248	－	2,727	13,976
	空港周辺整備機構	1,266	1,868	－	1,291	3,159	689	26	1,179	1,893
	海上災害防止センター	5,631	1,635	－	5,270	6,905	－	177	1,098	1,274
	都市再生機構	883,043	12,832,535	9,680	1,620,216	14,462,431	12,744,256	111,887	723,246	13,579,389
	奄美群島振興開発基金	11,035	87	5,630	10,888	16,604	160	404	5,005	5,569
	日本高速道路保有・債務返済機構	9,029,653	40,381,043	237,494	756,136	41,374,673	30,314,673	1,083,027	947,320	32,345,020
	住宅金融支援機構	589,501	34,621	18,071,402	14,063,866	32,169,889	29,293,724	129,858	2,156,806	31,580,388
環境省	国立環境研究所	27,940	31,853	－	6,468	38,321	－	－	10,381	10,381
	環境再生保全機構	75,542	168	3,982	305,723	309,873	36,545	11,587	186,198	234,331
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	1,184	4,565	－	16,940	21,505	－	－	20,321	20,321
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	1,236	1,000	―	799	1,799	―	―	562	562
計		44,929,380	69,683,362	59,459,140	195,039,321	324,181,824	107,442,347	17,396,531	154,413,565	279,252,444

（注）1　各法人の平成24年度の財務諸表（貸借対照表）による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　「貸付金」欄には、短期及び長期貸付金の合計から貸倒引当金を控除した残高を記載している。
4　「借入金・債券」欄には、一年以内返済予定の長期借入金・債券、短期借入金・債券の合計額が含まれている。なお債券について、発行差額がある場合には額面金額から控除した残高を記載している。
5　引当金には賞与引当金・役員賞与引当金・退職給与引当金・災害損失引当金等の引当金合計額を記載している。準備金には保険契約準備金、共済契約準備金等の準備金の合計額を記載している。
6　郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負債に計上されている郵便貯金はその他負債に計上している。
7　国際協力機構の純資産と主な資産・負債の状況（平成24年度）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料18-2

当期総利益（損失）の状況（平成24年度）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金取崩額	当期総利益（△損失）
内閣府	国立公文書館	2,087	2,068	2	－	－	－	△21
	国民生活センター	3,544	5,304	1	－	－	－	1,759
	北方領土問題対策協会	1,452	1,962	2	－	－	－	508
総務省	情報通信研究機構	36,601	36,556	2,248	3,077	21	229	992
	統計センター	9,502	11,199	13	0	－	－	1,685
	平和祈念事業特別基金	692	718	4,452	4,169	－	230	△28
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	13,266,540	13,275,454	－	－	－	－	8,914
外務省	国際協力機構	370,950	448,748	2,024	8	－	17,454	93,236
	国際交流基金	16,101	17,282	265	3	－	－	919
財務省	酒類総合研究所	986	988	2	0	－	0	0
	造幣局	27,925	30,000	12	1	－	－	2,065
	国立印刷局	61,785	68,725	2,082	－	－	－	4,857
	日本万国博覧会記念機構	2,949	3,138	13	38	－	－	215
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	983	985	0	－	－	－	2
	大学入試センター	11,050	11,515	46	16	－	44	479
	国立青少年教育振興機構	10,757	10,757	－	－	－	0	0
	国立女性教育会館	635	640	0	0	－	－	5
	国立科学博物館	3,719	3,726	20	61	－	－	48
	物質・材料研究機構	21,348	21,573	1,362	13	－	1,210	85
	防災科学技術研究所	9,448	9,475	－	－	－	6	33
	放射線医学総合研究所	13,673	13,827	82	53	－	5	129
	国立美術館	5,501	5,509	0	1	－	2	11
	国立文化財機構	8,746	8,820	55	42	－	6	67
	教員研修センター	1,126	1,127	1	1	－	－	0
	科学技術振興機構	110,036	111,178	2,068	2,084	36	379	1,501
	日本学術振興会	271,286	271,799	110	－	0	－	403
	理化学研究所	102,796	104,072	242	233	28	110	1,349
	宇宙航空研究開発機構	204,985	226,724	14,365	16,688	26	－	24,035
	日本スポーツ振興センター	117,684	119,146	17,140	16,386	－	2,029	2,737
	日本芸術文化振興会	18,074	18,623	4	4	0	－	549
	日本学生支援機構	117,032	120,948	0	－	－	－	3,915
	海洋研究開発機構	46,129	44,897	727	1,832	13	48	△92
	国立高等専門学校機構	77,230	77,346	396	368	－	19	107
	大学評価・学位授与機構	1,533	1,533	－	－	－	－	－
	国立大学財務・経営センター	24,961	22,674	13	2	－	2,309	10
	日本原子力研究開発機構	182,146	183,772	8,412	8,412	62	259	1,823
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	731	744	0	0	－	－	12
	労働安全衛生総合研究所	1,849	1,868	3	3	－	－	19
	勤労者退職金共済機構	474,409	726,069	601	4,304	－	－	255,364
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	110,431	129,566	12	4,355	－	－	23,478
	福祉医療機構	180,124	234,909	4,277	1,379	－	13	51,900
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	3,569	3,575	21	21	－	－	6
	労働政策研究・研修機構	2,189	2,203	2	－	－	－	12
	労働者健康福祉機構	305,927	306,721	564	27	－	－	257
	国立病院機構	858,630	908,455	8,193	241	－	－	41,873
	医薬品医療機器総合機構	18,323	25,287	0	－	－	1	6,965
	医薬基盤研究所	8,361	8,777	37	161	－	41	581
	年金・健康保険福祉施設整理機構	3,702	207	15	4,646	－	－	1,137
	年金積立金管理運用	24,052	11,222,317	－	－	－	－	11,198,264
	国立がん研究センター	47,967	48,382	228	13	－	－	200
	国立循環器病研究センター	26,966	26,619	313	0	－	－	△660
	国立精神・神経医療研究センター	14,355	14,061	27	3	－	－	△318
	国立国際医療研究センター	36,148	35,165	685	3	－	－	△1,666
	国立成育医療研究センター	22,607	23,406	3	0	－	－	796
	国立長寿医療研究センター	9,251	9,815	48	－	－	－	516

（前ページから続く）　　（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金取崩額	当期総利益（△損失）
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,358	6,381	12	13	－	1	24
	種苗管理センター	3,062	3,062	2	2	－	－	0
	家畜改良センター	8,388	8,413	46	23	－	8	9
	水産大学校	2,513	2,520	1	1	－	4	11
	農業・食品産業技術総合研究機構	45,669	45,427	322	298	74	562	223
	農業生物資源研究所	8,982	8,876	19	18	－	120	14
	農業環境技術研究所	3,479	3,476	4	4	－	28	24
	国際農林水産業研究センター	3,876	3,884	4	－	－	7	12
	森林総合研究所	57,700	57,772	660	0	－	1,155	567
	水産総合研究センター	18,087	18,097	24	29	－	88	103
	農畜産業振興機構	233,145	217,600	2	25,292	－	－	9,745
	農業者年金基金	160,804	162,346	0	0	－	－	1,541
	農林漁業信用基金	10,766	17,124	1	－	－	14	6,371
経済産業省	経済産業研究所	1,277	1,291	0	－	－	－	14
	工業所有権情報・研修館	8,111	8,107	9	－	－	－	△13
	日本貿易保険	8,462	16,866	2	12,024	－	－	20,426
	産業技術総合研究所	83,085	81,601	475	404	－	2,355	800
	製品評価技術基盤機構	7,527	7,481	17	17	－	60	13
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	152,663	192,308	48	835	－	48	40,479
	日本貿易振興機構	28,490	28,890	24	9	－	29	414
	情報処理推進機構	8,084	8,304	116	－	4	3	103
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	484,264	473,632	98	102	－	8,909	△1,719
	中小企業基盤整備機構	849,315	1,124,541	8,426	3,964	50	4,887	275,601
国土交通省	土木研究所	8,414	8,435	2	2	－	4	24
	建築研究所	1,811	1,821	1	1	－	－	10
	交通安全環境研究所	2,106	2,058	2	23	－	83	55
	海上技術安全研究所	3,390	3,453	46	6	－	34	58
	港湾空港技術研究所	3,082	3,106	3	1	－	62	83
	電子航法研究所	1,377	1,377	20	20	－	0	0
	航海訓練所	5,427	5,429	－	－	－	－	1
	海技教育機構	2,519	2,520	4	4	－	1	2
	航空大学校	2,860	2,939	124	24	－	－	△21
	自動車検査	9,775	10,120	－	64	－	282	691
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	847,864	909,963	342	0	－	56,229	117,986
	国際観光振興機構	2,644	3,192	0	－	－	2	550
	水資源機構	130,553	129,400	－	－	－	4,988	3,834
	自動車事故対策機構	11,815	11,844	3	1	－	11	39
	空港周辺整備機構	1,688	1,870	－	5	△53	－	134
	海上災害防止センター	2,032	2,066	3	－	2	－	29
	都市再生機構	972,283	1,056,129	37,518	2,969	－	－	49,298
	奄美群島振興開発基金	240	270	－	－	－	－	30
	日本高速道路保有・債務返済機構	1,537,328	1,596,873	61,897	365,999	－	34	363,681
	住宅金融支援機構	847,851	1,049,010	4	118	－	7,957	209,229
環境省	国立環境研究所	14,622	14,609	4	4	－	31	18
	環境再生保全機構	66,616	69,439	7	503	－	81	3,400
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	15,893	15,615	－	124	－	225	72
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,007	3,234	1	0	－	－	226
	計　（102法人）	24,000,884	36,423,721	181,486	481,555	265	112,692	12,835,227

（注）1　各法人の平成24年度の財務諸表（損益計算書）による。
　　2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
　　3　国際協力機構の当期総利益の状況（平成24年度）は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料19

運営費交付金債務の状況

（百万円）

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務残存率（24年度）
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
内閣府	国立公文書館	20	1,833	39	－	－	－	－	－
		21	2,074		－	－	－	－	－
		22	2,220			81	81	81	3.6%
		23	2,130				61	61	2.9%
		24	1,992					83	4.2%
		計		246	－	81	142	224	
	国民生活センター	20	12,842	9,922	9,125	8,472	1,856	－	－
		21	3,202		384	221	221	－	－
		22	3,202			307	163	－	－
		23	3,144				522	－	－
		24	2,721					－	－
		計		9,922	9,509	8,999	2,762	－	
	北方領土問題対策協会	20	652	36	36	36	36	－	－
		21	648		45	45	45	－	－
		22	655			47	47	－	－
		23	1,326				247	－	－
		24	1,310					－	－
		計		36	81	128	376	－	
総務省	情報通信研究機構	20	35,330	3,203	－	－	－	－	－
		21	34,200		3,413	－	－	－	－
		22	30,900			－	－	－	－
		23	30,281				3,721	406	1.3%
		24	29,365					4,739	16.1%
		計		3,903	3,413	－	3,721	5,145	
	統計センター	20	9,399	303	303	303	303	－	－
		21	10,350		615	615	615	－	－
		22	9,784			648	648	－	－
		23	9,426				528	－	－
		24	8,469					－	－
		計		303	918	1,566	2,094	－	
	平和祈念事業特別基金	20	750	7	7	7	7	－	－
		21	698		145	145	145	－	－
		22	354			76	76	－	－
		23	－				0	－	－
		24	－					－	－
		計		7	152	229	229	－	
外務省	国際協力機構	20	153,786	14,957	4,082	1,168	0	－	－
		21	161,652		19,416	2,231	0	－	－
		22	151,726			27,029	0	－	－
		23	143,301				0	－	－
		24	149,663					22,624	15.1%
		計		15,472	23,976	30,906	0	22,624	
	国際交流基金	20	12,892	701	622	571	0	－	－
		21	12,569		1,417	1,346	0	－	－
		22	12,851			1,111	0	－	－
		23	11,471				0	－	－
		24	12,655					246	1.9%
		計		1,023	2,360	3,350	0	246	
財務省	酒類総合研究所	20	1,171	64	64	－	－	－	－
		21	1,142		92	－	－	－	－
		22	1,064			－	－	－	－
		23	1,074				83	83	7.7%
		24	1,018					108	10.6%
		計		235	268	－	83	191	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	20	1,176	158	－	－	－	－	－
		21	1,260		205	－	－	－	－
		22	1,138			－	－	－	－
		23	1,082				48	－	－
		24	939					40	4.3%
		計		158	205	－	48	40	
	大学入試センター	20	422	－	－	－	－	－	－
		21	254		4	－	－	－	－
		22	80			－	－	－	－
		23	－				－	－	－
		24	－					－	－
		計		－	4	－	－	－	
	国立青少年教育振興機構	20	10,477	77	12	－	－	－	－
		21	10,138		55	－	－	－	－
		22	9,761			－	－	－	－
		23	9,479				531	531	5.6%
		24	9,032					338	3.7%
		計		283	237	－	531	868	
	国立女性教育会館	20	645	5	5	－	－	－	－
		21	630		－	－	－	－	－
		22	590			－	－	－	－
		23	562				35	－	－
		24	530					34	6.4%
		計		5	5	－	35	34	
	国立科学博物館	20	3,125	591	496	－	－	－	－
		21	3,120		286	－	－	－	－
		22	3,044			－	－	－	－
		23	3,385				218	26	0.8%
		24	2,936					463	15.8%
		計		1,043	782	－	218	489	
	物質・材料研究機構	20	15,429	1,308	550	－	－	－	－
		21	15,049		1,147	－	－	－	－
		22	14,050			－	－	－	－
		23	13,624				1,316	－	－
		24	13,011					988	7.6%
		計		1,308	1,697	－	1,316	988	
	防災科学技術研究所	20	8,433	871	－	－	－	－	－
		21	8,230		767	－	－	－	－
		22	7,973			－	－	－	－
		23	7,516				688	14	0.2%
		24	7,002					820	11.7%
		計		893	767	－	688	834	

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	交付金債務 残存率(24年度)
	放射線医学総合研究所	20	12,407	1,235	72	－	－	－	－
		21	11,712		1,385	－	－	－	－
		22	11,444			－	－	－	－
		23	11,124				1,312	417	3.7%
		24	11,822					2,344	19..8%
		計		1,341	1,498	－	1,312	2,761	
	国立美術館	20	5,790	188	－	－	－	－	－
		21	5,773		572	－	－	－	－
		22	5,859			－	－	－	－
		23	5,973				103	－	－
		24	7,701					626	8.1%
		計		232	572	－	103	626	
	国立文化財機構	20	8,771	1,350	80	－	－	－	－
		21	8,367		1,118	－	－	－	－
		22	8,192			－	－	－	－
		23	7,941				396	5	0.1%
		24	7,366					622	8.4%
		計		1,350	1,197	－	396	626	
	教員研修センター	20	1,439	3	－	－	－	－	－
		21	1,381		81	－	－	－	－
		22	1,215			－	－	－	－
		23	1,123				61	61	5.4%
		24	992					74	7.4%
		計		3	81	－	61	135	
	科学技術振興機構	20	105,058	9,407	612	532	－	－	－
		21	107,459		3,090	259	－	－	－
		22	102,662			6,139	－	－	－
		23	104,818				－	－	－
		24	114,502					15,486	13.5%
		計		10,389	3,837	7,065	－	15,486	
	日本学術振興会	20	28,859	126	－	－	－	－	－
		21	28,672		101	0	－	－	－
		22	28,021			278	0	－	－
		23	29,230				65	－	－
		24	29,167					－	－
		計		126	101	278	65	－	
	理化学研究所	20	60,139	3,953	11	6	6	－	－
		21	59,190		7,362	284	23	－	－
		22	58,312			7,248	168	－	－
		23	58,378				6,575	－	－
		24	57,512					－	－
		計		3,953	7,372	7,538	6,771	－	
	宇宙航空研究開発機構	20	130,227	6,706	960	292	13	－	－
		21	143,414		10,099	1,414	802	－	－
		22	130,392			15,089	3,065	－	－
		23	132,655				20,000	－	－
		24	118,401					－	－
		計		6,706	11,059	16,795	23,880	－	
	日本スポーツ振興センター	20	7,071	2,002	1,007	901	136	－	－
		21	6,026		511	511	511	－	－
		22	5,945			229	205	－	－
		23	5,703				302	－	－
		24	5,268					－	－
		計		2,002	1,518	1,641	1,154	－	
	日本芸術文化振興会	20	11,023	422	229	25	25	－	－
		21	10,985		604	340	7	－	－
		22	10,570			496	366	－	－
		23	10,224				305	－	－
		24	9,874					－	－
		計		422	833	861	703	－	
	日本学生支援機構	20	19,289	－	－	－	－	－	－
		21	26,172		364	－	－	－	－
		22	17,839			162	21	5	－
		23	15,755				11	7	－
		24	14,802					17	0.1%
		計		－	364	162	32	29	
	海洋研究開発機構	20	38,431	－	－	－	－	－	－
		21	38,560		2,421	196	15	4	0.0%
		22	36,337			2,103	117	12	0.0%
		23	36,028				5,217	33	0.1%
		24	36,353					4,627	12.7%
		計		－	2,421	2,299	5,349	4,675	
	国立高等専門学校機構	20	67,659	－	－	－	－	－	－
		21	66,982		395	377	377	377	0.6%
		22	66,280			651	33	12	0.0%
		23	64,303				718	472	0.7%
		24	58,877					19	0.0%
		計		－	395	1,029	1,129	881	
	大学評価・学位授与機構	20	1,896	－	－	－	－	－	－
		21	1,858		171	171	171	155	8.3%
		22	1,754			187	165	165	9.4%
		23	1,484				89	89	6.0%
		24	1,301					66	5.1%
		計		－	171	358	426	474	
	国立大学財務・経営センター	20	496	－	－	－	－	－	－
		21	482		97	88	88	88	18.3%
		22	455			62	62	62	13.6%
		23	393				54	55	14.0%
		24	337					106	31.5%
		計		－	97	150	206	311	
	日本原子力研究開発機構	20	168,697	19,223	－	－	－	－	－
		21	169,111		－	－	－	－	－
		22	167,937			17,219	1,652	329	0.2%
		23	157,901				10,558	681	0.4%
		24	147,501					13,506	9.2%
		計		19,223	－	17,219	12,210	14,516	

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	交付金債務 残存率(24年度)
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	20	791	5	5	－	－	－	－
		21	789		11	－	－	－	－
		22	739			－	－	－	－
		23	691				24	15	2.2%
		24	628					1	0.2%
		計		103	115	－	24	16	
	労働安全衛生総合研究所	20	2,516	166	166	－	－	－	－
		21	2,536		329	－	－	－	－
		22	2,075			－	－	－	－
		23	2,048				261	261	12.7%
		24	1,941					152	7.8%
		計		284	613	－	261	413	
	勤労者退職金共済機構	20	3,519	111	－	－	－	－	－
		21	3,270		0	－	－	－	－
		22	－			－	－	－	－
		23	341				113	－	－
		24	421					－	－
		計		111	0	－	113	－	
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	20	17,458	1,419	1,419	1,419	1,419	－	－
		21	17,756		2,115	2,115	2,115	－	－
		22	14,679			2,212	2,177	－	－
		23	49,673				5,367	－	－
		24	69,245					－	－
		計		1,419	3,534	5,746	11,078	－	
	福祉医療機構	20	4,281	68	57	52	26	－	－
		21	4,138		70	70	70	－	－
		22	4,121			556	556	－	－
		23	3,948				117	－	－
		24	3,438					－	－
		計		68	127	678	770	－	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	20	2,596	273	1	－	－	－	－
		21	2,382		385	120	－	－	－
		22	2,264			316	100	－	－
		23	2,261				280	－	－
		24	1,833					－	－
		計		273	386	436	380	－	
	労働政策研究・研修機構	20	3,045	339	339	339	－	－	－
		21	2,892		404	404	－	－	－
		22	2,769			460	－	－	－
		23	2,596				－	－	－
		24	2,468					302	12.2%
		計		638	1,042	1,502	－	302	
	労働者健康福祉機構	20	10,666	－	－	－	－	－	－
		21	10,694		548	137	115	115	1.1%
		22	9,477			372	315	161	1.7%
		23	9,049				224	159	1.8%
		24	7,811					7	0.1%
		計		－	548	509	654	442	
	国立病院機構	20	47,854	－	－	－	－	－	－
		21	45,972		－	－	－	－	－
		22	43,682			426	－	－	－
		23	36,202				1,105	－	－
		24	28,594					184	0.6%
		計		－	－	426	1,105	184	
	医薬品医療機器総合機構	20	611	－	－	－	－	－	－
		21	570		159	159	130	103	18.1%
		22	443			47	47	47	10.6%
		23	353				38	38	10.8%
		24	337					83	24.6%
		計		－	159	206	215	272	
	医薬基盤研究所	20	11,283	115	－	－	－	－	－
		21	11,152		－	－	－	－	－
		22	9,742			376	327	327	3.4%
		23	7,998				157	87	1.1%
		24	8,487					1,376	16.2%
		計		459	－	376	484	1,790	
	国立がん研究センター	22	8,803			523	－	－	－
		23	8,755				138	－	－
		24	8,056					116	1.4%
		計				523	138	116	
	国立循環器病研究センター	22	5,902			279	－	－	－
		23	5,428				276	36	0.7%
		24	4,977					398	8.0%
		計				279	276	434	
	国立精神・神経医療研究センター	22	4,595			227	－	－	－
		23	4,513				216	－	－
		24	4,652					－	－
		計				227	216	－	
	国立国際医療研究センター	22	8,455			615	150	－	－
		23	7,514				802	－	－
		24	7,134					859	12.0%
		計				615	952	859	
	国立成育医療研究センター	22	5,008			191	－	－	－
		23	4,666				275	－	－
		24	4,326					170	3.9%
		計				191	275	170	
	国立長寿医療研究センター	22	3,459			274	－	－	－
		23	3,613				501	－	－
		24	3,743					241	6.4%
		計				274	501	241	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	20	7,555	921	408	－	－	－	－
		21	7,544		1,114	－	－	－	－
		22	6,969			－	－	－	－
		23	6,865				427	125	1.8%
		24	6,508					565	8.7%
		計		1,264	1,523	－	427	690	

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	交付金債務 残存率(24年度)
	種苗管理センター	20	3,006	185	168	－	－	－	－
		21	2,939		165	－	－	－	－
		22	2,654			－	－	－	－
		23	2,781				47	5	0.2%
		24	2,857					55	1.9%
		計		257	333	－	47	60	
	家畜改良センター	20	8,072	369	300	－	－	－	－
		21	8,160		735	－	－	－	－
		22	7,805			－	－	－	－
		23	7,386				73	18	0.2%
		24	7,038					148	2.1%
		計		532	1,035	－	73	166	
	水産大学校	20	2,100	273	241	－	－	－	－
		21	2,042		321	－	－	－	－
		22	1,866			－	－	－	－
		23	1,969				163	87	4.4%
		24	1,883					234	12.4%
		計		449	609	－	163	321	
	農業・食品産業技術総合研究機構	20	49,632	1,920	863	－	－	－	－
		21	48,148		2,427	－	－	－	－
		22	45,839			－	－	－	－
		23	44,765				1,597	363	0.8%
		24	42,779					4,375	10.2%
		計		2,679	3,293	－	1,597	4,738	
	農業生物資源研究所	20	7,209	519	214	－	－	－	－
		21	7,210		664	－	－	－	－
		22	6,982			－	－	－	－
		23	6,882				498	169	2.5%
		24	6,510					294	4.5%
		計		716	879	－	498	463	
	農業環境技術研究所	20	3,306	237	－	－	－	－	－
		21	3,155		462	－	－	－	－
		22	3,066			－	－	－	－
		23	3,097				173	0	－
		24	2,705					195	7.2%
		計		237	462	－	173	195	
	国際農林水産業研究センター	20	3,601	62	38	－	－	－	－
		21	3,756		236	－	－	－	－
		22	3,714			－	－	－	－
		23	3,532				169	131	3.7%
		24	3,364					125	3.7%
		計		143	274	－	169	256	
	森林総合研究所	20	10,180	198	193	－	－	－	－
		21	10,124		301	－	－	－	－
		22	9,973			－	－	－	－
		23	10,006				483	361	3.6%
		24	9,118					232	2.5%
		計		228	524	－	483	594	
	水産総合研究センター	20	17,273	1,240	684	－	－	－	－
		21	16,655		1,291	－	－	－	－
		22	16,047			－	－	－	－
		23	15,787				856	303	1.9%
		24	15,165					1,689	11.1%
		計		1,556	1,974	－	856	1,992	
	農畜産業振興機構	20	2,284	537	537	537	537	－	－
		21	2,222		483	483	483	－	－
		22	1,883			362	305	－	－
		23	1,887				250	－	－
		24	1,510					－	－
		計		537	1,019	1,381	1,574	－	－
	農業者年金基金	20	3,890	218	218	172	172	－	－
		21	3,791		483	483	438	－	－
		22	3,657			421	421	－	－
		23	3,364				188	－	－
		24	3,288					－	－
		計		218	701	1,075	1,219	－	－
経済産業省	経済産業研究所	20	1,599	158	23	－	－	－	－
		21	1,577		354	－	－	－	－
		22	1,530			－	－	－	－
		23	1,492				213	－	－
		24	1,418					349	24.6%
		計		211	431	－	213	349	
	工業所有権情報・研修館	20	13,659	1,676	1,676	－	－	－	－
		21	13,249		1,870	－	－	－	－
		22	12,787			－	－	－	－
		23	9,636				1,181	1,181	12.3%
		24	9,463					1,002	10.6%
		計		4,092	5,962	－	1,181	2,183	
	産業技術総合研究所	20	65,925	6,176	－	－	－	－	－
		21	66,555		－	－	－	－	－
		22	61,407			5,538	－	－	－
		23	69,988				19,102	－	－
		24	57,828					17,745	30.7%
		計		6,176	－	5,538	19,102	17,745	
	製品評価技術基盤機構	20	7,466	1,150	0	－	－	－	－
		21	7,392		1,688	－	－	－	－
		22	7,155			－	－	－	－
		23	7,040				804	－	－
		24	6,596					1,196	18.1%
		計		1,150	1,688	－	804	1,196	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	20	154,826	15,633	－	－	－	－	－
		21	190,299		49,264	17	－	－	－
		22	166,595			59,602	－	－	－
		23	138,514				53,508	－	－
		24	121,580					－	－
		計		15,633	49,264	59,619	53,508	－	

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務残存率(24年度)
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	日本貿易振興機構	20	23,885	1,637	－	－	－	－	－
		21	23,319		3,380	－	－	－	－
		22	22,845			－	－	－	－
		23	22,729				1,797	－	－
		24	25,773					6,749	26.2%
		計		1,637	3,380	－	1,797	6,749	
	情報処理推進機構	20	5,006	740	－	－	－	－	－
		21	4,842		1,103	－	－	－	－
		22	4,697			1,944	－	－	－
		23	4,035				1,797	－	－
		24	3,793					－	－
		計		740	1,103	1,944	1,797	－	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	20	27,494	10,520	6,231	2,919	0	－	－
		21	24,523		10,213	7,050	0	－	－
		22	21,126			6,598	0	－	－
		23	18,146				13,695	－	－
		24	18,578					－	－
		計		10,520	16,445	16,567	13,695	－	
	中小企業基盤整備機構	20	21,641	－	－	－	－	－	－
		21	21,303		1,698	1,596	1,596	1,596	7.5%
		22	20,265			1,395	1,202	1,202	5.9%
		23	50,737				28,328	9,070	17.9%
		24	24,164					5,646	23.4%
		計		－	1,698	2,991	31,125	17,514	
国土交通省	土木研究所	20	9,492	453	306	－	－	－	－
		21	9,330		518	－	－	－	－
		22	9,124			－	－	－	－
		23	8,540				290	173	2.0%
		24	8,151					492	6.0%
		計		657	1,021	－	290	665	
	建築研究所	20	2,011	9	－	－	－	－	－
		21	2,011		124	－	－	－	－
		22	1,924			－	－	－	－
		23	1,745				77	－	－
		24	1,664					40	2.4%
		計		9	124	－	77	40	
	交通安全環境研究所	20	1,731	43	41	－	－	－	－
		21	1,762		108	－	－	－	－
		22	1,570			－	－	－	－
		23	1,676				99	24	1.4%
		24	1,501					178	11.9%
		計		140	247	－	99	202	
	海上技術安全研究所	20	2,961	79	27	－	－	－	－
		21	2,947		47	－	－	－	－
		22	2,933			－	－	－	－
		23	2,795				114	91	3.3%
		24	2,544					122	4.8%
		計		79	74	－	114	214	
	港湾空港技術研究所	20	1,340	60	60	－	－	－	－
		21	1,337		24	－	－	－	－
		22	1,385			－	－	－	－
		23	1,248				14	14	1.1%
		24	1,196					75	6.3%
		計		68	86	－	14	89	
	電子航法研究所	20	1,640	85	31	－	－	－	－
		21	1,618		291	－	－	－	－
		22	1,598			－	－	－	－
		23	2,099				889	803	38.3%
		24	1,397					143	10.2%
		計		85	322	－	889	946	
	航海訓練所	20	6,567	137	－	－	－	－	－
		21	6,283		113	－	－	－	－
		22	5,951			－	－	－	－
		23	5,608				309	0	—
		24	5,288					420	7.9%
		計		137	113	－	309	420	
	海技教育機構	20	2,745	524	－	－	－	－	－
		21	2,753		646	－	－	－	－
		22	2,509			－	－	－	－
		23	2,539				162	－	－
		24	2,357					313	13.3%
		計		524	646	－	162	313	
	航空大学校	20	2,773	45	－	－	－	－	－
		21	2,660		88	－	－	－	－
		22	2,653			－	－	－	－
		23	2,304				281	105	4.6%
		24	2,012					－	－
		計		45	88	－	281	105	
	自動車検査	20	1,544	46	0	－	－	－	－
		21	1,373		17	－	－	－	－
		22	1,257			－	－	－	－
		23	910				29	15	1.6%
		24	883					1	0.1%
		計		219	191	－	29	16	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	20	620	25	25	25	25	－	－
		21	610		25	25	25	－	－
		22	529			33	33	－	－
		23	522				34	－	－
		24	435					－	－
		計		25	50	83	118	－	
	国際観光振興機構	20	2,017	10	10	10	13	－	－
		21	1,999		163	163	163	－	－
		22	1,905			129	129	－	－
		23	1,972				120	－	－
		24	1,829					－	－
		計		10	173	302	425	－	

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	交付金債務 残存率(24年度)
	自動車事故対策機構	20	8,105	1,293	1,282	1,282	－	－	－
		21	7,819		1,302	1,290	－	－	－
		22	7,420			953	－	－	－
		23	7,144				－	－	－
		24	6,712					620	9.2%
		計		2,733	4,024	4,965	－	620	
環境省	国立環境研究所	20	9,675	937	366	－	－	－	－
		21	9,292		975	－	－	－	－
		22	12,128			－	－	－	－
		23	13,523				1,419	686	5.1%
		24	11,900					2,619	22.0%
		計		1,317	1,341	－	1,419	3,304	
	環境再生保全機構	20	2,197	－	－	－	－	－	－
		21	2,114		553	553	553	552	26.1%
		22	1,990			572	572	572	28.7%
		23	1,929				517	517	26.8%
		24	1,781					245	13.8%
		計		－	553	1,125	1,641	1,885	
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	20	22,506	2,675	366	366	－	－	－
		21	22,190		5,356	1,982	－	－	－
		22	20,696			4,775	－	－	－
		23	21,641				－	－	－
		24	20,306					5,400	26.6%
		計		4,703	7,749	9,150	－	5,400	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	20	3,768	32	0	－	－	－	－
		21	3,657		35	－	－	－	－
		22	3,488			－	－	－	－
		23	3,397				28	0	0.0%
		24	3,204					19	0.6%
		計		33	36	－	28	19	
		20	1,561,535	130,175	34,567	19,434	4,574	0	0.0%
		21	1,602,071		149,020	24,890	8,708	2,990	0.2%
		22	1,536,741			168,358	13,203	2,975	0.2%
		23	1,540,713				193,389	17,778	1.2%
		24	1,465,588					123,151	8.4%
		計		143,698	191,714	217,382	219,878	146,891	

（注）1　各法人の財務諸表（附属明細書）による。
　　2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
　　3　運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。
　　4　平成19年度以前交付分の運営費交付金に関する記載を省略しているため、各年度の運営費交付金債務残高の合計が一致しないことがある。

資料20-1

目的積立金及び利益剰余金等の状況

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	24年度末時点における残高の状況					24年度利益の処分状況			目的積立金の内容
		① 目的積立金	② 積立金	③ その他の積立金等	④ 当期未処分利益 （当期未処理損失）	⑤=（左記合計） 利益剰余金 （欠損金）	⑥ 当期総利益 （△損失）	⑦ うち、目的積立金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立金積立率 （%）	
内閣府	国立公文書館	－	－	－	△ 40	△ 40	△ 21	－	－	
	国民生活センター	－	7	－	1,759	1,766	1,759	－	－	
	北方領土問題対策協会	－	707	－	508	1,215	508	－	－	
総務省	情報通信研究機構	－	－	1,195	△59,330	△58,135	992	－	－	
	統計センター	－	1,618	－	1,685	3,303	1,685	－	－	
	平和祈念事業特別基金	－	438	－	△28	409	△28	－	－	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	－	－	23,319	8,914	32,234	8,914	－	－	
外務省	国際協力機構	－	－	6,392	1,129,528	1,135,920	1,129,528	－	－	
	国際交流基金	－	－	－	△ 1,261	△ 1,261	919	－	－	
財務省	酒類総合研究所	－	2	0	0	2	0	－	－	
	造幣局	－	4,536	9,528	2,065	16,128	2,065	－	－	
	国立印刷局	－	27,323	26,077	4,857	58,256	4,857	－	－	
	日本万国博覧会記念機構	－	1,013	－	215	1,227	215	－	－	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	－	1	－	2	3	2	－	－	
	大学入試センター	－	523	934	479	1,936	479	－	－	
	国立青少年教育振興機構	－	0	1	0	2	0	－	－	
	国立女性教育会館	－	9	－	5	14	5	－	－	
	国立科学博物館	－	2	1	48	51	48	－	－	
	物質・材料研究機構	75	355	20	85	535	85	48	57%	研究促進対策等積立金
	防災科学技術研究所	－	8	13	33	54	33	－	－	
	放射線医学総合研究所	2	－	158	129	290	129	4	3%	研究促進開発等積立金
	国立美術館	－	89	379	11	480	11	－	－	
	国立文化財機構	－	44	641	67	752	67	－	－	
	教員研修センター	－	0	－	0	0	0	－	－	
	科学技術振興機構	－	－	9	△ 74,319	△ 74,310	1,501	24	2%	業務充実改善・施設改修等積立金
	日本学術振興会	－	1,322	－	403	1,725	403	－	－	
	理化学研究所	－	3,681	718	1,349	5,748	1,349	－	－	
	宇宙航空研究開発機構	－	－	－	△ 5,076	△ 5,076	24,035	－	－	
	日本スポーツ振興センター	－	5,370	1,597	2,493	9,460	2,737	－	－	
	日本芸術文化振興会	－	71	763	549	1,383	549	－	－	
	日本学生支援機構	－	9,751	624	3,915	14,290	3,915	－	－	
	海洋研究開発機構	－	366	－	△ 92	274	△ 92	－	－	
	国立高等専門学校機構	－	322	25	107	455	107	－	－	
	大学評価・学位授与機構	－	－	－	－	0	0	－	－	
	国立大学財務・経営センター	－	117	25,906	10	26,033	10	－	－	
	日本原子力研究開発機構	－	1,912	19,387	468	21,768	1,823	－	－	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	－	4	－	12	17	12	－	－	
	労働安全衛生総合研究所	－	39	－	19	58	19	－	－	
	勤労者退職金共済機構	－	11,870	51,250	75,385	138,505	255,364	－	－	
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	－	2,461	14,252	23,478	40,190	23,478	－	－	
	福祉医療機構	－	371	1,162	35,719	37,252	51,900	－	－	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	－	－	－	6	6	6	－	－	
	労働政策研究・研修機構	－	－	－	12	12	12	－	－	
	労働者健康福祉機構	－	－	－	△ 37,382	△ 37,382	257	－	－	
	国立病院機構	－	－	－	△ 237	△ 237	41,873	－	－	
	医薬品医療機器総合機構	617	11,886	7,053	6,965	26,521	6,965	617	9%	審査・安全対策強化積立金
	医薬基盤研究所	－	423	149	△ 31,535	△ 30,963	581	－	－	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	－	－	－	112,229	112,229	1,137	－	－	
	年金積立金管理運用	－	2,514,316	－	11,198,264	13,712,581	11,198,264	－	－	
	国立がん研究センター	－	3,507	－	200	3,707	200	－	－	
	国立循環器病研究センター	－	906	－	△ 660	246	△ 660	－	－	
	国立精神・神経医療研究センター	－	－	－	△ 1,389	△ 1,389	△ 318	－	－	
	国立国際医療研究センター	－	－	－	△ 4,349	△ 4,349	△ 1,666	－	－	
	国立成育医療研究センター	－	1,699	－	796	2,495	796	－	－	
	国立長寿医療研究センター	－	83	－	516	598	516	－	－	

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	24年度末時点における残高の状況					24年度利益の処分状況			目的積立金の内容
		① 目的積立金	② 積立金	③ その他の積立金等	④ 当期未処分利益 （当期未処理損失）	⑤=（左記合計） 利益剰余金 （欠損金）	⑥ 当期総利益 （△損失）	⑦ うち、目的積立金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立金積立率 （%）	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	－	28	0	24	53	24	－	－	
	種苗管理センター	－	2	－	0	2	0	－	－	
	家畜改良センター	－	16	13	9	38	9	－	－	
	水産大学校	－	8	11	11	30	11	－	－	
	農業・食品産業技術総合研究機構	－	429	1,048	△ 29,702	△ 28,224	223	－	－	
	農業生物資源研究所	－	239	83	14	336	14	－	－	
	農業環境技術研究所	－	22	35	24	82	24	－	－	
	国際農林水産業研究センター	－	29	11	12	52	12	－	－	
	森林総合研究所	－	779	4,747	567	6,092	567	－	－	
	水産総合研究センター	－	190	93	103	386	103	－	－	
	農畜産業振興機構	－	6,277	14,166	△ 25,455	△ 5,012	9,745	－	－	
	農業者年金基金	－	－	1,685	1,463	3,148	1,541	－	－	
	農林漁業信用基金	－	9,225	2,847	4,068	16,139	6,371	－	－	
経済産業省	経済産業研究所	－	9	－	14	22	14	－	－	
	工業所有権情報・研修館	－	－	－	△ 17	△ 17	△ 13	－	－	
	日本貿易保険	－	－	52,822	20,426	73,248	20,426	－	－	
	産業技術総合研究所	－	7,102	4,493	800	12,395	800	－	－	
	製品評価技術基盤機構	－	136	422	13	571	13	－	－	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	－	11,445	0	△ 21,352	△ 9,906	40,479	－	－	
	日本貿易振興機構	－	383	111	414	909	414	－	－	
	情報処理推進機構	－	1,575	275	△ 2,548	△ 698	103	－	－	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	－	405	8,470	△ 31,415	△ 22,540	△ 1,719	－	－	
	中小企業基盤整備機構	－	8,344	8,801	△ 477,716	△ 460,570	275,601	－	－	
国土交通省	土木研究所	－	－	10	24	34	24	－	－	
	建築研究所	－	－	10	10	20	10	－	－	
	交通安全環境研究所	－	86	69	55	210	55	－	－	
	海上技術安全研究所	－	－	－	58	58	58	－	－	
	港湾空港技術研究所	－	－	－	83	83	83	－	－	
	電子航法研究所	－	－	－	0	0	0	－	－	
	航海訓練所	－	2	－	1	3	1	－	－	
	海技教育機構	－	4	2	2	8	2	－	－	
	航空大学校	－	－	－	△ 48	△ 48	△ 21	－	－	
	自動車検査	－	533	583	691	1,807	691	－	－	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	－	226,243	592,122	65,896	884,261	117,986	－	－	
	国際観光振興機構	－	159	－	550	709	550	－	－	
	水資源機構	－	19,642	67,335	3,834	90,812	3,834	－	－	
	自動車事故対策機構	－	－	1	39	39	39	－	－	
	空港周辺整備機構	－	731	－	134	866	134	－	－	
	海上災害防止センター	－	2,995	－	29	3,024	29	－	－	
	都市再生機構	－	－	－	△ 211,000	△ 211,000	49,298	－	－	
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	△ 5,737	△ 5,737	30	－	－	
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	2,443,899	1,349	363,681	2,808,929	363,681			
	住宅金融支援機構	－	－	344,489	△ 423,649	△ 79,160	209,229	－	－	
環境省	国立環境研究所	0	77	44	18	140	18	－	－	
	環境再生保全機構	－	－	－	3,400	3,400	3,400	－	－	
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	－	－	340	72	412	72	－	－	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	ー	217	ー	226	443	226	ー	ー	
	計　（102法人）	694	5,348,383	1,298,040	11,635,713	18,282,837	13,871,516	693		

（注）１　各法人の平成24年度財務諸表（貸借対照表及び利益の処分（又は損失の処理）に関する書類）による。
２　「①目的積立金」及び「⑦うち、目的積立金積立額」は、独立行政法人通則法第44条第３項に基づく主務大臣の承認を受けた額を記載している。
３　「②積立金」は、同条第１項に基づく積立金の額を記載している。
４　「③その他の積立金等」は、①及び②以外の積立金等の額を記載しており、具体的には前中期目標期間繰越積立金及び各法人の個別法により積立が強制される積立金である。
５　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
６　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
７　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
８　国際協力機構の目的積立金及び利益剰余金等の状況は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料20-2

国庫納付による支出の状況(平成24年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	国庫納付額	内訳			左記以外の現物納付
			中期目標期間終了に伴う積立金の納付	通則法第46条の2の規定に基づく不要財産に係る国庫納付	その他(左記以外の個別法等に基づく納付、出資の返還など)	
内閣府	国立公文書館	21	−	12	8	
	国民生活センター	−	−	−	−	
	北方領土問題対策協会	20	−	20	−	
総務省	情報通信研究機構	5,000	−	5,000	−	−
	統計センター	−	−	−	−	−
	平和祈念事業特別基金	4,450	−	4,450	−	−
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	49,048	49,048	−	−	−
外務省	国際協力機構	1,999	−	1,999	−	−
	国際交流基金	324	−	324	−	−
財務省	酒類総合研究所	−	−	−	−	
	造幣局	3,150	−	−	3,150	
	国立印刷局	6,871	−	6,871	−	旧出雲倉庫
	日本万国博覧会記念機構	−	−	−	−	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	−	−	−	−	
	大学入試センター	−	−	−	−	
	国立青少年教育振興機構	18	−	18	−	
	国立女性教育会館	−	−	−	−	
	国立科学博物館	−	−	−	−	新宿分館
	物質・材料研究機構	−	−	−	−	
	防災科学技術研究所	−	−	−	−	
	放射線医学総合研究所	−	−	−	−	
	国立美術館	−	−	−	−	
	国立文化財機構	−	−	−	−	
	教員研修センター	−	−	−	−	
	科学技術振興機構	3,040	2,560	479	−	上野事務所
	日本学術振興会	−	−	−	−	
	理化学研究所	37	−	37	−	
	宇宙航空研究開発機構	−	−	−	−	
	日本スポーツ振興センター	8,113	−	−	8,113	習志野宿舎、所沢宿舎、検査・研修施設
	日本芸術文化振興会	−	−	−	−	
	日本学生支援機構	5,928	−	5,928	−	
	海洋研究開発機構	112	−	112	−	台場桟橋及び関連設備
	国立高等専門学校機構	−	−	−	−	
	大学評価・学位授与機構	−	−	−	−	
	国立大学財務・経営センター	1,078	−	1,078	−	
	日本原子力研究開発機構	604	−	604	−	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	−	−	−	−	−
	労働安全衛生総合研究所	−	−	−	−	
	勤労者退職金共済機構	−	−	−	−	越谷職員宿舎
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	232	−	232	−	−
	福祉医療機構	302,440	−	85	302,354	−
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	−	−	−	−	−
	労働政策研究・研修機構	1,741	1,738	3	−	−
	労働者健康福祉機構	25	−	−	25	労災リハビリテーション
	国立病院機構	−	−	−	−	旧岐阜病院 旧筑後病院
	医薬品医療機器総合機構	−	−	−	−	
	医薬基盤研究所	195	−	195	−	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	3,085	−	−	3,085	−
	年金積立金管理運用	629,066	−	486	628,579	−
	国立がん研究センター	−	−	−	−	−
	国立循環器病研究センター	−	−	−	−	−
	国立精神・神経医療研究センター	−	−	−	−	−
	国立国際医療研究センター	−	−	−	−	−
	国立成育医療研究センター	−	−	−	−	−
	国立長寿医療研究センター	−	−	−	−	−

(次ページへ続く)

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	国庫納付額	内訳			左記以外の現物納付
			中期目標期間終了に伴う積立金の納付	通則法第46条の2の規定に基づく不要財産に係る国庫納付	その他（左記以外の個別法等に基づく納付、出資の返還など）	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	－	－	－	－	堺ほ場
	種苗管理センター	－	－	－	－	－
	家畜改良センター	－	－	－	－	－
	水産大学校	－	－	－	－	－
	農業・食品産業技術総合研究機構	226	－	226	－	－
	農業生物資源研究所	－	－	－	－	－
	農業環境技術研究所	－	－	－	－	－
	国際農林水産業研究センター	－	－	－	－	－
	森林総合研究所	－	－	－	－	－
	水産総合研究センター	74	－	74	－	－
	農畜産業振興機構	33,209	－	1,106	32,104	－
	農業者年金基金	－	－	－	－	－
	農林漁業信用基金	－	－	－	－	－
経済産業省	経済産業研究所	－	－	－	－	－
	工業所有権情報・研修館	－	－	－	－	－
	日本貿易保険	32,473	32,473	－	－	－
	産業技術総合研究所	－	－	－	－	直方サイト
	製品評価技術基盤機構	－	－	－	－	－
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	20	－	20	－	－
	日本貿易振興機構	814	－	814	－	－
	情報処理推進機構	－	－	－	－	－
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	94	－	94	－	－
	中小企業基盤整備機構	9,080	－	9,080	－	－
国土交通省	土木研究所	－	－	－	－	－
	建築研究所	－	－	－	－	－
	交通安全環境研究所	－	－	－	－	－
	海上技術安全研究所	－	－	－	－	－
	港湾空港技術研究所	－	－	－	－	－
	電子航法研究所	－	－	－	－	－
	航海訓練所	－	－	－	－	－
	海技教育機構	477	－	477	－	－
	航空大学校	16	－	16	－	－
	自動車検査	－	－	－	－	－
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	－	－	－	－	－
	国際観光振興機構	－	－	－	－	－
	水資源機構	－	－	－	－	－
	自動車事故対策機構	6,126	6,126	－	－	－
	空港周辺整備機構	－	－	－	－	－
	海上災害防止センター	－	－	－	－	－
	都市再生機構	－	－	－	－	－
	奄美群島振興開発基金	－	－	－	－	－
	日本高速道路保有・債務返済機構	－	－	－	－	－
	住宅金融支援機構	68,347	30,866	37,481	－	－
環境省	国立環境研究所	－	－	－	－	－
	環境再生保全機構	2	－	2	－	－
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	2,868	2,868	－	－	－
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	－	－	－	－	－
計（102法人）		1,180,422	125,680	77,325	977,418	－

（注）1　各法人の平成24年度の財務諸表（キャッシュフロー計算書及び附属明細書）から、当年度に納付した金額を記載。
2　中期目標期間終了に伴う積立金の納付については、平成22年度に中期目標期間が終了した法人について記載している。
3　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
4　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
5　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
7　国からの借入金の償還、施設費の返還及び補助金の返還などは記載の対象から除いている。

資料21

行政サービス実施コストの状況(平成24年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却相当額	損益外減損損失相当額	損益外利息費用相当額	損益外除売却差額相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	(控除)法人税及び国庫納付額	計(行政サービス実施コスト)
内閣府	国立公文書館	2,070	208	−	−	−	△1	△142	46	−	2,180
	国民生活センター	3,434	114	−	−	1	△8	△28	47	−	3,559
	北方領土問題対策協会	1,325	16	−	0	0	1	8	7	−	1,357
総務省	情報通信研究機構	30,641	3,106	100	3	4	△19	△91	3,228	△21	36,950
	統計センター	8,641	−	−	−	−	△13	△676	223	−	8,175
	平和祈念事業特別基金	4,659	−	−	−	−	△3	5	1	△4,450	212
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	△8,914	−	−	−	−	−	8	39	−	△8,867
外務省	国際協力機構	147,808	1,480	639	1	△59	△64	1,419	43,360	△1,999	192,586
	国際交流基金	11,478	353	−	2	7	△9	1,163	784	△264	13,514
財務省	酒類総合研究所	941	117	−	−	−	−	△28	35	−	1,065
	造幣局	△1,959	−	−	−	△61	−	−	345	−	△1,675
	国立印刷局	△4,857	−	△159	−	△634	−	2	961	−	△4,686
	日本万国博覧会記念機構	△182	−	−	−	−	−	23	683	−	525
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	969	153	−	−	−	△5	△68	35	−	1,084
	大学入試センター	△325	64	−	−	−	−	−	61	−	△200
	国立青少年教育振興機構	8,871	3,209	−	−	△4	1	△4	658	−	12,731
	国立女性教育会館	529	150	−	−	−	△0	12	20	−	711
	国立科学博物館	2,843	1,284	−	0	△2,231	△2	76	666	−	2,636
	物質・材料研究機構	17,350	1,994	−	3	6	△4	△330	918	−	19,938
	防災科学技術研究所	8,582	4,079	−	−	10	△5	△68	348	−	12,946
	放射線医学総合研究所	9,885	1,382	8	10	0	△12	△63	146	−	11,355
	国立美術館	4,295	2,422	−	−	29	△7	△23	897	−	7,614
	国立文化財機構	6,463	2,882	35	−	−	5	105	1,207	−	10,697
	教員研修センター	974	131	−	−	−	△1	25	25	−	1,154
	科学技術振興機構	105,234	6,766	1,973	−	937	△19	199	1,071	△36	116,123
	日本学術振興会	270,650	4	160	−	55	△4	135	4	△0	271,005
	理化学研究所	92,491	15,993	3	−	26	△35	1,279	3,073	△28	112,802
	宇宙航空研究開発機構	160,964	23,604	−	0	89	△179	1,191	1,885	△26	187,529
	日本スポーツ振興センター	8,202	2,916	−	1	28	△27	△349	1,247	△8,284	3,733
	日本芸術文化振興会	13,333	2,391	−	−	1	△4	△6	1,333	△0	17,048
	日本学生支援機構	79,076	1,048	△22	−	△56	△49	391	14,191	−	94,579
	海洋研究開発機構	40,049	5,560	−	−	2	△18	△652	1,730	△13	46,657
	国立高等専門学校機構	61,653	7,540	−	5	114	△201	△1,793	1,508	−	68,826
	大学評価・学位授与機構	1,313	143	−	−	−	2	△27	46	−	1,476
	国立大学財務・経営センター	2,535	59	3,749	−	9	△5	△1	19	△1,078	5,286
	日本原子力研究開発機構	156,155	19,403	1,098	△1	18	△83	17,357	3,985	△62	197,869
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	644	−	−	−	−	△1	△31	107	−	719
	労働安全衛生総合研究所	1,785	295	−	0	0	3	63	58	−	2,203
	勤労者退職金共済機構	△246,265	−	−	−	−	△13	△375	0	△162	△246,815
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	63,064	9,906	3,524	224	2,033	△302	△8,489	2,714	−	72,675
	福祉医療機構	2,338	35	24	−	6	13	729	9,161	−	12,307
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,786	245	−	−	1	△5	68	77	−	2,173
	労働政策研究・研修機構	2,128	151	−	0	0	△2	△115	38	−	2,200
	労働者健康福祉機構	21,614	452	896	−	376	△104	250	1,215	△11	24,688
	国立病院機構	△9,356	2,412	236	−	9	−	−	2,389	−	△3,311
	医薬品医療機器総合機構	△3,107	20	−	−	0	△5	82	3	−	△3,007
	医薬基盤研究所	7,100	552	−	−	−	△0	25	283	−	7,959
	年金・健康保険福祉施設整理機構	△1,137	−	1,854	−	−	−	9	414	−	1,139
	年金積立金管理運用	△11,198,264	−	−	−	−	−	6	1	−	△11,198,258
	国立がん研究センター	9,178	1,248	−	3	1	−	△1,349	528	−	9,609
	国立循環器病研究センター	6,436	586	−	−	−	−	△374	170	−	6,816
	国立精神・神経医療研究センター	5,899	1,162	112	3	0	−	△575	210	−	6,810
	国立国際医療研究センター	9,061	778	8	−	0	−	△1,036	392	−	9,202
	国立成育医療研究センター	4,186	439	−	−	0	−	△470	215	−	4,371
	国立長寿医療研究センター	3,373	763	110	−	19	−	△38	56	−	4,283
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	6,321	458	−	4	2	△7	△143	436	−	7,071
	種苗管理センター	2,844	373	3	−	0	△2	△294	48	−	2,973
	家畜改良センター	7,062	1,105	15	−	50	△19	△225	219	−	8,206
	水産大学校	1,862	657	−	−	1	△14	△126	66	−	2,446
	農業・食品産業技術総合研究機構	41,318	3,958	195	−	107	△35	△639	1,622	△77	46,448
	農業生物資源研究所	6,778	1,104	2	0	17	△0	△66	158	−	7,993
	農業環境技術研究所	2,828	681	−	0	7	1	73	172	−	3,761
	国際農林水産業研究センター	3,543	169	−	−	11	0	19	42	−	3,783
	森林総合研究所	43,381	778	38	−	977	△14	△657	4,521	−	49,024
	水産総合研究センター	14,554	3,879	315	1	39	5	45	294	−	19,133
	農畜産業振興機構	103,615	−	−	−	−	△0	206	173	△32,104	71,891
	農業者年金基金	130,426	−	−	−	−	△7	109	−	−	130,529
	農林漁業信用基金	△3,201	−	−	−	−	−	15	989	−	△2,197

(次ページへ続く)

（前ページから続く）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却相当額	損益外減損損失相当額	損益外利息費用相当額	損益外除売却差額相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	（控除）法人税及び国庫納付額	計（行政サービス実施コスト）
経済産業省	経済産業研究所	1,264	－	－	－	－	3	△52	112	－	1,327
	工業所有権情報・研修館	8,007	－	－	－	－	0	22	174	－	8,204
	日本貿易保険	△20,421	－	－	－	－	－	22	584	－	△19,815
	産業技術総合研究所	63,491	13,288	379	－	69	△46	2,655	1,828	－	81,665
	製品評価技術基盤機構	6,503	548	－	－	22	3	△127	276	－	7,226
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	136,206	1	119	－	△95	△18	313	1,740	△602	137,663
	日本貿易振興機構	23,563	480	－	1	0	4	876	279	－	25,204
	情報処理推進機構	4,876	456	－	－	1	△6	30	101	△4	5,454
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	45,577	2,902	0	－	1	△33	529	2,600	△3,003	48,474
	中小企業基盤整備機構	△234,847	828	－	－	△51	△58	△428	6,200	△1,041	△229,397
国土交通省	土木研究所	7,984	900	－	－	29	1	△5	766	－	9,675
	建築研究所	1,731	422	－	－	－	△1	2	383	－	2,536
	交通安全環境研究所	1,542	463	1,050	－	0	8	87	78	－	3,228
	海上技術安全研究所	2,531	331	－	－	0	△1	△225	186	－	2,822
	港湾空港技術研究所	1,277	562	2	－	0	△0	118	69	－	2,027
	電子航法研究所	1,358	72	－	－	1	1	△5	22	－	1,449
	航海訓練所	5,150	369	5	－	－	△4	△110	159	－	5,569
	海技教育機構	2,243	345	155	9	0	△5	△44	57	－	2,760
	航空大学校	2,236	111	－	－	4	△3	△33	32	－	2,346
	自動車検査	588	2,611	－	52	56	－	△203	689	－	3,793
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	37,370	922	△374	－	1	△4	80	2,719	－	40,712
	国際観光振興機構	1,714	0	－	－	－	△3	△398	5	－	1,318
	水資源機構	61,952	292	313	－	14	△91	28	36	－	62,545
	自動車事故対策機構	9,376	760	－	－	22	△6	△51	124	－	10,224
	空港周辺整備機構	23	－	－	－	－	－	21	19	－	63
	海上災害防止センター	△23	－	－	－	－	1	－	6	△2	△18
	都市再生機構	16,936	－	－	－	－	－	52	7,383	－	24,371
	奄美群島振興開発基金	△30	－	－	－	－	－	－	93	－	63
	日本高速道路保有・債務返済機構	△47,484	586	－	－	3	－	12	35,181	－	△11,701
	住宅金融支援機構	△136,276	－	12	－	△1,299	－	6	3,867	－	△133,689
環境省	国立環境研究所	10,703	1,183	60	2	17	9	△90	158	－	12,041
	環境再生保全機構	14,295	0	－	－	－	△1	△6	90	－	14,378
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	15,393	－	－	－	－	－	41	6	－	15,440
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,006	3	―	―	―	△13	△37	4	―	2,963
	計（102法人）	△9,662,225	169,113	16,635	324	738	△1,536	8,832	177,626	△53,269	△9,343,762

（注）1　各法人の平成24年度の財務諸表（行政サービス実施コスト計算書）による。
2　百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3　年金・健康保険福祉施設整理機構の損益外減損損失相当額は、損益外販売用不動産評価替差額金の金額を記載している。
4　農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
5　奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6　住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7　国際協力機構の行政サービス実施コストの状況(平成24年度)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

資料22

府省独立行政法人評価委員会　委員会名簿　（平成26年4月1日現在）

（注）1　◎印は委員長（分科会長）、○印は委員長（分科会長）代理を示す。
　　2　★印の府省は、平成26年4月1日が委員の改選中（委員長・分科会長の互選中含む）であったため、平成26年7月1日現在の状況を記載している。

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
内閣府	本委員会	◎　委員長	上野　俊彦	上智大学外国語学部教授
		○　委員	田辺　国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
		委員	石川　恵子	日本大学経済学部准教授
		委員	大隈　暁子	公認会計士
		委員	瀧澤　美奈子	科学ジャーナリスト
		委員	長岡　美奈	公認会計士
		委員	沼尾　波子	日本大学経済学部教授
		委員	藤澤　秀敏	前　日本放送協会解説委員室解説委員長
		委員	保坂　裕興	学習院大学大学院人文科学研究科教授
		委員	升田　純	中央大学法務研究科教授、弁護士
		委員	薬師寺　泰蔵	慶應義塾大学名誉教授
		委員	唯根　妙子	（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会総務委員長・理事
		委員	吉井　博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授
		委員	笠　京子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科専任教授
	国立公文書館分科会	◎　委員	田辺　国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
		○　委員	大隈　暁子	公認会計士
		委員	石川　恵子	日本大学経済学部准教授
		委員	笠　京子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科専任教授
		委員	保坂　裕興	学習院大学大学院人文科学研究科教授
	北方領土問題対策協会分科会	◎　委員	上野　俊彦	上智大学外国語学部教授
		○　委員	石川　恵子	日本大学経済学部准教授
		委員	大隈　暁子	公認会計士
		委員	沼尾　波子	日本大学経済学部教授
		委員	藤澤　秀敏	前　日本放送協会解説委員室解説委員長
	国立生活センター分科会	◎　委員	升田　純	中央大学法務研究科教授、弁護士
		○　委員	沼尾　波子	日本大学経済学部教授
		委員	瀧澤　美奈子	科学ジャーナリスト
		委員	長岡　美奈	公認会計士
		委員	唯根　妙子	（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会総務委員長・理事
	原子力安全基盤機構分科会	◎　委員	吉井　博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授
		○　臨時委員	奈良　由美子	放送大学教養学部教授
		委員	長岡　美奈	公認会計士
	宇宙航空研究開発機構分科会	◎　委員	薬師寺　泰蔵	慶應義塾大学名誉教授
		○　臨時委員	山川　宏	京都大学生存圏研究所宇宙圏航行システム工学分野教授
		臨時委員	白坂　成功	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科准教授
		臨時委員	関　淑子	付加価値技術研究所代表
		委員	田辺　国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
総務省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	酒井　善則	東京工業大学名誉教授、放送大学特任教授
		○　委員	廣松　毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
		委員	引頭　麻実	㈱大和総研常務執行役員・調査本部副本部長
		委員	梅比良正弘	茨城大学工学部教授
		委員	金江　廣志	東京経済大学経済学部教授
		委員	黒田　道子	東京工科大学名誉教授
		委員	重川　純子	埼玉大学教育学部教授
		委員	田澤　直哉	日本郵船㈱代表取締役・専務経営委員
		委員	知野　恵子	読売新聞東京本社編集委員
		委員	水野　秀樹	東海大学工学部教授
		委員	三谷　政昭	東京電機大学工学部教授
		委員	米山　高生	一橋大学大学院商学研究科教授
		専門委員	飯塚　信夫	神奈川大学経済学部教授
		専門委員	池内　克史	東京大学大学院情報学環教授
		専門委員	池上　清子	日本大学大学院教授
		専門委員	石川　恵子	日本大学経済学部准教授
		専門委員	磯部　哲	慶應義塾大学法科大学院教授
		専門委員	入澤　雄太	監査法人アヴァンティアパートナー
		専門委員	大場みち子	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授
		専門委員	生越　由美	東京理科大学専門職大学院教授
		専門委員	小野　武美	東京経済大学経営学部教授
		専門委員	恩藏　三穂	高千穂大学商学部教授
		専門委員	梶川　融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員（CEO）
		専門委員	加藤　久和	明治大学政治経済学部教授
		専門委員	河端　瑞貴	慶應義塾大学経済学部教授
		専門委員	木村　直人	公認会計士
		専門委員	小林　英雄	三重大学大学院工学研究科教授
		専門委員	小林　稔	和光大学経済経営学部教授
		専門委員	小町谷育子	弁護士
		専門委員	佐野真理子	主婦連合会事務局長
		専門委員	篠原　弘道	日本電信電話㈱常務取締役研究企画部門長
		専門委員	末松　憲治	東北大学電気通信研究所教授
		専門委員	中須賀真一	東京大学大学院工学系研究科教授
		専門委員	丹生谷美穂	弁護士
		専門委員	藤井　良一	名古屋大学理事・副総長
		専門委員	藤本　正代	富士ゼロックス㈱パートナー
		専門委員	宮村健一郎	東洋大学経営学部教授
		専門委員	椋田　哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
		専門委員	矢入　郁子	上智大学理工学部准教授

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
		専門委員	山本　涉	電気通信大学大学院講師
		専門委員	若林　和子	公認会計士
	情報通信・宇宙開発分科会	◎　委員	酒井　善則	東京工業大学名誉教授、放送大学特任教授
		委員	梅比良正弘	茨城大学工学部教授
		委員	黒田　道子	東京工科大学名誉教授
		委員	知野　恵子	読売新聞東京本社編集委員
		委員	水野　秀樹	東海大学工学部教授
		委員	三谷　政昭	東京電機大学工学部教授
		専門委員	池内　克史	東京大学大学院情報学環教授
		専門委員	入澤　雄大	監査法人アヴァンティアパートナー
		専門委員	大場みち子	公立はこだて未来大学システム情報科学部教授
		専門委員	生越　由美	東京理科大学専門職大学院教授
		専門委員	小野　武美	東京経済大学経営学部教授
		専門委員	小林　英雄	三重大学大学院工学研究科教授
		専門委員	篠原　弘道	日本電信電話㈱常務取締役研究企画部門長
		専門委員	末松　憲治	東北大学電気通信研究所教授
		専門委員	中須賀真一	東京大学大学院工学系研究科教授
		専門委員	藤井　良一	名古屋大学理事・副総長
		専門委員	藤本　正代	富士ゼロックス㈱パートナー
		専門委員	椋田　哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
		専門委員	矢入　郁子	上智大学理工学部准教授
		専門委員	若林　和子	公認会計士
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	◎　委員	金江　廣志	東京経済大学経済学部教授
		○　委員	米山　高生	一橋大学大学院商学研究科教授
		委員	重川　純子	埼玉大学教育学部教授
		専門委員	石川　恵子	日本大学経済学部准教授
		専門委員	恩藏　三穂	高千穂大学商学部教授
		専門委員	梶川　融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員（CEO）
		専門委員	佐野真理子	主婦連合会事務局長
		専門委員	丹生谷美穂	弁護士
		専門委員	宮村健一郎	東洋大学経営学部教授
	統計センター分科会	◎　委員	廣松　毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
		○　委員	田澤　直哉	日本郵船㈱代表取締役・専務経営委員
		委員	引頭　麻実	㈱大和総研常務執行役員・調査本部副本部長
		専門委員	飯塚　信夫	神奈川大学経済学部教授
		専門委員	池上　清子	日本大学大学院教授
		専門委員	磯部　哲	慶應義塾大学法科大学院教授
		専門委員	加藤　久和	明治大学政治経済学部教授
		専門委員	河端　瑞貴	慶應義塾大学経済学部教授
		専門委員	木村　直人	公認会計士
		専門委員	小林　稔	和光大学経済経営学部教授
		専門委員	小町谷育子	弁護士
		専門委員	山本　涉	電気通信大学大学院講師
外務省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	門脇　英晴	株式会社日本総合研究所　特別顧問　シニアフェロー
		委員	青山　伸一	公認会計士
		委員	上子　秋生	立命館アジア太平洋大学　副学長
		委員	久邇　良子	東京学芸大学教育学部　教授
		委員	小松　浩	毎日新聞社　論説委員長
		委員	白石　隆	政策研究大学院大学　学長
		委員	砂川有里子	筑波大学人文社会系　教授
		委員	手納　美枝	アカシアジャパン・デルタポイント株式会社　代表取締役
		委員	都丸　潤子	早稲田大学政治経済学術院　教授
		委員	榛木　恵子	特定非営利活動法人関西NGO協議会顧問
		委員	山影　進	青山学院大学国際政治経済学部　教授
		委員	吉田　和浩	広島大学教育開発国際協力研究センター長
		委員	吉本　光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所　研究理事
	国際交流基金分科会	◎　委員	山影　進	青山学院大学国際政治経済学部　教授
		○　委員	手納　美枝	アカシアジャパン・デルタポイント株式会社　代表取締役
		委員	青山　伸一	公認会計士
		委員	門脇　英晴	株式会社日本総合研究所　特別顧問　シニアフェロー
		委員	上子　秋生	立命館アジア太平洋大学　副学長
		委員	久邇　良子	東京学芸大学教育学部　教授
		委員	小松　浩	毎日新聞社　論説委員長
		委員	砂川有里子	筑波大学人文社会系　教授
		委員	吉本　光宏	株式会社ニッセイ基礎研究所　研究理事
	国際協力機構分科会	◎　委員	白石　隆	政策研究大学院大学学長
		○　委員	上子　秋生	立命館アジア太平洋大学　副学長
		委員	青山　伸一	公認会計士
		委員	門脇　英晴	株式会社日本総合研究所　特別顧問　シニアフェロー
		委員	上子　秋生	立命館アジア太平洋大学　副学長
		委員	小松　浩	毎日新聞社　論説委員長
		委員	手納　美枝	アカシアジャパン・デルタポイント株式会社　代表取締役
		委員	都丸　潤子	早稲田大学政治経済学術院教授
		委員	榛木　恵子	特定非営利活動法人関西NGO協議会顧問
		委員	吉田　和浩	広島大学教育開発国際協力研究センター長
	コンプライアンス部会	◎　委員	青山　伸一	公認会計士
		委員	上子　秋生	立命館アジア太平洋大学　副学長
		専門委員	出雲　明子	東海大学政治経済学部　専任准教授

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
財務省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	三島　良直	国立大学法人東京工業大学学長
		○　委員	田辺　国昭	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
		委員	阿部　啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
		委員	内田　真人	成城大学社会イノベーション学部教授
		委員	尾崎　雅俊	弁護士
		委員	勝尾　裕子	学習院大学経済学部教授
		委員	川口　有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		委員	崎田　裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
		委員	櫻井　宏二郎	専修大学経済学部教授
		委員	島崎　規子	城西国際大学経営情報学部総合経営学科教授
		委員	菅谷　実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
		委員	中西　友子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		委員	根本　祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授
		委員	原田　喜美枝	中央大学商学部教授
		委員	原田　英生	流通経済大学経済学部教授
		委員	牧田　東一	桜美林大学法学政治学系学系長・教授
		委員	守島　基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
		委員	家森　信善	国立大学法人　神戸大学経済経営研究所教授
		委員	米澤　康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		臨時委員	石川　恵子	日本大学経済学部准教授
		臨時委員	岩村　充	早稲田大学大学院商学研究科教授
		臨時委員	遠藤　尚秀	新日本有限責任監査法人　パートナー
		臨時委員	小川　昭一	株式会社池田泉州銀行顧問、株式会社自然総研会長
		臨時委員	北村　敬子	中央大学商学部教授
		臨時委員	牛腸　ヒロミ	実践女子大学生活科学部教授
		臨時委員	佐藤　友美子	追手門学院大学特別任用教授（学長直属）兼地域文化創造機構特別教授
		臨時委員	篠﨑　由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長
		臨時委員	鈴木　不二一	公益財団法人連合総合生活開発研究所客員研究員
		臨時委員	髙井　節子	京都市立芸術大学美術学部デザイン科准教授
		臨時委員	高田　博行	公認会計士
		臨時委員	中瀬　勲	人と自然の博物館館長
		臨時委員	中西　載慶	東京農業大学名誉教授
		臨時委員	西山　真	国立大学法人東京大学生物生産工学研究センター教授
		臨時委員	馬場　治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授
		臨時委員	広重　美希	一般社団法人消費者力開発協会理事・事務局長
		臨時委員	間島　進吾	中央大学商学部教授
		臨時委員	牟田　博光	国立大学法人東京工業大学名誉教授
		臨時委員	矢坂　雅充	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科准教授
		臨時委員	和気　洋子	慶應義塾大学名誉教授
	農林漁業信用基金分科会	◎　委員	櫻井　宏二郎	専修大学経済学部教授
		○　委員	原田　喜美枝	中央大学商学部教授
		臨時委員	高田　博行	公認会計士
		臨時委員	馬場　治	東京海洋大学海洋科学部教授
		臨時委員	矢坂　雅充	東京大学大学院経済学研究科准教授
	造幣局分科会	◎　委員	三島　良直	国立大学法人東京工業大学学長
		○　委員	尾崎　雅俊	弁護士
		臨時委員	遠藤　尚秀	新日本有限責任監査法人　パートナー
		臨時委員	佐藤　友美子	追手門学院大学特別任用教授（学長直属）兼地域文化創造機構特別教授
		臨時委員	鈴木　不二一	公益財団法人連合総合生活開発研究所客員研究員
		臨時委員	髙井　節子	京都市立芸術大学美術学部デザイン科准教授
		臨時委員	牟田　博光	国立大学法人東京工業大学名誉教授
	国立印刷局分科会	◎　委員	田辺　国昭	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
		○　委員	内田　真人	成城大学社会イノベーション学部教授
		臨時委員	石川　恵子	日本大学経済学部准教授
		臨時委員	岩村　充	早稲田大学大学院商学研究科教授
		臨時委員	遠藤　尚秀	新日本有限責任監査法人　パートナー
		臨時委員	牛腸　ヒロミ	実践女子大学生活科学部教授
		臨時委員	鈴木　不二一	公益財団法人連合総合生活開発研究所客員研究員
	日本万国博覧会記念機構分科会	◎　委員	崎田　裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
		○　委員	牧田　東一	桜美林大学法学政治学系学系長・教授
		臨時委員	小川　昭一	株式会社池田泉州銀行顧問、株式会社自然総研会長
		臨時委員	中瀬　勲	人と自然の博物館館長
		臨時委員	高田　博行	公認会計士
		臨時委員	篠﨑　由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長
		臨時委員	牟田　博光	国立大学法人東京工業大学名誉教授
	酒類総合研究所分科会	◎　委員	阿部　啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
		○　委員	守島　基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
		臨時委員	北村　敬子	中央大学商学部教授
		臨時委員	中西　載慶	東京農業大学名誉教授
		臨時委員	西山　真	国立大学法人東京大学生物生産工学研究センター教授
		臨時委員	広重　美希	一般社団法人消費者力開発協会理事・事務局長
		臨時委員	間島　進吾	中央大学商学部教授
	情報通信研究機構部会	◎　委員	田辺　国昭	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
		○　委員	菅谷　実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
		臨時委員	和気　洋子	慶應義塾大学名誉教授
	中小企業基盤整備機構部会	◎　委員	米澤　康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		○　委員	勝尾　裕子	学習院大学経済学部教授
		臨時委員	牟田　博光	国立大学法人東京工業大学名誉教授
	農業・食品産業技術総合研究機構部	◎　委員	原田　英生	流通経済大学経済学部長教授
		○　委員	中西　友子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		臨時委員	間島　進吾	中央大学商学部教授

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
	奄美群島振興開発基金部会	◎　委員	根本　祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授
		○　委員	島崎　規子	城西国際大学経営情報学部総合経営学科教授
		委員	原田　英生	流通経済大学経済学部教授
	住宅金融支援機構分科会	◎　委員	川口　有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
		○　委員	家森　信善	国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授
		臨時委員	石川　恵子	日本大学経済学部准教授
		臨時委員	北村　敬子	中央大学商学部教授
		臨時委員	高田　博行	公認会計士
文部科学省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	門永　宗之助	Intrinsics代表
		○　委員	前田　富士男	中部大学人文学部教授
		委員	秋池　玲子	ボストンコンサルティンググループパートナー＆マネージング・ディレクター
		委員	岩井　雄一	十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授
		委員	植田　憲一	浜松ホトニクス株式会社顧問、電気通信大学企画調査室特任教授、大阪大学レーザーエネルギー学研究センター特任教授
		委員	奥野　信宏	中京大学理事・総合政策学部教授
		委員	加藤　泰建	埼玉大学理事・副学長
		委員	工藤　裕子	中央大学法学部教授
		委員	栗原　和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授
		委員	榊　裕之	豊田工業大学長
		委員	佐野　慶子	公認会計士
		委員	菅谷　博	ミュージアムパーク茨城県自然博物館館長
		委員	高橋　和子	横浜国立大学教育人間科学部教授
		委員	髙橋　徳行	中央発條株式会社代表取締役社長
		委員	田渕　雪子	行政経営コンサルタント
		委員	都河　明子	前東京大学男女共同参画室特任教授、元東京医科歯科大学教授
		委員	友永　道子	公認会計士
		委員	永村　眞	日本女子大学文学部教授
		委員	広崎　膨太郎	日本電気株式会社特別顧問
		委員	古川　和	NPO法人体験型科学教育研究所専務理事
		委員	宮内　忍	公認会計士
		委員	八尾坂　修	九州大学大学院人間環境学研究院教授
		委員	矢口　彰	一般財団法人日本デジタル道路地図協会専務理事
		委員	山本　健一	演劇評論家
	初等中等教育分科会	◎　委員	岩井　雄一	十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授
		○　委員	八尾坂　修	九州大学大学院人間環境学研究院教授
		臨時委員	安藤　隆男	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
		臨時委員	石原　多賀子	金沢大学監事
		臨時委員	内田　照雄	社団法人日本自閉症協会理事
		臨時委員	岡田　哲也	千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長
		臨時委員	勝方　信一	ジャーナリスト
		臨時委員	岸田　正幸	和歌山県立桐蔭中学校・高等学校長
		臨時委員	杉本　由美子	特定非営利活動法人重度身体障害者と共に歩む会地域交流室室長
		臨時委員	宮崎　浩志	武蔵野市教育委員会教育長
		臨時委員	向山　行雄	帝京大学教職大学院教授、全国連合小学校長会顧問
		臨時委員	村林　守	前三重中京大学特別任用教授
	高等教育分科会	◎　委員	佐野　慶子	公認会計士
		○　委員	榊　裕之	豊田工業大学長
		委員	奥野　信宏	中京大学理事・総合政策学部教授
		委員	加藤　泰建	埼玉大学理事・副学長
		臨時委員	荒張　健	新日本有限責任監査法人シニアパートナー公認会計士
		臨時委員	石堂　正信	公益財団法人交通協力会　理事
		臨時委員	井上　光輝	豊橋技術科学大学大学院工学研究科電気・電子情報工学系教授
		臨時委員	剣持　庸一	公益社団法人日本工学教育協会専務理事
		臨時委員	河野　陽一	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院長
		臨時委員	小林　雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
		臨時委員	佐藤　淳	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
		臨時委員	佐藤　誠二	静岡大学人文社会科学部教授
		臨時委員	澤井　英久	新四谷法律事務所弁護士
		臨時委員	高石　恭子	甲南大学文学部教授
		臨時委員	田中　清	銀座ファースト法律事務所長、弁護士
		臨時委員	丹治　保典	東京工業大学大学院生命理工学研究科教授
		臨時委員	椿　愼美	公認会計士
		臨時委員	鳥養　映子	山梨大学大学院医学工学総合研究部教授
		臨時委員	前田　博	弁護士
		臨時委員	松本　香	公認会計士、公認会計士松本香事務所長、フォスター電機株式会社取締役
		臨時委員	松本　裕育	元千葉県立松戸国際高等学校長
		臨時委員	瀬上　智恵子	筑波大学大学院図書館情報メディア研究科長、図書館情報メディア専攻長
		臨時委員	山田　礼子	同志社大学教育支援機構副機構長、学習支援・教育開発センター所長
		臨時委員	山本　清	東京大学大学院教育学研究科教授
		臨時委員	吉田　文	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
		臨時委員	若林　和子	公認会計士
		臨時委員	渡辺　善子	株式会社日本政策金融公庫　社外取締役
	社会教育分科会	◎　委員	都河　明子	前東京大学男女共同参画室特任教授、元東京医科歯科大学教授
		○　委員	菅谷　博	ミュージアムパーク茨城県自然博物館館長
		臨時委員	植草　茂樹	公認会計士
		臨時委員	大宮　登	高崎経済大学地域政策学部教授
		臨時委員	柏木はるみ	三重県男女共同参画センター所長
		臨時委員	黒瀬友佳子	帝人株式会社CSR・信頼性保証部CSRグループグループ長
		臨時委員	佐々木　亨	北海道大学大学院文学研究科教授
		臨時委員	高杉　良知	広島県府中町教育委員会教育長
		臨時委員	高山　昌茂	協和監査法人・税理士法人協和会計事務所代表社員
		臨時委員	寺田　勉	防府市青少年科学館館長

委員会名	委員・臨時委員等	氏　名	現　職
	臨時委員	萩原　なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授、認定特定非営利活動法人日本NPOセンター副代表理事
	臨時委員	八嶋　真理子	横浜市立瀬谷さくら小学校校長
	臨時委員	山極　清子	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授、株式会社wiwiw社長執行役員
	臨時委員	山本　珠美	香川大学生涯学習教育研究センター准教授
スポーツ・青少年分科会	◎　委員	高橋　和子	横浜国立大学教育人間科学部教授
	○　委員	古川　和	NPO法人体験型科学教育研究所専務理事
	委員	工藤　裕子	中央大学法学部教授
	臨時委員	青木　富造	公益財団法人修養団理事・青年部長
	臨時委員	小幡　純子	上智大学法科大学院教授
	臨時委員	片岡　麻里	公益社団法人ガールスカウト日本連盟事務局次長
	臨時委員	北村　信彦	公認会計士
	臨時委員	田邉　陽子	日本大学法学部准教授
	臨時委員	中西　茂	読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
	臨時委員	原田　宗彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
	臨時委員	宮西　嘉樹	東京海上日動火災保険株式会社本店営業第六部長
	臨時委員	矢崎　良明	板橋区教育委員会学校防災・安全教育専門員
科学技術・学術分科会	◎　委員	門永　宗之助	Intrinsics代表
	○　委員	友永　道子	公認会計士
	委員	秋池　玲子	ボストンコンサルティンググループシニアパートナー＆マネージング・ディレクター
	委員	植田　憲一	浜松ホトニクス株式会社顧問、電気通信大学企画調査室特任教授、大阪大学レーザーエネルギー学研究センター特任教授
	委員	栗原　和枝	東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授
	委員	髙橋　徳行	中央発條株式会社代表取締役社長
	委員	広崎　膨太郎	日本電気株式会社特別顧問
	委員	宮内　忍	公認会計士
	委員	中川　和之	株式会社時事通信社　解説委員
	臨時委員	愛川　展功	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長
	臨時委員	小豆島　明	横浜国立大学名誉教授
	臨時委員	阿部　晃一	東レ株式会社代表取締役専務取締役
	臨時委員	阿部　正文	福島県立医科大学理事
	臨時委員	五十嵐　正晃	新日鐵住金株式会社 フェロー
	臨時委員	井上　伸昭	富士フイルム株式会社 嘱託
	臨時委員	井原　実	公認会計士
	臨時委員	上野山　雄	パナソニック株式会社 フェロー
	臨時委員	遠藤　守信	信州大学エキゾチック・ナノカーボンの創成と応用プロジェクト拠点特別特任教授
	臨時委員	大久保　修平	東京大学地震研究所高エネルギー素粒子地球物理学研究センター長
	臨時委員	太田　英美	新日鉄住金エンジニアリング株式会社常任監査役
	臨時委員	岡本　義朗	新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター
	臨時委員	柿崎　平	株式会社日本総合研究所総合研究部門公共コンサルティング部部長兼上席主任研究員
	臨時委員	樫谷　隆夫	公認会計士・税理士
	臨時委員	加藤　晴也	元花王株式会社研究企画部長
	臨時委員	北澤　京子	株式会社日経BP　日経ドラッグインフォメーション副編集長
	臨時委員	小出　重幸	日本科学技術ジャーナリスト会議会長
	臨時委員	小原　雄治	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所特任教員
	臨時委員	近藤　科江	東京工業大学大学院生命理工学研究科教授
	臨時委員	今野　美智子	お茶の水女子大学名誉教授
	臨時委員	佐分　晴夫	名古屋経済大学副学長・法学研究科教授、名古屋大学名誉教授
	臨時委員	島村　誠	東京大学大学院工学系研究科特任教授
	臨時委員	鈴村　昌弘	独立行政法人産業技術総合研究所環境管理技術研究部門海洋環境評価研究グループグループ長
	臨時委員	瀬川　至朗	早稲田大学政治経済学術院教授
	臨時委員	高梨　智弘	公認会計士、株式会社日本総合研究所フェロー、新潟大学大学院技術経営研究科特任教授
	臨時委員	瀧澤　美奈子	科学ジャーナリスト
	臨時委員	田中　知	東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	玉川　洋一	福井大学大学院工学研究科教授
	臨時委員	知野　恵子	読売新聞東京本社編集委員
	臨時委員	土屋　俊	独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部教授
	臨時委員	筒井　哲夫	次世代化学材料評価技術研究組合常務理事、九州大学名誉教授
	臨時委員	津山　雅樹	一般社団法人日本電機工業会原子力部長
	臨時委員	土井　美和子	株式会社東芝首席技監
	臨時委員	東嶋　和子	科学ジャーナリスト
	臨時委員	当麻　純一	一般財団法人電力中央研究所知的財産センター所長
	臨時委員	富岡　義博	電気事業連合会原子力部長
	臨時委員	永井　良三	自治医科大学学長
	臨時委員	永田　京子	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授
	臨時委員	長辻　象平	産経新聞論説委員
	臨時委員	中西　友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	臨時委員	平野　正雄	早稲田大学商学学術院教授
	臨時委員	藤井　敏嗣	NPO法人環境防災総合政策研究機構環境・防災研究所長、東京大学名誉教授
	臨時委員	本藏　義守	東京工業大学特任教授
	臨時委員	間島　進吾	中央大学商学部教授、公認会計士
	臨時委員	松尾　亜紀子	慶応義塾大学理工学部教授
	臨時委員	三木　俊克	独立行政法人工業所有権情報・研修館理事長
	臨時委員	三橋　紀夫	東京女子医科大学放射線腫瘍学講座主任教授
	臨時委員	安岡　善文	東京大学名誉教授
	臨時委員	山田　弘司	大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所教授
	臨時委員	山本　章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	臨時委員	横山　直樹	株式会社富士通研究所フェロー
	臨時委員	吉田　二朗	株式会社東芝研究開発センター表示基盤技術ラボラトリー 参事
	臨時委員	和気　洋子	慶應義塾大学名誉教授

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
	文化分科会	◎　委員	前田　富士男	中部大学人文学部教授
		○　委員	山本　健一	演劇評論家
		委員	田渕　雪子	行政経営コンサルタント
		委員	永村　眞	日本女子大学文学部教授
		臨時委員	石戸谷（竹島）結子	音楽評論家
		臨時委員	市川　政憲	元茨城県近代美術館館長
		臨時委員	上原　眞人	京都大学大学院文学研究科教授
		臨時委員	内田　篤呉	公益財団法人岡田茂吉美術文化財団　MOA美術館業務執行理事・館長
		臨時委員	金原　宏行	豊橋市美術博物館館長
		臨時委員	佐々木　涼子	舞踊評論家
		臨時委員	佐野　みどり	学習院大学文学部哲学科教授
		臨時委員	齋藤　綾子	明治学院大学文学部教授
		臨時委員	竹本　幹夫	早稲田大学文学学術院教授
		臨時委員	筑紫　みずえ	株式会社グッドバンカー代表取締役社長
		臨時委員	古井戸　秀夫	東京大学大学院人文社会系研究科教授
		臨時委員	宮島　博和	公認会計士
厚生労働省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	山口　修	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
		○　委員	永井　良三	自治医科大学学長
		委員	五十嵐　邦彦	公認会計士
		委員	石渡　和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授
		委員	今村　肇	東洋大学経済学部総合政策学科教授
		委員	内山　聖	新潟県地域医療推進機構副理事長・魚沼基幹病院長
		委員	尾崎　勝	公益社団法人日本水道協会理事長
		委員	金倉　譲	大阪大学医学部附属病院病院長
		委員	亀岡　保夫	公認会計士
		委員	川北　英隆	京都大学大学院経営管理研究部教授
		委員	酒井　一博	公益財団法人労働科学研究所常務理事・所長
		委員	坂井　茂子	亀岡市病院事業管理者
		委員	柴田　裕子	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング㈱革新創造センター部長
		委員	清水　至	公認会計士
		委員	祖父江　元	名古屋大学大学院医学系研究科教授
		委員	高瀬　高明	共同通信社編集委員
		委員	高田　一夫	一橋大学名誉教授
		委員	田極　春美	三菱UFJﾘｻｰﾁ&ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ株式会社主任研究員
		委員	田宮　菜奈子	筑波大学医学医療系教授
		委員	平井　みどり	神戸大学医学部付属病院薬剤部長・教授
		委員	福井　次矢	聖路加国際病院院長
		委員	藤川　裕紀子	公認会計士
		委員	古米　弘明	東京大学大学院工学系研究科教授
		委員	松尾　清一	名古屋大学副総長
		委員	真野　俊樹	多摩大学医療・介護ソリューション研究所所長・教授
		委員	丸山　千寿子	日本女子大学家政学部食物学科教授
		委員	三田　優子	大阪府立大学人間社会学部准教授
		委員	宮崎　哲	公認会計士
		委員	安浪　重樹	公認会計士
	調査研究部会	◎　委員	酒井　一博	公益財団法人労働科学研究所常務理事・所長
		○　委員	金倉　譲	大阪大学医学部附属病院病院長
		委員	清水　至	公認会計士
		委員	田宮　菜奈子	筑波大学医学医療系教授
		委員	丸山　千寿子	日本女子大学家政学部食物学科教授
		臨時委員	定本　朋子	日本女子体育大学教授
		臨時委員	中村　英夫	日本大学理工学部電子工学科教授
		臨時委員	馬場　明道	兵庫医療大学学長
	高度専門医療研究部会	◎　委員	永井　良三	自治医科大学学長
		○　委員	内山　聖	新潟県地域医療推進機構副理事長・魚沼基幹病院長
		委員	祖父江　元	名古屋大学大学院医学系研究科教授
		委員	福井　次矢	聖路加国際病院院長
		委員	藤川　裕紀子	公認会計士
		臨時委員	斎藤　聖美	ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長
		臨時委員	花井　十伍	NPO法人ネットワーク医療と人権理事
		臨時委員	本田　麻由美	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
		臨時委員	三好　敏昭	元日本製薬工業協会常務理事
	国立病院部会	◎　委員	松尾　清一	名古屋大学副総長
		○　委員	田極　春美	三菱UFJﾘｻｰﾁ&ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ株式会社主任研究員
		委員	亀岡　保夫	公認会計士
		委員	高瀬　高明	共同通信社編集委員
		臨時委員	斎藤　聖美	ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長
		臨時委員	富田　博樹	日本赤十字社事業局長
		臨時委員	山口　育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
	労働部会	◎　委員	今村　肇	東洋大学経済学部総合政策学科教授
		○　委員	高田　一夫	一橋大学名誉教授
		委員	柴田　裕子	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング㈱革新創造センター部長
		委員	松尾　清一	名古屋大学副総長
		委員	宮崎　哲	公認会計士
		臨時委員	小西　康之	明治大学法学部教授
		臨時委員	志藤　洋子	国際長寿センター事務局長
		臨時委員	関口　和代	東京経済大学経営学部教授
		臨時委員	松浦　民恵	株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部主任研究員
	医療・福祉部会	◎　委員	真野　俊樹	多摩大学医療・介護ソリューション研究所所長・教授
		○　委員	平井　みどり	神戸大学医学部付属病院薬剤部長・教授
		委員	五十嵐　邦彦	公認会計士
		委員	石渡　和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
		委　員	三田　優子	大阪府立大学人間社会学部准教授
		臨時委員	名里　晴美	社会福祉法人訪問の家理事長
		臨時委員	橋田　充	京都大学大学院薬学研究科教授
		臨時委員	松原　由美	株式会社明治安田生活福祉研究所主席研究員
	水資源部会	◎　委　員	尾﨑　勝	公益社団法人日本水道協会理事長
		○　委　員	古米　弘明	東京大学大学院工学系研究科教授
		臨時委員	片山　隆文	一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会顧問
	年金部会	◎　委　員	山口　修	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
		○　委　員	川北　英隆	京都大学大学院経営管理研究部教授
		委　員	安浪　重樹	公認会計士
		臨時委員	大野　早苗	武蔵大学経済学部教授
		臨時委員	引間　雅史	上智大学特任教授・上智学院財務担当理事補佐
		臨時委員	光多　長温	公益財団法人都市化研究公室理事長
	地域医療機能推進部会	◎　委　員	福井　次矢	聖路加国際病院院長
		○　委　員	坂井　茂子	亀岡市病院事業管理者
		委　員	亀岡　保夫	公認会計士
		臨時委員	押淵　徹	公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会副会長
		臨時委員	柿崎　明二	共同通信社編集委員
		臨時委員	藤本　晴枝	NPO法人地域医療を育てる会理事長
農林水産省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委　員	野村　哲郎	京都産業大学総合生命科学部教授
		○　委　員	齋藤　修	国立大学法人千葉大学大学院園芸学研究科教授
		委　員	足本　裕子	文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議事務局長
		委　員	荒牧　知子	荒牧公認会計士事務所所長
		委　員	池田　雄二郎	池田公認会計士事務所所長
		委　員	岩渕　昭子	東京経営短期大学教授
		委　員	大西　茂志	全国農業協同組合中央会常務理事
		委　員	金子　豊二	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		委　員	恩田　理恵	女子栄養大学栄養学部准教授
		委　員	菅　いづみ	前一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局
		委　員	酒井　秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		委　員	榊田　みどり	農業ジャーナリスト（農政ジャーナリストの会会員）
		委　員	佐藤　安紀子	ウーマンズフォーラム魚Ｉ海のくに・日本」編集長
		委　員	田村　早苗	青森大学経営学部教授
		委　員	千年　篤	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院教授
		委　員	辻　雅司	国立大学法人東京海洋大学産学・地域連携推進機構客員教授
		委　員	長岡　英典	一般社団法人大日本水産会常務理事
		委　員	長田　三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
		委　員	橋口　卓也	明治大学農学部食料環境政策学科准教授
		委　員	平松　和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
		委　員	文野　清正	文野公認会計士・税理士事務所所長
		委　員	三井　昭二	国立大学法人三重大学名誉教授
		委　員	安元　杏	主婦連合会常任幹事
		委　員	吉田　薫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
		委　員	渡邉　和男	国立大学法人筑波大学生命環境系教授
		専門委員	足立　伸次	国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院教授
		専門委員	安藤　光義	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
		専門委員	居在家　義昭	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科教授
		専門委員	伊藤　房雄	国立大学法人東北大学大学院農学研究科教授
		専門委員	今井　利為	公益財団法人神奈川県栽培漁業協会専務理事
		専門委員	入江　正和	近畿大学生物理工学部教授
		専門委員	岡﨑　惠美子	国立大学法人東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
		専門委員	岡崎　正規	公立大学法人石川県立大学生物資源環境学部環境科学科教授
		専門委員	梶　孝幸	十勝農業協同組合連合会農産部長
		専門委員	片桐　成夫	国立大学法人島根大学名誉教授
		専門委員	加藤　徹	公立大学法人宮城大学名誉教授
		専門委員	金地　通生	国立大学法人神戸大学大学院農学研究科准教授
		専門委員	北野　英己	国立大学法人名古屋大学生物機能開発利用研究センター教授
		専門委員	小島　克己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授
		専門委員	後藤　哲久	国立大学法人信州大学学術研究院（農学系）教授
		専門委員	小林　正伸	神奈川県農業技術センター病害虫防除部専門員
		専門委員	権　平哲三	新潟県土地改良事業団体連合会専務理事
		専門委員	鈴木　惠美子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
		専門委員	関　いずみ	東海大学海洋学部海洋文明学科准教授
		専門委員	高橋　明義	北里大学海洋生命科学部教授
		専門委員	瀧川　眞弘	国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
		専門委員	竹山　幸雄	社団法人北海道家畜人工授精師協会会長
		専門委員	伊達　寛敬	公益財団法人日本植物調節剤研究協会近畿中国四国支部支部長
		専門委員	田中　忠次	社団法人地域環境資源センター理事長
		専門委員	東海　正	国立大学法人東京海洋大学大学院海洋科学系海洋生物資源学部門教授
		専門委員	徳地　直子	国立大学法人京都大学フィールド科学教育研究センター教授
		専門委員	中山　榮子	昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
		専門委員	服部　順昭	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院教授
		専門委員	肘井　直樹	国立大学法人名古屋大学大学院生命農学研究科教授
		専門委員	船木　夏子	有限責任監査法人トーマツマネジャー
		専門委員	森田　慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授
		専門委員	米森　敬三	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
		専門委員	矢坂　雅充	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科准教授
		専門委員	矢野　泉	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科准教授
		専門委員	横田　正彦	千葉県中部林業事務所森林管理課長
		専門委員	渡邊　眞紀子	公立大学法人首都大学東京都市環境科学研究科教授

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
	農業分科会	◎　委員	野村　哲郎	京都産業大学総合生命科学部教授
		○　委員	千年　篤	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院教授
		委員	池田　雄二郎	池田公認会計士事務所所長
		委員	恩田　理恵	女子栄養大学栄養学部准教授
		委員	菅　いづみ	前一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局
		委員	長田　三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
		委員	橋口　卓也	明治大学農学部食料環境政策学科准教授
		委員	平松　和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授
		委員	渡邉　和男	国立大学法人筑波大学生命環境系教授
		専門委員	安藤　光義	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
		専門委員	居在家　義昭	国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科教授
		専門委員	岡崎　正規	公立大学法人石川県立大学生物資源環境学部環境科学科教授
		専門委員	梶　孝幸	十勝農業協同組合連合会農産部長
		専門委員	金地　通生	国立大学法人神戸大学大学院農学研究科准教授
		専門委員	後藤　哲久	国立大学法人信州大学学術研究院（農学系）教授
		専門委員	小林　正伸	神奈川県農業技術センター病害虫防除部専門員
		専門委員	権平　哲三	新潟県土地改良事業団体連合会専務理事
		専門委員	関　いずみ	東海大学海洋学部海洋文明学科准教授
		専門委員	竹山　幸雄	社団法人北海道家畜人工授精師協会会長
		専門委員	服部　順昭	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院教授
		専門委員	船木　夏子	有限責任監査法人トーマツマネジャー
		専門委員	森田　慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授
		専門委員	矢坂　雅充	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科准教授
		専門委員	矢野　泉	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科准教授
	農業技術分科会	◎　委員	齋藤　修	国立大学法人千葉大学大学院園芸学研究科教授
		○　委員	吉田　薫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
		委員	荒牧　知子	荒牧公認会計士事務所所長
		委員	大西　茂志	全国農業協同組合中央会常務理事
		委員	榊田　みどり	農業ジャーナリスト（農政ジャーナリストの会会員）
		専門委員	伊藤　房雄	国立大学法人東北大学大学院農学研究科教授
		専門委員	入江　正和	近畿大学生物理工学部教授
		専門委員	北野　英己	国立大学法人名古屋大学生物機能開発利用研究センター教授
		専門委員	鈴木　恵美子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
		専門委員	瀧川　具弘	国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科教授
		専門委員	伊達　寛敬	公益財団法人日本植物調節剤研究協会近畿中国四国支部支部長
		専門委員	田中　忠次	社団法人地域環境資源センター理事長
		専門委員	米森　敬三	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
		専門委員	渡邊　眞紀子	公立大学法人首都大学東京都市環境科学研究科教授
	林野分科会	◎　委員	酒井　秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		○　委員	三井　昭二	国立大学法人三重大学名誉教授
		委員	足本　裕子	文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議事務局長
		委員	田村　早苗	青森大学経営学部教授
		委員	文野　清正	文野公認会計士・税理士事務所所長
		専門委員	片桐　成夫	国立大学法人島根大学名誉教授
		専門委員	加藤　徹	公立大学法人宮城大学名誉教授
		専門委員	小島　克己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授
		専門委員	徳地　直子	国立大学法人京都大学フィールド科学教育研究センター教授
		専門委員	中山　榮子	昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
		専門委員	肘井　直樹	国立大学法人名古屋大学大学院生命農学研究科教授
		専門委員	横田　正彦	千葉県中部林業事務所森林管理課長
	水産分科会	◎　委員	辻　雅司	国立大学法人東京海洋大学産学・地域連携推進機構客員教授
		○　委員	安元　杏	主婦連合会常任幹事
		委員	岩渕　昭子	東京経営短期大学教授
		委員	金子　豊二	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
		委員	佐藤　安紀子	フーマンズフォーラム魚「海のくに・日本」編集長
		委員	長岡　英典	一般社団法人大日本水産会常務理事
		専門委員	足立　伸次	国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院教授
		専門委員	今井　利為	公益財団法人神奈川県栽培漁業協会専務理事
		専門委員	岡﨑　恵美子	国立大学法人東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
		専門委員	高橋　明義	北里大学海洋生命科学部教授
		専門委員	東海　正	国立大学法人東京海洋大学大学院海洋科学系海洋生物資源学部門教授
経済産業省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	室伏　きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授
		委員	荒牧　知子	公認会計士
		委員	井上　由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
		委員	内山　洋司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
		委員	小川　芳樹	東洋大学経済学部学部長
		委員	小野　俊彦	日新製鋼（株）社友
		委員	加護野　忠男	甲南大学特別客員教授
		委員	高原　明生	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
		委員	多屋　淑子	日本女子大学家政学部教授
		委員	手柴　貞夫	協和発酵キリン株式会社社友
		委員	中村　紀子	株式会社ポピンズ代表取締役
		委員	松本　洋一郎	東京大学理事・副学長
		委員	松山　隆司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科教授
		委員	宮内　忍	公認会計士
		委員	向殿　政男	明治大学名誉教授
		委員	谷田部　雅嗣	日本放送協会解説委員
		委員	山谷　修作	東洋大学経済学部教授
		委員	横田　絵理	慶應義塾大学商学部教授
	経済産業研究所分科会	◎　委員	小野　俊彦	日新製鋼（株）社友
		臨時委員	小笠原　直	監査法人アヴァンティア　法人代表・代表社員
		臨時委員	古城　佳子	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
	工業所有権情報・研修館分科会	◎　委員	井上　由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
		臨時委員	生方　眞哉	株式会社生方製作所代表取締役会長
		臨時委員	高田　仁	国立大学法人九州大学大学院経済学研究院准教授
		臨時委員	松田　嘉夫	弁理士
	通商・貿易分科会日本貿易保険部会	◎　委員	横田　絵理	慶應義塾大学商学部教授
		臨時委員	安念　潤司	中央大学法科大学院教授
		臨時委員	清水　幸比古	日揮株式会社常勤監査役
		臨時委員	寺村　元伸	財団法人日本インドネシア協会専務理事
		臨時委員	伴　英康	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社株式調査部マネージングディレクター
	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会	◎　委員	高原　明生	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
		臨時委員	秋元　真理子	株式会社旭リサーチセンター主幹研究員
		臨時委員	志村　安弘	(株)東芝執行役常務
		臨時委員	西野　芳達	スミテック株式会社代表取締役社長
		臨時委員	吉村　尚憲	三菱商事株式会社顧問
		専門委員	リチャード　ダイク	テスト技術研究所株式会社代表取締役
	産業技術分科会産業技術総合研究所部会★	◎　委員	室伏　きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学名誉教授
		委員	手柴　貞夫	協和発酵キリン株式会社社友
		臨時委員	赤池　学	株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所代表取締役所長
		臨時委員	谷川　徹	国立大学法人九州大学産学連携センター教授
		臨時委員	堤　敦司	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授
		臨時委員	森本　典繁	日本アイ・ビー・エム株式会社基礎研究所所長
	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会	◎　委員	松本　洋一郎	東京大学理事・副学長
		委員	谷田部　雅嗣	日本放送協会解説委員
		臨時委員	金谷　年展	東京工業大学ソリューション研究機構特任教授
		臨時委員	末吉　竹二郎	国連環境計画　金融イニシアティブ・アジア太平洋地区特別顧問
		臨時委員	高井　まどか	東京大学大学院工学系研究科教授
		臨時委員	松田　修一	早稲田大学名誉教授
	産業技術分科会宇宙航空研究開発機構部会	◎　委員	多屋　淑子	日本女子大学家政学部教授
		臨時委員	菅邉　洋司	株式会社日立コンサルティング代表取締役社長
		臨時委員	坂下　哲也	一般財団法人日本情報経済社会推進協会電子情報利活用推進部次長
		臨時委員	続橋　聡	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長
		臨時委員	和田　義郎	独立行政法人国際協力機構東南アジア・大洋州部審議役
	産業技術分科会日本原子力研究開発機構部会	◎　委員	内山　洋司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
		臨時委員	浅田　浄江	ウイメンズ・エナジー・ネットワーク(WEN)代表／消費生活アドバイザー
		臨時委員	山崎　晴雄	公立大学法人首都大学東京都市環境学部地理環境コース教授
		臨時委員	津山　雅樹	社団法人日本電機工業会原子力部長
	技術基盤分科会製品評価技術基盤機構部会	◎　委員	向殿　政男	明治大学名誉教授
		臨時委員	筑紫　みずえ	株式会社グッドバンカー代表取締役社長
		臨時委員	菊池　純一	青山学院大学法学部教授
		臨時委員	戸坂　修	味の素株式会社顧問
		臨時委員	藤澤　浩道	株式会社日立製作所研究開発本部技師長
		臨時委員	丸山　修	住友化学株式会社執行役員
	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会	◎　委員	小川　芳樹	東洋大学経済学部学部長
		臨時委員	渡邊　公一郎	九州大学大学院教授
		臨時委員	小山　堅	一般財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事
		臨時委員	大塚　美智子	公認会計士
		臨時委員	橘川　武郎	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
		臨時委員	田中　武	一般社団法人日本鉄鋼連盟常務理事
		臨時委員	木村　滋	電気事業連合会副会長
	資源分科会水資源機構部会	◎　委員	山谷　修作	東洋大学経済学部教授
		臨時委員	栩木　誠	ジャーナリスト
		臨時委員	小泉　明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科特任教授
	情報処理推進機構分科会	◎　委員	松山　隆司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科教授
		臨時委員	宇野　直樹	東京海上日動システムズ　代表取締役社長
		臨時委員	経沢　香保子	トレンダーズ株式会社代表取締役
		臨時委員	徳田　英幸	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長
	中小企業基盤整備機構分科会	◎　委員	加護野　忠男	甲南大学特別客員教授
		委員	荒牧　知子	公認会計士
		臨時委員	佐藤　博樹	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授
		臨時委員	杉浦　滋彦	理工協産株式会社代表取締役社長
		臨時委員	渡邊　佳英	大崎電気工業株式会社代表取締役会長
国土交通省独立行政法人評価委員会	本委員会	◎　委員	家田　仁	東京大学・政策研究大学院大学 教授
		委員	安藤　正雄	千葉大学大学院工学研究科 名誉教授
		委員	石田　東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
		委員	磯部　雅彦	高知工科大学 副学長
		委員	井出　多加子	成蹊大学経済学部 教授
		委員	上村　多恵子	(一社)京都経済同友会 理事
		委員	梶川　融	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員
		委員	角　紀代恵	立教大学法学部 教授
		委員	菊池　きよみ	弁護士
		委員	酒井　正子	帝京大学経済学部 教授
		委員	角　洋一	横浜国立大学 名誉教授・放送大学 客員教授
		委員	大聖　泰弘	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 教授
		委員	友永　道子	公認会計士
		委員	長沢　美智子	弁護士
		委員	中村　里佳	公認会計士
		委員	西村　幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長
		委員	濱田　政則	早稲田大学 名誉教授
		委員	福井　康子	都市経済研究所 取締役
		委員	堀田　一吉	慶應義塾大学商学部 教授
		委員	前川　宏一	東京大学大学院工学系研究科 教授

委員会名		委員・臨時委員等	氏　　名	現　　職
		委　員	三　上　　隆	北海道大学 理事・副学長
		委　員	宮　下　　國　生	関西外国語大学外国語学部 教授
		委　員	村　本　　孜	成城大学社会イノベーション学部 教授
		委　員	野　城　　智　也	東京大学生産技術研究所 教授
		委　員	安　河　内　　恵　子	九州工業大学情報工学研究院 教授
		委　員	山　田　　正	中央大学理工学部 教授
		委　員	笠　　京　子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 専任教授
		臨時委員	浅　見　　泰　司	東京大学大学院工学系研究科 教授
		臨時委員	有　賀　　徹	昭和大学医学部 教授・昭和大学病院長
		臨時委員	伊香賀　俊治	慶應義塾大学理工学部 教授
		臨時委員	石　川　　幹　子	中央大学理工学部 教授
		臨時委員	石　田　　弘　明	明星大学理工学部 教授
		臨時委員	伊　東　　敏　夫	芝浦工業大学システム理工学部 教授
		臨時委員	井　上　　京	北海道大学大学院農学研究院 教授
		臨時委員	大　垣　　尚　司	立命館大学大学院 教授
		臨時委員	大　島　　慎　子	筑波学院大学 学長
		臨時委員	太　田　　和　博	専修大学商学部 教授
		臨時委員	大　森　　文　彦	弁護士
		臨時委員	岡　田　　勝　也	国士舘大学理工学部 教授
		臨時委員	加賀屋　誠一	室蘭工業大学 理事・副学長
		臨時委員	春　日　　伸　予	芝浦工業大学工学部 教授
		臨時委員	上　窪　　良　和	第一中央内航(株) 常勤顧問
		臨時委員	川　端　　由　美	自動車ジャーナリスト
		臨時委員	熊　谷　　則　一	弁護士
		臨時委員	黒　田　　克　司	公認会計士
		臨時委員	桑　島　　進	東京海洋大学 名誉教授
		臨時委員	河　野　　通　方	独立行政法人大学評価・学位授与機構 教授
		臨時委員	小　島　　茂	(一社)日本船長協会 会長
		臨時委員	児　玉　　桂　子	日本社会事業大学大学院 特任教授
		臨時委員	小　林　　潔　司	京都大学経営管理大学院 経営研究センター長・教授
		臨時委員	佐　藤　　徹	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
		臨時委員	塩　原　　等	東京大学大学院工学系研究科 教授
		臨時委員	重　信　　千代乃	(株)重信設計 専務取締役
		臨時委員	庄　司　　るり	東京海洋大学大学院海洋工学系 教授
		臨時委員	関　　利恵子	信州大学経済学部 准教授
		臨時委員	園　　高　明	弁護士
		臨時委員	高　田　　博　行	公認会計士
		臨時委員	髙　田　　正　彦	元エアーニッポン(株) 常勤監査役
		臨時委員	竇　　馨	京都大学防災研究所 教授
		臨時委員	土　居　　丈　朗	慶應義塾大学経済学部 教授
		臨時委員	戸　田　　圭　一	京都大学大学院経営管理研究部 教授
		臨時委員	中　井　　検　裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授
		臨時委員	永　田　　邦　和	鹿児島大学法文学部 准教授
		臨時委員	波　木　　恵　美	鬼怒川グランドホテル夢の季 代表取締役社長
		臨時委員	二　羽　　淳　一　郎	東京工業大学大学院理工学研究科 教授
		臨時委員	野　本　　修	弁護士
		臨時委員	長　谷　川　　恵　一	早稲田大学商学学術院 教授
		臨時委員	羽　原　　敬　二	関西大学政策創造学部 教授
		臨時委員	林　　裕　子	北海道科学大学保健医療学部看護学科 教授
		臨時委員	深　田　　晶　恵	(株)生活設計塾クルー 取締役
		臨時委員	藤　川　　裕　紀　子	公認会計士
		臨時委員	北　條　　正　樹	京都大学大学院工学研究科 教授
		臨時委員	前　田　　泰　生	電源開発(株) 取締役会長
		臨時委員	松　尾　　亜　紀　子	慶應義塾大学理工学部 教授
		臨時委員	水　尾　　衣　里	名城大学人間学部 教授
		臨時委員	水　島　　健　二	日本郵船(株) 代表取締役・専務経営委員
		臨時委員	屋　井　　鉄　雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科 教授
		臨時委員	山　岸　　彩　子	公認会計士
		臨時委員	行　正　　晴　實	公認会計士
		臨時委員	依　田　　照　彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
		臨時委員	李　家　　賢　一	東京大学大学院工学系研究科 教授
	土木研究所分科会	◎　委　員	石　田　　東　生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
		委　員	長　沢　　美　智　子	弁護士
		委　員	三　上　　隆	北海道大学 理事・副学長
		委　員	山　田　　正	中央大学理工学部 教授
		臨時委員	井　上　　京	北海道大学大学院農学研究院 教授
		臨時委員	加賀屋　誠一	室蘭工業大学 理事・副学長
		臨時委員	戸　田　　圭　一	京都大学大学院経営管理研究部 教授
		臨時委員	二　羽　　淳　一　郎	東京工業大学大学院理工学研究科 教授
		臨時委員	行　正　　晴　實	公認会計士
	建築研究所分科会	◎　委　員	安　藤　　正　雄	千葉大学大学院工学研究科 名誉教授
		委　員	長　沢　　美　智　子	弁護士
		臨時委員	伊香賀　俊治	慶應義塾大学理工学部 教授
		臨時委員	塩　原　　等	東京大学大学院工学系研究科 教授
		臨時委員	中　井　　検　裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授
		臨時委員	行　正　　晴　實	公認会計士

委員会名	委員・臨時委員等	氏　名	現　職
交通関係研究所分科会	◎　委　員	角　洋一	横浜国立大学 名誉教授・放送大学 客員教授
	委　員	井出　多加子	成蹊大学経済学部 教授
	臨時委員	石田　弘明	明星大学理工学部 教授
	臨時委員	河野　通方	独立行政法人大学評価・学位授与機構 教授
	臨時委員	佐藤　徹	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
	臨時委員	庄司　るり	東京海洋大学大学院海洋工学系 教授
	臨時委員	藤川　裕紀子	公認会計士
	臨時委員	松尾　亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授
港湾空港技術研究所分科会	◎　委　員	磯部　雅彦	高知工科大学 副学長
	○　委　員	上村　多恵子	(一社)京都経済同友会 理事
	委　員	菊池　きよみ	弁護士
	臨時委員	小林　潔司	京都大学経営管理大学院 経営研究センター長・教授
	臨時委員	行正　晴實	公認会計士
	臨時委員	依田　照彦	早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
教育機関分科会	◎　委　員	宮下　國生	関西外国語大学外国語学部 教授
	○　委　員	酒井　正子	帝京大学経済学部 教授
	臨時委員	大島　慎子	筑波学院大学 学長
	臨時委員	上窪　良和	第一中央内航(株) 常勤顧問
	臨時委員	桑島　進	東京海洋大学 名誉教授
	臨時委員	小島　茂	(一社)日本船長協会 会長
	臨時委員	関　利恵子	信州大学経済学部 准教授
	臨時委員	高田　正彦	元エアーニッポン(株) 常勤監査役
	臨時委員	羽原　敬二	関西大学政策創造学部 教授
	臨時委員	水島　健二	日本郵船(株) 代表取締役・専務経営委員
	臨時委員	李　家賢一	東京大学大学院工学系研究科 教授
自動車検査分科会	◎　委　員	大聖　泰弘	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 教授
	委　員	友永　道子	公認会計士
	委　員	福井　康子	都市経済研究所 取締役
	臨時委員	伊東　敏夫	芝浦工業大学システム理工学部 教授
	臨時委員	川端　由美	自動車ジャーナリスト
	臨時委員	園高　明	弁護士
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	◎　委　員	前川　宏一	東京大学大学院工学系研究科 教授
	委　員	角　洋一	横浜国立大学 名誉教授・放送大学 客員教授
	委　員	宮下　國生	関西外国語大学外国語学部 教授
	委　員	笠　京子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 専任教授
	臨時委員	岡田　勝也	国士舘大学理工学部 教授
	臨時委員	関　利恵子	信州大学経済学部 准教授
	臨時委員	北條　正樹	京都大学大学院工学研究科 教授
国際観光振興機構分科会	◎　委　員	西村　幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長
	委　員	笠　京子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 専任教授
	臨時委員	熊谷　則一	弁護士
	臨時委員	波木　恵美	鬼怒川グランドホテル夢の季 代表取締役社長
	臨時委員	長谷川　恵一	早稲田大学商学学術院 教授
水資源機構分科会	◎　委　員	濱田　政則	早稲田大学 名誉教授
	委　員	中村　里佳	公認会計士
	臨時委員	石川　幹子	中央大学理工学部 教授
	臨時委員	寶　馨	京都大学防災研究所 教授
	臨時委員	前田　泰生	電源開発(株) 取締役会長
自動車事故対策機構分科会	◎　委　員	堀田　一吉	慶應義塾大学商学部 教授
	○　委　員	友永　道子	公認会計士
	委　員	福井　康子	都市経済研究所 取締役
	臨時委員	有賀　徹	昭和大学医学部 教授・昭和大学病院長
	臨時委員	春日　伸予	芝浦工業大学工学部 教授
	臨時委員	園高　明	弁護士
	臨時委員	林　裕子	北海道科学大学保健医療学部看護学科 教授
空港周辺整備機構分科会	◎　委　員	安河内　恵子	九州工業大学情報工学研究院 教授
	○　委　員	石田　東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
	臨時委員	大島　慎子	筑波学院大学 学長
	臨時委員	屋井　鉄雄	東京工業大学大学院総合理工学研究科 教授
	臨時委員	山岸　彩子	公認会計士
都市再生機構分科会	◎　委　員	長沢　美智子	弁護士
	委　員	井出　多加子	成蹊大学経済学部 教授
	○　委　員	野城　智也	東京大学生産技術研究所 教授
	臨時委員	浅見　泰司	東京大学大学院工学系研究科 教授
	臨時委員	里田　克司	公認会計士
	臨時委員	児玉　桂子	日本社会事業大学大学院 特任教授
	臨時委員	中井　検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授
奄美群島振興開発基金分科会	◎　委　員	堀田　一吉	慶應義塾大学商学部 教授
	委　員	菊池　きよみ	弁護士
	臨時委員	重信　千代乃	(株)重信設計 専務取締役
	臨時委員	高田　博行	公認会計士
	臨時委員	永田　邦和	鹿児島大学法文学部 准教授
日本高速道路保有・債務返済機構分科会	◎　委　員	梶川　融	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員
	○　委　員	石田　東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
	委　員	井出　多加子	成蹊大学経済学部 教授
	委　員	上村　多恵子	(一社)京都経済同友会 理事
	委　員	角　紀代恵	立教大学法学部 教授
	臨時委員	太田　和博	専修大学商学部 教授
	臨時委員	野本　修	弁護士
	臨時委員	水尾　衣里	名城大学人間学部 教授

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
	住宅金融支援機構分科会	◎　委員	村本　孜	成城大学社会イノベーション学部 教授
		○　委員	角紀代恵	立教大学法学部 教授
		委員	中村里佳	公認会計士
		臨時委員	浅見泰司	東京大学大学院工学系研究科 教授
		臨時委員	大垣尚司	立命館大学大学院 教授
		臨時委員	大森文彦	弁護士
		臨時委員	土居丈朗	慶應義塾大学経済学部 教授
		臨時委員	深田晶恵	(株)生活設計塾クルー 取締役
環境省	本委員会	◎　委員	西間三馨	福岡女学院看護大学学長
		○　委員	小池勲夫	国立大学法人東京大学名誉教授
		委員	泉　淳一	公認会計士
		委員	大久保規子	国立大学法人大阪大学大学院法学研究科教授
		委員	沖　陽子	国立大学法人岡山大学副学長・大学院環境生命科学研究科教授
		委員	中村紀子	(株)ポピンズ代表取締役CEO
		委員	花木啓祐	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
		臨時委員	萩原なつ子	立教大学社会学部教授
		臨時委員	有田芳子	主婦連合会副会長
	国立環境研究所部会	◎　委員	小池勲夫	国立大学法人東京大学名誉教授
		○　委員	花木啓祐	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
		委員	泉　淳一	公認会計士
		委員	大久保規子	国立大学法人大阪大学大学院法学研究科教授
		委員	沖　陽子	国立大学法人岡山大学副学長・大学院環境生命科学研究科教授
		委員	西間三馨	福岡女学院看護大学学長
		臨時委員	萩原なつ子	立教大学社会学部教授
	環境再生保全機構部会	◎　委員	西間三馨	福岡女学院看護大学学長
		○　委員	花木啓祐	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
		委員	泉　淳一	公認会計士
		委員	大久保規子	国立大学法人大阪大学大学院法学研究科教授
		委員	中村紀子	(株)ポピンズ代表取締役CEO
		臨時委員	有田芳子	主婦連合会副会長
		臨時委員	萩原なつ子	立教大学社会学部教授
旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会★		◎　委員	遠藤　怜	元株式会社ジャムコ　顧問
		○　委員	山本章夫	名古屋大学大学院工学研究科　マテリアル理工学専攻　教授
		委員	小笠原直	監査法人アヴァンティア　法人代表　代表社員
		委員	東嶋和子	科学ジャーナリスト
		臨時委員	吉井博明	元東京経済大学コミュニケーション学部　教授
防衛省独立行政法人評価委員会		◎　委員	中村義人	公認会計士
		○　委員	新井　誠	中央大学法学部教授 筑波大学大学院ビジネス科学研究科名誉教授
		委員	内藤　恵	慶應義塾大学法学部教授
		委員	山田澤明	株式会社野村総合研究所常勤監査役
		委員	山谷清志	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
日本司法支援センター評価委員会		◎　委員	伊藤　眞	早稲田大学大学院教授
		○　委員	市川茂樹	弁護士
		委員	井野勢津子	アマゾンジャパン株式会社ファイナンスディレクター
		委員	遠藤忠宏	公認会計士
		委員	小林純子	弁理士
		委員	坂本かよみ	消費生活専門相談員
		委員	嶋津昭	財団法人地域総合整備財団顧問
		委員	髙部道彦	弁護士
		委員	知久公子	司法書士
		委員	村瀬均	東京高等裁判所判事
国立大学法人評価委員会	総会	◎　委員	北山禎介	株式会社三井住友銀行取締役会長
		○　委員	稲永忍	ものつくり大学長、株式会社トーエル特別顧問
		委員	市川太一	広島修道大学長
		委員	大滝義博	株式会社バイオフロンティアパートナーズ代表取締役
		委員	奥野武俊	公立大学法人大阪府立大学理事長、大阪府立大学長
		委員	河田悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
		委員	北野宏明	株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長・所長
		委員	桐野高明	独立行政法人国立病院機構理事長
		委員	熊平美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
		委員	佐野慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士
		委員	田籠喜三	株式会社TAGS代表取締役社長
		委員	橘・フクシマ・咲江	G&S Global Advisors Inc.代表取締役社長
		委員	津坂美樹	ボストンコンサルティンググループシニアパートナー＆マネージングディレクター
		委員	早川信夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説委員
		委員	臼比谷潤子	国際基督教大学長
		委員	深見希代子	東京薬科大学生命科学部長
		委員	藤沢久美	シンクタンク・ソフィアバンク代表
		委員	前原金一	公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
		委員	水野弘道	内閣官房健康・医療戦略参与
		委員	宮内忍	宮内公認会計士事務所長
		臨時委員	伊丹敬之	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長
		臨時委員	小林良彰	慶應義塾大学法学部教授
		臨時委員	田中隆治	星薬科大学長
		臨時委員	巻之内茂	巻之内・上石法律事務所弁護士
		臨時委員	松川禮子	岐阜県教育委員会教育長
		臨時委員	森山幹弘	南山大学外国語学部教授、図書館長
		臨時委員	山田礼子	同志社大学教育支援機構副機構長、学習支援・教育開発センター所長

委員会名		委員・臨時委員等	氏　名	現　職
	国立大学法人分科会	◎　委　員	奥野　武俊	公立大学法人大阪府立大学理事長、大阪府立大学長
		○　委　員	宮内　忍	宮内公認会計士事務所長
		委　員	市川　太一	広島修道大学長
		委　員	河田　悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
		委　員	桐野　高明	独立行政法人国立病院機構理事長
		委　員	熊平　美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
		委　員	田籠　喜三	株式会社TAGS代表取締役社長
		委　員	津坂　美樹	ボストンコンサルティンググループシニアパートナー＆マネージングディレクター
		委　員	早川　信夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説委員
		委　員	日比谷　潤子	国際基督教大学長
		委　員	深見　希代子	東京薬科大学生命科学部長
		委　員	前原　金一	公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
		臨時委員	巻之内　茂	巻之内・上石法律事務所弁護士
		臨時委員	松川　禮子	岐阜県教育委員会教育長
		臨時委員	森山　幹弘	南山大学外国語学部教授・図書館長
		臨時委員	山田　礼子	同志社大学教育支援機構副機構長、学習支援・教育開発センター所長
	国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会	◎　委　員	宮内　忍	宮内公認会計士事務所長
		○　委　員	市川　太一	広島修道大学長
		委　員	熊平　美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
		委　員	田籠　喜三	株式会社TAGS代表取締役社長
		臨時委員	巻之内　茂	巻之内・上石法律事務所弁護士
	大学共同利用機関法人分科会	◎　委　員	稲永　忍	ものつくり大学長、株式会社トーエル特別顧問
		委　員	佐野　慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士
		委　員	橘・フクシマ・咲江	G&S Global Advisors Inc.代表取締役社長
		○　臨時委員	田中　隆治	星薬科大学長
		臨時委員	小林　良彰	慶應義塾大学法学部教授
		専門委員	岡村　定矩	法政大学理工学部創生科学科教授
		専門委員	河添　房江	東京学芸大学教育学部教授
		専門委員	皆玉　了祐	大阪大学大学院工学研究科教授
		専門委員	須田　年生	慶應義塾大学医学部教授
		専門委員	善甫　康成	法政大学情報科学部教授
		専門委員	中村　雅美	科学・技術ジャーナリスト（前日本経済新聞編集委員）
		専門委員	西村　いくこ	京都大学大学院理学研究科教授
		専門委員	松井　恒雄	中部大学全学共通教育部教授・副部長、教職支援センター長
		専門委員	横山　広美	東京大学大学院理学系研究科准教授
	大学共同利用機関法人分科会業務及び財務等審議専門部会	○　委　員	佐野　慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士
		◎　臨時委員	田中　隆治	星薬科大学長
		専門委員	中村　雅美	科学・技術ジャーナリスト（前日本経済新聞編集委員）
	官民イノベーションプログラム部会	◎　委　員	北山　禎介	株式会社三井住友銀行取締役会長
		○　委　員	宮内　忍	宮内公認会計士事務所長
		委　員	藤沢　久美	シンクタンク・ソフィアバンク代表
		委　員	水野　弘道	内閣官房健康・医療戦略参与
		臨時委員	伊丹　敬之	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・研究科長
		専門委員	江戸川　泰路	新日本有限責任監査法人戦略マーケッツ事業部パートナー、公認会計士
		専門委員	國井　秀子	芝浦工業大学学長補佐、大学院工学マネジメント研究科教授、男女共同参画推進室長
		専門委員	棚橋　元	森・濱田松本法律事務所弁護士
		専門委員	柘植　綾夫	公益社団法人科学技術国際交流センター会長、社団法人日本工学会前会長
		専門委員	富山　和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
		専門委員	野口　博	静岡理工科大学長
		専門委員	松田　修一	早稲田大学名誉教授

資料 23　中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

平成 15 年 8 月 1 日
閣　議　決　定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1．審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 32 条第3項に規定する政令で定める審議会（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。）は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針（以下「勧告方針」という。）を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」（以下「基準」という。）1（独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点）に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準1に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2．概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1．の勧告方針に即して審議会が勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

3．概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2．において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第 59 条により読み替えられる国家公務員法第 78 条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4．中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1．から3．までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第 35 条第3項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙　中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点
- ① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等
  - ⅰ）政策目的の達成状況
  - ⅱ）社会経済情勢の変化の状況
  - ⅲ）国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
  - ⅳ）利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況
- ② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点
- ⅰ）現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
- ⅱ）現行の実施主体の財務状況
- ⅲ）関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
- ⅳ）現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点
- ⅰ）効率化、質の向上等の達成状況
- ⅱ）効率化、質の向上等に係る指標の動向
- ⅲ）勘定区分の機能状況
- ⅳ）受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- 事務及び事業の廃止
- 民間又は地方公共団体への移管
- 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- 事務及び事業の運営の合理化・適正化

・ 市場テスト（事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとすること。）その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

(1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。

法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

資料 24 独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日
閣　　議　　決　　定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

(1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。

(2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。

(3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

(4) 今後、下記2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。

② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。

③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の 地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。

④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。

⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した 効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。

① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。

② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制 の在り方は適切か。

③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。

④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。

⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。

⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。

⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。

⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争

が確保されているか。

⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。

⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。

⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3．関連事項

(1)「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

(2)「国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定）」については、純減目標数から平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

(3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成15年8月1日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

資料25 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針

平成 19 年7月 11 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人制度においては、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手となる独立行政法人について、その自主性を確保し、効率的かつ効果的な業務運営の実現を図るとともに、業務実績に関する厳格な事後評価と組織・業務全般に関する定期的な見直しを行う仕組みが確立されている。しかしながら、昨今、一部の独立行政法人の業務に関連する不祥事案が相次いで明るみになっており、遺憾ながら、個別の独立行政法人に対する国民の信頼が失われるだけでなく、制度全体が不信の目で見られ、その根幹が揺らぎかねない事態になりつつある。

こうした状況を踏まえると、中期目標期間終了時における組織・業務全般に関する見直しを行うに当たっては、制度に対する国民の信頼回復につながるような厳しい取組が不可欠であり、当委員会としても、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととする。特に、信頼が著しく損なわれた法人や、過去においては必要であったとしても現時点では独立行政法人が行う必要性や合理性が薄れたと考えられるような事務・事業を担う法人については、当該事務・事業の廃止や担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を躊躇することなく行うこととする。

また、業務実績評価に関し、各府省の独立行政法人評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘が国会での議論やマスコミ報道等でなされていることも事実である。各府省の独立行政法人評価委員会においては、この現状を虚心坦懐に受け止め、従来の評価の客観性・厳格性について検証した上で、評価の質の更なる向上のため研さんを積むことが求められている。当委員会としては、このような認識に立ち、各府省の独立行政法人評価委員会による研さんの努力に協力する観点から、評価のあるべき方向について、引き続き国民の目線で厳しい指摘を行うべく、検討を行うこととする。

以上のような中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価の具体的な取組について、当委員会としては、下記の方針に基づきこれを行うこととする。

記

1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針

中期目標期間終了時の見直しの対象となる法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性においては、上記の問題意識及び基本的な方針に沿った厳しい指摘を行うこととし、行政減量・効率化有識者会議との一層緊密な連携を図りつつ、「独立行政法人見直しの3原則」を含む別添1「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年6月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。）や関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針を踏まえるとともに、規制改革会議や官民競争入札等監理委員会など独立行政法人の業務の見直しに関連する諸機関における議論の動向を踏まえて検討を行うこととする。

また、検討の具体的な視点については、特殊法人等から移行して設立された法人の見直しを初めて行うに当たって独立行政法人の組織・業務全般の見直しの視点を網羅的に取りまとめた別添2「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」（平成 18 年7月 18 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「18 年度見直し方針」という。）を基本としつつ、必要な読み替えを行った上で適用することとする。

2 業務実績評価に関する当面の取組方針 略

※別添1・2 略

資料26　平成19年度業務実績評価の取組について

平成 20 年7月 14 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

1　考え方等

○　年度業務実績評価の取組については、17 年度業務実績評価までは毎年度方針等を策定・公表してきたところであるが、18 年度業務実績評価からは中長期的にも対応できるよう、昨年7月に「業務実績評価に関する当面の取組方針」（以下「当面の取組方針」という。）を委員会決定したところである。平成19年度業務実績評価についても基本的には当面の取組方針に基づき評価を行う。

○　昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」（以下「整理合理化計画」という。）が閣議決定されるなど政府における新たな取組がはじまっていることから評価に際してはこうした取組にも的確に対応する必要がある。

○　当面の取組方針では、評価に際し政府の種々の改革方針を踏まえることとしており、方針自体の改訂の必要はないと考えられる。しかしながら、以下のとおり 19 年度業務実績評価において特に配意すべき事項がある。

ⅰ　府省評価委員会の評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。法人及び府省評価委員会は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか（注1）。

ⅱ　府省評価委員会が評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証はなされているか。

ⅲ　府省評価委員会及び法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか（注2）。

ⅳ　府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。

ⅴ　府省評価委員会の評価に際し、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針（随意契約の見直し（注3）、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化）を踏まえて、必要な検討が行われているか。

（注）1　「十分に説明責任を果たしているかどうか」の検証には、「府省評価委員会の評価結果が、事務・事業の重要度や社会的な関心の度合いを踏まえて適切な説明をしているか。」、「必要な情報・データを集め、根拠を示した上で評価をしているか。」といったチェックを含み、その際、府省評価委員会の評価プロセスの把握にも努める。

2　整理合理化計画における評価委員会関係の記載は別紙1参照。

3　随意契約の評価については、別紙2参照。

2　当面の作業において着目する事項

○　年度業務実績評価において着目すべき事項については、8月末に提出される評価結果等の分析等を行うことにより具体的な検討を行うことになるが、当面の作業においては以下の事項に着目する。

ⅰ　欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務

ⅱ　既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項

ⅲ　府省評価委員会の既往の評定・評価結果

ⅳ　独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営

ⅴ　類似の業務を行っている法人等がある業務

ⅵ　整理合理化計画等で決定された取組（随意契約の見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化）

※　別紙1・2（略）

資料27　入札・契約の適正化に係る評価における関心事項

平成 20 年９月５日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
随意契約等評価臨時検討チーム

入札・契約の適正化に係る政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の評価における関心事項は以下のとおりである。

同関心事項のうち、「Ⅱ　個々の契約に係る評価」については、各府省評価委員会において追加的評価を行う場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第3項に基づく各府省評価委員会から当委員会に対する通知については、別途、追加・補足の通知を可とする。

また、「Ⅰ　契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価」については、通常の年度評価の枠組みの中で評価することが適当と考えるが、各府省評価委員会において、「Ⅱ」に係る評価に伴い追加的評価（体制の機能性の追加的評価等）が必要となる場合、更には、本関心事項に基づき入札・契約に係る事項全体について改めて評価を行う場合においても、上記と同様、別途の通知を可とする。

当委員会では、これらの評価結果（通知）を踏まえ評価することとする。

Ⅰ　契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価

1　契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、整備内容の適切性について評価を行っているか。

2　契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについて評価を行っているか。

内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性について評価を行っているか。また、整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて評価を行っているか。

監事による監査は、これらの体制の整備状況を踏まえた上で行っているかについて評価を行っているか。

3　「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握した上で、これらの実施状況等について評価を行っているか。

また、計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析しているか。

Ⅱ　個々の契約に係る評価

○　監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）や入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との間で随意契約を締結しているもの、落札率が高いもの、応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか。

資料 28　独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点

平成 21 年3月 30 日
改正　平成 22 年5月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）は、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）が行う独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価の結果について、当面、以下の視点から二次評価を実施し、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第5項（第 34 条第3項で準用される場合を含む。）に基づく意見を述べることとする。

第１　基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後の運用実績を踏まえると、少なくとも次の3点については、評価において共通に求められる基本的な視点ということができる。

1　法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。

2　評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。

3　法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述3つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別的な視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

第２　各法人に共通する個別的な視点

１　政府方針等

○　法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針（以下「政府方針」という。）において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。

○　当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。

○　当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。

○　法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。

２　財務状況

（１）　当期総利益（又は当期総損失）

○　当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。

（２）　利益剰余金（又は繰越欠損金）

○　利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。

○　繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。

（３）　運営費交付金債務

○　当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。

○　運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。

３　保有資産の管理・運用等

（１）保有資産全般の見直し

ア　実物資産

○　実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。

見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

○　政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

イ　金融資産

○　金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか。

○　資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

ウ　知的財産等

○　特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。

○　検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

（２）資産の運用・管理

ア　実物資産

○　活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性についての評価が行われているか。

○　実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組についての評価が行われているか。

イ　金融資産

a)資金の運用

○　資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。（ⅱについては事前に明らかにされているか。）

ⅰ　資金運用の実績

ⅱ　資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」と

いう。）
○　資金の運用体制の整備状況についての評価が行われているか。
○　資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。
b) 債権の管理等
○　貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
○　回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、ⅰ）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ⅱ）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
○　回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。
ウ　知的財産等
○　特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。
○　実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。

４　人件費管理

（１）　給与水準

○　国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。
・　給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
・　法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
○　国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

（２）　総人件費

○　取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

（３）　その他

○　法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

５　契約

（１）　契約に係る規程類、体制

○　契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。
○　契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

（２）　随意契約見直し計画

○　「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。

（３）　個々の契約

○　個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

６　内部統制

○　内部統制（業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性）に係る取組についての評価が行われているか。
（注）内部統制に係る取組については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年３月に取りまとめた報告書を参考とする。

７　関連法人

○　法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。
当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。
○　関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。
（注）　関連法人：特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（「独立行政法人会計基準」（平成 12 年２月 16 日独立行政法人会計基準研究会）第 103 連結の範囲、第 114 関連会社等に対する持分法の適用、第 125 関連公益法人等の範囲参照）

８　中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価

○　中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。

９　業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価

○　法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。

【 本視点の適用時期等】

○　本視点は、平成 20 年度の業務の実績に係る評価から適用する。
○　本視点の委員会決定に伴い、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（平成 19 年７月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）の記の２（業務実績評価に関する当面の取組方針）は廃止する。

【改正後の本視点の適用時期】

○　平成 22 年５月 31 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定による改正後の本視点は、平成 21 年度の業務の実績に係る評価から適用する。

資料 29-1　平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 22 年５月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 21 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年3月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第１　基本的な視点」関係

１－１－１　次の点について特に留意する。
●　新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係（又は政策の中での位置付け）についての分析
●　効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証
●　評価の基準の客観性・明確性
●　分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ

１－１－２　次のアプローチを注視する。
●　評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

「第２　各法人に共通する個別的な視点」関係
「１　政府方針等」について
２－１－１　次の点について特に留意する。
●　当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 20 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
●　平成 20 年度業務実績評価における指摘事項への対応（他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。）
２－１－２　次のアプローチに特に留意する。
●　これまでに実施された事業仕分けの評価結果を踏まえた業務の見直し等に踏み込むアプローチ
●　「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議）で示された横断的見直しの方針に沿った資産・事業・組織に関する見直し等に踏み込むアプローチ
「２　財務状況」について
２－２　法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないかとの観点から、その規模の適切性についての評価に特に留意する。
「３　保有資産の管理・運用等」について
２－３－１　保有する資産全般の見直し状況について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 25 日閣議決定）等を踏まえ、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。その際、積立金の規模にも注目する。また、財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証した上で、保有資産の要否及び種類を決定しているか考慮する。
（実物資産）
●　建物、構築物、土地等について、
ⅰ）法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、
ⅱ）事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性
ⅲ）現在の場所に立地する業務上の必要性等
ⅳ）資産の利用度等
ⅴ）経済合理性
といった観点に沿った保有の必要性についての検証（民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて検証）
●　上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、
ⅰ）本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、
ⅱ）効果的な処分
といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組
（金融資産）
●　個別法に基づく事業において運用する資産（以下「事業用資産」という。）について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組
●　事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮し上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組
●　融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討
（知的財産等）
●　実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組
２－３－２　資産の運用・管理について、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。
（実物資産）
●　建物、構築物、土地等について、
ⅰ）活用状況等の把握
ⅱ）活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証
ⅲ）維持管理経費、施設利用収入等の把握
ⅳ）アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組
※　民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて評価
（金融資産）
●　個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立
●　融資等業務による債権で貸借対照表計上額が 100 億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組
（知的財産等）
●　特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組
ⅰ）出願に関する方針の策定
ⅱ）出願の是非を審査する体制の整備
ⅲ）知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動
ⅳ）知的財産の活用目標の設定
ⅴ）知的財産の活用・管理のための組織体制の整備　等
「４　人件費管理」について
２－４　諸手当及び法定外福利費について、平成 20 年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応についての評価に特に留意する。その際、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成 22 年 5 月 6 日総務省行政管理局長通知）の内容にも留意する。
「５　契約」について
２－５　契約について、平成 20 年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応のほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況についての評価に特に留意する。
「６　内部統制」について
２－６－１　法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する。
●　法人の長がマネジメントを発揮できる環境は整備されているか。
●　法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。
●　法人のミッション達成を阻害する課題（リスク）のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。
●　法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。
２－６－２　法人の長のマネジメントに係る以下の推奨的な取組についての評価について、注視する。
●　マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか（評価指標の設定を含む）。
●　アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクシ

ョンプランや予算等に反映させているか。
２－６－３　監事の以下の活動についての評価に特に留意する。
●　監事監査において、前述（２－６－１）の法人の長のマネジメントについて留意したか。
●　監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。

「７　関連法人」について

２－７－１　次の点に特に留意する。
●　委託先における財務内容を踏まえた上で、業務委託の必要性、契約金額の妥当性等についての評価
●　出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価

「８　中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について

２－８－１　次の点に特に留意する。
●　中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価

２－８－２　次のアプローチを注視する。
●　業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ

「９　業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

２－９　次のアプローチを注視する。
●　法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ
●　法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ

資料 29-2　平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 23 年４月 26 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 22 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこととする。具体的な取組に当たっては、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的・効率的に行うものとし、特に留意すべき事項等については、以下によるものとする。

１　保有資産の管理・運用等

平成21年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての適切性についての評価に、特に留意する。
●　二次評価意見の中で明らかにした利用率が低調な施設等について、勧告の方向性（平成 22 年 11 月 26 日関係府省あて通知）又は「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組
●　実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況が必ずしも明らかでない法人について、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合の取組状況や進捗状況等を踏まえた法人における特許権等に関する見直し

２　内部統制

２－１　平成21年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての評価に、特に留意する。また、その評価に当たっては、各法人は、二次評価意見への対応・取組を業務実績報告書等で明らかにし、府省評価委員会はこれを基に評価を行い、府省評価委員会としての見解を明らかにしているかに留意する。
●　法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。
●　法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出しを行い、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。

２－２　内部統制の充実・強化に向けた、府省評価委員会及び法人における積極的な取組について注視する。

３　その他

以上のほか、次の取組についての評価に、特に留意する。
●　当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 22 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
●　上記「保有資産の管理・運用等」及び「内部統制」以外の平成 21 年度業務実績評価における指摘事項への対応状況

資料 29-3　平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 24 年５月 21 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成23年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。））に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第１　基本的な視点」関係

１－１　次の点について特に留意する。
●　法人のミッションに沿った適切な評価指標に基づく業績の評価
●　過去の実績等をも踏まえた的確な業績水準の判断
●　法人のミッション遂行に向けた取組の効率性、生産性等及びサービスの質の向上を促すアプローチ
●　分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ
●　被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組と法人のミッションとの関係、法人の業績低下等と震災との関係を精査した厳格な評価

「第２　各法人に共通する個別的な視点」関係

「１　政府方針等」について

２－１　次の点について特に留意する。
●　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成 23 年度において取り組むこととされている事項

についての法人の取組状況
● 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 23 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
● 平成 22 年度業務実績評価における指摘事項への対応（他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。）
● 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえた見直しを促すアプローチ

「３　保有資産の管理・運用等」について

２－３－１　基本方針に基づき不断の見直しが求められている保有資産について、法人による以下の取組に特に留意する。

（実物資産）
● 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）で示された方針等を踏まえた見直しを促すアプローチ
● 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、ⅰ）利用実態の把握状況、Ⅱ）利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

（金融資産）
● いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況
ⅰ）運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの
ⅱ）当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの

２－３―２　年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用について、法人における運用委託先の選定・管理・監督に関し、次の点に特に留意する。
● 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況
● 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況
● 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況

「６　内部統制」について

２－６　内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、監事の監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意する。
また、内部統制の充実・強化に関する法人・監事・評価委員会の積極的な取組を注視する。
（注）法人の長の取組に関する評価については、これまでに当委員会が示した二次意見における留意点等を踏まえるものとする。

「９　業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価　」について

２－９　自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組を注視する。

資料 29-4　平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 25 年５月 20 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 24 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年3月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。））に沿って行うこととするが、今般、これまでの取組等を踏まえ、二次評価に係る作業を一層効果的、効率的に行うものとし、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

1．二次評価において重点的にチェックする事項（重点事項）

(1) 対象

従来は、法人の管理運営に関する事項（保有資産、内部統制等）について重点化を図りつつ、法人の各業務については網羅的にチェックしてきたところであるが、平成 24 年度業務実績の二次評価においては、次の業務等に係る一次評価結果について重点的にチェックすることとし（①及び②の選定については別紙1、①の業務を行う法人については別紙2参照）、(2)に掲げる観点に特に留意して行う。

① 業務類型関係
○ 人材育成業務
個別法に基づき、所掌する業務として行う教育、訓練、研修等（法人の職員に対して行うものを除く。）
○ 検査・試験・評価等業務
個別法に基づき、所掌する業務として行う専門的な検査、試験、評価等

② 管理運営等関係
○ 内部統制
法人にとって優先的に対応すべき重要な課題（リスク）の把握及び対応状況
○ 保有資産
法人の保有する宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設に係る見直し状況

③ 当委員会の指摘関係
(2)に記載する勧告の方向性及び二次評価における指摘事項

(2) 具体的な観点

重点事項に係る二次評価を行うに当たっては、
・ 人材育成業務及び検査・試験・評価等業務については①、②、③及び④
・ 内部統制については①
・ 保有資産については①及び④
・ 当委員会の指摘については①に掲げる観点に特に留意する。

① 重点事項別の観点
○ 人材育成業務
・ 関連業界、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組について、関連業界への就職状況、類似機関の動向、定員充足率等を踏まえた具体的な取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 関連業界への就職率、資格取得割合、修了後の活動状況等、業務の成果・効果を客観的かつ具体的に表す指標やそれに対応した実績を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 業務の効率化について、教材作成作業等の効率化、研修施設の有効活用、施設管理業務の民間委託等の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 受益者負担の妥当性・合理性について、負担額やコストとの関連性等を明らかにした上で評価を行っているか。
○ 検査・試験・評価等業務
・ 標準処理期間の設定、処理日数の縮減、手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組状況

を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 受益者負担の妥当性・合理性について、負担額やコストとの関連性等を明らかにした上で評価を行っているか。

○ 内部統制
・ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)(注)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価を行っているか。
(注)課題(リスク)としては、例えば、経済市況の変動による運用成績の悪化、人材の流出等による事業実施の困難化、利用者や取引先の不正による損害、自然災害による人的・物的被害の発生等が考えられる。

○ 保有資産
・「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされていついて、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。

○ 当委員会の指摘
・「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)及び「平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25年1月21日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価を行っているか。

② 実績の把握・分析状況に係る観点
・「取組(改善、検討等)を行った」との記載にとどまらず、具体的な内容、効果等を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 設定された指標の達成状況について、法人の取組や外部要因との関係性を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 前年度から大きく変動した業務実績について、その要因を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 複数の区分、項目、コース等に分かれる業務等について、個別の実績を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 複数の施設、事務所等において行われる業務等について、個別の実績を明らかにした上で評価を行っているか。

③ 評価の妥当性・明確性に係る観点
・ 法人の業務等の取組状況にとどまらず、取組による成果・効果を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 単年度の業務実績にとどまらず、中期目標期間中に目標を達成することを念頭に置いた評価を行っているか。
・ 過去の評価結果との整合性を確保した評価を行っているか。
・ 目標を達成していない業務等について、改善方策を示すことなどにより、業務運営の改善を促す評価を行っているか。

④ 過去の指摘等の反映状況に係る観点
・ 当委員会の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上で評価を行っているか。

2. 点検事項
1の重点事項以外の一次評価結果を点検事項とし、次の観点に特に留意する。
・ 中期目標等に記載されたすべての業務等について、その達成状況を把握するための指標を明らかにした上で評 価を行っているか。
・ 中期目標等に記載されたすべての業務等について、その実施状況を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 目標を達成していない業務等について、その要因等を明らかにした上で評価を行っているか。
・ 評価項目中のすべての業務実績について、評価結果との関係性を明らかにした上で評価を行っているか。

資料29-5 独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について

平成26年5月29日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、現行の独立行政法人制度の見直しの方針が示され、独立行政法人評価の関係では、中期目標期間終了時の見直し、年度評価、役員の退職金の業績勘案率等に係る業務の見直しについて盛り込まれたところである。

また、当該閣議決定に基づき独立行政法人通則法改正法案(以下「通則法改正法案」という)が第186回国会(常会)に提出されたところである。

通則法改正法案成立後は、平成27年4月から新たな独立行政法人制度がスタートし、政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」という。)が廃止され、新たに独立行政法人評価制度委員会(以下「委員会」という。)が設置されることとなるため、26年度においては、新制度へ円滑に移行するための準備作業が必要となる。

さらに、それに伴い政独委においても、現行の独立行政法人通則法(以下「現行通則法」という。)等に基づく既存の業務に加え、制度改正に係る新たな準備作業を担うこととなる。

以上を踏まえ、通則法改正法案が成立することを前提として、平成26年度においては、これまで以上に効率的な業務運営に努める必要があることから、以下のとおり取り組むものとする。

1 中期目標期間終了時の見直しについて
(1) 中期目標期間終了時の見直し対象法人の考え方
① 平成26年度中に中期目標期間が終了する法人
平成26年度中に中期目標期間が終了する法人は、原則として、現行通則法第35条の規定に基づき、全て中期目標期間終了時の見直しの対象となる。しかし、通則法改正法案が成立した場合には、②に述べるとおり、通則法改正法案の規定により、行政執行法人に移行する法人については対象外となる。

② 行政執行法人に移行する法人
行政執行法人に移行する法人については、通則法改正法案の附則第9条の規定により、現行の中期目標期間は平成27年3月末で一斉に終了し、同年4月から新たな単年度管理型の法人となる。
また、通則法改正法案の附則第12条の規定により、行政執行法人に移行する法人は現行通則法第35条の適用除外とされていることから、平成26年度に中期目標期間が終了する国立公文書館を含め、これらの法

人については見直しの対象としない。

③ 中期目標管理法人に移行する法人
中期目標管理法人に移行する法人（①に該当する法人を除く。）については、通則法改正法案の附則第8条の規定により、平成 27 年4月以降も現行の中期目標が新制度における中期目標とみなされることから、中期目標管理法人への移行にもかかわらず見直しは実施しない。
なお、これらの法人については、現行の中期目標期間の最終年度に見直しを実施することとなる。

④ 研究開発法人に移行する法人
研究開発法人に移行する法人（①に該当する法人を除く。）については、通則法改正法案の附則第8条の規定により、平成 27 年4月以降も現行の中期目標が新制度における中長期目標とみなされることから、研究開発法人への移行にもかかわらず見直しは実施しない。
なお、これらの法人については、現行の中長期目標期間の最終年度に見直しを実施することとなる。

以上の考え方を踏まえ、平成 26 年度に中期目標期間終了時の見直しにおいて政独委の審議の対象とする法人は別紙のとおりである。なお、今後、法人の統合スケジュール等によっては対象法人の追加もあり得る。

(2) 中期目標期間終了時の見直しについての審議手順
中期目標期間終了時の主要な事務・事業の見直しについての審議手順については例年と同様とする。

2 年度評価について
(1) 年度評価の実施についての考え方
新制度下における年度評価は主務大臣の責任において実施することとなり、委員会は二次評価を行わないことから、年度評価における二次評価は、平成 26 年度に政独委が行うものが実質最後となる。
これまで年度評価の視点については、年度評価の具体的取組として取りまとめてきたが、平成 26 年度においては本取組に盛り込むこととする。その内容は次のとおりである。

【年度評価の視点】
ⅰ 以下について明らかにした上で評価を行っているか。
・ 業務等への取組状況と実績
・ 中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況
・ 目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等
・ 業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）
ⅱ 過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上で評価を行っているか。
ⅲ 電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
ⅳ 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組について適切に評価を行っているか。
特に、最近の独立行政法人をめぐる動き等を踏まえ、ガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等に係る評価について留意することとする。
ⅴ 保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか。

(2) 年度評価作業の実施手順等
通則法改正法案において、総務大臣は評価に関する指針を作成することとされている。その中に評価の視点として、これまでの年度評価における共通的な指摘事項を精査した上で反映させる予定であると理解している。
その上で、政独委は例年どおり二次評価作業を実施する。当該作業の結果、指摘すべき事項が認められた場合、上記の評価の視点に含まれているか否かをチェックし、当該評価の視点に含まれておらず、個別に指摘する特段の理由が認められるものについて意見を付すこととする。

3 業績勘案率について
基本方針において、新制度下における役員の退職手当への業績の反映については、政独委及び各府省評価委員会が廃止されることから、主務大臣の責任の下で、業績を的確に反映できるような弾力的な仕組みとすることとされている。
このため、平成 26 年度中に政独委としての業績勘案率に係る審議を確実に終了する必要があることを念頭に置いて、円滑かつ迅速に審議を行う。

4 政独委における目標・評価の指針案の調査審議について
(1) 目標・評価の指針案の調査審議の実施に係る考え方
通則法改正法案において、総務大臣は中期目標、中長期目標及び年度目標の策定並びに評価に関する指針（以下「目標・評価の指針」という。）を定めようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くこととされ、委員会は必要な意見を述べることとされている。また、通則法改正法案の附則第2条に基づき、平成 26 年度は、委員会の当該業務を政独委が行うこととされている。
したがって、平成 26 年度においては、政独委が総務大臣からの求めに応じ必要な意見を述べることとなる。

(2) 目標・評価の指針案の調査審議に係る作業手順
通則法改正法案が成立した後、総務大臣から目標・評価の指針案が政独委に付議された際には、政独委は必要に応じ目標・評価の指針案について審議し、必要な意見を述べるとともに、当該意見を公表する。
なお、政独委においては、総務大臣から意見を求められた際に迅速な審議が行えるよう、所要の検討を行う。

5 政独委における新中期目標案の点検について
(1) 新中期目標案の点検の実施に係る考え方
通則法改正法案において、主務大臣は中期目標管理法人の中期目標、研究開発法人の中長期目標を定めようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くこととされている。また、通則法改正法案の附則第2条に基づき、平成 26 年度は、委員会の当該業務を政独委が行うこととされている。
したがって、平成 26 年度においては、政独委が主務大臣の作成した新中期（中長期）目標案に対し必要な意見を述べることとなる。
なお、政独委が新中期（中長期）目標案の点検の対象とする法人については、今後精査した上で確定する。

(2) 新中期目標案の点検に係る作業手順
主務大臣から政独委に新中期（中長期）目標案が提出された際には、政独委は、新中期（中長期）目標案が総務大臣の定めた目標の指針に沿ったものとなっているか、さらに目標の具体性や明確性、目標の内容・水準の適切性もチェックした上で、必要な意見を述べるとともに、当該意見を公表する。
なお、上記のチェック作業は、例年の勧告の方向性のフォローアップ作業と合わせて行うものとする。

6 独立行政法人評価分科会の活動の総括について
平成27年4月から新たな独立行政法人制度へ移行することから、これまでの独立行政法人評価分科会の活動実

績、成果等について総括する。

資料30 独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針

平成 22 年 12 月７日
閣 議 決 定

Ⅰ 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

Ⅱ 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

１．研究開発関係

○ 国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。

○ 複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。

○ 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大くくり化を図る。

○ 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。

○ 研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

２．金融関係

○ 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。

○ 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。

○ 債権管理・資金回収を強化する。

○ 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

３．研修・試験関係

○ 独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。

○ 自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。

○ 実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

４．施設管理・運営関係

○ 稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。

○ 民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

５．検査・分析関係

○ 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

６．病院関係

○ 診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。

○ 管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

7．その他

① 情報収集・提供

○ 民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

② 交流・招へい

○ 民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

③ 助成・振興

○ 事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。

○ 中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

Ⅲ 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

1．不要資産の国庫返納

○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。

○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。

○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

2．事務所等の見直し

○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。

○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。

○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。

○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

3．取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

④ 調達の見直し

○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

ア）調達に係る仕様要件の見直しを行う。

イ）調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。

ウ）価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18 年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7 月6 日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4．人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給

与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月１日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。

ア）国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

イ）主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。

ウ）総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。

○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化

○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。

○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

○　組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

５．自己収入の拡大

○　特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。

○　また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。

○　出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

６．事業の審査、評価

○　複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○　また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

資料30別添

各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府　国立公文書館

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用等	借上施設に係る経費縮減	23年度から実施	アジア歴史資料センターの移転により経費を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	組織体制の効率化	23年度から実施	公文書等の管理に関する法律の施行に際し、業務フローや事務処理手順を見直し、民間委託等を進めることにより、一層の効率化を図る。

【その他】

03	国立公文書館の組織の在り方については、公文書等の管理に関する法律に係る附帯決議等で指摘されている立法府・司法府との関係性も考慮しながら検討を進める。

内閣府　北方領土問題対策協会

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し	23年度から実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。
		広報啓発の重点化による効率化	23年度中に実施	既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。
02	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。

内閣府　沖縄科学技術研究基盤整備機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	先行的研究事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率的実施を図る。
02	大学院大学設置準備活動	運営委員会の経費縮減	22年度中に実施	運営委員会は沖縄で開催するとともに、その開催経費を縮減する。
03	施設の整備	施設整備費の縮減	22年度から実施	第３研究棟を含め施設整備計画を見直すとともに、民間資金の活用に努めること等により、施設整備費を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る法人負担分の見直し	23年度から実施	借上職員宿舎の使用料については、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。
05	人件費の見直し	給与水準の適正化	22年度から実施	給与水準を引き下げる現行の５か年計画を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
06	組織体制の整備	法人管理・運営の抜本的な見直し	22年度中に実施	実効的な権限を有する専任の事務局長を選任するとともに、予算執行管理の適正化を担保するための内部組織を設置し、事前・事後の確認を強化する。あわせて、監督官庁（内閣府）に報告・連絡するための仕組みを構築し、適正な管理・運営を担保する。
07		学校法人移行後における適切な管理・運営のための仕組みの検討	22年度から実施	平成23年度中に私立学校法に基づく学校法人への移行を目指しているところ、移行後における関係法令に基づいた適正な管理・運営を担保するための具体的な仕組みとして、例えば以下の事項について、学園に対する経費補助の前提となる事業計画への記載を求め、内閣府においてその取組状況を確認すること等を早急に検討する。 ・適正な管理・運営のために学園が採るべき措置 ・定期的な連絡会議の開催等、内閣府との連携の確保に関する措置

消費者庁　国民生活センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	広報事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、 ・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う ・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行う との基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。 相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。 商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。 そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。
02	情報・分析事業			
03	相談事業			
04	商品テスト事業			
05	研修事業	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。
06	裁判外紛争解決手続（ADR）事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。
07	企画調整事業			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。
10	取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12	組織の見直し	法人の在り方の見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。

総務省	情報通信研究機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	新世代ネットワーク技術の研究開発	事業規模の縮減	23年度から実施	「新世代ネットワーク技術領域」については、「フォトニックネットワーク技術に関する研究開発」に係る委託研究の縮減、「次世代ネットワーク（NGN）」関連委託研究の廃止等を図り、「新世代ネットワーク」研究への重点化を行う。 「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、「電気通信サービスにおける情報信憑性検証技術」の廃止等を行い、自動音声翻訳技術等の研究への重点化を行う。 「安心・安全のための情報通信技術領域」については、情報セキュリティに係る委託研究の一部廃止等により研究の重点化を行う。 以上により、研究の重点化等を図るとともに、重複排除の徹底、研究成果の在り方の見直し等を行い、事業規模を縮減する。 また、外部委託経費について、平成23年度概算要求の算定において対前年度予算比約24%の縮減が図られている新世代ネットワーク技術領域と同様に他の技術領域についても見直しを行い、外部委託経費全体として５分の１を超える予算縮減を図るとともに、委託研究課題の評価・見直しを随時行うなど効率的な研究開発を推進する。
02	ユニバーサル・コミュニケーション技術の研究開発			
03	ICT安心・安全技術の研究開発			
04	高度通信・放送研究開発に対する助成	一部メニューの廃止 国の判断・責任の下で実施	23年度中に実施	当該事業のうち、平成21年11月の事業仕分け結果を受け廃止された「通信・放送新規事業に対する助成」と類似の事業である「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」を廃止する。 国で実施している「戦略的情報通信研究開発推進制度」と事業を統合し、又はそれぞれの位置付けの明確化を図り効率的に実施し、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
05	海外からの研究者の招へい等	類似事業との一体化による効率化	23年度中に実施	本法人において実施している「国際研究協力ジャパントラスト事業」と運用面での一体的な実施を図り、効率化する。
06	情報バリアフリーの促進（字幕番組・解説番組等の制作促進）	助成率の見直しによる予算規模の縮減、事業の在り方の見直し	23年度以降実施	字幕番組については、その普及状況にかんがみ、助成率を縮減し、将来的に放送事業者自身の努力にゆだねるなど事業の在り方について検討し、国の直接実施も含めて事業を見直す。
07	情報バリアフリーの促進（身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進）	交付先事業者の事業計画等の監督強化、事業の在り方の見直し	22年度から実施	交付先事業者における配分予算と執行額に差が生じている状況にかんがみ、交付先事業者の事業計画等の監督を強化し、予算の適切な執行を図る。 また、本法人の専門性がいかされる事業かどうか検証し、国の直接実施も含め事業の在り方を見直す。
08	民間基盤技術研究促進業務	新規採択の廃止	22年度中に実施	新規案件の採択は行わないこととし、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。
		不要資産の国庫納付	23年度中に実施	
		既往案件の監督強化	22年度から実施	委託対象事業の事業化計画等に関する進ちょく状況や売上状況等の把握、把握したデータ等に基づく売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施する。
09	情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流	事業規模の縮減及び事業の在り方の見直し	22年度から実施	「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」の廃止及び既往出資案件の縮小と併せて縮減するとともに、本法人の事業としての廃止を含めて事業の在り方を見直す。
10	情報通信ベンチャーへの出資	新規出資の廃止	23年度中に実施	新規出資は行わないこととし、既出資案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。
		不要資産の国庫納付		
		既出資案件の監督強化	22年度から実施	事業化計画等に関する進ちょく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づく配当の促進により、資金回収の徹底を図る。
11	地域通信・放送開発事業に対する支援	当該事業の実施主体の検討	22年度中に実施	民間出資・出えんによる信用基金の運用益による利子補給事業及び債務保証事業であり、どのような主体が実施するのが適当か検討し、本法人の事業としての廃止について、平成22年度末までに結論を得る。
12	通信・放送新規事業に対する債務保証			
13	情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証			
14	無線設備の機器の試験に係る事業	民間実施	23年度中に実施	総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応札した場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、本法人においては、次年度以降の入札への参加を取りやめる。
15	無線設備の機器の較正に係る事業	民間実施	23年度中に実施	引き続き民間参入を促進し、本法人の事業のうち指定較正機関の較正用機器の較正を除き、民間実施を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
16	不要資産の国庫返納	衛星放送受信対策基金	22年度中に実施	本法人における、衛星放送受信対策基金による衛星放送受信設備設置助成の終了に伴い、衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫納付する。
17		基盤技術研究促進勘定の政府出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約66億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。
18		出資勘定の承継時出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約18億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。
19		通信・放送承継勘定の承継時出資金	23年度以降実施	平成24年度末までの業務の完了に努め、保有国債などの資産（平成21年度末約181億円）のうち、不要な資産を業務の終了予定年度より前倒しして国庫納付する。
20		高度電気通信施設整備促進基金	22年度中に実施	平成22年度から平成30年度の既往分の必要額を除き、基金（約41.6億円）を国庫納付する。
21	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ事務所については、廃止又は共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
22			22年度以降実施	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了する時に廃止する。
23	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
24	業務運営の効率化等	特許保有コストの低減、実施許諾収入の増加	22年度から実施	特許について、収入に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る。

【その他】

25	資金配分機能については、研究開発機能との一体的な実施により効率化が図られる場合に限ることとし、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究のように、一体的な実施によって効率化が図られない資金配分機能については、本法人の事業としては廃止し、国の判断・責任の下で実施する事業として、平成23年度中に整理・検討する。

総務省　統計センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	製表事業	経常統計調査等に係る経費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の経常統計調査等に掛かる経費について、平成22年度と比較して20%縮減する。
		一般管理費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の一般管理費について、平成22年度と比較して20%縮減する。
		研究の重点化	22年度から実施	コンピュータ利用による統計業務の効率化のための研究（符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究）に重点化し、オートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発については、早期に実用化を図る。
02	政府統計共同利用システム運営事業	効率的・効果的な運用	22年度から実施	統計利用に係るワンストップサービスの実現、統計調査のオンライン化の推進等、システムの効率的・効果的な運用に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
04	業務運営の効率化等	自己収入の拡大	22年度から実施	オーダーメード集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用拡大等に取り組み、自己収入の計画的な拡大に努める。

総務省　平和祈念事業特別基金

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	戦後強制抑留者への特別給付金の支給	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	業務実施体制の見直し	22年度から実施	戦後強制抑留者への特別給付金業務の実施体制について見直し、効率的な体制で業務を実施する。

総務省　郵便貯金・簡易生命保険管理機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	郵便貯金管理業務	－	－	－
02	簡易生命保険管理業務	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	組織体制の整備	業務実施体制の効率化	22年度から実施	業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。

外務省	国際協力機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	技術協力 （研修員受入れ）	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。
		研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目（交通費、通信費等）で支給している生活費（1,580円/日）については、廃止を含めた見直しを行う。
02	技術協力 （技術協力プロジェクト）	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
03	技術協力 （開発計画調査型）	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
04	有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。
05	無償資金協力			
06	国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。
		青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な縮減	23年度から実施	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。 ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。
		国内積立金の抜本的な見直し	23年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（２年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。
07	国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。
08	海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。
		先進地農業研修等の営農普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。
		日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。
09	災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。
10	人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。
		ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。
11	調査・研究 （調査）	一般競争入札の実施	23年度から実施	協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲。）。
	調査・研究 （研究）	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用の推進		研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。
		援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映		援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。
12	附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
13	不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舎	22年度以降実施	区分所有の保有宿舎をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舎数を精査し、宿舎が不足する場合には、借上宿舎により必要最小限の戸数を充当する。
14		勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。
15		広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。
16		財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。
17		施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。
18	事務所等の見直し	ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。
19		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
20		麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。
21		国際センター	23年度以降実施	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。
22	取引関係の見直し	契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近３か年の会計年度ごとの取引高、一者応札（応募）か否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。
23		関連法人等の利益剰余金のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。
24		一般競争入札への移行	23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。
25			23年度から実施	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費縮減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。
26			24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。
27			23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）
28	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げるため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。
29		在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。
31	業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。
32		訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。

外務省　国際交流基金

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。
		海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。
		研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。
		日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所の増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。
02	日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。
03	文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。
04	国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般公報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。
		国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。
		情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所内に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。
05	在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	運用資金（基金）	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。
07		不要資産の譲渡収入等	22年度中に実施	不要財産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（８億円）を国庫納付する。
08		区分所有の宿舎	23年度中に実施	職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。
10			22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11	人件費の見直し	在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。
12	業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。

財務省　酒類総合研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	分析・鑑定	税務行政に直結する業務として重点化	23年度から実施	税務行政に直結する業務として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02	品質評価	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。
03	講習			
04	研究・調査	研究内容の重点化	23年度から実施	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・分析手法の開発に重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。また、民間機関・大学等との共同研究を推進する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	事務所等の見直し	東京事務所の在り方の検討	23年度以降実施	施設の文化財的価値にも配慮した上で、在り方を検討する。

財務省　造幣局

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	貨幣製造事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02	その他事業（金属工芸品の製造等）	対象事業の限定	23年度から実施	金属工芸品の製造については、貨幣製造・偽造防止技術の維持・向上に資するものに限定する。受注品については、公共性が高い場合に限ることとし、また、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行わない。
03	貴金属の品位証明	将来的な廃止の検討	23年度から実施	民間で行われている品位証明の実施状況等を踏まえつつ、将来的な事業廃止に向けた検討を行う。
04	貨幣等に関する研究開発	貨幣等製造事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	東京支局庁舎分室、白浜・伊東・宮島分室、本局独身寮、観音宿舎の一部	22年度中に実施	東京支局庁舎分室、白浜・伊東・宮島分室、本局独身寮と観音宿舎（広島市）の一部については、処分し、売却収入を国庫納付する。
06		枚方宿舎、四条畷宿舎等	23年度中に実施	枚方宿舎、四条畷宿舎等を国庫納付する。
07	保有資産の見直し	東京支局の有効活用の可能性の検討	22年度以降実施	東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえ、豊島区の再開発事業の検討に参画しつつ、有効活用の可能性について引き続き検討する。
08		北・南宿舎の廃止の検討	22年度以降実施	北・南宿舎（豊島区東池袋）については、豊島区の再開発事業の進ちょく状況に併せて廃止を検討する。

財務省　国立印刷局

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	セキュリティ製品事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02	情報製品事業	対象事業の限定	23年度から実施	公共上の見地から必要な事業（官報、国会用製品、予算書・決算書、法令全書等）に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造を行わない。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
03	銀行券等に関する研究開発	セキュリティ製品事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
04	病院	公的医療機関への移譲	23年度から実施	過去に打診を行ったところも含め公的医療機関に幅広く打診を行い、今中期目標期間中の移譲に向けて鋭意取り組む。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場	22年度中に実施	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場については、速やかに現物納付する。
06		旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等	22年度中に実施	旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等については、処分し、売却収入を国庫納付する。
07	保有資産の見直し	虎の門工場	22年度以降実施	虎の門工場については、印刷機能を滝野川工場へ移転し、虎の門敷地を含む周辺地権者との再開発事業の進ちょく状況を踏まえつつ、移転後の資産処分について引き続き検討する。
08	職員宿舎の見直し	都内宿舎等の廃止・集約化	22年度以降実施	山の手線内宿舎については、平成25年度末までに廃止・集約化し、あわせて、平成24年度末までに、老朽化したその他都内宿舎等の集約化等を検討する。

財務省　日本万国博覧会記念機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	公園事業	大阪府への移管	－	公園事業の大阪府への移管に併せて、法人は廃止する。その前提として、財産関係の整理に関する大阪府との協議を進める。 また、大阪府が現在取り組んでいる万博公園南側ゾーン活性化事業に協力することとし、本法人が廃止される際には、国は機構と大阪府との契約条件を承継する。
02	基金事業	当面事業を継続しつつ、扱いを決定	－	当面事業を継続する。基金については、公園事業の大阪府への移管に関する協議の中で、その扱いを決定する。
03	公園事業勘定の投資有価証券の扱い	国出資見合い分の国庫返納	－	大阪府との協議の中で、国出資見合い分が国庫に返納されるよう整理する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
05	法人の見直し	大阪府との協議を前提に日本万国博覧会記念機構を廃止	大阪府との協議が整った時以降実施	大阪府との協議が整うことを前提に、日本万国博覧会記念機構を廃止する。

文部科学省　国立特別支援教育総合研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究活動	研究課題の精選	23年度から実施	ナショナルセンターとして行うべき実際的・先導的研究課題を精選する。
02	研修事業	特別支援教育研究研修員制度の効率化・合理化	23年度から実施	ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。
03	教育相談	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。
04	情報普及	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。
		研究所セミナーの統合	23年度から実施	毎年２回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。
05	国際交流・国際貢献	国際セミナーの廃止	23年度から実施	毎年開催している国際セミナーを廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
06	保有資産の見直し	職員研修館	22年度以降実施	職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。
07	事務所等の見直し	リエゾンオフィスの廃止	23年度中に実施	リエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。

文部科学省　大学入試センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	大学入試センター試験の実施	独立採算への移行	23年度から実施	運営費交付金をゼロとし、運営費交付金に頼らない構造での運営とする。
02	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	調査研究の重点化	23年度から実施	センター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化する。
03	大学入学志望者の進路選択に資する大学情報の提供	事業の廃止	22年度中に実施	ガイダンスセミナーを廃止する。また、ハートシステム、ガイドブックを廃止する。

文部科学省　国立青少年教育振興機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	青少年教育事業	国立青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等	22年度から実施	自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。
		国立オリンピック記念青少年総合センターの在り方の見直し	22年度から実施	国立青少年交流の家、自然の家に関する上記の取組と合わせ、国立オリンピック記念青少年総合センターについて、更なる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。
02	子どもゆめ基金事業	子どもゆめ基金の国庫返納	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
03	不要資産の国庫返納	子どもゆめ基金	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。

文部科学省　国立女性教育会館

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研修受入・交流事業	自己収入の拡大	22年度中に実施	宿泊施設の利用料の引上げにより自己収入を拡大する。
		優先度の高い事業の重点化	23年度中に実施	研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選する。また、研修成果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映する。
02	調査研究事業	事業の効率化	23年度から実施	引き続き事業の効率的実施を図る。
03	情報事業	自己収入の拡大	23年度～27年度に実施	情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	借地の一部返還	23年度以降実施	女性教育会館の借地の一部返還に関する埼玉県との交渉を通じて、借地料の引下げを図る。

文部科学省　国立科学博物館

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	調査研究、資料収集・保管、展示・学習支援活動	自己収入の拡大	22年度から実施	事業の拡充と協賛・寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を図る。特に、YS-11については定期的な公開を行うとともに、公開に関する協賛等を得て、自己収入の拡大を図る。あわせて、YS-11の保管経費の縮減と公開の在り方について検討を行う。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	新宿分館	24年度中に実施	新宿分館の機能を筑波に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。
03		霞ヶ浦地区	22年度中に実施	霞ヶ浦地区を現物納付する。
04	取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借の入札方式について、企画競争を導入する。
05	組織体制の整備	経常研究に関する外部評価の導入	23年度から実施	経常研究については、テーマの選定、進行管理、結果の評価の各段階において、外部評価を導入する。
06	制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省　物質・材料研究機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	ナノテクノロジーを活用する新物質・新材料の創成のための研究の推進事業	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、ナノテクノロジー関連研究については、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。
02	社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発の推進			
03	研究成果の普及とその活用の促進、及び物質・材料研究の中核機関としての活動	事業の効率化	23年度から実施	事業の効率的な遂行を図り、一般管理費を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04	不要資産の国庫返納	目黒地区事務所	24年度中に実施	目黒地区事務所の機能をつくば市に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。
05	事務所等の見直し	東京会議室の廃止	23年度中に実施	東京会議室を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターへ集約化する。
06	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
07	組織体制の整備	管理部門の組織の見直し等	23年度から実施	管理部門の組織の見直し及び一般管理費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合等の組織の再編による効率化を図る。

文部科学省　防災科学技術研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	地震災害による被害の軽減に関する研究開発及び災害に強い社会の形成に役立つ研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に更に緊密な連携を進める。
02	火山災害による被害の軽減に関する研究開発事業			
03	気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害軽減に関する研究開発事業	自己収入の拡大	23年度中に実施	Eディフェンスの余剰スペースの貸出しを行うことにより、自己収入の拡大を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	雪氷防災研究センター新庄支所の廃止	24年度中に実施	雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。
05		地震防災フロンティアセンターの見直し	23年度中に実施	神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化する。
06	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

文部科学省　放射線医学総合研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	放射線安全・緊急被ばく医療研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、理化学研究所との間で整理統合の検討を進める。
02	放射線に関するライフサイエンス研究事業			
03	放射線基盤技術と研究環境の整備・管理			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	那珂湊支所の廃止	22年度中に実施	那珂湊支所を廃止し、その機能を本所（千葉市）に集約する。
05	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

文部科学省　国立美術館

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	収集・保管・展示・調査研究事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を引き続き行う。具体的には、企業からの支援（協賛金等）の獲得、募金箱の設置のほか、「キャンパスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。
02	教育普及事業	キュレーター（学芸担当員）研修の見直し	23年度中に実施	ナショナルセンターとして、参加実績が低調であることにかんがみ、キュレーター研修の在り方を見直す。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
03	取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。
04	制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省　国立文化財機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	展覧事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を行う。具体的には寄付や賛助会員等への加入者の増加、募金箱の設置、映画等のロケーションのための建物等の貸与や会議・セミナーのための会議室の貸与等により引き続き取り組む。
02	教育普及事業			
03	調査研究事業			
04	展示出版事業			
05	情報公開事業			
06	国際研究協力事業			
07	研修事業			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
08	取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	23年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。
09	制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省　教員研修センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修	自治体への移管等	23年度から実施	原則として事業を自治体に移管することとし、国による実施が必要不可欠なもののみ限定的に実施する。
02	学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
03	保有資産の見直し	つくば本部	27年度中に実施	つくば本部の土地について、平成26年度の購入完了後の国庫納付等を検討する。
04	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（虎ノ門）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。
05		研修・宿泊施設の管理	23年度から実施	研修・宿泊施設の管理については全面的に民間委託を行い、経費を縮減する。

文部科学省　科学技術振興機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	新技術創出研究事業	事業の優先度の明確化、重点化、競争的資金制度の大括り化の徹底	23年度から実施	政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに、理科支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。 また、競争的資金制度の大括り化を徹底させ、トップダウン型の競争的資金制度を統合する中で事業運営を効率化する。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。
02	新技術の企業化開発事業			
03	国際研究交流事業			
04	科学コミュニケーションの推進事業			
		日本科学未来館の直轄運営	22年度から実施（実施済み）	日本科学未来館については、科学技術広報財団への委託を取りやめ、直轄運営とする（22年10月）。
05	科学技術情報流通促進事業	科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施	23年度から実施	科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。
		電子情報発信・流通促進事業等の一層の効率化	23年度中に実施	科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、バイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	伊東研修施設	23年度中に実施	伊東研修施設の持分所有権を処分し、売却収入を国庫納付する。
07		与野宿舎、池袋宿舎	23年度以降実施	与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続を開始する。
08	事務所等の見直し	二番町事務所等７事務所の集約化	23年度を目途に実施	二番町事務所等７事務所については、平成23年度を目途に集約化し、コストを縮減する（年間1.6億円以上のコストダウンを実現する）。
09		海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
10		イノベーションブランチ岐阜の廃止	22年度中に実施（実施済み）	イノベーションブランチ岐阜を廃止する（22年9月）。
11		イノベーションプラザ等（19か所）の廃止	23年度以降実施	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。
12	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
13	組織体制の整備	間接部門の整理統合等	22年度から実施	間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。

文部科学省　日本学術振興会

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	学術研究の助成	文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進	23年度中に実施	事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進ちょく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。 また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究（A・B）」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。
02	学術の振興に関する調査及び研究	ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化	23年度から実施	学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払について、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。
03	研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業	事業の廃止・縮減を含めた整理合理化	22年度から実施	国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究集会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。また、産学協力総合研究連絡会議等の運営の在り方については平成22年度中に検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	一番町事務所、一番町第二事務所の移転集約化	22年度以降実施	一番町にある２か所の国内事務所について移転・集約化の可能性を検討する。
05		海外事務所の見直し	22年度中に実施	北京、バンコクの海外事務所を他の研究開発法人等と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。

文部科学省　理化学研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	新たな研究領域を開拓し科学技術に飛躍的進歩をもたらす先端的融合研究の推進	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、放射線医学総合研究所との間で整理統合の検討を進める。また、ナノテクノロジー関連研究については、物質・材料研究機構との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。また、委託業務については、費用対効果を検証し、経費縮減を図る。
02	国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進			
03	最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進			
04	研究環境の整備・研究成果の還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	委託業務の経費縮減	23年度中に実施	植物科学研究事業及びバイオリソース事業については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	保有資産の見直し	板橋分所	23年度以降実施	板橋分所については、当該分所が担っている機能の代替措置の検討を進め、その結果を踏まえ資産の処分を検討する。
06	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（丸の内）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。
07		海外事務所の見直し	23年度から実施	中国事務所について、平成22年度中に開設の認可が下りた場合、平成23年度に準備室を廃止し、科学技術振興機構と共用の中国事務所を設置する。平成22年度中に認可が下りない場合、平成23年度に現行の準備室の運用を廃止し、科学技術振興機構の事務所の一部を活用する。
08	職員宿舎の見直し	借上宿舎数、自己負担率の見直し	23年度から実施	職員宿舎の借上宿舎数、自己負担率の見直しについて、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。
09	取引関係の見直し	SPring－８の業務委託見直し	23年度から実施	SPring－８関連業務については、委託する業務の範囲や契約形態を見直し、競争性を高めるなど、効率的・効果的な運営を図る。
10		調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

文部科学省　宇宙航空研究開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	衛星による宇宙利用	研究プロジェクトの重点化 民間資金の一層の活用	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。飛行船関連事業については廃止する。また、研究の実施に際し資金調達を多様化するなど、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。また、後年度の資金計画及び平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果（「資金計画の見直し」及び「予算要求の縮減」）を踏まえ、適切に対応する。
02	宇宙科学研究・宇宙探査			
03	国際宇宙ステーション			
04	宇宙輸送			
05	航空科学技術事業			
06	宇宙航空技術基盤の強化			
07	JAXAi（広報施設）の運営	廃止	22年度中に実施	現行JAXAiを廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	事務所等の見直し	JAXAi（広報施設）の廃止	22年度中に実施	現行JAXAiを廃止する。
09		東京事務所の見直し	24年度中に実施	効率化の観点から、東京事務所（丸の内）と大手町分室（丸の内）の整理統合を実施する。
10		鹿児島厚生施設の廃止	22年度中に実施	鹿児島厚生施設を廃止する。
11		名古屋駐在員事務所の廃止	23年度中に実施	名古屋駐在員事務所を廃止する。
12		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの駐在員事務所を他の研究開発法人の海外事務所と共用化するなど、駐在員事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
13	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
14	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

文部科学省　日本スポーツ振興センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	代々木競技場の売店設置料金に売上比例方式の導入を図る。
02	国際競技力向上のための研究・支援等業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	西が丘サッカー場の命名権の売却や固定広告物の掲示等の導入を図る。
03	スポーツ振興投票業務	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
04	スポーツ振興基金等業務			
05	災害共済給付業務、学校安全支援業務	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は原則として廃止	23年度中に実施	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する（ただし、へき地における食に関する支援事業については24年度末までに実施する。）。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	検査・研修施設	24年度中に実施	検査・研修施設（阿佐谷）については国庫納付する。
07	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	24年度中に実施	ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。

文部科学省　日本芸術文化振興会

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	芸術文化活動に対する支援	事業の優先度を踏まえた重点化	23年度中に実施	事業の優先度を踏まえ、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行う。
02	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演			
03	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修			
04	伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	自己収入の拡大	23年度中に実施	自己収入の拡大を図るため、引き続き寄付金収入の増加等に取り組む。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。
06	組織体制の整備	運営体制の在り方の検討	23年度中に実施	新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。

文部科学省　日本学生支援機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22年度中に実施	経済的理由による返還猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。
02	留学生支援事業	留学生宿舎等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。
		留学情報センターの廃止	22年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。
		私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借り上げ宿舎支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。
03	学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。
		冊子「大学と学生」の廃止	22年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。
		研修事業の重点化、有料化	23年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。
		各種調査の重点化	23年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	保有資産の見直し	国際交流会館等	23年度以降実施	国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。
05		職員宿舎	23年度以降実施	職員宿舎（７か所）については、真に必要な宿舎以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。
06	事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	24年度中に実施	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。
07		海外事務所の見直し	22年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
08		東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23年度以降実施	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。

文部科学省　海洋研究開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	地球環境変動研究	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、次世代モデル研究については見直しを行う。また、地震研究については、防災科学技術研究所との統合を念頭に、更に緊密な連携を進める。さらに、プレカンブリアンエコシステムラボユニットに関する研究について、その内容を見直す。
02	地球内部ダイナミクス研究			
03	海洋・極限環境生物圏研究			
04	海洋に関する基盤技術開発			
05	深海地球ドリリング計画推進		23年度中に実施	深海地球ドリリング計画推進及び地球内部ダイナミクス研究については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。
06	地球シミュレータ計画推進			
07	科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者等への施設・設備等の共用			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（西新橋）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化する。
09		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン事務所について、廃止又は規模縮小及び他の研究開発法人との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
10	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

文部科学省　国立高等専門学校機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	国立高等専門学校の設置・運営	国立高等専門学校の高度化再編	22年度から実施	各地域のニーズや入学志願者の動向等を踏まえた上で、個々の高等専門学校の自主性・自律性等を尊重しつつ、引き続き国立高等専門学校の高度化再編の可能性を検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（田町）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。
03	保有資産の見直し	研修・宿泊施設の売却	23年度中に実施	長野工業高専黒姫団地、鳥羽商船神奈川団地を売却する。ただし、後援会からの寄付により取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについては検討する。
04	職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る上限額の設定	23年度中に実施	借上宿舎に係る上限値の設定について、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。

文部科学省　大学評価・学位授与機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	認証評価事業（大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度以降実施	民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフッティングを図る。
02	認証評価事業（専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度中に実施	民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。
03	国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。
		運営体制の見直し	23年度から実施	運営体制の見直し（人員減）等により事業費を縮減する。
04	学位授与事業	自己収入の拡大	23年度から実施	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。
05	調査及び研究	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
06	情報の収集・整理・提供	既存の大学情報データベースの廃止	23年度から実施	既存の大学情報データベースについては廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	事務所等の見直し	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。

文部科学省　国立大学財務・経営センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の現状にかんがみて当面継続する。
02	施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。
		事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。
03	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。
			22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。
05	事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの１、２階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。
06		東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。
07	法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。

文部科学省　日本原子力研究開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	高速増殖炉(FBR)サイクル技術	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については廃止する。
02	高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発			
03	核融合研究開発		23年度中に実施	また、廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発等については、平成22年10月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。
04	量子ビーム応用研究			
05	原子力基礎基盤研究、安全・核不拡散研究、再処理技術開発		23年度から実施	もんじゅを軸とした高速増殖炉の開発については、必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整えるとともに、電気事業者や原子力関連事業者等の関係者による外部委員会を設置し、事業の進め方に関するガバナンスの強化を図る。
06	廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発事業			
07	システム計算科学センターの運営	システム計算科学センターの廃止	23年度中に実施	システム計算科学センター（上野）を廃止し、その機能を東京大学内へ移転する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	那珂核融合研究所未利用地	25年度以降実施	那珂核融合研究所未利用地を処分する。
09	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（内幸町）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。
10		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
12	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

厚生労働省　国立健康・栄養研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	調査研究	国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	国の生活習慣病対策等の施策については、より効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、研究能力向上のための創造的研究については、廃止する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、研究所が実施する研究について他の研究機関との連携の在り方について検討する。
		自己収入の拡大	23年度から実施	業務の実施に当たっては、例えば、研究資金の２分の１以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努める。
02	健康増進法に基づく業務	収去食品の試験について、業務の効率的な実施の観点から民間登録試験機関での試験を導入	23年度から実施	試験業務については、現在、民間登録試験機関により実施している表示許可試験に加え、収去食品の試験（表示と内容成分が一致しているか等の検査・確認）についても、民間登録試験機関が当該業務を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。
		受益者負担の見直し	23年度から実施	表示許可試験における手数料額については、コストに見合った水準に是正する。
03	国際協力、産学連携等対外的な業務	業務の効率化	22年度から実施	政府関係部局等との連携を強め、業務の効率化を図る。
04	栄養情報担当者（NR）制度	民間の第三者機関で実施（法人での実施を廃止）	22年度から実施	既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関に移管する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	組織体制の整備	業務廃止に伴う要員の合理化	23年度から実施	収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及び栄養情報担当者（NR）制度の業務廃止に伴う要員の見直しを行う。

厚生労働省　労働安全衛生総合研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	23年度から実施	調査研究については、労災病院の臨床研究データ等の活用、労働現場の積極的訪問等を通じた現場の喫緊の課題への重点化等により研究の効率化を図り、業務を縮減する。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用するなどの方法により業務内容を厳選する。
			22年度から実施	他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討する。
		自己収入の拡大	23年度から実施	競争的研究資金の獲得額の向上に向け、例えば、研究資金の３分の１以上を競争的研究資金によって獲得するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
			22年度から実施	研究施設・設備の有償貸与等により自己収入の拡大に努める。

厚生労働省　勤労者退職金共済機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	退職金共済事業	業務の一元化、共通化による効率化	22年度から実施	法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行い、コスト削減を図る。
			23年度中に実施	清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化を進め、コスト削減を図る。
		未請求退職金の発生防止	22年度から実施	受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。 ・退職後の早期住所把握（６か月後から３か月後）を行う。 ・住基ネットの活用を検討する。
		効果的な加入促進	23年度以降実施	共済制度の基盤強化のため、更に効果的な加入促進を図る。 ・大都市等での勧誘を強化する。 ・高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体への委託等を検討する。 ・相談コーナーを削減（８か所から２か所）するとともに、コールセンター化を検討する。
02	勤労者財産形成促進業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	不要資産の国庫返納	越谷職員宿舎	22年度中に実施	越谷職員宿舎を国庫納付する。
04		松戸職員宿舎		松戸職員宿舎の建物を国庫納付する。
05	保有資産の見直し	本部ビル（別館を含む）の移転・売却	23年度以降実施	本部ビル（別館を含む）については、建物の耐用年数（耐用年数50年、現在42年経過）が経過した時点（それ以前であっても移転、売却が合理的となればその時点）で本部を移転し、土地を売却する。
06	組織体制の整備	業務終了時に担当組織を廃止	23年度中に実施	適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織を廃止する。また、管理部門のスリム化を図る。
07	業務運営の効率化等	累積欠損金の確実な解消	22年度から実施	累積欠損金の確実な解消を図るとともに、必要に応じて、各退職金共済事業の予定運用利回りを的確に変更する。
08		予定運用利回りの的確な変更	22年度から実施	各退職金共済事業の予定運用利回りについては、毎年度の運用利回りの実績との乖離を明らかにした上で、必要に応じて、的確に変更する。
09		資産運用の透明性を確保	23年度中に実施	基本ポートフォリオ等に関するALM研究会、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の会議資料や議事要旨の公表等により、透明性の向上を図る。

厚生労働省　高齢・障害者雇用支援機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	高年齢者雇用支援業務	業務の見直し	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、高年齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効果的・効率的かという観点から検討し、平成24年度中に結論を得る。
02	高年齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	援助対象を小規模企業に重点化し、業務を縮減	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。
03	障害者職業センターの設置運営等	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化	22年度から実施	地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。 当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。
			23年度から実施	障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、委託方式を廃止し、地域障害者職業センターを活用するなどの方法で実施する。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るとともに、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。
			22年度から実施	障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者（とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者）に対する先導的な職業訓練に重点化する。
04	障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給	支給事務に係る総コスト削減	23年度から実施	都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当たり、総コストの削減及び業務の効率化を図る。
05	障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	啓発事務の重点化による業務の縮減	23年度から実施	事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図ることにより、業務を縮減する。
06	職業能力開発業務（職業訓練業務）	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。
			24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
07	【暫定業務】雇用促進住宅業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ(平成33年度までに処理を完了する。)。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	石川障害者職業センター跡地、旧三重障害者職業センター	23年度中に実施	石川障害者職業センター跡地及び旧三重障害者職業センターを国庫納付する。
09		岩手１号職員宿舎、富士見職員宿舎	23年度以降実施	岩手１号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去後、速やかに国庫納付する。
10	事務所等の見直し	東京本部を廃止し、現存する幕張本部に機能を移転	23年度以降実施	雇用・能力開発機構の廃止法の施行後に本部を移転し、速やかに集約化を図る。

厚生労働省　福祉医療機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
02	医療貸付事業			
03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。
			23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04	福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネージャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
05	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09	【経過業務】承継年金住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
10	不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舎を国庫納付する。
11		公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。
12		東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	24年度以降実施	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。
13		政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。
14	組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。

厚生労働省　国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	施設の設置・運営	人員削減等による効率化	22年度から実施	施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。
02	調査、研究及び情報の提供			
03	養成及び研修			
04	援助及び助言			

厚生労働省　労働政策研究・研修機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。
		労働政策に資する研究テーマへの重点化、業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。
02	成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。
		出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で１割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
03	労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。 その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
04	不要資産の国庫返納	政府出資金	23年度中に実施	一般勘定及び雇用勘定における不要資産（約３億円）を国庫納付する。
05	事務所等の見直し	霞ヶ関事務所	22年度中に実施	霞ヶ関事務所を廃止する。
06	保有資産の見直し	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。

厚生労働省　雇用・能力開発機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	職業能力開発業務（職業訓練業務）	高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクセンター等）は、高齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管する。
			24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
		ポリテクセンター等の都道府県への譲渡の推進	22年度から実施	ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。
		地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度中に実施	地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。
02	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）	国に移管	23年度中に実施	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）については、都道府県労働局（国）に移管する。
03	勤労者財産形成促進業務	廃止及び勤労者退職金共済機構への業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については勤労者退職金共済機構へ移管する。
04	【暫定業務】雇用促進住宅業務	高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務を高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する(平成33年度までに処理を完了する。)。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	雇用促進住宅利益剰余金	23年度中に実施	雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金（平成21年度末約576億円）については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に伴い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。
06		国際能力開発支援センター剰余金等	23年度中に実施	当該センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等（平成21年度末約５億円）については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。
07		国際能力開発支援センターほか	22年度中に実施	国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。
08		佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほか	23年度以降実施	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。
09		雇用促進住宅	33年度までに実施	雇用促進住宅を国庫納付する（保有数1,429住宅）。
10		職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地を売却し、国庫納付する。
11	保有資産の見直し	雇用促進住宅の処分	33年度までに実施	雇用促進住宅を順次処分し、国庫納付する（保有数1,429住宅）。
12		保有宿舎の廃止	22年度以降実施	すべての宿舎について整理を進め、平成23年度末までに、設立時の宿舎数に比して４割を超える宿舎を廃止する。木造（戸建て）宿舎は、原則として廃止する。
13		職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）を廃止し、売却する。
14	法人の廃止	雇用・能力開発機構の廃止	23年度中に実施	雇用・能力開発機構については、平成23年４月１日に廃止する。

厚生労働省　労働者健康福祉機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	労災病院業務等	（病院等業務） 診療連携の構築等、病院等業務の効率化、業務及び施設の一部廃止	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での国立病院との診療連携の構築や国立病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。
			23年度から実施	労災リハビリテーション作業所は現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。
			22年度から実施	経費の縮減、事業規模の見直しなど経営改善のための具体的な取組を推進し、運営費交付金を縮減する。
		（地方組織） 産業保健推進センター業務等の縮減 助成金事業の廃止	22年度から実施	産業保健推進センターの３分の２を上回る統廃合（ブロック化）、業務の縮減並びに管理部門等の集約化及び効率化を図る。当該センターの業務は、専門的・実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止する。
			24年度末までに廃止	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止する。
02	未払賃金の立替払事業	管理コストの効率化	22年度から実施	企業の倒産に当たっての雇用者の未払賃金の立替払業務について、更なる業務の効率化を図る。 立替払後の事業主等への求償については、求償権行使の周知徹底や裁判所への債権届出等必要な処理を速やかに行い、適切かつ厳格な債権回収を図る。
03	納骨堂業務	業務内容の改善	22年度から実施	産業殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。
04	【経過業務】労働安全衛生融資等の貸付金回収業務	適切な債権管理	22年度から実施	貸付債権を適切に管理し、確実な回収に努める。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほか	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。
06		労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほか	24年度以降実施	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほかを国庫納付する。
07	職員宿舎の見直し	宿舎料の適正化	23年度中に実施	適切な水準となるように宿舎使用料の見直しを行う。
08	取引関係の見直し	調達の効率化	22年度から実施	後発医薬品の積極的な導入、医療機器の共同購入の拡大等により購入金額を縮減する。
09	業務運営の効率化	繰越欠損金の解消	22年度から実施	繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。

厚生労働省　国立病院機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	診療事業	診療連携の構築等、拠出金比率の引下げ、ブロック事務所の廃止を前提とした合理化スケジュールの公表	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での労災病院との診療連携の構築や労災病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討する。 また、ブロック事務所については、平成22年度末を目途に、廃止した場合の課題等を整理した上で、廃止を前提とした合理化のスケジュールを公表し、着実に実施する。 診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。
02	臨床研究事業			
03	教育研修事業		23年度中に実施	診療事業に関する運営費交付金については、その使途を国の政策上特に体制確保が求められる医療のための費用に限定することにより縮減する。 長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を３%から2.4%へ引き下げる。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	不要資産の国庫返納	旧十勝療養所跡地ほか	22年度中に実施	旧十勝療養所跡地ほかを国庫納付する。
05	取引関係の見直し	契約の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、一者応札・一者応募となった契約については、個々に点検・見直しを実施する。 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、引き続き診療事業等に要するコストの削減を図る。
06	業務運営の効率化等	拠出金比率の引下げ	23年度中に実施	長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を３%から2.4%へ引き下げる。
07		事務・事業の効率化等	22年度から実施	長期債務残高の存在や老朽化する病院施設、医療機器設備の更新等に要する資金需要等にかんがみ、計画的に投資を進めるなど、事務事業の更なる効率化を図る。 また、十分な説明責任を果たすため、早急にガバナンスを強化する。

厚生労働省　医薬品医療機器総合機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	健康被害救済業務	更なる効率化	22年度から実施	適切な人員配置等による管理運営費の見直し等により、更なる効率化を図る。
02	審査関連業務	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消	22年度から実施	ドラッグ・ラグは平成23年度までに、デバイス・ラグは平成25年度までに解消するとの目標に向け、主要業務への重点化に注力するとともに、具体的戦略として審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成する。また、毎年度、その進ちょく状況について評価・検証等を行い、確実に実施する。
03	安全対策業務	ガバナンスの抜本的な改革・強化	22年度から実施	厚生労働省からの出向者の削減等によるガバナンスの確保に努めるとともに、業務上の課題の解決に向けた取組に当たっては、最少限の人員増加、適切な人員配置を行った上で、成果について検証するなどPDCAサイクルによる適切な業務改善を行う。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	人事管理の見直し	国からの現役出向者の削減	22年度から実施	国からの現役出向者を削減し、課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合を４年以内に50%以上とする。
05	組織体制の整備	相談体制の見直し	22年度から実施	新医薬品・医療機器の審査の迅速化に資するために必要な相談を充実させつつ、現在の相談体制を見直す。
06		審査関連業務、安全対策業務の業務拡充	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消に向け、効率的な人材確保に注力するなど審査関連業務等を拡充する。
07		研修の強化	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するために、人材育成のための研修を強化する。

厚生労働省　医薬基盤研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	基盤的技術研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の３事業に重点化する。また、ワクチン研究は、重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 単独研究については、本法人の技術及び設備の観点から当該法人の特徴がいかせる分野に特化し、研究を厳選する。 共同研究については、技術及び設備を踏まえ、本法人が研究の中核となる研究に特化する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
			23年度から実施	代謝疾患関連の難病治療研究については、研究対象を神経変性疾患等に重点化するなどの見直しを図り、業務の縮減に努める。
02	生物資源研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、研究分野を重点化しつつ、難病以外のDNAバンクの廃止等により業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業については、類似する研究機関との役割分担を明確化し、重複研究を排除する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
		自己収入の拡大	22年度から実施	細胞培養・分譲事業については、コストに見合った適正価格での分譲を行い、自己収入を拡大する。
			23年度から実施	関係法人と共同で実施しているバンク事業については、本法人が実施し、自己収入の拡大を図るスキームを構築する。
03	基礎的研究推進事業	国で実施	23年度から実施	厚生労働省、特定法人との関係、厚生労働省科学研究費等との関係の見直しを行った上、国で実施する。
04	実用化研究支援事業	事業の廃止、納付金の国庫納付	23年度から実施	事業を廃止する。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続する。 既存の委託研究については、今後、研究成果が生じた場合に、委託先からの納付金を国庫納付する。
05	希少疾病用医薬品等開発振興事業	国で実施	23年度から実施	国による実施スキームを構築する。
06	【経過業務】承継事業	事業の廃止	35年度までに実施	事業を廃止する。ただし、既出融資の回収が終了するまで経過業務は継続する。 業務縮小に伴う債権の回収・管理業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	政府出資金（開発振興勘定）	23年度中に実施	開発振興勘定における投資有価証券及び長期性預金（約25億円）を国庫納付する。
08		政府出資金（承継勘定）	23年度以降実施	承継勘定における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券（約48億円）については、早急に返納額を確定した上で一部を国庫納付する。
09		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（一部）	22年度中に実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、地方自治体に売却した土地の売却額を国庫納付する。
10		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（その他）	24年度以降実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地を国庫納付する。
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

厚生労働省　年金・健康保険福祉施設整理機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	厚生年金病院・社会保険病院の取扱い	病院の計画的な整理	22年度中に実施	病院については、早期の計画的整理完了に向けて適切に事業を推進する。
		業務の効率化	22年度から実施	オフィスの縮小、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	サテライトオフィス	23年度以降実施	サテライトオフィス（東京）を廃止する。

厚生労働省　年金積立金管理運用独立行政法人

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	年金積立金の管理・運用	年金積立金の適切な運用及び運用実績の適切な開示	22年度から実施	株式及び債券の目主運用等におけるリスク分散等について、年金積立金の管理・運営の在り方を検討するために設置された運用委員会の意見を活用しつつ、適切な管理運用を推進し、運用実績の適切な開示を図る。
		業務の効率化	22年度から実施	コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	日野職員宿舎	23年度中に実施	日野職員宿舎を国庫納付する。
03		行徳職員宿舎	24年度中に実施	行徳職員宿舎を国庫納付する。
04	組織体制の整備	監査機能の強化	22年度中に実施	監査内容の充実、金融実務経験者の監事への採用等により監査機能の強化を図る。
05	業務運営の効率化等	内部統制の徹底	22年度中に実施	職員の研修、管理の強化等により、内部統制を徹底する。

厚生労働省　国立がん研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立循環器病研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立精神・神経医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立国際医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	国際協力事業			
07	看護大学校事業			
08	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
09	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
10		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立成育医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省　国立長寿医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02	臨床研究事業			
03	診療事業			
04	教育研修事業			
05	情報発信事業			
06	一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08		取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

農林水産省　農林水産消費安全技術センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農薬関係事業	自己収入の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査事業並びに農薬、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。また、新試験の項目の追加（飼料添加物関係試験、重金属管理関係試験）による業務量の増加については、人員増とならないように業務の効率化を行う。
02	飼料及び飼料添加物関係事業			
03	肥料及び土壌改良資材関係事業			
04	食品等関係事業	消費者庁、国民生活センター等との役割分担の明確化	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	24年度以降実施	堺ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫納付する。
06	事務所等の見直し	門司事務所の見直し	24年度中に実施	門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター（旧肥飼料検査所）と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。
07		札幌センターの効率的な業務運営	23年度から実施	小樽事務所の機能を札幌市内の新事務所に移転し、旧札幌センターと一体的に運営するとしているが、いまだに統合の効果が限定的であるため、統合の利点をいかした、より効果的・効率的な業務運営を図る。
08		堺ほ場の廃止	24年度中に実施	他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、堺ほ場を廃止する。

農林水産省　種苗管理センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	一層の効率化（栽培試験業務の民間委託等による効率化）	23年度以降実施	栽培試験の効率化の観点から、現在一部の品種において実施されている民間委託の拡大を図るため、公募案件数を拡大する。栽培試験の結果については、電子媒体での検定・報告を推進し、審査等に係るコストについて一層の効率化を図る。
		品種保護相談役（品種保護Gメン）事業の見直し	22年度から実施	海外における育成者権侵害については、類似性試験対象作物の拡大、侵害情報の提供など税関等における水際対策への協力を主とし、品種保護Gメンの東アジア地域への派遣事業については、事業規模を縮減する。
02	農作物の種苗の検査	受益者負担の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査については、管理費も含めて検査コストに見合った手数料を徴収するように価格設定を見直す。
03	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ及びさとうきびの原原種配布価格の引上げによる自己収入の拡大	23年度から実施	本法人による原原種の生産コストと本法人から都道府県への原原種の配布価格とに大きな乖離があるため、特にばれいしょについて関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく原原種の配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。
		余剰・規格外原原種の処分方法の見直しによる自己収入の拡大	22年度から実施	余剰・規格外原原種の処分については、一般種苗用の販売の拡大など自己収入の拡大を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
04	取引関係見直し	規格外原原種の処分に係る取引の見直し	23年度から実施	余剰・規格外原原種の処分のうち、でん粉原料用として売却するものについては、民間企業等に随意契約で売却されているため、契約の在り方を見直し、一般競争入札に改める。

農林水産省　家畜改良センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	全国的な視点での家畜改良	家畜改良業務の事業規模の縮減（家畜の多様化、系統造成の支援に特化）	23年度以降実施	乳用種雄牛の検定業務の民間移行、系統豚造成の段階的廃止等により事業規模を縮減するとともに、種畜の多様化に特化した業務体系に移行する（泌乳持続性や飼料利用性の重視など）。
		精液採取用種雄牛の貸付業務の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、応札者数が少ないことから、周知活動を強化するなどの方法により更に競争性を高める。
		調査研究業務について事業規模の縮減	23年度から実施	業務効率化のための調査に特化し、より研究要素の強い業務（資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査）は他の研究開発法人（特に農業・食品産業技術総合研究機構（畜産草地研究所））や大学、民間等にゆだねるなど役割分担を明確化し、事業規模を縮減する。
02	飼料作物種苗の増殖	種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	提供価格については、栽培用種子の農家への販売価格に及ぼす影響に留意しつつ、原則として生産コストに見合った金額に見直すとともに、より競争的な契約手続を導入し、自己収入の拡大を図る。
03	牛トレーサビリティ業務	－	－	－
04	種畜検査及び種苗検査	種畜検査の自治体移管	23年度以降実施	総コストの縮減を図りつつ、各都道府県における検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題の整理を行い、事業を自治体に移管する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	23年度以降実施	「取引関係の見直し」に伴い生じた不要資産を国庫納付する。
06	取引関係見直し	土地等の貸付けの見直し	23年度以降実施	本所(福島県)において貸付けを行っている土地（社団法人家畜改良事業団：土地約700㎡・建物約460㎡・無償、社団法人ジャパンケネルクラブ：土地約1万㎡、約21万円/年）については、土地の売却又は適正価格による貸付けを行う。
07	人件費の見直し	技術専門職員の見直し	23年度以降実施	技術専門職員が担当する家畜管理、飼料生産業務等については、費用対効果の観点から十分に精査し、アウトソーシングを促進する。

農林水産省　水産大学校

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	水産に関する学理及び技術の教授及び研究	水産業を担う人材の育成教育の在り方に係る検討及び事業規模の縮減	23年度から実施	事業仕分けの結果を踏まえ、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るほか、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について引き続き検討する。また、次期中期目標期間において、田名臨海実験実習場を廃止し国庫納付することなどを検討し、事業規模を縮減する。

農林水産省　農業・食品産業技術総合研究機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農業・食品産業技術研究等業務（試験研究並びに調査、プロジェクト研究（受託研究））	研究テーマの重点化と組織・人員の見直し	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、６センター、８研究所及びその下に設置されている28研究拠点・支所・試験地において硬直的に事業を実施している体制について整理し、見直しを行う。 また、政策部局による評価を本法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて機動的に研究の中止・変更を行う。現在の研究テーマについても、以下の事業の廃止を含め、農業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 「農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」「農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会学的解明」等本法人で実施する必要性に乏しい研究課題を廃止する。この際、３Ｄドームシアターを処分する。 「フェロモン利用等を基幹とした農薬を50%削減するりんご栽培技術の開発」「RNAサイレンシング等を活用した大豆わい化病抵抗性付与技術の開発」「育種工学的手法による甘しょへの病害抵抗性付与技術の開発」等研究の進ちょく状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題を廃止する。 「北海道地域における高生産性畑輪作システムの確立」事業に関連する「大型機械テラドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない研究を廃止し、機器を処分する。 「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」「農村景観シミュレーター」事業等のシステム開発については、研究成果の早期民間移転を図る。
		共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、４法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していること、プロジェクト研究以外でも４法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、４法人の研究や人員を一体化・融合することでシナジー効果・効率化を図る。
02	農業・食品産業技術研究等業務（教授業務）	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直し	22年中に実施	農業者大学校については、平成23年度から新規募集が停止されているところであり、「廃止」との事業仕分けの結果を踏まえ、在学生に配慮しつつ、農業経営者育成教育の在り方を抜本的に見直す。
03	農業機械化促進業務	研究業務の実現可能性の高い研究テーマへの重点化による規模の縮減	23年度から実施	研究業務については、研究テーマの採択に係る事前審査及び中間審査を強化する。 農業政策上緊急的に措置が必要なもの、及び、実現可能性（高コストでないことを含む）が高い分野に限定し、事業実施のための評価スキーム等を確立する。 共同研究における民間企業の負担割合を増加し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう見直す。
		受益者負担の拡大	24年度から実施	型式検査業務及び安全鑑定業務については、更なる受益者負担の拡大を図る。
04	基礎的研究業務	事業実施方法・主体の見直し	23年度から実施	平成23年度の新規採択から、自己への資金配分はやめ、主体については国又は他の専門的機関等への一元化を検討する。
		ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業の廃止	22年度中に実施	事業開始から10年が経過しており、事業継続の必要性に乏しいため、事業を廃止する。
05	民間研究促進業務	事業の廃止の検討	23年度から実施	平成23年度から新規採択は行わず既存案件の業務を残して廃止することを検討する。
06	【経過業務】特例業務	事業の廃止	27年度中に実施	平成27年度までに株式の処分等を行い、業務を廃止する。この際、残余資産があれば国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債	23年度中に実施	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債（約２億円）を国庫納付する。
08		土地の売却等によって生じた不要資産	23年度中に実施	農業者大学校の本部所在地への移転の際に生じた不要資産（約8.6億円）を国庫納付する。
09		農業者大学校用施設	24年度以降実施	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直しに伴い、農業者大学校関連施設のうち、不要となるものを国庫納付する。
10	事務所等の見直し	東京事務所の移転	23年度中に実施	東京事務所、東京リエゾンオフィスについては、本部（つくば市）を含めた東京23区外へコストを縮減する形で移転する。
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。
12		新たなガバナンス体制の構築	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、６センター及び８研究所の下に設置されている28研究拠点・支所・試験地については、硬直的に事業を実施している体制の見直しを行う。

【その他】

13	４研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

農林水産省　農業生物資源研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	生物資源の農業上の開発・利用に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、４法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも４法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、４法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。
		依頼照射事業の自己収入の拡大	23年度から実施	放射線育種場について、依頼照射料金（野外照射：12,100円、室内照射：5,800円）を見直し、自己収入の拡大を図る。この際、依頼照射が無料となっている他の法人、国大法人に対し有料化を検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	放射線育種場寄宿舎の廃止	23年度以降実施	放射線育種場に設置されている寄宿舎を廃止する（平成21年度利用率6.5%）。
03	組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：743万円、特許収入：171万円）。

【その他】

04	４研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

農林水産省　農業環境技術研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、４法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも４法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、４法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化につながる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：12万円、特許収入：23万円）。

【その他】

03	４研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

農林水産省　国際農林水産業研究センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	開発途上地域の農林水産業に関する技術の試験研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、４法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも４法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、４法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。
		オープンラボ（島嶼環境技術開発棟）の利用料徴収による自己収入の拡大	23年度から実施	当該施設について、受益者負担拡大の観点から利用料を徴収し自己収入を拡大する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る。

【その他】

03	４研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。

農林水産省　森林総合研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	森林・林業分野の研究の推進	研究課題の重点化（事業規模の適正化）	23年度から実施	森林・林業政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。 また、本省の政策部局における施策ニーズに一層的確に対応するよう、現在の研究テーマについて森林・林業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、研究課題の重点化を図り、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止する。
		国立環境研究所との連携等	23年度から実施	温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、国立環境研究所において関連する研究が行われており、引き続き研究課題の重複の排除を図るとともに、国立環境研究所との連携を強化する。
02	林木育種事業	種苗配布価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	少量多品種の種苗を育成し、都道府県に原種を配布しているが、より低コストで大量生産された種苗の市場価格と同程度の価格設定であるため、優良種苗の普及に配慮しつつ配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。
03	水源林造成事業	事業の効率化等	23年度から実施	水源林造成事業に掛かる経費については、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積もるなど事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。 また、経過措置として旧緑資源機構から本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実施を継続することとしているが、水源林造成事業の受け皿法人の検討について早期に結論を得る。
04	特定中山間保全整備事業等	事業の廃止	25年度目途実施	特定中山間保全整備事業は、現在実施中の２区域の事業完了をもって廃止する。
			24年度目途実施	農用地総合整備事業は、現在実施中の４区域の事業完了をもって廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	事務所等の見直し	森林農地整備センター本部及び関東整備局の移転・共用化	23年度から実施	森林農地整備センター本部（川崎）及び関東整備局（赤坂）については、森林総合研究所の本所（つくば）との統合を含め、業務効率化の観点から適切な形での移転・共用化を検討し、実施する。
06		各整備局及び水源林整備事務所の縮減	24年度から実施	水源林整備事務所（33か所）について、事務所数の縮減を進める。また、各整備局と研究部門の事務所（５か所）との共用化について検討する。
07		分室の廃止	23年度中に実施	成宗分室（東京都杉並区）及び青山分室（岩手県盛岡市）を廃止する。

農林水産省　水産総合研究センター

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	水産物の安定供給確保のための研究開発	水産業に成果が直結する研究に特化した整理統合を行い、重点化（事業規模の縮減）	23年度から実施	水産業に係る政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化を図るなど事業実施体制を見直し、事業規模の縮減を図る。 また、本省が行う水産業に係る施策の内容を法人の内部評価に反映させ、現在の研究テーマについては、水産業に係る政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、調査研究の重点化を図る。 この際、「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」を廃止する。
02	水産業の健全な発展と安全・安心な水産物供給のための研究開発			
03	研究開発の基盤となる基礎的・先導的研究開発及びモニタリング等			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	不要資産の国庫返納	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金	23年度中に実施	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金のうち約11億円を国庫納付する。
05	事務所等の見直し	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化	23年度以降実施	栽培漁業センター、さけます事業所及び水産研究所の組織の一元化によって事業所数の更なる縮減を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っているさけますセンターについては、近隣のさけます事業所への統合を図る。
06		利用率の低い宿泊施設の在り方の見直し	23年度以降実施	西海区水産研究所石垣支所研修宿泊棟（稼働率：６%）、北海道区水産研究所外来研究員宿泊所（稼働率：７%）、東北区水産研究所外来研修員宿泊施設（稼働率：３%）等の利用率の低い施設については、これらの宿泊施設の近年の利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。

農林水産省　農畜産業振興機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	畜産関係業務	プール資金の在り方を見直し、緊急性のある事業以外は国直轄で実施することも含め、事業を整理・縮減	23年度から実施	経営安定及び需給・価格安定事業のうち、緊急性が必ずしも高くない資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業については国直轄で実施するとともに、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止し、その他畜産業振興事業については更に事業を縮減する。また、本法人の保有資金及び公益法人に造成している基金を真に必要な限度まで縮減する（財団法人畜産環境整備機構のリース基金の段階的な廃止、引上げ等）。
02	野菜関係業務	指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について事業規模の縮減、制度設計の見直し	23年度から実施	指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費全体分における資金の保有率を50%から30%に低減するなどプール資金の在り方を見直すことにより、事業規模を縮減する。
		契約野菜安定供給制度について事業の廃止を含めた抜本的な制度の見直し	23年度から実施	契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援や、野菜の価格・数量変動への対応などを踏まえた契約野菜関係についての新しい支援政策を制度化し、利用実績が著しく低い現行事業の実施は取りやめる。
03	砂糖関係業務	砂糖勘定の累積欠損の低減	23年度から実施	砂糖勘定の累積欠損を低減するため、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出を適正化するとともに、生産者等による経営努力のインセンティブをより高める枠組みとなるよう見直しを行う。
04	情報収集提供業務	事業規模の縮減	23年度から実施	海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	野菜関係業務の未活用資金	22年度から実施	野菜関係業務の縮減に対応し不要となる資金の国庫納付については、事業仕分け結果を踏まえ、年内に結論を得て、措置する。
06	事務所等の見直し	海外事務所の廃止	22年度中に実施	海外事務所を廃止する。
07		本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（麻布台）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。

農林水産省　農業者年金基金

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農業者年金事業（新制度）	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づく業務改善等	23年度から実施	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づき、農業者年金事業の業務の改善等を着実に行う。
02	農業者年金事業（旧制度）	－	－	－
03	農地等の買入資金に係る債権管理（旧制度）	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（西新橋）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。

農林水産省　農林漁業信用基金

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	農業信用保険業務（農業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（農業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。
02	林業信用保証業務（林業信用保証勘定）	低利預託原資貸付業務（林業）の再設計	23年度から実施	ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、制度の見直しの検討を進める。
03	漁業信用保険業務（漁業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（漁業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。
04	農業災害補償関係業務（農業災害補償関係勘定）	事業の見直し	23年度以降実施	中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減する。
05	漁業災害補償関係業務（漁業災害補償関係勘定）			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	農業信用保険勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を廃止し、政府出資金全額（125億円）を国庫納付する。
		林業信用保証勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を再設計し、政府出資金全額（171億円）のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない金額（73億円）を国庫納付する。
		漁業信用保険勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施	低利預託関連事業を廃止し、政府出資金全額（60億円）を国庫納付する。
		農業災害補償関係勘定の利益剰余金及び政府出資金	23年度中に実施	事業の見直しに伴い当該勘定の利益剰余金及び政府出資金のうち40億円を国庫納付する。

経済産業省　経済産業研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	調査及び研究業務	研究テーマの重点化による国費の縮減 自己収入の拡大	23年度から実施	経済産業政策における課題の把握を踏まえた研究など、経済産業政策形成への貢献度が高い研究に重点化するための仕組みを作り、予算の効率的な執行を通じて国費投入を縮減する。 競争的資金の獲得等により、引き続き自己収入の拡大に努める。
		計画的な予算執行	22年度から実施	運営費交付金について、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	分室の廃止又は徹底的な効率利用	23年度以降実施	分室の廃止又は他の法人との共用化等、施設の徹底的な効率利用を図る。
03	組織体制の整備	政策シンクタンク機能の強化	22年度中に実施	政策シンクタンク機能を強化するため、大学、産業界等の外部専門家からなる委員会を設置し、研究の進行に応じ適切な関与を行う。

経済産業省　工業所有権情報・研修館

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	工業所有権情報の収集及び提供事業	特許電子図書館（IPDL）事業の廃止	26年度中に実施	特許電子図書館（IPDL）事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、本法人の事業としては廃止する。 なお、窓口業務等を行うに当たっては、ユーザーに対する質の向上に努める。
		他法人等との連携強化	22年度から実施	相談業務について、特許庁のほか、地方経済産業局等や民間法人においても各種相談業務が実施されていることから、相談業務を含め、役割分担の整理及び連携強化を行い、効率的に業務を実施する。
02	工業所有権情報の流通促進事業	事業の廃止	22年度中に実施	廃止する。
03	人材育成事業	特許庁職員向け研修の国直接実施	23年度から実施	特許庁職員向け研修については、制度的見直しの中で、国が直接実施する事業として整理・検討する。
		特許庁職員向け研修を除く研修の民間実施等	24年度以降に実施	特許庁職員向け研修を除く研修の実施については、民間の判断に任せる。ただし、特許庁の業務の迅速化等に資する研修については、必要に応じて、民間に対する補助の導入等、適切な業務実施の在り方について検討を行う。
04	知財情報活用の高度化推進	国の他の施策との役割分担・連携の精査	22年度中に実施	大学・中小企業支援施策との役割分担・連携を検証した上で、効率的に業務を実施する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	事務所等の見直し	地方閲覧室の廃止	22年度中に実施	すべての地方閲覧室を廃止する。
06	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善、特定の企業との関係の見直し	22年度から実施	公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等和文抄録作成については、適正な規模に分割した上での調達に改めるなどの改善を図り、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努め、特定の企業への契約の集中について改善を図る。
07	組織体制の整備	特許庁の新業務システムの運用開始に伴う体制・職員の縮小の計画的実施	26年度から実施	特許庁の新業務システムの運用開始に伴い、体制・職員の縮小を計画的に実施する。また、現行システム稼働の間の経費について抑制を図る。

【その他】

08	独立行政法人の形態で行うことが真に効率的かどうか、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施することを検討する。（国の直接実施とする場合に当たっては、当該事業が真に国が行うべきものであるかどうかを厳しく精査する）。

経済産業省　日本貿易保険

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	貿易保険事業	民間事業者の事業機会拡大のための環境整備	22年度から実施	民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成23年度を目途に導入する新たな取組を検討し、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。
		利便性の向上	23年度から実施	中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性を向上させる。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	大阪支店の規模の見直し	23年度中に実施	大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上に配意しつつ、機能を中小企業等の顧客に対するサービスに限定し、それに見合った規模に縮小する。
03		海外事務所の見直し	22年度から実施	各海外事務所については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。また、必要性について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。
04	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に努める。
05	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。

【その他】

06	平成22年10月の事業仕分け結果（「特別会計の廃止（国以外の主体に移管）」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。その際、貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応する。

経済産業省　産業技術総合研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	鉱工業等に関する科学技術の研究開発等	研究テーマの重点化による事業規模の見直し	22年度から実施	グリーンイノベーション、ライフイノベーション等の分野への重点化により、事業規模の見直しを行う。また、毎年度、外部専門家による評価を実施し、産業創出の展望が見えないと判断されたテーマはその年度をもって廃止する。平成22年度においては、高レベル放射性廃棄物の放射線源としての利用に係る研究課題の廃止を検討する。
		重複排除・連携強化	22年度から実施	運営費交付金による研究開発については、本法人の新規テーマ設定を審査する諮問委員会への他の独立行政法人の研究者等の参加、他の独立行政法人との研究協力協定の締結等の調整システムを構築し、関連分野の研究開発を実施する他の独立行政法人との重複排除・連携強化を徹底する。
		新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の資金の獲得の見直し	23年度から実施	NEDOの資金の獲得を見直し、本法人が実質的に単独で行う研究プロジェクトについては、NEDOの資金を使用しない。
02	国家計量標準の整備	研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	国家計量標準の開発に係る研究については、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、産業国際展開（国際通商を支援する計量標準等）の分野に重点化する。新規の国家計量標準の整備はこれらの分野に限定する。
03	地質調査	地質調査、研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	地質調査、地質情報活用に係る研究については、領土の保全を含む資源確保、原子力発電所等インフラ立地、防災等の政策の観点から必要性が高い地域、研究テーマに重点化する。地質図幅の作成数については、全国一律の整備を見直し、インフラ立地等の観点から早急に作成する必要のある地域等に限定する。
04	地域産業の技術力の向上	地域センターの研究分野の重点化	23年度から実施	地域センターにおける研究分野については、地域の産業集積、技術的特性をいかし、我が国の産業競争力強化のための技術開発センターとしての重点化を促進し、本部における研究との役割分担・連携を徹底する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	直方サイト	22年度中に実施	直方サイトを国庫納付する。
06	事務所等の見直し	地域における研究サイトの廃止	22年度以降実施	秋葉原サイトを平成23年３月に廃止する。 つくば苅間サイト、小金井サイトについてはそれぞれ、平成22年度末、平成23年度末に見直しを行い、共同研究終了時に廃止する。 その他研究サイトについては、研究プロジェクト終了時に、廃止を含めた見直しを徹底する。
07		特許生物寄託センターと製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	本法人の特許生物寄託センターと、製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
08	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
09	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から26年度	企業との共同研究などの促進、国内のみならず海外からの資金獲得、研究施設の外部利用等の際の受益者負担の適正化等により、外部資金による研究規模が第３期中期目標期間（平成22年度から平成26年度）終了時までに運営費交付金の50%以上となることを目指す。

経済産業省　製品評価技術基盤機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	製品安全関連業務	国民生活センター等との連携強化等	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、本法人が分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。 各支所で行っている製品事故の原因究明等に係る業務については、消防、警察等とそれぞれの役割を踏まえた連携の在り方を検証し、業務のより効果的・効率的な実施を図る。
		地方支所の効率化	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。
02	化学物質管理関連業務	事業の在り方の見直し	23年度から実施	化学物質審査規制法に基づく規制業務が主であることから、どのような形で行うことが真に効率的か事業の在り方を検討する。
		化学物質管理関連業務の効率化	23年度から実施	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出に当たり、二次元コードの利用を促進することにより、届出事業者の利便性の向上及び電子化処理等の一層の効率化を図る。
03	バイオテクノロジー関連業務	特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
		生物遺伝資源センターの業務実施の見直し	23年度以降実施	生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の業務兼務等によるコスト削減を行う。
04	適合性認定関連業務	適合性認定関連業務の効率化	23年度から実施	標準物質総合情報システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者の拡大を図ることにより、当該システムに係る業務の効率化を図る。
05	講習業務	事業の廃止	22年度から実施	電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習については、民間にゆだねる具体的な方策を平成22年度から検討を行い、所要の見直しを行った上で、本法人の業務としては廃止する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
06	事務所等の見直し	地方支所の効率化（再掲）	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。
07		特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合（再掲）	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
08	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から実施	各事業分野において運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。

経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	【研究開発関連業務】技術シーズ育成事業	研究開発関連業務の事業の重点化	23年度から実施	資金配分を徹底的に見直し、他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化等に取り組み、事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。
02	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業①研究開発	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア）ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ）産業技術総合研究所との関係の見直し ウ）本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 エ）他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容等を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。
03	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業②実証事業			
04	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業③基盤技術促進事業	新規採択の廃止、資金回収の徹底	23年度から実施	新規採択については廃止し、既往案件について、事業化計画等に関する進ちょく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づき、研究委託先からの収益納付・配当の促進により資金回収の徹底を図る。
05	【研究開発関連業務】実用化・企業化促進事業	事業規模の縮減・見直し ア）本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 イ）他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	予算の効率的な使用を進めるとともに、以下の取組を行う。 ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化
06	新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等①導入補助等	単純な普及支援の廃止又は他の民間団体への移管による国費の縮減	23年度中に実施	専門性を有しない単純な普及支援は、廃止又は他の民間団体へ移管することにより、国費を縮減する。
		補助事業の重点化等による見直し	22年度から実施	専門性を有する普及支援については、平成21年11月の事業仕分け結果を踏まえた先端的な技術・設備への補助対象の重点化を行うとともに、地球温暖化対策に向けた議論を踏まえ、事業の見直しを行う。
07	新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等②新エネ債務保証	新エネルギー利用等債務保証の資金の国庫納付	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。
08	新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等③石炭資源開発	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。
09	京都メカニズム事業	国の判断・責任の下で実施	27年度までに実施	京都クレジットの取得は平成25年度末に終了見込みであることから、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、クレジット量の検証等が終了した段階で廃止する。 平成25年度以降の新たなメカニズムについては、国際的な検討状況等を踏まえつつ、独立行政法人の制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
10	【経過業務】鉱工業承継業務	鉱工業承継勘定の出資金の国庫納付	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。
11	【経過業務】石炭経過業務	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
12	不要資産の国庫返納	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金（約10.6億円）を国庫納付する。
13		省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金（約21.8億円）を国庫納付する。
14		新エネルギー利用等債務保証の資金（再掲）	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。
15		鉱工業承継勘定の出資金（再掲）	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。
16		省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金	23年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金（５億円）を国庫納付する。
17		区分所有宿舎	23年度以降実施	区分所有宿舎（６戸）の売却を行い、売却収入を国庫納付する。
18		粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫については引き続き売却処分等を実施する。
19		伊東敷地	22年度以降実施	伊東敷地を国庫納付する。
20		研究設備（噴出試験設備）	22年度以降実施	平成22年度末の地熱開発促進調査事業終了後、売却する。
21		白金台研修センター	23年度中に実施	白金台研修センターを現物納付する。
22	事務所等の見直し	地方支部の廃止	24年度以降実施	地方支部（北海道、関西、九州）については、小規模な北海道支部は廃止し、関西・九州支部は管理機能を本部に統合する。 なお、九州支部は石炭関連業務の石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管問題を踏まえて検討する。
23		会議室の共用化	23年度中に実施	東京会議室について、他の独立行政法人と共用化を図り、本法人単独での借上げは廃止する。
24		海外事務所の見直し	22年度中に実施	各海外事務所について、廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
25	取引関係の見直し	民間からの出向者数の見直し	23年度から実施	民間からの出向者数については、平成22年４月の事業仕分け結果を踏まえ、計画的に抑制する。

経済産業省　日本貿易振興機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	我が国中小企業等の国際ビジネス支援	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある８か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。
		海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。
		事業規模の見直し	23年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、経費の縮減等の措置を講じつつ、海外有力展示会への出展に係る中小企業への支援、ミッション派遣の際の相手国政府等との調整、海外市場動向を踏まえた輸出有望案件の発掘等、これまでに構築された内外のネットワークをいかした事業に重点化するとともに、国内事業者向けＥＰＡ制度の情報提供等、必要性の低下した事業を廃止し、事業規模を見直す。
		利用料金等の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	国内外で提供している各種サービスについて、無償・有償の範囲の検討や利用料金等の見直しを行い、自己収入の拡大を図る。
02	対日投資拡大	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の縮減	23年度中に実施	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）テンポラリーオフィスについて、企業の入居率が低いものがあることなどを踏まえ、その規模について見直し、効率化した上で、入居率が改善しないものは廃止する。
		対日投資ハンドブック発行事業の廃止	22年度中に実施	対日投資ハンドブック発行事業を廃止する。
03	開発途上国との貿易取引拡大	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものへの特化	23年度中に実施	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAに基づき相手国に対して行う専門家派遣等産業協力事業、TICADIVのフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則として実施しないこととする。
		ASEAN・インド物流円滑化支援事業の廃止	22年度中に実施	ASEAN・インド物流円滑化支援事業を廃止する。
04	調査・研究等	アジア経済研究所の日本貿易振興機構との統合効果の検証	23年度中に実施	アジア地域等の調査業務については、アジア経済研究所と日本貿易振興機構の統合によるシナジー効果を検証しつつ、両者の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	敷金・保証金等	22年度及び23年度以降実施	敷金・保証金等（約353億円）を国庫納付する。
06		有価証券評価差額金	23年度中に実施	有価証券評価差額金（約6.2億円）を国庫納付する。
07		JETRO会館	23年度中に実施	JETRO会館を国庫納付する。
08	事務所等の見直し	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進（再掲）	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある８か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。
09		海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止（再掲）	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。
10	事務所等の見直し	職員宿舎の集約化、職員宿舎の自己負担割合の見直し	22年度中に実施	低い入居率等効率的利用が図られていない職員住宅を見直し、集約化を図る。また、職員宿舎の職員の自己負担率については、国家公務員の負担率に準じ、引上げを検討する。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（人件費の抜本的改革）を踏まえ、ラスパイレス指数を更に引き下げるため、賞与の引下げ等の措置を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12	人事管理の見直し	現役出向の見直し	22年度から実施	現役出向については、その必要性を検証し、適材適所を徹底する。
13	業務運営の効率化等	管理費の見直し	22年度から実施	管理費を抜本的に見直し、縮減する。

経済産業省　原子力安全基盤機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	検査等業務	国の判断・責任の下で実施	23年度から実施	事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
02	安全審査等関連業務			
03	防災関連業務			
04	調査、試験、研究等業務			
05	情報の収集、整理等業務			
06	防災関連業務（再掲）	業務の重点化	23年度から実施	軽水炉における防護対策計画の策定手順等については、知見が蓄積されてきたことから、新型炉・核燃料施設事故や複合事故への対応など、より専門性の高い防災対策に重点化する。
07	調査、試験、研究等業務（再掲）	外部評価の充実	23年度から実施	計画段階からの外部評価を充実することにより、規制の充実・高度化に直結するものに重点化する。
08	情報の収集、整理等業務（再掲）	業務の重点化	23年度から実施	情報収集業務については、民間データベースの活用や収集対象とする情報の絞込み等により効率化を図り、事故トラブル情報の分析業務に重点化する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
09	事務所等の見直し	ワシントン事務所の徹底的な効率利用	22年度から実施	海外事務所（ワシントン）については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。
10		本部事務所の見直し	23年度以降実施	緊急時対応の必要性を踏まえた上で、効率化の観点から、２か所の本部事務所を早期に統合する。
11	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善等	22年度から実施	公告期間の延長、情報提供の促進、分りやすい仕様書等の作成、入札説明会の開催、応札要件の緩和等を講じ、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。 また、公益法人との契約については、一般競争入札に趣旨に反していないかどうかの観点から徹底的に見直す。特に継続的に契約の相手方となっている公益法人との契約については、ゼロベースで見直す。
12	業務運営の効率化等	管理・業務支援等のIT総コストの削減	22年度から実施	サーバリース費用、運用管理費用、ランニングコスト等の削減等を図り、平成23年度のIT総コストを平成22年度比で30%以上の削減を達成する。

経済産業省　情報処理推進機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	情報セキュリティ等対策の推進	国費の縮減及び仕組みの見直し	23年度中に実施	情報セキュリティ対策業務の実施体制を見直し、予算の効率的な執行、人件費の節減等により一層のコスト削減努力を行い、重点化する。
02	情報システムの信頼性の向上	民営化を含めた抜本的な見直し	24年度中に実施	これまでの事業の成果が情報システムの信頼性の向上にどのように貢献したかを厳格に評価し、民間による事業の代替可能性を検討した上で、事業の在り方を抜本的に見直す。その際、適切な受益者負担の在り方も検討する。
03	高度IT人材の育成（スキル標準等）	民間では代替困難な業務以外の廃止	24年度中に実施	情報処理技術者試験以外のIT人材の育成業務については、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など、民間では代替が困難な業務に特化し、他の業務は廃止する。
04	高度IT人材の育成（情報処理技術者試験等）	試験実施業務の民間実施	23年度中に実施	平成22年11月の事業仕分け結果を踏まえ、公的な試験という位置付けは維持しつつ、試験の企画業務（問題作成等）以外の試験実施の業務のすべてを民間で実施する。地方組織（６地方支部）は全廃する。
05	オープン・クラウド環境整備	事業の廃止（独立行政法人の事業として行わない）	23年度中に実施	緊急性、官民の役割分担を踏まえ、独立行政法人の事業としては廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
06	不要資産の国庫返納	信用基金	22年度中に実施	債務保証事業の廃止に伴い、信用基金（約90.5億円）を国庫納付する。
07		一般勘定の資産	23年度中に実施	信用基金を除く一般勘定の資産についても精査した上で、金額が確定次第、40億円以上の国庫納付を行う。
08		地域事業出資業務勘定の出資金	22年度中に実施	解散分配金（約11.4億円）を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所の廃止	24年度末までに実施	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所を廃止する。
10	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
11	業務運営の効率化等	出版物の有料化による自己収入の拡大	22年度から実施	印刷製本物やセミナー等の有料化を順次実施し、自己収入の拡大を図る。

経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	石油等探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出資・債務保証）	厳格なリスク審査体制及び案件管理体制の構築	22年度から実施	資源確保に向けた支援を適切に図る一方で、出資金の回収可能性や保証債務の返済確実性を一層高めるため、案件採択時の厳格なリスク審査及び採択後の適切な案件管理を実施する。
02	金属鉱物探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出融資・債務保証）			
03	技術開発	補助率の見直し、事業の重点化	23年度から実施	GTL（天然ガスの液体燃料化）技術実証研究事業については、民間企業からの資金導入を促進する観点から、補助率を３分の２から２分の１に引き下げるとともに、石油開発促進事業については、基盤研究、国際研究協力の案件の厳選により事業の重点化を図る。
04	調査・情報提供	海外地質構造調査等事業の重点化	23年度から実施	海外地質構造調査等事業の予算規模については、資源確保に向けた取組を適切に図る一方で、調査対象地域の厳選により事業の重点化を図る。
		探査船「資源」による海洋資源探査事業の実施体制の見直し	22年度から実施	探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐり、問題が発生したことにかんがみ、同事業の実施体制について、コスト、契約内容等の精査により実施体制の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。
05	国家備蓄（石油・石油ガス）統合管理	国家石油備蓄管理に係るコストの削減	22年度から実施	国家石油備蓄基地の統合管理受託業務について、安定的な操業と安全の確保を図りつつ、一般競争入札の導入、基地修繕保全等の委託費の精査等によりコスト削減を図る。
06	民間備蓄に関する支援業務（民間備蓄融資、共同備蓄出融資）	資金調達の着実な実施	22年度から実施	民間備蓄融資に係る資金の調達については、安定性かつ効率性を踏まえつつ、着実な実施に努める。
07	希少金属鉱産物（レアメタル）備蓄事業	国家備蓄の着実な実施	22年度から実施	国家備蓄の機動的な積み増し、放出を可能とする体制の整備、短期的な供給障害に備えるための国家備蓄物資の安全・適切な管理運営を効率的かつ着実に実施する。
08	鉱害防止事業に係る地方公共団体等への技術支援等業務	鉱害防止対策に資する技術支援の重点化	22年度から実施	鉱害防止対策に資する技術支援については、地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高いものに重点化を図る。
09	鉱害防止事業に係る融資	鉱害防止義務者等に対する着実な支援	22年度から実施	鉱害防止事業への融資については、鉱害防止事業計画の妥当性等について技術的な知見を十分活用して審査を行い、確実な鉱害防止事業の実施を効率的に支援する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
10	不要資産の国庫返納	鉱害保証債務基金	22年度中に実施	鉱害保証債務基金（約2.9億円）を国庫納付する。
11		宿舎買換資金残（石油、金属）	22年度中に実施	旧宿舎の売却収入のうち、新宿舎の買換資金に充当した分を除いた残金（約3.3億円）を国庫納付する。
12		運営費交付金債務	22年度中に実施	使用する見込みがなくなった運営費交付金債務（約24億円）を国庫納付する。
13		箱根研修施設	22年度中に実施	箱根研修施設を国庫納付する。
14		旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫	22年度中に実施	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、処分を完了する。
15	事務所等の見直し	石油備蓄基地事務所の見直し	22年度中に実施	石油備蓄基地事務所の業務について、安全性を確保しつつ、人員配置等の精査により、経費縮減等の見直しを図る。
16	事務所等の見直し	JOGMEC東京カンファレンスルームの処分	23年度中に実施	JOGMEC東京カンファレンスルームは、本部移転後に処分する。
17		海外事務所の廃止又は共用化	22年度から実施	海外事務所について、資源国との関係強化、探鉱開発プロジェクト発掘等の観点から、設置の必要性について見直す。また、施設の共用化・効率化を推進するための検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。
18	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。
19		内部統制の強化	22年度から実施	複数年継続している競争性のない随意契約を始め、契約全般について、コスト、契約内容等の精査により契約の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。 また、本法人が行う入札、執行管理、確定・監査等の一連の契約管理体制全般を見直すとともに、コンプライアンスの強化に向けた具体的な取組を行い、探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる問題と同種の問題を発生させない組織運営体制を確保する。
20	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

経済産業省　中小企業基盤整備機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	相談・助言・情報提供事業	事業の重点化、日本貿易振興機構との連携強化	22年度から実施	民間や自治体で実施している支援と本法人で行うべき支援について整理し、重点化を図る。また、国際展開支援に関して日本貿易振興機構等との連携強化を図る。
02	ハンズオン等支援事業			
03	ファンド出資事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、地域応援ファンドは廃止し、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図り、事業規模を見直す。
04	インキュベーション事業（施設の整備・運営）	自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分	23年度から実施	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、自治体等でも施設が整備・運営されていることを踏まえ、将来的には自治体等に施設及び事業を順次移管する方向で検討を開始する。 特に、入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。
		運営の効率化	23年度から実施	各施設へのインキュベーション・マネージャーの配置方法等について見直し、人件費及びその活動に要する費用について効率化を図る。
05	研修事業（大学校）	中小企業大学校の在り方の見直し	23年度から実施	中小企業大学校については、自治体・民間との調整を進めつつ、中小企業に真に必要な研修の機会を維持するとの前提で、廃止も含め、効果的・効率的な研修の在り方について検討し、具体的な結論を得て実施に着手する。
06	高度化事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、「連鎖化事業」や「経営改革事業」など、政策意義が低下した事業については廃止するとともに、事業メニューの見直しにより重点化し、事業規模の見直しを図る。
		貸付資金の回収の強化	22年度から実施	貸付資金の回収を強化する。
07	小規模企業共済事業	繰越欠損金の解消	引き続き実施（35年度ころまで）	平成21年度に策定された繰越欠損金削減計画に沿って、策定後15年間で繰越欠損金の解消に努める。
08	中小企業倒産防止共済事業	貸付債権の回収率の向上、管理コストの縮減	22年度から実施	貸付債権の回収率の向上に引き続き努める。管理コストについて、「業務・システムの最適化計画」等によりコストの縮減を図る（小規模共済事業と共通）。
09	直接出資・債務保証	不要額の国庫返納等	22年度以降実施	第２種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
			23年度以降実施	また、事業再生円滑化債務保証、事業再構築円滑化等債務保証について、平成23年度末までの実績を踏まえ、それ以降の制度利用見込みについて分析・評価する。その結果必要な場合には基金規模の見直しを行い、不要額について国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
10	不要資産の国庫返納	一般勘定流動資産相当の余剰資金2000億円	23年度から実施	一般勘定資産について、可及的速やかに2000億円を国庫納付する。その際、機構全体の財務の健全性が確保されるよう納付方法に留意するとともに、緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意する。
11		第１種信用基金	22年度中に実施	第１種信用基金（約28億円）を国庫納付する。
12		第２種信用基金（再掲）	22年度以降実施	経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
13	不要資産の国庫返納	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金	22年度中に実施	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金について、その一部（４億円）を国庫納付する。
14		施設整備等勘定の出資金	22年度中に実施	出資先第３セクターの清算による回収金（約1.2億円）を国庫納付する。
15		産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金	23年度中に実施	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金について、利子補給事業が終了後、その残余（約0.1億円）を速やかに国庫納付する。
16	事務所等の見直し	地方事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	地方事務所については、日本貿易振興機構の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。
17		RIN常設展示場の廃止	23年度中に実施	地域資源アンテナショップRIN常設展示場を廃止する。
18		試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体移管	22年度以降実施	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図る。
19		インキュベーション施設の廃止又は自治体等へ移管（再掲）	23年度以降実施	入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。
20		工業用水道施設の福岡県への早期移管	25年度までに実施	工業用水道施設については、福岡県への早期移管に向け、引き続き交渉を進める。
21		福利厚生施設として利用する共用持分権の売却	22年度中に実施	福利厚生施設として利用する共用持分権については、売却手続を完了する。
22	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の段階的廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

国土交通省　土木研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	安全・安心な社会の実現に向けた研究開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、港湾空港技術研究所における研究との連携を強化する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する道路・河川等に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02	生き生きとした暮らしの出来る社会の実現に向けた研究開発等			
03	国際競争力を支える活力ある社会の実現に向けた研究開発等			
04	環境と調和した社会の実現に向けた研究開発等			
05	北海道の農水産業の基盤整備に向けた研究開発等			
06	その他基礎的・先導的な研究開発等			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）	23年度中に実施	売却が不可能な場合は早急に現物納付する。
08	事務所等の見直し	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化等	24年度中に実施	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携を強化する。
09		寒地技術推進室の集約化	24年度中に実施	寒地土木研究所のうち現在４か所ある寒地技術推進室の支所について、業務運営の効率化等の観点から集約化する。

国土交通省　建築研究所

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	22年度中に実施（該当研究課題の廃止）	基準作成関連研究に重点化する観点から、「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究を廃止する。 大型実験施設については、研究内容に応じて他法人（例：防災科学技術研究所）の施設を積極的に活用する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する建築・都市計画に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
			23年度から実施（その他）	

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省　交通安全環境研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	自動車等に係る安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効利用確保に関する国の技術基準策定等に資する研究等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、実用化の目途が明確になっていないため、廃止する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する自動車・鉄道の安全・環境分野における基準案の策定、施策の企画立案等に資する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02	鉄道等に係る安全の確保及び環境の保全に関する国の技術基準策定等に資する研究等			
03	自動車のリコール技術検証業務	効率的な実施体制の検討	23年度以降実施	自動車リコール技術検証業務・審査業務の強化に当たり、自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討する。
04	自動車の審査業務			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	組織体制の整備	自動車事故対策機構からの自動車アセスメント事業の移管	23年度から実施	平成23年度においては、自動車事故対策機構からの移管について、本法人の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。

国土交通省　海上技術安全研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	「繊維工程における生産性向上のための技術開発」については、日本財団の助成事業により日本中小型造船工業会が同種の調査等を実施するなど民間による取組が行われており、本法人が必ずしも実施する必要がないため、このような研究は国から民間への研究助成等に移行することにより廃止する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する船舶・海洋構造物等に関する安全・環境基準や海難事故に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	大阪支所の移管を検討	23年度中に実施	大阪支所については、三鷹本所への統合による廃止又は中小企業等の活用が見込まれる実験施設の自治体等への移管を検討する。
03	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省　港湾空港技術研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	安心して暮らせる国土の形成に資する研究	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	港湾・沿岸域での中小型風力発電システムの具体的利用についての研究については、海上技術安全研究所において、洋上風力発電システムの安全評価等の研究を実施していることから、海上技術安全研究所と連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02	快適な国土の形成に資する研究			
03	活力ある社会・経済の実現に資する研究			

国土交通省　電子航法研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、今後の空港整備の方向性等に関わる研究であり、他の研究開発機関との連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する航空管制に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行い、事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する６研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02	混雑空港の容量拡大に関する研究開発			
03	予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発			

国土交通省　航海訓練所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	航海訓練事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に訓練負担金(平成21年度月額5,000円)を、航海訓練を委託している船員教育機関15校（商船系大学２校、商船系高等専門学校５校、海技教育機構の海技大学校１校、海上技術短期大学校３校及び海上技術学校４校。以下同じ。）と協議し、毎年、月額1,000円ずつの引上げを図る（平成27年度月額11,000円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（各船員教育機関及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。
		自己収入の拡大	22年度から実施	教科参考資料の市販等により、自己収入の拡大に努める。
		船舶の代替建造に併せた業務の効率化	代替船の運航時以降実施	老朽化している練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、必要最小限の規模の練習船とすることで燃料等運航経費を縮減する。
		船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校との連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	組織体制の整備	船舶の代替建造に併せた要員の縮減	代替船の運航時以降実施	練習船「大成丸」の代替建造に伴う練習船隊の整備に併せて、要員を縮減する。

国土交通省　海技教育機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	船員養成・再教育事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に海上技術学校及び短期大学校の授業料（平成21年度月額5,000円）を公立高校並に引き上げる（平成27年度月額9,900円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（授業料及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。
		船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校（商船系大学２校、商船系高等専門学校５校、海技教育機構の海技大学校１校、海上技術短期大学校３校及び海上技術学校４校。以下同じ。）の連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	海技大学校児島分校	22年度以降実施	児島分校（倉敷）を国庫納付する。
03	事務所等の見直し	児島清算室の廃止	22年度以降実施	児島清算室を廃止する。

国土交通省　航空大学校

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	航空機操縦士養成事業	受益者負担の拡大	22年度から実施	卒業生は基本的に全員が民間航空会社に就職している実態や、操縦士の養成の際に多くの経費を要している実態を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させることとし、その具体的な内容について次期中期計画において示す。 また、その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。
		私立大学の養成課程への協力	22年度から実施	航空機操縦士の養成における民間参入拡大のため、私立大学等の民間養成機関における航空機操縦士の養成が安定的になされるように、民間養成機関への技術支援を着実に実施する。

国土交通省　自動車検査独立行政法人

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	被害者援護業務	－	－	－
02	安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実施	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。 指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。
03	自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管	23年度から実施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	支所の合理化	22年度以降実施	経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。

国土交通省　鉄道建設・運輸施設整備支援機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	鉄道建設等業務	コスト縮減の取組等の推進	22年度から実施	現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開する。
02	鉄道助成業務（補助金等交付業務等）	補助金交付業務の一部の国への移管	23年度から実施	補助金等交付業務については、交付先・内容が特定的なものである「財団法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。
03	特例業務（国鉄清算業務）	利益剰余金の国庫納付	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
04	船舶の共有建造等業務	財務内容の健全化の向上等	22年度から実施	今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、その結果を次期中期目標等に反映する。
05	高度船舶技術開発等業務	利子補給及び債務保証業務の終了	22年度中に実施	利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了する。
06	造船業構造転換業務【経過業務】	－	－	－
07	基礎的研究業務	法人の業務としては廃止	24年度以降実施	法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。
08	内航海運活性化融資業務	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容
09	不要資産の国庫返納	特例業務勘定の利益剰余金	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
10		鉄道施設貸付・譲渡事業の出資金	22年度中に実施	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億5000万円を国庫納付する。
11		高度船舶技術開発等業務における信用基金	23年度中に実施	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）10億円を国庫納付する。
12	事務所等の見直し	地方機関の見直し	23年度以降実施	国鉄清算事業東日本支社（大宮）、国鉄清算事業西日本支社（淀川区）、品川作業所等について、土地処分の進ちょく等に応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設本部東京支社（芝公園）について、事務所借上経費を削減する観点から、移転等を検討する。
13	職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
14	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

国土交通省　国際観光振興機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等	企画・立案・調査業務の国への移管、民間との役割分担	23年度から実施	企画・立案・調査に関わる業務は国（観光庁）に一元化し、法人は海外事務所を基盤とした業務に重点化する（例：調査事業については、海外で実施する必要のあるもののみを法人が行い、国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査は国に移管する。）。 民間と競合する海外プロモーションの国委託事業へは不参加とし、民間にゆだねる。
		法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）の廃止	23年度から実施	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）を廃止する。民間委託は業務の効率化を図った上で行う。
		通訳案内士試験業務の民間等への移管	24年度以降実施	通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	事務所等の見直し	海外事務所13か所の統廃合等	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際交流基金の事務所との共用化等を図る。
03			22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
04		本部事務所の移転	23年度以降実施	経費節減の観点から、本部事務所（有楽町）を移転する。

国土交通省　水資源機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	－	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の６事業の完了をもって終了する。
02	ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。 ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。 これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
04	取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	平成22年６月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。
05	保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。
06	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

国土交通省　自動車事故対策機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	被害者援護業務	－	－	－
02	安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実施	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。 指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。
03	自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管	23年度から実施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
04	事務所等の見直し	支所の合理化	22年度以降実施	経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。

国土交通省　空港周辺整備機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	民家防音事業、移転補償事業、再開発整備事業、緑地造成事業（いわゆる空港周辺環境対策）	事業規模の縮減	23年度以降実施	周辺環境対策の進ちょく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。
		大阪国際空港事業本部の業務移管	23年度以降実施	大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に併せて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。
		福岡空港事業本部の業務については今後検討	23年度以降実施	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	業務運営の効率化等	組織・人員の縮減等	22年度以降実施	周辺環境対策の進ちょくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。

国土交通省　海上災害防止センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	防災措置業務	民間主体への移行	24年度以降実施	油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とする。
02	機材業務			
03	訓練業務			
04	調査研究業務			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	政府出資金の国庫返納	防災基金に係る政府出資金	24年度以降実施	民間主体への移行に際し、今後とも防災基金に対する国の関与を維持しつつ、現センターが独立行政法人として受け入れている政府出資金3.27億円については国庫納付する。

国土交通省　都市再生機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	事務・事業全般について	事務・事業全般の見直し及び機構の在り方の検討	22年度から実施	機構は、14兆円の負債及び3500億円の繰越欠損金を有していることから、これによる将来的な国民負担の発生を避けるため、以下の取組を含め、事務・事業全般について抜本的な見直しを行い、これを踏まえた新たな経営改善計画を策定する。また、組織の見直しを含め、機構の在り方について検討する。
02	都市再生事業	都市再生事業実施に係る基準を明確化し、事業規模の縮減	22年度から実施	事業実施に係る４基準 ・政策的意義を有していること ・民間のみでは実施困難な要因を有していること ・機構の事業採算性が確保されていること ・事業実施において適切な民間誘導がなされること について、新たな基準に盛り込むべき事項を平成22年中に作成し、平成23年度予算案に反映させるとともに、今後の事業規模の縮減を図る。 また、リスク管理や事業中止の判断、事業を適切に推進していく上で必要な事項について、併せて検討する。
03	賃貸住宅事業	市場家賃部分の民間への移行、高齢者・低所得者向け住宅の自治体又は国への移行	23年度から実施	機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来に渡る収入を上回るようにする。 機構が保有する住宅のうち、政策的に公的関与の必要性の低いものについては、民間への移行を積極的に進める。まずは都心部の高額家賃物件から民間への入札を実施することとし、その結果を踏まえ、さらに、上記の考え方にのっとり、民間への移行を進める。また、築年数や入居状況、将来需要の見通し等を踏まえて用途転換や集約化を進める住宅については、それらを着実に進めるとともに、それに伴って発生する余剰地については、公的な利用を図るほか民間への処分等を着実に進める。 あわせて、自治体における政策上の必要性を十分に踏まえ、自治体への譲渡等に向けた協議を進める。 これらの内容については、定期的に検証・精査する枠組みを構築するとともに、毎年度、適切な情報公開を進める。 以上の措置の実施に際しては、居住者の居住の安定に配慮しつつ、丁寧に進める。 なお、機構が保有している住宅については、管理業務を一般競争入札等により実施するなど、可能な限り管理コストの縮減を図る。また、自治体への譲渡等に向けた協議が成立しなかった住宅については、自治体と連携した適切な管理・運営の仕組みの構築を図るとともに、住宅管理の在り方について検討する。
04	ニュータウン事業	土地の供給・処分完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	現在実施中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。
05	特定公園施設業務	業務完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	公園管理者との調整、施設譲渡等を行い、平成30年度までの業務完了に向けた取組を促進する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
06	保有資産の見直し	本社及び新宿アイランドタワー	23年度以降実施	本社及び新宿アイランドタワーについて、自ら保有するよりもコストを削減する観点から、処分・移転について検討する。
07		研修センター	23年度以降実施	研修センターを廃止し、早期に処分する。
08		賃貸事業用事務所等施設等の処分	22年度から実施	賃貸事業用事務所等施設、居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）、分譲住宅団地内賃貸施設及び倉庫について、計画・条件に従って順次売却を進める。
09	職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
10	取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、競争性のない随意契約は、事務所賃貸借等の真にやむを得ないものに限定し、それ以外は、平成22年度までに競争性のある契約に移行する（平成25年度から前倒し）。一者応札については、再入札の実施や公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、競争性を確保する。
11		関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。
12		関係法人の整理・統廃合等	23年度以降実施	機構と関係法人の複雑な資本関係を整理する観点から、関係法人の整理・統廃合について、早急に工程表を策定する。また、引き続き、機構から関係法人への再就職あっせんは行わないなど、不適切な再就職を生じさせないための措置を講じる。
13	人件費等の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	職務・職責に応じた給与体系の運用、業務の見直しとあわせた組織のスリム化・管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費や一般管理費の一層の抑制に取り組む。
14	組織体制の整備	外部評価の適切な反映	22年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省　奄美群島振興開発基金

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	保証業務	財務内容の健全化の向上	22年度から実施	審査の厳格化、事業者に対する経営・再生支援の措置等によるリスク管理債権の削減、債権管理・回収の強化等により、財務内容の健全化に努める。
02	融資業務			

国土交通省　日本高速道路保有・債務返済機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等	高速道路会社も含めた債務残高の公表の検討	23年度から実施	本法人の決算時において、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表することを検討する。
		道路管理者（国）の権限代行に係る業務の効率的実施	23年度から実施	高速道路の管理業務効率化の観点から、本法人が行っている道路管理者（国）の権限代行業務について、特殊車両通行許可の事務において包括的な事前協議を実施するとともに、道路占用許可の事務においてチェックリストを導入し、業務の見直しを行う。
02	本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等	－	－	－

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
03	事務所等の見直し	東京事務所の移転	22年度から実施	経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について検討する。

国土交通省　住宅金融支援機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	証券化支援事業	ALMリスク対応出資金の国庫返納	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
		金利変動準備基金の国庫返納	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
02	住宅融資保険事業	廃止	24年度から実施	平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ（平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乗せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
		高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。
03	住宅資金貸付事業	賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
		高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。
		まちづくり融資の廃止	24年度から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
04	既往債権管理業務	－	－	－
05	団体信用生命保険事業	－	－	－
06	住情報提供事業	廃止	23年度から実施	事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。）。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
07	不要資産の国庫返納	ALMリスク対応出資金	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
08		金利変動準備基金	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
09		証券化支援事業に係る政府出資金2000億円	22年度中に実施	平成21年度第１次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（2000億円）について、確実に返納する。
10	不要資産の国庫返納	まちづくり融資に係る政府出資金300億円	22年度中に実施	平成21年度第１次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（300億円）について、確実に返納する。
11	事務所等の見直し	見直し計画を早期に策定	22年度から実施	平成22年度中に、本部、事務所、宿舎、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舎等の統廃合を検討する。
12	職員宿舎等の見直し	職員宿舎及び公庫総合運動場の処分	22年度から実施	職員宿舎及び公庫総合運動場について、売却を進める。
13	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

環境省　国立環境研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	研究事業①　重点研究プログラム	環境研究の効率的な実施	23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、森林総合研究所において関連する研究が行われていることから、今後とも両研究所間で研究課題の重複の排除を図りつつ、当該研究機関との連携を強化する。
02	研究事業②　基盤的な調査・研究活動		23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。
03	研究事業③　知的研究基盤の整備		23年度から実施	環境試料等の収集・保存については、環境試料の長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りつつ行うこととし、研究資材のコスト縮減に資するよう効率的・効果的に取り組む。
04	環境情報の収集・整理・提供に関する業務	情報提供の効率化	23年度から実施	刊行物の発行部数等を見直すとともに、研究内容等の情報発信を国民に分かりやすい形で行う。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	生態系研究フィールドⅡ（実験ほ場）	27年度以降実施	生態系研究フィールドⅡ（実験ほ場）については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。
06	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
07	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。
08	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	23年度から実施	競争的な外部資金を獲得するよう努めるほか、民間等からの研究受託を更に推進し、自己収入の拡大を図る。
09	内部統制の強化	コンプライアンス委員会の設置等	22年度から実施	本法人が策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成22年９月）に基づき、コンプライアンス委員会を速やかに設置し、チェック体制の早期構築等を図る。

環境省　環境再生保全機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。
02	公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実施	「そらプロジェクト」の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。 ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。
		事業実施効果の的確な把握	22年度中に実施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。
03	地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23年度から実施	NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。
04	PCB廃棄物処理助成業務	助成業務の適正な実施	22年度から実施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方策を踏まえ、適正に実施する。
05	最終処分場維持管理積立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22年度から実施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。
06	石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	25年度までに実施	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第６条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。
07	承継業務（旧環境事業団から承継した貸付け事業等に係る債権の管理・回収）	債権回収額の増大	23年度から実施	返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄による回収の計画的な実施、サービサーへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	戸塚宿舎	23年度以降実施	戸塚宿舎を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	本部事務所の会議室等の縮減	25年度までに実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。
10		大阪支部の廃止	25年度までに実施	大阪支部を廃止する。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12	組織体制の見直し	組織体制の効率化	23年度から実施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。

防衛省　駐留軍等労働者労務管理機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	駐留軍等に対する労務提供等	業務の在り方の見直し	22年度から実施	米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化及び大幅な要員縮減に取り組む。あわせて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置を講ずる。
		ほう賞事業の見直し	22年度から実施	駐留軍労働者に対するほう賞事業については、その在り方の見直しを在日米軍等と協議する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置			実施時期	具体的内容
02	不要資産の国庫返納	コザ支部	23年度中に実施	コザ支部の土地等を速やかに国庫納付する。
03		支部事務所	23年度以降実施	各支部の事務所については、業務の在り方の見直しを踏まえ、近傍に所在する防衛事務所庁舎への入居などを検討し、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。その結果、本法人が保有する支部の土地等のうち、不要となるものを国庫納付する。
04	事務所等の見直し	本部事務所の移転等	22年度中に実施	本部事務所については、早期に本部機能を集約化し、賃借料の縮減を図ることのできる場所に移転する。

資料 31　独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

平成 24 年 1 月 20 日
閣　議　決　定

Ⅰ　独立行政法人の制度及び組織の見直しの背景と基本的考え方

独立行政法人制度は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施することが必要な事務・事業につき、一般的な行政組織とは別に実施することが必要な専門性の高い分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な実施が求められる分野等について、国からの一定の関与を保持しつつ国から独立した組織体が政策を実施することによって、より質の高い行政サービスの提供を目指す仕組みであった。

しかしながら、独立行政法人制度については、創設から 10 年以上が経過し、組織の在り方と業務運営の両面で綻びが露呈するに至っている。
政府は、平成 21 年 12 月、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」を閣議決定し、同 22 年４月には独立行政法人の事務・事業に係る事業仕分けを実施した。また、同年 12 月には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を閣議決定し、これらに基づく取組を行ってきたが、その過程において、

① 主務大臣や監事による法人の外部・内部のガバナンスが不十分であること（組織規律の問題）
② 運営費交付金の使途が不透明であり、無駄や非効率な業務運営が生じていること（財政規律の問題）
③ 目標設定が不明確であり、客観的な評価が困難なこと。また、評価に府省横断的な統一性がないなど、評価の実効性が欠けていること（目標・評価の問題）
④ 業務運営に対する第三者のチェックが不足しているほか、不要資産の保有、不透明な取引関係の存在など業務運営の透明性が低いこと（説明責任・透明性の問題）

などが明らかとなった。

また、現行の独立行政法人制度は、様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人全てを一律の制度にはめ込んでおり、独立行政法人に期待されていた国の政策を効果的に実施する機能が十分に発揮できない仕組みになっていると考えられる。

我が国の厳しい財政状況や、東日本大震災からの復興に向けて政府を挙げての取組が求められている状況に鑑みれば、独立行政法人制度についても、上記の問題に的確に対応した新たな法人制度に再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠である。

このような認識の下、今般、全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を、以下に掲げる考え方に沿って抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置を取りまとめた。

① 国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間との関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し、廃止や、自律的な経営が可能な法人の民営化等を実施する。
② 廃止又は民営化等を行うべき法人以外の法人については、各法人の事務・事業の特性に着目して類型化し、類型ごとに最適なガバナンスを構築する。
③ 類型を踏まえつつ、政策実施機能の強化や効率性の向上の観点から法人を再編する。
④ 新たな法人制度に共通するルールを整備する。

今後、この改革の実施に必要な措置を速やかに講じ、新たな法人について、その政策実施機能が最大限に発揮され、国民からの信頼を確保し得るものとなるよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

Ⅱ　独立行政法人の制度の見直し

１．法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築

現行の独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな法人制度を構築するに当たっては、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、以下のような分類を行った上で、それぞれについて最適なガバナンスを構築することにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにすることが必要である。

新たな法人制度に位置付けられる法人については、その事務・事業の特性を踏まえ、国の関与の在り方の違い等に鑑み、大きく次の二つに分類することができる。

① 一定の自主的・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を行うことにより、主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められる法人（以下「成果目標達成法人」という。）
② 国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人（以下「行政執行法人」という。）

これらの法人についてのガバナンスの在り方については、以下のとおりである。

なお、固有の根拠法に基づき設立される法人や、既存の法体系を活用して設立される法人については、それぞれの法体系の下で業務運営を行うこととなる。

⑴　成果目標達成法人

成果目標達成法人は、多種多様な事務・事業を実施しており、それぞれに期待される政策実施機能も様々であることから、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、一定の類型化を行った上で、当該類型に即したガバナンスを構築することとし、その具体的な内容については、別紙で示した類型に即し、必要に応じ個別法も含めた法制的な対応（ふさわしい名称を含む。）を行う。

なお、一つの法人において複数の類型に跨る事務・事業を行っている場合には、法人の経理を区分するなどした上で、複数のガバナンスが適用されることもあり得る。また、いずれの類型にも該当しない事務・事業を行う法人については、「２．新たな法人制度に共通するルールの整備」に示すガバナンスが適用されることになる。

①　研究開発型

法人の主要な業務として、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型

【構築すべきガバナンス】

・不適切な支出をより確実に抑止するため、研究領域や業務内容に応じて役員の分担・責務を明確にした業務管理を図るとともに、支出の内部チェックの取組の強化や、大規模事業の実施状況の透明性の向上等を図る。

・研究開発面における国際水準にも即した適切な目標設定・評価の双方に資するため、主務大臣の下に、学識経験者等（適切な場合は外国人も参加）から構成される専門の研究評価委員会（仮称）の設置を法定し、研究開発の専門性を踏まえた成果重視の実践的な評価を行う。なお、委員の任命に当たっては制度所管府省と協議するなど人選の適切性を確保する。その際、提言型政策仕分けの指摘等も踏まえ、時期を明確にした実効的な成果指標の設定を図るほか、評価に当たっては、国際的な動向等も踏まえた共通的運用を図るとともに、業務全般の点検等については、他の類型と同様に対応することとする。

・科学技術イノベーション政策を国家戦略として位置付け、その推進の司令塔機能を担う「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」の設置が内閣府で検討されているが、主務大臣による目標の設定、業務実績評価等に対する戦略本部の関与については、後述する制度所管府省に設置する第三者機関が果たす役割との関係を整理する必要があり、第三者機関は、主務大臣の判断の中立性・客観性を確保する観点から、他の類型に該当するものも含めた全ての法人について横断的に点検する。一方、戦略本部は、科学技術イノベーション政策を推進する観点から、例えば、国際水準で統一的な評価指針を整備した上で、点検するものと考えられる。このように両者による法人への関与の観点、役割分担等を整理し、法人に期待される機能を的確に発揮させる効率的な仕組みとし、いわゆる「評価疲れ」を生じさせないよう配慮する。なお、国家戦略に基づく重点化、府省・官民連携の促進等、効率的・効果的な推進体制の構築につながる国の研究開発に係る司令塔機能の強化等の見直しと併せ、研究資金の配分に係る戦略本部との役割分担や重複排除等の観点からの見直しなど、組織を含む各法人の在り方について必要な見直しを行うこととする。

・競争性、透明性、公正性、効率性等を確保しつつ、事務・事業の特性、調達する財・サービスの性質等を考慮した法人の契約・調達の基準やルールの構築について、更に検討する。この点も含め、世界の第一線と戦う研究開発の特性に応じ、国際的頭脳循環（ブレインサーキュレーション）の促進、イノベーション創出促進の観点からの自己収入の扱い、会計基準の在り方、適切な中期目標期間の設定等の仕組みや、これに関連する運用について、戦略本部の司令塔機能が的確に発揮され、その法人の業務に応じた適切な内容となるよう、関係部局とも協議し、法定化も含め必要な対応を行う。

②　文化振興型

美術品・文化財の保存・活用や芸能の振興等文化・芸術等の分野の振興に関する事務・事業を行う法人類型

【構築すべきガバナンス】

・有識者による審議機関を設置し、重要事項を審議する。
・民間等の資金の活用を図り、国の負担を増やさない形で事業を充実し、必要な収蔵品を機動的・効果的に購入等するための仕組み（基金）の整備を検討する。

③　大学連携型

大学との連携の下で、大学の運営等を支援する事務・事業を行っている法人類型

【構築すべきガバナンス】
・有識者による審議機関を設置し、重要事項を審議するほか、業務運営について法人の長に意見を述べるとともに、法人の長の任命に当たっては、主務大臣に意見を述べることとする。

④　金融業務型

政策的手段として出融資、債務保証等といった金融的手法による事務・事業を行っている法人類型

【構築すべきガバナンス】
・法人の財務状況を専門的に点検する体制の整備を図り、内部ガバナンスをより高度化する。
・金融庁検査がなじむ業務について、主務省と金融庁との連携、検査体制の整備を図った上で、金融庁検査を導入する。

⑤　国際業務型

世界各地に海外事務所を設置し、開発援助、文化交流、貿易振興及び観光振興といった国際関係業務を主な事務・事業とする法人類型

【構築すべきガバナンス】
・利用者の利便性向上のため、海外事務所の機能的な統合によるワンストップサービスの実現を図るなど、より効率的・効果的な業務運営を実現する。また、業務における事業連携及び海外事務所の機能的な統合を促進する目標・評価に係る共通ルールを設定する。

⑥　人材育成型

政策上必要と判断された特定の分野において、専門性の高い教育を実施することにより、当該分野を支える人材を育成する事務・事業を行う法人類型

【構築すべきガバナンス】
・授業料のほか、裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。
・法人の中期目標について、関係する職種への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、具体的・定量的な目標を設定する。

⑦　行政事業型

個別の法令に規定された事業を、補助金等の使途が定められた財源により行う法人類型

【構築すべきガバナンス】
・中期目標管理においては、業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について、主務大臣による評価を実施する。
・運営費交付金が充てられている事業の内容を精査し、可能な限り補助金等に切り替えるものとする。

⑵　行政執行法人

行政執行法人の行う事務・事業については、毎年度主務大臣からの具体的な指示等に基づき実施されていることから、中期的な目標管理にはなじみにくく、基本的に単年度ごとの目標管理の下で効率的な業務運営を図ることが適切である。また、執行に関する法人の裁量が小さいことから、意思決定の仕組みを必要最小限の簡素なものとすることが適当である。

【構築すべきガバナンス】
・確実な事務・事業の執行を確保するため、法人の業務全般にわたり、主務大臣が特に必要と認める場合には、法人に対する命令を発することができることとする。
・原則として中期目標管理を行わないこととし、毎年度、主務大臣が目標の達成状況についての評価を行う。主務大臣が行った評価結果については、後述する第三者機関において、中期的な管理が適切と考えられる設備費・人件費等の業務効率性に係る事項を含め、一定期間ごとに中立的・客観的な点検を行う仕組みとする。
・中期目標管理から毎年度の目標管理に変更することと併せ、交付金による事業については、その業務の執行に対する額について、毎年度、積算に基づき交付金を交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰り越しを認める。交付金

によらない事業については、事業の特性に対応した取扱いとする。
・単年度の財政措置とすることに伴い、交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

２．新たな法人制度に共通するルールの整備

新たな法人制度において、最適なガバナンスの下で法人がより的確に政策実施機能を発揮できるようにするため、各法人に共通して適用すべき事項は以下のとおりである。なお、行政執行法人については、中期目標管理を行わないという特性上、適用になじまないガバナンスが存在する。

⑴　法人の内外から業務運営を適正化する仕組みの導入

現行制度上、違法是正要求等、極めて限定されたものにとどまっている主務大臣の関与について、政策の責任主体である主務大臣が、法人の業務運営に関し、必要な場合に新たな措置を講じることを可能とするとともに、法人の内部ガバナンスについて、責任の明確化や監事の権限の拡充を通じ、その機能を強化することなどにより、法人の適正な業務運営を確保する仕組みを導入する。

①　国の関与の強化

○　毎年度の業務実績評価により、成果が不十分な場合や事務・事業が非効率と認められる場合、主務大臣が、業務運営の改善のための必要な措置を講じることができることとする。

○　法人の違法行為及びそのおそれがある場合や、著しく不適切な運営が明らかになった場合等に、主務大臣が、適正な業務運営を確保するための必要な措置を講じることができることとする。

②　監事機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化

○　監事等の調査権限を整備するとともに、監査報告の作成等に係る義務を明確にするほか、監事の任期を延長する。

○　法人の業務執行の適正化を図るため、内部統制システムの構築を義務化する。併せて、法人の長を始め役員及び会計監査人の業務運営上の義務を明確にし、その違反により損害が生じた場合の責任が的確に取られるよう、必要な措置を講じる。

③　役員任命の在り方

○　法人の役員の任命については、公務員の天下りに対する国民の厳しい批判を踏まえ、公募を活用し、透明性・公正性を確保しながら適材を得る仕組みを徹底する。

⑵　財政規律の抜本的な強化

現行制度上、使途が明示、公開されていない運営費交付金等について、法人運営への国の事前関与と事後評価を適切に組み合わせ、法人の経営努力を促進しつつ、財政資金の効率的・効果的な使用を徹底するとともに、財政規律を抜本的に強化する。

①　適正な財務運営のための基本ルール

○　本来の事務・事業の目的に沿った資金の活用を明確に義務付けるとともに、法人内部における不要資産の留保を防止する仕組みを構築する。

○　主務大臣の業務実績評価の結果を毎年度の交付金の算定に反映するほか、監事等による法人の業務運営の適正さを担保する仕組みや会計基準等の見直しを行うことにより、財務運営の適正化を図る。

○　法人の経営努力により自己収入の増加が見込まれる法人にあっては、受益と負担の関係を考慮した上で、自己収入の目標について可能な限り具体化・定量化し、自己収入の増加と経営努力との関係を明らかにすることにより、目標達成に向けた経営努力を促進する。

②　法人の主体的な経営努力を促進する仕組みの強化

○　自己収入の増加分のうち、経営努力の寄与の度合いが高いと認められる部分の一定割合は交付金の算定の際に控除しないこととする。一方、目標不達成の部分については、次期以降の交付金の算定の際に実質的に削減することにつき、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて判断する。

○　剰余金の処理の際に、法人の業務と交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を上回った自己収入の増加や交付金の節減努力による利益につき、一定割合について適切に経営努力を認める仕組みとする。また、一定の合理的理由が認められる場合には、中期目標期間を超える繰り越しを認める。

③　説明責任と透明性の強化

○　概算要求時及び年度計画において、法人の事業別の予算の積算（見積り）を添付するとともに、その執行実績を事業報告書に添付・公表することを法人に義務付け、業務運営の透明性と法人の説明責任を向上させる。

○　また、これにより、事業別の予算の積算と執行実績の乖離を把握し、相当程度乖離している場合には、その理由を明示する。

○　不要又は過大な会費の支出を含め不適切な支出をチェックし、公表する仕組みを構築する。

⑶　一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みの構築

政策の責任主体たる国（主務大臣）が目標を設定するものの、自ら評価を行わないという現行制度を見直し、政策実施機関としての法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効的で一貫性のある目標・評価の仕組みを構築する。

①　評価主体の変更等

○　法人の毎年度及び中期目標期間の業務実績の評価主体について、政策の一貫性を確保するため、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会から主務大臣に変更する。

○　目標設定の明確性・客観性や、評価の評語（Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ等）や基準について、府省横断的に統一性を持たせるなど、主務大臣が行う目標設定・評価の実効性を上げるために、制度所管府省がガイドラインの整備等を行う。

②　中期目標管理の仕組みの見直し

○　主務大臣が各事業年度の業務実績評価結果を踏まえ、中期目標の達成を図る観点から法人に対し所要の措置を講じることとするなど、実効性のある毎年度の評価の仕組みを構築する。

○　中期目標期間の業務実績評価の結果に基づき、次期中期目標の策定や法人の組織・業務の見直しに適切に反映できるよう、中期目標期間の終了時までに、業務実績評価及びそれに基づく措置が可能となるスケジュールによる中期目標期間の評価の仕組みを構築する。

③　法人の存続の必要性の検証

○　政策責任者である主務大臣が、中期目標期間の終了時までに、業務実績等を踏まえ、法人の存廃等の必要性について検証し、必要な措置を講じる仕組みを制度化する。

⑷　国民目線での第三者チェックと情報公開の推進

新たに設置する中立・公正な第三者機関による国民目線での点検等の仕組みと行政評価・監視、行政事業レビュー等の既存の仕組みを効果的に組み合わせ、法人の中期目標管理等に関する主務大臣の適正な対応を確保する仕組みを整備する。

また、法人の組織や業務運営の状況に関する情報について、国民に積極的かつ分かりやすく提供する取組を強化し、併せて、契約・調達等の透明性の向上や会計基準の見直し等を行う。

①　主務大臣の判断に係る国民目線での第三者チェックの仕組みの整備

○　主務大臣が行う法人の中期目標の設定や中期目標期間の業務実績評価等について、制度所管府省に設置する第三者機関が点検し、主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

○　評価結果について第三者機関による点検を行うほか、行政評価・監視の仕組みや行政事業レビュー等の手法について、事務の効率性にも配慮しつつ、それぞれの趣旨・目的を勘案して適切に組み合わせ、効果的に活用することにより、法人の業務運営の適正性を確保する。

○　法人の存廃等に係る主務大臣の判断について、公平・中立性の観点から第三者機関が点検し、主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

②　業務運営に係る情報公開の推進等

○　法人の組織・業務運営等の状況について、事業部門・間接部門別職員数、公務員ＯＢの再就職先との取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況に係る情報を新たに公表することとするなど、情報公開の内容を拡充する。また、国民向け説明会を開催するなど、法人に関する情報を国民に分かりやすく公表することとし、その具体的内容について更に検討する。

○　随意契約、一者応札等の見直しや契約・調達手法の多様化等、契約・調達の適正化を進める取組を促進するとともに、関連会社等との契約の透明性を高め、多額の不要額が認められる場合には適切に返納させる取組を強化する。また、法人の業務運営の透明性・公正性を確保する観点から、法人から関連会社等への再就職を法律により規制することとする。

③　会計基準等の見直し

○　法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業別に区分された情報を充実するとともに、事業と財源の対応関係を明らかにすることにより、原則として業務達成基準を採用すること等の見直しを行うこととし、詳細について更に検討する。

Ⅲ　独立行政法人の組織の見直し

各独立行政法人の組織について講ずべき措置は、別紙のとおりである。

Ⅳ　新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置

○　独立行政法人から新たな法人制度及び組織への移行に当たっては、次のような合理化を徹底する。

①　国を含む他の主体に事務・事業を移管した上で廃止する法人については、事務・事業の徹底した合理化を行った上で移管する。

②　民営化等を行う法人については、その業務が真に効率的かつ効果的に行われるものとなるよう、民業補完の観点に留意しつつ制度設計を行う。

③　他の法人との統合等を行う法人については、事務・事業及び組織をそのまま引き継ぐのではなく、整理・合理化を徹底的に行った上で統合する。役員の体制についても必要最小限の規模とする。

④　上記以外の法人についても、新たな法人に移行するに当たっては、事務・事業及び組織の維持を所与のものとせず、その徹底的な合理化を図る。

○　合理化・効率化を推進するに当たっては、間接部門における効率的なシェアードサービスや民間の専門家の知見を積極的に活用し、事業部門の再編、業務フローの見直し、業務処理システムの統一化等、真に実効性ある方策を講じるとともに、間接部門の余剰人材を事業部門に振り分けるなど、全体としての業務の最適化を図る。その際、中長期的な観点からの費用対効果分析も併せて行い、資源の有効活用を図る。

また、新たな組織形態に移行した後においては、上記の取組を始め、行政事業レビューの活用等により、事務・事業について不断の見直しを行う。

○　制度及び組織の見直しに基づく取組を進めるに当たっては、独立行政法人の職員の雇用の安定に配慮する。

○　独立行政法人については、我が国の厳しい財政状況や、政府を挙げて東日本大震災に対処する必要性に鑑み、新たな組織形態への移行までの間においても、現在の中期計画において定められている効率化等に関する取組の内容以上の取組を実施するなど、引き続き一層の合理化に努める。

○　この改革の実施に必要な措置については、平成26年４月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して講じるものとする。

別紙
各独立行政法人について講ずべき措置

内閣府

【国立公文書館】

○　公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）で定める法施行後5年を目途とする見直しの中で、特別の法人化を含めた検討を行う。

【北方領土問題対策協会】

○　成果目標達成法人とする。

消費者庁

【国民生活センター】

○　消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管する。

総務省

【情報通信研究機構】

○　研究開発型の成果目標達成法人とする。

【統計センター】

○　本法人は、国と連携を図りつつ、国の統計に係る製表事業等を確実かつ正確に実施することが求められているものであるが、今後の業務の在り方、当該業務を行う職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得る。

【平和祈念事業特別基金】

○　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法

律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）の規定に基づき、平成 25 年4月1日までの政令で定める日に廃止する。

【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

○ 郵政改革法案において、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」とされており、同規定に基づいた措置を講ずる。

外務省

【国際協力機構】

○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。なお、有償資金協力業務については金融業務型のガバナンスを適用する。

○ 本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

【国際交流基金】

○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。国際観光振興機構との統合あるいは連携強化の在り方について協議の場を設置し、検討を行い、本年度中に方向性について整理した上で平成 24 年夏までに結論を得る。

○ 本法人と国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

財務省

【酒類総合研究所】

○ 本法人を廃止し、必要な定員・予算を確保した上で、その機能を一体として国に移管する。

【造幣局】

○ 偽造等への緊急対応が可能となる柔軟性を確保しつつ、行政執行法人とする。

【国立印刷局】

○ 偽造等への緊急対応が可能となる柔軟性を確保しつつ、行政執行法人とする。なお、病院事業については、現行中期目標期間終了時までに本法人の事業としては廃止すべく、公的医療機関への移譲以外の措置も選択肢に含めて取り組む。

【日本万国博覧会記念機構】

○ 大阪府との財産関係の整理に関する協議が整うことを前提に、法人を廃止する。

文部科学省

【国立特別支援教育総合研究所】

○ 成果目標達成法人とする。

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

○ 大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。

○ 国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。

○ 統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引上げ等により、自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指す。

○ 日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得る。なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得る。

【国立青少年教育振興機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 国立青少年交流の家等の自治体・民間への移管等に向けた取組や稼働率の低い施設の廃止に向けた検討を積極的に進め、その上で、将来的な独立採算制への移行、他法人との統合等を検討する。

【国立女性教育会館】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 女性教育及び男女共同参画の推進という政策目標の達成に向けて、本法人の機能、在り方及び効率化に関する抜本的な検討を関係者等の参画を得て行い、平成24年夏までに結論を得る。

【国立科学博物館】

○ 文化振興型の成果目標達成法人とする。

【物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所及び海洋研究開発機構】

○ 上記5法人については、以下の措置を実施するとともに、研究開発の特性に応じた制度が構築されることに併せて統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 物質・材料研究機構については、ニーズ主導を徹底し、更に具体的なイノベーション創出を図るため、産学官共同事業に関する計画策定及び資源配分等の判断を企業・大学と合同で行う意思決定システムを新たに整備する。また、国際的水準での成果を更に実現するため、世界材料研究所フォーラム等の国際協力の枠組みを活用して主要な材料研究所の運営に関する国際的基準を新たに採用・実施し、本法人の運営戦略へ反映する。

○ 科学技術振興機構については、業務内容を、①ニーズ主導への転換による科学技術イノベーションの創出に向けて基礎研究から応用研究までを効率的に実施、②日本全体の研究基盤としてのソフトインフラの整備、の大きく2つに再編する。また、内部組織を大くくり化・再編して効率化するとともに、組織横断的にニーズ主導・イノベーション志向を徹底するため、全体の統括機能を強化することで、ガバナンス体制を整備する。さらに、本法人と理化学研究所の実施している研究について、プロジェクトスタート時及びプロジェクトの進捗途中にそれぞれの研究テーマに重複・無駄がないか、あるとすればどちらの法人において実施することが望ましいかを調整する、理事クラスの合同コーディネーション会議（仮称）を設置し、定期的（年2回程度）に開催することとする、といった組織改革を実現する。また、本法人については、研究開発の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中で本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。

○ 理化学研究所については、独創的シーズ創出のみならず、科学技術イノベーション創出のため、ニーズ主導

への転換に向けて、研究分野の融合・総合化等の見直しを行い、併せて、現在、本法人に設置されている組織の再編整理を進める。その上で、組織横断的にニーズ主導・イノベーション志向を徹底するための統括組織を整備してガバナンスを強化する。さらに、本法人と科学技術振興機構の実施している研究について、プロジェクトスタート時及びプロジェクトの進捗途中にそれぞれの研究テーマに重複・無駄がないか、あるとすればどちらの法人において実施することが望ましいかを調整する、理事クラスの合同コーディネーション会議（仮称）を設置し、定期的（年2回程度）に開催することとする、といった組織改革を実現する。

【放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構】

○　研究開発型の成果目標達成法人とする。

○　今後行われる中長期的な原子力政策及びエネルギー政策の見直しの議論等の結果を踏まえるとともに、事故対策・安全確保対策への重点的取組の必要性に伴い、国の組織と一体になって、事故の収束へ向けた中長期的な取組や安全対策に関する人材の確保・養成等の重要課題に効果的に取り組むことができるよう、平成24年末を目途に成案を得るべく、原子力関連の独立行政法人の将来的な統合等も含めた在り方について検討する。

【国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会】

○　上記3法人は統合し、文化振興型の成果目標達成法人とする。

○　統合に際しては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において「国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する」とされた趣旨を十分踏まえ、必要な職員数・予算を確保するとともに、真に自己収入の増加に向けたインセンティブが確保されることが不可欠である。このため、統合に際しては、①一定の自己収入を美術品等の管理等を行う専門職員の確保に使用できるようにする、②目的積立金が運用上、弾力的に認定されるようにする、③我が国の美術品や文化財等の海外への流出等を防ぐとともに魅力ある収蔵品を機動的・効果的に購入できるように、また、トップクラスの伝統芸能の伝承者や現代舞台芸術の実演家等を招へいする際に2年ないし3年後の公演となる契約等ができるように民間資金等を活用した「基金」を設置する、④シナジー効果を十全に発揮するため法人本部機能を拡充するといった制度設計・運用を行う。

【教員研修センター】

○　学校教育関係職員に対して、国による実施が必要不可欠な研修を行う等の事業は、国の判断と責任の下で実施すべき業務である。更なる教員の資質能力の向上は国の重要課題であることから、必要な定員・予算を確保した上で、本法人の機能を一体として国に移管するとともに、併せてその機能強化を図る。

【日本学術振興会】

○　大学連携型の成果目標達成法人とする。

○　本法人については、研究者向け学術研究の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中で本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。

【宇宙航空研究開発機構】

○　研究開発型の成果目標達成法人とする。

○　宇宙基本法（平成20年法律第43号）の趣旨を踏まえ、国民生活や産業等の視点を宇宙開発に導入することにより、防災研究との連携強化や経済成長への寄与を図るため、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）を改正し、本法人の業務内容を見直す。

【日本スポーツ振興センター】

○　成果目標達成法人とする。

○　施設管理やスポーツ振興投票業務において、民間へ

の委託等により、更なる効率化を図ることとし、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を平成 24 年夏までに作成する。また、民間委託等による効率化が十分な効果を挙げられないと認められる場合には、他法人との統合、業務の再編等の可能性について引き続き検討する。

【国立高等専門学校機構】

○ 成果目標達成法人とする。

厚生労働省

【国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所】

○ 上記2法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 日本発の革新的な医薬品等の研究開発を早急かつ確実に推進するための支援機能を強化し、国際的な創薬競争における遅れを取り戻す観点から、医薬基盤研究所は、創薬支援に中心的に取り組むこととし、また、医薬基盤研究所、理化学研究所、産業技術総合研究所等を含めた国を挙げての創薬体制を整備するため、創薬支援の在り方について、内閣官房医療イノベーション推進室を中心に、厚生労働省、文部科学省、経済産業省等が連携して検討を進め、早期に結論を得る。

【労働安全衛生総合研究所及び労働政策研究・研修機構】

○ 上記2法人を統合し、成果目標達成法人とする。

【勤労者退職金共済機構】

○ 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。

【高齢・障害・求職者雇用支援機構】

○ 成果目標達成法人とする。

【福祉医療機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 金融業務については、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査の導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。

○ 福祉医療政策の動向や金融経済の環境を注視しつつ、政策金融業務を行う既存の法人と同様の法人形態への将来的な移行も含め、その業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。

【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

○ 成果目標達成法人とする。

【労働者健康福祉機構】

○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。

○ 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す。

○ 具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防止、医療の質の向上、財務の透明性確保、適正な利益配分等の観点から検討を進める。

○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とするに当たっては、労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業に限定する。

○ 国立病院機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行う。

【国立病院機構】

○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。

○ 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す。

○　具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防止、医療の質の向上、財務の透明性確保、適正な利益配分等の観点から検討を進める。

○　固有の根拠法に基づき設立される法人とするまでに、職員の非公務員化に伴う問題の解決に向けた所要の調整を行う。

○　労働者健康福祉機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行う。

【医薬品医療機器総合機構】

○　固有の根拠法に基づき設立される法人とする。

○　本法人が行う医薬品等の審査業務は、国民の生命・安全に関わるものであること、また、審査結果は主務大臣の責任に直結することから、国の責任に応じた適切な監督権限を設け、国の関与を強化する。また、このような業務の特性を踏まえ、その業務運営における中立性・公平性を確保する観点から、本法人のガバナンスは新たな法人制度に比較し厳格なものとする。

○　具体的な制度の在り方については、例えば、事業仕分け、「新成長戦略」（平成 22 年6月 18 日閣議決定）等で指摘されたドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消のための戦略的な人材確保、出向者の在り方を含めた法人のガバナンスの抜本的な見直し、透明性及び説明責任を確保するための積極的な情報公開、外部の目による徹底した評価の仕組みの導入、国民負担の最小化等の観点から検討を進める。

【年金・健康保険福祉施設整理機構】

○　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 73 号）の規定に基づき、病院（社会保険病院・厚生年金病院等）を直接経営する業務を主とする地域医療機能推進機構へ移行することとなっており、それまでに法人の在り方について検討する。

【年金積立金管理運用独立行政法人】

○　固有の根拠法に基づき設立される法人とする。

○　本法人の業務は、貴重な国民の財産である年金資産の管理・運用であり、運用による損失は国の負担に直結することから、適切な監督権限を設け、国の関与を強化する。また、このような業務の特性を踏まえ、その業務運営における中立性を確保しつつ、本法人のガバナンスは新たな法人制度に比較し厳格なものとする。

○　具体的な制度の在り方については、例えば、国としての責任が果たせる監督権限の導入、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能等の強化や経営に係る責任の明確化、透明性及び説明責任を確保するための積極的な情報公開、外部の目による徹底した評価の導入等の観点から検討を進める。

【国立高度専門医療研究センター（国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）】

○　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）の附則第 24 条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創薬に関係する他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。

農林水産省

【農林水産消費安全技術センター】

○　行政執行法人とする。

【種苗管理センター及び家畜改良センター】

○　上記2法人を統合し、成果目標達成法人とする。

【水産大学校及び水産総合研究センター】

○ 水産大学校が持つ水産業界を担う即戦力となる人材育成機能と、水産総合研究センターが持つ水産政策の基盤となる研究開発機能の一層の向上を図ることとし、水産分野の人材育成機能及び研究開発機能をより拡充させた新たな法人を成果目標達成法人として設置する。

○ その際は、人材育成機関、研究開発機関それぞれの組織の自立性、意思決定の独自性に配慮しつつ、水産大学校においては、その名称、立地（下関市）、施設を維持し、代表権を有する役員を置く。

○ 人材育成業務については、人材育成型のガバナンスを適用し、水産関連業界への就職率の向上と受益者負担の在り方を検討する。

○ 新法人の設置時期については、水産大学校の在校生への影響を考慮する。

【農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター】

○ 上記4法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 現在各法人が有している能力を維持・向上させる観点から、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築する。

【森林総合研究所】

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 水源林造成事業等については、行政事業型のガバナンスを適用する。

【農畜産業振興機構】

○ 行政事業型の成果目標達成法人とする。

【農業者年金基金】

○ 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とする。

【農林漁業信用基金】

○ 民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。

経済産業省

【経済産業研究所、産業技術総合研究所及び情報処理推進機構】

○ 上記3法人については、統合の効果が十分に確保されるよう、業務運営の在り方を見直すとともに、役員数の削減を含む組織や事業規模の見直し、間接部門の効率化等について明確な目標を速やかに設定して、抜本的な合理化を行った上で統合することとし、研究開発型の成果目標達成法人とする。

【工業所有権情報・研修館】

○ 成果目標達成法人とする。

【日本貿易保険】

○ 「日本再生の基本戦略」（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社に移行する。

【製品評価技術基盤機構】

○ 行政執行法人とする。

【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ なお、本法人については、研究開発の資金配分機関としての性格を有しているが、資金配分実施機関については、事業仕分け等の議論を踏まえ、その在り方を抜本的に見直す必要があることから、その見直しの中で本法人の機能、役割及び在り方についても検討する。

【日本貿易振興機構】

○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。

○ 本法人と国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

○ 本法人と中小企業基盤整備機構の地方事務所については、自治体等と調整しつつ、機能的な統合を進めることとし、中小企業の海外進出に係る業務について総合的に支援する体制を構築する。

【原子力安全基盤機構】

○ 経済産業省から環境省に移管後、平成 24 年末を目途に成案を得ることとされている原子力安全規制組織の在り方の検討の中で、本法人の扱いを検討する。

○ 今後行われる中長期的な原子力政策及びエネルギー政策の見直しの議論等の結果を踏まえるとともに、事故対策・安全確保対策への重点的取組の必要性に伴い、国の組織と一体になって、事故の収束へ向けた中長期的な取組や安全対策に関する人材の確保・養成等の重要課題に効果的に取り組むことができるよう、平成24年末を目途に成案を得るべく、原子力関連の独立行政法人の将来的な統合等も含めた在り方について検討する。

【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 金融的手法を用いたリスクマネー供給業務については、資源獲得の不確実性や民間金融機関では対応困難なカントリーリスク等の特殊性等を踏まえ、高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。

【中小企業基盤整備機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 金融的手法を用いた業務については、高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用し、金融庁検査を導入する。

○ 本法人と日本貿易振興機構の地方事務所については、自治体等と調整しつつ、機能的な統合を進めることとし、中小企業の海外進出に係る業務について総合的に支援する体制を構築する。

国土交通省

【土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所】

○ 上記5法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 現在各法人が有している能力を維持・向上させる観点から、各分野に関して、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築する。

○ また、現在各研究所が有するプレゼンスを損なうことのないよう、統合後に各研究所の名称を引き続き使用することも含めて検討する。

【交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人】

○ 上記2法人を統合し、成果目標達成法人とする。なお、国から移管される検査・登録業務の詳細等が明らかになった段階で、法人の分類について改めて検討することとする。

○ 交通安全環境研究所の研究業務については、統合後の法人が実施する検査・審査等の業務に必要な調査、試験、評価等の基本業務に付随する業務を行う。

【航海訓練所及び海技教育機構】

○ 上記2法人を統合し、人材育成型の成果目標達成法人とする。

○ 統合後の法人は、船員養成を一層効果的・効率的に行う観点から、商船系国立大学、商船系高等専門学校及び関係者との間で一層の連携強化を図り、他の船員養成機関とともに各機関が有する施設や機能の一体的な運用を行う。

○ 海運業界を始めとする関係者の受益者負担について、その在り方を整理し、人的・物的協力を含む適切な負担の拡大を図っていく。

【航空大学校】

○ 人材育成型の成果目標達成法人とする。

○ 民間のパイロット養成事業を積極的に支援し、また、これを活用していくことにより、効率的なパイロット供給に努めることとし、航空大学校については、今後、パイロットの需給バランス、私立大学の動向、国際競争力の確保、航空会社の意見等を踏まえ、パイロット養成事業を民間に委ねていくことにつき検討する。

【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

○ 行政事業型の成果目標達成法人とする。

○ 特例業務及び船舶に関する業務には一般の成果目標達成法人のガバナンスを適用し、このうち内航海運活性化融資業務には高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。

【国際観光振興機構】

○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。国際交流基金との統合あるいは連携強化の在り方について協議の場を設置し、検討を行い、本年度中に方向性について整理した上で平成 24 年夏までに結論を得る。

○ 本法人と国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

【水資源機構】

○ 行政事業型の成果目標達成法人とする。

○ 利害調整や安全確保のための中核的な判断に関わる業務を除き、外部に委託又は移管し、大幅にスリム化する。スリム化に当たっては、業務の外部への委託又は移管がコスト削減に結び付くよう、類似の業務を集約するなど業務の再構築を図る。

【自動車事故対策機構】

○ 成果目標達成法人とする。

○ 自動車アセスメント業務は、交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人に移管する。

【空港周辺整備機構】

○ 今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等を進める中で、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方向で検討する。

○ それまでの間、成果目標達成法人とする。

【海上災害防止センター】

○ 油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、民間主体に移行する方針とされており、これに向けた法整備を可及的速やかに進める。

【都市再生機構】

○ 地方都市を含めた高齢化・人口減少社会への対応など本法人の役割の変化に伴い、持続可能なまちづくりを効率的かつ的確に実施できるよう、業務の見直しと併せ、分割・再編し、スリム化することを検討する。

○ 検討に当たっては、外部の有識者から成る検討の場を内閣府に設置し、住宅・都市再生両部門の連携が図られるようにすること、住宅・都市再生の事業による収益が本法人の有する多額の負債の返済に充てられる仕組みとすること等に留意しつつ、本年度中に方向性について結論を得る。さらに、賃貸住宅の居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ、国民負担が増加しないよう留意しつつ、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成 24 年夏までに結論を得る。また、東日本大震災の復興事業の推進に留意しつつ検討を進める。

【奄美群島振興開発基金】

○ 今後、本法人の機能を安定的かつ効果的に果たしていくため、具体的な繰越欠損金の解消に向けた計画を定めるとともに、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、信用保証業務や自治体からの出資の扱いなどの問題を検討した上で組織・業務の見直しを行う。

○ 高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型の成果目標達成法人とし、金融庁検査を導入する。

【日本高速道路保有・債務返済機構】

○ 成果目標達成法人とする。

【住宅金融支援機構】

○ 本法人の業務をより効率的に実施するため、会社法のガバナンスの導入も含め、組織の在り方について、外部の有識者から成る検討の場を内閣府に設置して検討し、本年度中に基本的な論点について整理した上で平成 24 年夏までに結論を得る。その際、現在の金融市場が不安定な状況にあることから、MBS 市場の混乱やこれに伴う長期固定の住宅ローンの金利の上昇などの事態を招かないよう十分に配慮する。

環境省

【国立環境研究所】

○ 研究開発型の成果目標達成法人とする。

○ 平成24年末を目途に成案を得ることとされている原子力安全規制組織の在り方の検討の中で、本法人の扱いを検討する。

【環境再生保全機構】

○ 行政事業型の成果目標達成法人とする。

防衛省

【駐留軍等労働者労務管理機構】

○ 行政執行法人とする。

(注)上記の講ずべき措置のうち、特定の類型の成果目標達成法人に位置付けることが適当としている法人については、その法人が実施する主な事務・事業に着目して整理を行ったものであり、当該法人が他の類型に係る事務・事業を行っている場合、必要に応じ、当該事務・事業については当該他の類型のガバナンスを適用する。

資料 32　独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成２５年１２月２４日
閣　議　決　定

Ⅰ　独立行政法人改革等の基本的な方向性

○　独立行政法人制度は、平成 13 年１月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。

○　独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげている一方、様々な問題点が指摘されたことから、第１次安倍内閣において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手した。それ以降、様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も２回国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。

このため、今回の改革は、今までの改革の集大成として実現を図る必要がある。

○　今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

・組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる

・制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする

・数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す

・各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備するとの観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。

○　また、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠か否かを検証し、国の事業を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止するなど、講ずべき措置を取りまとめた。

○　今後、この改革に必要な措置を速やかに講じ、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することにより、これまでの集大成としての改革が実現するよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

Ⅱ　独立行政法人制度の見直し

Ⅰの基本的な方向性を踏まえ、運用を含めた制度の見直しについて、以下の措置を講ずる。

１．法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の３つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

①　中期目標管理により事務・事業を行う法人

国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）

②　中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人

「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究

開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）

③　単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しい服務を適用するため、その役職員は国家公務員とする。

中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の２．から４．に記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、５．で後述する。

２．PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルが十分に機能することが必要である。この PDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

(1)　効率的かつ実効性のある評価体制の構築

○　主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。

○　主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。

○　主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。

(2)　目標設定及び業績評価の在り方

○　総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定する。

主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。

○　法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果の反映状況を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。

(3)　法人分類に応じた評価手続の整備

①　中期目標管理型の法人における評価手続

○　中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。

○　主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し

の際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。

② 単年度管理型の法人における評価手続

○ 主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。

○ 主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。

(4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

○ 第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあっては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

○ さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。

○ 第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べることができることとする。

○ 総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

３．法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自律的な PDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

○ 監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。

○ 法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。

○ 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。

○ 中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応させるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも８月末までには承認するよう努める。

○ 会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。

○ 役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、

説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

(2) 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入

○ 役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。

(3) 主務大臣による事後的な是正措置

○ 法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣が違法・不正行為の是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。

4．財政規律、報酬・給与等の見直し、調達の合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた水準とすることができるよう、法人ごとに柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。

さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○ 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。

○ 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。

○ 中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。

○ 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。

また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。

これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。

○ 毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として５割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。

○ 法人の積立金の処分については、中期目

標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を促すため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、

・資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合

・中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。

○　法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法(平成11 年法律第103 号)により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。

○　法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。

○　単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

(2)　報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

○　独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。

しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。

また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。

○　法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。

○　各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。

○　法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。

○　法人の給与水準については、法人の事

務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、

① 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。

② 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考える理由を説明するものとする。

監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。

○ 主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。

○ また、役員の退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。

(3) 調達の合理化

○ 各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

(4) 情報公開の充実

○ 各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。

○ 各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。

○ 法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。

5．研究開発型の法人への対応

(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置

○ 研究開発型の法人についても、他の独立行政法人と同様に「中期目標管理－評価」という枠組みが最適であると考えられるが、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえると、当該法人に期待される研究開発成果の最大化という観点から、独立行政法人制度の個々のルールや運用を大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発型の法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保することが求められる。例えば、中期目標期間について、特に長期的な研究開発プロジェクトを踏まえた形での設定を可能とすることや、より研究開発業務の専門性を加味した目標設定・業績評価が行われる

必要がある。

○　こうした点に鑑み、研究開発型の法人については、独法通則法の下、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として位置付けた上で、研究開発成果の最大化を法人の目的とし、そのために必要な仕組みを整備する。この際、「効率的かつ効果的」という独立行政法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という研究開発型の法人の第一目的が達成できるようにすることが必要である。

○　具体的には、研究開発型の法人について、上記２．から４．までの中期目標管理型の法人に対する措置内容を適用しつつ、法律事項としてはさらに以下を規定する。

・独立行政法人通則法の下、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の法人として位置付け、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化する。

・研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。

・研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関することを追加するものとする。

・研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。

・研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。

・中期目標期間を長期化し、最大７年とする。

○　また、運用については、抜本的に見直しを行い、研究開発成果の最大化に資するため、以下の運用改善を行っていくこととする。

・報酬・給与については、現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、より柔軟な報酬・給与制度の導入が可能であり、こうした業績給等の実施状況の公表により、その導入を促進する。

・法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。

・給与水準は、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。こうした柔軟な取扱いにより、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要となることに鑑み、給与水準を毎年度公表する際には、必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、研究職員の特性を踏まえながら説明する。

・目標設定については、総務大臣が示す目標設定及び業績評価に関する指針において、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、過去の活動の達成度評価のみではなく、そこまでの成果が更に将来どのような

成果に結びつくのかという将来を見越した評価とするなど、必ずしも定量的実績にとらわれない評価も可能であることを明示する。

・研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的ケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。

総務省は、特殊で専門的な研究開発機器の調達であり相手方が特定される場合や緊急的な調達など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進する。また、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

・上記のほか、２．から４．において、効率化目標の設定や自己収入の取扱い、経営努力認定、中期目標期間を超える繰越し等について柔軟化を図ることとなっており、研究開発型の法人についても、研究開発の特性を踏まえた柔軟な運用を行うこととする。

(2)　世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

○　研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となって科学技術イノベーション政策に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、他の研究開発型の法人よりも、総合科学技術会議や主務大臣の関与を強めることが重要である。また、こうした法人に対し、その特性に応じた業務運営上の必要な配慮を行っていく場合、その指針等についてできるだけ法律で規定していくことは望ましい。

○　一方で、こうした法人についても、他の独法と同様に、透明性やガバナンス・効率性を適正に確保していくことが重要であり、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックを行うことが必要である。

○　こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。

別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。

○　別法には以下を含めた事項を盛り込むこととする。

・研究開発の特性を踏まえた運用を行う。

・主務大臣が法人と一体となった運営を可能とするため、主務大臣が、法人に対し、状況の変化に応じた的確な指示を出すことを可能とする。

・主務大臣は、法人に対し、中期戦略目標（最大７年）を提示することとし、記載事項は、①研究開発成果最大化に関する事項、②法人の長のマネジメントに関する事項、③研究開発活動の改善及び効率化に関する事項等とする。なお、主務大臣が中期戦略目標を設定する際は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた目標を設定すること、「研究開発成果最大化に関する事項」については課題解決型の目標設定とすること、「研究開発活動の改善及び効率化に関する事項」については、研究開発の特性に配慮したものとすることが必要である。

・総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定及び中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与を行う。

・法人は自己評価を毎年度実施し、主務大臣に結果を報告する。

・法人の長は、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、職員の能力を最大限発揮させるため、処遇を含め人事制度の改革、柔軟な給与設定等の必要な措置を

講じ、研究開発成果を最大化できる研究体制を構築するよう努める。
・法の施行状況等を踏まえ、特定国立研究開発法人の対象を含め、法制度の在り方の見直しを行う旨を規定する。

Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し

１．組織等の見直しの基本的考え方

○　国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的とする。

○　「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図る。

○　民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。また、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点から必要な見直しを行う。

○　類似の業務や互いに密接に連関する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合する。その際、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。

○　独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人については、他の法人との統合を検討する。

○　法人間における業務実施の連携強化について積極的に取り組むほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化を一層推進する。

２．各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

３．法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

○　法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要である。

○　このため、法人が行う以下の６つの業務について、以下の方針でガバナンスの高度化等の取組を行う。

①　金融業務

政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

○　業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち１名は原則として常勤とする。

○　審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。

○　金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。

○　金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。

②　人材育成業務

特定の職業に結び付いた専門性の高い教育を実施することにより、当該職業の中核的人材を育成する事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。

○　法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免

許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。

○　特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。

○　大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。

③　文化振興・普及業務

美術品、文化財、標本等の保存・展示や伝統芸能の公開など、文化芸術等の振興・普及を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　自己収入を増加し、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。

○　法人間又は周辺の他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。

○　新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。

④　研修施設運営業務

業務の実施に必要な宿泊研修施設を保有し、運営等を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。

○　自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。

○　施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。

○　一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。

⑤　公共事業執行業務

河川、道路、砂防、港湾、都市開発等の公共的土木工事、森林整備、一部の営繕工事等に係る事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。

○　内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。

○　契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的に実施する。

○　法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。

○　入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。

⑥　助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。

○　不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。

○　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

⑦　その他横断的見直し事項

○　補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化

・法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置は、別紙記載のとおりとする。

Ⅳ　その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

○　改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の目線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する。

○　法人の統合は政策実施機能の最大限の向上を図る観点から実施するものであり、時間軸を持った対応が必要である。このため、統合直後には拙速な組織のスリム化は控える一方、統合が定着した後は、適切に組織の合理化に取り組む。また、システム統合など統合を効率的に行うため必要な経費は適切に措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組む。

○　各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。

○　各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年８月１日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。

○　各法人の事務・事業に対する国からの支出等や、積立金や一部法人に設置された基金等も含めた資産について、主務省や第三者機関による評価、行政事業レビューの活用等により不断の見直しを行う。

○　独立行政法人通則法を所管する総務省において、新たな制度や運用の改善が、今般の改革の趣旨に沿ったものとなるよう、独立行政法人を所管する府省との連携を密にするとともに、必要な法令・通達のとりまとめを行うなど、制度・組織の円滑な運営に努める。

○　この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年４月からの改革実施を目指す。その他各法人の統廃合等に係る措置については平成27年４月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成26年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。

○　全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。

（別紙）　略

許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。

○　特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。

○　大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。

③　文化振興・普及業務

美術品、文化財、標本等の保存・展示や伝統芸能の公開など、文化芸術等の振興・普及を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　自己収入を増加し、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。

○　法人間又は周辺の他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。

○　新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。

④　研修施設運営業務

業務の実施に必要な宿泊研修施設を保有し、運営等を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。

○　自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。

○　施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。

○　一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。

⑤　公共事業執行業務

河川、道路、砂防、港湾、都市開発等の公共的土木工事、森林整備、一部の営繕工事等に係る事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。

○　内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。

○　契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的に実施する。

○　法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。

○　入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。

⑥　助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

○　不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。

○　不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。

○　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

⑦　その他横断的見直し事項

○　補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化

・法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置は、別紙記載のとおりとする。

Ⅳ　その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

○　改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の目線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する。

○　法人の統合は政策実施機能の最大限の向上を図る観点から実施するものであり、時間軸を持った対応が必要である。このため、統合直後には拙速な組織のスリム化は控える一方、統合が定着した後は、適切に組織の合理化に取り組む。また、システム統合など統合を効率的に行うため必要な経費は適切に措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組む。

○　各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。

○　各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年８月１日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。

○　各法人の事務・事業に対する国からの支出等や、積立金や一部法人に設置された基金等も含めた資産について、主務省や第三者機関による評価、行政事業レビューの活用等により不断の見直しを行う。

○　独立行政法人通則法を所管する総務省において、新たな制度や運用の改善が、今般の改革の趣旨に沿ったものとなるよう、独立行政法人を所管する府省との連携を密にするとともに、必要な法令・通達のとりまとめを行うなど、制度・組織の円滑な運営に努める。

○　この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年４月からの改革実施を目指す。その他各法人の統廃合等に係る措置については平成27年４月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成26年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。

○　全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。

（別紙）　略